

平成25年度

博物館に関する基礎資料



文部科学省
国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター

博物館に関する基礎資料

目 次

I 博物館関係の法律，政令，省令，告示，報告等

1	教育基本法（平18.12.22 法律第120号）	3
2	社会教育法〔関係部分〕（昭24.6.10 法律第207号）	7
3	博物館法（昭26.12.1 法律第285号）	10
4	博物館法施行令（昭27.3.20 政令第47号）	23
5	博物館法施行規則（昭30.10.4 文部省令第24号）	24
6	独立行政法人国立科学博物館法（平11.12.22 法律第172号）	46
7	博物館の設置及び運営上の望ましい基準（平23.12.20 文部科学省告示第165号）	55
8	「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について （平23.12.20 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知）	59
9	学芸員補の職と同等以上の職の指定（平8.8.28 文部省告示第151号）	65
10	社会教育法の解釈について（博物館等の所管） （昭25.1.10 京都市教育長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答）	66
11	博物館法第16条の規定に基く都道府県教育委員会規則制定事項について （昭27.2.9 各教育委員会あて 文部省社会教育局長通達）	67
12	博物館の登録審査基準要項について （昭27.5.23 各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通達）	69
13	私立博物館の登録要件の審査について （昭40.3.12 山口県教育委員会社会教育課長あて 文部省社会教育局社会教育課長回答）	71
14	学芸員資格証明書交付のとり止めについて （昭42.1.24 各関係大学長あて 文部省社会教育局長通知）	71
15	博物館に相当する施設の指定について （昭46.6.5 各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通知）	73
16	博物館法施行規則の一部改正等について （昭58.6.24 各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通知）	75
17	博物館の整備・運営の在り方について （平2.6.29 社会教育審議会社会教育施設分科会）	77
18	博物館法施行規則の一部改正について （平8.9.13 各都道府県教育委員会教育長あて 文部省生涯学習局長通知）	82
19	博物館法施行規則の一部改正について （平8.9.13 各国公私立大学長他あて 文部省生涯学習局長通知）	85
20	私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準 （平9.3.31 文部省告示第54号）	89
21	博物館に相当する施設の指定の取扱いについて （平10.4.17 各都道府県教育委員会教育長あて 文部省生涯学習局長通知）	90
22	公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について （平10.3.31 生涯学習局長裁定）	90

23	「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に係る基準」の一部を改正する告示について (平14.8.28 各都道府県教育委員会教育長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知) ……	96
24	動物の愛護及び管理に関する法律〔関係部分〕(昭48.10.1 法律第105号) ……	102
25	展示動物の飼養及び保管に関する基準(平16.4.30 環境省告示第33号) ……	137
26	国、独立行政法人、国立大学法人、都道府県立の登録博物館及び博物館相当施設における外国人見学者の受入れ体制等に関する協力依頼について(通知) (平19.12.3 文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、文化庁文化財部美術学芸課長、国土交通省総合政策局観光資源課長通知) ……	144
27	社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について (平20.6.11 内閣府政策統括官(共生社会政策担当) 国立国会図書館長あて 文部科学省生涯学習政策局長通知) ……	145
28	博物館法施行規則第7条第1項に規定する学修を定める件 (平21.8.3 文部科学省告示第128号) ……	151

II 博物館関連の法律、政令、省令、告示等

1	文部科学省設置法〔関係部分〕(平11.7.16 法律第96号) ……	155
2	文部科学省組織令〔関係部分〕(平12.6.7 政令第251号) ……	171
3	地方教育行政の組織及び運営に関する法律〔関係部分〕(昭31.6.30 法律第162号) ……	218
4	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律 (平2.6.29 法律第71号) ……	260
5	地方自治法〔関係部分〕(昭22.4.17 法律第67号) ……	264
6	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律〔関係部分〕 (昭37.9.6 法律第150号) ……	267
7	激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令〔関係部分〕 (昭37.10.10 政令第403号) ……	308
8	文部科学省所管公立社会教育施設災害復旧費調査要領(昭45.12.7 文体体第221号) ……	344

Ⅲ 博物館関連の法律，告示，指針，報告等（文化庁関係分）

1	文化芸術振興基本法（平13.12.7 法律第148号）	355
2	文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）（平23.2.8 閣議決定）	360
3	文化財保護法（昭25.5.30 法律第214号）	377
4	美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平10.6.10 法律第99号）	421
5	独立行政法人国立文化財機構法（平11.12.22 法律第178号）	424
6	美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則 （平10.11.27 文部省令第43号）	436
7	展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平23.4.4 法律第17号）	441
8	展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令（平23.5.27 政令第156号）	444
9	展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則 （平23.5.31 文部科学省令第23号）	445
10	海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平23.4.1 法律第15号）	449
11	海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行令 （平23.9.14 政令第288号）	450
12	海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行規則 （平23.9.15 文部科学省令第33号）	451
13	独立行政法人国立美術館法（平11.12.22 法律第177号）	453
14	市町村立歴史民俗資料館の設置・運営のあり方（昭52 文化庁文化財保護部）	463
15	文化財公開施設の計画に関する指針（平7.8 文化庁文化財保護部）	465
16	重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に 関する規程（平8.8.2 文化庁告示第9号）	471
17	重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設 の事前の届出の免除に関する規程（平8.9.5 文化庁告示第14号）	473
18	重要文化財（建造物）の活用について （平8.12.25 各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁文化財保護部長通知）	476
19	出土品の取扱いについて （平9.8.13 各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁次長通知）	482
20	出土品の保管について （平15.10.30 各都道府県教育委員会教育長あて 文化庁文化財部記念物課長通知）	494
21	文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引（平9.6 文化庁文化財保護部）	495
22	文化財の生物被害防止に関する日常管理（平14.3.31 文化庁文化財）	502
23	21世紀に向けての美術館の在り方について （平9.6.16 21世紀に向けての美術館の在り方に関する調査研究協力者会議）	526

IV 博物館の設置・活動等に対する主な補助制度

1	私立博物館に対する支援措置について	535
2	芸術文化振興基金制度の概要	537
3	地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業国庫補助要項（平25.5.15 文化庁長官決定）	539
4	地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業費国庫補助要項（平25.5.15 文化庁長官決定）	541

V 博物館に関連する答申，建議，報告等

1	社会教育施設の整備について（昭29.2.16 社会教育審議会建議）	549
2	社会教育施設振興の方策はいかにすべきか〔関係部分〕 （昭31.3.28 社会教育審議会答申）	549
3	科学技術教育の振興方策について〔関係部分〕（昭32.11.11 中央教育審議会答申）	551
4	急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について〔関係部分〕 （昭46.4.30 社会教育審議会答申）	552
5	地域社会と文化について（昭54.6.8 中央教育審議会答申）	561
6	生涯教育について〔関係部分〕（昭56.6.11 中央教育審議会答申）	564
7	社会教育施設におけるボランティア活動の促進について〔関係部分〕 （昭61.12.3 社会教育審議会社会教育施設分科会報告）	576
8	博物館の整備・運営の在り方について（再掲） （平2.6.29 社会教育審議会社会教育施設分科会）	581
9	休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について（審議のまとめ）〔関係部分〕 （平4.2.20 青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議）	581
10	学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について －新たな連携・協力システムの構築を目指して－〔関係部分〕 （平6.9.20 生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会報告）	589
11	ユニバーシティ・ミュージアムの設置について －学術標本の収集，保存・活用体制の在り方について－ （平8.1.18 学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会報告）	593
12	地域における生涯学習機会の充実方策について〔関係部分〕 （平8.4.24 生涯学習審議会答申）	599
13	社会教育主事，学芸員及び司書の養成，研修等の改善方策について〔関係部分〕 （平8.4.24 生涯学習審議会社会教育分科審議会報告）	611
14	21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第1次答申）〔関係部分〕 （平8.7.19 中央教育審議会答申）	623
15	自然科学系学芸員の体系的な現職研修の実施について （平9.3 学芸員の資質向上の在り方に関する調査研究協力者会議）	626
16	社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について〔関係部分〕	

	(平10.9.17 生涯学習審議会答申)	629
17	生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ [関係部分] (平11.6.9 生涯学習審議会答申)	631
18	学習の成果を幅広く生かす ー生涯学習の成果を生かすための方策についてー [関係部分] (平11.6.9 生涯学習審議会答申)	633
19	教育改革プログラムー「教育立国」を目指して [関係部分] (平11.9.21 文部省)	635
20	新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について ー情報化で広がる生涯学習の展望ー [関係部分] (平12.11.28 生涯学習審議会答申)	638
21	新しい時代における教養教育の在り方について [関係部分] (平14.2.21 中央教育審議会答申)	639
22	青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について [関係部分] (平14.7.29 中央教育審議会答申)	643
23	今後の生涯学習の振興方策について (審議経過の報告) [関係部分] (平16.3.29 中央教育審議会生涯学習分科会報告)	645
24	科学技術と社会という視点に立った人材養成を目指して ー科学技術・学術審議会人材委員会 第三次提言ー [関係部分] (平16.7)	649
25	人々とともにある科学技術を目指して ー3つのビジョンと7つのメッセージー [関係部分] (平17.7 科学技術理解増進政策に関する懇談会報告)	650
26	科学技術基本計画 [関係部分] (平23.8.19 閣議決定)	651
27	新しい時代の博物館制度の在り方について (報告) (平19.6.15 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議)	652
28	新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について ー知の循環型社会の構築を目指してー [関係部分] (平20.2.19 中央教育審議会答申)	683
29	教育振興基本計画 (抄) (平25.6.14 閣議決定)	696
	<参考> 教育振興基本計画の概要	700
30	学芸員養成の充実方策について (報告) (平21.2.18 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議)	703
31	博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて (報告) (平22.3 これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議)	720

VI 博物館についての国際的規程, 条約等

1	博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告 (仮訳)	735
2	国際博物館会議 (イコム) 規約	738
3	国際博物館会議 (イコム) 日本委員会規程	751
4	国際博物館会議 (イコム) 職業倫理規程	753

5	絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約	769
6	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	780
7	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令	830

VII 博物館に関する基本データ

1	平成23年度社会教育調査 [関係部分]	891
2	博物館に関するデータ (平成23年度社会教育調査による)	912

I 博物館関係の法律，政令，省令，告示，報告等

1 教育基本法

[平成18年12月22日]
[法律第120号]

教育基本法（昭和22年法律第25号）の全部を改正する。

目 次

前 文

第1章 教育の目的及び理念（第1条－第4条）

第2章 教育の実施に関する基本（第5条－第15条）

第3章 教育行政（第16条・第17条）

第4章 法令の制定（第18条）

附 則

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く^{ひら}教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第1章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第1条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第2条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(生涯学習の理念)

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(教育の機会均等)

第4条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。

2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。

3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第2章 教育の実施に関する基本

(義務教育)

第5条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。

3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。

4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

(学校教育)

第6条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

(大学)

第7条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第8条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第9条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その

職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第10条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第11条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第12条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第13条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

(政治教育)

第14条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第15条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第3章 教育行政

(教育行政)

第16条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。
- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第4章 法令の制定

第18条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(社会教育法等の一部改正)

2 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(昭和22年法律第25号)」を「教育基本法(平成18年法律第120号)」に改める。

一 社会教育法(昭和24年法律第207号)第1条

二 産業教育振興法(昭和26年法律第228号)第1条

三 理科教育振興法(昭和28年法律第186号)第1条

四 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和28年法律第238号)第1条

五 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法(昭和29年法律第157号)第1条

六 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第37条第1項

七 独立行政法人国立高等専門学校機構法(平成15年法律第113号)第16条

(放送大学学園法及び構造改革特別区域法の一部改正)

3 次に掲げる法律の規定中「教育基本法(昭和22年法律第25号)第9条第2項」を「教育基本法(平成18年法律第120号)第15条第2項」に改める。

一 放送大学学園法(平成14年法律第156号)第18条

二 構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第20条第17項

2 社会教育法 [関係部分]

昭和24年 6月10日 法律第207号
最近改正
平成20年 6月11日 法律第59号

第1章 総 則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第2条 この法律で「社会教育」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基き、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第1項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第4条 前条第1項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校が行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第3条第1項の任務を達成するために必要な事務
(都道府県の教育委員会の事務)

第6条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務(第三号の事務を除く。)を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項
(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

(以下略)

(図書館及び博物館)

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第2章 社会教育主事及び社会教育主事補

(以下略)

(社会教育主事の資格)

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期

間を通算した期間が3年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

イ 社会教育主事補の職にあつた期間

ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間

ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が1年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（以下略）

附 則 [平成20年6月11日 法律第59号] 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第2条中図書館法第5条第1項第二号を削る改正規定及び同項第一号を同項第二号とし、同項に第一号として一号を加える改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（社会教育法の一部改正に伴う経過措置）

2 この法律の施行の日前に第1条の規定による改正前の社会教育法第9条の4第一号ロに規定する社会教育に関係のある職で文部科学大臣の指定するものにあつた期間は、第1条の規定による改正後の社会教育法第9条の4第一号ロに掲げる期間とみなす。

4 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前から引き続き大学に在学し、当該大学において図書館に関する科目を履修する者の司書となる資格に関し必要な経過措置は、文部科学省令で定める。

3 博物館法

[昭和26年12月1日 法律第285号
最近改正：平成23年12月14日 法律第122号]

- 第1章 総則（第1条—第9条の2）
- 第2章 登録（第10条—第17条）
- 第3章 公立博物館（第18条—第26条）
- 第4章 私立博物館（第27条・第28条）
- 第5章 雑則（第29条）
- 附則

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和25年法律第118号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。第29条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録を含む。）をいう。）をいう。

（博物館の事業）

第3条 博物館は、前条第1項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。

- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
 - 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
 - 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
 - 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
 - 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
 - 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
 - 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和25年法律第214号)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
 - 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
 - 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
 - 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。
- 2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

(館長、学芸員その他の職員)

第4条 博物館に、館長を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

(学芸員の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 一 学士の学位を有する者で、大学において文部科学省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したもの
 - 二 大学に2年以上在学し、前号の博物館に関する科目の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあつたもの
 - 三 文部科学大臣が、文部科学省令で定めるところにより、前二号に掲げる者と同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者
- 2 前項第二号の学芸員補の職には、官公署、学校又は社会教育施設(博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。)における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。

(学芸員補の資格)

第6条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。

(学芸員及び学芸員補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第8条 文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、博物館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第9条 博物館は、当該博物館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第9条の2 博物館は、当該博物館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該博物館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

第2章 登録

(登録)

第10条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けるものとする。

(登録の申請)

第11条 前条の規定による登録を受けようとする者は、設置しようとする博物館について、左に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県の教育委員会に提出しなければならない。

- 一 設置者の名称及び私立博物館にあつては設置者の住所
- 二 名称
- 三 所在地

2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面
- 二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書

面

(登録要件の審査)

第12条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めるときは、同条第1項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めるときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第2条第1項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 1年を通じて150日以上開館すること。

(登録事項等の変更)

第13条 博物館の設置者は、第11条第1項各号に掲げる事項について変更があつたとき、又は同条第2項に規定する添付書類の記載事項について重要な変更があつたときは、その旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、第11条第1項各号に掲げる事項に変更があつたことを知つたときは、当該博物館に係る登録事項の変更登録をしなければならない。

(登録の取消)

第14条 都道府県の教育委員会は、博物館が第12条各号に掲げる要件を欠くに至つたものと認めるとき、又は虚偽の申請に基いて登録した事実を発見したときは、当該博物館に係る登録を取り消さなければならない。但し、博物館が天災その他やむを得ない事由により要件を欠くに至つた場合においては、その要件を欠くに至つた日から2年間はこの限りでない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により登録の取消しをしたときは、当該博物館の設置者に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。

(博物館の廃止)

第15条 博物館の設置者は、博物館を廃止したときは、すみやかにその旨を都道府県の教育委員会に届け出なければならない。

2 都道府県の教育委員会は、博物館の設置者が当該博物館を廃止したときは、当該博物館に係る登録をまつ消さなければならない。

(規則への委任)

第16条 この章に定めるものを除くほか、博物館の登録に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会の規則で定める。

第17条 削除

第3章 公立博物館

(設置)

第18条 公立博物館の設置に関する事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

(所管)

第19条 公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属する。

(博物館協議会)

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

(入館料等)

第23条 公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

(博物館の補助)

第24条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、博物館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第25条 削除

(補助金の交付中止及び補助金の返還)

第26条 国は、博物館を設置する地方公共団体に対し第24条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、第一号の場合の取消が虚偽の申請に基いて登録した事実の発見に因るものである場合には、既に交付した補助金を、第三号及び第四号に該当する場合には、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

- 一 当該博物館について、第14条の規定による登録の取消があつたとき。
- 二 地方公共団体が当該博物館を廃止したとき。
- 三 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

四 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第4章 私立博物館

(都道府県の教育委員会との関係)

第27条 都道府県の教育委員会は、博物館に関する指導資料の作成及び調査研究のために、私立博物館に対し必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立博物館に対し、その求めに応じて、私立博物館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第28条 国及び地方公共団体は、私立博物館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき援助を与えることができる。

第5章 雑則

(博物館に相当する施設)

第29条 博物館の事業に類する事業を行う施設で、国又は独立行政法人が設置する施設にあつては文部科学大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、文部科学省令で定めるところにより、博物館に相当する施設として指定したものについては、第27条第2項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

(経過規定)

2 第6条に規定する者には、旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)、旧高等学校令又は旧青年学校令(昭和14年勅令第254号)の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科を卒業し、又は修了した者及び文部省令でこれらの者と同等以上の資格を有するものと定めた者を含むものとする。

附 則 (昭和27年8月14日法律第305号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、附則第6項及び附則第16項から附則第26項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第6項及び附則第16項から附則第26項までの規定は、公布の日から起算して6箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和30年7月22日法律第81号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過規定)

- 2 改正前の博物館法（以下「旧法」という。）第5条第1項第二号、第四号又は第五号に該当する者は、改正後の博物館法（以下「新法」という。）第5条の規定にかかわらず、学芸員となる資格を有するものとする。
- 4 新法第5条第二号の学芸員補の職には、旧法附則第4項に規定する学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を含むものとする。

附 則 （昭和31年6月30日法律第163号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、昭和31年10月1日から施行する。

附 則 （昭和34年4月30日法律第158号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和46年6月1日法律第96号） 抄

(施行期日等)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 5 この法律の施行前に第13条の規定による改正前の博物館法第29条の規定により文部大臣がした指定は、第13条の規定による改正後の博物館法第29条の規定により文部大臣又は都道府県の教育委員会がした指定とみなす。

附 則 （昭和58年12月2日法律第78号） 抄

- 1 この法律（第1条を除く。）は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 （昭和61年12月4日法律第93号） 抄

(施行期日)

- 第1条 この法律は、昭和62年4月1日から施行する。

(政令への委任)

- 第42条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成3年4月2日法律第23号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 （平成3年4月2日法律第25号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、平成3年7月1日から施行する。

附 則 （平成5年11月12日法律第89号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行の日から施行する。

（諮問等がされた不利益処分に関する経過措置）

第2条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第13条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第13条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置）

第14条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

（政令への委任）

第15条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成11年7月16日法律第87号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第250

条の9第1項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日

（国等の事務）

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第160条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第161条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であって、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があったものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第250条 新地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 （平成11年12月22日法律第220号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第1条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。

(政令への委任)

第4条 前2条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （平成13年 7 月11日法律第105号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第56条に1項を加える改正規定、第57条第3項の改正規定、第67条に1項を加える改正規定並びに第73条の3及び第82条の10の改正規定並びに次条及び附則第5条から第16条までの規定 平成14年4月1日

附 則 （平成18年 6 月 2 日法律第50号）

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成19年 6 月27日法律第96号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成20年 6 月11日法律第59号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成23年 6 月24日法律第74号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

附 則 （平成23年 8 月30日法律第105号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第2条、第10条（構造改革特別区域法第18条の改正規定に限る。）、第14条（地方自治法第252条の19、第260条並びに別表第一騒音規制法（昭和43年法律第98号）の項、都市計画法（昭和43年法律第100号）の項、都市再開発法（昭和44年法律第38号）の項、環境基本法（平成5年法律第91号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和44年法律第38号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年

法律第67号)の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成14年法律第78号)の項の改正規定に限る。),第17条から第19条まで,第22条(児童福祉法第21条の5の6,第21条の5の15,第21条の5の23,第24条の9,第24条の17,第24条の28及び第24条の36の改正規定に限る。),第23条から第27条まで,第29条から第33条まで,第34条(社会福祉法第62条,第65条及び第71条の改正規定に限る。),第35条,第37条,第38条(水道法第46条,第48条の2,第50条及び第50条の2の改正規定を除く。),第39条,第43条(職業能力開発促進法第19条,第23条,第28条及び第30条の2の改正規定に限る。),第51条(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第64条の改正規定に限る。),第54条(障害者自立支援法第88条及び第89条の改正規定を除く。),第65条(農地法第3条第1項第九号,第4条,第5条及び第57条の改正規定を除く。),第87条から第92条まで,第99条(道路法第24条の3及び第48条の3の改正規定に限る。),第101条(土地区画整理法第76条の改正規定に限る。),第102条(道路整備特別措置法第18条から第21条まで,第27条,第49条及び第50条の改正規定に限る。),第103条,第105条(駐車場法第4条の改正規定を除く。),第107条,第108条,第115条(首都圏近郊緑地保全法第15条及び第17条の改正規定に限る。),第116条(流通業務市街地の整備に関する法律第3条の2の改正規定を除く。),第118条(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第16条及び第18条の改正規定に限る。),第120条(都市計画法第6条の2,第7条の2,第8条,第10条の2から第12条の2まで,第12条の4,第12条の5,第12条の10,第14条,第20条,第23条,第33条及び第58条の2の改正規定を除く。),第121条(都市再開発法第7条の4から第7条の7まで,第60条から第62条まで,第66条,第98条,第99条の8,第139条の3,第141条の2及び第142条の改正規定に限る。),第125条(公有地の拡大の推進に関する法律第9条の改正規定を除く。),第128条(都市緑地法第20条及び第39条の改正規定を除く。),第131条(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第7条,第26条,第64条,第67条,第104条及び第109条の2の改正規定に限る。),第142条(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第18条及び第21条から第23条までの改正規定に限る。),第145条,第146条(被災市街地復興特別措置法第5条及び第7条第3項の改正規定を除く。),第149条(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第20条,第21条,第191条,第192条,第197条,第233条,第241条,第283条,第311条及び第318条の改正規定に限る。),第155条(都市再生特別措置法第51条第4項の改正規定に限る。),第156条(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第102条の改正規定を除く。),第157条,第158条(景観法第57条の改正規定に限る。),第160条(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第6条第5項の改正規定(「第2項第二号イ」を「第2項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第11条及び第13条の改正規定に限る。),第162条(高齢者,障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条,第12条,第13条,第36条第2項及び第56条の改正規定に限る。),第165条(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第24条及び第29条の改正規定に限る。),第169条,第171条(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の改正規定に限る。),第174条,第178条,第182条(環境基本法第16条及び第40条の2の改正規定に限る。))及び第187条(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第15条の改正規定,同法第28条第9項の改正規定(「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める部分を除く。),同法第29条第4項の改正規定(「第4条第3項」を「第4条第4項」に改める部分を除く。))並びに同法第34条及び第35条の改正規定に限る。)の規定並びに附則第13条,第15条から第24条まで,第25条第1項,第26条,第27条第1項から第3項まで,第30条から第32条まで,第38条,第44条,第46条第1項及び第4項,第47条から第49条まで,

第51条から第53条まで，第55条，第58条，第59条，第61条から第69条まで，第71条，第72条第1項から第3項まで，第74条から第76条まで，第78条，第80条第1項及び第3項，第83条，第87条（地方税法第587条の2及び附則第11条の改正規定を除く。），第89条，第90条，第92条（高速自動車国道法第25条の改正規定に限る。），第101条，第102条，第105条から第107条まで，第112条，第117条（地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）第4条第8項の改正規定に限る。），第119条，第121条の2並びに第123条第2項の規定 平成24年4月1日

（罰則に関する経過措置）

第81条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定にあっては，当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

（政令への委任）

第82条 この附則に規定するもののほか，この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は，政令で定める。

附 則 （平成23年12月14日法律第122号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は，公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし，次の各号に掲げる規定は，当該各号に定める日から施行する。

一 附則第6条，第8条，第9条及び第13条の規定 公布の日

4 博物館法施行令

昭和27年 3月20日 政令第47号
最近改正
昭和34年 4月30日 政令第157号

内閣は、博物館法（昭和26年法律第285号）第25条第2項の規定に基き、及び同条の規定を実施するため、この政令を制定する。

（政令で定める法人）

第1条 博物館法（以下「法」という。）第2条第1項の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。

- 一 日本赤十字社
- 二 日本放送協会（施設、設備に要する経費の範囲）

第2条 法第24条第1項に規定する博物館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。

- 一 施設費 施設の建築に要する本工事費、附帯工事費及び事務費
- 二 設備費 博物館に備え付ける博物館資料及びその利用のための器材器具の購入に要する経費

附 則 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 [昭和28年 9月 8日 政令第275号]

この政令は、公布の日から施行し、昭和28年 9月 1日から適用する。

附 則 [昭和30年 8月24日 政令第192号] 抄

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和30年 7月22日から適用する。

附 則 [昭和31年 6月30日 政令第222号] 抄

（施行期日）

1 この政令は、昭和31年10月 1日から施行する。

附 則 [昭和34年 4月30日 政令第157号] 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

5 博物館法施行規則

〔昭和 30 年 10 月 4 日 文部省令第 24 号
最近改正：平成 24 年 6 月 29 日 文部科学省令第 24 号〕

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 5 条及び第 29 条の規定に基づき、博物館法施行規則（昭和 27 年文部省令第 11 号）の全部を改正する省令を次のように定める。

第 1 章 博物館に関する科目の単位（第 1 条・第 2 条）

第 2 章 学芸員の資格認定（第 3 条—第 17 条）

第 3 章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準（第 18 条）

第 4 章 博物館に相当する施設の指定（第 19 条—第 24 条）

第 5 章 雑則（第 25 条—第 29 条）

附則

第 1 章 博物館に関する科目の単位

（博物館に関する科目の単位）

第 1 条 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項第一号に規定する博物館に関する科目の単位は、次の表に掲げるものとする。

科目	単位数
生涯学習概論	2
博物館概論	2
博物館経営論	2
博物館資料論	2
博物館資料保存論	2
博物館展示論	2
博物館教育論	2
博物館情報・メディア論	2
博物館実習	3

2 博物館に関する科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位又は第 6 条第 3 項に規定する試験科目について合格点を得ている科目は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

（博物館実習）

第 2 条 前条に掲げる博物館実習は、博物館（法第 2 条第 1 項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第 29 条の規定に基づき文部科学大臣若しくは都道府県の教育委員会の指定した博物館に相当す

る施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 博物館実習には、大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導を含むものとする。

第2章 学芸員の資格認定

（資格認定）

第3条 法第5条第1項第三号の規定により学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者は、この章に定める試験認定又は審査認定（以下「資格認定」という。）の合格者とする。

（資格認定の施行期日等）

第4条 資格認定は、毎年少なくとも各1回、文部科学大臣が行う。

2 資格認定の施行期日、場所及び出願の期限等は、あらかじめ、官報で公告する。ただし、特別の事情がある場合には、適宜な方法によつて公示するものとする。

（試験認定の受験資格）

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、試験認定を受けることができる。

- 一 学士の学位を有する者
- 二 大学に2年以上在学して62単位以上を修得した者で2年以上学芸員補の職（法第5条第2項に規定する職を含む。以下同じ。）にあつた者
- 三 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第2条第1項に規定する教育職員の普通免許状を有し、2年以上教育職員の職にあつた者
- 四 4年以上学芸員補の職にあつた者
- 五 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

（試験認定の方法及び試験科目）

第6条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記の方法により行う。

- 2 試験認定は、2回以上にわたり、それぞれ1以上の試験科目について受けることができる。
- 3 試験科目は、次表に定めるとおりとする。

試験科目		試験認定の必要科目
必須科目	生涯学習概論	上記科目の全科目
	博物館概論	
	博物館経営論	
	博物館資料論	
	博物館資料保存論	
	博物館展示論	
	博物館教育論	
	博物館情報・メディア論	

選択科目	文化史	上記科目のうちから受験者の選択する2科目
	美術史	
	考古学	
	民俗学	
	自然科学史	
	物理	
	化学	
	生物学	
	地学	

(試験科目の免除)

第7条 大学において前条に規定する試験科目に相当する科目の単位を修得した者又は文部科学大臣が別に定めるところにより前条に規定する試験科目に相当する学修を修了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。

第8条 削除

(審査認定の受験資格)

第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、審査認定を受けることができる。

- 一 学位規則(昭和28年文部省令第9号)による修士若しくは博士の学位又は専門職学位を有する者であつて、2年以上学芸員補の職にあつた者
- 二 大学において博物館に関する科目(生涯学習概論を除く。)に関し2年以上教授、准教授、助教又は講師の職にあつた者であつて、2年以上学芸員補の職にあつた者
- 三 次のいずれかに該当する者であつて、都道府県の教育委員会の推薦する者
 - イ 学士の学位を有する者であつて、4年以上学芸員補の職にあつた者
 - ロ 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得した者であつて、6年以上学芸員補の職にあつた者
 - ハ 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者であつて、8年以上学芸員補の職にあつた者
 - ニ その他11年以上学芸員補の職にあつた者
- 四 その他文部科学大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めたる者

(審査認定の方法)

第10条 審査認定は、次条の規定により願い出た者について、博物館に関する学識及び業績を審査して行うものとする。

(受験の手続)

第11条 資格認定を受けようとする者は、受験願書(別記第一号様式により作成したもの)に次に掲げる書類等を添えて、文部科学大臣に願い出なければならない。この場合において、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の7第3項の規定により同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報の提供を受けて文部科学大臣が資格認定を受けようとする者の氏名、生年月日及び住所を確認することができるときは、第三号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

- 一 受験資格を証明する書類
- 二 履歴書(別記第二号様式により作成したもの)

三 戸籍抄本又は住民票の写し（いずれも出願前6月以内に交付を受けたもの）

四 写真（出願前6月以内に撮影した無帽かつ正面上半身のもの）

2 前項に掲げる書類は、やむを得ない事由があると文部科学大臣が特に認めた場合においては、他の証明書をもって代えることができる。

3 第7条の規定に基づき試験認定の試験科目の免除を願い出る者については、その免除を受ける資格を証明する書類を提出しなければならない。

4 審査認定を願い出る者については、第1項各号に掲げるもののほか、次に掲げる資料又は書類を提出しなければならない。

一 第9条第一号又は同条第二号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等

二 第9条第三号により出願する者にあつては、博物館に関する著書、論文、報告等又は博物館に関する顕著な実績を証明する書類

三 第9条第四号により出願する者にあつては、前二号に準ずる資料又は書類

（試験認定合格者）

第12条 試験科目（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）の全部について合格点を得た者（試験科目の全部について試験の免除を受けた者を含む。以下「筆記試験合格者」という。）であつて、1年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣が認定した者を試験認定合格者とする。

2 筆記試験合格者が試験認定合格者になるためには、試験認定合格申請書（別記第三号様式によるもの）を文部科学大臣に提出しなければならない。

（審査認定合格者）

第13条 第10条の規定による審査に合格した者を審査認定合格者とする。

（合格証書の授与等）

第14条 試験認定合格者及び審査認定合格者に対しては、合格証書（別記第四号様式によるもの）を授与する。

2 筆記試験合格者に対しては、筆記試験合格証書（別記第五号様式によるもの）を授与する。

3 合格証書を有する者が、その氏名を変更し、又は合格証書を破損し、若しくは紛失した場合において、その事由をしるして願い出たときは、合格証書を書き換え又は再交付する。

（合格証明書の交付等）

第15条 試験認定合格者又は審査認定合格者が、その合格の証明を願い出たときは、合格証明書（別記第六号様式によるもの）を交付する。

2 筆記試験合格者が、その合格の証明を申請したときは、筆記試験合格証明書（別記第七号様式によるもの）を交付する。

3 一以上の試験科目について合格点を得た者（筆記試験合格者を除く。次条及び第17条において「筆記試験科目合格者」という。）がその科目合格の証明を願い出たときは、筆記試験科目合格証明書（別記第八号様式によるもの）を交付する。

（手数料）

第16条 次表の上欄に掲げる者は、それぞれその下欄に掲げる額の手数料を納付しなければならない。

上 欄	下 欄
1 試験認定を願い出る者	1科目につき 1,300円
2 審査認定を願い出る者	3,800円
3 試験認定の試験科目の全部について免除を願い出る者	800円
4 合格証書の手換え又は再交付を願い出る者	700円
5 合格証明書の交付を願い出る者	700円
6 筆記試験合格証明書の交付を願い出る者	700円
7 筆記試験科目合格証明書の交付を願い出る者	700円

2 前項の規定によつて納付すべき手数料は、収入印紙を用い、収入印紙は、各願書にはるものとする。ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 3 条第 1 項の規定により申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならない。

3 納付した手数料は、これを返還しない。
（不正の行為を行った者等に対する処分）

第 17 条 虚偽若しくは不正の方法により資格認定を受け、又は資格認定を受けるにあたり不正の行為を行った者に対しては、受験を停止し、既に受けた資格認定の成績を無効にするとともに、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

2 試験認定合格者、審査認定合格者、筆記試験合格者又は筆記試験科目合格者について前項の事実があつたことが明らかになつたときは、その合格を無効にするとともに、既に授与し、又は交付した合格証書その他当該合格を証明する書類を取り上げ、かつ、期間を定めてその後の資格認定を受けさせないことができる。

3 前 2 項の処分をしたときは、処分を受けた者の氏名及び住所を官報に公告する。

第 3 章 博物館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第 18 条 法第 22 条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

第 4 章 博物館に相当する施設の指定

（申請の手続）

第 19 条 法第 29 条の規定により博物館に相当する施設として文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指定を受けようとする場合は、博物館相当施設指定申請書（別記第九号様式により作成したもの）に次に掲げる書類等を添えて、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。第 21 条において同じ。）が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県立の施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の

教育委員会に、それぞれ提出しなければならない。

- 一 当該施設の有する資料の目録
- 二 直接当該施設の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及び図面
- 三 当該年度における事業計画書及び予算の収支の見積に関する書類
- 四 当該施設の長及び学芸員に相当する職員の氏名を記載した書類
(指定要件の審査)

第 20 条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、博物館に相当する施設として指定しようとするときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。

- 一 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料を整備していること。
- 二 博物館の事業に類する事業を達成するために必要な専用の施設及び設備を有すること。
- 三 学芸員に相当する職員がいること。
- 四 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。
- 五 1年を通じて100日以上開館すること。

2 前項に規定する指定の審査に当つては、必要に応じて当該施設の実地について審査するものとする。

第 21 条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指定する博物館に相当する施設（以下「博物館相当施設」という。）が第 20 条第 1 項に規定する要件を欠くに至つたときは、直ちにその旨を、国立の施設にあつては当該施設の長が、独立行政法人が設置する施設にあつては当該独立行政法人の長が文部科学大臣に、都道府県立の施設にあつては当該施設の長（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が、その他の施設にあつては当該施設を設置する者（大学に附属する施設にあつては当該大学の長）が当該施設の所在する都道府県の教育委員会に、それぞれ報告しなければならない。

第 22 条 削除

第 23 条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定した博物館相当施設に対し、第 20 条第 1 項に規定する要件に関し、必要な報告を求めることができる。

(指定の取消)

第 24 条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定した博物館相当施設が第 20 条第 1 項に規定する要件を欠くに至つたものと認めたとき、又は虚偽の申請に基いて指定した事実を発見したときは、当該指定を取り消すものとする。

第 5 章 雑則

(学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第 25 条 第 5 条第 1 号及び第 9 条第 3 号イに規定する学士の学位を有する者には、次に掲げる者を含むものとする。

- 一 旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）による学士の称号を有する者
- 二 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 1 項第二号から第八号までのいずれかに該当する者

(短期大学士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者)

第 26 条 第 5 条第二号及び第 9 条第三号ロに規定する大学に 2 年以上在学し、62 単位以上を修得した者には、次に掲げる者を含むものとする。

- 一 旧大学令、旧高等学校令（大正 7 年勅令第 389 号）、旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）又は

旧教員養成諸学校官制（昭和 21 年勅令第 208 号）の規定による大学予科，高等学校高等科，専門学校又は教員養成諸学校を修了し，又は卒業した者

二 学校教育法施行規則第 155 条第二項各号のいずれかに該当する者

（修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）

第 27 条 第 9 条第一号に規定する修士の学位を有する者には，学校教育法施行規則第 156 条各号のいずれかに該当する者を含むものとする。

（博士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）

第 28 条 第 9 条第一号に規定する博士の学位を有する者には，次に掲げる者を含むものとする。

一 旧学位令（大正 9 年勅令第 200 号）による博士の称号を有する者

二 外国において博士の学位に相当する学位を授与された者

（専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められる者）

第 29 条 第 9 条第一号に規定する専門職学位を有する者には，外国において専門職学位に相当する学位を授与された者を含むものとする。

附則

1 この省令は，公布の日から施行する。

2 試験認定を受ける者のうち，博物館法の一部を改正する法律（昭和 30 年法律第 81 号）附則第 3 項の規定により学芸員となる資格を有する者にあつては，第 6 条第 2 項の規定にかかわらず，選択科目の試験を免除する。

附則（昭和 41 年 11 月 2 日文部省令第 42 号）

この省令は，公布の日から施行する。

附則（昭和 42 年 11 月 9 日文部省令第 19 号）抄
（施行期日）

1 この省令は，昭和 42 年 11 月 10 日から施行する。

附則（昭和 46 年 6 月 1 日文部省令第 22 号）

この省令は，公布の日から施行する。

附則（昭和 47 年 4 月 27 日文部省令第 16 号）

この省令は，公布の日から施行する。

附則（昭和 50 年 7 月 26 日文部省令第 27 号）

この省令は，公布の日から施行する。

附則（昭和 56 年 3 月 23 日文部省令第 8 号）

この省令は，昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附則（昭和 58 年 5 月 10 日文部省令第 21 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和 59 年 3 月 23 日 文部省令第 2 号）

この省令は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附則（昭和 62 年 3 月 28 日 文部省令第 4 号）

この省令は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成元年 3 月 29 日 文部省令第 8 号）

この省令は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成元年 4 月 1 日 文部省令第 18 号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成 3 年 3 月 16 日 文部省令第 3 号）

この省令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 3 年 6 月 19 日 文部省令第 31 号）

この省令は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 5 年 4 月 23 日 文部省令第 24 号）

- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令による改正後の学位規則第 12 条の規定にかかわらず、同条に規定する報告の様式については、平成 6 年 3 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

附則（平成 6 年 3 月 22 日 文部省令第四号）

この省令は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 8 年 8 月 28 日 文部省令第 28 号）

- 1 この省令は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この省令の施行の日前に、改正前の博物館法施行令規則（以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項に規定する科目の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行規則（以下「新規則」という。）第 1 条に規定する科目の単位の全部を修得したものとみなす。
- 3 この省令の施行の日前に、次の表の上欄に掲げる旧規則第 1 条第 1 項に規定する試験科目の単位の修得した者は、下欄に掲げる新規則第 1 条に規定する科目の単位の全部を修得したものとみなす。

社会教育概論	1 単位	生涯学習概論	1 単位
博物館学	4 単位	博物館概論	2 単位
		博物館経営論	1 単位
		博物館資料論	2 単位
		博物館情報論	1 単位
視聴覚教育	1 単位	視聴覚教育メディア論	1 単位
教育原理	1 単位	教育学概論	1 単位

4 この省令の施行の日前に、次の表の上欄に掲げる旧規則第6条第2項に規定する科目に合格した者は、下欄に掲げる新規則第6条第2項に規定する科目に合格したものとみなす。

社会教育概論	生涯学習概論
視聴覚教育	視聴覚教育メディア論
教育原理	教育学概論

附則（平成9年3月18日文部省令第1号）

この省令は、平成9年4月1日から施行する。

附則（平成10年12月18日文部省令第45号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成12年2月29日文部省令第7号）

この省令は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成12年10月31日文部省令第53号）抄

（施行期日）

第1条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成11年法律第88号）の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附則（平成15年3月28日文部科学省令第10号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成15年3月31日文部科学省令第15号）抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成15年4月1日から施行する。

附則（平成15年12月19日文部科学省令第56号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成16年3月30日文部科学省令第13号）

この省令は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成16年3月31日文科科学省令第15号）抄
（施行期日）

第1条 この省令は、平成16年4月1日から施行する。

附則（平成18年3月31日文科科学省令第11号）
（施行期日）

第1条 この省令は、平成19年4月1日から施行する。

（助教授の在職に関する経過措置）

第2条 この省令の規定による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

- 一 学校教育法施行規則第8条第一号ロ
- 二 博物館法施行規則第9条第二号
- 三 大学設置基準第14条第四号
- 四 高等専門学校設置基準第11条第三号
- 五 短期大学設置基準第23条第五号

附則（平成20年6月11日文科科学省令第18号）

この省令は、社会教育法等の一部を改正する法律（平成20年法律第59号）の施行の日（平成20年6月11日）から施行する。

附則（平成21年4月30日文科科学省令第22号）

- 1 この省令は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この省令の施行の前日に、改正前の博物館法施行規則（以下「旧規則」という。）第1条に規定する博物館に関する科目（以下「旧科目」という。）の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行規則（以下「新規則」という。）第一条に規定する博物館に関する科目（以下「新科目」という。）の単位の全部を修得したものとみなす。
- 3 この省令の施行の前日から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに旧科目の単位の全部を修得した者は、新科目の単位の全部を修得したものとみなす。
- 4 この省令の施行の前日から引き続き大学に在学している者で、当該大学を卒業するまでに次の表中新科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者は、当該科目に相当する旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得したものとみなす。

新 科 目	単位数	旧 科 目	単位数
生涯学習概論	2	生涯学習概論	1
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館経営論	2	博物館経営論	1
博物館資料論	2	博物館資料論	2
博物館教育論	2	教育学概論	1

博物館情報・メディア論	2	博物館情報論 視聴覚教育メディア論	1 1
博物館実習	3	博物館実習	3
博物館概論	2	博物館学	6
博物館経営論	2	視聴覚教育メディア論	1
博物館資料論	2		
博物館情報・メディア論	2		
博物館経営論	2	博物館学各論	4
博物館資料論	2	視聴覚教育メディア論	1
博物館情報・メディア論	2		

5 この省令の施行の日前に、次の表中旧科目の欄に掲げる科目の単位を修得した者が、新たに学芸員となる資格を得ようとする場合には、既に修得した旧科目の単位は、当該科目に相当する新科目の単位とみなす。

旧科目	単位数	新科目	単位数
生涯学習概論	1	生涯学習概論	2
博物館概論	2	博物館概論	2
博物館経営論	1	博物館経営論	2
博物館資料論	2	博物館資料論	2
博物館情報論	1	博物館情報・メディア論	2
視聴覚教育メディア論	1		
博物館実習	3	博物館実習	3
博物館学	6	博物館概論	2
		博物館経営論	2
		博物館資料論	2
博物館学	6	博物館概論	2
視聴覚教育メディア論	1	博物館経営論	2
		博物館資料論	2
		博物館情報・メディア論	2
博物館学各論	4	博物館経営論	2
		博物館資料論	2
博物館学各論	4	博物館経営論	2
視聴覚教育メディア論	1	博物館資料論	2
		博物館情報・メディア論	2

6 この省令の施行の日前に、旧規則第6条第2項に規定する試験科目（以下「旧試験科目」という。）の全部（試験科目の免除を受けた者については、その免除を受けた科目を除く。）に合格した者は、新規則第6条第3項に規定する試験科目（次項において「新試験科目」という。）の全部に合格した

ものとみなす。

- 7 この省令の施行の日前から引き続き大学に在学している者のうち次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、その願い出により、新試験科目の全部に合格したものとみなす。
- 一 当該大学を卒業するまでに、旧試験科目のすべてについて、それらに相当する科目の単位を大学において修得していること。
 - 二 当該大学を卒業するまでに、旧試験科目のうち次に掲げるもの以外のものについて、それらに相当する科目の単位を大学において修得していること。
 - イ この省令の施行の日前における旧規則第7条第1項の講習等の修了により、当該科目についての試験を免除することとされていた旧試験科目
 - ロ この省令の施行の日前に受けた旧規則第6条第2項の規定による試験において、合格点を得た旧試験科目
- 8 この省令の施行の日前から引き続き専修学校の専門課程（旧規則第7条第1項の講習等を提供していたものに限る。以下この項及び第11項において同じ。）に在学している者のうち次に掲げる要件のいずれかに該当する者は、その願い出により、新試験科目の全部に合格したものとみなす。
- 一 当該専修学校の専門課程を卒業するまでに、旧試験科目のすべてについて、それらに相当する講習等を専修学校の専門課程において修了していること。
 - 二 当該専修学校の専門課程を卒業するまでに、旧試験科目のうち次に掲げるもの以外のものについて、それらに相当する講習等を専修学校の専門課程において修了していること。
 - イ この省令の施行の日前に、大学において、当該科目に相当する科目の単位を修得している旧試験科目
 - ロ この省令の施行の日前における旧規則第7条第1項の講習等の修了により、当該科目についての試験を免除することとされていた旧試験科目
 - ハ この省令の施行の日前に受けた旧規則第6条第2項の規定による試験において、合格点を得た旧試験科目
- 9 この省令の施行の日前に、次の表中旧試験科目の欄に掲げる科目に合格した者は、当該試験科目に相当する新試験科目の欄に掲げる科目に合格したものとみなす。

旧試験科目	新試験科目
生涯学習概論	生涯学習概論
博物館学	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論
博物館学 視聴覚教育メディア論	博物館概論 博物館経営論 博物館資料論 博物館情報・メディア論
文化史	文化史
美術史	美術史
考古学	考古学
民俗学	民俗学

自然科学史	自然科学史
物理	物理
化学	化学
生物学	生物学
地学	地学

- 10 この省令の施行の日から平成 24 年 12 月 31 日までの間に行う新規則第 2 章に定める試験認定において、旧規則第 5 条第二号から第四号までのいずれかに該当する者が、新規則第 12 条第 1 項の筆記試験合格者となった場合は、新規則第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、文部科学大臣の認定を受けるに当たり、筆記試験合格者となった後から一年間学芸員補の職にあることを要しない。
- 11 この省令の公布の日前から引き続き専修学校の専門課程に在籍している者が、当該専修学校の専門課程を卒業して新規則第 12 条第 1 項の筆記試験合格者となった場合は、新規則第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、文部科学大臣の認定を受けるに当たり、筆記試験合格者となった後から一年間学芸員補の職にあることを要しない。

附則（平成 23 年 12 月 1 日文部科学省令第 44 号）抄
（施行期日）

- 1 この省令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 24 年 3 月 30 日文部科学省令第 16 号）
この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 24 年 6 月 29 日文部科学省令第 24 号）
（施行期日）

- 1 この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 77 号）の一部及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号）の施行の日（平成 24 年 7 月 9 日）から施行する。

（経過措置）

- 2 この省令の施行の日から起算して 6 月を経過する日までの間における改正後の博物館法施行規則第 11 条第 1 項第三号の規定の適用については、同号中「住民票の写し」とあるのは、「住民票の写し（日本の国籍を有しない者にあつては、住民票の写し又は出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第 4 条の規定による廃止前の外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）に規定する登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書）」とする。

別記第 1 号様式（用紙の大きさは日本工業規格 A 4）

(試験認定受験願書)

<p style="text-align: center;">受 験 願 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: left;"> 収入印紙 文部科学大臣殿 </p> <p style="text-align: right;"> ふりがな 氏 名 年 月 日生 </p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p>下記により博物館法施行規則による学芸員の資格認定を受けたいので必要な書類を添えて願います。</p> <p>受験資格 博物館法施行規則第 5 条、第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 4 号 第 5 号に該当 受験場所</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl;">受験する科目</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">生涯学習概論</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">博物館概論</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">博物館経営論</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">博物館資料論</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">博物館資料保存論</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">博物館展示論</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">博物館教育論</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">博物館情報メディア論</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">文化史</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">美術史</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">考古学</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">民俗学</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">自然科学史</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">物理</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">化学</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">生物学</td> <td style="writing-mode: vertical-rl;">地学</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">試験の免除を受けたい試験科目名</p>																	受験する科目	生涯学習概論	博物館概論	博物館経営論	博物館資料論	博物館資料保存論	博物館展示論	博物館教育論	博物館情報メディア論	文化史	美術史	考古学	民俗学	自然科学史	物理	化学	生物学	地学
受験する科目	生涯学習概論	博物館概論	博物館経営論	博物館資料論	博物館資料保存論	博物館展示論	博物館教育論	博物館情報メディア論	文化史	美術史	考古学	民俗学	自然科学史	物理	化学	生物学	地学																	

- (注) 1 受験資格中の該当番号を○印で囲むこと。
 2 受験科目欄の該当欄を○印で囲むこと。
 3 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

(審査認定受験願書)

<p style="text-align: center;">受 験 願 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: left;"> 収入印紙 文部科学大臣殿 </p> <p style="text-align: right;"> ふりがな 氏 名 年 月 日生 </p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p>下記により博物館法施行規則による学芸員の審査認定を受けたいので必要な書類を添えて願います。</p> <p>受験資格 博物館法施行規則第 9 条、第 1 号 第 2 号 第 3 号 第 4 号に該当</p>																
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (注) 1 受験資格中の該当号数を○印でかこむこと。
 2 受験者は、収入印紙の消印を押さないこと。

別記第2号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

履 歴 書				
氏 名 _____ (ふりがな)		性 別 男 女		
		生年月日 年 月 日		
		技能、免許状その他の資格		取得年月日
住 所				
学 歴				
学 校 名		修 業 期 間		卒業（修了）（中退）
職 歴				受験上配慮を要すること
年 月 日	所属官庁（会社）名	職 名	備 考	

別記第3号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

<p>試 験 認 定 合 格 申 請 書</p>	
<p>年 月 日</p>	
<p>文 部 科 学 大 臣 殿</p>	
<p>博物館法施行規則第十二条第二項の規定に基づき、下記のとおり一年間学芸員補の職（博物館法第五条第二項に規定する職を含む。）にあったことを申請しますので、学芸員資格認定の試験認定合格者として認定していただきますようお願いいたします。</p>	
<p>氏 名</p>	<p>印</p>
<p>生年月日</p>	
<p>住 所</p>	
<p>電話番号</p>	

※以下所属長記載欄

1 在職期間等について			
在 職 期 間	職 名	1 週 間 当 た り の 勤務日数・時間数	職 務 内 容
自 年 月 至 年 月			
2 勤務先の施設について			
施設の区分	ア 登録博物館（博物館法第10条） イ 博物館相当施設（博物館法第29条） ウ ア・イに準ずる施設	（ 年 月 登録） （ 年 月 指定） （ 年 月 設置）	
常勤職員の 勤務形態	1 週間当たり 日勤務 1 週間当たり 時間		
3 所属長所見			
<p>申請者が上記のとおり学芸員補の職に従事したことを証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">（博物館名・役職・氏名）</p>			
			<p>印</p>

別記第4号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

割 印	合 格 証 書	証 第 号
	氏 名	
	年 月 日	生
上記の者は博物館法施行規則により学芸員の（試験認定）（審査認定）に合格し、 学芸員となる資格を有することを証する。		
	年 月 日	
	文 部 科 学 省	

別記第5号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

割 印	筆 記 試 験 合 格 証 書	証 第 号
氏 名		
年 月 日生		
上記の者は博物館法施行規則第六条第三項に規定する試験認定の試験科目の全部について合格点を得たことを証する。		
本証書を有する者は博物館法施行規則第十二条第一項の規定に基づき一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣に認定されることにより試験認定合格者となるものとする。		
年 月 日		
文 部 科 学 省		

別記第6号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

割 印	合 格 証 明 書	平 証 第 号
	氏 名	
		年 月 日生
上記の者は 年 月博物館法施行規則による学芸員の（試験認定）（審査認定）に 合格し学芸員となる資格を有することを証明します。		
	年 月 日	
	文 部 科 学 省	

別記第7号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

割 印	筆 記 試 験 合 格 証 明 書	平 証 第 号
氏 名		
年 月 日生		
<p>上記の者は博物館法施行規則第六条第三項に規定する試験認定の試験科目の全部について合格点を得たことを証明します。</p> <p>本証明書を有する者は博物館法施行規則第十二条第一項の規定に基づき一年間学芸員補の職にあつた後に文部科学大臣に認定されることにより試験認定合格者となります。</p>		
年 月 日		
文 部 科 学 省		

別記第8号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

割 印	筆記試験科目合格証明書	平証第 号						
<p>上記の者は博物館法施行規則による学芸員の試験認定において下記の受験科目 について合格点を得たことを証明します。</p> <p>記</p> <table border="1"><thead><tr><th style="text-align: center;">施行年月</th><th style="text-align: center;">合格点を得た受験科目</th></tr></thead><tbody><tr><td> </td><td> </td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></tbody></table> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">文 部 科 学 省</p>			施行年月	合格点を得た受験科目				
施行年月	合格点を得た受験科目							

別記第9号様式（用紙の大きさは日本工業規格A4）

博 物 館 相 当 施 設 指 定 申 請 書			
			記号番号 年 月 日
殿			申請者 申請者の住所
博物館法の規定により、下記施設を博物館相当施設として指定されるよう別添関係書類等を添えて申請します。			
記			
設置者	設立年月日	施設名	施設所在地

備考 本様式による申請書に代えて、電子的方法、磁気的方法その他の方法により本様式の記載事項を記録したディスクその他これに準ずるものによる申請を行っても差し支えない。なお、都道府県の教育委員会に申請する場合にあっては、当該都道府県の教育委員会の定めるところによるものとする。

6 独立行政法人国立科学博物館法

平成21年12月22日 法律第172号
最終改正
平成21年3月31日 法律第18号

第一章 総則（第一条—第五条）

第二章 役員及び職員（第六条—第十一条）

第三章 業務等（第十二条・第十三条）

第四章 雑則（第十四条）

第五章 罰則（第十五条・第十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、独立行政法人国立科学博物館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第二条 この法律及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第二条第一項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立科学博物館とする。

（科学博物館の目的）

第三条 独立行政法人国立科学博物館（以下「科学博物館」という。）は、博物館を設置して、自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究並びにこれらに関する資料の収集、保管（育成を含む。第十二条第三号において同じ。）及び公衆への供覧等を行うことにより、自然科学及び社会教育の振興を図ることを目的とする。

（事務所）

第四条 科学博物館は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第五条 科学博物館の資本金は、附則第五条第二項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、科学博物館に追加して出資することができる。

3 科学博物館は、前項又は附則第六条第一項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

第二章 役員及び職員

（役員）

第六条 科学博物館に、役員として、その長である館長及び監事二人を置く。

2 科学博物館に、役員として、理事一人を置くことができる。

（理事の職務及び権限等）

第七条 理事は、館長の定めるところにより、館長を補佐して科学博物館の業務を掌理する。

2 通則法第十九条第二項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていない

ときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第十九条第二項の規定により館長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第八条 館長の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

(役員欠格条項の特例)

第九条 通則法第二十二條の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 科学博物館の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立科学博物館法第九条第一項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第十条 科学博物館の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十一条 科学博物館の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務等

(業務の範囲)

第十二条 科学博物館は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 博物館を設置すること。
- 二 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する調査及び研究を行うこと。
- 三 自然史に関する科学その他の自然科学及びその応用に関する資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これらの業務に関連する調査及び研究（前号に掲げるものを除く。）を行うこと。
- 四 前号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
- 五 第一号の博物館を自然科学の振興を目的とする事業の利用に供すること。
- 六 第三号及び第四号の業務に関し、博物館その他これに類する施設の職員その他の関係者に対する研修を行うこと。
- 七 第三号及び第四号の業務に関し、博物館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- 八 自然史に関する科学及びその応用に関する調査及び研究の指導、連絡及び促進を行うこと。
- 九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

第十三条 科学博物館は、通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第四十四条第一項又は第二項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第三十条第一項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財

源に充てることができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 科学博物館は、第一項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第十四条 科学博物館に係る通則法 における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第五章 罰則

第十五条 第十条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした科学博物館の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十二条に規定する業務以外の業務を行ったとき。

二 第十三条第一項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 科学博物館の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を發せられない限り、科学博物館の成立の日において、科学博物館の相当の職員となるものとする。

第三条 科学博物館の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、科学博物館の成立の日において引き続き科学博物館の職員となったもの(次条において「引継職員」という。)であつて、科学博物館の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)第七条第一項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による認定を受けているものが、科学博物館の成立の日において児童手当又は同法附則第六条第一項、第七条第一項若しくは第八条第一項の給付(以下この条において「特例給付等」という。)の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、科学博物館の成立の日において同法第七条第一項の規定による市町村長(特別区の区長を含む。)の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第八条第二項(同法附則第六条第二項、第七条第四項又は第八条第四項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、科学博物館の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(科学博物館の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第四条 科学博物館の成立の際現に存する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十八条の二第一項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、科学博物館の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、科学博物館の成立の日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合となつたものについては、科学博物館の成立の日から起算して六十日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第五条 科学博物館の成立の際、第十一条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、科学博物館の成立の時に科学博物館が承継する。

2 前項の規定により科学博物館が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から科学博物館に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、科学博物館の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第六条 前条に規定するもののほか、政府は、科学博物館の成立の時に現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを科学博物館に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、科学博物館の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成一二年五月二六日法律第八四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成一八年三月三十一日法律第二四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十条第三項及び第四項並びに第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家（以下「青年の家等」という。）の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにあつては、独立行政法人国立青少年教育振興機構）の職員となるものとする。

第三条 附則第十二条第一号の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家法（平成十一年法律第六十九号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧青年の家法」という。）附則第二条の規定により独立行政法人国立青年の家の職員となった者及び附則第十二条第二号の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家法（平成十一年法律第七十号。以下この項、次条第一項から第三項まで並びに附則第九条第九項及び第十条第二項において「旧少年自然の家法」という。）附則第二条の規定により独立行政法人国立少年自然の家の職員となった者に対する国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第八十二条第二項の規定の適用については、独立行政法人国立青年の家の職員又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと、旧青年の家法附則第二条又は旧少年自然の家法附則第二条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

2 前条第二項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日後の研究所等」という。）の職員となった者に対する国家公務員法第八十二条第二項の規定の適用については、当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条第二項の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第四条 独立行政法人国立青少年教育振興機構は、施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）で附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第八十二号。以下この条及び次条において「退職手当法」という。）第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続きいた在職期間を独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第四条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が、附則第二条第一項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となり、かつ、引き続き独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の独立行政法人国立青年の家又は独立行政法人国立少年自然の家の職員としての在職期間及び独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が独立行政法人国立青年の家若しくは独立行政法人国立少年自然の家又は独立行政法人国立青少年教育振興機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行の際現に旧青年の家法附則第四条第三項又は旧少年自然の家法附則第四条第三項に該当する者については、これらの規定は、なおその効力を有する。

4 附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。

5 施行日後の研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等の職員として在職した後引き続いて退職手当法第二条第一項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7 施行日後の研究所等は、施行日の前日に施行日前の研究所等の職員として在職し、附則第二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究所等を退職したものであって、その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとしたならば退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（退職手当法の適用に関する経過措置）

第五条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第九十五号）附則第二条の規定によりなお従前の例によるこ

ととされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。）第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条第二項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（不当労働行為の申立て等についての経過措置）

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章（第十二条及び第十六条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

（国の有する権利義務の承継）

第八条 この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人国立青少年教育振興機構法第十一条第一項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

（青年の家等の解散等）

第九条 青年の家等は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承

継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時において独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に青年の家等が有する権利のうち、独立行政法人国立青少年教育振興機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時において国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号。以下この条において「通則法」という。）第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

5 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

6 青年の家等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

7 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる通則法第二十九条第二項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る通則法第三十三条の規定による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

8 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十四条第三項において準用する通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

9 青年の家等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人国立青少年教育振興機構がなお従前の例により行うものとする。この場合において、旧青年の家法第十二条第一項及び旧少年自然の家法第十二条第一項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成十一年法律第百六十七号）第十一条」とする。

10 第一項の規定により青年の家等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（独立行政法人国立青少年教育振興機構への出資）

第十条 附則第八条の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

2 前条第一項の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が青年の家等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する資産の価額（同条第九項の規定により読み替えられた旧青年の家法第十二条第一項又は旧少年自然の家法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

3 第一項に規定する財産の価額及び前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家で使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、独立行政法人国立青少年教育振興機構の用に供するため、独立行政法人国立青少年教育振興機構に無償で使用させることができる。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 施行日前にした行為及び附則第九条第九項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一九年三月三〇日法律第七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一二月二六日法律第九五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二一年三月三一日法律第一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第一条の規定、第二条(第一号に係る部分に限る。)の規定、次条第一項から第三項まで及び第五項から第九項までの規定(独立行政法人国立国語研究所(以下「国立国語研究所」という。)に係る部分に限る。)、同条第十項の規定、同条第十二項の規定(国立国語研究所に係る部分に限る。)、附則第三条第一項の規定、附則第六条第一項及び第二項の規定(国立国語研究所に係る部分に限る。)、附則第十条の規定、附則第十一条の規定(国立国語研究所に係る部分に限る。)、附則第十五条の規定、附則第十六条の規定(国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)別表第三の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。)、附則第十九条の規定、附則第二十条の規定(雇用保険法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第三十号)第四条のうち船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。)

並びに附則第二十二条の規定 平成二十一年十月一日

7 博物館の設置及び運営上の望ましい基準

〔平成23年12月20日〕
〔文部科学省告示第165号〕

(趣旨)

第1条 この基準は、博物館法(昭和26年法律第285号)第8条の規定に基づく博物館の設置及び運営上の望ましい基準であり、博物館の健全な発達を図ることを目的とする。

2 博物館は、この基準に基づき、博物館の水準の維持及び向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとする。

(博物館の設置等)

第2条 都道府県は、博物館を設置し、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等多様な分野にわたる資料(電磁的記録を含む。以下同じ。)を扱うよう努めるものとする。

2 市(特別区を含む。以下同じ。)町村は、その規模及び能力に応じて、単独で又は他の市町村と共同して、博物館を設置するよう努めるものとする。

3 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同項に規定する指定管理者に博物館の管理を行わせる場合その他博物館の設置者が当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとする。

(基本的運営方針及び事業計画)

第3条 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針(以下「基本的運営方針」という。)を策定し、公表するよう努めるものとする。

2 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表するよう努めるものとする。

3 博物館は、基本的運営方針及び前項の事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとする。

(運営の状況に関する点検及び評価等)

第4条 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとする。

2 博物館は、前項の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用等の他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとする。

3 博物館は、前2項の点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置をとるよう努めるものとする。

4 博物館は、第1項及び第二項の点検及び評価の結果並びに前項の措置の内容については、インターネットその他の高度情報通信ネットワーク(以下「インターネット等」という。)を活用すること等

により、積極的に公表するよう努めるものとする。

(資料の収集、保管、展示等)

第5条 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該資料に係る学術研究の状況、地域における当該資料の所在状況及び当該資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管（育成及び現地保存を含む。以下同じ。）し、及び展示するものとする。

2 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとする。その際、著作権法（昭和45年法律第48号）その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとする。

3 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとする。

4 博物館は、その所蔵する博物館資料の補修及び更新等に努めるものとする。

5 博物館は、当該博物館の適切な管理運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとする。

6 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。

(展示方法等)

第6条 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとする。

2 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること。

二 展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること。

三 前項の常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと。

(調査研究)

第7条 博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとする。

(学習機会の提供等)

第8条 博物館は、利用者の学習活動又は調査研究に資するため、次に掲げる業務を実施するものとする。

一 博物館資料に関する各種の講演会、研究会、説明会等（児童又は生徒を対象とした体験活動その他の学習活動を含む。以下「講演会等」という。）の開催、館外巡回展示の実施等の方法により学習

機会を提供すること。

二 学校教育及び社会教育における博物館資料の利用その他博物館の利用に関し、学校の教職員及び社会教育指導者に対して適切な利用方法に関する助言その他の協力を行うこと。

三 利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行うこと。

(情報の提供等)

第9条 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第七条の調査研究の成果の普及を図るため、次に掲げる業務を実施するものとする。

一 その実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

二 博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布すること。

2 前項の業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとする。

(利用者に対応したサービスの提供)

第10条 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、託児サービスの提供、通訳を行う者の配置による支援その他のサービスの提供に努めるものとする。

2 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとする。

(学校、家庭及び地域社会との連携等)

第11条 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力を努めるものとする。

2 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技能を生かすことができるよう、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会のこれらの者への提供に努めるものとする。

(開館日等)

第12条 博物館は、開館日及び開館時間の設定に当たっては、利用者の要望、地域の実情、博物館資料の特性、展示の更新に係る所要日数等を勘案し、日曜日その他の一般の休日における開館、夜間における開館その他の方法により、利用者の利用の便宜を図るよう努めるものとする。

(職員)

第13条 博物館に、館長を置くとともに、基本的運営方針に基づき適切に事業を実施するために必要な数の学芸員を置くものとする。

2 博物館に、前項に規定する職員のほか、事務及び技能的業務に従事する職員を置くものとする。

3 博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に遂行するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとする。

(職員の研修)

第14条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の博物館の館長、学芸員その他職員の能力及び資質の向上を図るために、研修の機会の充実に努めるものとする。

2 博物館は、その職員を、前項の規定に基づき都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとする。

(施設及び設備等)

第15条 博物館は、次の各号に掲げる施設及び設備その他の当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるものとする。

一 耐火、耐震、防虫害、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備

二 青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備

三 休憩施設の設置その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備

(危機管理等)

第16条 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施等あらかじめ十分な措置を講じるものとする。

2 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとする。

8 「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の告示について

平成23年12月20日 23文科生第660号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部科学省生涯学習政策局長通知

このたび、別添のとおり、平成23年12月20日付けをもって、博物館法（昭和26年法律第285号）第8条に基づく「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（文部科学省告示第165号）が告示され、同日から施行されました。

本告示は、①平成20年の博物館法改正、②利用者のニーズの多様化・高度化、③博物館の運営環境の変化などを踏まえ、従来の「公立博物館の設置及び運営に関する基準」（平成15年6月6日文部科学省告示第113号）の全部を改正したものです。

主な改正条文の概要及び留意事項は別紙のとおりですので、貴教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び公私立博物館に対して本基準について周知を図るとともに、適切な指導と取組をお願いいたします。

なお、この基準は博物館法第2条第1項に規定する博物館に係るものですが、博物館相当施設等に対する指導又は助言に当たっても、必要に応じて参考とされるようお願いいたします。

（別紙）

第一 改正条文の概要

1 第1条関係（趣旨）

本基準について、公立博物館に加え、私立博物館も新たに対象としたこと。また、本基準は、博物館法第8条の規定に基づき、博物館の健全な発達を図るために、その設置及び運営上の望ましい基準として定めたものであり、博物館は、この基準に基づき、それぞれの博物館の水準の維持、向上を図り、もって教育、学術及び文化の発展並びに地域の活性化に貢献するよう努めるものとしたこと。

2 第2条関係（博物館の設置等）

- (1) 博物館法第2条第3項の規定を踏まえ、博物館が扱う資料に「電磁的記録」が含まれることを明確化したこと。
- (2) 博物館の設置者が、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者に当該博物館の管理を行わせる場合その他当該博物館の管理を他の者に行わせる場合には、これらの設置者及び管理者は相互の緊密な連携の下に、当該博物館の事業の継続的かつ安定的な実施の確保、事業の水準の維持及び向上を図りながら、この基準に定められた事項の実施に努めるものとしたこと。

3 第3条関係（基本的運営方針及び事業計画）

- (1) 博物館は、その設置の目的を踏まえ、資料の収集・保管・展示、調査研究、教育普及活動等の実施に関する基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）を策定し、公表するよう努めるものとしたこと。
- (2) 博物館は、基本的運営方針を踏まえ、事業年度ごとに、その事業年度の事業計画を策定し、公表

するよう努めるものとしたこと。

- (3) 博物館は、基本的運営方針及び事業計画の策定に当たっては、利用者及び地域住民の要望並びに社会の要請に十分留意するものとしたこと。

4 第4条関係（運営の状況に関する点検及び評価等）

- (1) 博物館は、基本的運営方針に基づいた運営がなされることを確保し、その事業の水準の向上を図るため、各年度の事業計画の達成状況その他の運営の状況について、自ら点検及び評価を行うよう努めるものとしたこと。
- (2) 博物館は、(1)の点検及び評価のほか、当該博物館の運営体制の整備の状況に応じ、博物館協議会の活用その他の方法により、学校教育又は社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、当該博物館の事業に関して学識経験のある者、当該博物館の利用者、地域住民その他の者による評価を行うよう努めるものとしたこと。
- (3) 博物館は、これらの点検及び評価の結果に基づき、当該博物館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとしたこと。
- (4) 博物館は、点検及び評価の結果並びに当該結果に基づく措置の内容について、インターネット等を活用すること等により、積極的に公表するよう努めるものとしたこと。

5 第5条関係（資料の収集、保管、展示等）

- (1) 博物館は、実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料（以下「実物等資料」という。）について、その所在等の調査研究を行い、当該実物等資料に係る学術研究の状況、地域における当該実物等資料の所在状況及び当該実物等資料の展示上の効果等を考慮して、基本的運営方針に基づき、必要な数を体系的に収集し、保管し、及び展示するものとしたこと。
- (2) 博物館は、実物等資料について、その収集若しくは保管が困難な場合、その展示のために教育的配慮が必要な場合又はその館外への貸出し若しくは持出しが困難な場合には、必要に応じて、実物等資料を複製、模造若しくは模写した資料又は実物等資料に係る模型（以下「複製等資料」という。）を収集し、又は製作し、当該博物館の内外で活用するものとしたこと。その際、著作権法その他の法令に規定する権利を侵害することのないよう留意するものとしたこと。
- (3) 博物館は、実物等資料及び複製等資料（以下「博物館資料」という。）に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料（以下「図書等」という。）の収集、保管及び活用に努めるものとしたこと。
- (4) 博物館は、当該博物館の適切な管理及び運営のため、その所蔵する博物館資料及び図書等に関する情報の体系的な整理に努めるものとしたこと。
- (5) 博物館は、当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとしたこと。

6 第6条関係（展示方法等）

- (1) 博物館は、基本的運営方針に基づき、その所蔵する博物館資料による常設的な展示を行い、又は特定の主題に基づき、その所蔵する博物館資料若しくは臨時に他の博物館等から借り受けた博物館資料による特別の展示を行うものとしたこと。
- (2) 博物館は、博物館資料を展示するに当たっては、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研

究等に対する利用者の関心を深め、当該博物館資料に関する知識の啓発に資するため、①確実な情報及び研究に基づく正確な資料を用いること、②展示の効果を上げるため、博物館資料の特性に応じた展示方法を工夫し、図書等又は音声、映像等を活用すること、③常設的な展示について、必要に応じて、計画的な展示の更新を行うこと、に留意するものとしたこと。

7 第7条関係（調査研究）

博物館は、博物館資料の収集、保管及び展示等の活動を効果的に行うため、単独で又は他の博物館、研究機関等と共同すること等により、基本的運営方針に基づき、博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究並びに博物館資料の保管及び展示等の方法に関する技術的研究その他の調査研究を行うよう努めるものとしたこと。

8 第8条関係（学習機会の提供等）

- (1) 利用者の調査研究に資することを、博物館が学習機会を提供する目的として追加したこと。
- (2) 学習機会の提供に係る業務として、利用者からの求めに応じ、博物館資料に係る説明又は助言を行う業務を追加したこと。

9 第9条関係（情報の提供等）

- (1) 博物館は、当該博物館の利用の便宜若しくは利用機会の拡大又は第7条の調査研究の成果の普及を図るため、①実施する事業の内容又は博物館資料に関する案内書、パンフレット、目録、図録等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布する業務、②博物館資料に関する解説書、年報、調査研究の報告書等を作成するとともに、これらを閲覧に供し、頒布する業務を実施するものとしたこと。
- (2) 当該業務を実施するに当たっては、インターネット等を積極的に活用するよう努めるものとしたこと。

10 第10条関係（利用者に対応したサービスの提供）

- (1) 博物館は、事業を実施するに当たっては、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人その他特に配慮を必要とする者が当該事業を円滑に利用できるよう、介助を行う者の配置による支援、館内におけるベビーカーの貸与、外国語による解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとしたこと。
- (2) 博物館は、当該博物館の特性を踏まえつつ、当該博物館の実施する事業及び関連する学術研究等に対する青少年の関心と理解を深めるため、青少年向けの解説資料等の作成及び頒布その他のサービスの提供に努めるものとしたこと。

11 第11条関係（学校、家庭及び地域社会との連携等）

- (1) 博物館は、事業を実施するに当たっては、学校、当該博物館と異なる種類の博物館資料を所蔵する博物館等の他の博物館、公民館、図書館等の社会教育施設その他これらに類する施設、社会教育関係団体、関係行政機関、社会教育に関する事業を行う法人、民間事業者等との緊密な連携、協力を努めるものとしたこと。
- (2) 博物館は、その実施する事業において、利用者及び地域住民等の学習の成果に基づく知識及び技

能を生かすことができるよう、これらの者に対し、展示資料の解説、講演会等に係る企画又は実施業務の補助、博物館資料の調査又は整理その他の活動の機会の提供に努めるものとしたこと。

12 第13条関係（職員）

博物館は、基本的運営方針に基づきその事業を効率的かつ効果的に実施するため、博物館資料の収集、保管又は展示に係る業務、調査研究に係る業務、学習機会の提供に係る業務その他の業務を担当する各職員の専門的な能力が適切に培われ又は専門的な能力を有する職員が適切に各業務を担当する者として配置されるよう、各業務の分担の在り方、専任の職員の配置の在り方、効果的な複数の業務の兼務の在り方等について適宜、適切な見直しを行い、その運営体制の整備に努めるものとしたこと。

13 第14条関係（職員の研修）

博物館は、その職員を、都道府県教育委員会が主催する研修その他必要な研修に参加させるよう努めるものとしたこと。

14 第15条関係（施設及び設備）

博物館は、①耐火、耐震、防虫害、防水、防塵、防音、温度及び湿度の調節、日光の遮断又は調節、通風の調節並びに汚損、破壊及び盗難の防止その他のその所蔵する博物館資料を適切に保管するために必要な施設及び設備、②青少年向けの音声による解説を行うことができる機器、傾斜路、点字及び外国語による表示、授乳施設その他の青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の円滑な利用に資するために必要な施設及び設備、③休憩施設その他の利用者が快適に観覧できるよう、利用環境を整備するために必要な施設及び設備など、当該博物館の目的を達成するために必要な施設及び設備を備えるよう努めるものとしたこと。

15 第16条（危機管理等）

- (1) 博物館は、事故、災害その他非常の事態（動物の伝染性疾病の発生を含む。）による被害を防止するため、当該博物館の特性を考慮しつつ、想定される事態に係る危機管理に関する手引書の作成、関係機関と連携した危機管理に関する訓練の定期的な実施その他の十分な措置を講じるものとしたこと。
- (2) 博物館は、利用者の安全の確保のため、防災上及び衛生上必要な設備を備えるとともに、事故や災害等が発生した場合等には、必要に応じて、入場制限、立入禁止等の措置をとるものとしたこと。

第二 留意事項

1 第1条関係（趣旨）

- (1) 博物館法第2条第1項に規定する博物館の4割近くを私立博物館が占めている現状を踏まえれば、設置主体を問わず博物館を充実することが国民の利益につながると考えられることから、本基準の対象に私立博物館も含むものとしたところであり、各博物館においては、地域や館の特色を活かした運営を行いつつ、本基準に定められた事項の実施に努めることが望ましいこと。

その際、私立博物館については、その性格に照らし、設置者の自主性や独自性を十分に活かした

運営が行われることが重要であること。

- (2) 本基準は、博物館の登録に当たって審査すべき要件とは別に、望ましい博物館の姿として博物館が目指すことが適当と考えられる、より水準の高い内容を示したものであること。

2 第2条関係（博物館の設置等）

指定管理者制度を導入する場合その他博物館の管理を他の者に行わせる場合には、経費削減効果のみに着目するのではなく、博物館の適切かつ安定的な運営を考慮した指定期間の設定、良質な学芸員の確保とその資質の向上、事業の継続的・安定的な実施の確保にも十分留意し、事業の水準の維持向上に努めること。

3 第3条関係（基本的運営方針及び事業計画）

博物館が果たすべき役割を含め、博物館の事業に関する基本的な運営の方針を明らかにするとともに、毎事業年度の事業計画を策定・公表することにより、事業の計画的な遂行を図るとともに、広く博物館への関心を高め、理解を得るよう努めること。

4 第4条関係（運営の状況に関する点検及び評価等）

博物館の運営の状況に関する点検及び評価を行うに当たっては、「博物館評価制度等の構築に関する調査研究報告書」（平成21年3月文部科学省委託）も参考にしつつ、当該博物館における多様な活動が多面的に評価されるよう努めること。

5 第5条関係（資料の収集、保管、展示等）

- (1) 博物館の事業の水準の維持向上のためには博物館資料及び図書等の充実が重要であることから、必要な資料について継続的・体系的な収集に努めること。
- (2) 所蔵する博物館資料及び図書等について適切な保管に努めるとともに、展示されている資料の管理についても十分な注意を払うよう努めること。
- (3) 第1項の資料の種類については、博物館法第3条第1項第1号を踏まえて例示しているが、改正前の条文において規定していた「現象に関する資料」についても、引き続き本規定の対象として扱われるべきものであること。
- (4) 博物館が所蔵する資料等は、広く公開され、活用されるとともに、長く保存、伝承されるべきものであることにかんがみ、博物館が休止又は廃止となる場合には、所蔵する博物館資料や図書等が散逸して失われることがないように、あらかじめ他の博物館への譲渡等の十分な措置を講じ、博物館資料等の適切な継承に努めること。

6 第7条（調査研究）

博物館における調査研究は、資料の収集、保管、展示等の各事業の基礎となるものであり、当該博物館が対象とする分野やその関連分野に係る基礎的な研究、教育普及活動や博物館管理運営など博物館の活動に関する研究を含め、その充実に努めること。

7 第8条（学習機会の提供等）

博物館に対する利用者のニーズの多様化・高度化に対応できるよう、各種の講演会、研究会、説明

会等の開催や館外巡回展示などにより、各博物館の特性や地域の実情に応じた魅力ある学習機会の提供に努めること。

8 第10条（利用者に対応したサービスの提供）

青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の観覧を支援するため、本基準に例示された内容のほか、必要に応じ、参加体験型の事業や託児サービスを実施するなど、これらの者に対するきめ細かいサービスの実施に努めること。

9 第11条（学校、家庭及び地域社会との連携）

(1) 博物館の事業をより効果的に行うとともに、学校教育や社会教育、家庭教育等の充実に資する観点から、異なる館種の博物館との連携を含め、学校、図書館・公民館等の社会教育施設、文書館、社会教育関係団体をはじめとする他の機関・団体等との積極的な連携に努めること。

その際、小学校においては本年度から、中学校においては来年度から全面実施される新学習指導要領においても、社会科、理科、総合的な学習の時間などにおける博物館等の活用が記載されていることを踏まえ、学校教育との一層の連携を図ることが望ましいこと。

(2) 利用者や地域住民等に対して博物館におけるボランティア活動の機会を提供する場合には、これらの者に対して必要な研修を実施し、事業の水準の向上に努めること。

10 第14条（職員の研修）

(1) 平成20年の博物館法改正により、都道府県教育委員会が学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うことが努力義務化されたことを踏まえ、都道府県教育委員会は、これらの者等に対する研修を実施するよう努めること。

(2) 都道府県教育委員会及び市町村教育委員会は、域内の博物館に対して研修に関する情報提供を行うとともに、当該教育委員会が設置する博物館の職員に研修の機会を与えるよう努めること。

(3) 博物館は、都道府県教育委員会が主催する研修、国や学会等が主催する研修に所属職員を参加させるとともに、自ら職員に対する研修の実施に努めるなど、職員の資質向上に努めること。

11 第15条（施設及び設備）

(1) 青少年、高齢者、障害者、乳幼児の保護者、外国人等の観覧を支援するため、本基準に例示された内容のほか、必要に応じ、体験型の展示施設やエレベーターを設置するなど、これらの者の利用に資する施設・設備の設置に努めること。

(2) 利用者が快適に観覧できるよう、休憩施設、飲食施設、売店等の施設の設置に努めること。

12 第16条（危機管理等）

東日本大震災においては、博物館も多くの施設が被災したところであり、各博物館においては、「博物館における施設管理・リスクマネジメントに関する調査研究報告書」（平成19～21年度文部科学省委託）も参考にしつつ、手引書の作成や定期的な訓練の実施など非常の事態に備えた十分な措置を講じるとともに、他の博物館等との相互扶助のネットワークを日頃から構築するよう努めること。

9 学芸員補の職と同等以上の職の指定

[平成8年8月28日 文部省告示第151号]

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第二項及び博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）第五条第二号の規定により、学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職を次のとおり指定する。

- 一 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十九条の規定により文部科学大臣又は都道府県の教育委員会が指定した博物館に相当する施設において同法第二条第三項に規定する博物館資料（以下単に「博物館資料」という。）に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 二 独立行政法人国立文化財機構において文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 三 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）及び国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人並びに独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立美術館において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 四 地方公共団体の教育委員会（事務局及び教育機関を含む。）において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 六 社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- 七 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の二に定める社会教育主事の職
- 八 図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）第四条に定める司書の職
- 九 その他文部科学大臣が前各号に掲げる職と同等以上と認めた職

10 社会教育法の解釈について（博物館等の所管）

〔 昭和25年 1月10日 委社第324号
京都市教育長あて 文部省社会教育局社会教育施設課長回答 〕

照 会

社会教育法第9条により博物館は社会教育のための機関とすると明記されているが、本京都市では観光都市としての特性から教育委員会の所管に移すことの延期を希望するが、これは社会教育法の違反になるか。

次に、美術館、音楽堂等の文化施設の保管運営は市の観光施設として行うよりも、教育委員会が行うのが妥当と考えるが如何。

回 答

教育委員会法（昭和23年法律第170号）第4条によれば、教育、学術及び文化に関する事務は、大学及び私立学校に関するものを除いては、すべて教育委員会の所管するところとされている。

博物館に関しては、社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条によつて、社会教育のための機関とすると明記され、博物館に関し必要な事項は別に法律を以て定められることになつている。（博物館法昭和26年12月1日法285号）

博物館は教育のための機関であるから、その所管が教育委員会に属すべきものであることは当然である。更に美術館、音楽堂に関しても、これらの施設が文化ないし教育に関する施設であることは、社会通念上も当然であるが社会教育法第5条第十号にも、音楽、演劇、美術その他芸術に関する事務が教育委員会の事務とされているのであつて、美術館、音楽堂等の文化施設が教育委員会の所管に属すべきは明らかである。

京都市が観光都市としての特性上、種々事情が存するとしても博物館、美術館、音楽堂等の施設は早急に教育委員会の所管に移管されるべきである。

11 博物館法第16条の規定に基く都道府県教育委員会規則制定事項について

〔昭和27年2月9日 文社施第62号〕
〔各教育委員会あて 文部省社会教育局長通達〕

博物館法は、既にお知らせしたとおり、きたる3月1日から施行されることとなりましたが、同法第16条の規定に基く博物館の登録に関し必要な事項は、貴都道府県教育委員会規則で定めるよう規定されています。

ついては、貴都道府県教育委員会において種々準備中のことと考えますが、このことについて御参考にご供するため別記のとおりお知らせします。宜しくおとりはからい下さるようお願いいたします。

(別記)

博物館法第16条の規定による都道府県教育委員会規則制定事項

I 博物館登録原簿に関すること。

- (1) 登録原簿の様式(別紙参照)
- (2) その他

(註) 博物館登録原簿に登録を受けた博物館は、博物館法(以下「法」という。)に規定する博物館として国庫補助金交付(公立)、博物館資料の輸送運賃及び料金の軽減(公私立)並びに免税措置(公私立)等の特例(以下「特例措置」という。)を受けることとなり、この特例を受ける証拠となるものは、博物館登録原簿の登録記載である。従つてその取扱いは慎重になされるべきものであるからこの原簿の様式は、登録事務上規定しておくことが必要である。

II 登録申請に関すること。

- (1) 登録申請書の提出
- (2) 登録申請書の様式
- (3) その他

(註) この申請書については、法第11条第2項の規定により添附書類を定めているが、これらの書類の外、例えば学芸員補事務職員の資料等を審査上必要とする場合も考えられるので、これらのごとについて適当な規定を設けることも必要であろう。またこの申請書の様式も事務上適当に定めることが肝要である。

III 登録の審査に関すること。

- (1) 登録審査方法
- (2) 博物館資料目録の様式
- (3) その他

(註) 法第12条に規定する登録要件の審査に当つては、博物館の多岐にわたる種類に応じて、適正な審査が要求される。従つて、この中に客観的な評価を根本にして法の精神にかなうよう万全の措置が講ぜられる必要があるから、この審査に際しては、書面審査にとどまらず、実施調査をはじめ学識経験者、専門機関の意見を徴する等適当な審査の方法を定めておくことが、博物館に対する特例措置と併せ考え特に肝要と思われる。また、審査上の簡便を図るため、博物館資料目録の

様式を定めることも必要であろう。

IV 登録事項等の変更に関すること。

- (1) 登録変更
- (2) 添附書類の変更届
- (3) その他

(註) 法第13条の規定により登録事項(第11条第1項)の変更及び添附書類(第11条第2項)の記載事項に変更のあつたときは届出ることとなっている。前者の場合はその都度届出ることには必要であるが、後者の場合は、特に博物館資料目録の重要な変更があつたときを除く外しばしば変更が予想される資料の種類及び数量については、その都度届出ことはほんさになると思われるから、この場合は、ある時期を規制して届出させるような方法がとられる必要がある。なお、これらの場合、理由を附記した書面を添附させることも必要である。

V 登録の取消に関すること。

- (1) 陳述の方法
- (2) その他

(註) 博物館の取消は、いわば不利益処分をすることとなるので慎重を期さなければならないから、前記(Ⅲ)の場合に準じて処理するよう規定されることが必要である。この陳述には、口頭及び書面による陳述が考えられる。従つて、陳述の場所機会の失効等について、必要な規定を設けることが肝要である。

VI 博物館の公示に関すること。

- (1) 博物館の登録及び登録変更
- (2) 博物館の取消
- (3) 博物館の廃止

(註) 博物館の登録、変更、取消及び廃止については、その特例措置との関連上、広く一般に周知することが肝要となるから、教育委員会で公示することが必要である。

(別 紙)

(様式) 博物館登録原簿

事 項	登 録		登 録 変 更		登 録 変 更	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	記号番号	第 号				
設置者の名称又は住所						
名 称						
所 在 地						
備 考						

(用紙寸法は、縦26センチ、横18センチとする。)

12 博物館の登録審査基準要項について

〔昭和27年5月23日 文社施第191号
各都道府県教育委員会あて 文部省社会教育局長通達〕

このことについては、さきに御送附いただいた博物館登録申請資料に基いて種々検討していましたが、このたび、別紙の通り、博物館登録審査基準要項を作成しました。

つきましては、貴都道府県教育委員会におかれては、この基準要項を参考とし、博物館の登録要件を十分に審査されるようお願いします。

なお、今後、貴都道府県教育委員会で登録した博物館及び変更登録並びに廃止については関係各方面との連絡もあり下記の書類を添え遅滞なく当局に御報告下さい。

また、上記博物館登録申請資料を送附されたものについては、それぞれ登録についての当局の意見を附して御参考のためお送りしましたから念のため。

記

- 一 博物館登録原簿記載写
- 二 博物館法第11条第2項の規定による登録申請書の添附書類、但し、職員については、全職員を記載し、その職名及び本務、兼務の別を併記すること。

なお、(登録)博物館で、既に前記博物館登録申請資料を当局に送附し、該当資料があるときは改めてこれを送附する必要はない。

(別 紙)

博物館の登録審査基準要項

博物館の登録については、次に掲げる登録要件を具備し、且つ、博物館法第2条第1項に規定する博物館の目的を達成することができるかどうかを十分審査しなければならない。

一 博物館資料

- 1 博物館資料は、質量ともに国民の教育、学術及び文化の発展に寄与するにたるものであつて、資料の利用を図るため、必要な説明、指導、助言等に関する教育的配慮が払われており更に学校教育の援助に留意していること。
- 2 資料は、実物であることを原則とすること。但し、実物を入手し難いようなときは、模写、模型、複製等でもよいこと。
- 3 資料は、採集、購入、寄贈、製作、交換等によつて収集されたものであること。但し、特別の事情のあるときは、寄託等による資料でもよいこと。
- 4 必要な図書、図表等を有すること。

二 学芸員その他の職員

館長及び学芸員のほか、必要な学芸員補その他の職員を有すること。但し館長と学芸員とは兼ねることができること。

三 建物及び土地

次に掲げる博物館、美術館、動、植物園、水族館等は、博物館法第2条第1項に規定する博物館で

あるが、こゝでは便宜上その名称を区分して列記する。

- 1 博物館、美術館等にあつては、凡そ、50坪以上の建物があることを原則とし、陳列室、資料保管室、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。但し、博物館資料を有せず、単にその場所を貸与することのみを目的とする博物館美術館等は該当しないこと。
- 2 動物園にあつては、凡そ、500坪以上の土地があり、動物収容展示施設、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。
- 3 植物園にあつては、凡そ、500坪以上の土地があり、植栽園、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。
- 4 水族館にあつては、凡そ、ガラス面三尺平方の展示水槽5個以上があり、放養、飼養池、事務室等が整備されているなど、一般公衆の利用を図るための建物及び土地があること。

四 開館日数

開館日数は、本館の開館日数を指すものであること。但し、特別の事情のある場合は、本館外における館外活動の日数を含めてもよいこと。

五 備考

- 1 分館については、本館との緊密な連繫の下に博物館機能を発揮できるものかどうかを右の登録要件中特に一及び四に留意して審査すること。審査の結果、分館が博物館機能を発揮しないものと認めるときは、登録しないこと。
- 2 分館を含めて登録する際は、本館の名称とともに分館の名称、所在地を明記して原簿に記載すること。但し、3に該当する分館については除くこと。
- 3 分館が、本館と同一の都道府県の区域内に設置されていない場合で登録を希望するときは、当該分館が設置されている都道府県の教育委員会の登録審査を受けなければならないこと。

13 私立博物館の登録要件の審査について

〔昭和40年3月12日 40委社社第一号
山口県教育委員会社会教育課長あて 文部省社会教育局社会教育課長回答〕

昭和40年2月24日付け数社第135号をもつて照会のあつた標記の件について、下記のように回答します。

記

博物館法第12条第1項第二号の規定により博物館に置かれる学芸員は、当然に専任の職員でなければならないと解さなくとも差支えない。

しかし、同法第2条に掲げる博物館の目的を達成するためには、實際上、兼任の学芸員では十分でない場合が多いと考えられるので、登録要件の審査にあつては、極力専任学芸員設置の方向で指導されるよう、お願いします。

照会文（略）

14 学芸員資格証明書交付のとり止めについて

〔昭和42年1月24日 文社社第48号
各関係大学長あて 社会教育長通知〕

文部省では従来から大学において博物館に関する科目の単位を修得したものに学芸員の資格証明書を発行交付してきましたが、博物館法第5条の規定では、大学において博物館に関する科目の単位を修得した者は当然学芸員の資格を有することになっていますので、任命権限が採用時において学芸員の資格を確認する際の便宜等のため発行してきたこの学芸員の資格証明書は、今後は事務手続き改善のためとり止めることにいたしました。

ついては、下記の点おふくみのうえ、遺漏のないようお取り扱い下さるようお願い申し上げます。

記

大学において博物館に関する科目の単位を修得した者は、当然学芸員としての資格が発生いたしますが、これを明らかにする必要がある場合は、大学が発行する卒業証明書および博物館に関する科目の単

位取得証明書を任命権者（都道府県および市町村の教育委員会等博物館の管理機関）に提出すること。

参考条文（博物館法）

第5条 次の各号の一に該当する者は、学芸員となる資格を有する。

- 1 学士の称号を有する者で、大学において文部省令で定める博物館に関する科目の単位を修得したものの

15 博物館に相当する施設の指定について

〔昭和46年6月5日 文社第22号
各都道府県教育委員会教育長あて 文部省社会教育局長通知〕

許可、認可等の整理に関する法律（昭和46年法律第96号）が昭和46年6月1日に公布、同日施行されました。同法により博物館法第29条が別紙1のように改正され、従来文部大臣が行なってきた博物館に相当する施設の指定は、国が設置する施設を除き、当該施設の所在する都道府県の教育委員会が行なうことになりました。これに伴い、博物館法施行規則の一部を改正する省令を別紙2のように制定し、申請の手續等に関する規定の整備を行ないました。

ついては、貴都道府県教育委員会が博物館に相当する施設の指定をするにあたっては、博物館法施行規則第19条の規定に基づき、文部省がこれまで定めてきた「博物館に相当する施設指定審査要項」別紙3を参考とした指定要件をじゅうぶん審査されるとともに、指定を行なった場合は、指定申請書類の写を添えて、また指定を取り消したい場合はその旨を遅滞なく報告くださるよう願います。

また、改正後の博物館法施行規則第20条の規定による官報の公告は、別紙4の参考例に準じて行なうよう願います。

また、これまでに文部大臣が指定した貴都道府県管下の博物館に相当する施設は下記のとおりです。

設置者名	施設名	所在地

別紙1, 2 (略)

(別紙3)

博物館に相当する施設指定審査要項

1 施設

(1) 総合博物館、歴史博物館、民俗博物館、考古博物館、美術博物館、科学博物館について

ア 建物はおおよそ132㎡以上の延面積を有すること。

イ 陳列室、資料保管室、事務室等が整備されていること。

(2) 動物、植物園について

ア おおよそ1,320㎡以上の土地があること。

イ 動物収容施設、植栽園、事務室等が整備されていること。

(3) 水族館について

ア 展示用水槽が4個以上でかつ水槽面積の合計は360㎡以上であること。

イ 放養、飼養池、事務室等が整備されていること。

2 資料

(1) 資料は、実物、標本、模型等の所蔵資料を有することを原則とするが寄託資料であつてもよいこと。

(2) 所蔵資料は常に整理分類され保管されていること。

3 職員

職員は一般職員のほか、専門職員としてつぎのいずれかに該当する職員を有すること。

(1) 学芸員有資格者

(2) 学芸員に相当する者

学芸員に相当する職員は少くともつぎによるものとする。

ア 高等学校卒の職員は 10年以上の経験を有する者

イ 短期大学卒の職員は 7年以上 //

ウ 大学卒の職員は 5年以上 //

4 事業

(1) 展示は常設展はもとより、特別展なども行なっていること。

(2) 案内書、パンフレット、解説書等印刷物を定期的に刊行していること。

(3) 各種の講習会、講演会、映画会等が行なわれていること。

(4) 資料について調査研究活動が行なわれていること。

(5) その他各種の教育活動が配慮されていること。

5 運営

(1) 館園の設置規程、利用規則、職員組織規定等館園の運営に必要な諸規定が整備されていること。

(2) 開館日数が年間を通じ100日以上であること。

(3) 館の運営が年間を通じて一般に公開されていること。

(4) 年間利用者は、当該地域の人だけでなく、他地域の人にもわたっていること。

(注) (1) 当該施設の指定の審査にあたっては、必要に応じて実施について審査するものとする。

(2) 公立の施設にあつては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第32条（教育機関の所管）の規程にもとづき、教育委員会が所管しなければならない。

(3) 博物館相当施設として、長期にわたり正常な運営を期待する見込みのないものは指定してはならない。

(別紙4)

博物館法施行規則第20条の官報公告参考例

〇〇県教育委員会告示第〇号

博物館法（昭和26年法律第285号）第29条に規定する博物館に相当する施設として昭和〇〇〇年〇月〇日次のとおり指定した。

昭和〇〇〇年〇月〇日

〇〇県教育委員会

施設名	所在地	設置名

16 博物館法施行規則の一部改正等について

〔昭和58年6月24日 文社社第71号〕
〔各都道府県教育委員会教育長あて〕
〔文部省社会教育局長通知〕

このたび、博物館法施行規則の一部を改正する省令が別添のとおり昭和58年5月10日文部省令第21号をもって公布施行されました。

今回改正の要点は、文部大臣又は都道府県教育委員会が行う博物館相当施設の指定及び指定の取り消しに伴う官報公告を廃止することであります。

ついては、今後都道府県教育委員会が博物館相当施設として指定した場合及び取り消した場合は登録博物館の例に準じて都道府県教育委員会において公示するよう願います。

また、行政の簡素化の一環として、今後は都道府県教育委員会において博物館として登録（変更登録及び廃止を含む）した場合及び博物館相当施設として指定した場合の当局への報告書類については、昭和27年5月23日付社会教育局長達「博物館の登録審査基準要項について」及び昭和46年6月5日付社会教育局長通知「博物館に相当する施設の指定について」にかかわらず、下記のとおりとしますので事務処理に遺憾のないよう願います。

記

- 一 博物館として登録（変更登録及び廃止を含む）した場合
 - ① 博物館登録原簿記載写
 - ② 別紙様式の書類（廃止の場合は、不要）
- 二 博物館相当施設として指定した場合
別紙様式の書類

別紙

1 博物館の名称	2 博物館の所在地	3 登録又は指定の年月日及び記号・番号	4 設置者の名称及び住所	5 博物館の種類別
		年月日 年月日 記号・番号 第 号		1 総合博物館 2 科学博物館 3 歴史博物館 4 美術博物館 5 野外博物館 6 動物園 7 植物園 8 動植物園 9 水族館 (該当する項の番号) (を記入する)

6 職員数	7 施設				8 資料の状況																		
	館長	学芸員	学芸員補	事務職員	技術職員	その他の職員	(1) 土地面積 (㎡)	(2) 建物総面積 (小敷点以下四捨五入) (㎡)	(3) 建物の使用区分別面積 (小敷点以下四捨五入) (%)														
区分									区分	展示室	収蔵庫	研究室	実験室	工作室	図書室	会議室	事務室	その他	模写	実物	標本	模写	
専任							㎡	㎡	構成比	㎡	%	㎡	%	㎡	%	㎡	%	㎡	%				
兼任									面積	㎡	%	㎡	%	㎡	%	㎡	%	㎡	%				
	(注) 表中、「博物館」とあるのは、博物館相当施設においては、「博物館相当施設」と読み替える。 別添(略)																						

17 博物館の整備・運営の在り方について

平成2年6月29日
社会教育審議会
社会教育施設分科会

はじめに

社会教育審議会は、昭和63年12月9日文部大臣から「新しい時代に向けての社会教育施設の整備・運営の在り方について」諮問をうけ、平成元年3月から、社会教育施設分科会において博物館の整備・運営の在り方について検討を開始した。

近年、博物館を取り巻く社会状況は大きな変化を生じている。

我が国の社会においては、今日、所得水準の向上、自由時間の増大、高齢化の進行等に伴い、人々の学習意欲は高まりをみせ、精神的、文化的な豊かさなどを求めて生涯にわたって学習する人々の著しい増加をもたらしている。また、科学技術の高度化や情報化、国際化の進展により人々は絶えず新たな知識、技術を習得する必要性が生じており、こうした面からも生涯学習への関心が高まっている。

これからの博物館に課せられた課題は、ますます多様化し、高度化する人々の学習活動に的確に対応し、生涯学習を振興するための重要な社会教育施設として機能して行くことである。

また、博物館は、館種に応じた「特色ある」博物館として、資料の収集・保管・展示、研究活動、教育普及活動等の充実を図るほか、サービスの向上を目指して博物館相互間あるいは他の生涯学習関連施設等と連携協力を行うネットワーク化を推進するなどの基盤を整備することも重要な課題の一つである。

他方、博物館の整備の現状をみると、その設置数においても、また、所蔵する資料、展示内容・方法、教育普及活動においても利用者の要求に適切に応えるためには不十分な状況にある。

このようなことから、博物館がこれからの生涯学習時代において期待される役割を十分に果たし、利用者に「親しまれる」「開かれた」博物館として一層発展するため、その整備運営の在り方等をここにとりまとめた。

1 博物館活動の活発化

これからの博物館は人々の生涯学習の要請に応える社会教育施設として、資料の整備充実に努め、展示の内容・方法について工夫をこらし特色ある多様な展示を行うとともに、従来の博物館事業の例にとらわれない柔軟な発想のもとに、学校教育とも緊密に連携をしながら、幅広い活動を積極的に行っていく必要がある。

(1) 教育普及活動の多様化と充実

博物館における人々の学習活動を推進するためには、特に教育普及活動の充実が今後の重要な課題である。また、学習相談の実施など学習のための各種のサービス提供等を行うよう努めることが必要である。

博物館の教育普及活動には、それぞれの博物館の資料や特色を活かし、「ふるさと文化講座」「科学体験教室」「美術鑑賞教室」などの試みがなされている。これらの内容の充実に努めることはもとより、歴史探訪、自然観察会、遺跡見学会等の野外での活動や、展示に関連する映画会、コンサートなど多彩な活動を工夫する必要がある。さらに、今後とも人々の多様化、高度化する学習ニーズ

に对应、また余暇活動の一層の充実に資するため、より専門的な内容の講座や特定テーマによる年間を通した継続的な事業を考えるほか、親子で一緒に参加できる事業や高齢者が気軽に親しめる多彩な文化・学習事業などの企画、開発を行うことが重要である。

事業を多様化し、その内容を充実したものとしていくためには、博物館相互間はもちろん、他の生涯学習関連施設・機関や団体などとの連携・協力を一層推進する必要がある。例えば、公民館と協力し、地域の自然や環境をテーマとする講座や地域の成人・高齢者向けの講座の一環として美術や郷土史関係のコースを開設することなどを積極的に行うことが重要である。

さらに博物館は、資料・情報のネットワーク化を推進し、催物等の案内情報、所蔵資料の情報や学習の機会・内容の情報等を来館者だけでなく、学習グループへの貸出など館外へサービスすることも求められよう。

博物館活動の活性化を図るためには、その活動等に関わる多彩な人材が必要であり、また人々の社会参加意識を高めるためにも教育ボランティアの導入等を促進する方策が必要である。特に専門的知識や技術をもった人材を活用するとともに、高齢者などの生きがいを高め、その豊かな経験や知識を発揮させるような多様なボランティア活動の場を積極的に提供することが極めて重要である。このため、既に実施している内外の博物館の事例を参考に、ボランティアの養成プログラムの作成、研修機会の拡充、活動する場の開発等を推進する必要がある。

博物館の継続的な利用を促進するための一つの方法として、博物館活動の参加者、博物館資料の研究者等よりなるいわゆる「友の会」などの組織の充実が望まれる。また、博物館に関する利用案内、展示案内、解説書等の広報資料を充実するほか、有力な広報媒体をもつ機関の協力を得るよう努める必要がある。

なお、博物館はその館種に応じて、文化財保護あるいは自然保護に関しても大きな役割を果たしている。博物館として資料の保存に細心の注意を払い、後世に引き継いでいくことはもとより、博物館事業の実施に当たって、文化財や自然の保護に対する人々の意識を高めるよう一層の工夫が必要である。

(2) 資料の充実と展示の開発

博物館は、資料を通して人々の学習に資する社会教育施設であることから、教育的価値の高い資料を整備することが重要である。資料の整備に当たっては、必要な資料や関連する資料の所在状況や当該資料に関する研究の状況などを調査するとともに、展示計画を考慮しつつ必要な点数を一定の方針に基づき計画的、継続的に収集するなどの取組みがなされなければならない。

我が国の博物館は、欧米の博物館に比べて歴史が浅く、実物資料も十分ではない。実物資料の収集が困難な場合など必要に応じ、生涯学習を支援する観点から、実物資料に関する模型、模造、模写または複製の資料についても一層の活用を図ることが求められている。

展示の企画に当たっては、展示の意図を明確にするとともに、利用者の立場に立って、展示する資料の選択とその配列について十分吟味する必要がある。利用者の理解を深める方法の一つとして、コンピュータ、ビデオ等各種メディアの活用なども積極的に行う必要がある。例えば、ハイビジョンギャラリーの整備や、青少年を対象とする探検館等の参加・体験型展示の導入、動く模型・キットの活用など、親しみやすく、わかりやすい展示の開発に努め、より個性的で魅力あふれる特色ある展示を工夫することが肝要である。

そのためには、博物館の展示についての研究を奨励するとともに、研究誌等に展示に関する評価

が掲載されるようにしたり、国や地方公共団体等は、優れた展示を表彰することなどが望まれる。また、学芸員の養成又は研修において展示に関する内容を充実する必要がある。

近年、外国人留学生、研究者等の利用が増加しており、外国語による案内や資料説明についての改善が求められているほか、国際交流の進展に対応し、展示目的に応じた外国の博物館資料を導入した展示や我が国の個性豊かな伝統・文化の特質を生かした海外展示等国際社会における相互交流や相互理解の推進に努める必要がある。また、身体障害者等ハンディキャップをもつ人たちの利用の促進に資するため、点字解説や触れる展示に加えて説明の工夫などの充実が望まれる。

(3) 研究活動の充実

博物館における研究活動は、教育普及活動の基礎として一層の充実が望まれる。研究に基づいて教育的価値の高い資料の収集に努めたり、研究の成果を展示その他の事業に生かして、人々の学習活動の促進に資することが重要である。

研究活動については、博物館の規模あるいは財政的な基盤の違いによって、体制や取組みは大きく異なっている。国立の博物館は他の博物館の研究活動に積極的に協力していくことが大事である。また、その他の博物館においてもそれぞれの体制に応じて、博物館相互間に、あるいは大学等研究機関とも連携しながら、その研究成果を高めていく必要がある。

博物館は研究活動の促進のため、国や民間等における助成制度を一層活用することが望まれることはいままでもない。

(4) 学校教育との関係の緊密化

子供の時から学習活動の中に博物館の利用が位置付けられ、生涯にわたって楽しい学習の場として博物館に親しむ素地を培っておくことが大切である。そのためには、今後、学校側においても博物館と連携し、学校教育の中で博物館を利用する機会を増やし、見学や体験学習等を通して学習指導の効果を高めるとともに、博物館についての十分な理解を深めるよう努めることが重要である。

このような観点から、小中学校等における博物館の効果的活用を推進し、教員の博物館についての認識を深めていくため、博物館側としても、いろいろな形で博物館活動に教員の参加協力などを求めることが望まれる。例えば、学校教育にとって魅力のある展示の企画・開発、博物館における指導計画例の立案や教材の作成について教員の参加を求め、博物館の展示や教育活動等と学校の教育課程との関係、博物館を利用した指導の事例等について積極的に情報交換を行うことなどである。

さらに、博物館が教員向けの講座を開設したり、教育委員会や学校と連携し、教員研修の一部に博物館に関する内容が導入されるよう努めたり、また、学校に対する巡回展や資料の貸出などの博物館と学校との連携事業も積極的に行うよう留意する必要がある。

また、学校の教育活動の一環として博物館を利用する際には、入館料を無料にすることなども検討が必要である。

2 博物館活動の振興のための基盤の整備

(1) 博物館施設の整備・充実

博物館は人々の生涯学習を支援する上で極めて大きな可能性をもっている。博物館の整備の現状をみると、地域により格差があり、人々の学習要求に十分に応える状況にはない。人々の多様な学習を適切に援助していくためには、今後一層の施設の整備充実が必要である。博物館の整備に当た

っては、生涯学習の基盤を総合的に整備するという観点にたつて、他の学習関連施設と有機的に連携する施設づくりを目指すとともに、適正配置に留意しつつ、立地や環境条件にも配慮し、特色ある施設として建設する必要がある。

博物館は、利用者の便宜を考慮した各種情報機器を導入したり、情報コーナーや学習相談室を設けたりするほか、利用者のための展示スペース、開放された図書室、学習室、集会室等を整備することも考慮すべきである。

(2) 情報ネットワークの形成

近年、博物館においては利用者へのサービスとしてコンピュータを用いた検索システムを作成し、所蔵資料に関する情報や催物の案内情報を提供しているところもあるが、ごく一部の例にとどまっており不十分な状況にある。

そのため、博物館はコンピュータ等の情報メディアを活用し、博物館の概要、所蔵資料、事業活動などの情報、さらには、博物館に関する種々の情報について利用者に提供できる体制を整備していくことが重要な課題となっている。

博物館は、生涯学習を振興するための重要な社会教育施設として、地域内の他の生涯学習関連施設と協力して、生涯学習に関する情報提供を行うためのシステム構築に積極的に参画することが望まれる。

このようなことから、今後博物館は情報化時代に応じた施設・設備の計画的な整備とともに、博物館相互間や他の生涯学習関連施設との情報ネットワークの形成に努めることが必要である。

また、各国の博物館との情報ネットワークの形成も望まれる。

(3) 職員資質の向上

博物館が果たすべき役割の進展に対応して、博物館職員に求められる知識技術は多様化し、高度化する傾向にある。

館長及び学芸員等の職員には、その専門分野についての高度な知識・技術の習得はもとより、人々の生涯学習を援助していくため、多様な情報を処理し学習相談に応じたり、新しい展示方法の企画・開発や学校その他の生涯学習関連施設等との連携事業を企画・展開するなど幅広い資質が求められている。

保存、修復などにあたる職員にあつては保存技術の進歩、情報処理技術の進展等に伴い、絶えず新たな知識・技術を身につける必要に迫られている。

このことから、設置者はもとより、国、地方公共団体、博物館関係団体等においては、研修事業の内容の拡充と館種別研修等の各種研修機会の一層の充実に努めるほか、民間資金等によるグループや個人に対する研究助成の拡充や国内外の博物館相互の交換留学の導入も検討する必要がある。

また、学芸員の養成の在り方についての見直しを行うなど開かれた施設としての博物館職員の資質の向上に努めることは多言を要しない。

(4) 運営基盤の充実等

博物館は、その活動を着実かつ継続的に実施するため、財源確保に努めるとともに、より一層効果的な事業を行っていくことが必要であり事業内容・方法等について絶えず見直しを行うことが望まれる。

また、税制上の優遇措置を積極的に活用するとともに、博物館活動に対する社会の理解を深め、寄附の拡大などに努力することは当然である。

博物館においては資料収集等に多額の経費を要するなど、他の社会教育施設にはない固有の問題があるため、その運営基盤の充実の一助として、全国的、地域的な博物館の協力組織を育成することも配慮する必要がある。

3 まとめ

この中間報告では、生涯学習時代を迎えて、博物館が地域において、生涯学習を支援する中核的な施設として一層発展していくための具体的な整備・運営の在り方を示した。

- (1) 博物館の設置者や博物館関係者等は期待される役割を十分果たすため、その整備充実を計画的に進めるとともに、速やかに実施できるものから具体的な施策の展開に努める必要がある。
- (2) 地域や博物館の特性に留意しながら、所蔵資料の一層の充実を図り、またその展示に当たっては、ニューメディアなどを活用した展示方法の開発を行い、教育普及活動については、利用者のニーズに対応した多様な学習機会を提供するとともに、学校と連携した事業を積極的に行うことなどが望まれる。

また、利用の促進を図るための施設設備の工夫、開館日や開館時間など運営の弾力化とともに、学習相談の実施や教育ボランティアの活用などにより学習活動を支援するほか、広報活動を充実して、親子で参加できる事業の推進を図るなど広くかつ多くの人々に利用されるようにする努力が必要である。

- (3) 国際化の進展に対応して、外国の博物館資料を導入した展示や日本の資料の海外展示、内外の博物館職員の研究交流さらには博物館の国際的なネットワークの形成が望まれる。
- (4) 博物館がより高度なサービスを提供するため、地域の実態に即したネットワークシステムを構築していくことが重要であり、その実現のための方策について検討する必要がある。
- (5) この中間報告を具体化するためには、今後、国、地方公共団体及び関係団体は博物館施設の整備充実や運営の改善に対し、一層の援助に努めなければならない。
- (6) また、博物館自体においても、生涯学習時代におけるその役割の重要性を認識し、絶えず事業の成果を評価し、博物館活動の活発化に向けて積極的に努力されることが期待される。

18 博物館法施行規則の一部改正について

平成8年9月13日 文生社第135号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部省生涯学習局長通知

このたび、別添1のとおり、「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（平成8年文部省令第28号）が平成8年8月28日に公布され、平成9年4月1日から施行されることになりました。また、これに関連し、別添2及び別添3の文部省告示が定められたところであります。

今回の改正は、平成8年4月24日の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」（平成8年4月30日付事務連絡により送付済み）に基づき、学芸員の資質の向上に向け、人々の生涯学習への支援を含め博物館に期待されている諸機能の強化及び情報化等の時代の変化に的確に対応する博物館運営の充実の観点から、その養成の改善・充実を図るとともに、生涯学習社会にふさわしい開かれた資格とする観点から、試験認定における科目免除措置の拡大等の資格取得方法の弾力化を図るため、所要の整備を行ったものです。

改正の内容等は下記のとおりです。

については、各都道府県教育委員会においては、今回の改正の趣旨を了知し、その運用に遺漏のないようお願いいたします。

また、上記社会教育分科審議会報告も参考とし、今後とも、学芸員等の現職研修の充実による資質の向上とともに、適切な人材の確保による社会教育指導体制の一層の整備促進に努められるようお願いいたします。

なお、貴管下の市町村教育委員会その他私立博物館設置者等の関係者に、今回の改正の趣旨を周知されるようお願いいたします。

記

○ 博物館法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表条文（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行														
<p>(博物館に関する科目の単位)</p> <p>第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第5条第1項第一号の規定により大学において修得すべき博物館に関する科目の単位は、<u>次の表に掲げるものとする。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">科 目</th> <th style="text-align: center;">単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>生涯学習概論</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> <tr> <td><u>博物館概論</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> </tr> <tr> <td><u>博物館経営論</u></td> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> </tr> </tbody> </table>	科 目	単位数	<u>生涯学習概論</u>	<u>1</u>	<u>博物館概論</u>	<u>2</u>	<u>博物館経営論</u>	<u>1</u>	<p>(博物館に関する科目の単位)</p> <p>第1条 博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第5条第1項第一号の規定により大学において修得すべき博物館に関する科目の単位は、<u>左の各号に定めるものとする。</u></p> <table style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>1</u></td> <td style="text-align: center;">博物館学</td> <td style="text-align: center;">4 単位</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>2</u></td> <td style="text-align: center;">教育原理</td> <td style="text-align: center;">1 単位</td> </tr> </tbody> </table>	<u>1</u>	博物館学	4 単位	<u>2</u>	教育原理	1 単位
科 目	単位数														
<u>生涯学習概論</u>	<u>1</u>														
<u>博物館概論</u>	<u>2</u>														
<u>博物館経営論</u>	<u>1</u>														
<u>1</u>	博物館学	4 単位													
<u>2</u>	教育原理	1 単位													

博物館資料論	2
博物館情報論	1
博物館実習	3
視聴覚教育メディア論	1
教育学概論	1

3 社会教育概論	1 単位
4 視聴覚教育	1 単位
5 博物館実習	3 単位

備考

1 博物館概論，博物館経営論，博物館資料論及び博物館情報論の単位は，これらの内容を統合した科目である博物館学の単位をもつて替えることができる。ただし，当該博物館学の単位数は，6を下ることはできないものとする。

(新設)

2 博物館経営論，博物館資料論及び博物館情報論の単位は，これらの科目の内容を統合した科目である博物館学各論の単位をもつて替えることができる。ただし，当該博物館学各論の単位数は，4を下ることはできないものとする。

(新設)

3 博物館実習は，博物館（法第2条第1項に規定する博物館をいう。以下同じ。）又は法第29条の規定に基づき文部大臣若しくは都道府県の教育委員会の指定した博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む。）における実習により修得するものとする。

2 前項第五号の「博物館実習」の単位は，法第2条第1項に規定する博物館又は法第29条の規定に基づき文部大臣又は都道府県の教育委員会の指定する博物館に相当する施設（大学においてこれに準ずると認められた施設を含む）における実習により修得するものとする。

4 博物館実習の単位数は，大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。

(試験認定の受験資格)

(試験認定の受験資格)

第5条 左の各号の1に該当する者は，試験認定を受けることができる。

第5条 (同上)

- 1 学士の単位を有する者
- 2 大学に2年以上在学し，62単位以上を修得した者で3年以上学芸員補の職（学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職として文部大臣が指定するものを含む。以下同じ。）にあつた者
- 3 教育職員の普通免許状を有し，3年以上教育職員の職にあつた者
- 4 5年以上学芸員補の職にあつた者

- 1 (同上)
- 2 (同上)
- 3 教育職員の普通免許状を有し，5年以上教育職員の職にあつた者
- 4 6年以上学芸員補の職にあつた者

5 その他文部大臣が前各号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認められた者
(試験認定の方法及び試験科目)

第6条 試験認定は、大学卒業の程度において、筆記及び口述の方法により行う。

2 試験科目及び各試験科目についての試験の方法は、次表第1欄及び第2欄に定めるとおりとする。

第1欄		第2欄
試験科目		試験認定の必要科目
		試験の方法
必須科目	生涯学習概論	上記科目の全科目
	博物館学	
	視聴覚教育メ	
	ディア論	
	教育学概論	筆記
	文化史	筆記
	美術史	筆記
選択科目	考古学	上記科目のうちから受験者の選択する2科目
	民俗学	
	自然科学史	
	物理学	
	化学	
	生物学	
	地学	筆記

(試験科目の免除)

第7条 大学又は文部大臣の指定する講習会等において、前条に規定する試験科目に相当する科目の単位を1単位(博物館学にあつては6単位)以上修得した者又は講習等を修了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。

2 前項の文部大臣の指定する講習等における単位の計算方法は、大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第21第2項に定める基準によるものとする。

5 (同上)

(試験認定の方法及び試験科目)

第6条 (同上)

2 (同上)

第1欄		第2欄
試験科目		試験認定の必要科目
		試験の方法
必須科目	博物館学	上記科目の全科目
	教育原理	
	社会教育概論	
	視聴覚教育	
	文化史	筆記
	美術史	筆記
選択科目	考古学	上記科目のうちから受験者の選択する2科目
	民俗学	
	自然科学史	
	物理学	
	化学	
	生物学	
	地学	筆記

(試験科目の免除)

第7条 大学又は文部大臣の指定する講習等において、前条に規定する試験科目に担当する科目の単位を1単位(博物館学にあつては4単位)以上修得した者又は講習等を修了した者に対しては、その願い出により、当該科目についての試験を免除する。

2 (同上)

19 博物館法施行規則の一部改正について

〔平成8年9月13日 文生社第135号〕
〔各国公私立大学長他あて〕
〔文部省生涯学習局長通知〕

このたび、別添1のとおり、「博物館法施行規則の一部を改正する省令」（平成8年文部省令第28号）が平成8年8月28日に公布され、平成9年4月1日から施行されることになりました。また、これに関連し、別添2及び別添3の文部省告示が定められたところであります。

今回の改正は、平成8年4月24日の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」（平成8年4月30日付事務連絡により送付済み）に基づき、学芸員の資質の向上に向け、人々の生涯学習への支援を含め博物館に期待されている諸機能の強化及び情報化等の時代の変化に的確に対応する博物館運営の充実の観点から、その養成の改善・充実を図るとともに、生涯学習社会にふさわしい開かれた資格とする観点から、試験認定における科目免除措置の拡大等の資格取得方法の弾力化を図るため、所要の整備を行ったものです。

改正の内容等は下記のとおりです。

については、学芸員の養成に当たる大学等においては、今回の改正の趣旨を踏まえ、上記社会教育分科審議会報告も参考とし、今後の学芸員の養成に係る教育内容・教育方法の一層の改善・充実に努めるとともに、学芸員の高度な現職研修機会の提供にも配慮されるようお願いいたします。

記

1 大学において修得すべき博物館に関する科目及び単位数について

大学において修得すべき博物館に関する科目及び単位数を整備し、学芸員となる資格を得るためには、次に掲げる科目の単位を修得することとしたこと

（改正後の第1条表関係）

生涯学習概論	1 単位
博物館概論	2 単位
博物館経営論	1 単位
博物館資料論	2 単位
博物館情報論	1 単位
博物館実習	3 単位
視聴覚教育メディア論	1 単位
教育学概論	1 単位

また、これらの科目の単位の修得方法について、次のとおりとしたこと（改正後の第1条表備考関係）。

- (1) 博物館概論、博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学の単位（6単位以上）をもって替えることができること。

(2) 博物館経営論，博物館資料論及び博物館情報論の単位は，これらの科目の内容を統合した科目である博物館学各論の単位（4単位以上）をもって替えることができること。

(3) 博物館実習の単位数は，大学における博物館実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むものとする。

なお，各科目のねらい等については，別添4（社会教育分科審議会報告の別紙2）を参考にされたいこと。

2 試験認定の受験資格について

教育職員の普通免許状を有し，教育職員の職にあった者が，文部大臣が学芸員の資格の認定のために行う試験認定を受けるために必要な実務経験年数を，「5年」以上から「3年」以上に短縮したこと（改正後の第5条第三号関係）。

また，学芸員補の職（第5条第二号の規定により，学芸員補に相当する職又はこれと同等以上の職として文部大臣が指定するものを含む。）にあった者が，試験認定を受けるために必要な実務経験年数を，「6年」以上から「5年」以上に短縮したこと（改正後の第5条第四号関係）。

なお，学芸員補の職に相当する職又はこれと同等以上の職については，文部大臣の指定の対象を拡大することとし，従前の「学芸員補の職に相当する職等の指定」（昭和30年文部省告示第109号）を廃止するとともに，新たに，平成8年8月28日文部省告示第151号（別添2）により，その指定を行ったものであること。

3 試験認定における試験科目等について

試験認定における試験科目及び試験の方法を整備し，試験認定及び各試験科目ごとの試験の方法を，次のとおりとしたこと（改正後の第6条第2項関係）。

試験科目		試験認定の必要科目	試験の方法
必須科目	生涯学習概論 博物館学 視聴覚教育メディア論 教育学概論	左記科目の全科目	筆記 筆記及び口述 筆記 筆記
選択科目	文化史 美術史 考古学 民俗学 自然科学史 物理 化学 生物学 地学	左記科目のうちから受験者の選択する2科目	筆記 筆記 筆記 筆記 筆記 筆記 筆記 筆記 筆記

なお，各科目のねらい等については，別添4（社会教育分科審議会報告の別紙2）を参考にされた

いこと。

また、第7条第1項の規定による学芸員の試験科目の免除について、文部大臣の指定する講習等の対象を拡大することとし、従前の「学芸員の試験認定の試験科目に相当する科目の試験を免除する講習等の指定」（昭和30年文部省告示第110号）を廃止するとともに、新たに、平成8年8月28日文部省告示第150号（別添3）により、その指定を行ったものであること。

4 施行期日及び経過措置について（附則関係）

- (1) この省令は、平成9年4月1日から施行すること。
- (2) この省令は施行の日前に、改正前の博物館法施行規則（以下「旧規則」という。）第1条第1項に規定する科目の単位の全部を修得した者は、改正後の博物館法施行規則（以下「新規則」という。）第1条に規定する科目の単位の全部を修得したものとみなすこととしたこと。
- (3) この省令の施行の日前に、次の表の左欄に掲げる旧規則第1条第1項に規定する科目の単位の修得した者は、右欄に掲げる新規則第1条に規定する科目の単位の修得したものとみなすこととしたこと。

旧 規 則		新 規 則	
社会教育概論	1 単位	生涯学習概論	1 単位
博物館学	4 単位	博物館概論	2 単位
		博物館経営論	1 単位
		博物館資料論	2 単位
		博物館情報論	1 単位
視聴覚教育	1 単位	視聴覚教育メディア論	1 単位
教育原理	1 単位	教育学概論	1 単位

- (4) この省令の施行の日前に、次の表の左欄に掲げる旧規則第6条第2項に規定する試験科目に合格した者は、右欄に掲げる新規則第6条第2項に規定する試験科目に合格したものとみなすこととしたこと。

旧 規 則	新 規 則
社会教育概論	生涯学習概論
視聴覚教育	視聴覚教育メディア論
教育原理	教育学概論

5 その他（関連告示の運用等）

上記2なお書の「学芸員補の職に相当する職等の指定」（平成8年8月28日文部省告示第151号）及び上記3また書「学芸員の試験認定の試験科目に相当する科目の試験を免除する講習等の指定」（平成8年8月28日文部省告示第150号）の具体的な取扱いに当たり、判断の困難なものがある場合には、文部科学省に連絡の上、遺漏のない運用を期されたいこと。

学芸員養成科目の改善

科目名・単位数	ね ら い	内 容
生涯学習概論 [1単位]	生涯学習及び社会教育の意義を理解し、学習活動を効果的に援助する方法等の理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の意義 ・生涯学習と家庭教育，学校教育，社会教育 ・生涯学習関連施設の動向 ・社会教育の意義 ・社会教育の内容・方法・形態 ・社会教育指導者 ・社会教育施設の概要 ・学習情報提供と学習相談の意義
博物館概論 [2単位]	博物館に関する基礎的知識の習得を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館の目的と機能 ・博物館の歴史 ・博物館の現状 ・博物館倫理 ・博物館関係法規 ・生涯学習と博物館
博物館経営論 [1単位]	博物館経営及び博物館における教育普及活動について理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館の行財政制度 ・ミュージアム・マネジメント ・博物館の職員及び施設・設備 ・博物館における教育普及活動の意義と方法
博物館資料論 [2単位]	博物館資料の収集，整理保管，展示等に関する理論や方法に関する知識・技術の習得を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館資料の収集 ・博物館資料の整理保管 ・博物館資料の保存 ・博物館資料の展示 ・博物館における調査研究活動の意義と方法
博物館情報論 [1単位]	博物館における情報の意義と活用方法について理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館における情報の意義 ・博物館における情報の提供と活用の方法 ・博物館における情報機器
博物館実習 [3単位]	博物館における実習を通じ学芸員の業務の理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・博物館資料の収集，整理保管，展示等についての博物館における実習
視聴覚教育メディア論 [1単位]	視聴覚教育メディアの意義と学習支援の方法について理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚教育の意義 ・視聴覚教育メディアの意義と種類 ・視聴覚教育メディアを活用した学習支援の方法
教育学概論 [1単位]	教育の本質及び目標について理解を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の本質及び目標 ・生涯発達と教育 ・教育制度 ・教育評価の目標と方法
合 計	12単位	

(備考)

1. 博物館概論以下の4科目は、「博物館学」として統合して実施することができる。ただし、その単位数は、6単位を下らないものとする。

また、博物館経営論以下の3科目は、「博物館学各論」として統合して実施することができる。ただし、その単位数は4単位を下らないものとする。

2. 博物館実習の単位数には、博物館実習に係る大学における事前及び事後の指導の1単位を含む。

20 私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に係る基準

〔平成9年3月31日〕
〔文部省告示第54号〕

(目的)

第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第8条の規定に基づき、博物館の健全な発達に資するため、博物館法第2条第2項に規定する私立博物館(以下「博物館」という。)が青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めていくための望ましい基準等を定める。

(望ましい基準)

第2条 博物館は、青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めていくため、次に掲げる基準を満たすことが望ましい。

- 一 1年を通じた開館日数が原則として250日以上であること。
- 二 週に1日以上は、児童・生徒の入場を無料にするなど、青少年、親子等の利用に対する優遇措置を講じること。

(期待される取組)

第3条 博物館は、青少年に対する魅力的な学習機会の提供をより一層円滑に進めるため、次に掲げる取組を充実することが期待される。

- 一 授業の一環として博物館を利用する際の基準を明確にするなど、学校教育の一環としての青少年の受け入れに係る取組を充実すること。
- 二 青少年の利用促進のための相談窓口を設置するなど、青少年にとって博物館がより魅力的な学習の場として機能を発揮していくための取組を充実すること。

(告示等)

第4条 文部科学大臣は、第2条に規定する基準を満たしているかどうか確認を希望する博物館のうち、基準を満たしていると認める博物館について、基準を満たしていることについて官報で告示するとともに、基準を満たしている博物館の名簿を作成し、これを一般の閲覧に供するものとする。

附 則

この告示は、平成9年4月1日から施行する。

附 則〔平成12年12月11日 文部省告示第181号〕抄

(施行期日)

- 1 この告示は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日(平成13年1月6日)から施行する。

附 則〔平成14年8月29日 文部科学省告示第173号〕

この告示は、公布の日から施行する。

〔参照条文〕 所得税法施行令の一部を改正する政令(平成9年3月31日政令第103号)(抄)

第217条第1項第三号中…(略)…次のように加える。

カ 博物館法第2条第1項に規定する博物館(青少年教育への支援を行うものとして大蔵省令で定める要件を満たすものに限る。)の設置運営に関する業務を行うことを主たる目的とする法人

※法人税法施行令についても同趣旨の改正あり（平成9年3月31日政令第104号）。

所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成9年3月31日大蔵省令第26号）（抄）

第40条の7…（略）…第1項の次に次の一項を加える。

- 2 令第217条第1項第三号カに規定する大蔵省令で定める要件は、博物館法（昭和26年法律第285号）第8条（設置及び運営上望ましい基準）の規定に基づき文部大臣が定める私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準に合致するものであることとする。

※法人税法施行規則についても同趣旨の改正あり（平成9年3月31日大蔵省令第27号）。

21 博物館に相当する施設の指定の取扱いについて

〔平成10年4月17日 文生社第194号〕
各都道府県教育委員会教育長あて
文部省生涯学習局長通知

博物館法第29条の規定に基づく博物館に相当する施設（以下「博物館相当施設」という。）として教育委員会が指定するに当たっては、昭和46年6月5日付け文社社第22号各都道府県教育委員会教育長あて社会教育局長通知において、公立の施設は、教育委員会が所管しなければならないとしております。

しかしながら、生涯学習社会の構築に向けて、多様化する人々の学習ニーズに対応していくためには、それぞれの博物館及び博物館に類する事業を行う施設が、その特色を發揮しつつ適切に運営されることが期待されていることから、地方公共団体の長等が所管する施設についても博物館相当施設として指定することが適当であります。

このため、今後は、地方公共団体の長等が所管する施設についても、当該施設が博物館に類する事業を行うものと判断される場合には、博物館相当施設として指定できることと取り扱います。

また、このことについて、知事部局及び管下の市町村等の関係機関に対して周知していただくようお願いいたします。

なお、指定を行った場合には、指定申請書類の写しを添えて、また、指定を取り消した場合には、その旨を遅滞なく報告くださるようお願いいたします。

22 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について

〔平成10年3月31日〕
生涯学習局長裁定
〔平成18年10月2日改正〕

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等についての取扱いは、原則として次によるものとする。

1 財産処分を行おうとする場合は、文部科学大臣に、申請書を提出し、承認を得るものとする。その場合、次の①～③の要件を充たすものであって、以下の(1)～(5)のいずれかに該当する場合について、国庫補助金相当額の国庫への納付を要せず、財産処分を承認する。

なお、(1)～(4)については、文部科学大臣への報告書の提出をもって文部科学大臣の承認があったものとして取り扱う。

- ① 財産処分がやむを得ない事情によるものであること。
- ② 従前行ってきた社会教育活動を確保すること。
- ③ 住民サービスの低下を招かないものであること。

(1) 取り壊し

施設の全部又は一部について取り壊しの処分をする場合は、次の①～④のいずれかの条件を充たすものとする。

- ① 構造上危険な建物。(危険建物の判定については、公立学校施設に準ずる耐力度調査の結果による)
- ② 取り壊しする施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設において確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間については、代替施設で活動を維持することを条件とする。)ただし、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。
- ③ 法令等に基づき処分することが必要となり、その移転補償費等により代替施設を整備するなど、社会教育活動を確保する場合。
- ④ 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物。

(2) 転用

施設の全部又は一部について転用の処分をする場合は、次の①～③のいずれかの条件を充たすものとする。

- ① 施設の全部を、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する(条例設置)場合で、転用する施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設において確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間については、代替施設で活動を維持することを条件とする。)ただし、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。
- ② 施設の全部又は一部を他の社会教育施設又は文部科学省が別に定める同種の事業を実施する類似施設として無償で転用する(条例設置)場合。
- ③ 施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する(条例設置)場合。

(3) 目的外使用

教育委員会、役場支所、出張所の事務室等地方公共団体の施設の新築、増改築(条例設置)等に伴い、施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、その事務室等として、期限を限って目的外使用するもの。

(4) 譲渡又は貸与

他の地方公共団体へ無償で譲渡又は貸与する場合は、次のいずれかの条件を充たすものとする。

- ① 施設の全部を、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で譲渡又は貸与する（条例設置）場合で、譲渡又は貸与する施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設で確保する場合。（その際、耐用年数の残存期間については、代替施設で活動を維持することを条件とする。）ただし、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。
- ② 施設の全部を社会教育施設又は文部科学省が別に定める同種の事業を実施する類似施設として譲渡又は貸与する（条例設置）場合。

(5) 代替施設の確保に関する扱い

上記(1)－②、(2)－①及び(4)－①において、従前行ってきた社会教育活動を複数の代替施設で確保する場合で、国庫補助を受けずに地方公共団体単独で整備した施設の他に国庫補助により整備された施設を含む場合。

2 上記1に該当しない場合であって、財産処分することがやむを得ないと認められるものは、文部科学大臣に申請書を提出し、文部科学大臣の承認を必要とする。この場合、原則として当該施設の耐用年数の残存期間に基づき算定する国庫補助金相当額の国庫への納付を条件として、財産処分を承認する。

3 文部科学大臣の承認後又は文部科学大臣に報告書の提出後、当該内容と異なる処分を行おうとする場合には、当該処分の内容に応じ文部科学大臣の承認又は文部科学大臣への報告が必要である。ただし、上記2に規定する納付金を国庫に納付した場合は、この限りではない。

4 この裁定は、平成18年10月2日から適用する。

(別添) 公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の事務処理要領

1 目的

- (1) この事務処理要領は、「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」（平成10年3月31日付け生涯学習局長裁定（以下「裁定」という。））に係る事務取扱の適正な執行を確保することを目的とする。
- (2) 財産処分の事務処理については、裁定に定めるもののほか、この事務処理要領によるものとする。

2 対象とする施設

裁定において、対象となる施設は、「公立社会教育施設整備費補助金」により整備した社会教育施設を対象とする。

3 施設の定義等

- (1) 裁定1－(2)－①及び1－(4)－①において転用、譲渡又は貸与する施設は、原則として次の施設に限るものとする。

学校、体育館、武道場等の社会体育施設、文化会館等の文化施設、放課後児童健全育成事業の用に供する施設、児童館、保育所及び養護施設等の児童福祉施設、老人福祉センター、老人憩いの家、老人デイサービスセンター及び特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、身体障害者デイサービスセンター並びに身体障害者療護施設及び精神薄弱者厚生施設等の厚生福祉施設、勤労青少年ホーム、働く婦人の家等の勤労者施設、農村環境改善センター、構造改善センター等の農林漁業関係施設、女性センター等の女性施策関連施設、コミュニティセンター、公害防止施設、防災施設、医療施設、試験研究施設、研修施設及び庁舎、役所の支所・出張所。

(2) 裁定1-(2)-②及び1-(4)-②において転用、譲渡又は貸与する類似施設は、原則として次の施設に限るものとし、その際、類似施設の規模、職員、事業内容等、転用する施設の概要の資料を添付すること。

- ① 公民館を公民館類似施設に転用する場合
- ② 公民館の一部を他の社会教育施設、文化施設、社会体育施設に転用する場合
- ③ 図書館を図書館同種施設に転用する場合
- ④ 登録博物館を博物館相当施設又は博物館類似施設に転用する場合

(3) 裁定1-(2)-③及び1-(3)において、施設の一部を転用若しくは目的外使用する場合、その面積は、原則として施設の建物延べ面積の10%未満又は100㎡未満のいずれか少ない面積に限るものとし、転用する施設は、原則として上記3-(1)において掲げる施設に限るものとする。

ただし、地方公共団体単独で概ね従前の施設機能を上回る代替施設を整備又は別途文部科学大臣の承認を受けた場合はこの限りではない。

(4) 上記において、記載事項の不備など必要な要件が具備されていない場合はこの限りではない。

4 申請書又は報告書の提出時期

財産処分を行おうとする者は、原則として当該処分を行う前に様式1による財産処分申請書又は様式2による財産処分報告書を提出しなければならない。

なお、災害等で被災した場合にあっては、事後速やかに提出するものとする。

5 経由機関

- (1) 市町村が申請書又は報告書を提出しようとする場合は、都道府県教育委員会を經由して提出するものとする。
- (2) この場合において、都道府県教育委員会は意見を付するものとする。

6 附 則

この要領は、平成18年10月2日から適用する。

「公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について」新旧対照表

新	旧
<p>公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について</p> <p>平成10年3月31日 生涯学習局長裁定 平成18年10月2日改正</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等については、原則として次によるものとする。</p> <p>1 財産処分を行おうとする場合は、文部科学大臣に、申請書を提出し、承認を得るものとする。その場合、次の①～③の要件を満たすものであって、以下の(1)～(6)のいずれかに該当する場合について、国庫補助金相当額の国庫への納付を要せず、財産処分を承認する。 なお、(1)～(4)については、文部科学大臣への報告書の提出をもって文部科学大臣の承認があったものとして取り扱う。</p> <p>① 財産処分がやむを得ない事情によるものであること。 ② 従前行ってきた社会教育活動を確保すること。 ③ 住民サービスの低下を招かないものであること。 (削除)</p> <p>(1) 取り壊し施設の一部又は一部について取り壊しの処分をする場合は、次の①～④のいずれかの条件を満たすものとする。 ① 構造上危険な建物。(危険建物の判定については、公立学校施設に準ずる耐力度調査の結果による) ② 取り壊しする施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設において確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間については、代替施設で活動を維持することを条件とする。)ただし、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。 ③ 法令等に基づき処分することが必要となり、その移転補償費等により代替施設を整備するなど、社会教育活動を確保する場合。 ④ 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物。</p> <p>(2) 転用施設の一部又は一部について転用の処分をする場合は、次の①～③のいずれかの条件を満たすものとする。 ① 施設の全部を、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する(条例設置)場合で、転用する施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設において確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間については、代替施設で活動を維持することを条件とする。)ただし、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。</p>	<p>公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等について</p> <p>平成10年3月31日 生涯学習局長裁定 平成16年3月31日改正</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条に規定する公立社会教育施設整備費補助金に係る財産処分の承認等については、原則として次によるものとする。</p> <p>1 次の①～③の要件を満たすものであって、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合について、文部科学大臣に報告書の提出があったときは、文部科学大臣の承認があったものとして取り扱う。</p> <p>① 財産処分がやむを得ない事情によるものであること。 ② 従前行ってきた社会教育活動を確保すること。 ③ 住民サービスの低下を招かないものであること。 なお、報告書の提出後、当該報告内容と異なる処分を行おうとする場合には、当該処分の内容に応じ文部科学大臣の承認又は文部科学大臣への報告が必要である。</p> <p>(1) 取り壊し施設の一部又は一部について取り壊しの処分をする場合は、次の①～④のいずれかの条件を満たすものとする。 ① 構造上危険な建物。(危険建物の判定については、公立学校施設に準ずる耐力度調査の結果による) ② 取り壊しする施設の従前行ってきた社会教育活動を確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間を勘案する。)ただし、代替施設において活動を確保していく場合は、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。 ③ 法令等に基づき処分することが必要となり、その移転補償費等により代替施設を整備するなど、社会教育活動を確保する場合。 ④ 災害又は火災により全壊、半壊、流失、全焼又は半焼した建物。</p> <p>(2) 転用施設の一部又は一部について転用の処分をする場合は、次の①～③のいずれかの条件を満たすものとする。 ① 施設の全部を、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する(条例設置)場合で、転用する施設の従前行ってきた社会教育活動を確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間を勘案する。)ただし、代替施設において活動を確保していく場合は、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。</p>

新	旧
<p>② 施設の全部又は一部を他の社会教育施設又は文部科学省が別に定める同種の事業を実施する類似施設として無償で転用する(条例設置)場合。</p> <p>③ 施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する(条例設置)場合。</p> <p>(3) 目的外使用 教育委員会、役場支所、出張所の事務室等地方公共団体の施設の新築、増改築(条例設置)等に伴い、施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、その事務室等として、期限を限って目的外使用するもの。</p> <p>(4) 譲渡又は貸与 他の地方公共団体へ無償で譲渡又は貸与する場合は、次のいずれかかの条件を充たすものとする。</p> <p>① 施設の全部を、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で譲渡又は貸与する(条例設置)場合で、譲渡又は貸与する施設の従前行ってきた社会教育活動を代替施設で確保する場合。(その際、耐用年数の残存期間については、代替施設で活動を維持することを条件とする。)ただし、当該代替施設については、国庫補助を受けずに、地方公共団体単独で整備した施設であること。</p> <p>② 施設の全部を社会教育施設又は文部科学省が別に定める同種の事業を実施する類似施設として譲渡又は貸与する(条例設置)場合。</p> <p>(5) 代替施設の確保に関する扱い 上記(1)②、(2)①及び(4)①において、従前行ってきた社会教育活動を複数の代替施設で確保する場合で、国庫補助を受けずに地方公共団体単独で整備した施設の外に国庫補助により整備された施設を含む場合。</p> <p>2 上記1に該当しない場合であって、財産処分することがやむを得ないと認められるものは、文部科学大臣に申請書を提出し、文部科学大臣の承認を必要とする。この場合、原則として当該施設の耐用年数の残存期間に基づき算定する国庫補助金相当額の国庫への納付を条件として、財産処分を承認する。</p> <p>3 文部科学大臣の承認後又は文部科学大臣に報告書の提出後、当該内容と異なる処分を行うとする場合には、当該処分の内容に応じ文部科学大臣の承認又は文部科学大臣への報告が必要である。ただし、上記2に規定する納付金を国庫に納付した場合は、この限りではない。</p> <p>4 この裁定は、平成18年10月2日から適用する。</p>	<p>② 施設の全部を他の社会教育施設又は文部科学省が別に定める同種の事業を実施する類似施設として無償で転用する(条例設置)場合。</p> <p>③ 施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、他の社会教育施設、社会福祉施設、庁舎等の公的施設として無償で転用する(条例設置)場合。</p> <p>(3) 目的外使用 教育委員会、役場支所、出張所の事務室等地方公共団体の施設の新築、増改築(条例設置)等に伴い、施設の一部を当該施設本来の業務に支障のない範囲で、その事務室等として、期限を限って目的外使用するもの。</p> <p>2 上記1に該当しない場合であって、財産処分することがやむを得ないと認められるものは、原則として次の(1)、(2)により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 代替施設の確保に関する扱い 取り壊し又は転用の際、従前行ってきた社会教育活動を確保するため、その活動の一部が国庫補助を受けた代替施設において行われる場合には、国庫補助金相当額の国庫への納付を要せず財産処分を承認する。(その際、耐用年数の残存期間を勘案する。)</p> <p>(2) 国庫補助金相当額の国庫への納付 当該施設の耐用年数の残存期間に基づき算定する国庫補助金相当額の国庫への納付を条件として財産処分を承認する。</p> <p>3 この裁定は、平成16年3月31日から適用する。</p>

23 「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」の一部を改正する告示について

平成14年8月28日 14文科生第419号
各都道府県教育委員会教育長あて
文部科学省生涯学習政策局長通知

このたび、別添のとおり、平成14年8月29日付けで「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準の一部を改正する告示」（平成14年文部科学省告示第173号）が告示されました。

「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」は、博物館法（昭和26年法律第285号）第8条の規定に基づき、博物館の健全な発達に資するため、博物館法第2条第2項に規定する私立博物館（以下「私立博物館」という。）が青少年に対する魅力的な学習機会の提供を円滑に進めていくための望ましい基準等を定めたものですが、本告示は、地域社会での生活体験、社会体験、自然体験の機会を充実させることを目的とした完全学校週五日制の本年4月からの実施に伴い、その一部を改正するものです。

従来、完全学校週五日制の実施に向け、特に公立学校が休業日となる土曜日における児童・生徒の私立博物館への入場を無料にする等の措置を例示してきましたが、完全学校週五日制が本年4月より実施され、学校外における様々な体験が、子どもたちの「生きる力」をはぐくむための重要な鍵であることにかんがみ、地域における学習活動の重要な拠点である私立博物館において、青少年に対する学習機会の充実をより一層推進することが求められています。このため、学校外の活動の重要性に配慮しつつ、各地域や施設の特性に応じた様々な工夫を柔軟に行い、青少年にとってより魅力的な学習機会を提供することができるよう、特に土曜日に限定することなく、週に1日以上は、児童・生徒の私立博物館への入場を無料にする等の措置を、青少年、親子等の私立博物館の利用に対する優遇措置の例としてお示しすることとしました。従って、平成9年6月23日付けで出された「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」の告示について」の通知の第一、2、(2)、イについては、下記のとおり改めるとともに、様式1についても別添のとおり改めることとします。

ついては、都道府県教育委員会においては、管下の各私立博物館に対し、本件告示の周知徹底を図るとともに、私立博物館に対する指導又は助言に当たっての参考とされるようお願いいたします。

記

イ 週に1日以上は、児童・生徒の入場を無料にするなど、青少年、親子等の利用に対する優遇措置を講じること。（第二号）

これは、完全学校週五日制が本年4月より実施され、学校外における様々な体験が、子どもたちの「生きる力」をはぐくむための重要な鍵であることにかんがみ、地域の学習活動の重要な拠点である私立博物館において、青少年に対する学習機会の充実をより一層推進することが求められているため、学校外の活動の重要性に配慮しつつ、各地域や施設の特性に応じた様々な工夫を柔軟に行い、青少年にとってより魅力的な学習機会を提供することができるよう、特に土曜日に限定することなく、週に1日以上は児童・生徒の私立博物館への入場を無料にする等の優遇措置を講じること、基準として示したものであること。

なお、青少年、親子等の利用に対する優遇措置としては、ここに例示された「週に1日以上は、児童・生徒の入場を無料にする」ことに限られず、例えば、授業の一環として博物館を利用する際の入場を無料にすることなど、地域や施設の特性を生かした取組を行うことも考えられるが、その際には、青少年、親子等の私立博物館の利用に対する優遇措置として客観的に認められるものとなっていることが必要である。

以 上

(様式1)

「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に係る基準」
(平成9年文部省告示第54号)第2条(望ましい基準)を満たして
いることの確認希望

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

博 物 館 名
博 物 館 長 名 印

下記の私立博物館が「望ましい基準」を満たしていることの確認を希望します。

記

博物館名	館長名	登録年月日	所在地
			〒
設置法人名	代表者名	設立許可年月日	所在地
			〒
望ましい基準に係る取組の概要			
1 年間開館日数(※開館日数が250日に満たない場合はその理由を記述して下さい。)			
2 青少年、親子等の利用に対する優遇措置(週に一日以上は、児童・生徒の入場を無料にするなど)の状況			
3 その他青少年を対象とした取組の状況 (※告示第3条に規定する「期待される取組」その他青少年を対象とした事業等の取組について記述して下さい。)			

(留意事項)

- 「登録年月日」には、博物館法(昭和26年法律第285号)第10条の規定により、都道府県教育委員会に備える博物館登録原簿に登録を受けた年月日を記入すること。
 - 「望ましい基準に係る取組の概要」には、適宜参考となる資料を添付すること。
- (備考)用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(様式2)

諸 生 号
平成 年 月 日

「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」
(平成9年文部省告示第54号) 第2条(望ましい基準)を満たして
いることの認定書

博物館名	館長名	登録年月日	所在地
			〒
設置法人名	代表者名	設立許可年月日	所在地
			〒

上記の私立博物館が「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」
(平成9年文部科学省告示第54号) 第2条に規定する「望ましい基準」を満たしているこ
とを認定します。

平成 年 月 日

文 部 科 学 大 臣 印

(様式3)

青少年を対象とした取組等に関する実績報告（平成 年度）

平成 年 月 日

博物館名

博物館長名 印

青少年を対象とした取組等について、具体的に記載すること。
(※青少年を対象とした取組等に関する資料がある場合には、添付すること。)

(留意事項)

様式1により提出した記載事項について、博物館の名称、所在地及び青少年に対する学習機会の提供に係る取組のうち重要な事項に変更があった場合には、変更事項がわかるように記載すること。

(様式4)

都道府県教育委員会博物館行政（博物館登録事務等）担当者名簿

都道府県名 () 教育委員会		課名 () 課	係・班名 () 係・班
役職名	氏名	事務分掌	

所在地 :
電話(代表) : - - (内線)
(直通) : - -
ファックス : - -

24 動物の愛護及び管理に関する法律

昭和48年10月1日 法律第105号
最終改正
平成25年6月12日 法律第38号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十五年六月十二日法律第三十七号 (未施行)

平成二十五年六月十二日法律第三十八号 (未施行)

第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 基本指針等（第五条・第六条）

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則（第七条—第九条）

第二節 第一種動物取扱業者（第十条—第二十四条）

第三節 第二種動物取扱業者（第二十四条の二—第二十四条の四）

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置（第二十五条）

第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置（第二十六条—第三十三条）

第六節 動物愛護担当職員（第三十四条）

第四章 都道府県等の措置等（第三十五条—第三十九条）

第五章 雑則（第四十条—第四十三条）

第六章 罰則（第四十四条—第五十条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、動物の虐待及び遺棄の防止、動物の適正な取扱いその他動物の健康及び安全の保持等の動物の愛護に関する事項を定めて国民の間に動物を愛護する気風を招来し、生命尊重、友愛及び平和の情操の涵養に資するとともに、動物の管理に関する事項を定めて動物による人の生命、身体及び財産に対する侵害並びに生活環境の保全上の支障を防止し、もつて人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする。

(基本原則)

第二条 動物が命あるものであることにかんがみ、何人も、動物をみだりに殺し、傷つけ、又は苦しめることのないようにするのみでなく、人と動物の共生に配慮しつつ、その習性を考慮して適正に取り扱うようにしなければならない。

2 何人も、動物を取り扱う場合には、その飼養又は保管の目的の達成に支障を及ぼさない範囲で、適切な給餌及び給水、必要な健康の管理並びにその動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行わなければならない。

(普及啓発)

第三条 国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのつとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るように努めなければならない。

(動物愛護週間)

第四条 ひろく国民の間に命あるものである動物の愛護と適正な飼養についての関心と理解を深めるようにするため、動物愛護週間を設ける。

2 動物愛護週間は、九月二十日から同月二十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、動物愛護週間には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるように努めなければならない。

第二章 基本指針等

(基本指針)

第五条 環境大臣は、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

2 基本指針には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する基本的な方向
- 二 次条第一項に規定する動物愛護管理推進計画の策定に関する基本的な事項
- 三 その他動物の愛護及び管理に関する施策の推進に関する重要事項

3 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 環境大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(動物愛護管理推進計画)

第六条 都道府県は、基本指針に即して、当該都道府県の区域における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画(以下「動物愛護管理推進計画」という。)を定めなければならない。

2 動物愛護管理推進計画には、次の事項を定めるものとする。

- 一 動物の愛護及び管理に関し実施すべき施策に関する基本的な方針
- 二 動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 三 災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項
- 四 動物の愛護及び管理に関する施策を実施するために必要な体制の整備(国、関係地方公共団体、民間団体等との連携の確保を含む。)に関する事項

3 動物愛護管理推進計画には、前項各号に掲げる事項のほか、動物の愛護及び管理に関する普及啓発に関する事項その他動物の愛護及び管理に関する施策を推進するために必要な事項を定めるように努めるものとする。

4 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

- 5 都道府県は、動物愛護管理推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するように努めなければならない。

第三章 動物の適正な取扱い

第一節 総則

(動物の所有者又は占有者の責務等)

第七条 動物の所有者又は占有者は、命あるものである動物の所有者又は占有者として動物の愛護及び管理に関する責任を十分に自覚して、その動物をその種類、習性等に応じて適正に飼養し、又は保管することにより、動物の健康及び安全を保持するように努めるとともに、動物が人の生命、身体若しくは財産に害を加え、生活環境の保全上の支障を生じさせ、又は人に迷惑を及ぼすことのないように努めなければならない。

- 2 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物に起因する感染性の疾病について正しい知識を持ち、その予防のために必要な注意を払うように努めなければならない。
- 3 動物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する動物の逸走を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 4 動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。
- 5 動物の所有者は、その所有する動物がみだりに繁殖して適正に飼養することが困難とならないよう、繁殖に関する適切な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 6 動物の所有者は、その所有する動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置として環境大臣が定めるものを講ずるよう努めなければならない。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、動物の飼養及び保管に関しよるべき基準を定めることができる。

(動物販売業者の責務)

第八条 動物の販売を業として行う者は、当該販売に係る動物の購入者に対し、当該動物の種類、習性、供用の目的等に応じて、その適正な飼養又は保管の方法について、必要な説明をしなければならない。

2 動物の販売を業として行う者は、購入者の購入しようとする動物の飼養及び保管に係る知識及び経験に照らして、当該購入者に理解されるために必要な方法及び程度により、前項の説明を行うよう努めなければならない。

(地方公共団体の措置)

第九条 地方公共団体は、動物の健康及び安全を保持するとともに、動物が人に迷惑を及ぼすことのないようにするため、条例で定めるところにより、動物の飼養及び保管について動物の所有者又は占有者に対する指導をすること、多数の動物の飼養及び保管に係る届出をさせることその他の必要な措置を講ずることができる。

第二節 第一種動物取扱業者

(第一種動物取扱業の登録)

第十条 動物（哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するものに限り、畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用その他政令で定める用途に供するために飼養し、又は保管しているものを除く。以下この節から第四節までにおいて同じ。）の取扱業（動物の販売（その取次ぎ又は代理を含む。次項、第十二条第一項第六号及び第二十一条の四において同じ。））、保管、貸出し、訓練、展示（動物との触れ合いの機会の提供を含む。次項及び第二十四条の二において同じ。））その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。）を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、その長とする。以下この節から第五節まで（第二十五条第四項を除く。）において同じ。）の登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 事業所の名称及び所在地
- 三 事業所ごとに置かれる動物取扱責任者（第二十二条第一項に規定する者をいう。）の氏名

四 その営もうとする第一種動物取扱業の種別（販売、保管、貸出し、訓練、展示又は前項の政令で定める取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた業務の内容及び実施の方法

五 主として取り扱う動物の種類及び数

六 動物の飼養又は保管のための施設（以下この節及び次節において「飼養施設」という。）を設置しているときは、次に掲げる事項

イ 飼養施設の所在地

ロ 飼養施設の構造及び規模

ハ 飼養施設の管理の方法

七 その他環境省令で定める事項

3 第一項の登録の申請をする者は、犬猫等販売業（犬猫等（犬又は猫その他環境省令で定める動物をいう。以下同じ。）の販売を業として行うことをいう。以下同じ。）を営もうとする場合には、前項各号に掲げる事項のほか、同項の申請書に次に掲げる事項を併せて記載しなければならない。

一 販売の用に供する犬猫等の繁殖を行うかどうかの別

二 販売の用に供する幼齢の犬猫等（繁殖を併せて行う場合にあっては、幼齢の犬猫等及び繁殖の用に供し、又は供する目的で飼養する犬猫等。第十二条第一項において同じ。）の健康及び安全を保持するための体制の整備、販売の用に供することが困難となつた犬猫等の取扱いその他環境省令で定める事項に関する計画（以下「犬猫等健康安全計画」という。）

（登録の実施）

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、前条第二項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに登録年月日及び登録番号を第一種動物取扱業者登録簿に登録しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十二条 都道府県知事は、第十条第一項の登録を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するとき、同条第二項の規定による登録の申請に係る同項第四号に掲げる事項が動物の健康及び安全の保持そ

の他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、同項の規定による登録の申請に係る同項第六号ロ及びハに掲げる事項が環境省令で定める飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合していないと認めるとき、若しくは犬猫等販売業を営もうとする場合にあつては、犬猫等健康安全計画が幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合していないと認めるとき、又は申請書若しくは添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- 二 第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者
- 三 第十条第一項の登録を受けた者（以下「第一種動物取扱業者」という。）で法人であるものが第十九条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその第一種動物取扱業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの
- 四 第十九条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 五 この法律の規定、化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第十条第二号（同法第九条第五項において準用する同法第七条に係る部分に限る。）若しくは第三号の規定又は狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第二十七条第一号若しくは第二号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
- 六 動物の販売を業として営もうとする場合にあつては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第五十七条の二（同法第十二条第一項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第五十八条第一号（同法第十八条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第二号（同法第十七条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第六十三条第五号（同法第二十一条第一項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）又は第二項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第六十五条第一項（同法第五十七条の二、第五十八条第一号若しくは第二号又は

第六十三条第五号に係る部分に限る。)の規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第八十四条第一項第五号(同法第二十条第一項(譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))、第二十三条(加工品又は卵に係る部分を除く。))、第二十六条第六項(譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。)又は第二十七条(譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。)に係る部分に限る。以下同じ。))、第八十六条第一号(同法第二十四条第七項に係る部分に限る。以下同じ。))若しくは第八十八条(同法第八十四条第一項第五号又は第八十六条第一号に係る部分に限る。)の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成十六年法律第七十八号)第三十二条第一号(特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。))若しくは第五号(特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。))、第三十三条第一号(同法第八条(特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。))に係る部分に限る。以下同じ。))若しくは第三十六条(同法第三十二条第一号若しくは第五号又は第三十三条第一号に係る部分に限る。)の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

七 法人であつて、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を申請者に通知しなければならない。

(登録の更新)

第十三条 第十条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第十条第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の更新について準用する。

3 第一項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「登録の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(変更の届出)

第十四条 第一種動物取扱業者は、第十条第二項第四号若しくは第三項第一号に掲げる事項の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をし、飼養施設を設置しようとし、又は犬猫等販売業を営もうとする場合には、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

2 第一種動物取扱業者は、前項の環境省令で定める軽微な変更があつた場合又は第十条第二項各号（第四号を除く。）若しくは第三項第二号に掲げる事項に変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）があつた場合には、前項の場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 第十条第一項の登録を受けて犬猫等販売業を営む者（以下「犬猫等販売業者」という。）は、犬猫等販売業を営むことをやめた場合には、第十六条第一項に規定する場合を除き、その日から三十日以内に、環境省令で定める書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第十一条及び第十二条の規定は、前三項の規定による届出があつた場合に準用する。

(第一種動物取扱業者登録簿の閲覧)

第十五条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第十六条 第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であつた者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

五 その登録に係る第一種動物取扱業を廃止した場合 第一種動物取扱業者であつた個人又は第一種動物取扱業者であつた法人を代表する役員

2 第一種動物取扱業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、第一種動物取扱業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第十七条 都道府県知事は、第十三条第一項若しくは前条第二項の規定により登録がその効力を失ったとき、又は第十九条第一項の規定により登録を取り消したときは、当該第一種動物取扱業者の登録を抹消しなければならない。

(標識の掲示)

第十八条 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、その事業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他の環境省令で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(登録の取消し等)

第十九条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第一種動物取扱業者の登録を受けたとき。
 - 二 その者が行う業務の内容及び実施の方法が第十二条第一項に規定する動物の健康及び安全の保持その他動物の適正な取扱いを確保するため必要なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
 - 三 飼養施設を設置している場合において、その者の飼養施設の構造、規模及び管理の方法が第十二条第一項に規定する飼養施設の構造、規模及び管理に関する基準に適合しなくなつたとき。
 - 四 犬猫等販売業を営んでいる場合において、犬猫等健康安全計画が第十二条第一項に規定する幼齢の犬猫等の健康及び安全の確保並びに犬猫等の終生飼養の確保を図るため適切なものとして環境省令で定める基準に適合しなくなつたとき。
 - 五 第十二条第一項第一号、第三号又は第五号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。
 - 六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。
- 2 第十二条第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(環境省令への委任)

第二十条 第十条から前条までに定めるもののほか、第一種動物取扱業者の登録に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(基準遵守義務)

第二十一条 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

2 都道府県又は指定都市は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その自然的、社会的条件から判断して必要があると認めるときは、条例で、前項の基準に代えて第一種動物取扱業者が遵守すべき基準を定めることができる。

(感染性の疾病の予防)

第二十一条の二 第一種動物取扱業者は、その取り扱う動物の健康状態を日常的に確認すること、必要に応じて獣医師による診療を受けさせることその他のその取り扱う動物の感染性の疾病の予防のために必要な措置を適切に実施するよう努めなければならない。

(動物を取り扱うことが困難になった場合の譲渡し等)

第二十一条の三 第一種動物取扱業者は、第一種動物取扱業を廃止する場合その他の業として動物を取り扱うことが困難になった場合には、当該動物の譲渡しその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(販売に際しての情報提供の方法等)

第二十一条の四 第一種動物取扱業者のうち犬、猫その他の環境省令で定める動物の販売を業として営む者は、当該動物を販売する場合には、あらかじめ、当該動物を購入しようとする者（第一種動物取扱業者を除く。）に対し、当該販売に係る動物の現在の状態を直接見せるとともに、対面（対面によることが困難な場合として環境省令で定める場合には、対面に相当する方法として環境省令で定めるものを含む。）により書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を用いて当該動物の飼養又は保管の方法、生年月日、当該動物に係る繁殖を行つた者の氏名その他の適正な飼養又は保管のために必要な情報として環境省令で定めるものを提供しなければならない。

(動物取扱責任者)

第二十二条 第一種動物取扱業者は、事業所ごとに、環境省令で定めるところにより、当該事業所に係る業務を適正に実施するため、動物取扱責任者を選任しなければならない。

- 2 動物取扱責任者は、第十二条第一項第一号から第六号までに該当する者以外の者でなければならない。
- 3 第一種動物取扱業者は、環境省令で定めるところにより、動物取扱責任者に動物取扱責任者研修（都道府県知事が行う動物取扱責任者の業務に必要な知識及び能力に関する研修をいう。）を受けさせなければならない。

(犬猫等健康安全計画の遵守)

第二十二条の二 犬猫等販売業者は、犬猫等健康安全計画の定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

(獣医師等との連携の確保)

第二十二条の三 犬猫等販売業者は、その飼養又は保管をする犬猫等の健康及び安全を確保するため、獣医師等との適切な連携の確保を図らなければならない。

(終生飼養の確保)

第二十二条の四 犬猫等販売業者は、やむを得ない場合を除き、販売の用に供することが困難となつた犬猫等についても、引き続き、当該犬猫等の終生飼養の確保を図らなければならない。

(幼齢の犬又は猫に係る販売等の制限)

第二十二条の五 犬猫等販売業者（販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行う者に限る。）は、その繁殖を行つた犬又は猫であつて出生後五十六日を経過しないものについて、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならない。

(犬猫等の個体に関する帳簿の備付け等)

第二十二条の六 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、その所有する犬猫等の個体ごとに、その所有するに至つた日、その販売若しくは引渡しをした日又は死亡した日その他の環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

- 2 犬猫等販売業者は、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める期間ごとに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 当該期間が開始した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
- 二 当該期間中に新たに所有するに至った犬猫等の種類ごとの数
- 三 当該期間中に販売若しくは引渡し又は死亡の事実が生じた犬猫等の当該区分ごと及び種類ごとの数
- 四 当該期間が終了した日に所有していた犬猫等の種類ごとの数
- 五 その他環境省令で定める事項

3 都道府県知事は、犬猫等販売業者の所有する犬猫等に係る死亡の事実の発生の状況に照らして必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、犬猫等販売業者に対して、期間を指定して、当該指定期間内にその所有する犬猫等に係る死亡の事実が発生した場合には獣医師による診療中に死亡したときを除き獣医師による検案を受け、当該指定期間が満了した日から三十日以内に当該指定期間内に死亡の事実が発生した全ての犬猫等の検案書又は死亡診断書を提出すべきことを命ずることができる。

(勧告及び命令)

第二十三条 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条の四若しくは第二十二条第三項の規定を遵守していないと認めるとき、又は犬猫等販売業者が第二十二条の五の規定を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第二十四条 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 第二種動物取扱業者

(第二種動物取扱業の届出)

第二十四条の二 飼養施設（環境省令で定めるものに限る。以下この節において同じ。）を設置して動物の取扱業（動物の譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示その他第十条第一項の政令で定める取扱いに類する取扱いとして環境省令で定めるもの（以下この条において「その他の取扱い」という。）を業として行うことをいう。以下この条において「第二種動物取扱業」という。）を行おうとする者（第十条第一項の登録を受けるべき者及びその取り扱おうとする動物の数が環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、第三十五条の規定に基づき同条第一項に規定する都道府県等が犬又は猫の取扱いを行う場合その他環境省令で定める場合を除き、飼養施設を設置する場所ごとに、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、次の事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 飼養施設の所在地
- 三 その行おうとする第二種動物取扱業の種別（譲渡し、保管、貸出し、訓練、展示又はその他の取扱いの別をいう。以下この号において同じ。）並びにその種別に応じた事業の内容及び実施の方法
- 四 主として取り扱う動物の種類及び数
- 五 飼養施設の構造及び規模
- 六 飼養施設の管理の方法
- 七 その他環境省令で定める事項

(変更の届出)

第二十四条の三 前条の規定による届出をした者（以下「第二種動物取扱業者」という。）は、同条第三号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 第二種動物取扱業者は、前条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又は届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(準用規定)

第二十四条の四 第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十条、第二十一条、第二十三条（第二項を除く。）及び第二十四条の規定は、第二種動物取扱業者について準用する。この場合において、第二十条中「第十条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三及び第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と、「登録」とあるのは「届出」と、第二十三条第一項中「第二十一条第一項又は第二項」とあるのは「第二十四条の四において準用する第二十一条第一項又は第二項」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第二十四条第一項中「第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条まで」とあるのは「第二十四条の二、第二十四条の三並びに第二十四条の四において準用する第十六条第一項（第五号に係る部分を除く。）、第二十一条及び第二十三条（第二項を除く。）」と、「事業所」とあるのは「飼養施設を設置する場所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第四節 周辺の生活環境の保全等に係る措置

第二十五条 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によつて周辺の生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、その事態を除去するために必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 都道府県知事は、多数の動物の飼養又は保管が適正でないことに起因して動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、当該事態を生じさせている者に対し、期限を定めて、当該事態を改善するために必要な措置をとるべきことを命じ、又は勧告することができる。

- 4 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市の長を除く。）に対し、前三項の規定による勧告又は命令に関し、必要な協力を求めることができる。

第五節 動物による人の生命等に対する侵害を防止するための措置

（特定動物の飼養又は保管の許可）

第二十六条 人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物（以下「特定動物」という。）の飼養又は保管を行おうとする者は、環境省令で定めるところにより、特定動物の種類ごとに、特定動物の飼養又は保管のための施設（以下この節において「特定飼養施設」という。）の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、診療施設（獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設をいう。）において獣医師が診療のために特定動物を飼養又は保管する場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に環境省令で定める書類を添えて、これを都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 特定動物の種類及び数
- 三 飼養又は保管の目的
- 四 特定飼養施設の所在地
- 五 特定飼養施設の構造及び規模
- 六 特定動物の飼養又は保管の方法
- 七 特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する事項
- 八 その他環境省令で定める事項

（許可の基準）

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 その申請に係る前条第二項第五号から第七号までに掲げる事項が、特定動物の性質に応じて環境省令で定める特定飼養施設の構造及び規模、特定動物の飼養又は保管の方法並びに特定動物の飼養又は保管が困難になった場合における措置に関する基準に適合するものであること。

二 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ロ 第二十九条の規定により許可を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

ハ 法人であつて、その役員のうちイ又はロのいずれかに該当する者があるもの

2 都道府県知事は、前条第一項の許可をする場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

(変更の許可等)

第二十八条 第二十六条第一項の許可（この項の規定による許可を含む。）を受けた者（以下「特定動物飼養者」という。）は、同条第二項第二号又は第四号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、その変更が環境省令で定める軽微なものであるときは、この限りでない。

2 前条の規定は、前項の許可について準用する。

3 特定動物飼養者は、第一項ただし書の環境省令で定める軽微な変更があつたとき、又は第二十六条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項その他環境省令で定める事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の取消し)

第二十九条 都道府県知事は、特定動物飼養者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

一 不正の手段により特定動物飼養者の許可を受けたとき。

二 その者の特定飼養施設の構造及び規模並びに特定動物の飼養又は保管の方法が第二十七条第一項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。

三 第二十七条第一項第二号ハに該当することとなつたとき。

四 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(環境省令への委任)

第三十条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、特定動物の飼養又は保管の許可に関し必要な事項については、環境省令で定める。

(飼養又は保管の方法)

第三十一条 特定動物飼養者は、その許可に係る飼養又は保管をするには、当該特定動物に係る特定飼養施設の点検を定期的に行うこと、当該特定動物についてその許可を受けていることを明らかにすることその他の環境省令で定める方法によらなければならない。

(特定動物飼養者に対する措置命令等)

第三十二条 都道府県知事は、特定動物飼養者が前条の規定に違反し、又は第二十七条第二項（第二十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した場合において、特定動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止のため必要があると認めるときは、当該特定動物に係る飼養又は保管の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第三十三条 都道府県知事は、第二十六条から第二十九条まで及び前二条の規定の施行に必要な限度において、特定動物飼養者に対し、特定飼養施設の状況、特定動物の飼養又は保管の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該特定動物飼養者の特定飼養施設を設置する場所その他関係のある場所に立ち入り、特定飼養施設その他の物件を検査させることができる。

2 第二十四条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第六節 動物愛護担当職員

第三十四条 地方公共団体は、条例で定めるところにより、第二十四条第一項（第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）又は前条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員等の職名を有する職員（次項及び第四十一条の四において「動物愛護担当職員」という。）を置くことができる。

2 動物愛護担当職員は、当該地方公共団体の職員であつて獣医師等動物の適正な飼養及び保管に関し専門的な知識を有するものをもつて充てる。

第四章 都道府県等の措置等

(犬及び猫の引取り)

第三十五条 都道府県等（都道府県及び指定都市、地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）その他政令で定める市（特別区を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）

は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

- 2 前項本文の規定により都道府県等が犬又は猫を引き取る場合には、都道府県知事等（都道府県等の長をいう。以下同じ。）は、その犬又は猫を引き取るべき場所を指定することができる。
- 3 第一項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。
- 4 都道府県知事等は、第一項本文（前項において準用する場合を含む。次項、第七項及び第八項において同じ。）の規定により引取りを行つた犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して、所有者がいると推測されるものについてはその所有者を発見し、当該所有者に返還するよう努めるとともに、所有者がいないと推測されるもの、所有者から引取りを求められたもの又は所有者の発見ができないものについてはその飼養を希望する者を募集し、当該希望する者に譲り渡すよう努めるものとする。
- 5 都道府県知事は、市町村（特別区を含む。）の長（指定都市、中核市及び第一項の政令で定める市の長を除く。）に対し、第一項本文の規定による犬又は猫の引取りに関し、必要な協力を求めることができる。
- 6 都道府県知事等は、動物の愛護を目的とする団体その他の者に犬及び猫の引取り又は譲渡しを委託することができる。
- 7 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第一項本文の規定により引き取る場合の措置に関し必要な事項を定めることができる。
- 8 国は、都道府県等に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、第一項本文の引取りに関し、費用の一部を補助することができる。

(負傷動物等の発見者の通報措置)

第三十六条 道路、公園、広場その他の公共の場所において、疾病にかかり、若しくは負傷した犬、猫等の動物又は犬、猫等の動物の死体を発見した者は、速やかに、その所有者が判明しているときは所有者に、その所有者が判明しないときは都道府県知事等に通報するように努めなければならない。

2 都道府県等は、前項の規定による通報があつたときは、その動物又はその動物の死体を收容しなければならない。

3 前条第七項の規定は、前項の規定により動物を收容する場合に準用する。

(犬及び猫の繁殖制限)

第三十七条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受ける機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等の際して、前項に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければならない。

(動物愛護推進員)

第三十八条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。

二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をする
こと。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力を
すること。

(協議会)

第三十九条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

第五章 雑則

(動物を殺す場合の方法)

第四十条 動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

2 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、前項の方法に関し必要な事項を定めることができる。

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

第四十一条 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。

3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥つている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。

4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

(獣医師による通報)

第四十一条の二 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、都道府県知事その他の関係機関に通報するよう努めなければならない。

(表彰)

第四十一条の三 環境大臣は、動物の愛護及び適正な管理の推進に関し特に顕著な功績があると認められる者に対し、表彰を行うことができる。

(地方公共団体への情報提供等)

第四十一条の四 国は、動物の愛護及び管理に関する施策の適切かつ円滑な実施に資するよう、動物愛護担当職員の設置、動物愛護担当職員に対する動物の愛護及び管理に関する研修の実施、動物の愛護及び管理に関する業務を担当する地方公共団体の部局と都道府県警察の連携の強化、動物愛護推進員の委嘱及び資質の向上に資する研修の実施等に関し、地方公共団体に対する情報の提供、技術的な助言その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(経過措置)

第四十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(審議会の意見の聴取)

第四十三条 環境大臣は、基本指針の策定、第七条第七項、第十二条第一項、第二十一条第一項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項第一号若しくは第四十一条第四項の基準の設定、第二十五条第一項若しくは第三項の事態の設定又は第三十五条第七項（第三十六条第三項において準用する場合を含む。）若しくは第四十条第二項の定めをしようとするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。これらの基本指針、基準、事態又は定めを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

第六章 罰則

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護

動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 前三項において「愛護動物」とは、次の各号に掲げる動物をいう。

一 牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえうさぎ、鶏、いえぼと及びあひる

二 前号に掲げるものを除くほか、人が占有している動物で哺乳類、鳥類又は爬虫類に属するもの

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第二十六条第一項の規定に違反して許可を受けないで特定動物を飼養し、又は保管した者

二 不正の手段によつて第二十六条第一項の許可を受けた者

三 第二十八条第一項の規定に違反して第二十六条第二項第二号又は第四号から第七号までに掲げる事項を変更した者

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者

二 不正の手段によつて第十条第一項の登録（第十三条第一項の登録の更新を含む。）を受けた者

三 第十九条第一項の規定による業務の停止の命令に違反した者

四 第二十三条第三項又は第三十二条の規定による命令に違反した者

第四十六条の二 第二十五条第二項又は第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十四条第一項から第三項まで、第二十四条の二、第二十四条の三第一項又は第二十八条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二条の六第三項の規定による命令に違反して、検案書又は死亡診断書を提出しなかつた者

三 第二十四条第一項（第二十四条の四において読み替えて準用する場合を含む。）又は第三十三条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

四 第二十四条の四において読み替えて準用する第二十三条第三項の規定による命令に違反した者

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十四条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第四十五条 五千万円以下の罰金刑

二 第四十四条又は前三条 各本条の罰金刑

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第十六条第一項（第二十四条の四において準用する場合を含む。）、第二十二条の六第二項又は第二十四条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十二条の六第一項の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

第五十条 第十八条の規定による標識を掲げない者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （昭和五八年一二月二日法律第八〇号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、総務庁設置法（昭和五十八年法律第七十九号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第百五十七条第四項から第六項まで、第百六十条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法

律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

- 2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

- 2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二條 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(職員の身分引継ぎ)

第三条 この法律の施行の際現に従前の総理府、法務省、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、郵政省、労働省、建設省又は自治省(以下この条において「従前の府省」という。)の職員(国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)第八条の審議会等の会長又は委員長及び委員、

中央防災会議の委員、日本工業標準調査会の会長及び委員並びに これらに類する者として政令で定めるものを除く。)である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもって、この法律の施行後の内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省若しくは環境省(以下この条において「新府省」という。)又はこれに置かれる部局若しくは機関のうち、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の府省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の新府省又はこれに置かれる部局若しくは機関として政令で定めるものの相当の職員となるものとする。

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第二二一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、国、地方公共団体等における動物の愛護及び管理に関する各種の取組の状況等を勘案して、改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の施行の状況について検討を加え、動物の適正な飼養及び保管の観点から必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(施行前の準備)

第三条 改正後の第十一条第一項の基準の設定及び改正後の第十五条第一項の事態の設定については、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても動物保護審議会に諮問することができる。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に改正後の第八条第一項に規定する飼養施設を設置して同項に規定する動物取扱業を営んでいる者は、当該飼養施設を設置する事業所ごとに、この法律の施行の日から六十日以内に、総理府令で定めるところにより、同条第二項に規定する書類を添付して、同条第一項各号に掲げる事項を都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、その長とする。）に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をした者は、改正後の第八条第一項の規定による届出をした者とみなす。
- 3 第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則 （平成一七年六月二二日法律第六八号）

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 環境大臣は、この法律の施行前においても、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第五条第一項から第三項まで及び第四十三条の規定の例により、動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を定めることができる。

- 2 環境大臣は、前項の基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 3 第一項の規定により定められた基本的な指針は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において新法第五条第一項及び第二項の規定により定められた基本指針とみなす。

第三条 新法第十二条第一項、第二十一条第一項及び第二十七条第一項第一号の基準の設定については、環境大臣は、この法律の施行前においても、中央環境審議会の意見を聴くことができる。

(経過措置)

第四条 この法律の施行の際現に新法第十条第一項に規定する動物取扱業（以下単に「動物取扱業」という。）を営んでいる者（次項に規定する者及びこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「旧法」という。）第八条第一項の規定に違反して同項の規定による届出をしていない者（旧法第十四条の規定に基づく条例の規定に違反して同項の規定による届出に代わる措置をとっていない者を含む。）を除く。）は、施行日から一年間（当該期間内に新法第十二条第一項の規定による登録を拒否する処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、新法第十条第一項の登録を受けなくても、引き続き当該業を営むことができる。その者がその期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定は、この法律の施行の際現に動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく動物取扱業を営んでいる者について準用する。この場合において、同項中「引き続き当該業」とあるのは、「引き続き動物の飼養又は保管のための施設を設置することなく当該業」と読み替えるものとする。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により引き続き動物取扱業を営むことができる場合においては、その者を当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、その長とする。次条第三項において同じ。）の登録を受けた動物取扱業者とみなして、新法第十九条第一項（登録の取消しに係る部分を除く。）及び第二項、第二十一条、第二十三条第一項及び第三項並びに第二十四条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

第五条 この法律の施行の際現に旧法第十六条の規定に基づく条例の規定による許可を受けて新法第二十六条第一項に規定する特定動物（以下単に「特定動物」という。）の飼養又は保管を行っている者は、施行日から一年間（当該期間内に同項の許可に係る申請について不許可の処分があったときは、当該処分のあった日までの間）は、同項の許可を受けなくても、引き続き当該特定動物の飼養又は保管を行う

ことができる。その者がその期間内に当該許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も、同様とする。

2 前項の規定は、同項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる者が当該特定動物の飼養又は保管のための施設の構造又は規模の変更（環境省令で定める軽微なものを除く。）をする場合その他環境省令で定める場合には、適用しない。

3 第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合においては、その者を当該特定動物の飼養又は保管のための施設の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けた者とみなして、新法第三十一条、第三十二条（第三十一条の規定に係る部分に限る。）及び第三十三条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

（条例との関係）

第八条 地方公共団体の条例の規定で、新法第三章第二節及び第四節で規制する行為で新法第六章で罰則が定められているものを処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行と同時に、その効力を失うものとする。

2 前項の規定により条例の規定がその効力を失う場合において、当該地方公共団体が条例で別段の定めをしないときは、その失効前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

（検討）

第九条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号）

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）

の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二四年九月五日法律第七九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次条及び附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条 この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律（以下「新法」という。）第十二条第一項及び第二十四条の四において準用する第二十一条第一項の基準の設定並びに第二十五条第三項の事態の設定については、環境大臣は、この法律の施行前においても、中央環境審議会の意見を聴くことができる。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の動物の愛護及び管理に関する法律(以下「旧法」という。)第十条第一項の登録を受けている者は、当該登録に係る業務の範囲内において、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)に新法第十条第一項の登録を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第十条第一項の登録を受けたものとみなされる者のうちこの法律の施行の際現に同条第三項に規定する犬猫等販売業を営んでいる者は、施行日から起算して三月以内に、環境省令で定めるところにより、同項各号に掲げる事項を記載した書類を都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その長とする。附則第八条第一項において同じ。)に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出は、新法第十四条第一項の規定によりされたものとみなして、同条第四項の規定を適用する。

4 第二項の規定に違反した者は、新法第十四条第一項の規定に違反した者とみなして、新法第十九条第一項第六号の規定を適用する。

第四条 旧法第十条第一項の登録(旧法第十三条第一項の登録の更新を含む。)の申請をした者(登録の更新にあつては、この法律の施行後に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。)の当該申請に係る登録の基準については、なお従前の例による。

第五条 新法第十三条の規定の適用については、この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の登録を受けている者は、附則第三条第一項の規定にかかわらず、その登録を受けた日において、新法第十条第一項の登録を受けたものとみなす。

第六条 この法律の施行の際現に旧法第十条第一項の登録を受けている者又はこの法律の施行前にした登録(旧法第十三条第一項の登録の更新を含む。)の申請に基づきこの法律の施行後に新法第十条第一項の登録を受けた者(登録の更新の場合にあつては、この法律の施行後に旧法第十三条第三項に規定する登録の有効期間が満了する者を除く。)に対する登録の取消しに関しては、この法律の施行前に生じた事由については、なお従前の例による。

第七条 施行日から起算して三年を経過する日までの間は、新法第二十二条の五中「五十六日」とあるのは、「四十五日」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する期間を経過する日の翌日から別に法律で定める日までの間は、新法第二十二條の五中「五十六日」とあるのは、「四十九日」と読み替えるものとする。

3 前項の別に法律で定める日については、犬猫等販売業者（新法第十四條第三項に規定する犬猫等販売業者をいう。以下この項において同じ。）の業務の実態、マイクロチップを活用した調査研究の実施等による科学的知見の更なる充実を踏まえた犬や猫と人間が密接な社会的関係を構築するための親等から引き離す理想的な時期についての社会一般への定着の度合い及び犬猫等販売業者へのその科学的知見の浸透の状況、犬や猫の生年月日を証明させるための担保措置の充実の状況等を勘案してこの法律の施行後五年以内に検討するものとし、その結果に基づき、速やかに定めるものとする。

第八條 この法律の施行の際現に新法第十條第二項第六号に規定する飼養施設（新法第二十四條の二の環境省令で定めるものに限る。）を設置して新法第二十四條の二に規定する第二種動物取扱業を行っている者（新法第十條第一項の登録を受けるべき者及びこの法律の施行の際現に旧法第十條第一項の登録を受けている者並びにその取り扱っている動物の数が新法第二十四條の二の環境省令で定める数に満たない者を除く。）は、環境省令で定める場合を除き、当該飼養施設を設置している場所ごとに、施行日から六十日以内に、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める書類を添えて、同條各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、新法第二十四條の二の規定による届出をした者とみなす。

第九條 附則第三條第二項又は前條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十條 この法律の施行前に旧法又はこれに基づく命令の規定によりした処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めがあるものを除き、新法又はこれに基づく命令の相当の規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

第十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十二條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(マイクロチップの装着等)

第十四条 国は、販売の用に供せられる犬、猫等にマイクロチップを装着することが当該犬、猫等の健康及び安全の保持に寄与するものであること等に鑑み、犬、猫等が装着すべきマイクロチップについて、その装着を義務付けることに向けて研究開発の推進及びその成果の普及、装着に関する啓発並びに識別に係る番号に関連付けられる情報を管理する体制の整備等のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、販売の用に供せられる犬、猫等にマイクロチップを装着させるために必要な規制の在り方について、この法律の施行後五年を目途として、前項の規定により講じた施策の効果、マイクロチップの装着率の状況等を勘案し、その装着を義務付けることに向けて検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第十五条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第一条、第二条第一項、第四十七条第二項及び第五十三条の改正規定並びに附則第五条、第六条及び第九条の規定 公布の日

附 則 (平成二五年六月一二日法律第三八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

25 展示動物の飼養及び保管に関する基準

平成16年4月30日

環境省告示第33号

一部改正 平成18年1月20日

第1 一般原則

1 基本的な考え方

管理者及び飼養保管者は、動物が命あるものであることにかんがみ、展示動物の生態、習性及び生理並びに飼養及び保管の環境に配慮しつつ、愛情と責任をもって適正に飼養及び保管するとともに、展示動物にとって豊かな飼養及び保管の環境の構築に努めること。また、展示動物による人の生命、身体又は財産に対する侵害の防止及び周辺的生活環境の保全に努めるとともに、動物に関する正しい知識と動物愛護の精神の普及啓発に努めること。

2 動物の選定

管理者は、施設の立地及び整備の状況並びに飼養保管者の飼養能力等の条件を考慮して飼養及び保管する展示動物の種類を選定するように努めること。また、家畜化されていない野生動物等に係る選定については、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、飼養及び保管が困難であること、譲渡しが難しく飼養及び保管の中止が容易でないこと、人に危害を加えるおそれのある種又は原産地において生息数が少なくなっている種が存在すること、逸走した場合は人への危害及び環境保全上の問題等が発生するおそれが大きいこと等を勘案しつつ、慎重に検討すべきであること。

3 計画的な繁殖等

管理者は、みだりに繁殖させることにより展示動物の適正な飼養及び保管等に支障が生じないように、自己の管理する施設の収容力、展示動物の年齢、健康状態等を勘案し、計画的な繁殖を行うように努めること。また、必要に応じて、去勢手術、不妊手術、雌雄の分別飼育等その繁殖を制限するための措置又は施設への譲渡し若しくは貸出しの措置を適切に講ずるように努めること。さらに、遺伝性疾患が生じるおそれのある動物を繁殖の用に供さないように努めるとともに、遺伝性疾患が生じるおそれが高いことから過度な近親交配を行わないように努めること。

4 終生飼養等

管理者は、希少な野生動物等の保護増殖を行う場合を除き、展示動物が終生飼養されるよう努めること。ただし、展示動物が感染性の疾病にかかり、人又は他の動物に著しい被害を及ぼすおそれのある場合、苦痛が甚だしく、かつ、治癒の見込みのない疾病にかかり、又は負傷をしている場合、甚だしく凶暴であり、かつ、飼養を続けることが著しく困難である場合等やむを得ない場合は、この限りではない。なお、展示動物を処分しなければならないときは、動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。また、やむを得ず殺処分しなければならないときであっても、できる限り、苦痛（恐怖及びストレスを含む。以下同じ。）を与えない適切な方法を採用するとともに、獣医師等によって行われるように努めること。

第2 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物 ^ほ哺乳類、鳥類又は爬虫類^はに属する動物をいう。
- (2) 展示 飼養及び保管している動物を、不特定の者に見せること又は触れ合いの機会を提供することをいう。
- (3) 販売 事業者が、動物を譲り渡すことをいう（無償で行うものを含む。）。
- (4) 展示動物 次に掲げる動物をいう。
 - ア 動物園、水族館、植物園、公園等における常設又は仮設の施設において飼養及び保管する動物（以下「動物園動物」という。）
 - イ 人との触れ合いの機会の提供、興行又は客よせを目的として飼養及び保管する動物（以下「触れ合い動物」という。）
 - ウ 販売又は販売を目的とした繁殖等を行うために飼養及び保管する動物（畜産農業に係るもの及び試験研究用又は生物学的製剤の製造の用に供するためのものを除く。以下「販売動物」という。）
 - エ 商業的な撮影に使用し、又は提供するために飼養及び保管する動物（以下「撮影動物」という。）
- (5) 施設 動物を飼養及び保管するための施設をいう。
- (6) 管理者 展示動物又は施設を管理する者（販売動物の販売を仲介する者を含む。）をいう。
- (7) 飼養保管者 展示動物の飼養及び保管の作業に従事する者をいう。

第3 共通基準

1 動物の健康及び安全の保持

(1) 飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、動物の飼養及び保管に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物に必要な運動、休息及び睡眠を確保するとともに、健全に成長し、かつ、本来の習性が発現できるように努めること。

ア 展示動物の種類、数、発育状況及び健康状態に応じて適正に給餌及び給水を行うこと。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、種類、習性等に応じ、給餌及び給水方法を工夫すること。

イ 動物の疾病及び負傷の予防等日常の健康管理に努めるとともに、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物に対しては、その原因究明を含めて、獣医師による適切な措置が講じられるようにすること。また、傷病のみだりな放置は、動物の虐待となるおそれがあることについて十分に認識すること。

ウ 捕獲後間もない動物又は他の施設から譲り受け、若しくは借り受けた動物を施設内に搬入するに当たっては、当該動物が健康であることを確認するまでの間、他の動物との接触、展示、販売又は貸出しをしないようにするとともに、飼養環境への順化順応を図るために必要な措置を講じること。

エ 群れ等を形成する動物については、その規模、年齢構成、性比等を考慮し、できるだけ複数で飼養及び保管すること。

オ 異種又は複数の展示動物を同一施設内で飼養及び保管する場合には、展示動物の組合せを考慮

した収容を行うこと。

カ 幼齢時に社会化が必要な動物については、一定期間内、親子等を共に飼養すること。

キ 疾病にかかり、若しくは負傷した動物、妊娠中の若しくは幼齢の動物を育成中の動物又は高齢の動物については、隔離し、又は治療する等の必要な措置を講ずるとともに、適切な給餌及び給水を行い、並びに休息を与えること。

(2) 施設の構造等

管理者は、展示動物の種類、生態、習性及び生理に適合するよう、次に掲げる要件を満たす施設の整備に努めること。特に動物園動物については、当該施設が動物本来の習性の発現を促すことができるものとなるように努めること。

ア 個々の動物が、自然な姿勢で立ち上がり、横たわり、羽ばたき、泳ぐ等日常的な動作を容易に行うための十分な広さと空間を備えること。また、展示動物の飼養及び保管の環境の向上を図るため、隠れ場、遊び場等の設備を備えた豊かな飼養及び保管の環境を構築すること。

イ 排せつ場、止まり木、水浴び場等の設備を備えること。

ウ 過度なストレスがかからないように、適切な温度、通風及び明るさ等が保たれる構造にすること、又はそのような状態に保つための設備を備えること。

エ 屋外又は屋外に面した場所にあつては、動物の種類、習性等に応じた日照、風雨等を遮る設備を備えること。

オ 床、内壁、天井及び附属設備は、清掃が容易である等衛生状態の維持及び管理が容易な構造にするとともに、突起物、穴、くぼみ、斜面等により傷害等を受けるおそれがないような構造にすること。

(3) 飼養保管者の教育訓練等

管理者は、展示動物の飼養及び保管並びに観覧者又は購入者等への対応が、その動物の生態、習性及び生理についての十分な知識並びに飼養及び保管の経験を有する飼養保管者により、又はその監督の下に行われるように努めること。また、飼養保管者に対して必要な教育訓練を行い、展示動物の保護、展示動物による事故の防止及び観覧者等に対する動物愛護の精神等の普及啓発に努めること。

2 生活環境の保全

管理者及び飼養保管者は、展示動物の排せつ物等の適正な処理を行うとともに、施設を常に清潔にして悪臭や害虫等の発生防止を図ることにより、動物のみならず人の生活環境の保全にも努めること。

3 危害等の防止

(1) 施設の構造並びに飼養及び保管の方法

管理者及び飼養保管者は、展示動物の飼養及び保管に当たり、次に掲げる措置を講ずることにより、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

ア 施設は、展示動物が逸走できない構造及び強度とすること。

イ 施設の構造並びに飼養及び保管の方法は、飼養保管者が危険を伴うことなく作業ができるものとすること。

ウ 施設について日常的な管理及び保守点検を行うとともに、定期的に巡回を行い、飼養及び保管する展示動物の数及び状態を確認すること。

(2) 有毒動物の飼養及び保管

管理者は、毒蛇等の有毒動物を飼養及び保管する場合には、抗毒素血清等の救急医薬品を備えるとともに、医師による迅速な救急処置が行える体制を整備し、展示動物による人への危害の発生の防止に努めること。

(3) 逸走時対策

ア 管理者及び飼養保管者は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第26条第1項に規定する特定動物その他の大きさ、闘争本能等にかんがみ人に危害を加えるおそれが高い動物（以下「人に危害を加える等のおそれのある展示動物」という。）が逸走した場合の措置についてあらかじめ定め、逸走時の人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

イ 管理者及び飼養保管者は、人に危害を加える等のおそれのある展示動物が逸走した場合には、速やかに観覧者等の避難誘導及び関係機関への通報を行うとともに、逸走した展示動物の捕獲等を行い、展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(4) 緊急事態対策

管理者は、関係行政機関との連携の下、地域防災計画等との整合を図りつつ、地震、火災等の緊急事態に際して採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、管理者及び飼養保管者は、緊急事態が発生したときは、速やかに、展示動物の保護並びに展示動物の逸走による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

4 人と動物の共通感染症に係る知識の習得等

飼養保管者は、人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、展示動物の飼養及び保管に当たっては、自らの感染のみならず、観覧者への感染を防止するため、感染の可能性に留意しつつ、不適切な方法による接触を防止し、排せつ物等を適切に処理するように努めること。さらに、展示動物に接触し、又は動物の排せつ物等を処理したときは、手指等の洗浄を十分に行い、必要に応じて消毒を行うように努めること。

管理者は、人と動物の共通感染症及びその予防に関する十分な知識及び情報を習得するように努めること。また、感染性の疾病の発生時に、必要な対策が迅速に行えるよう公衆衛生機関等との連絡体制を整備するように努めること。

5 動物の記録管理の適正化

管理者は、展示動物の飼養及び保管の適正化並びに逸走した展示動物の発見率の向上を図るため、名札、脚環又はマイクロチップ等の装着等個体識別措置を技術的に可能な範囲内で講ずるとともに、特徴、飼育履歴、病歴等に関する記録台帳を整備し、動物の記録管理を適正に行うように努めること。

6 輸送時の取扱い

管理者及び飼養保管者は、展示動物の輸送に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、展示動物

の健康及び安全の確保並びに展示動物による人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

- (1) 展示動物の疲労及び苦痛を軽減するため、できるだけ短い時間により輸送できる方法を採用とともに、必要に応じ適切な休憩時間を確保すること。
- (2) 展示動物の種類、性別、性質等を考慮して、適切に区分して輸送する方法を採用とともに、輸送に用いる車両、容器等は、展示動物の安全の確保、衛生の管理及び逸走の防止を図るために必要な規模及び構造のものを選定すること。
- (3) 適切な間隔で給餌及び給水を行うとともに、適切な換気及び通風により適切な温度及び湿度を維持すること。

7 施設廃止時の取扱い

管理者は、施設の廃止に当たっては、展示動物が命あるものであることにかんがみ、できるだけ生存の機会を与えるように努め、飼養及び保管している展示動物を他の施設へ譲り渡すように努めること。

やむを得ず展示動物を殺処分しなければならない場合は、できる限り、苦痛を与えない適切な方法を採用とともに、獣医師等によって行われるように努めること。

第4 個別基準

1 動物園等における展示

管理者及び飼養保管者は、動物園動物又は触れ合い動物を飼養及び保管する動物園等における展示については、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 展示方法

動物園動物又は触れ合い動物の展示に当たっては、次に掲げる事項に留意しつつ、動物本来の形態、生態及び習性を観覧できるようにすること。

ア 障害を持つ動物又は治療中の動物を展示する場合は、観覧者に対して展示に至った経緯等に関する十分な説明を行うとともに、残酷な印象を与えないように配慮すること。

イ 動物園動物又は触れ合い動物の飼養及び保管を適切に行う上で必要と認められる場合を除き、本来の形態及び習性を損なうような施術、着色、拘束等をして展示しないこと。

ウ 動物に演芸をさせる場合には、演芸及びその訓練は、動物の生態、習性、生理等に配慮し、動物をみだりに殴打し、酷使する等の虐待となるおそれがある過酷なものとならないようにすること。

エ 生きている動物を餌として与える場合は、その必要性について観覧者に対して十分な説明を行うとともに、餌となる動物の苦痛を軽減すること。

オ 動物園動物又は触れ合い動物を展示施設において繁殖させる場合には、その繁殖が支障なく行われるように、適切な出産及び営巣の場所の確保等必要な条件を整えること。

カ 動物園等の役割が多様化している現状を踏まえ、動物の生態、習性及び生理並びに生息環境等に関する知見の集積及び情報の提供を行うことにより、観覧者の動物に関する知識及び動物愛護の精神についての関心を深めること。

(2) 観覧者に対する指導

動物園動物又は触れ合い動物の観覧に当たっては、観覧者に対して次に掲げる事項を遵守するように指導すること。

- ア 動物園動物又は触れ合い動物にみだりに食物等を与えないこと。
- イ 動物園動物又は触れ合い動物を傷つけ、苦しめ、又は驚かささないこと。

(3) 観覧場所の構造等

ア 人に危害を加えるおそれ等のある動物園動物が観覧者に接触することができない構造にするとともに、動物園動物を観覧する場所と施設との仕切りは観覧者が容易に越えられない構造にすること。

イ 自動車を用いて人に危害を加えるおそれのある動物園動物を観覧させる場合は、自動車の扉及び窓が常時閉まる構造のものを使用するとともに、観覧者に対して、自動車の扉及び窓を常時閉めておくように指導すること。また、施設内の巡視その他観覧者の安全の確保に必要な措置を講ずること。

(4) 展示場所の移動

短期間に移動を繰り返しながら仮設の施設等において動物園動物又は触れ合い動物を展示する場合は、一定の期間は移動及び展示を行わず、特定の場所に設置した常設の施設において十分に休養させ、健全に成長し、及び本来の習性が発現できるような飼養及び保管の環境の確保に努めること。また、移動先にあっても、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、その健康と安全の確保に細心の注意を払うこと。さらに、人に危害を加えるおそれ又は自然生態系に移入された場合に環境保全上の問題等を引き起こすおそれのある展示動物については、第3の3の定めに基づき、人への危害及び環境保全上の問題等の発生の防止に努めること。

(5) 展示動物との接触

ア 観覧者と動物園動物又は触れ合い動物が接触できる場合においては、その接触が十分な知識を有する飼養保管者の監督の下に行われるようにするとともに、人への危害の発生及び感染性の疾病への感染の防止に必要な措置を講ずること。

イ 観覧者と動物園動物及び触れ合い動物との接触を行う場合には、観覧者に対しその動物に過度な苦痛を与えないように指導するとともに、その動物に適度な休息を与えること。

2 販売

管理者及び飼養保管者は、販売に当たっては、次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 展示方法

販売動物の展示に当たっては、第3の1の(2)に定める施設に適合する施設において飼養及び保管するとともに、販売動物に過度の苦痛を与えないように、展示の時間及び当該施設内の音、照明等を適切なものとする。

(2) 繁殖方法

遺伝性疾患が生じるおそれのある動物，幼齢の動物又は高齢の動物を繁殖の用に供さないこと。また，みだりに繁殖させることによる過度の負担を避け，その繁殖の回数を適切なものとする。

(3) 販売方法

ア 販売の方法は，幼齢の動物における社会化期の確保等，販売動物の種類に応じ，その生態，習性及び生理に配慮した適切なものとする。

イ 販売に当たっては，動物が命あるものであることにかんがみ，販売先における終生飼養の実施の可能性を，確実な方法により確認すること。

ウ 販売動物の販売に当たっては，その生態，習性，生理，適正な飼養及び保管の方法，感染性の疾病等に関する情報を提供し，購入者に対する説明責任を果たすこと。また，飼養及び保管が技術的に困難な販売動物については，終生飼養がされにくい傾向にあることから，このような販売動物に関する情報の提供は特に詳細に行うこと。

エ 野生動物等を家庭動物として販売するに当たっては，特に第1の2の定めを留意すること。また，特別な場合を除き，野生動物は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとる場合が少なくないこと等から，野生動物，特に外国産の野生動物等を販売動物として選定することについては慎重に行うこと。

オ 必要に応じて，ワクチンの接種後に販売するとともに，その健康管理並びに健全な育成及び社会化に関する情報を購入者に提供すること。また，ワクチン接種済みの動物を販売する場合には，獣医師が発行した証明書類を添付すること。

3 撮 影

管理者及び飼養保管者は，撮影に当たっては，次に掲げる事項に留意するように努めること。

(1) 撮影方法

動物本来の生態及び習性に関して誤解を与えるおそれのある形態による撮影が行われないようにすること。また，撮影の時間，環境等を適切なものとし，撮影動物に過度の苦痛を与えないようにすること。

(2) 情報提供

撮影動物の貸出しに当たっては，撮影動物の健康及び安全の確保がなされるように，その取扱い方法等についての情報の提供を詳細に行うこと。

第5 準 用

展示動物に該当しない動物取扱業が扱う動物の飼養及び保管については，当該動物の飼養及び保管の目的に反しない限り，本基準を準用する。

26 国，独立行政法人，国立大学法人，都道府県立の登録博物館及び博物館相当施設における外国人見学者の受入れ体制等に関する協力依頼について（通知）

平成19年12月3日 19生社教第72号 国総観資第96号

厚生労働省産業安全研究所附属産業安全技術館長，独立行政法人国立科学博物館長
独立行政法人国立文化財機構理事長，独立行政法人国立美術館理事長，博物館相当
各都道府県教育委員会，博物館担当所管課長，施設設置国立大学法人秋田大学長外あて
文部科学省生涯学習政策局社会教育課長，文化庁文化財部美術学芸課長，国土交通省
総合政策局観光資源課長通知

日々ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

平成19年1月から施行されている観光立国推進基本法に基づき，政府は，観光立国の実現に関する諸施策の総合的かつ計画的な推進を図るため，観光立国の実現に関するマスタープランとして観光立国推進基本計画を策定しました（平成19年6月29日閣議決定）。

本計画には，観光立国推進基本法で政府が総合的かつ計画的に講ずべきと示された施策等について定められており，「博物館・美術館等における外国人への対応の促進」（別紙）が施策の一つとして位置づけられています。

つきましては，今後，当該基本計画を着実に達成し，観光立国の実現に資するため，各館におかれては，様々な事情があることは存じますが，外国人見学者の受入れ体制の充実が図られますよう，御協力をお願いします。

（別紙）

観光立国推進基本計画

第3 観光立国の実現に関し，政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

3. 国際観光の振興

（一）外国人観光客の来訪の促進

- ④ 外国人観光旅客の出入国に関する措置の改善，通訳案内サービスの向上その他の外国人観光旅客の受入れ体制の確保等

（博物館・美術館等における外国人への対応の促進）

国，独立行政法人等，都道府県立の博物館・美術館における外国人向け案内の整備状況は，現状では5割程度であり，その多言語化の向上を図るほか，博物館・美術館紹介パンフレットやホームページを多言語で作成し，案内所において多言語で対応するなど，外国人にも分かりやすい情報の提供を行う。また，外国人向け観光情報誌に，館の紹介・展覧会情報等を掲載するなど，地域の地方公共団体の観光関係部局，観光協会等と連携して情報発信等の充実を図る。さらに，国立博物館所蔵の国宝を閲覧できるデジタル高精細・画像システムにおいて，多言語による紹介を行う。

27 社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について

平成20年6月11日 20文科生第167号
内閣府政策統括官（共生社会政策担当）
国立国会図書館長あて
文部科学省生涯学習政策局長通知

社会教育法等の一部を改正する法律等の施行について（通知）

第169回国会（常会）において成立した「社会教育法等の一部を改正する法律」（以下、「改正法」という。）が、別添1のとおり、平成20年6月11日、平成20年法律第59号として公布され、一部を除き、同日より施行されました。なお、改正法附則第1項により、大学における図書館に関する科目を文部科学省令で定めることに関する事項については、平成22年4月1日より施行されることとなります。

また、この改正法の公布及び施行に伴い、関係する省令及び告示について、同日付けで所要の規定の整備を行ったところです。

これら省令の施行及び告示の実施は、改正法の施行日である平成20年6月11日からとなります。

改正の概要、主な改正条文の趣旨及び内容等は、下記のとおりですので、適切な事務処理を願います。

なお、改正法並びに改正した省令及び告示の改正文及び新旧対照表等の関係資料は、文部科学省のホームページ（www.mext.go.jp）に掲載していますので、御参照ください。

記

第一 改正の趣旨

今回の改正は、教育基本法の改正（平成18年12月）を踏まえ、社会教育行政の体制の整備等を図るため、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務、教育委員会の事務、公民館、図書館及び博物館の運営、司書等の資格要件等に関する規定を整備するものであること。

第二 改正の内容

I 改正法の概要（平成20年法律第59号）

1 社会教育法の一部改正関係

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備等（第3条及び第5条関係）

- ① 国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たって、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与するものとなるよう努めるものとする。
- ② 国及び地方公共団体が社会教育に関する任務を行うに当たっての配慮事項として、社会教育が学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めることを加えること。

③ 教育委員会の事務に、次の事務を規定すること。

(i) 家庭教育に関する情報の提供に関する事務

(ii) 情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務

(iii) 主として学齢児童及び学齢生徒に対する、学校の授業の終了後等に学校等を利用して行う学習等の機会を提供する事業の実施等の事務

(iv) 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動等の機会を提供する事業の実施等の事務

(v) 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関する事務

イ 公民館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供（第32条及び第32条の2関係）

公民館はその運営状況の評価及び改善並びにその運営に関する地域住民等関係者への情報提供に努めるべきこととする。

ウ 社会教育関係団体に対する補助金の交付に係る諮問の例外（第13条関係）

地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする際に義務付けられている社会教育委員の会議への意見聴取について、当該地方公共団体に社会教育委員が置かれていない場合には、社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関をもって、これに代えることができることとする。

エ 社会教育主事となる資格を得るために必要な実務経験の範囲の拡大（第9条の4関係）

社会教育主事となる資格を得るために必要な3年以上の実務経験の対象として、司書、学芸員等、学校や社会教育施設における一定の職を加えること。

オ その他（第9条の3関係）

① 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体等の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて助言を行うことができることとする。

2 図書館法の一部改正関係

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備（第3条及び第15条関係）

① 図書館が行う事項として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励する事項を加えること。

② 図書館の事項の実施における配慮事項として家庭教育の向上に資することを加えるとともに、図書館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。

イ 図書館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供等（第7条の2から第7条の4まで関係）

① 文部科学大臣は、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表することとする。

② 図書館について、1のイと同様の改正を行うこと。

ウ 司書等の資格取得要件の見直し及び資質の向上等（第5条及び第7条関係）

① 司書となる資格を得るために大学において履修すべき図書館に関する科目を、文部科学省令で定めることとする。

② 司書となる資格を得るために必要な実務経験について、1のエと同様の改正を行うこと。

- ③ 司書補の学歴要件を，大学に入学することのできる者とする事。
- ④ 文部科学大臣及び都道府県教育委員会は，司書及び司書補に対し，その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることとする事。

エ その他（第3条関係）

- ① 図書館が収集し一般の公衆の利用に供する「図書館資料」について，「電磁的記録」を含むことを明示すること。

3 博物館法の一部改正関係（第3条及び第21条関係）

ア 教育基本法の改正を踏まえた規定の整備

- ① 博物館が行う事業として，2のアの①と同様の改正を行うこと。
- ② 博物館協議会の委員を任命できる範囲に家庭教育の向上に資する活動を行う者を加えること。

イ 博物館の運営状況に関する評価及び改善並びに関係者への情報提供（第9条及び第9条の2関係）

博物館について，1のイと同様の改正を行うこと。

ウ 学芸員等に関する資格取得要件の見直し及び資質の向上（第5条及び第7条関係）

- ① 学芸員となる資格を得るために必要な実務経験について，1のエと同様の改正を行うこと。
- ② 学芸員及び学芸員補の研修について，2のウの④と同様の改正を行うこと。

エ その他（第2条関係）

- ① 博物館が収集・展示等を行う「博物館資料」について，2のエの①と同様の改正を行うこと。

4 施行期日等

ア この法律は，公布の日から施行すること。ただし，2のウの①に定める事項については，平成22年4月1日から施行すること。（附則関係）

イ その他所要の改正を行うこと。

II 社会教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の概要（平成20年省令第18号）

1 社会教育主事講習等規程の一部改正関係

社会教育主事講習の受講資格に関して，法第9条の4第1号イ及びロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事した期間の合計を「4年以上」から「2年以上」とすること。（第2条関係）

2 図書館法施行規則の一部改正関係

ア 司書の資格要件に関して，実務経験が必要とされる場合に，当該実務経験として評価されるものに官公署，学校又は社会教育施設において社会教育主事や学芸員その他の一定の職を加えることに伴い，司書講習の受講資格に必要な実務経験において所要の改正を行うこと。（第2条関係）

イ 司書補の学歴要件を，大学に入学することのできる者とするに伴い所要の改正を行うこと。（第3条及び第11条関係）

3 博物館法施行規則の一部改正関係

ア 学芸員の資格要件に関して、実務経験が必要とされる場合に、当該実務経験として評価されるものに官公署、学校又は社会教育施設において社会教育主事や司書その他の一定の職を加えることに伴い、学芸員の試験認定の受験資格の必要な実務経験において所要の改正を行うこと。(第5条関係)

4 施行期日等

ア この省令は、公布の日から施行すること。(附則関係)

イ その他所要の改正を行うこと。

III 改正告示の概要

1 社会教育に関係のある職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職の指定の一部改正関係(平成20年告示第89号)

ア 社会教育法第9条の4第1号ロに規定する社会教育主事補の職と同等以上の職として以下の職を追加又は削除すること。(一関係)

① 内閣府及び文部科学省において青少年の健全な育成に関する事項の企画及び立案又は総合調整に関する事務に従事する者の職を削除すること。

② 大学等において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職を追加すること。

③ 社会教育施設において社会教育に係る学習又は文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の機会の提供に関する事務に従事する者の職を追加すること。

イ 社会教育法第9条の4第1号ハに規定する社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして以下の業務を追加すること。(二関係)

① アの②と同様の改正を行うこと。

② アの③と同様の改正を行うこと。

ウ 施行期日等

① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)

② その他所要の改正を行うこと。

2 司書補の職と同等以上の職の指定関係(平成20年告示第90号)

ア 図書館法第5条第1項第3号ハに規定する司書補の職と同等以上の職として以下の職を指定すること

① 文部科学省(文化庁及び国立教育政策研究所を含む。), 大学共同利用機関法人, 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所, 独立行政法人大学入試センター, 独立行政法人国立女性教育会館, 独立行政法人国立科学博物館, 独立行政法人国立美術館, 独立行政法人国立文化財機構, 独立行政法人科学技術振興機構, 独立行政法人宇宙航空研究開発機構, 独立行政法人日本スポーツ振興センター, 独立行政法人日本芸術文化振興会, 独立行政法人大学評価・学位授与機構, 独立行政法人国立大学財務・経営センター, 独立行政法人メディア教育開発センター及び独立

行政法人国立青少年教育振興機構において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職

- ② 地方公共団体の教育委員会において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ③ 学校において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ④ 社会教育施設において図書館奉仕相当事項に関する専門的職務に従事する職員の職
- ⑤ 社会教育主事の職
- ⑥ 学芸員の職

イ 施行期日等

- ① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)
- ② その他所要の改正を行うこと。

3 学芸員補の職に相当する職等の指定の一部改正関係（平成20年告示第91号）

ア 博物館法第5条第2項に規定する学芸員補の職と同等以上の職として以下の職を追加すること。

- ① 文部科学省（文化庁及び国立教育政策研究所を含む。）、大学共同利用機関法人、独立行政法人国立科学博物館及び独立行政法人国立美術館において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職
- ② 社会教育施設において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職

イ 施行期日等

- ① この告示は、公布の日から実施すること。(附則関係)
- ② その他所要の改正を行うこと。

4 公立図書館の設置及び運営上の望ましい基準の一部改正関係（平成20年告示第92号）

所要の改正を行うこと。

第三 留意事項

- 1 社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会の提供等について（社会教育法第5条第15号，図書館法第3条第8号，博物館法第3条第1項第9号）

各号で規定している「教育活動その他の活動」とは、具体的には、例えば、学校における「学校支援地域本部事業」（※）として行われるボランティア等による支援活動、図書館における子どもへの読み聞かせ活動、博物館における展示解説活動などが挙げられる。

このような活動の機会を提供する事業の実施については、社会の要請や地方公共団体や各教育機関における必要性などの観点から、最終的には教育委員会が、学校長や社会教育施設の長の判断を尊重しつつ、判断するものである。したがって、学校、社会教育施設及び教育委員会は、このような活動の機会の提供に関する地域住民等の要望についても、これを受け入れるか否かを適切に判断することに留意すること。

※学校支援地域本部事業：平成20年度より新たに実施している地域全体で学校教育を支援する体制

づくりを推進する事業で、例えば、地域住民等の協力を得て、授業や部活動指導、校内環境整備、学校図書館の読書活動など学校における教育活動を支援する。

2 公民館、図書館及び博物館の運営状況に関する評価及び改善について（社会教育法第32条、図書館法第7条の3、博物館法第9条）

公民館、図書館及び博物館の運営状況に関する評価の具体的な内容については、第一義的には評価の実施主体である各館が定めるものであるが、その際、利用者である地域住民等の意向が適切に反映され、評価の透明性・客観性が確保されるよう、例えば公民館運営審議会や図書館協議会、博物館協議会等を活用するなど、外部の視点を入れた評価を導入することが望ましいこと。

3 社会教育委員の役割について（社会教育法第13条）

本条の改正後も社会教育委員の役割の重要性は変わらないこと。したがって、引き続き各地方公共団体においては、社会教育に関する諸計画の立案や青少年教育に関する助言、指導など社会教育委員の積極的な活動が展開されるよう留意すること。

4 図書館協議会及び博物館協議会の委員について（図書館法第15条、博物館法第21条）

図書館協議会及び博物館協議会は、地域住民をはじめとする利用者の声を十分に反映して運営を行うために設置するものであり、地域の実情に応じて多様な人材の参画を得るよう努めること。なお、今回の改正で追加された「家庭教育の向上に資する活動を行う者」とは、子育てに関する保護者からの相談に対応している者や子育てに関する情報提供に携わっている者等が想定される。これらの者を委嘱するか否かは、他の委員の構成や各館の目的・使命や地域の状況等を踏まえ、設置者である各教育委員会が適切に判断することに留意すること。

5 図書館及び博物館資料における電磁的記録の扱いについて（図書館法第3条第1号、博物館法第2条第3項）

「電磁的記録」とは、具体的には、音楽、絵画、映像等をCDやDVD等の媒体で記録した資料や、図書館であれば市場動向や統計情報等のデータ等が想定される。従来もこれらの資料の収集・提供が排除されていたわけではないが、今後こうした資料の収集・提供又は展示が重要さを増すと考えられることから今回明示的に規定したものであること。なお、図書館資料における電磁的記録については、図書館法第17条の規定に関し、従前の取扱を変更するものではないこと。

28 博物館法施行規則第7条第1項に規定する学修を定める件

〔平成21年8月3日〕
〔文部科学省告示第128号〕

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第7条第1項の規定に基づき、平成8年文部省告示第150号（学芸員の試験認定の試験科目についての試験を免除する講習等を指定する件）の全部を改正する。

第1条 博物館法施行規則（以下「規則」という。）第6条に規定する試験認定の科目のうち生涯学習概論に係る規則第7条第1項に規定する学修は、次の各号に定めるものとする。

- 一 図書館法施行規則（昭和25年文部省令第27号）第一条に規定する図書館に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修
- 二 図書館法施行規則第5条に規定する司書の講習のうち生涯学習概論に係る学修
- 三 社会教育主事講習等規程（昭和26年文部省令第12号）第3条に規定する社会教育主事の講習のうち生涯学習概論に係る学修

四 社会教育主事講習等規程第11条に規定する社会教育に関する科目のうち生涯学習概論に係る学修

第3条 前条に規定するもののほか、規則第6条に規定する試験認定の科目に係る規則第7条第1項に規定する学修は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第124条に規定する専修学校の専門課程のうち修業年限が2年以上のものにおける学修その他の学修で、文部科学大臣が当該科目の履修に相当する水準を有すると認めた学修とする。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

II 博物館関連の法律，政令，省令，告示等

1 文部科学省設置法

〔平成11年7月16日 法律第96号〕
最近改正
〔平成24年8月22日 法律第67号〕

(最終改正までの未施行法令)

平成二十四年八月二十二日法律第六十七号 (未施行)

第1章 総則 (第1条)

第2章 文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務

第1節 文部科学省の設置 (第2条)

第2節 文部科学省の任務及び所掌事務 (第3条・第4条)

第3章 本省に置かれる職及び機関

第1節 特別な職 (第5条)

第2節 審議会等

第1款 設置 (第6条)

第2款 科学技術・学術審議会 (第7条)

第3款 削除

第4款 国立大学法人評価委員会 (第18条)

第5款 削除

第6款 独立行政法人評価委員会 (第20条)

第3節 特別の機関 (第21条—第24条)

第4節 削除

第4章 文化庁

第1節 設置並びに任務及び所掌事務

第1款 設置 (第26条)

第2款 任務及び所掌事務 (第27条・第28条)

第2節 審議会等（第29条—第31条）

第3節 特別の機関（第32条）

第5章 雑則（第33条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、文部科学省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第2章 文部科学省の設置並びに任務及び所掌事務

第1節 文部科学省の設置

（設置）

第2条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、文部科学省を設置する。

2 文部科学省の長は、文部科学大臣とする。

第2節 文部科学省の任務及び所掌事務

（任務）

第3条 文部科学省は、教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成、学術、スポーツ及び文化の振興並びに科学技術の総合的な振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

（所掌事務）

第4条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関すること。
- 二 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。

- 三 地方教育行政に関する制度の企画及び立案並びに地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。
- 四 地方教育費に関する企画に関すること。
- 五 地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。
- 六 地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関すること。
- 七 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 八 初等中等教育のための補助に関すること。
- 九 初等中等教育の基準の設定に関すること。
- 十 教科用図書の検定に関すること。
- 十一 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。）において使用する教科用図書の無償措置に関すること。
- 十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。）に関すること。
- 十三 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関すること。
- 十四 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。
- 十五 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 十六 大学及び高等専門学校における教育のための補助に関すること。
- 十七 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること。
- 十八 大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

- 十九 大学の入学者の選抜及び学位の授与に関すること。
- 二十 学生及び生徒の奨学、厚生及び補導に関すること。
- 二十一 外国人留学生の受入れの連絡及び教育並びに海外への留学生の派遣に関すること。
- 二十二 政府開発援助のうち外国人留学生に係る技術協力に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 二十三 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二十四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること。
- 二十五 国立大学（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第二項に規定する国立大学をいう。）及び大学共同利用機関（同条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。）における教育及び研究に関すること。
- 二十六 国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第百十三号）第三条に規定する国立高等専門学校をいう。）における教育に関すること。
- 二十七 独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。
- 二十八 私立学校に関する行政の制度の企画及び立案並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。
- 二十九 文部科学大臣が所轄庁である学校法人についての認可及び認定並びにその経営に関する指導及び助言に関すること。
- 三十 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること。
- 三十一 私立学校教職員の共済制度に関すること。
- 三十二 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 三十三 社会教育のための補助に関すること。
- 三十四 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。
- 三十五 通信教育及び視聴覚教育に関すること。
- 三十六 外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 三十七 家庭教育の支援に関すること。

- 三十八 公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること。
- 三十九 公立の文教施設の整備のための補助に関すること。
- 四十 学校施設及び教育用品の基準の設定に関すること。
- 四十一 学校環境の整備に関する指導及び助言に関すること。
- 四十二 青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。
- 四十三 体力の保持及び増進の推進に関すること。
- 四十四 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 四十五 科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）に関する計画の作成及び推進に関すること。
- 四十六 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四十七 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 四十八 学術の振興に関すること。
- 四十九 研究者の養成及び資質の向上に関すること。
- 五十 技術者の養成及び資質の向上に関すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限る。）。
- 五十一 技術士に関すること。
- 五十二 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）、研究開発に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関すること。
- 五十三 科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に関すること。
- 五十四 前二号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関すること。
- 五十五 科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進に関すること。
- 五十六 発明及び実用新案の奨励並びにこれらの実施化の推進に関すること。
- 五十七 科学技術に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。

- 五十八 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること。
- 五十九 科学技術に関する基礎研究及び科学技術に関する共通的な研究開発（二以上の府省のそれぞれの所掌に係る研究開発に共通する研究開発をいう。）に関すること。
- 六十 科学技術に関する研究開発で、関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするものに関すること。
- 六十一 科学技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なものに関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
- 六十二 独立行政法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究に関すること。
- 六十三 放射線の利用に関する研究開発に関すること。
- 六十四 宇宙の開発及び原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。
- 六十五 宇宙の利用の推進に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。
- 六十六 放射性同位元素の利用の推進に関すること。
- 六十七 資源の総合的利用に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
- 六十八 原子力政策のうち科学技術に関するものに関すること。
- 六十九 原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に係る経費その他これに類する経費の配分計画に関すること。
- 七十 原子力損害の賠償に関すること。
- 七十一 削除
- 七十二 削除
- 七十三 削除
- 七十四 削除
- 七十五 削除
- 七十六 スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 七十七 スポーツのための助成に関すること。

- 七十八 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。
- 七十九 スポーツに関する競技水準の向上に関すること。
- 八十 スポーツ振興投票に関すること。
- 八十一 文化（文化財（文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財をいう。第八十七号において同じ。）に係る事項を除く。次号及び第八十四号において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 八十二 文化の振興のための助成に関すること。
- 八十三 劇場、音楽堂、美術館その他の文化施設に関すること。
- 八十四 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。
- 八十五 国語の改善及びその普及に関すること。
- 八十六 著作者の権利、出版権及び著作隣接権の保護及び利用に関すること。
- 八十七 文化財の保存及び活用に関すること。
- 八十八 アイヌ文化の振興に関すること。
- 八十九 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。
- 九十 国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 九十一 ユネスコ活動（ユネスコ活動に関する法律（昭和二十七年法律第二百七号）第二条に規定するユネスコ活動をいう。）の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 九十二 文化功労者に関すること。
- 九十三 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、教育、学術、スポーツ、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九十四 教育関係職員、研究者、社会教育に関する団体、社会教育指導者、スポーツの指導者その他の関係者に対し、教育、学術、スポーツ及び文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 九十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

九十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき文部科学省に属させられた事務

第3章 本省に置かれる職及び機関

第1節 特別な職

（文部科学審議官）

第5条 文部科学省に、文部科学審議官二人を置く。

2 文部科学審議官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理する。

第2節 審議会等

第1款 設置

第6条 本省に、科学技術・学術審議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

国立大学法人評価委員会

独立行政法人評価委員会

第2款 科学技術・学術審議会

第7条 科学技術・学術審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 科学技術の総合的な振興に関する重要事項

ロ 学術の振興に関する重要事項

二 前号イ及びロに掲げる重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。

三 文部科学大臣又は関係各大臣の諮問に応じて海洋の開発に関する総合的かつ基本的な事項を調査審議すること。

四 測地学及び政府機関における測地事業計画に関する事項を調査審議すること。

五 前二号に規定する事項に関し、文部科学大臣又は関係各大臣に意見を述べること。

六 技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、科学技術・学術審議会の組織及び委員その他の職員その他科学技術・学術審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

第3款 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第4款 国立大学法人評価委員会

第18条 国立大学法人評価委員会については、国立大学法人法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第5款 削除

第19条 削除

第6款 独立行政法人評価委員会

第20条 独立行政法人評価委員会については、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第3節 特別の機関

（設置）

第21条 本省に、日本学士院を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、次のとおりとする。

地震調査研究推進本部

日本ユネスコ国内委員会

(日本学士院)

第22条 日本学士院については、日本学士院法（昭和三十一年法律第二十七号）の定めるところによる。

(地震調査研究推進本部)

第23条 地震調査研究推進本部については、地震防災対策特別措置法（平成七年法律第百十一号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

(日本ユネスコ国内委員会)

第24条 日本ユネスコ国内委員会については、ユネスコ活動に関する法律（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第4節 削除

第25条 削除

第4章 文化庁

第1節 設置並びに任務及び所掌事務

第1款 設置

第26条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、文部科学省に、文化庁を置く。

2 文化庁の長は、文化庁長官とする。

第2款 任務及び所掌事務

(任務)

第27条 文化庁は、文化の振興及び国際文化交流の振興を図るとともに、宗教に関する行政事務を適切に行うことを任務とする。

(所掌事務)

第28条 文化庁は、前条の任務を達成するため、第4条第三号、第五号、第三十六号、第三十八号、第三十九号、第八十一号から第八十九号まで、第九十号（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）、第九十一号及び第九十三号から第九十七号までに掲げる事務をつかさどる。

第2節 審議会等

（設置）

第29条 文化庁に、文化審議会を置く。

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより文部科学省に置かれる審議会等で文化庁に置かれるものは、宗教法人審議会とする。

（文化審議会）

第30条 文化審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて文化の振興及び国際文化交流の振興（学術及びスポーツの振興に係るものを除く。）に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。

三 文部科学大臣又は文化庁長官の諮問に応じて国語の改善及びその普及に関する事項を調査審議すること。

四 前号に規定する事項に関し、文部科学大臣、関係各大臣又は文化庁長官に意見を述べること。

五 文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）第七条第三項、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）第12条第2項、著作権法（昭和45年法律第48号）、万国著作権条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律（昭和31年法律第86号）第5条第4項、著作権等管理事業法（平成12年法律第131号）第24条第4項、文化財保護法第153条及び文化功労者年金法（昭和26年法律第125号）第2条第2項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 文化審議会の委員その他の職員で政令で定めるものは、文部科学大臣が任命する。

3 前2項に定めるもののほか、文化審議会の組織及び委員その他の職員その他文化審議会に関し必要な事項については、政令で定める。

（宗教法人審議会）

第 31 条 宗教法人審議会については、宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）の定めるところによる。

第 3 節 特別の機関

（日本芸術院）

第 32 条 文化庁に、日本芸術院を置く。

2 日本芸術院は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 芸術上の功績顕著な芸術家の優遇に関すること。

二 芸術の発達に寄与する活動を行い、並びに芸術に関する重要事項を審議し、及びこれに関し、文部科学大臣又は文化庁長官に意見を述べること。

3 日本芸術院の長及び会員は、政令で定めるところにより、文部科学大臣が任命する。

4 日本芸術院の会員には、予算の範囲内で、文部科学大臣の定めるところにより、年金を支給することができる。

5 日本芸術院の組織、会員その他の職員及び運営については、政令で定める。

第 5 章 雑則

（職員）

第 33 条 文化庁に政令の規定により置かれる施設等機関で政令で定めるものの長は、文部科学大臣が任命する。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、附則第 4 項の規定は、公布の日から施行する。

（所掌事務の特例）

2 文部科学省は、第 3 条の任務を達成するため、第 4 条各号に掲げる事務のほか、当分の間、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書及び特別支援学校の教科用図書の編修及び改訂に関する事務をつかさどる。

（文化審議会の所掌事務の特例）

3 文化審議会は、第 30 条に定める事務をつかさどるほか、当分の間、文化財保護法附則第 4 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(経過措置)

4 第 11 条第 1 項の規定による宇宙開発委員会の委員長及び委員の任命のために必要な行為は、この法律の施行前においても行うことができる。この場合において、当該必要な行為は、内閣総理大臣が行うものとする。

5 文部科学大臣は、第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、この法律の施行の日に、この法律の施行の日の前日において現に従前の総理府の宇宙開発委員会の委員である者のうちから、両議院の同意を得ることなく、文部科学省の宇宙開発委員会の委員を任命することができる。この場合において、その委員の任期は、第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、この法律の施行の日において引き続き従前の総理府の宇宙開発委員会の委員であるとした場合の任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則 (平成 11 年 12 月 22 日法律第 165 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 11 月 29 日法律第 131 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。ただし、附則第 9 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 13 年 12 月 7 日法律第 148 号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 14 年 12 月 13 日法律第 160 号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第5条から第8条まで、第10条、第11条及び第13条の規定 平成15年10月1日

附 則 (平成14年12月13日法律第161号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第16条から第18条まで、第20条から第24条まで及び第28条の規定 平成15年10月1日

附 則 (平成15年7月16日法律第117号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成16年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第50条の規定 平成15年10月1日

(罰則に関する経過措置)

第7条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成15年7月16日法律第119号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成16年5月28日法律第61号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月21日法律第80号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月27日法律第96号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日法律第18号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月4日法律第17号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成24年6月27日法律第35号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条の規定 公布の日

(文部科学省設置法の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この法律の施行の日の前日において宇宙開発委員会の委員長及び委員である者の任期は、第2条の規定による改正前の文部科学省設置法第12条の規定にかかわらず、その日に満了する。

第3条 宇宙開発委員会の委員長又は委員であった者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(調整規定)

第5条 この法律の施行の日が障害者基本法の一部を改正する法律(平成23年法律第90号)附則第1条第1号に掲げる規定の施行の前日である場合には、同号及び同法附則第9条のうち内閣府設置法第37条第2項の表の改正規定中「第37条第2項」とあるのは、「第37条第3項」とする。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成24年6月27日法律第47号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 附則第16条、第20条、第31条、第32条、第58条、第69条、第91条及び第96条の規定 平成25年4月1日

附 則 (平成24年8月22日法律第67号) 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

2 文部科学省組織令

平成12年6月7日 政令第251号
最近改正
平成25年6月26日 政令第189号

内閣は、国家行政組織法（昭和23年法律第120号）及び文部科学省設置法（平成11年法律第96号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第1章 本省

第1節 秘書官（第1条）

第2節 内部部局等

第1款 大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等（第2条—第11条）

第2款 特別な職の設置等（第12条—第15条）

第3款 課の設置等

第1目 大臣官房（第16条—第25条）

第2目 生涯学習政策局（第26条—第32条）

第3目 初等中等教育局（第33条—第43条）

第4目 高等教育局（第44条—第53条）

第5目 科学技術・学術政策局（第54条—第60条）

第6目 研究振興局（第61条—第69条）

第7目 研究開発局（第70条—第77条）

第8目 スポーツ・青少年局（第78条—第84条）

第3節 審議会等（第85条—第88条）

第4節 施設等機関（第89条—第92条）

第2章 文化庁

第1節 特別な職（第93条）

第2節 内部部局

第1款 長官官房及び部の設置等（第94条—第98条）

第2款 課の設置等

第1目 長官官房（第99条—第102条）

第2目 文化部（第103条—第106条）

第3目 文化財部（第107条—第111条）

附則

第1章 本省

第1節 秘書官

(秘書官の定数)

第1条 秘書官の定数は、一人とする。

第2節 内部部局等

第1款 大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等

(大臣官房及び局並びに国際統括官の設置等)

第2条 本省に、大臣官房及び次の七局並びに国際統括官一人を置く。

生涯学習政策局

初等中等教育局

高等教育局

科学技術・学術政策局

研究振興局

研究開発局

スポーツ・青少年局

2 大臣官房に文教施設企画部を、高等教育局に私学部を置く。

(大臣官房の所掌事務)

第3条 大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 二 文部科学省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 三 文部科学省共済組合に関すること。
- 四 機密に関すること。
- 五 大臣の官印及び省印の保管に関すること。
- 六 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 七 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
- 八 文部科学省の保有する情報の公開に関すること。
- 九 文部科学省の保有する個人情報の保護に関すること。
- 十 文部科学省の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 十一 国会との連絡に関すること。
- 十二 広報に関すること。
- 十三 文部科学省の機構及び定員に関すること。
- 十四 文部科学省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十五 文部科学省所管の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 十六 東日本大震災復興特別会計の経理のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。
- 十七 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。
- 十八 文部科学省の行政の考査に関すること。
- 十九 文化功労者に関すること。
- 二十 文部科学省の所掌事務に係る法人(学校法人及び宗教法人を除く。)の監督に関する基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

- 二十一 文部科学省の所掌事務に係る基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二十二 文部科学省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。
- 二十三 文部科学省の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二十四 独立行政法人評価委員会の庶務（初等中等教育分科会、高等教育分科会、社会教育分科会、スポーツ・青少年分科会、科学技術・学術分科会及び文化分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 二十五 国立国会図書館支部文部科学省図書館に関すること。
- 二十六 文部科学省の所掌事務に係る国際交流に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二十七 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関すること（文化庁並びに科学技術・学術政策局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十八 文部科学省の所掌事務に係る国際的諸活動（国際交流及び国際協力を除く。）に関する連絡調整に関すること。
- 二十九 文教施設並びに科学技術に関する研究及び開発（以下「研究開発」という。）に必要な施設の整備に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三十 公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること（文化庁及び他局の所掌に属するものを除く。）。
- 三十一 公立の学校施設の整備のための援助及び補助に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 三十二 学校施設及び学校用家具の基準の設定に関すること。
- 三十三 学校環境の整備に関する指導及び助言に関すること。
- 三十四 文教施設の防災に関する施策の基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三十五 教育、学術、スポーツ及び文化の直接の用に供する物資（学校給食用物資を除く。）並びに教育、学術、スポーツ及び文化の用に供する物資のうち国際的に供給の不足するもの（学校給食用物資を除く。）の入手又は利用に関する便宜の供与に関すること。
- 三十六 学校施設の学校教育の目的以外の目的への使用の防止に係る返還命令及び移転命令に関すること。
- 三十七 国立の文教施設の整備に関すること（官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき国土交通大臣の行う営繕及び建設並びに土地又は借地権の取得を除く。）。
- 三十八 独立行政法人、国立大学法人（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）及び大学共同利用機関法人（同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）が設置する文教施設の整備に関する長期計画の企画及び立案並びに連絡調整並びに予算案の準備に関すること。
- 三十九 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する文教施設の整備のための補助金の交付に関すること。
- 四十 独立行政法人国立大学財務・経営センターの行う国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対する土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けに関すること。

四十一 独立行政法人国立大学財務・経営センターの行う国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対する土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付に関する事。

四十二 独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の整備に関する基準に関する事。

四十三 独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の立地計画（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人において土地又は借地権の取得を必要とする事となるものに限る。）に関する事。

四十四 前各号に掲げるもののほか、文部科学省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

2 文教施設企画部は、前項第 29 号から第 43 号までに掲げる事務をつかさどる。

（生涯学習政策局の所掌事務）

第四条 生涯学習政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

二 生涯学習に係る機会の整備の推進に関する事。

三 文部科学省の所掌事務に関する生涯学習に係る機会の整備に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事。

四 地域の振興に資する見地からの基本的な文教施策の企画及び立案並びに調整に関する事。

五 教育、スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事。

六 情報教育（特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする児童及び生徒に対する教育に係るものを除く。以下この条及び第 29 条において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

七 情報教育のための補助に関する事（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

八 情報教育の基準の設定に関する事（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

九 視聴覚教育に関する連絡調整に関する事。

十 社会教育及び学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関する事（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。

十一 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する事。

十二 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

十三 外国の教育事情に関する調査及び研究に関する事。

十四 中学校卒業程度認定及び高等学校卒業程度認定に関する事。

十五 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事（他局の所掌に属するものを除く。）。

十六 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関する事（高等教育局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

十七 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関する事（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

- 十八 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 十九 社会教育主事並びに司書及び司書補の講習並びに学芸員となる資格の認定に関すること。
- 二十 公立及び私立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 公立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備のための補助に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十二 社会教育のための補助に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十三 社会教育としての通信教育に関すること。
- 二十四 家庭教育の支援に関すること。
- 二十五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（高等教育局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十六 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、情報教育、専修学校及び各種学校における教育並びに社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（高等教育局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十七 中央教育審議会の庶務（初等中等教育分科会、大学分科会及びスポーツ・青少年分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 二十八 独立行政法人評価委員会社会教育分科会の庶務に関すること。
- 二十九 国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関すること。
- 三十 独立行政法人国立科学博物館の組織及び運営一般に関すること。
- 三十一 放送大学学園法（平成 14 年法律第 156 号）第三条に規定する放送大学学園（以下単に「放送大学学園」という。）の組織及び運営一般に関すること。
（初等中等教育局の所掌事務）
- 第五条** 初等中等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 地方教育行政に関する制度の企画及び立案に関すること。
 - 二 地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること（文化庁の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 地方教育費に関する企画に関すること。
 - 四 地方公務員である教育関係職員の任免、給与その他の身分取扱いに関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること（文化庁及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
 - 五 地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関すること。
 - 六 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
 - 七 初等中等教育のための補助に関すること（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
 - 八 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）の施行に関すること。

- 九 初等中等教育の基準の設定に関する事（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 幼児に対する教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関する事。
- 十一 教科用図書の検定に関する事。
- 十二 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校（小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。第41条第二号において同じ。）において使用する教科用図書の無償措置に関する事。
- 十三 文部科学省が著作の名義を有する出版物の著作権の管理に関する事。
- 十四 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する事（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 十五 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関する事。
- 十六 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（幼稚園の施設及び産業教育のための施設の整備に係るものに限る。）に関する事（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 十七 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における通信教育に関する事（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 十八 教育用品（学校用家具を除く。）の基準の設定に関する事。
- 十九 初等中等教育の振興に係る国際文化交流の振興に関する事（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 二十 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関する事（情報教育に係るもの及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十二 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十三 少年院の教科に関する事項の勧告に関する事。
- 二十四 特別支援学校の理療に関する学科、理学療法に関する学科及び歯科技工に関する学科の認定に関する事。
- 二十五 看護師、准看護師又は介護福祉士の養成のための高等学校及び中等教育学校の指定に関する事。
- 二十六 中央教育審議会初等中等教育分科会の庶務に関する事。
- 二十七 独立行政法人教員研修センターの組織及び運営一般に関する事。
（高等教育局の所掌事務）

第6条 高等教育局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。

- 二 大学における教育及び研究についての評価に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 三 大学及び高等専門学校における教育のための補助に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 大学及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 五 大学及び高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。
- 六 大学の入学者の選抜及び学位の授与に関すること。
- 七 学生及び生徒の奨学、厚生及び補導に関すること。
- 八 外国人留学生の受入れの連絡及び教育並びに海外への留学生の派遣に関すること。
- 九 政府開発援助のうち外国人留学生に係る技術協力に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 十 高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 医療技術者又は社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための大学に附属する専修学校及び各種学校における教育（第 48 条において「附属専修学校等における医療技術者等養成教育」という。）の基準の設定に関すること。
- 十二 医療技術者又は社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための大学並びにこれに附属する専修学校及び各種学校の指定に関すること。
- 十三 看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成 4 年法律第 86 号）第 3 条の基本指針のうち同条第 2 項第二号に掲げる事項に関すること。
- 十四 国立大学（国立大学法人法第 2 条第 2 項に規定する国立大学をいう。以下同じ。）における教育及び研究（国立大学附置の研究所及び国立大学の附属図書館におけるものを除く。）に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 十五 国立高等専門学校（独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成 15 年法律第 113 号）第 3 条に規定する国立高等専門学校をいう。第 47 条第六号において同じ。）における教育に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 十六 大学及び高等専門学校における通信教育及び視聴覚教育に関すること。
- 十七 大学及び高等専門学校における教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 十八 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 十九 教育関係職員その他の関係者に対し、大学及び高等専門学校並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人をいう。第 46 条第八号において同じ。）に関すること。
- 二十一 私立学校に関する行政の制度の企画及び立案並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること。

二十二 文部科学大臣が所轄庁である学校法人についての認可及び認定並びにその経営（放送大学学園に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。

二十三 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

二十四 私立学校教職員の共済制度に関すること。

二十五 大学設置・学校法人審議会の庶務に関すること。

二十六 国立大学法人評価委員会の庶務（大学共同利用機関法人分科会に係るものを除く。）に関すること。

二十七 国立大学法人の組織及び運営一般に関すること。

二十八 独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人国立高等専門学校機構の組織及び運営一般に関すること。

二十九 日本私立学校振興・共済事業団の組織及び運営一般に関すること。

2 私学部は、前項第21号から第24号まで、第25号（学校法人分科会の庶務に関することに限る。）及び第29号に掲げる事務をつかさどる。

（科学技術・学術政策局の所掌事務）

第七条 科学技術・学術政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

二 科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

三 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

四 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

五 学術の振興に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六 科学技術及び学術に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。

七 科学技術及び学術に関する統計の作成に関すること。

八 科学技術の振興に関する年次報告に関すること。

九 研究者の養成及び資質の向上に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

十 技術者の養成及び資質の向上に関すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限るものとし、研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

十一 技術士に関すること。

十二 地域の振興に資する見地からする科学技術の振興であって文部科学省の所掌事務に係るものに関すること。

十三 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関すること（研究振興局の所掌に属するものを除く。）。

十四 科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に関すること。

十五 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発に係る交流（国際交流を除く。）に関する事務の総括に関すること。

- 十六 文部科学省の所掌事務に係る国際交流に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関する
こと（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 十七 科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進に関すること。
- 十八 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法
律第52号）の施行に関すること。
- 十九 発明及び実用新案の実施化の推進に関すること。
- 二十 科学技術に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。
- 二十一 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことそ
他の措置に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十二 基盤的研究開発（科学技術に関する共通的な研究開発（2以上の府省のそれぞれの所掌に係
る研究開発に共通する研究開発をいう。）、科学技術に関する研究開発で関係行政機関に重複して設置
することが多額の経費を要するため適当でないと認められる施設及び設備を必要とするもの並びに科学
技術に関する研究開発で多数部門の協力を要する総合的なもの（他の府省の所掌に係るものを除く。）
をいう。以下同じ。）に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十三 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うために必
要な人的及び技術的援助一般に関すること。
- 二十四 放射線の利用に関する研究開発に関すること（研究振興局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十五 放射性同位元素の利用の推進に関すること。
- 二十六 資源の総合的利用に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。
- 二十七 学術の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の
所掌に属するものを除く。）。
- 二十八 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術及び学術に係るものに關
すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 二十九 科学技術・学術審議会の庶務（海洋開発分科会及び測地学分科会に係るものを除く。）に關
すること。
- 三十 独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会の庶務に関すること。
- 三十一 科学技術・学術政策研究所の組織及び運営一般に関すること。
- 三十二 独立行政法人科学技術振興機構の組織及び運営一般に関すること。

（研究振興局の所掌事務）

第8条 研究振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策（研究開発の評価一般に関するものを除く。）
の企画及び立案並びに推進に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 科学技術に関する各分野の研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること（研究開発局の所
掌に属するものを除く。）。
- 三 科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（研究開発局の所掌
に属するものを除く。）。
- 四 科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること（研
究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 五 学術の振興に関すること（高等教育局及び科学技術・学術政策局の所掌に属するものを除く。）。

- 六 大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、学術に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 七 研究者その他の関係者に対し、学術に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 八 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）に関する事務のうち情報システムに係るもの並びに研究開発に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進に関すること。
- 九 前号に掲げるもののほか、科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関すること（科学技術・学術政策局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 発明及び実用新案の奨励に関すること。
- 十一 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関する事務のうち、ライフサイエンス（生命現象の解明及びその成果の応用に関する総合的科学技術をいう。以下同じ。）に関する研究開発に関する安全の確保及び生命倫理に係るものに関すること。
- 十二 科学技術に関する基礎研究に関すること。
- 十三 基盤的研究開発に関する事務のうち素粒子科学技術、原子核科学技術、情報科学技術、物質・材料科学技術（物質に関する科学技術であって材料の創製に資することとなるもの及び材料としての物質に関する科学技術をいう。第六十九条において同じ。）並びにライフサイエンス並びに健康の増進、日常生活の向上及び人命の安全の確保に関する科学技術に係るものに関すること。
- 十四 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関すること。
- 十五 独立行政法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究（基盤的研究開発を除く。）に関すること。
- 十六 放射線の医学的利用に関する研究開発に関すること。
- 十七 国立大学附置の研究所、国立大学の附属図書館及び大学共同利用機関（国立大学法人法第2条第4項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）における教育及び研究に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 十八 国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会の庶務に関すること。
- 十九 日本学士院の組織及び運営一般に関すること。
- 二十 大学共同利用機関法人の組織及び運営一般に関すること。
- 二十一 独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人日本学術振興会及び独立行政法人理化学研究所の組織及び運営一般に関すること。

（研究開発局の所掌事務）

第9条 研究開発局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防災科学技術（天災地変その他自然現象により生ずる災害を未然に防止し、これらの災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及びこれらの災害を復旧することに関する科学技術をいう。以下同じ。）、海洋科学技術、地球科学技術、環境科学技術、エネルギー科学技術（原子力に係るものを除く。以下同じ。）及び航空科学技術に関する研究開発並びに地震及び火山に関する調査研究（以下この条において「防災科学技術等に関する研究開発」という。）並びに宇宙の開発に係る科学技術及び原子力に関する科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

- 二 防災科学技術等に関する研究開発並びに宇宙の開発に係る科学技術及び原子力に関する科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。
- 三 防災科学技術等に関する研究開発並びに宇宙の開発に係る科学技術及び原子力に関する科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四 南極地域観測に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 五 防災科学技術等に関する研究開発並びに宇宙の開発に係る科学技術及び原子力に関する科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 六 基盤的研究開発に関する事務のうち防災科学技術、海洋科学技術、地球科学技術、環境科学技術、エネルギー科学技術、航空科学技術、地震及び火山に関する調査研究、宇宙の開発に係る科学技術並びに原子力に関する科学技術（量子の研究に係るものを除く。）に係るものに関すること。
- 七 文部科学省の所掌事務に係る研究開発施設の設置及び運転の円滑化に関すること。
- 八 文部科学省の所掌事務に係る大規模な技術開発に共通する事項に関する企画及び立案に関すること。
- 九 宇宙の開発及び原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。
- 十 宇宙の利用の推進に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。
- 十一 原子力政策のうち科学技術に関するものに関すること。
- 十二 原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に係る経費その他これに類する経費の配分計画に関すること。
- 十三 原子力損害の賠償に関すること。
- 十四 原子力に関する研究者の養成及び資質の向上に関すること。
- 十五 原子力に関する技術者の養成及び資質の向上に関すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限る。）。
- 十六 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち宇宙の利用の推進及び原子力に係るものに関すること。
- 十七 大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する天文学に係る大学共同利用機関及び核融合に関する科学に係る大学共同利用機関並びに大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が設置する極地に関する科学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。
- 十八 独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。
- 十九 科学技術・学術審議会測地学分科会の庶務に関すること。
- 二十 独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人宇宙航空研究開発機構及び独立行政法人海洋研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。
- 二十一 独立行政法人日本原子力研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。
- 二十二 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定（以下単に「電源開発促進勘定」という。）の経理に関すること。
- 二十三 電源開発促進勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
（スポーツ・青少年局の所掌事務）

第十条 スポーツ・青少年局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 スポーツのための助成に関すること。
- 三 学校における体育の基準（初等中等教育の教材に係るものを除く。）の設定に関すること。

- 四 公立及び私立のスポーツ施設及び青少年教育施設の整備（公立の学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。
- 五 公立のスポーツ施設及び青少年教育施設の整備（学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）のための補助に関すること。
- 六 私立学校教育の振興のための学校法人（放送大学学園を除く。）その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（体育施設の整備に係るものに限る。）に関すること。
- 七 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。
- 八 スポーツに関する競技水準の向上に関すること。
- 九 スポーツ振興投票に関すること。
- 十 スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。以下同じ。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。以下同じ。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。以下同じ。）に関すること（初等中等教育の基準（教材並びに学級編制及び教職員定数に係るものに限る。）の設定に関すること及び公立の学校の給食施設の災害復旧に関するものを除く。第82条第二号において同じ。）。
- 十三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。
- 十四 青少年教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 十五 青少年教育のための補助に関すること。
- 十六 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。
- 十七 青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府の所掌に属するものを除く。）。
- 十八 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 十九 体力の保持及び増進の推進に関すること。
- 二十 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、スポーツ及び青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 二十一 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者、スポーツの指導者その他の関係者に対し、スポーツ及び青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

（国際統括官の職務）

第十一条 国際統括官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ユネスコ活動（ユネスコ活動に関する法律（昭和27年法律第207号）第2条に規定するユネスコ活動をいう。）の振興に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 日本ユネスコ国内委員会の事務の処理に関すること。
- 三 国際交流に関する条約その他の国際約束の実施に関する事務のうち文部科学省の所掌事務に係るものの総括に関すること。
- 四 国際文化交流に関する諸外国との人物交流に関し、条約その他の国際約束に従い、国際的取決めを交渉し、及び締結すること（文化庁の所掌に属するものを除く。）。

第2款 特別な職の設置等

(官房長)

第12条 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

(次長)

第13条 科学技術・学術政策局に、次長一人を置く。

2 次長は、局長を助け、局の事務を整理する。

(総括審議官、政策評価審議官及び審議官)

第14条 大臣官房に、総括審議官1人、政策評価審議官1人及び審議官9人を置く。

2 総括審議官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務を総括整理する。

3 政策評価審議官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に関する政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。

4 審議官は、命を受けて、文部科学省の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

(参事官及び技術参事官)

第15条 大臣官房に参事官1人を、大臣官房文教施設企画部に技術参事官1人を置く。

2 参事官は、命を受けて、大臣官房の所掌事務（文教施設企画部の所掌に属するものを除く。）のうち重要事項の企画及び立案に参画する。

3 技術参事官は、命を受けて、文教施設企画部の所掌事務のうち技術に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

第3款 課の設置等

第1目 大臣官房

(大臣官房に置く課等)

第16条 大臣官房に、文教施設企画部に置くもののほか、次の5課を置く。

人事課

総務課

会計課

政策課

国際課

2 文教施設企画部に、次の三課及び参事官1人を置く。

施設企画課

施設助成課

計画課

(人事課の所掌事務)

第17条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学省の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二 文部科学省の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

- 三 文部科学省共済組合に関すること。
- 四 文化功労者に関すること。
- 五 栄典の推薦及び伝達の実施並びに表彰及び儀式に関すること。
- 六 恩給に関する連絡事務に関すること。

(総務課の所掌事務)

第18条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 大臣、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに省印の保管に関すること。
- 三 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 四 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
- 五 文部科学省の保有する情報の公開に関すること。
- 六 文部科学省の保有する個人情報の保護に関すること。
- 七 文部科学省の所掌事務に関する総合調整（政策の企画及び立案に関するものを除く。）に関すること。
- 八 国会との連絡に関すること。
- 九 広報に関すること。
- 十 文部科学省の機構及び定員に関すること。
- 十一 文部科学省の所掌事務に係る法人（学校法人及び宗教法人を除く。）の監督に関する基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 十二 文部科学省の事務能率の増進に関すること。
- 十三 文部科学省の所掌事務に関する官報掲載に関すること。
- 十四 前各号に掲げるもののほか、文部科学省の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(会計課の所掌事務)

第19条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学省の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 二 文部科学省所管の国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 三 東日本大震災復興特別会計の経理のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。
- 四 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち文部科学省の所掌に係るものに関すること。
- 五 文部科学省の職員（文部科学省の所管する独立行政法人の職員を含む。）に貸与する宿舍に関すること。
- 六 文部科学省所管の建築物（本省の庁舎に限る。）の営繕に関すること。
- 七 庁内の管理に関すること。

(政策課の所掌事務)

第20条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学省の所掌事務に係る基本的かつ総合的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二 文部科学省の所掌事務に関する総合調整（政策の企画及び立案に関するものに限る。）に関すること。
- 三 文部科学省の行政の考査に関すること。
- 四 文部科学省の所掌事務に関する政策の評価に関すること。

五 文部科学省の情報システムの整備及び管理に関すること。

六 独立行政法人評価委員会の庶務（初等中等教育分科会、高等教育分科会、社会教育分科会、スポーツ・青少年分科会、科学技術・学術分科会及び文化分科会に係るものを除く。）に関すること。

七 国立国会図書館支部文部科学省図書館に関すること。

（国際課の所掌事務）

第21条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学省の所掌事務に係る国際交流に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関すること（文化庁並びに科学技術・学術政策局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

三 文部科学省の所掌事務に係る国際的諸活動（国際交流及び国際協力を除く。）に関する連絡調整に関すること。

（施設企画課の所掌事務）

第22条 施設企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文教施設企画部の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 文教施設及び科学技術に関する研究開発に必要な施設の整備に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

三 公立及び私立の文教施設並びに地方独立行政法人が設置する文教施設の整備に関する指導及び助言に関すること（文化庁並びに他局及び施設助成課の所掌に属するものを除く。）。

四 公立の学校施設の災害復旧に係る援助及び補助に関すること。

五 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する文教施設の災害復旧に係る補助金の交付に関すること。

六 学校施設及び学校用家具の基準の設定に関すること。

七 学校環境の整備に関する指導及び助言に関すること。

八 文教施設の防災に関する施策の基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

九 文教施設の防災その他保全に関する指導及び助言に関すること（文化庁及び他局の所掌に属するものを除く。）。

十 教育、学術、スポーツ及び文化の直接の用に供する物資（学校給食用物資を除く。）並びに教育、学術、スポーツ及び文化の用に供する物資のうち国際的に供給の不足するもの（学校給食用物資を除く。）の入手又は利用に関する便宜の供与に関すること。

十一 学校施設の学校教育の目的以外の目的への使用の防止に係る返還命令及び移転命令に関すること。

十二 国立の文教施設の整備に関する設計書類の照査、請負契約、施工管理の基準及び技術的監査に関すること。

十三 独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の整備に関する請負契約及び施工管理の基準に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、文教施設企画部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（施設助成課の所掌事務）

第23条 施設助成課は、次に掲げる事務（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 公立の学校施設の整備（災害復旧に係るものを除く。次号において同じ。）に関する指導及び助言に関すること。

二 公立の学校施設の整備のための援助及び補助に関すること。

（計画課の所掌事務）

第24条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立の文教施設並びに独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の整備に関する長期計画の企画及び立案並びに予算案の準備に関すること。

二 国立の文教施設並びに独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の整備に関する長期計画の実施に係る連絡調整に関すること。

三 国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人大学評価・学位授与機構、独立行政法人国立大学財務・経営センター及び独立行政法人国立高等専門学校機構が設置する文教施設の整備のための補助金の交付に関すること（災害復旧に係るものを除く。）。

四 独立行政法人国立大学財務・経営センターの行う国立大学法人及び大学共同利用機関法人に対する土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の貸付けに関すること。

五 独立行政法人国立大学財務・経営センターの行う国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構に対する土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置に必要な資金の交付に関すること。

六 国立の文教施設の立地計画及び環境整備に関すること。

七 独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の立地計画（独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人において土地又は借地権の取得を必要とすることとなるものに限る。）に関すること。

（参事官の職務）

第25条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国立の文教施設並びに独立行政法人、国立大学法人及び大学共同利用機関法人が設置する文教施設の整備に関する設計、積算、施工及び維持保全に係る技術的基準に関すること。

二 国立の文教施設の整備に関する建設計画、設計、積算及び施工管理の実施に関すること。

第2目 生涯学習政策局

（生涯学習政策局に置く課等）

第26条 生涯学習政策局に、次の五課及び参事官一人を置く。

政策課

生涯学習推進課

情報教育課

社会教育課

男女共同参画学習課

（政策課の所掌事務）

第27条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 生涯学習政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

- 二 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三 文部科学省の所掌事務に関する生涯学習に係る機会の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 四 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る調査及び研究に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 五 教育、スポーツ、文化及び宗教に係る統計に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。
- 六 中央教育審議会の庶務（初等中等教育分科会、大学分科会及びスポーツ・青少年分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 七 国立教育政策研究所の組織及び運営一般に関すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、生涯学習政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（生涯学習推進課の所掌事務）

第28条 生涯学習推進課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること（他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 中学校卒業程度認定及び高等学校卒業程度認定に関すること。
- 三 専修学校及び各種学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（他局及び情報教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 専修学校及び各種学校における教育の基準の設定に関すること（高等教育局及びスポーツ・青少年局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 学校開放に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 七 学校開放のための補助に関すること（スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）。
- 八 社会教育としての通信教育に関すること（情報教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 九 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育並びに学校開放に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（高等教育局及びスポーツ・青少年局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 十 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育並びに学校開放に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（高等教育局及びスポーツ・青少年局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 十一 放送大学学園の組織及び運営一般に関すること。
（情報教育課の所掌事務）

第29条 情報教育課は、次に掲げる事務（第一号から第三号まで及び第七号から第九号までに掲げる事務にあっては、高等教育局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 情報教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 情報教育のための補助に関すること。
- 三 情報教育の基準の設定に関すること。
- 四 生涯学習に係る機会の整備（学習情報の提供に係るものに限る。）の推進に関すること。

五 教育、スポーツ及び文化に係る情報通信の技術の活用に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六 視聴覚教育に関する連絡調整に関すること。

七 社会教育及び学校教育における視聴覚教育メディアの利用に関すること。

八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、情報教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

(社会教育課の所掌事務)

第30条 社会教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 社会教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（スポーツ・青少年局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二 社会教育主事並びに司書及び司書補の講習並びに学芸員となる資格の認定に関すること。

三 社会教育のための補助に関すること（スポーツ・青少年局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

四 公立及び私立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること（スポーツ・青少年局及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。）。

五 公立の図書館（学校図書館を除く。）、博物館、公民館その他の社会教育施設の整備のための補助に関すること（スポーツ・青少年局及び男女共同参画学習課の所掌に属するものを除く。）。

六 生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること（ボランティア活動の振興に係るものに限る。）。

七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ・青少年局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

八 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、社会教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ・青少年局及び他課の所掌に属するものを除く。）。

九 独立行政法人評価委員会社会教育分科会の庶務に関すること。

十 独立行政法人国立科学博物館の組織及び運営一般に関すること。

(男女共同参画学習課の所掌事務)

第31条 男女共同参画学習課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画社会の形成の促進のための生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。

二 女性教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

三 女性教育のための補助に関すること。

四 公立及び私立の女性教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること。

五 公立の女性教育施設の整備のための補助に関すること。

六 家庭教育の支援に関すること。

七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、女性教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

八 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、女性教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

(参事官の職務)

第32条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 職業についての知識及び技能の習得の促進のための生涯学習に係る機会の整備の推進に関すること。
- 二 地域の振興に資する見地からの基本的な文教施策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 三 外国の教育事情に関する調査及び研究に関すること。

第3目 初等中等教育局

(初等中等教育局に置く課等)

第33条 初等中等教育局に、次の九課及び参事官1人を置く。

初等中等教育企画課
財務課
教育課程課
児童生徒課
幼児教育課
特別支援教育課
国際教育課
教科書課
教職員課

(初等中等教育企画課の所掌事務)

第34条 初等中等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 初等中等教育局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 初等中等教育の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 三 地方教育行政に関する制度の企画及び立案に関すること。
- 四 地方教育行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること（文化庁の所掌に属するものを除く。）。
- 五 地方公務員である教育関係職員の任免その他の身分取扱い（給与を除く。）に関する制度の企画及び立案並びにこれらの制度の運営に関する指導、助言及び勧告に関すること（文化庁並びにスポーツ・青少年局及び教職員課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 初等中等教育の基準の設定に関すること（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 中等教育学校における教育並びに中学校及び高等学校における教育で学校教育法（昭和22年法律第二十六号）第71条の規定によるものの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 八 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下この条において同じ。）における定時制教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 九 高等学校における通信教育に関すること（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 十 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（産業教育のための施設の整備に係るものに限る。）に関すること。
- 十一 中央教育審議会初等中等教育分科会の庶務に関すること。

十二 独立行政法人評価委員会初等中等教育分科会の庶務に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、初等中等教育局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する
こと。

(財務課の所掌事務)

第 35 条 財務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方教育費に関する企画に関すること。

二 地方公務員である教育関係職員の給与に関する制度の企画及び立案並びにその運営に関する指導、
助言及び勧告に関すること。

三 初等中等教育の教材の基準の設定に関すること（生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

四 教育用品（学校用家具を除く。）の基準の設定に関すること。

五 公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等
部（学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）第六条に規定する共同調理場を含む。）の学級編制及び教職
員定数の基準の設定に関すること。

六 義務教育費国庫負担法（昭和 27 年法律第 303 号）による補助に関すること。

七 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の施行に関す
ること。

八 へき地における教育の振興に関する施策の基本方針の企画及び立案並びに調整に関すること。

九 地方公務員である教育関係職員の福利厚生に関すること。

十 公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に係る予算案（学校
施設、学校における体育並びに学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に係るものを除く。）
の準備に関する連絡調整に関すること。

(教育課程課の所掌事務)

第 36 条 教育課程課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 初等中等教育の教育課程に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（生涯学習政策
局及びスポーツ・青少年局並びに他課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二 初等中等教育の教育課程の基準の設定に関すること（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並
びに児童生徒課、幼児教育課、特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）。

三 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な
指導及び助言を行うこと（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに他課の所掌に属するものを除
く。）。

四 教育関係職員その他の関係者に対し、初等中等教育の教育課程に係る専門的、技術的な指導及び
助言を行うこと（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

五 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校並びに特別支援学校の小学部、中学部及び高等部にお
ける理科教育のための補助に関すること。

六 少年院の教科に関する事項の勧告に関すること。

(児童生徒課の所掌事務)

第 37 条 児童生徒課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校における生徒指導（以下この条において単に「生徒
指導」という。）、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校における進路指導（以下この条におい
て単に「進路指導」という。）並びに中学校、高等学校及び中等教育学校における産業教育（以下この

条において単に「産業教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。)

二 高等学校の入学者の選抜(以下この条において「入学者選抜」という。)に関する援助及び助言に関すること。

三 学校図書館の整備に関すること。

四 経済的理由によって就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励のための補助に関すること。

五 産業教育のための補助に関すること(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)

六 産業教育の基準(教材に係るものを除く。)の設定に関すること(特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)

七 中学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育の振興(教育内容に係るものに限る。)に関する援助及び助言に関すること(情報教育に係るもの及びスポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)

八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、生徒指導、進路指導、産業教育及び入学者選抜に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。)

九 教育関係職員その他の関係者に対し、生徒指導、進路指導、産業教育及び入学者選抜に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。)

十 看護師、准看護師又は介護福祉士の養成のための高等学校及び中等教育学校の指定に関すること。
(幼児教育課の所掌事務)

第38条 幼児教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 幼児に対する教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。

二 幼稚園における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(スポーツ・青少年局並びに特別支援教育課及び参事官の所掌に属するものを除く。)

三 幼稚園における教育のための補助に関すること(スポーツ・青少年局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)

四 幼稚園における教育の基準の設定に関すること(スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)

五 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成(幼稚園の施設の整備に係るものに限る。)に関すること(スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)

六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、幼稚園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ・青少年局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)

七 教育関係職員その他の関係者に対し、幼稚園における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと(スポーツ・青少年局及び特別支援教育課の所掌に属するものを除く。)

(特別支援教育課の所掌事務)

第39条 特別支援教育課は、次に掲げる事務(第一号及び第三号から第六号までに掲げる事務にあつては、スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 特別支援学校及び特別支援学級における教育その他の教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する教育(以下この条において「特別支援教育」という。)の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること(特別支援学校の運営の状況についての評価及びその結果に基づく運営の改善に係るものを除く。)

- 二 前号に掲げる幼児、児童及び生徒に係る就学奨励並びに特別支援教育の用に供する設備の整備のための補助に関すること。
- 三 特別支援教育の基準（学級編制及び教職員定数に係るものを除く。）の設定に関すること。
- 四 特別支援学校の高等部における通信教育に関すること。
- 五 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、特別支援教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 六 教育関係職員その他の関係者に対し、特別支援教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 七 特別支援学校の理療に関する学科、理学療法に関する学科及び歯科技工に関する学科の認定に関すること。
- 八 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

（国際教育課の所掌事務）

第40条 国際教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校における国際理解教育（以下この条において単に「国際理解教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校における外国語教育（以下この条において単に「外国語教育」という。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 外国語教育の基準（教材に係るものを除く。）の設定に関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、国際理解教育及び外国語教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（外国語教育に係るものにあつては、特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 教育関係職員その他の関係者に対し、国際理解教育及び外国語教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（外国語教育に係るものにあつては、特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設及び関係団体が行う教育、海外から帰国した児童及び生徒の教育並びに本邦に在留する外国人の児童及び生徒の学校生活への適応のための指導に関すること。
- 七 初等中等教育の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

（教科書課の所掌事務）

第41条 教科書課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 教科用図書の検定に関すること。
- 二 教科用図書その他の教授上用いられる図書の発行及び義務教育諸学校において使用する教科用図書の無償措置に関すること。
- 三 文部科学省が著作の名義を有する出版物の著作権の管理に関すること。

（教職員課の所掌事務）

第42条 教職員課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する事（高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 二 地方公務員である教育職員の採用のための選考に関する指導、助言及び勧告に関する事。
- 三 独立行政法人教員研修センターの組織及び運営一般に関する事。

（参事官の職務）

第43条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の運営の状況についての評価及びその結果に基づく運営の改善に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事。
- 二 児童及び生徒の学力の状況に関する全国的な調査及び分析に関する事（生涯学習政策局及びスポーツ・青少年局並びに児童生徒課、特別支援教育課及び国際教育課の所掌に属するものを除く。）。

第4目 高等教育局

（高等教育局に置く課等）

第44条 高等教育局に、私学部には置くもののほか、次の6課を置く。

高等教育企画課

大学振興課

専門教育課

医学教育課

学生・留学生課

国立大学法人支援課

2 私学部には、次の2課及び参事官1人を置く。

私学行政課

私学助成課

（高等教育企画課の所掌事務）

第45条 高等教育企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 高等教育局の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 二 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関する事。
- 三 大学における教育及び研究についての評価に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関する事。
- 四 大学の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関する事。
- 五 放送大学学園が設置する放送大学（第四十七条第七号において単に「放送大学」という。）における教育に関する事。
- 六 大学及び高等専門学校における教育の振興に係る国際文化交流の振興に関する事（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 七 中央教育審議会大学分科会の庶務に関する事。
- 八 大学設置・学校法人審議会の庶務（学校法人分科会に係るものを除く。）に関する事。
- 九 独立行政法人評価委員会高等教育分科会の庶務に関する事。
- 十 独立行政法人大学評価・学位授与機構の組織及び運営一般に関する事。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、高等教育局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

（大学振興課の所掌事務）

第46条 大学振興課は、次に掲げる事務（第二号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事務にあっては、スポーツ・青少年局並びに専門教育課及び医学教育課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 大学の組織及び運営に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（医学教育課及び国立大学法人支援課の所掌に属するものを除く。）。

二 前号に掲げるもののほか、大学における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

三 大学における教育のための補助に関すること。

四 大学における教育の基準の設定に関すること。

五 大学の入学者の選抜及び学位の授与に関すること。

六 地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

七 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

八 公立大学法人に関すること。

（専門教育課の所掌事務）

第47条 専門教育課は、次に掲げる事務（第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号及び第九号に掲げる事務にあっては、スポーツ・青少年局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 大学における学術の各分野における専門的な学識又は実践的な能力を培うことを目的とする教育（医学、歯学及び薬学に関する教育、医療技術者の養成のための教育並びに社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための教育（次条において「医学等に関する教育」という。）並びに教育職員の養成のための教育を除く。）及び情報教育（以下この条において「専門教育等」と総称する。）の振興（組織及び運営に係るものを除く。）並びに高等専門学校における教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

二 大学における専門教育等及び高等専門学校における教育のための補助に関すること。

三 大学における専門教育等及び高等専門学校における教育の基準の設定に関すること。

四 高等専門学校の設置、廃止、設置者の変更その他の事項の認可に関すること。

五 高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校（次条第五号に規定するものを除く。第八号及び第九号において同じ。）における教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること。

六 国立高等専門学校における教育に関すること。

七 大学（放送大学を除く。）及び高等専門学校における通信教育及び視聴覚教育に関すること。

八 地方公共団体の機関、大学、高等専門学校その他の関係機関に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

九 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における専門教育等及び高等専門学校における教育並びに高等学校卒業程度を入学資格とする専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

十 独立行政法人国立高等専門学校機構の組織及び運営一般に関すること。

（医学教育課の所掌事務）

第48条 医学教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 大学における医学等に関する教育の振興（組織及び運営に係るものを除く。）に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 大学の附属病院の組織及び運営に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 三 大学における医学等に関する教育のための補助に関すること。
- 四 大学における医学等に関する教育の基準の設定に関すること。
- 五 附属専修学校等における医療技術者等養成教育の振興（教育内容に係るものに限る。）に関する援助及び助言に関すること。
- 六 附属専修学校等における医療技術者等養成教育の基準の設定に関すること。
- 七 医療技術者又は社会福祉に関する専門的知識及び技術を有する者の養成のための大学並びにこれに附属する専修学校及び各種学校の指定に関すること。
- 八 看護師等の人材確保の促進に関する法律第三条の基本指針のうち同条第2項第二号に掲げる事項に関すること。
- 九 地方公共団体の機関、大学その他の関係機関に対し、大学における医学等に関する教育及び附属専修学校等における医療技術者等養成教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 十 教育関係職員その他の関係者に対し、大学における医学等に関する教育及び附属専修学校等における医療技術者等養成教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

（学生・留学生課の所掌事務）

第49条 学生・留学生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 学生及び生徒の奨学に関すること。
- 二 学生の厚生及び補導に関すること。
- 三 外国人留学生の受入れの連絡及び教育並びに海外への留学生の派遣に関すること。
- 四 政府開発援助のうち外国人留学生に係る技術協力に関すること（外交政策に係るものを除く。）。

（国立大学法人支援課の所掌事務）

第50条 国立大学法人支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国立大学における教育及び研究（国立大学附置の研究所及び国立大学の附属図書館におけるものを除く。）に関すること（スポーツ・青少年局及び他課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国立大学法人評価委員会の庶務（大学共同利用機関法人分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 三 国立大学法人の組織及び運営一般に関すること。
- 四 独立行政法人国立大学財務・経営センターの組織及び運営一般に関すること。

（私学行政課の所掌事務）

第51条 私学行政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 私学部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 私立学校に関する行政の制度の企画及び立案並びにこれらの行政の組織及び一般的運営に関する指導、助言及び勧告に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 三 文部科学大臣が所轄庁である学校法人についての認可及び認定に関すること。
- 四 私立学校教職員の共済制度に関すること。
- 五 大学設置・学校法人審議会学校法人分科会の庶務に関すること。
- 六 前各号に掲げるもののほか、私学部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(私学助成課の所掌事務)

第52条 私学助成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 私立学校教育の振興のための学校法人その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成に関すること（他局及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

二 日本私立学校振興・共済事業団の組織及び運営一般に関すること。

(参事官の職務)

第53条 参事官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文部科学大臣が所轄庁である学校法人の経営（放送大学学園に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。

二 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第12条第四号の勧告及び第14条第1項の基準に関すること。

第5目 科学技術・学術政策局

(科学技術・学術政策局に置く課)

第54条 科学技術・学術政策局に、次の五課を置く。

政策課

企画評価課

人材政策課

研究開発基盤課

産業連携・地域支援課

(政策課の所掌事務)

第55条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 科学技術・学術政策局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（研究振興局及び研究開発局並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

三 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（研究振興局及び研究開発局並びに人材政策課及び産業連携・地域支援課の所掌に属するものを除く。）。

四 科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること（研究振興局及び研究開発局並びに人材政策課の所掌に属するものを除く。）。

五 学術の振興に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

六 科学技術に関する研究開発に係る国際交流の助成に関すること。

七 文部科学省の所掌事務に係る国際交流に関する事務のうち科学技術に係るものの総括に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

八 資源の総合的利用に関すること（他の府省の所掌に属するものを除く。）。

九 学術の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。

十 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち科学技術及び学術に係るものに関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

十一 科学技術・学術審議会の庶務（研究計画・評価分科会、海洋開発分科会、測地学分科会及び技術士分科会に係るものを除く。）に関すること。

十二 科学技術・学術政策研究所の組織及び運営一般に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、科学技術・学術政策局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(企画評価課の所掌事務)

第56条 企画評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 科学技術に関する制度一般に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 科学技術に関する研究開発の評価一般に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 三 科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 四 科学技術及び学術に関する内外の動向の調査及び分析に関すること。
- 五 科学技術及び学術に関する統計の作成に関すること。
- 六 科学技術の振興に関する年次報告に関すること。
- 七 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 八 独立行政法人評価委員会科学技術・学術分科会の庶務に関すること。

(人材政策課の所掌事務)

第57条 人材政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 科学技術に関する研究者及び技術者に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 科学技術に関する研究者及び技術者に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 三 科学技術に関する研究者及び技術者に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 四 研究者の養成及び資質の向上に関すること（研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 五 技術者の養成及び資質の向上に関すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限るものとし、研究開発局の所掌に属するものを除く。）。
- 六 技術士に関すること。
- 七 科学技術に関する知識の普及並びに国民の関心及び理解の増進に関すること。
- 八 独立行政法人科学技術振興機構の組織及び運営一般に関すること。

(研究開発基盤課の所掌事務)

第58条 研究開発基盤課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）その他の科学技術に関する研究開発の基盤の整備に関すること（研究振興局及び産業連携・地域支援課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 科学技術に関する研究開発に係る交流の助成に関すること（政策課及び産業連携・地域支援課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発に係る交流（国際交流を除く。）に関する事務の総括に関すること。
- 四 基盤的研究開発に関すること（研究振興局及び研究開発局の所掌に属するものを除く。）。

五 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発を効果的かつ効率的に行うために必要な人的及び技術的援助一般に関すること。

六 放射線の利用に関する研究開発に関すること（研究振興局の所掌に属するものを除く。）。

七 放射性同位元素の利用の推進に関すること。

（産業連携・地域支援課の所掌事務）

第59条 産業連携・地域支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 科学技術に関する研究開発の成果の普及及び成果の活用の促進に関すること。

二 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律の施行に関すること。

三 発明及び実用新案の実施化の推進に関すること。

四 地域の振興に資する見地からする科学技術の振興であって文部科学省の所掌事務に係るものに関すること。

五 科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関する事務のうち筑波研究学園都市に係るものに関すること。

第60条 削除

第6目 研究振興局

（研究振興局に置く課等）

第61条 研究振興局に、次の5課及び参事官2人を置く。

振興企画課

基礎研究振興課

学術機関課

学術研究助成課

ライフサイエンス課

（振興企画課の所掌事務）

第62条 振興企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 研究振興局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策（研究開発の評価一般に関するものを除く。）の企画及び立案並びに推進に関すること（研究開発局並びにライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

三 科学技術に関する各分野の研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること（研究開発局並びにライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

四 科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（研究開発局並びにライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

五 科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること（研究開発局並びにライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

六 学術の振興に関すること（高等教育局及び科学技術・学術政策局並びに学術機関課、学術研究助成課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。

七 大学、高等専門学校、研究機関その他の関係機関に対し、学術に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

- 八 研究者その他の関係者に対し、学術に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九 発明及び実用新案の奨励に関すること。
- 十 文部科学省の所掌事務に係る科学技術に関する研究開発であって公募によるものの実施の調整に関すること。
- 十一 日本学士院の組織及び運営一般に関すること。
- 十二 独立行政法人日本学術振興会の組織及び運営一般に関すること。
- 十三 前各号に掲げるもののほか、研究振興局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
(基礎研究振興課の所掌事務)

第 63 条 基礎研究振興課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 科学技術に関する基礎研究に関すること。
- 二 科学技術に関する研究開発の推進のための環境の整備に関すること（科学技術・学術政策局及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 三 基盤的研究開発に関する事務のうち素粒子科学技術及び原子核科学技術に係るものに関すること。
- 四 独立行政法人理化学研究所の行う科学技術に関する試験及び研究（基盤的研究開発を除く。）に関すること。
- 五 大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する分子科学に係る大学共同利用機関及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構が設置する大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。
- 六 独立行政法人理化学研究所の組織及び運営一般に関すること。

第 64 条 削除

(学術機関課の所掌事務)

第 65 条 学術機関課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 学術に関する研究機関の研究体制の整備に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 学術に関する研究機関の活動に関する情報資料の収集、保存及び活用に関すること。
- 三 学術に関する研究設備に関すること。
- 四 国立大学附置の研究所及び大学共同利用機関における教育及び研究に関すること（研究開発局並びに基礎研究振興課、ライフサイエンス課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 五 国立大学法人評価委員会大学共同利用機関法人分科会の庶務に関すること。
- 六 大学共同利用機関法人の組織及び運営一般に関すること。

(学術研究助成課の所掌事務)

第 66 条 学術研究助成課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 学術の振興のための助成に関すること。
- 二 学術用語の制定及び普及に関すること。
- 三 学会に対する援助及び助言に関すること。

第 67 条 削除

(ライフサイエンス課の所掌事務)

第 68 条 ライフサイエンス課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ライフサイエンス並びに健康の増進、日常生活の向上及び人命の安全の確保に関する科学技術（以下この条において「ライフサイエンス等」という。）に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

- 二 ライフサイエンス等に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。
- 三 ライフサイエンス等に関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四 ライフサイエンス等に関する研究開発に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 五 科学技術に関する研究開発が経済社会及び国民生活に及ぼす影響に関し、評価を行うことその他の措置に関する事務のうち、ライフサイエンスに関する研究開発に関する安全の確保及び生命倫理に係るものに関すること。
- 六 基盤的研究開発に関する事務のうちライフサイエンス等に係るものに関すること。
- 七 放射線の医学的利用に関する研究開発に関すること。
- 八 大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する基礎生物学に係る大学共同利用機関及び生理学に係る大学共同利用機関並びに大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が設置する遺伝学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。
- 九 独立行政法人放射線医学総合研究所の組織及び運営一般に関すること。

(参事官の職務)

第 69 条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

- 一 情報科学技術及び物質・材料科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 情報科学技術及び物質・材料科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。
- 三 情報科学技術及び物質・材料科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四 情報科学技術及び物質・材料科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 五 研究開発に必要な施設及び設備（関係行政機関に重複して設置することが多額の経費を要するため適当でないと認められるものに限る。）の整備（共用に供することを含む。）に関する事務のうち情報システムに係るものに関すること。
- 六 科学技術に関する研究開発及び学術に関する情報処理の高度化及び情報の流通の促進に関すること。
- 七 大学の附属図書館その他の学術に関する図書施設に関すること。
- 八 基盤的研究開発に関する事務のうち情報科学技術及び物質・材料科学技術に係るものに関すること。
- 九 国立大学の附属図書館並びに大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が設置する統計学及び数理科学に係る大学共同利用機関並びに情報学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。
- 十 独立行政法人物質・材料研究機構の組織及び運営一般に関すること。

第 7 目 研究開発局

(研究開発局に置く課等)

第 70 条 研究開発局に、次の六課及び参事官 1 人を置く。

開発企画課

地震・防災研究課

海洋地球課

環境エネルギー課

宇宙開発利用課

原子力課

(開発企画課の所掌事務)

第71条 開発企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 研究開発局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 文部科学省の所掌事務に係る研究開発施設の設置及び運転の円滑化に関すること（原子力課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 文部科学省の所掌事務に係る大規模な技術開発に共通する事項に関する企画及び立案に関すること。
- 四 文部科学省の所掌事務に係る原子力の平和的利用の確保に関すること。
- 五 電源開発促進勘定の経理に関すること。
- 六 電源開発促進勘定に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、研究開発局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(地震・防災研究課の所掌事務)

第72条 地震・防災研究課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地震及び火山に関する調査研究並びに防災科学技術に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 地震及び火山に関する調査研究並びに防災科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。
- 三 地震及び火山に関する調査研究並びに防災科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四 地震及び火山に関する調査研究並びに防災科学技術に関する研究開発に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 五 基盤的研究開発に関する事務のうち地震及び火山に関する調査研究並びに防災科学技術に係るものに関すること。
- 六 科学技術・学術審議会測地学分科会の庶務に関すること。
- 七 独立行政法人防災科学技術研究所の組織及び運営一般に関すること。

(海洋地球課の所掌事務)

第73条 海洋地球課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 海洋科学技術及び地球科学技術（以下この条において「海洋科学技術等」という。）に関する研究開発に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
- 二 海洋科学技術等に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。
- 三 海洋科学技術等に関する研究開発に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 四 南極地域観測に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
- 五 海洋科学技術等に関する研究開発に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。
- 六 基盤的研究開発に関する事務のうち海洋科学技術等に係るものに関すること。

七 大学共同利用機関法人情報・システム研究機構が設置する極地に関する科学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。

八 独立行政法人海洋研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(環境エネルギー課の所掌事務)

第74条 環境エネルギー課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 環境科学技術及びエネルギー科学技術（以下この条において「環境科学技術等」という。）に関する研究開発並びに核融合に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 環境科学技術等及び核融合に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。

三 環境科学技術等に関する研究開発及び核融合に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四 環境科学技術等に関する研究開発及び核融合に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

五 基盤的研究開発に関する事務のうち環境科学技術等及び核融合に係るものに関すること。

六 原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのもののうち核融合に係るものに関すること。

七 原子力政策のうち科学技術に関するもののうち、核融合に係るものに関すること。

八 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち核融合に係るものに関すること。

九 大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する核融合に関する科学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。

(宇宙開発利用課の所掌事務)

第75条 宇宙開発利用課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 航空科学技術に関する研究開発及び宇宙の開発に係る科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 航空科学技術に関する研究開発及び宇宙の開発に係る科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること。

三 航空科学技術に関する研究開発及び宇宙の開発に係る科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

四 航空科学技術に関する研究開発及び宇宙の開発に係る科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること。

五 基盤的研究開発に関する事務のうち航空科学技術及び宇宙の開発に係る科学技術に係るものに関すること。

六 宇宙の開発に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。

七 宇宙の利用の推進に関する事務のうち科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること。

八 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち宇宙の利用の推進に係るものに関すること。

九 大学共同利用機関法人自然科学研究機構が設置する天文学に係る大学共同利用機関における教育及び研究に関すること。

十 独立行政法人宇宙航空研究開発機構における学術研究及び教育に関すること。

十一 独立行政法人宇宙航空研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。

(原子力課の所掌事務)

第76条 原子力課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 原子力に関する科学技術に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 原子力に関する科学技術に関する研究開発に関する計画の作成及び推進に関すること（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 原子力に関する科学技術に関する関係行政機関の事務の調整に関すること（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 原子力に関する科学技術に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関すること（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 基盤的研究開発に関する事務のうち原子力に関する科学技術（量子の研究に係るものを除く。）に係るものに関すること（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）。
- 六 文部科学省の所掌事務に係る研究開発施設の設置及び運転の円滑化に関する事務のうち原子力に係るものに関すること。
- 七 原子力に関する技術開発で科学技術の水準の向上を図るためのものに関すること（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）。
- 八 原子力政策のうち科学技術に関するものに関すること（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）。
- 九 原子力に関する関係行政機関の試験及び研究に係る経費その他これに類する経費の配分計画に関すること。
- 十 原子力に関する研究者の養成及び資質の向上に関すること。
- 十一 原子力に関する技術者の養成及び資質の向上に関すること（文部科学省に置かれる試験研究機関及び文部科学大臣が所管する法人において行うものに限る。）。
- 十二 文部科学省の所掌事務に係る国際協力に関する事務のうち原子力に係るものに関すること（環境エネルギー課の所掌に属するものを除く。）。
- 十三 独立行政法人日本原子力研究開発機構の組織及び運営一般に関すること。
（参事官の職務）

第77条 参事官は、原子力損害の賠償に関する事務をつかさどる。

第8目 スポーツ・青少年局

（スポーツ・青少年局に置く課等）

第78条 スポーツ・青少年局に、次の五課及び参事官2人（うち1人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

スポーツ・青少年企画課

スポーツ振興課

競技スポーツ課

学校健康教育課

青少年課

（スポーツ・青少年企画課の所掌事務）

第79条 スポーツ・青少年企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 スポーツ・青少年局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 スポーツの振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。

- 三 スポーツのための助成に関すること（スポーツ振興課及び参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 四 公立及び私立のスポーツ施設の整備（公立の学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）に関する指導及び助言に関すること。
- 五 公立のスポーツ施設の整備（学校の体育施設の災害復旧に係るものを除く。）のための補助に関すること。
- 六 私立学校教育の振興のための学校法人（放送大学学園を除く。）その他の私立学校の設置者、地方公共団体及び関係団体に対する助成（体育施設の整備に係るものに限る。）に関すること。
- 七 スポーツ振興投票に関すること。
- 八 中央教育審議会スポーツ・青少年分科会の庶務に関すること。
- 九 独立行政法人評価委員会スポーツ・青少年分科会の庶務に関すること。
- 十 独立行政法人日本スポーツ振興センターの組織及び運営一般に関すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、スポーツ・青少年局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（スポーツ振興課の所掌事務）

第80条 スポーツ振興課は、次に掲げる事務（第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる事務にあっては、競技スポーツ課及び参事官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 スポーツの振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 スポーツのための補助に関すること。
- 三 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業に関すること。
- 四 スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 五 体力の保持及び増進の推進に関すること（参事官の所掌に属するものを除く。）。
- 六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 七 スポーツの指導者その他の関係者に対し、スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

（競技スポーツ課の所掌事務）

第81条 競技スポーツ課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 スポーツに関する競技水準の向上に関すること（国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 二 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業のうち、オリンピック競技大会、国民体育大会その他の国際的又は全国的な競技水準において行われるものに関すること。

（学校健康教育課の所掌事務）

第82条 学校健康教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学省の所掌事務に係る健康教育の振興に関する基本的な施策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 二 学校保健、学校安全、学校給食及び災害共済給付に関すること。
- 三 公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関すること。

（青少年課の所掌事務）

第83条 青少年課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 青少年教育の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。

- 二 青少年教育のための補助に関すること。
- 三 青少年教育に関する施設において行う青少年の団体宿泊訓練に関すること。
- 四 公立及び私立の青少年教育施設の整備に関する指導及び助言に関すること。
- 五 公立の青少年教育施設の整備のための補助に関すること。
- 六 文部科学省の所掌事務に係る青少年の健全な育成に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関すること。
- 七 青少年の健全な育成の推進（内閣府の所掌に属するものを除く。）のために必要な調査及び研究並びに情報及び資料の収集及び提供に関すること。
- 八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九 教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、青少年教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

（参事官の職務）

第84条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務（第一号、第二号、第四号、第五号、第八号及び第九号に掲げる事務にあつては、競技スポーツ課の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

- 一 青少年スポーツ（学校における体育を含む。以下この条において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 青少年スポーツのための補助に関すること。
- 三 学校における体育の基準（初等中等教育の教材に係るものを除く。）の設定に関すること。
- 四 国際的又は全国的な規模において行われるスポーツ事業（青少年スポーツに係るものに限る。）に関すること。
- 五 青少年スポーツの振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るもの及び国際統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 六 青少年の健全な育成の推進に関すること（内閣府及び青少年課の所掌に属するものを除く。）。
- 七 青少年の体力の保持及び増進の推進に関すること。
- 八 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、青少年スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九 教育関係職員、スポーツの指導者その他の関係者に対し、青少年スポーツに係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。

第3節 審議会等

（設置）

第85条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。

中央教育審議会

教科用図書検定調査審議会

大学設置・学校法人審議会

（中央教育審議会）

第86条 中央教育審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文部科学大臣の諮問に応じて次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項（第三号に規定するものを除く。）

ロ スポーツの振興に関する重要事項

二 前号イ及びロに掲げる重要事項に関し、文部科学大臣に意見を述べること。

三 文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議すること。

四 前号に規定する重要事項に関し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること。

五 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）、理科教育振興法（昭和28年法律第186号）第9条第1項、産業教育振興法（昭和26年法律第228号）、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）、学校教育法、社会教育法（昭和24年法律第207号）、スポーツ基本法（平成23年法律第七十八号）、スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第六十三号）第31条第3項及び独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成14年法律第162号）第21条第2項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理すること。

六 理科教育振興法施行令（昭和29年政令第311号）第2条第2項、産業教育振興法施行令（昭和27年政令第405号）第2条第3項及び学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第23条の2第3項の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2 前項に定めるもののほか、中央教育審議会に関し必要な事項については、中央教育審議会令（平成12年政令第280号）の定めるところによる。

（教科用図書検定調査審議会）

第87条 教科用図書検定調査審議会は、学校教育法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、教科用図書検定調査審議会に関し必要な事項については、教科用図書検定調査審議会令（昭和25年政令第140号）の定めるところによる。

（大学設置・学校法人審議会）

第88条 大学設置・学校法人審議会は、学校教育法、私立学校法（昭和24年法律第270号）及び私立学校振興助成法の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

2 前項に定めるもののほか、大学設置・学校法人審議会に関し必要な事項については、大学設置・学校法人審議会令（昭和62年政令第三百二号）の定めるところによる。

第4節 施設等機関

（設置）

第89条 文部科学大臣の所轄の下に、本省に、国立教育政策研究所を置く。

2 前項に定めるもののほか、本省に、科学技術・学術政策研究所を置く。

（国立教育政策研究所）

第90条 国立教育政策研究所は、教育に関する政策に係る基礎的な事項の調査及び研究に関する事務をつかさどる。

2 国立教育政策研究所に、評議員会を置く。

3 評議員会は、国立教育政策研究所の事業計画、経費の見積り、人事その他の運営及び管理に関する重要事項について、国立教育政策研究所の長に助言する。

4 評議員会の組織及び運営については、国立教育政策研究所評議員会令（昭和40年政令第216号）の定めるところによる。

5 国立教育政策研究所の位置及び内部組織は、文部科学省令で定める。

(科学技術・学術政策研究所)

第91条 科学技術・学術政策研究所は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 科学技術に関する基本的な政策に関する基礎的な事項を調査し、及び研究すること。
 - 二 学術の振興に関する基本的な政策に関する基礎的な事項を調査し、及び研究すること。
 - 三 資源の総合的利用に関する基礎的な事項を調査し、及び研究すること。
 - 四 文部科学省の所掌事務に係る科学技術及び学術に関し必要な図書の保存及び利用に関すること。
- 2 科学技術・学術政策研究所の位置及び内部組織は、文部科学省令で定める。

第92条 削除

第2章 文化庁

第1節 特別な職

(次長)

第93条 文化庁に、次長1人を置く。

第2節 内部部局

第1款 長官官房及び部の設置等

(長官官房及び部の設置)

第94条 文化庁に、長官官房及び次の2部を置く。

文化部

文化財部

(長官官房の所掌事務)

第95条 長官官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 二 文化庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 三 機密に関すること。
- 四 長官の官印及び庁印の保管に関すること。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 六 法令案その他の公文書類の審査に関すること。
- 七 文化庁の保有する情報の公開に関すること。
- 八 文化庁の保有する個人情報の保護に関すること。
- 九 文化庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 十 広報に関すること。
- 十一 文化庁の機構及び定員に関すること。
- 十二 文化庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 十三 文化庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。
- 十四 東日本大震災復興特別会計の経理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。
- 十五 東日本大震災復興特別会計に属する行政財産及び物品の管理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

- 十六 文化庁の行政の考査に関すること。
- 十七 文化の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 十八 地域における文化の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。
- 十九 文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。
- 二十 文化庁の所掌事務に係る国際協力に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。
- 二十一 著作者の権利、出版権及び著作隣接権（以下「著作権等」という。）の保護及び利用に関すること。
- 二十二 文化庁の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二十三 文化審議会の庶務（国語分科会、文化財分科会及び文化功労者選考分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 二十四 独立行政法人評価委員会文化分科会の庶務に関すること。
- 二十五 前各号に掲げるもののほか、文化庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（文化部の所掌事務）

第96条 文化部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化（文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項に規定する文化財をいう。以下同じ。）に係る事項及び著作権等に係る事項を除く。以下この条及び第104条において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 二 文化の振興のための助成に関すること。
- 三 劇場、音楽堂その他の文化施設に関すること（文化財部の所掌に属するものを除く。）。
- 四 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。
- 五 文化の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 六 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、文化及び宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 七 教育関係職員その他の関係者に対し、文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 八 国語の改善及びその普及に関すること。
- 九 外国人に対する日本語教育に関すること（外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。）。
- 十 アイヌ文化の振興に関すること（アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関することに限る。）。
- 十一 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関すること。
- 十二 独立行政法人日本芸術文化振興会の組織及び運営一般に関すること。
（文化財部の所掌事務）

第97条 文化財部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化財の保存及び活用に関すること。
- 二 アイヌ文化の振興に関すること（文化部の所掌に属するものを除く。）。

三 文化施設のうち美術館（独立行政法人国立美術館が設置するものを除く。）及び歴史に関する博物館に関すること。

（審議官及び文化財鑑査官）

第98条 長官官房に審議官1人を、文化財部に文化財鑑査官1人を置く。

2 審議官は、命を受けて、著作権等に関する重要事項その他の文化庁の所掌事務に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。

3 文化財鑑査官は、命を受けて、文化財部の所掌事務のうち文化財に関する専門的、技術的な重要事項に係るものを総括整理する。

第2款 課の設置等

第1目 長官官房

（長官官房に置く課）

第99条 長官官房に、次の3課を置く。

政策課

著作権課

国際課

（政策課の所掌事務）

第100条 政策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 文化庁の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

二 文化庁の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

三 表彰及び儀式に関すること。

四 恩給に関する連絡事務に関すること。

五 機密に関すること。

六 長官の官印及び庁印の保管に関すること。

七 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

八 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。

九 文化庁の保有する情報の公開に関すること。

十 文化庁の保有する個人情報の保護に関すること。

十一 文化庁の所掌事務に関する総合調整に関すること。

十二 広報に関すること。

十三 文化庁の機構及び定員に関すること。

十四 文化庁の事務能率の増進に関すること。

十五 文化庁の所掌事務に関する官報掲載に関すること。

十六 文化庁の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

十七 文化庁所属の行政財産及び物品の管理に関すること。

十八 東日本大震災復興特別会計の経理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

十九 東日本大震災復興特別会計に属する行政財産及び物品の管理のうち文化庁の所掌に係るものに関すること。

二十 文化庁の職員に貸与する宿舍に関すること。

- 二十一 庁内の管理に関すること。
- 二十二 文化庁の行政の考査に関すること。
- 二十三 文化の振興に関する基本的な政策の企画及び立案に関すること。
- 二十四 地域における文化の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。
- 二十五 文化庁の情報システムの整備及び管理に関すること。
- 二十六 文化審議会の庶務（国語分科会、著作権分科会、文化財分科会及び文化功労者選考分科会に係るものを除く。）に関すること。
- 二十七 独立行政法人評価委員会文化分科会の庶務に関すること。
- 二十八 前各号に掲げるもののほか、文化庁の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。
（著作権課の所掌事務）

第 101 条 著作権課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 著作権等の保護及び利用に関すること（国際課の所掌に属するものを除く。）。
- 二 文化審議会著作権分科会の庶務に関すること。
（国際課の所掌事務）

第 102 条 国際課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化庁の所掌に係る国際文化交流の振興に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。
- 二 文化庁の所掌事務に係る国際協力に関すること（文化部及び文化財部の所掌に属するものを除く。）。
- 三 著作権等に関する条約に関する事務を処理すること。

第 2 目 文化部

（文化部に置く課）

第 103 条 文化部に、次の 3 課を置く。

- 芸術文化課
- 国語課
- 宗務課

（芸術文化課の所掌事務）

第 104 条 芸術文化課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化部の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 二 文化の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。
- 三 文化の振興のための助成に関すること。
- 四 劇場、音楽堂その他の文化施設に関すること（文化財部の所掌に属するものを除く。）。
- 五 文化に関する展示会、講習会その他の催しを主催すること。
- 六 文化の振興に係る国際文化交流の振興に関すること（外交政策に係るものを除く。）。
- 七 地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 八 教育関係職員その他の関係者に対し、文化に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと。
- 九 独立行政法人日本芸術文化振興会の組織及び運営一般に関すること。

十 前各号に掲げるもののほか、文化部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(国語課の所掌事務)

第105条 国語課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国語の改善及びその普及に関する事。
- 二 外国人に対する日本語教育に関する事(外交政策に係るもの並びに初等中等教育局及び高等教育局の所掌に属するものを除く。)
- 三 アイヌ文化の振興に関する事(アイヌ語の継承並びにアイヌ語に関する知識の普及及び啓発に関する事に限る。)

(宗務課の所掌事務)

第106条 宗務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 宗教法人の規則、規則の変更、合併及び任意解散の認証並びに宗教に関する情報資料の収集及び宗教団体との連絡に関する事。
- 二 都道府県知事に対し、宗教に係る専門的、技術的な指導及び助言を行う事。

第3目 文化財部

(文化財部に置く課等)

第107条 文化財部に、次の3課及び参事官1人を置く。

伝統文化課

美術学芸課

記念物課

(伝統文化課の所掌事務)

第108条 伝統文化課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 文化財部の所掌事務に関する総合調整に関する事。
- 二 文化財の保存及び活用に関する総合的な政策の企画及び立案に関する事。
- 三 文化財についての補助及び損失補償に関する事。
- 四 無形文化財、民俗文化財及び文化財の保存技術の保存及び活用に関する事。
- 五 アイヌ文化の振興に関する事(文化部の所掌に属するものを除く。)
- 六 文化審議会文化財分科会の庶務に関する事。
- 七 前各号に掲げるもののほか、文化財部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(美術学芸課の所掌事務)

第109条 美術学芸課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 建造物以外の有形文化財の保存及び活用に関する事(伝統文化課の所掌に属するものを除く。)
- 二 文化施設のうち美術館(独立行政法人国立美術館が設置するものを除く。)及び歴史に関する博物館に関する事。
- 三 独立行政法人国立文化財機構の組織及び運営一般に関する事。

(記念物課の所掌事務)

第110条 記念物課は、次に掲げる事務(伝統文化課の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

- 一 記念物及び文化的景観の保存及び活用に関する事。
- 二 埋蔵文化財の保護に関する事。

(参事官の職務)

第 111 条 参事官は、次に掲げる事務（伝統文化課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

- 一 建造物である有形文化財の保存及び活用に関すること。
- 二 伝統的建造物群保存地区の保存及び活用に関すること。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日（平成 13 年 1 月 6 日）から施行する。

（初等中等教育局の所掌事務の特例）

2 初等中等教育局は、第 5 条各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の職業に関する教科の教科用図書の編修及び改訂に関すること。
- 二 特別支援学校の教科用図書の編修及び改訂に関すること。
- 三 中学校における通信教育に関すること。
- 四 児童自立支援施設の教科に関する事項の勧告に関すること。

（初等中等教育局初等中等教育企画課の所掌事務の特例）

3 初等中等教育局初等中等教育企画課は、第 34 条各号に掲げる事務のほか、当分の間、前項第三号に掲げる事務をつかさどる。

（初等中等教育局教育課程課の所掌事務の特例）

4 初等中等教育局教育課程課は、第 36 条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第 2 項第四号に掲げる事務をつかさどる。

（初等中等教育局児童生徒課の所掌事務の特例）

5 初等中等教育局児童生徒課は、第 37 条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第 2 項第一号に掲げる事務をつかさどる。

（初等中等教育局特別支援教育課の所掌事務の特例）

6 初等中等教育局特別支援教育課は、第 39 条各号に掲げる事務のほか、当分の間、附則第 2 項第二号に掲げる事務をつかさどる。

（研究開発局参事官の設置期間の特例）

7 第 70 条の参事官は、平成 26 年 3 月 31 日まで置かれるものとする。

附 則 （平成 12 年 6 月 7 日政令第 333 号） 抄

（施行期日）

1 この政令（第 1 条を除く。）は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 12 年 12 月 8 日政令第 506 号）

この政令は、国立教育会館の解散に関する法律の施行の日（平成 13 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則 （平成 13 年 3 月 30 日政令第 92 号）

この政令は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 14 年 1 月 17 日政令第 4 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律の施行の日（平成 14 年 3 月 1 日）から施行する。

附 則 （平成 15 年 3 月 26 日政令第 74 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 3 月 28 日政令第 98 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 4 月 1 日政令第 174 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 15 年 8 月 8 日政令第 356 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 8 月 8 日政令第 367 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第 5 条から第 14 条までの規定は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 8 月 8 日政令第 368 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第 14 条から第 38 条までの規定は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 8 月 8 日政令第 369 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第 6 条から第 25 条までの規定は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 8 月 8 日政令第 370 号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第5条から第15条までの規定は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 （平成15年9月25日政令第439号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第5条から第17条までの規定は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 （平成15年9月25日政令第440号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第5条から第16条までの規定は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 （平成15年9月25日政令第441号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 （平成15年12月25日政令第551号） 抄

この政令は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則 （平成16年3月5日政令第32号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第13条から第24条までの規定は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 （平成16年4月1日政令第128号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成16年12月27日政令第422号）

この政令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 （平成17年4月1日政令第115号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成17年5月27日政令第192号） 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成17年6月1日。附則第4条において「施行日」という。）から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この政令の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年6月24日政令第224号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第7条から第38条までの規定は、平成17年10月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月30日政令第94号)

この政令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日政令第151号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年6月21日政令第220号)

この政令は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月22日政令第55号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成19年4月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第3条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月26日政令第59号) 抄

(施行期日)

1 この政令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日政令第110号) 抄

この政令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月31日政令第124号) 抄

(施行期日等)

第1条 この政令は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度の予算から適用する。

附 則（平成19年12月12日政令第363号） 抄

この政令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成19年12月26日）から施行する。

附 則（平成21年3月6日政令第30号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号）附則第1条第三号に掲げる規定の施行の日（平成21年4月1日）から施行する。

附 則（平成21年3月25日政令第五三号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日政令第69号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日政令第111号） 抄

第1条 この政令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月26日政令第165号）

この政令は、平成21年7月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日政令第87号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年4月1日政令第112号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月31日政令第67号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月27日政令第232号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、法の施行の日（平成 23 年 8 月 24 日）から施行する。

附 則 （平成 23 年 11 月 28 日政令第 350 号） 抄
（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 24 年 3 月 31 日政令第 99 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 24 年 7 月 11 日政令第 187 号）

この政令は、内閣府設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成 24 年 7 月 12 日）から施行する。

附 則 （平成 24 年 9 月 14 日政令第 235 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成 24 年 9 月 19 日）から施行する。
（罰則に関する経過措置）

第 3 条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成 25 年 3 月 29 日政令第 104 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
（罰則に関する経過措置）

第 3 条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成 25 年 6 月 26 日政令第 189 号） 抄
（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

〔昭和31年6月30日 法律第162号〕
〔最近改正〕
〔平成25年6月1日 法律第44号〕

(最終改正までの未施行法令)

平成24年8月22日法律第67号 (未施行)

第1章 総則 (第1条・第1条の2)

第2章 教育委員会の設置及び組織

第1節 教育委員会の設置、委員及び会議 (第2条—第15条)

第2節 教育長及び事務局 (第16条—第22条)

第3章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限 (第23条—第29条)

第4章 教育機関

第1節 通則 (第30条—第36条)

第2節 市町村立学校の教職員 (第37条—第47条の4)

第3節 学校運営協議会 (第47条の5)

第5章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等 (第48条—第55条の2)

第6章 雑則 (第56条—第63条)

附則

第1章 総則

(この法律の趣旨)

第1条 この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

(基本理念)

第1条の2 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成18年法律第120号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、委員及び会議

（設置）

第2条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

（組織）

第3条 教育委員会は、5人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては6人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては3人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

一 破産者で復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

3 委員の任命については、そのうち委員の定数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

4 地方公共団体の長は、第1項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人という。第47条の5第2項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(兼職禁止)

第6条 委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

(罷免)

第7条 地方公共団体の長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、これを罷免することができる。

2 地方公共団体の長は、委員のうちその定数の2分の1から1を減じた数（その数に1人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数）の者が既に所属している政党に新たに所属するに至った委員があるときは、その委員を直ちに罷免するものとする。

3 地方公共団体の長は、委員のうちその定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなった場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に所属する委員の数が委員の定数の2分の1から1を減じた数（その数に1人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数）になるように、当該地方公共団体の議会の同意を得て、委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係について異動のなかつた委員を罷免することはできない。

4 委員は、前3項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

(解職請求)

第8条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第86条第2項、第3項及び第4項前段、第87条並びに第88条第2項の規定は、前項の規定による委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第87条第1項中「前条第1項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育委員会の委員」と、同法第88条第2項中「第86条第1項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による教育委員会の委員の解職の請求」と読み替えるものとする。

（失職）

第9条 委員は、前条第2項において準用する地方自治法第87条の規定によりその職を失う場合のほか、次の各号の一に該当する場合には、その職を失う。

- 一 第4条第2項各号の一に該当するに至った場合
- 二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた場合

2 地方自治法第143条第1項後段及び第2項の規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。

（辞職）

第10条 委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

（服務等）

第11条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 委員又は委員であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定がある場合を除き、これを拒むことができない。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

6 委員は、その職務の遂行に当たっては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第1条の2に規定する基本理念に則して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

(委員長)

第12条 教育委員会は、委員（第16条第2項の規定により教育長に任命された委員を除く。）のうちから、委員長を選挙しなければならない。

2 委員長の任期は、1年とする。ただし、再選されることができる。

3 委員長は、教育委員会の会議を主宰し、教育委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

(会議)

第13条 教育委員会の会議は、委員長が招集する。

2 教育委員会は、委員長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第5項の規定による除斥のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

3 教育委員会の会議の議事は、第6項ただし書の発議に係るものを除き、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 前2項の規定による会議若しくは議事又は第6項ただし書の発議に係る議事の定足数については、委員長は、委員として計算するものとする。

5 教育委員会の委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

6 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。

7 前項ただし書の委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。

(教育委員会規則の制定等)

第14条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会の議事運営)

第15条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第2節 教育長及び事務局

(教育長)

第16条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、第6条の規定にかかわらず、当該教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する。

3 教育長は、委員としての任期中在任するものとする。ただし、地方公務員法第27条、第28条及び第29条の規定の適用を妨げない。

4 教育長は、委員の職を辞し、失い、又は罷免された場合においては、当然に、その職を失うものとする。

(教育長の職務)

第17条 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。

3 教育長は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件についての議事が行われる場合においては、前項の規定にかかわらず、教育委員会の会議に出席することができない。ただし、委員として第13条第5項ただし書の規定の適用があるものとする。

(事務局)

第18条 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

(指導主事その他の職員)

第19条 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和24年法律第一号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てることができる。

5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

7 第1項及び第2項の職員は、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。

9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事項は、政令で定める。
(教育長の事務局の統括等)

第20条 教育長は、第17条に規定するもののほか、事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。

(事務局職員の定数)

第21条 第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。

ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育長及び事務局職員の身分取扱)

第22条 教育長及び第19条第1項及び第2項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定があるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

第3章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第23条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第30条に規定する学校その他の教育機関（以下「学校その他の教育機関」という。）の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 学校その他の教育機関の用に供する財産（以下「教育財産」という。）の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。
- 十一 学校給食に関すること。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関すること。
- 十三 スポーツに関すること。
- 十四 文化財の保護に関すること。
- 十五 ユネスコ活動に関すること。
- 十六 教育に関する法人に関すること。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関すること。

(長の職務権限)

第24条 地方公共団体の長は、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

一 大学に関すること。

二 私立学校に関すること。

三 教育財産を取得し、及び処分すること。

四 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶこと。

五 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行すること。

(職務権限の特例)

第24条の2 前2条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又はすべてを管理し、及び執行することとすることができる。

一 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）。

二 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(事務処理の法令準拠)

第25条 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前3条の事務を管理し、及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

(事務の委任等)

第26条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

- 二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- 三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。
- 四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 五 次条の規定による点検及び評価に関すること。
- 六 第 29 条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、第 1 項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第 1 項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第 27 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第 1 項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第 3 項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

（都道府県知事に対する都道府県委員会の助言又は援助）

第 27 条の 2 都道府県知事は、第 24 条第二号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

（教育財産の管理等）

第 28 条 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。

3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

第4章 教育機関

第1節 通則

(教育機関の設置)

第30条 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の職員)

第31条 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前2項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育機関の所管)

第32条 学校その他の教育機関のうち、大学は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第24条の2第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(学校等の管理)

第33条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

(教育機関の職員の任命)

第34条 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定がある場合を除き、教育長の推薦により、教育委員会が任命する。

(職員の身分取扱)

第35条 第31条第1項又は第2項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定がある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

(所属職員の進退に関する意見の申出)

第36条 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

第2節 市町村立学校の教職員

(任命権者)

第37条 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。

2 前項の都道府県委員会の権限に属する事務に係る第26条第2項の規定の適用については、同項第四号中「職員」とあるのは、「職員並びに第37条第1項に規定する県費負担教職員」とする。

(市町村委員会の内申)

第38条 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第252条の7第1項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続き当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、教育長の助言により、前 2 項の内申を行うものとする。

4 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があつた県費負担教職員について第 1 項又は第 2 項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

（校長の所属教職員の進退に関する意見の申出）

第 39 条 市町村立学校職員給与負担法第 1 条 及び第 2 条 に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

（県費負担教職員の任用等）

第 40 条 第 37 条の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の一方又は双方が第 55 条第 1 項、第 58 条第 1 項又は第 61 条第 1 項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会）は、地方公務員法第 27 条第 2 項 及び第 28 条第 1 項 の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員（非常勤の講師（同法第 28 条の 5 第 1 項 に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第 42 条、第 43 条第 3 項、第 44 条、第 45 条第 1 項、第 46 条、第 47 条、第 58 条第 2 項、第 59 条及び第 61 条第 2 項において同じ。）を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第 22 条第 1 項（教育公務員特例法第 12 条第 1 項 の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になつていた者であるときは、当該県費

負担教職員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法第 22 条第 1 項の規定は、適用しない。

(県費負担教職員の定数)

第 41 条 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が、当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等を総合的に勘案して定める。

3 前項の場合において、都道府県委員会は、あらかじめ、市町村委員会の意見を聴き、その意見を十分に尊重しなければならない。

(県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件)

第 42 条 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第 24 条第 6 項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

(サービスの監督)

第 43 条 市町村委員会は、県費負担教職員のサービスを監督する。

2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程（前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。）に従い、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関して、地方公務員法 の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会の行う県費負担教職員のサービスの監督又は前条、前項若しくは第 47 条の 3 第 1 項の規定により都道府県が制定する条例若しくは同条第 2 項の都道府県の定めの実施について、技術的な基準を設けることができる。

(職階制)

第 44 条 県費負担教職員の職階制は、地方公務員法第 23 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県内の県費負担教職員を通じて都道府県が採用するものとし、職階制に関する計画は、都道府県の条例で定める。

(研修)

第 45 条 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第 39 条第 2 項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。

2 市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。

(勤務成績の評定)

第 46 条 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第 40 条第 1 項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

(地方公務員法 の適用の特例)

第 47 条 この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法 を適用する場合においては、同法 中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 16 条各号列記以外の部分	職員	職員（第三号の場合にあつては、都道府県教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 1 項、第 58 条第 1 項若しくは第 61 条第 1 項の規定により同法第 37 条第 1 項に規定する県費負担教職員の任用に関する事務を行うこととされた市町村教育委員会の任命に係る職員及び懲戒免職の処分を受けた当時属していた地方公共団体の職員）
第 16 条第三号	当該地方公共団体において	都道府県教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 55 条第 1 項、第 58 条第 1 項又は第 61 条第 1 項の規定により同法第 37 条第 1 項に規定する県費負担教職員の懲戒に関する事務を行うこととされた市町村教育委員会を含む。）により
第 26 条の 2 第 1 項及び第 26 条の 3 第 1 項	任命権者	市町村教育委員会

第 28 条の 4 第 1 項	当該地方公 共団体	市町村
	常時勤務を 要する職	当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の常時勤務を要する職
第 28 条の 5 第 1 項	当該地方公 共団体	市町村
	短時間勤務 の職（	当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の短時間勤務の職（
第 29 条第 1 項第一 号	この法律若 しくは第 57 条に規定す る特例を定 めた法律	この法律、第 57 条に規定する特例を定めた法律若しくは地方教育行政の組織及び運営に関する法律
第 34 条第 2 項	任命権者	市町村教育委員会
第 37 条	地方公共団 体	都道府県及び市町村
第 38 条	任命権者	市町村教育委員会

2 前項に定めるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法 の規定を適用する場合における技術的読替は、政令で定める。

（県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用）

第 47 条の 2 都道府県委員会は、地方公務員法第 27 条第 2 項 及び第 28 条第 1 項 の規定にかかわらず、その任命に係る市町村の県費負担教職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（同法第 28 条の 4 第 1 項 又は第 28 条の 5 第 1 項 の規定により採用された者（以下この項において「再任用職員」という。）を除く。）並びに講師（再任用職員及び非常勤の講師を除く。）に限る。）で次の各号のいずれにも該当するもの（同法第 28 条第 1 項 各号又は第 2 項 各号のいずれかに該当する者を除く。）を免職し、引き続いて当該都道府県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用することができる。

一 児童又は生徒に対する指導が不適切であること。

二 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること。

2 事実の確認の方法その他前項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるものとする。

3 都道府県委員会は、第1項の規定による採用に当たっては、公務の能率的な運営を確保する見地から、同項の県費負担教職員の適性、知識等について十分に考慮するものとする。

4 第40条後段の規定は、第1項の場合について準用する。この場合において、同条後段中「当該他の市町村」とあるのは、「当該都道府県」と読み替えるものとする。

(県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取扱い)

第47条の3 県費負担教職員のうち非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法については、都道府県の条例で定める。

2 この章に規定するもののほか、県費負担教職員のうち非常勤の講師の身分取扱いについては、都道府県の定めのあるものとする。

(初任者研修に係る非常勤講師の派遣)

第47条の4 市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。

以下この条において同じ。）町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第23条第1項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校（後期課程に定時制の課程（学校教育法第4条第1項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。）のみを置くものに限る。）又は特別支援学校に非常勤の講師（高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。）を勤務させる必要があると認めるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員（第4項において「派遣職員」という。）は、派遣を受けた市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとし、その報酬及び職務を行うために要する費用の弁償は、当該職員の派遣をした都道府県の負担とする。

3 市町村の教育委員会は、第1項の規定に基づき派遣された非常勤の講師のサービスを監督する。

- 4 前項に規定するもののほか、派遣職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした都道府県の非常勤の講師に関する定め適用があるものとする。

第3節 学校運営協議会

第47条の5 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第55条第1項、第58条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。

- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

第5章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等

（文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助）

第48条 地方自治法第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。

二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。

四 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

五 生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。

六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。

七 スポーツの振興に関し、指導及び助言を与えること。

八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。

九 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。

十 教育に係る調査及び統計並びに広報及び教育行政に関する相談に関し、指導及び助言を与えること。

十一 教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。

3 文部科学大臣は、都道府県委員会对し、第1項の規定による市町村に対する指導、助言又は援助に関し、必要な指示をすることができる。

4 地方自治法第245条の4第3項の規定によるほか、都道府県知事又は都道府県委員会は文部科学大臣に対し、市町村長又は市町村委員会は文部科学大臣又は都道府県委員会对し、教育に関する事務の処理について必要な指導、助言又は援助を求めることができる。

(是正の要求の方式)

第49条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、

生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして地方自治法第 245 条の五第 1 項 若しくは第 4 項 の規定による求め又は同条第 2 項の指示を行うときは、当該教育委員会が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

(文部科学大臣の指示)

第 50 条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体の保護のため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。

(文部科学大臣の通知)

第 50 条の 2 文部科学大臣は、第 49 条に規定する求め若しくは指示又は前条の規定による指示を行つたときは、遅滞なく、当該地方公共団体（第 49 条に規定する指示を行つたときにあつては、当該指示に係る市町村）の長及び議会に対して、その旨を通知するものとする。

(文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係)

第 51 条 文部科学大臣は都道府県委員会又は市町村委員会相互の間の、都道府県委員会は市町村委員会相互の間の連絡調整を図り、並びに教育委員会は、相互の間の連絡を密にし、及び文部科学大臣又は他の教育委員会と協力し、教職員の適正な配置と円滑な交流及び教職員の勤務能率の増進を図り、もつてそれぞれその所掌する教育に関する事務の適正な執行と管理に努めなければならない。

第 52 条 削除

(調査)

第 53 条 文部科学大臣又は都道府県委員会は、第 48 条第 1 項及び第 51 条の規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

2 文部科学大臣は、前項の調査に関し、都道府県委員会に対し、市町村長又は市町村委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行うよう指示をすることができる。

(資料及び報告)

第54条 教育行政機関は、的確な調査、統計その他の資料に基いて、その所掌する事務の適切かつ合理的な処理に努めなければならない。

2 文部科学大臣は地方公共団体の長又は教育委員会に対し、都道府県委員会は市町村長又は市町村委員会に対し、それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に関し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

(職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

第54条の2 第24条の2第1項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第48条、第53条及び前条第2項の規定の適用については、これらの規定(第48条第4項を除く。)中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第48条第4項中「都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第53条第1項中「第48条第1項及び第51条」とあるのは「第48条第1項」とする。

(条例による事務処理の特例)

第55条 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。

3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。ただし、第24条の2第1項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。

4 都道府県の議会は、第1項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かななければならない。

5 第1項の規定により都道府県委員会の権限に属する事務(都道府県の教育委員会規則に基づくものに限る。)の一部を市町村が処理し又は処理することとする場合であつて、同項の条例の定めるところに

より教育委員会規則に委任して当該事務の範囲を定める場合には、都道府県委員会は、当該教育委員会規則を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該事務を処理し又は処理することとなる市町村委員会に協議しなければならない。この場合において、当該事務が第24条の2第1項の条例の定めるところにより当該市町村の長が処理し又は処理することとなるものであるときは、当該協議を受けた市町村委員会は、当該市町村長に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。

- 6 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定により当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
- 7 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該市町村の長と協議しなければならない。
- 8 市町村の議会は、第六項の議決をする前に、当該市町村委員会の意見を聴かななければならない。ただし、第24条の2第1項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、第六項の要請に係る事務のすべてを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。
- 9 地方自治法第252条の17の3並びに第252条の17の4第1項、第3項及び第4項の規定は、第1項の条例の定めるところにより、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「市町村長」とあるのは「市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、及び執行する事務については、市町村長）」と読み替えるものとする。
- 10 第24条の2第1項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務については、当該事務を都道府県委員会が管理し、及び執行する事務とみなして、第1項から第3項まで及び第6項から前項までの規定を適用する。この場合において、第7項中「速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて」とあるのは「速やかに、」と、前項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、」とあるのは「同条第4項中」とする。

(市町村の教育行政の体制の整備及び充実)

第 55 条の 2 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第 252 条の 7 第 1 項 の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。

2 文部科学大臣及び都道府県委員会は、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

第 6 章 雑則

(抗告訴訟等の取扱い)

第 56 条 教育委員会は、教育委員会若しくはその権限に属する事務の委任を受けた行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 2 項 に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）若しくは裁決（同条第 3 項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。）又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の処分若しくは裁決に係る同法第 11 条第 1 項（同法第 38 条第 1 項（同法第 43 条第 2 項 において準用する場合を含む。）又は同法第 43 条第 1 項 において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

(保健所との関係)

第 57 条 教育委員会は、健康診断その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、保健所を設置する地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

2 保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生に関する資料の提供その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、教育委員会に助言と援助を与えるものとする。

(指定都市に関する特例)

第 58 条 指定都市の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第 45 条、教育公務員特例法第 21 条第 2 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項、第 25 条及び第 25 条の 2 の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

(中核市に関する特例)

第59条 地方自治法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員の研修は、第45条、教育公務員特例法第21条第2項、第23条第1項、第24条第1項、第25条及び第25条の2の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。

（組合に関する特例）

第60条 地方公共団体が第23条に規定する事務の全部を処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する地方公共団体には教育委員会を置かず、当該組合に教育委員会を置くものとする。

2 地方公共団体が第23条に規定する事務の一部を処理する組合を設ける場合において、当該組合を組織する地方公共団体のうち、第24条の2第1項の条例の定めるところにより、その自ら処理する第23条に規定する事務のすべてをその長が管理し、及び執行することとしたものには、教育委員会を置かない。

3 第23条に規定する事務の一部を処理する組合のうち、第24条の2第1項の条例の定めるところにより、その処理する第23条に規定する事務の全てをその管理者（地方自治法第287条の3第2項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第285条の1部事務組合にあつては、理事会）又は長（同法第291条の13において準用する同法第287条の3第2項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。第8項及び第10項において同じ。）が管理し、及び執行するものとしたものには、教育委員会を置かない。

4 地方公共団体が第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する組合を設けようとする場合において、当該地方公共団体に教育委員会が置かれているときは、当該地方公共団体の議会は、地方自治法第290条又は第291条の11の議決をする前に、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第24条の2第1項の条例の定めるところにより、当該地方公共団体の教育委員会が、当該組合が処理することとなる第23条に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、この限りでない。

5 総務大臣又は都道府県知事は、第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置について、地方自治法第284条第2項の許可の処分又は同条第2項若しくは第3項の許可の処分をする前に、総務大臣にあつては文部科学大臣、都道府県知事にあつては当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第24条の2第1項の条例の定めるところにより、当該都道府県委

員会が、当該組合（当該都道府県が加入しないものに限る。）が処理することとなる第 23 条に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、都道府県委員会の意見を聴くことを要しない。

- 6 第 23 条に規定する事務の一部を処理する地方公共団体の組合に置かれる教育委員会の委員は、第 6 条の規定にかかわらず、その組合を組織する地方公共団体の教育委員会の委員と兼ねることができる。
- 7 地方自治法第 291 条の 2 第 2 項 の条例の定めるところにより、都道府県が、都道府県委員会の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合については、同条第 3 項 の規定にかかわらず、第 55 条第 2 項から第 5 項まで及び第 9 項の規定を準用する。
- 8 地方自治法第 291 条の 2 第 5 項 の規定により、都道府県の加入しない広域連合の長が、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する場合については、第 55 条第 8 項の規定を準用する。この場合において、当該要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知しなければならない。
- 9 地方自治法第 291 条の 2 第 2 項 の条例の定めるところにより、都道府県が、第 24 条の 2 第 1 項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合については、同法第 291 条の 2 第 3 項 の規定にかかわらず、第 55 条第 2 項、第 3 項及び第 9 項の規定を準用する。この場合において、同項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、」とあるのは、「同条第 4 項中」と読み替えるものとする。
- 10 地方自治法第 291 条の 2 第 5 項 の規定により、都道府県の加入しない広域連合の長が、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する第 24 条の 2 第 1 項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する場合については、第 55 条第 8 項の規定を準用する。
- 11 前各項に定めるもののほか、第 23 条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置、解散その他の事項については、地方自治法第 3 編第 3 章 の規定によるほか、政令で特別の定めをすることができる。

(中等教育学校を設置する市町村に関する特例)

第 61 条 市（指定都市を除く。以下この項において同じ。）町村の設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。次項において同じ。）の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第 37 条第 1 項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

2 市（指定都市及び中核市を除く。以下この項において同じ。）町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、第 45 条、教育公務員特例法第 21 条第 2 項、第 23 条第 1 項、第 24 条第 1 項及び第 25 条の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

(政令への委任)

第 62 条 この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合があつた場合及び指定都市の指定があつた場合におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

第 63 条 都道府県が第 48 条第 1 項（第 54 条の 2 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が地方自治法第 2 条第 8 項 に規定する自治事務又は同条第九項第二号 に規定する第二号 法定受託事務である場合においては、第 48 条第 3 項（第 54 条の 2 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第 53 条第 2 項（第 54 条の 2 の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第 60 条第 5 項の規定により処理することとされている事務（都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。）並びに第 55 条第 9 項（同条第 10 項により読み替えて適用する場合並びに第 60 条第 7 項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する同法第 252 条の 17 の 3 第 2 項 及び第 3 項 並びに第 252 条の 17 の 4 第 1 項 及び第 3 項 の規定により処理することとされている事務は、同法第 2 条第 9 項第一号 に規定する第一号 法定受託事務とする。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和31年10月1日から施行する。ただし、第2章、第58条第3項、第60条第1項及び第4項並びに附則第2条から第13条まで及び第25条の規定（以下「教育委員会の設置関係規定」という。）は、公布の日から施行する。

（旧法の廃止）

第2条 教育委員会法（昭和23年法律第170号。以下「旧法」という。）は、昭和31年9月30日限り、廃止する。ただし、同法中教育委員会の設置関係規定に抵触することとなる部分は、同日前においても、その効力を失うものとする。

（事務局職員の経過措置）

第12条 教育委員会の設置関係規定の施行の際、現に旧委員会の事務局の職員として在職する者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受ける給料をもつて、新委員会の事務局の相当の職員となるものとする。

（読替規定）

第13条 新法第58条第3項中「指定都市」とあるのは、指定都市に関して定める地方自治法の一部を改正する法律が制定施行されるまでの間は、「地方自治法第155条第2項の市」と読み替えるものとする。

（学校その他の教育機関の経過措置）

第14条 新法（附則第1条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行の際、現に設置されている新法第30条に規定する学校その他の教育機関に相当するもののうち、その設置について条例に基かなければならないこととなるもので、条例が制定されていないものについては、新法の施行の日から起算して6月以内に、同条の規定に基く措置を講ずるものとし、それまでの間は、同条の規定による学校その他の教育機関として存続させることができる。

（学校その他の教育機関の職員の経過措置）

第15条 新法の施行の際、現に設置されている新法第30条に規定する学校その他の教育機関に相当するものの職員として在職する者は、別に辞令を発せられない限り、それぞれ現にある職務の級及び現に受ける給料をもつて、同条の規定による学校その他の教育機関の相当の職員となるものとする。

（恩給に関する経過措置）

第16条 旧法第84条の規定により恩給法の準用を受けるものとされていた者の恩給法の準用については、なお、従前の例による。その者が新法の施行後引き続いて公立学校の事務職員又は技術職員となつた場合における恩給法の準用についても、また、同様とする。

(休職又は懲戒に関する経過措置)

第17条 新法の施行の際、現に県費負担教職員である者で休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けたものの休職若しくは懲戒又は県費負担教職員に係る新法の施行前の事案に係る懲戒処分に関しては、なお、従前の例による。この場合において、新法の施行後懲戒処分を行うこととなるときは、当該懲戒処分に係る者の任命権者又はその委任を受けた者が新法の定めるところにより懲戒処分を行うものとする。

(不利益処分に関する経過措置)

第18条 新法の施行前に県費負担教職員に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に関しては、なお、従前の例による。

(臨時待命)

第19条 県費負担教職員について地方公務員法の一部を改正する法律(昭和29年法律第192号)附則第3項の規定により条例で定めることができるものとされている臨時待命に関する事項は、都道府県の条例で定める。

(条例又は教育委員会規則の経過措置)

第20条 新法の施行の際、現に効力を有する条例で旧法の規定に基いて制定されているもの及び現に効力を有する教育委員会規則で旧法その他の法令の規定に基いて制定されているものは、新法の規定に抵触しない限り、それぞれ新法その他の法令の各相当規定に基いて制定された条例及び教育委員会規則とみなす。

(旧委員会の処分等の経過措置)

第21条 この附則に特別の定があるものを除き、新法の施行の際、旧委員会が旧法その他の法令の規定に基いて行つた処分で現に効力を有するものは、それぞれ新委員会が新法その他の法令の各相当規定に基いて行つた処分とみなす。この場合において、当該処分に期間がつけられているときは、当該期間は、当該処分が行われた日から起算するものとする。

第 22 条 この附則に特別の定があるものを除き、新法の施行の際、旧法その他の法令の規定に基づいて旧委員会に対してされている認可その他の処分の申請、届出その他の行為は、新法その他の法令の各相当規定に基づいて新委員会に対してされた行為とみなす。

(教育委員会の事務の引継)

第 23 条 旧法の規定により教育委員会が管理し、及び執行していた事務で、新法の規定により地方公共団体の長が管理し、及び執行することとなるものについては、新法の施行後 30 日以内に、教育委員会から当該地方公共団体の長に引き継がなければならない。

第 24 条 旧法の規定により市町村委員会が管理し、及び執行していた事務で、新法の規定により都道府県委員会が管理し、及び執行することとなるものについては、新法の施行後 30 日以内に、市町村委員会から都道府県委員会に引き継がなければならない。

(定年退職者に係る経過措置)

第 25 条 第 47 条第 1 項（地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項に係る部分に限る。）の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和 56 年法律第 92 号）附則第 5 条の規定の適用を受ける県費負担教職員について準用する。

(中核市の特別支援学校の幼稚部の教諭等に対する 10 年経験者研修の特例)

第 26 条 中核市の設置する特別支援学校の幼稚部の教諭、助教諭及び講師に対する教育公務員特例法第 24 条第 1 項の 10 年経験者研修は、当分の間、第 59 条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

(中核市の県費負担教職員に対する指導改善研修の特例)

第 27 条 中核市の県費負担教職員に対する教育公務員特例法第 25 条の 2 第 1 項の指導改善研修は、当分の間、第 59 条の規定にかかわらず、当該中核市を包括する都道府県の教育委員会が実施しなければならない。

(政令への委任)

第 28 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （昭和 33 年 4 月 10 日法律第 56 号） 抄

(施行期日)

- 1 この法律中第 17 条及び第 18 条第 1 項の規定は昭和 33 年 10 月 1 日から、その他の規定は同年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 35 年 6 月 30 日法律第 113 号) 抄

(施行期日)

- 第 1 条** この法律は、昭和 35 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 36 年 6 月 16 日法律第 141 号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律中第四条第四項及び第 18 条の規定、第 23 条の規定（地方公共団体に係る部分に限る。）並びに附則第 7 項の規定は昭和 37 年 4 月 1 日から、その他の規定は公布の日から起算して 3 箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和 37 年 5 月 15 日法律第 133 号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 38 年 6 月 8 日法律第 99 号) 抄

(施行期日及び適用区分)

- 第 1 条** この法律中目次の改正規定（第 3 編第 4 章の次に 1 章を加える部分に限る。）、第 1 条の 2 の改正規定、第 2 条第 3 項第 8 号の改正規定、第 263 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定、第 3 編第 4 章の次に 1 章を加える改正規定、附則第 20 条の 2 の次に 1 条を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第 15 条から附則第 18 条まで、附則第 24 条（地方開発事業団に関する部分に限る。）、附則第 25 条（地方開発事業団に関する部分に限る。）及び附則第 35 条の規定（以下「財務以外の改正規定等」という。）は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許

費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第4条、附則第5条第1項、第2項及び第4項、附則第6条第1項並びに附則第8条の規定（以下「予算関係の改正規定」という。）は昭和39年1月1日から、その他の改正規定並びに附則第2条、附則第3条、附則第5条第3項、附則第6条第2項及び第3項、附則第7条、附則第9条から附則第14条まで、附則第19条から附則第23条まで、附則第24条（地方開発事業団に関する部分を除く。）、附則第25条（地方開発事業団に関する部分を除く。）並びに附則第26条から附則第34条までの規定は同年4月1日から施行する。

附 則 （昭和39年7月11日法律第169号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則 （昭和56年11月20日法律第92号） 抄

（施行期日）

- 第1条** この法律は、昭和60年3月31日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和63年5月31日法律第70号） 抄

（施行期日）

- 第1条** この法律は、昭和64年4月1日から施行する。

附 則 （平成3年5月21日法律第79号） 抄

（施行期日）

- 第1条** この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成6年6月29日法律第49号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律中、第1章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成6年法律第48号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第12章の改正規定の施行の日から、第2章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第3編第3章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成10年5月8日法律第54号） 抄

（施行期日）

- 第1条** この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第1条中地方自治法別表第1から別表第4までの改正規定（別表第1中第八号の2を削り、第八号の3を第八号の2とし、第八号の4及び第九号の3を削り、第九号の4を第九号の3とし、第九号の5を第九号の4とする改正規定、同表第二十号の5の改正規定、別表第2第二号（10の3）の改正規定並びに別表第3第二号の改正規定を除く。）並びに附則第7条及び第9条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 第8条** この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

- 第9条** 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成10年6月12日法律第101号） 抄

（施行期日）

- 第1条** この法律は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 （平成11年7月16日法律第87号） 抄

（施行期日）

- 第1条** この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに2款及び款名を加える改正規定（同法第250条の9第1項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日
（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第60条 この法律の施行の際現に在任する都道府県又は新地方自治法第252条の19第1項の指定都市の教育長は、施行日から起算して3年間は、第140条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下この条において「新地教行法」という。）第16条第2項の規定にかかわらず、引き続き教育長として在任することができる。

2 前項の規定により在任する都道府県又は指定都市の教育長の身分取扱いについては、なお従前の例による。

3 新地教行法第50条の規定は、平成13年4月1日以後に高等学校に入学する者に係る通学区域から適用する。

4 新地教行法第55条第1項の条例（当該条例の委任に基づく同条第五項の教育委員会規則を含む。以下この条において同じ。）の制定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

5 平成11年4月1日において第140条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第3項又は第4項の規定により市町村の教育委員会又は市町村の教育委員会の教育長に委任されている都道府県の教育委員会又は都道府県の教育委員会の教育長の権限に属する事務について、新地教行法第55条第1項の条例の定めるところにより、施行日以後引き続き市町村の教育委員会が管理し及び執行することとする場合においては、当該条例の制定については、同条第2項の協議又は同条第5項の協議を要しないものとする。

（国等の事務）

第 159 条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第 161 条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第 160 条 この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第 163 条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第 161 条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第162条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであった手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第163条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第164条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第18条、第51条及び第184条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第250条 新地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第1に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第251条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第252条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成11年7月22日法律第107号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年12月8日法律第151号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

第3条 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

- 一 第4条の規定による非訟事件手続法第138条の改正規定
- 二 第7条中公証人法第14条及び第16条の改正規定
- 三 第14条の規定による帝都高速度交通営団法第14条ノ6の改正規定
- 四 第17条の規定による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第31条の改正規定
- 五 第20条中国家公務員法第五条第3項の改正規定
- 六 第28条の規定による競馬法第23条の13、日本中央競馬会法第13条、原子力委員会及び原子力安全委員会設置法第5条第4項、科学技術会議設置法第7条第4項、宇宙開発委員会設置法第7条第4項、都市計画法第78条第4項、北方領土問題対策協会法第11条、地価公示法第15条第4項、航空事故調査委員会設置法第6条第4項及び国土利用計画法第39条第5項の改正規定
- 七 第31条中建設業法第25条の4の改正規定
- 八 第32条の規定による人権擁護委員法第7条第1項の改正規定
- 九 第33条の規定による犯罪者予防更生法第8条第1項の改正規定
- 十 第35条中労働組合法第19条の4第1項及び第19条の7第1項の改正規定
- 十一 第44条中公職選挙法第5条の2第4項の改正規定
- 十二 第50条中建築基準法第80条の2の改正規定
- 十三 第54条中地方税法第426条の改正規定

- 十四 第 55 条中商品取引所法第 141 条第 1 項の改正規定
- 十五 第 56 条中地方公務員法第 9 条第 3 項及び第 8 項の改正規定
- 十六 第 67 条中土地収用法第 54 条の改正規定
- 十七 第 70 条の規定によるユネスコ活動に関する法律第 11 条第 1 項、公安審査委員会設置法第 7 条及び
社会保険審査官及び社会保険審査会法第 24 条の改正規定
- 十八 第 78 条の規定による警察法第 7 条第 4 項及び第 39 条第 2 項の改正規定
- 十九 第 80 条の規定による労働保険審査官及び労働保険審査会法第 30 条、公害等調整委員会設置法第 9
条及び公害健康被害の補償等に関する法律第 116 条の改正規定
- 二十 第 81 条の規定による地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の改正規定
- 二十一 第 84 条の規定による農林漁業団体職員共済組合法第 75 条第 1 項の改正規定
- 二十二 第 97 条中公害紛争処理法第 16 条第 2 項の改正規定
- 二十三 第 104 条の規定による国会等の移転に関する法律第 15 条第 6 項及び地方分権推進法第 13 条第 4
項の改正規定
- 二十四 第 108 条の規定による日本銀行法第 25 条第 1 項の改正規定
- 二十五 第 110 条の規定による金融再生委員会設置法第 9 条第一号の改正規定
- 第四条** この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 （平成 13 年 3 月 31 日法律第 22 号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 13 年 7 月 11 日法律第 104 号）

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 （平成 14 年 3 月 30 日法律第 4 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 12 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成 14 年 6 月 12 日法律第 63 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 7 月 16 日法律第 117 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 16 年 5 月 21 日法律第 49 号） 抄

この法律は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 16 年 6 月 9 日法律第 85 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成 16 年 6 月 9 日法律第 84 号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第50条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成16年6月9日法律第91号)

この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行する。

附 則 (平成18年6月21日法律第80号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年5月23日法律第53号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成19年6月27日法律第97号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条第2項の規定は、この法律の施行後に行われる内申から適用する。

附 則 (平成19年6月27日法律第98号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 （平成 23 年 4 月 22 日法律第 19 号） 抄

（施行期日）

- 1** この法律は、平成 23 年 4 月 1 日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、附則第 6 項の規定は公布の日から、第 1 条中公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第 4 条から第 6 条まで、第 10 条及び第 18 条の改正規定並びに第 2 条並びに附則第 8 項の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 23 年 5 月 2 日法律第 35 号） 抄

（施行期日）

- 第 1 条** この法律は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

- 第 25 条** 前条の規定による改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 2 項において準用する新法第 86 条第 4 項前段において準用する新法第 74 条第 6 項の規定は、この法律の施行の際現に前条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項の代表者である者については、適用しない。

附 則 （平成 23 年 5 月 2 日法律第 37 号） 抄

（施行期日）

- 第 1 条** この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 第 23 条** この法律（附則第 1 条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

- 第 24 条** 附則第 2 条から前条まで及び附則第 36 条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成 24 年 8 月 22 日法律第 67 号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 （平成 24 年 9 月 5 日法律第 72 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 76 条、第 80 条、第 81 条、第 86 条、第 100 条第 14 項及び第 15 項の改正規定、同項の次に 1 項を加える改正規定、第 109 条の改正規定、第 109 条の 2 を削る改正規定、第 110 条、第 111 条、第 127 条第 1 項、第 207 条及び第 250 条の 2 第 1 項の改正規定、第 2 編第 11 章第 2 節第 5 款中第 252 条を第 251 条の 6 とし、同条の次に 2 条を加える改正規定、同章第 3 節第 1 款中第 252 条の 6 の次に 1 条を加える改正規定、第 252 条の 7 の次に 1 条を加える改正規定、第 252 条の 8、第 252 条の 17 の 4、第 255 条の 5 及び第 286 条の改正規定、同条の次に 1 条を加える改正規定、第 287 条及び第 287 条の 3 の改正規定、同条を第 287 条の 4 とし、第 287 条の 2 を第 287 条の 3 とし、第 287 条の次に 1 条を加える改正規定、第 288 条から第 290 条まで、第 291 条第 1 項、第 291 条の 2 第 4 項、第 291 条の 4 第 4 項、第 291 条の 6、第 291 条の 8 第 2 項、第 291 条の 13 及び第 298 条第 1 項の改正規定並びに別表第 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の項の改正規定並びに附則第 3 条、第 6 条、第 8 条及び第 10 条から第 14 条までの規定、附則第 15 条中市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）第 14 条第 4 項第 2 号の改正規定並びに附則第 16 条の規定は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成 25 年 6 月 14 日法律第 44 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第10条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第11条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

4 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律

平成2年6月29日 法律第71号
最近改正
平成14年3月31日 法律第15号

(目的)

第1条 この法律は、国民が生涯にわたって学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、生涯学習の振興に資するための都道府県の事業に関しその推進体制の整備その他の必要な事項を定め、及び特定の地区において生涯学習に係る機会の総合的な提供を促進するための措置について定めるとともに、都道府県生涯学習審議会の事務について定める等の措置を講ずることにより、生涯学習の振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図り、もって生涯学習の振興に寄与することを目的とする。

(施策における配慮等)

第2条 国及び地方公共団体は、この法律に規定する生涯学習の振興のための施策を実施するに当たっては、学習に関する国民の自発的意思を尊重するよう配慮するとともに、職業能力の開発及び向上、社会福祉等に関し生涯学習に資するための別に講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(生涯学習の振興に資するための都道府県の事業)

第3条 都道府県の教育委員会は、生涯学習の振興に資するため、おおむね次の各号に掲げる事業について、これらを相互に連携させつつ推進するために必要な体制の整備を図りつつ、これらを一体的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

- 一 学校教育及び社会教育に係る学習(体育に係るものを含む。以下この項において「学習」という。)並びに文化活動の機会に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。
- 二 住民の学習に対する需要及び学習の成果の評価に関し、調査研究を行うこと。
- 三 地域の実情に即した学習の方法の開発を行うこと。
- 四 住民の学習に関する指導者及び助言者に対する研修を行うこと。
- 五 地域における学校教育、社会教育及び文化に関する機関及び団体に対し、これらの機関及び団体相互の連携に関し、照会及び相談に応じ、並びに助言その他の援助を行うこと。
- 六 前各号に掲げるもののほか、社会教育のための講座の開設その他の住民の学習の機会の提供に関し必要な事業を行うこと。

2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する事業を行うに当たっては、社会教育関係団体その他の地域において生涯学習に資する事業を行う機関及び団体との連携に努めるものとする。

(都道府県の事業の推進体制の整備に関する基準)

第4条 文部科学大臣は、生涯学習の振興に資するため、都道府県の教育委員会が行う前条第1項に規定する体制の整備に関し望ましい基準を定めるものとする。

2 文部科学大臣は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ、審議会等(国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第8条に規定する機関をいう。以下同じ。)で政令で定めるものの意見を聴かなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(地域生涯学習振興基本構想)

第5条 都道府県は、当該都道府県内の特定の地区において、当該地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習の振興に資するため、社会教育に係る学習（体育に係るものを含む。）及び文化活動その他の生涯学習に資する諸活動の多様な機会の総合的な提供を民間事業者の能力を活用しつつ行うことに関する基本的な構想（以下「基本構想」という。）を作成することができる。

2 基本構想においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 前項に規定する多様な機会（以下「生涯学習に係る機会」をいう。）の総合的な提供の方針に関する事項

二 前項に規定する地区の区域に関する事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

四 前号に規定する民間事業者に対する資金の融通の円滑化その他の前項に規定する地区において行われる生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な業務であって政令で定めるものを行う者及び当該業務の運営に関する事項

五 その他生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する重要事項

3 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、あらかじめ、関係市町村に協議しなければならない。

4 都道府県は、基本構想を作成しようとするときは、前項の規定による協議を経た後、文部科学大臣及び経済産業大臣に協議することができる。

5 文部科学大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による協議を受けたときは、都道府県が作成しようとする基本構想が次の各号に該当するものであるかどうかについて判断するものとする。

一 当該基本構想に係る地区が、生涯学習に係る機会の提供の程度が著しく高い地域であって政令で定めるもの以外の地域のうち、交通条件及び社会的自然的条件からみて生涯学習に係る機会の総合的な提供を行うことが相当と認められる地区であること。

二 当該基本構想に係る生涯学習に係る機会の総合的な提供が当該基本構想に係る地区及びその周辺の相当程度広範囲の地域における住民の生涯学習に係る機会に対する要請に適切にこたえるものであること。

三 その他文部科学大臣及び経済産業大臣が判断に当たっての基準として次条の規定により定める事項（以下「判断基準」という。）に適合するものであること。

6 文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想につき前項の判断をするに当たっては、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては前条第2項の政令で定める審議会等の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴くものとし、前項各号に該当するものであると判断するに至ったときは、速やかにその旨を当該都道府県に通知するものとする。

7 都道府県は、基本構想を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

8 第3項から前項までの規定は、基本構想の変更（文部科学省令、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

(判断基準)

第6条 判断基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 生涯学習に係る機会の総合的な提供に関する基本的な事項

二 前条第1項に規定する地区の設定に関する基本的な事項

三 総合的な提供を行うべき生涯学習に係る機会（民間事業者により提供されるものを含む。）の種類及び内容に関する基本的な事項

四 生涯学習に係る機会の総合的な提供に必要な事業に関する基本的な事項

五 生涯学習に係る機会の総合的な提供に際し配慮すべき重要事項

2 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めるに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議するとともに、文部科学大臣にあつては第4条第2項の政令で定める審議会の意見を、経済産業大臣にあつては産業構造審議会の意見をそれぞれ聴かなければならない。

3 文部科学大臣及び経済産業大臣は、判断基準を定めたときには、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、判断基準の変更について準用する。

第7条 削除

（基本構想の実施等）

第8条 都道府県は、関係民間事業者の能力を活用しつつ、生涯学習に係る機会の総合的な提供を基本構想に基づいて計画的に行うよう努めなければならない。

2 文部科学大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、社会教育関係団体及び文化に関する団体に対し必要な協力を求めるものとし、かつ、関係地方公共団体及び関係事業者等の要請に応じ、その所管に属する博物館資料の貸出しを行うよう努めるものとする。

3 経済産業大臣は、基本構想の円滑な実施の促進のため必要があると認めるときは、商工会議所及び商工会に対し、これらの団体及びその会員による生涯学習に係る機会の提供その他の必要な協力を求めるものとする。

4 前2項に定めるもののほか、文部科学大臣及び経済産業大臣は、基本構想の作成及び円滑な実施の促進のため、関係地方公共団体に対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならない。

5 前3項に定めるもののほか、文部科学大臣、経済産業大臣、関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本構想の円滑な実施が促進されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

第9条 削除

（都道府県生涯学習審議会）

第10条 都道府県に、都道府県生涯学習審議会（以下「都道府県審議会」という。）を置くことができる。

2 都道府県審議会は、都道府県の教育委員会又は知事の諮問に応じ、当該都道府県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。

3 都道府県審議会は、前項に規定する事項に関し必要と認める事項を当該都道府県の教育委員会又は知事に建議することができる。

4 前3項に定めるもののほか、都道府県審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（市町村の連携協力体制）

第11条 市町村（特別区を含む。）は、生涯学習の振興に資するため、関係機関及び関係団体等との連携協力体制の整備に努めるものとする。

（以下略）

附 則 [平成14年3月31日 法律第15号] 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、平成14年4月1日から施行する。

5 地方自治法

昭和22年4月17日 法律第67号
最近改正
平成25年12月13日 法律第111号

第10章 公の施設

(公の施設)

第244条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の3分の2以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立て)

第244条の4 普通地方公共団体の長がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、都道府県知事がした処分については総務大臣、市町村長がした処分については都道府県知事に審査請求をすることができる。この場合においては、異議申立てをすることもできる。

2 第138条の4第1項に規定する機関がした公の施設を利用する権利に関する処分に不服がある者は、当該普通地方公共団体の長に審査請求をすることができる。

- 3 普通地方公共団体の長及び前項に規定する機関以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が処分庁の直近上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。
- 4 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての異議申立て又は審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）があつたときは、議会に諮問してこれを決定しなければならない。
- 5 議会は、前項の規定による諮問があつた日から20日以内に意見を述べなければならない。
- 6 公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求（第1項に規定する審査請求を除く。）に対する裁決に不服がある者は、都道府県知事がした裁決については総務大臣、市町村長がした裁決については都道府県知事に再審査請求をすることができる。

（略）

附 則 （平成25年12月13日法律第106号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 （平成25年12月13日法律第111号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第3条及び第8条の規定は、公布の日から施行する。

（政令への委任）

第8条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

6 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律〔関係部分〕

〔昭和37年9月6日 法律第150号〕
最近改正
〔平成25年12月11日 法律第98号〕

(最終改正までの未施行法令)

平成24年6月27日法律第51号 (一部未施行)

平成24年8月22日法律第67号 (未施行)

平成25年6月21日法律第57号 (未施行)

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第3条・第4条）

第3章 農林水産業に関する特別の助成（第5条—第11条の2）

第4章 中小企業に関する特別の助成（第12条—第15条）

第5章 その他の特別の財政援助及び助成（第16条—第25条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この法律は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に規定する著しく激甚である災害が発生した場合における国の地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の助成措置について規定するものとする。

(激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第2条 国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行なうことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、当該災害を激甚災害として政令で指定するものとする。

2 前項の指定を行なう場合には、次章以下に定める措置のうち、当該激甚災害に対して適用すべき措置を当該政令で指定しなければならない。

- 3 前2項の政令の制定又は改正の立案については、内閣総理大臣は、あらかじめ中央防災会議の意見をきかなければならない。

第2章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(特別の財政援助及びその対象となる事業)

第3条 国は、激甚災害に係る次に掲げる事業で、政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村（以下「特定地方公共団体」という。）がその費用の全部又は一部を負担するものについて、当該特定地方公共団体の負担を軽減するため、交付金を交付し、又は当該特定地方公共団体の国に対する負担金を減少するものとする。

- 一 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業
- 二 前号の災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるためこれと合併して行う公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第三条に掲げる施設で政令で定めるものの新設又は改良に関する事業
- 三 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号）の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業
- 四 公営住宅法（昭和26年法律第193号）第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業
- 五 生活保護法（昭和25年法律第144号）第40条又は第41条の規定により設置された保護施設の災害復旧事業
- 六 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第2項から第4項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業
- 六の二 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業
- 七 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第28条第1項又は第2項の規定により都道府県又は市町村が設置した身体障害者社会参加支援施設の災害復旧事業

- 八 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 79 条第 1 項 若しくは第 2 項 又は第 83 条第 2 項 若しくは第 3 項 の規定により都道府県又は市町村が設置した障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（同法第 5 条第 7 項 に規定する生活介護、同条第 13 項 に規定する自立訓練、同条第 14 項 に規定する就労移行支援又は同条第 15 項 に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業
- 九 売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条 の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。）の災害復旧事業
- 十 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業
- 十一 激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 58 条 の規定による都道府県、保健所を設置する市又は特別区の支弁及び同法第 57 条第 4 号 の規定による東京都の支弁に係る感染症予防事業
- 十二 激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下「堆積土砂」という。）の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの（他の法令に国の負担若しくは補助に関し別段の定めがあるもの又は国がその費用の一部を負担し、若しくは補助する災害復旧事業に付随して行うものを除く。）
- 十三 激甚災害に伴い発生した前号に規定する区域外の堆積土砂であつて、市町村長が指定した場所に集積されたもの又は市町村長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市町村が行う排除事業（他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがあるものを除く。）
- 十四 激甚災害の発生に伴い浸入した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの（以下「湛水」という。）の排除事業で地方公共団体が施行するもの
- 2 前項第 6 号に掲げる児童福祉施設の激甚災害に係る災害復旧事業については、児童福祉法第 56 条の 2 第 1 項第一号 に該当しないもの（地方公共団体が設置したものを除く。）が同項第二号 に該当する場合には、当該施設については、同条 及び同法第 53 条の 3 の規定を準用する。

(特別財政援助額等)

第4条 前条の規定により国が交付し、又は減少する金額の特定地方公共団体ごとの総額（以下この条において「特別財政援助額」という。）は、特定地方公共団体である都道府県にあつては、政令で定めるところにより算出した同条第1項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

- 一 激甚災害が発生した年の4月1日の属する会計年度における当該都道府県の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第2条第4項に規定する標準税収入をいい、以下この項において「標準税収入」という。）の100分の10をこえ、100分の50までに相当する額については、100分の50
 - 二 前号に規定する標準税収入の100分の50をこえ、100分の100までに相当する額については、100分の55
 - 三 第一号に規定する標準税収入の100分の100をこえ、100分の200までに相当する額については、100分の60
 - 四 第一号に規定する標準税収入の100分の100をこえ、100分の400百までに相当する額については、100分の70
 - 五 第一号に規定する標準税収入の100分の400をこえ、100分の600までに相当する額については、100分の80
 - 六 第一号に規定する標準税収入の100分の600をこえる額に相当する額については、100分の90
- 2 特定地方公共団体である市町村に係る特別財政援助額の算定方法は、前項に規定する算定方法に準じて政令で定める。
 - 3 前2項の特別財政援助額は、政令で定めるところにより、前条第1項各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額に応じ当該各事業ごとに区分して、交付等を行なうものとする。この場合において、事業ごとに区分して交付される交付金は、当該事業についての負担又は補助に係る法令の規定の適用については、当該法令の規定による負担金又は補助金とみなす。
 - 4 前条第1項第十二号から第十四号までに掲げる事業に係る前項による交付金の交付の事務は、政令で定める区分に従つて農林水産大臣又は国土交通大臣が行なう。

- 5 激甚災害に係る前条第1項第五号から第六号の二まで及び第九号に掲げる事業のうち、地方公共団体以外の者が設置した施設に係る事業については、国は、政令で定めるところにより、当該施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の12分の1に相当する額を当該施設の所在する都道府県又は指定都市若しくは中核市に交付するものとする。
- 6 第1項から第3項までの規定により国が交付等を行なう特別財政援助額の交付等の時期その他当該特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、政令で定める。

第3章 農林水産業に関する特別の助成

(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)

第5条 激甚災害を受けた政令で定める地域における当該激甚災害に係る農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。）の適用を受ける災害復旧事業をいう。以下この条において同じ。）又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業（当該災害復旧事業の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行なう必要がある農業用施設又は林道の新設又は改良に関する事業をいう。以下この条において同じ。）については、国は、都道府県に対し、災害復旧事業にあつては暫定措置法第3条第1項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助のほか、予算の範囲内において、次に掲げる経費を補助することができる。

- 一 都道府県が行なう災害復旧事業又は災害関連事業に要する経費の一部
 - 二 都道府県以外の者の行なう災害復旧事業又は災害関連事業につき、都道府県が当該事業を自ら行なうものとした場合においてこの条の規定により補助を受けるべき額を下らない額による補助をする場合におけるその補助に要する経費（その額をこえて補助する場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部
- 2 前項第一号の規定により国が行なう補助の額は、当該災害復旧事業又は当該災害関連事業に要する経費の額（災害復旧事業にあつては暫定措置法第3条第1項の規定による補助、災害関連事業にあつては通常の補助の額に相当する部分の額を除く。）のうち政令で定める額に相当する部分の額を政令で定めるところにより区分し、その区分された部分の額にそれぞれ10分の9の範囲内において政令で定める率を乗じて得た額を合算した額とする。

3 前2項の規定により国が補助する額の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)

第6条 激甚災害を受けた暫定措置法第2条第4項に規定する共同利用施設のうち、政令で定める地域内の施設については、暫定措置法第2条第6項及び第7項中「40万円」とあるのは「13万円」と、同法第3条第2項第五号中「10分の2」とあるのは「10分の4（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、10分の9）」とし、その他の地域内の施設については、同号中「10分の2」とあるのは、「10分の3（当該事業費のうち政令で定める額に相当する部分については、10分の5）」とする。

(開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助)

第7条 国は、激甚災害を受けた政令で定める地域において、当該激甚災害を受けた次に掲げる施設（暫定措置法第2条第1項に規定する農業用施設又は同条第4項に規定する共同利用施設に該当するものを除く。）の災害復旧事業であつて施設ごとの工事の費用が13万円以上のものに要する経費につき、都道府県が10分の9（第三号に掲げる施設については、10分の9の範囲内で政令で定める率。以下この条において同じ。）を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が10分の9を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

- 一 開拓者の住宅、農舎その他政令で定める施設
- 二 開拓者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの
- 三 水産動植物の養殖施設で政令で定めるもの

(天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)

第8条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第2条第4項第一号中「200万円（北海道にあつては350万円、政令で定める資金として貸し付けられる場合は500万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は5,000万円）」とあるのは「250万円（北海道にあつては400万円、政令で定める資金として貸し付

けられる場合は600万円、政令で定める法人に貸し付けられる場合は2,500万円、漁具の購入資金として貸し付けられる場合は5,000万円」とし、同項第二号中「6年」とあるのは「6年（政令で定める資金については7年）」とする。

- 2 天災融資法第2条第3項の規定による天災が激甚災害として指定された場合における政令で定める都道府県の区域に係る当該天災についての同法の適用については、同法第2条第8項中「2,500万円（連合会に貸し付けられる場合は5,000万円）」とあるのは、「5,000万円（連合会に貸し付けられる場合は7,500万円）以内で政令で定める額」とする。

（森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助）

第9条 国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において森林組合その他政令で定める者が施行する政令で定める林業用施設に係る堆積土砂の排除事業の事業費につき、都道府県が3分の2を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が3分の2をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

（土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助）

第10条 国は、激甚災害を受けた政令で定める区域において土地改良区又は土地改良区連合が政令で定めるところにより湛水の排除事業を施行する場合において、その事業費につき、都道府県が10分の9を下らない率による補助をするときは、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が10分の9をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の全部を補助することができる。

（共同利用小型漁船の建造費の補助）

第11条 国は、激甚災害に係る小型漁船の被害が著しい政令で定める都道府県が、漁業協同組合の必要とする共同利用小型漁船建造費につき、当該漁業協同組合に対し、3分の2を下らない率による補助をする場合には、予算の範囲内において、当該都道府県に対し、その補助に要する経費（都道府県が3分の2をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の2分の1を補助することができる。

2 前項の共同利用小型漁船建造費とは、政令で定める要件に該当する漁業協同組合が、政令で定める小型漁船で激甚災害を受けたもの（沈没、滅失その他政令で定める著しい被害を受けたものに限る。）を激甚災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた組合員の共同利用に供するため、政令で定めるところにより小型の漁船を建造するために要する経費をいうものとする。

（森林災害復旧事業に対する補助）

第11条の2 国は、激甚災害を受けた政令で定める地域における森林災害復旧事業につき、予算の範囲内において、都道府県に対し、次に掲げる経費を補助することができる。

- 一 都道府県が行う森林災害復旧事業に要する経費の2分の1
- 二 都道府県以外のもが行う森林災害復旧事業につき、都道府県が3分の2を下らない率による補助をする場合におけるその補助に要する経費（都道府県が3分の2を超える率による補助をする場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた経費）の4分の3

2 前項の森林災害復旧事業とは、都道府県、市町村、森林組合その他政令で定めるものが政令で定めるところにより当該激甚災害を受けた森林を復旧するために行う当該激甚災害を受けた樹木（当該激甚災害を受けた樹木以外の樹木であつて当該激甚災害を受けた樹木の伐採跡地における造林の障害となるものを含む。以下「被害木等」という。）の伐採及び搬出並びに被害木等の伐採跡地における造林、当該激甚災害により倒伏した造林に係る樹木の引起こし又はこれらの作業を行うために必要な作業路の開設の事業であつて政令で定める基準に該当するものをいうものとする。

第4章 中小企業に関する特別の助成

（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例）

第12条 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条第1項に規定する普通保険（以下この条において「普通保険」という。）、同法第3条の2第1項に規定する無担保保険又は同法第3条の3第1項に規定する特別小口保険の保険関係であつて、災害関係保証（政令で定める日までに行なわれた次の各号に掲げる者の事業（第二号に掲げる者にあつては、その直接又は間接の構成員たる第一号に掲げる者の事業）の再建に必要な資金に係る同法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する債務の保証をいう。以下この条において同じ。）を受けた当該各号に掲げる者に係るものについての同法第3条第1項、第3条の2第1項及び第3項並びに第3条の3第1項及び第2項の規定の

適用については、同法第3条第1項中「保険価額の合計額が」とあるのは「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証（以下この条、次条及び第3条の3において「災害関係保証」という。）に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第3条の2第1項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第3項中「当該借入金の額のうち」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該借入金の額のうち」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」と、同法第3条の3第1項中「保険価額の合計額が」とあるのは「災害関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第2項中「当該保証をした」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「災害関係保証及びその他の保証ごとに、当該債務者」とする。

一 政令で定める地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、協業組合及び中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体

二 中小企業等協同組合その他の主として中小規模の事業者を直接又は間接の構成員とする団体であつて、その直接又は間接の構成員のうちに前号に掲げる者を含むもの

2 普通保険の保険関係であつて、災害関係保証に係るものについての中小企業信用保険法第3条第2項及び同法第5条の規定の適用については、同法第3条第2項中「100分の70」とあり、及び同法第5条中「100分の70（無担保保険、特別小口保険、流動資産担保保険、公害防止保険、エネルギー対策保険、海外投資関係保険、新事業開拓保険、事業再生保険及び特定社債保険にあつては、100分の80）」とあるのは、「100分の80」とする。

（小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例）

第13条 都道府県は、小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第3条第1項に規定する小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であつて、激甚災害を受けた者で政令で定めるものが当該災害を受ける以前に受けた同法第2条第5項に規定する設備資金貸付事業に係る資金の貸付け又は同条第6項に規定する設備貸与事業に係る設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログ

ラム使用权の提供に係るものについては、同法第5条第1項の規定にかかわらず、その償還期間を2年を超えない範囲内において延長することができる。

- 2 前項の規定により償還期間の延長を受けた貸与機関は、小規模企業者等設備導入資金助成法第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該資金の貸付けの償還期間又は当該設備の譲渡し若しくは貸付け若しくはプログラム使用权の提供に係る対価の支払期間について、その延長を受けた期間と同一期間延長するものとする。

(事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助)

- 第14条** 国は、都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会の倉庫、生産施設、加工施設その他共同施設であつて政令で定めるものの災害復旧事業に要する経費につき4分の3を下らない率により補助する場合には、当該都道府県に対し、予算の範囲内において、当該補助に要する経費（都道府県が4分の3をこえる率による補助をする場合には、そのこえる部分の補助に要する経費を除いた経費）の3分の2を補助することができる。

- 第15条** 削除

第5章 その他の特別の財政援助及び助成

(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)

- 第16条** 国は、激甚災害を受けた公立の公民館、図書館、体育館その他の社会教育（社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育をいう。）に関する施設であつて政令で定めるものの建物、建物以外の工作物、土地及び設備（以下次項及び次条において「建物等」という。）の災害の復旧に要する本工事費、附帯工事費（買収その他これに準ずる方法により建物を取得する場合にあつては、買収費）及び設備費（以下次項及び次条において「工事費」と総称する。）並びに事務費について、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その3分の2を補助することができる。

- 2 前項に規定する工事費は、当該施設の建物等を原形に復旧する（原形に復旧することが不可能な場合において当該建物等の従前の効用を復旧するための施設をすること及び原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合において当該建物等に代わるべき必要な施設をすることを含む。）も

のとして算定するものとする。この場合において、設備費の算定については、政令で定める基準によるものとする。

3 国は、政令で定めるところにより、都道府県の教育委員会が文部科学大臣の権限に属する第1項の補助の実施に関する事務を行なうために必要な経費を都道府県に交付するものとする。

(私立学校施設災害復旧事業に対する補助)

第17条 国は、激甚災害を受けた私立の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいう。以下同じ。）の用に供される建物等であつて政令で定めるものの災害の復旧に要する工事費及び事務費について、当該私立の学校の設置者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その2分の1を補助することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により国が補助する場合について準用する。この場合において、同条第2項中「当該施設の建物等」とあるのは「当該私立の学校の用に供される建物等」と、同条第3項中「都道府県の教育委員会」とあるのは「都道府県知事」とそれぞれ読み替えるものとする。

3 私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第12条から第13条まで並びにこれらの規定に係る同法附則第2条第1項及び第2項の規定は、第1項の規定により国が補助する場合について準用する。

第18条 削除

(市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例)

第19条 特定地方公共団体である市町村が激甚災害のための感染症予防事業に関して行つた感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第57条の支弁については、同法第59条中「3分の2」とあるのは「全額」と、同法第61条第3項中「2分の1」とあるのは「3分の2」と読み替えて、それぞれ同法第59条又は第61条第3項の規定を適用する。

(母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例)

第20条 特定地方公共団体である都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下この条において同じ。）に対し、国が母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）によつて貸し付ける金額は、激甚災害を受けた会計年度（以下この条において「被災年度」という。）及びその翌年度に限り、同法第37条第1項の規定にかかわらず、同項の規定によつて貸し付けるものとされる金額と、当該都道府県が当該災

害による被害を受けた者（以下この条において「被災者」という。）に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れる金額との合計額に相当する金額とする。

- 2 前項の都道府県が被災年度の翌年度の末日までに被災者に対し貸し付けた金額が、当該都道府県が被災年度及びその翌年度において被災者に対する貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額の4倍に相当する金額に満たないこととなつた場合には、当該都道府県は、被災年度の翌翌年度において、その満たない額の8分の1に相当する金額を特別会計に繰り入れ、又はその満たない額の4分の1に相当する金額を国に償還しなければならない。
- 3 前項の規定により都道府県が特別会計に繰り入れなければならない金額については、母子及び寡婦福祉法第37条第1項の規定は、適用しない。
- 4 第1項の都道府県であつて第2項の規定により特別会計への繰入れを行つたものについての母子及び寡婦福祉法第37条第2項及び第6項の規定の適用については、同条第2項第2号及び第6項第2号中「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額」とあるのは、「福祉資金貸付金の財源として特別会計に繰り入れた金額（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第20条第2項の規定により特別会計に繰り入れた金額を含む。））」とする。
- 5 第1項の都道府県であつて第2項の規定により国への償還を行つたものについての母子及び寡婦福祉法第36条第2項並びに第37条第2項、第4項及び第6項の規定の適用については、同法第36条第2項中「同条第2項及び第4項」とあるのは、「同条第2項及び第4項並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「激甚災害法」という。）第20条第2項」と、「同条第5項」とあるのは「次条第5項」と、同法第37条第2項第一号中「この項及び第4項」とあるのは「この項及び第4項並びに激甚災害法第20条第2項」と、同条第4項中「第2項」とあるのは「第2項及び激甚災害法第20条第2項」と、同条第6項第一号中「第2項及び第4項」とあるのは「第2項及び第4項並びに激甚災害法第20条第2項」とする。

（水防資材費の補助の特例）

第21条 激甚災害であつて政令で定める地域に発生したものに関し、都道府県又は水防法（昭和24年法律第193号）第2条第1項に規定する水防管理団体が水防のため使用した資材に関する費用で政令で定めるものについては、国は、予算の範囲内において、その費用の3分の2を補助することができる。

(罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例)

第22条 国は、地方公共団体が激甚災害を受けた政令で定める地域にあつた住宅であつて当該激甚災害により滅失したものにその災害の当時居住していた者に賃貸するため公営住宅の建設等（公営住宅法第2条第五号に規定する公営住宅の建設等をいう。）をする場合には、同法第8条第1項の規定にかかわらず、予算の範囲内において、当該公営住宅の建設等に要する費用（同法第7条第1項の公営住宅の建設等に要する費用をいう。次項において同じ。）の4分の3を補助することができる。ただし、当該災害により滅失した住宅の戸数の五割に相当する戸数（当該激甚災害により滅失した住宅にその災害の当時居住していた者に転貸するため事業主体が借り上げる公営住宅であつて同法第17条第3項の規定による国の補助に係るものがある場合にあつては、その戸数を控除した戸数）を超える分については、この限りでない。

2 前項の規定による公営住宅の建設等に要する費用についての国の補助金額の算定については、公営住宅法第7条第3項及び第4項の規定を準用する。

第23条 削除

(小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)

第24条 激甚災害を受けた地方公共団体が政令で定める地域において施行する当該災害によつて必要を生じた公共土木施設及び公立学校施設に係る災害復旧事業のうち、公共土木施設に係るものについては、1箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては80万円以上120万円未満、その他の市町村にあつては30万円以上60万円未満のもの、公立学校施設に係るものについては、1学校ごとの工事の費用が10万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法第3条の規定による国の負担のないものに限る。）の費用に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和23年法律第109号）第5条の3第6項の規定による届出がされた地方債のうち同条第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなる認められるものを含む。次項において同じ。）に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）の定めるところにより、当該地方公共団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

2 激甚災害を受けた地域で農地その他の農林水産業施設に係る被害の著しいものを包括する市町村のうち政令で定めるもの（以下この項において「被災市町村」という。）が施行する農地、農業用施設又

は林道に係る災害復旧事業のうち、1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のものに事業費に充てるため、農地に係るものにあつては当該事業費の100分の50、農業用施設又は林道に係るものにあつては当該事業費の100分の65に相当する額の範囲内(被災市町村の区域のうち政令で定めるところにより特に被害の著しい地域とされる地域にあつては、当該事業費のうち政令で定める部分については100分の90の範囲内において政令で定める率に相当する額の範囲内)で発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該市町村に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

3 前2項の地方債は、国が、その資金事情の許す限り、財政融資資金をもつて引き受けるものとする。

4 第1項又は第2項に規定する地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還の方法に関し必要な事項は、政令で定める。

(雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例)

第25条 激甚災害を受けた政令で定める地域にある雇用保険法(昭和49年法律第116号)第5条第1項に規定する適用事業に雇用されている労働者(同法第37条の2第1項に規定する高年齢継続被保険者、同法第38条第1項に規定する短期雇用特例被保険者及び同法第43条第1項に規定する日雇労働被保険者(第5項及び第7項において「高年齢継続被保険者等」という。)を除く。)が、当該事業の事業所が災害を受けたため、やむを得ず、事業を休止し、又は廃止したことにより休業するに至り、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、就労することができず、かつ、賃金を受けることができない状態にあるときは、同法の規定の適用については、失業しているものとみなして基本手当を支給することができる。ただし、災害の状況を考慮して、地域ごとに政令で定める日(以下この条において「指定期日」という。)までの間に限る。

2 前項の規定による基本手当の支給を受けるには、当該休業について厚生労働省令の定めるところにより厚生労働大臣の確認を受けなければならない。

3 前項の確認があつた場合における雇用保険法(第七条を除く。)の規定の適用については、その者は、当該休業の最初の日の前日において離職したものとみなす。この場合において、同法第13条第2項中「該当する者()とあるのは「該当する者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条第3項の規定により離職したものとみなされた者(いずれも)」と、同法第23条第2項中「受

給資格者（）」とあるのは「受給資格者又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条第 3 項の規定により離職したものとみなされた者で第 13 条第 1 項（同条第 2 項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により基本手当の支給を受けることができる資格を有するもの（いずれも）」とする。

- 4 第 1 項の規定による基本手当の支給については、雇用保険法第 10 条の 3、第 15 条、第 21 条、第 30 条及び第 31 条の規定の適用について厚生労働省令で特別の定めをすることができる。
- 5 第 1 項に規定する政令で定める地域にある雇用保険法第 5 条第 1 項に規定する適用事業に雇用されている労働者で、同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢継続被保険者又は同法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものについては、その者を高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなして、前各項の規定により基本手当を支給するものとする。この場合において、第 1 項の規定において適用される同法第 17 条第 4 項第二号ニ中「30 歳未満」とあるのは「30 歳未満又は 65 歳以上」と、同法第 22 条第 2 項第一号中「45 歳以上 65 歳未満」とあるのは「45 歳以上」と、同法第 23 条第 1 項第一号中「60 歳以上 65 歳未満」とあるのは「60 歳以上」とする。
- 6 第 2 項の確認を受けた者（指定期日までの間において従前の事業主との雇用関係が終了した者を除く。）は、雇用保険法 の規定の適用については、指定期日の翌日に従前の事業所に雇用されたものとみなす。ただし、指定期日までに従前の事業所に再び就業し、又は従前の事業主の他の事業所に就業するに至った者は、就業の最初の日に雇用されたものとみなす。
- 7 第 5 項の規定により高年齢継続被保険者等以外の被保険者とみなされた者と従前の事業主との雇用関係が終了した場合（新たに雇用保険法 の規定による受給資格、高年齢受給資格又は特例受給資格を取得した場合を除く。）には、その雇用関係が終了した日後におけるその者に関する同法第 3 章 の規定の適用については、厚生労働省令で特別の定めをすることができる。
- 8 第 2 項の確認に関する処分については、雇用保険法第 6 章 及び第 81 条 の規定を準用する。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、昭和 37 年 4 月 1 日以後に発生した災害について適用する。

附 則 （昭和 38 年 3 月 31 日法律第 71 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、昭和 38 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 38 年 7 月 11 日法律第 133 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の規定は、この法律の施行の日から起算して 3 箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

附 則 （昭和 38 年 8 月 1 日法律第 162 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 39 年 7 月 1 日法律第 129 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 39 年 12 月 24 日法律第 184 号） 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和 39 年 7 月 1 日以後の天災及びこれによる災害につき適用する。

附 則 （昭和 40 年 5 月 1 日法律第 53 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 40 年 6 月 2 日法律第 108 号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、同日以後に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第 2 条第 1 項の規定による指定又は開拓営農振興臨時措置法第 5 条の 2 第 1 項の規定による指定のあつた天災又は異常な天然現象及び同日以後に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚災害法」という。）第 2 条第 2 項の規定により同法第 8 条第 1 項に規定する措置が指定された災害につき適用する。
- 2 この法律の施行の日の前日までに天災融資法第 2 条第 1 項の規定による指定又は開拓営農振興臨時措置法第 5 条の 2 第 1 項の規定による指定のあつた天災又は異常な天災現象及び同日までに激甚災害法第 2 条第 2 項の規定により同法第 8 条第 1 項に規定する措置が指定された災害であつて、昭和 39 年 7 月 1 日以後に発生したものについては、前項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から、それぞれ、改正後の天災融資法第 2 条第 4 項第一号及び第二号、改正後の開拓営農振興臨時措置法第 5 条の 2 第 2 項並びに改正後の激甚災害法第 8 条第 1 項の規定を適用する。

附 則 （昭和 41 年 3 月 31 日法律第 27 号） 抄

（施行期日）

- 第 1 条** この法律は、昭和 41 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 42 年 6 月 26 日法律第 43 号） 抄

（施行期日）

- 第 1 条** この法律は、昭和 42 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 42 年 7 月 13 日法律第 56 号） 抄

（施行期日）

- 第 1 条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第 6 条及び附則第 13 条から第 31 条までの規定は、公布の日から起算して 3 月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過規定)

第20条 附則第13条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第3条第1項に規定する貸付けに係る貸付金及び同法第5条第2項の中小企業共同工場については、前条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和42年7月29日法律第98号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和44年6月10日法律第41号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和44年12月9日法律第83号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 次号から第4号までに掲げる規定以外の規定 昭和45年1月1日

附 則 (昭和44年12月9日法律第85号)

この法律(第1条を除く。)は、徴収法の施行の日から施行する。

附 則 (昭和45年5月18日法律第69号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第11条から第24条までの規定は、公布の日から起算して4月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （昭和 46 年 11 月 29 日法律第 115 号）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第 2 条第 1 項の規定による指定のあつた天災及びこの法律の施行前に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 2 条第 2 項の規定により同法第 8 条第 1 項又は第 15 条に規定する措置が指定された災害に関しては、なお従前の例による。

附 則 （昭和 47 年 12 月 8 日法律第 131 号）

この法律は、公布の日から施行し、昭和 47 年 6 月 1 日以後の災害につき適用する。

附 則 （昭和 48 年 7 月 5 日法律第 46 号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 49 年 12 月 28 日法律第 117 号）

この法律は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （昭和 50 年 7 月 11 日法律第 60 号）

この法律は、公布の日から起算して 1 月を経過した日から施行する。

附 則 （昭和 50 年 7 月 11 日法律第 61 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

（産業教育振興法等の一部改正に伴う経過措置）

第14条 この法律の施行前に、附則第七条の規定による改正前の産業教育振興法第19条の規定、附則第8条の規定による改正前の理科教育振興法第9条の規定、附則第九条の規定による改正前の高等学校の定時制教育及び通信教育振興法第9条の規定、附則第10条の規定による改正前の私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律第2条の規定、附則第11条の規定による改正前のスポーツ振興法第20条の規定又は前条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第17条の規定により、学校法人又は学校法人以外の私立の学校の設置者に対してした補助に関しては、なお従前の例による。

附 則 （昭和50年10月27日法律第69号）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律の施行前に天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第1項又は第3項の規定による指定のあつた天災及びこの法律の施行前に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第2項の規定により同法第8条第1項若しくは第2項又は第15条に規定する措置が指定された災害に関しては、なお従前の例による。

附 則 （昭和53年7月5日法律第87号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第64条の4第1項、第66条、第67条、第68条第1項、第2項及び第4項、第69条並びに第69条の2第2項の改正規定、第69条の3の次に1条を加える改正規定、第70条第1項及び第3項の改正規定、同条を第71条とする改正規定並びに第72条を削り、第71条を第72条とする改正規定 昭和54年1月1日
- 二 第18条の8、第22条第2項及び第22条の3第2項の改正規定、第78条第六号を削る改正規定、第80条第一号及び第81条の改正規定、第82条第2項の表の改正規定（淡水区水産研究所の項を削る部分

に限る。)、第 83 条の改正規定、同条の次に 1 条を加える改正規定並びに第 87 条の改正規定 昭和 54 年 3 月 31 日までの間において、各規定につき、政令で定める日

三 第 18 条第 3 項、第 18 条の 3 第 2 項及び第 21 条第 2 項の改正規定 昭和 55 年 3 月 31 日までの間において、各規定につき、政令で定める日

附 則 (昭和 53 年 10 月 27 日法律第 97 号)

この法律は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第 2 条第 4 項第一号及び第 8 項並びに第 2 条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 8 条及び第 15 条第 1 項の規定は、昭和 53 年 6 月 1 日以後に発生した天災又は災害につき適用する。

附 則 (昭和 55 年 6 月 10 日法律第 80 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 56 年 4 月 10 日法律第 21 号)

この法律は、公布の日から施行し、昭和 55 年 12 月 1 日以後に発生した災害につき適用する。

附 則 (昭和 56 年 6 月 11 日法律第 79 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 57 年 5 月 13 日法律第 45 号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

- 4 第3条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第24条の規定は、この法律の施行の日以後に発行について同意又は許可を得た地方債について適用し、同日前に発行を許可された地方債については、なお従前の例による。
- 5 平成17年度までの間、前項の規定の適用については、同項中「発行について同意又は許可を得た」とあるのは、「発行を許可された」とする。

附 則 （昭和57年5月18日法律第50号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和57年8月31日法律第87号）

この法律は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第4項第一号及び第8項並びに第2条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第8条及び第15条第1項の規定は、昭和57年7月5日以後に発生した天災又は災害につき適用する。

附 則 （昭和59年4月27日法律第19号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）
- 8 施行日前に発生した災害の災害復旧事業については、前項の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第24条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （昭和59年5月11日法律第28号） 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後に発生した災害について適用する。

附 則 （昭和 59 年 7 月 13 日法律第 54 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、昭和 59 年 8 月 1 日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 22 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （昭和 59 年 12 月 25 日法律第 87 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

（政令への委任）

第 28 条 附則第 2 条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （昭和 61 年 5 月 16 日法律第 50 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 61 年 12 月 4 日法律第 93 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

（政令への委任）

第 42 条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 （昭和 63 年 3 月 31 日法律第 14 号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成2年6月27日法律第50号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成2年6月29日法律第58号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成3年1月1日から施行する。

附 則 (平成5年5月21日法律第48号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成6年4月1日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第9条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成5年11月12日法律第89号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、行政手続法(平成5年法律第88号)の施行の日から施行する。

(諮問等がされた不利益処分に関する経過措置)

第2条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第13条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第3条 第23条の規定の施行前に、同条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第17条第3項において準用する私立学校振興助成法第13条第1項の規定による通知がされた場合においては、当該通知に係る収容定員を超える入学又は入園に関して是正を命ずる措置の手續に関しては、第23条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第13条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第14条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聴聞、聴問若しくは聴聞会（不利益処分に係るものを除く。）又はこれらのための手續は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第15条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成6年6月29日法律第49号） 抄

(施行期日)

1 この法律中、第1章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律（平成6年法律第48号）中地方自治法（昭和22年法律第67号）第2編第12章の改正規定の施行の日から、第2章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第3編第3章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 （平成6年6月29日法律第57号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成7年4月1日から施行する。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第29条 施行日前に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条第5項の規定により基本手当の支給を受けることができることとされた者に係る基本手当の日額及び所定給付日数については、なお従前の例による。

附 則 （平成6年7月1日法律第84号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第3条中母子保健法第18条の改正規定（「又は保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。）は平成7年1月1日から、第2条、第4条、第5条、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条、第17条、第18条及び第20条の規定並びに第21条中優生保護法第22条の改正規定（「及び保健所を設置する市」を「、保健所を設置する市及び特別区」に改める部分を除く。）及び同法第30条の改正規定並びに附則第3条から第11条まで、附則第23条から第37条まで及び附則第39条の規定並びに附則第41条中厚生省設置法第6条の改正規定（「優生保護相談所の設置を認可し、及び」を削る部分に限る。）は平成9年4月1日から施行する。

附 則 （平成8年5月31日法律第55号） 抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

15 この法律による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第22条第1項の規定は、平成8年度以降の年度の予算に係る国の補助（平成7年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成8年度以降の年度に支出すべきものとされたものを除く。）について適用し、平成7年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成8年度以降の年度に支出すべきものとされた国の補助及び平成7年度以前の年度の歳出予算に係る国の補助で平成8年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成 10 年 3 月 31 日法律第 22 号） 抄

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行し、施行の日以後に発生した災害について適用する。

附 則 （平成 10 年 4 月 17 日法律第 40 号） 抄

（施行期日）

- 第 1 条** この法律は、公布の日から施行する。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

- 第 5 条** 施行日前に発生した災害の災害復旧事業については、前条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 （平成 10 年 9 月 28 日法律第 110 号）

この法律は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 10 年 10 月 2 日法律第 114 号） 抄

（施行期日）

- 第 1 条** この法律は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

- 第 28 条** 施行日前に行われた前条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 3 条第 1 項第十号及び第十一号並びに第 19 条に規定する事業については、なお従前の例による。

附 則 （平成 11 年 7 月 16 日法律第 87 号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第1条中地方自治法第250条の次に5条、節名並びに2款及び款名を加える改正規定（同法第250条の9第1項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第40条中自然公園法附則第9項及び第10項の改正規定（同法附則第10項に係る部分に限る。）、第244条の規定（農業改良助長法第14条の3の改正規定に係る部分を除く。）並びに第472条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第6条、第8条及び第17条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第7条、第10条、第12条、第59条ただし書、第60条第4項及び第5項、第73条、第77条、第157条第4項から第6項まで、第160条、第163条、第164条並びに第202条の規定 公布の日
（国等の事務）

第159条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第161条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。
（処分、申請等に関する経過措置）

第160条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第163条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第2条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそ

それぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第 161 条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第 2 条第 9 項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第 162 条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第 163 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 164 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第 18 条、第 51 条及び第 184 条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第 250 条 新地方自治法第 2 条第 9 項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づ

く政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第 251 条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第 252 条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則 （平成 11 年 12 月 22 日法律第 222 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 2 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三 第 4 条の規定並びに第 7 条中中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第 9 条の改正規定並びに附則第 4 条から第 6 条までの規定、附則第 15 条中激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 13 条の改正規定、附則第 16 条の規定、附則第 18 条中中小売商業振興法（昭和 48 年法律第 101 号）第 5 条の 2 の改正規定、附則第 20 条中中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成 3 年法律第 57 号）第 11 条の改正規定、附則第 23 条中中小企業流通業務効率化促進法（平成 4 年法律第 65 号）第 8 条の改正規定、附則第 25 条中エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成 5 年法律第 18 号）第 22 条の改正規定、附則第 26 条、第 27 条及び第 29 条の規定、附則第 30 条中中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する

る法律（平成 10 年法律第 92 号）第 25 条の改正規定、附則第 31 条中新事業創出促進法（平成 10 年法律第 152 号）第 21 条の改正規定、附則第 32 条中中小企業経営革新支援法（平成 11 年法律第 18 号）第 7 条、第 12 条及び附則第 3 条の改正規定、附則第 34 条中産業活力再生特別措置法（平成 11 年法律第 131 号）第 25 条及び第 27 条の改正規定、附則第 35 条中中央省庁等改革関係法施行法第 902 条の改正規定並びに附則第 36 条の規定 平成 12 年 4 月 1 日

附 則 （平成 12 年 5 月 12 日法律第 59 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第 27 条 施行日前に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 25 条第 1 項又は第 5 項の規定により基本手当の支給を受けることができることとされた者に係る基本手当の日額並びに雇用保険法第 20 条の規定による期間及び日数並びに同法第 22 条第 1 項に規定する所定給付日数については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 41 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成 12 年 5 月 31 日法律第 98 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 12 年 5 月 31 日法律第 99 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 13 年 12 月 7 日法律第 146 号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成14年7月31日法律第98号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第1章第1節(別表第1から別表第4までを含む。)並びに附則第28条第2項、第33条第2項及び第3項並びに第39条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第38条 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第39条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成14年11月22日法律第109号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成14年11月29日法律第119号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年4月30日法律第31号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成15年5月1日から施行する。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第31条 施行日前に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条第1項又は第5項の規定により基本手当の支給を受けることができることとされた者に係る基本手当の日額及び新雇用保険法第22条第1項に規定する所定給付日数については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第41条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成17年7月6日法律第82号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月21日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第117条 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第38条の8(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第13条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第70条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第27条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第8条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第39条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第70条(第二号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第42条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされ

る旧公社法第 71 条及び第 72 条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第 2 条第 2 項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第 104 条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第 24 条、第 44 条、第 101 条、第 103 条、第 116 条から第 118 条まで及び第 122 条の規定 公布の日
- 二 第 5 条第 1 項（居宅介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所及び共同生活援助に係る部分を除く。）、第 3 項、第 5 項、第 6 項、第 9 項から第 15 項まで、第 17 項及び第 19 項から第 22 項まで、第 2 章第 1 節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第 28 条第 1 項（第二号、第四号、第五号及び第八号から第十号までに係る部分に限る。）及び第 2 項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第 32 条、第 34 条、第 35 条、第 36 条第 4 項（第 37 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 38 条から第 40 条まで、第 41 条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。）、第 42 条（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第 44 条、第 45 条、第 46 条第 1 項（指定相談支援事業者に係る部分に限る。）及び第 2 項、第 47 条、第 48 条第 3 項及び第 4 項、第 49 条第 2 項及び第 3 項並びに同条第 4 項から第 7 項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第 50 条第 3 項及び第 4 項、第 51 条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第 70 条から第 72 条まで、第 73 条、第 74 条第 2 項及び第 75 条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第 2 章第 4 節、第 3 章、第 4 章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第 5 章、第 92 条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号

及び第四号、第 93 条第二号、第 94 条第 1 項第二号（第 92 条第三号に係る部分に限る。）及び第 2 項、第 95 条第 1 項第二号（第 92 条第二号に係る部分を除く。）及び第 2 項第二号、第 96 条、第 110 条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第 111 条及び第 112 条（第 48 条第 1 項の規定を同条第 3 項及び第 4 項において準用する場合に係る部分に限る。）並びに第 114 条並びに第 115 条第 1 項及び第 2 項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第 18 条から第 23 条まで、第 26 条、第 30 条から第 33 条まで、第 35 条、第 39 条から第 43 条まで、第 46 条、第 48 条から第 50 条まで、第 52 条、第 56 条から第 60 条まで、第 62 条、第 65 条、第 68 条から第 70 条まで、第 72 条から第 77 条まで、第 79 条、第 81 条、第 83 条、第 85 条から第 90 条まで、第 92 条、第 93 条、第 95 条、第 96 条、第 98 条から第 100 条まで、第 105 条、第 108 条、第 110 条、第 112 条、第 113 条及び第 115 条の規定 平成 18 年 10 月 1 日

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第 87 条 附則第 41 条第 1 項又は第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設又は附則第 58 条第 1 項に規定する知的障害者援護施設（附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法第 21 条の 8 に規定する知的障害者通勤寮を除く。）は、障害者支援施設とみなして、前条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第 3 条第 1 項の規定を適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第 121 条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第 122 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成 19 年 4 月 23 日法律第 30 号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一の一 第1条中雇用保険法の目次の改正規定、同法第6条、第13条、第14条、第17条第1項及び第2項、第35条、第37条第1項、第37条の2第2項、第37条の3第1項、第37条の5、第38条第3項、第39条、第40条第1項、第56条第2項、第61条の4、第61条の7第2項、第72条第1項、附則第3条並びに附則第七条の改正規定並びに同法附則に三条を加える改正規定(同法附則第10条を加える部分を除く。)並びに第3条中船員保険法第33条ノ3、第33条ノ10第3項、第33条ノ12第3項、第33条ノ16ノ2第1項、第33条ノ16ノ4第1項第一号及び第34条の改正規定、同法第36条に1項を加える改正規定、同法第59条第5項第一号の改正規定(「第33条ノ3第2項各号」を「第33条ノ3第3項各号」に改める部分に限る。)、同項第二号の改正規定、同法第60条第1項第一号の改正規定(「第33条ノ3第2項各号」を「第33条ノ3第3項各号」に改める部分に限る。)、同項第二号の改正規定、同項第三号の改正規定(「第33条ノ3第2項各号」を「第33条ノ3第3項各号」に改める部分に限る。)、同項第四号の改正規定、同法附則第23項の改正規定並びに同法附則第24項の次に6項を加える改正規定(同法附則第25項から第28項までを加える部分を除く。)並びに附則第3条から第5条まで、第10条、第11条、第13条、第14条、第16条、第17条、第61条、第63条、第66条及び第69条の規定、附則第70条中国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)附則第11条の次に1項を加える改正規定並びに同法附則第12条の8の2第1項及び第5項の改正規定、附則第74条及び第75条の規定、附則第76条中地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)附則第17条の次に1項を加える改正規定並びに同法附則第26条の2第1項及び第4項の改正規定、附則第95条の規定並びに附則第百217条中郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)附則第87条第1項の改正規定 平成19年10月1日

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第75条 附則第1条第一号の二に掲げる規定の施行の日前に前条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第25条第3項の規定により離職したものとみなされた者に係る基本手当の受給資格については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第141条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この項において同じ。）

の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第108条第2項の規定により読み替えられた新介護労働者法第17条第三号の規定が適用される場合における施行日から平成22年3月31日までの間にした行為に対する附則第108条第2項の規定により読み替えられた新介護労働者法第31条第二号の罰則の適用については、同年4月1日以後も、なお従前の例による。

（検討）

第142条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況等を勘案し、この法律により改正された雇用保険法等の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（政令への委任）

第143条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成19年5月25日法律第58号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成20年10月1日から施行する。

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第5条 商工組合中央金庫が第25条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第15条第1項の規定に基づき貸し付けた資金に係る貸付けの利率その他の事項については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第8条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第9条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(調整規定)

第10条 この法律及び株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）、株式会社日本政策投資銀行法（平成19年法律第85号）又は地方公営企業等金融機構法（平成19年法律第64号）に同一の法律の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該法律の規定は、株式会社商工組合中央金庫法、株式会社日本政策投資銀行法又は地方公営企業等金融機構法によってまず改正され、次いでこの法律によって改正されるものとする。

附 則 （平成19年6月1日法律第70号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成19年7月6日法律第109号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成22年4月1日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第六条まで、第8条、第9条、第12条第3項及び第4項、第29条並びに第36条の規定、附則第63条中健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第18条第1項の改正規定、附則第64条中特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）附則第23条第1項、第67条第1項及び第191条の改正規定並びに附則第66条及び第75条の規定 公布の日

(処分、申請等に関する経過措置)

第73条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下同じ。）の施行前に法令の規定により社会保険庁長官、地方社会保険事務局長又は社会保険事務所長（以下「社会保険庁長官等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣、地方厚生局長若しくは地方厚生支局長又は機構（以下「厚生労働大臣等」という。）がした裁定、承認、指定、認可その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 この法律の施行の際現に法令の規定により社会保険庁長官等に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の相当規定に基づいて、厚生労働大臣等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 この法律の施行前に法令の規定により社会保険庁長官等に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、この法律の施行後の法令の相当規定により厚生労働大臣等に対して、報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律の施行後の法令の規定を適用する。
- 4 なお従前の例によることとする法令の規定により、社会保険庁長官等がすべき裁定、承認、指定、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は社会保険庁長官等に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律の施行後の法令の規定に基づく権限又は権限に係る事務の区分に応じ、それぞれ、厚生労働大臣等がすべきものとし、又は厚生労働大臣等に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第74条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第75条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成22年12月10日法律第71号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 三 第2条の規定(障害者自立支援法目次の改正規定、同法第1条の改正規定、同法第2条第1項第一号の改正規定、同法第3条の改正規定、同法第4条第1項の改正規定、同法第2章第2節第3款中第31条の次に1条を加える改正規定、同法第42条第1項の改正規定、同法第77条第1項第一号の改正規定

並びに同法第 77 条第 3 項及び第 78 条第 2 項の改正規定を除く。）、第 4 条の規定（児童福祉法第 24 条の 11 第 1 項の改正規定を除く。）及び第 6 条の規定並びに附則第 4 条から第 10 条まで、第 19 条から第 21 条まで、第 35 条（第一号に係る部分に限る。）、第 40 条、第 42 条、第 43 条、第 46 条、第 48 条、第 50 条、第 53 条、第 57 条、第 60 条、第 62 条、第 64 条、第 67 条、第 70 条及び第 73 条の規定 平成 24 年 4 月 1 日までの間において政令で定める日

附 則 （平成 23 年 5 月 2 日法律第 40 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 23 年 8 月 30 日法律第 105 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

六 第 14 条（地方自治法別表第 1 地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）の項の改正規定に限る。）、第 15 条及び第 16 条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 条及び第 13 条の改正規定に限る。）の規定並びに附則第 14 条、第 85 条、第 86 条、第 94 条、第 99 条（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和 46 年法律第 70 号）附則第 1 条第 2 項ただし書の改正規定（「許可を得たもの」の下に「（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされたもののうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。）」を加える部分に限る。）に限る。）及び第 123 条第 1 項の規定 公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 （平成 24 年 6 月 27 日法律第 51 号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第2条、第4条、第6条及び第8条並びに附則第5条から第8条まで、第12条から第16条まで及び第18条から第26条までの規定 平成26年4月1日

附 則 （平成24年8月22日法律第67号） 抄

この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。

附 則 （平成25年6月21日法律第57号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第3条（中小企業支援法第九条の改正規定に限る。）、第9条、次条並びに附則第3条、第8条、第9条、第12条、第13条及び第17条から第25条までの規定 平成27年3月31日

（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第9条 前条の規定による改正前の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下この条において「旧激甚災害法」という。）第13条第1項の適用を受けた旧助成法第3条第1項の小規模企業者等設備導入資金貸付事業に係る貸付金であって旧設備資金貸付事業又は旧設備貸与事業に係るものの償還期間の延長並びに旧激甚災害法第13条第2項の適用を受けた旧設備資金貸付事業に係る貸付金の償還期間及び旧設備貸与事業に係る対価の支払期間の延長については、なお従前の例による。

附 則 （平成25年12月11日法律第98号） 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第28条及び第39条の規定 公布の日

7 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令〔関係部分〕

〔昭和37年10月10日 政令第403号〕
最近改正
〔平成25年2月6日 政令第28号〕

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、この政令を制定する。

第1章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（第1条—第13条）

第2章 農林水産業に関する特別の助成（第14条—第23条の2）

第3章 中小企業に関する特別の助成（第24条—第32条）

第4章 その他の特別の財政援助及び助成（第33条—第48条）

附則

第1章 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

（特定地方公共団体の基準等）

第1条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第3条第1項の政令で定める基準に該当する都道府県又は市町村は、その年に発生した激甚災害（法第2条第1項の規定により激甚災害として指定され、かつ、同条第2項の規定により当該事項に係る法の規定の適用が指定された災害をいう。以下同じ。）に係る法第3条第1項各号に掲げる事業ごとの当該都道府県又は市町村の負担額を合算した額の当該激甚災害が発生した年の4月1日の属する会計年度における当該都道府県又は市町村の標準税収入（法第4条第1項第一号の標準税収入をいう。以下同じ。）に対する割合が都道府県にあつては100分の10、市町村にあつては100分の5を超えるものとする。

2 前項の都道府県又は市町村は、同項の事業に関する主務大臣が告示する。

（政令で定める公共土木施設）

第2条 法第3条第1項第二号の政令で定める施設は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第1条各号に掲げる公共土木施設で、法第3条第1項第二号に掲げる事業に係る国の負担割合が3分の2未満のものとする。

（堆積土砂に関する施設等の範囲）

第3条 法第3条第1項第十二号の政令で定める施設は、次の各号に掲げる施設（当該施設に係る堆積した泥土、砂礫、岩石、樹木等の排除が当該施設の維持又は修繕に属する事業として当該事業に関する主務大臣が認めるものを除く。）とする。

- 一 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川
- 二 道路法（昭和27年法律第180号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）による道路
- 三 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園その他地方公共団体が設置し、及び管理する公園及び緑地（自然公園法（昭和32年法律第161号）による自然公園を除く。）
- 四 下水道法（昭和33年法律第79号）による公共下水道（終末処理場を除く。）及び都市下水路
- 五 地方公共団体又はその機関が管理する運河（これに附属する公共施設を含む。）、溝渠及び広場
- 六 地方公共団体が維持管理する貯木場及び木材流送路（以下次条、第11条及び第21条において「林業用施設」という。）
- 七 漁業法（昭和24年法律第267号）による漁業権の設定されている水域（以下次条及び第11条において「漁場」という。）

（堆積の程度）

第4条 法第3条第1項第十二号の政令で定める程度は、次の各号のいずれかに掲げる程度とする。

- 一 一の市町村の前条各号に掲げる施設の区域内及び当該施設の区域外において、激甚災害に伴い発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下この条及び第21条において「堆積泥土等」という。）のうち、他の法令に国の負担又は補助に関し別段の定めがある排除事業の対象となる堆積泥土等、国がその費用の一部を負担し、又は補助する災害復旧事業に附随して行う排除

事業の対象となる堆積泥土等並びに林業用施設及び漁場の区域内の堆積泥土等を除いた堆積泥土等（以下「特定堆積泥土等」という。）の量が 30,000 立方メートル以上であること。

二 一の市町村の前条各号に掲げる施設の区域内及び当該施設の区域外において、2,000 立方メートル以上の一団をなす特定堆積泥土等又は 50 メートル以内の間隔で連続する特定堆積泥土等でその量が 2,000 立方メートル以上であるものについて当該市町村が施行する排除事業の事業費の合計額が、当該激甚災害が発生した年の 4 月 1 日の属する会計年度における当該市町村の標準税収入の 10 分の 1 に相当する額を超えること。

三 一の林業用施設の区域において、堆積泥土等の量が 10,000 立方メートル以上であること。

四 一の市町村の地先の漁場の区域において、樹木を除く堆積泥土等の量が 50,000 立方メートル以上であり、かつ、平均の堆積高が 20 センチメートル以上であること、又は堆積泥土等である樹木が 1,000 本以上であり、かつ、1 平方キロメートル当たり 200 本以上であること。

（浸水状態の程度）

第 5 条 法第 3 条第 1 項第十四号 の政令で定める程度は、激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した 1 団の地域につき、浸水面積が引き続き 1 週間以上にわたり 30 ヘクタール以上であることとする。

（市町村の特別財政援助額の算定方法）

第 6 条 特定地方公共団体（法第 3 条第 1 項 に規定する特定地方公共団体をいう。以下同じ。）である市町村に係る法第 4 条第 1 項 に規定する特別財政援助額（以下「特別財政援助額」という。）は、法第 3 条第 1 項 各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額を合算した額を次の各号に定める額に区分して順次に当該各号に定める率を乗じて算定した額を合算した金額とする。

一 激甚災害が発生した年の 4 月 1 日の属する会計年度における当該市町村の標準税収入の 100 分の 5 をこえ、100 分の 10 までに相当する額については、100 分の 60

二 前号に規定する標準税収入の 100 分の 10 をこえ、100 分の 100 までに相当する額については、100 分の 70

三 第一号に規定する標準税収入の 100 分の 100 をこえ、100 分の 200 までに相当する額については、100 分の 75

四 第一号に規定する標準税収入の100分の200をこえ、100分の400までに相当する額については、100分の80

五 第一号に規定する標準税収入の100分の400をこえる額に相当する額については、100分の90
(事業ごとの地方公共団体の負担額)

第7条 法第4条第1項に規定する法第3条第1項各号に掲げる事業ごとの都道府県の負担額又は前条に規定する法第3条第1項各号に掲げる事業ごとの市町村の負担額は、その年に発生した激甚災害について、次に定めるところにより算出した金額を合算した金額とする。

一 都道府県若しくは市町村又はその機関が施行する事業(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童厚生施設及び同法第44条の2に規定する児童家庭支援センター並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第16項に規定する結核指定医療機関(以下この条及び第12条において「児童厚生施設等」という。)に係る事業を除く。)で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、法令の規定又は当該事業に関する主務大臣の定めるところにより当該主務大臣が激甚災害の発生後遅滞なく算定した事業費の額(法令の規定により当該費用に充てる収入金があるときは、その収入金の額を当該事業費の額から控除した額とし、以下「査定事業費の額」という。)から国が負担し、又は補助する額を控除した金額

二 都道府県若しくは市町村の組合若しくは港務局(港湾法(昭和25年法律第218号)に基づく港務局をいう。以下同じ。)又は当該組合の管理者若しくは長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第287条の3第2項(同法第291条の13において準用する場合を含む。)の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く組合にあつては、理事会)若しくは港務局の長が施行する事業で国が費用の一部を負担し、又は補助するものについては、査定事業費の額に対する当該組合の規約又は港務局の定款で定められた分担割合による当該都道府県又は市町村の分担額からその分担額に対応する国の負担額又は補助額を控除した金額

三 国が施行する事業で都道府県又は市町村が費用の一部を負担するものについては、査定事業費の額について当該都道府県又は市町村が負担する金額

四 国が施行する事業で第二号に規定する組合又は港務局が費用の一部を負担するものについては、査定事業費の額に対する同号に規定する分担割合による当該都道府県又は市町村の分担額

五 市町村（市町村の組合を含む。）が施行する事業で国及び都道府県がそれぞれ費用の一部を負担するものについては、都道府県にあつては査定事業費の額について当該都道府県が負担する金額、市町村にあつては査定事業費の額から国及び都道府県が負担する額を控除した金額（市町村の組合を組織する市町村にあつては、当該組合が施行する事業に係る査定事業費の額に対する当該組合の規約で定められた分担割合による当該市町村の分担額からその分担額に対応する国及び都道府県の負担額を控除した金額）

六 市町村（市町村の組合を含む。）又は社会福祉法人その他の地方公共団体以外の者が施行する事業（児童厚生施設等に係る事業を除く。）で都道府県（地方自治法第 252 条の 19 第 1 項 の指定都市及び同法第 252 条の 22 第 1 項 の中核市を含む。以下この号及び第 9 条第 4 項において同じ。）が費用の一部を負担し、又は補助し、国が当該都道府県の負担し、又は補助する金額の一部を負担し、又は補助するものについては、都道府県にあつては査定事業費の額について都道府県が負担し、又は補助する金額から国が当該都道府県に対して負担し、又は補助する金額を控除した金額、市町村にあつては査定事業費の額から都道府県が負担し、又は補助する額を控除した金額（市町村の組合を組織する市町村にあつては、当該組合が施行する事業に係る査定事業費の額に対する当該組合の規約で定められた分担割合による市町村の分担額から当該市町村の分担額に対応する都道府県の負担額又は補助額を控除した金額）

七 都道府県又は市町村が施行する事業でその事業費につき国が費用を負担しないもの（児童厚生施設等に係る事業を除く。）については、査定事業費の額

2 法第 3 条第 1 項第五号 から第十号 までに掲げる災害復旧事業に係る前項の査定事業費には、一の施設についてその復旧に要する費用の額が 60 万円（児童福祉法第 39 条第 1 項 に規定する保育所及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第 12 項 に規定する感染症指定医療機関（同条第 16 項 に規定する結核指定医療機関を除く。）については、30 万円）未満のものは、算入しないものとする。

（特別財政援助額の事業別の交付等の方法）

第 8 条 国は、特定地方公共団体に係る特別財政援助額を次の算式により法第 3 条第 1 項 各号に掲げる事業ごとに分割し、その分割した特別財政援助額（以下「事業別財政援助額」という。）の当該各事

業に係る査定事業費の額等に対する割合を、次項から第4項まで又は次条に定めるところにより、これらの事業に係る国の負担割合に加算して、交付金を交付し、又は負担金を減少するものとする。法第3条第1項 各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額×(特定地方公共団体に係る特別財政援助額÷法第3条第1項 各号に掲げる事業ごとの特定地方公共団体の負担額の合算額)

2 前条第1項第一号又は第二号に掲げる事業については、事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合をこれらの事業に係る国の負担割合に加算し、同項第三号又は第四号に掲げる事業については、事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合をこれらの事業に係る特定地方公共団体の負担割合から減少するものとする。

3 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業については、これらの事業を一の事業とみなして第1項の規定を適用するものとし、当該一の事業としての事業別財政援助額の前条第1項第一号又は第三号に該当する事業に係る査定事業費の額及び同項第二号又は第四号に該当する事業に係る特定地方公共団体の分担額の総額に対する割合（同項第二号又は第四号に該当する事業にあつては、その割合に当該組合の規約又は港務局の定款で定める特定地方公共団体の分担割合を乗じて得た割合）を前項に規定する事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合とみなして同項の規定を適用するものとする。

4 前条第1項第七号に掲げる事業については、事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合をその事業に係る交付金の割合とする。

第九条 第7条第1項第五号に掲げる事業については、国の負担割合にあつては、市町村の事業別財政援助額及び都道府県の事業別財政援助額を合算した額の査定事業費の額に対する割合を当該負担割合に加算するものとし、特定地方公共団体である都道府県の負担割合にあつては、当該事業に関する主務大臣の定めるところにより、当該都道府県の事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合を当該負担割合から減少するものとする。

2 市町村（市町村の組合を含む。）が施行する第7条第1項第六号に掲げる事業については、当該事業を施行する市町村又は当該事業を施行する市町村の組合を組織する市町村が特定地方公共団体である場合においては、当該事業に関する主務大臣の定めるところにより、当該市町村の事業別財政援助額の査定事業費の額に対する割合を当該事業に係る都道府県の負担割合に加算するものとする。

3 前項の規定により都道府県が特定地方公共団体である市町村又はその組織する組合に対して事業別財政援助額を交付する場合における当該都道府県が負担し、又は補助する金額に対する国の負担割合は、国が他の法令の規定により都道府県に交付する負担金又は補助金の額に市町村の事業別財政援助額（当該都道府県が特定地方公共団体である場合には、更に、都道府県の事業別財政援助額を加算した金額）を合算した金額の同項の規定により都道府県が負担し、又は補助する金額に対する割合とする。

4 前項に規定するもののほか、特定地方公共団体である都道府県が費用の一部を負担し、又は補助する第七条第一項第六号に掲げる事業については、都道府県の事業別財政援助額の当該都道府県が負担し、又は補助する金額に対する割合をそれぞれの事業に係る国の負担割合に加算するものとする。

（事業別財政援助額等に係る割合の算定）

第10条 前2条の規定により算定する事業別財政援助額の査定事業費の額等に対する割合は、小数点以下3位まで算出するものとし、4位以下は、四捨五入するものとする。

（排土排水事業に係る主務大臣の区分）

第11条 法第4条第4項の政令で定める区分は、法第3条第1項第十二号に掲げる事業（林業用施設及び漁場に係るものを除く。）、同項第十三号に掲げる事業及び同項第十四号に掲げる事業でその地域が主として市街地である一団の浸水地域に係るものにあつては、国土交通大臣、同項第十二号に掲げる事業（林業用施設及び漁場に係るものに限る。）及び同項第十四号に掲げる事業で国土交通大臣の所掌に属するもの以外のものにあつては、農林水産大臣とする。

（地方公共団体以外の保護施設等の設置者に対する補助）

第12条 法第3条第1項第五号から第六号の二まで又は第九号に掲げる事業について、法第4条第5項の規定により、国が、当該施設の設置者に交付すべきものとして、当該施設の災害復旧事業費の12分の1に相当する額（以下この条において「特別交付額」という。）を当該施設の所在する都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下この条及び第43条において「指定都市」という。）若しくは同法第252条の22第1項の中核市（以下この条において「中核市」という。）に交付する場合は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の区域（都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある指定都市及び中核市の区域を除く。）内にある法第3条第1項第五号から第六号の二まで又は第九号に掲げる事業ごとの施設について、それぞれ次の要件に該当する場合とする。

一 当該区域における生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 40 条 又は第 41 条 の規定により設置された保護施設（以下この条において「保護施設」という。）、児童福祉法第 35 条第 2 項 から第 4 項 までの規定により設置された児童福祉施設（児童厚生施設等を除く。以下この条において「児童福祉施設」という。）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 15 条 の規定により設置された養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホーム（以下この条において「老人ホーム」という。）又は売春防止法（昭和 31 年法律第 118 号）第 36 条 の規定により都道府県が設置した婦人保護施設（市町村又は社会福祉法人が設置した婦人保護施設で都道府県から収容保護の委託を受けているものを含む。以下この条において「婦人保護施設」という。）の数に対する激甚災害を受けた保護施設、児童福祉施設、老人ホーム又は婦人保護施設（その復旧に要する費用の額が、児童福祉法第 39 条第 1 項 に規定する保育所にあつては 30 万円未満、その他の施設にあつては 60 万円未満のものを除く。以下この条において「被災保護施設、被災児童福祉施設、被災老人ホーム又は被災婦人保護施設」という。）の数の割合が 10 分の 1 以上であること。

二 当該区域における被災保護施設、被災児童福祉施設、被災老人ホーム又は被災婦人保護施設の復旧に要する費用の 1 施設当たりの平均額が 80 万円以上であること。

2 特別交付額の交付を受けた都道府県又は指定都市若しくは中核市は、地方公共団体以外の者が設置した被災保護施設、被災児童福祉施設、被災老人ホーム又は被災婦人保護施設ごとに都道府県又は指定都市若しくは中核市が負担し、又は補助する額に当該施設に対する特別交付額を加えた額を、当該施設の設置者に交付しなければならない。

（事業別財政援助額に係る国の交付金の交付等）

第 13 条 第 8 条又は第 9 条の規定による事業別財政援助額に係る交付金は、毎会計年度において交付する法第 3 条第 1 項 各号に掲げる事業に係る負担金若しくは補助金の額又は当該事業の実施状況等に応じて、当該年度内に交付するものとする。ただし、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められる場合においては、翌年度以降において交付することができるものとする。

2 この章に定めるもののほか、法第 4 条 の規定による特別財政援助額の交付等に関し必要な事項は、法第 3 条第 1 項 各号に掲げる事業に関する主務大臣が定める。

第 2 章 農林水産業に関する特別の助成

(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となる地域)

第14条 法第5条第1項の政令で定める地域は、農地及び農業用施設の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する災害復旧事業をいう。以下この条及び次条から第19条までにおいて同じ。）並びに農業用施設の災害関連事業（法第5条第1項に規定する災害関連事業をいう。以下この条及び次条から第18条までにおいて同じ。）に係るものにあつては第一号、林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るものにあつては第二号に掲げる区域とする。

一 その市町村の区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、当該経費につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。以下「暫定措置法」という。）第3条第1項の規定により国が補助する額又は通常国が補助する額を差し引いて得た額（以下この条及び次条から第十七条までにおいて「通常補助控除額」という。）の総額が、その市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を2万円に乗じて得た額をこえる市町村の区域

二 その市町村の区域内にある林道について、その年に発生した激甚災害に係る林道の災害復旧事業及び災害関連事業の通常補助控除額の総額が、当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道のその市町村の区域内における総延長のメートル数を180円に乗じて得た額をこえる市町村の区域

2 前項の区域は、農林水産大臣が告示する。

(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となる額)

第15条 法第5条第2項の政令で定める額は、農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業に係るものにあつては第一号、林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るものにあつては第二号に掲げる額とする。

一 市町村ごとに、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に係る通常補助控除額の総額が、その区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を1万円に乗じて得た額をこえる場合において、そのこえる部分の額を当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

二 市町村ごとに、その区域内にある林道について、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に係る通常補助控除額の総額が、当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道のその市町村の区域内における総延長のメートル数を110円に乗じて得た額をこえる場合において、そのこえる部分の額を奥地幹線林道とその他の林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

(農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置の対象となる額の区分)

第16条 前条各号に掲げる額に相当する部分の額は、次の各号に掲げる事業ごとに、当該各号に掲げる額に区分するものとする。

一 農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業

イ 市町村ごとに、その区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設（以下この号において「農地等」という。）について、その年に発生した激甚災害に係る通常補助控除額の総額（以下この条において「市町村別通常補助控除総額」という。）のうち当該市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けた者の総数を1万円に乗じて得た額をこえ2万円を乗じて得た額までの部分の額を、当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

ロ 市町村ごとに、農地等について、市町村別通常補助控除総額のうち当該市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を2万円に乗じて得た額をこえ6万円を乗じて得た額までの部分の額を、当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

ハ 市町村ごとに、農地等について、市町村別通常補助控除総額のうち当該市町村の区域内にある農地につき耕作の事業を行なう者で当該激甚災害を受けたものの総数を6万円に乗じて得た額をこえる部分の額を、当該農地と農業用施設の災害復旧事業及び農業用施設の災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

二 林道の災害復旧事業及び災害関連事業

イ 市町村ごとに、その区域内にある奥地幹線林道又はその他の林道（以下この号において「奥地幹線林道等」という。）について、市町村別通常補助控除総額のうち当該災害復旧事業及び災害関連事業に

係る林道のその市町村の区域内における総延長のメートル数を百十円に乗じて得た額をこえ 200 円に乗じて得た額までの部分の額を、当該奥地幹線林道とその他の林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

ロ 市町村ごとに、奥地幹線林道等について、市町村別通常補助控除総額のうち当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道のその市町村の区域内における総延長のメートル数を 200 円に乗じて得た額をこえ 500 円に乗じて得た額までの部分の額を、当該奥地幹線林道とその他の林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

ハ 市町村ごとに、奥地幹線林道等について、市町村別通常補助控除総額のうち当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道のその市町村の区域内における総延長のメートル数を 500 円に乗じて得た額をこえる部分の額を、当該奥地幹線林道とその他の林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るそれぞれの通常補助控除額に応じてあん分した額

(農地等の災害復旧事業等に係る特別補助の率)

第 17 条 法第 5 条第 2 項 の政令で定める率は、次のとおりとする。

一 農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業に係るもの

イ 前条第一号イに規定する額については、10 分の 7

ロ 前条第一号ロに規定する額については、10 分の 8

ハ 前条第一号ハに規定する額については、10 分の 9

二 林道の災害復旧事業及び災害関連事業に係るもの

イ 前条第二号イに規定する額については、10 分の 7

ロ 前条第二号ロに規定する額については、10 分の 8

ハ 前条第二号ハに規定する額については、10 分の 9

(農地等の災害復旧事業等に係る補助金の交付等)

第 18 条 法第 5 条第 1 項 の規定により国が補助する額のうち農地、農業用施設又は林道の災害復旧事業に係るものの交付については、その額を暫定措置法第 3 条第 1 項 の規定による補助金とみなして同法の規定を適用する。この場合において、補助を受けようとする都道府県は、農林水産省令で定めるところにより、特別措置適用申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 法第5条第1項の規定により国が補助する額のうち農業用施設又は林道の災害関連事業に係るものは、通常の補助とあわせて、農林水産大臣の定めるところにより交付する。

(農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例の対象となる地域等)

第19条 法第6条の政令で定める地域は、第一号及び第二号に掲げる区域並びに農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第1条の2第一号に掲げる者、同条第二号に掲げる者で農業の振興を主たる目的とするもの若しくは同条第三号に掲げる者が所有する共同利用施設（同号に掲げる者が所有するものにあつては、農業に係るものに限る。）に係るものにあつては第三号、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は同条第二号に掲げる者で林業の振興を主たる目的とするもの若しくは同条第三号に掲げる者が所有する共同利用施設（同号に掲げる者が所有するものにあつては、林業に係るものに限る。）に係るものにあつては第四号、水産業協同組合又は同条第二号に掲げる者で水産業の振興を主たる目的とするもの若しくは同条第三号に掲げる者が所有する共同利用施設（同号に掲げる者が所有するものにあつては、水産業に係るものに限る。）に係るものにあつては第五号に掲げる区域とする。

一 第14条第1項第一号に掲げる区域

二 法第3条第1項第十四号又は法第10条の規定により国がその費用を補助する湛水の排除事業に係る地域に農地の存する市町村の区域（当該市町村の区域内の当該地域に係る農地の面積が当該市町村の区域内の農地の面積に比して著しく狭少と認められる場合にあつては、当該市町村の区域のうち当該地域を含む部分で農林水産大臣の定めるものに限る。）

三 その市町村の区域内において農業を営む者のうち激甚災害に係る天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和30年法律第136号。以下この項において「天災融資法」という。）第2条第2項に規定する特別被害農業者の総数が、その市町村の区域内において農業を営む者のうち当該激甚災害に係る同条第1項に規定する被害農業者の総数の100分の30を超える市町村の区域

四 その市町村の区域内において林業を営む者のうち激甚災害に係る天災融資法第2条第2項に規定する特別被害林業者の総数が、その市町村の区域内において林業を営む者のうち当該激甚災害に係る同条第1項に規定する被害林業者の総数の100分の30を超える市町村の区域

五 その市町村の区域内に住所を有する漁業者のうち激甚災害に係る天災融資法第2条第2項に規定する特別被害漁業者の総数が、その市町村の区域内に住所を有する漁業者のうち当該激甚災害に係る同条第1項に規定する被害漁業者の総数の100分の30を超える市町村の区域

2 前項の区域は、農林水産大臣が告示する。

3 法第6条の規定により読み替えられる暫定措置法第3条第2項第五号の政令で定める額は、激甚災害を受けた共同利用施設についての災害復旧事業の事業費が40万円を超える場合において、その超える部分の額とする。

(開拓者等の施設災害復旧事業に対する補助の対象となる地域等)

第20条 法第7条第一号又は第二号に掲げる施設についての同条の政令で定める地域は、その市町村の区域内にある開拓者の住宅で激甚災害により損壊したもの（全壊したものその他半壊程度以上に損壊したものに限る。）の数が10戸又はその市町村の区域内にある開拓者の住宅の数の100分の10を超える市町村の区域とする。

2 法第7条第三号に掲げる施設についての同条の政令で定める地域は、別に政令で定める水産動植物の養殖施設の種類ごとに、次の各号のいずれかに該当する市町村又は市町村の地先水面の区域とする。

一 被災養殖施設（その市町村又はその市町村の地先水面において激甚災害の発生の際に養殖の用に供されていた養殖施設で当該激甚災害を受けたものをいう。次号において同じ。）の面積又は数が、当該激甚災害の発生の際にその市町村又はその市町村の地先水面において養殖の用に供されていた養殖施設の面積又は数の100分の20を超える市町村又は市町村の地先水面

二 被災養殖施設に係る被害額の合計が2,000万円を超える市町村又は市町村の地先水面

3 前2項の区域は、農林水産大臣が告示する。

(森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助の対象となる区域等)

第21条 法第9条の政令で定める区域は、一の林業用施設の区域において、堆積泥土等の量が1万立方メートル以上である林業用施設の区域とする。

2 前項の区域は、農林水産大臣が告示する。

3 法第9条の政令で定める者は、生産森林組合、森林組合連合会及び中小企業等協同組合とする。

4 法第9条の政令で定める林業用施設は、森林組合又は前項に規定する者の維持管理している貯木場及び木材流送路とする。

(土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助の対象となる区域等)

第22条 法第十条の政令で定める区域は、激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した1団の地域につき、浸水面積が引き続き1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域とする。

2 前項の区域は、農林水産大臣が告示する。

3 国が法第10条の規定により補助を行なうことができる場合は、土地改良区又は土地改良区連合が、第1項の区域のうち、浸水面積について農林水産大臣が財務大臣と協議して定める1定割合以上の面積が土地改良区の地区である区域について、湛水の排除事業を施行する場合とする。

(共同利用小型漁船の建造費の補助の対象となる都道府県等)

第23条 法第11条第1項の政令で定める都道府県は、次の各号の要件のすべてをみたすものとして農林水産大臣が指定する都道府県とする。

一 激甚災害を受けた第3項に規定する小型漁船(沈没し、若しくは滅失し、又は第4項に規定する著しい被害を受けたものに限る。以下この条において「被害小型漁船」という。)で、当該激甚災害を受けた際に、その都道府県の区域内に住所を有する漁業者が所有し、かつ、その営む漁業の用に供していたものの隻数が100隻をこえること。

二 その都道府県の区域の一部をその地区とする漁業協同組合の総数に対するその都道府県の区域の一部をその地区とする被害漁業協同組合(その組合員につきその組合員が当該激甚災害を受けた際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた被害小型漁船(以下この条において「組合員所有被害小型漁船」という。)がある漁業協同組合をいう。)の数の割合が100分の10をこえること。

2 法第11条第2項の政令で定める要件に該当する漁業協同組合は、組合員所有被害小型漁船の隻数が10隻をこえる漁業協同組合又はその組合員が激甚災害の発生の際に所有し、かつ、その営む漁業の用に供していた次項に規定する小型漁船の総隻数に対する組合員所有被害小型漁船の隻数の割合が100分の20をこえる漁業協同組合とする。

3 法第11条第2項の政令で定める小型漁船は、無動力漁船及び総トン数5トン以下の動力漁船とする。

4 法第 11 条第 2 項 の政令で定める著しい被害は、修繕することができないか、又は修繕することが著しく困難な程度の損壊とする。

5 法第 11 条第 2 項 の小型の漁船を建造するために要する経費は、同項 に規定する漁業協同組合が組合員所有被害小型漁船の隻数及び合計総トン数の範囲内における隻数及び合計計画総トン数の小型の漁船を建造するために要する経費に限るものとする。

(森林災害復旧事業に対する補助の対象となる地域等)

第 23 条の 2 法第 11 条の 2 第 1 項 の政令で定める地域は、その市町村の区域内にある森林で激甚災害を受けたものに係る被害額が 1,500 万円（当該激甚災害が暴風雨によるものである場合には、4,500 万円）以上であり、かつ、当該森林で復旧を要するものの面積が 90 ヘクタール（当該激甚災害が暴風雨によるものである場合には、40 ヘクタール）以上である市町村の区域とする。

2 前項の区域は、農林水産大臣が告示する。

3 法第 11 条の 2 第 2 項 の政令で定めるものは、森林法施行令（昭和 26 年政令第 276 号）第 11 条第三号 から第五号 まで及び第八号 に掲げる者並びに造林の事業を行う営利を目的としない法人で農林水産大臣が定めるものとする。

4 法第 11 条の 2 第 2 項 の事業は、被害木等の伐採及び搬出（当該作業を行うために必要な作業路の開設を含む。）にあつては激甚災害の発生した会計年度（以下「災害発生年度」という。）及びこれに続く 3 箇年度以内、被害木等の伐採跡地における造林（当該作業を行うために必要な作業路の開設を含む。）にあつては災害発生年度及びこれに続く 4 箇年度以内、倒伏した造林木の引起こし（当該作業を行うために必要な作業路の開設を含む。）にあつては災害発生年度及び翌年度内に施行するものとする。

5 法第 11 条の 2 第 2 項 の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 激甚災害を受けた人工林（植栽又は播種によつて育成された森林をいう。）の区域のうち、地形その他の自然的条件及び林道の開設その他の林業生産の基盤の整備の状況からみて当該事業を一体として行うことが必要と認められるおおむね五ヘクタール以上の区域について行うものであること。

二 激甚災害を受けた森林の復旧に関し、当該森林に係る公益的機能、被害の態様等に応じて農林水産大臣が定める森林施業に関する基準その他の技術的基準に適合するものであること。

第3章 中小企業に関する特別の助成

(中小企業信用保険法 による災害関係保証の特例)

第24条 法第12条第1項の政令で定める日は、激甚災害の指定があつた日から起算して6月をこえない範囲内において、経済産業大臣が財務大臣と協議して定める日とする。

第25条 法第12条第1項第一号の政令で定める地域は、激甚災害により災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第一号から第三号までのいずれかに該当する被害が発生した市町村（特別区を含む。）の区域（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。次条及び第27条において「激甚災害による被災区域」という。）とする。

(小規模企業者等設備導入資金助成法 による貸付金等の償還期間等の特例)

第26条 法第13条第1項の政令で定める者は、次の各号に該当する者とする。

一 激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、当該激甚災害を受けた小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）第2条第1項に規定する小規模企業者等及び同条第2項に規定する創業者

二 激甚災害による被災区域内にある事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

(事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助の対象となる施設)

第27条 法第14条の倉庫、生産施設、加工施設その他共同施設（以下この条において単に「共同施設」という。）であつて政令で定めるものは、激甚災害による被災区域のうち、事業協同組合、事業協同小組合若しくは協同組合連合会、協業組合又は商工組合若しくは商工組合連合会（以下この条において「事業協同組合等」といい、その施設の災害復旧に要する経費が30万円未満であるものを除く。）の当該激甚災害を受けた施設でその市町村の区域内にあるものの復旧に要する経費の総額を、当該事業協同組合等の数で除して得た額が150万円以上の市町村の区域内にある次の各号に該当する共同施設とする。

一 その施設の災害復旧事業に要する経費が30万円以上の事業協同組合等の共同施設のうち、倉庫、生産施設、加工施設、検査施設、共同作業場及び原材料置場（当該事業協同組合等の運営上経済効果の小さいもの及び当該施設の規模又は能力が当該施設を利用する事業協同組合等の構成員（協同組合連合

会及び商工組合連合会にあつては、その会員たる組合の組合員を含む。以下この条において「利用構成員」という。)の規模又は利用量に比して著しく大であるものを除く。以下この条において「被害共同施設」という。)

二 次のいずれかに掲げる事業協同組合等の被害共同施設

イ その施設の災害復旧事業に要する経費の総額を利用構成員(協業組合にあつては、組合員)の数で除して得た額が10万円以上の事業協同組合等の被害共同施設

ロ 利用構成員のうち、激甚災害による被災区域内に事業所を有し、かつ、当該激甚災害により当該区域内にある事業所又は主要な事業用資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けたものの数が利用構成員の総数の百分の三十を超える事業協同組合等の被害共同施設

第二十八条 削除

第二十九条 削除

第三十条 削除

第三十一条 削除

第三十二条 削除

第4章 その他の特別の財政援助及び助成

(公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助)

第33条 法第16条第1項の政令で定める施設は、法第3条第1項の特定地方公共団体である都道府県又は市町村(当該市町村が加入している市町村の組合を含む。)が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設(以下次条、第35条及び別表第1において「公立社会教育施設」という。)とする。

第34条 法第16条第1項の規定による国の補助は、公立社会教育施設の建物等(同項に規定する建物等をいう。以下第36条において同じ。)のうち、その災害の復旧に要する経費(以下この条、次条、第37条及び第38条において「復旧事業費」という。)の額が一の公立社会教育施設ごとに60万円以上のものについて行うものとする。ただし、明らかに設計の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠つたことに基づいて生じたと認められる被害に係るものについては、補助を行わないものとする。

2 法第 16 条第 1 項 の規定により国が補助する公立社会教育施設の復旧事業費のうち事務費の額は、法第 16 条第 1 項 に規定する工事費（以下第 36 条及び第 37 条において同じ。）に 100 分の 1 を乗じて算定した額とする。

3 公立社会教育施設の復旧事業費のうち設備費の額は、別表第 1 上欄に掲げる公立社会教育施設の種類に応じて同表下欄に掲げる建物 1 坪当たりの基準額に、当該施設の別表第 2 上欄に掲げる建物の被害の程度の区分に応じて同表下欄に掲げる割合及び災害を受けた建物の面積を乗じて算定するものとする。

4 前項の場合において、当該建物の被害の程度に比して設備の被害の程度が著しく大きかつたことその他特別の理由により、当該算定方法によることが著しく不相当であると認められるときは、文部科学大臣は、財務大臣と協議して当該設備費の額を算定することができる。

（都道府県の事務費）

第 35 条 法第 16 条第 3 項 の規定により国が都道府県に交付する経費は、当該都道府県の区域内に存する市町村が当該年度中に行なう公立社会教育施設の災害の復旧に係る復旧事業費の総額、当該災害の復旧を行なう市町村の分布状況等を考慮して、文部科学大臣が交付する。

（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）

第 36 条 法第 17 条第 1 項 の政令で定める建物等は、激甚災害を受けた一の私立の学校の用に供される建物等の復旧に要する工事費の額を被災時における当該私立の学校の幼児、児童、生徒又は学生（以下次条並びに別表第三及び別表第 4 において「児童等」という。）の数で除して得た額が 750 円以上のものとする。

第 37 条 法第 17 条第 1 項 の規定による国の補助は、被災私立学校施設（同項 に規定する被災私立学校施設をいう。以下この条及び次条において同じ。）のうち、その災害の復旧に要する一の私立の学校当たりの工事費の額が、幼稚園にあつては 60 万円以上、特別支援学校にあつては 90 万円以上、小学校及び中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）にあつては 150 万円以上、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）にあつては 210 万円以上、短期大学にあつては 240 万円以上、大学（短期大学を除く。）にあつては 300 万円以上であるものについてそれぞれ行うものとする。ただし、明らかに設計

の不備若しくは工事施行の粗漏に基づいて生じたと認められる被害に係るもの又は著しく維持管理の義務を怠ったことに基づいて生じたと認められる被害に係るものについては、補助を行わないものとする。

2 法第 17 条第 1 項 の規定により国が補助する被災私立学校施設の復旧事業費のうち事務費の額は、工事費に 100 分の 1 を乗じて算定した額とする。

3 被災私立学校施設の復旧事業費のうち設備費の額は、別表第 3 上欄に掲げる学校の種類に応じて同表下欄に掲げる児童等 1 人当たりの基準額に被災時における当該学校の児童等の数（別表第 4 に定めるところにより、補正を行なうものとする。）を乗じて得た額に、当該学校の別表第 2 上欄に掲げる建物の被害の程度の区分に応じて同表下欄に掲げる割合及び災害を受けた建物の同表上欄に掲げる区分による被害の程度ごとの面積の当該学校の建物の全面積に対する割合を乗じて算定するものとする。

4 第 34 条第 4 項の規定は、前項の場合について準用する。

（都道府県の事務費）

第 38 条 法第 17 条第 2 項 において準用する同法第 16 条第 3 項 の規定により国が都道府県に交付する経費は、当該都道府県の区域内に私立の学校を設置する学校法人又は学校法人以外の私立の学校の設置者が当該年度中に行なう被災私立学校施設の復旧事業費の総額、当該災害の復旧に係る私立の学校の分布状況等を考慮して、文部科学大臣が交付する。

（水防資材に関する補助の特例の対象となる地域）

第 39 条 法第 21 条 の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する区域とする。

一 法第 21 条 の規定により都道府県に対し補助する場合にあつては、激甚災害に関し当該都道府県が水防のため使用した次条第 2 項の資材の取得に要した費用が 190 万円を超える都道府県の区域

二 法第 21 条 の規定により水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 2 条第 1 項 に規定する水防管理団体（以下この号及び次条において「水防管理団体」という。）に対し補助する場合にあつては、激甚災害に関し当該水防管理団体が水防のため使用した次条第二項の資材の取得に要した費用が 35 万円を超える水防管理団体の区域

2 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

（水防資材の費用）

第 40 条 法第 21 条 の政令で定める費用は、激甚災害に関し水防のため使用した資材の取得に要した費用のうち、都道府県にあつては 190 万円を超える部分、水防管理団体にあつては 35 万円を超える部分とする。

2 前項の資材は、俵、かます、布袋類、畳、むしろ、縄、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、くぎ、かすがい、蛇籠、置石及び土砂とする。ただし、水防の用途に再使用し、又は他の用途に使用することができるもの及び公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第四条の規定により災害復旧事業の事業費に含まれる費用に係るものを除く。

(罹災者公営住宅建設事業に対する補助の対象となる地域)

第 41 条 法第 22 条第 1 項 の政令で定める地域は、その市町村の区域内にある住宅で激甚災害により滅失したものの戸数が百戸以上又はその市町村の区域内にある住宅の戸数の 1 割以上である市町村の区域とする。

2 前項の区域は、国土交通大臣が告示する。

第 42 条 削除

(公共土木施設等の小災害債の対象となる事業の施行地域)

第 43 条 法第 24 条第 1 項 の政令で定める地域は、次の各号のいずれかに該当する地方公共団体の区域とする。

一 次に掲げる事業費の合計額が、当該地方公共団体の標準税収入に相当する額を超える地方公共団体であつて、その年に発生した法第 3 条第 1 項 の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公共土木施設に係る災害復旧事業で 1 箇所の工事の費用が都道府県及び指定都市にあつては 80 万円以上 120 万円未満、その他の市町村にあつては 30 万円以上 60 万円未満のもの（以下「公共土木施設小災害復旧事業」という。）及び当該激甚災害のため当該地方公共団体が施行する公立学校施設に係る災害復旧事業で 1 学校ごとの費用が 10 万円を超えるもの（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）第 3 条 の規定による国の負担のないものに限る。以下「公立学校施設小災害復旧事業」という。）の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）第 5 条の 3 第 6 項 の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項 の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。次条第 1 項及び第

45 条第 1 項において同じ。) の合計額が限度額 (都道府県及び指定都市にあつては 800 万円、指定都市以外の市で人口 30 万人以上のものにあつては 400 万円、人口 30 万人未満十万人以上の市にあつては 250 万円、人口 10 万人未満 5 万人以上の市にあつては 150 万円、その他の市及び町村にあつては 80 万円とする。以下同じ。) を超える地方公共団体

イ 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第七条の規定により決定された事業費で、その年に発生した法第 3 条第 1 項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの又は国が施行し、当該地方公共団体がその費用の一部を負担する事業に係るもの

ロ 公立学校施設災害復旧費国庫負担法第 3 条の規定により国が負担する事業費で、その年に発生した法第 3 条第 1 項の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体が施行する事業に係るもの

ハ 暫定措置法第 3 条の規定により国が補助する事業費で、その年に発生した法第 5 条の規定の適用に係る激甚災害のため当該地方公共団体の区域内で施行される事業に係るもの

二 法第 24 条第 1 項の規定を公共土木施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債(発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた特定地方公共団体の地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められるものを含む。以下この項において同じ。) に適用する場合にあつては、その年に発生した法第 3 条第 1 項の規定の適用に係る激甚災害に関し発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債の額が限度額を超える地方公共団体 (前号に該当する地方公共団体を除く。)

三 法第 24 条第 1 項の規定を公立学校施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債に適用する場合にあつては、その年に発生した法第 3 条第 1 項の規定の適用に係る激甚災害に関し発行について同意又は許可を得た特定地方公共団体の地方債の額が限度額を超える地方公共団体 (前二号に該当する地方公共団体を除く。)

2 前項の地域は、総務大臣が告示する。

(農地等の小災害債の対象となる事業の施行市町村)

第 44 条 法第 24 条第 2 項の政令で定める市町村は、その年に発生した法第 5 条の規定の適用に係る激甚災害のため当該市町村の区域内で施行される農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業で暫定措置法第 3 条の規定によりその事業費を国が補助するもの及び同法第 2 条第 6 項に規定する災害復

旧事業（同条第7項に規定する災害復旧事業とみなされるものを含む。）に相当する農地、農業用施設又は林道に係る災害復旧事業で1箇所の工事の費用が13万円以上40万円未満のもの（以下「農林業施設小災害復旧事業」という。）の事業費の合計額が800万円を超える市町村であつて、当該激甚災害のため市町村が施行する農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため、法第24条第2項に規定する額の範囲内で発行について同意又は許可を得た地方債の合計額が限度額を超えるものとする。

2 前項の市町村は、総務大臣が告示する。

（特に被害の著しい地域及びその地域における農地等の小災害債の起債割合等）

第45条 法第24条第2項に規定する特に被害の著しい地域とされる地域は、同項の規定を農地及び農業用施設に係る農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に適用する場合にあつては、第14条第1項第一号に掲げる地域とし、法第24条第2項の規定を林道に係る農林業施設小災害復旧事業の事業費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に適用する場合にあつては、第14条第1項第二号に掲げる地域とする。

2 前項の地域は、総務大臣が告示する。

3 法第24条第2項の政令で定める部分は、第1項の地域において施行される農地、農業用施設又は林道に係るそれぞれの農林業施設小災害復旧事業の事業費のうち5分の3に相当する部分とし、同項の政令で定める率は100分の90とする。

（公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害復旧事業費の範囲）

第46条 公共土木施設小災害復旧事業、公立学校施設小災害復旧事業又は農林業施設小災害復旧事業に係る事業費は、工事費及び事務雑費とする。

（地方債の利息の定率及び償還方法）

第47条 法第24条第1項及び第2項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率は、当該地方債を発行した年度における財政融資資金の引受けに係る地方財政法第5条第四号の規定によつて起こした地方債の利息の定率によるものとする。

2 法第24条第1項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地方債の償還方法は、激甚災害が発生した年の4月1日の属する会計年度の翌年度以降10年以内の年賦（うち2年以内の据置期間を含む。）によるものとし、同条第2項の地方債を財政融資資金で引き受けた場合における当該地

方債の償還方法は、激甚災害が発生した年の4月1日の属する会計年度の翌年度以降4年以内の年賦(うち1年以内の据置期間を含む。)によるものとする。

(雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例)

第48条 第25条の規定は、法第25条第1項本文の政令で定める地域について準用する。

附 則 抄

この政令は、公布の日から施行し、昭和37年4月1日以後に発生した災害について適用する。

附 則 (昭和38年7月11日政令第247号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、昭和38年8月1日から施行し、この政令による改正後の公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)の規定は、この政令の施行の日から起算して3箇月を経過した日後にその期日が公示された、又は告示される選挙から適用する。

附 則 (昭和38年7月22日政令第271号) 抄

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和39年7月11日政令第244号)

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第51条の規定は、昭和39年6月16日から適用する。

附 則 (昭和40年2月11日政令第14号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、法の施行の日の(昭和40年4月1日)から施行する。

附 則 (昭和41年4月14日政令第119号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項及び第2項並びに第4条第1項及び第2項の規定は、昭和41年4月1日から適用する。

附 則 (昭和42年9月18日政令第298号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、中小企業団体の組織に関する法律の一部を改正する法律(昭和42年法律第98号)の施行の日(昭和42年9月20日)から施行する。

附 則 (昭和44年6月13日政令第158号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、法の施行の日(昭和44年6月14日)から施行する。

附 則 (昭和46年11月29日政令第360号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第2項の規定により同法第12条、第13条又は第15条に規定する措置が指定された災害に関しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和47年8月17日政令第314号)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 この政令の施行前に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第2条第2項の規定により同法第22条に規定する措置が指定された災害に関しては、なお従前の例による。

附 則 (昭和47年12月8日政令第417号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第 29 条、第 30 条、第 32 条の 2 及び第 32 条の 3 の規定は、昭和 47 年 6 月 1 日以後の災害につき適用する。

附 則 （昭和 50 年 3 月 10 日政令第 26 号）

この政令は、雇用保険法の施行の日（昭和 50 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則 （昭和 50 年 10 月 24 日政令第 306 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、法の施行の日（昭和 50 年 11 月 1 日）から施行する。

附 則 （昭和 50 年 10 月 28 日政令第 310 号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 53 年 7 月 5 日政令第 282 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 53 年 7 月 11 日政令第 286 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、法の施行の日（昭和 53 年 10 月 2 日）から施行する。

附 則 （昭和 53 年 10 月 27 日政令第 359 号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第 28 条の 2、第 29 条、第 30 条及び第 32 条の 3 の規定は、昭和 53 年 6 月 1 日以後に発生した災害につき適用する。

附 則 （昭和 56 年 4 月 17 日政令第 131 号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定は、昭和 55 年 12 月 1 日以後に発生した災害につき適用する。

附 則 （昭和 57 年 5 月 13 日政令第 137 号） 抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 57 年 8 月 31 日政令第 237 号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第 29 条の規定は、昭和 57 年 7 月 5 日以後に発生した災害につき適用する。

附 則 （昭和 59 年 4 月 27 日政令第 119 号） 抄

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 59 年 5 月 11 日政令第 129 号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 59 年 5 月 18 日政令第 149 号） 抄

（施行期日等）

- 1 この政令は、公布の日から施行し、改正後の第 11 条の規定は、昭和 59 年度の予算に係る国の補助金から適用する。

附 則 （昭和 59 年 11 月 2 日政令第 315 号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。

2 改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則 （昭和 62 年 4 月 3 日政令第 116 号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 62 年 6 月 9 日政令第 203 号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 62 年 12 月 25 日政令第 410 号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和 63 年 9 月 13 日政令第 270 号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 2 年 11 月 9 日政令第 325 号） 抄

（施行期日）

1 この政令は、大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成 2 年法律第 62 号）の施行の日（平成 2 年 11 月 20 日）から施行する。

附 則 （平成 3 年 1 月 25 日政令第 6 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 5 年 11 月 8 日政令第 352 号）

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第 23 条の 2 の規定は、平成 5 年 9 月 1 日以後に発生した災害について適用する。

附 則 （平成 6 年 12 月 21 日政令第 398 号）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第 2 編第 12 章の改正規定並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第一章の規定及び附則第二項の規定の施行の日（平成 7 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則 （平成 7 年 6 月 14 日政令第 238 号）

この政令は、地方自治法の一部を改正する法律中第 3 編第 3 章の改正規定の施行の日（平成 7 年 6 月 15 日）から施行する。

附 則 （平成 10 年 3 月 31 日政令第 102 号）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の激甚じん災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の規定は、この政令の施行の日以後に発生した災害について適用し、同日前に発生した災害については、なお従前の例による。

附 則 （平成 10 年 4 月 17 日政令第 161 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 10 年 10 月 30 日政令第 351 号） 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年 12 月 28 日政令第 421 号)

この政令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 10 月 29 日政令第 346 号) 抄

(施行期日)

- 1 この政令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年 3 月 29 日政令第 121 号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第 1 条の規定は、平成 12 年 1 月 1 日以後に発生した災害について適用する。

附 則 (平成 12 年 3 月 29 日政令第 132 号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 12 年度から平成 15 年度までの間における第 1 条の規定による改正後の小規模企業者等設備導入資金助成法施行令第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「県の特別会計」とあるのは、「中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 222 号）第 4 条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第 10 条第 2 項に規定する県の特別会計の決算上の同法第 2 条第 2 項に規定する中小企業設備近代化資金の貸付額及び県の特別会計」とする。

附 則 (平成 12 年 6 月 7 日政令第 303 号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律の施行の日（平成13年1月6日）から施行する。

附 則（平成12年6月23日政令第361号） 抄

1 この政令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月27日政令第553号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日政令第142号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月18日政令第385号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年10月22日政令第459号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成15年法律第145号）の施行の日から施行する。

附 則（平成16年4月1日政令第144号） 抄

（施行期日）

第1条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 17 年 4 月 1 日政令第 143 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律（以下「一部改正法」という。）の施行の日（平成 17 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則 （平成 19 年 2 月 23 日政令第 31 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 34 条（財務省組織令第 15 条第十六号及び第 19 条第九号の改正規定に限る。）、第 35 条（国土交通省組織令第 10 条第十一号の改正規定及び第 121 条に一号を加える改正規定に限る。）、第 36 条及び第 37 条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成 19 年 3 月 9 日政令第 44 号） 抄

（施行期日）

第 1 条 この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成 19 年 6 月 1 日）から施行する。ただし、第 1 条の規定、第 2 条中感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第 1 条及び第 13 条の改正規定、同条を同令第 29 条とし、同条の次に 1 条を加える改正規定、同令第 12 条の改正規定、同条を同令第 28 条とする改正規定、同令第 11 条第 1 項の改正規定、同条を同令第 27 条とする改正規定、同令第 10 条の改正規定、同条を同令第 26 条とする改正規定、同令第 9 条第 1 項の改正規定、同条を同令第 25 条とする改正規定、同令第 8 条を同令第 14 条とする改正規定、同令第 7 条を同令第 13 条とする改正規定、同令第六条の改正規定、同条を同令第 10 条とし、同条の次に 2 条を加える改正規定、同令第 5 条第三号の改正規定、同条を同令第 9 条とし、同令第 4 条を同令第 8 条とする改正規定、同令第 3 条の表第 22 条第 3 項の項の次に次のように加える改正規定、同表第 23 条の項の改正規定、同項の次に次のように加え、同条を同令第七条とする改正規定、同令第 2 条の 2 を同令第六条とする改正規定、同令第 2 条第四号の改正規定、同条に一号

を加え、同条を同令第5条とする改正規定、同令第1条の2の改正規定、同条を同令第4条とし、同令第1条の次に2条を加える改正規定、第3条及び第4条の規定、第5条中検疫法施行令第1条の3の改正規定、第6条、第8条から第20条まで及び第22条の規定並びに次条から附則第4条までの規定は、平成19年4月1日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第4条 附則第1条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年3月22日政令第55号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成19年4月1日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第3条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成19年8月3日政令第235号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成19年10月1日から施行する。

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第28条 施行日前に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第24条第1項及び第2項の地方債を旧公社法第24条第3項第四号に規定する郵便貯金資金又は同項第五号に規定する簡易生命保険資金で引き受けた場合における当該地方債の利息の定率及び償還方法については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第41条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年5月2日政令第175号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第4条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年9月19日政令第297号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成22年4月23日政令第123号)

この政令は、公布の日から施行し、改正後の第20条第2項の規定は、平成22年2月28日以後に発生した災害について適用する。

附 則 (平成24年1月27日政令第19号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第六号に掲げる規定の施行の日(平成24年2月1日)から施行する。

附 則 (平成25年2月6日政令第28号) 抄

(施行期日)

第1条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日(平成25年3月1日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この政令の施行前にした行為並びに附則第2条第1項及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第1

公立社会教育施設の種類		建物一坪当たりの基準額
公民館		3,500
図書館	都道府県が設置するもの	25,000
	市が設置するもの	20,000
	町村が設置するもの	11,000
体育館		3,000
文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設		文部科学大臣が財務大臣と協議して定める金額

別表第2

建物の被害の程度の区分	設備費の基準額に乗 ずべき割合
流失の場合	10分の10
全壊又は全焼の場合	10分の9
各階につき床上2メートル以上の浸水の場合	10分の8
各階につき床上1・2メートル以上2メートル未満の浸水の場合	10分の7
土砂崩壊による半壊の場合	10分の5
各階につき床上0・7メートル以上1・2メートル未満の浸水の場合及び半壊（土砂崩壊による半壊を除く。）又は半焼の場合	10分の3
各階につき床上0・3メートル以上0・7メートル未満の浸水の場合及び土砂崩壊による大破の場合	10分の1

別表第3（第37条関係）

学校の種類	児童等1人当たり基準額	
幼稚園	4,000	
小学校	5,500	
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	7,500	
視覚障害者である幼児、児童又は生徒に対する教育（以下この表において「視覚障害教育」という。）を専ら行う特別支援学校	13,500	
聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）である幼児、児童又は生徒に対する教育（以下この表において「聴覚障害等教育」という。）を専ら行う特別支援学校	14,500	
視覚障害教育及び聴覚障害等教育を行う特別支援学校	13,500円以上14,500円以下の範囲内で、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める額	
高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）	普通科及び商業に関する学科	9,500
	農業に関する学科	13,500
	水産に関する学校	18,500
	工業に関する学科	28,500
	家庭に関する学科	10,500
大学	学部に応じ、実習、実験その他の教育を行うのに必要と認められる設備の基準額で、文部科学大臣が財務大臣と協議して定めたもの	

別表第4（第37条関係）

学校の種類	児童等の数	児童等の数の補正の方法
小学校	50人以下	$59 \text{人} \times 1.95$
	51人から100人まで	児童等の数 $\times 1.95$
	101人から300人まで	$100 \text{人} \times 1.95 + (\text{児童等の数} - 100 \text{人}) \times 0.90$
	301人から600人まで	$300 \text{人} \times 1.25 + (\text{児童等の数} - 300 \text{人}) \times 0.7$
	601人から1,200人まで	$600 \text{人} \times 1.00 + (\text{児童等の数} - 600 \text{人}) \times 0.56$
	1201人以上	$1,200 \text{人} \times 0.78 + (\text{児童等の数} - 1,200 \text{人}) \times 0.52$
中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）	50人以下	$50 \text{人} \times 1.72$
	51人から100人まで	児童等の数 $\times 1.72$
	101人から250人まで	$100 \text{人} \times 1.72 + (\text{児童等の数} - 100 \text{人}) \times 0.95$
	251人から450人まで	$250 \text{人} \times 1.26 + (\text{児童等の数} - 250 \text{人}) \times 0.67$
	451人から900人まで	$450 \text{人} \times 1.00 + (\text{児童等の数} - 450 \text{人}) \times 0.56$
	901人以上	$900 \text{人} \times 0.78 + (\text{児童等の数} - 900 \text{人}) \times 0.42$
特別支援学校	30人以下	$30 \text{人} \times 1.20$
	31人から60人まで	児童等の数 $\times 1.20$
	61人から120人まで	$60 \text{人} \times 1.20 + (\text{児童等の数} - 60 \text{人}) \times 0.80$
	121人から180人まで	$120 \text{人} \times 1.00 + (\text{児童等の数} - 120 \text{人}) \times 0.70$
	181人以上	$180 \text{人} \times 0.90 + (\text{児童等の数} - 180 \text{人}) \times 0.50$
高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）	50人以下	$50 \text{人} \times 3.18$
	51人から100人まで	児童等の数 $\times 3.18$
	101人から400人まで	$100 \text{人} \times 3.18 + (\text{児童等の数} - 100 \text{人}) \times 0.84$
	401人から800人まで	$400 \text{人} \times 1.41 + (\text{児童等の数} - 400 \text{人}) \times 0.59$
	801人から1600人まで	$800 \text{人} \times 1.00 + (\text{児童等の数} - 800 \text{人}) \times 0.42$
	1601人以上	$1,600 \text{人} \times 0.71 + (\text{児童等の数} - 1,600 \text{人}) \times 0.37$

8 文部科学省所管公立社会教育施設災害復旧費補助金調査要領

昭和45年12月7日 文体体第221号
最近改正
平成23年5月10日 23文科生第124号

第1 趣旨

文部科学省所管の公立社会教育施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）及び同法施行令（昭和37年政令第403号。以下「令」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 災害原因の調査

災害原因については法第2条第1項の規定により激甚災害の指定を受けた災害（以下「激甚災害」という。）による被害であるかどうかを確認するとともに被災施設の原形および被災状況を調査するものとする。

第3 災害復旧事業の対象となる施設

法第2条第1項の規定による「激甚災害」の被害を受けた公立社会教育施設（都道府県又は市町村（当該市町村が加入している市町村の組合を含む。）が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プール、博物館、青年の家、視聴覚センター、婦人教育会館、少年自然の家、地域改善対策集会所、柔剣道場、文化施設、相撲場、漕艇場及び生涯学習センターで当該設置者の所有に係るもの）で次に掲げるものとする。

1 建物

当該公立社会教育施設の用に供されている建物（当該建物に附属する電気、機械、ガス、給排水衛生等の附帯設備を含む。以下「建物」という。）とする。

2 建物以外の工作物

土地に固着している建物以外の工作物とする。

3 土地

公立社会教育施設の敷地、屋外運動場（陸上競技場、庭球場、バレーボール場、野球場、球技場、運動広場等）等の土地及びこれらの土地の造成施設で樹木は含まないものとする。

4 設備

社会教育活動を行う上に必要な教材、教具（体育レクリエーション用具を含む。）机・椅子等の備品とする。ただし、消耗品を除く。

第4 復旧費算出の原則

復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合においては、当該施設に代るべき必要な施設をするものとして算出する。

1 原形に復旧するとは被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

2 原形に復旧することが不可能な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

（一）原形の判定が可能な場合

（1） 原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において法長若しくは延長を増加し、根継をし、陥没した沈下量をかさ上

げし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴ない材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事。

(2) その他前号に掲げるものに類する工事。

(二) 原形の判定が不可能な場合

原施設が流出又は埋没し、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事。

3 原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代わるべき必要な施設をすることは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 敷地又は敷地造成施設が被災し、地形地盤の変動のため、又は、その施設の除去が困難なため、その被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更して施行する工事又はこれに伴い形状若しくは寸法を変更し著しく材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事。

(2) その他前号に掲げるものに類する工事。

4 原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設に代るべき必要な施設をすることは、次に掲げる場合をいう。

(一) 建物の補修、工作物の復旧の場合

(1) 主要構造部が折損し又は傾斜し、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため添柱、方杖、バットレス、水平筋違、筋違等を補強して施行する工事。

(2) 建築基準法、その他建物保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、施行する必要最小限度の工事。

(3) 被災施設が立地条件の悪化等により過去3回以上浸水、被災し、原形に復旧することが著しく不適当な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事。

(4) その他前各号に掲げるものに類する工事。

(二) 土地の場合

(1) 敷地又は敷地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において、当該施設の従前の効用を復旧するため、位置若しくは法線を変更し、形状若しくは寸法を変更し、または材質を改良して施行する必要最小限度の工事、排水工、山留工等を設けて施行する工事。

(2) 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したため、その被災施設を原形に復旧することが著しく不適当な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための土砂止等を設けて施行する工事。

(3) その他前各号に掲げるものに類する工事。

第5 復旧費算出の基準

復旧工事費算出は一つの社会教育施設ごとに行なう。

1 建物

(1) 新築復旧

建物が全壊又は半壊した場合には、復旧費の算定は全壊又は半壊の面積に要領第8の3に定める1平方メートル当たりの新築単価を乗じて得た額とする。

(2) 補修復旧

建物の被災状態が新築復旧の必要のない場合においては、当該補修に要する経費を要領第 8 の 4 の歩掛りにより算出する。なお、再使用可能な残材があるときは、これを使用することとして、復旧費を算出することとする。

2 建物以外の工作物

建物以外の工作物が被災した場合においては、その新築又は補修に要する経費を要領第 8 の 4 の歩掛りにより算出する。

3 土地

土地が被災した場合においては、その復旧に要する経費を要領第 8 の 4 の歩掛りにより算出する。

4 設備

(1) 令第 34 条第 3 項により算定するものとする。ただし、同項により算定した額が実被害額（調査時の購入価格）より上回るときは実被害額とする。

(2) 設備の被害が令第 34 条第 4 項に該当すると認められる場合には、設備の実被害額（調査時の購入価格）および建物の被害程度その他参考となる書類を添付して本省あて報告する。

第 6 建物の被害区分

建物復旧算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

1 全壊

建物の全部又は一部が滅失又は倒壊し、新築して復旧する必要がある状態にあるもの。

2 半壊

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが著しく困難又は不適當で改築しなければならない状態にあるもの。

3 補修（大破以外）

(1) 大破

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの。

(2) 大破にいたらないもの

建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの。

第7 調査前施行工事

現地調査前においてすでに施行済み又は施行中の工事については、その工事が本工事の全部又は一部となるもののみを被害写真等により状況を確認して復旧費算出の対象とする。

この場合において当該工事の精算額又は精算見込額が算定した復旧費を下回る場合は、精算額又は精算見込額をもって復旧費とする。

第8 調査事務取扱

1 調査方法

(1) 文部科学省の調査に対して財務局、福岡財務局支局又は沖縄総合事務局が立会するものとする。

(2) 調査は原則として実地にて行うものとするがやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地教育事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分検討の上、慎重に採否を決定するものとする。

2 復旧事業費の範囲

復旧事業費とは復旧工事費（本工事費、附帯工事費及び設備費）及び事務費の合計額とする。

(1) 復旧工事費

ア 本工事費

事業の主体をなす施設の工事（工事に必要な仮設工事を含む。）の施行に直接必要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）及び用地費、補償費、土地の借料ならびに機械器具、損料、営繕損料のほか諸経費（諸経費率は別表とする）を含むものとする。

イ 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

ウ 設備費

社会教育活動を行う上に必要な教材、教具（体育レクリエーション用具を含む。）、机、椅子等の費用とする。

(2) 事務費

令第34条第2項に規定する事務費は、事業を施行するために必要な経費とする。

3 単価

(1) 建築の新築復旧の単価

文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領のうち小学校、中学校、幼稚園の校舎の単価を準用する。

ただし、体育館、運動場、水泳プール、柔剣道場、相撲場及び漕艇場については、小学校及び中学校の屋内運動場並びに教員住宅の単価を準用する。

(2) (1)以外の復旧の単価

労務及び資材単価は公共土木施設災害復旧事業費の算定に使用する単価による。ただし、その単価に定めのない資材については現地適正単価による。

4 歩掛り

文部科学省所管公立学校施設災害復旧費調査要領を準用する。

5 調査結果の報告

別紙報告書様式1により調査終了後5日以内に本省あて報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

(1) 災害復旧事業の採否については事務上又は技術上更に検討を加える必要があると考えられる場合。

(2) 1施設当たりの調査額が1億円以上となる場合。

第9 適用除外

次の各号に掲げるものは、適用除外とする。

- 1 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により、被災事業の確認できないもの。
- 2 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの（この場合の工事施行中に生じた災害とは工事請負契約書に記載された着工の日（直営工事にあつては、着工届等に記載された着工の日）から竣工検査完了の日までの間に生じた災害をいう。）

第10 附則

この要領は、平成23年3月11日以降に発生した災害から適用する。

別表

区分	率
建物新築復旧	0%
建物補修復旧	15%
土地復旧（土地、コート類含む。）	公共土木施設災害復旧工事に使用する率
工作物復旧	15%
設備復旧	0%

Ⅲ 博物館関連の法律，告示，指針，報告等
(文化庁関係分)

1 文化芸術振興基本法

[平成13年12月7日 法律第148号]

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 基本方針（第7条）

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策（第8条—第35条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。21世紀を迎えた今、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術の振興についての基本理念を明らかにしてその方法を示し、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることにかんがみ、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、我が国において、文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られ、ひいては世界の文化芸術の発展に資するものであるよう考慮されなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

6 文化芸術の振興に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。

7 文化芸術の振興に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。

8 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の関心及び理解)

第5条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第6条 政府は、文化芸術の振興に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本方針

第7条 政府は、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るため、文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、文化芸術の振興に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、基本方針の案を作成するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

(芸術の振興)

第8条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

(メディア芸術の振興)

第9条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の製作、上映等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(伝統芸能の継承及び発展)

第10条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸能の振興)

第11条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及)

第12条 国は、生活文化（茶道、華道、書道その他の生活に係る文化をいう。）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第13条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興)

第14条 国は、各地域における文化芸術の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第15条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに、世界の文化芸術活動の発展に資するため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加への支援、海外の文化遺産の修復等に関する協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第16条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に

関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動の企画等を行う者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修への支援、研修成果の発表の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文化芸術に係る教育研究機関等の整備等）

第17条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国語についての理解）

第18条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

（日本語教育の充実）

第19条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（著作権等の保護及び利用）

第20条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす作者の権利及びこれに隣接する権利について、これらに関する国際的動向を踏まえつつ、これらの保護及び公正な利用を図るため、これらに関し、制度の整備、調査研究、普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国民の鑑賞等の機会の充実）

第21条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実）

第22条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

（青少年の文化芸術活動の充実）

第23条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における文化芸術活動の充実）

第24条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（劇場、音楽堂等の充実）

第25条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

（美術館、博物館、図書館等の充実）

第26条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第27条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮)

第28条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第29条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第30条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第31条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第32条 国は、第8条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校、文化施設、社会教育施設その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第33条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第34条 国は、文化芸術の振興に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第35条 地方公共団体は、第8条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術の振興のために必要な施策の推進を図るよう努めるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

[平成23年2月8日 閣議決定]

まえがき

文化芸術振興基本法（平成13年法律第148号）（以下「基本法」という。）の施行後、基本法第7条第1項の規定に基づき、文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）が策定され、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進が図られてきた。

第1次基本方針（平成14年12月10日閣議決定）、第2次基本方針（平成19年2月9日閣議決定）に続く、第3次となる本基本方針は、文化芸術を取り巻く諸情勢の変化等を踏まえて第2次基本方針を見直し、今後おおむね5年間（平成23年度～平成27年度）を見通して策定するものである。

本基本方針においては、第1で「文化芸術振興の基本理念」として、文化芸術振興の意義及び文化芸術振興に当たっての基本的視点を示した上で、その基本理念の下、重点的に取り組むべき施策の方向性（重点戦略）を第2で、基本的施策を第3で、それぞれ定めている。

なお、本基本方針については、諸情勢の変化や施策の効果に関する評価を踏まえ、柔軟かつ適切に見直しを行うこととする。

第1 文化芸術振興の基本理念

1. 文化芸術振興の意義

文化芸術は、最も広義の「文化」と捉えれば、人間の自然との関わりや風土の中で生まれ、育ち、身に付けていく立ち居振る舞いや、衣食住をはじめとする暮らし、生活様式、価値観など、およそ人間と人間の生活に関わる総体を意味する。他方で、「人間が理想を実現していくための精神活動及びその成果」という視点で捉えると、その意義については、次のように整理できる。

①豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育むなど、人間が人間らしく生きるための糧となるものであり、②他者と共感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進するなど、共に生きる社会の基盤を形成するものである。また、③新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するとともに、④科学技術の発展と情報化の進展が目覚ましい現代社会において、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するものである。さらには、⑤文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるものである。

このような文化芸術は、人々が真にゆとりと潤いを実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠なものであると同時に、個人としての、また様々なコミュニティの構成員としての誇りやアイデンティティを形成する、何物にも代え難い心のよりどころとなるものであって、国民全体の社会的財産である。

また、文化芸術は、創造的な経済活動の源泉であるとともに、人々を惹き付ける魅力や社会への影響力をもつ「ソフトパワー」であり、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤ともなることから、我が国の国力を高めるものとして位置付けておかなければならない。

我が国は、このような認識の下、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力の増進を図るため、文化芸術の振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指

すべきである。

2. 文化芸術振興に当たっての基本的視点

基本法第2条に掲げられた八つの基本理念（①文化芸術活動を行う者の自主性の尊重，②文化芸術活動を行う者の創造性の尊重及び地位の向上，③文化芸術を鑑賞，参加，創造することができる環境の整備，④我が国及び世界の文化芸術の発展，⑤多様な文化芸術の保護及び発展，⑥各地域の特色ある文化芸術の発展，⑦我が国の文化芸術の世界への発信，及び⑧国民の意見の反映）にのっとり，また，上記1.の意義を十分に踏まえ，文化芸術振興施策を総合的に策定し，実施する。その際，下記(1)に示す時代認識の下，特に(2)の基本的視点に立つこととする。

(1) 文化芸術を取り巻く諸情勢の変化

昨今，国内外の諸情勢は急速な変化を続け，文化芸術を取り巻く情勢にも大きな影響を与えている。国内では，「国から地方へ」，「官から民へ」の流れの下，民間と行政の役割分担の見直しや地方分権の推進等が図られている。民間部門では，規制緩和等により新たな分野への進出が拡大してきたほか，非営利活動やボランティア活動等の活発化に伴って，民間と行政の協働による取組が進められ，企業のメセナ活動も多様な広がりを見せている。

他方で，人口減少社会が到来し，特に地方においては過疎化や少子高齢化等の影響，都市部においても単身世帯の増加等の影響により，地域コミュニティの衰退と文化芸術の担い手不足が指摘されている。昨今の経済情勢や，厳しさを増す地方の財政状況に加え，公立文化施設への指定管理者制度の導入等の影響も指摘される中，地域の文化芸術を支える基盤の脆弱化に対する危機感が広がっている。

国際的には，グローバル化の進展に伴い，文化芸術による創造的な相互交流が促進される一方，文化的アイデンティティや文化的多様性をめぐる問題が生じている。東アジア地域では，経済社会面で各国間の一層の連携・協力が求められる中，文化芸術面での交流の深化も期待される。それと同時に，周辺国の経済・文化両面における発展が著しく，我が国の国際的地位の相対的な低下が懸念されつつある。また，インターネット等の情報通信技術の急速な発展と普及は，国境を越えた対話や交流を活性化させたり，情報の受信・発信を容易にしたりするなど，あらゆる分野において人々の生活に大きな利便性をもたらす一方で，新たな社会的課題を惹起している。例えば，人間関係に及ぼす様々な影響が指摘されるほか，人々の知的コンテンツ利用の在り方に係る変化に伴い，違法配信等による著作権侵害の深刻化といった問題も生じている。

(2) 基本的視点

①成熟社会における成長の源泉

高度経済成長を経た我が国は，バブル崩壊後の長引く経済的低迷の中で人口減少期を迎えており，今や成熟社会として歩み始めつつある。もとより資源の少ない我が国においては人材が重要な資源であり，「ハード」の整備から「ソフト」と「ヒューマン」への支援に重点を移すとともに，国民生活の質的向上を追求するためにも，人々の活力や創造力の源泉である文化芸術の振興が求められる。

文化芸術は，その性質上，市場のみでは資金調達が困難な分野も多く存在し，多様な文化芸術の発展を促すためには公的支援を必要とする。同時に，文化芸術は，国家への威信付与，周辺ビジネスへの波及効果，将来世代のために継承すべき価値，コミュニティへの教育価値といった社会的便益（外部性）を有する公共財である。

また、文化芸術は、子ども・若者や、高齢者、障害者、失業者、在留外国人等にも社会参加の機会をひらく社会的基盤となり得るものであり、昨今、そのような社会包摂の機能も注目されつつある。

このような認識の下、従来、社会的費用として捉える向きもあった文化芸術への公的支援に関する考え方を転換し、社会的必要性に基づく戦略的な投資と捉え直す。そして、成熟社会における新たな成長分野として潜在力を喚起するとともに、社会関係資本の増大を図る観点から、公共政策としての位置付けを明確化する。

文化芸術は、過去から未来へと受け継がれる国民共有の財産であり、その継承と変化の中で新たな価値が見出されていくものである。公共政策として文化芸術振興を図る際には、こうした文化芸術の特質を踏まえ、短期的な経済的効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的な視点に立って施策を講ずる必要がある。

②文化芸術振興の波及力

人々の営為の上に生成する文化芸術は、もとより広く社会への波及力を有しており、従来、教育、福祉、まちづくり、観光・産業等幅広い分野との関連性が意識されてきたところであるが、国家戦略として「文化芸術立国」を実現するためには、それら周辺領域への波及効果を視野に入れた文化芸術振興施策の展開がより一層求められる。

特に昨今、様々な分野において創造性を核とする取組が脚光を浴びている。欧州を起源とする創造都市の取組は、今や世界的な広がりを見せており、我が国においても先駆的な取組事例が増えつつある。また、英国やシンガポールをはじめとして創造産業の発展に注力する国も現れている。我が国としても、新たな成長分野として雇用の増大や地域の活性化を図る観点、国際的には特に東アジアにおける文化的存在感を高める観点も踏まえ、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に位置付けられた「クール・ジャパン」の取組など自国の強みを活かした施策を戦略的に展開する必要がある。文化芸術は、これら創造性を核とする取組に大きく寄与するものであり、伝統文化からメディア芸術やデザイン、ファッション、食文化まで多彩な日本文化を積極的に発信するとともに、その価値を生み出す創造的人材の育成・集積を図るべきである。

なお、グローバル化が急速に進展する中、国際文化交流を推進するに当たっては、我が国の存立基盤たる文化的アイデンティティを保持するとともに、国内外の文化的多様性を促進する観点も重要である。

③社会を挙げての文化芸術振興

文化芸術は、人間の精神活動及びその現れであることから、まずもって活動主体の自発性と自主性が尊重されなければならない。その上で、活動主体や地域の特性に応じたきめ細かい施策が大切である。

地方公共団体においては、それぞれの地域の実情を踏まえた、特色ある文化芸術振興の主たる役割を担うことが期待される。特に基本法の制定後、地方公共団体においても文化芸術振興のための条例の制定や指針等の策定が進んでいるが、そうした条例・指針等に基づく施策の展開や、広域連携による取組の推進も望まれる。

企業のメセナ活動や、活発化しつつあるアートNPOによる活動をはじめ、個人、企業、NPO・NGOを含む民間団体等による自発的な支援は、我が国の文化芸術振興にとって不可欠であり、「新しい公共」の担い手としても、それらの自立的な活動が一層促進されることが望まれる。

国においては、大局的な観点から文化芸術振興の展望を示し、国際的動向も踏まえつつ、成熟社会における成長の源泉たる文化芸術の振興を通じて国力の増進を図るとともに、多様かつ広範な文化芸術活動の基盤及び諸条件を整備することが主要な役割となる。同時に、国は、地方公共団体や「新しい公共」の担い手を含む民間による自主的な取組に対して、必要な支援や情報提供等所要の措置を講ずるととも

に、地域において文化芸術を享受する機会等の偏在を是正するよう努める必要がある。その際、選択と集中を図る観点も踏まえ、厳しい財政事情にも照らして支援の重点化、効率化を図りつつ、必要な法制上、財政上の措置を講ずるとともに、税制上の措置等により文化芸術活動を支える環境づくりを進める必要がある。

文化芸術は、国民の身近な生活に密着しており、国民一人一人が文化芸術を支えていく環境を醸成し、文化芸術の享受、支援、創造、保護・継承のサイクルが実現する社会の構築が求められる。そのためにも、文化芸術振興の意義に対する国民の理解の上に、個人、企業、NPO・NGOを含む民間団体、地方公共団体、国など各主体が各々の役割を明確化しつつ、相互の連携強化を図り、社会を挙げて文化芸術振興を図る必要がある。

第2 文化芸術振興に関する重点施策

「第1 文化芸術振興の基本理念」の下、重点的に取り組むべき施策の方向性（重点戦略）については、以下のとおりとする。

1. 六つの重点戦略 ～「文化芸術立国」の実現を目指して～

諸外国の状況も勘案しつつ、文化芸術活動を支える環境を充実させ、国家戦略として新たな「文化芸術立国」を実現するため、以下の六つの重点戦略を強力に進める。

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

文化芸術活動に対する支援の在り方について、実質的に赤字の一部を補填する仕組みとなっているため、自己収入の増加等のインセンティブが働かないとの問題、審査・評価体制の不十分さといった助成面の課題や、鑑賞機会等の地域間格差、地方公共団体における文化芸術予算の削減等の現状、さらには「新しい公共」等近時の動向を踏まえ、これを抜本的に改善し、より適切かつ効果的な支援を図る。具体的には、文化芸術団体への助成方法を見直し、文化芸術活動への支援に係る計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルを確立することによって国としての支援策を有効に機能させるほか、民間や個人による支援と文化芸術各分野における「新しい公共」の活動を促進する。また、国・地方において核となる文化芸術拠点を充実する。

これらの取組によって、我が国の文化芸術水準の向上を図り、その成果を広く国民が享受できる環境を整備する。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化芸術団体の創造性の発揮や継続的な発展に資するよう、事業収支が支援額に影響しない仕組みなど、より経営努力のインセンティブが働くような助成方法や年間の創造活動への総合的な支援等の新たな支援の仕組みを導入する。
- ◆ 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンスルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施する。

- ◆ 地域の核となる文化芸術拠点において、優れた文化芸術が創造され、国内外に発信されるよう、その活動への支援を充実する。
- ◆ 現在、法的基盤のない劇場、音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため、劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進める。
- ◆ 国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援するため、展覧会における美術品損害に対する政府補償制度を導入し、適切な制度運用を図る。
- ◆ 寄附文化の醸成や文化芸術資源の活用を促進するためのインセンティブが働く手法（税制上の措置を含む。）の検討を通じて、民間（企業、団体、個人等）が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するとともに、NPO等の「新しい公共」を担う団体による文化芸術活動を支援する。
- ◆ 国立の美術館、博物館や劇場の機能の充実を図るとともに、より柔軟かつ効果的な運営を行うことができる仕組みを整備する。

重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実

優れた文化芸術を創造する人材や、劇場、音楽堂、美術館、博物館等の文化施設や文化財に関わり、専門的な技能をもって支える人材について、研修機会等の支援策を充実するとともに、そうした人材が能力を最大限に発揮できる環境を整備する。

これらの取組を通して、文化芸術を創造し、支える人材の育成・充実を図り、もって我が国文化芸術の永続的な継承・発展を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 新進芸術家の海外研修やその成果を還元する機会を充実したり、国内での研修機会を得られるようにしたりするほか、顕彰制度を拡充するなど、若手をはじめとする芸術家の育成に関する支援を充実する。
- ◆ 雇用の増大を図ることも念頭に置き、文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援を充実する。
- ◆ 無形文化財や文化財を支える技術・技能の伝承者に対する支援を充実する。

重点戦略3：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

全ての子どもや若者が、学校や地域において本物の文化芸術に触れ、豊かな感性や創造性、コミュニケーション能力を育む機会を充実することにより、次代の文化芸術の担い手や鑑賞者を育むとともに、心豊かな子どもや若者の育成に資する。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ できるだけ幼い子どもから若者までを対象とし、子どもの発達の段階に応じて、多彩な優れた芸術の鑑賞機会、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実する。
- ◆ 文化芸術に関する体験型ワークショップを通じたコミュニケーション教育をはじめ、学校における芸術教育を充実する。

重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承

有形及び無形の文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものであると同時に、将来の文化の向上・発展の基礎となるものである。このような国民的財産である文化財の総合的な保存・活用を図るとともに、次代の文化芸術創造の基盤ともなる文化芸術作品、資料等の収集・保存（アーカイブの構築）を計画的・体系的に進めることにより、文化芸術を次世代へ確実に継承する。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復、防災対策その他の保存に必要な措置を講じ、文化財の適切な状態での保存・継承を図る。
- ◆ 文化財の特性や適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて積極的な公開・活用を行い、広く国民が文化財に親しむ機会を充実する。
- ◆ 歴史文化基本構想による周辺環境を含めた地域の文化財の総合的な保存・活用の推進や、文化財登録制度等の活用により、文化財保護の裾野の拡大を図る。
- ◆ 文化芸術分野のアーカイブ構築に向け、可能な分野から作品、資料等の所在情報の収集や所蔵作品の目録（資料台帳）の整備を進めるとともに、その積極的な活用を図る。

重点戦略5：文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

我が国には、各地域に多様で豊かな文化が存在し、その厚みが日本文化全体の豊かさの基盤を成している。文化芸術資源（文化芸術そのものの価値や文化芸術活動の成果）を発掘し、それらを活用する各地域の主体的な取組を支援するとともに、各地域の生活に根ざした「くらしの文化」の振興施策を講ずることにより、地域振興、観光・産業振興等を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 文化財建造物、史跡、博物館や伝統芸能等の各地に所在する有形・無形の文化芸術資源を、その価値の適切な継承にも配慮しつつ、地域振興、観光・産業振興等に活用するための取組を進める。
- ◆ 文化芸術創造都市の取組など新たな創造拠点の形成を支援するとともに、各地域における芸術祭、アーティスト・イン・レジデンス等による地域文化の振興を奨励する。
- ◆ 衣食住に係る文化をはじめ「くらしの文化」の実態を調査・把握した上で、発掘・再興、連携・交流、発信の局面に応じた振興方策を講ずる。

重点戦略6：文化発信・国際文化交流の充実

伝統文化から現代の文化芸術活動に至る我が国の多彩な文化芸術を積極的に海外発信するとともに、文化芸術各分野における国際文化交流を推進することにより、文化芸術水準の向上を図るとともに、我が国に対するイメージの向上や諸外国との相互理解の促進に貢献する。その際、併せて、我が国の強みであるアニメ、マンガ、映画等のメディア芸術、デザイン、ファッション、食文化といった「クール・ジャパン」の潜在力を喚起し、その戦略的な海外展開を図る。

【重点的に取り組むべき施策】

- ◆ 舞台芸術、美術工芸品等の海外公演・出展、国際共同制作等への支援を充実する。
- ◆ 中核的国際芸術フェスティバルの国内開催や海外フェスティバルへの参加、各地域における特色ある国際文化交流の取組に対して戦略的に支援するとともに、メディア芸術祭については世界的フェスティバルとして一層充実する。
- ◆ 文化発信・交流の拠点として美術館、博物館や大学の活動・内容を充実する。
- ◆ 海外の文化遺産保護等を対象として、我が国の高度な技術力を活用した国際協力を充実する。
- ◆ 将来的な東アジア共同体の構築も念頭に置き、東アジア芸術創造都市（仮称）や大学間交流における活動等、東アジア地域における国際文化交流を推進する。

2. 重点戦略を推進するに当たって留意すべき事項

重点戦略を推進するに当たっては、以下に掲げる事項に留意する。

(1) 横断的かつ総合的な施策の実施

重点戦略をより効果的に推進するためには、例えば、地域の核となる文化芸術拠点への支援（重点戦略1）と文化芸術活動や施設の運営を支える専門的人材の育成・活用に関する支援（重点戦略2）、文化財の公開・活用（重点戦略4）と地域振興、観光・産業振興等への活用（重点戦略5）など、重点戦略相互の関連性に留意する必要がある。したがって、個別施策の企画立案段階からそうした相互の関連性に留意するとともに、施策の横断的な実施を図る。

また、もとより文化芸術が広く社会への波及力を有することを考慮すれば、教育、福祉、地域振興や観光・産業振興、文化外交など他分野との連関を踏まえた領域横断的な施策の実施が求められる。このため、関係府省間の連携・協働をより一層強化するとともに、関係機関、関係団体等との協力を促進し、国家戦略として施策の総合的な推進を図る。

(2) 計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルの確立等

本基本方針に基づく文化芸術振興施策の着実かつ継続的な実施を図るとともに、国民への説明責任の向上に資するため、重点戦略に係る計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルを確立し、各施策の進捗状況を点検するとともに不断の改善を図る必要がある。このため、文化審議会において、重点戦略に基づく施策の進捗状況を年度ごとに点検することとし、併せて有効な評価手法の確立に努める。

その際、文化芸術各分野及び各施策の特性を十分に踏まえ、定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し、質的側面を含む適切な評価を行うとともに、年度によって選択的に軽重を付した評価を行うことも検討する。また、施策の評価のみならず企画立案等にも必要な基礎的データの測定・収集、及び中長期的な影響・効果の測定手法など各種調査研究の充実を図る。

第3 文化芸術振興に関する基本的施策

基本法の第3章に掲げる「文化芸術の振興に関する基本的施策」について、「第1 文化芸術振興の基本理念」の下、国は、以下の施策を講ずる。

1. 文化芸術各分野の振興

文化芸術振興に関する施策を講ずるに当たっては、基本法に例示されている文化芸術の分野のみならず、例示されていない分野についてもその対象とし、基本法における例示の有無により、その取扱いに差異を設けることなく取り組む。

(1) 芸術の振興

多様で豊かな芸術を生み出す源泉である芸術家や文化芸術団体等の自由な発想に基づく創造活動が活発に行われるようにするため、支援の在り方の抜本的見直しや新たな審査・評価等の仕組みの導入など、より効果的で戦略的な視点を加えながら次の施策を講ずる。

- 新たな支援の仕組みを導入し、芸術の水準向上に直接的な牽引力となる創造活動に重点的な支援を行うなど、我が国の顔として世界に誇れる文化芸術の創造を支援する。
- 文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、独立行政法人日本芸術文化振興会における専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化し、諸外国のアーツカウンシルに相当する新たな仕組みを導入する。このため、早急に必要な調査研究を行うとともに、可能なところから試行的な取組を実施し、文化芸術活動の計画、実行、検証、改善（PDCA）サイクルを確立する。
- トップレベルの文化芸術団体と劇場、音楽堂等の文化芸術拠点とが連携した特色ある取組など、優れた芸術活動を支援する。
- 内外の優れた芸術作品の鑑賞機会を提供し、芸術の創造の推進に資する芸術祭等の充実を図る。
- 独立行政法人日本芸術文化振興会は、幅広く多様な文化芸術を振興し、その普及を図る活動等に対し、芸術文化振興基金による助成事業等を行う。
- より多くの国民に優れた芸術の鑑賞機会を提供するため、新国立劇場における公演の充実を図る。

(2) メディア芸術の振興

我が国のメディア芸術は、優れた文化的価値を有しており、世界的にも高く評価され、我が国のソフトパワーとして国内外から注目を集めている。メディア芸術の振興は、我が国の文化芸術振興はもとより、コンテンツ産業や観光の振興等にも大きな効果を発揮するものであることを踏まえ、次の施策を講ずる。

- 文化庁メディア芸術祭の一層の充実を図るとともに、関連イベントとの連携を推進する。また、我が国の優れたメディア芸術を積極的に諸外国へ発信する。
- メディア芸術に関する貴重な作品や関連資料等について、文化施設、大学等の連携・協力体制を構築し、所在情報等のデータベースの整備や、作品のデジタルアーカイブ化等を推進する。
- 大学や製作現場等と連携しながら若手クリエイターに専門的研修や作品発表の場を提供することにより、次代を担う優れた人材を育成する。
- 日本映画・映像作品の水準向上を図るため、国際的な評価の高まりを踏まえながら、その製作環

境の整備，国内外への発信や人材育成，国際共同製作に対する支援，東京国立近代美術館フィルムセンターにおける映画・映像作品の収集・保管を推進する。

(3) 伝統芸能の継承及び発展

我が国古来の伝統芸能は，長い歴史と伝統の中から生まれ，守り伝えられてきた国民の財産であり，将来にわたって確実に継承され，発展を図っていく必要があることから，次の施策を講ずる。

- 伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに，公演等への支援を行う。その際，我が国の文化芸術の向上の牽引^{けんいん}力となる実演家団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに，伝統的な音階や技法を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。
- 国立劇場，国立能楽堂，国立文楽劇場及び国立劇場おきなわにおける公演や各地域における普及のための公演の充実を図り，より多くの国民に伝統芸能の鑑賞機会を提供し，古典の伝承とその活性化を推進する。
- 伝統芸能の持続的な継承を図るため，伝承者の養成への支援を充実するとともに，伝統芸能の表現に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るため，後継者育成及び原材料の確保に努める。

(4) 芸能の振興

芸能の創造活動等が活発に行われるよう，次の施策を講ずる。

- 分野の特性に配慮しつつ，芸能の創造活動，人材育成及び普及活動に対して，重点的な支援等を行う。
- 国立演芸場等における公演の充実を図り，より多くの国民に芸能の鑑賞機会を提供する。

(5) 生活文化，国民娯楽及び出版物等の普及

生活文化，国民娯楽及び出版物等の普及を図るため，次の施策を講ずる。

- 地方公共団体や関係団体の取組にも留意しつつ，衣食住に係る文化をはじめ我が国の生活に根ざした「くらしの文化」の振興を図るとともに，国民の間で定着し，長い間楽しまれてきた国民娯楽に関する活動を推進する。
- 国民生活や社会を支える文化創造の基盤である出版物，レコード等について，居住する地域等にかかわらず広く普及し，国民がそれらに身近に親しめるよう必要な環境整備を図る。

(6) 文化財等の保存及び活用

文化財は，我が国の歴史の営みの中で，自然や風土，社会や生活を反映して伝承され発展してきたものであり，人々の情感と精神活動の豊かな軌跡を成すとともに，現代の我が国の文化を形成する基層となっている。今日の社会構造や国民の意識の変化等を踏まえ，新たな課題にも積極的に対応することが求められていることから，次の施策を講ずる。

- 国民が文化財を理解し，親しむ機会の充実を図るため，文化財の特性や保存に配慮しつつ，文化財の魅力が国民に伝わるよう，文化財の公開・活用を積極的に推進する。
- 各市町村における歴史文化基本構想の策定の支援等により，その周辺環境も含めた地域の文化財の総合的な保存・活用を推進する。また，その取組の一環として，「地域における歴史的風致の維

持及び向上に関する法律」(平成20年法律第40号)等を活用し、建造物・史跡等の文化財とその周辺環境の一体的な保存・活用を図る。

- 文化財登録制度を活用し、近代をはじめとした文化財の登録を進め、文化財保護の裾野の拡大を図る。
- 有形の文化財について、文化財を良好な状態に保つための日常的な維持管理、適時適切な修理の充実を図る。また、防火・耐震・防犯等の対策を計画的かつ継続的に実施するための支援の充実を図るとともに、所有者の防災・防犯意識の向上を図る取組等を推進する。
- 無形の文化財について、伝承者の確保・養成とともに、その保存に欠くことのできない用具等の製作・修理等に必要な伝統的技術の継承を図るための支援を充実する。
- 古墳壁画の保存対策として、関係機関等とも連携してその保存・活用方策を検討する。高松塚古墳壁画及びキトラ古墳壁画については、引き続き修理を行い適切な保存・活用に努める。
- 文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存・継承を図る。
- 「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(平成4年9月30日発効)に基づき、地方公共団体等と連携して、暫定一覧表への追加を行うなど、我が国の文化遺産の世界遺産への登録推薦を積極的に進めるとともに、登録後の文化遺産の適切な保護を図る。
- 独立行政法人国立文化財機構は、科学的・技術的な調査研究に基づく保存修復において、引き続き中心的な役割を果たすとともに、文化財の保存修復等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。

2. 地域における文化芸術振興

地域における多様な文化芸術の興隆は、我が国の文化芸術が発展する源泉となるものである。全国各地において、国民が生涯を通じて身近に文化芸術に接し、個性豊かな文化芸術活動を活発に行うことができる環境の整備を図る必要があることから、国と地方の適切な役割分担を図りつつ、次の施策を講ずる。

- 国民が、その居住する地域にかかわらず文化芸術に触れることができるよう、多彩な文化芸術の鑑賞機会を充実するとともに、各地域における創造活動等を支援し、地域住民の文化芸術活動への参加を促進する。
- 地域の特色ある文化芸術活動を推進するため、文化芸術拠点における意欲的な活動を支援するとともに、特色ある取組の発信・発表の機会の充実を図る。また、民間の非営利活動や文化ボランティア活動の促進を含め、地域における多様な文化芸術活動の担い手の育成を図る。
- 大学や民間企業、報道機関等を含む関係機関の連携・協働により、地域文化を振興するとともに、文化芸術の創造性や魅力を教育、福祉、観光・産業等の分野に活用し、地域の活性化を図る取組を促進する。
- 都市と農山漁村の共生・対流の推進の視点も踏まえつつ、各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、生活・生業に関連して形成された文化的景観の保護を図る。
- 「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(平成9年法律第52号)に基づき、アイヌ文化の振興を図るとともに、アイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発を図る。

3. 国際交流等の推進

伝統文化から現代文化に至るまで、世界の人々の興味・関心を惹き付ける多様な文化を積極的かつ効果的に発信するとともに、文化芸術に係る国際的な交流を進め、我が国への理解の深化と文化芸術による国際貢献を推進し、我が国の文化芸術活動の発展を図るとともに世界の文化芸術活動の発展に資するため、次の施策を講ずる。

その際、交流年に係る取組や東アジア各国との相互理解の増進に資する取組を重視するとともに、関係府省、独立行政法人国際交流基金その他の関係機関等が緊密な連携・協力を努める。

- 文化芸術を通じた諸外国との相互理解の促進に資する点にも留意しつつ、我が国の優れた文化芸術の海外公演や海外展、海外の文化芸術団体と企画段階から協力して行う国際共同制作への支援を充実するなど、多様で国際的な事業の展開を進める。
- 国際的な文化芸術拠点を形成するため、我が国で開催される中核的な国際芸術フェスティバルに対して継続的に支援を行うとともに、アーティスト・イン・レジデンス等、各地域における特色ある国際文化交流の取組や、文化芸術分野における国際会議の日本開催を支援する。
- 文化芸術を通じた国際的な都市間連携を進めるため、東アジア各国の参加を得て、特定の都市において様々な文化芸術活動を行う取組を支援するなど、東アジアをはじめ世界各国との国際文化交流を積極的に推進する。
- 国内外の文化人・芸術家等の相互交流・連携や文化交流の拠点である国立の文化芸術機関等による国際的なネットワークの形成を継続して推進する。
- 将来の国際交流を担う青少年の国際文化交流等を推進することにより、世界に日本文化を発信することができる人材の育成を図る。
- 外国人観光客の増加や国際文化交流の推進に大きな効果を発揮するメディア芸術について、関連の文化施設や大学等の連携・協力を推進することにより情報拠点を構築し、我が国のメディア芸術を広く海外に発信する。
- 魅力ある日本文化を海外に幅広く紹介するため、優れた日本文学作品の翻訳・普及や、インターネット等を活用した日本文化の総合的な情報発信を図る。
- 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」(平成18年法律第97号)に基づき、文化遺産国際協力コンソーシアムを中心に、海外の研究機関等との連携等を図り、文化遺産国際協力を推進する。
- 「無形文化遺産の保護に関する条約」(平成18年4月20日発効)に基づき、専門家の派遣・招聘等を通じたアジア・太平洋地域等における無形文化遺産保護活動への協力を推進する。

4. 芸術家等の養成及び確保等

多様で優れた文化芸術を継承し、発展させ、創造していくためには、その担い手として優秀な人材を得ることが不可欠であることから、次の施策を講ずる。

- 高い技術と豊かな芸術性を備えた芸術家等を養成するため、新進芸術家等の海外留学や新国立劇場における研修事業の充実、次代を担う新進芸術家が活動成果を発表する機会や世界的な芸術家による指導の機会の充実等を図る。
- 伝統芸能の伝承者や文化財の保存技術者・技能者、文化施設や文化芸術団体のアートマネジメント担当者、舞台技術者・技能者、美術館、博物館における学芸員・各種専門職員等、幅広い人材の養成及び確保、資質向上のための研修を充実させ、文化芸術活動を担う人材の育成を図る。

- 文化芸術団体，教育機関等の関係機関が連携し，計画的・系統的な人材育成を促進する。
- 大学等の教育機関や国立の文化施設等における文化芸術に係る教育及び研究の充実を図る。
- 芸術家等がその能力を向上させ，十分に発揮し，自らの職業や活動に安心して安全に取り組めるよう，芸術家等の活動環境等に関する諸条件の整備や，社会的な役割に関する理解の促進，社会的，経済的及び文化的地位の向上に努める。

5. 国語の正しい理解

言葉は，論理的思考力，表現力，想像力などの基盤であり，意思疎通の手段であると同時に，その言葉を母語とする人々の文化とも深く結び付いている。このような文化の基盤としての国語の重要性を踏まえ，個々人はもとより，社会全体としてその重要性を認識し，国語に対する理解を深め，生涯を通じて国語力を身に付けていく必要があることから，次の施策を講ずる。

- 国語に関する調査を定期的実施し，調査の結果を広く周知するとともに，国語の改善に関する施策の検討等を行い，国語に対する意識の向上と国語力の育成を図る。
- 情報化時代に対応する漢字政策の在り方を踏まえて，新たに示された常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）等の普及を図る。
- 敬語に関して，具体的な指針の普及を図る。
- 国内における消滅の危機にある言語・方言について，実態を把握するとともに，言語・方言の保存・継承のための取組について調査研究を行い，その成果について普及等を図る。
- 学校教育において，全ての教科の基本となる国語力を養うため，教育活動全体を通じてその一層の充実を図る。
- 学校教育に携わる全ての教員が国語についての意識を高め，実際に生かしていくことができるよう，学校の教員の養成及び研修の各段階において，国語力に重点を置いた取組を進める。
- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年法律第154号）に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を踏まえ，子どもの自主的な読書活動を推進するため，読書に親しむ機会の提供や諸条件の整備・充実等を図る。
- 「文字・活字文化振興法」（平成17年法律第91号）に基づき，図書館や学校等において，国民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できるよう，環境の整備を図る。
- 近年の外来語・外国語（いわゆる片仮名言葉）の氾濫などの状況や，放送・出版等様々な媒体が人々の言語生活に及ぼす影響等を考慮し，公用文書等では，国民に分かりやすい表現を用いるよう努める。それと同時に，国民の言語への影響に関する関係機関の自覚を求める。
- 大学共同利用機関法人人間文化研究機構国立国語研究所や大学等の関係機関における調査研究との連携・協力を図る。

6. 日本語教育の普及及び充実

近年，日本語を学習する外国人は国内外ともに増加しており，また，学習の目的も多様化している。このような学習需要や社会の変化に対応し，外国人の我が国及び我が国の文化芸術に対する理解の増進に資するよう，次の施策を講ずる。

その際，我が国の日本語教育施策を効果的・効率的に実施するため，関係府省・関係機関が連携して日本語教育を総合的に推進する体制の整備・充実を図る。

- 国内における日本語教育を受ける対象者の拡大に対応するため，日本語教育の指導内容・方法等

の調査研究，日本語教育教材等の開発及び提供，日本語教育に携わる者の養成及び研修など日本語教育の充実を図る。

- 地方公共団体等の関係機関や日本語ボランティア等との連携・協力により，地域の実情に応じた日本語教室の開設や，幅広い知識や能力を持つ日本語指導者・ボランティアやコーディネーターの養成及び研修など，地域における日本語教育の充実を図る。その際，特に国内に居住する外国人の生活への総合的支援の一環として，日常生活に必要とされる日本語能力の向上を図る。
- 海外における日本語学習の広がりに対応するため，日本語教員等の海外派遣・招聘研修を推進するとともに，インターネット等の情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の提供を推進する。

7. 著作権等の保護及び利用

文化芸術振興の基盤を成す著作権等について，国際的な動向を踏まえるとともに，「知的財産基本法」（平成14年法律第122号）及び「知的財産推進計画」（知的財産戦略本部決定）に沿って，その適切な保護及び公正な利用を図るため，次の施策を講ずる。

- デジタル化・ネットワーク化に対応した著作権制度上の課題（保護期間，私的録音録画補償金制度の在り方を含む。）について総合的な検討を行い，必要に応じて法制度の整備を行う。また，その的確な運用，著作権制度や著作物の流通に関する調査研究の実施，著作物の流通促進のためのシステムの構築等を行う。
- 情報通信技術の発達により，著作権に関する知識や意識が全ての人々に必要不可欠なものとなっていることから，対象者別セミナーの開催，学校教育，文化庁ホームページを利用した著作権教材の提供など，様々な方法により，著作権に関する知識と意識の普及を図る。
- 海外における我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し，文化的創作活動や国際文化交流を推進するため，侵害国等への働きかけ，海外における著作権制度の整備支援，権利者による権利行使支援，官民連携の強化，諸外国との連携の強化等を行う。

8. 国民の文化芸術活動の充実

国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し，参加し，創造することができる環境を整備し，心豊かな社会を実現していくため，特に，高齢者，障害者，青少年などへのきめ細かい配慮等を図りつつ，次の施策を講ずる。

(1) 国民の鑑賞等の機会の充実

国民が文化芸術を享受する機会の充実を図るため，次の施策を講ずる。

- 国民が身近に文化芸術を享受できるよう，各地域における様々な文化芸術の公演，展示等に対する支援を行う。
- 展覧会における美術品損害に対する政府補償制度の導入等により，国際レベルの展覧会や地方巡回展の開催を支援する。
- 国民文化祭の開催をはじめ，国民の文化芸術に対する関心を喚起したり，文化芸術活動への参加を促したりする機会の充実を図る。
- 国民の文化芸術活動への参画に資する質の高い文化ボランティア活動を活発にするため，情報提供，相互交流の推進などの環境整備を図る。

(2) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 文化芸術活動の公演・展示等において、高齢者、障害者、子育て中の保護者、外国人等が文化芸術を享受しやすいよう、施設のバリアフリー化、字幕や音声案内サービス、託児サービス、利用料や入館料の軽減など対象者のニーズに応じた様々な工夫や配慮等を促進する。
- 高齢者、障害者、子育て中の保護者等の文化芸術活動を支援する活動を行う団体等の取組を促進する。

(3) 青少年の文化芸術活動の充実

青少年の文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 次代を担う子どもたちに豊かな創造性、感性等を育むため、できるだけ幼い頃から、子どもたちが多彩な優れた芸術、伝統文化や文化財に親しむ機会を充実するとともに、教育委員会や文化施設、文化芸術団体等が実施する取組を奨励する。
- 青少年を対象とした文化芸術の公演等への支援を行うとともに、文化芸術活動の場や機会の充実を図る。
- 地域の文化芸術活動に携わる人材を養成し、青少年に対する指導や助言を行う指導者の養成及び確保を促進する。
- 学校等と連携しつつ、地域の美術館、博物館における教育普及活動を充実させることにより、子どもたちの芸術に対する感性や郷土の歴史・文化に対する理解を育む取組を促進する。

(4) 学校教育における文化芸術活動の充実

学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 初等中等教育から高等教育までを通じて、歴史、伝統、文化に対する理解を深め、尊重する態度や、文化芸術を愛好する心情などを涵養^{かんよう}し、豊かな心と感性を持った人間を育てる。
- 様々な学習機会を活用し、文化芸術に関する体験学習などの文化芸術に関する教育や優れた文化芸術の鑑賞機会の充実を図る。
- 子どもたちに対する文化芸術の指導を行う教員の資質の向上を図るとともに、各教科等の授業や部活動等において、優れた地域の芸術家や文化芸術活動の指導者、文化財保護に携わる人々等が教員と協力して、指導を行う取組を促進する。
- 授業において、和楽器を用いたり、長い間親しまれてきた唱歌、わらべうた、民謡など日本のうたを取り上げたりするなど、我が国の伝統的な音楽に関する教育が適切に実施されるよう配慮する。

9. 文化芸術拠点の充実等

(1) 劇場、音楽堂等の充実

劇場、音楽堂等が、優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点や、地域住民の身近な文化芸術活動の場として積極的に活用され、その機能・役割を十分に発揮できるよう、次の施策を講ずる。

- 劇場、音楽堂等において、文化芸術が創造・発信され、地域の人々が享受できる機会を充実するため、国と地方公共団体が役割分担・協力をしつつ、地域の核となる劇場、音楽堂等の文化芸術活動を支援する。

- 現在、法的基盤のない劇場、音楽堂等が優れた文化芸術の創造・発信等に係る機能を十分に発揮できるようにするため、劇場、音楽堂等の法的基盤の整備について早急に具体的な検討を進める。
- 国立劇場や新国立劇場等における公演の充実を図り、より多くの国民に質の高い文化芸術の鑑賞機会を提供するなど、国立施設としてふさわしい活動を推進するとともに、そのために必要な安全かつ良好な施設環境を整備する。
- 各地域の劇場、音楽堂等における活動が適切かつ安全に行われるよう、また、施設の管理運営等に関し、それぞれの目的等に応じ、長期的かつ継続的な視点に立って、多様な手法を活用したサービスの向上、運営の効率化等の配慮が行われるよう、必要な情報提供を行う。
- 各地域の劇場、音楽堂等の創造活動や、芸術家、アートマネジメント担当者、舞台技術者等の配置・研修等への支援、情報提供等を充実するとともに、他の劇場、音楽堂、学校等と連携した活動を促進する。

(2) 美術館、博物館、図書館等の充実

美術館、博物館、図書館等が、優れた文化芸術の保存・継承、創造、交流、発信の拠点のみならず、地域の生涯学習活動、国際交流活動、ボランティア活動や観光等の拠点としても積極的に活用され、地域住民の文化芸術活動の場やコミュニケーション、感性教育、地域ブランドづくりの場としてその機能・役割を十分に発揮できるよう、次の施策を講ずる。

- 我が国の美術館、博物館等が国際的に遜色のない活動を展開できるよう、企画展示技術の向上や文化財等の適切な保存管理の徹底を図るとともに、適切な事業評価に取り組む。また、地域の美術館、博物館等の館種や設置者の枠を超えた連携・協力を促進する。
- 美術館、博物館等の質の高い活動を支える人材を確保するため、学芸員や教育普及等を担う専門職員の研修の充実を図る。また、美術館、博物館等の管理・運営や美術作品等の保存・修復、履歴の管理等を担う専門職員を養成するための研修の充実を図る。
- 美術館、博物館等に対する指定管理者制度の導入に関し、ガイドラインを作成するなど、より安定的かつ継続的な活動が行えるよう留意する。
- 登録美術品制度の活用を引き続き推進し、収蔵品の充実や安定した公開を図る。
- 優れた文化財、美術作品等を積極的に保存・公開するため、所蔵品の目録（資料台帳）の整備を促すとともに、書誌情報やデジタル画像等のアーカイブ化を促進する。
- 我が国の美術振興の中心的拠点として、国民の感性を育み、新しい芸術創造活動を推進するため、独立行政法人国立美術館の機能の充実を図る。
- 我が国の文化財施策の一翼を担う機関として、国民の宝である文化財を収集・保存し、次世代へ適切に継承するため、独立行政法人国立文化財機構の機能の充実を図る。
- 図書館が、資料や情報等の継続的な収集、調査研究への支援や資料の利用相談、時事情報の提供等の機能を充実させることにより、地域を支える情報拠点となるよう、先進事例の収集・情報提供や図書館の充実方策を提示するなどの支援を行う。
- 地域や住民にとって役に立つ、魅力ある図書館づくりの核となる司書等の資質向上を図るため、研修等の充実を図る。
- 各地域に所在する貴重な文化芸術資源の計画的・戦略的な保存・活用を図るため、博物館・図書館・公文書館（MLA）等の連携の促進に努める。

(3) 地域における文化芸術活動の場の充実

国民が身近に、かつ、気軽に文化芸術活動を行うことができる場の充実を図るため、次の施策を講ずる。

- 各地域の文化施設や公民館等の社会教育施設について、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等が円滑に利用しやすい運営を促進する。
- 学校施設については、学校教育に支障のない限り学校教育以外の利用が認められていることや、学校教育に利用される見込みのない教室や廃校施設については、様々な用途への転用が可能となっていることを踏まえ、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の公演・展示や練習の場として、また、文化芸術作品等の保存場所としての利用を促進する。
- 学校や文化施設以外の様々な施設においても、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等の文化芸術活動への幅広い利用を促進する。

(4) 公共の建物等の建築等に当たっての配慮

- 公共の建物等の施設の整備及び保全に際して、建物の外観等が、周囲の自然的環境や景観、地域の歴史、文化等との調和がとれたものとなるよう、形状、色彩、デザイン等について配慮するよう努める。

10. その他の基盤の整備等

(1) 情報通信技術の活用の推進

情報通信技術の活用は、文化芸術の創造活動のみならず、その成果の普及や享受を通じて、人と人との結び付きを強め、協働・共生社会の実現に資するなど、多様で広範な文化芸術活動の展開に貢献するものであることから、次の施策を講ずる。

- 我が国の多様な文化芸術、映画・映像、文化財等の情報について、デジタル技術、インターネット等を活用してネットワーク化、アーカイブ化するなど、保存、展示、国内外への公開等を推進する。その際、学校教育における活用の促進の観点から、子どもたちが理解しやすいものとするところにも留意する。
- メディア芸術祭等において、科学技術の活用等を通じた文化芸術振興に関する取組を推進する。
- 文化芸術関係者の情報通信技術の活用の推進を図るための取組を促進する。

(2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

地方公共団体、芸術家等、文化芸術団体、NPO・NGO、文化ボランティア等が行う文化芸術振興のための取組を促進するため、次の施策を講ずる。

- 国内外の文化芸術に関する各種の情報や資料の収集・保存（アーカイブの構築）及び活用方法について検討を行い、国立国会図書館をはじめとする関係機関と連携し、国と民間、国と地方公共団体との役割分担を図りつつ、国民に提供する。
- 国内外の文化芸術関係者等が、国の文化芸術振興に関する施策の内容や、国内外の文化芸術に関する各種の情報、専門的知識等を把握することができるよう、情報通信技術など様々な方法を活用して、積極的に提供していくとともに、相談、助言等の窓口機能の整備を図る。
- 地方公共団体、文化芸術団体等による情報提供のための取組を促進する。

(3) 民間の支援活動の活性化等

個人や企業・団体等が文化芸術活動に対して行う支援活動を促進するため、次の施策を講ずる。

- 文化芸術を支える民間（企業，団体，個人等）の支援を促進するとともに，寄附文化を醸成するための税制上の措置の活用等を講ずるよう努める。
- 文化芸術関係者をはじめ，広く国民に対して，文化芸術活動に対する寄附等に関する税制措置の現状，企業等による支援活動の状況，多様な方法による文化芸術活動への支援の事例等について，文化芸術団体等と連携しつつ，情報の収集及び提供を行う。

(4) 関係機関等の連携等

関係機関等の連携を通じ，文化芸術振興に関する施策を効果的に推進するため，次の施策を講ずる。

- 施策の実施に際しては，関係府省間の連携・協働を一層推進するとともに，国，地方公共団体，企業，芸術家等，文化芸術団体，NPO・NGO，文化ボランティア，文化施設，社会教育施設，教育研究機関，報道機関等の関係機関等が各々の役割を明確化するとともに，相互の連携強化を図る。
- 文化芸術と教育，福祉，医療その他の分野の連携により，地域で人々が様々な場で文化芸術を鑑賞し，参加し，創造することができるよう，芸術家等及び文化芸術団体と，学校，文化施設，社会教育施設，福祉施設，医療機関等との間の協力の促進に努める。

(5) 顕彰

- 文化芸術各分野において顕著な成果を収めた者（団体）や，文化芸術振興に寄与した者（団体）に対して積極的に顕彰を行う。

(6) 政策形成への民意の反映等

文化芸術振興に関する政策の形成に当たっては，より多くの国民の意見等を集約し，反映させていくことが重要であることから，次の施策を講ずる。

- 各施策の企画立案，実施，評価等に際しては，芸術家等，学識経験者その他広く国民の意見を求め，これを十分考慮した上で政策形成を行う。
- 各地域において，国及び地方公共団体の文化行政担当者，芸術家等，文化芸術団体等が，各地域の文化芸術を取り巻く状況や活動の実態，文化芸術振興のための課題等について，情報や意見の交換を行う場を積極的に設ける。
- 文化芸術振興のための基本的な政策の形成や，各施策の企画立案及び評価等に資する基礎的なデータの収集や各種調査研究の充実を図る。
- 文化芸術施策の評価について，文化芸術各分野の特性を十分に踏まえ，定量的な評価のみならず定性的な評価も活用し，質的側面を含む適切な評価方法の確立を図る。

3 文化財保護法

昭和25年5月30日 法律第214号
最終改正
平成23年5月2日法律第37号

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 削除

第3章 有形文化財

第1節 重要文化財

第1款 指定（第27条—第29条）

第2款 管理（第30条—第34条）

第3款 保護（第34条の2—第47条）

第4款 公開（第47条の2—第53条）

第5款 調査（第54条・第55条）

第6款 雑則（第56条）

第2節 登録有形文化財（第57条—第69条）

第3節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財（第70条）

第4章 無形文化財（第71条—第77条）

第5章 民俗文化財（第78条—第91条）

第6章 埋蔵文化財（第92条—第108条）

第7章 史跡名勝天然記念物（第109条—第133条）

第8章 重要文化的景観（第134条—第141条）

第9章 伝統的建造物群保存地区（第142条—第146条）

第10章 文化財の保存技術の保護（第147条—第152条）

第11章 文化審議会への諮問（第153条）

第12章 補則

第1節 聴聞，意見の聴取及び不服申立て（第154条—第161条）

第2節 国に関する特例（第162条—第181条）

第3節 地方公共団体及び教育委員会（第182条—第192条）

第13章 罰則（第193条—第203条）

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 建造物，絵画，彫刻，工芸品，書跡，典籍，古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 二 演劇，音楽，工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 三 衣食住，生業，信仰，年中行事等に関する風俗慣習，民俗芸能，民俗技術及びこれらに用いられる衣服，器具，家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 四 貝塚，古墳，都城跡，城跡，旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの，庭園，橋梁，峡谷，海浜，山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地，繁殖地及び渡来地を含む。），植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）
- 五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
- 六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）

2 この法律の規定（第27条から第29条まで，第37条，第55条第1項第四号，第153条第1項第一号，第165条，第百71条及び附則第3条の規定を除く。）中「重要文化財」には，国宝を含むものとする。

3 この法律の規定（第109条，第110条，第112条，第122条，第131条第1項第四号，第153条第1項第七号及び第八号，第165条並びに第171条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には，特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は，文化財がわが国の歴史，文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり，且つ，将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し，その保存が適切に行われるように，周到の注意をもってこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民，所有者等の心構）

第4条 一般国民は，政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は，文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し，これを公共のために大切に保存するとともに，できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は，この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第2章 削除

第5条～第26条 削除

第3章 有形文化財

第1節 重要文化財

第1款 指定

(指定)

第27条 文部科学大臣は、有形文化財のうち重要なものを重要文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、重要文化財のうち世界文化の見地から価値の高いもので、たぐいない国民の宝たるものを国宝に指定することができる。

(告示、通知及び指定書の交付)

第28条 前条の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

2 前条の規定による指定は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。但し、当該国宝又は重要文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条の規定による指定をしたときは、文部科学大臣は、当該国宝又は重要文化財の所有者に指定書を交付しなければならない。

4 指定書に記載すべき事項その他指定書に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

5 第3項の規定により国宝の指定書の交付を受けたときは、所有者は、30日以内に国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

(解除)

第29条 国宝又は重要文化財が国宝又は重要文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、国宝又は重要文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該国宝又は重要文化財の所有者に通知してする。

3 第1項の規定による指定の解除には、前条第2項の規定を準用する。

4 第2項の通知を受けたときは、所有者は、30日以内に指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

5 第1項の規定により国宝の指定を解除した場合において当該有形文化財につき重要文化財の指定を解除しないときは、文部科学大臣は、直ちに重要文化財の指定書を所有者に交付しなければならない。

第2款 管理

(管理方法の指示)

第30条 文化庁長官は、重要文化財の所有者に対し、重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

(所有者の管理義務及び管理責任者)

第31条 重要文化財の所有者は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い、重要文化財を管理しなければならない。

2 重要文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者をもつばら自己に代り当該重要文化財の管理の責に任ずべき者（以下この節及び第12章において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 前項の規定により管理責任者を選任したときは、重要文化財の所有者は、文部科学省令の定める事

項を記載した書面をもつて、当該管理責任者と連署の上20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。管理責任者を解任した場合も同様とする。

4 管理責任者には、前条及び第1項の規定を準用する。

(所有者又は管理責任者の変更)

第32条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、旧所有者に対し交付された指定書を添えて、20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

2 重要文化財の所有者は、管理責任者を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、新管理責任者と連署の上20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。この場合には、前条第3項の規定は、適用しない。

3 重要文化財の所有者又は管理責任者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。氏名若しくは名称又は住所の変更が重要文化財の所有者に係るときは、届出の際指定書を添えなければならない。

(管理団体による管理)

第32条の2 重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該重要文化財の保存のため必要な管理（当該重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第1項の規定による指定には、第28条第2項の規定を準用する。

5 重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この節及び第12章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第30条及び第31条第1項の規定を準用する。

第32条の3 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項及び第28条第2項の規定を準用する。

第32条の4 管理団体が行う管理に要する費用は、この法律に特別の定のある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第33条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事

項を記載した書面をもつて、その事実を知った日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(所在の変更)

第34条 重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、且つ、指定書を添えて、所在の場所を変更しようとする日の20日前までに文化庁長官に届け出なければならない。但し、文部科学省令の定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際指定書の添付を要せず、又は文部科学省令の定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。

第3款 保護

(修理)

第34条の2 重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第34条の3 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理の方法及び時期について当該重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基く占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第32条の2第5項及び第32条の4の規定を準用する。

(管理又は修理の補助)

第35条 重要文化財の管理又は修理につき多額の経費を要し、重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、政府は、その経費の一部に充てさせるため、重要文化財の所有者又は管理団体に対し補助金を交付することができる。

2 前項の補助金を交付する場合には、文化庁長官は、その補助の条件として管理又は修理に関し必要な事項を指示することができる。

3 文化庁長官は、必要があると認めるときは、第1項の補助金を交付する重要文化財の管理又は修理について指揮監督することができる。

(管理に関する命令又は勧告)

第36条 重要文化財を管理する者が不適任なため又は管理が適当でないため重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞があると認めるときは、文化庁長官は、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の管理をする者の選任又は変更、管理方法の改善、防火施設その他の保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の規定による命令又は勧告に基いてする措置のために要する費用は、文部科学省令の定めるところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

3 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、前条第3項の規定を準用する。

(修理に関する命令又は勧告)

第37条 文化庁長官は、国宝がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、国宝以外の重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の規定による命令又は勧告に基いてする修理のために要する費用は、文部科学省令の定める

ところにより、その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

- 4 前項の規定により国庫が費用の全部又は一部を負担する場合には、第35条第3項の規定を準用する。
(文化庁長官による国宝の修理等の施行)

第38条 文化庁長官は、左の各号の一に該当する場合においては、国宝につき自ら修理を行い、又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 所有者、管理責任者又は管理団体が前2条の規定による命令に従わないとき。

二 国宝がき損している場合又は滅失し、き損し、若しくは盗み取られる虞がある場合において、所有者、管理責任者又は管理団体に修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

- 2 前項の規定による修理又は措置をしようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該国宝の名称、修理又は措置の内容、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付するとともに、権原に基く占有者にこれらの事項を通知しなければならない。

第39条 文化庁長官は、前条第1項の規定による修理又は措置をするときは、文化庁の職員のうちから、当該修理又は措置の施行及び当該国宝の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

- 2 前項の規定により責に任ずべき者と定められた者は、当該修理又は措置の施行に当たるときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

- 3 前条第1項の規定による修理又は措置の施行には、第32条の2第5項の規定を準用する。

第40条 第38条第1項の規定による修理又は措置のために要する費用は、国庫の負担とする。

- 2 文化庁長官は、文部科学省令の定めるところにより、第38条第1項の規定による修理又は措置のために要した費用の一部を所有者(管理団体がある場合は、その者)から徴収することができる。但し、同条第1項第二号の場合には、修理又は措置を要するに至つた事由が所有者、管理責任者若しくは管理団体の責に帰すべきとき、又は所有者若しくは管理団体がその費用の一部を負担する能力があるときに限る。

- 3 前項の規定による徴収については、行政代執行法(昭和23年法律第43号)第5条及び第6条の規定を準用する。

第41条 第38条第1項の規定による修理又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 2 前項の補償の額は、文化庁長官が決定する。

- 3 前項の規定による補償額に不服のある者は、訴えをもつてその増額を請求することができる。ただし、前項の補償の決定の通知を受けた日から6箇月を経過したときは、この限りでない。

- 4 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(補助等に係る重要文化財譲渡の場合の納付金)

第42条 国が修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置(以下この条において、「修理等」という。)につき第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第36条第2項、第37条第3項若しくは第40条第1項の規定により費用を負担した重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(第二次以下の相続人、受遺者又は受贈者を含む。以下この条において同じ。)(以下この条において、「所有者等」という。)は、補助又は費用負担に係る修理等が行われた後当該重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金又は負担金の額(第40条第1項の規定による負担

金については、同条第2項の規定により所有者から徴収した部分を控除した額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から当該修理等が行われた後重要文化財の修理等のため自己の費した金額を控除して得た金額(以下この条において、「納付金額」という。)を、文部科学省令の定めるところにより国庫に納付しなければならない。

- 2 前項に規定する「補助金又は負担金の額」とは、補助金又は負担金の額を、補助又は費用負担に係る修理等を施した重要文化財又はその部分につき文化庁長官が個別的に定める耐用年数で除して得た金額に、更に当該耐用年数から修理等を行つた時以後重要文化財の譲渡の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)を乗じて得た金額に相当する金額とする。
- 3 補助又は費用負担に係る修理等が行われた後、当該重要文化財が所有者等の責に帰することのできない事由により著しくその価値を減じた場合又は当該重要文化財を国に譲り渡した場合には、文化庁長官は、納付金額の全部又は一部の納付を免除することができる。
- 4 文化庁長官の指定する期限までに納付金額を完納しないときは、国税滞納処分の例により、これを徴収することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
- 5 納付金額を納付する者が相続人、受遺者又は受贈者であるときは、第一号に定める相続税額又は贈与税額と第二号に定める額との差額に相当する金額を第三号に定める年数で除して得た金額に第四号に定める年数を乗じて得た金額をその者が納付すべき納付金額から控除するものとする。
 - 一 当該重要文化財の取得につきその者が納付した、又は納付すべき相続税額又は贈与税額
 - 二 前号の相続税額又は贈与税額の計算の基礎となつた課税価格に算入された当該重要文化財又はその部分につき当該相続、遺贈又は贈与の時までに行つた修理等に係る第1項の補助金又は負担金の額の合計額を当該課税価格から控除して得た金額を課税価格として計算した場合に当該重要文化財又はその部分につき納付すべきこととなる相続税額又は贈与税額に相当する額
 - 三 第2項の規定により当該重要文化財又はその部分につき文化庁長官が定めた耐用年数から当該重要文化財又はその部分の修理等を行つた時以後当該重要文化財の相続、遺贈又は贈与の時までの年数を控除した残余の年数(1年に満たない部分があるときは、これを切り捨てる。)
 - 四 第2項に規定する当該重要文化財又はその部分についての残余の耐用年数
- 6 前項第二号に掲げる第1項の補助金又は負担金の額については、第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「譲渡の時」とあるのは、「相続、遺贈又は贈与の時」と読み替えるものとする。
- 7 第1項の規定により納付金額を納付する者の同項に規定する譲渡に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第33条第1項に規定する譲渡所得の金額の計算については、第1項の規定により納付する金額は、同条第3項に規定する資産の譲渡に要した費用とする。

(現状変更等の制限)

第43条 重要文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

- 2 前項但書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。
- 3 文化庁長官は、第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

- 4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは、文化庁長官は、許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。
- 5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(修理の届出等)

第43条の2 重要文化財を修理しようとするときは、所有者又は管理団体は、修理に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。但し、前条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

- 2 重要文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要文化財の修理に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(輸出の禁止)

第44条 重要文化財は、輸出してはならない。但し、文化庁長官が文化の国際的交流その他の事由により特に必要と認めて許可した場合は、この限りでない。

(環境保全)

第45条 文化庁長官は、重要文化財の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(国に対する売渡しの申出)

第46条 重要文化財を有償で譲り渡そうとする者は、譲渡の相手方、予定対価の額（予定対価が金銭以外のものであるときは、これを時価を基準として金銭に見積つた額。以下同じ。）その他文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、まず文化庁長官に国に対する売渡しの申出をしなければならない。

- 2 前項の書面においては、当該相手方に対して譲り渡したい事情を記載することができる。
- 3 文化庁長官は、前項の規定により記載された事情を相当と認めるときは、当該申出のあつた後30日以内に当該重要文化財を買い取らない旨の通知をするものとする。
- 4 第1項の規定による売渡しの申出のあつた後30日以内に文化庁長官が当該重要文化財を国において買い取るべき旨の通知をしたときは、第1項の規定による申出書に記載された予定対価の額に相当する代金で、売買が成立したものとみなす。
- 5 第1項に規定する者は、前項の期間（その期間内に文化庁長官が当該重要文化財を買い取らない旨の通知をしたときは、その時までの期間）内は、当該重要文化財を譲り渡してはならない。

(管理団体による買取りの補助)

第46条の2 国は、管理団体である地方公共団体その他の法人が、その管理に係る重要文化財（建造物その他の土地の定着物及びこれと一体のものとして当該重要文化財に指定された土地に限る。）で、その保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(管理又は修理の受託又は技術的指導)

- 第47条 重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）は、文化庁長官の定める条件により、文化庁長官に重要文化財の管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託することができる。
- 2 文化庁長官は、重要文化財の保存上必要があると認めるときは、所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、条件を示して、文化庁長官にその管理（管理団体がある場合を除く。）又は修理を委託するように勧告することができる。
- 3 前2項の規定により文化庁長官が管理又は修理の委託を受けた場合には、第39条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 4 重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に重要文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第4款 公開

(公開)

- 第47条の2 重要文化財の公開は、所有者が行うものとする。但し、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。
- 2 前項の規定は、所有者又は管理団体の出品に係る重要文化財を、所有者及び管理団体以外の者が、この法律の規定により行う公開の用に供することを妨げるものではない。
- 3 管理団体は、その管理する重要文化財を公開する場合には、当該重要文化財につき観覧料を徴収することができる。

(文化庁長官による公開)

- 第48条 文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、1年以内の期間を限って、国立博物館（独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館をいう。以下この条において同じ。）その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品することを勧告することができる。
- 2 文化庁長官は、国庫が管理又は修理につき、その費用の全部若しくは一部を負担し、又は補助金を交付した重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）に対し、1年以内の期間を限って、国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため当該重要文化財を出品することを命ずることができる。
- 3 文化庁長官は、前項の場合において必要があると認めるときは、1年以内の期間を限って、出品の期間を更新することができる。但し、引き続き五年をこえてはならない。
- 4 第2項の命令又は前項の更新があつたときは、重要文化財の所有者又は管理団体は、その重要文化財を出品しなければならない。
- 5 前四項に規定する場合の外、文化庁長官は、重要文化財の所有者（管理団体がある場合は、その者）から国立博物館その他の施設において文化庁長官の行う公開の用に供するため重要文化財を出品したい旨の申出があつた場合において適当と認めるときは、その出品を承認することができる。

第49条 文化庁長官は、前条の規定により重要文化財が出品されたときは、第185条に規定する場合を除いて、文化庁の職員のうちから、その重要文化財の管理の責に任ずべき者を定めなければならない。

第50条 第48条の規定による出品のために要する費用は、文部科学省令の定める基準により、国庫の負担とする。

- 2 政府は、第48条の規定により出品した所有者又は管理団体に対し、文部科学省令の定める基準によ

り，給与金を支給する。

(所有者等による公開)

第51条 文化庁長官は，重要文化財の所有者又は管理団体に対し，3箇月以内の期間を限つて，重要文化財の公開を勧告することができる。

2 文化庁長官は，国庫が管理，修理又は買取りにつき，その費用の全部若しくは一部を負担し，又は補助金を交付した重要文化財の所有者又は管理団体に対し，3箇月以内の期間を限つて，その公開を命ずることができる。

3 前項の場合には，第48条第4項の規定を準用する。

4 文化庁長官は，重要文化財の所有者又は管理団体に対し，前3項の規定による公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

5 重要文化財の所有者，管理責任者又は管理団体が前項の指示に従わない場合には，文化庁長官は，公開の停止又は中止を命ずることができる。

6 第2項及び第3項の規定による公開のために要する費用は，文部科学省令の定めるところにより，その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

7 前項に規定する場合のほか，重要文化財の所有者又は管理団体がその所有又は管理に係る重要文化財を公開するために要する費用は，文部科学省令で定めるところにより，その全部又は一部を国庫の負担とすることができる。

第51条の2 前条の規定による公開の場合を除き，重要文化財の所在の場所を変更してこれを公衆の観覧に供するため第34条の規定による届出があつた場合には，前条第4項及び第5項の規定を準用する。

(損失の補償)

第52条 第48条又は第51条第1項，第2項若しくは第3項の規定により出品し，又は公開したことに起因して当該重要文化財が滅失し，又はき損したときは，国は，その重要文化財の所有者に対し，その通常生ずべき損失を補償する。ただし，重要文化財が所有者，管理責任者又は管理団体の責に帰すべき事由によつて滅失し，又はき損した場合は，この限りでない。

2 前項の場合には，第41条第2項から第四項までの規定を準用する。

(所有者等以外の者による公開)

第53条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覧に供しようとするときは，文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし，文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は，この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては，同項に規定する催しを主催した者（文化庁長官を除く。）は，重要文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して20日以内に，文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて，文化庁長官に届け出るものとする。

3 文化庁長官は，第1項の許可を与える場合において，その許可の条件として，許可に係る公開及び当該公開に係る重要文化財の管理に関し必要な指示をすることができる。

4 第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかつたときは，文化庁長官は，許可に係る公開の停止を命じ，又は許可を取り消すことができる。

第5款 調査

(保存のための調査)

第54条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、重要文化財の現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第55条 文化庁長官は、次の各号の一に該当する場合において、前条の報告によつてもなお重要文化財に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する場所に立ち入つてその現状又は管理、修理若しくは環境保全の状況につき実地調査をさせることができる。

- 一 重要文化財に関し現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為につき許可の申請があつたとき。
- 二 重要文化財がき損しているとき又はその現状若しくは所在の場所につき変更があつたとき。
- 三 重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られる虞のあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて国宝又は重要文化財としての価値を鑑査する必要があるとき。

2 前項の規定により立ち入り、調査する場合においては、当該調査に当る者は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを示し、且つ、その正当な意見を十分に尊重しなければならない。

3 第1項の規定による調査によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

4 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

第6款 雑則

(所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第56条 重要文化財の所有者が変更したときは、新所有者は、当該重要文化財に関しこの法律に基いてする文化庁長官の命令、勧告、指示その他の処分による旧所有者の権利義務を承継する。

2 前項の場合には、旧所有者は、当該重要文化財の引渡と同時にその指定書を新所有者に引き渡さなければならない。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第1項の規定を準用する。但し、管理団体が指定された場合には、もつぱら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

第2節 登録有形文化財

(有形文化財の登録)

第57条 文部科学大臣は、重要文化財以外の有形文化財(第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

3 文化財登録原簿に記載すべき事項その他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(告示、通知及び登録証の交付)

第58条 前条第1項の規定による登録をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録をされた有形文化財(以下「登録有形文化財」という。)の所有者に通知する。

2 前条第1項の規定による登録は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録有形文化財の所有者に対しては、同項の規定による通知が当該所有者に到達した時からその効力を生ずる。

3 前条第1項の規定による登録をしたときは、文部科学大臣は、当該登録有形文化財の所有者に登録証を交付しなければならない。

4 登録証に記載すべき事項その他登録証に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(登録有形文化財の登録の抹消)

第59条 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第27条第1項の規定により重要文化財に指定したときは、その登録を抹消するものとする。

2 文部科学大臣は、登録有形文化財について、第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行つたときは、その登録を抹消するものとする。ただし、当該登録有形文化財について、その保存及び活用のための措置を講ずる必要がある、かつ、その所有者の同意がある場合は、この限りでない。

3 文部科学大臣は、登録有形文化財についてその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その登録を抹消することができる。

4 前3項の規定により登録の抹消をしたときは、速やかに、その旨を官報で告示するとともに、当該登録有形文化財の所有者に通知する。

5 第1項から第3項までの規定による登録の抹消には、前条第2項の規定を準用する。

6 第4項の通知を受けたときは、所有者は、30日以内に登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

(登録有形文化財の管理)

第60条 登録有形文化財の所有者は、この法律及びこれに基づく文部科学省令に従い、登録有形文化財を管理しなければならない。

2 登録有形文化財の所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該登録有形文化財の管理の責めに任ずべき者（以下この節において「管理責任者」という。）に選任することができる。

3 文化庁長官は、登録有形文化財について、所有者が判明せず、又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて、適当な地方公共団体その他の法人を、当該登録有形文化財の保存のため必要な管理（当該登録有形文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該登録有形文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行う団体（以下この節において「管理団体」という。）に指定することができる。

4 登録有形文化財の管理には、第31条第3項、第32条、第32条の2第2項から第5項まで、第32条の3及び第32条の4の規定を準用する。

5 登録有形文化財の管理責任者及び管理団体には、第1項の規定を準用する。

(登録有形文化財の滅失、き損等)

第61条 登録有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令で定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から10日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

(登録有形文化財の所在の変更)

第62条 登録有形文化財の所在の場所を変更しようとするときは、登録有形文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、所在の場所を変更しようとする日の20日前までに、登録証を添えて、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令で定める場合には、届出を要せず、若しくは届出の際登録証の添付を要せず、又は文部科学省令で定めるところにより所在の場所を変更した後届け出ることをもつて足りる。
（登録有形文化財の修理）

第63条 登録有形文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 管理団体が修理を行う場合には、第32条の2第5項、第32条の4及び第34条の3第1項の規定を準用する。

（登録有形文化財の現状変更の届出等）

第64条 登録有形文化財に関しその現状を変更しようとする者は、現状を変更しようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第1項の届出に係る登録有形文化財の現状の変更に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（登録有形文化財の輸出の届出）

第65条 登録有形文化財を輸出しようとする者は、輸出しようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

2 登録有形文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る登録有形文化財の輸出に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導）

第66条 登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体は、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官に登録有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

（登録有形文化財の公開）

第67条 登録有形文化財の公開は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

2 前項の規定は、登録有形文化財の所有者及び管理団体以外の者が、所有者（管理団体がある場合は、その者）の同意を得て、登録有形文化財を公開の用に供することを妨げるものではない。

3 管理団体が行う登録有形文化財の公開には、第47条の2第3項の規定を準用する。

4 登録有形文化財の活用上必要があると認めるときは、文化庁長官は、登録有形文化財の所有者又は管理団体に対し、登録有形文化財の公開及び当該公開に係る登録有形文化財の管理に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

（登録有形文化財の現状等の報告）

第68条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録有形文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、登録有形文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

（所有者変更に伴う登録証の引渡し）

第69条 登録有形文化財の所有者が変更したときは、旧所有者は、当該登録有形文化財の引渡しと同時

にその登録証を新所有者に引き渡さなければならない。

第3節 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財

(技術的指導)

第70条 重要文化財及び登録有形文化財以外の有形文化財の所有者は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官に有形文化財の管理又は修理に関し技術的指導を求めることができる。

第4章 無形文化財

(重要無形文化財の指定等)

第71条 文部科学大臣は、無形文化財のうち重要なものを重要無形文化財に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による指定をするに当たっては、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体（無形文化財を保持する者が主たる構成員となつている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定しようとするもの（保持団体にあつては、その代表者）に通知してする。

4 文部科学大臣は、第1項の規定による指定をした後においても、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体として認定するに足りるものがあると認めるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加認定することができる。

5 前項の規定による追加認定には、第3項の規定を準用する。

(重要無形文化財の指定等の解除)

第72条 重要無形文化財が重要無形文化財としての価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、重要無形文化財の指定を解除することができる。

2 保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保持団体はその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、保持者又は保持団体の認定を解除することができる。

3 第一項の規定による指定の解除又は前項の規定による認定の解除は、その旨を官報で告示するとともに、当該重要無形文化財の保持者又は保持団体の代表者に通知してする。

4 保持者が死亡したとき、又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この条及び次条において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者のすべてが死亡したとき、又は保持団体のすべてが解散したときは、重要無形文化財の指定は解除されたものとする。この場合には、文部科学大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第73条 保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したとき、その他文部科学省令の定める事由があるときは、保持者又はその相続人は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事由の生じた日（保持者の死亡に係る場合は、相続人がその事実を知つた日）から20日以内に文化庁長官に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあつては、代表者であつた者）について、同様とする。

(重要無形文化財の保存)

第74条 文化庁長官は、重要無形文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形文化財について自ら記録の作成、伝承者の養成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、保持者、保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第35条第2項及び第3項の規定を準用する。

(重要無形文化財の公開)

第75条 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者又は保持団体に対し重要無形文化財の公開を、重要無形文化財の記録の所有者に対しその記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形文化財の保持者又は保持団体が重要無形文化財を公開する場合には、第51条第7項の規定を準用する。

3 重要無形文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、国は、その公開に要する経費の一部を補助することができる。

(重要無形文化財の保存に関する助言又は勧告)

第76条 文化庁長官は、重要無形文化財の保持者若しくは保持団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、重要無形文化財の保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(重要無形文化財以外の無形文化財の記録の作成等)

第77条 文化庁長官は、重要無形文化財以外の無形文化財のうち特に必要のあるものを選択して、自らその記録を作成し、保存し、又は公開することができるものとし、国は、適当な者に対し、当該無形文化財の公開又はその記録の作成、保存若しくは公開に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第35条第2項及び第3項の規定を準用する。

第5章 民俗文化財

(重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定)

第78条 文部科学大臣は、有形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要有形民俗文化財に、無形の民俗文化財のうち特に重要なものを重要無形民俗文化財に指定することができる。

2 前項の規定による重要有形民俗文化財の指定には、第28条第1項から第4項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による重要無形民俗文化財の指定は、その旨を官報に告示してする。

(重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定の解除)

第79条 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財が重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財としての価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定を解除することができる。

2 前項の規定による重要有形民俗文化財の指定の解除には、第29条第2項から第4項までの規定を準用する。

3 第1項の規定による重要無形民俗文化財の指定の解除は、その旨を官報に告示してする。

(重要有形民俗文化財の管理)

第80条 重要有形民俗文化財の管理には、第30条から第34条までの規定を準用する。

(重要有形民俗文化財の保護)

第81条 重要有形民俗文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の20日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 重要有形民俗文化財の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る重要有形民俗文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な事項を指示することができる。

第82条 重要有形民俗文化財を輸出しようとする者は、文化庁長官の許可を受けなければならない。

第83条 重要有形民俗文化財の保護には、第34条の2から第36条まで、第37条第2項から第4項まで、第42条、第46条及び第47条の規定を準用する。

(重要有形民俗文化財の公開)

第84条 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体（第80条で準用する第32条の2第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人をいう。以下この章及び第12章において同じ。）以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供しようとするときは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、観覧に供しようとする最初の日の30日前までに、文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官から事前の届出の免除を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開事前届出免除施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開事前届出免除施設の設置者が当該公開事前届出免除施設においてこれらを主催する場合には、重要有形民俗文化財を公衆の観覧に供した期間の最終日の翌日から起算して20日以内に、文化庁長官に届け出ることをもつて足りる。

2 前項本文の届出に係る公開には、第51条第4項及び第5項の規定を準用する。

第85条 重要有形民俗文化財の公開には、第47条の2から第52条までの規定を準用する。

(重要有形民俗文化財の保存のための調査及び所有者変更等に伴う権利義務の承継)

第86条 重要有形民俗文化財の保存のための調査には、第54条の規定を、重要有形民俗文化財の所有者が変更し、又は重要有形民俗文化財の管理団体が指定され、若しくはその指定が解除された場合には、第56条の規定を準用する。

(重要無形民俗文化財の保存)

第87条 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の保存のため必要があると認めるときは、重要無形民俗文化財について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができるものとし、国は、地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存に要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の規定により補助金を交付する場合には、第35条第2項及び第3項の規定を準用する。

(重要無形民俗文化財の記録の公開)

第88条 文化庁長官は、重要無形民俗文化財の記録の所有者に対し、その記録の公開を勧告することができる。

2 重要無形民俗文化財の記録の所有者がその記録を公開する場合には、第75条第3項の規定を準用する。

(重要無形民俗文化財の保存に関する助言又は勧告)

第89条 文化庁長官は、地方公共団体その他重要無形民俗文化財の保存に当たることを適当と認める者に対し、その保存のため必要な助言又は勧告をすることができる。

(登録有形民俗文化財)

第90条 文部科学大臣は、重要有形民俗文化財以外の有形の民俗文化財(第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行っているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第57条第2項及び第3項の規定を準用する。

3 前2項の規定により登録された有形の民俗文化財(以下「登録有形民俗文化財」という。)については、第3章第2節(第57条の規定を除く。)の規定を準用する。この場合において、第64条第1項及び第65条第1項中「30日前」とあるのは「20日前」と、第64条第1項ただし書中「維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合」とあるのは「文部科学省令で定める場合」と読み替えるものとする。

(重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財の記録の作成等)

第91条 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財には、第77条の規定を準用する。

第6章 埋蔵文化財

(調査のための発掘に関する届出、指示及び命令)

第92条 土地に埋蔵されている文化財(以下「埋蔵文化財」という。)について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第93条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第94条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第97条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第1項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第一項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長（国有財産法（昭和23年法律第73号）第4条第2項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

（埋蔵文化財包蔵地の周知）

第95条 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

2 国は、地方公共団体が行う前項の措置に関し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

（遺跡の発見に関する届出、停止命令等）

第96条 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第92条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3月を超えることができない。

3 文化庁長官は、前項の命令をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。

4 第2項の命令は、第1項の届出があつた日から起算して1月以内にななければならない。

5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6月を超えることとなつてはならない。

6 第2項及び前項の期間を計算する場合においては、第1項の届出があつた日から起算して第2項の命令を発した日までの期間が含まれるものとする。

7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。

8 文化庁長官は、第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされた場合には、当該遺跡の保護上必要な指示をすることができる。前項の規定により第2項の措置を執つた場合を除き、第1項の届出がなされなかつたときも、同様とする。

9 第2項の命令によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

10 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

（国の機関等の遺跡の発見に関する特例）

第97条 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第92条第1項又は第99条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更する

ことなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、当該通知に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、その調査、保存等について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該遺跡の保護上必要な勧告をすることができる。
- 5 前各項の場合には、第94条第5項の規定を準用する。

(文化庁長官による発掘の施行)

第98条 文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

- 2 前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権原に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。
- 3 第1項の場合には、第39条(同条第3項において準用する第32条の2第5項の規定を含む。)及び第41条の規定を準用する。

(地方公共団体による発掘の施行)

第99条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第1項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

- 2 地方公共団体は、前項の発掘に関し、事業者に対し協力を求めることができる。
- 3 文化庁長官は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に関し必要な指導及び助言をすることができる。
- 4 国は、地方公共団体に対し、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる。

(返還又は通知等)

第100条 第98条第1項の規定による発掘により文化財を発見した場合において、文化庁長官は、当該文化財の所有者が判明しているときはこれを所有者に返還し、所有者が判明しないときは、遺失物法(平成18年法律第73号)第4条第1項の規定にかかわらず、警察署長にその旨を通知することをもつて足りる。

- 2 前項の規定は、前条第一項の規定による発掘により都道府県又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の教育委員会が文化財を発見した場合における当該教育委員会について準用する。
- 3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の通知を受けたときは、警察署長は、直ちに当該文化財につき遺失物法第7条第1項の規定による公告をしなければならない。

(提出)

第101条 遺失物法第四条第一項の規定により、埋蔵物として提出された物件が文化財と認められるときは、警察署長は、直ちに当該物件を当該物件の発見された土地を管轄する都道府県の教育委員会(当該土地が指定都市等の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市等の教育委員会。次条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、所有者の判明している場合は、この限りでない。

(鑑査)

第102条 前条の規定により物件が提出されたときは、都道府県の教育委員会は、当該物件が文化財であるかどうかを鑑査しなければならない。

2 都道府県の教育委員会は、前項の鑑査の結果当該物件を文化財と認めるときは、その旨を警察署長に通知し、文化財でないと認めるときは、当該物件を警察署長に差し戻さなければならない。

(引渡し)

第103条 第100条第1項に規定する文化財又は同条第2項若しくは前条第2項に規定する文化財の所有者から、警察署長に対し、その文化財の返還の請求があつたときは、文化庁長官又は都道府県若しくは指定都市等の教育委員会は、当該警察署長にこれを引き渡さなければならない。

(国庫帰属及び報償金)

第104条 第100条第1項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財(国の機関又は独立行政法人国立文化財機構が埋蔵文化財の調査のための土地の発掘により発見したものに限る。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、国庫に帰属する。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財の発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格の2分の1に相当する額の報償金を支給する。

2 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(都道府県帰属及び報償金)

第105条 第100条第2項に規定する文化財又は第102条第2項に規定する文化財(前条第1項に規定するものを除く。)で、その所有者が判明しないものの所有権は、当該文化財の発見された土地を管轄する都道府県に帰属する。この場合においては、当該都道府県の教育委員会は、当該文化財の発見者及びその発見された土地の所有者にその旨を通知し、かつ、その価格に相当する額の報償金を支給する。

2 前項に規定する発見者と土地所有者とが異なるときは、前項の報償金は、折半して支給する。

3 第1項の報償金の額は、当該都道府県の教育委員会が決定する。

4 前項の規定による報償金の額については、第41条第3項の規定を準用する。

5 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、都道府県を被告とする。

(譲与等)

第106条 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第104条に規定する報償金の額から控除するものとする。

3 政府は、第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て国が保有する必要がある場合を除いて、独立行政法人国立文化財機構又は当該文化財の発見された土地を管轄する地方公共団体に対し、その申請に基づき、当該文化財を譲与し、又は時価よりも低い対価で譲渡することができる。

第107条 都道府県の教育委員会は、第105条第1項の規定により当該都道府県に帰属した文化財の保存のため又はその効用から見て当該都道府県が保有する必要がある場合を除いて、当該文化財の発見者又はその発見された土地の所有者に、その者が同条の規定により受けるべき報償金の額に相当するものの範囲内でこれを譲与することができる。

2 前項の場合には、その譲与した文化財の価格に相当する金額は、第105条に規定する報償金の額から

控除するものとする。

(遺失物法の適用)

第108条 埋蔵文化財に関しては、この法律に特別の定めのある場合のほか、遺失物法の適用があるものとする。

第7章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第109条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物（以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物（以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。）に指定することができる。

3 前2項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市（特別区を含む。以下同じ。）町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第1項又は第2項の規定による指定は、第3項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第110条 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

2 前項の規定により仮指定を行ったときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。

3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第111条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。

3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第112条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物がその価値を失った場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

2 第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第109条第1項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から2年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。

3 第110条第1項の規定による仮指定が適当でないとき、又は認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。

4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不相当であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第114条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第百九条第4項及び第5項の規定を準用する。

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第117条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。

4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第118条 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第12章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

第120条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項（同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第四項及び第115条第2項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第121条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第122条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の場合には、第37条第3項及び第四項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第123条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前二条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき認められるとき。

2 前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第124条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第118条及び第120条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第121条第2項で準用する第36条第2項、第122条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第126条 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第184条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければ

ならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第129条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建築物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第130条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第131条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。

二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。

三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。

四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(登録記念物)

第132条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物(第110条第1項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

2 前項の規定による登録には、第57条第2項及び第3項、第109条第3項から第5項まで並びに第111条第1項の規定を準用する。

第133条 前条の規定により登録された記念物（以下「登録記念物」という。）については、第59条第1項から第5項まで、第64条、第68条、第111条第2項及び第3項並びに第113条から第120条までの規定を準用する。この場合において、第59条第1項中「第27条第1項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき（第110条第1項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたときを含む。）」と、同条第4項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第5項中「抹消には、前条第2項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第113条第1項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第118条及び第120条中「第30条、第31条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第31条第1項中「並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第118条中「第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項」とあるのは「第47条第四項」と、第120条中「第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項」とあるのは「第47条第4項」と読み替えるものとする。

第8章 重要文化的景観

（重要文化的景観の選定）

第134条 文部科学大臣は、都道府県又は市町村の申出に基づき、当該都道府県又は市町村が定める景観法（平成16年法律第110号）第8条第2項第一号に規定する景観計画区域又は同法第61条第1項に規定する景観地区内にある文化的景観であつて、文部科学省令で定める基準に照らして当該都道府県又は市町村がその保存のため必要な措置を講じているもののうち特に重要なものを重要文化的景観として選定することができる。

2 前項の規定による選定には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第3項中「権原に基づく占有者」とあるのは、「権原に基づく占有者並びに第134条第1項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村」と読み替えるものとする。

（重要文化的景観の選定の解除）

第135条 重要文化的景観がその価値を失つた場合その他特殊の事由があるときは、文部科学大臣は、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

（滅失又はき損）

第136条 重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、又はき損したときは、所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。ただし、重要文化的景観の保存に著しい支障を及ぼすおそれがない場合として文部科学省令で定める場合は、この限りでない。

（管理に関する勧告又は命令）

第137条 管理が適当でないため重要文化的景観が滅失し、又はき損するおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、所有者等に対し、管理方法の改善その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 文化庁長官は、前項に規定する勧告を受けた所有者等が、正当な理由がなくその勧告に係る措置を執らなかつた場合において、特に必要があると認めるときは、当該所有者等に対し、その勧告に係る措置を執るべきことを命ずることができる。

3 文化庁長官は、第1項の規定による勧告又は前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、当該重要文化的景観について第134条第1項に規定する申出を行つた都道府県又は市町村の意見を聴くものとする。

4 第1項及び第2項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

（費用負担に係る重要文化的景観譲渡の場合の納付金）

第138条 国が滅失又はき損の防止の措置につき前条第4項で準用する第36条第2項の規定により費用を負担した重要文化的景観については、第42条の規定を準用する。

（現状変更等の届出等）

第139条 重要文化的景観に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、現状を変更し、又は保存に影響を及ぼす行為をしようとする日の30日前までに、文部科学省令で定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、現状変更については維持の措置若しくは非常災害のために必要な応急措置又は他の法令の規定による現状の変更を内容とする命令に基づく措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 重要文化的景観の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、第1項の届出に係る重要文化的景観の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指導、助言又は勧告をすることができる。

（現状等の報告）

第140条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、所有者等に対し、重要文化的景観の現状又は管理若しくは復旧の状況につき報告を求めることができる。

（他の公益との調整等）

第141条 文部科学大臣は、第134条第1項の規定による選定を行うに当たっては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和に留意しなければならない。

2 文化庁長官は、第137条第1項の規定による勧告若しくは同条第2項の規定による命令又は第139条第3項の規定による勧告をしようとするときは、重要文化的景観の特性にかんがみ、国土の開発その他の公益との調整及び農林水産業その他の地域における産業との調和を図る観点から、政令で定める

ところにより、あらかじめ、関係各省各庁の長と協議しなければならない。

- 3 国は、重要文化的景観の保存のため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について都道府県又は市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第9章 伝統的建造物群保存地区

(伝統的建造物群保存地区)

第142条 この章において「伝統的建造物群保存地区」とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、次条第1項又は第2項の定めるところにより市町村が定める地区をいう。

(伝統的建造物群保存地区の決定及びその保護)

第143条 市町村は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条又は第5条の2の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

2 市町村は、前項の都市計画区域又は準都市計画区域以外の区域においては、条例の定めるところにより、伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

3 都道府県知事は、第1項の伝統的建造物群保存地区に関する都市計画についての都市計画法第19条第3項の規定による同意に当たっては、あらかじめ、当該都道府県の教育委員会の意見を聴かなければならない。

4 市町村は、伝統的建造物群保存地区に関し、地区の決定若しくはその取消し又は条例の制定若しくはその改廃を行った場合は、文化庁長官に対し、その旨を報告しなければならない。

5 文化庁長官又は都道府県の教育委員会は、市町村に対し、伝統的建造物群保存地区の保存に関し、必要な指導又は助言をすることができる。

(重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第144条 文部科学大臣は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群保存地区の区域の全部又は一部で我が国にとってその価値が特に高いものを、重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。

2 前項の規定による選定は、その旨を官報で告示するとともに、当該申出に係る市町村に通知してする。

(選定の解除)

第145条 文部科学大臣は、重要伝統的建造物群保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 前項の場合には、前条第2項の規定を準用する。

(管理等に関する補助)

第146条 国は、重要伝統的建造物群保存地区の保存のための当該地区内における建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について市町村が行う措置について、その経費の一部を補助することができる。

第10章 文化財の保存技術の保護

(選定保存技術の選定等)

第147条 文部科学大臣は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるものを選定保存技術として選定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による選定をするに当たっては、選定保存技術の保持者又は保存団体（選定保存技術を保存することを主たる目的とする団体（財団を含む。）で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下同じ。）を認定しなければならない。

3 1の選定保存技術についての前項の認定は、保持者と保存団体とを併せてすることができる。

4 第1項の規定による選定及び前2項の規定による認定には、第71条第3項から第5項までの規定を準用する。

(選定等の解除)

第148条 文部科学大臣は、選定保存技術について保存の措置を講ずる必要がなくなつた場合その他特殊の事由があるときは、その選定を解除することができる。

2 文部科学大臣は、保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなつたと認められる場合、保存団体が保存団体として適当でなくなつたと認められる場合その他特殊の事由があるときは、保持者又は保存団体の認定を解除することができる。

3 前2項の場合には、第72条第3項の規定を準用する。

4 前条第2項の認定が保持者のみについてなされた場合にあってはそのすべてが死亡したとき、同項の認定が保存団体のみについてなされた場合にあってはそのすべてが解散したとき（消滅したときを含む。以下この項において同じ。）、同項の認定が保持者と保存団体とを併せてなされた場合にあっては保持者のすべてが死亡しかつ保存団体のすべてが解散したときは、選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、文部科学大臣は、その旨を官報で告示しなければならない。

(保持者の氏名変更等)

第149条 保持者及び保存団体には、第73条の規定を準用する。この場合において、同条後段中「代表者」とあるのは、「代表者又は管理人」と読み替えるものとする。

(選定保存技術の保存)

第150条 文化庁長官は、選定保存技術の保存のため必要があると認めるときは、選定保存技術について自ら記録を作成し、又は伝承者の養成その他選定保存技術の保存のために必要と認められるものについて適当な措置を執ることができる。

(選定保存技術の記録の公開)

第151条 選定保存技術の記録の所有者には、第88条の規定を準用する。

(選定保存技術の保存に関する援助)

第152条 国は、選定保存技術の保持者若しくは保存団体又は地方公共団体その他その保存に当たることを適当と認める者に対し、指導、助言その他の必要と認められる援助をすることができる。

第11章 文化審議会への諮問

第153条 文部科学大臣は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。

- 一 国宝又は重要文化財の指定及びその指定の解除
 - 二 登録有形文化財の登録及びその登録の抹消（第59条第1項又は第2項の規定による登録の抹消を除く。）
 - 三 重要無形文化財の指定及びその指定の解除
 - 四 重要無形文化財の保持者又は保持団体の認定及びその認定の解除
 - 五 重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定及びその指定の解除
 - 六 登録有形民俗文化財の登録及びその登録の抹消（第90条第3項で準用する第59条第1項又は第2項の規定による登録の抹消を除く。）
 - 七 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除
 - 八 史跡名勝天然記念物の仮指定の解除
 - 九 登録記念物の登録及びその登録の抹消（第133条で準用する第59条第1項又は第2項の規定による登録の抹消を除く。）
 - 十 重要文化的景観の選定及びその選定の解除
 - 十一 重要伝統的建造物群保存地区の選定及びその選定の解除
 - 十二 選定保存技術の選定及びその選定の解除
 - 十三 選定保存技術の保持者又は保存団体の認定及びその認定の解除
- 2 文化庁長官は、次に掲げる事項については、あらかじめ、文化審議会に諮問しなければならない。
- 一 重要文化財の管理又は国宝の修理に関する命令
 - 二 文化庁長官による国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行
 - 三 重要文化財の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
 - 四 重要文化財の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
 - 五 国による重要文化財の買取り
 - 六 重要無形文化財以外の無形文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
 - 七 重要有形民俗文化財の管理に関する命令
 - 八 重要有形民俗文化財の買取り
 - 九 重要無形民俗文化財以外の無形の民俗文化財のうち文化庁長官が記録を作成すべきもの又は記録の作成等につき補助すべきものの選択
 - 十 遺跡の現状変更となる行為についての停止命令又は禁止命令の期間の延長
 - 十一 文化庁長官による埋蔵文化財の調査のための発掘の施行
 - 十二 史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する命令
 - 十三 文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行
 - 十四 史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可
 - 十五 史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止又は必要な施設の命令
 - 十六 史跡名勝天然記念物の現状変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わない場合又は史跡名勝天然記念物の環境保全のための制限若しくは禁止に違反した場合の原状回復の命令
 - 十七 重要文化的景観の管理に関する命令
 - 十八 第184条第1項の政令（同項第二号に掲げる事務に係るものに限る。）の制定又は改廃の立案

第12章 補則

第1節 聴聞、意見の聴取及び不服申立て

(聴聞の特例)

第154条 文化庁長官（第184条第1項の規定により文化庁長官の権限に属する事務を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会。次項及び次条において同じ。）は、次に掲げる処分を行おうとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

一 第45条第1項又は第128条第1項の規定による制限、禁止又は命令で特定の者に対して行われるもの

二 第51条第五項（第51条の2（第85条で準用する場合を含む。）、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。）の規定による公開の中止命令

三 第92条第2項の規定による発掘の禁止又は中止命令

四 第96条第2項の規定による同項の調査のための停止命令若しくは禁止命令又は同条第5項の規定によるこれらの命令の期間の延長

五 第125条第7項（第128条第3項で準用する場合を含む。）の規定による原状回復の命令

2 文化庁長官は、前項の聴聞又は第43条第4項（第125条第3項で準用する場合を含む。）若しくは第53条第4項の規定による許可の取消しに係る聴聞をしようとするときは、当該聴聞の期日の10日前までに、行政手続法第15条第1項の規定による通知をし、かつ、当該処分の内容並びに当該聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

(意見の聴取)

第155条 文化庁長官は、次に掲げる措置を行おうとするときは、関係者又はその代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取を行わなければならない。

一 第38条第1項又は第123条第1項の規定による修理若しくは復旧又は措置の施行

二 第55条第1項又は第131条第1項の規定による立入調査又は調査のため必要な措置の施行

三 第98条第1項の規定による発掘の施行

2 文化庁長官は、前項の意見の聴取を行おうとするときは、その期日の10日前までに、同項各号に掲げる措置を行おうとする理由、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を当該関係者に通告し、かつ、その措置の内容並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

3 第1項の意見の聴取においては、当該関係者又はその代理人は、自己又は本人のために意見を述べ、又は釈明し、かつ、証拠を提出することができる。

4 当該関係者又はその代理人が正当な理由がなく第1項の意見の聴取に応じなかつたときは、文化庁長官は、当該意見の聴取を行わないで同項各号に掲げる措置をすることができる。

(不服申立ての手続における意見の聴取)

第156条 次に掲げる処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、審査請求又は異議申立てを受理した日から30日以内に、審査請求人若しくは異議申立人及び参加人又はこれらの者の代理人の出頭を求めて、公開による意見の聴取をした後でなければ、してはならない。

一 第43条第1項又は第125条第1項の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可又は不許可

二 第113条第1項（第133条で準用する場合を含む。）の規定による管理団体の指定

2 前項の意見の聴取を行う者は、当該意見の聴取の期日及び場所をその期日の10日前までに審査請求人又は異議申立人及び参加人に通告し、かつ、事案の要旨並びに当該意見の聴取の期日及び場所を公示しなければならない。

（参加）

第157条 審査請求人又は異議申立人、参加人及び代理人のほか、当該処分について利害関係を有する者で前条第1項の意見の聴取に参加して意見を述べようとするものは、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、当該意見の聴取を行う者にその旨を申し出て、その許可を受けなければならない。

（証拠の提示等）

第158条 第156条第1項の意見の聴取においては、審査請求人若しくは異議申立人、参加人及び前条の規定により意見の聴取に参加した者又はこれらの者の代理人に対して、当該事案について、証拠を提示し、かつ、意見を述べる機会を与えなければならない。

（裁決又は決定前の協議等）

第159条 鉱業又は採石業との調整に関する事案に係る審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定（却下の裁決又は決定を除く。）は、あらかじめ公害等調整委員会に協議した後にしなければならない。

2 関係各行政機関の長は、審査請求又は異議申立てに係る事案について意見を述べることができる。

（手続）

第160条 第156条から前条まで及び行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に定めるもののほか、審査請求及び異議申立てに関する手続は、文部科学省令で定める。

（不服申立てと訴訟との関係）

第161条 第156条第1項各号に掲げる処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定を経た後でなければ、提起することができない。

第2節 国に関する特例

（国に関する特例）

第162条 国又は国の機関に対しこの法律の規定を適用する場合において、この節に特別の規定のあるときは、その規定による。

（重要文化財等についての国に関する特例）

第163条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観が国有財産法に規定する国有財産であるときは、そのものは、文部科学大臣が管理する。ただし、そのものが文部科学大臣以外の者が管理している同法第3条第2項に規定する行政財産であるときその他文部科学大臣以外の者が管理すべき特別の必要のあるものであるときは、そのものを関係各省各庁の長が管理するか、又は文部科学大臣が管理するかは、文部科学大臣、関係各省各庁の長及び財務大臣が協議して定める。

第164条 前条の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を文部科学大臣が管理するため、所属を異にする会計の間において所管換え又は所属替えをするときは、国有財産法第15条の規定にかかわらず、無償として整理することができる。

第165条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財を国宝若しくは重要文化財又は重要有形

民俗文化財に指定したときは、第28条第1項又は第3項（第78条第2項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該有形文化財又は有形の民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、国宝の指定書を受けた各省各庁の長は、直ちに国宝に指定された重要文化財の指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

2 国の所有に属する国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財の指定を解除したときは、第29条第2項（第79条第2項で準用する場合を含む。）又は第五項の規定により所有者に対し行うべき通知又は指定書の交付は、当該国宝若しくは重要文化財又は重要有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに指定書を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属するものを特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは仮指定し、又はその指定若しくは仮指定を解除したときは、第109条第3項（第110条第3項及び第112条第4項で準用する場合を含む。）の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、その指定若しくは仮指定又は指定若しくは仮指定の解除に係るものを管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

4 国の所有又は占有に属するものを重要文化的景観に選定し、又はその選定を解除したときは、第134条第2項（第135条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第109条第3項の規定により所有者又は占有者に対し行うべき通知は、当該重要文化的景観を管理する各省各庁の長に対し行うものとする。

第166条 重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理する各省各庁の長は、この法律並びにこれに基づいて発する文部科学省令及び文化庁長官の勧告に従い、重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観を管理しなければならない。

第167条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を取得したとき。

二 重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 所管に属する重要文化財又は史跡名勝天然記念物を修理し、又は復旧しようとするとき（次条第1項第一号の規定により文化庁長官の同意を求めなければならない場合その他文部科学省令の定める場合を除く。）。

六 所管に属する重要有形民俗文化財又は重要文化的景観の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

七 所管に属する史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 前項第一号及び第二号の場合に係る通知には、第32条第1項（第80条及び第120条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第三号の場合に係る通知には、第33条（第80条及び第120条で準用する場合を含む。）及び第136条の規定を、前項第四号の場合に係る通知には、第34条（第80条で準用する場合を含む。）の規定を、前項第五号の場合に係る通知には、第43条の2第1項及び第127条第1項の規定を、前項第六号の場合に係る通知には、第81条第1項及び第139条第1項の規定を、前項第七号の場合に

係る通知には、第115条第2項の規定を準用する。

3 文化庁長官は、第1項第五号又は第六号の通知に係る事項に関し必要な勧告をすることができる。
第168条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。

二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。

3 第1項第一号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。

4 文化庁長官は、第1項第一号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない。

第169条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、文部科学大臣を通じ各省各庁の長に対し、次に掲げる事項につき必要な勧告をすることができる。

一 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理方法

二 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物又は重要文化的景観の修理若しくは復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置

三 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の環境保全のため必要な施設

四 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財の出品又は公開

2 前項の勧告については、前条第五項の規定を準用する。

3 第1項の規定による文化庁長官の勧告に基づいて施行する同項第二号に規定する修理、復旧若しくは措置又は同項第三号に規定する施設に要する経費の分担については、文部科学大臣と各省各庁の長が協議して定める。

第170条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、国の所有に属する国宝又は特別史跡名勝天然記念物につき、自ら修理若しくは復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。この場合においては、文化庁長官は、当該文化財が文部科学大臣以外の各省各庁の長の所管に属するものであるときは、あらかじめ、修理若しくは復旧又は措置の内容、着手の時期その他必要な事項につき、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長と協議し、当該文化財が文部科学大臣の所管に属するものであるときは、文部科学大臣の定める場合を除いて、その承認を受けなければならない。

一 関係各省各庁の長が前条第1項第二号に規定する修理若しくは復旧又は措置についての文化庁長官の勧告に応じないとき。

二 国宝又は特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、関係各省各庁の長に当該修理若しくは復

旧又は措置をさせることが適当でない認められるとき。

第171条 文部科学大臣は、国の所有に属するものを国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物に指定し、若しくは重要文化的景観に選定するに当たり、又は国の所有に属する国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物、史跡名勝天然記念物若しくは重要文化的景観に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求め、又は、重要有形民俗文化財及び重要文化的景観に係る場合を除き、調査に当たる者を定めて実地調査をさせることができる。

第172条 文化庁長官は、国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保存のため特に必要があると認めるときは、適当な地方公共団体その他の法人を指定して当該文化財の保存のため必要な管理（当該文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で国の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ当該文化財を管理する各省各庁の長の同意を求めるとともに、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定には、第32条の2第3項及び第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による管理によつて生ずる収益は、当該地方公共団体その他の法人の収入とする。

5 地方公共団体その他の法人が第1項の規定による管理を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理に係るときは、第30条、第31条第1項、第32条の4第1項、第33条、第34条、第35条、第36条、第47条の2第3項及び第54条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第30条、第31条第1項、第33条、第35条、第115条第1項及び第2項、第116条第1項及び第3項、第121条並びに第130条の規定を準用する。

第173条 前条第1項の規定による指定の解除については、第32条の3の規定を準用する。

第174条 文化庁長官は、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の保護のため特に必要があると認めるときは、第172条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人に当該文化財の修理又は復旧を行わせることができる。

2 前項の規定による修理又は復旧を行わせる場合には、第172条第2項の規定を準用する。

3 地方公共団体その他の法人が第1項の規定による修理又は復旧を行う場合には、重要文化財又は重要有形民俗文化財に係るときは、第32条の4第1項及び第35条の規定を、史跡名勝天然記念物に係るときは、第35条、第116条第1項及び第117条の規定を準用する。

第175条 第172条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体は、その管理する国の所有に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物でその指定に係る土地及び建造物を、その管理のため必要な限度において、無償で使用することができる。

2 国有財産法第22条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により土地及び建造物を使用させる場合について準用する。

第176条 文化庁長官は、第98条第1項の規定により発掘を施行しようとする場合において、その発掘を施行しようとする土地が国の所有に属し、又は国の機関の占有するものであるときは、あらかじめ、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項につき、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長と協議しなければならない。ただし、当該各省各庁の長が文部科学大臣であるときは、その承認を受けるべきものとする。

第177条 第104条第1項の規定により国庫に帰属した文化財は、文化庁長官が管理する。ただし、その

保存のため又はその効用から見て他の機関に管理させることが適当であるときは、これを当該機関の管理に移さなければならない。

(登録有形文化財等についての国に関する特例)

第178条 国の所有に属する有形文化財又は有形の民俗文化財について第57条第1項又は第90条第1項の規定による登録をしたときは、第58条第1項又は第3項（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知又は登録証の交付は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

2 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財について、第59条第1項から第3項まで（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定による登録の抹消をしたときは、第59条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定により所有者に対して行うべき通知は、当該登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。この場合においては、当該各省各庁の長は、直ちに登録証を文部科学大臣に返付しなければならない。

3 国の所有又は占有に属する記念物について第132条第1項の規定による登録をし、又は第133条で準用する第59条第1項から第3項までの規定による登録の抹消をしたときは、第132条第2項で準用する第109条第3項又は第133条で読み替えて準用する第59条第4項の規定により所有者又は占有者に対して行うべき通知は、当該登録記念物を管理する各省各庁の長に対して行うものとする。

第179条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、文部科学大臣を通じ文化庁長官に通知しなければならない。

一 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物を取得したとき。

二 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の所管換えを受け、又は所属替えをしたとき。

三 所管に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

四 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財の所在の場所を変更しようとするとき。

五 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするとき。

六 所管に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財を輸出しようとするとき。

七 所管に属する登録記念物の所在する土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたとき。

2 各省各庁の長以外の国の機関が登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の現状を変更しようとするときは、文化庁長官に通知しなければならない。

3 第1項第一号及び第二号に掲げる場合に係る通知には第32条第1項の規定を、第1項第三号に掲げる場合に係る通知には第33条又は第61条（第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定を、第1項第四号に掲げる場合に係る通知には第62条（第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定を、第1項第五号及び前項に規定する場合に係る通知には第64条第1項（第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。）の規定を、第1項第六号に掲げる場合に係る通知には第65条第1項（第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定を、第1項第七号に掲げる場合に係る通知には第115条第2項の規定を準用する。

4 第1項第五号及び第2項に規定する現状の変更には、第64条第1項ただし書及び第2項の規定を準用する。

5 登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁

長官は、第1項第五号又は第2項に規定する現状の変更に関し、文部科学大臣を通じ関係各省各庁の長に対し、又は各省各庁の長以外の国の機関に対して意見を述べることができる。

第180条 文部科学大臣は、国の所有に属する登録有形文化財、登録有形民俗文化財又は登録記念物に関する状況を確認するため必要があると認めるときは、関係各省各庁の長に対し調査のため必要な報告を求めることができる。

第181条 国の所有に属する登録有形文化財又は登録有形民俗文化財については、第60条第3項から第5項まで、第63条第2項及び第67条第3項（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

2 国の所有に属する登録記念物については、第133条で準用する第113条から第118条までの規定は、適用しない。

第3節 地方公共団体及び教育委員会

（地方公共団体の事務）

第182条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

3 前項に規定する条例の制定若しくはその改廃又は同項に規定する文化財の指定若しくはその解除を行った場合には、教育委員会は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を報告しなければならない。

（地方債についての配慮）

第183条 地方公共団体が文化財の保存及び活用を図るために行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、法令の範囲内において、資金事情及び当該地方公共団体の財政状況が許す限り、適切な配慮をするものとする。

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）

第184条 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

一 第35条第3項（第36条第3項（第83条、第121条第2項（第172条第5項で準用する場合を含む。）及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第37条第4項（第83条及び第122条第3項で準用する場合を含む。）、第46条の2第2項、第74条第2項、第77条第2項（第91条で準用する場合を含む。）、第83条、第87条第2項、第118条、第120条、第129条第2項、第172条第5項及び第174条第3項で準用する場合を含む。）の規定による指揮監督

二 第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可及びその取消し並びにその停止命令（重大な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼす行為の許可及びその取消しを除く。）

三 第51条第5項（第51条の2（第85条で準用する場合を含む。）、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。）の規定による公開の停止命令

四 第53条第1項、第3項及び第4項の規定による公開の許可及びその取消し並びに公開の停止命令

五 第54条（第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第55条、第130条（第172条第5項で

準用する場合を含む。)又は第131条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行

六 第92条第1項(第93条第1項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理,第92条第2項の規定による指示及び命令,第93条第2項の規定による指示,第94条第1項の規定による通知の受理,同条第2項の規定による通知,同条第3項の規定による協議,同条第4項の規定による勧告,第96条第1項の規定による届出の受理,同条第2項又は第7項の規定による命令,同条第3項の規定による意見の聴取,同条第5項又は第7項の規定による期間の延長,同条第8項の規定による指示,第97条第1項の規定による通知の受理,同条第2項の規定による通知,同条第3項の規定による協議並びに同条第4項の規定による勧告

2 都道府県又は市の教育委員会が前項の規定によつてした同項第五号に掲げる第55条又は第131条の規定による立入調査又は調査のための必要な措置の施行については,行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

3 都道府県又は市の教育委員会が,第1項の規定により,同項第六号に掲げる事務のうち第94条第一項から第4項まで又は第97条第1項から第4項までの規定によるものを行う場合には,第94条第五項又は第97条第5項の規定は適用しない。

4 都道府県又は市の教育委員会が第1項の規定によつてした次の各号に掲げる事務(当該事務が地方自治法第2条第8項に規定する自治事務である場合に限る。)により損失を受けた者に対しては,当該各号に定める規定にかかわらず,当該都道府県又は市が,その通常生ずべき損失を補償する。

一 第1項第二号に掲げる第43条又は第125条の規定による現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可 第43条第5項又は第125条第5項

二 第1項第五号に掲げる第55条又は第131条の規定による調査又は調査のため必要な措置の施行 第55条第3項又は第131条第2項

三 第1項第六号に掲げる第96条第2項の規定による命令 同条第九項

5 前項の補償の額は,当該都道府県又は市の教育委員会が決定する。

6 前項の規定による補償額については,第41条第3項の規定を準用する。

7 前項において準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては,都道府県又は市を被告とする。

8 都道府県又は市の教育委員会が第1項の規定によつてした処分その他公権力の行使に当たる行為のうち地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号 法定受託事務に係るものについての審査請求は,文化庁長官に対してするものとする。

(出品された重要文化財等の管理)

第185条 文化庁長官は,政令で定めるところにより,第48条(第85条で準用する場合を含む。)の規定により出品された重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の事務の全部又は一部を,都道府県又は指定都市等の教育委員会が行うこととすることができる。

2 前項の規定により,都道府県又は指定都市等の教育委員会が同項の管理の事務を行う場合には,都道府県又は指定都市等の教育委員会は,その職員のうちから,当該重要文化財又は重要有形民俗文化財の管理の責めに任ずべき者を定めなければならない。

(修理等の施行の委託)

第186条 文化庁長官は,必要があると認めるときは,第38条第1項又は第170条の規定による国宝の修理又は滅失,き損若しくは盗難の防止の措置の施行,第98条第1項の規定による発掘の施行及び第123条第1項又は第170条の規定による特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失,き損,衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行につき,都道府県の教育委員会に対し,その全部又は一部を委託することがで

きる。

- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定による委託に基づき、第38条第1項の規定による修理又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、第39条の規定を、第98条第1項の規定による発掘の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第3項で準用する第39条の規定を、第123条第1項の規定による復旧又は措置の施行の全部又は一部を行う場合には、同条第2項で準用する第39条の規定を準用する。

(重要文化財等の管理等の受託又は技術的指導)

第187条 都道府県の教育委員会は、所有者(管理団体がある場合は、その者)又は管理責任者の求めに応じ、重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理(管理団体がある場合を除く。)、修理若しくは復旧につき委託を受け、又は技術的指導をすることができる。

- 2 都道府県の教育委員会が前項の規定により管理、修理又は復旧の委託を受ける場合には、第39条第1項及び第2項の規定を準用する。

(書類等の経由)

第188条 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官に提出すべき届書その他の書類及び物件の提出は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。

- 2 都道府県の教育委員会は、前項に規定する書類及び物件を受領したときは、意見を具してこれを文部科学大臣又は文化庁長官に送付しなければならない。
- 3 この法律の規定により文化財に関し文部科学大臣又は文化庁長官が発する命令、勧告、指示その他の処分の告知は、都道府県の教育委員会を経由すべきものとする。ただし、特に緊急な場合は、この限りでない。

(文部科学大臣又は文化庁長官に対する意見具申)

第189条 都道府県及び市町村の教育委員会は、当該都道府県又は市町村の区域内に存する文化財の保存及び活用に関し、文部科学大臣又は文化庁長官に対して意見を具申することができる。

(地方文化財保護審議会)

第190条 都道府県及び市町村の教育委員会に、条例の定めるところにより、地方文化財保護審議会を置くことができる。

- 2 地方文化財保護審議会は、都道府県又は市町村の教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して当該都道府県又は市町村の教育委員会に建議する。
- 3 地方文化財保護審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(文化財保護指導委員)

第191条 都道府県の教育委員会に、文化財保護指導委員を置くことができる。

- 2 文化財保護指導委員は、文化財について、随時、巡視を行い、並びに所有者その他の関係者に対し、文化財の保護に関する指導及び助言をするとともに、地域住民に対し、文化財保護思想について普及活動を行うものとする。
- 3 文化財保護指導委員は、非常勤とする。

(事務の区分)

第192条 第110条第1項及び第2項、第112条第1項並びに第110条第3項及び第112条第4項において準用する第109条第3項及び第4項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第13章 罰則

第193条 第44条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要文化財を輸出した者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

第194条 第82条の規定に違反し、文化庁長官の許可を受けずに重要有形民俗文化財を輸出した者は、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

第195条 重要文化財を損壊し、き棄し、又は隠匿した者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該重要文化財の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第196条 史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をして、これを滅失し、き損し、又は衰亡するに至らしめた者は、5年以下の懲役若しくは禁錮又は30万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する者が当該史跡名勝天然記念物の所有者であるときは、2年以下の懲役若しくは禁錮又は20万円以下の罰金若しくは科料に処する。

第197条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一 第43条又は第125条の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで、重要文化財若しくは史跡名勝天然記念物の現状を変更し、若しくはその保存に影響を及ぼす行為をし、又は現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止の命令に従わなかった者

二 第96条第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかった者

第198条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

一 第39条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、国宝の修理又は滅失、き損若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

二 第98条第3項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、発掘の施行を拒み、又は妨げた者

三 第123条第2項（第186条第2項で準用する場合を含む。）で準用する第39条第3項で準用する第32条の2第5項の規定に違反して、特別史跡名勝天然記念物の復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置の施行を拒み、又は妨げた者

第199条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産の管理に関して第193条から前条までの違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科する。

第200条 第39条第1項（第47条第3項（第83条で準用する場合を含む。）、第123条第2項、第186条第2項又は第187条第2項で準用する場合を含む。）、第49条（第85条で準用する場合を含む。）又は第185条第2項に規定する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の管理、修理又は復旧の施行の責めに任ずべき者が怠慢又は重大な過失によりその管理、修理又は復旧に係る重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物を滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるに至らしめたときは、30万円以下の過料に処する。

第201条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第36条第1項（第83条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第

37条第1項の規定による重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の管理又は国宝の修理に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

二 正当な理由がなくて、第121条第1項（第172条第5項で準用する場合を含む。）又は第122条第1項の規定による史跡名勝天然記念物の管理又は特別史跡名勝天然記念物の復旧に関する文化庁長官の命令に従わなかつた者

三 正当な理由がなくて、第137条第2項の規定による重要文化的景観の管理に関する勧告に係る措置を執るべき旨の文化庁長官の命令に従わなかつた者

第202条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。

一 正当な理由がなくて、第45条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

二 第46条（第83条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、文化庁長官に国に対する売渡しの申出をせず、若しくは申出をした後第46条第5項（第83条で準用する場合を含む。）に規定する期間内に、国以外の者に重要文化財又は重要有形民俗文化財を譲り渡し、又は第46条第1項（第83条で準用する場合を含む。）の規定による売渡しの申出につき、虚偽の事実を申し立てた者

三 第48条第4項（第51条第3項（第85条で準用する場合を含む。）及び第85条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、出品若しくは公開をせず、又は第51条第5項（第51条の2（第85条で準用する場合を含む。））、第84条第2項及び第85条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、公開の停止若しくは中止の命令に従わなかつた者

四 第53条第1項、第3項又は第4項の規定に違反して、許可を受けず、若しくはその許可の条件に従わないで重要文化財を公開し、又は公開の停止の命令に従わなかつた者

五 第54条（第86条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第55条、第68条（第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。）、第130条（第172条第5項で準用する場合を含む。）、第131条又は第140条の規定に違反して、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該公務員の立入調査若しくは調査のための必要な措置の施行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

六 第92条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

七 正当な理由がなくて、第128条第1項の規定による制限若しくは禁止又は施設の命令に違反した者

第203条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

一 第28条第5項、第29条第4項（第79条第2項で準用する場合を含む。）、第56条第2項（第86条で準用する場合を含む。）又は第59条第6項若しくは第69条（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、重要文化財若しくは重要有形民俗文化財の指定書又は登録有形文化財若しくは登録有形民俗文化財の登録証を文部科学大臣に返付せず、又は新所有者に引き渡さなかつた者

二 第31条第3項（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第119条第2項（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第32条（第60条第4項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第80条及び第120条（第133条で準用する場合を含む。）で準用する場合を含む。）、第33条（第80条、第118条及び第120条（これらの規定を第133条で準用する場合を含む。）並びに第172条第5項で準用する場合を含む。）、第34条（第80条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第43条の2第1項、第61条若しくは第62条（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）、第64条第1項（第90条第3項及び第133条で準用する場合を含む。）、第65条第1項（第90条第3項で準用する場合を含む。）、第73条、第81条第1項、第84条第1項本文、第92条第1項、第96条第1項、第115条第2項（第120条、第133条及び第172条第5項で準用する場合を含む。）、第

127条第1項、第136条又は第139条第1項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
三 第32条の2第5項（第34条の3第2項（第83条で準用する場合を含む。）、第60条第4項及び第63条第2項（これらの規定を第90条第3項で準用する場合を含む。）並びに第80条で準用する場合を含む。）又は第115条第4項（第133条で準用する場合を含む。）の規定に違反して、管理、修理若しくは復旧又は管理、修理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避した者

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して3月を超えない期間内において、政令で定める。

（関係法令の廃止）

第2条 左に掲げる法律、勅令及び政令は、廃止する。

国宝保存法（昭和4年法律第17号）

重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）

史跡名勝天然記念物保存法（大正8年法律第44号）

国宝保存法施行令（昭和4年勅令第210号）

史跡名勝天然記念物保存法施行令（大正8年勅令第499号）

国宝保存会官制（昭和4年勅令第211号）

重要美術品等調査審議会令（昭和24年政令第251号）

史跡名勝天然記念物調査会令（昭和24年政令第252号）

（法令廃止に伴う経過規定）

第3条 この法律施行前に行つた国宝保存法第1条の規定による国宝の指定（同法第11条第1項の規定により解除された場合を除く。）は、第27条第1項の規定による重要文化財の指定とみなし、同法第3条又は第4条の規定による許可は、第43条又は第44条の規定による許可とみなす。

2 この法律施行前の国宝の滅失又はき損並びにこの法律施行前に行つた国宝保存法第7条第1項の規定による命令及び同法第15条前段の規定により交付した補助金については、同法第7条から第10条まで、第15条後段及び第24条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同法第9条第2項中「主務大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

3 この法律施行前にした行為の処罰については、国宝保存法は、第六条及び第23条の規定を除くほか、なおその効力を有する。

4 この法律施行の際現に国宝保存法第一条の規定による国宝を所有している者は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後3箇月以内に委員会に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があつたときは、委員会は、当該所有者に第28条に規定する重要文化財の指定書を交付しなければならない。

6 第4項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5千円以下の過料に処する。

7 この法律施行の際現に国宝保存法第1条の規定による国宝で国の所有に属するものを管理する各省各庁の長は、委員会規則の定める事項を記載した書面をもつて、この法律施行後3箇月以内に委員会に通知しなければならない。ただし、委員会規則で定める場合は、この限りでない。

8 前項の規定による通知があつたときは、委員会は、当該各省各庁の長に第28条に規定する重要文化財の指定書を受付するものとする。

第4条 この法律施行の際現に重要美術品等の保存に関する法律第2条第1項の規定により認定されている物件については、同法は当分の間、なおその効力を有する。この場合において、同法の施行に関する事務は、文化庁長官が行うものとし、同法中「国宝」とあるのは、「文化財保護法ノ規定ニ依ル重要文化財」と、「主務大臣」とあるのは、「文化庁長官」と、「当該物件ヲ国宝保存法第一条ノ規定ニ依リテ国宝トシテ指定シ又ハ前条」とあるのは、「前条」と読み替えるものとする。

2 文化審議会は、当分の間、文化庁長官の諮問に応じて重要美術品等の保存に関する法律第2条第1項の規定による認定の取消しに関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を文化庁長官に建議する。

3 重要美術品等の保存に関する法律の施行に関しては、当分の間、第188条の規定を準用する。

第5条 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第1条第1項の規定による指定（解除された場合を除く。）は、第109条第1項の規定による指定、同法第1条第2項の規定による仮指定（解除された場合を除く。）は、第110条第1項の規定による仮指定とみなし、同法第3条の規定による許可は、第125条第1項の規定による許可とみなす。

2 この法律施行前に行つた史跡名勝天然記念物保存法第4条第1項の規定による命令又は処分については、同法第4条及び史跡名勝天然記念物保存法施行令第4条の規定は、なおその効力を有する。この場合において同令第4条中「文部大臣」とあるのは、「文化財保護委員会」と読み替えるものとする。

3 この法律施行前にした行為の処罰については、史跡名勝天然記念物保存法は、なおその効力を有する。

（従前の国立博物館）

第6条 法律（これに基づく命令を含む。）に特別の定めのある場合を除くほか、従前の国立博物館及びその職員（美術研究所及びこれに所属する職員を除く。）は、この法律に基づく国立博物館及びその職員となり、従前の国立博物館附置の美術研究所及びこれに所属する職員は、この法律に基づく研究所及びその職員となり、同一性をもつて存続するものとする。

2 この法律に基づく東京国立文化財研究所は、従前の国立博物館附置の美術研究所の所掌した調査研究と同一のものについては、「美術研究所」の名称を用いることができる。

（国の無利子貸付け等）

第7条 国は、当分の間、重要文化財の所有者又は管理団体に対し、第35条第1項の規定により国がその経費について補助することができる重要文化財の管理で日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和62年法律第86号）第2条第1項第二号に該当するものに要する費用に充てる資金の一部を、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。

2 前項の国の貸付金の償還期間は、5年（2年以内の据置期間を含む。）以内で政令で定める期間とする。

3 前項に定めるもののほか、第1項の規定による貸付金の償還方法、償還期限の繰上げその他償還に関し必要な事項は、政令で定める。

4 国は、第1項の規定により重要文化財の所有者又は管理団体に対し貸付けを行つた場合には、当該貸付けの対象である重要文化財の管理について、当該貸付金に相当する金額の補助を行うものとし、当該補助については、当該貸付金の償還時において、当該貸付金の償還金に相当する金額を交付することにより行うものとする。

- 5 重要文化財の所有者又は管理団体が、第1項の規定による貸付けを受けた無利子貸付金について、第2項及び第3項の規定に基づき定められる償還期限を繰り上げて償還を行った場合（政令で定める場合を除く。）における前項の規定の適用については、当該償還は、当該償還期限の到来時に行われたものとみなす。
- 6 国が第1項の規定により無利子貸付金の貸付けを行う場合においては、第35条第2項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「補助の」とあるのは「貸付けの」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」と、同条第3項中「交付する」とあるのは「貸し付ける」と、「管理又は修理」とあるのは「管理」として、これらの規定を適用する。

(略)

附 則 （平成23年5月2日法律第37号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第23条 この法律（附則第1条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第24条 附則第2条から前条まで及び附則第36条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

4 美術品の美術館における公開の促進に関する法律

平成10年6月10日 法律第99号
最終改正
平成12年5月31日 法律第91号

(目的)

第1条 この法律は、美術品について登録制度を実施し、登録美術品における公開を促進することによって、国民の美術品を鑑賞する機会の拡大を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいう。
- 二 美術品 博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設のうち、美術品の公開及び保管を行うものをいう。
- 三 登録美術品 次条第1項の登録を受けた美術品をいう。
- 四 登録美術品公開契約 登録美術品の所有者が美術館の設置者に対して登録美術品を引き渡すことを約し、美術館の設置者が美術館において当該登録美術品を公開することを約する契約であつて、次の要件を満たすものをいう。
 - イ 5年以上の期間にわたつて有効であること。
 - ロ 当事者が解約の申入れをすることができない旨の定めがあること。
- 五 公開 公衆の観覧に供することをいう。

(美術の登録)

第3条 美術品の所有者は、その美術品について文化庁長官の登録を受けることができる。

2 文化庁長官は、前項の登録の申請があつた場合において、当該申請に係る美術品が次の各号のいずれかに該当するものであり、かつ、当該美術品に係る登録美術品公開契約が確実に締結される見込みがあると認めるときは、登録をしなければならない。

- 一 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたものであること。
- 二 前号に掲げるもののほか、世界文化の見地から歴史上、芸術上又は学術上特に優れた価値を有するものであること。

3 文化庁長官は、前項の規定により登録をしたときは、遅滞なく、その旨を申請者に通知しなければならない。

4 前3項に規定するもののほか、登録の申請その他登録に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(契約美術館の設置者の義務)

第4条 登録美術品公開契約を締結した美術館の設置者(以下「契約美術館の設置者」という。)は、登録美術品を積極的に公開し、かつ、善良な管理者の注意をもってその保管を行わなければならない。

(承継)

第5条 登録美術品の所有者について相続、又は合併又は分割(登録美術品を承継させるものに限る。)

があったときは、相続人、又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により登録美術品を承継した法人は、その登録美術品の所有者の地位を承継する。

2 前項の規定により登録美術品の所有者の地位を継承した者は、遅滞なく、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当するとき又は登録美術品の所有者から第3条第1項の登録の取消しの申請があったときは、登録美術品についてその登録を取り消さなければならない。

一 登録美術品が第3条第2項各号のいずれかに該当しなくなったと認められるとき。

二 登録美術品の所有者が、第3条第3項の規定による通知を受けた日から3月以内に、当該登録美術品について美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結せず、又は当該登録美術品に係る契約美術館の設置者に当該登録美術品を引き渡さないとき。

三 登録美術品が美術館において公開されていないと認められるとき。

四 登録美術品公開契約が終了したとき（その終了に際し、登録美術品の所有者が、当該登録美術品について、美術館の設置者との間で登録美術品公開契約を締結し、かつ、当該登録美術品を当該美術館の設置者に引き渡したときを除く。）。

五 登録美術品の所有者が不正の手段により第3条第1項の登録を受けたとき。

2 文化庁長官は、前項の規定により登録を取り消したときは、遅滞なく、その旨を登録美術品の所有者及び契約美術館の設置者に通知しなければならない。

(登録美術品の所有者の報告)

第7条 登録美術品の所有者は、次の各号のいずれかに該当するとき、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

一 登録美術品(第3条第2項第一号に該当するものを除く。)を契約美術館の設置者に引き渡す前に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

二 登録美術品公開契約を締結したとき。

(契約美術館の設置者の報告等)

第8条 契約美術館の設置者は、次の各号のいずれかに該当するとき、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を文化庁長官に報告しなければならない。

一 登録美術品の引渡しを受けたとき。

二 登録美術品の引渡しを受けた後に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたとき。

三 登録美術品公開契約の内容を変更したとき。

四 登録美術品公開契約が終了したとき。

2 契約美術館の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の計画を作成し、文化庁長官に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 契約美術館の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、毎年度、登録美術品の公開及び保管の状況を文化庁長官に報告しなければならない。

(美術館の設置者のあつせん)

第9条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、登録美術品公開契約が締結されるよう、登録美術品の所有者に対し、美術館の設置者のあつせんに努めなければならない。

(情報の提供等)

第10条 文化庁長官は、国民の登録美術品を鑑賞する機会の拡大を図るため、登録美術品の所在に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(登録美術品の公開等に関する指導等)

第11条 文化庁長官は、契約美術館の設置者に対し、登録美術品の公開又は保管に関し必要な指導又は助言を行うことができる。

(国が所有権を取得した登録美術品の公開)

第12条 国は、登録美術品の所有権を取得したときは、当該美術品を美術館において積極的に公開するよう努めるものとする。

(文化財保護法の特例)

第13条 第8条第2項の規定により届け出た公開及び保管の計画（同項後段の規定による変更の届出があったときは、その変更後のもの。次項において同じ。）に従って契約美術館の設置者が行う登録美術品（第3条第2項第一号に該当するものに限る。次項において同じ。）の公開に関する文化財保護法の規定の適用については、当該計画又はその変更の届出があったことをもって、同法第53条第1項本文の許可があったものとみなす。この場合において、同条第3項中「第1項の許可を与える場合において、その許可の条件として、許可に」とあるのは「契約美術館の設置者（美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成10年法律第99号）第4条に規定する契約美術館の設置者をいう。次項において同じ。）が同法第8条第2項の規定による登録美術品の公開及び保管の計画の届出（同項後段の規定による計画の変更の届出を含む。）をした場合において、当該届出に」と、同条第4項中「第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に」とあるのは「契約美術館の設置者が前項の指示に」と、「許可に係る公開の停止を命じ、又は許可を取り消すこと」とあるのは「公開の停止を命ずること」とする。

2 契約美術館が文化財保護法第53条第1項ただし書に規定する公開承認施設である場合において、第8条第2項の規定により届け出た公開及び保管の計画に従って当該契約美術館の設置者が当該契約美術館において行う登録美術品の公開については、同法第53条第2項の規定は適用しない。

附 則 [抄]

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6箇月を経過した日から施行する。

(検 討)

2 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律の施行の状況、美術品を取り巻く状況の変化等を勘案し、美術品の登録に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 [平成12年5月31日 法律第91号]

(施行期日)

1 この法律は、商法等の一部を改正する法律（平成12年法律第90号）の施行の日から施行する。

5 独立行政法人国立文化財機構法

〔平成11年12月22日 法律第178号
最終改正 平成22年5月28日 法律第37号〕

- 第1章 総則（第1条－第5条）
- 第2章 役員及び職員（第6条－第11条）
- 第3章 業務等（第12条－第14条）
- 第4章 雑則（第15条・第16条）
- 第5章 罰則（第17条・第18条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、独立行政法人国立文化財機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第2条 この法律及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第2条第1項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立文化財機構とする。

（機構の目的）

第3条 独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、博物館を設置して有形文化財（文化財保護法（昭和25年法律第214号）第2条第1項第一号に規定する有形文化財をいう。以下同じ。）を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、文化財（同項に規定する文化財をいう。以下同じ。）に関する調査及び研究等を行うことにより、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図ることを目的とする。

（事務所）

第4条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第5条 機構の資本金は、附則第5条第2項及び独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律（平成19年法律第7号）附則第3条第1項の規定により政府から出資があったものとされた金額の合計額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第五項において「土地等」という。）を出資の目的として、機構に追加して出資することができる。

- 4 機構は、前2項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
- 5 第3項の規定により政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。
- 6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第2章 役員及び職員

(役員)

第6条 機構に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置く。

2 機構に、役員として、理事3人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第7条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理する。

2 通則法第19条第2項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第19条第2項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第8条 理事長及び理事の任期は四年とし、監事の任期は2年とする。

(役員欠格条項の特例)

第9条 通則法第22条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 機構の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第23条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立文化財機構法（平成11年法律第178号）第9条第1項」とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第10条 機構の役員及び職員は、第12条第1項第五号及び第六号に掲げる業務に係る職務に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第11条 機構の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 業務等

(業務の範囲)

第12条 機構は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 博物館を設置すること。
- 二 有形文化財を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。
- 三 前号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。
- 四 第一号の博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供すること。

- 五 文化財に関する調査及び研究を行うこと。
- 六 前号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 七 文化財に関する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。
- 八 第二号、第三号及び前三号の業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これらに類する施設（次号において「地方公共団体等」という。）の職員に対する研修を行うこと。
- 九 第二号、第三号及び第五号から第七号までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- 十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は同項第一号の博物館をこれらの利用に供することができる。（積立金の処分）

第13条 機構は、通則法第29条第2項第一号に規定する中期目標の期間（以下この項において「中期目標の期間」という。）の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画（同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの）の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることことができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

3 機構は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手續その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

（有形文化財の処分等の制限）

第14条 文部科学大臣は、機構がその所有する有形文化財（通則法第30条第2項第五号又は第48条第1項の重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。）を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該有形文化財の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第30条第1項又は第48条第1項の認可をしてはならない。

第4章 雑則

（主務大臣等）

第15条 機構に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

（他の法律の適用の特例）

第16条 機構は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第六号）第3条第1項（第二号及び第二号の2に係る部分に限る。）の規定の適用については、国とみなす。この場合において、同項第二号及び第二号の二中「職員」とあるのは、「役員又は職員」とする。

2 機構は、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第一号）第7条第3項

及び第8条第8項の規定の適用については、国の機関とみなす。

第5章 罰則

第17条 第10条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、20万円以下の過料に処する。

- 一 第12条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第13条第1項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成13年1月6日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、同日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第2条 国立博物館の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令を発せられない限り、国立博物館の成立の日において、国立博物館の相当の職員となるものとする。

第3条 国立博物館の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、国立博物館の成立の日において引き続き国立博物館の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であって、国立博物館の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項（同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、国立博物館の成立の日において児童手当又は同法附則第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、国立博物館の成立の日において同法第7条第1項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があったものとみなす。この場合において、その認定があったものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第8条第2項（同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、国立博物館の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

(国立博物館の職員となる者の職員団体についての経過措置)

第4条 国立博物館の成立の際現に存する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の2第1項に規定する職員団体であって、その構成員の過半数が引継職員であるものは、国立博物館の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、国立博物館の成立の日から起算して60日を経過する日までに、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第1項の規定により労働組合となったものについては、国立博物館の成立の日から起算して60日を経過する日までは、労働組合法第2条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。
（権利義務の承継等）

第5条 国立博物館の成立の際、第11条第1項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、国立博物館の成立の時に於いて国立博物館が承継する。

2 前項の規定により国立博物館が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から国立博物館に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があったものとされる同項の財産の価額は、国立博物館の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第6条 前条に規定するもののほか、政府は、国立博物館の成立の時に於いて現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを国立博物館に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第7条 文部科学大臣は、国立博物館の成立の際現に附則第2条の政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、国立博物館の用に供するため、国立博物館に無償で使用させることができる。

（政令への委任）

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、国立博物館の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成12年5月26日法律第84号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成12年6月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日法律第24号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第10条第3項及び第4項並びに第14条の規定は、公布の日から施行する。

（職員の引継ぎ等）

第2条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家（以下「青年の家等」という。）の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）において、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法

人防災科学技術研究所，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は，別に辞令を發せられない限り，施行日において，引き続きそれぞれの独立行政法人（独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにあつては，独立行政法人国立青少年教育振興機構）の職員となるものとする。

第3条 附則第12条第一号の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家法（平成11年法律第169号。以下この項，次条第1項から第3項まで並びに附則第9条第9項及び第10条第2項において「旧青年の家法」という。）附則第2条の規定により独立行政法人国立青年の家の職員となった者及び附則第12条第二号の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家法（平成11年法律第170号。以下この項，次条第1項から第3項まで並びに附則第9条第9項及び第10条第2項において「旧少年自然の家法」という。）附則第2条の規定により独立行政法人国立少年自然の家の職員となった者に対する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第82条第2項の規定の適用については，独立行政法人国立青年の家の職員又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと，旧青年の家法附則第2条又は旧少年自然の家法附則第2条の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

2 前条第2項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所，独立行政法人大学入試センター，独立行政法人国立青少年教育振興機構，独立行政法人国立女性教育会館，独立行政法人国立国語研究所，独立行政法人国立科学博物館，独立行政法人物質・材料研究機構，独立行政法人防災科学技術研究所，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日後の研究所等」という。）の職員となった者に対する国家公務員法第82条第2項の規定の適用については，当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と，前条第2項の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同法第82条第2項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第4条 独立行政法人国立青少年教育振興機構は，施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第4条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第4条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）で附則第2条第1項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となったものの退職に際し，退職手当を支給しようとするときは，その者の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下この条及び次条において「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第4条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第4条第一項の規定の適用を受けた者に限る。）が，附則第2条第1項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となり，かつ，引き続き独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員として在職した後引き続き退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については，その者の独立行政法人国立青年の家又は独立行政法人国立少年自然の家の職員としての在職期間及び独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間を同項に規定

する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が独立行政法人国立青年の家若しくは独立行政法人国立少年自然の家又は独立行政法人国立青少年教育振興機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

3 この法律の施行の際現に旧青年の家法附則第4条第3項又は旧少年自然の家法附則第4条第3項に該当する者については、これらの規定は、なおその効力を有する。

4 附則第2条第2項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては、退職手当法に基づく退職手当は、支給しない。

5 施行日後の研究所等は、前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の退職手当法第二条第一項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が、附則第2条第2項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となり、かつ、引き続き当該施行日後の研究所等の職員として在職した後引き続いて退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7 施行日後の研究所等は、施行日の前日に施行日前の研究所等の職員として在職し、附則第2条第2項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究所等を退職したものであって、その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとしたならば退職手当法第10条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（退職手当法の適用に関する経過措置）

第5条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成20年法律第95号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第一条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第12条の2及び第12条の3の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職し

た者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第12条の2第1項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第6条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号。次条において「特労法」という。）第4条第2項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第2条第2項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和24年法律第174号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して60日を経過する日までに、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第1項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、施行日から起算して60日を経過する日までは、同法第2条ただし書（第一号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第7条 施行日前に特労法第18条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第3章（第12条及び第16条の規定を除く。）及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(国の有する権利義務の承継)

第8条 この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人国立青少年教育振興機構法第11条第1項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

(青年の家等の解散等)

第9条 青年の家等は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に青年の家等が有する権利のうち、独立行政法人国立青少年教育振興機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 青年の家等の平成17年4月1日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下この条において「通則法」という。）第38条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

- 5 青年の家等の平成17年4月1日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第32条第3項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。
- 6 青年の家等の平成17年4月1日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。
- 7 青年の家等の平成13年4月1日に始まる通則法第29条第2項第一号に規定する中期目標の期間（以下この条において「中期目標の期間」という。）に係る通則法第33条の規定による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。
- 8 青年の家等の平成13年4月1日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第34条第3項において準用する通則法第32条第3項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。
- 9 青年の家等の平成13年4月1日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人国立青少年教育振興機構がなお従前の例により行うものとする。この場合において、旧青年の家法第12条第1項及び旧少年自然の家法第12条第1項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成18年4月1日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人国立青少年教育振興機構法（平成11年法律第167号）第11条」とする。

10 第1項の規定により青年の家等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（独立行政法人国立青少年教育振興機構への出資）

第10条 附則第8条の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

2 前条第1項の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が青年の家等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する資産の価額（同条第9項の規定により読み替えられた旧青年の家法第12条第1項又は旧少年自然の家法第12条第1項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

3 第1項に規定する財産の価額及び前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

（国有財産の無償使用）

第11条 内閣総理大臣は、この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家に使用されている国有財産であって政令で定めるものを、政令で定めるところにより、独立行政法人国立青少年教育振興機構の用に供するため、独立行政法人国立青少年教育振興機構に無償で使用させることができる。

（罰則に関する経過措置）

第13条 施行日前にした行為及び附則第9条第9項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第14条 附則第2条から第11条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成19年3月30日法律第7号）抄

（施行期日）

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3条第2項及び第3項、第5条並びに第9条の規定は、公布の日から施行する。

（研究所の解散等）

第2条 独立行政法人文化財研究所（以下「研究所」という。）は、この法律の施行の時ににおいて解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）が承継する。

2 この法律の施行の際現に研究所が有する権利のうち、機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時ににおいて国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 研究所の平成18年4月1日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下この条において「通則法」という。）第38条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、機構が行うものとする。

5 研究所の平成18年4月1日に始まる事業年度における業務の実績については、機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第32条第3項の規定による通知及び勧告は、機構に対してなされるものとする。

6 研究所の平成18年4月1日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、機構が行うものとする。

7 機構のこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）を含む中期目標の期間（通則法第29条第2項第一号に規定する中期目標の期間をいう。以下この条において同じ。）に係る通則法第33条の規定による事業報告書の提出及び公表については、研究所の施行日の前日を含む中期目標の期間に係る同条の事業報告書に記載すべき事項を含めて行うものとする。

8 機構の施行日を含む中期目標の期間における業務の実績についての通則法第34条第1項の規定による評価については、研究所の施行日の前日を含む中期目標の期間における業務の実績を考慮して行うものとする。

9 第6項の規定による処理において、通則法第44条第1項及び第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、当該積立金の処分は、施行日の前日において研究所の中期目標の期間が終了したものとして、機構が行うものとする。この場合において、附則第6条の規定による廃止前の独立行政法人文化財研究所法（平成11年法律第179号。次条第1項において「旧文化財研究所法」という。）第13条の規定（同条の規定に係る罰則を含む。）は、なおその効力を有するものとし、同条第1項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人国立文化財機構の独立行政法人国立博物館法の一部を改正する法律（平成19年法律第7号）の施行の日を含む」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人国立文化財機構法（平成11年法律第178号）第12条」とする。

10 第一項の規定により研究所が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(機構への出資)

第3条 前条第1項の規定により機構が研究所の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、機構が承継する資産の価額(同条第9項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧文化財研究所法第13条第1項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から機構に対し出資されたものとする。

2 前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(研究所の職員から引き続き機構の職員となった者の退職手当の取扱いに関する経過措置)

第4条 機構は、施行日の前日に研究所の職員として在職する者(独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法律の整備に関する法律(平成18年法律第24号。以下この条において「整備法」という。)附則第4条第4項の規定の適用を受けた者に限る。)で引き続いて機構の職員となったものの退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。ただし、その者が整備法の施行の日以後に研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

2 施行日の前日に研究所の職員として在職する者(整備法附則第4条第4項の規定の適用を受けた者に限る。)が、引き続いて機構の職員となり、かつ、引き続き機構の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の整備法の施行の日以後の研究所の職員としての在職期間及び機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が整備法の施行の日以後に研究所又は機構を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

(国有財産の無償使用)

第5条 文部科学大臣は、この法律の施行の際現に研究所に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、機構の用に供するため、機構に無償で使用させることができる。

(独立行政法人文化財研究所法の廃止に伴う経過措置)

第7条 研究所の役員又は職員であつた者に係るその職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第8条 施行日前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第9条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成20年12月26日法律第95号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行す

る。

附 則（平成21年 3 月31日法律第18号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、平成21年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 第 1 条の規定、第 2 条（第一号に係る部分に限る。）の規定、次条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項から第 9 項までの規定（独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）に係る部分に限る。）、同条第10項の規定、同条第12項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第 3 条第 1 項の規定、附則第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第 10 条の規定、附則第11条の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。）、附則第15条の規定、附則第16 条の規定（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）別表第三の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）、附則第19条の規定、附則第20条の規定（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）第 4 条のうち船員保険法（昭和14年法律第73号）別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）並びに附則第22条の規定 平成21年 10月 1 日

附 則（平成22年 5 月28日法律第37号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第34条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

6 美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則

平成10年11月27日 文部省令第43号
最終改正
平成17年3月3日 文部科学省令第2号

美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成10年法律第99号）第3条第4項、第7条及び第8条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、美術品の美術館における公開の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（登録の申請）

- 第1条 美術品の所有者で、美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成10年法律第99号。以下「法」という。）第3条第1項の登録を受けようとするもの（以下この条及び第四条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を文化庁長官に提出しなければならない。
- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 美術品の名称、員数及び種類
 - 三 美術品の寸法、重量、材質その他の特徴
 - 四 美術品に附属物がある場合は当該附属物の概要
 - 五 美術品の制作者の氏名、生年及び死亡年並びに制作時期
 - 六 美術品が文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条により重要文化財（国宝を含む。以下同じ。）に指定されたものである場合は、当該指定年月日及び指定書の記号番号
 - 七 美術品の由来及び歴史上、芸術上又は学術上の価値
 - 八 美術品の権利関係
 - 九 申請時における美術品の所在の場所
 - 十 美術品について登録美術品公開契約を締結する見込みの美術館（第3項において「契約予定美術館」という。）の設置者の氏名又は名称並びに当該美術館の名称及び所在地
 - 十一 美術品が登録を受けた場合における当該美術品の所有者の氏名又は名称の開示又は不開示の意思表示
 - 十二 その他参考となるべき事項
- 2 前項に規定する登録申請書の様式は、別記様式第一号によるものとする。
- 3 第1項の登録申請書には、次に掲げる書類及び資料を添付するものとする。
- 一 申請者が個人である場合においては、戸籍抄本及び住民票の写し
 - 二 申請者が法人である場合においては、登記事項証明書
 - 三 申請者の印鑑証明書
 - 四 美術品の現状を示す明瞭な写真
 - 五 美術品が文化財保護法第27条の規定により重要文化財に指定されたものである場合は、当該美術品に係る同法第28条第3項の指定書の写し
 - 六 美術品が登録を受けた場合において、当該美術品に係る登録美術品公開契約を申請者と直ちに締結する旨の契約予定美術館の設置者の意思が確認できる書類

4 第1項の規定により登録の申請をする場合において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の7第3項の規定により同法第30条の5第1項に規定する本人確認情報（第5条第4項において「本人確認情報」という。）の提供を受けて文化庁長官が申請者の氏名及び住所を確認することができるときは、前項第一号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。

5 文化庁長官は、申請者に対し、第3項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（意見の聴取）

第2条 文化庁長官は、前条の登録の申請があった場合において、法第3条第2項の規定により当該申請に係る美術品について登録をしようとするときは、あらかじめ、美術品に関し広くかつ高い識見を有する者の意見を聴かなければならない。

（美術品の登録）

第3条 第1条の申請に係る美術品の登録は、文化庁長官が、美術品登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 美術品の名称、員数及び種類
- 三 美術品の寸法、重量、材質その他の特徴
- 四 美術品の制作者の氏名、生年及び死亡年並びに制作時期
- 五 所有者の氏名又は名称及び住所
- 六 契約美術館の名称及び所在地並びに設置者の氏名又は名称
- 七 その他参考となるべき事項

（登録等の通知）

第4条 文化庁長官は、第1条の申請に係る美術品について登録をしたときは、申請者に対し、別記様式第二号の登録通知書により通知するものとする。

2 文化庁長官は、第1条の申請に係る美術品について登録をしなかったときは、申請者に対し、別記様式第三号の不登録通知書により通知するものとする。

（承継の届出）

第5条 法第5条第1項の規定により登録美術品の所有者の地位を承継した者（以下この条において「承継人」という。）は、同条第2項の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した承継届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録美術品の名称、員数及び種類
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 届出時における登録美術品の所在の場所
- 四 承継人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- 五 被承継人の氏名又は名称及び住所
- 六 承継人と被承継人との関係
- 七 承継の発生の年月日
- 八 承継の発生事由
- 九 登録美術品の権利関係
- 十 その他参考となるべき事項

2 前項に規定する承継届出書の様式は、別記様式第四号によるものとする。

- 3 第1項の承継届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
- 一 当該承継に係る登録美術品の登録通知書の写し
 - 二 承継人が個人である場合においては、戸籍謄本及び住民票の写し
 - 三 承継人が法人である場合においては、登記事項証明書
 - 四 承継人の印鑑証明書
 - 五 その他当該承継に係る登録美術品の承継人である事実を証明することができる書類
- 4 第1項の規定により承継の届出をする場合において、住民基本台帳法第30条の7第3項の規定により本人確認情報の提供を受けて文化庁長官が承継人の氏名及び住所を確認することができるときは、前項第二号に掲げる住民票の写しを添付することを要しない。
- 5 文化庁長官は、承継人に対し、第3項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(登録の取消し)

第6条 文化庁長官は、登録美術品が法第6条第1項第一号に該当することにより登録の取消しをしようとするときは、あらかじめ、美術品に関し広くかつ高い識見を有する者の意見を聴かなければならない。ただし、文化財保護法第29条の規定による重要文化財の指定の解除により、登録美術品が法第3条第2項第一号に該当しなくなったと認められるときは、この限りでない。

- 2 登録美術品の所有者は、法第6条第1項の規定により当該登録美術品の登録の取消しの申請をしようとするときは、別記様式第五号による登録取消申請書を文化庁長官に提出しなければならない。
- 3 前項の登録取消申請書には、当該取消しの申請に係る登録美術品の登録通知書を添付するものとする。
- 4 登録美術品の所有者は、次条の取消しの通知を受けたときは、遅滞なく、当該取消しに係る登録美術品の登録通知書を文化庁長官に返付するものとする。ただし、当該取消しが第2項の申請に基づくときは、この限りでない。

(登録の取消しの通知)

第7条 文化庁長官は、前条の規定により登録美術品の登録を取り消したときは、当該取消しに係る登録美術品の所有者及び契約美術館の設置者に対し、別記様式第六号の登録取消通知書により通知するものとする。

(登録美術品の引渡し前の滅失等に係る所有者の報告)

第8条 登録美術品の所有者は、登録美術品(法第3条第2項第一号に該当するものを除く。)を契約美術館の設置者に引き渡す前に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、法第7条の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した引渡前滅失等報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

- 一 登録美術品の名称、員数及び種類
- 二 登録年月日及び登録番号
- 三 所有者の氏名又は名称及び住所
- 四 契約美術館の名称及び所在地並びに設置者の氏名又は名称
- 五 滅失、き損、亡失又は盗難(以下「滅失等」という。)の事実の生じた日時及び場所
- 六 滅失等の事実の生じた当時における管理の状況
- 七 滅失等の原因並びにき損の場合には、その箇所及び程度
- 八 滅失等の事実を知った日

九 滅失等の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項

2 前項に規定する引渡前滅失等報告書の様式は、別記様式第七号によるものとする。

3 第1項の引渡前滅失等報告書には、次に掲げる書類又は資料を添付するものとする。

一 滅失又はき損の場合にあつては、その状況を示す明瞭な写真

二 盗み取られた場合にあつては、その事実を証する書類

(登録美術品公開契約の締結に係る所有者の報告)

第9条 登録美術品の所有者は、当該登録美術品に係る登録美術品公開契約を締結したときは、法第7条の規定により、遅滞なく、別記様式第八号による契約締結報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の契約締結報告書には、当該登録美術品公開契約の書類の写しを添付するものとする。

(登録美術品の引受けに係る契約美術館の設置者の報告)

第10条 契約美術館の設置者は、登録美術品の引渡しを受けたときは、法第8条第1項の規定により、遅滞なく、別記様式第九号による引受報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

(登録美術品の引受け後の滅失等に係る契約美術館の設置者の報告)

第11条 契約美術館の設置者は、登録美術品の引渡しを受けた後に、当該登録美術品の全部若しくは一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、法第8条第1項の規定により、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した引受後滅失等報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

一 登録美術品の名称、員数及び種類

二 登録年月日及び登録番号

三 所有者の氏名又は名称及び住所

四 契約美術館の名称及び所在地並びに設置者の氏名又は名称

五 滅失等の事実の生じた日時及び場所

六 滅失等の事実の生じた当時における管理の状況

七 滅失等の原因並びにき損の場合には、その箇所及び程度

八 滅失等の事実を知った日

九 滅失等の事実を知った後に取られた措置その他参考となるべき事項

2 前項に規定する引受後滅失等報告書の様式は、別記様式第十号によるものとする。

3 第一項の引受後滅失等報告書には、次に掲げる書類又は資料を添付するものとする。

一 滅失又はき損の場合にあつては、その状況を示す明瞭な写真

二 盗み取られた場合にあつては、その事実を証する書類

(登録美術品公開契約の内容の変更に係る契約美術館の設置者の報告)

第12条 契約美術館の設置者は、登録美術品公開契約の内容を変更したときは、法第8条第1項の規定により、遅滞なく、別記様式第11号による契約内容変更報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項の契約内容変更報告書には、内容を変更した後の登録美術品公開契約の書類の写しを添付するものとする。

(登録美術品公開契約の終了に係る契約美術館の設置者の報告)

第13条 契約美術館の設置者は、登録美術品公開契約が終了したときは、法第8条第1項の規定により、遅滞なく、別記様式第12号による契約終了報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

(登録美術品の公開及び保管の計画等に係る契約美術館の設置者の届出)

第14条 契約美術館の設置者は、法第8条第2項前段の規定により、当該美術館の毎事業年度開始前に(登録美術品公開契約を締結した日の属する事業年度にあつては、その登録美術品公開契約の締結後速やかに)登録美術品の公開及び保管の計画に係る公開等計画届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項に規定する公開等計画届出書の様式は、別記様式第13号によるものとする。

3 契約美術館の設置者は、第1項の公開等計画届出書を変更したときは、法第8条第2項後段の規定により、別記様式第14号による公開等計画変更届出書を文化庁長官に提出しなければならない。

(登録美術品の公開及び保管の状況に係る契約美術館の設置者の報告)

第15条 契約美術館の設置者は、法第8条第3項の規定により、当該美術館の毎事業年度終了後3月以内に、登録美術品の公開及び保管の状況に係る公開等状況報告書を文化庁長官に提出しなければならない。

2 前項に規定する公開等状況報告書の様式は、別記様式第15号によるものとする。

(登録美術品の価格の評価)

第16条 文化庁長官は、登録美術品について相続又は遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。)があった場合において、当該相続又は遺贈により当該登録美術品を取得した個人から申請があったときは、当該登録美術品の価格の評価を行うことができる。

2 前項の申請は、別記様式第16号による価格評価申請書を文化庁長官に提出して行うものとする。

3 前項の価格評価申請書には、当該申請に係る登録美術品の登録通知書の写しを添付するものとする。

4 文化庁長官は、第一項の申請をした個人に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(価格の評価の結果の通知)

第17条 文化庁長官は、前条第1項の申請をした個人に対し、当該申請に係る登録美術品の価格の評価の結果を、別記様式第17号の評価価格通知書により通知するものとする。

附 則

この省令は、法の施行の日(平成10年12月10日)から施行する。

附 則 (平成15年3月28日 文部科学省令第10号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年3月3日 文部科学省令第二号)

この省令は、不動産登記法の施行の日(平成17年3月7日)から施行する。

7 展覧会における美術品損害の補償に関する法律

[平成23年4月4日 法律第17号]

(目的)

第1条 この法律は、展覧会の主催者が展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府が当該損害を補償する制度を設けることにより、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資する展覧会の開催を支援し、もって文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 美術品 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産をいう。
- 二 展覧会 美術品を公衆の観覧に供するための催しで、次に掲げる施設において行われるものをいう。
 - イ 独立行政法人国立美術館が設置する美術館
 - ロ 独立行政法人国立文化財機構が設置する博物館
 - ハ イ及びロに掲げるもののほか、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館又は同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設

(補償契約)

第3条 政府は、展覧会的主催者を相手方として、当該主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品に損害が生じた場合に、政府がその所有者に対し当該損害を補償することを約する契約（以下「補償契約」という。）を締結することができる。この場合において、前条第二号ハの施設における展覧会の開催に資するものとなるよう配慮するものとする。

2 前項前段の展覧会は、国民が美術品を鑑賞する機会の拡大に資するものとして文部科学省令で定める規模、内容その他の要件に該当するものでなければならない。

3 第1項前段の展覧会的主催者は、当該展覧会を適確かつ円滑に実施するために必要な経理的基礎及び技術的能力を有する者でなければならない。

(補償金)

第4条 補償契約による政府の補償は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定める額（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とし、当該各号に定める額又は当該合計額が政令で定める額（以下「補償上限額」という。）を超える場合にあっては補償上限額とする。）の限度で行うものとする。この場合において、補償対象損害（補償契約による補償の対象となる損害として補償契約で定める損害をいい、補償契約の相手方である展覧会的主催者が第六条の規定に違反したことにより生じた損害を除く。以下同じ。）の額は、対象美術品（補償契約の相手方である展覧会的主催者が当該展覧会のために借り受けた美術品のうち、補償契約による補償の対象となるものとして補償契約で定めるものをいう。以下同じ。）の約定評価額（対象美術品の価額として補償契約で定める価額をいう。以下同じ。）によって算定する。

- 一 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（地震による損害その他の政令で定める損害（次号において「特定損害」という。）に該当するものを除く。）の額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額
- 二 当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害（特定損害に該当するものに限る。）

の額の合計額が政令で定める額を超える場合 その超える額

2 補償対象損害の額の合計額に関する前項第一号及び第二号の政令を定めるに当たっては、多様な展覧会の開催に資するよう配慮しなければならない。

3 補償契約に係る対象美術品ごとの補償金の額の算定方法に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(補償契約の締結の限度)

第5条 政府は、一会計年度内に締結する補償契約に係る約定評価額総額（1の補償契約に係る対象美術品の約定評価額の合計額（当該合計額が補償上限額を超える場合にあつては、補償上限額）をいう。）の合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額を超えない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

(対象美術品の取扱い)

第6条 補償契約の相手方である展覧会の主催者は、対象美術品の展示、運搬その他の取扱いに当たっては、その損害の防止のために必要なものとして文部科学省令で定める基準を遵守しなければならない。

(報告の徴収)

第7条 政府は、この法律の施行に必要な限度において、補償契約の相手方である展覧会的主催者に対し、当該展覧会の実施状況について報告を求めることができる。

(時効)

第8条 補償金の支払を受ける権利は、3年間行わないときは、時効によって消滅する。

(残存物代位)

第9条 政府は、対象美術品の全部が滅失した場合において、補償金を支払ったときは、当該補償金の額の約定評価額に対する割合に応じて、当該対象美術品に関してその所有者が有する所有権その他の物権について当然に当該所有者に代位する。

(請求権代位)

第10条 政府は、補償金を支払ったときは、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を限度として、補償対象損害が生じたことにより対象美術品の所有者が取得する債権（第二号において「所有者取得債権」という。）について当然に当該所有者に代位する。

一 政府が支払った補償金の額

二 所有者取得債権の額

(補償契約の解除)

第11条 政府は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、将来に向かって補償契約を解除することができる。

一 当該補償契約に係る展覧会が第3条第2項に規定する要件を満たさなくなったとき。

二 当該補償契約の相手方である展覧会的主催者が次のいずれかに該当するとき。

イ 第3条第3項に規定する要件を満たさなくなったとき。

ロ 第6条の規定に違反したとき。

ハ 第7条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

ニ 当該補償契約の条項に違反したとき。

(業務の管掌)

第12条 この法律に規定する政府の業務は、文部科学大臣が管掌する。

2 文部科学大臣は、補償契約を締結しようとする場合には、あらかじめ、文化審議会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。

(業務の委託)

第13条 文部科学大臣は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社又は同条第9項に規定する外国損害保険会社等に委託することができる。

(文部科学省令への委任)

第14条 この法律に定めるもののほか、補償契約の締結の手続その他この法律を実施するため必要な事項は、文部科学省令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、国民が美術品を鑑賞する機会の一層の拡大を図る観点から、補償契約による政府の補償の範囲について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

8 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令

[平成23年 5月27日 政令第156号]

内閣は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）第4条第1項及び第13条の規定に基づき、この政令を制定する。

（補償上限額）

第1条 展覧会における美術品損害の補償に関する法律（以下「法」という。）第4条第1項に規定する補償上限額として政令で定める額は、950億円とする。

（特定損害）

第2条 法第4条第1項第一号の政令で定める損害は、地震若しくは噴火又はテロリズムの行為によって生じた損害とする。

（法第4条第1項各号の政令で定める額）

第3条 法第4条第1項第一号の政令で定める額は、50億円とする。

2 法第4条第1項第二号の政令で定める額は、1億円とする。

（業務の委託）

第4条 文部科学大臣が法第13条の規定により委託することができる業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 補償金の支払の請求の受付
- 二 補償対象損害の額に関する調査
- 三 前二号に掲げるもののほか、補償金の支払に関する業務（補償金の額の決定を除く。）で文部科学省令で定めるもの

附 則 抄

（施行期日）

- 1 この政令は、法の施行の日（平成23年6月1日）から施行する。

9 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則

[平成23年5月31日 文部科学省令第23号]

展覧会における美術品損害の補償に関する法律（平成23年法律第17号）及び展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令（平成23年政令第156号）の規定に基づき、展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行規則を次のように定める。

（定義）

第1条 この省令において使用する用語は、展覧会における美術品損害の補償に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（展覧会の要件）

第2条 法第3条第2項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 不特定かつ多数の者に美術品を鑑賞する機会を提供するものであること。
- 二 開催を予定する期間が20日を超えるものであること。
- 三 対象美術品の約定評価額総額が50億円を超えるものとなるものであること。
- 四 展示を予定する美術品のうち主要なものが海外から借り受けるものであること。
- 五 利益の分配、物品の販売その他営利を主たる目的とするものでないこと。
- 六 利益が生じたときは、当該利益を文化の振興その他の公益を目的とする事業に充てることとしていること。

（展覧会の主催者の要件）

第3条 補償契約に係る展覧会的主催者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。

- 一 当該展覧会を安全かつ適切に実施するために必要な資金を確保する見込みがあること。
- 二 当該展覧会の開催に関する業務の執行及び会計の経理を適正に行うための体制が整備されていること。
- 三 当該展覧会に相当する規模及び内容の展覧会を主催した実績を有すること。

（展覧会の開催施設の要件）

第4条 補償契約に係る展覧会を開催する施設（以下「開催施設」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- 一 開催施設の建物が、その設置されている場所の状況に応じた必要な耐火性能及び耐震性能を有する構造のものであること。
- 二 次に掲げる設備が設けられていること。
 - イ 当該展覧会のために借り受ける美術品の性質に応じた適正な温度、湿度及び照度（第7条第一号ロにおいて「温度等」という。）を保つことができる設備
 - ロ 防火及び防犯のために常時作動する設備
- 三 開催施設の建物内に当該開催施設以外の施設が設けられているときは、当該開催施設が当該開催施設以外の施設から独立した専用の施設として区画されていること。

（損害保険契約の締結）

第5条 補償契約に係る展覧会の主催者が、当該補償契約に係る対象美術品について、当該対象美術品に補償対象損害が生じた場合における当該補償対象損害の額のうち当該補償契約により補償される額を控除した額を填補するための損害保険契約（保険法（平成20年法律第56号）第2条第六号に規定する損害保険契約をいう。）を締結する場合には、対象美術品ごとの約定保険価額（保険法第九条に規定する約定保険価額をいう。）を定めるとともに、当該約定保険価額が当該対象美術品の約定評価額と同一の額となるものでなければならない。

（補償契約の締結の手續）

第6条 補償契約を締結しようとする展覧会的主催者は、次に掲げる事項を記載した補償契約の申込書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 当該展覧会の名称
- 二 当該展覧会の趣旨及び内容
- 三 当該展覧会の開催を予定する期間
- 四 当該展覧会のために借り受ける美術品の名称、所在地、所有者の氏名又は名称及び価額（当該美術品の価額として当該美術品の所有者が算定した価額をいう。）
- 五 当該展覧会的主催者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 六 当該展覧会の開催に関する業務の体制に関する事項
- 七 当該展覧会的主催者が過去に主催した展覧会の実績に関する事項
- 八 開催施設の名称、所在地及び建物の構造並びに第4条第二号イ及びロの設備に関する事項

2 前項の申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 当該展覧会に係る収支予算書
- 二 当該展覧会のために借り受ける美術品についての次に掲げる事項を記載した書面
 - イ 前項第四号の価額の算定の根拠を明らかにする事項
 - ロ 種別、寸法、重量、材質、形状その他の特徴
- 三 当該展覧会的主催者の最近における財産の状況を知ることができる書面
- 四 当該展覧会の開催に関する業務について知識及び経験を有する学芸員その他の使用人の確保の状況を記載した書面
- 五 開催施設の建物の位置及び構造並びに第4条第二号イ及びロの設備に関する図面
- 六 開催施設において過去に発生した美術品に係る事故に関する情報を記載した書面
- 七 当該展覧会のために借り受ける美術品の陳列、当該美術品の監視及び開催施設の警備、第4条第二号イ及びロの設備の運用その他の美術品の展示に関する業務の実施計画を記載した書面
- 八 当該展覧会のために借り受ける美術品の運搬の経路、方法、開始時期及び予定終了時期その他の美術品の運搬に関する業務の実施計画を記載した書面
- 九 前条の損害保険契約を締結する場合においては、当該展覧会のために借り受ける美術品の約定保険価額の見込みを記載した書面
- 十 その他参考となるべき事項を記載した書面

（対象美術品の取扱いに関する基準）

第7条 法第6条の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 対象美術品の展示に当たっては、次によること。
 - イ 対象美術品の監視、開催施設の警備その他の対象美術品の損害を防止するための措置を適切に行うために必要な体制を整備すること。

- ロ 補償契約に係る展覧会の開催期間中、対象美術品の性質に応じた適正な温度等を保つとともに、温度等の測定値の記録を作成し、これを保管すること。
 - ハ 第4条第二号イ及びロの設備について保守及び管理に関する責任者を定め、当該責任者の指揮監督の下に定期的に点検整備（計器の較正を含む。）を行うとともに、その記録を作成し、これを保管すること。
 - ニ 対象美術品の陳列、対象美術品の監視及び開催施設の警備、第4条第二号イ及びロの設備の運用その他の美術品の展示に関する業務のマニュアルを作成し、その内容について、当該業務を担当する者に周知徹底を図ること。
- 二 対象美術品の運搬に当たっては、次によること。
- イ 対象美術品の搬出入等の作業を行う場合には、次によること。
 - （一）美術品の搬出入等について知識及び経験を有する学芸員その他の者を当該作業に立ち合わせ、その作業に従事する者を指揮監督させること。
 - （二）美術品の点検及び修復について知識及び経験を有する学芸員その他の者に対象美術品の状態を確認させるとともに、その記録を作成し、これを保管すること。
 - ロ 対象美術品の約定評価額総額に応じて2回以上に分けて運搬を行うこと。
 - ハ 道路上を走行する場合には、美術品を運搬するための専用の車両を使用すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、対象美術品の損害の防止のために文部科学大臣が必要と認める措置を講ずること。

（業務の委託）

第8条 展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令第4条第三号の文部科学省令で定める業務は、次に掲げるものとする。

- 一 補償金の支払の請求に係る書類の確認及び補正の指示
- 二 補償金の額の算定
- 三 政府が支払うべき補償金の送金
- 四 前各号に掲げるもののほか、補償金の支払に関し必要な業務のうち軽微なもの

（補償金の額の算定方法）

第9条 法第4条第3項の文部科学省令で定めるところにより算定する対象美術品ごとの補償金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法第4条第1項第一号に掲げる場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）における通常損害（補償対象損害のうち特定損害に該当するもの以外の損害をいう。以下この号において同じ。）が生じた対象美術品ごとの補償金の額 法第4条第1項第一号に定める額（当該額が補償上限額を超える場合にあつては補償上限額）に当該対象美術品について生じた通常損害の額が当該補償契約に係る対象美術品について生じた通常損害の額の合計額に占める割合を乗じて得た額
- 二 法第4条第1項第二号に掲げる場合（第三号に掲げる場合に該当する場合を除く。）における特定損害が生じた対象美術品ごとの補償金の額 法第4条第1項第二号に定める額（当該額が補償上限額を超える場合にあつては補償上限額）に当該対象美術品について生じた特定損害の額が当該補償契約に係る対象美術品について生じた特定損害の額の合計額に占める割合を乗じて得た額
- 三 法第4条第1項第一号及び第二号に掲げる場合のいずれにも該当する場合における補償対象損害が生じた対象美術品ごとの補償金の額 法第4条第1項第一号及び第二号に定める額の合計額（当該額が補償上限額を超える場合にあつては補償上限額）に当該対象美術品について生じた補償対象

損害の額が当該補償契約に係る対象美術品について生じた補償対象損害の額の合計額に占める割合を乗じて得た額

(外国通貨による支払等)

第10条 対象美術品の約定評価額を外国通貨で定めた場合における補償金の支払は、当該外国通貨で行うものとする。

2 前項の場合における法第4条及び第5条の規定の適用に係る当該外国通貨と本邦通貨との間の換算は、補償契約締結時の外国貨幣換算率（予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第114条の規定に基づいて財務大臣が定める外国貨幣換算率をいう。）を用いて行うものとする。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成23年6月1日）から施行する。

10 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律

[平成23年4月1日 法律第15号]

(目的)

第1条 この法律は、海外の美術品等の我が国における公開の促進を図るため、海外の美術品等に対する強制執行等の禁止の措置を定めるとともに、国の美術館等の施設の整備及び充実等について定めることにより、国民が世界の多様な文化に接する機会の増大を図り、もって国際文化交流の振興に寄与するとともに文化の発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「海外の美術品等」とは、我が国における公開のために要する期間を除き海外に在る次に掲げるものをいう。

- 一 絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産
- 二 前号に掲げるもののほか、学術上優れた価値を有する動産で政令で定めるもの

(海外の美術品等に対する強制執行等の禁止)

第3条 我が国において公開される海外の美術品等のうち、国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められることその他の政令で定める要件に該当するものとして文部科学大臣が指定したものに対しては、強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない。ただし、当該指定に係る海外の美術品等を公開するため貸与した者の申立てにより強制執行、仮差押え及び仮処分をする場合その他の政令で定める場合は、この限りでない。

2 前項の指定（以下この条において単に「指定」という。）は、我が国において海外の美術品等を公開しようとする者の申請により行う。

3 文部科学大臣は、指定をしようとするときは、外務大臣に協議しなければならない。

4 文部科学大臣は、指定をしたときは、当該指定に係る海外の美術品等について、文部科学省令で定める事項を公示しなければならない。

5 文部科学大臣は、指定に係る海外の美術品等が第1項本文の政令で定める要件に該当しなくなったときその他政令で定める場合には、指定を取り消すことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

6 前各項に定めるもののほか、指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

(国の美術館等の施設の整備及び充実等)

第4条 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、国の美術館等の施設の整備及び充実並びに当該施設における鑑賞の機会の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

(専門的知識を有する者の養成及びその資質の向上等)

第5条 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するため、海外の美術品等に関する専門的知識を有する学芸員等の養成及びその資質の向上、民間団体が海外の美術品等の公開に関して行う活動に対する情報提供等の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(財政上の措置等)

第6条 国は、海外の美術品等の我が国における公開を促進するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

11 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行令

[平成23年9月14日 政令第288号]

内閣は、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成23年法律第15号）第2条第二号並びに第3条第1項及び第5項の規定に基づき、この政令を制定する。

（学術上優れた価値を有する動産で政令で定めるもの）

第1条 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第二号の政令で定める動産は、次に掲げるものとする。

- 一 化石
- 二 希少な岩石、鉱物、植物又は動物の標本
- 三 前二号に掲げるもののほか、これらに準ずる程度に学術上優れた価値を有するものとして文部科学省令で定める動産

（指定の要件）

第2条 法第3条第1項本文の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

- 一 国際文化交流の振興の観点から我が国における公開の円滑化を図る必要性が高いと認められること。
- 二 文化財の不法な輸出入等の規制等に関する法律（平成14年法律第81号）第3条第2項の規定により特定外国文化財として指定されたものでないこと。
- 三 我が国において販売することを目的とするものでないこと。

（強制執行等を行うことができる場合）

第3条 法第3条第1項ただし書の政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第3条第1項の指定に係る海外の美術品等（次号において「指定美術品等」という。）を公開するため貸与した者の申立てにより、強制執行、仮差押え及び仮処分をする場合
- 二 前号に規定する者から指定美術品等を借り受けた者の申立て（同号に規定する者の同意を得て行うものに限る。）により、強制執行、仮差押え及び仮処分をする場合

（指定の取消しができる場合）

第4条 法第3条第5項の政令で定める場合は、不正の手段により同条第1項の指定を受けた場合とする。

附 則

この政令は、法の施行の日（平成23年9月15日）から施行する。

12 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行規則

[平成23年9月15日 文部科学省令第33号]

海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（平成二十三年法律第十五号）第三条第四項及び第六項の規定に基づき、海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律施行規則を次のように定める。

（指定の申請）

第一条 海外の美術品等の我が国における公開の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第二項の申請をしようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 法第三条第一項の指定（以下単に「指定」という。）を受けようとする海外の美術品等の所有者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 前号の海外の美術品等の名称、員数及び種類
- 四 第二号の海外の美術品等の寸法、重量、形状その他の特徴
- 五 第二号の海外の美術品等の由来及び歴史上、芸術上又は学術上の価値
- 六 第二号の海外の美術品等を借り受ける期間
- 七 第二号の海外の美術品等を公開する目的
- 八 第二号の海外の美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに当該海外の美術品等を公開する予定の期間

2 前項の申請書には、前項第二号の海外の美術品等に係る使用貸借又は賃貸借に関する契約書の写し、当該海外の美術品等の現状を示す明瞭な写真その他参考となるべき書類及び資料を添付しなければならない。

（指定の公示）

第二条 文部科学大臣は、指定をしたときは、次に掲げる事項を公示しなければならない。

- 一 指定をした海外の美術品等（以下「指定美術品等」という。）の名称
- 二 指定をした日及び指定の有効期間
- 三 指定美術品等を公開しようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四 指定美術品等を公開する予定の施設の名称及び所在地並びに指定美術品等を公開する予定の期間
(指定の取消しの公示)

第三条 文部科学大臣は、指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(公示の方法)

第四条 第二条及び前条の規定による公示は、官報に掲載することによって行う。

附 則

この省令は、法の施行の日（平成二十三年九月十五日）から施行する。

附 則（平成二十五年五月一日文部科学省令第十六号）

この省令は、公布の日から施行する。

13 独立行政法人国立美術館法

平成11年12月22日 法律第177号
最終改正
平成22年5月28日 法律第37号

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 役員及び職員（第6条—第10条）
- 第3章 業務等（第11条—第13条）
- 第4章 雑則（第14条）
- 第5章 罰則（第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、独立行政法人国立美術館の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的とする。

（名称）

第2条 この法律及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）の定めるところにより設立される通則法第2条第1項に規定する独立行政法人の名称は、独立行政法人国立美術館とする。

（国立美術館の目的）

第3条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）は、美術館を設置して、美術（映画を含む。以下同じ。）に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供するとともに、これに関連する調査及び研究並びに教育及び普及の事業等を行うことにより、芸術その他の文化の振興を図ることを目的とする。

（事務所）

第4条 国立美術館は、主たる事務所を東京都に置く。

（資本金）

第5条 国立美術館の資本金は、附則第5条第2項の規定により政府から出資があったものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、国立美術館に追加して出資することができる。

3 政府は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、土地、建物その他の土地の定着物及びその建物に附属する工作物（第5項において「土地等」という。）を出資の目的として、国立美術館に追加して出資することができる。

4 国立美術館は、前2項又は附則第6条第1項の規定による政府の出資があったときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

5 第3項の規定により政府が出資の目的とする土地等の価額は、出資の日現在における時価を基準と

して評価委員が評価した価額とする。

6 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第2章 役員及び職員

(役員)

第6条 国立美術館に、役員として、その長である理事長及び監事2人を置く。

2 国立美術館に、役員として、理事3人以内を置くことができる。

(理事の職務及び権限等)

第7条 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して国立美術館の業務を掌理する。

2 通則法第19条第2項の個別法で定める役員は、理事とする。ただし、理事が置かれていないときは、監事とする。

3 前項ただし書の場合において、通則法第19条第2項の規定により理事長の職務を代理し又はその職務を行う監事は、その間、監事の職務を行ってはならない。

(役員任期)

第8条 理事長及び理事の任期は4年とし、監事の任期は2年とする。

(役員欠格条項の特例)

第9条 通則法第22条の規定にかかわらず、教育公務員で政令で定めるものは、非常勤の理事又は監事となることができる。

2 国立美術館の非常勤の理事及び監事の解任に関する通則法第23条第1項の規定の適用については、同項中「前条」とあるのは、「前条及び独立行政法人国立美術館法第9条第1項」とする。

(役員及び職員の地位)

第10条 国立美術館の役員及び職員は、刑法(明治40年法律第45号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第3章 業務等

(業務の範囲)

第11条 国立美術館は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 美術館を設置すること。

二 美術に関する作品その他の資料を収集し、保管して公衆の観覧に供すること。

三 前号の業務に関連する調査及び研究を行うこと。

四 第二号の業務に関連する情報及び資料を収集し、整理し、及び提供すること。

五 第二号の業務に関連する講演会の開催、出版物の刊行その他の教育及び普及の事業を行うこと。

六 第一号の美術館を芸術その他の文化の振興を目的とする事業の利用に供すること。

七 第二号から第五号までの業務に関し、美術館その他これに類する施設の職員に対する研修を行うこと。

八 第二号から第五号までの業務に関し、美術館その他これに類する施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

九 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(積立金の処分)

- 第12条 国立美術館は、通則法第29条第2項第一号に規定する中期目標の期間(以下この項において「中期目標の期間」という。)の最後の事業年度に係る通則法第44条第1項又は第2項の規定による整理を行った後、同条第1項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち文部科学大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る通則法第30条第1項の認可を受けた中期計画(同項後段の規定による変更の認可を受けたときは、その変更後のもの)の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における前条に規定する業務の財源に充てることができる。
- 2 文部科学大臣は、前項の規定による承認をしようとするときは、あらかじめ、文部科学省の独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、財務大臣に協議しなければならない。
- 3 国立美術館は、第1項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、政令で定める。

(美術に関する作品の処分等の制限)

- 第13条 文部科学大臣は、国立美術館がその所有する美術に関する作品(通則法第30条第2項第四号の二に規定する財産若しくは同項第五号に規定する重要な財産、通則法第46条の2第1項に規定する政府出資等に係る不要財産又は通則法第48条第1項に規定する重要な財産であるものに限る。以下この条において同じ。)を譲渡し、又は担保に供しようとする場合においては、当該譲渡又は担保としての提供が当該美術に関する作品の保存及び活用に資することとなると認められるときでなければ、通則法第30条第1項、第46条の2第1項若しくは第2項又は第48条第1項の認可をしてはならない。

第4章 雑則

(主務大臣等)

- 第14条 国立美術館に係る通則法における主務大臣、主務省及び主務省令は、それぞれ文部科学大臣、文部科学省及び文部科学省令とする。

第5章 罰則

- 第15条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国立美術館の役員は、20万円以下の過料に処する。
- 一 第11条に規定する業務以外の業務を行ったとき。
- 二 第12条第1項の規定により文部科学大臣の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

附則

(施行期日)

- 第1条 この法律は、平成13年1月6日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

- 第2条 国立美術館の成立の際現に文部科学省の機関で政令で定めるものの職員である者は、別に辞令

を發せられない限り、国立美術館の成立の日において、国立美術館の相当の職員となるものとする。

第3条 国立美術館の成立の際現に前条の政令で定める機関の職員である者のうち、国立美術館の成立の日において引き続き国立美術館の職員となったもの（次条において「引継職員」という。）であつて、国立美術館の成立の日の前日において文部科学大臣又はその委任を受けた者から児童手当法（昭和46年法律第73号）第7条第1項（同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による認定を受けているものが、国立美術館の成立の日において児童手当又は同法附則第6条第1項、第7条第1項若しくは第8条第1項の給付（以下この条において「特例給付等」という。）の支給要件に該当するときは、その者に対する児童手当又は特例給付等の支給に関しては、国立美術館の成立の日において同法第7条第1項の規定による市町村長（特別区の区長を含む。）の認定があつたものとみなす。この場合において、その認定があつたものとみなされた児童手当又は特例給付等の支給は、同法第8条第2項（同法附則第6条第2項、第7条第4項又は第8条第4項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、国立美術館の成立の日の前日の属する月の翌月から始める。

（国立美術館の職員となる者の職員団体についての経過措置）

第4条 国立美術館の成立の際現に存する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第108条の2第1項に規定する職員団体であつて、その構成員の過半数が引継職員であるものは、国立美術館の成立の際国営企業及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、当該職員団体が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、国立美術館の成立の日から起算して60日を経過する日までに、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第1項の規定により労働組合となつたものについては、国立美術館の成立の日から起算して60日を経過する日までは、労働組合法第二条ただし書（第1号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

（権利義務の承継等）

第5条 国立美術館の成立の際、第11条に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、国立美術館の成立の時において国立美術館が承継する。

2 前項の規定により国立美術館が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から国立美術館に対し出資されたものとする。

3 前項の規定により政府から出資があつたものとされる同項の財産の価額は、国立美術館の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

第6条 前条に規定するもののほか、政府は、国立美術館の成立の時において現に建設中の建物等（建物及びその建物に附属する工作物をいう。次項において同じ。）で政令で定めるものを国立美術館に追加して出資するものとする。

2 前項の規定により政府が出資の目的とする建物等の価額は、出資の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

3 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第7条 国は、国立美術館の成立の際現に附則第2条の政令で定める機関に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、国立美術館の用に供するため、国立美術館に無償で使用させることができる。

(政令への委任)

第8条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、国立美術館の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成12年5月26日法律第84号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成12年6月1日から施行する。

附則(平成18年3月31日法律第24号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成18年4月1日から施行する。ただし、附則第10条第3項及び第4項並びに第14条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第2条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家及び独立行政法人国立少年自然の家(以下「青年の家等」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究所、独立行政法人国立科学博物館、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人防災科学技術研究所、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人国立美術館、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人(独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターにあつては、独立行政法人国立青少年教育振興機構)の職員となるものとする。

第3条 附則第12条第一号の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家法(平成11年法律第169号。以下この項、次条第1項から第3項まで並びに附則第9条第9項及び第10条第2項において「旧青年の家法」という。)附則第2条の規定により独立行政法人国立青年の家の職員となつた者及び附則第12条第二号の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家法(平成11年法律第170号。以下この項、次条第1項から第3項まで並びに附則第9条第9項及び第10条第2項において「旧少年自然の家法」という。)附則第2条の規定により独立行政法人国立少年自然の家の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和22年法律第120号)第82条第2項の規定の適用については、独立行政法人国立青年の家の職員又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職したことを同項に規定する特別職国家公務員等として在職したことと、旧青年の家法附則第2条又は旧少年自然の家法附則第2条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

2 前条第2項の規定により独立行政法人国立特殊教育総合研究所、独立行政法人大学入試センター、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人国立国語研究

所，独立行政法人国立科学博物館，独立行政法人物質・材料研究機構，独立行政法人防災科学技術研究所，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日後の研究所等」という。）の職員となった者に対する国家公務員法第82条第2項の規定の適用については，当該施行日後の研究所等の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と，前条第2項の規定により国家公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ同法第82条第2項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したこととみなす。

第4条 独立行政法人国立青少年教育振興機構は，施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第4条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第4条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）で附則第2条第1項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となったものの退職に際し，退職手当を支給しようとするときは，その者の国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下この条及び次条において「退職手当法」という。）第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

2 施行日の前日に独立行政法人国立青年の家の職員として在職する者（旧青年の家法附則第4条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）又は独立行政法人国立少年自然の家の職員として在職する者（旧少年自然の家法附則第4条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が，附則第2条第1項の規定により引き続いて独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員となり，かつ，引き続き独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員として在職した後引き続いて退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については，その者の独立行政法人国立青年の家又は独立行政法人国立少年自然の家の職員としての在職期間及び独立行政法人国立青少年教育振興機構の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし，その者が独立行政法人国立青年の家若しくは独立行政法人国立少年自然の家又は独立行政法人国立青少年教育振興機構を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは，この限りでない。

3 この法律の施行の際現に旧青年の家法附則第4条第3項又は旧少年自然の家法附則第4条第3項に該当する者については，これらの規定は，なおその効力を有する。

4 附則第2条第2項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者に対しては，退職手当法に基づく退職手当は，支給しない。

5 施行日後の研究所等は，前項の規定の適用を受けた当該施行日後の研究所等の職員の退職に際し，退職手当を支給しようとするときは，その者の退職手当法第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）としての引き続いた在職期間を当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

6 施行日の前日に独立行政法人国立特殊教育総合研究所，独立行政法人大学入試センター，独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター，独立行政法人国立女性教育会館，独立行政法人国立国語研究所，独立行政法人国立科学博物館，独立行政法人物質・材料研究機構，独立行政法人防災科学技術研究所，独立行政法人放射線医学総合研究所，独立行政法人国立美術館，独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所（以下「施行日前の研究所等」という。）の職員として在職する者が，附則第2条第2項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となり，かつ，引き続き

当該施行日後の研究所等の職員として在職した後引き続いて退職手当法第2条第1項に規定する職員となった場合におけるその者の退職手当法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該施行日後の研究所等の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該施行日後の研究所等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

7 施行日後の研究所等は、施行日の前日に施行日前の研究所等の職員として在職し、附則第2条第2項の規定により引き続いて施行日後の研究所等の職員となった者のうち施行日から雇用保険法（昭和49年法律第116号）による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に当該施行日後の研究所等を退職したものであって、その退職した日まで当該施行日前の研究所等の職員として在職したものとしたならば退職手当法第10条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

（退職手当法の適用に関する経過措置）

第5条 施行日前に施行日前の研究所等を退職した者の退職手当について国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成20年法律第95号）附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第1条の規定による改正前の退職手当法（以下この条において「旧退職手当法」という。）第12条の2及び第12条の3の規定の適用については、独立行政法人国立特殊教育総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の、独立行政法人大学入試センターを退職した者にあつては独立行政法人大学入試センターの、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターを退職した者にあつては独立行政法人国立青少年教育振興機構の、独立行政法人国立女性教育会館を退職した者にあつては独立行政法人国立女性教育会館の、独立行政法人国立国語研究所を退職した者にあつては大学共同利用機関法人人間文化研究機構の、独立行政法人国立科学博物館を退職した者にあつては独立行政法人国立科学博物館の、独立行政法人物質・材料研究機構を退職した者にあつては独立行政法人物質・材料研究機構の、独立行政法人防災科学技術研究所を退職した者にあつては独立行政法人防災科学技術研究所の、独立行政法人放射線医学総合研究所を退職した者にあつては独立行政法人放射線医学総合研究所の、独立行政法人国立美術館を退職した者にあつては独立行政法人国立美術館の、独立行政法人国立博物館及び独立行政法人文化財研究所を退職した者にあつては独立行政法人国立文化財機構の長は、旧退職手当法第12条の2第1項に規定する各省各庁の長等とみなす。

（労働組合についての経過措置）

第6条 この法律の施行の際現に施行日前の研究所等に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号。次条において「特労法」という。）

第4条 第2項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第2条第2項の規定により施行日後の研究所等の職員となる者であるもの（以下この項において「旧労働組合」という。）は、この法律の施行の際労働組合法（昭和24年法律第174号）の適用を受ける労働組合となるものとする。この場合において、旧労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となったものは、施行日から起算して60日を経過する日までに、労働組合法第2条及び第5条第2項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となったものについては、施行日から起算して60日を経過する日までは、同法第2条ただし書（第1号に係る部分に限る。）の規定は、適用し

ない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第7条 施行日前に特労法第18条の規定に基づき施行日前の研究所等がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係属している施行日前の研究所等とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第3章(第12条及び第16条の規定を除く。)及び第6章に規定する事項については、なお従前の例による。

(国の有する権利義務の承継)

第8条 この法律の施行の際、この法律による改正後の独立行政法人国立青少年教育振興機構法第11条第1項に規定する業務に関し、現に国が有する権利及び義務のうち政令で定めるものは、この法律の施行の時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

(青年の家等の解散等)

第9条 青年の家等は、この法律の施行の時に解散するものとし、次項の規定により国が承継する資産を除き、その一切の権利及び義務は、その時に独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する。

2 この法律の施行の際現に青年の家等が有する権利のうち、独立行政法人国立青少年教育振興機構がその業務を確実に実施するために必要な資産以外の資産は、この法律の施行の時に国が承継する。

3 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

4 青年の家等の平成17年4月1日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下この条において「通則法」という。)第38条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

5 青年の家等の平成17年4月1日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第32条第3項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

6 青年の家等の平成17年4月1日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

7 青年の家等の平成13年4月1日に始まる通則法第29条第2項第1号に規定する中期目標の期間(以下この条において「中期目標の期間」という。)に係る通則法第33条の規定による事業報告書の提出及び公表については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が行うものとする。

8 青年の家等の平成13年4月1日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人国立青少年教育振興機構が評価を受けるものとする。この場合において、通則法第34条第3項において準用する通則法第32条第3項の規定による通知及び勧告は、独立行政法人国立青少年教育振興機構に対してなされるものとする。

9 青年の家等の平成13年4月1日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人国立青少年教育振興機構がなお従前の例により行うものとする。この場合において、旧青年の家法第12条第1項及び旧少年自然の家法第12条第1項中「当該中期目標の期間の次の」とあるのは「独立行政法人国立青少年教育振興機構の平成18年4月1日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人国立青少年教育振興機構法(平成11年法律第167

号) 第11条」とする。

10 第1項の規定により青年の家等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(独立行政法人国立青少年教育振興機構への出資)

第10条 附則第8条の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際、承継される権利に係る土地、建物その他の財産で政令で定めるものの価額の合計額に相当する金額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

2 前条第1項の規定により独立行政法人国立青少年教育振興機構が青年の家等の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、独立行政法人国立青少年教育振興機構が承継する資産の価額(同条第9項の規定により読み替えられた旧青年の家法第12条第1項又は旧少年自然の家法第12条第1項の規定による承認を受けた金額があるときは、当該金額に相当する金額を除く。)から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人国立青少年教育振興機構に出資されたものとする。

3 第1項に規定する財産の価額及び前項に規定する資産の価額は、施行日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。

4 前項の評価委員その他評価に関し必要な事項は、政令で定める。

(国有財産の無償使用)

第11条 内閣総理大臣は、この法律の施行の際現に独立行政法人国立青年の家に使用されている国有財産であつて政令で定めるものを、政令で定めるところにより、独立行政法人国立青少年教育振興機構の用に供するため、独立行政法人国立青少年教育振興機構に無償で使用させることができる。

(罰則に関する経過措置)

第13条 施行日前にした行為及び附則第9条第9項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第14条 附則第2条から第11条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成19年3月30日法律第7号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成20年12月26日法律第95号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成21年3月31日法律第18号)抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第1条の規定，第2条（第1号に係る部分に限る。）の規定，次条第1項から第3項まで及び第5項から第9項までの規定（独立行政法人国立国語研究所（以下「国立国語研究所」という。）に係る部分に限る。），同条第10項の規定，同条第12項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。），附則第3条第1項の規定，附則第6条第1項及び第2項の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。），附則第10条の規定，附則第11条の規定（国立国語研究所に係る部分に限る。），附則第15条の規定，附則第16条の規定（国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）別表第三の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。），附則第19条の規定，附則第20条の規定（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）第4条のうち船員保険法（昭和14年法律第73号）別表第一の改正規定中独立行政法人国立国語研究所の項を削る部分に限る。）並びに附則第22条の規定平成21年10月1日

附則（平成22年5月28日法律第37号）抄
（施行期日）

第1条 この法律は，公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第34条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第35条 この附則に規定するもののほか，この法律の施行に関し必要な経過措置は，政令で定める。

14 市町村立歴史民俗資料館の設置・運営のあり方

〔昭和52年
文化庁文化財保護部〕

目 的

市町村立歴史民俗資料館は、各種開発事業の急速な進展と生活様式の変貌に対処して、山村・漁村・離島・平地農村及び町方など広くその地域の特色を示す民俗文化財あるいは地域の歴史の流れを裏づける遺物・文書などの歴史資料の保存活用を図り、郷土の歴史と文化に対する住民の知識と理解を深めることを目的とする。

設置及び管理

- (1) 市町村（特別区を含む）が設置し、管理は当該市町村教育委員会が行う。
- (2) 職員を常駐させるなど、資料の保存・活用・学習活動などが適切かつ円滑に行われるよう管理体制を確立する。

設置と資料館活動

(1) 用 地

用地は原則として公有地とし、施設の管理運営に適切な場所を選定する。建設予定地の付近に建造物・美術工芸品・民俗文化財・遺跡及び名勝地などの文化財や、公民館・美術館・図書館及び文化会館等の教育文化施設があり、有機的に文化・文化財の学習活動ができることが望ましい。また、公園・緑地・運動場及び公共の広場が近くにあり、住民が気軽に利用できるようなところを選ぶことも必要である。

(2) 施 設

施設は次の二種のうち、いずれかとする。ただし併用してもさしつかえない。

- ア. 耐火構造として新設するもの。
- イ. 地方的特色を示す民家、または郷土にとって歴史的に重要な建造物などの既存の建物を利用するもの。

部屋取りの参考例をあげると、事務室、研究室、図書室、整理室、製図室、写真室、学習室（以上は適宜併用してもさしつかえない。）及び展示室、収蔵室、くんじょう室、暗室、機械室（空調機械室）、倉庫、便所。

(3) 収蔵品

その地域の特色を示す民俗文化財、地域の歴史の流れを裏づける文書・遺物等の歴史資料、考古資料。

(4) 資料館活動

各市町村立歴史民俗資料館は、国立歴史民俗博物館、都道府県立歴史民俗資料館との連絡協力関係を強めるとともに、相互の連携を密にし、情報資料の交換や次に掲げるような資料館活動を活発

に行うことが望ましい。

ア. 収集保存活動 実物資料の収集保存, 視聴覚資料の収集保存, 台帳, 調査票の作成。

イ. 調査研究活動 調査研究, 研究成果の発表, 収藏品目録・図録の刊行, 調査報告書, 研究紀要の刊行, 映画の製作。

ウ. 公開展示活動 常設展示の開催, 民俗芸能等の公開, 展示に関する解説目録・図録・案内書等の刊行。

エ. 学習活動

I. 設置の趣旨に基づき, 地域の特性を考慮して以下に掲げる学習活動を継続的に実施することが望ましい。

II. 学習活動の内容

a. 文化財見学(学習)会の開催

市町村内に所在する遺跡・建造物・美術工芸品・伝統工芸・有形の民俗文化財等を現地に訪ねて実際に見て理解を深める。

b. 文化財研修会(研究会)の開催

文化財の概論, 市町村所在の文化財の理解を深めるための研修会・講習会あるいは講演会等の開催で, たとえば文化財に係る読書会, 遺物・美術工芸品・生活用具等の収集整理の実務研修会, 古文書講習会等の開催。

c. 物づくり実演(研究)会の開催

焼き物・漆芸・染織等の伝統的工芸技術の研修会, 藁・竹・木製品等生活用具の制作技術の研修会の開催。

d. 民俗芸能等の伝習会の開催

神楽・田楽・(予祝行事・田植踊等)・風流(太鼓踊・念仏踊・盆踊等)・人形芝居・歌舞伎芝居等の伝習会の開催。

e. 口頭伝承の研修会

伝説・昔話・民謡・ことわざ等の伝習及び研修会。

f. 生活文化財の研修会(伝習会・体験学習会)

生業(農業・漁業・山樵・養蚕等の過程を体験し共同作業の意義を習得), 衣食住生活(在来の服物・郷土食・屋敷構え等), 年中行事(正月行事・祭礼・盆行事等)等に係わる理解を深め, 体験学習会を開催する。

g. その他

芸術文化に関する住民の参加する活動。

III. 学習活動推進のための職員等の配置

上記の学習活動を推進するため専任の職員を置くことが望ましい。

また, 市町村内より広く人材をもとめ, 地元の有識者, 経験者(古老)を指導者(講師)に起用し学習活動を充実させることが望ましい。

15 文化財公開施設の計画に関する指針

〔平成7年8月〕
〔文化庁文化財保護部〕

第1 文化財公開施設計画の基本的な考え方

文化財（美術工芸品等）を広く公開することは、近年における国民の文化に対する関心の高まりの中で、文化財をより身近なものとし、文化的生活の向上に資する観点から積極的に推進していく必要がある。しかし、我が国の文化財の多くは、脆弱な紙、絹、木材等を素材としており、それぞれの材質に則した保存上の対応が求められる。

文化財公開施設の計画に当たっては、このような我が国の文化財の特質を踏まえ、文化財の保存に重大な影響を及ぼすことの内容、施設・設備等について以下の基本的な考え方に基づき検討を進める必要がある。

また、検討に際しては、当初の段階から文化財の展示・保存について経験と知識を有する学芸員を参画させることが望ましい。

1. 建設予定地の環境、建物の配置が文化財の保存・公開にふさわしいものであること。
2. 建物は、耐火・耐震性能に配慮し、安全性を確保していること。
3. 建物内の展示室、収蔵庫等の配置が展示、収蔵、管理等の面から機能的であり、かつ、十分な広さを確保していること。
4. 展示室、収蔵庫等の施設が、適切な展示及び保存環境を確保していること。
5. 文化・防犯等の各設備が適切に配置されていること。

第2 文化財公開施設計画の留意事項

文化財の保存と公開との関係は、必ずしも両立するものではなく、保存科学的な観点からは、相反した問題が内在しているといえる。

従って、文化財の公開に当たっては、できる限り保存に適した諸条件が求められているが、建物や保存環境などを整備することによってこれらの問題を可能な限り解決していく必要がある。

このため、公開施設の建設に際しては、計画段階から十分な検討をしていくことが肝要であり、特に、以下の事項に留意すること。

1 文化財公開施設の立地環境

文化財公開施設は、建設予定地の立地環境によっては、必ずしも文化財の良好な保存に必要な条件を確保することができないおそれがあるので、その選定に際しては、以下の環境に対して十分に留意することが望まれる。

- ア. 地形（具体例・・・急傾斜地、低湿地等）
- イ. 地質・地層（具体例・・・地下水脈、水位、活断層等）
- ウ. 気象（具体例・・・多湿、塩害等）
- エ. その他周辺の環境（具体例・・・大気汚染、降灰、住宅過密地域等）

2 文化財公開施設の設置と施工

文化財公開施設の設計に当たっては、建設予定地の環境を踏まえ、建物、設備、収蔵庫・展示室等の配置及び通路等について、以下の点に留意すること。

また、施工に際しても、解体コンクリートなどの施工の状態や乾燥状態によっては、文化財の保存環境に悪影響を与える場合があるので、慎重に行う必要がある。

(1) 建物設計

- ア. 建物は、耐火・耐震構造とする。
- イ. 建物に地下部分を設けた場合は、底盤に防水措置を施すとともに、外壁の防水措置は地下部分だけでなく地表面よりやや上まで施す。特に地下に収蔵庫・展示室を設ける場合は、防水に留意する。
- ウ. 陸屋根の場合には完全な防水措置を施し、排水口の掃除などの維持管理が容易に行えるように考慮する。
- エ. 収蔵庫・展示室は、外部の環境からの影響を極力受けにくい設計とする。

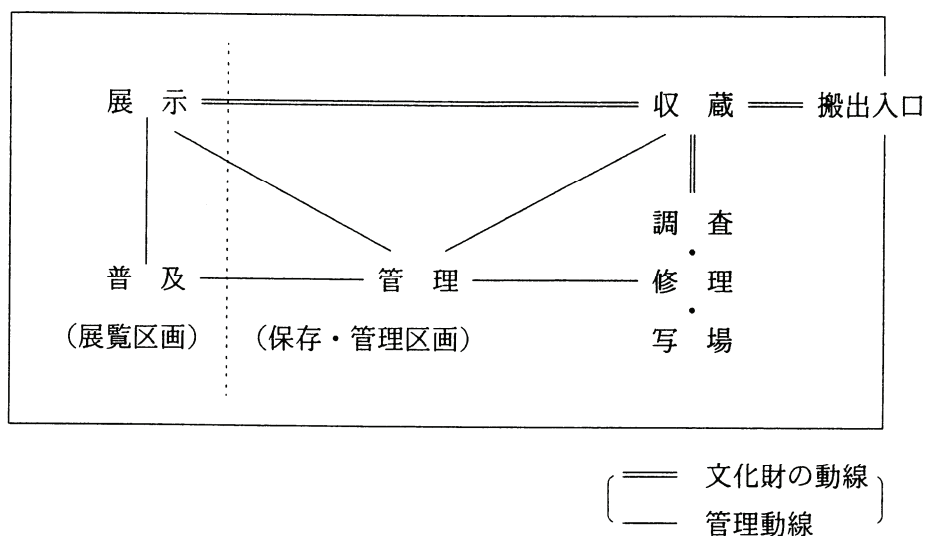
(2) 設備設計

- ア. 空気調和設備
 - (ア) 空気調和（以下「空調」という。）設備は、四季を通じて温度と相対湿度を調整できるものを採用することが望ましい。
 - (イ) 空調系統は、展示室と収蔵庫とに分離する。特に、収蔵庫の内部についても文化財の材質等に応じて分離することが望ましい。
 - (ウ) 収蔵庫の空調は、庫内だけでなく、二重壁内の空気層にも行うように配慮する。
 - (エ) 騒音・振動を発生する設備機器は、展示室及び写場の近くには設置しない。
- イ. 照明設備
 - 文化財が置かれる空間には、紫外線除去を施した蛍光灯や白熱灯など紫外線を出さない光源を用い、温度上昇を避けるとともに、文化財の材質に応じて調光可能な装置を備える。
- ウ. 防火・防犯設備
 - (ア) 展覧区画、保存区画、管理区画の動線は重ならないようにする。
 - (イ) 展覧区画については、文化財の安全とともに、観覧者の安全に配慮した防火・防犯設備が必要である。
 - (ウ) 保存・管理区画については、防火・防犯に係る管理を十分に行う必要がある。

(3) 各部屋の配置設計

- ア. 展覧区画、保管区画、管理区画を明確に分ける。
- イ. 収蔵庫・展示室等各部屋の配置に当たっては、文化財の移動を安全、かつ機能的に行えるように、複雑な動線や段差を避ける。
- ウ. 文化財が置かれる部屋の防火区画は、個々に完全な独立区画とする。

〔文化財保存の観点からの各部屋配置概念図〕



(4) 通路設計

- ア. 通路は、文化財の移動が安全かつ効率的に行われるようにできるだけ短くするとともに曲がり角を少なくし、段差や斜面は極力避ける。
- イ. 通路の有効幅は、2メートル以上とすることが望ましい。

(5) 施工等

- ア. コンクリートの打設は慎重に行い、コンクリートの中に鬆（す）が生じないように注意する。
- イ. 内装工事は、十分な換気・除湿を行うことにより、躯体コンクリートを乾燥させてから行う。また、内装工事終了から文化財の公開までには、展示ケースを含め室内の乾燥を図るまで十分な期間をとることが望ましい。
- ウ. 建物内の空気環境を安定させるために、コンクリートの打設後から文化財の公開までの期間は、二夏の経過又はこれに相当する環境の実現が望ましい。

3 主要な施設等の設計

文化財公開施設の計画に当たっては、文化財の保存に対する配慮が不可欠であり、収蔵庫はもとより、保存の場としての機能を有する展示室についても、文化財保護の観点から、収蔵展示（観覧者や展示効果に対しても考慮しつつ、収蔵しながら展示する。）の考え方にのっとり収蔵庫と同一の保存環境を実現する必要がある。また、燻蒸施設や調査・整理・修理室等の作業スペース、搬出入口、荷解場、エレベーターなどの付帯施設等についても、文化財の保存環境の維持、安全の確保を図る必要がある。このため、以下の点に留意すること。

(1) 搬出入口

- ア. 搬出入口は、文化財の搬出入が安全かつ迅速にできる位置と構造にする。
- イ. 搬出入の際は外気の影響が建物内に及ばないようにする。特に、風が強く吹き込む位置に設けることを避け、止むを得ず避けられない場合には、暴風壁や植栽等によって風の影響を防ぐ。
- ウ. 建物内の保存環境を安定させるうえから、搬出入口は、通用口などと兼用せず、文化財専用と

する。

(2) トラックヤードと荷解場

- ア. トラックヤードは、建物内に取り入れるように設け、大型輸送車が格納できるスペースを確保することが望ましい。
- イ. 外界の影響を避けるため、トラックヤードの入口及びトラックヤードと荷解場の間にそれぞれシャッターを設置することが望ましい。
- ウ. 輸送車の排気ガス処理を図るため、換気設備を設ける。
- エ. 荷解場は、梱包資材等の整理・保管及び文化財移動時の安全性を考慮し、荷解作業等を行う上で、文化財にとって安全かつ十分なスペースを確保する。
- オ. 荷解場の床高は、文化財の搬出入に差し支えないよう考慮する。

(3) エレベーター

- ア. 文化財及び関係する荷物の運搬に使用するエレベーターは専用とし、十分な容積と地震等への安全性を考慮したものとする。
- イ. 文化財及び関係する荷物の運搬に使用するエレベーターの入口は、文化財を移動する動線を考慮して、荷解場に面して設置することが望ましい。

(4) 収蔵庫

- ア. 地下水や日射の影響を避けるため、地階・最上階・南西に面するなどの位置に配置しないことが望ましい。
- イ. 収蔵庫の床面積は、展示室の床面積の半分を目安とするが、将来を見越して十分なスペースをとることが望ましい。
- ウ. 収蔵庫には必ず前室の機能を果たす十分なスペースを確保し、庫外の影響が庫内に直接及ばないようにする。
- エ. 間仕切壁は二重壁とし、空気の流通が可能な空間を確保する。
- オ. 収蔵庫の外壁が、外部と面する場合結露などの点検のために、外壁と接する二重壁には室内側から点検口を設け、二重壁の間に点検用の空間を確保する。
- カ. 収蔵庫内の床材・壁材等は、脂、粉塵等の放出によって文化財を汚染するおそれがないものとし、特に、内壁材には、吸放湿性に優れたものを使用する。
- キ. 収蔵庫の扉は、出入口は原則として1ヵ所とし、密閉性、防火性に優れたものを設置する。
- ク. 収納棚等は、地震等による移動、転倒、落下及び収納品の落下防止を考慮したものとする。
- ケ. 収納棚等は、空調の吹出・吸込口の位置を考慮して配置するとともに、庫内の出入口付近のスペースは広くとる。
- コ. 漏電防止のため、収蔵庫内の機器類の電源は、収蔵庫外から切れるように設計する。

(5) 調査・整理・修理室・写場等

これらの部屋は、いずれも直接文化財を取り扱う場所であり、温湿度・照明については収蔵庫の条件にできるだけ近く調整できるように設計する。

(6) 燻蒸施設

- ア. 搬出入口の近くで、建物内の他の施設から独立した専用の施設として設置するのが望ましい。
- イ. 原則として建物の外壁に接して設置するとともに、前室を設ける。
- ウ. 燻蒸室及び前室には、それぞれ排気設備を設置する。
- エ. 燻蒸室内には、減圧燻蒸釜や燻蒸庫を設置することも有効である。
- オ. 扉、壁などは、気密性に留意して設計する攪拌装置等を設置する場合は、電気系統を防爆系とする。
- カ. 燻蒸後の排ガス処理装置を設置するとともに、配管は極力短くなるように考慮する。
- キ. 建物の空調・電気等の配管が燻蒸室を通らないように考慮する。

(7) 展示室・展示ケース

- ア. 外光の入る開口部は、原則として設けない。
- イ. 観覧者の出入等より、展示室が著しい外部環境の影響を受けないように設計する。
- ウ. 収蔵庫と同一の保存環境を実現するとともに、防犯上からも展示ケースの使用が必要である。
展示ケースの設計については、以下の点に留意すること。
 - (ア) 展示物の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性を考慮して設計をする。
 - (イ) ケース内の温湿度調整法にはおおむね次の方式があるが、環境や施設計画、将来の管理・運営を十分に考慮した上で、採用することが望ましい。
 - (a) 調湿剤使用方式
密閉度の高いケースを用い、調湿剤で湿度を一定に保つ方式である。
調湿剤の管理を適切に行う必要がある。
 - (b) 空調方式
空調によってケース内の温湿度を一定に保つ方式である。
吹き出し口からの風が直接文化財に当たらないように考慮し、かつ恒常的に空調を行う必要がある。
 - (c) 自然換気方式
自然換気により、展示室内の空気をケース内に導入する方式である。
展示室内を恒常的に空調して温湿度を一定に保ち、かつ室内の空気の汚れがケース内に直接流入しないように、フィルターの交換を適切に行う必要がある。
 - (ウ) 展示ケースのガラス等は、十分な強度を持ったものを使用する。また、地震等の災害や不慮の事故を考慮して、張り合わせガラス等を使用することなどは有効である。
 - (エ) 移動ケースは、重心の位置を低くし、横すべりなどの防止対策を講ずる必要がある。

4 他の施設と併用する文化財公開施設の設計

他の施設と併用する文化財公開施設としては、おおむね以下の三とおりの形態が考えられる。このような施設の計画に当たっての留意事項は、これまでに述べたことと同様であるが、特に以下の点について配慮されることが望ましい。

- A. 文化、スポーツ施設等との複合。
- B. 各種事務所との複合。
- C. デパート・商業施設等との複合。

(1) A及びBに該当する施設

- (ア) 建設上、防火・防犯区画が画然とし、他の施設の部分と隔絶されていること。
- (イ) 空調・電気・消火設備等が独立して機能していること。
- (ウ) 適正な文化財の保存環境が保てる展示室・収蔵庫が設置されていること。
- (エ) 文化財の搬出入経路が明確で、防火・防犯上に支障のないこと。
- (オ) 文化財公開施設専用の出入口を設けていること。

(2) Cに該当する施設

- (ア) 上記の(1)の事項を充足していること。
- (イ) 文化的展覧を行う専用施設として商業施設等から隔絶（避難通路を除く）されていること。したがって、出入口は展示施設の専用口であること。
- (ウ) 観覧者の出入口は、公道など将来にわたって必要なスペースが確保される場所に面していること。

16 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規程

平成8年8月2日 文化庁告示第9号
最近改正
平成8年8月30日 文化庁告示第12号

(趣旨)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設の承認に関しては、この規程の定めるところによる。

(承認)

第2条 文化庁長官は、重要文化財の公開の促進を図るため、公開承認施設として適当と認められる博物館その他の施設（以下「博物館等の施設」という。）を承認する。

2 前項の承認（以下「承認」という。）には、届出により公開を行うことができる重要文化財の種別を付することができる。

3 承認は、当該承認のあった日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。

(承認の基準)

第3条 承認の基準は、次のとおりとする。

一 博物館等の施設の設置者が、重要文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。

二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 重要文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。

ロ 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条1項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が二名以上置かれていること。

ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

三 博物館等の施設の建物及び施設が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。

イ 建物が、耐火耐震構造であること。

ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区別され、防火のための措置が講じられていること。

ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。

ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。

ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。

ヘ 博物館等の施設が同一の建物内で他の施設（商業施設を除く。）と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の施設の専用のものであること。

ト 博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶（非常口を除く。）していること。

4 博物館等の施設において、承認の申請前5年間に、法第53条第1項に基づく重要文化財の公開を適切に3回以上行った実績があること。

(承認の申請)

第4条 承認を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第五号に掲げる書類を添付しないことができる。

一 博物館等の施設の設置に関する規約

二 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類

三 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類

四 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類

五 申請日の属する事業年度の直前3年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類

六 申請日の属する事業年度の直前3年間の事業の実施状況

七 申請前5年間に行われた重要文化財の公開状況

八 その他参考となる書類

2 前項第五号及び第六号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区別して記載したものでなければならない。

(変更の承認等)

第5条 公開承認施設の設置者は、当該施設の建物の改築又は文化財の保存及び公開に係る設備の改修等を行うときは、その内容を記載した書類を文化庁長官に提出してその承認を受けなければならない。

2 公開承認施設の設置者は、前条第1項第一号若しくは第二号に掲げる書類の内容に変更があったとき又は施設の長及び学芸員の交替があったときは、その変更の内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から2週間以内に文化庁長官に提出しなければならない。

1項＝一部改正（平成8年8月文化庁告第12号）

(災害及び事故の書類の提出)

第6条 公開承認施設の設置者は、当該施設が火災その他の災害にあったとき、又は当該施設において収蔵若しくは公開している重要文化財が盗難、き損等の事故にあったときは、当該災害若しくは事故が生じた日又はその事実を知った日から十日以内にその詳細を記載した書類を文化庁長官に提出しなければならない。

(承認の取消し)

第7条 文化庁長官は、公開承認施設が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、承認を取り消すことができる。

一 第3条に規定する承認の基準に適合しなくなったとき。

二 第5条第1項の規定により文化庁長官の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

三 第5条第2項及び第6条の規定により文化庁長官に提出すべき書類の題出を怠ったとき。

平成8年10月1日から施行する。

17 重要有形民俗文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の事前の届出の免除に関する規程

[平成8年9月5日 文化庁告示第14号]

(趣 旨)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第56条の15第1項ただし書の規定に基づく公開事前届出免除施設の事前の届出の免除に関しては、この規程の定めるところによる。

(事前の届出の免除)

第2条 文化庁長官は、重要有形民俗文化財の公開の促進を図るため、公開事前届出免除施設として適当と認められる博物館その他の施設（以下「博物館等の施設」という。）について事前の届出の免除をする。

2 前項の事前の届出の免除（以下「事前の届出の免除」という。）は、当該免除のあった日から起算して5年を経過した日にその効力を失う。

(事前の届出の免除の基準)

第3条 事前の届出の免除の基準は、次のとおりとする。

一 博物館等の施設の設置者が、重要有形民俗文化財の公開を円滑に実施するために必要とされる経理的基礎及び事務的能力を有しており、かつ、重要有形民俗文化財の公開に係る事業を実施するにふさわしい者であること。

二 博物館等の施設の組織等が、次に掲げる要件を満たすものであること。

イ 重要有形民俗文化財の保存及び活用について専門的知識又は識見を有する施設の長が置かれていること。

ロ 博物館法（昭和26年法律第285号）第5条第1項に規定する学芸員の資格を有する者であり、文化財の取扱いに習熟している専任の者が2名以上置かれていること。

ハ 博物館等の施設全体の防火及び防犯の体制が確立していること。

三 博物館等の施設の建物及び設備が、次に掲げる要件を満たし、文化財の保存又は公開のために必要な措置が講じられていること。

イ 建物が、耐火耐震構造であること。

ロ 建物の内部構造が、展示、保存及び管理の用途に応じて区分され、防火のための措置が講じられていること。

ハ 温度、相対湿度及び照度について文化財の適切な保存環境を維持することができる設備を有していること。

ニ 防火及び防犯のための設備が適切に配置されていること。

ホ 観覧者等の安全を確保するための十分な措置が講じられていること。

ヘ 博物館等の施設が同一の建物内で他の施設（商業施設を除く。）と併設して設置されているときは、文化財の保存又は公開に係る設備が、当該博物館等の施設の専用のものであること。

ト 博物館等の施設が同一の建物内で商業施設と併設して設置されているときは、当該博物館等の施設が、文化財の公開を行う専用の施設として商業施設から隔絶（非常口を除く。）していること。

四 博物館等の施設において、事前の届出の免除の申請前5年間に、法第56条の第15第1項に基づく重要有形民俗文化財の公開等を適切に3回以上行った実績があること。

(事前の届出の免除の申請)

第4条 事前の届出の免除を受けようとする博物館等の施設の設置者は、次に掲げる書類を添えて、書面により文化庁長官に申請しなければならない。ただし、国の機関又は地方公共団体が設置する博物館等の施設については、第五号に掲げる書類を添付しないことができる。

一 博物館等の施設の設置に関する規約

二 博物館等の施設の組織並びに防火及び防犯の体制を記載した書類

三 博物館等の施設の長及び当該施設に所属する学芸員の履歴を記載した書類

四 博物館等の施設の用に供する土地及び建物の面積及び図面並びに当該博物館等の施設の設備に関する書類

五 申請日の属する事業年度の直前3年間の各事業年度末における財産の状況を記載した書類及び収支決算を記載した書類

六 申請日の属する事業年度の直前3年間の事業の実施状況

七 申請前5年間に行われた重要有形民俗文化財等の公開状況

八 その他参考となる書類

2 前項第五号及び六号に掲げる書類は、文化財の公開事業に係る事項と他の事業に係る事項とを区分して記載したものでなければならない。

3 法第53条第1項ただし書の規定に基づく公開承認施設については、第1項第一号から第六号に掲げる書類を、重要文化財の所有者及び管理団体以外の者による公開に係る博物館その他の施設の承認に関する規定(平成8年文化庁告示第九号)第4条第1項第一号から第六号に掲げる書類に替えることができる。ただし、当該公開承認施設が承認された時からその内容に変更があった場合はこの限りではない。

(変更の届出等)

第5条 公開事前届出免除施設の設置者は、当該施設の建物の改築又は文化財の保存及び公開に係る設備の改修等を行うときは、その内容を記載した書類を文化庁長官に提出して、当該施設又は設備の変更に係る部分について改めて文化庁長官の免除を受けなければならない。

2 公開事前届出免除施設の設置者は、前条第1項第一号若しくは第二号に掲げる書類(同条第3項の規定により公開承認施設の書類に替えた場合にはその書類)の内容の変更があったとき又は施設の長及び学芸員の交替があったときは、その変更の内容及び時期を記載した書類をその事実が生じた日から2週間以内に文化庁長官に提出しなければならない。

(災害及び事故の書類の提出)

第6条 公開事前届出免除施設の設置者は、当該施設が火災その他の災害にあったとき、又は当該施設において収蔵若しくは公開している重要有形民俗文化財が盗難、き損等の事故にあったときは、当該災害若しくは事故が生じた日又はその事実を知った日から10日以内にその詳細を記載した書類を文化庁長官に提出しなければならない。

(事前の届出の免除の取消し)

第7条 文化庁長官は、公開事前届出免除施設が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、事前の届出の免除を取り消すことができる。

一 第3条に規定する事前の届出の免除の基準に適合しなくなったとき。

二 第5条第1項の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠り、又は文化庁長官の免除を受けなかったとき。

三 第5条第2項及び第6条の規定により文化庁長官に提出すべき書類の提出を怠ったとき。

附 則

この規程は、平成8年10月1日から施行する。

18 重要文化財（建造物）の活用について

〔平成8年12月25日庁保健第161号
各都道府県教育委員会教育長あて
文化庁文化財保護部長通知〕

文化財保護法第1条は、この法律の目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規程しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱と位置づけています。

しかし、文化財（建造物）の活用については現在必ずしも十分な状況になく、今後の活用の促進に関する施策の充実が強く求められています。

このため、文化庁文化財保護部では、学識経験者等から成る「重要文化財（建造物）の活用指針に関する調査研究協力者会議」を組織し、対策を検討してきましたが、このたび、同会議により別紙「重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられました。

この報告は、今後の重要文化財（建造物）の活用施策についての基本的な提言であり、文化庁としては今後の施策に生かすべく、さらに具体的な検討を続けていく予定です。

今後、貴教育委員会において重要文化財（建造物）の活用に関する施策を推進されるに当たっては、別紙報告の内容に配慮していただくようお願いします。また、貴管下市（区）町村教育委員会及び文化財建造物の所有者に対しても、この趣旨を周知していただくようお取り計らい願います。

なお、文化庁としては、今回の報告を踏まえ、重要文化財（建造物）の活用計画に係る基準を策定するための具体的な検討を進めること及び既に活用されており今後の参考となるものについて活用事例集をとりまとめることを予定しておりますので、これらについてご協力をお願いします。

重要文化財（建造物）の活用に対する基本的な考え方（報告）

[平成8年12月16日]

重要文化財（建造物）の活用指針に関する調査研究協力者会議は、文化財保護審議会文化財保護企画特別委員会報告「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について」（平成6年7月15日）、近代の文化遺産の保存・活用に関する調査研究協力者会議報告「近代の文化遺産の保存と活用について〔建造物分科会関係〕」（平成7年10月16日）等において重要文化財（建造物）の活用方策について検討する必要があると指摘されていることにかんがみ、平成7年10月24日から重要文化財（建造物）の今後の活用の方向に関して調査研究を進めてきたところである。このたび、本協力者会議の6回の検討を踏まえ、結果を取りまとめたのでここに報告する。

1 文化財の保存と活用

文化財保護法は、その目的を「文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献すること」と規定しており、保存と活用は文化財保護の重要な柱と考えられている。しかしながら、従来の文化財（建造物）保護行政では、保護の力点が保存に置かれてきたことは事実である。

なお、遺産の保護に関する国際的な原則を示している国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の「文化遺産および自然遺産の国内的保護に関する勧告」（1972年）においても、各国は文化遺産及び自然遺産の保護、保存及び整備活用について責任を負うとしている。

文化財の保護は、文化財の価値を維持すること即ち保存することがまず必要な条件となるのは当然であるが、歴史的建造物保護の主たる対象が、近年まで社寺建築など現代的な活用には馴染まないものが中心であり、かつ、優品に限定されていたことなどから、活用よりも保存が優先されてきたと考えられる。

しかし、最近では所有者等や地域住民、地方公共団体などにおいて、文化財に対する関心が高まるとともに、それを積極的に活用したいという希望や意欲が高まっている。特に、現代社会の中で機能し続けているものが多い近代の建造物や、居住地に用いられている民家等の文化財では、継続的な使用を可能とし活用していくことが文化財としての保存の前提となる。また、保存のため公有化される文化財建造物も増えているが、公共の施設として活用されることが期待される。このように、文化財（建造物）が価値あるものとして後世に伝えるべきものであることについて理解を広げ、深めるためには、文化財（建造物）の保存とともに活用を適切に進めることが大切である。

一方、文化財の保存に対する配慮を欠いた利用は、結果として文化財の価値を損なうおそれもある。言うまでもなく、文化財建造物は、一度失われてしまえば取り戻すことのできない固有の価値を持っている。とりわけ、重要文化財である建造物は、数多くの歴史的な建造物の中でも典型的な存在であり、活用に当たっては文化財としての価値を損なうことのないよう特別に配慮する必要がある。したがって、重要文化財の活用に当たっては適切な基準ないし考え方が示されることが必要である。

このような観点に立って、本協力者会議は、今後求められる重要文化財（建造物）（以下、「文化財」と略記する。）の活用のため基本的な考え方を以下にまとめて記すこととする。

2 文化財の活用に求められるもの

(1) 文化財の活用

文化財において、何をもって活用をしていると言うべきか。文化財の活用と言え、建物内部を美術館やレストランとして使用している事例が直ちに思い起こされる。しかし、このような事例ばかりが活用ではない。公共の財産としている文化財の活用を、文化財の本来の価値や魅力が社会に示されることとするなら、文化的に日常的に接し得ることなども広く活用に該当すると考えられる。

(2) 公開

活用の中でも最も一般的な方法は、文化財の公開である。文化財を気軽に眺め親しめる存在にすることが、地域における最も有効な文化財の活用の手法と言える。公開については、まず文化財の外観の公開が基本となる。特に、近代の公共建築や大型の社寺建築など都市や集落の歴史的な景観を構成する要素となっているものは、その場に在り続け、誰もがいつでも眺め親しむことができること自体が活用であると言える。

文化財の外観の公開について一層効果を高めるには、文化財の所在やその内容を容易に知ることができるような標識や解説資料などの充実、また文化財の外観をより引き立てるような周辺地区の整備等が今後望まれる。

一方、外観の公開にとどまらず、文化財の内部を公開したり、広大な敷地内に所在する文化財の外観を公開する場合には、所有者のプライバシー保護や宗教建築としての性格の保持、管理方法な

どとの調整を図る必要がある。しかし、それぞれの文化財の状況に応じて、期間を限定するなどの工夫を図り、建物内外の公開の機会を設けることが望まれる。

(3) 機能や用途の維持

次に、文化財がもつ機能や用途を維持し、使い続けることは活用のひとつの在り方である。例えば民家建築に住み続けること、社寺建築を宗教行事に用いることなどが該当する。

文化財を理解する上で、建設当時の機能や用途それ自体が重要であり、それが維持されていることが文化財の価値の一部となっている場合が多い。このことは、例えば、現役の民家が移築された無住の民家よりも生き生きと感じられることや、閉鎖されていた芝居小屋での演劇再開が地域から大きな期待を持って迎えられることから明らかである。

ところが、文化財の本来の機能や用途も、時代の変化によりかつてのものと全く同じではなくなっている。特に、民家建築における居住の形態は、建築当初とは大きく異なっており、現代の暮らしを続けるために必要な建具や家具の変更、設備等の更新などが今後とも求められている状況にある。

このような要請に応じて内部の改造等を行うことは、文化財としての価値を損なう可能性を有するが、一方で、居住に用いられるというような従来からの機能や用途が維持されていることの意義は非常に大きい。したがって、本来の機能や用途の維持をできる限り図るとともに、既に機能や用途が失われている文化財についてもその復活が可能となるように十分に配慮すべきである。

(4) 新しい機能や用途の付加

一方、公共建築や民家の一部を喫茶店として使用することや、工場建築をショールームとして用いるなど、建物が本来持っていた機能や用途が失われてしまった後に、新しい機能や用途を加えて積極的に活用する方法もある。

これらの方法は、特に本来の機能や用途を維持できなくなった近代の建造物や民家建築にあつては、公開の機会の拡大につながるので、文化財の魅力を広く伝える手法として極めて有効と言えよう。

しかし、近年、歴史的建造物の活用に名を借りて実質は文化財の価値の破壊行為となる事例も散見される。そのため、機能や用途の変更に当たっては、文化財の持つ価値の所在を把握し、工事等の実施による価値の損失を最小限にとどめ、むしろその魅力を引き出すような手法を確立することが求められる。

(5) 活用と文化財的価値との両立

文化財は、建設後長い年月を経ていることから、後世の改変が加えられている場合が少なくない。改変部分を含めて構造・空間構成・部材・各部の技法などあらゆる部分に、独自の価値を見出すことができる。

しかし、あらゆる面に価値があることを強調して現状を変えることを頑なに否定することは、改変を伴う活用の有効性を全く否定してしまうこととなる。

文化財に新しい機能や用途を加えて活用する場合はもちろん、本来の機能や用途を維持する場合でも、部分的な現状の変更は避けられないことがある。

文化財保護の要である保存と活用の両立を目指す際には、文化財の現状を変更してはならない部

分と、変更もやむを得ない部分を十分に議論して認知しておく必要がある。

文化財には、景観上の重要な役割を果たしているものなど歴史的な景観の形成に大きな寄与をしているものや、屋敷構を構成している民家建築のような一連の建造物群として価値が見出せるものなど、位置や規模を含めた外観に文化財的価値の力点があるとみなされるものがある。このようなものの中には、活用のために行われる内部の改造は、文化財的価値を必ずしも大きくは減じないと判断される場合もあると考えられる。また、細部に価値の力点があるとみなされるものでは、装飾的部材や特殊な技法・仕様を損傷しないよう配慮を要するなど、文化財の価値に応じた判断が必要となる。

3 文化財の活用における景観や環境の役割

(1) 景観や環境と一体となった文化財

建造物は、その建設時における景観や環境を前提条件として作られたものであり、同時に、文化財の存在が周囲に影響を与え、景観や環境が形成されてきている。このような文化財を中心とする歴史的景観や環境に対しても、保全と活用が求められる。

既に、文化財である建造物については、建造物単体の歴史的あるいは芸術的な評価に基づく指定に加え、一連の建造物群としての評価に基づく複数棟の指定や、建造物と一体となっている土地の指定などを行い、また、伝統的建造物群の保護制度を創設するなど、景観や環境の保全に一定の成果をあげてきた。

しかし、文化財に隣接する各種の便益施設の整備に際しても、景観や環境に対する配慮の必要性が強く叫ばれている。景観や環境の保全自体が、総合的な文化財の活用となる方途を考えるべきである。

(2) 活用の対象となる範囲

文化財保護法では、有形文化財を「有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）」と定義し、建造物についてはこれまでに民家を中心にして一体的な価値を有する敷地について、土地を含めた指定を行っている。

ここで、「一体をなしてその価値を形成している土地」を、敷地単位など歴史上意味のある範囲に限定せずに、周囲の景観や環境の保全にも配慮して土地の指定を進め、活用のための保全あるいは整備を行うことが望まれる。

(3) 景観や環境への配慮

文化財を中心とした景観や環境は、土地の形質・敷地の区画・植生・水系・その他の建造物など、多くの要因が絡み合って形成されている。したがって、その保全に当たっては、文化財が最も魅力的な存在であった時期の景観や環境を前提としながら、活用を図る必要がある。

特に、駐車場・管理施設・商業施設など文化財の活用のために便益施設を整備しようとする場合には、文化財とその周囲の景観や環境に対して十分に調和を図ることが必要である。

また、やむを得ず文化財を移築する際にも、移築先が本来の立地条件を想起させるものであることが望ましい。

4 文化財の活用を進めるための施策

(1) 文化財に対する公的規制の在り方

文化財であっても、所有者等にとっての資産である。どのような方向で保存していくか、活用していくかの決定は基本的には現に所有している者の意思によるべきものである。しかし、公共的な存在である文化財の保存という観点からは、文化財の改変時に法的規制を加えることが必要である。

そのような規制の代表的なものが、文化財保護法第43条に定める「現状の変更」及び「保存に影響を及ぼす行為」に対しての文化庁長官の許可制度である。

文化財の現状を変更する行為は、「維持の措置」と「非常災害のために必要な応急措置」に該当する行為を除けば、全て予め許可を必要とする。「維持の措置」には、文化財がき損している場合の原状復旧と、き損拡大防止のみが該当するものとされている。

このような規制は、文化財の保存に関して大きな役割を果たしており、保存のために不可欠なものであるが、一方では「釘一本打つこともできない文化財」というような誤った認識が流布していることも事実である。現行の規制の運用はかなり厳格になされており、そのことが文化財の積極的な活用を妨げている側面があるのではないかとの指摘もある。

現状の変更時の規定の運用については、今後とも、許可制度の意義を踏まえつつ、文化財の価値の所在点や実状に応じて活用に資するという視点を考慮し、一層適切な措置を図るようすべきである。

近代の大規模な建造物や土地と一体となった建造物群からなるものなどは、その機能や用途を維持し安全性を保持するために、常に補修・改修を必要とする。建造物の維持管理に際して通常行われる行為など、文化財の本来的な機能や用途を維持していくために必要な事項については、状況に応じて現状変更を許可したり、あるいは現状の変更時の許可を要しない「維持の措置」に含めて考えたりすることについても今後検討の必要がある。

また、活用のための改変が許可を要する「現状の変更」に該当するか否か、該当した場合に許可されるかどうかを所有者等が事前に判断することが困難であるとの指摘もある。許可される場合でも手続に要する期間が相当かかるとも言われる。このようなことが絡みあって、所有者が重要文化財として指定を受けたり、指定後の活用を進めることに対して消極的となっているとも考えられる。

今後、規制の範囲を明確にして運用の仕方について分かり易く所有者等に示していくことが必要である。文化財的価値に影響を及ぼさない軽微な現状の変更については、事務手続きを簡略化し、所有者自身の判断に基づき迅速に対応できるよう検討する必要がある。

また、「保存に影響を及ぼす行為」についても、「影響の軽微である場合」は許可を必要としないものと規定されているが、どのような場合が該当するのか明確に示しておく必要がある。

(2) 活用計画の必要性

このように、公的な規制を再検討し、弾力的な措置等を適用するに際しては、文化財の所有者等は、事前に文化財の保存のために必要な維持管理や修理に関する事項を定めた保存管理計画を策定し、その中で周囲の景観や環境と一体となった活用計画を明確にしておく必要がある。

活用計画では、当該文化財を如何にして活用していくかの基本の方針を定め、活用に係る問題点、特に安全面での課題について把握した上で、その解決案を作成しておくことが必要である。不

特定多数が使用する施設として活用する場合には、重要文化財であっても十分な安全性を確保しておくことが必須条件となる。

保存と活用の両立を図るためには、文化財保護のために守るべき事項を明確にし、文化財としての価値の所在、すなわち厳密な保存が要求される箇所と活用に資するために改変が許される箇所とを可能な限り明らかにしておくことが重要である。このため、活用にもなつて補修や改造が予定される場合など、所有者等は必要に応じて文化庁と緊密な連絡・協議を行う必要がある。

活用計画の策定に際して、所有者等による自主的な判断と対応を可能とすることは、活用に関する様々な企画を誘導し、ひいては文化財保護の拡充を進める上で必要である。このために、活用を含む保存管理計画の策定についての基準を示し、これに則つて計画された活用内容に沿つた現状の変更等については、許可手続の簡略化を図るなどの措置についても検討する必要がある。

機能や用途を維持し安全性を維持するために、継続的な補修・改修が常に想定される場合には、このような措置が特に必要である。

(3) 活用事例の評価と広報

文化財の活用は、いまだ社会的な認知を十分に得ているとはいえないが、現在様々な手法で広がっており、今後とも多様化していくものと考えられる。しかし、その一方で、活用に名を借りて行われた行為が文化財の価値を著しく損ねてしまった場合もある。

したがって、文化財の活用の具体的な手法について、どのようなことが可能か、どのようなことが適切かなど、広く経験を交換できるような方策が必要である。

このため、重要文化財とその周辺環境を中心とする、地域にとつても魅力的な総合的な文化財活用事業が各地で行われるために、文化財の外観や内部の公開、機能や用途の維持、新しい機能や用途の付加など、様々な手法による活用事業をモデル的に実施することが望まれる。

また、活用に関する各種事例を広く収集し、活用と文化財的価値との両立の観点からその評価を行うとともに、特に参照すべき事例については、その内容を周知していくような努力を継続的に行っていく必要がある。

19 出土品の取扱いについて

〔平成9年8月13日 庁保記第182号〕
各都道府県教育委員会教育長あて
文化庁次長通知

発掘調査等による出土品に関しては、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第63条第1項の規定により国庫に帰属した出土品について、「出土文化財取扱要領」（昭和55年2月21日付け文化庁長官裁定）により、出土品のうち国で保有するものの選択基準、法第64条第1項又は第3項の規定に基づく出土品の譲与と譲与後の取扱い、国で保有しているものの貸付け等について定め、これに即して「出土文化財の取扱について」の通知（昭和55年2月21日付け庁保記第12号。文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて通知）により、国が保有した出土品及び譲与された出土品の取扱いについて指導を行ってきたところであります。

しかしながら、近年、出土品は、開発事業等に伴う発掘調査事業量の増大に比例して増加し続けており、既に収蔵されているものも含めて、その取扱いは文化財保護行政上の大きな課題とされております。

このため、当庁では、出土品の取扱いの在り方について、「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」において検討を行ってきたところでありますが、平成9年2月の同委員会報告「出土品の取扱いについて」（以下「報告書」という。）を踏まえ、出土品全体の取扱いに関し、別紙のとおり「出土品の取扱いに関する指針」（平成9年8月13日文化庁長官裁定。以下「指針」という。）を定めました。

については、出土品の取扱いに関しては、今後、この「指針」に従い、下記により行うこととしますので、貴教育委員会におかれましては、出土品の適切な保存・活用に必要な措置を講ずるとともに、貴管下の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会その他の関係機関に対し、このことを御伝達の上、出土品の具体的な取扱いに関する指導・調整等につき遺漏のないよう御配慮ください。

なお、この通知により昭和55年2月21日付け庁保記第12号の通知は廃止することとしますので、御承知おきください。

記

1 出土品の取扱いに関する基本的な考え方（「指針」1関係）

出土品の文化財としての取扱いについては、次に掲げる基本的な考え方により、具体的な措置を執ることとされたい。

- (ア) 出土品については、一定の基準に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものと、それ以外のものとに区分し、その区分に応じて保管・管理その他の取扱いを行うこと。
- (イ) 上記(ア)の区分により保存・活用の必要性・可能性があるとされた出土品については、その文化財としての重要性・活用の状況等に応じて、適切な方法で保管・管理を行うこと。
- (ウ) 出土品の活用については、専用施設における展示・公開等の従来の方法にとらわれず、広範な方途により積極的に行うこと。

(エ) 法第63条第1項の規定により国庫に帰属した出土品は、法第64条の規定により、その保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある場合は国が保有し、それ以外の場合は地方公共団体等に譲与されること。

(オ) 国で保有した出土品については、その活用のために必要があるときは、地方公共団体等に対して貸し付けることができること。

各都道府県教育委員会においては、この基本的な考え方に従い、以下の各項目について、各地域の歴史的特性に応じた具体的な基準を定めること等により、出土品の適切な保存・活用を進めることができるよう措置されたい。

2 保存・活用の必要性・可能性のある出土品等の区分（「指針」2関係）

(1) 区分に関する基準

将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性のある出土品とそれ以外のものとの区分については、一定の基準に即して行う必要がある。

したがって、各都道府県教育委員会においては、次に示す諸要素を総合的に勘案し、かつ、各地域の歴史的特性や関連の学問分野等に係る要素を加えて、区分に関する具体的な基準を定めるとされたい。

- ① 種類：出土品の種類・性格による分類の要素
- ② 時代：出土品が製作され、又は埋蔵された時代の要素
- ③ 地域：出土品が出土した場所、地方又は歴史的・文化的区域の要素
- ④ 遺跡の種類・性格：出土した遺跡の種類・性格の要素
- ⑤ 遺跡の重要度：出土した遺跡の重要度の要素
- ⑥ 出土状況：出土の状況、特に遺構との関係に関する要素
- ⑦ 規格性の有無：出土品が型作り等による規格品・大量生産品であるか否かの要素
- ⑧ 出土量：同種・同型・同質の出土品の出土量の要素
- ⑨ 残存度・遺存状況：出土品の残存・保存の程度の要素
- ⑩ 文化財としての重要性：出土品自体が有している文化財としての性格・重要度の内容・高低の要素
- ⑪ 移動・保管の可能性：出土品の大きさ・形状・重さ、それによる移動・保管の可能性の要素
- ⑫ 活用の可能性：出土品の将来的な活用の可能性の有無・程度に関する要素

この基準の策定に際しては、前記「報告書」の第2章、2、(2)中の「選択についての標準・方針の要素・視点となる事項」を参照されたい。

なお、この基準については、策定後もその妥当性・有効性について随時検討し、学術的な進歩、社会的認識の変化等に従って、最適なものとなるよう改善していくことが望ましい。

(2) 区分の対象等

出土品の区分は、現在収蔵・保管が行われているもの及び今後発掘調査等により出土するものを対象とし、発掘調査の段階、出土品の整理作業の段階、それ以降の段階等において随時行うことが望ましい。

3 出土品の保管・管理等（「指針」3関係）

(1) 保管・管理に関する基本的な考え方及び方法

(ア) 基本的な考え方

将来にわたり適切に出土品の保存・活用を図り、かつ、保管スペースを効率的に利用していくためには、出土品について、その種類・形状・形態、材質・遺存状況、文化財としての重要性、発掘調査報告書・記録等への登載の有無、整理済み・未整理の別、活用の状況・可能性等の諸要素を総合的に勘案して区分し、その区分に応じて保管・管理の態様をいくつかの種類・段階に分け、適切かつ合理的に保管・管理を行うことが必要である。

このような出土品の区分とそれに対応した保管・管理の在り方としては、次のようなものが考えられる。

① 文化財としての価値が高く、展示・公開等による活用の機会が多いと考えられるもの

種類・形状・形態や活用の頻度を考慮し、一般の収蔵庫等とは別の展示・収蔵施設において保管・管理を行うことが考えられる。また、材質・遺存状況において脆弱なもの、特別の保存措置を要するものについては、適切な収納・保管設備、空気調節などの環境調整のための設備の整った施設において保管・管理を行う。

② 文化財としての価値、活用の頻度等において①の区分に次ぐもの

保存及び検索・取出しの便と保管スペースの節約を考慮しつつ、収蔵箱に入れ収蔵棚に整理する等、適切な方法で保管・管理を行う。発掘調査報告書に記載されたものとそれ以外のもの、完成品とそれ以外のもの、展示・公開や研究資料としての活用の可能性の大小等の観点で、更に数区分に分けることも考えられる。

③ 文化財としての価値、活用の可能性・頻度が比較的低いもの

必要があれば取出しが可能な状態で、保管スペースを可能な限り効率的に利用できる方法で収納する。

この場合、出土品の保管・管理は、必ずしも同一遺跡から出土した出土品を同一の地方公共団体等で一か所に一括して保管するという考え方にとらわれる必要はなく、適切かつ合理的な保管・管理の観点から柔軟に対応することが望ましい。

各都道府県教育委員会においては、上記の基本的な考え方に即し、出土品の適切かつ合理的な取扱いについて、管下の教育委員会等に対する指導等を含め、配慮されたい。

(イ) 適切な保管・管理のための記録の整備・管理

出土品の保管・管理を行う地方公共団体等においては、出土品の適切な管理や活用のため、その名称・内容・数量・発見時期・出土遺跡名、発掘調査報告書への記載状況、保管の主体・場所等に関する記録を作成し、管理する必要がある。

各都道府県教育委員会においては、この趣旨に沿って、出土品の適切な保管・管理について管下の市町村教育委員会その他出土品の保管・管理を行う機関等に対する指導等を含め、配慮するとともに、管下における出土品の保管・管理状況についての的確に把握しておくこととされたい。

なお、地方公共団体等へ譲与された出土文化財については、従来、その滅失、き損、所有者又は所在場所の変更について、都道府県教育委員を経由して文化庁へ報告することとされていたが、この制度は廃止することとした。

(2) 保管・管理のための施設・体制の整備等

出土品について適切かつ合理的な保管・管理を行っていくためには、地方公共団体等における必要な施設の充実と専門的知識を有する職員による体制の整備を進める必要がある。

出土品の保管・管理施設としては、従来、各地方公共団体において、埋蔵文化財収蔵庫、歴史民俗資料館、埋蔵文化財調査センター、出土文化財管理センター等が設置されてきているが、当庁では、現在、出土品の保管・管理と展示等の活用のための「埋蔵文化財センター」の建設に対し国庫補助を行っているので、これを活用する等により、今後ともその充実を図ることとされたい。

(3) 出土品の廃棄その他の措置と配慮事項

将来にわたり保存・活用を図る必要性・可能性がないとされた出土品については、発掘調査現場から持ち帰らず、あるいは埋納、投棄などにより廃棄することができることとなるが、これらの措置は、発掘調査の段階、出土品の整理作業の段階、それ以降の段階等において、発掘調査主体、法第64条第1項又は第3項の規定による譲与を受けた地方公共団体等が行うこととなる。

これらの措置を執ることについては、後記4による広範な活用の方途を検討した上で、なおかつその可能性のない場合に限る等、慎重な配慮が必要であり、特に地方公共団体以外の者による廃棄等は、関係地方公共団体の教育委員会による指導の下に行われる必要があるので、各都道府県教育委員会においてはこの旨留意の上、適切に措置されたい。

また、廃棄その他の措置を執る場合は、後日、無用の誤解・混乱を生ずることのないよう、対象の出土品の種類・性格・数量等に応じて、何を、どこにおいて、どのような措置を執ったかの概要に関する記録・資料を作成し、保管しておくことが必要である。

各都道府県教育委員会においては、出土品の廃棄その他の措置を執った管下の市町村教育委員会等から上記の記録・資料の提出を受ける等により、管下における取扱いの状況を把握するとともに、出土品の適切な取扱いの確保のため、必要に応じて適宜指導することとされたい。

なお、地方公共団体等における出土品の廃棄は、発見者による当該出土品に係る遺失物法（明治32年法律第87号）第13条で準用する同法第1条の規定による警察署長への差出し（都道府県、指定都市又は中核市の教育委員会の発見に係る出土品については、法第98条の3第1項で準用する同法第59条第1項の規定による通知）の時から、法第64条第1項又は第3項の規定による地方公共団体等への譲与が行われるまでの間は、行うことができないので留意されたい。

4 出土品の活用（「指針」4関係）

(1) 活用に関する基本的な考え方

出土品については、埋蔵文化財の保護や発掘調査に対する国民の理解と協力を促進するためにも、国民が様々な機会に様々な方法でこれにふれることができるよう、従来行われている方法による活用を拡充するとともに、出土品の種類・性格に応じた新たな方法を開発し、積極的にその広範な活用を図る必要がある。

このような出土品の活用方法の改善・充実については、出土品の保管・管理を行う地方公共団体等が、次に示す例を参考として、それぞれ有効かつ適切な方途を検討し、実施することが望まれる。

したがって、各都道府県教育委員会においては、出土品の積極的な活用について、出土品の保管・管理を行う管下の市町村教育委員会等に対する指導を含め、配慮されたい。

(7) 博物館等の展示専用施設における活用の改善・充実

博物館や歴史民俗資料館等の展示専用施設における展示については、発掘調査組織と博物館等との連絡・協力関係を強化し、発掘調査の成果を地域に広く公開するため、最新の調査成果を反映した常設展示の更新や速報的な展示の企画等を積極的に進めること。

また、展示の方法としても、出土品の種類によっては、見るだけでなく直接触れることができるようにする等の工夫も必要である。

(イ) 学校教育における活用の充実

出土品は、子ども達が直接、見て、触れながら、地域の歴史や文化を学ぶことができる貴重な資料であるため、これを学校教育における「生きた教材」として、一層積極的に活用すること。

この場合、地方公共団体においては、出土品の提供や資料の作成・提供、埋蔵文化財担当専門職員による説明等の協力を行うことも必要である。

(ウ) 地域の住民に対する活用の工夫

市町村役場や公民館等の住民に身近な公共施設における出土品の展示や地域への行事への出品、発掘調査の現地説明会における活用等、地域の住民が直接出土品にふれることができる機会を設けること。

(エ) 民間施設を利用した活用

公的な展示専用施設に限らず、例えば発掘調査の原因となった開発事業により建設された施設での展示等、展示専用施設でない民間の施設を有効に利用した活用も積極的に進めること。

(オ) 他の地方公共団体等との連携

出土した地域や地方公共団体内に限らず、相互交換・貸借により、国内の他の地域に置ける展示・公開あるいは研究資料としての活用を図ること。

なお、我が国の多様な文化と歴史に対する理解を深める上から、外国における展示・公開等も有益であると考えられる。

(カ) 学術的な活用の推進

出土品は、文化財としての活用のほか歴史学・考古学等の研究資料としての活用の可能性を有するものであり、その研究資料としての活用は、学術の進歩・発展にとっても有効なものであるので、大学、研究機関における研究活動等における出土品の活用を今後一層拡充すること。

そのためには、各地方公共団体において、大学・研究機関・関係学界との間で、出土品に関する情報提供等のための恒常的な連携・連絡の方途を確保し、出土品を研究資料として提供する等の仕組みを構築することが望ましい。

なお、活用に伴って出土品の交換、譲与、貸出し等を行う場合は、出土品の保管・管理を行う地方公共団体等において、その種類、数量等必要な事項を記録し、適正な取扱いを確保するよう配慮されたい。

(2) 展示・公開のための施設・体制の整備等

出土品の展示・公開等その積極的な活用の推進のため、地方公共団体、特に市町村においては、必要な施設の設置や既存の施設の充実・改善及び専門職員の配置等による体制の整備を図る必要がある。

また、埋蔵文化財の発掘調査、出土品の収蔵・保管等の拠点となる施設の設置・整備に際しては、

発掘調査の成果を住民に還元できるよう、出土品の展示等の活用のための機能にも十分配慮することが必要である。

前記3, (2)の「埋蔵文化財センター」は、このような施設としても有効なものであるので、これを活用されたい。

また、出土品の広範な活用のため、その保管・管理や活用状況について、広報誌・コンピュータ利用の情報ネットワークなどを活用して情報発信を図ることについても配慮されたい。

5 出土品の整理の促進

上記のような出土品の区分、適切かつ合理的な保管・管理その他の取扱いを適正に行うためには、出土品の整理を行い、その内容等が的確に把握されていることが必要である。

各都道府県教育委員会においては、発掘調査が出土品の整理を経て報告書の作成をもって完了するものであることを十分認識し、現在未整理のまま収蔵されているものを含めて出土品の整理を促進すること、及び出土品の整理作業のための体制や施設の整備・充実を図ることについて、管下の市町村教育委員会その他の発掘調査を行う機関に対する指導を含め、配慮されたい。

6 出土品の国保有（「指針」5関係）

従来から、保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある出土品は、国で保有することとしてきたところである。

出土品の国保有については、これまで出土地の関係地方公共団体の協力を得て進めてきたところであるが、今後とも、全国的視野に立って協力するとともに、管下の市町村教育委員会の協力方につき配慮されたい。

なお、国で保有する出土品の選択基準は、従来どおりである。

7 出土品の地方公共団体等への譲与（「指針」6, 7関係）

(1) 地方公共団体への譲与の促進

従前から、国庫に帰属した出土品のうち国で保有することとしたもの以外のものについては、その発見者又は発見された土地の所有者（以下「発見者等」という。）が当該出土品に係る法第63条第1項の規定による報奨金の支給を受ける権利及び法第64条第1項の規定による譲与を受ける権利を主張していない場合、原則として、法第64条第3項の規定により、出土地を管轄する地方公共団体に譲与することとしている。

出土品の保存・活用は、各地方公共団体が、その管轄する区域内において発見された出土品の譲与を受け、その責任において行うことが最も適切であるので、各都道府県教育委員会においては、この趣旨に沿い、法第64条第3項の規定による譲与の申請手続きを進めるよう、管下の市町村教育委員会に対する指導を含め、配慮されたい。

地方公共団体への譲与について、当該出土品の発見者等が法第63条第1項の規定による報奨金の支給を受ける権利及び法第64条第1項の規定による譲与を受ける権利を主張していない場合に限ったのは、発見者等との間の無用の混乱を避けるためである。したがって、地方公共団体が出土品の譲与を受けようとする場合は、あらかじめ当該出土品の発見者等と連絡をとり、その了承を得おくことが必要である。

また、工事等に伴う発掘調査その他の場合で、発見者等が企業、個人、法人格を有しない遺跡調

査会等出土品の保存・活用を行うに適さないと考えられる者である場合には、調査に関する法第57条第1項の規定による届出又は工事の事業者との間の発掘調査に係る委託契約等の段階で、出土品について、発見者等としての権利を放棄する旨を確認する等、前記の取扱いを円滑にする措置について配慮することが望ましい。

(2) 発見者等への譲与

上記(1)による国保有又は法第64条第3項の規定による地方公共団体への譲与を行うことができない場合については、法第64条第1項の規定により発見者等に譲与することとなる。

なお、地方公共団体以外の組織が行った発掘調査による出土品について、当該組織が自ら譲与を受けたいことを希望する場合は、当該組織が法人格を有する場合に限り、出土地を管轄する地方公共団体が譲与を受けた上で、適切な保存・活用が確保されることを確認の上当該組織に貸与又は再譲与を行う等の措置を執ることとし、その後の保管・管理等についても当該地方公共団体の教育委員会が指導等を行うことが適切であると考えられるので、この趣旨に沿って指導されたい。

(3) 譲与の手続

法第64条第1項又は第3項の規定による出土品の譲与は、別紙様式1の「出土品譲与申請書」の提出に基づき行うこととしているので、譲与を希望する者に対し、手続きについての指導等に配慮されたい。

8 国が保有している出土品の貸付け（「指針」8関係）

国が保有している出土品については、従来から、その出土地等の適切な施設において保管・展示等を行うため、貸付けを行ってきたところであるが、今後も、地方公共団体、博物館、歴史民俗博物館、大学その他当該出土品の保存・活用を行うに適した者から借り受けたい旨の申し出があった場合は、次の事項を確認した上、物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和22年法律第229号）の定めるところにより、当該出土品を貸し付けることとしている。

- ① 借受けの目的が当該出土品の保存・活用にとって適切であること
- ② 当該出土品の保管・展示等を行うための施設・設備が整備されていること
- ③ 貸付けの期間中、当該出土品が適切な知識・技能を有する者により取り扱われること

貸付けは、別紙様式2の「物品（国保有出土品）借受け申請書」の提出に基づき行うこととしているので、各都道府県教育委員会においては、借受けを希望する者等に対し、その手続き及び当該出土品の貸付け期間中の取扱い等についての指導に配慮されたい。

(別紙)

出土品の取扱いに関する指針

〔平成9年8月13日〕
〔文化庁長官裁定〕

(出土品の取扱いの基本方針)

- 1 出土品の取扱いについては、次の基本方針に従い、適切に措置するものとする。
 - (ア) 出土品については、一定の基準に基づき、将来にわたり文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものとそれ以外のものとの区別し、その区分に応じて取り扱うこと。
 - (イ) 保存・活用の必要性・可能性があるとされた出土品については、その文財としての重要性、活用の状況等に応じて、適切な方法で保管・管理を行うこと。
 - (ウ) 出土品の活用については、広範な方途により積極的に行うこと。
 - (エ) 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第63条第一項の規定により国庫に帰属した出土品は、法第64条の規定により、出土品の保存のため又は効用からみて国において保存・活用を行う必要がある場合は国が保有し、それ以外の場合は地方公共団体等に譲与すること。
 - (オ) 国で保有した出土品については、その活用のために必要があるときには、地方公共団体等に対して貸し付けることができること。

(保存・活用の必要性・可能性のある出土品の等の区分)

- 2 将来にわたり保存・活用の必要性・可能性のある出土品とそれ以外のものとの区別は、その種類、性格その他の要素を勘案して各都道府県教育委員会が定める基準に基づき、行うものとする。

(出土品の保管・管理等)

- 3 出土品のうち前項の規定により将来にわたり保存・活用の必要性・可能性があるとされたものについては、その種類、性格、活用の状況等を総合的に勘案して、文化財としての価値が高く活用の機会が多いもの、文化財としての価値・活用の可能性が比較的低いもの等に区分し、それぞれの区分に応じた適切な方法により、適切な施設において保管し、管理するものとする。

保存・活用の必要性・可能性がないとされた出土品については、廃棄その他の措置を執ることができるものとする。

(出土品の活用)

- 4 出土品の活用については、博物館における展示・公開等のほか、学校教育における教材としての利用、住民に身近な施設における展示、研究活動における学術的な資料としての利用等広範な方途により積極的に行うものとする。

(国出保有する出土品の選択基準)

- 5 国庫に帰属した出土品のうち、次のいずれにか該当し、製作技術に優れ、類例に乏しく代表的であり、学術上又は芸術上極めて価値の高いものは、国が保有するものとする。

- (ア) 石器，骨角器等旧石器時代に属するもの
- (イ) 土器，土製品，石器，骨角器等縄文時代に属するもの
- (ウ) 土器，青銅器，鉄器，石器，木製品等弥生時代に属するもの
- (エ) 鏡，武器，武具，馬具，装身具，埴輪，石製品，土器等古墳時代に属するもの
- (オ) 瓦，貨幣，印章，仏像，経筒，骨壺，墓誌，陶磁器，木簡等歴史時代に属するもの

(譲与)

6 出土品のうち前項に該当し国が保有したもの以外のもので，その発見者又は発見された土地の所有者（以下「発見者等」という。）が当該出土文化財に係る法第63条第1項の規定による報奨金の支給又は法第64条第1項の規定による譲与を受ける権利を主張していないものは，法第64条第3項の規定により，その出土地を管轄する地方公共団体に対し，その申請に基づき，譲与するものとする。

7 出土品のうち前2項に規定する取扱いにより国が保有し，又は地方公共団体に譲与したもの以外のものは，法第64条第1項の規定により発見者等に譲与するものとする。

(国が保有した出土品の貸付け)

8 国が保有した出土品について，地方公共団体，博物館，歴史民俗資料館，大学その他当該出土品の保存・活用を行うに適した者から貸付けを受けたい旨の申出があった場合は，次の事項を確認した上，物品の無償貸付及び譲与等に関する法律（昭和22年法律第229号）の定めるところにより，当該出土品を貸し付けることができるものとする。

- (ア) 貸付けを受ける目的が当該出土品の保存・活用にとって適切であること
- (イ) 当該出土品の保管・展示等を適切に行うための施設・設備が整備されていること
- (ウ) 貸付けの期間中，当該出土品が，適切な知識・技能を有する者により取り扱われること

(附則)

9 出土文化財取扱要領（昭和55年2月21日文化庁長官裁定）は，廃止する。

(別紙様式1)

出土品譲与申請書

平成 年 月 日

文化庁長官 殿

[法第64条第3項による譲与の場合]

都道府県・市町村教育委員会教育長名

[法第64条第1項による譲与の場合]

発見者

発見地所有者

文化財保護法第64条〔第3項・第1項〕の規定により、下記1の出土品を下記2によって譲与を受けたいので申請します。

記

1 譲与申請出土品

- (1) 品名・数量
- (2) 発見の場所・遺跡名、発見の年月日
- (3) 発見者の氏名・住所
- (4) 発見された土地の所有者の氏名・住所
- (5) 文化財として認定された年月日

2 譲与申請の理由・譲与後の取扱い

- (1) 譲与申請の理由
- (2) 譲与後に保管する場所・施設及び保管方法
- (3) 保管責任者となる者の氏名・役職・連絡先
- (4) その他参考となるべき事項

※添付書類等

- ① 文化財保護法第60条による警察署長の提出書の写
- ② 発見の場所、発見の状況の概要を示す資料
- ③ 文化財保護法第64条第3項の規定による譲与の申請の場合は、発見者等が地方公共団体に対する譲与を了承していることを証する書面
- ④ 文化財保護法第64条第1項の規定による譲与の申請の場合で、発見者等が保存・活用のための施設等を有しないときは、譲与後にそれらの施設等を有する者に寄託する等により適切な保存・活用が確保されるものであることを証する書面（別添様式参照）

(別添様式)

出土品の保存・活用についての了解書

平成 年 月 日

発見者 ○ ○ ○ ○

発見地の土地所有者 ○ ○ ○ ○

譲与後当該出土品の寄託等を受けて

保存・活用する者 ○ ○ ○ ○

下記1の出土品を下記2のとおり〔 〕に〔寄託・譲与・譲渡〕し、保管・活用を行うことを了解します。

記

1 出土品の名称等

- (1) 出土品の名称
- (2) 発見地
- (3) 発見年月日

2 保存・活用の方法

- (1) 寄託を受けて保存・活用を行う者の氏名・住所〔機関の名称・代表者名・所在地〕
- (2) 保存・活用を行う施設の名称・所在地、規模・構造の概要
- (3) 保存・活用の方法等の概要

(別紙様式2)

物品（国保有出土品）借受け申請書

平成 年 月 日

文化庁長官殿

借受け申請者

氏名（又は機関の名称及び代表者）

住所（又は機関の所在地）

下記のとおり、物品（国保有出土品）を借り受けたいので、申請します。

記

1 借受け申請物件

- (1) 品名・数量
- (2) 発見地・遺跡名

2 借受け申請物件の使用計画

- (1) 使用（保管・展示等）の目的
- (2) 使用（保管・展示等）計画
- (3) 借受け希望機関（展示を行う場合は、その機関を付記すること。）
- (4) 使用（保管・展示等）場所の名称・所在地
- (5) 使用（保管・展示等）を行う建物その他の施設・設備の概要
- (6) 借受け品を取り扱う専門技術者の氏名・経歴
- (7) 借受け品の輸送方法

※添付資料等

- ① 保管・展示等を行う建物その他の施設・設備の概要及び図面
- ② 防災施設等の概要及び図面
- ③ 消防法令に適合していることを証する消防署の意見書
- ④ その他参考資料

20 出土品の保管について

平成15年10月30日 財記念第49号
各都道府県教育委員会教育長あて
文化庁文化財部記念物課長通知

文化庁では、平成6年10月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け、埋蔵文化財行政に関する基本的な事項について順次調査研究を行っており、平成15年10月20日に、同委員会より「出土品の保管について」の報告を受けたところです。

出土品の取扱いについては、同委員会より平成9年2月に「出土品の取扱いについて」の報告を受け、都道府県教育委員会に対し、「出土品の取扱いについて」の通知（文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長あて 平成9年8月13日付け 庁保記第182号）を行っております。各都道府県教育委員会におかれては、この通知を受けて、都道府県又は地域ブロックの取扱い基準を策定し、市町村教育委員会とともに出土品の広範な活用を含めた適切な取扱いを積極的に進めているところと承知しております。

本報告は「出土品の取扱いについて」報告に続くもので、近年、連続して埋蔵文化財の発掘調査に係る出土品・記録類の保管施設において火災が発生し、多数の貴重な出土品・記録類が焼失した事態を受けて、文化庁が平成15年2月に行った都道府県・市町村における出土品・記録類の保管状況や保管施設の実態を把握するための調査の結果を示すとともに、出土品・記録類の保管のあり方についての基本的考え方を示したものです。

出土品は我が国の歴史や文化を理解する上で欠くことのできない情報を提供する貴重な歴史的遺産です。本報告の趣旨を十分に御了知の上、出土品・記録類の適切な保管に努めるよう、お願いします。また、域内の市町村教育委員会に対しても本報告の周知を図るとともに、出土品・記録類の適切な保管が行われるよう御配慮願います。

21 文化財（美術工芸品等）の防災に関する手引

〔平成9年6月〕
〔文化庁文化財保護部〕

はじめに

文化財（美術工芸品等、以下「文化財」という。）は、地震・火山災害・風水害（台風・洪水・津波等）・火災など、多くの災害による損壊や滅失を免れて今日に至った文化遺産であり、さらに永く後世に伝えていくことは、国民共通の課題である。文化庁では、災害の多いわが国の状況に鑑み、文化財を災害から守るために長年にわたって保存施設の建設や防災施設の設置への助成等の施策を講じてきており、平成7年8月には『文化財公開施設の計画に関する指針』（文化庁文化財保護部編、以下「施設指針」という。）、平成8年7月には「国宝・重要文化財の公開に関する取扱い要項」を作成して、文化財の保存と公開に関する基本的な考え方を示してきた。

しかし、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災は、多くの人命を失わせるとともに、文化財に対しても甚大な被害を与え、文化財の防災について新たな問題を我々に提起することとなった。

文化庁は、今回の震災に際して、地方公共団体、博物館・美術館・資料館等の施設（以下「博物館施設」という。）、民間ボランティア団体等の積極的な協力を得て被災地の調査を行い、その状況を把握するとともに、被災した文化財に対する緊急の救援活動を実施した。その結果、災害に対する備えを十全なものとするため、文化財を保存・公開する施設等について立地環境の整備や耐震・免震性の確保が必要であるとともに、観覧者の安全等についての危機管理、文化財の収蔵・保管・展示に関する問題の科学的調査・研究を含めて、防災についての総合的な対策の必要性が判明した。

また、所有者や博物館施設等における日常的な防災体制についても再検討を行い、非常時に即応できる具体的な対策の確立が急務であることも明確となった。

わが国の災害は多様であり、防災対策はあらゆる状況を想定したものが必要とされる場所であるが、阪神・淡路大震災の経験から震災対策を確立することが急務であると判断し、総合的な災害対策を視野に入れつつ本手引をまとめた。

本手引の内容は、主として保存・公開時における日常の災害対策と、災害発生時における緊急の措置に大別される。前者は、阪神・淡路大震災での被災状況を分析して、地震に対する対策を中心に集約したものであり、これまでの災害対策に加えて、特に具体的に留意すべき点を示している。後者については、阪神・淡路大震災での対応を踏まえたものであるが、地震のみならず、風水害等の大規模な災害にも共通する内容を含んでおり、今後、広く地方公共団体、博物館施設、所有者等において、総合的な災害対策を考える際の参考に資するものである。

なお、本手引は『美術工芸品等の防災に関する調査研究報告書』（平成7・8年度文部省科学研究費補助金・研究代表 東京国立文化財研究所 西川杏太郎・中野照男）の成果の一部を反映したものであり、実験データ等については当該報告書を参照されたい。

第1章 文化財を災害から守る基本的な考え方

阪神・淡路大震災が文化財に及ぼした被害は、周知のように予想をはるかに越えるものであった。しかし同時に、この震災の経験を通して、文化財を災害からいかにして守るべきか、どのようにすれば被害を最小限に留められるのか、など貴重な情報を得るとともに、今後必要な対策について被災地の関係者と共に学んだ。

震災後に実施した被災地の調査、被災した博物館施設による諸報告、及び過去の災害に関する研究等を総括的に検討すると、文化財の被害の要因は概ね以下のとおりに分類することができる。

- (1) 移動・転倒・落下等による被害
- (2) 火による被害
- (3) 水による被害

このような被害には、収蔵設備や展示設備の不備等に起因する被害を含んでいることも念頭に置いた上で、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を確立することが必要である。なお、博物館施設や設備に関しては前記の施設指針を参照されたい。

地震等の災害から文化財を守るためには、日常的に所有者、あるいは博物館施設がそれぞれの立場において、防災に対する十分な認識を確立することが肝要であり、より現実的かつ具体的な対策を講じることが求められる。その際には、関係の専門家等の協力と支援とが不可欠であることは言うまでもない。

文化財の防災に関しては、次に掲げる3つの視点からの対策を確立することが急務である。

1. 収蔵・保管に当たっての災害対策の確立
2. 公開・展示に当たっての災害対策の確立
3. 災害発生時における緊急保存措置等に関する対策の確立

個人所有者、社寺、博物館施設等にあつては、後掲の第2、3、4章に示されている対策を基本として、それぞれの実状に即して具体的な対策を講じることが必要である。

第2章 収蔵・保管に当たっての災害対策

文化財の収蔵・保管のあり方は、所有者・施設等によってそれぞれの方法は必ずしも一律ではなく、文化財の材質や形状等によっても異なる。

従って、安全策を確保するには、収蔵・保管の形態や個々の文化財の材質や形状等を考慮して具体的な対策を検討するとともに、関係分野の専門家と協議して適切な対応を行う必要がある。

また文化財の保存環境や防火・防犯等の状況を考慮すると、その収蔵・保管の様態は概ね次のように分類される。

- (1) 収蔵庫等の施設で収蔵・保管する場合
 - ア 寺院、神社等の収蔵庫等での収蔵・保管
 - イ 博物館施設の収蔵庫での収蔵・保管

- (2) 寺院、神社等の堂塔や社殿などに仏像・神像等を安置している場合
- (3) 屋外で梵鐘、燈籠等を管理する場合
- (4) 個人所有者の自宅等で保管する場合

これらの場合の収蔵・保管上の留意事項は、それぞれ以下の通りである。

(1) 収蔵庫等の施設で収蔵・保管する場合

- ① 収蔵・保管施設は、建設地及び周辺環境等を考慮し、防火・防犯設備はもとより、耐震・免震性等を確保した構造であるものが望ましい。
- ② これらの施設は、収蔵する文化財を適正に保管できる床面積を確保することが望ましい。
- ③ 出入口の扉の周辺には、転倒するおそれのある文化財や器物等を置くことは避ける必要がある。
- ④ 停電した場合には、点検や復旧作業が極めて困難となるので、収蔵庫の全室や庫内に懐中電灯等の非常用照明器具を常備しておくことが必要である。
- ⑤ 丈の高い仏像や比較的大きな光背、あるいは近代彫刻等には、可能な限り養生を施して横たえる、支持具を設けるなどの対策が有効である。
- ⑥ 仏像の台座は、心棒が上下に貫通した本格的な蓮華座の免震性が高いことを参考にして、安全性の高い構造にすることが望ましい。また、台座各段が小さなダボでつながったものは、はずれやすく、像が転倒したり、飛び出したりすることが多いので、これを防ぐ処置が必要である。
- ⑦ 収納棚を設置する場合、奥行きのある木製の棚が望ましい。また、棚の移動・転倒防止策を講じる必要がある。
- ⑧ 棚から落下を防止するため、安全性・使い易さ等を考慮したストッパー等を設ける必要がある。
- ⑨ 木製の保存箱に文化財を収納して保管することは有効である。特に陶磁器・ガラス製品等の破損しやすいものは、保存箱に緩衝材で包んで収納するとともに、収納棚の低層部で保管するなどの配慮が必要である。
- ⑩ 保存箱を積み重ねることは避ける必要がある。また、考古資料を収納する整理箱を積み重ねる場合には、重心を低く保つ必要がある。
- ⑪ タンスやマップケースは、移動・転倒のないよう配慮するとともに、引出しが飛び出さないように常に施錠しておく必要がある。
- ⑫ 近代絵画等の額装品を収蔵・保管する場合には、移動ラック、ワイヤーの繋ぎ部分等の安全性を十分に確保する必要がある。Sカンを使用する場合には、形状・強度・取扱い上の安全性を十分に検討して選定する必要がある。
- ⑬ 民俗文化財等を収蔵パネル等に懸けたり、吊るして収蔵・保管する場合は、収蔵パネルが転倒しないように固定するとともに、資料の落下防止のため固く縛りつけるなどの対応が必要である。
- ⑭ 大型の民俗文化財や厨子等を梱包せずに保管する場合には、移動・転倒防止策として支持具等で固定することが有効である。

(2) 寺院、神社等の堂塔や社殿などに仏像・神像等を安置している場合

堂塔・社殿に安置されている仏像・神像等、礼拝の対象で嚴重な保護対策を講じることが困難なものについては、専門家と協議して支持具を設けることや立像の足等を検討し、転倒防止の対策を講じることが望ましい。

なお、建物内では燈明や線香などの火気を使用することが多いので、不燃材を敷くなどの防火対策が必要である。また、夜間無人となることもあるので、日常的な防犯体制を確保しておく必要がある。

(3) 屋外で梵鐘、燈籠等を管理する場合

① 梵鐘は、鐘楼自体の構造的強度を確保するとともに、落下防止のため鐘を吊り下げる金具の安全確保と強化を図ることが望ましい。

② 燈籠や石塔、あるいはパブリック・アート等の、屋外に設置された文化財は、転倒による損傷を防止するため、周辺に空間を設けるなどの整備措置を講じることが望ましい。

(4) 個人所有者の自宅等で保管する場合

所有者の居宅等で収蔵・保管するに際しての災害対策は、博物館施設・社寺の場合と同様であるが、特に保存箱に収納し、災害発生時に備えて、文化財の名称を明記しておく必要がある。

なお、所有者の意向に基づき、最寄りの博物館施設に寄託して保管することも望ましい方法である。

第3章 公開・展示に当たっての災害対策

近年、国民の文化財に対する関心の高まりもあって、博物館施設で文化財の公開活用が促進されている。このような施設においては、公開・展示される文化財を震災等から守るとともに、開館中の災害発生による人的被害を防ぐために、日頃からその対応について検討を進め、適切な措置を講じておく必要がある。

公開・展示は、文化財の置かれた状況や、その材質、構造等に応じて、展示ケースでの展示と、ケースを用いない、いわゆる「露出展示」が行われている。阪神・淡路大震災においても展示中の被害が多く、展示に当たっての具体的な対策とともに、ケースを含めた総合的な防災対策が必要であり、例えば、免震装置の導入等を検討する必要がある。

公開・展示に適したケースの選定、ガラスに関する対策、ケースの構造的な問題等の基本的事項については施設指針で言及したが、ここでは被災地の博物館施設の学芸員等あるいは保存科学の専門家等からの報告内容等を分析した結果を踏まえ、その基本的な対策について言及する。

1 展示ケースの構造に関する留意事項

展示ケースには、固定ケースと可動ケースの二種があり、展示品の形状・構造等を考慮して適切なケースを用いる必要がある。

展示ケースの災害対策については、以下基本的な事項について留意する必要がある。

① ケースのガラスは、展示品と観覧者の双方に対する安全性が求められることから、張り合わせガラスの使用、飛散防止フィルムの使用などが有効である。それぞれに経費、機能等の課題があるが、

各館の管理・運営の状況等を踏まえて適切に対応することが望まれる。

なお、耐震性や衝撃に対する安全性等を考慮するならば、ガラスの暑さは10ミリ程度を確保することが望ましい。

- ② ケース内天井にルーバーを設置する場合は、留金具を取り付けるなど、震動による落下防止対策を講じる必要がある。
- ③ 可動ケースの場合、地震発生時に床面を移動したために、結果として転倒を免れた事例もあるが、原則としては構造的に重心を低く保って、移動・転倒等に対する安全性を確保することが望ましい。
また、ケースの配置に当たっては、観覧者の安全に十分な配慮をする必要がある。
- ④ 特に奥行きが浅い可動ケースについては、ケース自体のバランスを、含めた総合的な転倒防止策を講じるとともに、配置場所についても十分配慮する必要がある。

2 公開・展示に際しての留意事項

博物館施設で公開・展示される文化財は、絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料、民俗文化財、近代の科学技術に関する機械類など幅広く、多種多様であり、その材質・形状なども様々ではない。展示に際しては、必要に応じて、展示台や支持具などを用いるなど、それぞれの展示品に即した適切な展示が求められることは言うまでもない。例えば、額装の近代絵画や彫刻作品等、大型の民俗文化財あるいは機械類等の場合は露出展示されることが多いが、これらはケース内展示とは対応の仕方も自ずから異なってくる。

また、最近、文化財をケース内の床や展示台に固定するワックス等の固着剤の使用が見られるが、例えば、陶磁器、土器等に使用すると、底面に付着して除去できなくなったり、表面を剥離させる危険もある。従って、その使用に際しては、展示品の材質等を念頭に置いた対応が必要である。

さらに、展示室の天井や壁などに取り付けられた証明機器等や空調設備等を点検し、脱落等のないよう安全策を講じる必要がある。

(1) ケース内展示の場合

- ① 転倒によって他の展示品に損傷を与えないため、展示空間を考慮し、個々の展示品との間隔を十分に確保する必要がある。
- ② 展示台を使用して展示を行う場合は、展示台自体の移動を防止するとともに、展示品の材質・形状等を考慮して対応する必要がある。
特にガラス板やプラスチック板は、展示品の材質によっては滑ることが多いので、台の床面は摩擦力の大きい素材とすることが望ましい。
なお、上下に展示棚を設置したり、ひな壇式にするなどの展示は、上段の展示品の落下により下段の展示品をも損傷させる危険性が高いので好ましくない。
- ③ 卷子等（絵巻、文書、地図等）を傾斜台に展示する必要がある場合は、台の移動の防止策をとるとともに、傾斜角度を水平角30度以下に抑えるなどの配慮が望まれる。
- ④ 屏風の展示は、ケース内の壁に平らに立てて展示する方法と、屈曲したまま立てて展示する方法の二通りがとられているが、それぞれの場合に応じた屏風留めで固定する必要がある。
- ⑤ 彫刻の立像を展示する場合は、展示空間を確保するとともに、像の足等の安全性に留意する必要がある（前掲第2章(1)⑥を参照）。
- ⑥ 工芸品等の支持のためテグスを使用する場合は文化財を傷めないよう、また、テグスの切断の

防止を考慮し、その懸け方と結び方を工夫するとともに、テグスを張る方向に対して鋭角に釘を打って固定する必要がある。

また、テグスを有効に使用するためには、展示品の重量を勘案してテグスの太さを選び、展示が長期間に及ぶ場合には定期的に交換する必要がある。

- ⑦ 陶磁器類の壺等の展示に際しては、テグスで固定するだけでなく、鉛玉や砂を入れた布袋を内底部に置き、重心を下げるのが有効である。
- ⑧ 土器等の立体物の展示に際しては、安全性を確保した支持具の使用が有効である。

(2) 露出展示の場合

- ① 適切な展示場所を選定するとともに、特に重量物については周辺の空間を十分に取り、移動や転倒によって観覧者に危険が及ばないようにすることが必要である。
- ② 額装の絵画等を展示するに際しては、次の点に留意する必要がある。
 - ア ピクチャーレールに使用するフックは、落下防止のために固定可能なものを使用する必要がある。
 - イ ワイヤーについては、展示物の重量・形態を十分考慮して、太さや本数を決める必要がある。
 - ウ フックの落下防止としては、受けの深いフックを用い、文化財の直上のワイヤーを壁に固定することが有効である。
- ③ 構造・形状等が多種多様な近・現代の立体作品の展示は、観覧者の安全確保と転倒・落下防止の対策を、展示場所や展示台を含めて総合的に検討する必要がある。
- ④ 大型の漁船や民俗文化財及び近代の機械類等の展示に際しては、移動を防止するため支持具等で固定するなどの配慮が必要である。
- ⑤ 民俗文化財等を展示パネルに懸けて展示する場合は、パネルが転倒しないように配慮するとともに、脱落しないよう緊結する必要がある。なお、ケース内に展示する際も同様である。

第4章 災害発生時における緊急の保存措置等に関する対策

災害による文化財の被害は、災害の種類により、また文化財の材質・形状等によって異なり、緊急的な保存措置等についても、将来の本格的な保存修理の方針や今後予測される新たな災害への対策等をも視野に入れた柔軟な対応が求められる。

特に各自治体や博物館施設では、文化財が各地域の歴史や文化を物語る貴重な遺産であるという認識のもとに、日頃から所在台帳や写真等を整備するなど、保存の現状を把握しておくことも必要である。

災害発生時には、まず文化財の所在場所や被災の実態を写真・ビデオ・図示等での確かつ詳細に記録するとともに、その保全に関しては、取扱いや保存の知識のある学芸員等が中心となり、関係団体を含めた幅広い協力によって対応することが望まれる。その際、倒壊したり倒壊の危険性のある建物から、文化財を安全性が確保された他の施設等に一時的に避難して保管することも対応策の一つである。

災害による文化財の被害の中でも、とりわけ火や水による損傷は早急かつ適切に対応しなければならず、専門家と十分に協議して対応策を決定する必要がある。

なお、火、水等による損傷が生じた場合の緊急の対応については、東京国立文化財研究所又は奈良国立文化財研究所に連絡し、助言を求めることが望ましい。

① 転倒、落下等によって損傷した場合

損傷の状況を写真等で記録した上、破片等を慎重にもれなく集めて袋や箱などの容器に固体別に収納して保管するとともに、容器には破損した文化財の一部であることを明記しておく必要がある。

② 火によって損傷した場合

素材が非常に脆くなっている場合が多いので、原則として手を触れることなく、その取扱いについて早急に専門家の助言を求める必要がある。煤、汚れなどを清掃することは避けるべきである。

③ 水によって損傷した場合

水を含んで重量が増加し構造的に弱くなっているため、注意しながら取り扱いに便利な場所へ移動する。その後はカビの発生に注意しながら、低温の環境を保つ必要がある。

その際、並行して汚れや泥を落とし、水分を除去する必要のある文化財もあるが、材質によってその扱いは一様ではないため、専門家に相談するなど対応が必要である。

④ 損壊した建物等から文化財を搬出し、他の施設に移動して保管する場合

ア 搬出作業を円滑に行うために、日頃から次のような点について留意する必要がある。

a 必要な備品・資材を十分に準備する。特に梱包資材のように大量に必要とするものについては、地方公共団体や博物館施設に常備しておき、災害発生時には被災地周辺から集中的に投入できるような体制を作っておくことが望ましい。

b 搬出後に適当な一時保管場所を確保する。

イ 搬出作業の実施に当たっては、あらかじめ現場の下見を行う必要がある。その際、作業者の安全と、搬出の必要がある文化財の現状及び搬出の経路を確認し、効率的に作業が行えるように交通輸送手段、建物への進入手段、搬出した文化財や資材等の置き場などを確保する。

ウ 搬出時には、被災した文化財の取扱いに慎重を期しながら、その員数を確認し、写真等でその現状を記録する。

エ 搬出や一時保管に当たっては、所有者の同意を得るとともに、財産権やプライバシーを損なうことのないよう留意し、当該の地方公共団体等の職員が立ち会って、預り証等を渡す必要がある。

22 文化財の生物被害防止に関する日常管理

[平成14年3月31日 文化庁文化財部]

はじめに

虫やカビによる文化財の生物被害は、光などによる劣化にくらべて進行が速いため、文化財の保存上、その防除は重要である。南北に長いわが国の大半の地域では、夏の気温が高く湿気が高い。そのため昔から虫やカビの有無を点検し、その被害を防ぐための曝涼が行われてきたが、博物館を中心としておよそ20年ほど前から臭化メチルが燻蒸剤として広く用いられるようになった。しかし「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書締約国会議」で、臭化メチルはオゾン層を破壊する物質として、先進国では2005年1月に全廃されることが決まり、既に1991年を基準値として臭化メチルの生産および消費量は削減されつつある。

ところが現在我が国では、臭化メチルと酸化エチレンとを混合した薬剤が文化財の殺虫・殺菌剤として広く用いられている。特に多くの博物館施設においては、この薬剤を使用した燻蒸が毎年定期的に実施されてきた。しかし薬剤の人体に対する毒性や環境汚染の観点から、従来の薬剤による駆除中心の害虫対策は変革していかざるを得ない。これからは文化財分野でも、薬剤を用いた駆除だけに頼るのではなく、害虫の侵入を防ぐ防虫網の導入や、実態を把握するためのトラップ（わな）の使用のほか、害虫の生態を利用した防除方法などを併用して予防策を講じるとともに、殺虫・殺菌処置もできる限り薬剤を使用しないよう、文化財の材質や種類によって様々な方法を使い分けていかなければならない時期にきている。

本手引は、臭化メチル全廃へ向けて、今後の生物被害対策の在り方について述べるとともに、施設や資料の管理、生物被害発見時の対処方法等について留意すべき点を示している。今後広く地方公共団体、博物館等施設、大学、図書館、文書館、社寺等において、生物被害対策を立てる際の参考に資するものである。

第1章 基本的な考え方

地球環境の保護と人間の健康への配慮は、近年の世界的な動きであり、文化財保存の分野もその流れに沿って変化している。すなわち、これまでは文化財に被害が生じてからその対策を講じる、いわば駆除や処置中心の考え方であったものが、被害を未然に防ぐ予防対策を中心とした考え方になってきている。虫菌害に対しても殺虫・殺菌中心の考え方から、有害生物を施設内に入れず、カビも生育させないようにして、被害が発生した場合でも、できるだけ地球環境や人間の健康に配慮した駆除方法を採用していく考え方に移行しつつある。最近、文化財の分野でもIPM（Integrated Pest Management、総合的有害生物管理）という言葉が用いられているが、この方法は昔から伝統的に行われてきた曝涼をはじめ、あらゆる有効な防除手段を合理的に併用し、生物被害低減を目指して有害生物の個体数を低減させていくための管理システムであるといえる。

これからの生物被害対策においては、IPMを根幹とした計画的かつ積極的な保存方法への転換を図り、次にあげる点を日頃から実行・整備していくことが重要である。

(1) 被害歴の集積と整理

- (2) 施設の日常点検と清掃
- (3) 文化財の日常点検
- (4) 文化財の管理体制
- (5) 組織内外での研修
- (6) 専門家を含む外部との協力体制

以上のほか、2005年1月の臭化メチル全廃に向けて、生物被害対策について正しい知識を持った保存担当者を各館に配置することが必要である。また、燻蒸設備を所有している施設では、代替法に対応可能な設備に転換するとともに、従来の燻蒸予算を生物被害予防のための予算として充実させ、弾力的に運用していくことが必要である。

第2章 有害生物について

生物による被害（以下、生物被害）の大きな特徴は、生息条件が合えば次々と繁殖し、被害が急速に増大する点で、そのため早期発見が極めて重要である。

生物の生息には、水（湿気を含む）、食物、空気、湿度そして光などの、ある一定の生息条件が必要である。その条件は生物により様々であるが、一般に高温多湿を好み、通気性が悪く目の届きにくい場所で繁殖するケースが多い。生物被害の予防とは、生物が生息しにくい環境を作ることにより、まず初めに有害生物とその生態について正しく理解することが重要である。また生物はいずれも食物連鎖で相互に関係があり、文化財に対して害をなさない生物であっても文化財害虫等の餌となることがある。

1 文化財を加害する昆虫（文化財害虫）

文化財害虫は、大別すると、「文化財の外部で生息して加害する昆虫」と、「一生の大半を文化財の内部で過ごして加害する昆虫」に分けられる。日常管理の上で、前者に対しては収蔵室内への侵入を防ぐ手段を講じること、後者に対しては、早期発見・対処法の設定が重要である。成長過程で幼虫・蛹・成虫と変態する昆虫の多くは、幼虫と成虫とで住む場所・食性が変わる場合が多く、そのため発見・駆除の仕方も異なる。

2 カビ、腐朽菌類

カビの胞子は粉塵とともに浮遊するが、乾燥に強く、栄養分の存在と多湿の条件で発芽し菌糸体を作り周辺に生育場所を広げる。種類によって生育に適した湿度の領域が若干異なる。カビは発生した場所から養分を摂取し、あるいは酸や色素を出すなど結果的に材質も変質させるので、文化財自体に発生したカビはできるだけ早く殺菌・除去しなければならない。また、文化財以外の場所に発生したカビも他の生物の栄養源となるため、同時に処置する必要がある。

屋外環境の場合、常に水を含んだ環境では、木材腐朽菌、コケ・藻類のほか、地衣類なども繁殖する。また室内でも湿っていて通気の悪いところでは、バクテリア等が繁殖し悪臭が生じることがある。

3 その他

動物、例えばネズミやハト・カラスなどの鳥類も文化財を食害したり汚損するケースがある。また昆虫や動物死骸、その糞・巣を放置すると、カツオブシムシ等の文化財害虫の繁殖拠点になることがある。とりわけネズミは、建物や電気コード等設備を食害するほか、その死骸や巣は二次的な文化財被害の原

因となる。

上記のように文化財を加害する生物の種類は多いが、なかでも害虫とカビによる被害が多いので、以下主に虫菌害について述べる。

第3章 総合的有害生物管理

1 日常の予防システムの確立

予防システムは、施設の状況に応じて優先順位を定め、段階的に確立するようにする。そのためには計画的な視野に立った日常的活動が最も必要である。そのような活動を継続的かつ効率的に行うためには、組織全体として取り組むとともに、活動の要となる担当者の配置および施設管理担当者の協力が必要である。その担当者は、その組織における保存業務全般に精通していることが望ましい。

また目通し・風通しなど、伝統的な保存・管理方法を適切に評価し取り入れることは今後とも必要である。

(1) 被害歴の分析と施設の把握

日常管理の取り組み方は、それぞれの組織・設備などの状況に応じて決めていかなければならない。そのため、以下の2つのことが重要である。

① 被害歴の分析

どんな被害がどういう条件でどのくらいあったのか、過去にさかのぼり生物被害の記録を整理する。また、日常的にこれらの情報をどう集約し蓄積していくかという方針も合わせて必要である。逆に、どうして被害が生じなかったのか調べておくことも、保存環境を改善していく上で有効である。

② 施設の点検と現状把握

文化財を加害する恐れのある生物の侵入を阻止し、また繁殖を拡大しないために、施設の区画ごとの適切な管理が必要である。施設を外周、外周と直接接している区画、文化財を収蔵している区画および緩衝帯となる区画に分け、外周から文化財収蔵区画に向けて、より害虫の侵入しにくい構造とし、適切な構造・設備・体制を備えるよう計画する。施設・設備を以下の観点から見直し、現状を正しく把握する。

ア 外周（施設の周囲）

- a 生物の繁殖に水の供給は不可欠なので、池からの漏水、雨樋の始末、配水管の破損などに注意する。
- b 施設周辺や樹木への営巣、生物死骸の放置は、害虫の繁殖を助長する。
- c 建物近くの植栽から害虫が移動したり、周辺の薬剤散布で害虫が移動することもある。
- d その他、立地条件によって特殊な環境には独自に注意する。

イ 外周と接する部分（建物の内外両面）

- a 生物の侵入経路となる通風孔、壁の亀裂や建具の隙間の有無を点検する。
- b 生物の繁殖に適した水の供給源となる結露、雨漏りの有無を点検する。
- c 餌となる廃棄物（ごみ）の放置を避け、その集積方法、処理方法についても工夫する。
- d 外部に漏れた照明光で虫が誘引されていないか確認する。
- e 直接の害虫侵入を避けるため、外部に直接通じる扉の開け放し頻度を調べる。

ウ 外周と文化財収蔵区画との緩衝区画（建物内部）

- a 害虫やカビは通気の悪い場所で繁殖することが多いので、空気流通の悪い場所を確認しておく。
- b 害虫やカビの繁殖を防ぐため、顕著に湿度の高い場所の有無を確認する。
- c 虫菌害の早期発見のため、職員の目の届きにくい場所を確認し、見回りの方法について点検する。
- d 害虫の移動を遮断するため、食物が持込まれる区画と文化財収蔵区画との区切りについて、遮断が十分かどうか検討する。
- e 食物が持込まれる区画内の冷蔵庫、水場、廃棄物処理設備などの、衛生管理面を検討する。
- f レストラン、食堂などの定期的な薬剤散布に伴い害虫が移動することもあるので、散布の日程や移動の方向を把握し適切に遮断する。

(2) 施設、運用方法の改善

不用意な水の供給、通気の不良、目の届きにくいところ、さらに施設の点検の際に明らかになった問題点など、施設や運用方法等に関して改善可能な項目は、施設管理担当者と協議の上速やかに改善する。速やかに改善できない設備的な項目は、文化財への影響を把握して、順次改修計画を検討する。

(3) 日常管理

日常管理として、観察と清浄な環境作りが必要である。

① 全職員による日々の観察

生物被害の早期発見のために、全職員の協力が重要である。例えば虫を見つけた時は、小瓶などの容器に採取し、日時・場所等の記録を付記した上で担当者に提出するなどの方法について、全ての職員に周知徹底する。担当者は常にこれらの情報を集約して分析し、その施設の状況を把握する。

② 個体調査方法

観察を補うためにはトラップ法（捕獲器を使用する方法）が有効である。トラップ法にも各種のものがあるので使用方法を検討し、適切な種類を選択して設置しなければならない。トラップ法は生息数を連続して監視していくために有効で、何時どの場所でどんな種類の虫が何匹発見されたか、成虫か幼虫か、どこに向かって移動しているかなど、わかる範囲で一定の書式で記録して集積することが必要である。例えば、施設の平面図に棚などの配置も書き加えると、虫の隠れやすい場所を想定しやすく、また捕獲数量を図中に書き加えていくと調査結果の比較検討もできる。

③ 文化財の点検

収蔵品は定期的に点検しなければならないため、組織全体で計画的に取り組む必要がある。

点検の際には、まず周囲をよく観察し、虫の脱皮殻や糞、虫粉（糞とかじり屑）がおちていないか、カビや染みが新たに発生していないか確認する。生物の生存が疑われる場合には、発見時の初期対応と同様の見直し及び処置が必要である。なお、文化財の材質や構造により利用できる生物被害処置方法が異なるので、日常から材質などを把握しておかなければならない。

また、外箱や収納箱などが被害を受けている場合もあるので、文化財と同様に点検し、適宜処置する。

④ 清浄な環境

表面に付着した手垢や汚れ，また室内に堆積する埃などは，カビやダニの栄養源となるため，文化財が置かれる空間は清浄でなければならない。

定期的に清掃することはもちろん，文化財自体に堆積する埃も，その文化財に応じた安全な方法で対処する。収納に使用される敷物，覆い類，また，文化財を扱う者の使用する白手袋なども洗濯できるものは定期的に洗浄する。

⑤ その他の環境の整備

ア 温湿度の制御

温湿度の制御は生物被害予防にとって重要であり，保存箱や調湿剤の利用も相対湿度の制御に有効であるが，除湿器の導入も含めて特に高温多湿の状況を避けるよう注意を払うべきである。

イ 適切な防虫剤の使用

進入路の遮断なども含めて設備的に予防が難しい場合，適切な防虫剤の使用は害虫の侵入を阻止する上で有効である。使用する防虫剤は，文化財材質への薬害を勘案して選択する。

ウ 新しく収蔵する文化財の取扱い

文化財とともに害虫が侵入することを防ぐ必要がある。文化財の外部に生息する虫は，受け入れ時によく点検し，確実に除去する。しかし，卵や内部に生息する虫などは発見が難しいため，原則として発見時の初期対応と同様に扱う。また虫害の痕跡がある場合も，原則として発見時の初期対応を参考に隔離して対処する。

エ 切り花等の持ち込み

文化財のある区画に，切り花・鉢植え等の花を持ち込むことは，文化財害虫の誘引となるので危険である。観葉植物の持ち込みも，水の始末に注意し，害虫の繁殖場所とならないように落葉の除去などの手入れをする。

(4) 研修・普及

生物被害を理解して適切に対応するため，全職員への研修と情報の普及が重要であり，そのための研修プログラムを計画する。

研修プログラムとして二段階が考えられる。第一に，担当者には専門家としてより深い生物被害に関する知識と実践経験が必要なので，その能力を培う研修プログラムがまず必要である。

第二に，担当者が提供する情報および計画を，全職員に周知徹底させることである。有害生物などについて，全職員がある程度の知識と監視の意識を持つよう，施設内で害虫のカラー写真や被害状況の写真などを常にポスターなどで掲示することなど，知識の普及のための工夫が必要である。また同時に，虫を発見した時の連絡先や記録方法を周知徹底させる。

2 発見時の対処

(1) 初期対応

文化財に生物被害が発生した場合，または生息のおそれがある場合は，すみやかな対応が必要である。そこで加害生物が文化財に生息しているのか，建物に生息しているのかを見極め下記の対応を行う。また発生時の諸条件は，できるだけ詳細に記録する。

また，日頃から生物被害の発見時に備えて，施設内に隔離できる場所や，隔離のための資材を確保し，経験を積んだ者，あるいは専門家など，緊急の場合でも相談できる相手を確保しておくことが望ましい。

① 文化財に生息している場合

文化財から虫粉や脱皮殻などが発見された場合は、生息の恐れのある場合も含めて、直ちにその文化財を隔離しなければならない。その文化財をポリエチレン袋などに入れ、さらに他の文化財から離れた場所に移動させ数日観察することが望ましい。観察に必要な期間は、文化財の材質、およびその新旧、それまでの環境、季節や虫の生態と密接な関係があるため一様ではなく、期間の決定には経験を積んだ者、あるいは専門家に相談することが望ましい。

② 建物に生息している場合

生息している範囲を見極め、害虫の移動・拡大を防ぐためにその範囲を直ちに封鎖する。この時、その範囲にある文化財で生息の可能性の低いものは、個別に密閉可能な入れ物に封入して、他の場所に移動・観察することが望ましい。

(2) 対応（調査）

すみやかな初期対応の後、下記のことについて正確に調査する。専門知識が必要とされる部分は、経験を積んだ者、あるいは専門家と相談することが望ましい。

① 発生した加害生物の種類と同定と生態

② 生息している文化財の材料、構造（建物の場合は、その材料、構造、他区画との共有部分の有無など）

(3) 処置

処置の方法は、文化財の材質や構造および生息する生物の種類や生態によって異なる。どのような処置法をとるにせよ、文化財への影響を考慮し、繰り返し行うことは避け、過度な処置にならない適切な方法を選択することが必要である。処置法の選択には経験者あるいは専門家と相談することが望ましい。

① 日常の予防システムの見直し

害虫を死滅させても、加害生物を発生させた条件が変わらなければ再発生の可能性が高いので、まず侵入経路の発見に努め、遮断方法を検討する。またカビについては、孢子の飛散数を減らし、温度・湿度の条件を改善することで繁殖を制御することができる。

発生した加害生物の種類や条件によっては、防虫剤の使用や餌・水の供給の遮断など、予防システム上の方策で対応できる場合もある。

② 殺虫処置等

殺虫処置はいずれの方法も、実行に際し文化財や人体への影響、効果、そして地球環境への配慮など、詳細な検討が必要である。

「一生の生活の大半を文化財の内部で過ごして加害する昆虫」に対しては、文化財に直接適用できる方法を選択する。薬剤を使用しない方法として低酸素濃度処理や炭酸ガス処理・低温処理があり、薬剤を使用する方法として燻蒸処理や蒸散性薬剤・忌避剤の使用がある。

高温処理や薬剤の吹き付け・塗布処理等、各種資材や建物などの「文化財の外部で生息して加害する害虫」に対してのみ適用可能な方法もある。直接文化財に接触する梱包資材などの処置については、資材などから文化財への再汚染を防ぐため、薬剤を使用しない方法を選択することが望ましい。

カビの処置には燻蒸剤やエタノールなどを用いる場合もあるが、殺菌目的・防黴目的の薬剤がある。なお、殺鼠剤（毒餌など）は動物死骸を放置させることになるので使用しない。

(4) 殺虫処理法

① 薬剤を使用しない方法

ア 低酸素濃度処理

酸素濃度を0.3%未満の酸欠状態にして害虫を窒息させる方法。脱酸素剤によって酸素を除去する方法や、窒素などで置換させる方法がある。大型木造文化財では殺虫効果が劣る。

イ 炭酸ガス処理

60容積%以上の炭酸ガスで直接殺虫する方法。

ウ 低温処理

-20~-40℃で、害虫を死滅させる方法。

エ 高温処理

55~60℃で、殺虫する方法。材質への影響が大きいため、文化財自体への適用は難しいが、洗浄の難しい敷物、布団あるいは梱包資材などに有効である。

② 薬剤を使用する方法

ア 燻蒸処理

いずれのガスも人体に極めて有害であるので、ガスの取り扱いには十分注意する。また使用に際しては取扱免許を持った技術者が必要である。致死率は一番高い。残効性はないので、予防システムの見直しは不可欠である。殺菌効果のあるガスもある。

イ 蒸散性薬剤の使用

通常、防虫剤として使用されるが、ある濃度以上を密閉空間で使用すると殺虫効果もあるものもある。一部の薬剤は人体にも文化財材質にも有害なので注意する。

ウ 忌避剤の使用

害虫に対して忌避効果のある薬剤を散布（噴霧）または塗布しておき、害虫の侵入・加害を防ぐ方法である。建造物文化財などの表面に直接散布させる場合は文化財に薬害を生じるおそれがあるので十分注意する。

3 定期的な予防システムの見直し

文化財の生物被害予防システムは、地域の風土や文化財の構造・材料、また管理体制などに深く関係している。また経験的要素が多いことから、システムの定期的な見直しをする必要がある。そのためには被害歴や生物調査の結果を常に集積し、時にそのデータをもとに再評価し見直す。その際には外部の経験者あるいは専門家にシステム自体を評価してもらうことも有効である。

但し職員の過度な作業負担は作業の長期的継続を困難にするので、より合理的な方法を常に模索し、より良い予防システムの確立をともに目指すべきである。

第4章 各環境の特記事項

1 博物館、美術館の特記事項

(1) 企画展示室

企画展示場荷解き場などはさまざまな環境から文化財が集まり、生物被害の伝播を受けやすい環境である。このため監視員を含めて全職員が常に注意を払う必要がある。借入れた文化財は、借入時、返却時の点検とともに、借用期間中の継続した観察が必要である。展示室内で文化財の内部に生息する虫が発見された場合は、同一の空間に展示されていた文化財の所有者にその旨を伝え、記

録の受け渡しとともに対応を協議することも必要である。

(2) 展示用造作物

造作物（仮設壁，仮設ケース，展示台など）の資材は，木材害虫を内包している場合がある。また仕上げ工程での水分の供給や乾燥不足から，カビの発生を助長することもある。資材をよく吟味すると同時に，十分に点検できるよう日程に余裕をもって作成する必要がある。

(3) 梱包剤

梱包剤など移動用の資材の生物被害・汚損などについても留意しなければならない。移動後すぐに，梱包材料を館蔵品と同じ場所に収納することは避ける。

2 文書館，図書館の特記事項

古文書，公文書，図書などは，用紙，装丁などの材料と製造技術も多様であり，また印刷技術にも同様のことがいえる。また実物の閲覧，調査・研究など長期間にわたる公開機会が必要な点に特徴がある。多量に収蔵されている場合も多く，害虫・カビなどの侵入・繁殖を発見しにくいいため，予防に重点を置く必要がある。

多量の資材を一時に受け入れる場合は，点検時の捕殺が困難であるため，殺虫処理後に収納することが望ましい。また実物の調査・公開の場所は，害虫の侵入・誘引を避けるために，窓には防虫網戸を設置するとともに，飲食を避けるべきである。また調査中におけるカビ孢子などの飛散を抑制するためにフィルター式の空気清浄機が有効である。閲覧利用に当たっては手洗いを励行する必要がある。

資料は保存用の梱包に封入するなど防塵を心がけるとともに，定期的な観察が必要である。段ボール箱に納入して恒久的に積み上げる過密な収納は，通風が悪く，害虫の繁殖を助長するため，避けるべきである。

文書資料は材質が多様であり，なかでもジアゾや青写真・写真等は臭化メチル燻蒸する場合，悪臭が発生するため避ける必要がある。また，材質によっては，殺虫・防虫処理により薬害を受ける可能性があるため注意する。

3 木造建築物の特記事項

多湿の気候風土のわが国では，木造建造物の場合は約100年に一度大修理が行われ，この間にも檜皮・柿葺屋根では約30年，瓦葺では約50年ごとに葺替が行われる等，定期的な修理サイクルで文化財建造物を守っている。しかし日照不足，通風不良，排水不良や周辺環境の悪化などによりしばしば虫菌害が発生し，建造物の強度を著しく低下させるため，日常の点検やこまめな修理・管理が重要である。特に台風や大雨の後には必ず点検するよう心がけるとよい。

社寺などの木造建造物においては，被害を受ける前に適切な防蟻・防腐処理を施しておくことが望ましい。

(1) 周辺環境

草木の繁茂，樹木による日光の遮断に留意する。特にシロアリの侵入と繁殖の根源となる倒木・切株などは早めに撤去する。

(2) 外周

草木の着生や，雨樋のオーバーフローを避けるため，屋根・雨樋に溜まった落葉・泥土は早めに除去する。

カミキリムシやハチなど，穿孔あるいは汚損する害虫の飛来は早期に発見することが必要で，木

部や土壁などを点検する。

床下での害虫の繁殖予防のため、通風乾燥を促進し、床下に物品を収納することは極力避ける。
やむをえず雪囲いなどを収納する場合は、収納前に高温殺虫など適切な処置を行う。

(3) 内部

寺社などの供物・供花の放置は害虫の誘引や繁殖を助長するため、適切に処置する。

文化財の周辺の清掃についても、害虫の早期発見のため、またカビの生長を低減するために、定期的に行うことが望ましい。

通風により害虫やカビの繁殖を制御できるので、仏像は背面は壁から距離を離して安置することが望ましい。

資料

1. 相談先一覧

文化庁文化財部美術学芸課

〒110-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2 電話 03-3581-3632 FAX 03-3580-0443

<http://www.bunka.go.jp>

東京都国立文化財研究所保存科学部

〒110-8713 東京都台東区植野公園13-43 電話 03-3823-4871 FAX 03-3822-3247

<http://www.tobunken.go.jp>

(財)文化財虫害研究所

〒160-0022 東京都新宿区新宿2-1-8 日伸第4ビル6F

電話 03-3355-8355, 03-3355-8356 FAX 03-3355-8356

2. 参考文献

文化財害虫辞典，東京国立文化財研究所，2001年3月，印刷中

木川りか他，文化財の生物被害対策の現状－臭化メチル燻蒸の代替対応策について，文化財保存修復学会誌，44巻，52-69（2000）

木川りか他，今後の文化財の虫害対策，文化財の虫菌害，40号，3-14（2000）

三浦定俊，臭化メチルの使用規制について，文化財の虫菌害，38号，3-8（1999）

三浦定俊，臭化メチルの使用規制と博物館・美術館等における防虫防黴対策の今後，月刊文化財，414号，41-45（1998）

文化財の虫菌防除概説，(財)文化財虫害研究所，平成3年

3. 通知通達

庁保伝第80号

平成10年4月24日

各国立博物館長

各国立美術館長

各国立文化財研究所長

各都道府県教育委員会

殿

文化庁次長 遠藤昭雄

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第20条第1項の規定に基づく

特定物質の排出抑制・使用合理化指針の一部改正について（通知）

この度，別添のとおり，「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第20条第1項の規定に基づき特定物質の排出抑制・使用合理化指針の一部を改正する件」が，環境庁・通商産業省告示第1号として平成10年3月26日に官報告示されました。

文化財は害虫の餌及び生息場所として加害されやすいため害虫の被害が甚大であることなどから、我が国の美術工芸品、建造物等の文化財の害虫を駆除するための燻蒸に際して臭化メチルが広く使用されてきました。

一方、臭化メチルは人の健康の保護及び生活環境の保全の重要性に鑑みて、その排出の抑制及び使用の合理化が図られています。昭和60年にオゾン層を守るための世界的な枠組みを定める「オゾン層の保護のためのウィーン条約」が、62年に同条約に基づいて特定フロン及び特定ハロンの削減を定めた「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」がそれぞれ採択され、また、我が国においては63年4月に同条約及び同議定書を批准するとともに、その実施のため、同年5月に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」（昭和63年法律第53号、以下「オゾン層保護法」という。）が制定され、臭化メチルを含む特定物質の使用が制限されています。具体的には、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第23条第1項の規定に基づき、特定フロンの排出抑制・使用合理化指針を定めた件」（昭和64年環境庁・通商産業省告示第2号、以下「指針」という。）により、特定物質を業として使用する者が特定物質の排出抑制及び使用の合理化に関する自主的な努力を行うために必要な特定物質の排出抑制・使用合理化のための措置が定められてきたところです。

今回の指針の改正に伴い、指針の具体的対策として、新たに、検疫燻蒸その他の消毒施設に燻蒸対象物質を搬入して行う燻蒸用の特定物質に係る排出抑制・合理化対策等が盛り込まれたことから、文化財燻蒸についても、今後より一層の特定物質の排出の抑制及び使用の合理化のための具体的対策を講じていく必要があります。

このため、今後は下記の事項に十分留意の上、貴機関における臭化メチルの排出の抑制及び使用の合理化の徹底等について遺漏のないようお取り計らい願います。

記

- 1 貴機関におかれては、それぞれ保管している美術工芸品、建造物等の文化財の燻蒸時の特定物質の使用に当たって、新たに指針の具体的対策に盛り込まれた事項にも留意しつつ、従来どおり指針に基づき、適正な使用量を守り、漏洩を防ぎ、燻蒸終了後の廃棄に当たっては残留ガス吸着装置を使用するなど特定物質の排出の抑制及び使用の合理化に努めること。
- 2 東京国立文化財研究所におかれては、代替物質の導入等のための研究開発に努めるとともに、博物館等の文化財保管施設に対し、特定物質の排出の抑制及び合理化に配慮した文化財の燻蒸のための技術的な指導・助言に努めること。
- 3 都道府県教育委員会におかれては、管下の博物館等及び市区町村教育委員会に対し本通知の内容を周知徹底すること。

4. 関係法令抜粋

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53条）（抄）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国際的に協力してオゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウィーン条約（以下「条約」という。）及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議

定書」という。)の的確かつ円滑な実施を確保するための特定物質の製造の規制並びに排出の制御及び使用の合理化に関する措置等を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

(定義等)

第2条 この法律において「特定物質」とは、オゾン層を破壊する物質であつて政令で定めるものをいう。

2 この法律における特定物質の種類は、政令で定める。

3 この法律における特定物質の数量は、特定物質の量に政令で定めるオゾン破壊係数を乗じたものとする。

4 前3項の政令は、議定書の規定に即して定めるものとする。

(基本的事項等の公表)

第3条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び議定書の的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

一 議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない特定物質の種類ごとの生産量及び消費量(議定書に規定する生産量及び消費量の算定値をいう。以下同じ。)の基準限度

二 オゾン層の保護の意義に関する知識の普及その他のオゾン層の保護に関する国民の理解及び協力を求めるための施策の実施に関する重要な事項

三 前号に掲げるもののほか、オゾン層の保護についての施策の実態に関する重要な事項

2 経済産業大臣は、特定物質について、その種類及び次条第1項の規制年度ごとに、その生産量及び消費量その他経済産業省令で定める数量の実績を公表するものとする。

第2章 特定物質の製造等の規制

(製造数量の許可)

第4条 特定物質を製造しようとする者は、その種類及び規制年度(議定書の規定に即して特定物質の種類ごとに経済産業省令で定める期間をいう。以下同じ。)ごとに、当該規制年度において製造しようとする数量について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。ただし、次の場合には、この限りではない。

(許可等の基準)

第7条 経済産業大臣は、我が国の特定物質の種類ごとの生産量及び消費量が議定書の規定に基づき我が国が遵守しなければならない限度を超えるものとならないように、かつ、特定物質の製造及び輸出入の状況及び動向その他の事情を勘案して、第4条第1項若しくは第5条の2第1項の許可、第5条第1項の規定による指定若しくは同条第3項の規定による変更又は前条の輸入の承認に関する処分を行うものとする。

第4章 特定物質の排出の抑制及び使用の合理化

(使用事業者の努力)

第19条 特定物質(特定物質以外の物質であつて政令で定めるものを含む。以下この条から第23条までにおいて同じ。)を業として使用する者は、その使用に係る特定物質の排出の抑制及び使用の合理化(特定物質に代替する物質の利用を含む。次条において同じ。)に努めなければならない。

(排出抑制・使用合理化指針の公表等)

第20条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び議定書の円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定物質を業として使用する者が特定物質の排出の抑制又は使用の合理化を図るための指針（以下「排出抑制・使用合理化指針」という。）を定め、これを公表するものとする。

2 主務大臣は、特定物質を業として使用する者に対し、排出抑制・使用合理化指針に即して特定物質の排出の抑制又は使用の合理化を図ることについて指導及び助言を行うことができる。

3 環境大臣は、前項の規定による排出の抑制についての指導及び助言の実施に関し、主務大臣に意見を述べることができる。

4 経済産業大臣は、第2項の規定による使用の合理化についての指導及び助言の実績に関し、主務大臣に意見を述べることができる。

5 第2項における主務大臣は、同項の指導及び助言の対象となる者の事業を所管する大臣とする。

第5章 雑則

（国の援助）

第21条 国は、特定物質に代替する物質の開発及び利用並びに特定物質の排出の抑制又は使用の合理化に資する設備の開発及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（観測及び監視）

第22条 気象庁長官は、オゾン層の状況並びに大気中における特定物質の濃度の状況を観測し、その成果を公表するものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による観測の成果等を活用しつつ、特定物質によるオゾン層の破壊の状況並びに大気中における特定物質の濃度変化の状況を監視し、その状況を公表するものとする。

（研究の推進等）

第23条 国は、特定物質のオゾン層に及ぼす影響の研究その他オゾン層の保護に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

○特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）（抄）

（特定物質等）

第1条 特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下「法」という。）第2条第1項の特定物質は、別表の中欄に掲げるとおりとする。

2 法第2条第2項の特定物質の種類は、別表の上欄に掲げるとおりとする。

3 法第2条第3項の政令で定めるオゾン破壊係数は、別表の中欄に掲げる特定物質ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（政令で定める一定数量以下の特定物質）

第2条 法第4条第1項第4号の政令で定める一定数量以下の特定物質は、次に掲げる特定物質の種類ごとに、その種類に属する特定物質の数量の合計が1規制年度につき1キログラム以下の当該種類に属する特定物質とする。

一 オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書（以下「議定書」という。）附属書CのグループI

二 議定書附属書EのグループI

別表（第1条関係）（抄）

特定物質の種類	特定物質	オゾン破壊係数
8 議定書附属書EのグループI	臭化メチル	0.6

5. 臭化メチルの削減スケジュール（1997年第9回モントリオール議定書締約国会議）

年	先進国（第5(1)条非適応国）	開発途上国（第5(1)条適応国）
1991	この年の生産・消費量を基準	1995-98年の平均を基準
1995	100%以下	
1999	75%以下	100%以下 削減計画の見直し
2001	50%以下	
2002		
2003	30%以下	80%以下 全廃
2005	全廃	
2015		

6. 文化財の材質による虫害一覧表

A. 植物質害虫	
木材 (建物・大型文化財)	<u>シロアリ類</u> 、 <u>シバンムシ類</u> 、 <u>ヒラタキクイムシ類</u> 、 <u>カミキリムシ類</u> 、 <u>ゾウムシ類</u> 、 <u>ナガシクイムシ類</u> 、 <u>クイムシ類</u> 、 <u>アリ類</u> 、 <u>クマバチ</u>
(木彫仏像・屏風・その他小型文化財)	<u>シバンムシ類</u> 、 <u>シロアリ類</u> 、 <u>ゴキブリ類</u> 、 <u>クマバチ</u>
竹	<u>ヒラタキクイムシ類</u> 、 <u>ナガシクイムシ類</u> 、 <u>シロアリ類</u> 、 <u>ササコクゾウ</u> 、(タケトラカミキリ)
紙	<u>シバンムシ類</u> 、 <u>シミ類</u> 、 <u>ゴキブリ類</u> 、 <u>コナチャタテ類</u> 、 <u>アリ類</u> 、 <u>シロアリ類</u> 、 <u>ヒラタキクイムシ類</u> 、 <u>チビタケナガシクイ</u> 、 <u>コチャタテ類</u>
布	<u>シロアリ類</u> 、 <u>シミ類</u> 、 <u>ゴキブリ類</u> 、 <u>シバンムシ類</u>
畳	<u>シバンムシ類</u> 、 <u>ナガシクイムシ類</u>
乾燥植物（薬草・染料植物など）	<u>シバンムシ類</u> 、 <u>ヒョウホンムシ類</u> 、(カツオブシムシ・ <u>シミ類</u>)
B. 動物質害虫	
皮・羊皮紙・毛皮	<u>カツオブシムシ類</u> 、 <u>ゴキブリ類</u> 、 <u>シミ類</u> 、 <u>イガ</u> 、(<u>チャタテムシ類</u>)
毛糸・毛織物	<u>ヒロズコガ類</u> 、 <u>カツオブシムシ類</u> 、 <u>シミ類</u>
絹	<u>ゴキブリ類</u> 、 <u>シミ類</u>
動物標本	<u>カツオブシムシ類</u> 、 <u>ゴキブリ類</u> 、 <u>アリ類</u> 、 <u>ヒョウホンムシ類</u> 、 <u>チャタテムシ類</u> 、 <u>シミ類</u>
C. その他の害虫（文化財を汚染するもの）	
<u>シロアリ類</u> 、 <u>ゴキブリ類</u> 、 <u>シミ類</u> 、 <u>ハエ類</u> 、 <u>ジガバチ類</u>	

下線を付けたものは、成虫または幼虫・成虫とも加害する。その他のものは、一般に幼虫が主として加害する。

山野勝次 文化財害虫のリストと虫害に対する保存科学

「文化財の虫菌害防除概説」文化財虫害研究所（1991）より引用（2000年12月改訂）

7. 虫害発見記録書式例

日付	発見者
捕獲場所	
虫の種類 (成虫, 幼虫, フラス (食べかす), 生死などわかる範囲で)	
他に調べた方がよい場所	
処置の仕方 (もし推奨するものがあれば)	
備考	

害虫の捕獲容器用のラベル例

日付	発見者
捕獲場所	
虫の種類	
成虫・幼虫・フラス (食べかす)・その他 生・死 ()	

8. トラップ法概説

種 類	概 説
粘着トラップ	ゴキブリ等用のシート型, およびハエ, ガなどを対象にした吊り下げ型がある。粘着性や入り口形状等により, 捕獲される昆虫の種類が異なる。
フェロモントラップ	性フェロモンを利用して誘引するもので, 種に特異的でその昆虫にのみ有効。タバコシバンムシ用, ジンサンシバンムシ用が市販されている。

(2000年12月現在)

9. 薬剤を用いない殺虫法について

処 理	適した用途	材質への影響	殺虫効果	殺菌効果	人体への安全性	備 考
低酸素濃度処理 (窒素, アルゴンなどの不活性ガス)	全般	ほとんど影響はない。ただし, 湿度, 風圧には注意	○~△ 木材深部等適用しにくい対象あり	×	○~△ 酸素濃度が18%以下になると危険	処理期間 1~3週間 (室温の場合はより長期間)
低酸素濃度処理 (脱酸素剤)	全般	脱酸素剤の種類によっては悪影響を及ぼすものがある。種類, 使用量, 設置方法に注意	○~△ 木材深部等適用しにくい対象あり	×	○	処理期間 1~3週間 (室温の場合はより長期間)
二酸化炭素処理	彩色のない木製品, わら製品, 竹製品等	一部の金属, 一部の顔料に変色, その他は未知	○ 一部の木材害虫については注意	×	△ 二酸化炭素濃度が1.5%以上になると危険	処理期間 1~2週間 (室温の場合はより長期間)
低温処理 (-20~-40℃)	書籍・古文書・毛皮・織物の一部・動植物標本・木製品(単体)	一般に左記以外は適用困難	○	×	○	処理期間 -30℃で5日間程度 -20℃で2週間程度
高温処理 (50~60℃)	建造物の一部, 資材等, 木製品の一部	詳細は要検討 一般に先以外は適用困難	○	△ 孢子は生存	○	処理期間 数時間~1日以内

○: 高い △: 場合によっては低い ×: 低い, あるいは全くなし
木川りか他, 文化財保存修復学会誌, 44, 52-69 (2000) より引用 (2000年12月改訂)

10. 燻蒸剤について (原則として薬剤が残留しない)

薬 剤	被害のおそれのある材質	材質への影響	殺虫効果	殺菌効果	防虫効果	防黴効果	人体への安全性	備 考
臭化メチル	硫黄を含んだ物質 (青焼き文書・毛皮・皮革・ゴム・写真)	左記以外は一般に大きな影響があったという報告はなし	◎	×	×	×	×	・臭化メチルがオゾン層破壊物質のため, いずれ使用が全廃される
臭化メチル・酸化エチレン製剤	上記と同じ	タンパク質, セルロース, 樹脂などに化学変化の可能性	◎	○	×	×	×	・臭化メチル製剤であるため, いずれ使用が全廃される
フッ化スルフリル	明確な記述なし	一部の金属にサビ, 一部の紙類のpHの低下, 一部の合成樹脂に科学変化	○~△	×	×	×	×	・浸透性は高いが殺卵力に劣る ・中毒時の解毒剤なし ・材質へ及ぼす影響は微量含まれる酸性不純物が原因

◎: 非常に高い ○: 高い △: 場合によっては低い ×: 低い, あるいは全くなし
木川りか他, 文化財保存修復学会誌, 44, 52-69 (2000) より引用 (2000年12月改訂)

11. 蒸散性薬剤について（固体が昇華して効果を及ぼすもの）

薬 剤	材質への影響	殺虫 効果	殺菌 効果	防虫 効果	防黴 効果	人体への 安全性	備 考
DDVP	銀・銅などの金属をさびさせる，樹脂を軟化，一部のプラスチックを变形	○	×	○	×	△ ～ ×	・ゴキブリなどの卵に対しては，殺卵力なし ・人体への悪影響が大きいので，出入りの多いところで使用しない
エンペントリン	銅製品は変色	△	×	○	×	△	・開放系では殺虫効果低い ・殺卵力はない
パラジクロロベンゼン	プラスチックや樹脂を軟化，樟脳と同時に使用すると混融して汚損の原因になる	△	×	○	×	△	・開放系では殺虫効果低い ・殺卵力は低い
樟脳	パラジクロロベンゼンと同時に使用すると，混融して汚損の原因になる	×	×	○	×	△	
ナフタレン	樹脂によっては軟化，資料へ再結晶することあり	×	×	○	×	△	

閉鎖空間で使用し，空間体積に対して有効量を使用した場合を示す。

○：高い △：場合によっては低い ×：低い，あるいは全くなし

木川りか他，文化財保存修復学会，44，52-69（2000）より引用（2000年12月改訂）

12. 忌避処理剤・防黴処理剤について（薬剤が付着・残留する）

薬 剤	適した用途	材質への影響	殺虫 効果	殺菌 効果	防虫 効果	防黴 効果	人体への 安全性	備 考
ピレスロイド (シフェノトリン) 炭酸製剤	わら製品・竹製品・金属のない民具，民俗資料・移築民家・空の部屋など	左記以外是一般に適用困難（くもり・べたつき）	△	×	○	×	△	・接触しないと殺虫効果はない ・殺卵力はない ・忌避処理（防虫処理）剤として使用する（持続効果3～6ヶ月程度）
ピレスロイド (エンペントリン) 炭酸製剤	わら製品・竹製品・金属のない民具，民俗資料・移築民家・空の部屋など	左記以外是一般に適用困難（銅製品は変色）	△	×	△	×	△	・接触しないと殺虫効果はない ・殺卵力はない ・忌避処理（防虫処理）剤として使用する（開放空間では，速やかに蒸散）
ヨード系 (IPBC) 炭酸製剤	わら製品・竹製品・金属のない民具，民俗資料・移築民家・空の部屋など	左記以外是一般に適用困難（鉄に錆び）	×	×	×	○	△	・すでに発生した黴に対して殺菌効果はない ・防錆処置剤として使用する

○：高い △：場合によっては低い ×：低いあるいは全くなし

木川りか他，文化財保存修復学会誌，44，52-69（2000）より引用（2000年12月）

13. 殺菌剤について

薬 剤	材質への影響	防菌効果	防黴効果	人体への安全性	備 考
エタノール (70~100%)	材質によっては、変形、変色、色落ち	○	—	△	・文化財の防黴剤としては通常使用しない ・可燃性に注意 ・使用時は、換気に注意
パラホルムアルデヒド	金属の一部にさび、顔料の一部に変色	○	○	×	・目、粘膜などでの刺激性があるほか、発ガン性が疑われており、取扱に注意が必要
チモール	樹脂を軟化させる	△	△	△	・独特の臭気がつく ・殺菌効果はあまり強くない

○：高い △：場合によっては低い ×：低い、あるいは全くなし

木川りか他，文化財保存修復学会誌，44，52-69（2000）より引用（2000年12月改訂）

14. 使用目的と薬剤

使用目的		薬 剤 名	商品名の例
殺虫	燻蒸剤	臭化メチル 臭化メチル・酸化エチレン製剤 フッ化スルフリル	メチブロン等 エキボン ヴァイケーン
	蒸散性殺虫剤	DDVP（ジクロロボス）蒸散製剤	バナプレート
防虫	忌避処理剤	ピレスロイド（エンペントリン）炭酸製剤 ピレスロイド（シフェノトリン）炭酸製剤	ブンガノンVA ブンガノン
	蒸散性防虫剤	DDVP（ジクロロボス）蒸散製剤 ピレスロイド（エンペントリン）蒸散製剤 パラジクロロベンゼン樟脳ナフタレン	バナプレート ブンガノンVAプレート
殺菌	燻蒸剤	臭化メチル・酸化エチレン製剤	エキボン
	消毒薬	エチルアルコール	消毒用アルコール
防黴	防黴処理剤	ヨード系炭酸製剤	ライセント

木川りか他，文化財保存修復学会誌，44，52-69（2000）より引用（2000年12月改訂）

15. 米国安全基準の略号一覧

OSHA PEL：

Occupied Safety and Health Administration, Permission Exposure Limit

（労働安全衛生委員会，一日8時間労働における時間荷重平均許容暴露限界値）

ACGIH TLV：

American Conference of Governmental Industrial Hygienists, Threshold Limit Value

（米国産業衛生監督会議，一日8時間労働における時間荷重平均許容暴露限界値）

TWA：

Time Weighted Average Concentration

（一日8時間，一週間40時間の正規の労働時間中の時間荷重平均許容濃度）

STEL：

Short Term Exposure Limit

（15分以内の暴露において，全暴露期間を通じて越えてはいけない暴露限界値）

16. 低酸素濃度環境が人体に与える影響

酸素濃度	人体に与える急性の影響および症状（大気圧において）
15-19%	仕事効率の低下。運動機能障害の可能性。 心肺機能の弱い人は、酸欠の初期症状が起きる可能性。
12-15%	呼吸数亢進、脈拍亢進。運動機能、知覚、判断力の障害。
10-12%	呼吸が激しく亢進、知覚・判断力がほとんどなくなる。 口唇が青くなる。 これ以下の酸素濃度では、急に意識を失うので極めて危険。 深刻な後遺症や致死に至る場合もある。
8-10%	気絶、昏睡、顔面蒼白、嘔吐。
6-8%	8分間で50-100%が致死。6分間で25-50%が致死。 4-5分間なら治療により蘇生する可能性。
4-6%	40秒以内に呼吸困難になり致死。

木川りか他，文化財保存修復学会誌，44，52-69（2000）より引用（2000年12月改訂）
米国のOSHAによると，酸素濃度が19.5%以下になると人体に種々の影響が出始めるとされている。

17. 二酸化炭素濃度上昇による人体への影響

二酸化炭素濃度	人体に与える急性の影響および症状（大気圧において）
0.1~1%	肺呼吸にわずかな増加。
3%	肺呼吸が100%増加。
5%	呼吸が激しくなる。長時間暴露の限界値。
10%	意識がある状態を数分持続できる上限値。
15%	1~2分以内に意識を失う。
25%	急激に意識を失い，1~2時間以内に運び出されないと致死。

木川りか他，文化財保存修復学会誌，44，52-69（2000）より引用（2000年12月改訂）
米国OSHAの時間荷重平均限界値は，0.50%と規定されている。

18. 燻蒸剤の人体への影響

薬品名	臭化メチル	酸化エチレン	フッ化スルフリル
労働安全基準労働安全衛生法 (障害予防規則)	15ppm	なし	なし
日本産業衛生学会 (勧告値)	なし	1ppm	なし
OSHA PEL	20ppm	1ppm	5ppm
ACGIH TLV	1ppm (TWA)	1ppm (TWA)	5ppm (TWA) (10ppm STEL)
人体への吸収経路	皮膚・呼吸	呼吸	呼吸
影響を受ける器官	中枢神経系統・呼吸器・皮膚・目	皮膚・目・呼吸器・中枢神経系統・血液	目・呼吸器・中枢神経系統・腎臓
健康障害 急性	皮膚・目・喉に刺激 不快感、視覚障害、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、手のふるえ ひきつけ、昏睡、呼吸、循環系の機能停止による死	皮膚・目・喉に刺激 肺炎をおこす可能性あり 中枢神経の障害（めまい、吐き気）	結膜炎、鼻炎、吐き気、嘔吐、腹痛 動物実験では、ふるえ、ひきつけ、肺炎
慢性	中枢神経系の障害、無気力感、筋肉痛、視力障害、神経障害	頭痛、目がひりひりする、まぶたの腫れ、吐き気、眠気、疲労感、胸痛、静脈洞のうっ血、頭、首、腕など露出した皮膚の炎症、人によってはアレルギー	フッ素中毒症状（骨、歯の弱化） 動物実験では、肺、腎臓に障害
発ガン性	不明	発ガン性あり 白血病をひきおこす	不明
生殖機能への影響	細菌を使った実験では、変異をひきおこした	ヒトの生殖機能に障害をおこす、動物に突然変異	不明
排出ガス濃度規制	500ppm (東京都公害防止条例)	特になし	特になし
備考	オゾン層を破壊する物質であるため、先進国では2005年に一般的用途を全廃することになっている。	毒性が強いので、燻蒸装置内などで使用する。爆発性があるので、通常他のガスと混合して使用される。	中毒したときの解毒剤が開発されていないので、使用に際しては十分注意する。

(2000年12月改訂)

19. 蒸散性殺虫・防虫剤の人体への影響

薬品名	DDVP	エンペントリン	パラジクロロベンゼン	樟脳	ナフタレン
労働安全基準労働安全衛生法 (障害予防規則)	なし	なし	なし	なし	なし
日本産業衛生学会 (勧告値)	なし	なし	なし	なし	なし
OSHA PEL	0.1ppm	なし	75ppm	2mg/m ³	10ppm
ACDIH TLV	0.1ppm (TWA)	なし	10ppm (TWA)	2ppm (TWA) (3ppm STEL)	10ppm (TWA) (15ppm STEL)
人体への吸収経路	皮膚・呼吸	皮膚・呼吸・目	皮膚・呼吸	皮膚・呼吸	皮膚・呼吸
影響を受ける器官	中枢神経系統・目・呼吸器系・心臓循環器系	皮膚・呼吸器系・中枢神経系統	肝臓・腎臓・呼吸器系・皮膚・目・中枢神経系統	呼吸器系・中枢神経系統	目・呼吸器・中枢神経系統・腎臓
健康障害 急性	(軽症)頭痛, 目のかすみ, 吐き気, 嘔吐, 下痢など (中程度)歩行困難, 胸苦しさ, 瞳孔の収縮, 筋肉のけいれん (重症)意識不明, 脳卒中	目や鼻の粘膜に刺激性	めまい, 眠気, 頭痛, 吐き気, 皮膚, 呼吸器系に刺激	蒸気を高濃度に吸入すると昏睡, 呼吸困難をおこす	目に刺激, 高濃度を吸入すると, 赤血球の機能障害をおこす。 その他, 異常な発汗, 吐き気, 頭痛, 急性腎臓障害
慢性	思考の緩慢, 記憶障害, 過敏性, 反射神経減退		皮膚炎, 肝臓障害, 腎臓障害, 食欲不振, 吐き気, 嘔吐, 黄疸, 肝硬変		皮膚炎, 皮膚アレルギー
発ガン性	アメリカの国立ガン研究所のテストでは陽性	特に記載なし	ACGIHの発ガン性評価では陽性	不明	不明
生殖機能への影響	催奇形性が疑われる。ラットでは奇形や胎児致死	特に記載なし	カビやラットの試験で変異原性が陽性	不明	不明
備考	毒性があるので開放空間では使用しない。	エンペントリンは, 家庭用の防虫剤としても使用されている。	アメリカでは, 現在博物館等では使用されていない。		

(2000年12月改訂)

20. 忌避処理剤・防黴処理剤の人体への影響

薬品名	シフェノトリン	エンペントリン	IPBC
労働安全基準労働安全衛生法 (障害予防規則)	なし	なし	なし
日本産業衛生学会 (勧告値)	なし	なし	なし
OSHA PEL	なし	なし	なし
ACGIH TLV	なし	なし	なし
人体への呼吸経路	皮膚・呼吸・目	皮膚・呼吸・目	皮膚・呼吸・目
影響を受ける器官	皮膚, 呼吸器, 中枢神経系統	皮膚, 呼吸器, 中枢神経系統	皮膚, 呼吸器, 中枢神経系統
健康障害 急性 慢性	目や鼻の粘膜に刺激性	目や鼻の粘膜に刺激性	目に刺激性, その他不明
発ガン性	特に記載なし	特に記載なし	不明
生殖機能への影響	特に記載なし	特に記載なし	不明
備考	強い魚毒性があるので, 魚などを飼育している施設では使用を避けること。炭酸製剤なので, 噴霧後の二酸化炭素濃度にも注意する。	強い魚毒性があるので, 魚などを飼育している施設では使用を避けること。エンペントリンは, 家庭用の防虫剤としても使用されている。炭酸製剤なので, 噴霧後の二酸化炭素濃度にも注意する。	強い魚毒性があるので, 魚などを飼育している施設では使用を避けること。炭酸製剤なので, 噴霧後の二酸化炭素濃度にも注意する。この他, 溶剤としてアセトンが1wt%含まれている。

(2000年12月改訂)

21. 殺菌剤の人体への影響

薬品名	エタノール	パラホルムアルデヒド	チモール
労働安全基準労働安全衛生法 (障害予防規則)	なし	なし	なし
日本産業衛生学会 (勧告値)	なし	0.5ppm (ホルムアルデヒドについて)	なし
OSHA PEL	1000ppm	0.75ppm (2ppm STEL) (ホルムアルデヒドについて)	なし
ACDIH TLV	1000ppm (TWA)	(0.3ppm STEL) (ホルムアルデヒドについて)	なし
人体への吸収経路	皮膚・呼吸	皮膚・呼吸・目	呼吸・目
影響を受ける器官	中枢神経系統・呼吸器・目・皮膚	皮膚・目・呼吸器・中枢神経系統	呼吸器・目・中枢神経系統
健康障害 急性	頭痛, 目・鼻・喉の刺激	目, 皮膚を刺激 不快感, 頭痛, 吐き気など	吐き気, めまい, 疲労感
慢性	眠気, 倦怠, 食欲低下, 集中力低下	頭痛, 目がひりひりする, 吐き気, 眠気, 疲労感, 胸痛, 露出した皮膚の炎症など	不明
発ガン性	アルコール中毒では催腫瘍性	発ガン性物質と思われる	不明
生殖機能への影響	アルコール中毒では催奇形性	ラットで変異原性が陽性	不明
排出ガス濃度規制	特になし	特になし	特になし
備考	可燃性に注意, 使用時は換気に注意。	Canadian Conservation Instituteでは, 博物館資料に使用しないよう指導している。	

(2000年12月改訂)

22. 従来の燻蒸施設の改良について

	燻蒸剤等	備 考
そのまま使用できる	フッ化スルフリル	
改良が必要	窒素ガス	温度調節器, 湿度調節機能が必要
	二酸化炭素	温度調節器, 導入部に攪拌器が必要

(2000年12月現在)

23. 施設処理用薬剤（建造物以外の一般の文化財には使用しない）

シロアリ用防除剤（施設等処理用）

系 別	一 般 名	備 考
有機リン系	クロルピリホス, ホキシム, ピリダフェンチオン, テトラクロルビンホス, フェニトロチオン, プロペタンホス	<ul style="list-style-type: none"> 木材用シロアリ防除剤には以下の防腐剤が添加される。 サンブラス, トロイサンポリフェーズ (IPBC), IF-1000, キシラザンAL, キシラザンB (フルメシクロックス), ラウゾール, ナフテン酸銅*, クレオソート油* (*印のものには防蟻効果あり) 乾材シロアリ (ダイコクシロアリなど) の駆除には燻蒸処理が有効で, 米国ではヴァイケーンや, 臭化メチルによる燻蒸が多く行われている。
カーバメート系	プロポクスル, フェノブカルブ (BPMC)	
ピレスロイド系	ペルメトリン, トラロメトリン, アレスリン, ビフェントリン	
ピレスロイド様化合物	エトフェンプロックス, シラフルオフェン	
トリアジン系	トリプロピルイソシアヌレート (TPIC)	
クロルフェノール系	4-プロモ-2,5-ジクロルフェノール (BDPC)	
クロルニコチニル系	イミダクロプリド	
ナフタリン系	モノクロルナフタリン (木部用)	
タール系	クレオソート油 (木部用)	

サンブラス : 3-ブロム-2,3-ジヨード-2-プロペニルエチルカーバメート

IPBC : 3-ヨード-2-プロピニルブチルカーバメート

IF-1000 : 4-クロルフェニル-3-ヨードプロパルギルホルマール

キシラザンAL : N-ニトロソ-N-シクロヘキシルヒドロキシルアミンアルミニウム

キシラザンB : N-シクロヘキシル-N-メトキシ-2,5-ジメチル-3-フランカルボキシアミド

(2000年12月現在)

シバンムシやナガシクイムシ, カミキリムシ類などの木材食害虫用防除剤

シロアリやヒラタキクイムシ類に使用する薬剤をそのまま使用してよいが, 油性や油溶性薬剤, または溶剤の種類によっては竹材の場合, 割れを多く生ずることがあるので, 乳剤, または水溶性薬剤を用いるとよい。

(2000年12月現在)

ヒラタキクイムシ用防除剤（施設等処理用）

系 別	一 般 名	備 考
有機リン剤	クロルピリホス, ホキシム, ピリダフェンチオン, テトラクロルビンホス, フェニトロチオン, プロペタンホス	<ul style="list-style-type: none"> ・木材表面に吹き付け, 塗布するほか, 成虫脱出孔から注入するノズル付き, エアゾール式のものがある。 ・合板は制作時に薬剤処理された防虫合板が市販されている。
カーバメート剤	プロボクスル, フェノブカルブ (BPMC)	
ピレスロイド系	ペルメトリン, トラロメトリン, アレスリン, ビフェントリン	
ピレスロイド様化合物	エトフェンプロックス, シラフルオフエン	

(2000年12月現在)

ゴキブリ用防除剤（施設等処理用）

処 理 法	薬 剤 名	主 成 分
残留処理 (残効性のある薬剤を, ゴキブリの通路に吹き付け, または塗布する乳剤, 油剤, エアゾール剤)	有機リン剤	クロルピリホス, ジクロルボス, ダイアジノン, フェニトロチオン, プロペタンホスなど
	カーバメート剤	プロボクスル
	ピレスロイド剤	ペルメトリン
ベイト (毒餌) 処理	ベイト剤	トリクロルホン, ヒドラメチルノン, ホウ酸, フェニトロチオン
燻煙処理	燻煙剤	ジクロルボス, ペルメトリン
煙霧処理	煙霧剤	ジクロルボス, ペルメトリン

(2000年12月現在)

ダニ防除剤

有機リン剤, ピレスロイド系, カーバメイト剤が使用される。最近, 人体に対する毒性が低いピレスロイド剤が多く使用される反面, 殺ダニ効果は低くなる欠点がある。これらの薬剤でダニが発生した場所を残留噴霧するが, 畳の下面や床には油剤を散布するか, フェンチオンやフェニトロチオンなどで処理された防虫紙または防湿紙を敷きつめ粉剤をまいておく。畳表面やじゅうたんなどに直接散布する場合は乳剤を用いて散布後, 十分乾燥して換気する。

山野勝次, 文化財害虫の防除法, 「文化財害虫辞典」, クバプロ (2001) より引用

23 21世紀に向けての美術館の在り方について

〔平成9年6月16日
21世紀に向けての美術館の在り方に関する調査研究協力者会議〕

序

文化は、人間として生きていく上で基本に関わるものであり、一国にとってそのよって立つ最も重要な存立基盤の一つである。

今日、経済大国として世界有数の経済水準を保っていることなどから、わが国においては、物の豊かさよりも心の豊かさを志向する機運が高まっている。また、価値観が多様化し、創造的な感性や個性が一層尊重されるようになりつつある。こうした中で多くの人々が、優れた文化の所産に触れたり、自ら文化の創造に参加することに喜びや安らぎを感じるなど、文化に対し大きな関心を寄せており、その中でも美術や鑑賞や創作の対象とする者の割合が増加している。

このような社会的傾向を背景として、全国各地において多くの美術館が建設されており、現在では美術館の設置はかなり進んだ段階にあると言える。しかしながら、我が国の美術館の歴史は浅く、美術館運営の専門知識の不足、予算や人材の確保における様々な制約などにより、美術館が本来果たす機能を果たしていないとの指摘も少なくない。

国民の美術館に対する期待が高まる中、美についての国民の感性と知的欲求を充足させる「心のインフラストラクチャ」として、美術館を魅力あるものにするためには、美術館本来の役割を再認識するとともに、運営面における充実を図る必要がある。

文化庁では、21世紀に向けて新しい文化立国を目指すため、平成8年度から、舞台芸術の分野で我が国の水準を高めるため、その索引力となる芸術団体の支援を行うこと等を内容とする「アーツプラン21」をスタートさせるとともに、もう一方の大きな柱である芸術や文化活動の拠点としての美術館・博物館の抜本的な振興を図る観点から「ミュージアム・プラン」を打ち出している。

本報告書は、「ミュージアム・プラン」を踏まえつつ、美術館をめぐる現状や時代の趨勢をとらえ、美術館新時代をめざして、美術館の在り方について検討した結果を取りまとめたものである。

I 美術館の歴史と現状

1 美術館の歴史

元来、美術作品のコレクションは、王侯貴族等によって行われていたものであったが、市民革命を経て一般民衆に公開されるようになったことが近代的な美術館の嚆矢と言える。

ヨーロッパにおいては市民的な権利として美術作品の公開を勝ち取るとともに、文化国家としての威信をかけて美術館建設が進められた。一方、アメリカにおいては大資本家が自己のコレクションを一般に公開するなど民間主導で美術館の設置が進められ、ヨーロッパと比較して美術館の歴史が浅いにもかかわらず、今や世界有数の美術館先進国と言われるに至っている。

我が国では、明治時代、欧化政策が進められる中で、美術館も他の諸制度とともに欧米から輸入されたものであり、国威発揚と国民の文化的啓蒙がその主な目的であった。しかしながら、先行したのは総合的な性格の博物館であり、これは明治政府の殖産興業政策のもとに進められた博覧会事業と結

びついていた。明治15年上野公園内に博物館（現東京国立博物館，当時農商務省所管）の新館が開館し，明治19年に宮内省に移管された頃から，博物館は歴史的な美術作品を中心にするようになり，その後，事実上近代的な美術館の性格を持つ方向に整備されていった。

大正から戦前にかけて，私的コレクションの公開を主目的とした私立の大倉集古館（大正6年），大原美術館（昭和5年）などが開館する一方，展示施設として公立の東京府美術館（大正15年 現東京都美術館）などが開館している。戦後には，神奈川県立近代美術館（昭和26年）や国立近代美術館（昭和27年 現東京国立近代美術館）が開館し，前者は旺盛な企画展活動によって，後者はそれに収集活動を加えることによってその後の我が国の美術館の在り方に大きな影響を与えた。また，昭和34年にはフランス政府から返還・寄贈されたフランス近代美術を中心とする松方コレクションを基礎として国立西洋美術館が開館している。

さらに，特に近年の建設ブームにより大幅に設置数が増加しており，現在，国公立全体で651館（平成5年度文部省「社会教育調査」）の美術館が設置されている。

2 我が国の美術館の現状

以上の我が国の美術館の歴史から，その成り立ちは大きく二つに分類することができる。一つは，コレクションを公開する常設展示から出発したものであり，もう一つは，コレクションをほとんど持たず，企画展によって人々に対する美術作品の鑑賞機会や芸術家の作品発表の場を提供する展示施設を中心に出発したものである。現状は，どちらか一つの機能のみでは本来の美術館の役割を果たし得ないとの認識から，二つの機能を併せ持つよう努力するとともに，さらに理想的な美術館の在り方を求めて模索が続けられている段階である。しかしながら，依然として展示施設としての美術館像が我が国の美術館の発展に大きな影響を残しており，必ずしも美術館の多様な機能が一般に理解されていない場合が見受けられる。

また，我が国においては，美術館が明治以降の産業基盤としての社会資本と同様に欧米から輸入された歴史もあり，建物の整備，職員の配置，関係予算の計上等を適度に行うことだけで美術館が十分に機能するように考えている人も少なくない。確かに，これらの要件は，美術館にとって必要不可欠なものであり，特に，不十分であると言われている職員や予算の充実に引き続き努める必要がある。しかしながら，それだけで美術館が十分に機能するものではなく，国民の理解と支持があって初めてその機能を十分に発揮できるものであり，美術館自体がその存在意義を国民に明らかにするよう努めることが求められている。

II 美術館の在り方

1 美術館とは

国際博物館会議（I COM）の，美術館を含めた博物館の定義に基づき美術館を定義すると，「美術館とは，研究・教育・楽しみの目的で美術作品及び関連資料を収集し，保存し，研究し，利用に供し，また展示を行うことを通じて，社会とその発展に貢献する公共の非営利常設機関である。」とすることができる。

すなわち，美術館は，「美」についての多様な思考やイメージなどを造形的に表現した美術作品の恒久的な収集・展示の場であると同時に，展覧会，講演会等を通じて教育・普及の活動を展開するものであり，また，収蔵品や関連資料についての学術研究，収集・展示，保存・修復，教育・普及に関する

る研究等を行うものである。

一方、利用者の側からみれば、美術館という「美」が集約された空間の中で、優れた美術作品に直に触れ、深い感動を覚えることにより、豊かな感性を育てる場であるとともに、知的欲求を充足する場であると言えることができる。

既存の美術館には、特定のコレクションを中心として設置されたものや、特定の芸術家を記念して設置されたもの、地域の美術関係の総合的センターとして設置されたものなど各種のものがあり、本来の設置目的を踏まえつつ個性を生かした多様な展開を遂げることが求められる。

また、我が国の代表的な美術館については、先導的な取り組みを積極的に展開するなど、世界に誇れる美術館として質の高い活動を行うことが期待される。特に、国立美術館については、極めて価値の高い美術作品を体系的に収集し、保存し、高度で専門的な調査・研究などを行う文化面での我が国の「顔」としての使命を果たすとともに、我が国の美術館全体のセンター的な存在としてネットワークを形成し、専門的研修を実施するなど中核的役割を果たしていくことが求められる。

2 これからの美術館像

21世紀を目前に控えた今日、生活水準の向上、自由時間の増大等による国民の美術館へのニーズの高まり、情報化、国際化、高齢化、生涯学習社会への移行等時代が急激に変化する中で我が国の美術館は大きな転機に立っている。

社会の変革が進む中で、美術館は、優れた美術作品を最良の状態で可能な限り多くの人々の鑑賞に供するという使命を再認識するとともに、国民の多様化するニーズを踏まえつつ、美術に関する新たな流れを支援するなど、現代の美術を取り巻く状況の変化に対応した多彩な活動を展開することが求められる。

美術館が国民の感性や知的欲求を満たす「心のインフラストラクチャ」としての役割を果たすためには、国民が美術館に何を期待しているのか、また、美術館は、国民に対してどのように応えていくのかなどについて絶えず自己点検評価を行い、明確な運営方針に基づき個性豊かな美術館活動を展開する必要がある。この場合、美術館の目的・理念に基づいた活動を展開することが重要であり、そのためには、美術館の諸機能を別々に機能させるのではなく、調査・研究機能を基本としつつ、そこから得られた調査結果や研究成果をもとに、美術作品等の収集・展示、保存・修復、教育・普及活動等を有機的・体系的に行うことが必要である。

すなわち、設置目的などの美術館の基本理念に基づいて行われた調査・研究や、その成果によって裏付けられた諸活動がこれからの美術館を支えることとなる。このことにより、美術館は、新たな芸術文化を創造・蓄積し、国内外における交流・発信を行う場として、芸術文化活動の拠点として位置づけられるとともに、国民にとって魅力的なものとなる。

Ⅲ 美術館における基本的な課題と方策

今後、我が国の美術館の振興を図るためには、基本的な諸機能の一層の充実が必要不可欠である。そのためには、運営に関わる財政基盤の充実及び高度の専門性を有する人材の確保など美術館に対する重点的な社会的投資に努める必要がある。特に、美術館の現状を踏まえ、以下の諸課題に対して適切に対応することが求められる。

1 調査・研究機能の充実

美術館の量的整備が進む中、その質の向上を図ることが求められている。収集・展示、教育・普及等の美術館の活動の多くは、美術作品や関連資料等についての調査・研究が基本となっており、美術館の質的整備のためには、調査・研究機能を充実することが必要である。しかしながら、美術館をめぐる種々の制約から、それらの調査・研究が十分には行われていないのが現状である。

このため、学芸担当職員が長期的展望に立ち継続性を持って調査・研究活動に従事することができるような環境整備を行うとともに、美術館の調査・研究の機能をより充実させていく観点から、高度な専門性を有する学芸担当職員の採用や美術館と大学院等との協力による人材の養成及び共同研究等を行う必要がある。また、収集・展示、教育・普及等の各活動に関する学芸担当職員の研究成果が正しく評価されるようなシステムを構築する必要がある。

2 収蔵品及び常設展示の充実

一般的に美術館は、美術作品そのものを鑑賞に供することが期待されており、また、美術館が個性豊かな活動を展開する上で、人々との身近な接点である展示活動の役割は大きい。それゆえ、美術館は、その目的・理念に従ってコレクションを形成し、常設展示等を通じて美術に親しむ機会を提供する必要がある。しかしながら、一般に質の高い美術作品の購入が難しくなる中、従来の作品購入のための財政基盤では世界に誇りうるコレクションを形成することは極めて困難な状況にある。

このため、美術館は、収集方針を確立して個性を生かした収蔵品の充実を図ることが急務であり、美術作品の購入予算の充実に努めるとともに、寄付・寄贈等を促進する税制について検討する必要がある。

3 保存・修復の充実

人類共通の財産である美術作品を保存し、適切な形で次世代に引き継ぐことは、美術館の重要な社会的責務の一つである。美術作品の保存については、適正な収蔵庫・展示施設等を確保するとともに、収集の時点から、長期的展望に立っていかんして適切に美術作品を保存するかについてきめ細かな配慮を行う必要がある。しかしながら、我が国では、保存・修復の重要性は社会的にも関係者の間でも十分認識されていない場合が少なくなく、今後、美術館は、保存・修復により重点を置いた活動を展開することが求められている。

このため、24時間空調など美術館における展示・保存環境の整備を行うほか、保存・修復に関する研修の充実を図るとともに地域における拠点的な美術館において保存専門の職員の確保・養成を図ることが必要である。また、保存・修復に関する中核的役割を担う機関の体制の整備について検討する必要がある。

4 企画展の充実

学芸担当職員等による専門的な研究の成果の発表の場であるとともに、利用者にとっても大きな楽しみとなる企画展は、美術館の活動の中でも常設展とともに重要な位置を占めるものである。また、企画展は、開催館自身の考え方を表現するものとも言え、美術館の人々に対するメッセージや美術館の個性を広く国内外にアピールするための機会でもある。しかしながら、収蔵品が十分でないことや企画展を開催するための経費が上昇していることなどにより、内容の充実した質の高い企画展を開催することが困難となっている場合がある。

このため、海外からの美術作品を借りる場合等における国家補償制度及び団体保険制度について検討を行うほか、各館の収蔵品を活用した共同企画展、巡回展等の充実を図る必要がある。また、美術館は、観覧者に心から感動をもって迎えられる企画や展示を心がける必要がある。

5 教育・普及活動の充実

美術館は、ますます多様化し、高度化する人々の学習意欲に適確に対応し、生涯学習のための重要な役割を果たしていくことが求められている。また、生涯学習の基礎を培う学校教育との相互連携がますます重要となっている。しかしながら、美術館の鑑賞教育に携わる専門職員が不足しているなど教育・普及活動のための環境整備が不十分であることなどから、社会のニーズへの対応が十分に図られていない場合がある。

このため、人材の確保を図りつつ人々のニーズ等を踏まえた上で、講座、講演会、ギャラリートーク等を積極的に開催していくとともに、地域における美術活動への支援等を行う必要がある。また、美術教育における学校教育との連携を図る観点から、美術館の有する専門的機能や特色を生かしつつ、青少年を対象とした企画展等の企画、教員向けの講座の開設、学校への出張講座や移動教室などを積極的に開催するとともに、学校週5日制に対応し、土曜日、日曜日の子どもの入場料の無料化等を促進することが求められる。

さらに、美術館活動について人々の理解を得るため、例えば「美術の日」や「美術愛好週間」等を設けることなどについて検討するとともに、地域における先進事例を全国に紹介し、美術館の教育・普及活動等についての認識が深まるよう努める必要がある。

6 利用者に対するサービスの向上

近年、美術館は、子どもから高齢者まで男女を問わず多くの人々に利用されるようになってきている。今後、美術館が「心のインフラストラクチャ」として人々に心から楽しんで利用されるようになるためには、利用者の立場に立った多様なサービスを提供するとともに、利用者にとって快適な空間であることが求められている。

このため、美術館が利用者のニーズ、美術館に対する要望等を把握し、それを展示等の美術館運営に反映させていくとともに、開館時間の弾力化、柔軟な休館日の設定、一定地域における共通入場券の発行、美術館情報の提供、高齢者・身体障害者や乳幼児同伴者等に対する配慮、附属図書館の開放など、利用者の立場に立ったサービスの提供を行う必要がある。また、ミュージアムショップやレストラン等の付属施設を充実し、利用者にとって快適な空間づくりに努めることが求められる。

7 人材の確保・養成

欧米諸国においては、調査・研究、保存・修復、展示、教育・普及、渉外、広報等のそれぞれの領域において専門職員が配置され、キューレーターなどを中心に有機的な活動が展開されている。しかしながら、我が国においては、これらの多くの領域を同一の学芸担当職員が担っている場合が多く、このことが学芸担当職員への過度の負担となっている場合が見受けられる。

美術館の機能を最大限に発揮し、人々の鑑賞意欲の広がり、学習ニーズの多様化、高度化に適確に対応していくためには、美術館の諸機能に対応した専門職員の充実を図る必要がある。特に、学芸担当職員については、専門的な業績・経験等が適切に評価されそれぞれが任用や処遇の面でも反映されるよう配慮する必要がある。また、美術館が本来の役割を果たすとともに、新たな時代の潮流に対応し

た美術館運営が一層求められる中、美術館の中心となる館長の責任は非常に重いものであると言える。さらに、学芸担当職員とともに美術館運営の基盤を支える事務担当職員を確保するとともに、学芸担当職員との間の相互連携を促進する必要がある。

このため、特に美術館の学芸員については、資質の向上のため、将来的にはその資格等の抜本的な見直しや高度で実践的な専門的能力を有する学芸員の専門性を評価する制度の検討を行う必要がある。また、新しい時代にふさわしい適性・能力・意欲等を備えた人材を美術館の館長として確保するとともに、長期的展望に立ち、事務系を含めて美術館職員を対象とした国内外における研修制度の充実について検討することが必要である。

8 民間企業等との協力の促進

美術館の諸機能の一層の充実を図っていくためには、その活動の基礎となる財政基盤の充実や人材の確保など重点的な社会的投資に努める必要がある。しかしながら、厳しい財政事情等を理由として、美術館独力ではその活動の基盤を十分に充実させ、質の高い多様な積極的に展開することができない場合が見受けられる。

このため、美術館独自の財源や人的な強化に努める一方、美術館の明確な目的・理念に基づいて民間企業等と人的・財政的連携を促進する必要がある。特に、質の高い大型の企画展は、多くの人々の期待するところであり、美術館が主体性を持って芸術文化活動に理解の深い新聞社、放送局等の企業と積極的に連携するなど、美術館活動に各方面の協力を求めていくことが必要である。

IV 今後望まれる美術館の諸活動

情報化、国際化等の急激な社会の変化により、従来にはない新たなニーズが創出され、美術館に対して新しい期待が寄せられることとなる。今後、社会が進展する中で、それらに対応した活動を行う必要がある。特に以下の諸活動の振興を図ることが求められている。

1 情報化の推進

国民の美術館情報に対するニーズは、一段と高まってきており、また、美術館関係者が、企画展等の事業を実施する上で、美術品情報は必要不可欠なものである。しかしながら、現在、国立美術館・博物館等の一部の美術品情報を除き、ほとんど情報化が進んでいない状況にある。

今後、各美術館における展覧会、所蔵作品等を紹介するホームページの開設、所蔵作品のCD-ROM等の作成、マルチメディアを利用した展示・解説、さらに、バーチャル・ミュージアムの設置などに新たな技術を活用した美術館活動を促進することが必要である。また、各美術館に対し収蔵品に関する情報や事業の案内情報等のデータベース化やそのための共通検索システムへの参加を奨励し、全国的な情報ネットワークの形成を推進する必要がある。その際、著作権についても十分留意し、理解と知識を深めつつ適切な対応を行うことが必要である。

2 美術作品の公開促進

現在、個人、企業等が購入し所有している美術作品の公開性は必ずしも高くなく、多くの優れた美術作品が国民の目に触れることなく私蔵されているのが現状である。

今後、寄贈・寄託等に関する広報・相談業務等の機能を持つ組織の整備を図るとともに、寄贈・寄

託に関する税制の検討、美術作品の寄贈・寄託者等に対する顕彰制度の充実等を行い、私蔵されている美術作品の美術館等への寄贈・寄託等を促進することが必要である。さらに、美術作品による相続税の物納制度などの弾力的運用について検討する必要がある。

3 新しい視点に基づく美術作品の評価

現在の我が国の美術館は、ある程度評価の定まった作家の美術作品を購入、展示する傾向があるが、今後、美術館が芸術文化活動の拠点として新たな芸術の潮流を育てていくためにはそれだけで十分であるとは言えない。

今後、美術館は、将来の文化発信に備えるため、その個性を生かしつつ、学芸担当職員等の学術的研究と芸術的感性に基づく美術作品の選定を積極的に試みる必要がある。そのためには、美術館は、新しい視点に基づき従来の作品の再評価を行うとともに、新たな取り組みを試みる新人作家の作品に対して柔軟な視点を持つことが必要である。また、作品制作の場等を設けて内外の若手芸術家の活動拠点として提供することも考えられる。

4 国際的な文化発信・交流の促進

現在の我が国における美術展は、国際交流の観点からみた場合、海外から借りた美術作品を展示する機会が、我が国の近現代美術作品を海外において紹介する機会に比べて非常に多い現状にある。また、我が国の美術館と諸外国の美術館の協力による共同企画展や学芸担当職員の相互交流なども不十分な状況である。

今後、美術館は、展示活動や調査・研究活動で得た国際的なネットワークを活用して、古美術のみならず、我が国の近現代美術を広く海外に紹介するとともに、国際共同企画展や海外の専門家の招へい、学芸担当職員の相互研修等を積極的に試みる必要がある。

5 ボランティア活動等の推進

美術館におけるボランティア活動は、ボランティア自身にとって自己啓発、自己実現につながる機会となる。また、ボランティア活動や友の会活動を通じて人々は美術館に愛着を持つことになり、美術館に対する地域住民の理解と関心を高めることとなる。

今後、美術館の受け入れの体制に配慮しつつ、美術館活動を側面から支え協力するという基本的な理念に基づくボランティア及び友の会の組織化を促進し、地域住民との交流をはじめとする開かれた美術館を目指す必要がある。この場合、鑑賞教育に理解のある退職した大学の教員など美術に関する専門的知識を有する者の協力を求め、質の高いボランティア活動を展開することも必要である。

6 美術館の相互連携の促進

美術館がその役割を十分に果たしていくためには、図録やホームページに用いる画像等の著作権処理、企画展出品作品に対する団体保険制度の導入、防災対策、学芸員等の資質向上等の美術館共通の諸課題について、全国美術館が一体となって効率的・効果的に対応することが必要である。しかしながら、その運営の充実に向けて長期的・体系的な事業展開を行うことができる基盤が十分に整っていない状況にある。

今後、美術館の相互の連携を促進し、美術館をめぐる様々な課題に対して美術館全体で取り組むための全国的組織の基盤の充実を図ることが必要である。

IV 博物館の設置・活動等に対する主な補助制度

1 私立博物館に対する支援措置について

登録博物館を設置運営する公益法人等に係る税制上の優遇措置

関係法令	優遇措置の内容
<p>[特定公益増進法人] 所得税法(第78条第2項第3号) 所得税法施行令(第217条第1項第3号) 法人税法(第37条第4項) 法人税法施行令(第77条第1項第3号)</p>	<p>○公益社団・財団法人に対する寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として、寄附金控除又は寄附金損金算入の特例の適用を受ける。</p> <p>○一般社団・財団法人は特定公益増進法人とはならないため、寄附金控除又は寄附金損金算入の特例の適用を受けることはできない。</p> <p>○特例民法法人（公益法人制度改革前の公益法人）のうち、「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準」（平成9年3月31日文部省告示第54号）を満たす旨認定を受けた登録博物館の設置運営を主たる目的とし、所得税法等に規定する要件を満たした場合には、特定公益増進法人に認定され、寄附金控除又は寄附金損金算入の特例の適用を受ける。</p>
<p>[指定寄附金] 所得税法(第78条第2項第3号) 所得税法施行令(第217条) 法人税法(第37条第4項) 法人税法施行令(第76条)</p>	<p>登録博物館の新增改築の費用に充てるために行う募金について、所得税法等に規定する一定の要件を満たしたもので、財務大臣の指定を受けた寄附金は、税制上の優遇措置の適用を受けることができる。（いわゆる指定寄附金）</p>
<p>租税特別措置法(第70条) 租税特別措置法施行令 （第40条の3）</p>	<p>相続・遺贈により取得した財産を公益社団・財団法人に贈与した場合、贈与者に相続税は課税されない。</p> <p>【特例民法法人（従来の公益法人）の優遇措置】 相続・遺贈により取得した財産を、登録博物館の設置運営を主たる目的とする特例民法法人で租税特別措置法等の規定を満たすものに贈与した場合、贈与者に相続税は課税されない。</p> <p>・租税特別措置法等に規定する要件を満たした特例民法法人から一般社団・財団法人に移行した法人が、その移行前に贈与を受けた財産を公益目的支出計画に定める公益事業の用に供しているときは、贈与者の相続税の非課税措置を継続適用する。</p>
<p>地方税法</p>	<p>○公益社団・財団法人については以下の優遇措置が適用される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税非課税(第25条第1項第2号) ・市町村民税非課税（特別区民税）(第296条) ・不動産取得税非課税(第73条の4) ・固定資産税非課税(第348条第2項第9号) ・事業所税非課税(第701条の34 第3項第3号)

	<p>・都市計画税非課税(第702条の2 第2項)</p> <p>○一般社団・財団法人については、特例民法法人から移行したもののうち、非営利型法人であって、遊休財産額が一定の基準(※)を満たし、年間収入額が5,000万円以下の法人のみ不動産取得税・固定資産税・都市計画税が非課税となる。</p> <p>○特例民法法人(従来 of 公益法人)については平成25年度分まで非課税措置が継続される。</p>
租税特別措置法(第33条ほか) 土地収用法(第3条)	登録博物館に対して土地等を譲渡した場合、譲渡者について譲渡所得の5,000万円の特別控除又は代替資産の取得に伴う特例の適用を受ける。
土地地区画整理法(第95条) 土地地区画整理法施行令(第58条)	登録博物館の用に供している宅地に対する換地計画において、特別の考慮が払われる。
関税定率法(第15条) 関税定率法施行令(第17条)	登録博物館において標本等として用いる物品を輸入し又は寄贈された場合、関税が免除される。

※遊休財産額に係る「一定の基準」とは、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第9号に相当する要件(その事業活動を行うにあたり、同法第16条第2項に規定する遊休財産額が同条第1項の制限を超えないと見込まれるものであること)を指す。なお、「遊休財産」とは、公益目的事業又は公益目的事業を行うために必要な収益事業その他の業務若しくは活動のために現に使用されておらず、かつ、引き続きこれらのために使用されることが見込まれない財産を指す。また、「同条第1項の制限」とは、当該事業年度に行った公益目的事業と同一の内容及び規模の公益目的事業を翌事業年度において引き続き行うために必要な額として、当該事業年度における公益目的事業の実施に要した費用の額を基礎として算定した額を指す。

2 芸術文化振興基金制度の概要

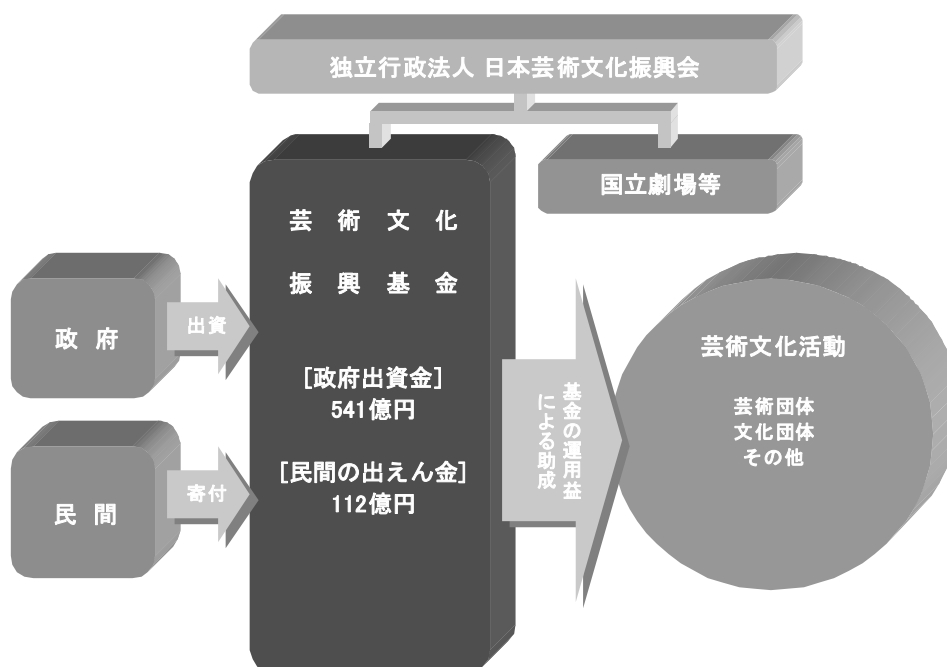
〈芸術文化振興基金の目的と仕組み〉

◆基金の目的

「芸術文化振興基金」は、すべての国民が芸術文化に親しみ、自らの手で新しい文化を創造するための環境の醸成とその基盤の強化を図る観点から、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動、その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を継続的・安定的に行うことを目的としています。

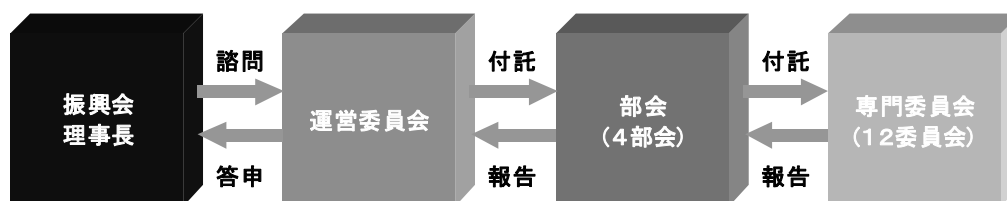
「芸術文化振興基金」は、基金として政府から出資された541億円と民間からの出せん金112億円の計653億円を原資として、その運用益をもって芸術文化活動に対する助成に充てています。

◆芸術文化振興基金の仕組み



◆審査の仕組み

独立行政法人日本芸術文化振興会では、芸術文化振興基金による助成金の交付を適正に行うため、芸術文化に広くかつ高い識見を有する15名以内の委員で構成する芸術文化振興基金運営委員会を設置し、そのもとに分野別の4つの部会、12の専門委員会を置き、各分野の実情及び特性に応じた審査体制をとっています。



〈助成の対象となる活動〉

◆助成の対象となる活動

1. 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動

- (1) オーケストラ、オペラ、室内楽、合唱、バレエ、現代舞踊、演劇等舞台芸術の公演活動
- (2) 文楽、歌舞伎、能楽、邦楽、邦舞等伝統芸能の公開活動
- (3) 落語、講談、浪曲、漫才、奇術等の公演活動
- (4) 美術の展示活動
- (5) 国内映画祭等の活動
- (6) 特定の芸術分野にしばられない公演・展示活動

2. 地域の文化の振興を目的として行う活動

- (1) 文化会館、美術館等の地域の文化施設において行う公演、展示その他の活動
- (2) 歴史的集落・町並み、文化的景観のセミナー、資料収集・作成、普及啓発による保存・活用活動
- (3) 民俗文化財の公開、広域的交流、復活・復元伝承、記録作成による保存・活用活動

3. 文化に関する団体が行う文化の振興又は普及を図るための活動

- (1) アマチュア等の文化団体が行う公演、展示その他の文化活動
- (2) 伝統工芸技術、文化財保存技術の保存・伝承・公開・記録作成、及び伝統工芸技術の復元による保存・活用活動

◆助成対象活動の募集

助成対象活動の募集は、原則として毎年度1回（活動実施年度の前年度中）、公募により行います。具体的な募集の時期・方法、助成の対象となる活動等については、毎年度作成する「募集案内」で示します。

助成金の交付を希望する方は、募集案内の定めるところにより、助成金交付要望書及び団体概要等を独立行政法人日本芸術文化振興会（地域の文化振興に係る活動及び文化に関する団体が行う活動については、都道府県教育委員会又は知事部局を通じて）に提出することとなります。

◆助成対象活動の決定・助成金の交付

応募された活動の中から、運営委員会の調査審議を経て助成対象活動及び助成金の額が決定されます。採択された助成対象活動については、「芸術文化振興基金助成金交付要綱」の定めるところにより、所定の手続きを経て助成金が交付されます。

3 地域と共働した美術館・歴史博物館創造活動支援事業国庫補助要項

平成25年5月15日
文化庁長官決定

1. 趣 旨

この要項は、美術館・歴史博物館を地域の文化の拠点として活性化するとともに、地域との共働の下、美術館・歴史博物館が有する多面的な可能性を生かした事業等に必要な経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、構成員に美術館、歴史博物館又は美術系若しくは歴史系の部門を有する総合博物館（博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に基づく登録博物館若しくは同法第29条に基づく博物館相当施設、又は文化財保護法（昭和25年法律第214号）第53条第1項但し書きに基づく公開承認施設、その他、文化庁長官が認める施設。）を含む実行委員会等とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業（これらの事業を実施する上で必要な調査研究を含む。）とする。

なお、日常的に行うことが予定されている博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示する等の事業については対象外とする。

(1) 地域とともにある美術館・歴史博物館

- ①地域との共働による地域文化活動
- ②地域へのアウトリーチ活動
- ③ボランティア交流
- ④その他、地域とともにある美術館・歴史博物館に資する事業

(2) 地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館

- ①外国人利用のための環境整備
- ②国際会議の招致・開催
- ③海外の美術館・歴史博物館との交流
- ④その他、地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館に資する事業

(3) 人材育成に貢献する美術館・歴史博物館

- ①大学と連携した世界で活躍する文化人材育成プログラムの開発
- ②社会人のための学習講座の実施
- ③学校と連携した地域文化の担い手の育成
- ④その他、人材育成に貢献する美術館・歴史博物館に資する事業

(4) 新たな機能を創造する美術館・歴史博物館

- ①他分野との連携・融合による活動
- ②文化財の新たな保存管理の手法の開発
- ③日本文化・地域文化の海外への発信
- ④その他、新たな機能を創造する美術館・歴史博物館に資する事業

4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

(1) 主たる事業費

- ア 地域とともにある美術館・歴史博物館に要する経費
- イ 地域のグローバル化拠点としての美術館・歴史博物館に要する経費
- ウ 人材育成に貢献する美術館・歴史博物館に要する経費
- エ 新たな機能を創造する美術館・歴史博物館に要する経費

(2) その他の経費
事務経費

5. 収入

補助事業の遂行により収入（補助金を前払い、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売払代等を含む。）を生じた場合は、その分を補助対象経費から差し引くものとする。

6. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

4 地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業費 国庫補助要項

〔平成25年5月15日〕
〔文化庁長官決定〕

1. 趣旨

この要項は、文化遺産地域活性化推進事業実施要項（平成25年5月15日文化庁長官決定）により策定される計画に基づき、地域の特性を活かした、史跡、名勝、天然記念物（以下「史跡等」という）及び埋蔵文化財の総合的な公開活用を推進するために必要な経費について国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

2. 補助事業者

補助事業者は、史跡等の所有者又は文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第113条若しくは法第172条の規定により史跡等の管理を行うべきものとして指定された管理団体及び地方公共団体その他の法人とする。

3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために行う次に掲げる事業とする。ただし、（1）ア～オの事業を行おうとする場合には、（1）（3）に掲げるもののうち6つ以上を選択するものとする。

（1）史跡等の総合的な公開活用のための整備に係る事業

- ア 史跡等の全体像を認識できるような復元的整備（生態系の復元的整備を含む）
- イ 史跡等の往時の姿をしのばせる歴史的建造物の復元
- ウ 史跡等の実物遺構等を見るために必要な保存展示施設の設置
- エ 史跡等の野外観察等のための施設の設置
- オ 史跡等のオリエンテーション及びガイダンス、体験・活用等のために必要な施設の設置
- カ ア～オで設置した施設等の改修
- キ 史跡等における便益施設（休憩施設・便所等）の設置・改修、管理運営施設の設置・改修
- ク 史跡等の公開活用上必要と認められる遺構等の調査、環境整備
- ケ 史跡等の公開活用上必要と認められる重要な構成要素をなす建造物等についての耐震診断及び耐震対策等
- コ 史跡等の公開活用上必要と認められる重要な構成要素をなす地形について行う土砂災害の防止等の措置

- (2) 埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業
 - ア 埋蔵文化財センター（埋蔵文化財の調査、出土文化財等の整理、収蔵、展示等を主として行うために必要な施設）の収蔵・防災及び展示設備整備
 - イ 埋蔵文化財の公開を目的とした展示施設（以下「埋蔵文化財展示施設」という。）の展示設備整備

- (3) 史跡等及び埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業
 - ア 史跡等及び埋蔵文化財の案内板・説明板等の設置
 - イ 史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な広報・資料の作成及び配信に関する事業
 - ウ 史跡等及び埋蔵文化財を理解するための体験学習会・講演会・シンポジウム・公開講座等の公開・普及啓発事業
 - エ 史跡等及び埋蔵文化財の公開活用のために必要な台帳の作成・更新及び報告書が刊行された埋蔵文化財（出土品・記録類）の分類・再分類・収納・再収納等
 - オ 史跡等及び埋蔵文化財を理解するために必要な模型等の製作

4. 補助対象経費

(1) 主たる事業費

- ①史跡等の総合的な整備に係る事業
 - ア 史跡等の復元的整備工事経費
 - イ 歴史的建造物等の復元工事経費
 - ウ 遺構等露出保存展示施設設置工事経費
 - エ 野外観察施設設置工事経費
 - オ ガイダンス等施設設置工事費
 - カ 設置施設等改修工事費
 - キ 遺構等模型設置工事経費
 - ク 便益施設等設置・改修工事費
 - ケ 遺構等調査、環境整備等経費
 - コ 建造物等耐震診断、耐震等対策経費
 - サ 土砂災害防止対策工事等経費
- ②埋蔵文化財の公開及び整理・収蔵等を行うために必要な設備整備に係る事業
 - ア 埋蔵文化財センター設備整備経費・附帯工事経費
 - イ 埋蔵文化財展示施設設備整備経費・附帯工事経費
- ③史跡等及び埋蔵文化財の普及・啓発に係る事業
 - ア 案内板・説明板等設置経費

- イ 広報・資料作成及び配信等に要する経費
- ウ 体験学習会等に要する経費
- エ 台帳作成等に要する経費
- オ 模型等製作経費
- ④設計料及び監理料
- ⑤その他の工事経費

(2) その他の経費

事務経費

5. 補助金の額

補助金の額は、次に掲げる場合を除き、補助対象経費の50%とする。

- ① 当分の間、補助事業者が沖縄県内に所在する者である場合にあっては、補助対象経費の80%とする。
- ② 当該年度の前々年度の財政力指数（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条及び第21条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条及び第21条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値）が1.00を超える都道府県又は指定都市にあっては、財政力指数の逆数（調整率）を補助金の交付額に乗じた額とする。

(別紙)

種	対象経費の区分	項	目	目の細分	説明
地域の特性を活かした史跡等総合活用支援推進事業	主たる事業費 史跡等の復元的整備・改修工事経費 歴史的建造物等の復元・改修工事経費 遺構等露出保存展示施設設置・改修工事経費 野外観察施設設置・改修工事経費 ガイダンス等施設設置・改修工事経費 遺構等模型設置工事経費 便益施設等設置・改修工事経費 遺構等調査、環境整備等経費 建造物等耐震診断、耐震等対策経費 土砂災害防止対策工事等経費 案内板・説明板等設置経費 模型等制作経費	本工事費	委託料 工事請負費 原材料費 共済費 賃金 報償費 旅費 需用費 役務費 使用料及び損料 備品購入費	〇〇試験委託	遺構等調査委託 映像ソフト作成等 除草整地など比較的簡単な作業 直営で実施する遺構調査人夫 整備事業専門技術指導 事前遺構調査委嘱の場合の謝金 パンフレット等
				〇〇調査委託	
				〇〇測量委託	
				〇〇作成委託	
				請負費	
				工事材料費	
				労災保険	
				〇〇保険	
				土工賃金	
				発掘調査員賃金	
遺物整理賃金					
〇〇委員謝金					
普通旅費					
特別旅費					
費用弁償					
印刷製本費					
消耗品費					
燃料費					
光熱水料					
通信運搬費					
手数料					
借料及び損料					
〇〇損料					
視聴覚等機器					
展示機器					
埋蔵文化財センター設備整備経費 埋蔵文化財センター附帯工事経費 埋蔵文化財展示設備整備経費 埋蔵文化財展示施設附帯工事経費	収蔵設備工事 防災設備工事 展示設備工事	工事請負費 備品購入費 工事請負費 備品購入費 工事請負費 委託料 需用費 備品購入費	請負費	収蔵用機器 防災機器 請負費 〇〇作製委託 消耗品費 視聴覚等機器 展示機器	
			収蔵用機器		
			請負費		
			防災機器		
			請負費		
〇〇作製委託					
消耗品費					
視聴覚等機器					
展示機器					
広報・資料作成及び配信等に要する経費	広報・資料作成及び配信等経費	報償費	教材作成謝金 原稿執筆謝金		

			旅費 需用費 備品購入費 委託費	教材等作成費 消耗品費 印刷製本費 紹介ソフト製作委託費 発信システム開発委託費	
	体験学習会等に要する経費	体験学習会等事業 開催経費	賃金 共済費 報償費 旅費 使用料及び賃 借料 役務費 委託費 請負費 需用費 備品購入費	〇〇賃金 労災保険 〇〇保険 講師等謝金 原稿執筆謝金 会場整理等謝 金 普通旅費 特別旅費 費用弁償 〇〇借上料 通信運搬費 保険料 〇〇委託費 〇〇請負費 教材等作成費 消耗品費 印刷製本費	会場整理員・補助者等 展示器具・会場・機材・車両等 参加者傷害保険・ボランティア保険料等 レプリカ・教材等製作、会場等設営造作等 同上
	台帳作成等に要する経費	台帳作成等経費	賃金 共済費 使用料及び賃 借料 委託費 需用費	〇〇賃金 労災保険 〇〇保険 〇〇借上料 〇〇委託費 消耗品費	消耗品等
	設計料及び監理料	設計料及び監理料	委託費	設計監理費 〇〇委託費	
その 他の 経 費	事務経費	事務費	旅費 需用費 役務費 使用料及び損料	普通旅費 特別旅費 費用弁償 消耗品費 印刷製本費 光熱水料 通信運搬費 手数料 借料及び損料	連絡旅費 指導監督旅費 文具等 工事報告書印刷等 打合会会場借料

V 博物館に関連する答申，建議，報告等

1 社会教育施設の整備について

〔昭和29年2月16日〕
〔社会教育審議会建議〕

国家の再建が社会教育の振興にまつ所は極めて大であるにもかかわらず、社会教育施設として重要な機能をもつ公民館、図書館、博物館等の諸施設が、貧困、不備のまま放置されていることは誠に遺憾である。即ち、昭和28年度予算として内示されたところにおいても、社会教育施設運営費補助額はわずかに3,850万5千円にすぎず、更にその建築費補助にいたっては1,000万円を認められたのみであって、予定された7ヵ年整備計画は全面的にほうかいする実情にある。しかも、諸施設の建築にあたっては地方公共団体並びに社会教育関係者の一致した念願にもかかわらず、今日なお起債の対象として認められていないため、これら諸施設拡充が全面的に阻止されている現状である。このままにして放置する場合、社会施設の機能の発揮は勿論国民道義の高揚も生活文化の向上も期して待つべくもないことは明らかである。

よって、ここにこれが打開方策として次の3点につき万全の措置を講ぜられるよう建議する。

記

1. 社会教育施設運営費補助額の増額
2. 社会教育施設建築費補助の増強
3. 昭和28年度における社会教育施設の建築に対する起債の確保

2 社会教育施設振興の方策はいかにすべきか [関係部分]

〔昭和31年3月28日〕
〔社会教育審議会答申〕

諮問第7号

社会教育施設振興の方策はいかにすべきか

答申 社会教育の振興は公民館、図書館、博物館等の施設にまつところがきわめて大きい、これら施設が真に人間教育の場として役立ち国民文化の進展に寄与できるためにはそれらが充分にその機能を発揮できるような状態におかれていることが必要である。しかるにわが国の社会教育施設の現状はまことに貧弱であり、それが活潑な活動を展開するためには職員、建物、設備等に幾多の改善整備を要する実状である。したがって、とくに同種の施設間の連携はもとより各種施設間の合理的な配置、相互援助、総合調整、共通課題に対する総合対策の実施等によって職員、資料等の不足を補い、その機能を強化することが極めて重要である。今日問題になっている「青少年教育」についてもこれら施設が相互に提携し、創意工夫を加えて積極的な活動を展開すればその成果には必ず著しいものがあると考えられる。さらに原状においては、関係法令の整備をはじめとしてその充実に画期的な行財政措

置を講ずる必要が痛感されている。

以上のような理由によって、本審議会は各施設毎に次の通りその振興の方策を答申する。

記

1. 公民館（略）

2. 図書館（略）

3. 博物館

(1) 登録制度の合理化

現行博物館法における登録制度においては、博物館の設置主体及び博物館の教育委員会所管などについて法的に限定しすぎており、このことがわが国の各種の博物館の教育活動を助長し博物館の総合的な発展を促進する上に極めて大きな障害となっている。

従って、博物館の特性及び将来の発展に資するよう実態に則して、博物館の設置主体の拡大及び博物館の教育委員会専管規定の緩和などこれに伴う登録制度を合理化して、博物館の体系を整備し特に、国立の博物館を含めて博物館の総合法としてその法的体制を整備することを強く要望する。

(2) 学芸員資格制度の改善

博物館に置かれる専門職員としての学芸員の任務は博物館の目的を実現するために最も重要なものであって、博物館の教育活動の中核となるものである。従って、学芸員の資格設定及び賦与に当たっては、特に慎重な考慮を払い、その資質の確保並びに向上について適切な措置が行われなければならない。以上の見地から現行学芸員資格制度を考察すれば、特に、現職者に対する資格賦与制度は改善する必要がある。

即ち、短期間の講習による資格賦与のあり方は、学芸員としての専門知識及び技術の修得には不当であり、特に、分化された専門分野についての学識経験は全く閑却されている。これらの諸点を改善するため、従来の講習は廃止し、これに代って学芸員にふさわしい専門知識及び技術並びに実際経験を適切に評価し得るような国の資格認定制度を研究すべきである。これが、全国に散在する博物館の職員の現状から考慮しても、また学芸員の資質を向上するためにも適切な方法と考えられる。

大学の博物館科目の修得による学芸員の養成は今後共助成されるべきであるが、当該科目修得後所定の経験年数を加味することが必要と思われる。

(3) 博物館相当施設指定の明確化

現行の博物館相当施設の文部大臣の指定制度は、博物館の教育活動を助長する上に非常な効果を収めている。しかし、この指定は、現行法附則規定の中において、学芸員の暫定資格賦与に関連して設定されているので、指定施設が現在のように各種の特典を与えられている点から考慮して、当該指定はその規定の趣旨から明確さを欠いている。従って、名実ともに博物館に相当する施設として指定できるよう法的根拠を明確にし、その体制を整備することが必要だと思われる。

(4) 補助金の確保とその増額

現行の博物館施設費及び設備補助金は、地方博物館の維持、育成の大きな支柱となっている実情にかんがみ、この補助金を確保するとともに、更に増額されるべきである。特に博物館設備費補助金の補助対象経費としては、更に展示及び調査研究費等を加え、博物館活動の促進に資するよう改める必要がある。

3 科学技術教育の振興方策について〔関係部分〕

〔昭和32年11月11日〕
〔中央教育審議会答申〕

(略)

第4 社会教育における科学技術教育について

国民の間に科学技術尊重の思潮を育成し、また、科学技術に関する知識・技能を普及向上させるためには、学校教育における科学技術教育と並んで社会教育が大きな役割を果すものであることはいうまでもない。

したがって、社会教育においては、社会生活・家庭生活に必要な科学的知識・技能を普及向上させることを目標として、次のような対策の講ぜられることが必要である。

1. 国民の科学知識・技能の向上を図るために、現行の科学講座・科学関係の社会通信教育の内容・方法（特に実験・実習）等を充実してその振興を図ること。
2. ラジオ・テレビ（特に教育テレビ）が科学技術知識の普及・向上においても果す大きな機能に着目し、それらの番組の編成にあたっては、科学技術教育に関するものを奨励するとともに、公民館等の社会教育施設に対してラジオ・テレビその他科学知識・技能の普及向上に資する設備の増設を図ること。

また、科学知識・技能に関する映画・幻灯・録音教材の製作・利用も同様の趣旨から、大いに奨励助成すること。

3. 科学博物館の設置を奨励するとともに、内容の充実および運営等については、諸外国における好例をも参考として、さらに検討の上改善すること。
4. 科学技術教育の普及・振興は、一般国民とりわけ青少年に対して行われることがたいせつであるから、特に青年学級等における科学技術教育の充実を図ること。

以上の対策が効果をあげるためには、関係各方面の社会的な理解と協力がまたなければならないことに留意して、運営上の適切な処置が講ぜられる必要がある。

(以下略)

4 急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について [関係部分]

[昭和46年4月30日]
社会教育審議会答申]

(略)

第1部 社会的条件の変化と社会教育

今日の社会はきわめて大きく変化し、そこに生活するひとびとは多くの問題に直面しており、そのうちには、教育の面で対処すべきものも少なくない。よつて、まずはじめに今日の急激な社会構造の変化を分析することとし、次にこれが社会教育の上でどのような課題を生んでいるかを概観してみることとする。

1 社会的条件の変化と教育

今日の社会では次のような変化が急激にすすんでおり、それに伴つて、多くの教育的課題が生じている。

(1) 人口構造の変化

年齢別人口構造の変化はきわめて激しく、出生率と死亡率の低下によつて、わが国の人口構造は急激に高齢化しつつある。このことは、高学歴化などとあいまつて、若年労働力の不足を生み出し、そのため人間能力の開発、人口の質の向上、中高年労働力や潜在労働力の活用などが要請されている。そこから、主婦の就労に伴う家庭教育不在の問題、勤労青少年の安易な離転職の問題などが生まれている。また、高齢化現象は、家庭婦人や老人によつて、長期の余暇、老後の過ごし方の問題をもたらしている。余暇を人生の充実のためにいかに有効に利用するかは、今後のひとびとによつて大きな問題である。これらの問題の解決に教育が果たすべき役割は大きい。

(2) 家庭生活の変化

近時における家族構成をみると、1家族当たりの子どもの数が少なくなつただけでなく、核家族への傾向が顕著である。しかも産業構造の変化に伴つて家庭は消費の単位となり、親子がいつしよに生活することは少なくなり、子どもが親の働く姿に接したり、自ら親とともに働くこともまれとなつた。さらに耐久消費財の普及、家事労働の軽減など各種の条件が加わつて、「マイホーム主義」、主婦就労の増大、「教育ママ」、世代の断絶、家庭の集団訓練の場としての機能の低下、消費的欲求の増大などの現象が生じ、それに伴つて多くの教育的問題が生じつつある。また、今日の家庭生活にはラジオやテレビが大きくはいり込んでおり、家庭生活や青少年の意識に大きな影響を与えつつある。これにいかに対処し、また、これを学習手段としていかに有効に利用するかが、教育にとつて大きな問題である。

(3) 都市化

今日、都市化現象がきわめて顕著であり、産業や人口が都市に集中して、いわゆる自然の喪失、

交通災害、公害などの問題がひきおこされているとともに、都市的生活様式、個人主義的意識が広く全国に拡大しつつある。これらの問題にいかに対処するかが重要となっている。それとともに巨大都市の発達や通勤形態労働の普及によつて、広域的な社会教育の展開が必要となっている。

また、都市への流入者、なかでも青少年は、その未知の新しい環境に適応できないで、都市における孤独や誘惑に負けてしまうことも多い。さらに、従来は農村で生まれ都市に流入する青少年だけが注目されていたが、新たに都市で生まれ都市で育ち、自然を知らず、郷土的意識をもたない青少年がふえつつある。このような都市における青少年の問題にいかに対処するかも、大きな教育的課題である。

なお、都市化に伴い過疎地域が増大しているが、学習機会にめぐまれないこれら過疎地域の教育の振興を図ることもますます急務となっている。

(4) 高学歴化

また、高学歴化、学歴水準の向上も著しい。高学歴化は学習意欲や学習能力の高いひとびとが多くなることを意味するので、ひとびとが要求する学習内容は当然高くなる。その反面、学校教育が負担過重に陥つたり、学校生活に適応できない学生生徒が多くなつたりすることもある。したがつて、社会教育は、学校教育と連携協力関係を密にし、その内容や方法を高度化するとともに、この傾向から取り残されたひとびとの教育の問題をどう解決するかということにも真剣な配慮を払うべきである。

(5) 工業化・情報化

技術革新が目まぐるしく進み、第1次産業人口の減少、第2次、第3次産業人口の増大など就業構造が変化するとともに、巨大組織が発達してきている。このような工業化がますますすすんでいくにつれて、組織の歯車、機械の番人、孤独な群集などの言葉で表されるような人間疎外の問題も深刻化してきている。一方、新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどのマスコミの発達はまことに著しく、情報化社会と称される現象が生じ、ひとびとが情報の洪水、流行の支配に圧倒されて個性と自我を喪失する傾向がみられ、さらに、価値観の混乱や対立が個人にも社会にも現われている。

(6) 国際化

工業化が進行してわが国の経済水準が上昇するとともに、国際的な地位や責任も高まり、交通・通信手段の画期的発達ともあいまつて、政治・経済・文化等あらゆる分野において、国際的なつながりがますます強まってきた。今や国民の生活は一国のわくを越えて、世界の各国と直接・間接に結びつく面が強くなってきた。こうして、物の面でも、人の面でも、価値・情報の面でも、国際的な交流、影響、協力が不可避となっている現在、教育にも広く国際的な視野からの配慮が求められている。

2 生涯教育と社会教育

(1) 社会の変動と生涯教育

今日の激しい変化に対処するためにも、また、各人の個性や能力を最大限に啓発するためにも、ひとびとはあらゆる機会を利用してたえず学習する必要がある。とくに社会構造の変化の一面としての寿命の延長、余暇の増加などの条件を考えるなら、生涯にわたる学習の機会をできるだけ多く

提供することが必要となっている。また変動する社会ではそれに適応できない人も多くなり、変動に伴って各種の緊張や問題が生じており、これらに伴い、ひとびとの教育的要求は多様化するとともに高度化しつつある。こうした状況に対処するため、生涯教育という観点に立つて、教育全体の立場から配慮していく必要がある。

生涯教育の必要は、現代のごとく変動の激しい社会では、いかに高度な学校教育を受けた人であっても、次々に新しく出現する知識や技術を生涯学習しなくてはならないという事実から、直接には意識されたのであるが、生涯教育という考え方はこのように生涯にわたる学習の継続を要求するだけではなく、家庭教育、学校教育、社会教育の三者を有機的に統合することを要求している。

しかしながら、きわめて急速かつ大規模な社会変動のもとで、教育が社会について行けないという面もあれば、社会に対して先導的役割を果たしえないという面もみられる。また家庭教育、学校教育、社会教育の三者が有機的関係を見失い、学校教育だけに過度の負担や期待をかけたりするという傾向もある。三者の関係では、非効率や重複が生じることもあれば、いずれもが取り上げていないことがらもある。今日、あらゆる教育は生涯教育の観点から再検討を迫られているといつてもよい。

(2) 生涯教育と社会教育

生涯教育では、生涯にわたる多様な教育的課題に対処する必要があるので、一定期間に限定された学校教育だけではふじゅうぶんとなり、変化する要求や個人や地域の多様な要求に応ずることができる柔軟性に富んだ教育が重要となる。したがって、生涯教育においてとくに社会教育が果たすべき役割はきわめて大きいといわなければならない。なお、社会教育は、単に変化に順応するだけでなく、さらに人間性を積極的に育て、社会における先導的役割を果たすべきである。

しかも、今日、経済水準の向上による経済的余裕と時間的余暇の増大、学校教育の普及による国民の学習能力や学習意欲の向上と学校や教師の増加、社会の情報化に伴う学校外の教育的影響力や教育手段の増大など、社会教育の普及発達にとって、これを適切に利用するなら、有利に作用する条件も大きくなりつつある。

(3) 社会教育の意義

社会教育というとき、往々にして青年団・婦人会などの団体や、公民館・図書館などの施設や学級・講座などの活動だけが思い浮かべられることが多い。また、教育という言葉のもつ語感から、なんとなく、講義などの受け身の形態や堅い内容だけが連想されることもないとはいえない。

このような従来からの諸活動が社会教育として今後も重要な役割をもつことは変わらないが、このような狭い範囲だけに社会教育を限定する考え方では、これからの変化の激しい社会における社会教育への期待にこたえることはできない。今後の社会教育は、国民の生活のあらゆる機会と場所において行われる各種の学習を教育的に高める活動を総称するものとして、広くとらえるべきである。

社会教育の対象は、少年から老人までを、そのレベルは日常的、基礎的なものからより高度なものまでを、方法は、ひとりで本をよんだり、テレビの教養番組をみたりする個人学習から、友人と討論したり、グループでスポーツを楽しむというような集会・集団学習までを、また、内容は、知的な面から体育・文化活動までをそれぞれ含むものとして、広く理解する必要がある。

しかし、社会教育の範囲を広くとらえるといつても、いつさいの学習活動が、即社会教育である

ということではない。社会教育の概念には、ひとびとの学習意欲や学習活動とそれらを教育的に高めようとする作用との相互関係が内在することを忘れてはならない。

3 生涯の各時期における社会教育の課題

上に述べたように社会教育を広くとらえるならば、今日、その機会はきわめて多いということもできる。しかし、それが地域的に偏在していたり、学習意欲の不足からじゅうぶんに利用されなかつたり、内容が満足されえないものであつたりするという傾向がある。また、非教育的な影響力が強すぎて、社会教育がこれに対処しえないという傾向もある。このような傾向を考えるなら、今日、社会教育に積極的な学習意欲をもって参加するひとびとは必ずしも多くはないし、また、その機会がじゅうぶんに提供されているとはいえない。社会教育の基礎はひとりびとりの自発的な学習意欲であるから、社会教育を振興するためには、以上のような傾向を是正し、ひとびとの自発的な学習意欲を喚起し、その意欲をみたくするような学習の機会や場をできるだけ豊富にしなくてはならない。

社会教育の豊富な機会を効果的に提供するためには、まず、ひとびとが生涯の各時期にいかなる問題に直面しその問題解決のためにいかなる学習を必要とするかを明らかにして、ひとびとの学習要求をくみとる必要がある。

(以下略)

第2部 社会教育振興の方向

(略)

1 社会教育の内容

(1) 内容の現状

ア 要求されている内容

社会教育における学習内容は、学習を行なう者の立場や要求の多様性に応じ、広範多岐にわたるものである。一般的にいえば、娯楽、小説、音楽、ニュース、レクリエーション、スポーツなど、いわゆる勉強とか学習とかとしてはふつう意識されず、努力をあまり必要としない「やわらかい」内容が好まれているが、他方、系統的で高度な内容や、積極的な身体活動、団体訓練などが好まれつつあるという傾向もしだいに大きくなつてきている。たとえば、大学その他の提供する開放講座・講演会への参加、各種集団への加入、各種学校・社会通信教育・講習会の利用などの状況や、各省庁の行なっている教育的事業や企業内における教育事業などの内容を見れば、今日、多様で高度な内容が要求され、系統的、意識的、積極的な学習が要求されつつあることは否定しがたい。

イ 提供されている内容

現在行なわれている社会教育に関し、その全体について量的に把握し、その内容分析を行なうことは困難であるが、それらの内容を一応分類して整理すれば、「教養・趣味に関するもの」「体育・レクリエーションに関するもの」「家庭生活・家庭教育に関するもの」「職業・生産に関するもの」「市民生活・国民生活に関するもの」「その他」などきわめて広い領域にわたっている。

(2) 社会的条件の変化と内容

今日、科学文明の高度の発達や社会の組織化・大衆化の傾向により、ともすれば人間性が失われ

がちとなり、真に人間らしい生き方をすることが妨げられるようになってきている。したがって、これからの時代は、世界や人間についての深い洞察のもとに自らの人間性を回復し、生きがい求めて、時間的・経済的余裕を人生のより豊かな充実に活用し、社会の高度化や分業に伴う人間の断片化、画一化、受動化の状況に対処し、緊張からの解放を図ることが必要になってくる。もちろん今日の急激な社会の変化に応じるためには、社会教育の内容は固定的に考えられてはならない。すなわち社会教育の対象が、年齢または立場に即して多様化し、これに応じて教育内容も多彩なものとなり、高度化することに留意しなければならない。

しかしながら、概括的に言えば、今後拡充を図っていく必要がある社会教育の内容として、およそ次のようなものが考えられよう。

ア 教養の向上、情操の陶冶に資する教育

人間性の回復のためには、教養を高め、情操を養って精神的なうおいをもたらす、豊かな個性の実現に努めるべきである。とくに偉大な芸術文化や文化財に接して心の豊かさを養ったり、自然や社会に対する科学的知識を深めて、それに対する理性的、積極的な態度を養ったりすることがたいせつである。

また、自ら進んで学習し創作するという積極的な態度そのものが、自己の主体性を高める道でもあることに、留意する必要がある。

イ 体育・レクリエーションに関する教育

都市化し、機械化する現代においては、ともすれば積極的な身体活動や仲間との共同生活が少なくなる傾向があるので、体育・レクリエーションを一段と充実させ、また自然との交流を重視する必要がある。

ウ 家庭教育の振興、家庭生活の向上に資する教育

社会全般における価値体系の混乱、学校教育へのかたよつた期待と依存、核家族化、子どもの数の減少等による家庭のあり方の変化などは、一方において、親の権威や自信を喪失させ、他方において、青少年に対する過保護傾向の増大、集団訓練の機会の減少等、家庭の教育機能のゆがみをもたらしている。

このような時代にあつては、親が家庭における子どもの教育のあり方についての正しい理解をもち、現代にふさわしい家庭の教育機能を確立することが求められるので、子どもの教育に関する両親の学習が積極的に進められなければならない。また、家庭が人間生活の基盤であることにかんがみ、家庭生活のあり方についての学習を深め、家庭生活の向上を図ることが重要である。

エ 職業に関する知識・技術の向上に資する教育

技術革新の進展、就業構造の変化等によつて、専門的・技術的職務や管理的職務の増大、農村から都市への人口移動、農業労働にない手の変化、農業技術や農業経営の近代化、中高年齢者の労働力の活用、婦人の能力開発とその活用等、社会教育が関連をもつさまざまな問題が生まれてきた。

このため、経営者をふくむ専門的職務に従事している者の現職教育、有職者の職業資質の向上に関する教育、勤労青少年に対する教育、農業等の従事者および後継者に対する教育、成人の転職・再就職に関する教育、家庭婦人の就労に関する教育等、職業に関する知識・技術の教育は、これからの社会教育において拡充されなければならない。それとともに、社会教育では、職業観を確立し、職業的能力を高めて、積極的に職場において生きがいを見いだすことを助けるという観点も忘れてはならない。

オ 市民意識・社会連帯意識の醸成に資する教育

工業化、都市化の進行等によつて、市民相互のつながりが弱まり、ともすれば社会や政治への無関心ないしはそれから逃避する態度や、いたずらに自己の立場や権利のみを主張する風潮が生まれていることは、否定できないところであり、社会生活のさまざまな場面で種々の摩擦を生じている。

このような事態に対処し、社会の構成員としての自覚をもち、権利と義務の正しい認識のもとに、よりよい地域社会の形成に積極的に参加し、また、国土と民族に対する愛情をもつて国家・社会のあり方に深い関心をもつ、公民としての人間を形成していくことがたいせつである。

カ 国際性の啓培に資する教育

わが国と世界との関係が密接になるにつれて、世界や平和に対する理性的な認識や国際感覚の必要も大きくなってきている。ともすれば偏狭な島国根性と必要以上の外国崇拜とに陥りがちであつた国民が、諸外国の実態を理解し、世界に対して独自の貢献をすることが要請される。したがつて、これからの社会教育においては、国際的な知識や感覚を養成し、国際理解・国際協力の学習の促進を図るとともに、日本文化の特性に対する正しい認識と誇りをもつことが肝要である。

2 社会教育の方法

(1) 方法の現状

ア 学習の形態

学習には、複数のひとびとが集合して進める形態と、個人で進める形態とがある。前者はさらに、学習のねらいや主題に応じて、希望者がそのつど自由に参加する集会的性格のものと、参加者の集合が組織的であつて、それ自身が教育的意義をもつ集団的性格のものに分けられる。講演会、音楽会、映画会等は前者に属し、グループや学級・講座、青年の家の宿泊訓練などは後者に属している。

また、個人ですすめる学習にも2つの態様がみられる。そのひとつは、図書、雑誌、放送などひとりで入手できる学習媒体を用いて、ひとりびとりがそれぞれの場で任意に行なう個人学習である。通信教育はこの種の個人学習の一例で、通信によつて指導を受けつつ学習を進めるところに特色がある。個人学習のいまひとつの態様は、個人で施設を利用してすすめる学習である。各人の当面している問題の解決を図るために図書館や博物館に行つて資料を利用したり、展示会に出かけて考え方のいとぐちを発見したりするなどの学習は、この態様の学習といえる。

イ 学習の方法と媒体

学習の方法には、従来から行なわれてきた講義、講演のほか、各種の討議法や読書、実習・実験、演示、劇化、見学、調査、資料の自作、スポーツの練習・競技などの多彩な方法があげられる。

なお、社会教育においては、学習で使用される媒体が大きな役割を果たしている。学習の媒体としては、従来の印刷媒体が最も広く用いられているが、戦後、映画やスライドがさかんに導入され、その後もすぐれた機能をそなえた各種の視聴覚媒体（オーバーヘッド投映機、録音機、ラジオ、テレビ、VTR等）が利用されるようになった。

(2) 社会的条件の変化と方法

これからの国民生活の動向や社会的条件の変化を考慮するとき、方法の面には次のような課題が

指摘される。

ア 学習意欲の高揚

近年、ひとびとの学習への意欲はしだいに高まっているが、それは高学歴者で専門的職業に従事している層に著しい傾向であり、学習に無関心なひとびとが少なからず残されている。したがって、すべてのひとびとが学習活動に参加しうるように、各種の学習の機会についての情報を提供するとともに、学習方法や媒体を活用して、学習意欲の高揚を図ることが必要である。なお、技能審査等の制度が、ひとびとの学習意欲を高揚し継続させるのに果たす役割の大きいことにかんがみ、その拡充を図ることが望ましい。

イ 個人学習の促進

今後ひとびとの要求する学習内容がいつそう多様化し、また、個性の伸長を図ることが重要になることなどから、個人学習の必要性がますます増大してくる。このため、個人学習に応じうる教育放送、社会通信教育および各種の社会教育施設の役割はますます大きくなる。教育放送は、家庭や職場に対して直接に音声や映像による学習媒体を提供する点に特色をもち、社会通信教育は、学習者がそれぞれ自己のペースで学習を進め、かつ指導者と個別のコミュニケーションを可能にするところに特徴を有する。今後、これらに対するひとびとの認識を高め、その普及を図るとともに、その充実改善を促進する必要がある。また、社会教育施設については、個人の相談に応じうる体制の確立など、個人学習を容易にする諸方法を拡充する必要がある。

ウ 集会学習の拡充

集会的性格の学習では、すぐれた講師を招へいすることができ、また、学習が集中的に進められ、必要な学習媒体等を活用することもできるので、専門的な知識・技術を習得する学習に適している。この点、個人学習では得られない教育効果も期待できる。したがって、今後、内容、形式ともに多方面にわたって集会的性格の学習の拡充を図る必要がある。とくに、学校開放講座は、大学および高等学校等がその教育機能を社会に向けて開放するもので、集会的学習の一形態であるが、高度の専門的な学習要求に深くこたえうる点に特色があるので、その振興を図ることが望ましい。

エ 集団学習の拡充

集団的性格の学習は、参加者に、行動や実践につながる問題について共同で取り組ませ、共通の問題に注意させ、共通の意識を育てることに意義がある。グループ、団体、学級などで行なわれる学習は、それらが集団的性格の学習である点に独自の意義をもっている。また、スポーツ、レクリエーションなどは多くの場合、集団活動によつてはじめて可能となる。都市化の進行に伴って、ひとびとがしだいに連帯感を見失いつつある中で、今後、いよいよ集団的性格の学習を充実する必要がある。

オ 学習媒体の活用

今後の社会教育においては、できるだけ広い層の参加を促すことが要請されるが、他面、より高度の内容を提供することも必要となってくる。この点に関して注目されるのは、視聴覚的な学習媒体のもつ教育機能である。これらの媒体の活用によつて、学習への動機づけを有効に行なったり、学習内容を興味深くしかも理解しやすい形で解説したり、最新の情報や資料を提供したりすることが可能であり、さらに講義や講演等そのものを空間的に拡大して多数の人に提供することもできる。

最近では、各種の教育機器を総合的に活用して学習の効果を高めようとする教育工学の研究も

さかんになりつつあるので、こうした動向にもつねに注目し、積極的にこれを取り入れることが必要である。

(以下略)

4 社会教育に関する施設

(1) 施設の現状

ア 施設の種類

社会教育に関する施設は、社会教育活動の内容や方法が多様であるのに対応して多種にわたっている。また、設置者は公共団体だけでなく、民間団体や私人もあり、施設の利用範囲も近隣住区を中心とするものから、より広域的なものまでさまざまである。

社会教育に係る施設を設置の目的からみると、公民館、図書館、博物館、体育館、青年の家等のように、もっぱら社会教育活動を目的として設けられた施設と、学校教育施設、厚生施設、職業訓練施設、農業研修施設、宗教施設、教養娯楽施設などのように、本来、社会教育のために設けられたものではないが、社会教育の推進に事実上役立つ施設とにわけられる。

社会教育に関する施設について考える場合、これらを総合的にとらえる視点が必要であるが、ここでは、前者を中心にとりあげることとする。

イ 施設の現状

わが国における社会教育施設の発展は戦後とくにめざましく、公民館、青年の家などの新しい施設が生まれ、その数も年々増加している。しかし、その絶対数は少なく、地域間の普及状況には格差がある。また、専門職員の不足、施設・設備・資料の不備、運営上の配慮の不足などのため、本来の目的にかなった活動をじゅうぶん展開できないものが少なくない。

(2) 社会的条件の変化と施設

ア 施設一般の課題

国民の学習要求の高まりに即して、社会教育施設を拡充するにあたっては、次のような課題を解決する必要がある。

(ア) 施設の計画的整備と体系的配置

施設の目的・機能・利用範囲、地域人口、交通条件などを考慮しながら、ひとびとの必要と要求に即応するように、諸施設の整備計画を樹立する必要がある。この場合、各施設が日常生活圏施設、広域圏施設のいずれに属するかに留意しながら、体系的な配置を図るべきである。また、国および地方公共団体が地域開発計画等を策定する場合には、社会教育施設の配置を織り込むとともに、それに必要な土地の先行的確保について配慮すべきである。

なお、校庭の開放その他学校の施設整備の開放の推進についても配慮する必要がある。

(イ) 施設の専門分化と総合的な施設の強化

ひとびとの学習要求の高度化、多様化に伴い、施設に対しても専門分化したサービスが要請される。この場合、人口過疎地域においては、町村単独で個々に設置することは困難であることにかんがみ、当該地域の中心地区に専門分化した施設を共同で設置する等の措置を講じ、ひとびとの学習要求に対応することが望まれる。

また、専門的施設をいくつか集めて、総合的な機能をもつ施設に統合することも必要である。他方、施設の機能の専門分化と並行して、地域のひとびとが身近に相互のつながりを深め、自

発的活動を展開できるような各機能をあわせもつ日常的総合施設の必要も大きい。

(ウ) 都市における施設の刷新・充実

都市住民の意識や生活環境に応じて、たとえば、相互連帯意識を啓培するための公民館、スポーツを楽しめる身近な小運動場や屋内体育館、青少年の豊かな人間形成のための青少年教育施設の充実など、社会教育施設の刷新・充実を積極的に進める必要がある。とくに大都市およびその周辺部においては、通勤・消費行動、余暇利用等の人口流動に対応して、中心街、事業場密集地域に文化施設等の設置を促進する必要がある。

(エ) 内容の高度化に対応する条件の整備

今後、社会教育施設にも高度の活動と魅力ある施設内容が強く要求されるので、物的条件の整備には格別の努力が必要である。また、施設の運営において職員がきわめて重要な役割を果たすことにかんがみ、各施設における専任職員の設置と増員につとめるとともに、その資質向上のための養成と研修につとめることが必要である。

(オ) 他の施設との連携強化

各種の社会教育施設が、単独ですべての活動を行なおうとして、かえってサービスの不徹底をきたしている場合が少なくない。今後、同種施設間に一定の組織を作つて事業の共同化を図り、または専門分化した施設と一般的施設との間に、あるいは広域圏の施設と近隣住区施設との間に強力な連携体制をつくつて、サービスを充実する必要がある。また、社会教育施設は、その他の関係施設と提携して経営効率の充実を期すべきである。

(カ) 公共投資などの拡大

国や地方公共団体は、これらの社会教育施設が生活環境の基盤であることを認識し、施設の建設については財政措置を強化する必要がある。

イ 施設別の課題

(略)

(ウ) 博物館

博物館は、美術館、歴史館、科学館、産業館、動物園、植物園、水族館等の名称を問わず、それぞれ実物・模型の資料を一般公衆の利用に供したり、その資料に関する調査研究を行なうもので、入館者数は近年大幅に増加し、一般の関心が増大している。しかし、多くの博物館が資料や教育機能の不足に悩んでいる。歴史、芸術、科学等に関する実物教育は知識を啓培し、情操を豊かにし、創造力を養うものであるから、博物館を単に収集品の保存・展示の場として考えるにとどまらず、わが国の未来の産業、文化、生活を創造するための学習の場としてとらえることが重要であり、次の点に留意する必要がある。

(i) 施設・設備の近代化、資料の計画的収集、補充および教育事業の充実を促進する必要がある。

(ii) 博物館の地域格差を解消するため、都道府県や大中都市はいうまでもなく、小都市や町村においても、地域事情を考慮しつつ特色のある博物館を設置する必要がある。

博物館の未設置地域については巡回展などを行ない、資料不備の博物館へは資料の豊富な博物館からこれを貸与する等、博物館間の相互協力によつて格差の是正につとめる必要がある。なお、観光事業の開発に関連して、地方公共団体や民間企業が博物館に準ずる施設を設置する傾向が増大しているが、これらの施設との連携を強化する必要がある。

(iii) 博物館と学校教育または社会教育の組織的な学習活動との結びつきを図るべきである。

学校教育との関係においては、教育課程との関連を考慮し、博物館を有効に児童・生徒に利用させ、社会教育との関係においては、社会教育施設や社会教育関係団体の教育活動に結びついて、見学、研究、学習の場として利用されるよう連絡提携につとめるべきである。

(iv) 私立博物館については、税制上の優遇措置その他の国の積極的な育成策を講ずる必要がある。

(以下略)

5 社会教育における指導者

(以下略)

(2) 社会的条件の変化と指導者

(i) 指導者別の課題

(以下略)

(i) 行政関係職員

(以下略)

(ii) 施設職員

(略)

c 博物館の学芸員

博物館には専門的職員として学芸員が置かれているが、その設置状況はきわめてふじゅうぶんで、専任の学芸員を置かない博物館が少なくない。学芸員には、博物館資料の収集・保管・研究等のため、館種に応じた専門的知識が必要とされるほか、展示において、教育的配慮を加え、集団または集会等による組織的教育活動を進めるため、社会教育に関する知識・技術に欠けてはならない。

したがって、大学における博物館学に関する講座・科目の充実など学芸員の養成制度を改善し、社会教育における指導者としての位置づけをも明確にする必要がある。また各博物館に専任の学芸員を設置し、充実するとともに、これら学芸員が博物館に定着し、専門的技術を発揮できるよう、処遇改善等の措置を講じなければならない。

(以下略)

5 地域社会と文化について

[昭和54年6月8日]
[中央教育審議会答申]

(略)

1 基本的な考え方

(文化活動の重要性)

我が国は豊かな風土に恵まれ、人々は、日々の勤労とともに、日常生活に根ざしたさまざまな文化的な活動を営み、自然と融合しつつ、情感を重んじた独自の文化を形成してきた。

今日、我が国においては、戦後の急速な経済成長によって国民の生活水準は向上し、物質的生活の豊かさは一応達成されつつあるが、一面において、心の豊かさに対する国民の要請が高まり、それに伴い文化面での対応の必要性が広く認識されるようになってきた。

いわゆる高学歴社会の進行や人口の高年齢化、自由時間の増大等を背景として、勤労者、高齢者、家庭婦人、青少年など国民の間には、教養や趣味のための学習、心身の健康のためのスポーツ、芸術の鑑賞や創作活動など、多様な文化活動に対する欲求が増大しつつある。

これらの文化活動は、国民の1人1人がそれを通じて個性を伸ばし創造性を培い、自己の向上を図ろうとする自発的な営みであって、これらの要求に対して、人間の精神生活の豊かさと調和を重視しつつ、いかに適切に対応するかは我が国の文化にかかわる基本的な問題である。

(地域社会における文化活動の意義)

国民の文化活動は日常生活に根ざしたものであるから、日常生活の基盤である地域社会と深く関連している。

地域社会においては、大都市、地方都市、農山漁村における生活様式や住民の意識などが急激に変化する一方、居住環境の重視や近隣社会の見直し、都市と農村の機能を結びつけようとする考えなど、新しい動きがみられる。

これらは、住民が温かい心の触れ合いを通じて、豊かな人間性を回復し、生きがいに満ちた生活を営んでいくことができる場の形成を重視しようとするものである。このような地域社会は、もとより住民の1人1人が互いに尊重し合い、その協力の下につくり上げていくものであるが、その際、住民の日常自発的に営む文化活動が、相互の交流を深め連帯感を育てる面を含めて、大きな役割を果たすことが期待される。

このような文化活動を盛んにするためには、行政区間や経済活動圏、通勤通学圏に必ずしもとられないで、地域住民の日常居住する場を基礎としながら、住民が多様な文化活動を展開する具体的な範囲を文化活動圏としてとらえ、その視点から諸般の施策を進める必要がある。

なお、地域社会における文化活動の在り方に関連して、個人が自主的に独りで行なう文化活動を十分尊重するとともに、地域住民が公共の文化施設等を自ら責任をもって利用する態度など、地域社会の一員として必要な教養を進んで学び合えるような場を醸成することが望まれる。

2 文化行政の視点及び施策

地域社会における文化活動に関する住民の多様な要請に適切に対応するためには、もとより民間の活力に期待される面が多いが、また、行政の果たすべき役割は極めて大きい。

国及び地方公共団体は、地域社会における文化活動の重要性を認識して、以下のような視点に立って文化活動に関する施策を拡充し、地域の特性や伝統を考慮しつつ多様な行政を展開し、住民の1人1人がその生涯の各時期を通じて自由にかつ自発的に文化活動を行うことができるよう配慮すべきである。

その際、地域社会の変化の方向を見通し、広域的な視野と長期的な展望の下に、全国的に共通する普遍的な文化の面にも十分配慮し、また、文化に関する国際的に開かれた観点をもって、諸般の施策が進められる必要がある。

(1) 文化活動圏を考慮した場の整備

人々の文化活動は日常的な生活圏から広域的な圏域までさまざまな場で行われているが、地域社会における文化活動の場としては、各種の公共施設、企業・民間の施設、学校施設が中心となり、また、道路や広場のような公共空間あるいは自然に至るまで、さまざまな場がある。施設に

については、その新設はもとより、既存施設の一層効果的な利用を工夫し、また、空間等についてはその文化的側面に留意しつつ、幅広く整備し活用するという観点が望ましい。

社会教育施設、体育・スポーツ施設、芸術文化施設など、各種の文化活動のための施設については、文化活動圏という観点を導入して配置する必要がある。例えば、日常的な文化活動圏では、住民が気軽に利用できる、多目的な機能をもつ施設を整備し、広域的な文化活動圏では、住民の多様な文化活動に対する要請にこたえて、専門分化した機能をもつ施設を整備すべきである。また、それぞれの文化活動圏においては、隣接地域の施設との有機的関連を考慮しつつ、特色ある施設を設置し、広く利用に供するような配慮が必要である。

文化活動の拠点となる施設の整備に当たっては、それらの施設に地域に対する愛着と帰属の象徴としての働きをもたせ、地域社会の振興又は再生の場とするような観点も必要である。

また、より広域的な文化活動圏の中心となる高次の施設については、文化活動の全国的な均霑^{てん}を考慮し、いわゆる文化の東京集中の傾向を改め、多極的な集積を目指して整備するような観点を導入することも必要である。

なお、これらの施設の配置に当たっては、地域の伝統や自然との調和についても十分配慮することが望ましい。

(2) 地域社会における学校開放の促進

学校はその保有する施設、教職員、情報等の面において文化活動に貢献し得る豊かな機能をもっており、今後、学校が地域社会における文化活動の面で果たすべき役割は一層高まるものと思われる。

小学校・中学校・高等学校の施設については、体育・スポーツ活動面を中心として住民への開放が既になりに進められているが、学校の教育的・文化的機能を更に効果的に生かして、地域住民の学習活動や芸術文化活動の面においても学校の開放を推進する必要がある。

その際、施設について管理・利用面での整備を行うとともに、学校の新設や改築に当たっては、文化活動の面も考慮して企画・設計上、柔軟性を加えるような工夫が必要である。なお、学校開放については、もとより、住民の1人1人が愛着をもって学校の利用に当たるとともに、学校に対する過重な負担にならないよう積極的な方策を考慮すべきであり、更に、学校開放が各学校の実情に即して地域全体として計画性をもって進められるよう留意する必要がある。

また、大学についても、公開講座の開催や体育・スポーツ施設の一般利用などが行われているが、その開放を更に積極的に進めるべきである。

(3) 民間の活力への期待

地域社会における文化活動を促進するためには、国や地方公共団体による条件整備が重要であるが、公的な制度を弾力的に運用するとともに、民間の意欲や創意を積極的に生かして、その多様な活力を発揮させる方途を工夫する必要がある。

例えば、企業・団体等のもつ施設の地域住民への開放の促進、民間資金の導入、民間の発達した情報媒体の活用、あるいは国、地方公共団体と民間とが連携・協力して施設を設置・運営する方式なども考えられる。

また、さまざまな知識・経験を有する高齢者や意欲をもつ家庭婦人等がその善意と自発性に基づいて文化活動の指導者として参加したり、あるいは芸術文化などの分野における専門家がその居住する地域の文化活動の発展に貢献し得るような仕組みを工夫すべきである。

その際、住民がこれらの人々の指導や助言を求めやすくするため指導者に関する組織的な情報を

整備し、これらの人々の研鑽の機会を充実し、また、その処遇、称号、顕彰等の方策について検討する必要がある。

(4) 文化振興のための施策

国及び地方公共団体は、地域社会における文化活動の充実・発展を図るための基本的な施策として、公共施設を整備し、文化活動に関する各種の事業を実施するとともに、文化活動に不可欠な指導者の養成・配置を図り、各種の情報提供を積極的に行うべきである。また、地域社会において自主的に文化活動を行い優れた業績を挙げている団体やグループ等の活動を一層助長するため、それらの事業に対する援助を充実する必要がある。

更に、地域社会における文化活動の在り方を検討するため特定の地域を設定し、そこでの事例や試みなどの成果を他にも広く提供して、それぞれの地域がこれらのことを通じて相互に啓発し、文化活動に関する施策を一層効果的に推進し得るような配慮も必要である。

文化活動に関する事業の援助や指導者の養成・研修、情報の提供などを行なう文化振興のための団体を設置することについて、必要に応じて立法措置を含め、検討することが強く望まれる。

なお、文化活動に関する施策については、その成果を長期的な観点から評価しつつ推進を図ることが望ましい。

(5) 文化に関する行政の責務

地域社会における文化活動は、地域住民の日常生活を基盤とするものであり、地域社会の形成に深くかかわるものであるから、地域社会と文化に関して以上に述べたような視点や施策は、広く行政の全体的視野の中で生かされ、推進されるべきものである。このことは地方公共団体の一般行政において十分配慮されるべき課題であるが、特に、地域社会における文化活動に関する行政を担当する教育委員会の責任は極めて大きい。

教育委員会は、文化活動に関する行政の重要性を認識し、そのための行政組織の整備や担当職員の充実など、その体制を整備するとともに、文化活動に関する行政と一般行政との調和・連携を図りつつ、更に積極的に文化活動に関する施策を推進する必要がある。

6 生涯教育について [関係部分]

[昭和56年6月11日]
[中央教育審議会答申]

(略)

第1章 我が国における生涯教育の意義

1 生涯教育の意義

人間は、その自然的、社会的、文化的環境とのかかわり合いの中で自己を形成していくものであるが、教育は、人間がその生涯を通じて資質・能力を伸ばし、主体的な成長・発達を続けていく上で重要な役割を担っている。

現代の社会では、我々は、あらゆる年齢層にわたり、学校はもとより、家庭、職場や地域社会における種々の教育機能を通じ、また、各種の情報や文化的事象の影響下に、知識・技術を習得し、情操

を培い、心身の健康を保持・増進するなど、自己の形成と生活の向上とに必要な事柄を学ぶのである。したがって、今後の教育の在り方を検討するに当たっては、人々の生涯の各時期における人間形成上及び生活上の課題と、社会の各分野における多様な教育機能とを考慮に入れることが必要である。本審議会が、昭和46年6月の答申において、社会環境の急速な変化の下で、今後における人間形成上の重要な問題として、生涯教育の観点から全教育体系を総合的に整備することを検討課題として提起し、また、その後、昭和52年6月、文部大臣の諮問を受けて、あらためてこの課題を取り上げたのも、このような考え方に基づくものである。

今日、変化の激しい社会にあつては、人々は、自己の充実・啓発や生活向上のため、適切かつ豊かな学習の機会を求めている。これらの学習は、各人が自発的意志に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯と通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。

この生涯学習のために、自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能を相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実しようとするのが生涯教育の考え方である。言い換えれば、生涯教育とは、国民の1人1人が充実した人生を送ることを目指して生涯にわたって行う学習を助けるために、教育制度全体がその上に打ち立てられるべき基本的な理念である。

このような生涯教育の考え方は、ユネスコが提唱し、近年、国際的な大きな流れとして、多数の国々において広く合意を得つつある。またOECDが、義務教育終了後における就学の時期や方法を弾力的なものとし、生涯にわたって、教育を受けることと労働などの諸活動とを交互に行えるようにする、いわゆる“リカレント教育”を提唱したのも、この生涯教育の考え方によるものである。

我が国にあつては、人々の教育・学習のための機会は、公的あるいは民間諸部門の努力や活力によって豊富に存在するが、生涯教育の観点からみれば、なお吟味・改善を要する部分や、相互の連携・協力をより適切に進めるべき点が少なくない。

また、我が国には、個人が人生の比較的早い時期に得た学歴を社会がややもすれば過大に評価する、いわゆる学歴偏重の社会的風潮があり、そのため過度の受験戦争をもたらすなど、教育はもとより社会の諸分野に種々のひずみを生じている。今後、このような傾向を改め、広く社会全体が生涯教育の考え方に立って、人々の生涯を通ずる自己向上の努力を尊び、それを正當に評価する、いわゆる学習社会の方向を目指すことが望まれる。

2 生涯教育と現代社会

このような認識の下に、近年なぜ我が国においても生涯教育が重視されるようになってきたかを、我が国の社会・経済的な状況に即して考えてみたい。

第1に、社会・経済の急速な変化そのものが、人々に様々な知識・技術等の習得を迫っている。すなわち、目覚ましい科学技術の進歩や経済の発展は、技術革新と産業構造の変化をもたらすとともに、社会の都市化や情報化を進めており、このような状況の下で、多くの人々が新たな知識・技術の習得や主体的な情報選択能力の涵養、都市生活への適応など種々の対応を迫られている。また、特に、国際関係が一層深まりつつある今日、我が国が将来にわたって各国との協調の下に発展していくために人々が豊かな国際性を身につけることが求められている。

第2に、人々の教育的、文化的な要求そのものが増大しつつある。我が国においては、従来から教育に対する関心は強く、また、学問をはじめ教養や趣味、技芸等を身につけることも盛んである。これに加えて、近年、物質的生活の豊かさが増し、また、国民の教育水準が向上するにつれて精神的な

豊かさに対する要求は一層高まりつつあり、これに伴い個人あるいはグループによる種々の学習活動がとみに活発になつてきている。

また、これらの活動の内容は、職業的技術・知識の習得や資格の習得、芸術・趣味・スポーツ等に関するものから、信仰・修養など深く人間の内面にかかわるものなど多種多様である。このことは、種々の変化に対応し、あるいは不変の価値を求める人々の学習意欲の現れである。

第3に、人々の多様な学習活動を可能ならしめる経済的、社会的な条件が整いつつある。すなわち、我が国においては、近年における経済成長の結果、国民の所得水準は逐年向上し、家計にゆとりをもたらし、それによって種々の教育的、文化的な要求が増大する一方、その充足を可能ならしめるに至つたのである。

また、家庭における子供の数の減少や家事労働の軽減、職場における労働時間の短縮あるいは寿命の延長などに伴い、自由時間が増大しているが、このことも多様な学習活動を可能にしてきた理由の1つである。

第4に、以上述べたような人々の個人的な学習上の必要性ないし可能性と並んで、今後、我が国が自由な生き生きとした社会を維持し、その一層の発展を図る上からも、適切な社会的な対応が求められている。

今日、青少年の生活意識に見られる著しい個人生活への志向は、しばしば社会に対する無関心に連なり、また、人々の公共心、地域社会における連帯意識の希薄化が指摘されるに至っている。加えて、急速な高齢化社会への進行に伴う種々の課題が生じている。このような状況に対処し、今後、人々が自由に自立しつつ、しかも広い社会性を身につけ、相互の思いやりと生きがいに満ちた、活力ある社会を築いていく上において、適切な教育的対応が要請されているのである。

第2章 我が国の生涯教育に関する状況と今後の課題

1 生涯教育に関する状況

我が国においては、国民の多様な学習意欲の高まりや教育に対する強い関心・要求に対応して、それを充足する様々な学習機会が提供されている。

まず、社会における最も組織的、計画的な教育機能として、幼稚園から大学に至るまでの学校があり、さらに、職業や実際生活あるいは教養向上のために専修学校や各種学校がある。

次に社会教育として、各地域において住民の学習要求や地域の特性に応じた各種の学級・講座・芸術文化活動・体育・スポーツ活動あるいは奉仕活動など多種多様な事業が推進されているほか、各種の通信教育も行われている。

また、勤労者のための職業教育・訓練の場としては、公共職業訓練のほか、企業内教育・訓練をはじめとする職場の内外における現職教育が盛んである。

さらに、新聞、放送、出版などの各種の情報媒体を通じての教育・文化活動や、近時都市を中心に発展しつつある民間の教育・文化事業があり、また教養、趣味、スポーツなどにかかる個人教授所も多く見られる。

最近では、各地で、それぞれ地域の特性を生かした生涯教育への意欲的な取り組みが進められている。例えば、教育・文化施設の面では、特色ある公民館、図書館、博物館、文化会館などを新設したり、あるいは一部の都道府県で広域的な学習事業、研修、情報提供など各種の機能を備えた生涯教育センターなどの総合的な社会教育施設を設置するなど、積極的な施設も見られる。また、既存の施設

を活用するための工夫・努力も払われており、小学校、中学校、高等学校などの施設が、住民の体育・スポーツ活動や文化活動のための場として提供されつつもあるのもその現れである。

2 今後の課題

我が国には、前述のように、従来から様々な学習機会が幅広く存在しており、人々の学習意欲も盛んである。

しかし、生涯教育の考え方に立って我が国の教育の状況を見ると、今後の望ましい方向として、なお種々の改善を要する点が指摘される。

本答申では、人の生涯をおおよそ、①成人するまでの時期②成人期及び③高齢期に分けてこれを考察するが、まず、ここでは教育機能の領域別の課題及び学習のための条件整備の課題について述べ、次に、第3章以下において各時期に固有の課題について述べることとする。

(1) 教育機能の領域別の課題

ア 家庭の教育機能の充実

今日我が国の家庭については、一般に社会とのつながりの弱さや、子供に対する過保護、しつけの不足などが指摘されている。このため、今後生涯教育の基盤としての子供の性格と態度の形成にかかわる親をはじめとした家族の努力が期待されるとともに、行政施策の面でも家庭教育への適切な援助が求められている。

また、家庭が各人の人間形成や精神的充足の上に持つ影響は、成人や高齢者にとっても大きい。このため、家族相互の温かい心の触れ合いや、信頼と尊敬あるいは人格の陶冶など家庭の教育機能の充実が望まれる。

イ 学校教育の弾力化と成人に対する開放

近年、前述のように成人が学習する必要性や要求が高まりつつあるが、これらの人々のために容易に選択することの可能な効果的な学習機会ができるだけ広く用意されることが望ましい。とりわけ、成人において学校での修学を容易にするため、学校教育の開放を促進することの意義は大きい。

このため、学校教育、特に大学教育をはじめとする高等教育の制度や運用方法の一層の弾力化、柔軟化を図る必要がある。

ウ 社会教育の振興

地域社会における人々の多様な学習活動を助ける上で、社会教育は重要な役割を果たしているが、その施設や教育内容・方法においてなお不十分な面が多い。

このため、施設や事業、指導者など社会教育全般について一層の充実を図るとともに、個人学習の援助など新しい分野や方法についても開発を進めるべきである。

さらに学校教育との連携・協力についても工夫・改善を図る必要がある。

(2) 学習のための条件整備の課題

ア 学習情報提供・相談体制の充実

生涯学習を進めるに当たっては、あくまでも個人の自主性が尊重されなければならないが、同時に人々の学習意欲を育て、かつ、その学習を容易ならしめる配慮がなくてはならない。

このため、学習機会やその内容、活用方法についての情報を人々に提供する事業、及び学習の

内容や方法について助言・援助する学習相談体制の拡充を図るべきである。

イ 生涯教育関係機関の連携・協力の促進

人々の年齢、性別、能力等の違いや、学習の目的・動機が多様性からみれば、提供される教育機会は多種多様であつて、かつ、これらが効果的に機能することが必要である。

このため、民間を含めて、教育諸機関相互のより緊密な連絡・情報交換が行われることが望まれる。

また、国や地方公共団体においても、教育関係者や教育機関のための情報提供活動の充実や関連行政機関相互の連携・協力の促進を図る必要がある。この際、特に地域社会において教育行政を担当する教育委員会は、生涯教育推進のための調整機能を十分発揮するなど積極的な役割を果たすことが期待される。

ウ 生涯教育に対する国民の理解

生涯教育は、各人の自発的な学習意欲を基本とするものであるから、国民1人1人が自ら積極的に学び、自己の啓発・向上を図ろうとする意欲と能力を身につけることが大切であり、これらは学校、家庭、地域社会などのあらゆる場を通じて、しかもできる限り早い時期から養われなければならない。

また、生涯教育の必要性は、各人が自己の体験を通じて自ら認識していくべきものであるが、行政施策の面からも、国民の理解を深めていく努力が必要である。

第3章 成人するまでの教育

1 人間形成の基礎を培う教育の重要性

乳幼児期から青年期にかけては、人間の生涯において最も著しく心身が発達・変化するとともに、豊かな可能性を秘めている時期である。

この時期に、子供の人間形成に及ぼす家庭の影響は極めて大きい。

また、我が国では、義務教育への就学率はほぼ100%に達し、義務教育後の上級学校への進学率も94%を超えるなど、初等中等教育段階における学校教育は著しく普及しており、この時期の子供の教育において重要な役割を担っている。

さらに、家庭教育及び学校教育と相まって、子供の多様な能力や可能性を自由に伸ばし、発揮させる教育の場として、社会教育が重要な役割を果たしている。

これらの教育は、それぞれの立場で子供の人間形成の基礎を培う役割を担っているが、同時にこれら相互間において緊密な連携・協力が図られなければならない。

このように、子供の成長過程に応じ、心身ともに豊かな発達を促し、生涯にわたり自己の形成を進めるための意欲と能力を育て、1人1人の子供が社会人として自立していくことを目指すことが、この時期の教育の眼目である。

今日、子供の教育にとって好ましくない一部の社会環境や過度の受験競争の影響もあり、あるいは家庭や学校における教育的配慮が十分でない場合も見られる。このため、ともすれば心身の調和のとれた子供の成長・発達が損なわれがちであり、また、いわゆる登校拒否や暴力行為などの不適切ないし反社会的な行為が一部に現れていることも看過することはできない。これらの状況に対し、家庭や学校の努力はもとより社会全体が、生涯教育の観点に立って子供の健全な育成のために望ましい教育的環境の形成に努めることが緊要な課題となっている。

2 家庭教育の充実

(1) 家庭教育をとりまく状況

子供は、家族の愛情の下に教育され、自らも家族の一員としての種々の役割を果たしながら成長を遂げていく。そして、親たちも複雑・困難な社会的環境条件の下で子供の教育に取り組み、努力している。

しかし、最近の傾向を見ると、社会の都市化、核家族化や家庭における子供の数の減少などの状況の下で、兄弟姉妹あるいは世代相互間の接触による家庭内での陶冶の機会は少なく、子供にとって家族とのかかわりは狭いものとなり、親も子供に対し、ややもすると過保護や過度の干渉に陥りがちである。

また、一般の親の子供に対する関心は、知的な教育、殊に進学の問題が中心となり、基本的な生活習慣のしつけ、社会性や自制心の涵養などの面での家庭の本来的な役割が必ずしも十分果たされているとは言い難い。

さらに、今日、テレビの普及に代表されるようにマスコミが著しく発達しているが、家庭においても、テレビ等による大量の情報を正しく選択し、これらを活用する能力を養うことが新たな課題となっている。

(2) 幼少年期の成長の過程の重視

乳児期から幼少年期にかけての家庭教育は、子供の基本的な性格を形成する上で重要な意義を持つ。特にこの時期には、子供の知・徳・体の調和のとれた全人的な発達を促すことが大切である。このためには、子供の成長・発達の過程、殊にその依存と自立の過程における親のかかわり方が重要であり、子供がそれぞれの時期において獲得していかなければならない発達課題を確実に身につけていくことができるように、親が子供に働きかけ、これを助けていくことが重要である。殊に、子供の逞しさや物事にいどむ積極的な気概が不足しがちであり、子供の気力や粘り強さ、自発性を培うことは、家庭教育における一つの課題である。

また、子供は家族との全面的な触れ合いを通じて成長していくものであるから、家庭の教育機能としては、意図的な教育ばかりでなく、意図しない家庭内での成人の生活態度そのものも重要な意味を持っている。したがって、子供の人間形成に及ぼす家族の生活態度や行動に十分留意しなければならない。

(3) 青年期の特質と家庭

義務教育修了後から成人として自立するまでの青年期にある者は、家庭ばかりでなく、教師、友人、マスコミその他社会全般の影響を強く受けつつ、また、数々の成功や失敗、幸福や不幸の体験を積み重ねながら、次第に自己を確立し、その能力や個性に基づいて自立して行動するようになる。

この時期においては、幾多の試練を経て、青年が自己を確立していく過程を周囲が愛情をもって見守り、これを励ますように配慮することが大切である。

また、青年は、その成長の過程で相談相手や心のよりどころを求めているのであり、親の適切な指導・助言は大きな指針となり、また、心の支えとなるものである。

(4) 家庭と社会

我が国では、一般的に家族相互の内面的な絆が強く、このことは、社会の変化など外部の状況への対応を含めて、家庭に安定性を保ちやすい特質を与えていると言われている。しかし、反面、家庭が社会性に乏しく、閉鎖的になりがちであるという指摘も少なくない。このため、子供の社会性・公共性の涵養の面で、地域社会への奉仕や勤労体験など親の配慮すべき事柄は多い。

家庭教育は、親の子供に対する私的な教育であり、親の自由に委ねられているものではあるが、同時に家庭それ自体は社会の基礎単位であり、また、社会的存在としての子供の社会性を伸ばしていくべき役割を担っている。その意味で、親は、家庭教育の持つ社会的責任について認識をより深めることが望まれる。

(5) 家庭教育への援助

家庭の教育機能の低下が指摘されているが、その機能の充実を図っていくのは、窮極のところ、個々の家庭の教育に対する熱意と自主的な努力である。

家庭基盤の充実は、今日国民的な課題であり、従来から行政の各分野において種々の努力が払われてきているが、今後も家庭の教育機能を充実するための施策が求められる。

家庭教育にかかる行政の任務としては、現に各地で行われている家庭教育学級・講座などの親に対する学習機会の拡充や学習内容の充実を一層図るとともに、家庭教育に関する学習情報の提供や子供の教育問題について身近に利用できる相談体制の整備など種々の施策を通じて家庭の子供に対する教育を援助し、これを励ましていくことが大切である。

3 学校教育における生涯教育の観点の重視

(1) 学習のための意欲、能力の涵養

我が国の初等中等教育は、従来ややもすれば既成の知識を与えることに主眼を置く傾向が強かった。このような傾向に対して、現在、子供が自ら考え、積極的に学び、伸び伸びと活動することができるように、ゆとりのある、しかも充実した学校生活の実現を目指した新しい教育課程が実施に移されつつある。

幼少年期においては、健康・体力づくりを科学的研究の成果を基に推進するとともに、学ぶ意欲を育て、物事を自ら進んで考え、そこに楽しみを見いだすことができるような生き生きとした人間を育てることが大切である。このことは、生涯教育にとって欠くことのできない基礎であり、この時期における学校教育に課せられた重要な課題である。

幼稚園教育においては、幼児の情操や創造性を育むとともに、集団生活を通じて社会性を養うことが必要である。

小学校教育においては、まず児童の学習意欲の芽を育むことに教育の主眼を置き、具体的な活動を通じて学習指導を展開し、基礎的な知識・技能を習得させることを重視すべきである。また、児童の発達に応じて、1人1人が自主的に学び、活動する力を養うため、児童の多様な能力・関心に積極的に働きかけるように努めるとともに、学年を超えた異年齢層の児童の接触・交流がもたらす教育的効果にも配慮し、その一層の推進を図ることが望まれる。

(2) 生徒の個性に応じた教育内容・方法の多様化

今日、学校教育とりわけ中学校及び高等学校教育は、受験競争等の影響の下で知識の詰め込みに

偏りがちで、人間性の陶冶の面が不足していることなどの弊害も見られる。この面の改善については、既に新しい教育課程が実施に移されつつあり、その着実な成果が期待されるが、なお一層、教員が生徒の個性・能力の伸長やその心情の理解に努めることが望まれる。また、中学校、高等学校段階の生徒にあっては、自己形成の責任は基本的に自らにあることを自覚させ、自己を適切に表現し、他者に正しく理解されるよう努める態度を養うことが必要である。

中学校教育においては、義務教育の最終段階として必須の基礎的知識・技能を確実に習得させるとともに、各人の個性の分化に十分配慮すべきである。

高等学校教育においては、高等学校への進学者の増加に伴う在学者の多様化、中途退学者などの実態を十分考慮し、生徒がその能力・適性や希望に応じて選択できる多様なコースを設け、かつ、生徒の学習意欲や将来の進路に応じて各コース間の移動を容易なものとする必要がある。

また、高等学校の全日制・定時制・通信制のいずれの過程を問わず、自主的、創造的な学習を促すため、生徒が自由に選択できる教科・科目の拡大や、単位の累積加算など履修上の弾力化を進める必要がある。

(3) 進路指導の充実

進路指導については、各学校段階において種々の努力がなされている。しかし、近年、受験競争が激しくなり、その指導はややもすると進学指導に重きが置かれがちである。

中学校や高等学校においては、生徒が正しい勤労観や職業観を身につけ、将来社会人としてあるいは職業人として、よりよい生き方を見だし、自らその進路を選択することができるようにすることが重要である。そのためには、生徒に対して、将来の進路設計や職業に関する適切かつ具体的な情報を提供したり、職業についての理解を深めるための体験の機会を与えることが大切であり、また、個別の進路相談に応じられるような工夫が必要である。特に、中学校卒業後直ちに社会に出る者に対する十分な配慮が望まれる。

さらに、学校や父母に対しても、子供の進路の選択に関し適切な指導・助言ができるよう進学上、職業上の広い知識・情報が与えられるようにするとともに、進路指導に関し、学校、家庭、社会の間の連携・協力を一層強化することが大切である。

また、このような進路指導の充実と並んで、学校、家庭はもとより社会全体が人間の能力をより多面的にとらえ、これを正しく評価するようになることが望まれる。

(4) 学校教育と社会教育との連携・協力等

成人になるまでの子供の教育については、学校教育が重要な役割を果たすべきであることは言うまでもないが、従来ともすれば学校教育に過大な期待がよせられてきた。この点を考慮し、学校教育関係者は、社会教育の機能について理解を深め、社会教育の各種の施設や機会を子供の発達段階や地域、学校の実情に即しつつ、より積極的に活用すべきである。また、社会教育関係者も、学校に対して積極的に情報を提供するとともに、学校の側からこうした動きに対して進んで協力することが望まれる。

さらに、生涯教育の考え方に立って学校教育を進めるためには、各学校段階において、教員自身が生涯教育の意義をより一層理解することが重要である。その理解を助け、深めるための研修の機会等を実施すべきである。

4 社会教育の推進

(1) 地域社会における学習活動の促進

青少年の興味や関心に即してその学習意欲を喚起し、自由で個性的な学習活動や生活体験の場を提供する上で、社会教育の果たす役割は大きい。

この時期の青少年に対する社会教育にあつては、自由な学習や各種のスポーツ活動、芸術文化活動あるいは団体活動などのために多様な教育機会がより豊富に準備されなければならない。

なお、これらの青少年の学習活動等を進めていく上で、社会教育関係団体の一層の充実・振興を図ることはもとより、家庭や学校の積極的な理解・協力が必要である。

(2) 活動のための機会及び指導者の充実

地域社会における青少年の自由で個性的な学習、スポーツ活動、芸術文化活動あるいは団体活動を促進するため、公民館、図書館、博物館、少年自然の家、青年の家、身近な運動広場、体育館、野外活動施設など、青少年の活動圏に即した社会教育施設や体育・スポーツ施設を一層整備・充実すべきである。

また、民間企業・団体の施設の開放や空地の利用促進なども図る必要がある。

さらに青少年の学習活動のための指導者として、主婦、高齢者を含む成人一般の有志指導者はもとより、高校生、大学生などのこの面での活躍が期待される。

(3) 社会参加の促進

青少年が地域社会に関心や愛着を持ち、社会的に寄与しようとする気持ちを持つようにすることは大切なことである。

このため、青少年に奉仕活動などの場を与え、社会的な役割を果たすことの意義を体験的に理解させ、それを通じて地域社会に対する関心、愛着を高めるべきである。

青少年の社会参加に関しては、特に家庭の理解・協力が必要であり、また、親自らが進んで子供とともに社会的活動に参加する姿勢が望まれる。

さらに、学校等において、青少年の社会参加を積極的に評価するような取り組みが必要である。

第4章 成人期の教育

1 成人期の教育の重要性

成人期における教育・学習は、自己の啓発・向上を図ろうとする1人1人の意欲と自主性にまたなければならない。

また、今日、生活上あるいは職業上の多様な課題を抱える多くの人々が、人間の教育・学習は青年期までのもののみでは不十分であり、生涯にわたってその必要性が継続していくものであることを認識しつつある。

我が国には、成人のための学習の場として、大学等の諸学校をはじめ、各種の社会教育施設や職業訓練機関、企業内教育や民間の教育・文化事業など様々なものがある。しかし、これらの教育機能には、成人の学習要求の多様化、高度化あるいはその学習上の時間的・経済的制約に対応して、なお吟味・改善の余地があり、今後、生涯教育の推進の観点から、これらの教育機能相互の連携・協力や地域社会との関連性も重視しつつ、その整備・充実を図ることが肝要である。

(以下略)

3 社会教育の振興

(1) 社会教育事業の拡充

- ① 社会教育は、人々の多様な学習要求に対して、各種の学習や体育・スポーツ活動、芸術文化活動など広範多岐な学習機会を提供しており、生涯教育の観点からその果たす役割は極めて大きい。
また、近年、人々の学習要求が多様化し、かつ高度化していることに対応して、地方公共団体において、住民の学習に関する希望等を基に学習内容・方法の改善がすすめられつつあるが、今後もなお一層この面での施策の充実が望まれる。
特に、成人は、生活上あるいは職業上多くの課題を抱え、かつ学習上種々の制約を持っており、これらの諸条件を満たす学習の機会、内容・方法を求めている。この点を考慮して、できるだけ多くの者が学習活動に参加できるように、学習に関する情報提供や相談体制の工夫を含めて、それぞれの地域の実情に即し、社会教育事業の整備・拡充を図る必要がある。
- ② 社会の都市化が進む中で、人々の生活はややもすれば自己中心的なものとなりがちである。今後、1人1人の学習活動が単に個人生活の充実のためのみにとどまらず、各人がその成果や能力・経験を活かして、地域社会に寄与し、そこに愛着を持ち、生きがいを見いだせるような社会参加の機会の拡充を図ることが望まれる。
- ③ 今日、自らの健康・体力を保持・増進するため、日常生活において積極的にスポーツに親しむ人々が増加している。このため、スポーツに関する科学的研究体制を確立し、その成果に基づき各年齢層に適したスポーツ活動の内容・方法等に関する施策の充実を図ることが特に緊急な課題である。
- ④ 国際関係が深まる中で、異文化民族についての理解は、国民にとって欠くことのできない素養である。このため、社会教育においても、各種の国際交流事業を活発にするとともに、国際理解を深める上に役立つ知識や実践的な外国語の習得などを含め、国際的に開かれた心の涵養を重視した事業の充実を図るべきである。
- ⑤ なお、地方公共団体が行う社会教育事業と並んで、近時、都市を中心に企業や団体による各種の文化教室やスポーツ教室などが急速に普及しつつある。これらは、民間の活力や特色を生かした新しい学習機会として重要な役割を果たしており、その健全な発展が期待される。

(2) 社会教育施設の整備・充実

各地には、公民館、図書館、博物館、文化会館、体育館、運動広場など住民の学習や芸術文化活動、体育・スポーツ活動のための種々の公共施設がある。これら各種の施設は、国の助成や地方公共団体の努力によって逐年整備されてきているが、その数は利用者の要望に照らし、なお十分とは言えない。

このため、今後、地域の特性や住民の文化活動圏など学習活動の実態を考慮しつつ、これらの施設の整備を計画的、体系的に進める必要がある。

また、各施設がより効果的に利用されるように、夜間の開放も含め利用時間や運営方法の弾力化に一層努めるなど、施設の活用方法の改善を図るとともに、事業活動に関する情報提供の充実に努め、あるいは関連施設相互の有機的連携を強化する必要がある。

なお、最近、一部の都道府県で設置又は構想・計画中の生涯教育センターなど、教育・文化面に

についての各種の機能をもつ総合的な社会教育施設を一層整備していく必要がある。

さらに、学校施設やその他の公共的施設の開放の促進を図るほか、各種の団体や企業等が有する民間施設も地域住民のために開放されることが望まれる。なお、学校施設の開放を推進するため、今後、住民にとって利用しやすい施設設計上の配慮や教職員の積極的な協力が期待される。

(以下略)

(4) 個人学習の奨励・援助等

人々の学習要求が、その内容・方法において一層多様化・高度化し、また、集団的な学習形態よりも個人学習を望む人々も数多く存在することから、個人学習に対する配慮がますます重要になるであろう。

このため、社会通信教育の充実や、近年、各方面で試みられつつある地域の各家庭に情報を送る新たな情報媒体の開発とその活用を図ることが望まれる。

また、電話等を利用した情報提供・相談事業や、図書館や博物館におけるこの種の機能の強化を図り、あるいは公民館における身近な情報提供・相談機能を拡充すべきである。都道府県段階においては、例えば、生涯教育センターなどの総合的な社会教育施設で、広域的に学習に関する情報を収集・提供したり、学習相談に応じ得るような学習情報センター的機能を充実する必要がある。

さらに、個人の各種のスポーツ活動を奨励・援助するため、年齢段階に応じたスポーツ・プログラムの充実や、手軽な指導書の提供が望まれる。

また、各人の学習活動の成果に対して適当な資格を認定・付与するような方策は、人々の学習への動機や意欲を高めるうえでも考慮に値しよう。

(以下略)

第5章 高齢期の教育

(略)

2 学習活動の奨励・援助等

(1) 学習機会の充実

精神的に豊かな生活を営む上において、各人の自助努力が基本であることは言うまでもないが、国や地方公共団体も高齢者の教育あるいはそのための諸施設、指導者の確保などを更に充実する必要がある。その際、高齢者の学習要求を画一的な枠組みの中でとらえず、各人の能力や健康・体力、社会経験の違いなども十分考慮し、選択可能な多様な学習機会を用意することが大切である。

最近、各地において公民館を中心に高齢者教室や高齢者大学などの事業が活発であり、それぞれ大きな成果を上げているが、今後は、公民館のみならず、身近な学校施設やその他の公共的施設においても、この種の学習機会を設けることが望まれる。

また、高齢者の個人学習を奨励・援助するため、図書館、博物館など専門的な教育施設が積極的な役割を果たすことや、電話などによる学習相談事業の充実を図ることが極めて重要である。

さらに、種々の制約を持つ高齢者にとって、放送大学や通信教育は、学習の機会を広く、効果的に提供するものとして、今後、ますます重視されなければならない。

(2) 学習内容・方法の工夫・改善

高齢者の希望や地域の状況等に即し、学習内容・方法の面でも適切、多様な対応が望まれる。その際、実践的、活動的な方法を採用したり、異なる世代との接触・交流や各人の生活課題を重視するなどして、自主的な参加意欲を満たし、学習効果を高めるような工夫が大切である。

また、自己の学習成果を活用して、自ら指導者としての役割を果たすことは、高齢者の学習の動機づけや学習効果を高めるものであると考えられる。

急速な高齢化社会を迎えて、我が国の高齢者のための教育的対応は、まだ緒についたばかりである。このため、人間の老化に関する研究を含め、高齢期の特徴を配慮した学習内容・方法の研究・開発を積極的に進める必要がある。

(以下略)

3 社会参加の促進

多くの高齢者にとって、自己の経験や知識・能力を生かして社会的に活動することは、大きな生きがいの一つとなろう。

したがって、高齢期の人々が、今よりも容易に社会参加ができるように様々な場を広く用意することが大切である。この場合、各人がその希望する形で社会参加を果たし、他の世代とのかかわりや周囲の人々との積極的な交流が図られるように配慮することが必要である。

最近、各地で行われている人材活用事業は、高齢者がその能力を積極的に生かす場を提供するものとして効果的である。なお、高齢者がこのように指導者としての役割を担い、あるいは奉仕活動などの地域活動に参加することに対し、社会がそれらの努力に正しく報いようとする配慮が肝要である。

4 高齢期の生き方と生涯教育

流動する現代社会の中であって、高齢者が充実した生活を送るために、自ら進んで学習活動や社会的活動を続け、あるいは瞑想や思索に意義を見いだすなど、主体的に生きる姿勢が大切である。

また、国民1人1人が、高齢化社会の急速な進展を迎え、高齢期をひかえてその生き方を自ら考え、それに対して備えることの必要性を自ら認識することが重要である。

人間がその生涯を通じて、科学、芸術、宗教など人生とかかわる根源的な諸問題を学習・探求し、自己自身を深めることによつて価値ある生涯を送ることにこそ生涯学習の意義があり、このような学習を可能にすることが生涯教育の理想とするところである。

7 社会教育施設におけるボランティア活動の促進について [関係部分]

〔昭和61年12月3日
社会教育審議会社会教育施設分科会報告〕

(略)

第1章 生涯学習とボランティア活動

1 学習意欲の高まり

臨時教育審議会の「教育改革に関する第2次答申」（昭和61年4月）は、改革の重要なポイントとして「生涯学習体系への移行」を打ち出し、家庭、学校、社会の三者が一体となった総合的な学習機会の拡大整備を図ることを強調している。同様な趣旨の提案は、これまでの答申等においても示されている。

例えば社会教育審議会答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」（昭和46年4月）は、「生涯にわたる教育課題に対応するには、変化する要求や個人、地域の多様な要求に応ずることができる柔軟性に富んだ教育が重要となる。したがって、生涯教育において特に社会教育が果たす役割がきわめて大きいと言わなければならない。」と指摘し、その後の社会教育を進める上での指針となった。また、中央教育審議会答申「生涯教育について」（昭和56年6月）は、「生涯教育の観点から全教育体系を総合的に整備すること」を指摘している。更に、「学習は、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とするものであり、必要に応じ、自己に適した手段・方法は、これを自ら選んで、生涯を通じて行うものである。この意味では、これを生涯学習と呼ぶのがふさわしい。」と強調し、生涯学習の具体化を示唆した提言として関係者に与えた影響は大きい。地方公共団体においても地域性を踏まえた生涯学習を推進するための提言、報告等が行われている。これらは、人々の学習意欲の高まりにこたえようとするものである。だれもがいつでもどこでも学習できるいわゆる「学習社会」の方向を目指す動きが最近とみに顕著になってきたといえよう。

このような中で、社会教育は人々の生涯学習を支えるという視点から、学習活動の質・量の拡充、社会教育施設をはじめ、関連施設間の連携・協力の強化、学習情報の提供等々の面で充実を図る努力を払っている。また、人々にとっても、これからは学習活動を地域社会に広げ、社会参加を通して学習を一層発展させることが必要となろう。積極的な学習活動により、人々の生涯学習は一段と充実したものになると思われる。

2 ボランティア活動の意義

我が国では、ボランティア活動といえば身体障害者の介護など、いわゆる社会福祉の活動としてとらえる傾向があったが、ボランティア活動はもっと広くとらえられるべきものである。近年、こうした傾向が次第に見られるようになってきたのは望ましいことである。このことは、今日生活水準の向上、自由時間の増大など、ゆとりある生活の中で人々が自らを向上させる意欲をボランティア活動に求めるようになってきたためと考えることができる。

ボランティア活動は、一面ではさまざまな相互の触れ合いの中で、教えかつ学ぶという相互学習の機能を持っている。したがって、人々はボランティア活動に参加することで、自らの知的、精神的世

界を広げ、生きがい意識を高めることも期待できるのである。この生涯学習としてのボランティア活動の一層の拡充を図るためには、それをごく日常的で楽しい活動としてとらえることが大切であろう。

また、ボランティア活動は、我が国に古くからある郷土愛、奉仕の精神などに通ずるものを含んでいる。精神的風土の荒廃がいわれる今日、ボランティア活動は見失われようとする伝統を呼び起こし、更に発展させる役割を果たすことになる。それが新しいコミュニティの形成に貢献する。ボランティア活動を広くとらえる意義もそこにある。

ボランティア活動のこのような意義からみて、それが人々の生涯を通じての活動であることは明らかである。つまり、学校や職場あるいは家庭など人々が属する立場にかかわらず行われるべきものである。年齢や所属を超えたボランティア活動を通して自己の新しい能力を見出し、交友関係を広げるなどその効用は計り知れないものがある。

第2章 社会教育施設におけるボランティア活動

1 社会教育施設の課題

社会教育施設は、人々の生涯学習への意欲の高まりを呼応してその設置の促進が図られている。しかしその整備状況はなお十分とはいえない。今後とも需要にこたえて必要な施設の整備を進める必要がある。

社会教育施設整備の促進とともに、その活動内容の充実を図ることが重要である。そのため、社会教育施設は、人々の期待にこたえて学習情報を提供し、また、質の高い学習活動、地域連帯感を養う地域活動を促進するように努めなければならない。そのことにより地域の人々と施設とのつながりは一層強いものになろう。社会教育施設が行う事業活動に地域の人々が積極的に参画し、利用者と施設とが一体となって施設の機能を十分に生かした各種の事業が実施されるようになることが望まれる。

利用者と施設が一体となった事業を実施するには、まず施設職員自らがその資質能力を高め、施設に対する人々の要望を的確に把握し、適切な活動プログラムを用意する必要がある。その際、社会教育施設間の連携、協力はもちろんのこと、地域の中の諸施設との連携も図り、各種施設が一体となって人々に対する学習サービスを行うよう配慮することが大切である。更に、人々の学習活動の広がりこたえてボランティア活動の促進を図ることが重要である。このことにより、社会教育施設はより活性化し、人々の生涯学習の要望にこたえることのできる施設として地域社会に位置づくことになる。

2 ボランティア活動による施設の活性化

ボランティア活動が社会教育施設で行われるようになったのは、比較的新しいことである。ボランティア活動が人々の学習活動であることはもとより、施設に新しい息吹をもたらすことに注目したい。

ボランティア活動に参加する人々は、自由な立場にある。施設職員とは異なる視点から新しい学習課題を見つけたり、それへの対応の方向を提案するなど社会教育施設に新たな発展をもたらす独創的な力を発揮することが期待される。このような期待が実現されたとき、施設の教育機能は一層の拡大を図ることができる。

ボランティアの人々の発想が社会教育施設の運営や事業の実施に新しい工夫をもたらし、施設をより多くの人々に親しまれるものにする。施設と地域の人々とを強く結びつける面での効果は大きい。ボランティア活動という新しい流れが社会教育施設を活性化するのである。

社会教育施設にボランティアを受け入れるに際しては、施設の人的、物的体制の不備を補完する役割をボランティアに期待してはならない。仮に、そのような考えで施設にボランティアを受け入れた場合には、ボランティアの活動意欲を喪失させ、継続的なボランティア活動がむずかしくなる。

3 多様な活動領域

ボランティア活動の主要な場面としては、施設における事業の推進・協力、施設的环境整備及び広報・広聴活動への協力などがあげられる。ボランティア活動は、定期的、継続的なものがあるが、短期の催しや学習相談事業への助力など、不定期で随時の活動形態も比較的多く見られるようになっている。

主な社会教育施設のボランティア活動の場면을やや具体的に挙げると、次のようになる。

社会教育施設全般に比較的共通にみられるボランティア活動としては、施設の利用者のための保育活動、施設の美化活動、広報活動への協力、各種の集会における会場整理、施設の特色を生かした相談活動における相談員、各種の視聴覚機器の操作援助、国際交流活動への協力などがある。以下施設ごとに概観してみよう。

公民館では、婦人学級、家庭教育学級、成人大学講座等各種の学級・講座における指導・助言、各種の学級・講座等で使用する自主教材製作への協力、地域の伝統芸能を継承するための諸活動に対する指導・助言、子ども会、青年団、婦人会等各種の社会教育関係団体が行う諸活動に対する援助、学習相談等各種の相談活動における相談員、事業計画の企画・立案に際しての援助、公民館に対するニーズ調査を行う場合の援助、学習グループ組織化活動、学習情報の提供・収集への協力など。

図書館では、視覚障害者のための点字図書や録音テープ等の作成、子どものためのストーリー・テリング、紙芝居、読書会活動等の集会行事における指導・助言・協力、移動図書館の地域配本所における援助活動、書庫の図書館整理及び破損図書の修理、レファレンス・情報提供における司書への協力、民話等の郷土資料の収集活動への協力など。

博物館では、展示資料の解説、展示資料の看視及び会場整理への協力、展示資料の収集・制作等における学芸員への協力、標本作成や調査研究活動に対する協力、探求的学習活動への助言、学習活動の教材・教具の制作、野外活動等教育活動における指導・援助、来館者に対するインフォメーション活動、「友の会」等利用者グループの世話、利用者の自由研究の相談など。

青少年教育施設では、利用グループに対する野外活動・自然観察等の指導・援助、青少年団体・グループ活動に対する援助、主催事業等に対する協力活動、自然保護活動、自然環境調査、教材や教具の作成・提供など。

婦人教育施設では、婦人学級、家庭教育学級等各種の学級・講座における指導者、主催事業に対する協力活動、婦人団体・グループが行う諸活動に対する援助、情報の収集・提供への協力、学習相談・育児相談等各種の相談活動における相談員など。

スポーツ施設では、各種スポーツの指導・援助、体育用具の保守・管理、スポーツテストへの協力、スポーツグループ組織化活動、スポーツ意識の啓発活動など。

これら以外にも、それぞれの社会教育施設の特性を生かした活動領域を積極的に開発し、いろいろな領域でボランティア活動が行われるように配慮する必要がある。

第3章 ボランティア活動促進のための条件整備

1 ボランティア活動の活性化のために

(1) 受け入れ体制

社会教育施設の中にはボランティア活動を受け入れることに、ともすれば消極的になりがちなどころも見受けられる。その要因としては、社会教育施設の運営は施設職員自らが外部の力を借りずに自力で行うべきであると考えていること、ボランティアを受け入れることにより、そのための準備や世話に忙殺され勤務過重になると思っていること、ボランティアを受け入れてもどのような活動をさせてよいかわからないこと、ボランティア活動の希望者が、どの程度いるか把握していないこと等が考えられる。

このような障害要因を取り除き、社会教育施設におけるボランティア活動を活発にするためには、次のような事柄に留意する必要がある。

その第一は、施設職員がボランティア活動に対する認識を改めることである。社会教育施設にボランティアを受け入れるのは、施設に新たな機能を加え、施設の教育機能の充実につながるものであることを理解する必要がある。施設職員の勤務の省力化のためではない。また、ボランティア活動そのものが一つの重要な学習活動であることを考えれば、その受け入れは施設職員として当然の職務であり、積極的な姿勢が求められる。

第二は、社会教育施設がボランティアを受け入れる諸条件を整備することである。意欲のあるボランティアが社会教育施設にきても、活動領域が不明確で何をしてもよいかわからないとか、世話役がはっきりせず、だれに相談してもよいかわからないなどの状況では、十分なボランティア活動を期待することはできない。施設職員は、その専門性を発揮して、ボランティアを受け入れるための活動領域の設定や必要経費の計上などを計画的に準備する必要がある。

第三は、ボランティアに関するデータ・バンクを設置し、ボランティア情報のネットワークの整備を図ることである。今日、社会教育施設のこの面での対応が極めて遅れている。データ・バンクは、ボランティア希望者や施設のボランティア要請の状況を登録するなど、ボランティアに関する諸情報を収集し、提供する。また、ボランティアに関する相談にも応じられるようにする必要がある。

このデータ・バンクとしての役割を果たす施設としては、人々の身近なところに設置されている公民館、図書館等の社会教育施設に期待されるところが大きい。また、これらの社会教育施設間のネットワーク化が図られ、人々がどの施設に行ってもボランティア情報が得られるような広域的な体制をつくることが重要である。

(2) 費用負担

ボランティア活動は、手弁当で無償のものと考えられてきた。また、実際の活動もそのように行われていることが多い。しかし、その善意の提供に対して活動のための実費を施設等が負担することも、また自然な行為と考えられる。例えば、活動に要した交通費、食事代を供することは、ボランティア活動の本旨を損なうものでないばかりか、大方の合意が得られるものと思われる。

(3) 事故防止

ボランティア活動中に予測しがたい事故が、ごくまれではあるが起きている。不測の事態に備えて社会教育施設では、活動中の安全対策に十分配慮する必要がある。そのためにはまず、ボランティアの人々に安全教育の機会が提供されねばならない。

それでもなお、活動中に起こり得る不測の事故に備えるには、ボランティアに関する保険制度の活用が有効である。現状では、行政機関や団体が保険に加入しているなどさまざまな実態が見受けられる。このような措置は更に拡充されることが必要である。保険加入はボランティア活動に参加する人々に精神的なゆとりをもたらす。そのことから人々は安心して活動に専念できることになり、その成果を一層高めることができる。

2 ボランティアの養成と研修

ボランティア活動を更に広めるためには、人々の参加を容易にする諸条件の整備を図ることが大切である。ボランティアに関する養成や研修を積極的に行うのもその1つである。

ボランティア活動を志す人々の中には、好きだからとか何かをやってみたいからというような動機で参加する例も少なくない。ボランティア活動の出発点として、そのような動機は大切なことであり、尊重されなければならない。ところが、実際の活動の中では、活動内容についての知識、技術が必要とされる場合もある。そのために、社会教育施設は、それぞれの施設の特色を生かした養成、研修のためのプログラムを用意すべきであろう。

更に、ボランティア活動として社会教育施設における学習プログラムの企画、立案への参加、あるいは各種の相談活動など、高度な知識技術を必要とする領域も増えることが予想される。それらの課題に応えるために、研修の高度化を図ることも必要であろう。

また、ボランティア活動の促進を図るためには、ボランティアの人々のまとめ役としてのボランティア・リーダーの役割が重要になる。ボランティア・リーダーを養成し、その資質向上を図るための研修を積極的に行うことも大切である。

3 ボランティア活動の社会的評価

ボランティア活動は、まず自己の成長のために行う自発的で無償の行為であり、その趣旨が生かされることが重要である。更にボランティア活動が社会教育施設における諸活動を進める上で一定の役割を引き受ける活動であることを考えれば、そこには常に社会的責任が伴う。ボランティアの人々はこの責任を自覚し、活動に励むことが大切である。

ボランティア活動が社会的に正当に評価されることは、ボランティアの人々の励みにもなり必要なことである。我が国では、ボランティアに対する見方に問題がないわけではない。ボランティアを暖かい心で見守り、活動に対して感謝や励ましの気持ちを示す社会的雰囲気醸成する必要がある。そのためには、関係機関が新聞、テレビ、ラジオ、広報紙等を通じてボランティア活動の実際を周知させたり、何らかの形で優れたボランティア活動を表彰したり、学校教育におけるボランティア活動の促進を図るなど、多くの人々にその活動が理解されるような方途を講ずる必要がある。更に、ボランティアの人々の交流や体験発表の機会を設けるなどして活動の反省や励みになる機会を提供することも大切である。

近年、ボランティア活動の社会的評価として就職や入学の選考等でボランティア活動の経歴を人物評価に取り入れる動きがみられる。それは人物評価として大切なことであり、ボランティア活動を促進することからも望ましい。その際、ボランティア活動の趣旨を損なわない配慮が必要であることはいふまでもない。

一方、ボランティア活動が活発に行われている施設を積極的に評価することも大いに意義がある。社会教育施設がボランティア活動によって事業の活性化を図っている実際を、施設経営を評価する指

標の一つに加えることを提案したい。そのことが施設におけるボランティア活動を促進し、ひいては社会教育の振興の一助となる。

(以下略)

8 博物館の整備・運営の在り方について（再掲） I の17参照

9 休日の拡大等に対応した青少年の学校外活動の充実について （審議のまとめ） [関係部分]

[平成4年2月20日
青少年の学校外活動に関する調査研究協力者会議]

(略)

1 学校外活動の充実の必要性

(1) 学校教育と学校外での活動

人間の発達において、青少年期は、家庭や周囲の大人への依存から成人としての自立にいたる中間期ということができ、周囲の大人や友人達との交流の中で、依存と自立をめぐる葛藤や試行錯誤を繰り返す時期である。それだけに各家庭においても子供の教育の上で難しい問題に突き当たることも多く、その心身の成長をどのように図っていくべきか悩みの多い時期ともいえる。

心身の調和のとれた成人となるためには、この時期に、学校教育を通じて、系統的、計画的な学習をする一方、学校教育以外の日常生活を通じて、自主的、主体的な生活体験・活動体験を豊富に積み重ねることが大切である。

すなわち、学校教育は、個人として、また国民として必要とされる基礎的・基本的な内容を、同年齢の学級集団の中で系統的・計画的に学習することに主な特色があるが、社会生活では、例えば学校教育の中で学習したことの応用力、物事に対する興味・関心や意欲、共同作業や共同生活を営むことのできる社会性、日々新たに生じる課題に立ち向かう精神力と体力、芸術や文化活動に親しむ等の教養など、全人的な力が求められる。このような力は、学校での教育や活動に加え、家庭生活などの日常生活での経験や地域での多様な総合的・体験的な活動の経験によって育まれる。これらの経験は、また、学校教育において、子供が真の意味での学力を身につけていくための基礎となるものである。

このような学校外での総合的・体験的な活動、すなわち学校外活動の内容には、例えば、異年齢集団などの仲間による日常的な遊びなどのほか、社会教育関係団体や社会教育施設が主催する種々の活動、野外活動を中心に心身の鍛練を図る団体宿泊訓練など、多様なものがある。また、活動の分野も、子供同士の遊び・集団活動、親子で行う活動や自然体験活動、文化活動、奉仕等の社会参加活動、スポーツ・レクリエーション活動など多岐にわたっている。さらに、活動の範囲も、日常生活圏を中心に、日帰りの遠出、宿泊を伴うものなどがある。なお、学校外的生活全体においては、例えば、家族の団らん、家事の手伝いなどの家庭生活や、心身を休め、くつろぐなどのゆとりも大

切な要素である。学校外活動は、これらとあいまって効果が挙がる面も多く、それぞれの家庭が生活全体のバランスを考慮しながら、子供の学校外での生活をどのように過ごさせるか自ら考えていくことが求められる。

(2) 学校教育への過度の依存等の問題

学校外活動の重要性については、これまでも各方面から指摘されているが、実際には、学校教育への著しい偏りが見られ、学校の外での豊かな体験の場や機会、時間的ゆとりが乏しくなっているのが現状である。この背景には、家庭や地域の教育力の低下に伴って、学校教育への過度の依存が進んできたことがあるといえよう。

一方、今日の子供については、経済的に豊になった生活の下で、恵まれた環境・条件も与えられている反面、人間関係の希薄化、意識や行動の面の消極性、過剰な間接情報と直接体験の不足、社会性の発達や自己の確立の面の遅れ、自ら行動を選択し実践する意欲・態度の不足など、色々な問題が指摘されており、これらの問題の背景として、家庭や地域での直接的な生活体験・活動体験の不足、生活リズムのゆとりのなさ等が挙げられている。

このような現状の中で、学校教育においても、生活体験・活動体験の不足を補う努力が進められてきている。例えば、近年の自然教室の実施や勤労生産学習の推進などもその例といえる。また、学校における教育課程の大綱的基準である学習指導要領についても、児童・生徒が自ら考え、自ら学ぶ教育の重視を大きなねらいとした改訂が行われ、順次実施の運びとなっている。

しかしながら、本来、子供の人間形成の基本である家庭での生活体験や、地域での子供が伸び伸びと自発的な活動を行うことを通じて養われる能力や意欲・態度のすべてを学校教育の中で身につけることは困難であると言える。

これらの状況を踏まえると、学校外での総合的・体験的な活動を子供達により多く経験させることが従来以上に必要になっている。

(3) 学校週5日制の導入と学校外活動の充実

学校週5日制について調査研究を進めてきた「社会の変化に対応した新しい学校運営等に関する調査研究協力者会議」の「社会の変化に対応した学校運営等の在り方について」（平成4年度2月20日審議のまとめ）においては、まず、月に1回の土曜日を休業日とする学校週5日制を平成4年度の2学期から導入し、さらにその実施の過程において出された問題点を解決しながら次の段階へ進むことを検討することが適当である旨、提言されているところである。この学校週5日制の導入は、子供の生活リズムにゆとりを与え、より豊かな生活体験・活動体験を提供をする契機となるものである。このことは、発達段階に応じて、子供が遊びや各種の活動を自ら選択し、創意工夫しながら取り組むことなどにより子供の自発性・自主性を育む機会が拡大するという点でも大きな意義を持っている。

また、近年、社会一般において週休2日制の普及が進む傾向にある。このような中で学校週5日制が実施された場合には、子供の土曜日の午前中の過ごし方の変化だけではなく、大人も含めた家庭に、2日間の連続する休日という生活リズムをもたらすようになってくるであろう。このことによって、生活のゆとりの確保、休日を活用した活動の実践など、家族や子供にとって行動の選択の幅が広がってくると考えられる。

この場合、一方において、休日を1人1人の子供がどのように過ごすことが望ましいかをそれぞ

れの家庭が責任をもって考える必要があると同時に、他方において、地域、学校、社会一般にわたる積極的な対応や関係施策の推進を通じ、子供の学校外での活動が活発に行われるための環境が整えられていくことが一層大切になってくると考えられる。

その際、心身に障害のある子供、休日に保護者が家庭にいない子供に対する配慮が必要である。

現在、学校週5日制の試行を実施している調査研究協力校が所在する9都県・17市区町村において学校外活動の充実に関する調査研究が行われており、その一環として、これらの市区町村では、休日となった土曜日を利用して地域の実情に応じた具体的な学校外活動の試みが進められている。

この試みの中には、異年齢集団の子供達による遊びや自然体験活動、自分たちの住む地域についての体験的な学習、ボランティア活動、また親子参加や住民の世代間交流による地域活動など、通常学校や家庭では得にくい活動のプログラムが提供されている例がみられる。また、これらの活動と関連して、青少年団体やPTAをはじめとする地域団体の活動の活性化や、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設等における子供向けの事業の拡充が図られている。さらには、教育委員会が中心となり、地域の関係施設、団体、学校や関係行政機関の間の連携・協力を促進したり、公民館の広報や学校だより等を通じて学校外活動に関する情報を家庭・地域に適切に周知するなどの取組みが見られる。

本協力者会議では、このような学校週5日制の導入に伴う休日の拡大という点も考慮に入れつつ、より広く日常生活全体の中で子供達がより多くの生活体験・活動体験が得られるよう、学校外活動の場や機会の充実を図るための方策について検討してきたものである。

2 学校外活動の基盤の強化

子供の全人的な成長にとっては、家庭をはじめ地域や学校の教育力がそれぞれに発揮されることが不可欠であることは言うまでもない。しかしながら、先に指摘したように、今日、学校教育への過度の依存により、三者の役割と責任の分担が曖昧化している状況がみられる。学校外活動の基盤となる家庭や地域の教育力を活性化するためには、すべての人々がそれぞれの立場から一步一步改善に向かって努力することが重要である。

すなわち、それぞれの家庭での自覚と取組みはもとより、青少年団体、PTA等の社会教育関係団体やスポーツ団体をはじめ、町内会等の住民自治団体、地域の有志活動グループを含めた地域の人々の取組み、さらには、学校の協力、社会全般における支援により、学校外活動の基盤の強化を図っていく必要がある。その際、文部省や教育委員会をはじめ関係行政機関における様々な形での助言、援助が要請される。

(以下略)

(3) 学校の協力

学校においては、教師が学校外活動の重要性を認識し、児童・生徒が参加した奉仕活動や野外活動などを児童・生徒の個性の伸長を図る観点から適切に評価するよう配慮するとともに、家庭に対しては、青少年団体活動やスポーツ活動への参加や地域の行事など学校外での活動の場や機会に関する情報を積極的に提供するなどの努力を行うことが望まれる。このためには、地域の社会教育関係者・団体・施設等との平素からの連絡や交流に努める必要がある。

また、地域においては、学校に対し、地域の活動に対する様々なレベルの協力を期待していることも事実であり、これに応じて、学校が、地域で行われる学校外活動の企画・プログラム作りへの

助言・協力、学校施設の積極的開放、教師の学校外活動への参加など、学校外での子供の活動を奨励する方向で協力することが望まれる。

さらに、学校教育においても、地域の社会人との触れ合いの機会を増加させたり、近隣の公民館、図書館、博物館などの社会教育施設や体育館などの社会体育施設等の利用の機会を取り入れるなど、地域における子供の生活との関連に配慮した教育活動を展開することが望まれる。このことによって、子供が地域の人々と親しんだり、身近な施設等になじむようになることが期待される。

このような学校の取組みに対し、教育委員会においても、適切な指導・助言・援助を与えることが大切である。

なお、学校の課外活動として行われる部活動については、その果たしている意義に留意するとともに、例えば運動部について一部に過熱化の傾向がみられる等の指摘もあることを踏まえ、各学校において子供の生活時間全体との関連に対する配慮や学校外活動との連携の工夫などについて検討していくことが望まれる。

(以下略)

3 学校外活動の充実のための施策

文部省及び教育委員会は、関係省庁、首長部局などの関係行政機関や関係団体との連携・協力を努めつつ、学校外活動の場や機会の充実に資するよう種々の施策を推進する必要がある。

施策の展開に当たっては、まず、生活の大部分が営まれる日常生活圏での活動が重視されるべきである。また、近年、子供や家族の活動が、日帰りの広域的活動、宿泊型活動などへと広がっており、このような活動範囲の拡大に見合った施策も重要である。さらには、価値観や活動ニーズの多様化に応じた様々な魅力のある活動の場や機会の振興も進める必要がある。

また、地域における子供の様々な活動の振興を図ることが、ひいては地域おこし、まちづくりにつながっていく例もみられ、市町村等においては、このような観点に立って関係施策の展開を図ることも有意義と考えられる。

学校外活動の充実を図る上で、心身に障害のある子供に対する配慮も重要である。これらの子供達が地域における活動に参加しやすいようその運営上の種々の工夫を行ったり、利用の便を図った施設の整備を行うことが望まれる。このため、学校も含めた関係機関・施設・団体の相互の連携・協力が求められる。

また、休日に保護者が家庭にいない子供に対する配慮も必要である。

なお、行政施策の展開に当たっては、それぞれの地域の実情に応じた主体的な取組みを重視するとともに、各青年団体等の理念に基づいた活動の自主性を尊重し、これらに効果的な支援を行うことを基本姿勢とすることが適切と考える。

(1) 日常生活圏における学校外活動の充実

子供の生活行動の大部分は、日常生活圏で行われることから、学校外活動についても、日常生活圏での充実を図ることが基本的な課題であり、これに対する積極的な取組みが必要である。

(以下略)

オ 青少年の文化活動の振興

近年、メディア等を通して音楽、美術等の芸術に親しむ機会は増加したが、子供の豊かな情操

を育むためには、演奏、作品等に直接触れ、美しいものに対する感動を体験する機会の充実を図ることが重要である。このため、子供に配慮した舞台芸術公演、美術展の巡回事業等の充実が求められる。

また、文化施設において、子供が自ら参加する文化活動に対して発表の場、練習の場の提供を優先的に行ったり、他の地域の子供との文化交流の場を設けるなどの配慮をすることも必要である。

さらに、子供が地域の祭りや伝統芸能など様々な地域固有の文化的行事への参加等を通じて地域の個性豊かな文化とふれあい、地域のアイデンティティを確認するなどの機会の充実を図ることも重要である。

カ 青少年関係指導者の充実と連携・協力

青少年関係指導者には、多様な種類のものがある。例えば、地域には、社会教育主事、社会教育指導員をはじめ、体育、福祉、労働、非行防止等に係る指導員が設置されており、また各種施設には公民館主事、学芸員、司書や青少年教育施設指導職員をはじめ児童厚生員、勤労青少年ホーム指導員等が配置されている。さらに、青少年団体のリーダーやスポーツ団体、レクリエーション活動を行う団体の指導者など、各種の団体活動に関する指導者が活躍している。これらの指導者の体制及び養成・研修の充実等を図る必要がある。その際、子供の安全確保に関する研修の機会の充実に配慮することが大切である。

また、特にこれらの指導者の相互の連携・協力を促進することが求められる。このため、事業を実施する際の相互協力、施設設備の相互利用、情報交流、共同参加による研修のほか、定期的な連絡協議の機会の設定等の人的な連携・協力体制作りを促進する必要がある。このことは、各施設間の連携・協力の促進にも実質的に資することとなる。

なお、専門的な指導者以外の地域の色々な人材からも積極的な協力を得る観点から、例えば、地域の社会人等に対し、一定の資質や協力の実績等に着眼して、地域としての認証、顕彰等の評価方法を工夫するなど、協力意欲の増進、円滑な活動実践の助長を図る必要がある。

さらに、余り負担感を伴わない形で地域の人々の幅広い参加が得られるよう、例えば、特技・趣味等を生かして協力できる人々や過去に学校の教師としての経験を持っている人々等への働きかけ、父親のより積極的な参加の促進などに努める必要がある。

(以下略)

ク 社会教育施設等の充実・活性化

地域の社会教育の中心となっている公民館、図書館、博物館や文化活動の拠点である文化会館は、子供のみを対象に設置されているものではないが、施設によって、子供の活動に配慮した試みがみられる。

例えば、公民館における子供向けの工作教室、天体観測、野外活動事業、工場見学、図書館における子供向けの絵本展、映写会、人形劇など、活動参加や体験学習を中心とした事業への取組みはその例といえることができる。また、例えば、地域型の博物館等では、身近な地域の伝統的な生活用具、民家、衣服、土器等を収集展示し、子供がさわる、動かす、作る等の体験を自由にできるよう配慮したり、町の将来計画を表現する立体模型を子供の参加によって作成展示するなどの試みが行われるようになっている。さらに、文化会館では、子供に配慮したプログラムによるコンサートの開催等が行われている。これらの事業を通じて親子参加の機会を積極的に提供している例もみられる。

なお、これらの施設の中には、郷土資料館、歴史資料館、科学館、文学館、動植物園や水族館、音楽ホールなど、施設そのものとしての様々な特色を持つものもみられ、子供の興味・関心に応じた活動の場として提供したり、学校外活動に関連した事業を行う拠点として有効活用を図ることができると考えられる。

引き続き社会教育施設の整備充実に努めるとともに、このような学校外活動に配慮した事業の展開や施設の整備と一層進めることが望まれる。

その際、施設を利用した活動における安全確保の面に意を用いる必要がある。また、心身に障害のある子供が活動に参加したり、施設を利用しやすい環境の整備に努めることが大切である。これらのことは、社会教育施設以外の種々の学校外活動関連施設の整備等に当たっても配慮する必要がある。

さらに、例えば一定の日に有料施設の無料開放を行うなど、各地域や施設の状況に応じて利用条件に係る工夫を検討することも必要であろう。

(以下略)

コ 地域の各種施設の充実・活性化

児童館、勤労青少年ホーム等においては、学校外活動に配慮した空間の提供や事業が行われており、また、市役所等に自由な活動のできる遊び場や子供の水遊びが可能な広場を設けたり、郵便局が主催して絵手紙の製作教室等の子供が親しめる活動を行うなど、各種施設においても子供の活動に関連した種々の例がみられる。

さらに、大学等の高等教育機関が行う公開講座等の事業にも、近年、中学生や高校生を対象とした企画の例がみられる。

このような各種施設における取組の一層の進展が望まれる。

サ 地域における自由な活動空間の確保

公園、広場等の充実や有効活用の促進も、子供の自由な活動空間を確保する上で重要である。

公園等の現況を見ると、景観を重視するあまり、自由な活動の場所が著しく制限されているなど大人の利用を中心とした形態となっているために子供の活動が行われにくい例や、遊具・施設などに特色がなく、学校外の活動の場所として魅力に乏しい例等がみられる一方、例えば、わんぱく広場、冒険広場等の趣旨の下に、自由な遊び場として親しまれる例もみられる。

また、町並みの中に子供を含めた様々な世代の人々が集まって催し物を楽しむ空間等を設けることも有意義と考える。

関係行政機関の理解や協力を得て学校外活動に配慮した空間の一層の充実が図られるとともに、既存の空間についても、可能な限り子供の自由な活動の場所としての利用に配慮されることが求められる。

また、自然地、空地も今日貴重な学校外活動の場と考えられる。現状においては、例えば、河岸にみられるように、安全管理の問題もあって利用できない例も多い一方、適切な整備によって都市の中に子供が自由に活動できる緑豊かな空間を提供している例もみられる。

可能な限り、これらの空間が子供の自由な活動の場所として有効利用される環境作りが望まれる。

(2) 広域的な学校外活動の充実

子供の学校外活動の範囲は、日常生活圏を基盤としながらも、最近の社会生活一般における活動

範囲の拡大に伴って、従来より拡大する傾向にあり、日帰りによる広域的な活動や宿泊型の活動の重要性も増大していると考えられる。

このような広域的活動による新鮮な活動体験は、身近な場所での活動体験とあいまって、子供の成長に大きく寄与するものであり、そのための場や機会の充実を促進することが必要である。

ア 青少年団体の広域的活動の振興

宿泊を伴う野外活動や地域間交流活動・国際交流活動等について中心的な役割を担っている青少年団体の広域的活動を一層振興する必要がある。

また、青少年団体は、日常生活圏における活動から広域的な活動まで、幅広く展開しているものが多く、これらの活動を振興する上で参考となるのは、近年、地方公共団体において青少年教育活動の充実等を図るための基金を設け、地域レベルの青少年団体活動等への援助を行う例もみられるようになってきたことである。このような援助の手段を講じることも地域での多様な学校外活動の展開に資するものとする。

イ 多機能広域型の活動センターの提供

日帰り圏などいわば中距離の活動範囲においては、比較的年長の子供を中心にグループ結成して、例えば、美術・音楽などの芸術活動、スポーツ活動、歴史・科学・環境保護等の特定分野に関する学習活動、国際交流活動、ボランティア活動など種々の活動に取り組む例も多い。地域の実情に応じ、このような多様な活動ができる拠点として、各々の活動にふさわしいゾーンを併せ持つ多機能型の活動センターの設置を進めることも、今後必要になってくると考える。

ウ 青少年教育施設、野外活動施設等の充実・活性化

青年の家、少年自然の家等の青少年教育施設においては、数泊以上にわたる団体活動の受け入れを趣旨としているものが多いが、さらに、週末利用の活動、親子参加の活動の受入れや主催事業の企画の一層の充実等を進めることが必要である。

併せて、青少年教育施設の運営に関しても、時代の変化に対応しつつ、より活用しやすく、活動意欲をもちやすい利用条件の確保を図る必要がある。また、施設面に関しても、このような多様な活動ニーズに配慮した特色ある施設作りを進めていくことが必要である。特に国立青年の家等においては、今後、施設の現代化・個性化等の推進に努めることが必要と考える。

また、キャンプ場やユース・ホステル等の野外活動施設においては、地方公共団体、社会教育関係団体やスポーツ団体等が親子キャンプ活動、青少年国際交流事業等、様々な事業を実施している。

発達期の子供にとって、野外活動を通して得られる様々な体験は、自然や環境に対する理解を深めたり、様々な状況を仲間と一緒に乗り越えていくことによって行動力、積極性、協調性などを体得することができる貴重なものであり、その振興を図るとともに、これらの野外活動施設その他の関連施設について整備充実を図っていくことが重要である。

エ 地域開発及び各種広域型施設の整備における配慮

近年、都市再開発、新たな広域的な都市計画や地域整備計画、リゾート開発などの地域開発等が行われているが、このような地域開発等に当たっては、自然環境の保護等に十分留意しつつ、子供の広域的な活動も視野に入れた対応が望まれる。

また、国立公園、国定公園、都道府県立公園等における環境保護活動や自然学習、森林を活用した野営活動、史跡の保存・活用による体験学習活動の場や機会など、広域的な学校外活動の観点からみて有意義と考えられる活動環境の充実及び適切な活用を図ることが望まれる。

(3) 青少年の興味・関心の多様化等への対応

現代の子供については、経済的に豊かな生活やマスコミからの情報摂取量の増大等により、多彩な個別の分野にわたる興味・関心を持ち、時代の動向に敏感に反応した活動意欲を見せる等の傾向がみられる。このような興味・関心の個性化、多様化に対応して、多様な活動の場や機会の振興を図ることが求められる。

その一方、適切な興味・関心の対象を発見できずにいる子供、極めて狭い分野の興味・関心に閉じこもっている子供、仲間作りが苦手な引きこもりがちな子供等の姿もみられる。これらの子供が活動に親しむためのきっかけを提供する観点からも、子供たちをひきつける多様な活動の場や機会の充実を図る必要がある。

ア 多様な学校外活動関連事業・施設の振興と連携の促進

従来から、遊園地、劇場や映画館、スケート場やプールなどの様々な施設が民間事業者によって提供され、子供や家族の活動の場として親しまれているが、近年さらに、民間事業者や地方公共団体等によって教育的配慮を伴った特色ある事業や施設の配置が行われる傾向がみられるようになっている。

この中には、例えば自由な野外活動ができる空間を提供したり、一定のカリキュラムの下に生き物と触れ合う活動、宇宙科学への興味・関心を養う活動、国際交流活動、各種スポーツ活動、親子キャンプ活動など独創性豊かな活動を展開している例がみられる。また、企業施設を開放して子供の遊びや興味・関心に応じたテーマの学習の場を提供する等の例もみられる。

このような動向を踏まえ、公共部門はもとより民間事業者による事業・施設を含め、学校外活動関連事業・施設の状況及び動態の総合的な把握に努めるとともに、これらの事業・施設の振興と相互連携の促進を通じ、多様な学校活動の場や機会の総合的な充実を推進する必要がある。

イ 先導的な学校外活動プログラムの開発・提供

現代の子供にとって魅力のある活動や今後の社会変化に対する基礎的な興味・関心を養う活動などについて、休日の活用を踏まえた先導的な活動プログラムの開発・提供が必要である。その際、子供の興味・関心や活動の特性は発達段階によって異なること、また地域の実情により活動を行う環境も異なること等に留意しつつ開発・提供を進めることが求められる。

また、心身に障害のある子供の参加に配慮した活動プログラムの開発・提供も重要である。

併せて、これらのプログラムや各地の特色ある取組みが広く実践されるよう地域の人々や関係団体・機関等に対し実践的な事例集等の参考資料の提供を図る必要がある。

ウ 学校外活動に関する情報提供等の充実

学校外活動の場や機会の充実を図ることと併せて、多くの人々が活動に参加できるよう、どのような活動が、いつ、どこで行われているか等の具体的な情報を人々が身近な場所で知ることができるような環境を整えることが必要である。このため、教育委員会は、極力広範に情報を収集し、例えば学校を通じて子供やそれぞれの家庭への周知を図ったり、地域の社会教育施設、鉄道駅、バス停留所、郵便局などふだん人々がよく訪れる場所に情報コーナーを設けて公報するなどの工夫に努める必要がある。

また、家族や子供達のグループが希望する学校外活動について、活動の進め方等に関する相談が気軽に行える場所が地域に設置されていることが求められる。

このため、例えば公民館等においては、活動相談のコーナーを設けて助言するなど、活動相談

のセンター的な機能を果たすことが期待される。

なお、一部の保護者においては、子供の遊びの重要性に対して理解が不足していたり、子供の安全に対する過度の心配から自由な活動を抑制してしまう等の傾向がみられる。このため、遊びは子供の成長の上で大きな意義を持つものであることや子供の安全に対する能力は豊富な活動体験を積み重ねることによって自然な形で身に付いていくことなどが広く理解されるよう啓発普及に努めることも大切である。

また、子供が家庭において豊かな生活体験を持てるよう支援する観点から、各家庭が今後の家庭の在り方を考えていくための参考となる資料の提供や学習機会の充実を図ることも大切と考える。

10 学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網の充実について

－新たな連携・協カシステムの構築を目指して－ [関係部分]

[平成6年9月20日
生涯学習審議会社会教育分科審議会施設部会報告]

はじめに

人々の学習環境をめぐる状況が近年大きく変化してきている中で、生涯にわたる学習活動の一層の活発化を図るためには、人々の多様な学習ニーズに対応する学習機会や現代社会が直面している様々な課題に関する学習機会の充実が求められている。特に、これまで学習活動のための最も基幹的な施設として人々に親しまれてきた公民館、図書館、博物館等の社会教育施設は、そうした状況の変化を踏まえ、学習機会提供の中心的な機関として、今後とも、大きな役割を果たしていくことが期待されている。

また一方で、人々の中には、学習を通して得た知識や技術等を社会生活の中で積極的に生かしたいという欲求や関心が高まっている。

こうしたことから、人々がより多様な学習機会の中から必要とするものを適切に選択できるよう、様々な領域やレベルの学習機会を継続的・体系的に提供するとともに、その学習成果を生かした社会参加活動を一層支援するための、総合的な取組みを進めて行くことが望まれている。

I 学習ニーズの動向と学習活動の変化

近年における社会の成熟化や国際化、情報化等の進展に伴い、学習ニーズの多様化、個別化が一層進むとともに、高度化、専門化が進行している。また、交通網の整備や通信システムの発達等により、人々の生活圏の広域化が進んでいる。

こうした時代の流れの中で、人々の間に、社会生活を営む上で必要な知識や技術に関する学習や趣味・教養など生きがいとしての学習、さらには現代社会が直面している環境問題、高齢化問題等の現代的課題に関する学習への関心が高まっている。学習の形態にも、年齢や属性など学習者の特性に着目した集団的な学習のみならず、特定のテーマについてのグループ学習や通信・放送などの多様なメディアを活用した学習など、様々なものがある。また、学習活動が活発化する中で、学習者同士によ

るネットワークづくりも進みつつある。さらに、児童・生徒の学校外での活動も、学校週五日制の実施などに伴い、地域社会の様々な場で活発に行われるようになっており、職業生活においては、飛躍的な技術革新や急速な経済環境等の変化に伴って、高度で専門的な学習ニーズが生じ、リカレント教育が強く求められるようになってきている。一方、地域社会の在り方がいろいろな面で変化する中で、地域の持つ教育機能を高めることや、豊かで潤いのある地域づくり、さらに高齢化社会への対応などの観点から、学習活動や地域活動を通して地域の様々な課題を解決しようとする取組みが盛んになってきており、人々の中にボランティア活動をはじめとする社会参加活動への参加意欲も強くなっている。また、学習者自身にも、学習を通して得た知識や技術等を社会的な活動の中で生かし、積極的な自己開発、自己実現を図りたいとの欲求が高まっている。

そうした反面、自己の興味・関心に沿った内容やレベルの学習機会がないこと、時間が確保しにくいこと、必要な情報が得にくいことなど、様々な理由から、学習意欲はあっても適切な学習機会に恵まれない人も多い。

II 学習機会提供を中心とする学習サービスの現状と広域的対応の必要性

1 市町村における学習サービスの現状と課題

市町村は、住民に最も身近な地方公共団体として、学習サービスの提供についての中心的な役割を担うものである。市町村においては、地域住民の学習意欲の高まりや学習活動の活発化を踏まえ、学習者が日常生活圏の中で様々な学習サービスを受けることができるよう、教育委員会を中心に、公民館、図書館、博物館など社会教育施設を拠点として、学習機会の提供及び学習情報提供、学習相談の実施とともに、学習成果を生かした社会参加活動への支援などの施策が展開されている。そうした中で、社会教育施設等の事業の現状を見ると、現代的課題や専門的テーマにかかる学習の機会が少ないこと、多様化する学習者のニーズに対応し得る選択性の高い学習プログラム等の開発が十分でないこと、同じような内容やレベルの学習機会の重複が一部に見られること、他の生涯学習関連機関との連携・協力への配慮があまりなされていないことなど、課題も少なくない。

今後、市町村においては、地域住民の学習ニーズ等の動向を踏まえ、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設の整備やそれらの機能の充実強化を図ることに加え、大学など高等教育機関や高等学校、社会福祉施設や労働関係施設などの関係施設と連携・協力を進めるとともに、さらにいわゆる民間教育事業者との適切な連携・協力の在り方についても配慮し、多様な学習機会の提供と、豊富な学習情報の収集・提供や適切な学習相談の実施など学習支援機能の充実を図る必要がある。

また、社会教育施設等における学習成果の評価については、これまで必ずしも積極的に行われているとは言えない面があったが、近年客観的な評価を求める学習者が増えている。学習成果の評価は、学習者の励みとなるだけでなく、学習を主体的、継続的に進めていく上での目安になるとともに、人々の社会参加活動が拡大していく契機ともなるという認識が深まりつつあり、自ら学んだ成果をボランティア活動をはじめとする様々な社会参加活動に生かしたいと考える学習者も増えている。こうしたことから、学習成果の適切な評価の在り方について配慮するとともに、希望者の求めに応じて、様々な社会参加の場や機会を拡げていくことや、将来の社会参加活動に資する実践的な学習プログラムの開発に努めることなどが重要となっている。

2 広域的対応の必要性

しかしながら、市町村の人口規模や社会的あるいは地理的条件等によっては、上記の課題に適切

に対応していくことは困難な面がある。比較的人口規模が大きく施設面、人材面、事業面で恵まれた一部の市で「市民大学」などの名称で総合的な学習機会の提供等を行っている例が見受けられるものの、多様化、個別化する住民のニーズに応えるにはおのずから限界があると考えられ、市町村が連携して広域的に対応する必要が増大している。こうしたことから、市町村は、学習ニーズの多様化や人々の生活圏の拡大を踏まえ、行政区域を越えて、他の市町村との共催事業の実施や施設の相互利用の促進、事業実施に際しての共同での広報活動など、各市町村の特色に応じた連携・協力を推進していくことが重要である。なお、連携・協力が進む中で、各機関の相互の交流機会が拡充することにより、指導者等の相互理解が深まるとともに、その資質の向上も図られるものと考えられる。このような取組みを通じ、それぞれの市町村において、必ずしも適切な学習機会に恵まれなかった人々にも多様な学習機会が確保されるようになり、また、自主的な学習活動が一層活発化することなどによって、地域社会の活性化にも寄与することが期待される。

(以下略)

Ⅲ 学習機会提供を中心とする広域的な学習サービス網に期待される機能

広域的な学習を中心とする広域的な学習サービス網には、これまで述べてきた人々の学習ニーズの動向や地域における学習サービスの現状や課題を踏まえ、多様で体系的な学習機会の提供、情報の共有による学習情報の蓄積と流通の促進及び学習成果を生かした社会参加への支援といったそれぞれの面で、次のような機能を効果的に発揮することが期待される。

まず、広い地域にわたり数多くの学習機会提供機関が連携・協力することによって、学習機会の提供という面で大きな効果が得られる。すなわち、従来から個々の機関が提供してきた学級・講座等が有機的に関連づけられることにより、より幅広い領域や内容の、また様々なレベルの学習機会が用意されることとなり、学習者にとって選択の幅が数倍にも拡大され、自己の興味・関心に沿って学級・講座等を自由に選択できるようになる。これによって、より多様な分野の学習が可能となるのみならず、特定の分野やテーマにかかる学習を体系的・段階的あるいは総合的に行うことが可能になる。他方、それぞれの学習機会提供機関にとっては、重複している学習機会や不足していく学習機会が明らかになることから、自ら開設する学級・講座等についての必要な見直しなど適切な対応が可能になる。

また、それぞれの機関で学習情報の共有が進むことによって、人々が、いつでも、どこでも、必要とする情報を入手できるようになり、学習機会へのアクセスが容易になる。関係者の協力の下で、指導者、教材、学習プログラムなどに関する情報の共有と蓄積が進み、より良い学習プログラムの開発なども効率的に実施することが可能になる。さらに、現代的課題に関する学習機会などの社会的要請の高いものについては、関連情報の入手や専門的指導者の協力が得やすくなり、良質の教材の製作などにより、学習者へのサービスが向上するとともに、地域の学習資源を生かした特色あるテーマについての学習機会も充実していくと考えられる。こうしたことにより、学習希望を持ちながら様々な理由で実現できなかった人々や自己の意向に沿った学習機会にアクセスできなかった人々が、より幅広い学習機会の提供を受けることができるようになる。

さらに、学習者の希望に基づき、学習成果についての一定の評価を共通の尺度で行うこととすれば、その学習成果が評価される地域の幅が広がり、その結果、学習成果を生かした社会参加活動についても、自己の居住地や学習した地域にとどまらず、より広い地域での社会参加の場や機会が増大し、活動の広がりがもたらされる。

(以下略)

V 社会教育施設の役割

この広域的な学習サービス網が円滑に機能し、学習者にとって有益なものとなるためには、サービス網の整備充実の前提として、サービス網の中で主要な学習機会提供の場であり、人々の社会参加活動の場でもある、社会教育施設の機能の一層の充実が不可欠である。

今後、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設等すべての社会教育施設は、人々の様々な学習活動を支援する専門施設として、充実した学習機会を提供することに加えて、学習情報提供機能、学習相談機能、さらには学習グループの育成や学習者ネットワークの形成などに対する支援機能を充実するとともに、自らの機能特性を生かすこと等を通じて、個性的で開かれた施設として、広域的な要請にも積極的に応えていくことが期待される。

なお、国立科学博物館、国立青少年教育施設、国立婦人教育会館、国立教育会館社会教育研修所などの国立の社会教育施設は、ナショナルセンターとしての役割をふまえ、その機能を強化し、全国的な生涯学習に関する情報の収集・提供、先導的な学習プログラムの研究開発、指導者養成など地域の社会教育施設の活動を積極的に支援していくことが重要である。

1 学習機会提供機能の充実

公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、婦人教育施設等すべての社会教育施設は自らが有する特色ある施設・設備、資料や情報、事業実施に関するノウハウ、あるいは立地条件など様々な学習資源を、積極的に他の機関に提供していくことが望まれる。他方、地域全体として有する様々な学習資源を、自らの活動にできるだけ生かすよう意欲的な取組みや創意工夫が期待される。

(以下略)

博物館は、人文科学、自然科学、美術など様々な分野の専門的な人材と実物資料を積極的に活用し、移動巡回展や移動博物館教室の開催など特色ある教育普及活動の一層の充実を図ることが必要である。また、他の機関が実施する講座等の一部として、実習や実験を引き受けたり、事業の企画に当たって専門的な立場から援助・助言を行うことなどが期待される。

(以下略)

2 学習情報提供・学習相談機能の充実

公民館は、地域住民にとって最も身近な施設として、他の機関と連携・協力し、学習情報提供・学習相談事業において中心的役割を果たすことが期待されている。

また、図書館は、住民に対するレファレンス・サービスやレフェラル・サービスを一層充実するとともに、図書館の目的や地域の特色を踏まえた計画的な資料の収集・整備等を行い、これらを基盤としつつ市町村域を超えた図書館の情報ネットワークにより、個々の学習者へのサービスの充実を図り、他の機関への資料等の提供や相互利用を積極的に推進することなどが期待される。

一方、博物館は、博物館資料に関する情報データベース等を整備し、広く専門的な学習情報や教材を積極的に提供していくことが望まれる。

3 社会参加支援機能の充実

社会教育施設は、人々の自主的な学習活動への支援のみならず、学習成果を生かして社会参加を希望する人々を支援していくことも大切である。そのためには、所定の学習を経て希望する人を、

事業運営の協力者、学級・講座等の指導者や補助者、あるいは様々なボランティアとして活動できる場や機会を積極的に広げていくことが有益であり、必要な研修機会等を積極的に設けることが期待される。また、社会参加に関する場や機会に関する幅広い情報を収集し希望者に提供したり、現在学習中の人々との交流の機会を設けるなど、それぞれの施設の特色に応じた社会参加支援のための様々な工夫が求められる。

4 学習者の交流拠点としての支援機能の充実

学習ニーズの多様化、個別化に伴い、自主的な学習グループによる活動が盛んになりつつある。こうした活動に対し、社会教育施設は、活動の場を提供したり、適切な助言等を行うなど、積極的に支援・育成することが望まれている。また、学習者の興味・関心に基づく自由なネットワークが、広い地域にわたって形成されつつあり、参加希望者への関連情報の提供や指導者の紹介、学習者ネットワーク間の交流の機会の提供など、地域における学習者の交流拠点として、社会教育施設が積極的な役割を果たすことが期待される。

(以下略)

11 ユニバーシティ・ミュージアムの設置について — 学術標本の収集、保存・活用体制の在り方について —

〔平成8年1月18日〕
〔学術審議会学術情報資料分科会学術資料部会報告〕

はじめに

学術研究所の所産として生成され、また研究課題に沿って体系的に収集された学術標本は、これまでの学術研究の発展過程を証明する貴重な資料であると同時に、自然史、文化史等の研究に不可欠な資料として重要な役割を果たしてきた。

大学等においては、学術研究活動に伴い様々な学術標本が産出されているが、近年の分析法や解析法が目覚ましい発達によって、学術標本から新たな学術情報を生み出すことが可能になったこと等により、多面的な情報を有する学術標本を実証的な研究・教育に活用することの必要性が急速に高まってきている。

本部会では、このような状況にかんがみ、大学における学術標本の収集、保存・活用体制のあり方について、我が国の大学における実態調査や諸外国の主要な大学のユニバーシティ・ミュージアムの実情把握を行うことなどにより、慎重に審議を行ってきたが、このたびユニバーシティ・ミュージアムの設置を中心として審議結果をまとめたので報告する。

I 学術標本の現状と課題

- 1 学術標本は、自然史関係の標本や古文書・古美術作品等の文化財に限定されるものではなく、学術研究により収集・生成された「学術研究と高等教育に資する資源」である。したがって、それぞれの

研究・教育分野において学術標本となり得る資料は極めて多岐にわたり、その種類・形状・規模も多様である。しかし、ここでいう学術標本とは、それらすべての資料を指すのではなく、学術研究の目的で収集あるいは生成されたもののうち、学術研究用の生物、不動産や構築物等の大型資源、既に図書館・文献センター等で保存・活用されている文献等を除いた有形の一次資料を対象とする。

2 学術標本は学術研究の進展に伴って収集あるいは生成されているが、学術標本を保存収納する施設設備や整理保管要員の不足等のため、現状では、大学において研究室の一隅で個々の研究者の責任において保存管理されており、ラベル添付等の基礎的な整理が未完了で、一次資料にさえなり得ていない状況が多数見受けられる。したがって、学術標本は、再現不可能な貴重な資料であるにもかかわらず、学術標本の目録化・データベース化に取り組みないでいるケースや、研究者の異動に伴って学術標本が廃棄されるケースも生じている。このような保存管理状態にあるため、研究室の担当者など学術標本の所在と種類を熟知するごく限られた研究者しか当該学術標本を利用することができない。また、研究室や研究者の協力によって一次資料化された学術標本であっても、保存・活用の体制が整備されていないため、部外者の利用はほとんど不可能な状態にある。つまり、研究・教育にとって貴重な資源であるにもかかわらず、学術標本の多くは十分な活用ができない状況に置かれている。この状態は欧米と比較するなら悲惨とも言えるほどであり、我が国における研究と教育の活力を著しく阻害している大きな要因でもある。

3 多くの学術研究が学術標本の調査・分析から出発していることから明らかなように、学術標本は学術研究の基礎である。同時に、例えば、自然人類学の標本として保存されてきた貝塚出土の人骨が今日ではそれからDNAを抽出して遺伝学の資料として活用されているように、学術標本はいずれも多面的な学術情報を内包している。特に近年は、DNA分析やアイソトープ分析など、新しい分析法や解析法が開発されたことに伴い、特定の研究分野で収集された学術標本であっても、異なる研究分野の研究者によって別の角度から研究・教育の資源として利用されることが増大している。この観点から学術標本の保存とその多角的な活用を容易にする各種情報の整備・公開や、学術標本自体を閲覧調査できる体制の整備が各方面から望まれている。

4 国際的評価が確立している欧米の多くの大学では、いずれも豊富な学術標本を収蔵したユニバーシティ・ミュージアム（以下「ミュージアム」という。）を設置しており、それらのミュージアムは研究の場であることはもとより学術情報の発信・受信基地となっている。また、ミュージアムは「社会に開かれた大学」の窓口として研究成果の展示を行うなど、活発に機能している。

II 学術標本の保護・活用の在り方

1 すべての学術標本は、体系的に分類されて保存・出納可能な図書文献のように、それを収集し、研究した研究者を介さずとも検索・取り出しが可能で、研究・教育に自在に活用できる状態に保管しておくべきである。しかしながら日々収集あるいは生成されているすべての学術標本を公開・活用できる状態に保管することは、現状の限られた施設・人員・予算などの各種の制約の下では、ほとんど不可能といっても過言ではない。そこで、学術標本の特色、学術標本を活用した研究実績等を考慮して選ばれた学術標本群であり、一次資料化が完了しているか、若しくは一次資料化が進行中のものを保

存・活用の対象とする。ただし、群を構成していなくとも、例えば学術誌に公表された学術標本などのように、少数であっても学術的に保存の義務あるいは意義を有するものについては、保存・活用すべき学術標本とする。

なお、一次資料化が困難な学術標本については、廃棄し、収蔵スペースの有効活用を図ることも必要である。

- 2 保存活用の対象となる学術標本は、公開・活用に資するため、所在情報、一次資料としての特性情報に関するデータベース化を行う。この場合、学術標本を多方面の利用者が活用できるよう映像データベース化を図ることが望ましい。それによって研究者や学生、地域住民等の利用者に具体的なイメージを提供できるとともに、学術標本の稠密収蔵が可能となり、併せて学術標本の出納の一層の円滑化が期待できるからである。
- 3 保存されている学術標本は当該分野の研究者の利用に供されることはもちろんであるが、多面的な学術情報を内包しており、研究成果を学術標本を用いて展示・公開することは、異なる分野の研究者にも新たな研究構想を与える契機となるのみならず、「物」と接することにより創造的探求心を育むなど学生の教育にとっても極めて重要な環境を提供することになる。
- 4 人々の学習ニーズが高まる中で、豊富な知的資産を有している大学は積極的に地域社会に協力することが求められており、学術標本の展示・公開等を行うことにより、人々の多様な学習ニーズに応えることが期待されている。また、展示・公開等は、次代を担う青少年に学問を身近に感じさせるための環境を提供することになる。
- 5 学術標本の保存・活用を有効かつ円滑に行うには、学術標本の体系的な収集・整理・保存・公開を可能にする研究者と支援職員、それに専用の施設を確保することが必要不可欠であり、学術標本群と要員と施設の間に調和のとれた有機的な関係を樹立することが肝要である。

Ⅲ ユニバーシティ・ミュージアムの整備

1 ユニバーシティ・ミュージアムの必要性

- (1) 我が国は現在急速に、国際化、情報化、高齢化、多様化の社会に向かっており、大学が果たす役割と大学に対する社会の要請もおのずと変わりつつある。

国境を越えた競争原理が働く国際化の中で、我が国の大学は世界に向かって独創的な研究成果をあげ、良質な学術情報の発信基地として機能することが要請されている。

また、環境問題、都市問題のように専門分化した特定の学問分野だけでは対応しがたい多様な問題への対応や、高齢化等急速に変化しつつある社会における人々の高度かつ多様な学習ニーズに対応し得る大学への変革も求められている。

このような社会の要請にこたえるためには、総合的・学際的な研究・教育体制を整備することが必要である。

そのための方策の一つとして、貴重で多様な学術情報を内包しており、分析法や解析法の発達によってさらに多くの分野に豊富な学術情報を提供してくれる一次資料の活用を図ることができるミ

ミュージアムの設置は極めて有効であり、学術研究の基盤である実証的研究を支援するものである。

また、一次資料に関する学術情報の発信・受信基地としてのこのミュージアムを機能させることは、社会が要請する「開かれた大学」への具体的で有効な対応策である。

(2) ミュージアムを必要とする大学の内在的要因としては、次の諸点を挙げるができる。

第一に、複合的な要因によって惹起される今日的な課題に対応するため、自然科学・人文科学等のいずれの分野でも、隣接分野だけでなく異なる分野の学術資料を研究・教育資源として活用する必要性が急速に高まっている。若手の研究者や大学院生は、従来の学問分野の枠にとらわれない研究を志そうとしても、従来の学術標本保存体制ではこれにこたえることが困難である。多様な需要に対応できる研究・教育環境の整備が是非とも必要である。

第二に、我が国の実証的な研究・教育は欧米のそれに比べて脆弱と言われる。それは多くの一次資料と接触可能な環境整備が十分に行われていないためである。その結果、研究・教育の内容が皮相化しており、豊かな成果を上げることが可能な、また、それから派生する二次、三次の成果をあげるような本質的で独創的な活力に欠けている。このような状況を改善するための具体的、効果的方策として、学生や研究者に一次資料との接触機会を増大させる場を設置・整備することが必要である。

第三に、環境問題の研究や先端的研究に典型的な例が見られるように、現代の学問は総合化と同時にシステム科学への傾向を強めている。このような傾向に柔軟に対応できるのが一次資料であり、その集積と整備は今後の学問の発展にとって極めて重要である。

2 ユニバーシティ・ミュージアムの機能

ミュージアムとは、大学において収集・生成された有形の学術標本を整理、保存し、公開・展開し、その情報を提供するとともに、これらの学術標本を対象に組織的に独自の研究・教育を行い、学術研究と高等教育に資することを目的とした施設である。加えて、「社会に開かれた大学」の窓口として展示や講演会等を通じ、人々の多様な学習ニーズにこたえることができる施設でもある。

したがって、ミュージアムは単なる学術標本保存施設又は収集した学術標本の展示を主たる目的とする施設ではなく、下記の機能を持つ必要がある。

(1) 収集・整理・保存

大学において収集・生成され、学術研究・教育の推移と成果を明らかにする精選された有形の学術標本を整理・保存し、分類して収蔵する。

(2) 情報提供

収蔵した学術標本を整理し、収蔵品目録を刊行することは当然であるが、さらに広範多様な利用に供するため、画像データベースを構築することが必要である。このことにより、ネットワークを通じて全国的な利用に供することも可能となる。また、研究者や学生のみならず、地域住民等からの学術標本に関する相談に応じ、必要な情報を提供する。

(3) 公開・展示

収蔵した学術標本を研究者に公開し、調査研究に供するとともに、必要に応じて貸出や重複標本の交換等も行い、有効な活用を図る。学生に対しては学術標本に直接接する機会を提供し、実証的

で充実した教育に資することができる。また、ミュージアムに収蔵する学術標本を用いた研究成果の展示を行い、論文等によらない新しい形式の公表の方法を研究すると同時に、学内の研究成果を公表する場とする。

さらに、大学における研究成果については、地域社会に積極的に発信することが求められており、ミュージアムにおいては展示や講演会等を通じ、大学の学術研究の中から生まれた、多くの創造的、革新的な新知見等を地域住民に積極的に公開し、周知することが望ましい。

なお、ミュージアムを「社会に開かれた大学」の具体的対応として円滑に機能させるためには、今後、社会のニーズをも踏まえ、管理運営方法について工夫することも必要である。

(4) 研究

学術標本群の充実やその有効利用を図るとともに、学術標本を基礎とした先導的・先端的な取組を支援するため、ミュージアム独自の研究を計画し実行する。この場合、ミュージアムに所属する研究者が中核となるが、大学内外の研究者の共同研究として行うことが望ましい。

(5) 教育

学術標本を基礎とした大学院・学部学生の教育に参加するとともに、博物館実習をはじめ大学における学芸員養成教育への協力を行う。また、一般の博物館の学芸員に対する大学院レベルでのリカレント教育や、人々の生涯にわたる学習活動にも積極的に協力することが望ましい。

3 ユニバーシティ・ミュージアム整備の基本的な考え方

(1) 設置形態

ミュージアムは、学術標本という多面的な学術情報を内包する資料を保存し、活用する施設であるので、独立性のある学内共同利用施設として設置する必要がある。これにより、大学内の様々な分野の研究者の協力を得ることができると同時に、大学内に分散されている学術標本をより効率的に活用できるからである。また、学部等に設置されている既存の列品室や資料室は、当該部局の研究教育事情を尊重すべきであるが、収蔵資料の学術情報はミュージアムのデータベースに収納し、広範な活用を可能とする体制を整備することが望ましい。

(2) 職員体制

ミュージアムを研究・教育に資する施設として有効かつ効率的に運営するためには、少なくとも当該ミュージアムの中核を形成する学術標本の研究者を専任として配置する必要がある。

また、学術標本を整理・保存・管理・公開に関する業務に携わる専従の職員を配置する必要もある。

一方、ミュージアムが収蔵する学術標本のすべての分野に対応する専任の研究者と職員を網羅的に配置することは現実的に不可能である。したがって、学内研究者の併任制度、定年退職した研究者や学外研究者の客員制度、それにボランティア制度などを積極的に整備してその活用を図るべきである。

(3) 施設の整備

ミュージアムは学術標本を収集・整理・保存・公開するとともに、これからの学術標本を対象に

研究を進め、情報を発信・受信する施設であるので、これらの機能に応じた施設設備が必要である。その規模は収蔵する学術標本の種類や数量等によって異なるが、ミュージアムの業務を行う上で、効率的で調和のとれた施設として整備する必要がある。

(4) ユニバーシティ・ミュージアムの設置方針

ミュージアムは、学術標本を活用した研究に実績を有し、精選された学術標本群の大きな蓄積をもち、それらの一次資料化がほぼ終了しており、学術標本を活用した研究・教育が発展する可能性のある大学に、地域性と学術標本の種類をも考慮して設置することが望ましい。

(5) ユニバーシティ・ミュージアム間の連携

設置されたミュージアム及び既存の大学の類似施設相互の連携を強化するため、定期的を開催されるユニバーシティ・ミュージアム協議会を設置し、学術標本情報のネットワークの整備や学術標本自体の貸借・移管等について協議する。ミュージアムの活発な運営のためには、この連携体制に一般の博物館も参加できる形にすることが望ましい。

諸外国のミュージアムも、学術研究と高等教育に資する一次資料の収集・活用という共通の目的を有している。したがって、ミュージアムが保管するそれぞれの地域の一次資料群を、国を超えて活用できるネットワークを構築し、個別の研究に世界的規模の視野と位置付けを与えることが望ましい。そのことは、現在多くの学術研究が要求されている国際的貢献にも大きく資することになる。

むすびに代えて

我が国の現在の社会・経済情勢の中にあって、新たに大学にミュージアムを設置することは多くの困難を伴うことが予想される。しかし、ミュージアムの設置は、新たな学術研究を支える基盤を構築しようとするものであり、関係機関において着実かつ速やかに対応することが望まれる。殊に国立大学については、精選された学術標本が極めて多いことから、この報告の趣旨を踏まえ、直ちにミュージアムの設置に着手することが望まれる。

また、これまで大学で保管されてきた学術標本の画像データベース化と情報公開は、学術標本の保存・活用の基礎であり、ミュージアムの設置に並行して実施可能な機関等において、直ちに着手することが必要である。

なお、ミュージアムや図書館などの学内の関連施設をネットワーク化し、大学全体を地域社会に対する知的・文化的情報の発信拠点とすることも今後検討すべき課題であると考えられる。

[参考資料は略]

12 地域における生涯学習機会の充実方策について〔関係部分〕

〔平成8年4月24日〕
〔生涯学習審議会答申〕

はじめに

本審議会は、平成7年5月15日、文部大臣から「地域における諸施設の生涯学習機能の充実方策について」及び「学習成果の活用方策について」審議要請を受け、その後、前者のテーマについてワーキンググループを編成し、論点を整理しつつ、総会において審議してきた。このたび、その結果を、「地域における生涯学習機会の充実方策について」答申として取りまとめた。

生涯学習の振興については、本審議会では平成4年7月に「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」答申を行った。この答申では、生涯学習社会を「人々が生涯いつでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」ような社会と定義している。そして、当面重点を置いて取り組むべき課題として、①社会人を対象としたリカレント教育の推進、②ボランティア活動の支援・推進、③青少年の学校外活動の充実、④現代的課題に対する学習機会の充実、の4つを挙げるとともに、学習者の立場に立って、生涯学習全般にわたる振興方策を提言している。

これまで、この答申を踏まえ、国・地方を通じて生涯学習振興のための関連施策が積極的に展開され、かなりの進展を見るに至った。しかし生涯学習社会の実現という大きな目標に照らしてみると、なお、改善すべき点が多く残されている。どこに問題があり、今後何をなすべきか。現状を見ると、既に生涯学習の意義については多くの人々の理解が得られつつある。学習意欲も高まってきている。当面の課題は、このように高まりつつある学習意欲にこたえる学習機会をいかに拡充するかということであろう。多くの人が所得水準の向上、自由時間の増大、高齢化の進行などの社会の成熟化に伴って、学習に生きがいや楽しみを見いだしたいと願っている。また、科学技術の高度化、情報化・国際化の著しい進展、産業構造や雇用形態の変化などに伴い、新たな知識・技術を習得したいと考える人も増えている。こうした学習者に対して、適切な学習機会を提供する必要がある。学習活動の機会を提供する側の工夫改善の努力が望まれている。

したがって、本答申では、地域社会の中で様々な学習機会を提供している機関や施設の生涯学習機能の充実という視点から検討を加え、提言を取りまとめることにした。取りまとめに当たっては、機関や施設を4つの類型に分け、それぞれがどのような課題を抱えているか、現状を改善するためにとるべき方策は何かということを検討し、具体的な施策を提言した。4つの類型とそれぞれの審議の観点は以下の通りである。

第一は、大学をはじめとする高等教育機関である。高等教育機関は高度で体系的かつ継続的な学習機会を提供者として、生涯学習社会の中で重要な役割を果たすことが期待されている。高等教育機関においては、既に生涯学習機能を十分に発揮しているところや、様々な改革努力を行ってきたところも見られるが、生涯学習の推進という観点から社会の期待に十分にこたえるには、更に全体として広く社会に開かれなければならない。年齢に関係なく人生のいつでも必要な時に必要な学習ができる場として高等教育機関が自ら変わっていかなければ、真の生涯学習社会は実現しないと言っている。また、社会人学生を受け入れることに加えて、施設の開放などによる地域社会への貢献も一層期待される。したがって、ここでは「社会に開かれた高等教育機関」という観点から課題を整理し、「社会人の受入れの促進」

及び「地域社会への貢献」を進めるため必要な施策を提言した。

第二は、小・中・高等学校など初等中等教育の諸学校である。これらの学校は、人間形成の基礎を培う場であるとともに、生涯学習の基礎を身につける場でもある。すなわち、自分で考え、判断し、行動する力を養い、生涯にわたって学習を続けるための意欲と能力を培う場である。また、子どもは地域社会の中で様々な教育的な影響を受けて育っており、学校がその機能を十分に発揮するためには、地域社会と良好な連携・協力関係を維持し、地域社会とともに発展するように努める必要がある。特に、学校週五日制が導入され、またいじめの問題への対応が課題となっている今日、学校と家庭や地域社会との連携の必要性はますます大きくなっている。さらに、学校の施設は地域住民の学習活動の場として活用され、それを通じて地域社会づくりや人々の連帯感をはぐくむことにも役立つものであり、地域社会への一層の開放が求められる。したがって、ここでは「地域社会に根ざした小・中・高等学校」という観点から課題を整理し、「地域社会の教育力の活用」、「地域社会への貢献」を進めるため必要な施策を提言した。

第三は、社会教育・文化・スポーツ施設である。これらの施設においては、既に地域の人々の活発な学習活動が展開されている。これらの施設は本来、地域住民の多様な学習ニーズにこたえるために整備されたものであり、生涯学習機会を提供する場として最も基本的な役割を担っている。地域住民にとって、これらの施設は今後とも生活の質を高める上で欠かすことのできない存在である。さらに、学習を通じて人間関係を深め地域意識を涵養し、豊かな地域づくりを進めていく上でも一層重要なものとなっていくであろう。特に青少年の学校外活動をより豊で充実したものにするために、これらの施設の果たすべき役割は大きい。今後の課題は、ますます多様化し高度化する地域住民の学習ニーズにいかにか柔軟、迅速、的確にこたえていくかということであろう。したがって、ここでは「地域住民のニーズにこたえる社会教育・文化・スポーツ施設」という観点から課題を整理し、「多様化・高度化する学習ニーズへの対応」、「組織運営の活性化」を進めるため必要な施策を提言した。

第四は、各省庁や企業の研究・研修のための施設である。もとより、これらの施設は、それぞれの専門分野に関する研究・研修を目的に設置されているものであり、教育活動を本来の業務とするものではない。しかし、それらが有する専門的で高度な人的資源、施設設備、知識、情報、技術などは、生涯学習という観点から見て、貴重な学習機会を提供し得る可能性を持っている。これらの施設は様々な資源を活用して、人々の多様化し高度化する学習ニーズにこたえ、これからの生涯学習社会の中で重要な役割を果たすことが期待されている。したがって、ここでは「生涯学習に貢献する研究・研修施設」という観点から課題を整理し、「多様な学習機会の提供」、「地域社会との連携」を進めるため必要な施策を提言した。

なお、これらの四つの類型を超えて、横断的、総合的に取り組むべき課題については、「おわりに」で必要な施策を改めて提言した。

関係する機関や施設においては、本答申に盛り込まれた提言に沿った取組を積極的に展開し、地域住民の期待にこたえる生涯学習機能を一層充実強化させるよう強く望みたい。また、行政あるいは企業などにおいてはこれらの提言に沿って適切な対応策を講じるよう要望する。

I 社会に開かれた高等教育機関

(略)

2 地域社会への貢献

(1) 施設開放の促進

(略)

○ 施設開放の拡充

大学等の施設の開放は、図書館・博物館・資料館・体育館・グラウンドなどが主な対象となるが、実情に応じて、多様な施設の開放が可能な限り行われるよう工夫されるべきである。これらの施設を円滑に開放するためには、大学等が地域社会の一員として地域に積極的に貢献していくことが社会から強く期待されている、との共通認識を学内で確立することが必要である。その上で、施設開放に必要な手続きを簡素化し、それを地域の人々に広く知らせることが望まれる。この場合、様々な学習情報を統合的に扱う都道府県の生涯学習推進センターなどの活用が考えられる。

○ 大学博物館の整備

大学は豊富な知的資産を有することから、学術審議会学術資料部会において、ユニバーシティ・ミュージアムを設置して学術標本の多面的活用を図ることが提言されている。これは標本の収集・保存、画像情報の提供などにより大学の教育研究を支援することはもとより、展示や講演会等を通じ、人々の多様な学習ニーズにこたえるものである。今後、大学における知的情報発信拠点の一つとしてそれぞれの大学の研究実績等に応じて設置されることが期待される。

また、大学の博物館においては、その充実したスタッフや資源を生かして、一般の博物館の活動に対して支援・協力を行うことも求められる。学芸員の現職研修への協力や研究活動への援助などを通して、博物館全体の振興に大きな役割を果たすことが期待される。

(以下略)

II 地域社会に根ざした小・中・高等学校

1 地域社会の教育力の活用

(1) 地域社会の人材等を活用した教育活動

(略)

○ 社会教育施設等の活用

自ら学ぶ意欲や思考力を育てるためには、様々な生活体験や活動体験を通じて自ら考え学ぶことができる機会を増やすことが大切である。学校においては、そのための方途の一つとして、社会教育・文化・スポーツ施設の一層積極的な活用が求められている。これまでも、少年自然の家などを利用して学校の集団宿泊活動が行われてきているが、様々な施設を活用して学校の教育活動を充実させることが期待される。例えば、公民館、博物館、美術館などの施設において、学校教育に即した内容で事業を企画したり、社会科や理科、美術などの授業の一部をこれらの施設において、施設の専門的職員の協力を得て行うことを考えてもよい。

こうしたことを着実に推進するためには、市町村教育委員会において、適切な指導助言や財政上の措置など地域や学校の実情に合わせた積極的な対応を図ることが必要である。市町村教育委員会の創意と工夫が期待される。なお、こうした地域の教育資源の活用を考える場合にはいわゆる教育機関・施設に限らず、広く、森林・河川・海浜などの自然環境も視野に入れて、検討されることが望ましい。

(以下略)

Ⅲ 地域住民のニーズにこたえる社会教育・文化・スポーツ

公民館や図書館・博物館・美術館あるいは生涯学習センターなどの社会教育施設においては、これまでも地域社会における生涯学習の中心的な場として活発な活動が展開されている。文化会館・音楽ホールなど各種の文化施設あるいは体育館・スポーツセンターなどのスポーツ施設も同様である。さらに、最近では、民間の事業者によるカルチャーセンターなども活発な事業を行っている。これらの施設は地域住民の多様な学習ニーズにこたえ多種多様な学習機会を提供しており、それを通じて地域住民の幅広い学習活動を支える基盤的な役割を担っている。これら施設は今後とも生涯学習振興の上で重要な役割を担う存在であり、一層の機能の充実と活性化が求められている。

社会教育・文化・スポーツ施設は、何よりも地域住民のニーズに柔軟・迅速・的確にこたえるものでなければならない。そのためには、多様化・高度化する学習ニーズに適切に対応した事業活動を展開することが重要である。社会がますます高度化・複雑化する中で、多くの人々は様々な課題に対処し、より豊で充実した人生を送るため、身近なところで自由意志に基づく学習をし、自己を高めたいと考えている。また、月2回の学校週五日制が実施されている中で、青少年の学校外活動の重要性が改めて指摘されている。さらにいじめや登校拒否の問題が深刻な状況にあることから、こうした問題に的確に対応するため、家庭や地域社会の教育力の充実が求められている。そのようなニーズにこたえる場として地域社会に存在する社会教育・文化・スポーツ施設には、今まで以上に積極的にその教育的機能を発揮することが求められている。

社会教育・文化・スポーツ施設は、多様化・高度化するだけでなく新たに生じてくる地域住民の学習ニーズを常に的確に把握し、それにこたえた学習機会を積極的に提供していくことが求められる。なかでも積極的に拡充を図る必要があるのは、平成4年の答申でも指摘した、いわゆる現代的課題に関する学習である。変化する社会の中で充実した生活を営んでいくためには、様々な現代的課題についての理解を深めることが必要となってくる。例えば、地球環境の保全、国際理解、人権、高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成などの課題がある。学習機会を提供する側においては、こうした現代的課題の重要性を認識し、そのための学習機会の充実を図ることが強く求められる。その際、民間の教育事業者や関係団体の活力を生かすことをはじめ、大学や各種の研究・研修施設等の提供する学習機能の活用についても配慮することが必要である。

また、地域住民の学習ニーズに適切にこたえるには、事業活動面での充実を図るのみならず、それを動かす組織自体が活性化していなければならない。時代のニーズに合った新しい事業に取り組む進取の気性に溢れた施設運営が行われることが肝要である。地域住民の学習ニーズは社会の変化に対応して常に変化しており、それに即応する新しい事業の展開が求められるからである。組織が沈滞してはニーズの変化をとらえることも、斬新な発想を生み出すこともできず、新しい事業も生き生きした活動も展開できない。常に組織運営の活性化を図り、活力を維持・増大していくことは極めて重要である。

したがって、社会教育・文化・スポーツ施設が常に地域住民のニーズに柔軟・迅速・的確にこたえていくことができるようにするために、「多様化・高度化する学習ニーズへの対応」と「組織運営の活性化」を当面の目標として、その達成に向けて必要な方策を協力的に推進する必要がある。以下にそのための具体の施策を提言する。

1 多様化・高度化する学習への対応

(1) 多様で総合的な学習機会を提供

人々の生涯学習のニーズは、日常の身近な生活の場で、文化やスポーツなどを含む様々な分野にわたり、広範かつ多様に現れる。個々の施設が孤立してはそれに十分にこたえることはできない。社会教育施設だけでなく様々な施設を総合的、計画的に配置し活用することにより、多様な学習機会の提供が可能になる。その際、森林などの自然、貴重な文化遺産、あるいは産業施設なども地域の学習資源として、視野に入れておくことが大切である、施設の総合的な整備によって、地域住民の学習拠点が形成され、様々な年齢層の人々が自由に交流し多様な学習が促進される。さらに、地域全体の学習環境が整うことにより、学習を進める雰囲気がおのずから醸成されることも期待される。

○ 総合的な計画の整備

多様な施設の総合的な整備のためには、地域全体での総合的、有機的な学習施設整備計画を作ることが大切である。地域のまちづくり計画等の中にしっかりと位置付けられることにより、施設の整備は着実に進展することであろう。

なお、「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」に規定される地域生涯学習振興基本構想は、民間の活力を活用しながら地域における総合的な学習機会を整備しようとするものであり、地域の生涯学習機能の飛躍的な向上に資すると考えられる。各都道府県において具体的な構想の作成が積極的に進められることが期待される。

(2) 施設間の広域的な連携の促進

関係施設間にネットワークを形成し、相互の機能の広域的な連携・協力体制を整備することにより、地域における生涯学習機能を総合的に発揮することが期待される。

○ 行政部局間の連携強化

社会教育・文化・スポーツ施設においては、それぞれの施設の職員の努力により、多様な学習機会の提供が行われてきている。他方、地域住民の学習ニーズの高まりに応じて、首長部局及び関連施設での学習機会提供も盛んに行われるようになってきている。このため、教育委員会や他の行政部局で行われる各種の事業の実施について、学習者の立場に立って、行政部局間の連携・調整を図ることが必要になってきている。そのため教育委員会が積極的な役割を果たすことが期待される。

なお、教育委員会が実施する事業の内容は、どちらかと言うと、これまで趣味・文化・教養などに偏る面も見られたが、今後は、職業に係る知識・技術の向上や市民意識・社会連帯意識などに関する学習、あるいは、介護等の生活技術の習得に係る学習などを含め、新たな学習ニーズにこたえる適切な内容の事業を積極的に実施すべきである。このためには、それらの学習に係る行政部局・施設の協力・支援を得ることが必要であり、その観点からも、教育委員会と他の行政部局間の連携・調整を図る必要がある。

○ 民間との連携強化

人々の多様な学習ニーズに柔軟にこたえるためには、多様な学習機会が提供されなければならない。学習機会の提供や学習支援を行うのは公的施設ばかりではない。一般の個人・グループあるいは民間教育事業者などを広い視野でとらえ、これらと適切な連携を進める必要がある。このため、民間の教育事業者と公的施設との連携のあり方が現実的な課題となり、連携のための新たなルール作りが必要になってきている。平成7年9月の文部省通知により、公民館における民間

教育事業者の施設利用が、社会教育上許容される旨の法解釈が明確に示されたことは、公民館事業における民間との連携を考える上において有意義である。今後とも関係者の相互の理解の下に適切な連携関係を作っていくことが求められる。生涯学習関連施設・民間事業者間の円滑な意思疎通を図るための協議会・情報交換会が幾つかの都道府県で開催されるようになっているが、こうした機会の拡充を機能強化が期待される。

○ コーディネート機能の強化

異なる種類の施設間で形成された広域的なネットワークが有機的・効率的に機能するためには、連携の中心となる中核的な機関が不可欠である。これには、一般に地域の生涯学習推進センターが当たっているが、ネットワークを形骸化させないよう^{けいがいか}にするためにも、生涯学習推進センター自体の体制整備が必要になる。この場合、特に、コーディネート機能の強化が大切である。地域住民の学習ニーズを的確に把握し、これに即応した学習機会の提供を企画し、関係施設間の事業の調整を図るなど、ネットワークが生き生きと統合的に機能するようにする必要がある。このため、生涯学習全般にわたって企画・調整・助言などの支援能力を持った専門的職員をセンターなどに配置することが大切である。コーディネーター養成も急がれる課題であり、国立教育会館社会教育研修所などでの研修の拡充が望まれる。

○ 学習情報ネットワークの構築

施設間のネットワークを円滑かつ迅速に動かすためには、構成施設等の学習情報のオンラインネットワークの構築が欠かせない。このため、現在、国では西暦2,000年を目途に、全国的な学習情報のネットワークづくり、全国的な中核機関づくりが進められている。様々な分野で構築されつつあるネットワークを統合した総合的な学習情報システムの利用が早期に実現することを期待したい。その際、他の学習情報関連システムとの連携にも配慮が望まれる。都道府県においても、国の補助制度を活用しながら、情報ネットワークの構築が進められている。おおむね、順調な整備状況と言えるが、各都道府県・市町村によっては情報を検索できる端末が少ないこと、最新の情報が入力されていないことなど、学習者にとって必要な情報が得られるまでにはなっていないところもあり、引き続き努力が求められる。なお、社会通信教育事業も、今日の学習ニーズに応じて、多様に展開してきており、生涯学習を進める上で重要な役割を担うに至っている。これらに係る学習情報についても、情報ネットワークにおいて適切に提供されることが望まれる。

(3) 情報化、マルチメディア化への対応

学習機会へのアクセスに対する時間的・地理的な制約を大幅に緩和させ、より質の高い効率的な学習を可能にするものとして、各種の学習施設における情報化・マルチメディア化への対応に対する人々の要請は特に高い。また、個人の自主的な学習を進める上での有力な手段としても、期待は大きい。

○ 情報化による事業の確信

施設においては、事業の実施や施設の運営に情報関係施設設備を積極的に導入することが必要になっている。これに伴って、情報関係の機器・システムのもとでマルチメディアを用いた学習プログラムを開発するなど新しい事業内容・方法の革新を図る必要がある。同時に、職員の関係知識・技術の習得が迅速に進むよう研修等の改善を図る必要がある。

○ 情報提供のマルチメディア化

現在整備が行われつつある生涯学習情報提供システムは、文字や数値による案内情報等が中心

である。しかし、科学技術の進歩により音声・図形・画像・映像等を効果的に組み合わせたマルチメディア形態の情報提供が可能になっている。このため、地域住民に親しみやすく利用しやすい情報提供を行うためにも、システムのマルチメディア化を図ることについて検討を行う必要がある。また、インターネットなどの情報通信網の発展を視野に入れた先行的な研究開発が求められる。

(4) 学校教育との連携・協力

今日の学校教育では、自ら考え、判断し、行動するなどの資質・能力を重視する教育が展開されている。こうした教育を進めていく上で、自然環境や日常生活の中での体験学習が効果的である。社会教育・文化・スポーツ施設などが学校と連携して、こうした事業を展開していくことが求められており、その連携・協力の推進の在り方や具体的な方向が課題となっている。

○ 「学社融合」の理念に立った事業展開

従来、学校教育と社会教育との連携・協力については、「学社連携」という言葉が使われてきた。これは学校教育と社会教育がそれぞれ独自の教育機能を発揮し、相互に足りない部分を補完しながら協力しようというものであった。しかし、実際には、学校教育はここまで、社会教育はここまでというような仕分けが行われたが、必要な連携・協力は必ずしも十分ではなかった。この反省から、現在、国立青年の家、少年自然の家においては、学校がこれらの青少年教育施設を効果的に活用することができるよう、「学社融合」を目指した取組が行われている。

この学社融合は、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうという考え方であり、学社連携の最も進んだ形態と見ることもできる。このような学社融合の理念を実現するためには、例えば、学校が地域の青少年教育施設や図書館・博物館などの社会教育・文化・スポーツ施設を効果的に利用することができるよう、それぞれの施設が、学校との連携・協力を図りつつ、学校教育の中で活用しやすいプログラムや教材を開発し、施設の特徴を活かした事業を積極的に展開していくことが重要である。これによって、学校だけでは成し得なかった、より豊かな子供たちの教育が可能になるものと考えられる。今後、こうした学社融合の理念に立った活動を積極的に推進していくためには、国としても、必要な調査研究や先導的な事業に対する支援などを行うことが求められる。

また、学校と家庭・地域社会との適切な役割分担と連携を図りつつ学社融合を円滑に推進していくためには、その基盤を整備していくことが重要である。学校と施設間の人事交流の一層の促進や、学校教員が青少年教育施設等で体験的な研修を行うような機会を拡充することなども検討される必要がある。

○ 学校週五日制への対応

平成4年9月から実施されている学校週五日制は、これからの時代に生きる子供たちの望ましい人間形成を図るため、学校、家庭及び地域社会が一体となってそれぞれの教育機能を発揮する中で、子供が自ら考え主体的に判断し、行動できる力を身に付けるようにしようとするものである。この学校週五日制は子供たちの生活にゆとりを与え、より豊かな生活体験・活動体験の機会を豊富にする契機となるものであり、地域社会における学校外活動充実の拠点となる社会教育・文化・スポーツ施設には大きな期待が寄せられている。

現在、休業土曜日には、全国各地の青年の家、少年自然の家などの青少年教育施設において、

子供たちや親子を対象としたキャンプ、自然探索などの事業の実施や青少年団体による活動が活発に行われている。また、例えば、公民館においては体験を通じたふるさとについての学習やサークル活動が、図書館においては子供たちを対象とする読書会が、博物館においては科学教室などが実施されている。さらに、これらの博物館・美術館においては、休業土曜日の子供の入場料を無料としているところも多い。

今後、社会教育・文化・スポーツ施設においては、これらの事業の一層の充実を図るとともに、施設の特徴を生かし子供の興味や関心に応じた新しいプログラムを開発・提供することが求められる。その際、施設がそうした事業を展開するには、地域の青少年団体や住民ボランティアなどの積極的な協力を得ることが重要である。これにより、子供たちに対し創意にあふれた多様な活動の機会の提供が期待される。なお、平成8年度から文部省が実施する「ウィークエンド・サークル活動推進事業」は、週末等において学校施設などの子供たちに身近な場を活用した様々な体験活動を展開するものであり、これに対する社会教育・文化・スポーツ施設の連携・協力が求められる。

また、市町村教育委員会においては、自ら事業を計画するほか、施設や団体の活動に関する情報を子供たちや保護者等に迅速かつ適切に提供することや、施設や団体等に対し事業の企画や運営に助言や支援を行うことなど、格段の配慮を行うことが必要である。

○ 地域ぐるみの活動の展開

社会教育・文化・スポーツ施設が学校と連携・協力していくためには、これらの施設を中心とした地域ぐるみの活動が展開される必要がある。特に、現在、学校週五日制の実施やいじめ問題への対応などを契機に、子供の育成に関して地域社会の持つ教育機能の充実・向上が求められている。このため、これらの施設においては、子供たちのためにやりがいのある楽しい活動機会を積極的に提供していくとともに、社会教育関係団体、ボランティアグループなどと協力して、子供達の健全な育成のための適切な事業が行われるようにいろいろな啓発事業を行うことも求められる。これらの活動が円滑・的確に行われるよう教育委員会による支援も必要である。

また、子供たちが基本的な生活習慣・態度等を身に付ける上で、家庭の果たす役割は特に大きい。家庭の教育力の向上のために、社会教育施設等において、家庭教育についての学級・講座の実施、親子で活動する機会の提供、家族一緒の文化・スポーツ活動の機会の提供などの多様な学習機会の提供や相談事業の充実などの支援が必要である。

こうした地域ぐるみの活動が活発に行われるためには、企業におけるこれらの活動への支援も必要である。この点については、平成8年3月に（社）経済団体連合会が取りまとめた「創造的な人材の育成に向けて～求められる教育改革と企業の行動～」においても指摘されているところであるが、労働時間の短縮、弾力的な労働時間管理、休暇取得の促進などの実施、進学時期の子供を持つ職員への転勤時期・場所等についての配慮など、社会人が地域社会や家庭で活動・生活するためのゆとりをもたらすよう企業が具体的な対応をとることが求められている。

2 組織運営の活性化

(1) 人的体制の整備

施設の機能が十分に発揮できるかどうかは、事業の実施や施設の運営管理を担う職員体制にかかわる面が大きい。学芸員、司書、アートマネジメント担当職員、スポーツプログラマー等の専門的職員、あるいは様々な分野の指導者等に優秀な人材を得て、機能的な業務体制を編成することが

重要である。社会の変化や学習ニーズの多様化の中で常に生起する新たな課題に迅速かつ的確に対応できるかどうかは、それに対応し得る能力と意欲を持った人材を確保し、機能的な組織運営を行うことにかかっているとと言っても過言ではない。

○ 専門的職員の確保・養成

人的体制の整備のためには、各施設の事業を担当する専門的職員に優秀な人材を確保するとともに、研修により資質の向上を図ることが必要である。その際、特に、地域住民との対応において意思の疎通を円滑、適性に図ることが求められていることにかんがみ、そのような観点からの研修も配慮される必要がある。社会教育主事等の専門的職員の養成や研修の充実について、本審議会社会教育分科審議会の報告（平成8年4月）を踏まえ適切な方策が講ぜられることを期待したい。

○ ボランティアの受入れ

人的体制の整備の上では、施設職員とともに、施設業務に対して協力・支援を行うボランティアも重要な要素となる。ボランティア活動は、施設にとってその活性化に重要であるばかりでなく、ボランティア自身にとっても、自己開発・自己実現につながる学習の場として、学習成果を生かす場として、あるいはボランティア相互の啓発により学習を活性化するものとして重要である。こうした点から、積極的にボランティアの受入れを進めることが必要である。その際、社会教育主事、学芸員、司書などの資格を有しながら実際の業務に就いていない者が多数存在することから、こうした有資格者の持つ専門的知識やそれぞれの多様な経験等を活用することが有意義である。データベース（人材バンク）の創設を行うなど、国と関係機関・団体等との連携・協力の下に、ボランティアの受入れの推進を図ることが必要である。また、ボランティアの受入れの推進を図ることが必要である。また、ボランティアの受入れに当たっては、施設の業務全体の中でボランティアが有効な活動を進められるようにするため、先導的な取組を行っている施設の事例を普及させたり、あるいは研究協議を行ったり、ボランティアや職員の研修を実施したりすることも必要である。

(2) 利用者の立場に立った施設の運営

自発的な意志に基づき自由に行われるべき生涯学習を進めるには、施設は、施設の管理者側の都合ではなく、利用者の立場に立った事業の実施、施設の運営に十分配慮する必要がある。

○ アクセスの改善

利用者が社会教育・文化・スポーツ施設をできるだけ利用しやすいように、施設の開館日・開館時間については、地域の実情に応じつつ、可能な限り弾力的な扱いをすることが必要である。また、身近なところで施設の利用が可能になるよう、分館の拡充などが求められるとともに、施設間のネットワーク化の推進により、施設のサービスが柔軟に受けられるようにする必要もある。施設の利用の改善を図る上では、施設内の設備など学習環境の充実も大切な課題である。学習者の特性（子供、高齢者、障害者、外国人など）に配慮した施設設備の整備や事業運営の工夫も求められる。

○ 住民参加による運営

施設の事業の運営に当たっては、施設の管理者が事業の企画・実施を含めて施設の運営全般に責任を持って行うことが当然であるが、施設や地域の実情に応じて、地域住民が事業の企画や運営に何らかの関与ができるようにすることも考えられる。例えば、事業の企画・運営・広報など

を行う委員会に委員として参加したり，ボランティアとして指導のスタッフに加わったりすることなどがあろう。こうした事業運営への住民の参加は，地域の施設としてより利用者の立場に立った施設の運営に資するところが大きいと考えられる。

(3) 新しい学習課題に対する運営の改善

地域住民の取り巻く社会環境の急激な変化の中で，新たな学習課題も生起してきており，施設としてそうした課題に対応できるように運営を工夫することが必要になっている。常に新たな需要を的確に把握し，新しい事業展開や運営の改善を図っていくことは，施設がその組織の活力を維持していく上にも大切である。

○ 国際化・情報化等への対応

国際化・情報化・高齢化等の社会の変化への対応や男女共同参画社会の形成など現代的課題に関する学習の推進について，地域の実情に応じた積極的な取組が期待される。

このうち国際化に関しては，社会教育・文化・スポーツ施設において外国の文化の紹介，外国人との交流事業，通訳など国際交流ボランティアの養成，日本語指導者講座の実施，地域に居住する外国人のための情報誌・ガイドブックの発行など様々な事業が行われてきている。今後ともこれらの事業の拡充を図る必要がある。特に，最近は，個人やグループによる様々な国際交流の活動が行われるようになってきており，国際交流に係る関係団体の育成，関連情報の収集と提供などの充実が求められている。また，マルチメディアなどの情報化の進展に伴い，学校ばかりでなく広く社会教育の分野においても，コンピュータの操作，通信システムの活用など様々な情報活用能力の育成に関する学習機会の提供が求められる。このほかにも，高齢化に対応したライフプランづくりや，成人・高齢者の社会参加支援のための学習機会，男女共同参画に関する意識啓発のための学習機会の開発や充実を図ることなど多様な学習機会の提供が求められている。

これらの事業の展開に当たっては，各施設とも職員の資質能力の向上，指導体制の整備を図る必要がある。それぞれの施設は，これらの課題に関連する首長部局やその機関，学校等と連携を図りながら事業に取り組むことが求められる。また，施設は社会教育団体やその他の関係団体にはこれらの事業に自発的に取り組むことを奨励しつつ，これら団体と連携を図ることも重要である。

○ 学習者への支援

人々の学習形態は学級・講座や講演会のほか，共通の学習ニーズで構成される学習グループ，図書・メディアを活用した個人学習など多様化が進んできている。社会教育・文化・スポーツ施設においては，このような学習グループや個人の自主的な学習活動を積極的に支援するとともに，こうした学習グループ等の育成に向けた支援・協力を行う必要がある。自主的な学習への支援方策として，学習者の幅広い選択が可能になる多様な内容の提供，学習相談や助言事業の改善・充実，視聴覚教育メディアの開発，学習情報提供システムの充実などが検討される必要がある。

(4) 財政面での充実

財政面での充実は，活力ある施設の運営のための重要な基盤の一つである。質の高い事業を多様に展開していくためには，職員など関係者の創意・工夫とともに，必要な財政的な裏付けの確保が不可欠である。

○ 財源の確保

公的な社会教育・文化・スポーツ施設が、今後、より高度な事業や情報化等に対する新たな機能の充実等を積極的に推進していくためには、まず、施設の設置者が施設の運営体制の充実を図るとともに、運営経費など財政的な基盤の整備に従来にも増して努力することが必要である。また、施設においても、施設の事業の充実のために自助努力を行う姿勢が求められる。特に、様々な財政上の制約の下においては、施設運営のための独自の財源を確保することも大切である。社会教育法においては公民館の維持運営のため市町村は特別会計や基金を設けることができる旨規定されているところであり、こうした既存の仕組みなどを積極的に活用することが期待される。また、支援のための財団が地域レベルあるいは施設単位に設置できれば、安定的に事業運営や施設維持をすることができる。その際、広く民間から資金協力を得ることが望まれる。そのためには、例えば、各種行事・イベント等を開催し、継続的に広報を実施するなどして、生涯学習の重要性や施設の事業の必要性について民間の関心と理解を深めるような努力と工夫が必要である。

また、それぞれの施設においても、利用者の適切な経費負担を含め、施設の有する多様な機能を効果的に活用するような事業展開に努めることが必要である。そうした努力や工夫によりもたらされる蓄積を当該施設等の財源に充て地域住民のための事業の拡充や施設運営のために活用することにより、財政基盤の充実の面のみならず、施設の組織運営の活性化のためにも極めて大きな効果を及ぼすものと考えられる。

○ 適切な料金設定のもとでの事業展開

現在、公的な施設においては、その公共性を考慮し講座等の受講料などは無料あるいは教材費などの実費に限ることが一般である。地域住民のための公共的な利用に供することを目的とする本来的な性格から、そのこと自体は今後とも否定的にとらえるべきではない。特に青少年の学校外における多様な学習の場の確保や学校週五日制の導入など新たな課題への積極的な対応という観点から、学校が休みの土曜日に博物館の入場料を子供について無料にする等の取組も行われており、一層の拡充が必要である。しかし、事業内容や参加者、地域における学習機会の提供の状況によっては、適切な料金設定の下での事業展開の在り方について検討することも必要と考えられる。その際、地域住民の学習ニーズや参加者の特性、あるいはそれぞれの施設としての事業の必要性や優先度、民間教育事業者など他の学習関連施設の設置状況や事業の実施状況などを十分考慮することが必要である。

(以下略)

おわりに

地域における生涯学習に関連する諸施設を四つの類型に分け、それぞれの施設が今後とるべき方策について述べてきた。その中にはそれぞれの類型を超えて、より横断的、総合的に取り組まなければならない課題もある。

第一は、施設間の連携・協力の推進である。学習者の様々なニーズに柔軟・迅速・的確に答えていくためには、各施設が単独で対応するのではなく、類型を超えて関連する施設間に機能的なネットワークを構築して対応することが有効である。このことについては、それぞれの類型内での連携は図られてきているが、更にもその枠を超えて、地域社会におけるすべての関連施設を含む連携・協力システムの構築を推進する必要がある。その場合、学習者の立場に立った学習機会の提供という観点から、行政部局の違いや公的施設・民間施設の違いを超えて連携を深めることが大切である。

また、円滑で実効あるネットワークを構築するためには、情報ネットワークの整備やコーディネーター機能の充実が基盤的な要件になる。新しい豊かな情報データが容易に取得できる仕組みを活用して、コーディネーターが学習者と施設、施設間相互の連絡・調整を的確に行うことが大切である。日常的な連携・協力は、各施設の学習機会提供に有用なノウハウなどをもたらし、施設の職員に新たな意欲を刺激する。従ってシステムに参加する機関・施設の機能の向上に資することにもなろう。広域のかつ総合的なネットワークの仕組みを、地域の状況に応じて形成していくことが望まれる。

第二は、情報化・マルチメディア化への対応である。科学技術の発展に伴い、コンピュータ、光ファイバー等の高度情報通信網、衛星通信、衛星放送等がごく身近な存在になってきた。これらは時間的・地理的な制約を大幅に緩和させ、より質の高い効率的な学習を可能にするものとして期待されている。施設における適切・効果的なマルチメディアの活用は、学習機会の提供の充実、学習方法や内容の改善等に大きく貢献するとともに、個人の自主的な学習活動の支援にも大きな役割を果たすことが期待されている。今日、施設と学校との連携の強化が求められているところから、両者を有機的に結ぶための手段の一つとしてマルチメディアの活用は一層重要となろう。今後は、これまで以上に、マルチメディアの利用、コンピュータ等物的条件の整備、活用方法の研究と実践、ソフトウェアの研究開発、専門的な人材の養成等諸施策の推進が望まれる。

第三は、ボランティアの受入れである。ボランティアを受け入れることは、施設の提供する学習機会をより充実するばかりでなく、地域住民の意見を施設の運営に反映させ、その活性化に寄与する。また、ボランティアとして協力する人々にとっても、その活動は自らの能力を生かす道でもあり、生きがいや自己実現に結び付くものでもある。その意味において、生涯学習の視点からボランティア活動を拡充することが望まれる。

施設へのボランティアの参加・支援を促進するため、それぞれの施設の実情等に応じて受入れの体制を整備することが望まれる。また、行政においても、ボランティアグループや団体への支援、ボランティアコーディネーターの養成、情報の提供など、ボランティア活動を促進するための諸施策の推進が望まれる。

第四は、市町村教育委員会の活性化である。市町村教育委員会は、小・中学校や社会教育・文化・スポーツ施設の設置者としてそれぞれの施設が適切に運営されるよう必要な基盤の整備や管理を行っており、これら施設が今回の答申の諸提言に即して事業や施設運営の改善を図る場合、それを有効に促進する役割を担う。施設における学習活動の推進のため市町村教育委員会の役割は極めて重要である。関連機関の連携体制を構築するに当たっても、市町村教育委員会は学習ニーズを具体的に把握して施設の事業に生かすなど、住民の最も身近なところで実質的にコーディネーターの役割を果たしている。その一層の活性化が求められる。

いずれの課題も、これまでの組織の中に閉じこもった閉鎖的あるいは縦割りの指向とは相容れないものである。関係者においては、学習者の視点に立った生涯学習機会を実現するため、新しい発想^{あい}に立つて広い視点からお互いの連携・協力関係を築き上げることも期待したい。

13 社会教育主事，学芸員及び司書の養成，研修等の改善方策について [関係部分]

〔平成8年4月24日
生涯学習審議会社会教育分科審議会報告〕

I 審議経過

生涯学習審議会社会教育分科審議会では，計画部会を中心に，平成5年3月から「社会教育主事，学芸員及び司書の養成，研修等の改善方策について」調査審議を行ってきた。

検討に当たっては，地域における生涯学習の一層の推進と社会の様々な変化への対応という観点から，平成4年7月の生涯学習審議会答申「今後の社会の動向に対応した生涯学習の振興方策について」で提示されたりカレント教育の推進，ボランティア活動の支援・推進，青少年の学校外活動の充実，現代的課題に関する学習機会の充実という4つの当面の課題も踏まえ，生涯学習社会における社会教育を推進する上で重要な役割を担う社会教育主事，学芸員及び司書の一層の資質の向上と専門性の養成を図るといった基本的考え方のもとに審議を進めた。

計画部会での審議とともに，平成5年12月からは，部会の下に，社会教育主事，学芸員及び司書の3つの専門委員会を設置し，専門的な調査審議を行った。この間，審議の参考とするため，大学団体及び関係団体への意見照会も行った。

本分科審議会は，こうした審議を経て，社会教育主事，学芸員及び司書養成，研修棟の改善方策をとりまとめた。なお，国庫補助を受ける場合の公立図書館の館長の司書の資格及び司書の配置基準等については，引き続き計画部会において検討する。

II 改善の必要性

所得水準の向上や自由時間の増大など社会の成熟化に伴う学習ニーズの増大や，情報化，国際化，高齢化等の社会の急激な変化に伴う生涯を通じた学習の必要性の高まりを背景に，「人々が，生涯のいつでも，自由に学習機会を選択して学ぶことができ，その成果が適切に評価されるような生涯学習社会」（平成4年7月生涯学習審議会答申より）を構築することが，重要な課題となっている。

このような生涯学習社会の構築のために，人々の学習活動を援助する社会教育主事，学芸員，司書等の社会教育指導者の果たす役割は極めて重要である。

社会教育主事は，社会教育法に基づき都道府県・市町村教育委員会事務局に置かれる社会教育に関する専門的職員である。これからの社会教育主事は，地域における人々の自由で自主的な学習活動を側面から援助する行政サービスの提供者としての役割に加え，社会教育事業と他分野の関連事業等との適切な連携協力を図り，地域の生涯学習を推進するコーディネーターとしての役割を担うことが一層期待されており，その養成及び研修の改善・充実に必要がある。

学芸員は，博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員である。これからの博物館は，地域における生涯学習推進の中核的な拠点としての機能や充実や，地域文化の創造・継承・発展を促進する機能や様々な情報を発信する機能の向上等により，社会の進展に的確に対応し，人々の知的関心にこたえる施設として一層発展することが期待されている。学芸員は，多様な博物館活動の推進のために重要な役割

を担うものであり、その養成及び研修の改善・充実を図る必要がある。

司書は、図書館法に基づき図書館に置かれる専門的職員である。これからの図書館は、地域における生涯学習推進の中核的な拠点として、現代的課題に関する学習の重要性や住民の学習ニーズの高まりにこたえて、広範な情報を提供し、自主的な学習を支援する開かれた施設として一層発展することが期待されている。司書は、幅広い図書活動の推進のために重要な役割を担うものであり、その養成及び研修の改善・充実を図る必要がある。

また、生涯学習社会にふさわしい開かれた資格とする観点から、幅広い分野から多様な能力、経験を有する人材が得られるように、専門的資質の確保に留意しつつ、資格取得の途を弾力化する必要がある。

社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修の改善・充実を図る一方で、教育委員会事務局および博物館、図書館における組織や運営体制を充実していくことが必要であり、教育委員会等の積極的な努力が期待される。併せて、これらの専門的職員の資質向上に対応する任用や処遇の改善等について、関係者の配慮が望まれる。

なお、博物館・図書館以外の社会教育施設やその他の生涯学習関連施設においても、その事業や施設運営の充実のため、社会教育主事、学芸員、司書のような社会教育についての専門的知識経験を有する職員が置かれることが望ましい。特に、公民館は、地域における最も身近な社会教育施設であり、生涯学習推進のための地域の拠点として他の生涯学習関連施設等との連携の中心的な役割を担うことが期待されており、社会教育主事の資格を有する職員の配置など、専門的知識・技術を有する職員体制の整備が進むことがのぞまれる。

Ⅲ 改善の基本的方向

1 養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化

大学（短大を含む。以下、同じ）及び資格取得講座における養成内容については、それぞれの業務を的確に遂行し得る基礎的な資質を養成する観点から、見直しを行う必要がある。特に、生涯学習及び社会教育の本質についての理解は、生涯学習時代における社会教育指導者に求められる基本的な内容であり、社会教育主事、学芸員及び司書の3資格に共通的な科目として、「生涯学習概論」を新たに設ける。学芸員及び司書については、情報化等の社会の変化や学習ニーズの多様化、博物館・図書館の機能の高度化に対応する観点から、科目構成を見直し、必要な修得単位数を増す。

大学における社会教育主事の修得単位数は現行通り24単位以上、学芸員の修得単位数については現行の10単位以上から2単位増やし12単位以上とし、司書講習における修得単位数は現行の19単位以上から1単位増やし20単位以上とする。

社会教育主事及び学芸員については、社会教育主事講習及び学芸員試験認定の科目代替の対象となる学習成果の認定範囲並びに資格取得及び講習受講等の要件としての実務経験の対象範囲を拡大する。司書については新たに、司書講習において実務経験等による科目代替措置を設ける。

2 研修内容の充実と研修体制の整備

多様化、高度化する人々の学習ニーズ、社会の変化や新たな課題等に的確に対応していくためには、現職研修の内容を充実し、専門的な知識・技術等の一層の向上を図る必要がある。また、情報の活用や高齢化社会の進展などの現代的課題や、ボランティア活動との連携などの新たな課題への対応

などを含め、常に研修内容の見直しを図りながら、効果的な研修の実施に努めることが必要である。

研修方法については、従来から講義や実習・演習形式の研修に加え、国内外の大学、社会教育施設等への研修・研究派遣、大学院レベルのリカレント教育など、高度で実践的な研修機会を充実する必要がある。

現職研修の抜本的な充実のためには、国、都道府県、市町村、関係機関、団体等が相互の連携と役割分担の下に、研修体制の整備を進め、体系的・計画的な研修機会を提供していく必要がある。

教育委員会等においては、研修体制の整備に積極的に取り組むとともに、研修への参加の奨励・支援に努めることが望まれる。

3 高度な専門性の評価

今度、社会教育主事、学芸員、司書等の社会教育指導者は、高度な専門的職業人として一層の資質向上を図ることが期待される。特に、学芸員及び司書については、社会教育施設の専門的職員としての資質・能力をより一層高めていくために、その業績、経験等が適切に評価され、それが任用や処遇の面にも反映されるシステムを作っていくことが重要である。このため、養成内容の充実や研修体制の体系的整備を図る中で、高度で実践的な能力を有する学芸員及び司書に対し、その専門性を評価する名称を付与する制度を設けることが有意義と考えられる。

このような制度は、学芸員・司書の資格制度のみならず博物館・図書館制度全体の在り方とも関連するものであり、その具体化のために、国をはじめ関係機関や関係団体等が連携しながら研究を進めていくことを期待したい。

また、社会教育主事についても、今後、職務内容の高度化等に伴い、その専門性の評価の在り方が課題となっていくことが考えられる。

4 幅広い人事交流の配慮と有資格者の積極的活用

社会教育主事、学芸員、司書等の社会教育指導者の幅広い人事交流を進めることは、生涯学習の一層の推進上で有意義である。異なる種類の施設・機関等や他部局も含めた交流により、業務運営の活性化とともに、それぞれの資格を持つ者が実務を通して幅広い経験と視野を得ることが可能となる。さらに、今後とも、公民館等の社会教育施設やその他の生涯学習関連施設に社会教育主事等の有資格者を積極的に配置し、その専門的な知識や能力を施設運営の充実のために活用することが必要と考えられる。このような人事交流や組織運営体制の充実という課題とも関連し、社会教育主事、学芸員、司書の任用や処遇などについて、教育委員会等の積極的な配慮が望まれる。

また、大学等において資格を取得しても、実際はその職に就いていない人が相当数いる。一方、その資格取得を通して得られた知識や技術を生かして、社会教育施設等でボランティアとして活躍している人も増えつつある。こうした状況を踏まえ、社会教育主事等の有資格者のうち希望する者を登録し、その専門的知識・経験等の活用を図る「有資格者データベース（人材バンク）」制度等を設け、これら有資格者の専門的な知識・能力や幅広い経験等を、地域の生涯学習・社会教育の推進のために活用することは極めて有意義である。国と関係等の連携・協力により、その早急な整備が期待される。

（以下略）

V 学芸員

1 改善の必要性

博物館は、歴史、芸術、民族、産業、自然科学等に関する資料の収集、保管、調査研究、展示、教育普及活動等を通して、社会に対し様々な学習サービスを提供するとともに、我が国の教育、学術及び文化の発展に大きく寄与した。

近年、所得水準の向上や自由時間の増大などの社会の成熟化に伴い、心の豊かさや生きがいなどを求めて人々の学習ニーズは増大し、かつ、多様化、高度化してきている。また、一方で、科学技術の高度化、情報・通信技術の進展や、教育、学術、文化などの各分野にわたる広域的・国際的な交流の活発化、さらには地域文化への関心の高まりなど、博物館を取り巻く状況には様々な変化が生じている。こうした中で、博物館は、社会の進展に的確に対応し、人々の知的関心にこたえる施設として一層発展することが期待されている。また、情報化の進展の中で、実物資料に身近に触れることができる博物館の意義が改めて認識されている。

特に、今後は地域における生涯学習推進のための中核的な拠点としての機能を充実するとともに、地域文化の創造、継承・発展を促進する機能や、様々な情報を発信する機能を高めていく必要がある。また、博物館は、青少年にとって実物資料等による魅力ある体験学習ができる場であり、学校教育以外の活動あるいは学校教育と連携した学習のために、一層重要な役割を發揮することが期待されている。

学芸員は、博物館法に基づき博物館に置かれる専門的職員であり、資料の収集、保管、調査研究、展示、教育普及活動などの多様な博物館活動の推進のために、重要な役割を担っている。また、国際博物館会議（イコム）の職業倫理規定にも示されているように、人類や地域にとって貴重な資料や文化遺産等を取り扱い、人々の新しい知識の創造と普及のために役立てるという業務の特性から、学芸員には極めて高い職業倫理が必要とされている。

今後、人々の生涯学習への支援を含め博物館に期待されている諸機能の強化、さらに情報化、国際化等の時代の変化に的確に対応する博物館運営の観点から、学芸員の養成及び研修の一層の改善・充実を図ることが必要となっている。また、これに関連して、学芸員の資質向上に対応する処遇の改善等について、関係者の積極的な配慮が望まれる。なお、学芸員の資格を有しながら、博物館には勤務していない人が相当いる。博物館活動の充実や生涯学習推進の観点から、その専門的な知識・能力を博物館の諸活動への協力はもとより、地域の様々な学習活動や事業等への支援のために積極的に活用することは有意義であり、そのための方策を推進していくことも重要である。

2 改善方策

1 養成内容の改善・充実と資格取得方法の弾力化

学芸員の養成は、博物館及び同法施行規則に基づき、基本的には大学で行われているが、昭和30年以降、大学における養成内容についての制度的な見直しは行われていない。これからの博物館は、社会の変化への的確な対応や生涯学習推進の拠点としての機能等の充実が強く求められており、学芸員がこうした時代の要請にこたえる博物館活動を担う専門的職員として必要な基礎的知識・技術を養うことができるように、養成内容の改善・充実を図る必要がある。

また、生涯学習時代に対応した幅広い博物館化活動や特色ある博物館活動を推進していくために、様々な分野の人材が、その知識や経験を生かし学芸員として活躍できるようにすることが有意義である。このため、大学以外の学習成果や様々な実務経験で培われた職務遂行能力を積極的に評

価することにより、学芸員の資格取得の途を弾力化する必要がある。

(1) 大学における養成内容の改善・充実

社会の進展の中で高度化・専門化する学芸員の業務を的確に遂行できるように、博物館の目的と機能、博物館倫理、関係法規など博物館に関する基礎的知識に加え、博物館経営や博物館における教育普及活動、博物館資料の収集・整理保管・展示、博物館情報とその活用等に関する理解と必要な知識・技術の習得を図る必要がある。このため博物館学に関する内容を充実する。

博物館実習は、体験を通して博物館業務を理解する有意義な学習であり、その一層効果的な実施のため、大学における事前・事後の指導を充実する必要がある。なお、実習内容の充実のため、学芸員を養成する大学側と実習を受け入れる博物館側又はこれらの関係団体等の協力により、博物館実習に関する適切なガイドラインを設定し、活用することを期待したい。現状では、博物館の組織運営体制の問題から博物館側の実習受入れが必ずしも円滑には行われていないとの指摘があり、関係者による協議組織の設置などにより、実習受入れのための大学と博物館の緊密な協力を図る必要がある。大学においては、その研究実績等に応じ大学博物館（ユニバーシティ・ミュージアム）を整備することにより、学芸員養成教育の場を自ら責任を持って確保する努力も求められる。

また、学芸員には、生涯学習社会における社会教育指導者として、人々の多様な学習ニーズを把握し学習活動を効果的に援助する能力が求められる。このため、生涯学習の本質や学習情報提供及び学習相談についての理解を図ることができるよう、大学における養成内容を充実する必要がある。

以上から、大学における学芸員の養成内容を、次のように改善・充実することが適当である。

- ① 現行の「社会教育概論」（1単位）を「生涯学習概論」（1単位）に改め、生涯学習及び社会教育の本質について理解を深める内容とする。
- ② 現行の「博物館学」（4単位）を、博物館機能の高度化や情報化の進展等に対応する観点から拡充し、「博物館概論」（2単位）、「博物館経営論」（1単位）、「博物館資料論」（2単位）及び「博物館情報論」（1単位）の4科目（合計6単位）に編成する。なお、この4科目（合計6単位）は、「博物館学」（6単位）として統合して実施することができるものとする。また、「博物館経営論」、「博物館資料論」及び「博物館情報論」の3科目（合計4単位）は、「博物館学各論」（4単位）として統合して実施することができるものとする。
- ③ 「博物館実習」は現行通り3単位とするが、実習の効果的実施を図るため、その中に大学における事前・事後の指導の1単位を含むものとする。
- ④ 現行の「視聴覚教育」（1単位）を「視聴覚教育メディア論」（1単位）に、現行の「教育原理」（1単位）を「教育学概」（1単位）に、それぞれ名称変更するとともに、時代の変化に対応した幅広い内容とする。
- ⑤ 総単位数は、現行の10単位以上から12単位以上に2単位増やす。

各科目の単位数・内容等を一覧の形でまとめたのが、別紙2である。

各大学においては、これに基づき、学芸員養成のための適切なカリキュラムを編成するとともに、学芸員の専門性を高めるための所要の科目の開設とその内容の充実により、専門分野についての必要な知識・技術を備えた学芸員を養成することを期待したい。

なお、学芸員の試験認定における科目構成についても、大学における養成内容と同様の見直

しを図る。

(2) 養成を行っている大学の連携・協力の推進

現在、学芸員の養成を行っている大学は230ほどあるが、今後、これらの大学の連携・協力により、学芸員養成に関する情報交換・交流が活発化し、養成内容の一層の充実が図られることが期待される。

(3) 試験認定科目免除措置の対象となる学習成果の認定範囲の拡大

学芸員の試験科目の免除については、現在、大学又は文部大臣の指定する講習において、試験科目に相当する特定の科目を修得した場合や講習を修了した場合に認められている。

生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点から、今後は、専門的資質の確保に留意しつつ、これら以外の学習成果についても、学芸員資格取得のための専門的知識・技術の習得として評価し得るものは、この試験科目免除措置を積極的に活用できるようにすることが適当である。

新に試験科目に相当する科目として認定すべき学習成果として、次のようなものが考えられる。

ア 国立教育会館社会教育研修所における研修のうち相当と考えられる学習

イ 国立科学博物館・文化庁施設等機関における研修のうち相当と考えられる学習

ウ 地方公共団体が実施する研修のうち相当と考えられる学習

エ 専門学校での相当科目の修得

オ 大学公開講座での相当と考えられる学習

なお、試験科目免除に当たって、その学習の内容・程度等に基づいた適切な取扱いが図られるように、試験実施機関である国において一定の基準を示す必要がある。

(4) 資格取得及び試験認定受験資格の要件として実務経験の対象範囲の拡大

学芸員の資格取得及び試験認定受験資格の要件として、一定の実務経験が必要とされる場合があるが、現在は、学芸員補の職や学校教育法第1条に規定する学校において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事する職員の職などに限定されている。

生涯学習時代における広い視野に立った博物館活動の展開が求められていることに対応し、今後は、現在認められている実務経験以外にも、学芸員の職務遂行の上で意義があると考えられる実務経験を積極的に評価していくことが適当である。

新に評価すべき実務経験として、次のようなものが考えられる。なお、その際必要とされる経験年数については、学芸員の養成科目を修得した短期大学卒業者が学芸員資格を取得するまでに3年以上の実務経験が必要とされていることを考慮し、原則として、3年以上とすることが適当である。

ア 社会教育主事、司書その他の社会教育施設職員

イ 教育委員会等において、生涯学習、社会教育、文化振興、文化財保護に関する職務に従事する職

ウ 博物館等において専門的事項を相当する非常勤職員又は、ボランティア（展示開設員など）

なお、上記のウの実務経験の評価に関しては、適切な取扱いが図られるように、国において一

定の基準を示す必要がある。

2 研修内容の充実と研修体制の整備

学芸員が、多様化、高度化する人々の学習ニーズや社会の変化に的確に対応できるようにしていくために、現職研修を充実し、専門分野に関する知識・技術や学習活動を効果的に援助する能力等の一層の向上を図る必要がある。

現在、国レベル（文部省及び国立教育会館社会教育研修所、国立の博物館等）、都道府県レベル、博物館関係団体などにおいて研修が行われているが、全体として見た場合、必ずしも体系的なものとはなっていない。今後は、相互の連携の下に、体系的・計画的な研修機会を提供できるような研修体制を整備していくことが重要な課題となっている。

また、各博物館やその設置者においては、学芸員の資質の向上に関する研修の意義を十分に理解し、学芸員が積極的に各種の研修に参加できるよう、奨励・支援することが期待される。

(1) 研修内容及び方法

研修の企画・実施に当たっては、学芸員の業務に関する各専門分野の知識・技術の向上を目指すにとどまらず、生涯学習社会の進展、情報化、国際化等の社会の変化に対応して、広い視野から学芸員の業務に取り組めるような研修内容に設定する必要がある。

生涯学習社会の進展や社会の変化に対応する観点から、生涯学習の理念と施策の動向、情報技術の動向、利用者のニーズの多様化への対応、青少年の科学技術離れなど様々な現代的課題、外国語による案内や資料説明などの国際化に対応した博物館活動の展開方法、博物館経営に関する研修などが考えられる。

また、高度かつ専門的な知識・技術を習得する観点から、各専門分野の博物館資料の収集・整理・保存、企画展示の方法、教育普及活動、種々のメディアの操作と習熟に関する研修などが考えられる。

研修の方法としては、従来から行われている講義や実習・講習形式の研修に加え、国内外の大学、博物館、研究機関等への留学又は研修・研究派遣や、海外から経験の深いキュレーター等を指導者として招致する制度の創設など、高度で実践的な研修機会を充実していく必要がある。また、大学院等関係機関による科目等履修生制度等も活用したりカレント教育も望まれる。

(2) 研修体制の整備

国レベル、都道府県レベル、博物館関係団体など、各段階で実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に学芸員の研修機会を提供していくため、それぞれの役割分担の下に、研修体制の整備を図っていく必要がある。

国レベルでは、全国又はブロックの指導的立場の職員、博物館長等の管理職を対象に、課題別・専門分野別の研修のうち高度なものを行う。さらに、都道府県が行う研修を支援するため、都道府県レベルの研修を担当できる指導者の養成、学芸員の活動に関する情報の収集・提供などを行う必要がある。特に、国立教育会館社会教育研修所においては、社会教育に関する専門的・技術的研修を実施する中核機関として、都道府県レベルでの研修実施機関とのネットワーク形成や、地方公共団体における研修内容のデータベース化を進めるなど、そのナショナルセンター機能を一層強化することが望まれる。

また、国立の博物館等においては、その高度な研究機能や博物館資料等を活用し、高度で専門的な研修機会を提供することが期待される。

都道府県においては、各都道府県内の初任者、中堅職員を対象に、経験年数別の実務研修等を行うとともに、博物館を支援するため、関連する情報の収集・提供などを行う必要がある。

また、博物館関係団体においても、博物館相互の情報交換とともに、専門分野別の課題に関する研修などを充実することが期待される。

なお、博物館の設置者においては、学芸員の研修参加への奨励・支援とともに、科学研究費申請が可能となる学術研究機関の指定制度等を活用し、学芸員の自主的研究活動や共同研究活動等の促進や支援に努めることが期待される。

学芸員の研修体系についての考えから整理したものが、別紙8である。

3 高度な専門性の評価

博物館機能の充実と高度化を推進していくためには、学芸員の専門的な資質・能力をより一層高めていくことが必要であり、そのためには学芸員の専門的な業績・経験等が適切に評価され、それが任用や処遇の面でも反映されるシステムを作っていくことが重要である。そのことによって、学芸員の資質向上に向けての意欲も益々喚起されるという望ましい効果も生ずることと考えられる。

このため、高度で実践的な専門的能力を有する学芸員に対し、その専門性を評価する名称を付与する制度を設けることが有意義と考えられる。こうした名称付与制度が定着することによって、当該名称を付与された学芸員の任用や処遇について、設置者等が適切な配慮を行うことも期待される。

このような高度な専門性を評価する名称付与制度は、学芸員制度のみならず博物館制度全体の在り方とも関連を有するものであり、その具体化のために、実施機関、評価の対象、具体的名称、評価の方法等について、国をはじめ関係機関や博物館関係団体等連携しながら研究を進めていくことが必要である。

この制度についての基本的考え方を整理したものが、別紙10である。

なお、学芸員は、特定分野の専門性を備えた専門的職員という特性があり、学芸員の専門性を踏まえた任用等の促進を図るため、学芸員資格自体において、その専門分野を示すようにすることが考えられる。このことについては、今回の養成、研修等の改善の実施状況を踏まえ、上記の高度な専門性を評価する名称付与制度との関係も考慮しつつ、対応していく必要がある。大学における博物館に関する科目修得者に対する科目修得証明書に、その専門科目又は専門分野を記載する等の方法により、専門性を表示することも考えられ、各大学がこのような配慮や工夫を行うことを期待したい。

4 幅広い人事交流等の配慮と有資格者の積極的活用

今後の博物館活動の一層の充実・活発化のためには、学芸員がその専門性を一層高めるとともに、生涯学習を援助するために必要な幅広い知見や経験が得られるような機会を確保していくことが必要である。また、博物館の活力ある運営を確保するために、博物館相互や博物館と他の社会教育施設等との間の異動など、学芸員の任用や処遇について、教育委員会等の積極的な配慮が望まれる。

また、大学等において学芸員となる資格を取得しても、実際には博物館に勤務していない人が相当いる。生涯学習を推進する観点から、こうした学芸員有資格者の持つ専門的な知識やその多様な

経験等が、博物館活動の充実や館内の様々な事業の支援のために活用されることは極めて有意義である。

このため、学芸員有資格者のうち博物館等で活躍することを希望する者を、都道府県、国立教育会館社会教育研修所又は博物館関係団体に登録し、高度な博物館ボランティア等として活用を図る「学芸員有資格者データベース(人材バンク)」制度等を創設することが考えられる。国と関係機関・団体等との連携・協力のもとに、その早急な整備が進められることを期待する。

(以下略)

Ⅶ おわりに

本文化審議会では、生涯学習社会における社会教育行政の推進、博物館及び図書館の機能の充実への対応等の観点から、これらの業務に携わる専門的職員である社会教育主事、学芸員及び司書の資質の向上を図るための養成、研修等の改善・充実方策を検討し、提言をとりまとめた。

本報告の趣旨を踏まえ、国においては、関係規程等の改正など必要な措置を速やかに講ずるとともに、現職研修の充実のための方策や推進や、これらの資格を有する者の知識経験等を活用する仕組みの整備などになり、幅広い社会教育指導体制の充実に積極的に取り組む必要がある。

また、これらの専門的職員の養成に当たる大学等においては、改善の趣旨を踏まえた教育内容や教育方法の充実、工夫を図るとともに、高度な再教育の機会の提供にも努力することが期待される。なお、今後の科学技術の進歩に伴い、コンピュータ、光ファイバー等の高度情報通信網、衛星通信、衛星放送等の情報手段が一層発展すると予想される。これらを活用した遠隔教育等による養成や研修の実施も有効と考えられ、大学関係者等により、その活用方策について検討されることも期待される。

教育委員会等においては、現職研修会の確保により、関係職員の一層の資質向上に努めるとともに、公民館等の社会教育施設やその他の生涯学習関連施設等を含め、適切な人材の確保による地域全体の社会教育指導体制の充実に従来に増して努力することにより、生涯学習・社会教育の指導体制の一層の整備促進と関係施設の運営の充実を図ることを期待したい。

社会教育主事、学芸員及び司書の養成は、生涯学習社会の進展や社会の様々な変化の中における社会行政の在り方や、博物館、図書館に期待される役割と密接に関連するものである。特に、今後の社会の進展に伴う社会教育主事、学芸員及び司書の職務の一層の高度化、多様化に対応するためには、高度な専門的職業人の養成という観点が、これまで以上に重要となると考えられる。このため、今回提言した改善方策の実施状況を踏まえながら、今後も適切な時期に見直しを行っていくことが必要である。

(別紙2)

学芸員養成科目の改善

科目名・単位数	ね ら い	内 容
生涯学習概論 [1単位]	生涯学習及び社会教育の意義を理解し、学習活動を効果的に援助する方法等の理解を図る。	<ul style="list-style-type: none">・生涯学習の意義・生涯学習と家庭教育，学校教育，社会教育・生涯学習関連施策の動向・社会教育の意義・社会教育の内容・方法・形態・社会教育指導者・社会教育施設の概要・学習情報提供と学習相談の意義
博物館概論 [2単位]	博物館に関する基礎的認識の習得を図る。	<ul style="list-style-type: none">・博物館の目的と機能・博物館の歴史・博物館の現状・博物館倫理・博物館関係法規・生涯学習と博物館
博物館経営論 [1単位]	博物館経営及び博物館における教育普及活動について理解を図る。	<ul style="list-style-type: none">・博物館の行財政制度・ミュージアム・マネジメント・博物館の職員及び施設・設備・博物館における教育普及活動の意義と方法
博物館資料論 [2単位]	博物館資料の収集，整理保管，展示等に関する理論や方法に関する知識・技術の習得を図る。	<ul style="list-style-type: none">・博物館資料の収集・博物館資料の整理保管・博物館資料の保存・博物館資料の展示・博物館における調査研究活動の意義と方法
博物館情報論 [1単位]	博物館における情報の意義と活用方法について理解を図る	<ul style="list-style-type: none">・博物館における情報の意義・博物館における情報の提供と活用の方法・博物館における情報機器
博物館実習 [3単位]	博物館における実習を通じ学芸員の業務の理解を図る	<ul style="list-style-type: none">・博物館資料の収集，整理保管，展示等についての博物館における実習
視聴覚教育メディア論 [1単位]	視聴覚教育メディアの意義と学習支援の方法について理解を図る。	<ul style="list-style-type: none">・視聴覚教育の意義・視聴覚教育メディアの意義と種類・視聴覚教育メディアを活用した学習支援の方法
教育学概論 [1単位]	教育の本質及び目標について理解を図る。	<ul style="list-style-type: none">・教育の本質及び目標・生涯発達と教育・教育制度・教育評価の目標と方法
合 計	12単位	

(備考)

1. 博物館概論以下の4科目は、「博物館学」として統合して実施することができる。ただし、その単位数は、6単位を下らないものとする。
また、博物館経営論以下の3科目は、「博物館学各論」として統合して実施することができる。ただし、その単位数は4単位を下らないものとする。
2. 博物館実習の単位数には、博物館実習に係る大学における事前及び事後の指導の1単位を含む。

学芸員の研修体系について

	国（関係機関を含む）	都道府県	博物館関係団体
目的・ねらい	① 高度かつ専門的な知識・技術の習得を図る ② 管理職の資質向上を図る ③ 社会の変化等に伴う新たな課題についての研修を都道府県等に普及するため、モデルとなる研修を実施する	① 初任者，中堅職員等が職務を遂行する上での能力の向上を図る ② 地域の特色に応じた課題について理解を図る	① 専門分野別の課題について理解を図る
対象	全国又はブロック内の指導的立場の職員，博物館長等の管理職を対象	都道府県内の初任者，中堅職員を対象	全国，ブロック内又は都道府県の職員を対象
研修内容	① 課題別・専門分野別の研修のうち高度なもの（設定例） ・利用者ニーズの把握と対応 ・特別展の企画・運営 ・ミュージアム・マネジメント ・博物館における防災体制と緊急時への対応 ・自然史博物館における資料の収集と分類	① 生涯学習社会の進展に対応するもの（設定例） ・生涯学習における博物館の役割 ・生涯学習の理念と施策の動向 ・博物館とボランティア ② 課題別・専門分野別の研修のうち基礎的なもの（設定例） ・情報技術の動向 ・青少年の科学技術離れ ・展示企画の方法 ③ 経験年数別の実務研修	① 専門分野別の課題に関する研修（設定例） ・生物標本の保存方法 ・考古資料の整理保管 ・美術品の修理 ・三次元画像の活用方法
研修方法	① 講義，実習・演習形式による研修 ② 国内外の大学，博物館，研究機関等への留学又は研修・研究派遣 ③ 外国から招致したキュレーターによる指導助言	① 講義，実習・演習形式による研修 ② 国内外の大学，博物館，研究機関等への留学又は研修・研究派遣	① 講義，実習・演習形式による研修 ② 研究協議会等の開催
支援体制	① 都道府県における研修を企画・指導できる人材の育成を図る ② 関連する情報の収集・提供，研修プログラムの開発・提供などを通じて都道府県・博物館を支援	① 関連する情報の収集・提供を通じて博物館を支援	① 博物館相互の情報交換

(別紙10)

学芸員の高度な専門性を評価する名称の付与制度について

1. 趣 旨

博物館機能の充実・高度化を推進していくためには、学芸員の専門的な業績・経験等が適切に評価されるシステムを作ることが重要であり、それにより、学芸員の資質向上に向けての意欲は一層喚起され、学芸員の専門的資質・能力が高められるものと考えられる。

このため、高度で実践的な専門的能力を有する学芸員に対し、その専門性を評価する名称を付与する制度を設けるものである。

2. 実施についての基本的事項

(1) 実施機関

国立教育会館社会教育研修所又は博物館の全国的な統括団体が実施する。

(2) 評価の対象・名称

学芸員のそれぞれの専門分野に対応した「高度で実践的な専門的能力」を評価の対象とする。具体的な名称は、例えば、専門学芸員（仮称）、上級学芸員（仮称）などとするのが考えられ、その専門分野が明確になるように次のような分野名を付記する。

分野名の例：歴史、民族、科学、技術、自然科学、芸術、産業、教育普及（又は学習援助）

名 称 例：専門学芸員（歴史）又は上級学芸員（歴史）など

(3) 評価の方法

実施機関の審査により、名称付与を認定する。

① 申請要件

ア．一定年数（例えば、10年）以上の実務経験を有していること。

イ．国立の博物館、国立教育会館社会教育研修所などが実施する一定の専門的な研修を修了し、博物館資料の収集、保存、調査研究、展示、教育普及活動等において優れた業績を有していること。

② 審 査

専門分野における博物館活動に関する論文等の提出又は面接（口頭試験）等の方法により行う。

(4) 評価の手続き

① 実施機関に(2)の専門分野別に、当該分野の専門家、博物館長等により構成する審査委員会を設置する。

② 名称付与を希望する学芸員は、原則としてその所属する博物館の館長を通じて審査を申請する。

③ 実施機関は、当該分野に関する審査委員会の審査を経て合否を決定し、申請者及び所属館長に通知するとともに、認定された者を名簿に登載する。

14 21世紀を展望した我が国の教育の在り方について(第1次答申) [関係部分]

[平成8年7月19日]
[中央教育審議会答申]

(略)

第3章 これからの地域社会における教育の在り方

(1) これからの地域社会における教育の在り方

子供たちに「生きる力」をはぐくんでいくためには、学校で組織的・計画的に学習する一方、地域社会の中で大人や様々な年齢の友人と交流し、様々な生活体験、社会体験、自然体験を豊富に積み重ねることが大切である。地域社会における、これらの体験活動は、子供たちが自らの興味・関心や自らの考えに基づいて自主的に行っていくという点で特に大きな意義を持っている。

共同作業や共同生活を営むことができる社会性や他者の個性を尊重する態度、日々新たに生じる課題に立ち向かおうとする意欲や問題解決能力、精神力や体力、新しい物事を学ぼうとする意欲や興味・関心、文化活動や自然に親しむ心などの「生きる力」は、学校教育や家庭教育を基礎としつつ、地域での様々な体験を通じて、はじめてしっかりと子供たちの中で根づいていく。また、こうした地域社会での様々な体験は、学校教育で自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、表現し、行動できる資質や能力を身に付けていくための基礎となるのである。

しかし、現実には、地域社会での活動を通しての子供たちの生活体験や自然体験は著しく不足していると言われ、また、都市化や過疎化の進行、地域における人間関係の希薄化、モラルの低下などから、地域社会の教育力は低下していると言われている。

こうした状況の中で、我々は、今こそこれからの地域社会の在り方、また、そこでの教育の在り方について率直に問い直してみる必要がある。そして、何より大切なことは、地域のアイデンティティーを確立し、地域の人々のだれもが自分の住む地域に誇りと愛着を持ち、その中で、地域の大人たちが手を携えて、子供たちを育てていく環境を醸成することであると考えます。

このような視点に立って、我々は社会全体に「ゆとり」を確保する中で、地域社会が、地域の大人たちが子供たちの成長を暖かく見守りつつ、時には厳しく鍛える場となること、また、地域社会が単に人々の地縁的な結びつきによる活動だけでなく、同じ目的や趣味・関心によって結びついた人々の活動が活発に展開され、子供たちをはぐくむ場となっていくことを強く期待するものである。

(2) 地域社会における教育の条件整備と充実方策

① 地域社会における教育の在り方と条件整備

地域社会の活動は、正に地域の人々の主体性や自主性を前提とするものであり、地域社会の大人一人一人が、その一員であることの自覚を持ち、地域社会の活動を自主的に担っていくことがまず重要であると言わなければならない。

したがって、行政としては、地域の人々の主体性や自主性を尊重しつつ、地域の人々のニーズを的確に把握し、それらを踏まえながらいかに地域社会の活動を活発にするかという視点に立って、活動の場や機会の提供、様々な団体への支援、指導者の養成、情報提供などの基盤整備に重

点を置いて、施策を進めていく必要がある。その際、障害のある子供たちが積極的に参加できるような配慮を特に望んでおきたい。

また、第2章においても述べたとおり、地域社会の活動を充実させるためには、こうした施策とともに、社会全体に「ゆとり」を確保するための条件整備を進める必要がある。

なお、この点に関連し、これまでの経済成長の過程で社会全般に定着してきた企業中心の行動様式について、社員とともに、企業においても、その見直しを図り、社員も地域社会の一員であることの自覚を強く求めたいと思う。また、様々な職業生活や社会生活を経験した人々が、それらを通じて得たものを積極的に地域社会に還元してほしい。そのことは、地域社会の活動をより豊かなものとしていく上で、大変に貴重なものと考えられるのである。

② 地域社会における教育の具体的な充実方策

学校週五日制の実施を契機に、各地で地域社会における子供たちの活動を推進するための様々な取組が進められているが、今後、さらにその充実を図るため、活動の場の充実、機会の充実や指導者の養成などについて、幾つか具体的な方策を提言したい。これらの諸方策が、各地でそれぞれの地域の特色を生かして活発に実施されることを期待するものである。

(a) 活動の場の充実

(遊び場の確保)

成長過程にある子供たちにとって「遊び」は、自主性や社会性の^{かん}涵養、他人への思いやりの心の育成などに資するものであり、調和のとれた人間形成を図る上で極めて重要な役割を担っている。都市部だけでなく、豊かな自然環境が残されている農村部においても、テレビを見たり、テレビゲームをするなど室内で遊ぶことが多くなっている今日、子供たちの「遊び」の持つ教育的意義を改めて再確認し、自然や空地を利用したわんぱく広場や冒険広場、公共施設や民間施設において遊び場やたまり場などをできるだけ多く用意し、子供たちが仲間と自由に楽しく遊ぶことができるような環境を整えることを強く望むものである。また、その際には、遊び場マップやたまり場マップを作成、配布することなどにより、子供たちが手軽にそうした場を利用できる環境を整えていくことが必要であることも併せて指摘しておきたい。なお、家庭においても、遊びの持つ積極的な意義を再認識することを望んでおきたい。

(学校施設の活用)

現在、休業土曜日には、青少年教育施設や公民館などを使って、子供たちの文化・スポーツ活動がイベント的に行われている。しかし、子供たちが、遊びやスポーツ、音楽、美術、工作、あるいは科学の実験、読書、英会話、コンピュータなど、本人の希望に応じた様々な活動を豊富に体験することができるようにするためには、子供たちにとって最も身近で、かつ、使いやすく造られている学校施設をもっと活用していく必要がある。いわゆる学校開放は、かなり進んできているものの、その多くは運動場や体育館の開放であり、開放時間や開放日数も限られている。今後は、学校図書館や特別教室も含め、学校の施設を一層開放し、様々な活動を行っていく必要がある。その際、親や地域の人々のボランティア参加による活動などは、子供たちの活動を豊かにするためにも大いに推奨したい。

なお、学校開放について、土曜日や日曜日等についても実態として学校長に施設管理の責任がある場合もあり、このため、これが進まないとの指摘がある。今後は、本来は学校開放時の管理責任が教

育委員会にあることを踏まえ、例えば、教育委員会は、管理責任を教育委員会に移すなどして、管理運営体制の整備と責任の明確化を図るとともに、開放される学校施設が有効に活用されるよう指導員を委嘱するなどの工夫により、学校開放の一層の充実に努めてほしい。

（社会教育・文化施設の整備充実と新たな事業展開）

公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、美術館等、様々な社会教育・文化施設の整備が各地で進められてきている。もちろん、いまだ十分であるとは言えず、今後もさらに積極的に整備に取り組む必要があるが、その際、特に利用者の視点に立った整備・充実の重要性を指摘しておきたい。これらの施設が、子供たちのそれぞれの興味や関心に応じた主体的な学習の場として、子供たちにとって気軽に利用できるということが大切である。このことは、これらの施設の運営等についても同様で、子供たちのニーズを踏まえ、子供たちが行くことを楽しみにするような施設運営や参加型・体験型の事業を行っていくことが重要である。

そのために、例えば、公民館や生涯学習センター、青少年教育施設などにおいては、今後、工作教室や昔遊び教室、史跡めぐりなど子供・親子向けの事業や講座を充実したり、各種学習サークル活動などを活発に行うことが望まれる。

また、読書は人格形成に大きな役割を果たすものであり、図書館においては、読書活動の一層の促進を図るため、蔵書に充実のほか、子供への読書案内や読書相談、子供のための読書会などの事業の充実などにもっと努めていく必要がある。

博物館、動物園、植物園、水族館などにおいては、動植物の観察や天体観測、化石の収集などそれぞれの地域性や専門性を生かした体験型の講座や教室の充実、美術館や文化会館などにおいては、芸術の鑑賞、コンサート、絵画・彫刻・演劇等の実技講座などの子供・親子向けの事業の充実などが必要と考える。

また、科学や技術に対する子供たちの知的好奇心を高めるため、大学や研究所、企業などの協力を得て科学教室を実施したり、科学博物館なども、子供たちが五感を通じて体験することができるような学習の場として整備していく必要がある。

（新たなスポーツ環境の創造）

子供たちが地域のスポーツ活動に親しみ、スポーツ活動を通じ、「体」の面だけでなく、社会的な規範を守る精神や思いやりの心などをはぐくむことは、子供たちが知・徳・体のバランスのとれた成長をしていく上で、極めて有効である。そのためには、子供たちが主体的、継続的にスポーツ等の多様な活動を楽しめるように、スポーツ活動を行う場である地域のスポーツ施設の整備充実を図るとともに、その運営・利用のネットワーク化を進めていく必要がある。

また、これらの施設には、今後、単にスポーツをする場の提供だけではなく、優れた指導者による、少年スポーツ教室、親子スポーツ教室等の多様で魅力あるプログラムの積極的な提供が望まれる。このことは、スポーツを通じて、異世代間のコミュニケーションを活発にするという意味でも、極めて意義があると考えられる。

さらに、今後は、子供たちが異年齢の人々と交流し、適切なリーダーから指導を受けられるようなスポーツ活動の拠点や、これを支える広域的なスポーツセンター等を広く普及させ、新たなスポーツ環境を創造していくことが必要と考える。

（以下略）

15 自然科学系学芸員の体系的な現職研修の実施について

〔平成9年3月
学芸員の資質向上の在り方に関する調査研究協力者会議〕

1 現職研修の体系化について

学芸員は、多様な博物館活動を推進するために重要な役割を担うものであり、専門分野に関する高度な知識や技術とともに、人々の学習活動を効果的に援助するための能力が必要とされている。また、多様化、高度化する人々の学習ニーズや社会の変化に的確に対応していくために、一層の資質向上を継続的に図ることが求められている。このような観点から、生涯学習審議会社会教育分科審議会において「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」調査審議が行われ、平成8年4月に同分科審議会報告書がまとめられた。

同報告において、国レベル（文部省及び国立教育会館社会教育研修所、国立の博物館等）、都道府県レベル、博物館関係団体などで行われている学芸員の現職研修については、全体として見た場合、必ずしも体系的なものとなっておらず、今後、相互の連携の下に、体系的・計画的な研修機会を提供できるような研修体制を整備していくことが重要な課題と指摘された。

一方、文部省では、平成6年度から8年度まで、「学芸員の資質向上の在り方に関する調査研究」を実施し、主として自然科学系の学芸員の望ましい研修の在り方について調査研究を行うとともに、国立科学博物館においてモデル的な研修を実施してきた。このたび、これらの調査研究等をもとに、主として自然科学系博物館に勤務する学芸員の現職研修の体系化のための基本的な考え方及び方策等を取りまとめたものである。

研修の体系化のためには、国と都道府県等との有機的な連携が必要であり、具体的な方策としては、①研修対象・内容・方法の補完、②研修に関する情報の交流が考えられる。これらの観点から、国及び都道府県等のそれぞれの役割について整理するとともに、都道府県レベルの研修の内容例を取りまとめ、自然科学系学芸員の現職研修の実施に当たっての参考とすることとしたものであり、各都道府県等においては、これらを参考として、学芸員の資質向上のための研修機会の充実に努めることが期待される。

なお、都道府県レベルの研修の内容例については、各分野に共通する事項も多いので、自然科学系以外の学芸員を対象とした研修を実施するに当たっても、参考になるものと思われる。

2 国レベルの研修について

(1) 国レベルの研修の目的、受講対象者

国レベルの研修は、主として、①都道府県レベルの研修を担当できる指導者の育成、②博物館長等の中核的立場の職員の博物館経営に関する資質向上、③新たな課題に対応する高度で専門的な研修の実施等、を目的に実施するものであり、また、国レベルの研修を通して都道府県レベルの研修の奨励普及を図ることもねらいとしている。受講対象者は、全国の指導的立場の学芸員、博物館長等の管理系職員となる。

(2) 国レベルの研修の内容等

研修内容としては、国立の博物館の持つ高度な研究機能や大学の持つ高度な学術研究機能を活用

した高度で専門的な事項や、博物館の管理・運営に関する専門的・実践的な事項を実施する。さらに、社会の変化等に伴う情報技術の高度化や博物館活動の国際化など、新たな課題に対応した研修を実施する。

研修方法としては従来の短期集中型の研修に加え、学芸員のより専門的、個別的な研修ニーズに対応するため、国内外の博物館への派遣研修等を実施する。

参考までに平成9年度の研修の概要を表1及び表2に示す。各都道府県等においては、管内の博物館への周知とともに、学芸員の研修参加への奨励・支援のため、自ら研修に参加しようとする学芸員に対する情報提供、相談の実施、参加費用の予算措置等による研修への計画的な派遣など、積極的な対応が望まれる。

(3) 国の役割について

国は、研修の体系化の観点から、国立科学博物館や全国的な博物館関係団体等と連携して、都道府県レベルの研修を担当する指導者の育成などを目的とする国レベルの研修の一層の充実を図る。

また、都道府県や博物館関係団体等に対し、国レベルの研修に関する情報提供を行うとともに、研修の体系的な実施体制の整備のため、研修の内容、方法に関する情報や研修資料、研修の講師等に関する情報の提供を通して、都道府県が行う研修を支援する。特に、研修の講師に関する情報提供は、都道府県等の行う研修の充実のために極めて有効であり、今後、全国的な博物館関係団体等へ講師の情報を登録し、活用を図る人材バンクの整備に対する支援が考えられる。

なお、学芸員の研修の体系化にあわせて、学芸員の高度で実践的な専門性を評価する制度について、博物館関係団体等と連携しながら研究を進めていくことも重要な課題である。

(4) 国立科学博物館の役割について

国立科学博物館は、資料の収集保存、調査研究、展示、教育活動等に関し全国の自然科学系博物館に対する指導的・モデル的役割を担う中核博物館として、高度で専門的な研修を行うほか、都道府県等の行う研修への講師の派遣、講師選定の相談及び企画実施に当たっての助言を行う。また、学芸員のより専門的、個別的な研修ニーズに対応して、研修資料等の提供やインターネット等を活用した指導等を通して、地方の学芸員の自己研修への支援を行う。

(5) 全国的な博物館関係団体等の役割について

全国的な博物館関係団体・関連学会等は、学芸員の研究発表の場である研究協議会等の充実とともに、各関係団体の専門的・個別的課題に関する研修の一層の充実を図ることが期待される。その際、国が行う研修や、団体相互の研修の間で内容等が重複しないよう、協議の場を設け、調整していくことが今後必要と考えられる。

また、都道府県や都道府県規模の団体に対する研修に関する情報の提供や講師の派遣等の支援を行うことが期待される。特に日本博物館協会等は、各都道府県単位の協会等と連携・協力し、都道府県レベルの研修への支援を行うことが期待される。

3 都道府県レベルの研修について

(1) 都道府県レベルの研修の目的、受講対象者

都道府県レベルの研修は、主として、①初任者を対象に、博物館に関する基礎的知識・技術の習

得を図ること、②中堅職員等を対象に、博物館に期待される諸課題及びその実現に関し博物館の専門的職員に求められる知識・技術の習得を図ること、③自然科学系の各専門分野に関する専門的知識・技術の習得を図ること、を目的として実施される。

あわせて、地域の特色に応じた課題等についての理解を図ることも求められる。

(2) 都道府県レベルの研修の枠組み

前項の目的に対応して、都道府県レベルの研修では、それぞれの博物館の基礎的事項及び課題別事項に関する内容を含む研修を、初任者、中堅者の経験年数別（以下それぞれ「初任者共通研修」「中堅者共通研修」という）に企画、実施するとともに、専門分野に関する知識・技術の習得を図る研修を専門分野ごと（以下「専門分野別研修」という）に企画、実施する。

(3) 都道府県レベルの各研修の内容（研修項目）等

各研修の想定される研修項目及び研修内容については、表3のとおりである。

(4) 都道府県規模の博物館関係団体について

都道府県レベルの研修の充実を図る上で都道府県規模の博物館関係団体の役割は重要であり、都道府県との共催による研修の実施や、都道府県が行う研修に対する助言、講師派遣等の支援などが期待される。

(5) 研修の企画・運営に当たっての留意点

① 表に示した研修内容は、あくまで基本的な枠組みとして示したものであり、研修の企画に当たっては、受講者の経験等や地域の実情等を配慮して工夫することが望ましい。また、地域の中核的な博物館の機能を生かした高度で専門的な研修への取り組みも期待される。

② 都道府県によっては、学芸員の数が少なかったり、研修実施体制上の問題があることも考えられるが、地域の中核的な博物館との共催や、都道府県規模の博物館関係団体との共催による研修の実施や、複数の都道府県との共同開催による研修の実施など、工夫しながら積極的に取り組むことが期待される。特に「中堅者共通研修」や「専門分野別研修」については、地域の大学等や関連学会との連携を図るとともに、複数の都道府県間で相互に連絡・調整を図りつつ計画的に実施することが期待される。

③ 研修における指導者の起用に当たっては、地域の博物館職員や学識経験者とともに、民間企業等の人材を活用するなどにより、研修内容が常に新鮮で、実践に役立つものとなるよう配慮することが望ましい。また、各都道府県等においては、他県等の主催する研修への博物館職員の講師としての派遣について配慮を期待したい。

なお、現在、学芸員の研修等を実施している国立科学博物館及び国立教育会館社会教育研修所において、各研修項目に対応する講師を紹介することとしている。

④ 考えられる研修項目は多岐にわたるため、数年にわたって計画的に実施することも考えられる。また、研修のうち適当なものについては、自然科学系以外の学芸員も含めた共通の研修機会とすることにより、館種の異なる博物館相互の理解や交流を深めることも有意義である。

⑤ 研修形態としては、講義のみでなく討議や実習等を交えるなどの工夫により、研修の効果を上げることが期待される。特に「中堅者共通研修」では、受講者の博物館活動の経験を踏まえた討

議により、理論と実践の融合を図り知識を深めることができるなど大きな成果が期待されるため、研修の企画実施にあたっては討議等の機会を十分に設けることが望ましい。

- ⑥ 研修資料は、研修を効果的に行う上で有効であるのみならず、また、受講者が研修修了後も、それぞれの職場において職務の遂行に当たっての参考ともなるので、受講者の経験等を配慮して内容を工夫することが望ましい。
- ⑦ 学芸員を研修の講師へ起用することや、その他の生涯学習関連事業や研究開発事業への起用を図ることは、学芸員の行う博物館活動への評価という観点からも、学芸員の資質向上に資するところが大きいと思われる。
- ⑧ 研修期間は、それぞれ1度の実施につき3～4日程度集中的に実施することが望ましい。参考として4日間（専門分野別研修については3日間）で実施する研修プログラムの例を示したのが表4である。

16 社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について [関係部分]

[平成10年9月17日
生涯学習審議会答申]

(略)

第3章 社会教育行政の今後の展開

第1節 地方分権と住民参加の推進

1 地方公共団体の自主的な取組の促進

(以下略)

(1) 地方公共団体に対する法令等に基づく規制の廃止・緩和

(以下略)

○ 博物館の望ましい基準の大綱化・弾力化と公立博物館の学芸員定数規定の廃止

博物館法第8条の規定に基づき、博物館の望ましい基準として、昭和48年11月に「公立博物館の設置及び運営に関する基準」(文部省告示)が告示されている。同基準においては、必要な施設及び設備、施設の面積、博物館資料、展示方法、教育活動、職員等が定められている。このような基準を設けることにより、博物館の水準の維持向上が図られてきたが、既に本基準の制定後四半世紀が過ぎ、博物館を取り巻く環境も大きく変化している。自然史博物館、科学博物館、美術館、水族館、動物園等、博物館の種類が多いことに加え、現在の博物館に求められる機能は、単なる収蔵や展示にとどまらず、調査研究や教育普及活動、さらには、参加体験型活動の充実など多様化・高度化している。こうした状況を踏まえると、博物館の種類を問わず、現行のような定量的かつ詳細な基準を画一的に示すことは、現状に合致しない部分が現れている。このため、現在の博物館の望ましい基準を大綱化・弾力化の方向で見直すことを検討する必要がある。

学芸員及び学芸員補は博物館にとって欠くことができない専門的職員であるものの、その配置基準については、博物館の種類、規模、機能等のいかんや地域の実情を問わず一律に定めることは適切で

ないことから、少なくとも現行の同基準第12条第1項の学芸員又は学芸員補の定数規定は廃止することが適当である。

(2) 社会教育施設の運営等の弾力化

○ 社会教育施設の管理の民間委託の検討

近年、博物館等の社会教育施設の管理を、地方自治法第244条の2の規定に基づき、地方公共団体出資の法人等に委託するケースが出てきている。文部省は、こうした委託については、社会教育施設運営の基幹に関わる部分については委託にはなじまないとして、消極的な立場をとってきている。しかしながら、施設の機能の高度化や住民サービスの向上のためには、上記のような法人等に委託する方がかえって効率的な場合もあることや、施設の特性や状況が地域により様々であることから、今後、地方公共団体がその財政的基盤を保証した上で、社会教育施設の管理を適切な法人等に委託することについては、国庫補助により整備された施設を含め、地方公共団体の自主的な判断と責任にゆだねる方向で検討する必要がある。

(以下略)

○ 博物館設置主体に関する要件の緩和

博物館法でいう博物館、いわゆる登録博物館は、その設置主体が地方公共団体、民法法人、宗教法人、日本赤十字社等に限定されており、またその施設の性格は社会教育施設であることから教育委員会の所管となっている。また、博物館法第29条に規定する博物館相当施設については、設置主体が、国、株式会社、学校法人、個人等である場合でも指定できるが、公立の博物館相当施設については、教育委員会所管の施設でなければ指定できないとする運用がなされている。しかしながら、美術館、動物園等については、首長部局で設置運営する例が増えてきていることなどから、首長部局所管のいわゆる博物館類似施設（博物館法上の登録博物館でも博物館相当施設でもない施設をいう。）を、博物館相当施設として指定する道を開き、教育委員会の専門的、技術的な支援を積極的に進めることが適当である。平成10年4月17日付け生涯学習局長通知において、こうした要件緩和が実施された。今後、教育委員会は施設の所管や設置主体の別なく博物館に相当する施設については、適切に博物館法第29条に基づく指定をしていくことが望まれる。

さらに、大学等において充実した博物館施設が整備されつつあることや、学校教育と社会教育の連携を推進する観点から、学校法人が設置する施設等についても博物館として登録することができるようにするなど、博物館登録制度の在り方について検討する必要がある。

(以下略)

第2節 地域の特性に応じた社会教育行政の展開

(以下略)

2 地域づくりと社会教育行政の取組

(以下略)

(3) 地域の人材が活躍できる場としての社会教育施設

人々の学習活動が進むにつれ、その学習成果を地域で活用したいと希望する人が増えてきている。こうした人々が活躍する場として、社会教育施設が率先してその役割を果たすことが期待されている。公民館をはじめ、図書館や博物館等においてボランティア活動が盛んになってきていることは、そうした人々のニーズの現れである。しかしながら、多くの社会教育施設においては、ボラ

ンティアを受け入れる体制ができていない、受入れのための事務が複雑である、受入れ予算がないなどを理由として、ボランティアの受入れ等に消極的なものが見受けられる。

学習成果を生かす場が広がることは、学習者に達成感や充実感等が生まれ、さらに学習意欲が増すという相乗効果が期待できるなど、生涯学習社会の構築にとって有効なものである。このような学習支援・社会参加支援は社会教育行政の重要な使命であり、社会教育施設は学習成果の活用現場としてその役割を果たしていかなければならない。

第3節 生涯学習社会におけるネットワーク型行政の推進

(以下略)

5 生涯学習施設間の連携

(以下略)

生涯学習の拠点として様々な施設が設置されている。社会教育施設だけではなく、首長部局が所管する各種の施設においても、さらに民間や企業が持つ施設でも学習活動は行われている。学習者から見れば、各施設がそれぞれ特色を生かして魅力的な活動を行っていることと、それぞれの施設が連携していることが重要である。したがって、社会教育施設と学校施設を含めたその他の生涯学習施設との連携協力体制を構築し、住民にとって使いやすい魅力的な施設運営に努めるべきである。このためには、例えば生涯学習施設ネットワーク委員会ともいべき連携のための恒常的な組織を設置し、施設間の連携を図るとともに、施設間における事業情報の相互交換、人材の共通活用、共同キャンペーン、事業の調整ができるようなシステムの一層の充実が必要となる。例えば、ある市においては、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設と学校、児童館、消費者センター、コミュニティーセンター等が連携して、各施設の実施事業の情報提供や学習プログラムの開発をするための共同事務局を設置して住民サービスを展開するなどの取組が行われている。こうした施設間の連携協力は、それぞれの施設の事業内容の充実、高度化にもつながるものとして参考に値する。

(以下略)

17 生活体験・自然体験が日本の子どもの心をはぐくむ [関係部分]

[平成11年6月9日]
[生涯学習審議会答申]

はじめに

平成8年7月の中央教育審議会第一次答申において、今後における教育の在り方について、ゆとりの中で、子どもたちに「生きる力」をはぐくむことが基本であり、「生きる力」は学校・家庭・地域社会が相互に連携しつつ、社会全体ではぐくんでいくものとして、家庭や地域社会における教育力を充実していくことが提言されました。また、教育改革プログラムにおいては、平成14年度から完全学校週5日制を実施することとされ、学校教育における教育内容の厳選と軌を一にして、家庭や地域社会における子どもたちの体験活動の推進や体験活動の場の充実を図ることが課題となっています。

このような中、生涯学習審議会は、平成9年6月に文部大臣から「青少年の「生きる力」をはぐくむ

地域社会の環境の充実方策」について諮問を受け、第1小委員会を設置して審議を行うこととしました。その後、平成10年6月の中央教育審議会答申（「新しい時代を拓く心を育てるために」）において、家庭や地域社会が子どもたちの心をめぐる問題にどのように取り組んでいくべきか具体的に提言されたことも踏まえつつ、幅広い角度から審議を進めてきました。

その結果、日本の子どもの心を豊かにはぐくむためには、家庭や地域社会で、様々な体験活動の機会を子どもたちに「意図的」・「計画的」に提供する必要があると、平成14年度からの完全学校週5日制の実施に向けて、子どもたちの体験活動の充実を図る体制を一気に整備するため、具体的な緊急施策を提言することとしました。

子どもたちの心を豊かにはぐくむためには、教育関係者だけではなく、私たち大人一人ひとりが、それぞれの立場で子どもの問題に関心を持ち、活発な議論をしながら取組を進めていくことが大切です。

（以下略）

Ⅲ 今、緊急に取組がもとめられること

（以下略）

2 地域の子どもたちの遊び場をふやす

（以下略）

(3) 博物館や美術館を子どもたちが楽しく遊びながら学べるようにする

博物館や美術館は、子どもたちの体験活動の観点からみると、学校ではできない実物との出会いなど貴重な学習機会が提供できる社会教育施設です。しかしながら、現在の博物館や美術館の運営をみると、子どもたちの体験活動の充実という観点からは、必ずしもその潜在的な資源が有効に活かされているとはいえないケースも多いのではないのでしょうか。博物館や美術館は、静かに見学するだけでなく、その豊富な資料を活かして、子どもたちが自分たちの血となり肉となるような学習ができる場として期待されています。

このため、博物館や美術館には、子どもたちが主体的に五感を使って体験できるような展示や事業を展開し、子どもたちが楽しく遊びながら学べる「子どもや親に開かれた施設」になるようにしていくことがもとめられます。博物館や美術館が本来持っている様々な教育機能を積極的に活用していくことによって、子どもたちは自然界の原理や技術、歴史、伝統文化、美術等を体験的に理解できるようになるのではないのでしょうか。

さらに、このような子どもたちが主体的に五感を使って体験できるような活動は、博物館や美術館のみならず、公民館等の社会教育施設においても積極的に取り組まれ、全国の子どもたちが身近なところで、科学やものづくりへの関心がかきたてられるようになることが望まれます。

【当面緊急にしなければならないこと】

◎ 博物館や美術館で、子どもたちが主体的に五感を使って体験できるような展示活動を進める

学校休業土曜日等を中心に、子どもたちが楽しく遊びながら自然界の原理や技術、歴史、伝統文化、美術等を体験的に理解できるようにするため、参加体験型やハンズ・オン（自ら見て、触って、試して、考えること）を活用した展示を進める。

事業を進めるに当たっては、博物館や美術館からアイデアを募集し、優れたアイデアを事業化するなどモデル事業としての取組を進め、その成果を全国に普及する。

◎ **子どもたちの科学やものづくりへの関心を深める教室を全国的に開催する**

子どもたちの科学やものづくりへの関心を深めるためには、時間を気にせずトライ・アンド・エラーが許されることが必要であり、週末等に全国の公民館や科学館において、地域の教員、職人、企業の技術者等が子どもたちに、ボランティアで科学の実験・ものづくりの指導を行う教室を全国的に開催する。また、そのプログラムの充実を図るため、国立科学博物館、国立オリンピック記念青少年総合センターにおいて、実験シナリオ、マニュアル、モデルキット等を作成する。(科学技術庁と連携)

◎ **子どもたちが最先端の研究成果に触れる機会を提供する**

大学や大学共同利用機関が、科学系博物館等と連携し、子どもたちが最先端の研究成果に直接触れることができるよう、科学実験体験、施設見学等を開催する。(科学技術庁と連携)

◎ **子どもたちが美術に親しみ、理解を深める機会を提供する**

主として公立の美術館・博物館において、子どもたちがなじみやすい作品を中心とした展覧会、文化財公開事業を開催し、子どもたちの美術や伝統文化に対する理解を深める。

◎ **学校休業土曜日等の博物館・美術館の無料開放等を促進する**

全国の国公立博物館・美術館に、学校が休みとなる土曜日等の子どもの入館料の無料化を呼びかけるなど、子どもたちが参加しやすい活動の場となるよう促進する。

なお、私立の登録博物館については、このような無料化の優遇措置を講じることなどにより、登録博物館の設置運営を主な目的とする民法法人に特定公益増進法人となる道が開かれているということについて、広く周知する。

(以下略)

18 学習の成果を幅広く生かす

－生涯学習の成果を生かすための方策について－

[関係部分]

[平成11年6月9日
生涯学習審議会答申]

第1章 新しい社会の創造と生涯学習・その成果の活用

(以下略)

(学習成果を社会で通用させるシステムの必要性)

行政がこれまで行ってきた施策の中心は学習機会の提供にあったが、これからは、生涯学習の成果の活用促進にも力をいれる必要がある。そのためには、活用の機会や場の開発ばかりでなく、そのための社会的な仕組みの構築などが重要な課題になる。

その仕組みのひとつとして、学習の成果を一定の資格に結びつけていくことが重要である。近年、企業においては、これまでのように学歴・学校歴に偏らず、個人の顕在化した能力を求めてきているし、

従業員の資格取得が企業の人的資源開発上意味をもつものとして、資格取得を奨励してきている。また、個人が学習した成果を活用して社会参加しやすい環境を整備するためには、社会の誰もが共通して学習の成果を一定の資格取得として確認できることは意義のあることであり、このことにより、学習した個人もその成果を社会に積極的に提供しやすくなるとともに社会も様々な機会に個人の学習成果を活用しやすくなるというメリットがある。

一方、個人にとっては、学習すること自体が本来楽しいものであるが、学習の成果が社会的に通用する資格という形で認められることは、学習者にとって自己の成長や向上が広く社会的に確認できることから大きな意味をもつ。さらに、個人が資格を活用して社会に関わり、様々な活動に参加することが進めば、自己実現のみならず、新たな学習課題の発見をもたらし、さらなる学習を行うインセンティブにもなるのである。

行政が、学習成果の活用のための仕組みを構築するにあたっては、資格がこのようなメリットやインセンティブを持つことを十分に考慮する必要がある。

また、行政が行うべき学習機会の提供にあたっては、従来の文化・教養タイプのものから、社会参加型や問題解決型の学習あるいは学習成果の活用を見込んだ内容のものなど、学習者に活動のために必要な力を養う学習へき重点を移行させるべきであろう。

本答申では、個人が学習成果を活用して社会で自己実現を図る場として最も緊要な課題となっている。キャリア（職業、職歴ばかりでなく社会的な活動歴をも含む。）開発、ボランティア活動、地域社会での活動をテーマにその振興方策を考察し、できる限り具体的に提言することとした。

（以下略）

第3章 学習成果を「ボランティア活動」に生かす

（以下略）

2 学習成果をボランティア活動に生かすにあたっての課題と対応方策

－ボランティア活動の充実・発展のために－

(1) 多様な活動の発見・創造

ボランティア活動は、何かきまった活動が、どこかきまったところで、与えられるというものではない。ボランティア自身が、現実社会の中でその必要性に気づき、共感を持って創り出すものである。それぞれの個人の気持ちや都合に合った、多様でユニークな内容・形態の活動が豊かに発見され、創造されていくことが期待される。

（以下略）

図書館、博物館等の社会教育施設等においては、住民のボランティア受入れを社会的な責務として捉え、積極的に受け入れることが望まれる。ボランティア活動はある意味で生涯学習そのものであって、ボランティア受入れは、施設にとっては、学習者に学習活動の機会を提供するという施設の本来の目的ともいべきものであり、施設の運営の活性化にも役立つと期待される。学習者にとっても、活動の場が広がるとともに、学習の場においても学習成果の活用が図られることになり、学習を進める上で極めて効果的であるなどメリットが大きい。

ボランティアを施設に円滑に受け入れるため、施設側の担当者の指名、ボランティア及び職員双方への研修の実施などが必要となってくるが、施設の設置者においては、規則などの整備のほか、受入れに必要な予算措置についても配慮することが必要である。

（以下略）

19 教育改革プログラム－「教育立国」を目指して〔関係部分〕

〔平成11年9月21日〕
〔文部省〕

(略)

2. 社会の要請の変化への機敏な対応

我が国の社会経済の著しい変化に対応し、教育改革を進めるため、幅広い観点からの取組が必要である。このため、少子高齢社会への対応、男女共同参画社会の形成に向けた教育・学習の推進、将来の科学技術の発展を託す人材の養成や社会の要請に応える学術研究、情報化への対応、教育の基礎となる文化、学校の内外を通じたスポーツに関する施策について適切な取組を推進している。

(以下略)

(3) 将来の科学技術の発展を託す人材の養成や社会の要請に応える学術研究の振興

○ 科学技術創造立国に向けての学術研究の振興

科学技術基本計画（平成8年7月閣議決定）や政府の行財政改革の推進、大学改革の展開など学術研究を取り巻く環境の著しい変化を踏まえ、平成10年1月に学術審議会に「科学技術創造立国を目指す我が国の学術研究の総合的推進について」諮問を行い、平成11年6月に答申がなされた。

答申においては、自然等との調和を内包する持続的発展に適した「21世紀型科学技術」を発展させ、精神的充足感を重点を置いた「新しい豊かさ」を目指す価値体系を築き、新しい文明の構築への貢献を基本理念としつつ、学術研究に関する情報を積極的に世界へ発信することを通じて「知的存在感のある国」を目指すことを提言している。さらに、これらの基本的考え方の下、各種の具体的施策を提言している。今後、これらを踏まえ、学術研究の一層の振興に務める。

○ 高等専門学校の充実

近年の科学技術の高度化や産業構造の変化等社会のニーズに対応するとともに、学校制度の複線化構造を進める観点から、各高等専門学校におけるカリキュラムの見直しなどの教育改革に対する取組、地域社会との連携協力を推進し、多様化・国際化を図る。高等専門学校卒業生の多様な進路の確保や社会人の再教育のニーズにこたえる専攻科の整備、従来の高等専門学校の学科の枠を越えた新分野の学科の新設・改組を進めるとともに、高等専門学校卒業後の大学への第3年次編入学など、他の教育機関との連携を積極的に進める。

○ 産業・就業構造の変化に対応した社会人再教育の推進〔再掲〕

技術革新の進展、産業構造の変化に伴い、社会人が大学・大学院など高等教育機関において継続的又は短期的な教育を受け、生涯にわたり最新かつ高度の知識・技術を修得することが重要となってくる。また、社会人の再教育は、大学等の社会的責務であるとともに、教育研究の多様化・活性化を図り、高等教育改革を推進していく上でも重要な課題となっている。

大学への社会人の受入れの拡大のため、社会人特別選抜制度、科目等履修生制度の充実や昼夜開講制、夜間大学院、サテライト教室（社会人を対象とする本校以外の教育の場）、公開講座等の充実を推進するとともに、国立大学における社会人の再教育に対応した講座の整備充実を図っている。

○ 青少年の科学や技術に対する興味・関心を高めるための科学や技術に関する教育の推進

情報化、環境・エネルギー問題等、現在我が国が直面している諸問題の解決に科学技術は重要な役割を果たすものであり、初等中等教育段階での科学的素養の育成や技術に関する理解の促進を目指すとともに、大学や青少年教育施設等における科学教室の開催、大学・高等専門学校への体験入学の促進、大学等の研究所の青少年への開放、インターネットの活用による大学等の研究情報の学校への発信等を進める。また、科学技術庁と連携しつつ、中高生を対象として、大学、大学共同利用機関等の最先端の研究成果や研究現場に直接触れる機会を提供する「ふれあいサイエンスプログラム」を推進している。

さらに、科学技術に関する博物館やユニバーシティ・ミュージアム等の活用、科学技術に関する展示会の開催により、青少年の科学や技術に関する教育活動の支援を進めている。とりわけ、学校休業土曜日を中心に青少年を対象とする科学・ものづくり教室を全国的に展開するため、全国の公民館、教室開放を行っている学校の施設、博物館、科学館等において開催する科学教室・ものづくり体験教室に対する支援を行うとともに、学習プログラムの充実を図っている。

大学・高等専門学校教員や企業の研究者・技術者などの希望者を「サイエンス・ボランティア」として登録した名簿を、科学系博物館や青少年教育施設などに配付することによって、「サイエンス・ボランティア」がこれらの機関の依頼に応じて講師として出向き、講演や実験実演等を行うことを通じて、青少年が科学と技術の楽しさ、すばらしさに触れる機会を充実している。これら青少年の科学や技術に関する学習機会の充実に関しては、科学技術庁をはじめとする関係省庁と連携しての取組を推進する。

(以下略)

3. 学校外の社会との積極的な連携

教育改革を進めるに当たっては、学校、家庭、地域社会が幅広く連携することが必要である。このため、その連携を強化するとともに、家庭教育の充実、学校外の体験活動の推進、ボランティア活動の促進、社会人や地域人材の学校への活用、青少年の非行やいじめ問題、薬物乱用問題、有害環境問題などへの適切な対応を進めている。

(以下略)

(3) 学校外の体験活動の推進

○ 子どもたちの体験活動等の情報提供体制の充実

地域での子どもたちの体験活動機会や家庭教育支援に関する情報の提供を充実させるため、親や子どもたちの様々な活動に関する情報提供を簡便な情報誌を作成・配布したり、子どもの活動を支えるボランティア等の紹介、相談を行う「子どもセンター」(情報連絡組織)の全国展開を推進している。

○ 地域における子どもたちの体験活動の充実

子どもたちにとって魅力的で多様な地域活動の機会を提供するため、地域に古くから伝わる伝承遊びやものづくりなど我が国の文化を伝える活動、冒険的な活動や自然体験活動、世代を超えてのボランティア活動やふれあい体験活動、国立公園等での環境保全活動(環境庁と連携)、地元の商店街等で様々な職業に触れる活動(通商産業省・中小企業庁と連携)などの取組を総合的に推進している。また、異年齢の子どもたちが夏休みに、農家等に長期間宿泊して、環境学習、農

作業等の勤労体験，レクリエーション等の自然体験活動を行う取組を実施している（農林水産省と連携）。

子どもたちの体験活動の場の整備を図るため，河川を調査し，子どもの遊び場としてふさわしい水辺を登録・整備する事業（建設省・環境庁と連携），子どもたちが農村の自然の遊びに親しめるよう，水路等の整備を行う事業（農林水産省と連携），子どもたちが身近に木登りをはじめとした冒険遊び等の多様な活動ができるような都市公園の整備・運営の在り方について，平成11年度末を目途に研究を進める事業（建設省と連携）を実施している。

○ 青少年団体における活動など学校外活動への参加の奨励

子どもの学校外の体験活動を促進するため，学校やPTA等において，ボーイスカウト，子ども会，スポーツ少年団など青少年団体，ボランティア団体，文化・スポーツ団体等の地域における活動についての理解を深め，参加を奨励するなどの取組を「子どもセンター」での情報提供活動等で推進している。

○ 学校外活動の評価

平成11年6月の生涯学習審議会の答申を踏まえ，ボランティア活動，文化・スポーツ活動など子どもたちの学校外活動を奨励するため，社会における多様な評価の在り方などについて，所要の取組を進める。

○ 社会教育施設等の活性化

博物館の持つ機能を積極的に活用し，学校休業土曜日を中心に青少年が楽しく遊びながら自然科学の原理，技術，歴史，伝統文化などを体験的に理解できる機会を提供するため，参加体験的な展示の開発やハンズ・オン（自ら見て，触って，試して，考えること）活動を実施するなど，博物館の機能を高度化する先進的な取組を支援している。

また，地域における学校外活動を促進するため，子どもにとって魅力ある教育用素材の宝庫である科学博物館，歴史民俗博物館，美術館，動植物園や公民館，図書館等の活動の活性化やマルチメディアの活用等の工夫を進めている。

さらに，完全学校週5日制の実施に向け，週末の子どもの活動の場として，専修学校，大学等，専門高校の施設・機能の開放を促進している。

（以下略）

20 新しい情報通信技術を活用した生涯学習の推進方策について －情報化で広がる生涯学習の展望－

[関係部分]

〔平成12年11月28日〕
生涯学習審議会答申

(略)

II 情報・通信技術を活用した生涯学習施策の基本的方向

(はじめに)

平成4年の生涯学習審議会答申において、人々が、生涯のいつでも、どこでも、だれでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価されるような生涯学習社会の構築を目指すことが提言され、その後、今日に至るまで、その実現を目指して様々な施策が講じられてきました。

今後は、近年の情報・コミュニケーション技術の発展に適切に対応した生涯学習施策を講じることにより、生涯学習社会を飛躍的に進化・発展させることが必要です。

また、諸外国においては生涯学習に対する先進的な取組みが既に進められているところもあり、そのシステムや成果、課題等も参考としていくことが必要です。

1 生涯学習に関連する人材・機関・施設等に求められる役割・機能

今後、生涯学習における情報化を推進していくためには、生涯学習関連施設はもとより、それぞれの生涯学習に関するグループ、団体、サークルなどが情報化に対応できるように、情報リテラシーを身につけた地域の学生や生徒などを活用した情報ボランティアや大学、短期大学、高等専門学校、専修学校などの人材を活用し、アドバイスを受けたり、情報リテラシーに関する学習機会を設けることなどが必要です。

また、情報リテラシーを身につける際には、単に情報機器の操作など技術的な能力だけではなく、社会の中での実体験とのバランスの取り方、情報化社会における危機管理や自己責任能力、情報を選択し、活用する能力やモラルなど基礎的な能力や態度を身につけることができるようにすることが大切です。

それとともに、人々が実際の学習機会に参加できるようにすることが最も重要であることから、学習機会の情報と学習活動を結びつけるためのコーディネート機能を整備することが必要です。

一方、生涯学習関連施設に情報機器を整備し、施設の機能の向上を図るとともに、それらの施設を情報ネットワークに接続することにより、学習者の多様なニーズに対応した学習機会やその情報を提供するなど、それらの施設の本来の機能を活かした特色づくりを推進することが必要です。

また、効率的に情報化を推進するため、地域の中心となる生涯学習関連施設が情報化の拠点的な役割を担い、そのほかの施設がその拠点に接続することにより、学習機会やその情報、学習資源を十分に活用できるようにすることが必要です。

なお、その際には、今後予想される情報・コミュニケーション技術の急速な発展に適切に対応していくため、なるべく柔軟性のある施設・設備とすることが大切です。

さらに、今後、大学の公開講座等の動画を含む豊富なコンテンツや、完全学校週5日制の実施に向けて子どもたちが利用できる様々な学習コンテンツの蓄積を促すとともに、そのようなコンテンツの作成

を支援し、多様な学習需要に応えられるようにすることが求められます。

これらの観点から、今後、生涯学習に関連する機関・施設などは、以下のような役割・機能が求められます。

(以下略)

(3) 博物館

博物館は、歴史系、芸術系、自然科学系等多様なものがあり、それぞれの博物館は、全国的にも貴重な学習資料や郷土を理解する上で重要な学習資料等を収蔵しています。このような展示物を電子情報化し、それをインターネット等で提供することが求められます。

これを実現するために、各博物館においてデジタルアーカイブ化（資料の電子情報による保管）を進め、それぞれの博物館が持っている膨大な資料を種別ごとに分類し、電子情報化して、インターネット上で提供することにより、利用者が学習に関する情報を簡単に入手できるようにすることが求められます。さらに、それを集約して、全国的・体系的な電子博物館網（バーチャルミュージアム）の形成を目指すことが必要です。

これにより、学習者が実際に博物館を訪れることなく、博物館資料を開館時間の制約なく全国どこでも利用できることとなります。なお、その際には、料金システムなどについても併せて検討することが必要です。

また、こうしたデジタルアーカイブ化により、来館者には、見学時に展示物の関連資料を展示コーナーの隣で情報として見せたりするとともに、博物館資料に関する詳細な情報をインターネット等で事前及び事後に学習することができるようになるなど、様々な学習の場面で活用可能な形で提供できるようになります。

さらに、こうした新しい学習機会を提供することにより、人々が博物館により一層関心を持ち、来館することが予想されます。また、実際に博物館に来る前に、インターネット等で博物館資料について学習し、目的意識を持って来館することが可能となり、博物館自体の活性化も期待されます。

(以下略)

21 新しい時代における教養教育の在り方について〔関係部分〕

〔平成14年2月21日
中央教育審議会答申〕

(略)

第3章 どのように教養を培っていくのか

(略)

第1節 幼・少年期における教養教育

(1) 幼・少年期における教養教育の課題

およそ生物は、生物学でいう「受容体」のないところに何を与えても受け取ることはできない。幼児期からおおむね12、13歳ごろまでの時期においては、あらゆる教育活動を通じて、変化の激し

い社会で生涯にわたって主体的かつ自律的に学び成長していくための「受容体」ともいうべき基盤を、子どもたち一人一人に培う必要がある。

核家族化，少子化，都市化などが進行し，家族の在り方が大きく変わり，また，地域における地縁的なつながりが希薄化する中で，家庭の教育力や地域社会が従来持っていた教育力が低下してきている。従来は家族や他人との日常のかかわりの中で自然にはぐくまれてきた子どもたちの社会性や規範意識が不足がちになっており，このことが学級崩壊，弱いものに対するいじめや暴力行為などの問題行動の一因とも言われている。

これらの状況に対し，家庭教育の支援や地域における青少年教育の充実を図る観点から様々な施策が講じられてきたが，現時点では十分な成果があがっているとは言い難い。

今後とも，家庭や地域社会の教育力の向上に向けた取組の推進が必要である。とりわけ，家庭や地域の日常生活の中で，子どもたちに古くから伝わる遊びやことわざ，昔話などを教えたり，地域の伝統的な行事に親子で参加したり，家庭で年中行事を楽しんだりすることなどを通じて，伝統的な生活習慣などの「生活文化のかたち」を子どもたちにしっかりと伝え，あいさつやマナー，善悪の判断基準，基本的な社会道徳等を身に付けさせるとともに，美を感じる心や自然に対する畏敬の念，豊かな情緒，宗教に対する理解などをはぐくんでいく必要がある。

また，我が国の学校教育は，戦後，民主化の理念の下に，教育の機会均等を目指し，国民の教育水準を高め，社会経済の発展の原動力となってきた。特に，小学校教育・中学校教育については，児童生徒の学習の状況やその時々々の社会の要請等を踏まえて改訂された学習指導要領に基づき教育課程が実施され，児童生徒の学力は国際的に最高水準を維持してきた。しかしながら，児童生徒の現状を見ると，数学や理科が好きであるとか，将来これらに関する職業に就きたいと思う者の割合が国際的に低い水準になっているなど，自ら進んで学ぶ意欲や，学ぶことと将来の生き方とを結び付けて考えようとする姿勢に欠ける面が見られるようになった。

このこと背景には，我が国の教育が，形式的な平等を重視する余り，画一的なものになりがちで，一人一人の多様な個性や能力の伸長という点に必ずしも十分に意を用いてこなかったこと，自ら学び，自ら考える力や，豊かな人間性をはぐくむ教育がおろそかになってきたことなどがある。

このような反省に立ち，現在，「生きる力」の育成に向けた取組が進められている。今後，生涯にわたる教養の基盤の形成に向けて，基礎的・基本的な知識や技能を確実に習得させるとともに，自ら進んで学び考え，物事に挑戦していこうとする意欲や態度，論理的・科学的なものの見方や考え方，社会の一員としての規範意識や豊かな人間性を培う教育をこれまで以上に充実する必要がある。

(2) 具体的な方策

① 家庭や地域で子どもたちの豊かな知恵を育てる

教養教育の原点は家庭教育である。その重要性は，どんなに社会が変化しようと変わることはない。

また，地域社会において，子どもが他者と触れ合う中で，人間関係や集団のルール，公共心や規範意識，勤勉性や自己規制の力などを身に付けることができるよう，社会全体で子どもを育てる環境づくりを進める必要がある。

平成14年度からの完全学校週5日制を意義あるものにするためにも，家庭や地域の教育力の向上は緊急の課題であり，取組の一層の充実が必要である。

- ◇ 家庭での日常生活を基本にした教育の充実
各家庭における子どもの日常生活を大切にすべきである。例えば、絵本や昔話の読み聞かせ、家庭での年中行事や地域の行事への積極的な参加、子どもに毎日決まった手伝いをさせるなど家庭での役割を与える、テレビやゲームに費やす時間を制限するなど、忍耐力を養い、規律ある生活習慣を身に付けさせるための「我が家の決まり」づくりなどを奨励する必要がある。
- ◇ 家庭や地域でのしつけの充実
善悪を区別する力や我慢する心、譲り合う心、社会の中で生きていくための基本的な決まりなどを子どもたち一人一人に身に付けさせる必要がある。家庭においても、また、他人の子どもに対しても、叱るべきは叱り、悪いことは悪いと教えることを通じて、人として身に付けるべき基礎・基本をしっかりとしつけていくことが重要である。
- ◇ 文化施設・社会教育施設の子どもの教養教育の資源としての積極的な活用
美術館や博物館、図書館等が子どもも教育に取り組むことは、子どもの教養の涵養にとっても、これら施設の活性化にとっても意義が大きい。例えば、美術館や博物館における子供向けの館内ツアーや参加・体験プログラムの実施、土・日曜日における学校図書館の開放を積極的に進める必要がある。また、これら施設に対する評価において、子ども向けの取組状況を積極的に評価することも求められる。
- ◇ 地域社会における子どもの居場所づくりの推進
地域で子ども同士が思い切り遊んだり運動したりすることのできる場や、自然と触れ合うことのできる場の整備、青少年教育施設の積極的な活用、親子で参加できるスポーツ活動や地域行事の充実など、ボランティアの協力も得ながら、子どもが地域で伸び伸びと育つことのできる環境づくりを推進する必要がある。

② 確かな基礎学力を育てる

多様な個性の基盤には、基礎的・基本的な知識・技能が不可欠である。子どもの個性や自主性の重要性を強調する余り、基礎的・基本的な知識・技能を繰り返し教える指導をも「一方的に教え込む」ものとして、好ましくないとする見解も一部にある。しかし、学習に必要な忍耐力を身に付けつつ、基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させ、それを基盤として、更なる自主的学習につなげることによって初めて、多様な個性を伸ばすことができるものである。各学校は、すべての児童生徒が、「読み、書き、計算」をはじめとする基本的な事項を確実に習得し、学習する習得や物事に粘り強く取り組む態度、論理的・科学的にものを考える力や態度を身に付けることができるよう、全力を注いで指導する必要がある。

- ◇ 基礎学力の徹底のためのきめ細やかな指導の充実
読み・書き・計算などの基本的な事項を徹底するため、各学校では、例えば、反復練習や個別の家庭学習の課題の設定、放課後の個別指導や補習などのきめ細やかな指導を行う必要がある。この際、社会人や大学生等をティーチングアシスタントとして積極的に活用することや、中学校や高等学校の教員が、小学校や中学校での指導に参加することも有意義である。併せて、教職員定数の着実な改善を図る必要がある。

◇ 国語教育や読書指導の重視

国語教育を格段に充実する必要がある。その際、名文や詩歌等の素読や暗唱、朗読など、言葉のリズムや美しさを体で覚えさせるような指導の良さを見直すべきである。また、近年多くの学校に広がっている「朝の10分間読書」は、読書の楽しみを知るだけでなく、集中力の向上などにも大きな成果があると言われ、このような活動が更に広がっていくことが期待される。併せて、司書教諭の配置やボランティアの活用、情報機器の整備などを通じ、図書館の総合的な機能の充実に取り組んでいく必要がある。

◇ 教育と学習の成果を検証する仕組みづくり

確かな基礎学力を育てるための取組をより実効あるものとするためには、絶えずその成果を検証することが重要である。このため、各学校において、学校の教育活動の自己点検・評価に取り組む必要がある。また、全国的な学力調査の実施を通じ、児童生徒の学習到達度を把握するとともに、その結果を踏まえた改善策を速やかに講じる必要がある。さらに、論理的思考力や応用力等の評価方法の研究等にも取り組むべきである。

③ 学ぶ意欲や態度を育てる

学ぶことの意義や目的を見出し、自ら進んで学び考え、物事に挑戦しようとする意欲や態度を育てることは、幼・少年期の大きな教育課題の一つである。

子どもたちが、自然との触れ合いや体験の中で、物事に興味・関心を持ち、知的好奇心を伸ばしたり、尊敬できる大人と出会う機会を得て、学ぶことや大人になることの意味を実感したりすることができるよう、取組を推進する必要がある。

◇ 子どもたちの知的好奇心を喚起する取組の促進

授業に実験やものづくりの実習等、各種の体験活動を多く取り入れる、学校の卒業生など地域で活躍する人材を講師として活用する、異年齢の子どもたちで学習する機会を設けるなど、子どもたちの知的好奇心を呼び起こし、集中力を高め、学ぶことの意味を実感することができるような指導方法の工夫改善に取り組む必要がある。その際、美術館や博物館、劇場、地域の文化財、図書館等を活用することも有効な方策である。また、各種のメディアを活用しながら、情報を活用する能力を身に付けることも重要である。

◇ 学ぶ進度等に応じた指導の充実

発展的な学習や補足的な学習など、子どもの学習の進度に応じた指導を行い、子どもの学ぶ意欲を育てる必要がある。特に、発展的な学習に関する指導方法の開発や、学習の過程で子どもがつまづきやすい事項を分析し、指導を改善するための実践的研究を行い、その成果を学校における指導に積極的に取り入れていく必要がある。また、指導に当たっては、それぞれの子どもの長所を見付け、適切に褒めることが、意欲を高め、その長所を更に伸ばすことにつながることを重視すべきである。

(以下略)

22 青少年の奉仕活動・体験活動の推進方策等について〔関係部分〕

〔平成14年7月29日〕
〔中央教育審議会答申〕

(略)

I 今なぜ「奉仕活動・体験活動」を推進する必要があるのか

(以下略)

2 奉仕活動・体験活動のとらえ方

－奉仕活動・体験活動を幅広くとらえる－

(以下略)

(1) 奉仕活動・体験活動の概念

「奉仕活動」という用語をめぐるには様々な議論がある。例えば、「奉仕活動」は押し付けの印象を与えることから、むしろ個人の自発性に着目し「ボランティア活動」としてとらえるべきではないかという意見がある。一方、青少年の時期には発達段階に応じて、教育活動として人や社会のために役立つ活動などを体験し、社会の一員としての意識や責任感を身に付けるようにすることも必要であり、そのようなことを考慮すると「奉仕活動」という用語が適当であるとする意見もある。

しかしながら、用語の厳密な定義やその相違などに拘泥することの意義は乏しいと考える。

我々は、個人が能力や経験などを生かし、個人や団体が支え合う新たな「公共」に寄付する活動、具体的には、「自分の時間を提供し、対価を目的とせず、自分を含め他人や地域、社会のために役立つ活動」を可能な限り幅広くとらえ、こうした活動全体を幅広く「奉仕活動」と考えることとしたい。ただし、言葉として、広く一般に定着していると考えられる場合など、「ボランティア」、「ボランティア活動」という用語を用いることがよりふさわしい場合には、そのまま「ボランティア」「ボランティア活動」としても用いることにする。

こうした観点から見れば、実際、我々の周りには、様々な種類や形態の活動が存在している。a) 気軽に取り組める身近な活動から専門的能力が必要な活動や常勤で関わる必要がある活動、b) 個人や子どもが参加する活動から、グループや大人と子どもが一緒になって参加する活動、c) コーディネーターやボランティア団体等の仲介が必要な活動から仲介者を介せず直接参加できる活動、などがある。さらに、地域においては、例えば、自治会活動、青年団活動、消防団活動、祭りなどの伝統行事への参加など従来から行われている地域の一員としての活動もある。

また、特に、初等中等教育段階での青少年の活動については、その成長段階において必要な体験をして、社会性や豊かな人間性をはぐくむという教育的側面に着目し、社会、自然などに積極的にかかわる様々な活動を幅広く「体験活動」としてとらえることとする。

これらを踏まえ、本報告では、社会全体で奨励していくべき幅広い活動の総体を「奉仕活動・体験活動」と捉えたい。

(2) 無償性の取扱い

国民にとって「奉仕活動」を身近なものとしてとらえる観点から、活動にかかわる無償性や自発性の問題については、次のようにとらえることが適当と考えられる。

すなわち、「奉仕活動」、「ボランティア活動」とも、無償性が強調されがちであるが、このような

活動を行う際には、交通費や保険料、活動に必要な物品やコーディネート等に係る経費など、一定の社会的なコストを要し、このコストをどのように分担するかについては、個々の事例により、様々な判断があり得る。このような活動を一般的に定着させていく過程では一部を行政が負担することも考えられる。また、寄附など社会がいろいろな形で負担する仕組みが形成される中で、実費等の一定の経費について、労働の対価とならない範囲で実費や謝金の支払いなど有償となる場合もあり得ると考えることができる。

(3) 自発性の取り扱い

奉仕活動等においては個人の自発性は重要な要素であるが、社会に役立つ活動を幅広くとらえる観点からすれば、個人が様々なきっかけから活動を始め、活動を通じてその意義を深く認識し活動を続けるということが認められてよいと考えられる。特に学校教育においては、「自発性は活動の要件でなく活動の成果」ととらえることもできる。

(4) 日常性

「奉仕活動」を特別な人が行う特別な活動ではなく、新たな「公共」のための幅広い活動としてとらえることにより、日常的に参加できる活動として無理なく定着させていく必要がある。「奉仕活動」を行う立場と受ける立場は固定したものではなく、活動の内容に応じて、常に替わるものである。また、活動に楽しみを見いだせる工夫や心の余裕を持つこと、特定の個人に負担が集中しないような活動の企画や支援体制への配慮などが求められる。

(以下略)

II 奉仕活動・体験活動をどのように推進していくのか

(以下略)

3 18歳以降の個人が行う奉仕活動等の奨励・支援

－奉仕活動を日常生活の一部として気軽に行う－

(以下略)

(3) 個人が参加できる多彩なプログラム等の開発・支援

(以下略)

2) 身近に参加できる魅力あるプログラムの開発

(以下略)

① 公共施設等におけるボランティアの受け入れの促進

近年、社会人、主婦、退職者等が、知識や経験、技術を生かして、地域の学校、社会教育施設、青少年教育施設、文化施設、スポーツ施設・病院などの公共施設においてボランティア活動を行う例が増えている。例えば、学校での教科や部活動の指導、地域でのスポーツや文化活動の指導、公民館、図書館等社会教育施設でのボランティア、博物館・美術館等でのガイドボランティア、スポーツ大会での組織運営・通訳など幅広い活動が行われている。こうした活動は個人の能力や経験、学習成果を生かし日常的に取り組めるものであり、活動等の裾野を広げる上で意義が深い。また、地域に開かれた施設としての事業や運営の改善充実や活性化に資する面も大きい。

このため、公共施設等においては、ボランティアの受け入れ・活用を組み込んだ事業の運営、

施設の担当者の指定，ボランティア及び職員双方への研修など受け入れに必要な環境整備を行うことを求めたい。

さらに，特別非常勤講師制度，スポーツや文化の指導者派遣制度など学校教育への社会人の活用のための施策の一層の充実を図る必要がある。

(以下略)

23 今後の生涯学習の振興方策について（審議経過の報告） [関係部分]

平成16年3月29日
中央教育審議会生涯学習分科会報告

(略)

IV 関係機関・団体等の活動の活性化のために

我々は，上記の重点分野への対応に加え，関係機関・団体等の活動の活性化のための方策，国・地方公共団体等と関係団体等との関係の見直し，学習成果の評価・活用，生涯学習振興を担う職員等の在り方についても議論した。

1. 関係機関・団体等の活動の活性化のための方策

生涯学習振興施策を進める上で重要な機関である公民館，図書館，博物館等の社会教育施設の活動の活性化のための方策について議論したところ，次のような意見が出された。

- ・国や地方の財政状況等を踏まえ，業務の効率化を図るとともに，開館時間の延長等の住民へのサービスの向上が必要である。
- ・各地域における社会教育施設間の連携，及び，大学，企業，民間教育事業者，社会教育関係団体，NPO，地域住民等との間の協働の強化が必要であるとともに，公民館等においては，講座等についての情報が地域住民全体によく伝わるよう，インターネットの活用など情報の提供方法を工夫することが必要である。
- ・公民館，図書館，博物館等の社会教育施設では，学校教育施設と比較してIT環境の整備は進んでおらず，情報提供などにおいて情報化が遅れている。また，社会教育施設の情報化については，図書のレファレンスや地域情報の発信等の多様なサービスを提供していくことに対応しているとは言いがたい状況にあり，学校教育の情報化と同様，数値目標を掲げて高度情報化を推進することが必要との意見もあった。社会教育施設の高度情報化を推進するためには，単に情報機器を整備するだけでなく，ネットワークの構築や，職員の情報活用能力の育成等を推進するとともに，コンテンツ（情報内容）作成等の活動が行えるスペースの確保などの配慮も必要であるとする。
- ・公民館同士の情報交換と図書館同士の情報の共有の充実，博物館の収蔵品の情報提供システムの拡充を図るなど，各機関同士の広域的な連携のネットワークを拡充することが必要である。
- ・高齢者や障害者，乳幼児連れの人への対応といった観点での施設・設備のバリアフリー（無障壁）化が必要であるとともに，施設の複合化についての検討も必要であるとする。

- ・現在、各地において、ボランティア活動の機運が盛り上がっており、そうした活動は、各人が社会の形成に主体的に参画する新しい「公共」の精神を涵養する活動になっている。そこで、ボランティア活動の自主性を尊重しながら、こうした活動が活性化されるような環境づくりが更に必要になると考える。
- ・財政が逼迫している中においては、今後、成人や高齢者に対する講座の提供等については、受益者負担についての検討が必要と考える。また、学習者がその学習成果を生かし、公民館などでボランティアとして活動する場合、これらの活動の諸経費の費用弁償などの有償化についても、今後更に議論を深めていくことが重要と考える。
- ・平成15年の地方自治法の改正に伴い、指定管理者制度が導入され、民間事業者を含めた法人その他団体による公の施設の管理の代行が可能となった。これについては、業務の効率化や、開館時間の延長等の住民へのサービスの向上といった特長と、責任の所在の明確化や専門的な知識・技術の蓄積、職員の研修の実施、設置者と住民による点検・評価等の問題点について十分な検討が必要と考える。

2. 国・地方公共団体等と関係機関・団体等との関係の見直し

現在、都道府県においては、民間教育事業者、NPO等と連携しているのはともに約半数であり、市町村においては、民間教育事業者、NPO等と連携しているのはそれぞれ約15%、約3割という状況にある（平成14年文部科学省委託調査）。

今後、国や地方公共団体、社会教育施設等においては、民間教育事業者、社会教育関係団体、NPO、地域住民などの関係機関・団体等との関係について、一層の「協働」（お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場の下に、積極的に協力し合うこと）が必要である。

例えば、平成14年7月の中教審答申「青少年の奉仕活動・体験活動の振興方策等について」でも提言された、市区町村や学校、大学、公民館、地区センター、NPOや地域ボランティア等が連携・協力して、余裕教室や公民館、地区センター等を活用し、地域住民が日常的に活動に取り組むことができる、身近な地域拠点としての「地域プラットフォーム」や「広域プラットフォーム」の整備を進めていくことが重要である。特に、こうした取組に民間企業が参入することにより、産・官・学・民の協働・連携の充実を図っていくことが望まれる。

（以下略）

4. 生涯学習振興を担う職員等の在り方

- ・生涯学習振興を担う職員としては、教育委員会に置かれている社会教育主事や公民館主事、図書館の司書、博物館の学芸員、市町村などに置かれている社会教育の各分野の直接指導に当たる社会教育指導員、社会教育関係団体の指導者などがいる。このほか、カルチャーセンター等の職員や、社会教育関係団体やNPO、ボランティア活動を担う地域住民等、様々な機会や場で活躍している人がいる。現在、国民のニーズが多様化している中で、住民の視点を持ち、幅広い視野を持つ人材の養成や、学習する一人一人のニーズに合わせて、学習相談に応じられる人材を育成することが必要である。このため、現在行われている国、都道府県、市町村における各種の講習・研修の充実が求められる。
- ・学校、家庭、地域社会、関係機関・団体等の連携・協働を促進するためには、これらの連携を図るコーディネート機能の充実が必要である。

- ・人事異動の中で学校現場から教員が来て2，3年で異動するという，これまでの公民館や市町村教育委員会のローテーション人事のやり方では，コーディネーターとしての能力を持った人材は育たないと考えられる。また，公務員の雇用制度が多様化していることもあり，公務員の生涯学習振興行政についてのセンスとスキルの向上など人材の育成のための努力が必要と考えられる。また，民間教育事業者やNPO，ボランティアの生涯学習振興行政との協働や柔軟な参画のノウハウの育成を図るための方策の検討が求められる。
- ・図書館の司書や博物館の学芸員等の専門性を高めるため，資質向上のための資格要件の向上も必要であるとの意見もある。また，資格要件を上げるだけではなく，資格取得後にも，現職者に対しては，定期的に再教育し，資格を更新していくという仕組みや高度な専門性を評価する制度について検討してはどうかという意見もあり，今後，更に議論を進めることが必要と考えられる。
- ・今後，国で都道府県や市町村における指導者養成のためのソフトづくりを更に充実させることが必要と考えられる。

V 国・地方公共団体の今後の役割等

1. 国，都道府県，市町村の現状

現在，地方分権が進められ，市町村合併が進展している。また，国，都道府県，市町村の財政状況が非常に厳しい状況にあるとともに，民間等の役割の重要性が増大している。こうした状況において，従来の発想で施策を進めていくことは適切ではなく，住民主体の社会に向かっていく中で，一人ひとりが自立していけるようにすること，また，個人の自己責任，自主性を尊重するという観点を重視しつつ，国が担うべき部分と，地方に委ねるべき部分，民間に委ねるべき部分を改めて整理することが，効果や効率という観点からも必要である。

他方，依然として，地域によって学習機会等に大きな格差が存在するなど，地方公共団体によって，行政課題への取組姿勢等に相当な差があることが指摘されているとともに，国の情報が市町村に伝わっていない，市町村等の実態が国に十分伝わっていないという意見もあり，こうした状況の改善が必要である。

こうした状況を踏まえ，今後，国，都道府県，市町村の役割や関係を以下のように変えていくことが求められる。

2. 基本的考え方

(1) 国，都道府県，市町村の役割等

① 市町村は，住民に最も身近な行政機関であり，教育委員会の，学校教育を除く生涯学習関係経費でみると，全体（国庫補助金，都道府県支出金，市町村支出金の合計）の約8割を担っている（平成13年度）。市町村においては，社会の要請と地域住民全体の多様な需要の双方に対応した学習機会の提供，図書館の整備など地域住民の生涯学習の支援，生涯学習を通じた地域づくり等を，地域住民の声によく耳を傾けることなどにより，地域住民等と協力して，主体的に実施することが期待される。また，施策の実施に当たっては，地域住民の自主的・主体的な取組を促進するような支援の方法を考えることが望ましい。

② 都道府県は，市町村を包括する広域の地方公共団体として，都道府県域全体についての大学，専門学校，民間教育事業者，職業訓練施設，公民館等との間における広域での連携の機能の強化（学習情報の提供，学習成果の評価，生涯学習推進センター等による関係機関・団体等のコ

ーディネートや学習相談を行う人材の養成等）を行うことが期待される。また、市町村を補完する立場で、ITの活用等の支援などを行うことも期待される。なお、これらの施策の実施に当たっては、都道府県と市町村が連携して取り組むことが重要である。

- ③ 国は、自立した個人の資質・能力の向上を通して、国民全体としての資質・能力の向上を目指すことをナショナルミニマム（国民の最低限度の生活水準）の確保のために必要不可欠なものとして位置づけることが必要であるとともに、都道府県や市町村を補完する立場から、生涯学習の振興を図ることが必要である。

そこで、今後、以下のことについて、重点的に取り組むことが必要である。

- (i) 大学等における社会人の受入れの促進のための支援
- (ii) 行政上の喫緊の課題として重点的に取り組むべき課題に対応するための施策
- (iii) 図書館の蔵書、博物館の収蔵品等に関する全国的な情報提供システムの構築等、都道府県や市町村では十分な対応が困難な施策の実施（国が所有している情報や収集している情報をデータベース化し、その情報を都道府県や市町村などに提供するシステムを開発することも国の役割の一つと考えられる。）
- (iv) ITの活用等の重要な政策課題に対応するため、競争的資金の提供や調査研究などの先導的な事業や実験的な事業による支援
- (v) 図書館の司書等の専門職や指導者等の研修と研修教材の作成など、生涯学習振興を担う人材の養成
- (vi) 生涯学習による地域づくりの分野をはじめ、市町村等の現場の実態把握、先進事例の収集・情報提供、及び、これらに関連しての都道府県や市町村と、大学や民間教育事業者、NPOなどのコーディネート

上記のように、国、都道府県、市町村の役割を明確にするとともに、従来の行政手法、財政措置等の見直しが必要であり、これに向けて、今後、更に検討を進めていくことが必要である。なお、これまで意見等が出された課題に対応し、生涯学習の更なる振興を図っていくためには、生涯学習振興法や社会教育法、図書館法、博物館法など関連する法律についても見直しを行うことも含めて、今後、更に検討を進めていくことが必要である。

（以下略）

(4) 市町村合併への対応

今後、市町村合併が進展していく中で、地域に密着しているという公民館等の従来のメリットを大切にしながら、合併によって新たに生まれた市等の中での公民館や図書館同士の連携の強化などを図ることにより、合併がプラスに働くよう、努めることが重要である。また、それとともに、施設の配置や専門性を持った職員の配置、学校の教職員の社会教育関係への異動の在り方についても、検討を進めていくことが必要と考えられる。

（以下略）

24 科学技術と社会という視点に立った人材養成を目指して －科学技術・学術審議会人材委員会 第三次提言－ [関係部分]

[平成16年7月
科学技術・学術審議会人材委員会第三次提言]

(略)

II 改革の方策

(以下略)

2 具体的な改革方策

(以下略)

(2) 「知」の活用や社会還元

(以下略)

② 対話型科学技術社会を構築していく人材の養成

(以下略)

ア. 科学技術コミュニケーション人材の養成・確保

(専門職としての科学技術コミュニケーションの養成)

科学技術コミュニケーションは、研究者の意図や研究内容を社会にわかりやすく伝えるのみならず、社会の問題意識や認識を研究者の側にフィードバックする役割も担う者としての活躍が期待される。

また、科学技術コミュニケーションとしての専門性は、科学館・科学系博物館等において習得されることが期待されるが、現状では、学校教育との連携等において十分に活用されているとは言い難い状況にある。

このため、科学技術ライター、高度の企画力を持つ学芸員等の科学技術コミュニケーションの養成を図る専門教育の在り方を研究するとともに、科学技術コミュニケーションの実践的な活躍促進のモデルとして、例えば、日本科学未来館における科学技術スペシャリストやインタープリターの経験者を基礎研究分野の科学技術コミュニケーションで活用を図る等の先駆的取組を推進する必要がある。

また、公的研究費による大規模な研究については、その研究内容や進捗状況について広く社会に情報発信を行い、社会からの意見等を研究に反映するための取組を予めプロジェクトに組み入れるようにするとともに、このような取組を科学技術コミュニケーションを養成する場として活用することも重要である。

さらに、科学館・科学系博物館を学校教育と連携した地域の理科教育センター的な教育支援の拠点として活用していくことも必要である。

(以下略)

25 人々とともにある科学技術を目指して －3つのビジョンと7つのメッセージ－

[関係部分]

[平成17年7月
科学技術理解増進政策に関する懇談会報告]

(略)

4. 科学技術理解増進活動を担う機関・人々へのメッセージ

(以下略)

(3) 科学館・博物館・コーディネート機関に望む

科学館・博物館は、企画や活動手法を十分に工夫し、科学技術の魅力を伝えて欲しい。また、学校や企業、科学館・博物館など様々な機関や人々が結びつき、活動を広げ深めていくためのコーディネート機関を育成し充実させよう。

1. 科学館・博物館における企画や活動手法の工夫

科学館・博物館においては、展示に体験や遊びの要素を取り入れたり、展示内容をわかりやすく解説するインタープリターやボランティアを配置するなど、人々が科学技術に興味を持ち理解できるような様々な工夫を行ってきている。

しかしながら、そもそも科学技術分野に関心を示さず、科学館・博物館に足を運ぼうとしない人々がいることも事実であり、今後は、このような人々にも科学技術の魅力を伝えていく努力を進める必要がある。

このため、近代・現代芸術、伝統工芸・芸能など、人々の関心が比較的高く、豊かな表現方法を有する分野の要素をうまく取り入れつつ、企画や活動手法を十分に工夫していくことが大切である。

当懇談会においては、科学館において、様々な色の鉱物の特性を生かしたアクセサリ作りの活動を行ったところ、女性が多く集まったという事例が紹介されたが、このように、人々の趣味、好み、仕事、社会的問題意識などを的確に捉え、活動の対象者を明確に意識して、様々な分野の要素を取り入れていくことが重要である。その他には、特撮映画の怪獣の動作技術、ITを駆使した企業の顧客情報管理技術、草木と人工着色料による染色技術、伝統工芸・ロボット制御技術・現代アートが結合した動く人形などのテーマ・企画例もあり、科学館・博物館が、他の科学館・博物館の活動も参考にしつつ、工夫して、人々を引きつけるテーマの設定や展示等の活動を行っていくことが期待される。

2. コーディネート機関の育成・充実

昨今、学校と、大学・研究機関、企業、科学館・博物館等が連携して、理科・数学（算数）教育に関する取組を行うことが増えてきている。しかしながら、様々な取組を行う上では、個人的なつながりに頼ることも少なくない状況にある。今後、一層効果的に連携活動を進めていくためには、学校や企業等からの相談への対応や関係機関の橋渡し（コーディネート）役を果たしていくことができる機関を育成していくことが重要であり、また、これらの役割を担う人材を育成・充実していくことが必要である。こうした取組を、地域の科学館・博物館、学協会等が担うことが期待される。

一例として、企業が学校の教育活動に協力する意向を持っており、他方、学校として協力してくれる企業を探しているが、お互いの情報をうまく知ることができず連携活動が思うように進まない、といった状況がある。このような状況を打開していくためには、双方が情報を提供することにより、マッチングを行ってくれる機関が存在することが重要である。たとえば科学技術館が、産業界の出資により設立された沿革を活かして紹介機能を果たしたり、企業の協力を得て実験教室・教員研修などの取組を充実していくことが望まれる

また、日本科学未来館や国立科学博物館は、全国の科学館・博物館を結び展示物の貸し出しを行ったり、学校に対して、科学館・博物館を利用した教育プログラムを提示しその実施に協力していくなど、支援機関としての機能を今後とも一層充実していくことが期待される。

さらに、科学技術振興機構は、地域のモデルとなる学校や科学館などを支援し、当該モデル機関の活動内容を他機関に広げたり、優れた教育コンテンツを開発し、地方自治体の教員研修の場で紹介したりするなど、優れた取組を全国に普及させていく活動を進めていくことが望まれる。

(以下略)

26 科学技術科学技術基本計画 [関係部分]

[平成23年8月19日 閣議決定]

V. 社会とともに創り進める政策の展開

(以下略)

2. 社会と科学技術イノベーションとの関係深化

(以下略)

(2) 科学技術コミュニケーション活動の推進

科学技術イノベーション政策を国民の理解と信頼と支持の下に進めていくには、研究開発活動や期待される成果、さらには科学技術の現状と可能性、その潜在的リスク等について、国民と政府、研究機関、研究者との間で認識を共有することができるよう、双方向のコミュニケーション活動をより一層積極的に推進していくことが重要である。このため、研究者による科学技術コミュニケーション活動、科学館や博物館における様々な科学技術に関連する活動等をこれまで以上に積極的に推進する。また、これにより、科学技術に関する知識を適切に捉え、柔軟に活用できるよう、国民の科学技術リテラシーの向上を図る。

<推進方策>

- ・国は、大学や公的研究機関等と連携して、科学技術の現状、可能性とその条件、潜在的リスクとコスト等について、正確な情報を迅速かつ十分に、国民に提供していくよう努める。また、国は、海外の事例を参考にしつつ、国民との間で、こうした問題に関する多層的かつ双方向のリスクコミュニケーション活動を促進する。
- ・国は、国民が科学技術に触れる機会を増やすため、地域と共同した科学技術関連のイベントの開催、科学技術週間を活用した研究施設の一般公開、サイエンスカフェの実施等を通じて、双方向での対話や意見交換の活動を積極的に展開する。
- ・国は、各地域の博物館や科学館における実験教室や体験活動等の取組を支援する。また、科学技

術に関わる様々な活動を行う団体等を支援する。

- ・国は、大学や公的研究機関における科学技術コミュニケーション活動に係る組織的な取組を支援する。また、一定額以上の国の研究資金を得た研究者に対し、研究活動の内容や成果について国民との対話を行う活動を積極的に行うよう求める。
- ・国は、大学及び公的研究機関が、科学技術コミュニケーション活動の普及、定着を図るため、個々の活動によって培われたノウハウを蓄積するとともに、これらの活動を担う専門人材の養成と確保を進めることを期待する。また、研究者の科学技術コミュニケーション活動参加を促進するとともに、その実績を業績評価に反映していくことを期待する。
- ・国は、学協会が、研究者による研究成果の発表や評価、研究者間あるいは国内外の関係団体との連携の場として重要な役割を担っていることを踏まえ、そうした機能を強化するとともに、その知見や成果を広く社会に普及していくことを期待する。また、国は、研究者コミュニティの多様な意見を集約する機能を持つ組織が、社会と研究者との橋渡しや、情報発信等において積極的な役割を果たすことを期待する。

27 新しい時代の博物館制度の在り方について（報告）

〔平成19年6月15日
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議〕

はじめに

博物館は、様々な活動を通じて教育、学術、文化の発展に寄与してきたところであるが、今日、人々の学習要求の多様化・高度化や社会の進展・変化に対応し、さらに積極的な役割を果たすことが期待されている。

博物館法は昭和26年に制定され、爾来我が国の博物館の活動の基盤を提供してきたが、制定後半世紀以上経過し、博物館法が担うべき機能も、我が国が生涯学習社会への移行を遂げていく中で、大きく拡大、変化している。とりわけ、今般、教育基本法が改正され、国民が生涯にわたって学習することができ、その成果を適切に生かしていくことができるという、生涯学習の理念等が謳われたことで、そのような視点から博物館活動の基盤となる博物館法が今後、適切に機能していくことができるのか、改めて検討することが必要となった。

このため、「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」においては、上記の視点から、法制定時以降の社会の変化と博物館の変遷、今日の博物館が抱える課題、今後、期待される博物館の機能等を踏まえ、博物館法が定める基本的要件ないし制度である①博物館の定義、②博物館登録制度、③学芸員制度、が今日、十分に機能しているかについて検討するとともに、問題点の把握・分析を行い、今後博物館が社会から期待される役割を果たしていくために必要な博物館制度の見直しの方向性を示した。

第1章 博物館をめぐる昨今の動向

1 博物館制度の問題点

- 博物館は、法制定時に比較して、形態、ニーズが多様化。
- 博物館法上位置づけられる博物館は、博物館全体の中では少数。
- 学芸員の資格取得は、同類の資格と比較して容易。
- 博物館界は、博物館法改正を要望。

(1) 多様化する博物館への対応

博物館法制定当時、全国で200館余りにすぎなかった博物館は年々増加し、平成17年10月現在で博物館等数は5,614館を数え、1館当りの人口比も、約40万人／館から約2万人／館と、身近な存在になった。年間入館者数は、約2億7千万人を超え、博物館における講座等の開催についても、実施している館の割合は、43.1%から74.5%に増えている。

このような中で、人々が「博物館」に求める機能も、貴重な資料を集めて伝えていくという伝統的な博物館の役割を越えて、多様化、高度化している。このような変化に対して、博物館法が用意している諸制度が十分に対応できているか、検討が必要である。

(2) 博物館登録制度の現状

博物館登録制度は、学芸員の配置や資料の保管など、博物館として必要な条件を備えた博物館の設置を振興する制度であるが、博物館法上の博物館である登録博物館と博物館相当施設及び博物館法上の博物館ではない博物館類似施設の数、それぞれ865館、331館、4,418館となっており、博物館法上の博物館は、そうでない博物館の4分の1にとどまっている。さらに、博物館等の伸び幅についても、登録博物館が1.7倍（昭和62年度と平成17年度を比較した場合、以下同様。）博物館相当施設が1.5倍、博物館類似施設が2.8倍となっており、博物館類似施設の伸びが著しく、結果として、全博物館の約8割が博物館法の対象外という状況にある。公立博物館に限って言えば、登録又は相当施設の指定を受けている公立博物館は、類似施設も含めた合計数4,023館のうち667館（16.6%）にすぎない。

これは、特に公立博物館においては、国からの補助金が廃止された結果、登録博物館になることのインセンティブが働きにくい状況にあることや、登録博物館の対象外である地方公共団体の長が設置する博物館が約1,000館以上にのぼること等が背景にあると考えられる。

一方、博物館類似施設の90%以上は、登録博物館に要求される基準の一つである年間150日以上開館しており、また、同施設の80%以上が実質的な登録博物館の基準である165㎡以上の建物を持っている。専任学芸員を配置している類似施設こそ全体の15%程度と少ないが、それでも、登録博物館や相当施設の水準にあるにもかかわらず、博物館類似施設に留まっている施設が相当数存在している。

このような状況では、博物館登録制度が我が国の博物館の活動の基盤を形成しているとは言い難い状況である。

(3) 学芸員制度の現状

学芸員は、博物館法で登録博物館に配置することが定められている専門職員であり、平成17年度現在、全国の登録博物館には2,898人の学芸員が配置されている。学芸員となる資格は国家資格であり、資格要件が法律上に明確に定められている。

現在、学芸員資格を得るには、大学での養成科目の履修、試験認定、無試験認定、講習による資格取得といった方法があるが、この中で大学において養成科目を履修する者が有資格者の99%を占める。大学で修得すべき博物館に関する科目は、8科目12単位で、この科目と単位数は、他の社会教育関係の資格である司書（14科目20単位）、社会教育主事（4科目24単位）と比べて科目数・単位数とも少ない。

また、現在、二百数十余の大学が学芸員養成課程を持ち、年間で約1万人の学生が学芸員有資格者になっている（平成13年度9,533人（文部科学省社会教育課調べ））と推定されるが、常勤の学芸系職員の採用者数は全国2,100館を対象にした調査結果によると400人程度であると推定される（1館当たり平均採用人数0.2人）。また、1年のうち常勤・非常勤いずれの新規職員採用も実施していない博物館は全体の7割近くにのぼる。

このような状況の中では、学芸員資格の高度化、学芸員配置等の推進が課題になると考えられる。

上記のような博物館を取り巻く状況や学芸員の現状に対し、我が国の博物館で構成する最大の組織である財団法人日本博物館協会においては、平成13年以降、全国博物館大会で、博物館登録制度、学芸員制度の抜本的な改正など、現代の社会的需要に則した博物館法制の見直しを求める決議を採択している。

2 博物館を取り巻く状況

公立博物館には予算減、指定管理者制度や市場化テストなど、私立博物館には公益法人改革等、博物館は大きな変化の中にある。

公立博物館については、国からの補助金が廃止され、さらに厳しい地方財政事情から行政のスリム化が推進されている中で、資料購入費が予算計上されていない館が平成15年度において公立博物館の半数以上に上るなど財政面で厳しい状況が続いている。

平成15年の地方自治法改正で創設された指定管理者制度は、登録及び相当施設としての公立博物館では667館中、93館に導入（平成17年10月現在）されている。さらに、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」による、いわゆる「市場化テスト」も、今後地方自治体での導入が進んでいく可能性がある。

また、私立博物館の設置者である公益法人においては、平成16年12月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」の中で定められた公益法人制度改革に沿って、平成18年5月、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」等の公益法人改革関連法が成立し、平成20年度中の施行が予定されている。公益法人の設置する登録博物館においては、これまで、固定資産税などの税制上優遇措置がとられるなど、博物館法と連動した博物館振興策により、公益法人立博物館（603館）のうち、308館（51.1%）が登録博物館となる等、効果を上げてきており、今後ともこのような優遇措置が必要である。

このように、博物館は大きな変化の中にあり、変化に適切に対応しつつ、多様な利用者の期待に応じていくため、博物館には設立や運営に関する情報の公開が求められるとともに、不断に運営の改善を図っていくことが求められる。博物館経営の在り方そのものが問われていると考えられ、博物館設置者、職員が一体となってそれぞれの責任を果たしていく必要がある。

3 生涯学習社会への対応

教育基本法の改正等を契機とし、生涯学習社会の実現に向けて博物館の役割を果たす必要。

平成10年9月17日の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」は、人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化、高学歴化の進展、自由時間の増大の中、人々は、物心両面の豊かさを求め、高度で多様な学習機会の充実を求めている。一方で、科学技術の高度化、情報化や国際化、経済のソフト化などの社会の変化は、知識、技術、情報体系の発展と再編成が促される中で、新たな学習需要が生じている旨指摘している。また、社会教育行政は、このように多様化、高度化する学習ニーズに的確に対応するため、様々な方法により豊かな内容の学習機会を確保するとともに、学習機会の提供を通じて、住民の自主的な学習活動を支援し、促進する役割を果たしていく必要性を指摘している。

さらに、今般、教育基本法が改正され、その第3条に生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定された。

このように、生涯学習社会の実現に向けて、博物館が必要な役割を果たしていくことが求められており、このような流れの中で今後の博物館制度を再構築する必要がある。

第2章 博物館とは

1 博物館に求められる役割

「集めて、伝える」博物館の基本的な活動に加えて、市民とともに「資料を探求」し、知の楽しみを「分かちあう」博物館文化の創造へ。

平成10年度以降財団法人日本博物館協会において、文部省からの委託調査により、今後の博物館の在り方について検討が重ねられてきた。その結果、多くの関係者の努力により、「『対話と連携』の博物館」（平成12年）、「博物館の望ましい姿—市民とともに創る新時代博物館—」（平成15年）という2つの報告書がまとめられた。

まず、「『対話と連携』の博物館」では、最近の欧米の博物館政策に大きな影響を与えた、「卓抜と均等～教育と博物館がもつ公共性の様相～」（米）、「共通の富～博物館と学習～」（英）等を分析評価した上で、これからの博物館の在り方について、生涯学習社会における教育システムでは家庭教育、学校教育、社会教育を結ぶラインの中で、責任区分が明らかになり、博物館本来の教育機能を発揮することを強く求められていることを挙げ、欧米の博物館がいち早く教育重視の方向を打ち出し、博物館の全ての活動は教育に収斂されるとしたのはまさに時宜を得たものである旨総括している。

この検討は、続く「博物館の望ましい姿」報告書を取りまとめる過程でさらに深められた。同報告書は、これからの新しい博物館像として、「集めて、伝える」という基本的な活動に加えて、市民とともに資料を「探求」し、知の楽しみを「分かち合う」博物館文化の創造を提言している。すなわち、これからの博物館の望ましい姿は、資料収集保管、調査研究、展示公開、という博物館活動の基盤を強化し、交流、市民参画・連携する学習支援機関としての役割の充実である、という考え方である。

新しい博物館の在り方は、この考え方を基本に、今回の教育基本法の改正を踏まえ、さらに発展させていくべきである。

これからの博物館は、その特徴である資料の収集や調査研究等の活動を一層充実させるとともに、多様化・高度化する学習者の知的欲求に応えるべく、自主的な研究グループやボランティア活動などを通じて、学習者とのコミュニケーションを活性化していく必要がある。

2 博物館法上の博物館の定義の在り方

- 博物館の基本的定義は「資料の収集保管、展示による教育、調査研究」を一体として行っていること。
- 現行博物館法は、多様な博物館像を許容する一方、登録基準では、実物資料を重視。
- 登録博物館に必要とされる「資料」や「調査研究」の内容は、館種や設置目的によって判断。

(1) 博物館の基本的要件

現行博物館法上、「博物館」とは登録博物館であり、今般もその前提で、以下、登録博物館としての博物館の定義について検討を行った。

現行博物館法は、博物館について、以下の目的を有する機関と定義している。

- イ) 資料を収集し、保管（育成）し、
- ロ) 資料を展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、
- ハ) あわせて、資料に関する調査研究をする

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）勧告や ICOM（国際博物館会議）規約など、国際的な博物館の定義も、動物園の扱い等について多少異なるが、概ね、博物館に関する上記定義を共有している。

博物館とはこれら3つの機能を、不可分一体に有しなければならない施設と考えられる。「資料収集・保管（育成）」だけでは単なる収蔵施設であり、「展示」していても「調査研究」機能を欠いていれば、それは「資料」に対する理解及び教育が単に表層的なものにとどまって深みや奥行きを失い、ひいては、人々が新しい発見を求めて博物館に何度も足を運ぶことにはならないからである。

また、博物館でもたらされる「楽しみ」は、博物館という場所に来館者を誘い、知的な好奇心を刺激し、結果として教育や学習を促進させるために必要な要素である。

上記現行法の要件は、引き続き博物館の持つべき基本的機能であるべきである。

(2) 博物館の定義の在り方ー博物館資料との関係ー

上記に掲げた基本的要件が各々基礎とする「資料」については、現行博物館法第3条第1項第1号で、博物館資料を「実物、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等」と例示し、

また、博物館で行われるべき活動も、現行博物館法第3条第1項各号に規定されているように、資料は、展示のみならず、講演会、講習会など、多彩な形で提供され、研究活動も資料そのものに対するものだけではなく、保管や展示等に関する研究も含んでいるなど、既に博物館の多様性に配慮した規定がなされている。

一方で、博物館資料については、これまで、その「実物」性が重視されており、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成15年6月6日）では、博物館は実物又は現象に関する資料を収集保管し、展示する、とし、実物資料の収集保管が困難な場合に、模型、模造等の資料を収集、製作する旨定めるなど、実物以外の資料は例外的な扱いとしてきた。

博物館一般にとって、資料の実物性は今後とも重視されるべきであるが、美術館、科学館、動物園等、博物館が対象とすべき資料は館種や設置目的によって多種多様であることから、各館の持つ使命に沿った、展示や学習支援等の博物館活動という点からどのような資料を博物館として持つべきか、という視点で判断する必要がある。

この点を踏まえると、古美術の美術館等においては、実物の資料を保有していることが強く要請される一方、科学館その他の科学技術理解増進を図る施設では、科学の法則や最新の科学技術事情を理解するための資料を、入れ替えつつ展示しており、このような活動の基礎となる製作物等をもって、この種類の博物館では、博物館として必要な資料を有していると考えべきである。

また、天体の動きなど収集、保管が困難な現象を対象とする館では、その現象に関する館の調査研究の蓄積が、当該館にとって教育・学習支援等の活動の中心となっているのであれば、そのような現象を記録した館固有の資料の蓄積をもって、博物館として必要な資料を有していると考えべきである。

さらに、古い町並みや産業遺産、歴史的建造物群を博物館資料としてそれらを含む一定の区域を「ミュージアム」としてとらえようとする地域の動きも、博物館としての資料の「収集、保管」がなされているとみなすことができ、後述する調査研究活動などの要件を充足すれば、登録博物館になる途を開くべきである。

なお、博物館資料が、資料の保全も踏まえつつ、展示等を通じて適切に公開されていること等も重要な要件である。

次に、博物館の「調査研究」とは、館の使命、計画に基づき行われるものであり、そのような一貫した方針による調査研究が行われていない施設は、登録博物館の基準を満たさないものとするべきである。博物館にとってまず求められるのは、自らの館の資料とその専門分野に対する調査研究であるが、調査研究の範囲は、現行法が前提にしているとおり、資料管理、保存科学及び展示や教育普及的な視点から見た資料の活用方法等に関することも含まれる。

なお、今後は複数の博物館が緊密なネットワークのもとで資料の保管や資料に関する調査研究等について分担して進めることも想定され、その中で、資料を豊富に有する館と、展示に関する調査研究を専ら行う館が相補的な関係にあるのであれば、一体として登録博物館と考えても良いと考えられ、登録基準を考えるに当たっては、このような博物館の扱いも検討すべきである。

具体的な博物館の定義は、博物館登録基準において、このような博物館の多様性を前提に、更に今後検討する必要がある（別紙1「今後、早急に検討する必要がある事項について 1. 登録制度関係」を参照）。

第3章 博物館登録制度の在り方について

1 現行登録基準について

現行博物館登録基準は、外形的観点を中心としている点が問題。

現行の博物館法の博物館登録の問題については、第1章1(2)「博物館登録制度の現状」で概観したとおりであるが、さらに、登録基準や審査の面でも改善が必要である。現行は、学芸員等の職員の有無、開館日数等定量的な基準を博物館が当然有すべき要件とし、外形的な審査が中心となっているところ、社会に求められる博物館として、実質的な活動の量・質ともに充実したものとなっていない。

また、登録審査については、各都道府県教育委員会により審査が行われているところであるが、平成18年10月に文部科学省が各都道府県に対して行った、「都道府県教育委員会における博物館関係業務の実態に関する調査」の結果によると、都道府県1県あたりの平均の博物館登録申請の処理件数が、1年間でわずか0.43件で、過去3年間で登録も相当施設の指定もいずれも申請がなかった県等がほぼ4分の1である12県もあるなど、かなり低調であった。このような中では、審査のノウハウや専門性の維持、登録審査後の十分なフォローアップ等が課題であると考えられる。

今後、このような点も改善し、今後、当該制度が博物館の質の向上を促す制度として一層大きな効果を発揮できるよう図っていく必要があると考えられる。

2 博物館登録制度改善の方向性

(1) 新しい登録制度の考え方

- 新しい登録制度は、望ましい博物館像を社会が共有し、それに向けて博物館が継続的に博物館の改善、向上を目指した努力を奨励する制度にする。
- 関係者の努力により、登録制度が優れた制度として認知されることで、登録博物館を目指すメリットが増えることを期待。

新たな登録制度では、上記の運用上の問題の改善・解決を図るだけでなく、登録制度が社会的な説明責任や信頼を得るための手段となるよう、図っていく必要がある。

この点に関し、我が国の博物館登録制度と類似した博物館基準認定制度を運用している英国の博物館・図書館・文書館会議（MLA）は、同制度において、「社会のために委託されたコレクションを持ち、現在と未来の世代のために責任を持って公共の資産を管理する機関として、博物館に対する信頼を育てること」等の利点があるとして、博物館の運営方式、利用者サービス、来館者用施設、収蔵品管理といった活動に関わる項目の審査を行っている。

このような考え方は、社会的基盤こそ違うものの、我が国の博物館登録制度を考えていく上で共有してよい。

新しい博物館登録制度の意義とは、「博物館設置主体（地方自治体等）、博物館、博物館利用者（住民等）など、社会の中で博物館に関係する者が、博物館の公益性の認識と望ましい博物館像を共有し、継続的に博物館の改善、向上を目指していくために役立ち、もって当該博物館が利用者に支えられる土台を作ること」と考える。

このような考え方にに基づき、新しい登録基準等具体的な制度設計は以下を配慮したものとする必

要がある。

- ① 資格を有する学芸員の配置など、設置者の違いや、施設の規模等に応じて、登録博物館として当然有すべき要件、機能を備えていることについて確認できること
- ② 博物館がその活動において、公共に資する視点でそれぞれの館に相応しい使命と計画を設定し、どれだけ実践しているかという視点で審査を行えること
- ③ 我が国の博物館活動の多くを支えている中小の博物館や私立博物館も含め、できるだけ多くの博物館が参加できること
- ④ 各関係者に＜別紙2＞に示すような利点をもたらすことが期待できるほか、私立の登録博物館への税制上の優遇措置が登録制度の意義をより高める効果を発揮しているように、登録博物館になることの目に見えるメリットが多くあること。

一方で、博物館や博物館利用者など関係者の努力による、登録制度の信用や認知度の向上も重要であり、その結果、例えば、登録博物館とは信頼できる博物館であるとの評価が国際的に定着すれば、美術品等の借り受け、動物の譲渡等の手続きが容易になることが期待できるなど、様々な場面で「登録」の地位が当該博物館の活動を支援する効果も期待できる。このように、登録制度利用促進のためのメリットの付与と、信頼のおける制度としての認知度が向上することによる更なるメリットの増大が、好ましいサイクルとなって本制度が発展することが望ましい。

このような点を踏まえ、博物館登録制度は、博物館法の中核の制度として引き続き発展させていくべきである。

(2) 新しい登録制度の範囲

- 新しい登録制度では、それぞれの博物館にふさわしい活動の内容面を重視する観点から、登録申請資格の設置主体の限定を撤廃。
- 博物館相当施設の指定制度を博物館登録制度に一本化。

現行の博物館登録制度は、博物館への保護助成を促進する観点から、対象となる博物館を限定しているが、博物館法の目的である、国民の教育、学術及び文化の発展への寄与は、設置主体に関わらず、すべての博物館に求められる役割である。さらに、近時では地方公共団体の首長部局が所管する公立博物館や営利法人が運営する博物館等においても、充実した博物館機能をもつ館も増えている。

今後は、上記(1)の考え方にに基づき、博物館がそれぞれの館に相応しい生涯学習支援を行う上での機能や条件を維持し、どれだけ実践しているかといった活動面を重視する観点から登録制度を再構築する必要がある。

また、博物館法第29条に根拠を置く博物館相当施設は、学芸員の暫定資格を広く与えるための緊急措置として、登録博物館の対象外である施設を法律上規定する必要から設けた経緯があり、その要件に登録施設と大きな違いはないばかりか、実際に博物館相当施設の多くは、登録博物館と同等かそれ以上の博物館機能を果たしている。また、都道府県教育委員会は、博物館相当施設に指定した館に対して、専門的、技術的な指導又は助言を行うことができることとなっているが、都道府県教育委員会に対する調査結果を見ても、現状では教育委員会の指導助言という実態は薄い。このため、博物館相当施設を指定する制度はその位置づけ、役割があいまいになっており、博物館登録制

度に一本化する方向で検討すべきであり、現在、登録対象となっていない以下の各種博物館について、＜別紙3＞のとおり考察した。

- 1) 国立の博物館，独立行政法人立博物館
- 2) 大学博物館等
- 3) 地方公共団体の長が所管する博物館
- 4) 営利法人立（株式会社等）博物館
- 5) 個人立博物館

上記以外にも、NPO法人や社会福祉法人等が設置する館が少数ながら存在し、今後更に新しい博物館の設置形態も有り得るが、基本的には、当該博物館の教育や学習支援機能を登録制度によって高めていく点を重視すべきとの観点から、全ての設置形態の博物館に登録申請を行う資格を与えるべきである。

但し、営利法人立や個人立博物館については、ICOMが示す博物館の定義である非営利性、継続性との関係で、慎重に判断すべき点もある。最終的には、登録博物館としての適格性は、これらの点を踏まえて作成される登録基準に照らして判断すべきである。

(3) 新しい登録基準の骨格

- 博物館の多様性を尊重し、館の自主的な運営改善を促すような制度設計に。
- すべての館に適用する「共通基準」と館種や設置目的等の違いに配慮した「特定基準」の双方が必要。
- 審査基準の柱は、経営（マネージメント）、資料（コレクション）、交流（コミュニケーション）。

1) 基本的考え方

以上の考え方に基づき、館の特性に応じた審査ができるような基準を用意することが必要であり、

- ① すべての館に適用する共通の基準（共通基準）
- ② 加えて、動物園や水族館においては、生物を資料として取り扱うことから、育成等他の博物館にはない機能が必要であるように、館種や設置目的等の違いに配慮した特別な基準（特定基準）の双方が必要である。

共通基準のレベルの考え方としては、以下の点を踏まえて作成されるべきである。

- ① 現行制度における登録博物館の基準を基礎として、後述するような館の機能に即した基準の適用を検討し、当該基準を満たす博物館相当施設及び博物館類似施設ができるだけ多く、登録博物館となり、登録を受けることをスタート点として、今後一層の質の向上を図れるような制度設計とすること。
- ② 小規模館であっても新しい登録制度の対象となるよう、規模にかかわらず、博物館として満たさなければならない基準を示すこと。
- ③ 共通の基準を定めることで、博物館の多様性を奪うものであってはならず、各博物館が各館の使命・目的に応じて目標とすべき博物館像を設定し、それに向けた努力を後押しできるような基

準とすること。

2) 基準の内容について

基準の骨格は、前記「博物館の望ましい姿」が提示する、3点を基本として、以下のとおり考
えるべきである。

① 経営（マネージメント）

博物館の最も基本の部分である「博物館が何のために存在しているのか」という、社会的使命
を明確にして、その使命を達成するために、中長期的な見通しを持って計画を立て、事業を行い、
その達成状況を確認し、人々の要望や意見、社会的な要請を反映させながら次の計画につなげて
いくという、一連の機能を持っているか確認することが必要である。このため、計画と計画に対
する資源の適切な投入、博物館運営に必要な高い識見を持ち、適切な権限を与えられた館長や必
要な学芸員の適切な配置、一連のプロセスの透明性と結果評価の適切性が担保されていること等
を確認する必要がある。

② 資料（コレクション）

博物館は、自然や人間の営みの証拠となる資料を基盤として、調査研究を行い、その価値を多
角的に探求し人類共通の価値として貯え、次世代に記録し伝えるとともに、その価値を公開を通
じて今の社会に対して明らかにしていくことが活動の基本であり、その機能が確保されているか
確認することが必要である。

③ 交流（コミュニケーション）

博物館は資料収集と調査研究の成果を、展示をはじめとする人々との対話や様々なサービスを
通じて国民の学習活動に還元していくことが必要であり、その際は施設と利用者という関係を超
えた幅広いコミュニケーションを図り、人々に支えられる博物館かどうかという観点が必要であ
る。そのような取組によって、学校、家庭及び地域の連携の中核になる等、地域の活性化の役割
も一層促進することができる。

さらに、上記を基礎として、さらに、i) 経営責任・館長、ii) 倫理規定、iii) 利用者・地域、
iv) 展示、v) 教育普及、vi) 学芸員その他の職員、vii) 調査研究、viii) 資料・コレクション、
ix) 財務・施設等の観点から、より具体的な基準を検討していく必要がある。

加えて、上記の基準を考えるに際しては、博物館登録制度が、美術品等の公開や希少動物の保
護等、他の関連する諸制度との連動の観点からの基準も加味する事も有益であると考えられる。

なお、登録基準に関しては、更なる詳細な検討が必要である（別紙1「今後、早急に検討する
必要がある事項について 1. 登録制度関係」を参照）。

(4) 登録審査機関について

実質的な博物館活動の審査を行うためには、博物館や資料、学習支援の専門家の協力が必要。

現在、都道府県教育委員会（博物館相当施設の指定については、一部文部科学大臣）が担ってい
る登録審査体制については、多種多様な博物館の登録を適切に審査するため、より一層の強化、拡
充の必要があると考えられる。

前述の第3章2(1)「新しい登録制度の考え方」のとおり、博物館登録制度をできるだけ博物館関係者が自主的に支える制度にしていくとの視点からは、単に規制的な視点だけでなく、その審査結果が博物館の関係者に支持され、尊重される形になるよう、登録制度を運用する必要がある、博物館や資料、学習支援の専門家の協力を得て審査が行われることが望ましい。

また、後述するように、登録博物館の状態の定期的な確認や登録博物館の名称独占を図るのであれば、行政に過重な負担を担わせることを避けるとともに、できるだけ地域差による不公平が生じないような工夫も必要である。

従って、登録制度の見直しに当たっては、登録審査にこのような専門家からなる第三者機関が参画することについて、第6章で詳しく示す通り、今後関係者による具体的な検討が行われることが望ましい。

(5) 一定期間ごとの確認について

一定期間毎の報告書の提出等により、登録博物館としての水準が維持されているか確認。

登録制度の信頼性の向上には、一定期間ごとに登録基準を満たしているかどうかを確認することが望ましい。そのため、一定の年数、例えば5年から7年毎（博物館を設置する独立行政法人の中期目標期間はおおむね5年、大学の認証評価は7年以内となっている）に改めて登録条件が確保されていることの確認を行い、質の向上と博物館の活性化を図ることが望ましい。

なお、前述の各都道府県に対して行ったアンケート調査でも、47都道府県中25(53.2%)県等が、登録博物館の定期的な状況確認・指導が必要であると回答している。公立博物館において、指定管理者制度を導入している場合は、指定管理者に対して、博物館としての一定の機能維持の確保を促す手段として博物館登録制度を活用することも可能と考えられる。

確認方法としては、一定期間ごとに登録の地位を失効させ再審査を行う更新制が有効であると考えられるが、他方、更新のために過重な負担を、申請する博物館側、審査する教育委員会側に課すことは好ましいことではない。その意味で、博物館登録審査に参画する第三者専門機関の設立が待たれるが、当面は、従前どおり登録条件の重要な部分に変更があれば速やかに届け出ることを求めるとともに、5～7年毎に引き続き登録要件を充足していることの報告を求め、必要に応じて教育委員会側が調査等により確認することで対応すべきである。

(6) 情報公開と名称独占等について

- 審査に関する情報の公開と登録博物館が他の博物館に区別される仕組みが必要（名称独占、プレート掲示等）。
- 「認定制度」「認証制度」等も含め、より適切な名称を検討。

新しい博物館登録制度を、国民、住民にとって有意義なものとするためには、当該博物館が登録されたことはもちろん、登録基準の充足性等の情報が国民や住民に公開されている必要がある。このため、文部科学省や各都道府県教育委員会、さらに当該博物館においてインターネット等も活用しつつ、十分な情報公開を行う必要がある。

さらに、登録博物館になることの動機付けと、国民や住民に対して当該博物館が登録博物館であ

ることを知らしめることができるよう、登録を受けた博物館に対しては、「登録博物館」等の名称独占を与えることや、統一プレートの掲示等も有効であると考えられる。

また、新しい博物館登録制度は、参加する博物館に目標と指針を与えるとともに、利用者に対して当該博物館が一定の要件を備えた優れた博物館であることを証する意味を持ち、そのような制度の性格、趣旨を、国民が容易に理解できる名称が必要である。このため、「認定制度」「認証制度」等、制度の趣旨がよりの確に表現できる名称について、その法的意味合いと併せて検討するべきである。

(7) 博物館の評価について

博物館の運営を改善するためには、自己評価等のプロセスも重要。

もとより、博物館は、そのあるべき姿を明確にし、自己で評価し、不断に改善への努力を積み重ねていく必要がある。近時、多くの博物館において導入が始まっている博物館評価制度は、博物館が自らの博物館運営が適切に行われているか検証し、適切でない部分を知り改善していくというプロセスを持つという意味で極めて有意義である。一方で、評価のための評価や、評価を受けるために過度に博物館の労力が割かれることは適当でなく、今後、各館における自己評価や客観性を保つための第三者による評価制度、博物館登録制度との関係等、適切な評価のあり方について検討が必要である。

第4章 学芸員制度の在り方について

1 現状における学芸員制度の問題点

- 学芸員については、各種の調査が以下のことを指摘。
 - ・コミュニケーション能力の一層の向上が必要。
 - ・大学の養成課程の見直しが必要。
- 現職学芸員の資質向上のための方策も課題。

これからの博物館には、社会の変化に的確に対応し、生涯学習推進の拠点として教育や学習を支援する役割等をさらに充実させることが求められている。資料収集や調査研究の成果を生かして、多様化・高度化する学習者の知的欲求に応えるとともに、自主的な研究グループやボランティア活動など自己実現の場としての機能を高め、学習者とのコミュニケーションを活性化していくことが必要である。学芸員の役割や専門性も時代の要請に応じて捉え直し、これに応じた養成制度及び研修体制を構築することが不可欠であるが、現状では、次のような問題点が指摘される。

(1) 利用者の学芸員等に対する意識について

近年の学習者の意識調査によれば、「学習を支える専門的職員等に期待すること」として、「豊富な専門知識」、「気軽に学習相談ができる」、「問い合わせ等の柔軟な対応」等、学習者の学習支援に関することについての期待が高くなっている。これに対し、利用者全体の約3割から4割が学芸員に対し、「学習相談に応じること」(36.4%)、「コミュニケーション能力」(43.4%)が「不足してい

る」と回答しており、学芸員が利用者との対話をより重視し、地域住民・地域社会へのサービス提供を充実することが必要となっている。

(2) 大学の学芸員養成課程について

時代に応じた博物館の充実が期待される一方で、学芸員養成を担う大学教員・学識者からは、現行制度の法定科目数及びその内容だけでは、現代社会の変化や博物館利用者のニーズに対応できないとの指摘がある。また、大学や博物館により博物館実習の取扱いに差があり、現状では理論と実践が結びついた教育内容として一定の水準を確保することが困難であるとの指摘もある。一方、学芸員を雇用する博物館側では、大学の養成課程が博物館の求める学芸員の育成として必ずしも機能していないとの指摘もある。

調査によると全国の博物館長の38.3%、博物館設置者の43.7%は大学における養成課程のカリキュラムの改善・充実を課題に挙げている。その理由は、

- 資格そのものの取得が比較的容易であること
- 各大学の養成内容に差があること（単位数、実習期間等）
- 博物館実務の基本的な知識・実践技術を十分に身につけていないこと
- 現代のニーズに応じた高度化・専門化が必要であること

等が指摘されている。

(3) 現職学芸員の課題について

現在、博物館1館当たりの専任学芸員は平均2.7人と決して多いとは言えないなど、現職の学芸員を取り巻く状況は厳しく、依然として多くの博物館が「職員数の不足」を自館の問題点として挙げている。

現行の学芸員資格制度には、専門分野や職種による区分がないことから、学芸系職員の55.1%は「学芸員制度に職種による区分を導入」し、専門分野を明確にして職種等に考慮した適切な人員配置等を促進することを課題として挙げている。

また、博物館に採用された者は、学芸員としての出発点に立ったばかりであり、博物館における実務経験や各種の研修等を通して、様々な専門的知識や技術等を身に付けることになる。経験年数に応じた研修制度の設計も不十分であり、繁忙な業務のため、研修に参加できない学芸員も少なくない。

経験を積んだ学芸員がさらに資質・能力を向上させるよう継続的に努めていくことを奨励・支援し、学芸員の活動実績（展示、目録作成や研究活動等の実績）を全国共通的に評価・証明し、社会に還元しやすくするための仕組みも整備されていない。

2 これからの学芸員制度に求められること

(1) 学芸員に求められる専門性

学芸員に求められる専門性は、

- 資料及びその専門分野に必要な知識及び研究能力
- 資料に関する収集・保管・展示等の実践技術
- 高いコミュニケーション能力を有し教育活動等を展開できる能力
- 一連の博物館活動を運営管理できる能力

情報化の進展やニーズの多様化とともに、特に新たな公共を担う拠点として博物館には教育サービスの充実が求められている。

こうした社会の要請にこたえるためにも、博物館の規模に応じて適切な人数の学芸員が配置されるよう体制面の整備が必要である。また、学芸員あるいは博物館同士が組織や地域の枠を越えて互いに連携協力していくことにより教育サービスが向上することが考えられる。このような連携・協力を具体的に実現できる技能はこれからの学芸員の要となる能力である。これからの学芸員には専門分野に関する幅広い知識のみならず、教育能力やコミュニケーション能力、経営能力がますます重要な資質・能力となっている。

求められる専門性は、博物館の設置目的や設置主体・職員体制・経験年数・館種等により主軸となるものは異なるものの、具体的には、以下のようにとらえられる。

- 資料及びその専門分野に必要な知識及び研究能力を有すること
- 資料に関する収集・保管・展示等の実践技術を有すること
- 資料等を介して、あるいは来館者との直接的な対話等において高いコミュニケーション能力を有し、地域課題の解決に寄与する教育活動等を展開できること
- 住民ニーズの的確な把握と住民参画の促進、これに応える事業等の企画・立案から評価、改善まで、一連の博物館活動を運営管理できる能力を備えていること

(2) これからの学芸員制度に求められること～学芸員のキャリアと段階的養成・研修～

- 学芸員の多岐に渡る専門性を実務経験等を考慮し適切に資格として位置付け。
- 現職学芸員の研修制度やキャリアパスの在り方を整理。

学芸員に求められる専門性は多岐にわたるが、こうした技能は一時期の学習によって身につくものばかりではなく、博物館での実務経験等により継続的・段階的に向上させるものであり、実務経験を学芸員養成制度に明確に位置づけることも必要である。

また、現在の制度では、学芸員資格は大学で基礎的な学修を修了した者に一律に付与されているため、学芸員の専門分野や学芸業務の能力の指標を示す制度になっておらず、能力を適切に証明できるような学芸員資格にする必要がある。

さらに、現職の学芸員の経験年数・実績に伴い、初任者から管理職にいたるまでの各段階に適した養成内容と、研修の在り方を整理する必要がある。キャリアパスの考え方を整理したものが別紙4「将来の学芸員のキャリアパス（イメージ）」である。これを踏まえて今後の新しい学芸員制度等の在り方については次のようにすべきである。

3 今後の見直しの方向性

(1) 学芸員の養成段階の在り方について

- 大学と博物館が協働して学芸員を養成する体制づくりが必要。
- 大学における「博物館に関する科目」は、経営・教育・コミュニケーション能力の育成を重視して見直し、科目を修得した者は「学芸員基礎資格（仮称）」を付与。
- 博物館での一定期間の実務経験を学芸員資格の要件に位置付け。
- 新しい養成段階として大学院レベルの専門課程も今後検討。

1) 大学と博物館が協働して学芸員を養成する体制づくり

大学における養成課程は、学芸員の専門性の礎となる能力を身につける場や、様々な博物館種の基本的・共通の機能に対応する基礎力を育成する場であり、学芸員養成の基礎課程と位置付けられる。

学芸員を養成する全ての大学は、厳格な指導体制のもと、資料の収集・保管・展示等の基本的な知識及び資料の活用に関する教育や学習支援活動などの技術の習得を徹底させることが強く求められている。さらに、学芸員にとって必要となる専門性は、大学で習得した知識を基礎に博物館における実務の中で培われてきたと考えられる。

具体的には以下のような大学における基礎課程と博物館の実務経験を学芸員制度の資格要件に位置づけることが必要であり、大学と博物館がより連携・協力して学芸員を養成する体制づくりが今後不可欠である。

① 大学における基礎課程

(i) 専門分野に関する基礎的な知識・探求能力の修得

学芸員として活動するためには、歴史、美術、科学等、学部の専攻と関連する学修を通じて、博物館で専門的な業務を担う際に役立つ基礎的な知識・探求能力を身につける必要がある。専門分野に関する基礎的な知識や探求能力は、資料（コレクション）に関する知識そのもの、あるいは多様な博物館活動を展開する上で役立つ幅広い知見として重要である。

(ii) 博物館に関する科目の体系的な学修

学部の学修で得た知識や基礎的な探求能力を、博物館の職務に活かすための基礎学修として、博物館に関する科目（博物館学）を体系的に学修する必要がある。

特に、求められる学芸員の役割が多様化・高度化していることに対応し、現行の「博物館に関する科目」をより充実させる必要がある。具体的には、①資料に関する能力（資料の収集・管理・保存といった資料の取扱い・ドキュメンテーション）、②コミュニケーション能力・教育に関する能力（展示等の理論・手法、プレゼンテーション等に関する知識・技術、博物館における教育や学習支援能力）、③マネジメントに関する理解（博物館の経営・運営に関する知識・技術）などの分野を重視した改善・拡充が不可欠である（別紙5「博物館に関する科目の見直しの方向性」を参照）。

なお、これらを履修することで博物館職員として最初のステップを踏めるものとし、単位履修者には「学芸員基礎資格（仮称。以下同じ。）」を付与し、各博物館は、学芸員基礎資格を有する者を積極的に雇用し、日常的な職務の遂行による実務経験を積ませることを通じて

有能な学芸員の育成に参画していくよう努めることが重要である。

② 実務経験の必要性和学芸員制度との関係

各博物館が対象とする資料は、館種によりその内容・性質・取扱等が大きく異なり、必要とされる応用技術も異なる。それらは大学の学芸員養成課程でのみ身につけられるものばかりではなく、博物館資料固有の専門分野に応じた展示や研究の経験、来館者や地域社会との関わりにより、博物館現場での実務経験により培われる。

このように様々な館種が存在する博物館で学芸員として活躍するためには、学芸員資格についても大学の「博物館に関する科目」の修得とあわせて、一定期間（1年以上）の実務経験を要件に含めることが強く求められる。

また、一定の実務経験を要することについて、I COM（国際博物館会議）の一組織であるICTOP（人材育成国際委員会）が提示する「博物館専門能力の開発のためのI COM教育課程のガイドライン」でも、博物館で働く者全てに求められる知識と技能として基礎となる「一般能力」の中で、博物館実務の具体的な内容や職責についての知識等、実務経験を通じて身につける知識・技術等が位置づけられている。

上記のことを博物館制度の面から整理すると、学芸員は登録博物館に配置されるものであり、大学における「博物館に関する科目」を履修して「学芸員基礎資格」を付与され、博物館現場での学芸業務を1年間以上経た者が登録博物館の学芸員となることができる制度とする必要がある。

なお、同様の制度には社会教育主事の制度があり、社会教育主事に任用されるには、大学に2年以上在学し62単位以上を習得し、かつ、大学において「社会教育に関する科目」24単位を履修した者で社会教育に関する実務経験が1年以上必要であるとされている。

2) 新たな養成段階の可能性～大学院における専門教育の必要性～

学芸員の資格要件の向上や大学院レベルの養成課程へのニーズは従前から中央教育審議会生涯学習分科会の議論や各種調査等で見られているところである。

実態では、全国の学芸系職員の32%は修士号以上を取得しており、修士課程の履修を経た後に学芸員という職業を選択する学生が増えてきている。

大学院における専門教育に関しては、諸外国では大学院と博物館の現場が連携協力し、博物館学と実務能力の修得を共にプログラムに含めた高度な養成課程の先進事例もみられる。

我が国でも、学芸員資格取得者等を対象にした応用演習をカリキュラムに含める大学院や、大学院生を対象に博物館で実務経験に参画できるインターン制度を開始している博物館も見られる。

今後、大学院に博物館学及び博物館資料等に関する専門的な科目を位置づけ、例えば大学院の各分野の研究成果を、収集・保存、展示、教育普及等の具体的な博物館活動として展開する知識・技術を身に付けられる養成教育を検討することが必要である。このため、専門分野の学修とのバランスを考慮し、教育内容等についての十分な検討とともに、各大学におけるカリキュラムの開発が求められる。その際、複数の大学院や博物館が連携して各々の教育資源を有機的に活用してカリキュラムを編成すること等も有効である。

なお、大学院段階における学芸員資格付与制度の創設については、更に別紙1（「今後、早急に検討する必要がある事項について 2. 学芸員制度関係」）のとおり多くの検討事項があり、関

系の大学や博物館の意見等を踏まえて更なる検討が求められ、十分な準備期間を設けて対応することが必要である。

以上に記述した学芸員資格の見直しの方向性を整理したものが、別紙6（「学芸員資格の見直し」）のとおりである。

(2) 現職学芸員の段階的な専門的資質・能力の向上

- 現職研修の体系化と、現職学芸員が受講しやすい多様な形態による研修等を工夫することが必要。
- 博物館、大学のネットワークの構築により、相互の教育研究の成果の交流、情報交換を促進し人材育成に資する場をつくる必要がある。
- 学芸員の上級資格については、引き続き検討が必要。

1) 現職研修の体系化

学芸員資格を取得し博物館に採用された者は、博物館における実務経験を通して様々な専門的知識や技術、能力を身に付けているが、国や地方公共団体、博物館、関係学会などが主催する研修会や会議等も博物館の専門的資質を身につけるための重要な機会である。しかし、現状では国、都道府県、関係団体等が提供する現職研修は、館種や専門分野ごとに行われている場合もあるが、学芸員の経験年数やキャリアを考慮した研修となっておらず、体系的に提供されているとは言い難い。

国は関係団体や大学・大学院、博物館と連携し、博物館に勤務する職員のキャリア形成に資する養成研修の現状を把握するとともに、その在り方について検討を行い、体系的に再編・整備することが必要である。また、初任者、中堅者、上級・指導者、館長のキャリアパスに応じた研修形態、プログラムを開発するとともに、現職の学芸員が受講しやすい多様な形態による現職研修等についても工夫することが必要である。

特に、指導者的立場にある博物館長等は、博物館全体を把握し、管理・運営の責任者として適切な知識や能力を持つことが不可欠であり、さらなる資質向上のための機会の充実を図ることが求められる。

2) 博物館や大学のネットワークの構築

学芸員の養成課程や学芸員の現職研修が効果的に行われるためには、大学と博物館が互いに役割分担をしながら協力することが重要である。このため、国は、博物館の養成を担当している大学の教職員と博物館の学芸員とが研修等の機会に共に集い、相互に情報交換や交流ができる場を提供する必要がある。

また、大学と博物館の交流の機会を積み重ねることにより、大学と博物館のネットワークや博物館同士のネットワークが構築され、相互の教育研究の成果の交流や情報交換、人材の育成に資するとともに、資料の貸借など博物館振興の一助となる。

3) 上級資格の創設に向けた検討

将来の課題として、博物館においてさらに経験を積み、専門分野の研究業績に加え、周辺領域の研究業績やその成果を活かし、博物館運営全体を見据えながら博物館の活動全体を牽引し、活性化する指導的な学芸員に対して、さらに上位の資格を付与することなどが考えられる。

① 資格付与の仕組みづくり

現職学芸員の高度な専門性を評価する仕組みづくりの具体的方策としては、平成8年4月生涯学習審議会社会教育分科審議会報告（「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策等について（報告）」）において、「専門学芸員」あるいは「上級学芸員」として専門分野を明確に付記した名称付与制度の創設の必要性が提言されているが、整備されていない現状にある。このため、資格を付与する仕組みづくりについて、引き続き検討すべきである。

② 上級資格の役割

上級学芸員資格は、博物館に一定期間以上勤務し、収集・保管、展示、調査研究、教育普及等の博物館活動に関して一定以上の実績を上げ、高度で専門的な能力・技術を有することに加え、館の学芸業務全般にわたる運営・管理、評価、改善及び学芸員に対する指導ができる能力・経験等の高度な専門性を評価するものである。これにより、学芸員の高度な能力を汎用的に証明しやすくなるとともに、継続的に資質向上を図る指針や動機づけ等になり、他の博物館、大学との人事交流や連携協力の促進、博物館の説明責任に係る信頼性の向上等に資すると考えられる。

また、近年のグローバル化の進展とともに、各博物館においても海外の博物館やキュレーター等との活動交流が進んでいる。上級資格を有することで、海外のキュレーターに相当する高い資質・能力を有していることや、専門分野について十分な業績・技術を有していることを証明しやすくなり、信頼関係に基づいた資料の相互貸借、研究協力等の活動を促進することにもつながるといえる。

これらを踏まえ、上級学芸員の資格については、将来の実現に向けて早急に関係者による具体的な検討が行われることが望ましい。現状における上級資格の考え方を整理したものは別紙7（「学芸員の高度な専門性を評価する上位資格の創設について」）のとおりである。

第5章 博物館運営に関する諸問題について

1 指定管理者制度等について

- 指定管理者制度の下では、博物館活動が適切に行われているかについて審査する登録制度の役割が一層重要。
- 運営の選択肢を増やす観点から、地方独立行政法人の博物館を認めることは有意義。

公立博物館においては、館種を問わず、指定管理者の導入に関する問題が目下の関心事となっている。

これは、博物館に経済効率性の原則を適用することへの抵抗感とともに、学芸機能の継続性への不安から社会から託された貴重な資料を確実に次世代に継承していくという大きな使命を担う博物館に、一定期間ごとに主体が入れ替わることを前提に制度設計された指定管理者制度は整合しないとい

った主張がなされている。

博物館においても効率的な運営は重要であり、指定管理者制度も直ちに博物館制度の趣旨と相容れないものではなく、学芸機能の継続性ととの両立を図る工夫等も取り入れつつ、博物館における指定管理者制度の浸透が模索されており、直轄で運営されていた時代よりも質的な向上を図るべく、努力している館も見受けられる。一方、本来、指定管理者制度は「施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとき」（地方自治法第244条の2第3項）に行われるもので、上記のような博物館の重要な使命が損なわれないような運営が確保される必要がある。

特に、博物館においては、資料の保存や調査研究といった外部から見えにくい部分が重要であり、かつ、このような機能は一朝一夕に持てるものではなく日々の地道な積み重ねによって初めて発揮できるものである。指定管理者の導入や評価に当たっては、経済効率性だけが強調され、このような見えにくい博物館機能の維持という視点が軽視されてはならないと考えられる。この点については、設置者たる地方自治体が指定管理者の募集、選定、契約等に際して、確固とした認識を持つべき必要がある。

さらに、最近では、国の独立行政法人の博物館に対して、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の「市場化テスト」の適用が議論となった。同法は、制定時の附帯決議において、「文化芸術や科学技術の振興については長期的かつ継続的な視点に立った対応が重要であることを踏まえ、各業務の特性に配慮し、本法の規定する手続きに従いつつ、慎重かつ適切に対応すること。」とされているように、国民の財産である資料を、次世代に確実に継承していくという博物館の目的を果たしていくためには、それら収集・保管・展示・教育普及・調査研究業務が長期的かつ継続的な観点に立って安定的に行われる必要があり、また、これらの各業務は相互に関連づけられている必要があると考えられる。

博物館登録制度は、このような博物館の本来の機能維持が困難になりかねない事態が多く懸念される昨今、博物館本来の姿を守っていく上でより重要性を増していると考えられる。

なお、現在、公立博物館については、直轄か指定管理かという二者択一となっているところ、一部の地方自治体に、国の博物館のような独立行政法人化を指向する動きがある。現在の地方独立行政法人法上、地方独立行政法人は博物館の業務を行うことはできないが、公立博物館がより効果的な運営を模索していく上で、その選択肢を増やすために、地方独立行政法人による博物館運営を認め、当該博物館が登録博物館となる途を開くことも、有意義であると考えられる。

2 公立博物館の原則無料規定の扱いについて

登録博物館においては、入館料について無料ないしできるだけ低廉な額に設定すべき。

博物館運営の問題の一つに、入館料の問題がある。これに関しては、現行博物館法は、公立博物館の入館料について、やむを得ない事情のある場合を除き、原則無料とする旨（博物館法第23条）を定めている。

現在、公立博物館のうち、入館料を有料としているのは、平成17年度の社会教育調査によると、登録博物館・相当施設では663館中543館（82%）、類似施設で3,296館中1,811館（55%）であり、平成11年度調査の登録・相当施設79%、類似施設58%に比べると割合が上昇する傾向にある。特に、登録博物館・相当施設では、例外が原則を大きく上回っている状況である。

財政が厳しい中でも、博物館法の趣旨を踏まえて、いまなお入館料を無料としている登録博物館・相当施設が都道府県立博物館だけでも17館、市（区）立の博物館でも94館もあることは少数派であるとは言え、特筆すべきことであり、博物館法第23条の存在意義もあつたと考えられる。一方で、博物館の事業に還元されるのであれば、一定の入館料を徴収することもやむを得ないとの指摘もある。特に、私立博物館については、入館料が大きな収入源であり、無料を原則とすることは困難である。

しかしながら、国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）の総会において採択された「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」において、博物館の観覧料はできる限り無料とすべきであること、徴収する場合においても少額であること等が定められている。同勧告は、加盟各国においては定められた原則ならびに基準に効果を与えるために必要なあらゆる法的又は他の措置を講ずるよう示されているところである。

なお、「博物館の整備・運営の在り方について」（平成2年6月29日社会教育審議会社会教育施設分科会報告）において、「学校の教育活動の一環として博物館を利用する際には、入館料を無料にすることなども検討が必要」としていること、また、私立博物館でも、「私立博物館における青少年に対する学習機会の充実に関する基準（平成9年3月31日文部省告示）」において「週に1日以上は児童・生徒の入場を無料にするなど」と定めている。

これらの点を勘案し、登録博物館の入館料に関する考え方としては、入館料は無料ないしできるだけ低廉な価格に設定することが望ましく、少なくとも児童生徒については、無料とすることが望ましいと考えられる。

3 博物館倫理について

博物館及び博物館職員の倫理規定は重要であり、各博物館関係団体に策定を促すとともに、博物館登録制度や学芸員制度を通じた浸透を。

博物館及び博物館職員の倫理規定は、I COM（国際博物館会議）や欧米各国において定められているが、日本では未だ定められていない。I COMの職業倫理規定では、博物館の専門職員にはこのような倫理規定に則して活動することを求めている。倫理規定とは、もとより、博物館で働く全ての者がよるべき指針であり、I COMの職業倫理規定は、博物館倫理と博物館専門職員の行動規範を定め、財政や施設管理、人事、地域社会との関係のほか、適切な博物館収蔵品の取得、収蔵品の処分等における取り扱いを定めている。

博物館の扱う資料は、社会から託された貴重なものであることから、館や職員の活動においては、高い法令の遵守義務や、公平性、公正性といった倫理性が求められると考えられる。

このような倫理や行動の規範は、最低限としての通常の法制度の規制の上に、I COM等の国際基準等も勘案しつつ、博物館側が自主的に定めることが望ましい。また、登録博物館においては、博物館としての倫理指針や職員の行動規範など、何らかの自主基準を有しているべきである。このため、I COMの職業倫理規定の博物館登録基準への反映を図るとともに、各博物館関係団体による博物館倫理の策定を促し、学芸員の養成カリキュラム及び研修についても充実を図る必要がある。

4 博物館を支える多様な人材の養成・確保

教育普及を専門とする職員の養成確保についても検討が必要

(1) 教育普及等の専門人材の養成・確保

これまで述べてきたとおり、博物館に期待される役割はこれまで以上に多様化、高度化、専門分化しており、これらの役割を複合的に担える学芸員が求められるものの、1人の学芸員が全てを担うことには限界がある。学芸員の専門性を保証するためにも多様な専門的業務を担う常勤職員の確保等の環境整備が求められるところである。

また、今後、博物館が生涯学習機関として充実した学習支援を図っていくためには、教育普及を専門とする、いわゆる「ミュージアムエデュケーター」などの専門職を配置することにより、市民サービスを向上することも期待される。博物館の裁量に委ねられるものであるが、博物館の使命に応じて様々な専門職配置がありうるものである。学芸員やこれを支える特色ある専門人材の養成・確保は、博物館の運営にとって非常に重要であり、国や関係団体等が連携してその具体的方策を検討するとともに、研修実施の際にはその効果を検証することも重要である。

(2) 様々な人材が博物館で活躍できる仕組みの検討

近年はボランティア等の協力を得て個性的な博物館活動を展開する博物館も多く見られる。これらの人材は、職業としてではなく、個人の興味・関心、経験を活かしながら博物館を支える重要な人材となっている。このため、学芸員には、博物館活動の一翼を担うこのような博物館のサポート体制づくりができる能力が今後一層要求される。さらに、生涯学習の推進の観点からも学芸員有資格者や専門知識を有する人材の活躍の場を作ることは重要であり、地域においても幅広くその活動の場が広がるよう整備していくことが必要である。

第6章 博物館に関する総合的な専門機関の必要性

- 博物館に関する専門機関を設立することで、博物館登録制度をはじめとする博物館諸制度が一層有益な制度として活用されることを期待。
- 第三者専門機関の設立に向けて、関係者は積極的に検討するべき。

今後の博物館に必要な制度や施策を考えていく上で、今般提言した新しい博物館登録制度や学芸員制度が十二分にその効果を発揮するためには、行政機関が主導するよりも、可能な部分は専門的知見を有する第三者的な組織による自律的な運営に委ねていくことが望ましい。組織化された博物館に関する豊富な人的ネットワークを翼下に持ち、博物館登録審査や学芸員資格審査等、例として以下に掲げる機能を担う専門機関が存在すれば、博物館諸制度が一層効果的に活用され、全国の博物館活動の活性化に貢献することが期待できる。

関係者の総意によりこのような総合的な博物館支援機関ともいべき組織の設立に向けて、今後、国のみならず、地方公共団体、博物館、関連の学会等において積極的に検討することが望ましい。

(1) 博物館登録審査と博物館評価

文部科学大臣と都道府県教育委員会が担うこととなる博物館登録審査について、第三者としての専門機関に審査を一元化することができれば、全国的な審査基準の均質性、審査の効率化を飛躍的に向上させることができ、また、より柔軟な運用による一層の利用者の拡大が期待できると考えられる。さらに、将来において登録をめざして努力している博物館に対する情報提供や技術支援を提供することも有効であると考えられる。

加えて、このような第三者専門機関は、客観的な博物館評価制度の導入にも貢献できると考えられる。その際、博物館が評価を受けて必要な改善を行うとともに、必要なアドバイスを受けて質が向上していくといった、行政機関では困難な仕組みを構築することが可能になると考えられる。

(2) 上級学芸員等の人材の資格認定、資質向上

第4章3(2)3)で提唱した上級学芸員資格は、現職の学芸員に関して、その専門性の認定をきめ細かく行うものであり、学芸員のモチベーションの向上、人材の流動化の推進を図ることができる。

この資格の創設に関しては、資格認定を行う専門機関の存在が不可欠である。

さらに、学芸員に対して、館種や業態に応じた個々の学芸員に必要なきめ細かな研修の体系的な実施と、その経験を学芸員のキャリアアップに生かしていくことも可能となる。

また、ミュージアムエデュケーター等の多様な博物館人材の資格を認定し、博物館活動に還元していく仕組み作りにも、このような第三者専門機関の存在は不可欠であると考えられる。

(3) 全国の博物館、大学、学会等に関するネットワーク形成支援

今後、博物館の連携・協力による特色ある企画展覧会、学習支援活動の推進や、保存科学専門家など各館配置が困難な専門家による技術支援体制の構築、学芸員の人事交流の推進、災害時等非常時の相互扶助体制の構築、博物館廃止時の博物館資料の散逸防止等を行っていくためには、全国の博物館、大学、関連する学協会を結ぶネットワークの強化が必要であり、そのような動きを中核機関として支援する。

さらに、学芸員の養成に関しても、大学と博物館が協働して実施できるようなネットワーク形成を支援する。

おわりに

博物館の在り方を改善していく上で、法制度が果たす役割は、博物館がその公益性を十分に発揮し、社会に貢献していく基盤を整備することである。特に、地域の公立博物館においては、地方分権の推進の下、それぞれの地域において、何のために博物館が存在しているのか、改めて問い直すとともに、博物館設置者、博物館及び職員、学芸員を養成する大学、学協会、さらには博物館利用者が、各博物館の改善に向けてそれぞれの役割を果たしていくことが重要なことである。

今回の見直しは、生涯学習社会における博物館法の役割を再構築するとともに、現行の博物館法における現状と法制度の乖離を解消し、法が国民や社会のため博物館活動の一層の振興に貢献しうるようにとの視点で検討したものであるが、今後、博物館法の具体的な見直しに際しては、当会議が整理・検討した考え方を基本に、さらに発展させることを期待している。

(別紙1)

今後、早急に検討する必要がある事項について

1. 登録制度関係

登録制度の検討においては、第一に、博物館の基本要素である資料収集、調査研究、展示、教育普及（学習支援）について博物館であるために必要な条件について明確にする必要がある。

第二に、博物館の基本要素の定義を基に、共通基準と特定基準を設定する必要がある。共通基準については、すべての館に必要なレベルの妥当性を検討するとともに、特定基準については館種等どのような分類で博物館群を位置づけることが適切かを検証する必要がある。

2. 学芸員制度関係

(1) 学芸員養成科目の見直しについて

大学の博物館に関する科目は、従来から修得が求められていた資料の取扱い等についての基礎的な技術に加え、「第4章2(1)学芸員に求められる専門性」で述べられている新たに求められる知識・技術の修得を加える必要がある。このため、現行の科目については、社会の変化や利用者のニーズ、学芸員養成科目の体系化に則して内容を見直し、新たな科目の追加、単位数の拡充等を早急に検討する必要がある。

① 学芸員養成科目の充実

科目編成や単位数について見直し、学芸業務を遂行するために最低限必要とされる知識・技術を明確にするとともに、新たな科目編成・内容とする場合は、各科目に含まれるべき内容・要素の例示が必要であり、また、大学関係者によるモデル的なカリキュラム作成の支援が必要である。

② 博物館実習の見直し

博物館実習についても、これまで以上に大学と博物館の連携・協力を緊密にし、その内容を精査することが求められる。特に、実習の実態については、その扱いが大学や受入先の博物館によりかなり差があり、参考となる実習内容を例示する必要がある。

ただし、見直しの際には、年間約1万人の学生が実習を行うことを考慮し、受け入れ側である博物館に過度の負担がかかることのないよう、配慮しながら検討することが必要である。

(2) 実務経験の導入について

本報告では、登録博物館にふさわしい質と活動を担う専門職員としての「学芸員」とは、大学等における「博物館に関する科目」の修得（現行資格に該当、「学芸員基礎資格」取得者）の後、登録博物館に雇用される等により、一定期間（1年以上）の実務経験等を積んだ者と位置づけている。なお、実務経験の導入にあたっては、以下の点に留意することが必要である。

① 職務内容等の明示、ガイドラインの作成

「博物館における1年間の実務経験」については、具体的に携わるべき職務内容や到達すべき目標を明示することが必要であり、当該職務は博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究に関

する職務等，館種を問わず博物館に共通する基本的職務とすることが必要である。

実務経験を資格要件とする場合には，求められる基本的職務のガイドラインを策定することについて引き続き検討することが必要である。

② 実務経験の審査・証明

さらに，実務経験を具体的な資格要件とする上では，資格取得希望者が積んだ実務経験を審査あるいは確認することも必要である。例えば，資格取得希望者は，実務経験の内容・実績報告書及び従事した博物館館長名等による職務内容証明書を国に提出して審査・確認を受けることにより，学芸員資格の信頼性・汎用性を担保することも考えられる。その際に，実務経験に応じた専門分野を明示することなども考えられるが，これらの審査にあたっての具体的な内容・方法については引き続き検討が必要である。

③ 博物館での受け入れ体制

見直しの方向性は現行資格の制度内容と大きく異なることから，博物館の受入体制の確保，指導体制の充実についても十分な検討が必要である。

④ 制度導入の普及啓発，準備期間

新制度を導入する場合には，博物館，大学，学生，利用者，行政，企業等の置かれている状況，制度導入により与える影響，制度導入の準備期間等について十分に勘案することが重要である。

また，学芸員の重要性や活動内容を社会的に普及啓発するとともに，学芸員を含めた博物館制度の概要等についても制度導入時期の前後に広く普及啓発する必要がある。その際，大学において博物館に関する科目の修得者（「学芸員基礎資格」取得者）の博物館での就職がこれまで以上に円滑に進むような広報も必要である。

なお，制度の導入に際しては，大学，博物館等において様々な準備が必要であり，相当の準備期間をおく必要がある。

(3) 大学院における学芸員養成制度の創設について

大学院における資格付与制度を整備するためには，その前提として，学芸員養成に意欲のある大学院の実態も踏まえて，大学院段階における学芸員養成教育のための教育プログラムを開発するとともに，大学院における学芸員養成の具体的仕組みを検討し，大学院と博物館が協力し，教育プログラムの中に博物館実務を十分に含める学修を効果的に位置づけられることが必要である。特に，資格制度導入に際しては，国による実態調査や大学関係者によるカリキュラム開発支援等を通じて，適切な環境整備を図る必要がある。

(別紙2)

新しい博物館登録制度によって期待されるプラス効果

○ 利用者（若しくは国民，市民）

- ・学習という観点で優れた（一定基準を満たした）博物館かどうか見極められる。
- ・博物館全体の質的向上が図られる。
- ・博物館を支援しようとするスポンサー，寄贈者に指標を与えることができる。

○ 博物館（設置者を含む）

- ・博物館運営に一定の指針が与えられる。
- ・ステイタスとしての地位が得られる。
- ・博物館の運用改善や質の維持を図る契機となる。
- ・基準を満たすための予算要求，人員確保要求に説得力のある根拠を与える。
- ・国民に対して望ましい博物館活動に対し理解を得ることができる。
- ・地域住民・国民に対する施設設置の説明責任を果たすことができる。

○ 博物館行政主体（国，都道府県）

- ・国民，住民の博物館に対する関心が高められる。
- ・全国の博物館に対して，一定基準の確保を促すことができ，博物館全体の質の向上とともに，審査主体の違いによるバラつきを抑制できる。

これまで博物館登録の対象外であった博物館についての考察

1) 国・独立行政法人立博物館

かつての国立博物館の多くは独立行政法人に移管しており、現在国立の施設で国が博物館相当施設の指定を行っているものは、厚生労働省産業安全技術館（昭和30年指定）のみである。他に類似施設としては全国で127館（平成17年度文部科学省社会教育調査、以下同様。）存在している。独立行政法人立博物館では、24館が博物館相当施設の指定を受けている。独立行政法人立博物館は、東京国立博物館、国立科学博物館等など、我が国を代表する博物館が多く、そのような博物館が本制度に参加することは、中小博物館も含めた、我が国博物館全体の制度参加を促す意義が大きい。

2) 大学博物館等

平成10年の生涯学習審議会答申「社会の変化に対応した今後の社会教育行政の在り方について」でも、大学博物館に関して、登録制度の対象とすることが提言されているところであるが、大学博物館等は、大学等における専門的な調査研究の拠点として、また、博物館学等の専門研究領域及び博物館に関わる人材養成の場として、大学等の調査研究の成果を地域住民や地域の博物館に還元する窓口として機能しており、その重要性は益々高まっているところである。また、すでに45館（文部科学省社会教育課調べ）の大学博物館等が博物館相当施設の指定を受けている。

このため、大学博物館等についても、学校教育法や国立大学法人法等との関係にも留意しつつ、博物館登録制度の対象に位置づける方向で引き続き検討する。

3) 地方公共団体の長が所管する博物館

首長が所管し、地域活性化や公園、観光等の点における役割と同時に、博物館法の登録要件が満たされているのであれば、当然、登録博物館の対象とするべきである。

なお、前述の平成10年の生涯学習審議会答申は、「今後、教育委員会は施設の所管や設置主体の別なく、博物館に相当する施設については適切に博物館法第29条に基づく指定をしていくことが望まれる。」としており、設置主体の制限が撤廃されれば、多くの地方公共団体の長が所管する博物館相当施設も登録博物館に移行できると考えられる。

4) 営利法人立（株式会社等）博物館

I COMでは、博物館を「非営利的で常設の機関（non profit making, permanent institution）」と定義していることから、利潤追求を目的とした法人を対象としていない。

一方で、我が国においては、営利法人が設立した博物館においても教育上の優れた取組を行っている館も少なくなく、博物館相当施設の指定を受けた営利法人立施設も60館を越える（平成18年10月（財）日本博物館協会調査）。また、動物園・水族館は営利法人が設置している例も多く、それらが環境教育、種の保存といった社会的使命を担って活動している。以上のことなどから、営利法人立の博物館についても、活動の内容に着目し、登録制度の対象として、博物館全体のレベルの維持・向上やその社会的使命を果たしていくよう促していくことは意義があると考えられる。

実際の登録審査基準の設定に当たっては、博物館の有するべき公共性に鑑み、当該法人の博物館

部門の経理の明白性の確保等についても考慮すること等について検討する必要がある。

5) 個人立博物館

貴重なコレクションを個人の意志と努力で収集し、公開している館が多数存在し、博物館相当施設の指定を受けている施設も数館程度存在する。基本的には個人の所有物であっても優れたコレクションは一定の要件のもとに博物館として公開することを促進すべきであると考えられることや、来館者の教育・学習支援という点で努力や工夫を積み重ねている館もある。一方、前述の ICOM の定義に照らして考えても、個人で博物館が運営される限り、経理の明白性・安定性・継続性の確保という問題をどのように解消するのか、慎重に検討すべきである。近時、NPO法（「特定非営利活動促進法」）の施行によるNPO法人化や、公益法人に関する法制度が改正され、従前に比べて公益法人化が、格段に容易になることが想定されるため、個人立博物館への対応に関しては、その法人化を促す方向で検討すべきである。

将来の学芸員のキャリアパス(イメージ) (大学卒学芸員の場合)

(別紙4)

【現行制度】

学芸員資格取得

大学等の
学芸員養成
課程修了
8科目12単位

【養成現場】

博物館における実務

・ 博物館における実務
・ 大学院の養成コース

大学

【養成内容等】

上級学芸員資格取得(第三者機関による審査)(※)

<一定期間以上(例:7年)の博物館における実務経験>
(例)

- 博物館での専門分野及び周辺領域に関する十分な研究業績
- 上記の成果を活かした先進的な展示、教育普及プログラムの開発・実施
- 博物館の経営、展示、教育普及活動等の評価・改善

学芸員資格取得

<大学における「博物館に関する科目」修得後の実務経験>

- 1年以上の博物館における実務経験
- <大学院における養成コース>
- 博物館学及び博物館資料等に関する専門的な学習
- 専門分野の研究成果を具体的な博物館活動として展開できる知識・技術
- 専門分野の学修とのバランスを考慮

博物館就職/
大学院進学

学芸員基礎資格取得(大学)

<大学における「博物館に関する科目」修得>

- 資料に関する基礎的な研究能力
- 博物館に関する科目の体系的な学修
 - ・ 資料の収集・管理・保存の取り扱い、ドキュメンテーション
 - ・ コミュニケーション能力、博物館における教育や学習支援能力
 - ・ マネジメントに関する理解

【業務・役割】

上級学芸員

学芸員としての業務に加えて、博物館活動全体を牽引し活性化する指導的立場

- <例>
- ・ 各博物館活動分野における先進的活動
 - ・ 学芸業務全般にわたるマネジメント(中・長期計画の策定、事業評価・改善等)

学芸員

博物館法第3条に掲げる博物館の特性に応じた学芸業務

- <例>
- ・ 資料の収集・保管・展示
 - ・ 資料に関する専門的・技術的調査研究
 - ・ 資料の保管・展示に関する技術的研究
 - ・ 資料に関する目録・報告書等の作成等
 - ・ 資料に関する講習会の開催等の教育普及活動
 - ・ 他機関との連携に関すること

※具体的な内容について、将来に向けて検討

「博物館に関する科目」の見直しの方向性

① 資料（コレクション）への対応

資料の取り扱いを学修することは学芸員の専門能力の基礎となる。資料の収集、整理保管（コレクション・マネージメント）、保存（育成を含む）に関する基本的な知識・技術と共に、活用の前提となる資料情報の管理（ドキュメンテーション）を重視する必要がある。また資料の価値を共有するために、資料公開の理念（アクセス権）と方法（IT技術等を用いた情報発信等を含む）を学ぶ必要がある。資料の性質は館種ごとに異なるため、資料の取り扱いは、資料とその専門分野の特性に応じて習得できるよう、カリキュラム編成等を考慮すべきであり、現在の博物館資料論2単位の内容を大幅に拡充することが必要である。

② 交流（コミュニケーション）・教育への対応

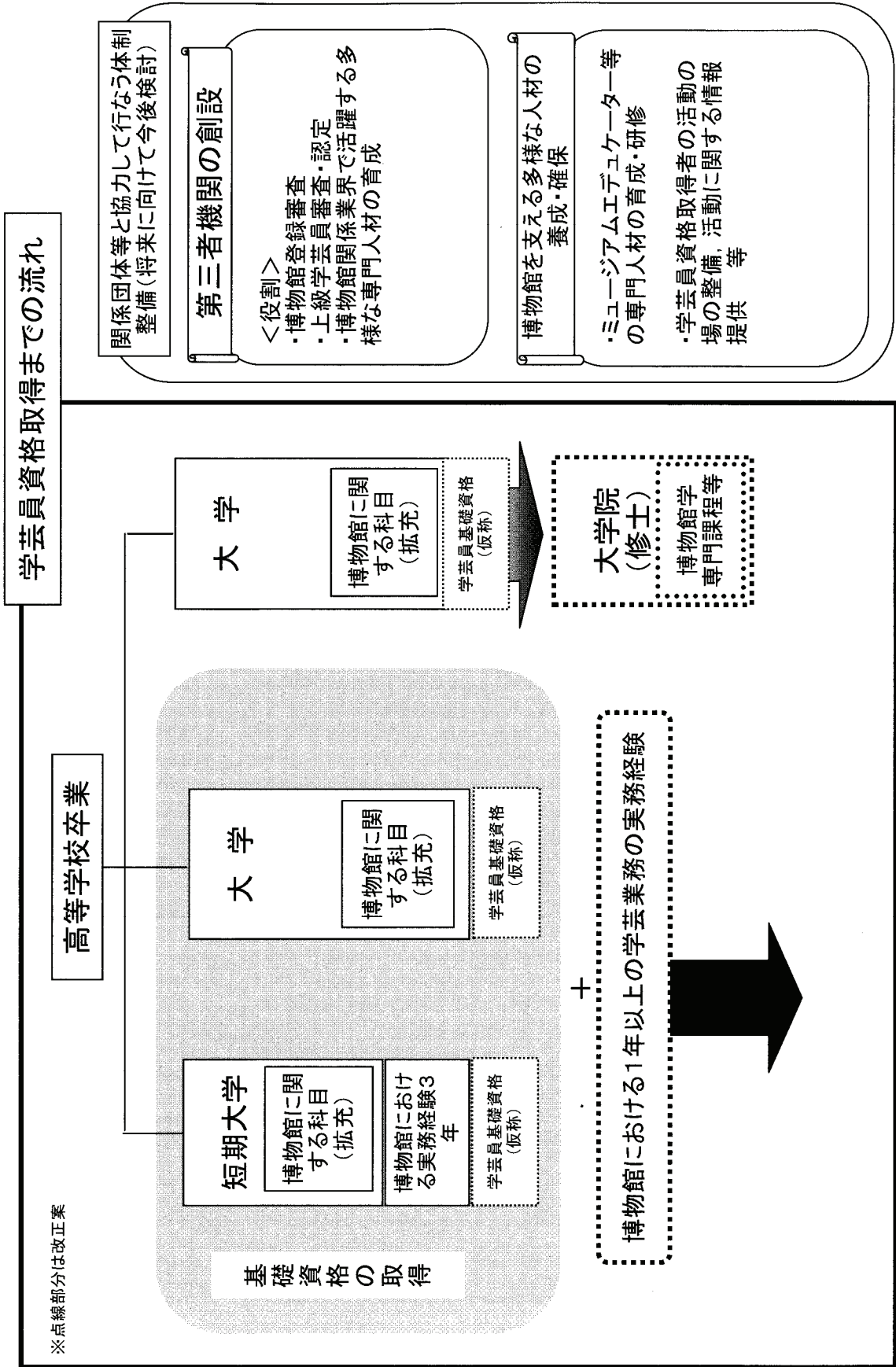
博物館が地域社会との関係の構築、教育普及活動の充実、来館者に対するサービスの充実等を推進する上では、展示等を通じて、来館者とのコミュニケーションや博物館のメッセージを伝えることが重要となる。そのためには、学芸員のコミュニケーション能力がこれまで以上に求められると考えられ、展示等の理論・手法、プレゼンテーション等に関する知識・技術等を習得することが必要である。

また、博物館における教育や学習支援の機能は、今後、より中核的な機能として位置付ける必要があると考えられる。学芸員が学習者を支援するために必要な知識としては、現行科目では博物館における教育普及活動の意義や方法についての学習が、博物館経営論（1単位）の学習範囲の1テーマや教育学概論（1単位）で概要的に含まれているが、十分とはいえない。学習者への情報提供・学習相談、啓発活動の方法等も含め、博物館における教育をより重点的に養成内容に位置づけることが必要である。

③ 経営（マネージメント）への対応

博物館が利用者あるいは支援者、地域社会等への貢献という観点から自館の使命・計画に基づき、評価・改善できるようマネージメントに係る手法は具体的な職務として、今後より重要である。博物館の経営・運営に係る知識についても、概論を俯瞰するにとどまらず、現場で適用できる知識という観点から重点的に学修することが求められる。

学芸員資格取得までの流れ(大学卒業者の場合)(イメージ)



(別紙7)

学芸員の高度な専門性を評価する上位資格の創設について

1. 趣旨

現職の学芸員の継続的な資質向上を奨励・促進するためには、現職者が実務経験等により身につけた高度な専門性や能力を汎用的に評価・証明し、他博物館との人事交流や連携協力の促進等に積極的に活用できるようなシステムを作ることが重要である。さらには、博物館活動に関する専門性だけではなく、博物館運営全体を見据え、博物館活動全体を牽引し活性化する指導者的な人材を養成・確保する仕組みを構築することが必要である。

このため、博物館に一定期間以上勤務し、収集・保管、展示、調査研究、教育普及等に関して実績を上げ、高度で専門的な能力・技術を有するとともに、学芸業務に関する管理・運営、評価、改善及び学芸員に対する指導ができる能力・経験を有する学芸員に対し、その専門性を評価する資格を付与する制度を創設するものである。

2. 実施についての基本的事項

(1) 実施機関

博物館の評価等を実施する第三者機関

(2) 評価の対象

学芸員の専門分野に対応した「高度で専門的な能力・技術」とともに博物館活動全般を管理できる「総合力」を評価の対象とする。

(3) 資格の名称

「上級学芸員」(仮称)とする。

なお、その専門分野が明確となるよう、館種に関する分野(例:「美術」「歴史」「自然史」「理工」「動物」「水族」等)あるいはまた、博物館機能に関する分野(例:「教育普及」「情報」「保存・修復」「経営」等)の名称を付記する。

(4) 評価の方法

実施機関の審査により資格を付与する。

① 申請要件

ア 学芸員の有資格者で一定年数(例えば7年)以上の博物館における実務経験があること

イ 博物館において、収集・保管、展示、調査研究、教育普及等において、一定以上の業績を有していること

ウ 原則として所属する博物館の長の推薦があること

② 審査

実施機関に審査委員会を設置し、それぞれの専門分野ごとに博物館活動に関する業績等について審査を行い、合否を決定し、申請者及び所属館長に通知する。

(5) その他

実施機関は上級学芸員(仮称)の名簿を備え、有資格者を名簿に登載する。

28 新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について －知の循環型社会の構築を目指して－〔関係部分〕

〔平成20年2月19日〕
〔中央教育審議会答申〕

第1部 今後の生涯学習の振興方策について

4. 具体的方策

(2) 社会全体の教育力の向上－学校・家庭・地域が連携するための仕組みづくり－

- それぞれの地域社会の教育力向上のためには、学校、家庭、地域がそれぞれ持つ教育力の向上を図ることとあわせて、学校、家庭及び地域住民のほか、その地域の企業やNPO等の関係者が、それぞれに期待される役割を果たしつつ、緊密に連携・協力して地域社会が一体となって地域の教育課題等に取り組むことが重要である。国及び地方公共団体は、以下に掲げる施策等を実施することにより、これらの関係者・関係機関が十分に連携できるようにするための仕組みづくりを積極的に支援することが必要である。

(身近な地域における家庭教育支援基盤の形成等)

- これまでの家庭教育支援の取組として、家庭教育に関する理解を深める場や機会を保護者等に対して提供することを中心とした支援策が行われてきた。今後は、子育てに無関心な保護者や子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな保護者、子育てに関心は高いが学ぶ余裕のない保護者等に対しても十分な支援を行うことが必要である。このため、このような保護者も含めた様々な保護者に対するきめ細かな家庭教育支援を積極的に進めていくことが課題であり、地域コミュニティや企業を含む社会全体で家庭教育を支えていくためのよりよい環境を醸成していくことが重要である。
- 具体的には、就学時健診や入学説明会等多くの親等が集まる機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供や、父親の家庭教育への参加促進を図るための企業等への働きかけ等、様々な状況にある子育て中の保護者等がいることを踏まえた多様かつきめ細かな家庭教育支援策を講ずることが必要である。
- このような家庭教育支援策を講ずるに当たっては、教育委員会のみならず、福祉・労働部局や、学校、家庭教育支援団体、企業等の関係者の参画を得るなど、首長部局や子育て支援団体等との連携も意義深いと考えられる。また、子育てサポーターリーダー等の地域の人材が中心となって、各家庭の求めに応じ、個別の対応をすること等も含め、きめ細かな情報提供や相談対応、学習機会のコーディネート等を身近な地域で行う仕組みをつくることも有効である。なお、子どもの教育が困難な状況にある家庭等のきめ細かい支援のためには、福祉・労働行政等との連携が重要である。
- さらに、子どもの生活リズム向上の取組としてこれまでも行われてきた「早寝早起き朝ごはん」運動のさらなる展開を各地域において今後も進めるとともに、行政・学校・家庭・企業・メディア等が連携して社会全体で家庭教育支援を行う機運を高めるための普及啓発を行うことも有効である。このような活動を通じて、地域社会の関係者の意識の共有化や地域社会の関係者の連携と教育力向上を図ることが期待される。

(家庭教育を支援する人材の養成)

- 地縁的なつながりの減少等により、地域や社会全体で親子の学びや育ちを支える環境が崩れてきているとの指摘もある。家庭教育支援を行うに当たっては、上述のとおり地域社会や企業を含む社会全体で家庭教育を支えることが必要であり、地域において関係機関との連携や保護者同士をつなぐこと

等を担う人材が求められている。このため、家庭教育の支援のための取組に携わる子育てサポーターや子育て経験者等を対象として講習を行い、地域における支援活動全般の企画・運営や子育てサポーター等の資質向上を担う人材（子育てサポーターリーダー等）を養成する必要がある。

（学校を地域の拠点として社会全体で支援する取組の推進）

- 子どもたちを健やかに育むため、地域全体で学校を支えることができるよう、学校と地域との連携体制を構築し、学習支援活動や登下校の安全確保のための活動等、地域住民による積極的な学校支援の取組を促進することは、学校教育と社会教育の新たな関係を築いていくという意味からも重要な取組である。
- このような取組を行うことにより、学校と地域が子どもたちの健やかな成長のために共通の目的に向かって緊密に連携することは、学校と地域の信頼関係を深めることになる。また、学校を支援する地域住民にとっては、これまで培ってきた知識や経験、学習の成果を生かすことにもつながるものであり、ひいては地域社会全体の教育力を向上させることが期待できる。
- 先行事例では、この取組がうまく機能するためには、地域住民が学校支援活動に参加することについての教職員の理解と校長のリーダーシップの発揮、学校支援のボランティアとなる人材や学校と地域住民のニーズの調整を行う人材の確保、地域住民の活動経費の確保、また、これらが円滑に進むための教育委員会における学校教育担当部局と社会教育担当部局の連携等が特に重要であると指摘されている。したがって、今後、国や地方公共団体においては、これらの指摘を踏まえつつ、地域社会全体で学校を支援する取組を推進する必要がある。
- また、地域における学校という場を核とした取組として、平成19年度から全国の小学校区で実施されている「放課後子どもプラン」は、学校教育外において子どもたちの学習・多様な体験の機会を地域ぐるみで提供する仕組みをつくる観点からも重要である。具体的な取組の在り方は各地域の実情に応じた創意工夫が期待されるが、このような取組に地域の人材が幅広く参加すれば、地域社会全体の教育力の向上も期待できる。なお、子どもの安全な居場所を確保することは同時に保護者等が安心して働く環境づくりにもつながり、結果としてワーク・ライフ・バランスの確保にも資するものである。

（学校・家庭・地域を結ぶPTA活動の充実）

- PTAは保護者と教員がお互いを高めあい、子どもたちの健全な育成を支援する団体であり、学校行事の支援や登下校時の安全対策等、地域の行事、親子が参加してふれあう活動、保護者に対する子育て教室等様々な活動を各地域の実情に応じて実施しており、前述の子どもの放課後の居場所づくりへの協力や早寝早起き朝ごはん運動の推進等、学校・家庭・地域を結ぶ要として重要な役割を担っている。
- 近年、一部の地域では、共働きや勤務形態の多様化等によりPTA活動に参加したくとも参加できない保護者がある一方で様々な価値観からPTA離れが進んでいるとの指摘もあり、活動が停滞しているPTAもあると考えられる。保護者にとって、PTA活動は、地域の社会活動への参加の端緒となるものであることから、学校・家庭・地域の連携・協力を進める上で重要であり、各地域におけるPTAの活動状況等に関する実態の把握及び活動の充実が求められる。

（地域の教育力向上のための社会教育施設の活用）

- 民間事業者等も含めた多様な学習機会が提供されるようになっているが、社会教育施設は、行政が地域住民のニーズを把握し、主導的に学習機会を企画し、自ら提供することができる地域の学習拠点である。これらの社会教育施設において、地域が抱える様々な教育課題への対応、社会の要請が高い分野の学習や家庭教育支援等、地域における学習拠点・活動拠点としての取組を推進することが必要

である。

- 具体的には、例えば公民館においては、高齢者を交えた三世代交流等の実施や、各地域において受け継がれている子どもの遊び文化の伝承等を通じて、世代を超えた交流の場として活性化を図ることが必要である。また、地域が抱える課題への対応として、大学・高等専門学校・高等学校との連携講座等、学校と連携した教育活動の実施、高齢者、障害者、外国人等地域において支援を必要としている者への対応、裁判員制度、地域防犯、消費者教育等の社会の要請が高いと考えられる事柄についての学習機会の提供が望まれる。
- 図書館においては、レファレンスサービスの充実と利用の促進を図ることはもとより、地域の課題解決に向けた取組に必要な資料や情報を提供し、住民が日常生活を送る上での問題解決に必要な資料や情報を提供するなど、地域や住民の課題解決を支援する機能の充実を図ることが求められる。特に近年、ホームページを開設し、横断検索システムの活用等コンテンツの充実を図っている図書館が増加傾向にあり、今後、さらなる充実を図ることによって、多様な情報源への入り口としての「地域のポータルサイト」を目指すことも重要である。また、子どもの読書活動や学習活動を推進する観点から、学校図書館への支援を積極的に行うことが重要である。
- 博物館においては、各館の特色・目的を明確にした上で、地域の歴史や自然、文化あるいは産業等に関連した博物館活動を地域住民の参画を得ながら積極的に展開したり、地元出身の偉人を顕彰する記念館や地域のシンボルである文化財や自然環境等を活用した博物館等を核として、地域住民が地元に対する誇りや愛着を得られるようなまちづくりを実施すること等が望まれる。また、博物館資料を活用した学校教育の支援を積極的に行うことが重要である。

（大学等の高等教育機関と地域の連携）

- 各大学や高等専門学校、専修学校が地域における社会貢献としてそれぞれの特色を活かして行う公開講座等の地域振興に貢献する取組を促すことも、地域社会の教育力向上を図る上で効果的である。その際、各大学等の教育研究の連携を図り、地域において活躍する人材の育成等、大学等の地域貢献機能の強化・拡大等を国又は地方公共団体が支援することも重要となってくる。行政が積極的に関わって、大学等と社会教育施設、関係団体等のネットワーク化を推進することも大切である。また、その際には、大学・地域社会・産業界等の連携を図り、その教育研究の成果等を地域に還元することを目的とする大学コンソーシアムの活用等も考えられる。
- また、地域社会において若者に多様な体験の機会を提供し、社会の変化等に対応した実践的な学習機会の充実を図るため、地域の専修学校の職業教育機能を一層発揮することができるよう、例えば、高等学校等と連携を行うなどして、子どもたちの職業体験等の機会の確保を図ることや、専修学校と地域の中小企業等とが連携を図ることにより、地域において必要とする職業人材を育成すること等についてその支援方策を充実することが重要である。

第2部 施策を推進するに当たっての行政の在り方

2. 今後の行政等の在り方—生涯学習振興行政・社会教育行政の再構築

- 今後より積極的な生涯学習振興行政・社会教育行政を展開していくに当たっては、行政の関係者がそれぞれの果たすべき役割を明確に認識し、効果的に連携を図った上で施策を推進することが可能となるよう行政の在り方についても検討する必要がある。
- 特に、専門的職員や予算の減少等、社会教育行政の基盤が弱体化してきている現状等を踏まえ、さらに、今後必要とされる第1部4. に述べた具体的な施策や教育基本法の改正の趣旨を踏まえた施策

を講じるに当たって、国、都道府県、市町村のそれぞれの果たすべき任務の内容や施策を推進する拠点となる社会教育施設等の在り方、関係機関の連携を促進するための制度等、行政の在り方について検討する必要がある。

(1) 国、都道府県及び市町村の任務の在り方等

(国、都道府県及び市町村の任務)

- 今後、目指すべき施策を実施する上で、国や地方公共団体等の新たな任務や制度上より明確に位置付けるべき任務等について検討を行うことが求められる。
- 生涯学習振興行政を推進するに当たり、社会教育行政はその中核的な役割を担うものである。このことを前提に、また、改正教育基本法第3条の「生涯学習の理念」が新設されたこと等を踏まえれば、社会教育法第3条に規定されている国及び地方公共団体の任務について、国民一人一人がその生涯にわたって行う学習を幅広く支援することや、個人の学習機会を充実することのみならずその成果を生かし得る環境を醸成することを、社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。
- また、教育行政においてこれまで以上に関係者の連携・協力が必要となっている実態を踏まえ、さらに改正教育基本法第13条において、子どもの健全育成をはじめとする教育の目的を実現する上で大きな役割を担っている学校・家庭・地域住民等が、相互に連携・協力を努めることについて新たに規定されたことを考慮し、三者の連携について社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。

これら三者の連携促進にあつては、当然のことながら、社会教育のみに大きな比重がかかるものではないが、社会教育は内容や手段等に広がりがあり、弾力的な手法によりこれら三者の連携に当たって積極的な役割を果たすことが期待されるものである。このため、このことを明確にすることは、社会教育行政のより積極的な展開を推進する上で意義深いものである。

- 家庭教育支援については、家庭の教育力の低下が指摘されている中で、情報や学習の機会の提供の重要性が高まっており、家庭教育支援をより充実させることが求められている。このことから、家庭教育支援を社会教育行政の重要な任務としてより明確にすることは重要である。また、改正教育基本法第10条第2項に、国及び地方公共団体による家庭教育の支援の手段として保護者に対する学習の機会の提供とともに情報の提供が規定されていることから、家庭教育に関する情報の提供を社会教育行政の任務として明確に位置付け、市町村による取組の推進を図ることが必要である。
- 各個人の学習の成果が社会において実際に活用され、社会教育やそれを通じた学習の意義を実感できるような環境を整備することは生涯学習の理念の実現の上で重要である。また、地域の教育力の向上のために、学校・家庭・地域が協力した地域ぐるみの教育活動等の重要性は高まっており、社会教育が積極的に地域における子どもたちの健全育成等を支援することが求められているのは前述のとおりである。したがって、学校を支援する活動等の地域における教育活動等、地域住民が学習の成果を生かして活動する機会の提供を社会教育行政の任務として明確に位置付けることは、このような取組を推進する上で必要である。特に、これまでも学社融合等の重要性については指摘されてきたものの、学校の支援等については、学校教育行政との関係で社会教育行政の役割が必ずしも明確にされてこなかったが、社会教育行政が積極的に担う役割があることを明確にすることは、地域における取組を制度的に後押しする上で意義があるものであり、今後、社会教育行政の新たな積極的な展開を図っていく上で極めて重要である。
- このほか、教育委員会の事務の見直しについては、改正教育基本法第12条に、国及び地方公共団体

による社会教育の振興の手段として「情報の提供」が追加されたことを踏まえ、教育委員会の事務に社会教育に係る情報の収集、整理及び提供に関する事項を社会教育行政の任務として明確に位置付けることが必要である。

さらに、情報化社会の進展に伴い、情報リテラシーに関する学習、情報格差（デジタルデバイド）への対応、有害情報対策等が必要となっている状況に対応し、教育委員会の事務の見直しを行う際には、情報の活用に関する学習の機会を提供するための講座の開設等の事務を社会教育行政の任務として明確に位置付けることが求められる。これにより、情報リテラシーの向上、情報格差の解消や社会の有害環境から子どもたちを守るための有害情報対策の充実を図ること等、社会の要請に応じた施策が講じられることが期待される。

（生涯学習振興行政・社会教育行政の実態把握の在り方等）

- 生涯学習の理念の下、より積極的に行政を展開していくためには、生涯学習振興行政・社会教育行政に係る関連施策の基礎データの的確な整備を行うことは極めて重要と考えられる。したがって、社会教育調査等の関連統計調査について、都道府県・市町村の教育委員会だけでなく首長部局の協力も得ながら、生涯学習・社会教育の全体像を把握し、施策に関係する基礎データを整備する観点から改善・充実を図ることが必要である。
- また、生涯学習振興行政・社会教育行政において、その在り方について、自らその実施状況に対する評価を行い、その評価結果に基づき課題等を把握し、その改善を図ることは重要であり、計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「PDCAサイクル」）の視点を持つことが重要である。

（2）社会教育を推進する地域の拠点施設の在り方

- より積極的に取り組むことが望まれるこれらの新たな任務も含め、生涯学習振興行政・社会教育行政が今後、国民一人一人の学習活動を支援するための施策や地域社会の教育力を向上するための施策を推進するに当たっては、地域における様々な施設を地域の資源として活用することが望まれる。その中でも特に、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設は、地域の社会教育の拠点として、積極的に活用される必要がある。
- 家庭・地域の教育力の低下についての指摘や社会の要請に応じた学習機会の提供等へのニーズの高まり等を背景に、例えば、地域における課題等に関する学習活動としての場や子どもたちの学校外の居場所、自主的な学習の場、家庭教育支援の場等として、公民館、図書館、博物館、青少年教育施設、女性教育施設等の社会教育施設は、社会教育を推進する拠点施設として、その機能を充実させることが求められる。また、改正教育基本法第12条においても、国及び地方公共団体は、公民館、図書館、博物館その他の社会教育施設の設置等によって社会教育の振興に努めなければならないと改めて規定されたところである。

これらの社会教育施設が、これまで社会教育行政の推進において果たしてきた役割を引き続き果たしていくことは当然であるが、社会の変化に対応し、各個人や社会全体の新たなニーズに積極的に応えていくことが求められている。

- 例えば、公民館においては、各地域の実情やニーズに応じて、民間等では提供されにくい分野の講座開設や子育ての拠点となる活動を積極的に行うなど、「社会の要請」に応じた学習活動の機会の量的・質的な充実を努め、その成果を地域の教育力の向上に生かすことが求められる。また、関係機関・団体と連携・協力しつつ、地域の課題解決に向けた支援を行い、地域における「公共」を形成するための拠点となることが求められる。

- また、図書館についても、国民が生涯にわたって自主的な学習を行う上で、その果たすべき役割は極めて大きい。図書館が従来より担ってきた役割、すなわち、住民の身近にあって、図書やその他の資料を収集、整理、保存し、その提供を通じて住民の個人的な学習を支援するという役割に加え、特に近年は、地域が抱える課題の解決や医療・健康、福祉、法務等に関する情報や地域資料等、地域の実情に応じた情報提供サービスを行うことも求められている。図書館は、社会教育施設の中でも利用度が高く、いわば地域の「知の拠点」であり、その質量両面における充実が図られるべきであり、特に図書館未設置の市町村にあっては、住民のニーズを踏まえ、今後速やかに図書館の整備に向けた取組に着手することを期待したい。改正教育基本法はもちろん、旧教育基本法にあっては、地方公共団体は図書館等の設置により教育の目的の実現に努めなければならないとされていたことを想起すべきである。
- 同様に、博物館は、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料の収集・保管、調査研究、展示、教育普及活動等を通して、社会に対し様々な学習サービスを提供してきており、人々がその興味関心やニーズに応じて学習を行っていく上で、その果たす役割は大きい。

特に近年、地域文化や生涯学習・社会教育の中核的拠点としての機能や子どもたちに参加・体験型の学習を提供する機能等を高めていくこと、さらに地域におけるボランティアや社会教育団体の協力を得た地域ぐるみの博物館活動の取組が期待されている。このため、自己点検・評価の結果や地域住民等の意見を踏まえた展示や解説、鑑賞環境の不断の改善・充実に努めるとともに、インタープリター（解説員）やサイエンスコミュニケーター等の、一般的には難解な印象を持たれがちな現代芸術や科学技術等の分野の専門的な展示内容をわかりやすく伝える人材を養成・活用する等の取組が求められる。

また、学芸員等の交流を含む設置主体を超えた広域的な地域連携や、例えば自然史博物館と動物園等の館種を超えたネットワークを構築する等、多様な博物館同士が協力することによって、新たな可能性を追求していくことも重要である。
- また、図書館や博物館が家庭教育の支援のための活動を一層充実させるために、家庭教育の向上に資する活動を行う者を図書館協議会や博物館協議会の委員にできるよう法令上明確に定めることが考えられる。
- さらに、少年自然の家や青年の家をはじめとする青少年教育施設は、これまでも青少年を対象に、体験活動を中心とする様々な教育プログラムの実施や、青少年が行う自主的な活動の支援などを実施し、青少年の健全育成に大きな役割を果たしてきたところである。昨今、青少年の社会的自立の遅れ等の問題が指摘される中、青少年が自立への意欲を持ち行動する上で必要な資質・能力の多くは、自然体験を通じて育成されることがこれまでの知見により明らかになっており、青少年教育施設の果たす役割の重要性は高まっている。青少年教育施設がこうした要請に応じた対応を行うよう、関係者の連携による積極的な取組が求められる。なお、その際には、国公立の青少年教育施設が一体となって情報の共有を図ったり、青少年教育施設がもつ教育機能や指導者等の有効活用を推進していくことにも努める必要がある。
- また、女性教育施設（男女共同参画センター等を含む。）は、これまでも男女共同参画社会を実現していく上で女性が力をつけるための学習事業のほか、女性の経験等を踏まえた、男性の子育て参加や定年後の地域参加のための事業を実施するなど、女性のみならず男性も利用する生涯学習の拠点としての役割を果たすようになってきている。少子高齢化が進む我が国において、女性が一層社会参加しその力を生かしていくことは、社会を活性化していく上で大いに期待されるところであり、女性教育

施設においては老若男女すべての者による男女共同参画推進のためのさらなる取組が求められる。

- このほか、地域の実情に応じて、学校施設や文化、スポーツ施設、首長部局所管の施設等の積極的な活用を図ることや、高等教育機関や企業所有の施設で専門性の高い学習を提供できる施設との連携等、地域における様々な施設を生涯学習・社会教育の拠点として活用していくことも重要である。
- 地域の教育課題に対応するために、関係者・関係機関で横断的なネットワークを築き、そのネットワークに地域課題に対応した特定の機能を持たせることにより、生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していくに当たっては、社会教育施設等が地域のネットワークの拠点となることが求められる。その際、社会教育施設がコーディネーターの役割を果たし、地域における民間施設等を含む他の施設との積極的な連携を促進していくことが特に求められる。
- なお、これらの社会教育施設が自らの運営状況に対する評価を行い、その評価結果に基づき課題等を把握し、組織的・継続的に施設の運営の改善を図ることにより、その水準の向上を図るよう努めることは重要であり、計画・実践・評価・改善のサイクル（いわゆる「PDCAサイクル」）の着実な実施は、社会教育施設についても求められるものである。また、その情報が地域住民をはじめとする関係者に情報提供されることは、地域における連携を促進するものである。

このことから、公民館、図書館、博物館等の社会教育施設について、それぞれが実施する教育活動等の運営状況に関する自己評価、それに基づいて改善を図る努力義務及び地域住民等の関係者に対し情報提供の努力義務を課すことが求められる。なお、自己評価を行う際は、可能な限り、外部の視点を入れた評価が望まれる。

(3) 生涯学習・社会教育の推進を支える人材の在り方

- 社会の変化に対応するための国民の学習機会の充実を図り、また社会全体の教育力を向上させる取組等を推進するに当たっては、行政の専門的職員がその中核的役割を果たすことが期待されているのは言うまでもない。また、それらの活動の実施に当たっては、地域の様々な人材との連携・協力が不可欠である。
- このような中、行政の職務に従事する専門的職員である社会教育主事、司書、学芸員の在り方について見直すべき点がないか検討することや、社会教育団体等のNPO、地域において様々な学習活動を支援する人材や他の行政分野の職員等も含め、これらの地域の人材全体でどのように国民の学習ニーズを支えていくかが課題となっている。

(社会教育主事等の在り方)

- 社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県及び市町村教育委員会に置かれる社会教育に関する専門的職員であり、都道府県及び市町村の社会教育行政の中核として、地域の社会教育行政の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を援助する役割を果たしてきた。その職務は「社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える」と規定されている。
- 社会教育主事の具体的な役割や機能としては、地域の学習課題やニーズの把握・分析、企画立案やその企画の運営を通じた地域における仕組みづくり、関係者・関係機関との広域的な連絡・調整、当該活動に参画する地域の人材の確保・育成、情報収集・提供、相談・助言等が挙げられるが、社会の状況に対応し、地域住民の増大かつ多様化する学習ニーズに応えるために社会教育が果たすべき役割が増大する中、社会教育主事が果たす役割や重要性も従来に増して大きくなっている。
- 今後、社会教育主事については、地域において関係者が連携して生涯学習・社会教育を推進するに

当たって、社会教育関係者やその実施する活動において関係する地域の人材等の連携のための調整を行い、さらに関係者の具体的な活動を触発していくコーディネーターとして、積極的な役割を果たすことが期待されている。

- 子どもがこれからの社会を生き抜く上で必要となる「生きる力」を身に付けるための学習は学校教育を中心に行われることはもちろんであるが、学校・家庭・地域住民等の連携が求められる中（改正教育基本法第13条）、社会教育としてもそれを支援していくことが、今、求められている。また、社会全体の教育力の向上のために、学校・家庭・地域住民等の連携がこれまで以上に求められている。これまでの学社融合の必要性についての指摘も踏まえつつ、社会教育行政のより踏み込んだ積極的な展開を実現するため、学校・家庭・地域住民等の連携に関する事務について、学校が地域住民等の協力を得て教育活動を行う場合は、社会教育主事が学校長の求めに応じて助言することができることを社会教育主事の職務として明確に位置付けることが有効と考えられる。
- 公民館の館長や主事等の職員については、公民館が地域住民に最も身近な社会教育施設として適切な学習機会を提供するなど能動的、積極的な活動を行うため、一人一人が国際化、情報化、高齢化等に伴う社会的要請及び地域の課題等の調査分析能力や、地域住民のニーズを的確に把握する能力を持つことが期待され、種々の研修機会を利用して専門性のある職員としての資質の向上を図ることが望まれる。

（司書等の在り方）

- 図書館に置かれる専門的職員である司書及び司書補には、図書館等の資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の従来からの業務とともに、地域が抱える課題の解決や行政支援、学校教育支援、ビジネス（地場産業）支援、子どもの学校教育外の自主的な学習の支援等のニーズに対応し、地域住民が図書館を地域の知的資源として活用し、様々な学習活動を行っていくことを支援していくことが求められている。そのため、司書及び司書補が、時代の要請に応じ、住民の学習ニーズに適切に対応できる能力を養うため、その資格取得要件の見直しや資質の向上を図るための研修の充実等が必要との指摘がなされている。
- このため、具体的な方策の一つとしては、司書の資格要件として大学において履修すべき図書館に関する科目について法令上明確に定めること等が考えられる。なお、司書等が現代的課題に対応し、より実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、司書講習及び大学における司書養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しについては、今後引き続き検討する必要がある。
- さらに、司書補の資格要件については、幅広く多様な人材を育成する上で、その資格要件を緩和することが適当であるとの指摘がなされているところである。この観点から現行制度を見直す場合に、同様の資格試験において受験資格として高等学校卒業程度認定試験の合格者を対象としていない例は少ないことから、司書補について高等学校卒業程度認定試験の合格者等、大学に入学することのできる者を対象とすることが適当である。
- このほか、多様化、高度化する人々の学習ニーズや地域における課題に対応し、専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るために、司書及び司書補の研修の充実は重要である。このため、国、都道府県、図書館関係団体等でそれぞれ実施されている研修の有機的連携を図り、体系的・計画的に研修体制の整備を図っていくことが必要であり、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が司書及び司書補の研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。
- また、図書館も自らの事業として、司書研修や研究会の実施に努めるとともに、図書館等における

学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や図書館に関する人材の養成及び研修等を積極的に行うことも重要である。

(学芸員等の在り方)

- 博物館に置かれる専門的職員である学芸員は、資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っており、今後、博物館が人々の知的関心に応える地域文化の中核的拠点として、人々の生涯学習の支援を含め博物館に期待されている諸機能を強化していく観点から、学芸員及び学芸員補の資質の向上が重要であり、その養成及び研修の一層の充実が求められている。
- これに対応する具体的な方策として、多様化、高度化する人々の学習ニーズや現代的課題に対応し、専門的な知識・技能の習得と資質の向上を図るため、学芸員及び学芸員補の研修について、その重要性についてより明確にするため、任命権者のほか、文部科学大臣及び都道府県が研修を行うよう努める旨の規定を新たに法令上設けることが考えられる。
- また、博物館も自らの事業として、学芸員研修や研究会等の実施に努めるとともに、博物館等における学習成果を活用したボランティア活動の機会の確保や博物館実習を行う大学生等、博物館に関する人材の養成及び研修等を積極的に行うことも重要である。
- 学芸員及び学芸員補については、大学等における養成課程等において、専門的な知識・能力に加え、より実践的な能力を身に付けるための教育を行うことが必要である。近年、国際的な博物館間の交流や相互貸借・協力等が進展している状況を踏まえ、学芸員が現代的課題に対応し、国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における養成課程等において履修すべき科目、単位についての具体的な見直しを含め、今後その在り方について検討が必要である。

(社会教育に関する専門的職員について)

- このほか、社会教育主事、司書、学芸員について共通に求められる知識や資質を共通科目を通じて身に付けられるようにするべきではないかとの指摘がある。他方で、これらの専門的職員については、それぞれ勤務する場所も専門性も異なるとの指摘もなされている。また、現在も養成における共通科目として「生涯学習概論」が設けられているが、社会教育主事、司書、学芸員の3つの資格が社会教育に係る専門的な資格として共通する部分も多い。このことにかんがみれば、例えば、大学等で必要な科目を取得していない者が社会教育主事の資格を得るためには、社会教育主事補として3年勤務し、講習を受講する必要があるが、司書や学芸員等の社会教育の専門職としての実務経験を同等のものと評価できるようにし、同様に司書や学芸員の資格を得るための実務経験についても他の社会教育の専門職としての実務経験を評価できるようにすること等が必要と考える。
- また、社会教育主事、司書、学芸員等の社会教育に関する専門的職員について、「社会教育士」や「地域教育士」のような汎用資格を設けることを検討することについて指摘がなされている。これについては、各地域において社会教育に関わる専門的職員が社会教育を推進するに当たり、各専門的職員にはその地域の実情やニーズを広く吸い上げるとともに、それぞれの分野で高度化するニーズ等への対応も求められていること、また、教育サポーター等各地で活用されている人材制度の現状等を踏まえ、社会教育に関わる専門的な人材の在り方全体を今後どのように考えるかということとあわせて検討する必要がある。

(地域の人材・専門的職員との連携等について)

- 各地域における学習ニーズに応え、社会教育を推進するに当たっては、社会教育主事が行政として、

企画立案・事業の運営等を通じた地域における仕組みづくりを行い、当該地域における広域的な調整機能を担うことにより、中核的な役割を担うのは当然であるが、各地域において、関係者・関係機関が連携し、具体的な学習活動の場を提供・実施していくに当たっては、個々の活動を実施するためのコーディネートをする者、実際の学習活動を講師等として支援する者、学習者の需要と供給を結び付けるマッチングのための相談や支援を行う者等、様々な地域の人材との連携・協力が必要である。地域における学習活動の支援や社会全体の教育力の向上を図るためには、行政や社会教育施設の専門的職員のみならず、地域の人材がこれらの専門的職員と連携し、学習活動が円滑に行われるように地域全体で仕組みづくりを行う必要がある。

- 様々な教育課題や地域の課題がある中、地域の学習ニーズの高まりに応えるため、各地域ではそのための人材の確保に苦慮し、また厳しい財政状況を背景に人材育成や研修等のための予算を十分に確保できない状況が見られる。一方、各地域において、多様かつ増大する学習ニーズに応え、継続的にこれらの学習活動を支援する人材を確保し、育成するシステムが求められている。これについては、例えば、各地域において学習ニーズに応じた人材バンクや需給のマッチングを行うセンター等の機能を置くことにより、継続的に人材を確保することが考えられる。これまでも学習支援の人材等に関する広域的な情報提供システム等が構築されてきたところであるが、その一層有効な活用について検討を進める必要がある。また、各地域において、学校教育支援、家庭教育支援、子どもたちの体験活動の支援等に関わる地域の人材の総合的な把握に努め、その活用のための仕組みを確立する必要がある。その際、これらの人材バンク等が地域全体に広く周知されたものとなることが重要であり、登録者の活動の場が十分確保されるなど、身近な地域の人材が継続的に生かされる仕組みとすることが重要である。また、地域におけるボランティアセンターとの連携も重要である。

人材の確保や育成については、その時々々の事情に合わせて対応するだけでなく、より中長期的な視点に立った地域の人材確保・育成のための仕組みを築くことが急務であり、そのためにこれまで実施されてきた国や地方公共団体の様々な事業の成果等の蓄積を活用することが有効であると考えられる。

(4) NPO、民間事業者等と行政の連携の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政においては、様々な学習機会の提供や学習活動の実施等において、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体の果たす役割が大きく、地域の実態等に応じて行政が民間団体等との積極的な連携を進めることが大切である。
- 民間団体との連携については、国及び地方公共団体によって実施されている様々な施策を講じることにより、各地域における連携・ネットワークが築かれ、その過程においても深まっていくものと考えられるが、そのような地域における民間団体との連携の蓄積を行政として目的意識を持って計画的に行っていくことが重要である。また、その際に、NPO、中間支援組織及び民間事業者等の民間団体に関する情報収集や活動内容に関するデータベースの整備等が有効である。
- このような民間団体との連携に当たっての行政の役割は、それらの自主的な「民」による活動を側面から支援しつつ連携し、持続可能な活力を生み出していくことであると考えられる。その際の支援としては、例えば、国においては、サービスの受け手に対し、それらのサービスに対する一定の質や信頼が得られるよう基準づくりを行うことにより、民間団体が活動しやすくなるような環境づくりを行うことや、自らも情報収集に努め、広く国民に情報提供を行うとともに、民間団体による情報提供が積極的に行われるような方策を講じること、さらには施策を講じる際に様々な行政機関と民間団体

との連携が促進されるようコーディネーターとしての機能を果たすこと等が考えられる。また、これらの行政としての役割は、都道府県や市町村においてもその実情に応じて期待されるものである。

- また、このような民間団体と行政の連携については、NPOや民間事業者等の自主的な活動によるものでもあり、今後連携が進んだ際には、地域による格差が生じていくことも考えられる。一般的には、民間事業者等が多く存在する都市部では活発な連携が促進されることが可能であるが、そもそもこれらの民間事業者等が少ない地方においては、地域住民等のニーズに十分に対応することが困難な場合も多い。このことから、行政の役割として、国においては国民の教育の機会を確保する観点からも、地域に配慮した方策についても今後検討していく必要がある。
- なお、民間団体も含めた地域における教育力を向上させるための様々な取組においてその財政基盤の強化の必要性に対する指摘等もあるが、これについては例えば各地域において地域の教育力向上のための基金等を創設し、地域における企業等も財政的に貢献できるような仕組みをつくること等が考えられるとの指摘もある。このような仕組みは、同時に地域の関係者の意識改革にもつながり、持続可能な仕組みを構築するものと考えられる。
- このようなNPO、民間事業者等と行政との連携を推進するための具体的な仕組みづくりは重要であり、例えば行政とこれらのNPO、民間事業者等との協議会を設けることや、既に取組がなされている様々な事業等において同様の場がある場合にはその活用を図るなど、各地域において連携が円滑に進むよう工夫がなされることが必要である。

(5) 地方公共団体における体制について－教育委員会と首長との関係等

- 地方公共団体において生涯学習振興行政・社会教育行政を推進していく上で、地方公共団体の任務の内容や役割等を明確にすることとともに、それらを推進するに当たって、地方公共団体における教育委員会と首長との関係を明確にし、それぞれがその役割を果たし積極的に連携を図っていくことが必要である。
- 地方公共団体の長と教育委員会の関係については、平成17年の中央教育審議会答申（「新しい時代の義務教育を創造する」）において、「今後、地域づくりの総合的な推進をはじめ、他の行政分野との連携の必要性、さらには政治的中立性の確保の必要性等を勘案しつつ、首長と教育委員会との権限分担をできるだけ弾力化していくことが適当である。」との基本的な考え方が示されている。

その上で、「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く）、スポーツ、生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものを除く）は、地方自治体の判断により首長が担当することを選擇できるようにすることが適当である。」と提言されている。
- また、平成19年の中央教育審議会答申（「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる教育制度の改正について」）においても、教育委員会制度については、「教育における政治的中立性や継続性・安全性の確保、地方における行政執行の多元化等の観点から、全ての地方自治体に設置するなどの現在の基本的な枠組みを維持することが必要である。その上で、地方分権の理念を尊重しつつ、教育委員会の役割の明確化を図るとともに、その機能・体制を充実し、それぞれの地域の実情に合わせた弾力的な運用が可能となるよう制度改革を図ることが適当である。」という基本的な考え方が述べられており、その上で、具体的には「教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く。）、スポーツ（学校における体育を除く。）に関する事務は、地方公共団体の判断により、首長が担当できるものとする」と提言されている。
- このようにこれまでの本審議会の答申においては、生涯学習支援に係る行政については、首長が行

うことを可能としつつも、社会教育に関する事務は教育委員会が担当することが適切であることが示されている。

- 生涯学習振興行政の固有の領域が、生涯学習の理念を実現させるため、社会教育行政や学校教育行政等の個別に実施される教育に係る施策や、その他首長において実施される生涯学習に資する施策等について、その全体を総合的に調和・統合させるための行政であることにかんがみ、生涯学習振興行政は、その中核を担う学校教育や社会教育行政を担う教育委員会と、学校教育・社会教育以外で生涯学習に資する施策等を担う首長とが、それぞれの役割や機能が確保されることを前提に連携して進められるべきものである。その際、教育委員会及び首長が第1部3. で述べた目標の共有化を図っていくことも必要である。
- 前述の「生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものを除く）」については地方自治体の判断により首長が担当している例もある。しかしながら、社会教育に関する事務については、これまでの本審議会の答申等で指摘されている教育における政治的中立性や継続性・安定性の確保等の必要性のほか、前述のとおり学校、家庭、地域住民等の連携の重要性が高まっている中、学校教育と社会教育とがより密接に連携していくことが不可欠となっていることにかんがみると、教育委員会が所管することが適当であると考えられる。また、地方公共団体の長と教育委員会の関係については、教育委員会の自主性と職務権限の独立性を侵害しない限度において地方公共団体の事務の能率的処理等を促進する補助執行等の仕組みが既に存在しており、弾力的な事務の執行を行うことは可能となっている。
- なお、社会教育施設の所管に関しては、地方公共団体の長へ改めてもよいとする指摘がある一方で、社会教育施設は多様で自主的な教育活動を助長することを目的とするものであり、政治的中立性の確保等の観点から教育委員会の所管が望ましいという指摘もある。社会教育施設の管理及び整備に関する事務については、これらを踏まえ、学校施設の管理及び整備に関する事務について地方教育行政の組織及び運営に関する法律の特例が構造改革特別区域で認められたこと等を考慮して検討する必要がある。
- このほか、生涯学習振興行政と社会教育行政との関係に関連して、地方公共団体の組織等についていずれを組織の名称とすべきか分かりにくいなどの声も聞かれるが、これについては、それぞれの地方公共団体が、第2部1.(2)に述べた概念整理に基づき、生涯学習振興行政における各施策の総合調整機能等を強調してその組織の名称とするか、あるいは社会教育行政が生涯学習振興行政の中核を占めることから、社会教育を組織の名称とするかなど、各地方公共団体の実情に応じて決定されるべきものである。

（地域の実情に応じた手続きの弾力化）

- 地方公共団体が社会教育関係団体に対して補助金を交付する際に、社会教育法第13条は、社会教育委員の会議の意見を聴くことが必要であるとしている。この手続きについては、同条が補助金の配分と使途に慎重を期する目的をもって設けられた規定であることを考慮する必要があるが、その趣旨を十分に確保することが可能である場合は、社会教育委員の会議への意見聴取を原則としつつも、各地方公共団体の多様な実態を踏まえた弾力的な対応が可能となるような措置を構ることが適当である。

（6）国の教育行政の在り方

- 生涯学習振興行政・社会教育行政における国の役割は、各地方公共団体における多様な実情を可能

な限り踏まえつつ、全国的な観点から今後の方策について基本的な方針等を策定し、地方公共団体における施策の参考となるよう努めること、各地方公共団体における取組に係る情報収集及びその提供、様々な生涯学習及び社会教育のための機会の整備充実やこれらを推進するための制度の改善等を図ること等が考えられる。

- 本答申で提言するこれからの生涯学習振興行政・社会教育行政の効果的な推進に当たっては、関係者・関係機関の連携を図り、そのためのネットワークを構築する視点が重要である。現在、国及び地方公共団体で実施されている事業等においてもこのような視点が重視されており、様々な関係者が連携し、各教育課題や行政課題へ対応するための地域における機能・仕組みづくりが行われている。
- このような国の事業の実施等を通じた地方公共団体におけるいわば「面」としての、各機能に応じた仕組みづくりに対応して、国の教育行政においてもこれまでの縦割りの個別の分野や施設等を対象としてではなく、横断的な「機能」に対応して柔軟に連携を支援していくための仕組みを今後検討していく必要がある。例えば、社会教育行政と学校教育行政が連携を効率的・効果的に行うために様々な横断的な課題に対応し、支援していくことが、これまで以上に両者の連携を促進していくことになると考えられ、各地域における機能に応じた「面」としての連携を国においても総合的に支援していく視点が求められる。
- 今後政府で策定される教育振興基本計画等も踏まえ、各地方公共団体における取組を支援すべく、国において本答申を受けた具体的な取組が推進される必要がある。

29 教育振興基本計画（抄）

[平成 25 年 6 月 14 日 閣議決定]

第 2 部 今後 5 年間に実施すべき教育上の方策 ～四つの基本的方向性に基づく、8 の成果目標と 30 の基本施策～

（基本的な考え方）

- 国が行う教育政策の意義・狙いを国民一般、関係者等に分かりやすく伝え、共有するとともに、政策を効果的かつ着実に実施するためには、目標を明確に設定し、成果を客観的に検証し、そこで明らかになった課題等をフィードバックし、新たな取組に反映させる検証改善サイクル（PDCA サイクル）の実践が重要である。
- この点を踏まえ、本計画においては、第 1 部に示した四つの基本的方向性の実現に向けて、平成 25 年度から平成 29 年度までの 5 年間における、①成果目標、②成果指標、③その目標を達成するために必要な具体的施策を示すこととする。
- なお、本計画に掲げる成果目標等は、教育の実施の多くを民間や地方公共団体が自律的に担うものであることに留意し、国全体において目指すべき水準、国自身が行う施策を整理したものである。各実情に即した具体的な教育の在り方、目標については、国全体の方向性も参考にしつつ、各関係者が自主的に設定することが望ましく、そのような自発的取組を国として促すこととする。

（注 1 : 成果目標の考え方）

- 成果目標は、政策の事業の量ではなく、教育政策の受益者（学習者、社会全体）に対していかなる成果（アウトカム）を目指すかといった観点に基づく目標である。
- その内容として、最終的には、経済指標の向上など社会全体への波及効果を目指すべきであるが、これらの効果の発現に当たっては長期間を要し教育政策以外の様々な要因が介在するため、教育政策との因果関係の立証は必ずしも容易ではない。このため、本計画では、社会全体への波及効果を目指しつつ「どのような知識・能力が身に付くことを目指すのか」、あるいは「どの程度教育を受ける機会を確保するのか」といったような教育政策による寄与が比較的大きいと考えられる成果目標を設定。
- また、教育政策のアウトカムによる目標設定が困難である場合には、例えば、全国的な取組数の増加など教育政策の実施により直接的に発現する結果（アウトプット）に係る目標を設定。

（注 2: 成果指標の考え方）

- 成果指標は、成果目標の内容を補足するとともに目標達成度を直接的又は間接的に測定するための指標として、本計画においては、特に重要と考える指標を例示。その際、客観性の確保のためには数値による指標設定が望ましいが、数値化が困難である指標については経年において増減を把握できる内容とする。
- また、達成度の評価に当たっては、本計画に記載しなかった様々な指標の活用や新たな指標の開発、様々な事例の収集等も考慮することが重要。

(注 3:基本施策の考え方)

- 施策は、本計画に定める成果目標の達成に向けて、5年間に於いて実施する取組（インプット）であり、いつどのように行うのかといった工程（インプット目標）を極力明記。

4. ^{きずな}絆づくりと活力あるコミュニティの形成

成果目標 8（互助・共助による活力あるコミュニティの形成）

個々人の多様な学習活動の実施や参画を通じ、家庭や地域のネットワークを広げ、互助・共助による活力あるコミュニティを形成する。

特に、学校や社会教育施設等を地域の振興・再生に貢献するコミュニティの中核として位置付け、多様なネットワークや協働体制を整備し、個々人の地域社会への自律的な参画を拡大する。

【成果指標】

<初等中等教育・生涯学習関係>

- ①全ての学校区において、学校支援地域本部など学校と地域が組織的に連携・協働する体制を構築
- ②コミュニティ・スクールを全公立小・中学校の1割に拡大
- ③住民等の地域社会への参画度合いの向上
 - ・地域の行事に参加している児童生徒の割合の増加
 - ・地域の学習や活動に参画する高齢者数の割合の増加
 - ・社会教育施設におけるボランティア登録者数の増加
 - ・学校支援・放課後等の活動に参画した地域住民等の数の増加
- ④全ての学校、社会教育施設で運営状況の評価や情報提供を実施
- ⑤全ての市区町村に総合型地域スポーツクラブを設置
- ⑥家庭教育支援の充実
 - ・全ての小学校区で家庭教育に関する学習機会の確保や家庭教育支援チームによる相談対応などの家庭教育支援を実施(家庭教育支援チーム数の増加)
 - ・家庭でのコミュニケーションの状況や子どもの基本的生活習慣の改善

<高等教育・生涯学習関係>

- ①大学における地域企業や官公庁と連携した教育プログラムの実施数の増加
- ②地域の企業等（同一県内企業又は地方公共団体）との共同研究数の増加
- ③地域課題解決のための教育プログラム（短期プログラム、履修証明等）の増加
- ④震災ボランティアを含めた地域における学生ボランティアに対する大学等の支援状況の向上
- ⑤地域に向けた公開講座数や大学開放（体育館、図書館等）の状況の向上

< 5 年間における具体的方策 >

基本施策 20 きずな 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備推進

【基本的考え方】

- 活力あるコミュニティが人々の学習を支え、生き抜く力をともに培い、人々の学習がコミュニティを形成・活性化させるという好循環の確立に向けて、地域の教育資源を結びつけ、学校や公民館等を拠点とした多様な人々のネットワーク・協働体制を確立する必要がある。
- このため、全ての学校区において、学校と地域が連携・協働する体制が構築されることを目指し、社会全体で学校や子どもたちの活動を支援する取組や地域とともにある学校づくりを推進する。また、学校や公民館等の社会教育施設をはじめとする学びの場を核にした地域コミュニティの形成を目指した取組を推進する。さらに、高等教育機関においても、地域の学びの場としての生涯学習機能の強化を推進する。

【主な取組】

20 - 1 社会全体で子どもたちの学びを支援する取組の推進

- ・ 「学校支援地域本部」、「放課後子ども教室」などの取組を充実させ、保護者はもとより、地域住民の参画により子どもたちの学びを支援するための体制を、平成 29 年度までに全国の小・中学校区に構築する。また、このような取組を地域コミュニティの形成につなげていく活動を支援する。

20 - 2 地域とともにある学校づくりの推進

- ・ 保護者や地域住民の力を学校運営に生かす「地域とともにある学校づくり」により、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みづくりや、質の高い学校教育の実現を図る。このため、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の拡大や実効性ある学校関係者評価の実施の促進、学校裁量権限拡大の促進などの取組を推進する。

あわせて、「地域とともにある学校づくり」に必要な学校マネジメント力の強化を図るため、マネジメント力をもった管理職・教職員の育成と配置、地域連携のためのコーディネート機能や事務機能の強化等を促進する。

- ・ 学校と地域・社会や産業界等とが連携・協働した教育活動の充実が図られるよう、学校が望む支援」と「地域・社会や産業界等が提供できる支援」とのマッチングの促進などの取組を推進する。

20 - 3 学びの場を拠点にした地域コミュニティ形成の推進

- ・ 公民館等の社会教育施設を拠点に、関係部局や関係機関が連携・協働しつつ、地域の課題解決に向けた講座等の学習や地域活動の支援等を地域コミュニティの形成につなげていく取組を推進する。
あわせて、学校施設と社会教育施設等との複合化や余裕教室の活用を促進する。さらに、地域コミュニティ形成の核となる、劇場、音楽堂等が行う活動への支援や、スポーツ基本計画に基づく地域のスポーツクラブの育成に取り組む。

20 - 4 地域における学び直しに向けた学習機能の強化

- ・ 大学等の高等教育機関は、本来、地域における生涯学習の拠点としての機能を有しており、その自主的な判断の下、生涯学習センター等も活用しながら、地域支援人材等を養成する人材認証制度の整備や学び直しの場としての公開講座の充実等、機能強化を促進する。
- ・ また、テレビ・ラジオ放送による授業を実施し、各都道府県に学習センターを設置している等の特性を有する放送大学が、地方公共団体や他大学等と連携した授業科目や公開講演会等の充実を図り、社会人等が学びやすい学習環境を整備することを促進する。

基本施策 21 地域社会の中核となる高等教育機構（COC 構想）の推進

【基本的考え方】

- 知的創造活動の拠点である大学等は、地域の中核的存在（Center of Community）である。これらの高等教育機関が有する様々な資源を活用して、地域が直面している様々な課題解決に取り組むことにより、教育研究機能の向上に資するとともに、地域の活性化にもつながることから、このような活動に対し、一層の支援を行う。

【主な取組】

21 - 1 COC 構想を推進する高等教育機関への支援

- ・ 大学等は、教育研究を行うとともに、これらの成果を基にした公開講座の開催や産学官連携による産業振興、スポーツの推進、防災や環境保全、地域医療・公衆衛生、健康増進、過疎対策など、社会や地域における様々な課題解決に取り組んでおり、地域の再生・活性化に貢献している。

今後、地域の実情に応じて、学部学科や専門分野の枠を越えて、地域の高等教育機関が全学的に連携し、様々な資源を活用しながら地域を志向した教育・研究・社会貢献活動を行うことを支援することで、解決困難な地域の諸課題に対して、学生が課題解決に参画したりするなど、地域との相互交流を促進し、地域から信頼される地域コミュニティの中核的存在（COC, Center of Community）としての機能強化を図る。

基本施策 22 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

【基本的考え方】

- 保護者は子の教育に第一義的責任を有しており、家庭教育は、基本的な生活習慣の取得、自立心の育成、心身の調和のとれた発達などに大きな役割を担うものである。しかし、現代の社会は、家庭環境の多様化や地域社会の変化により、家庭教育が困難な社会となっている。このような状況を踏まえ、家庭教育の自主性を尊重しつつも、基本施策 20 に掲げた取組とあいまって地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中で家庭教育がおこなわれるよう、親子の育ちを応援する学習機会を充実するとともに、コミュニティの協働による家庭教育支援を強化する。
- また、多様化する家庭が抱える様々な課題に対応した家庭教育支援の充実が図られるよう、課題を抱える家庭への学校及び福祉等と連携した支援の仕組みづくりを推進する。

【主な取組】

22 - 1 コミュニティの協働による家庭教育支援の推進

- ・ 家庭教育の担い手である親の学びを応援するため、子育て経験者などの地域人材を生かし、小学校等の地域の身近な場において、親が交流・相談できる拠点機能を整備するなど、家庭教育支援体制の強化に向けた取組を促進する。

また、親の学びの充実に向けて、子どもの発達段階に応じた体験学習プログラムの開発・普及を促進する。

さらに、公民館、図書館等の社会教育施設における学習機会の提供のみならず、PTA 等とも連携し、親とつながりやすい学校という場や、子育て広場、職場等の多様な場を活用した学習機会の拡大に向けて取組手法の普及等を行う。

加えて、乳幼児との触れ合いを含む将来親になる中高生の子育て理解学習を推進する。

- ・ 家庭教育支援に係る地域人材の養成を進めるとともに、その人材を中心として、保健師等の専門的人材が連携するなど、きめ細かな活動を行う「家庭教育支援チーム」型の支援を、地域の特性に応じて促進する。

また、教育・福祉関係機関・団体等とのネットワークを構築しつつ、課題を抱える家庭への訪問や相談対応などを生徒指導等と連携して行う仕組みづくりを支援する。

22 - 2 子どもから大人までの生活習慣づくりの推進

- ・ 働く親が子どもや地域との関わりを持つ時間を十分持つことができるよう、企業に対して子どもの生活習慣づくりの重要性についての啓発やワーク・ライフ・バランスの理念を踏まえた具体的な取組等の情報提供を行うとともに、地方公共団体に対して企業との協力を促すことにより、子どもの生活習慣づくりを推進する。また、生活の自己管理が可能になってくる中高生以上の世代向け の普及啓発を実施する。

教育行政の**4**つの基本的方向性
 ⇒ 改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現するため、生涯の各段階を貫く方向性を設定し、成果目標・指標、具体的方策を体系的に整理(次頁参照)。

1. **社会を生き抜く力の養成**
 ～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～
 → 「教育成果の保証」に向けた条件整備
2. **未来への飛躍を実現する人材の養成**
 ～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～
 → 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力、コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成
3. **学びのセーフティネットの構築**
 ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～
 → 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保
4. **絆づくりと活力あるコミュニティの形成**
 ～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～
 → 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

(共通理念)

- ◆ 教育における多様性の尊重
- ◆ 社会全体の「横」の連携・協働
- ◆ ライフステージに応じた「縦」の接続
- ◆ 現場の活性化に向けた「国・地方」の連携・協働

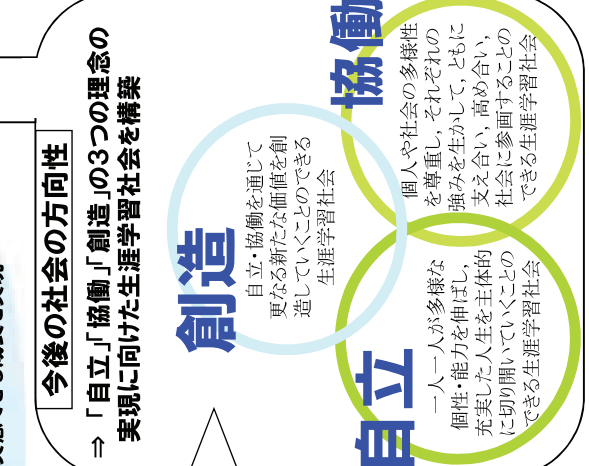
(教育投資の在り方)

- ◆ 現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
 - ・ 協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
 - ・ 家計における教育費負担の軽減
 - ・ 安全・安心な教育研究環境の構築(学校施設の耐震化など)
- ◆ 教育の再生は最優先の政策課題の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、第2期計画期間内においては、第2部において掲げている成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要。

(危機回避シナリオ)

- 個人々の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善(若者・女性・高齢者・障害者などを含め、生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長)
- 社会全体の生産性向上(グローバル化に対応したイノベーションなど)
- 一人一人の絆の確保(社会関係資本の形成)

⇒ 一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現



今後の社会の方向性

⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

【震災の教訓(危機打開に向けた手がかり)】

- 諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
- イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
- 安心して必要なる力を身に付けられる環境
- 人々や地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

【第1期計画の評価】

- 第1期計画で掲げた「10年を置いて目指すべき教育の姿」の達成はほぼ達成上。
- ・ 様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識、社会性等の育成など依然として課題が存在。一方、コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。
- 背景には、「個人々の多様な強みを引き出すという視点」「学校段階間や学校・社会生活間の接続」「十分なPDCAサイクル」の不足など

我が国を取り巻く危機的状况

相互に連関

東日本大震災により一層の顕在化・加速化

<p>○ 少子化・高齢化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生産年齢人口の減少(2060年には、我が国の人口は2010年比約3割削減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。) ・ 経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大 <p>→ 社会全体の活力低下</p>	<p>○ 地域社会、家族の変容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下 ・ 価値観・ライフスタイルの多様化 <p>→ 個人々の孤立化、規範意識の低下</p>
<p>○ グローバル化の進展</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人・モノ・金・情報等の流動化 ・ 「知識基盤社会」の本格的到来 ・ 新興国の台頭等による国際競争の激化 ・ 生産拠点を海外移転による産業空洞化 <p>→ 我が国の国際的な存在感の低下</p>	<p>○ 格差の再生産・固定化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済格差の進行→教育格差→教育格差の再生産・固定化(同一世代内、世代間) <p>→ 一人一人の意欲減退、社会の不安定化</p>
<p>○ 雇用環境の変容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 終身雇用・年功序列等の変容 ・ 企業内教育による人材育成機能の低下 <p>→ 失業率、非正規雇用の増加</p>	<p>○ 地球規模の課題への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのよ様な物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

一方で...

【我が国の様々な強み】

- 多様な文化・芸術や優れた感性
- 科学的技術、ものづくりの基盤技術
- 規範性・協調性、思いやり的心
- 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
- 個人の絆

第2期教育振興基本計画 第2部 各論 概要 ～4のビジョン、8のミッション、30のアクション～
 (基本指針) (成果目標) (基本的方向性)

1 社会を生き抜く力の養成

- 1 **生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）**
 ⇒ 生涯にわたる学習の基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。
 ★国際的な学力調査でトップレベルに
 ★いじめ、不登校、高校中退者の状況改善 など
 ◆新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
 ◆ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進
 ◆各地域の実情を踏まえた土曜日の活用促進
 ◆高校段階での到達度テスト導入など高校教育の改善・充実
 ◆道徳教育の推進（心のノート）の充実・配布、道徳の教科化の検討
 ◆いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
 ◆教員の資質能力向上（養成・採用・研修の一体的な改革）
 ◆全国学力・学習状況調査（全数調査の継続実施）
 ◆子どもたちの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築に向けた、学制の在り方を含めた検討 など

4 **社会的・職業的自立に向けた力の育成**

- ★進路への意識向上や雇用状況（就職率、早期離職率等）の改善に向けた取組の増加（インターンシップ等の実施状況の改善、大学等への社会人入学者倍増）など
 ◆体系的・系統的なキャリア教育の充実 ◆大学・専修学校等における分野別到達目標の普及、第三者評価制度の構築
 ◆学生等への就職支援体制強化（就職・採用活動開始時期の更等） ◆社会人（キャリアアップを目指す社会人、出産等により離職したが再就職を希望する女性など）の学び直しの機会の充実 など

2 未来への飛躍を実現する人材の養成

5 **新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成**

- ★大学の国際的な評価の向上
 ★日本人の海外留学生数・外国人留学生数の増加 など
 ★英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加 など
 ◆外国語教育の強化や双方向の留学生交流（意欲と能力のある全ての若者に留学機会を更等）・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組の支援
 ◆大学院教育の抜本的改革の支援 など

3 学びのセーフティネットの構築

6 **意欲ある全ての者への学習機会の確保**

- ★経済状況によらない進学機会の確保
 ★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 など
 ◆各学校教育の負担軽減、無償化の検討、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の（幼児教育への修学支援の充実、低所得世帯等の大学生、専門学校生への支援の充実）
 ◆挫折や困難を抱えた子ども、若者の学び直しの機会を充実 など

4 輝ぐりと活力あるコミュニティの形成

8 **互助・共助による活力あるコミュニティの形成**

- ★全学区に学校と地域の連携・協働体制を構築
 ◆コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及 ◆大学等のセンター・オブ・コミュニティ構想（COC構想）の推進 ◆家庭教育支援体制の強化 など
 ◆きめ細かく質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備 ◆大学におけるガバナンスの機能強化
 ◆大学の財政基盤の確立と施設整備 ◆私立学校の振興 ◆社会教育推進体制の強化 など

4つの基本的方向性を支える環境整備

- ◆東日本大震災からの復旧・復興支援

2 課題探求能力の修得（大学～）

- ⇒ どのような環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。
 ★学生の学修時間の増加（欧米並みの水準）など
 ◆学生の主体的な学び確立による大学教育の質的転換（アクティブラーニング、教員サポート等）
 ◆大学情報の積極的発信
 ◆点からプロセスによる質保証を重視した高大接続（高校段階での到達度テストの結果の活用を含め、志願者の意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換） など

3 自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）

- ⇒ 社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。
 ◆現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
 ◆学校内外における様々な体験活動・読書活動の推進
 ◆学習の質の保証と学習成果の評価活用を推進（評価・情報公開の仕組みの構築・普及、教育支援人材の認証制度の推進など） など

7 安全・安心な教育研究環境の確保

- ★学校施設の耐震化率の向上
 （公立学校について平成27年度までのみで早期の耐震化の完了 など）
 ★学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少 など
 ◆学校の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策の推進
 ◆主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進 など

第2期教育振興基本計画における成果目標や基本施策の体系イメージ

	就学前 義務教育 高等学校等	生涯学習(社会教育・家庭教育等) 学校教育 高等学校等	大学等	
I 4つの基本的方向性に基づく方策 (1) 社会を生き抜く力の養成	教育内容・方法、 教職員(質)	成果目標1：生きる力の確実な育成 【施策1】教育内容・方法の充実 新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改善・充実、徳興教育等 【施策2】豊かな心の育成 道徳、生徒指導、いじめ・暴力行為、芸術・文化教育(文化芸術体験等)、体験活動等 【施策3】健やかな体の育成 学校保健、学校給食、食育、スポーツ等 【施策4】教員の資質能力向上 養成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理等 【施策5】幼児教育の充実 幼児教育の質の向上、幼児教育・保育の総合的提供等 【施策6】特別なニーズに対応した教育 合理的配慮の基礎となる環境整備、海外で学ぶ子ども・帰国児童生徒・外国人の子どもへの教育環境の整備等 【施策7】検定改善サイクルの確立 全国学力・学習状況調査、高校段階の学習の到達度を把握する仕組み等 【施策10】柔軟な教育システム構築 学校段階間の連携・接続、学習の切りかたの確保、ポイントプロセスによる質保証(本試改革等)等	成果目標2：課題探求能力の修得 【施策8】大学教育の質的転換 数学マンスメントの改善(シラバスの充実、教員の教育力向上など)、学習支援環境の整備(TA等の充実、ICTを活用した双方向型授業、図書館の機能強化)、大学院教育の改善・充実等 【施策9】教育の質保証 大学情報発信、大学評価改革等 【施策12】学習の質の保証、学習成果の評価・活用	成果目標3：自立・感動創造に向けた力の修得 【施策11】現代的・社会的課題に対応した学習等 男女共同参画学習、人権・環境、消費者、防災に関する学習、自立した高齢期を過ごすための学習、持続可能な開発のための教育(GSD)、体験活動、読書活動等
	質保証 キャリア・職業教育、 就職支援	成果目標4：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等 【施策13】キャリア教育・職業教育、社会への接続支援、中核的専門人材・高度職業人の育成 体系的・系統的なキャリア教育の充実、学校制断的な職業教育の推進、社会人が学びやすい学習システムの構築、学生への地域支援体制強化等 成果目標5：社会全体の变化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成 【施策14】多様で高度な学習機会等の確保 高専機能強化、SSH、科学の甲子園等 【施策15】卓越した教育研究拠点の形成 大学院の機能強化等 【施策16】外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化 外国語教育の抜本的強化、留学支援、入学に際する環境整備を含む大学等の国際化に向けた支援等	成果目標4：社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等 【施策13】キャリア教育・職業教育、社会への接続支援、中核的専門人材・高度職業人の育成 体系的・系統的なキャリア教育の充実、学校制断的な職業教育の推進、社会人が学びやすい学習システムの構築、学生への地域支援体制強化等 成果目標5：社会全体の变化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成 【施策14】多様で高度な学習機会等の確保 高専機能強化、SSH、科学の甲子園等 【施策15】卓越した教育研究拠点の形成 大学院の機能強化等 【施策16】外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化 外国語教育の抜本的強化、留学支援、入学に際する環境整備を含む大学等の国際化に向けた支援等	
(2) 未来への飛躍を実現する人材の養成 新たな価値を創造する 人材 グローバル人材	成果目標6：意欲ある全ての者への学習機会確保 【施策17】教育費負担の軽減 幼児教育段階への転換、義務教育段階の就学奨励の実施、低所得世帯等の高校生への修学支援の充実、奨学金の充実、授業料減免等 【施策18】学習や社会生活に困難を有する者への教育支援 へき地や過疎地地域の学習環境整備、学校とローワーク・地域若者サポートステーションとの連携等 【施策19】教育研究環境の整備や安全に関する教育など児童生徒等の安全の確保 学校施設の耐震化、非構造部材の補強対策を念頭に防災機能強化、老朽化対策、安全教育の推進、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進等	成果目標6：意欲ある全ての者への学習機会確保 【施策17】教育費負担の軽減 幼児教育段階への転換、義務教育段階の就学奨励の実施、低所得世帯等の高校生への修学支援の充実、奨学金の充実、授業料減免等 【施策18】学習や社会生活に困難を有する者への教育支援 へき地や過疎地地域の学習環境整備、学校とローワーク・地域若者サポートステーションとの連携等 【施策19】教育研究環境の整備や安全に関する教育など児童生徒等の安全の確保 学校施設の耐震化、非構造部材の補強対策を念頭に防災機能強化、老朽化対策、安全教育の推進、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進等	成果目標7：安全・安心な教育研究環境の確保 【施策20】安全・安心な教育研究環境の確保	
	教育費負担軽減 学習支援・再チャレンジ 安全・安心	成果目標7：安全・安心な教育研究環境の確保 【施策20】安全・安心な教育研究環境の確保	成果目標7：安全・安心な教育研究環境の確保 【施策20】安全・安心な教育研究環境の確保	成果目標7：安全・安心な教育研究環境の確保 【施策20】安全・安心な教育研究環境の確保
(4) 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 学習を通じたコミュニティ 形成・コミュニティによる 学習支援 家庭教育支援	成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成 【施策21】COC構想 地域コミュニティの中心的存在としての大学機能強化等 【施策22】豊かなつながりの中での家庭教育支援 コミュニティの協働による家庭教育支援、課題を抱える家庭への支援、生活習慣づくりの推進等	成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成 【施策21】COC構想 地域コミュニティの中心的存在としての大学機能強化等 【施策22】豊かなつながりの中での家庭教育支援 コミュニティの協働による家庭教育支援、課題を抱える家庭への支援、生活習慣づくりの推進等	成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成 【施策21】COC構想 地域コミュニティの中心的存在としての大学機能強化等 【施策22】豊かなつながりの中での家庭教育支援 コミュニティの協働による家庭教育支援、課題を抱える家庭への支援、生活習慣づくりの推進等	
	学習を通じたコミュニティ 形成・コミュニティによる 学習支援 家庭教育支援	成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成 【施策21】COC構想 地域コミュニティの中心的存在としての大学機能強化等 【施策22】豊かなつながりの中での家庭教育支援 コミュニティの協働による家庭教育支援、課題を抱える家庭への支援、生活習慣づくりの推進等	成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成 【施策21】COC構想 地域コミュニティの中心的存在としての大学機能強化等 【施策22】豊かなつながりの中での家庭教育支援 コミュニティの協働による家庭教育支援、課題を抱える家庭への支援、生活習慣づくりの推進等	成果目標8：互助・共助による活力あるコミュニティの形成 【施策21】COC構想 地域コミュニティの中心的存在としての大学機能強化等 【施策22】豊かなつながりの中での家庭教育支援 コミュニティの協働による家庭教育支援、課題を抱える家庭への支援、生活習慣づくりの推進等
II 4つの基本的方向性を支える環境整備 ガバナンス 基盤整備	成果目標9：現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策23】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策24】きめ細かく質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 学校規模及び教職員配置の適正化等 【施策25】良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 エコスクール、ICT教育環境、学校図書館等 【施策29】私立学校の振興 公財政支援の充実等	成果目標9：現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策23】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策24】きめ細かく質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 学校規模及び教職員配置の適正化等 【施策25】良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 エコスクール、ICT教育環境、学校図書館等 【施策29】私立学校の振興 公財政支援の充実等	成果目標9：現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策23】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策24】きめ細かく質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 学校規模及び教職員配置の適正化等 【施策25】良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 エコスクール、ICT教育環境、学校図書館等 【施策29】私立学校の振興 公財政支援の充実等	成果目標9：現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策23】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策24】きめ細かく質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 学校規模及び教職員配置の適正化等 【施策25】良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 エコスクール、ICT教育環境、学校図書館等 【施策29】私立学校の振興 公財政支援の充実等
	ガバナンス 基盤整備	成果目標9：現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策23】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策24】きめ細かく質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 学校規模及び教職員配置の適正化等 【施策25】良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 エコスクール、ICT教育環境、学校図書館等 【施策29】私立学校の振興 公財政支援の充実等	成果目標9：現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策23】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策24】きめ細かく質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 学校規模及び教職員配置の適正化等 【施策25】良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 エコスクール、ICT教育環境、学校図書館等 【施策29】私立学校の振興 公財政支援の充実等	成果目標9：現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策23】現場重視の学校運営・地方教育行政の改革 【施策24】きめ細かく質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備 学校規模及び教職員配置の適正化等 【施策25】良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備 エコスクール、ICT教育環境、学校図書館等 【施策29】私立学校の振興 公財政支援の充実等
III 東日本大震災からの復旧・復興支援	成果目標10：東日本大震災からの復旧・復興支援 【施策30】被災地の復興支援	成果目標10：東日本大震災からの復旧・復興支援 【施策30】被災地の復興支援	成果目標10：東日本大震災からの復旧・復興支援 【施策30】被災地の復興支援	成果目標10：東日本大震災からの復旧・復興支援 【施策30】被災地の復興支援
	成果目標10：東日本大震災からの復旧・復興支援 【施策30】被災地の復興支援	成果目標10：東日本大震災からの復旧・復興支援 【施策30】被災地の復興支援	成果目標10：東日本大震災からの復旧・復興支援 【施策30】被災地の復興支援	成果目標10：東日本大震災からの復旧・復興支援 【施策30】被災地の復興支援

30 学芸員養成の充実方策について（報告）

〔平成21年2月18日
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議〕

I. はじめに

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」においては、平成18年9月に発足以来、博物館法制定時以降の社会の変化と博物館の変遷、今日の博物館が抱える課題、今後、期待される博物館の機能等を踏まえ、博物館法が定める基本的要件ないし制度である①博物館の定義、②博物館登録制度、③学芸員制度が、今日、十分に機能しているかについて検討するとともに、問題点の把握・分析を行い、平成19年6月に報告書「新しい時代の博物館制度の在り方について」（以下「第1次報告書」という。）として提言を取りまとめた。

第1次報告書や中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（平成20年2月19日）等を踏まえ、政府において第169回国会に博物館法の一部改正案を含む「社会教育法等の一部を改正する法律案」を提出し、審議・可決の上、6月11日に公布・施行されたが、博物館登録制度及び学芸員制度の見直しについては盛り込まれず、中長期的な検討課題とされた。

一方、大学における学芸員の養成課程に関しては、博物館法施行規則（文部科学省令）において規定しており、上記中央教育審議会答申において「国際的にも遜色のない高い専門性と実践力を備えた質の高い人材として育成されるよう、大学等における養成課程等において修得すべき科目、単位についての具体的な見直しを含め、今後その在り方について検討が必要である」との提言がなされた。また、教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定）においても、「学芸員の資質向上を図るため、その修得すべき科目の見直し等養成課程の改善を図る。」と記述されている。

本協力者会議においても、第1次報告書において「今後、早急に検討する必要がある事項」の一つとして学芸員養成科目の見直しを掲げており、博物館法施行規則等の改正を視野に入れつつ、平成19年8月に「学芸員の養成に関するワーキンググループ」を発足させ、学芸員の養成課程の充実及び博物館実習の見直し等について、幅広く関係者からの意見も聞きつつ専門的な検討を行った。また、平成20年11月には「学芸員資格認定の見直しに関するワーキンググループ」を発足させ、試験認定及び無試験認定の在り方についても検討を行った。

これらの検討結果を取りまとめたのが本報告書であり、今後、本報告書において提言した内容をもとに大学における学芸員養成及び学芸員資格認定制度の充実が図られ、我が国から国際的に活躍できる高度な専門性と実践力を備えた学芸員が多数輩出されていくことを期待したい。

なお、本協力者会議においては、残された課題である「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」の見直しや、大学院における学芸員養成制度のあり方等についても引き続き検討を行うこととしているが、国においても中長期的な検討課題とされた登録制度の見直しに向けて積極的に検討を行い、できるだけ早く結論が出ることを望みたい。

Ⅱ. 大学において修得すべき「博物館に関する科目」の見直し

1. これまでの経緯

大学において修得すべき「博物館に関する科目」については、昭和27年に公布・施行された博物館法施行規則（昭和27年文部省令第11号）第1条で「人文科学学芸員又は自然科学学芸員とする資格を得ようとする者が大学において修得すべき科目の単位」を規定しており、「人文科学又は自然科学に関する専門科目の単位」及び以下の5科目10単位を履修することとされた。

博物館学	4単位
教育原理	1単位
社会教育概論	1単位
視聴覚教育	1単位
博物館実習	3単位

昭和30年の博物館法改正を受けて省令も全面改正された。新しい博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）においては、同じく第1条で「大学において修得すべき博物館に関する科目の単位」を規定し、その内容は従前の5科目10単位のままとされた。

その後、平成8年4月24日に取りまとめられた生涯学習審議会社会教育分科審議会の報告「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」を受けて、平成8年に博物館法施行規則が改正され、「大学において修得すべき博物館に関する科目の単位」は、以下の8科目12単位とされた。同改正省令は、平成9年4月1日より施行され、現在に至っている。

生涯学習概論	1単位
博物館概論	2単位
博物館経営論	1単位
博物館資料論	2単位
博物館情報論	1単位
博物館実習	3単位
視聴覚教育メディア論	1単位
教育学概論	1単位

2. これからの学芸員に求められる資質・能力（改善の必要性）

これからの博物館には、社会の変化に的確に対応し、生涯学習推進の拠点として教育や学習を支援する役割等をさらに充実させることが求められている。中央教育審議会答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」においても、学芸員は、「資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な博物館活動の推進のために重要な役割を担っており、今後、博物館が人々の知的関心に応える地域文化の中核的拠点として、人々の生涯学習の支援を含め博物館に期待されている諸機能を強化していく観点から、学芸員及び学芸員補の資質の向上が重要であり、その養成及び研修の一層の充実が求められている」と指摘されている。

第1次報告書では、博物館の設置目的や設置主体・職員体制・経験年数・館種等により主軸となるものは異なるとの前提を付した上で、学芸員に求められる専門性について、以下のようにとらえた。

- 資料及びその専門分野に必要な知識及び研究能力を有すること
- 資料に関する収集・保管・展示等の実践技術を有すること

- 資料等を介して、あるいは来館者との直接的な対話等において高いコミュニケーション能力を有し、地域課題の解決に寄与する教育活動等を展開できること
- 住民ニーズの的確な把握と住民参画の促進、これに応える事業等の企画・立案から評価、改善まで、一連の博物館活動を運営管理できる能力を備えていること

しかしながら、大学における学芸員養成教育に関しては、資格そのものの取得が比較的容易であり、現行制度の法定科目数及びその内容だけでは、現代社会の変化や博物館利用者のニーズに対応できないとの指摘や、大学の養成課程が博物館の求める学芸員の育成として必ずしも機能していないなどの指摘がなされている。

このため、これからの学芸員に求められる資質・能力を踏まえつつ、大学において修得すべき「博物館に関する科目」を拡充する必要がある。

3. 「博物館に関する科目」の基本的考え方

(1) 大学における学芸員養成教育の在り方について

大学においては、学芸員資格取得を目指す学生が、博物館の社会的意義やその必要性等の理解を図り、博物館について知識理解を深めるのみならず、専門的職員たる学芸員としてのスタートが切れるだけの基本的な素養を身に付けるようにする必要がある。

したがって、大学における学芸員養成教育を“博物館のよき理解者・支援者の養成の場”と位置づけるのではなく、学芸員として必要な専門的な知識・技術を身に付けるための入口として位置づけることが必要である。

一方で、博物館は館種、規模、設置者等によって多様であり、現場における即戦力につながる技能の養成は、大学学部レベルでは困難である。したがって、学部では、汎用性のある基礎的な知識（＝Museum Basics）の習得を徹底する観点から、大学において修得すべき「博物館に関する科目」の内容を精選する必要がある。

学芸員資格取得者数と実際の博物館における採用者数に大きな懸隔がある（毎年およそ1万人が学芸員の資格を取得していながら、学部卒で博物館に就職している者は1%に満たない）が、高度な専門性を有する質の高い学芸員の養成は、我が国の博物館振興のために望ましいことであり、大学における博物館に関する科目・単位の充実を図ることに加え、課題となっている登録制度の見直しや、社会的に博物館活動に対する理解や支援の向上が図られれば、博物館における学芸員等の採用が増加することも期待される。

なお、大学における学芸員養成教育が、結果的な効果として“博物館のよき理解者・支援者の養成”につながることもあり得ることであり、平成8年の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告において「学芸員の資格を有しながら、博物館には勤務していない人が相当いる。博物館活動の充実や生涯学習推進の観点から、その専門的な知識・能力を博物館の諸活動への協力はもとより、地域の様々な学習活動や事業等への支援のために積極的に活用することは有意義であり、そのための方策を推進していくことも重要である」と提言していることも踏まえ、大学の学芸員養成教育において学んだ成果を広く活用するための仕組みの検討や、学芸員資格有資格者の就職先と資格取得の効果についても分析を行う必要がある。

(2) 大学における学芸員養成課程の現状について

現行の博物館法施行規則第1条に定められている「大学において修得すべき博物館に関する科目」

は8科目12単位だが、文部科学省が平成20年7月に学芸員養成課程を有する317大学(4年制大学300, 短期大学17校)を対象に悉皆調査を行ったところ、15単位で開講している大学が最も多く(57大学, 49.5%), 次いで17単位で開講している大学(39大学, 12.3%)が多かった。大学の平均開講単位数は15.6単位であり、最高は26単位(1大学, 0.3%), 法定単位数の12単位で開講している大学はわずか16大学(5.0%)に過ぎなかった。

また、実態として2単位もしくは1単位科目を二つ合わせて2単位として開講している例がほとんどであった。

このことを考えると、今回の見直しに際しては、少なくとも16単位以上を法定単位数としなければ改善とは言えず、2単位で開講しているという大学の現状を踏まえた見直しを行うことが必要である。

なお、大学独自で法定科目以外の必修科目(選択必修を含む)を設けている大学が全体の約半数(167大学, 52.7%)を占めており、その平均単位数は7.8単位である。

また、学芸員養成課程を有する大学の学部・学科は、すべての都道府県に設置されており、都道府県別では、東京都(53)が一番多く、次いで京都府(25)、愛知県(21)、大阪府(18)、兵庫県(15)の順であった。これは、大学・短大の所在地の割合とほぼ比例しており、学芸員養成課程の地域分布に関して大きな偏りはないと考えられる。

(3) 科目の読み替えについて

現行の博物館法施行規則第1条においては、備考において「博物館概論、博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学の単位をもって替えることができる」と規定しており、「博物館経営論、博物館資料論及び博物館情報論の単位は、これらの科目の内容を統合した科目である博物館学各論の単位をもって替えることができる」とされている。

その結果、各大学において必ずしも適切ではない科目の読み替えが行われていることも事実であり、文部科学省委託調査として平成19年11月に実施した「学芸員養成カリキュラムに係る調査研究」の報告書によれば、例えば「博物館経営論」を「アートプロデュース」、「芸術経営論」等の科目名で開講していたり、「博物館資料論」を「文化財保護」、「日本文化史」等のような科目に置き換えていたり、「視聴覚教育メディア論」を「地図学」、「岩石学」、「美術鑑賞」のような他の科目に置き換えている例などが散見された。

4. 「博物館に関する科目」の改善方策

大学においては、第1次報告の提言及び上記を踏まえ、以下の科目の見直しを図ることが必要である。

- ① 「生涯学習概論」については、1単位を2単位に拡充し、社会教育主事及び司書との共通科目として位置づけ、生涯学習及び社会教育の本質と意義を理解し、関係法令や行政組織を含め、社会教育機関としての理解を深める内容とする。
- ② 「博物館経営論」については、1単位を2単位に拡充し、博物館の形態面と活動面における適切な管理・運営について理解し、博物館経営(ミュージアム・マネジメント)に関する基礎的能力を養う内容とする。
- ③ 新たに「博物館資料保存論」(2単位)を設け、博物館における資料(コレクション)の保存・展

示環境及び収蔵環境を科学的に捉え、資料を良好な状態で保存していくための知識を習得することを通じて、資料の保存に関する基礎的能力を養う内容とする。

- ④ 新たに「博物館展示論」（2単位）を設け、展示の歴史、展示メディア、展示による教育活動（コミュニケーション）、展示の諸形態等に関する理論及び方法に関する知識・技術を習得し、博物館の展示機能に関する基礎的内容を養う内容とする。

- ⑤ 新たに「博物館教育論」（2単位）を設け、博物館における教育活動の基盤となる理論や実践に関する知識と方法を習得し、博物館の教育機能に関する基礎的能力を養う内容とする。

なお、従来の「教育学概論」の内容は、本科目及び拡充した「生涯学習概論」に含まれることになる。

- ⑥ 新たに「博物館情報・メディア論」（2単位）を設け、博物館における情報の意義と活用方法及び情報発信の課題等について理解し、博物館の情報の提供と活用等に関する基礎的能力を養う内容とする。

なお、従来の「博物館情報論」及び「視聴覚教育メディア論」の内容は、本科目及び新設する「博物館展示論」や「博物館教育論」等に含まれることになる。

- ⑦ 博物館実習については、現行通り3単位とするが、平成8年の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告において「博物館実習に関する適切なガイドラインを設定し、活用することを期待したい」と提言されながら未だ策定されておらず、また、第1次報告書においても「大学や博物館により博物館実習の取扱いに差があり、現状では理論と実践が結びついた教育内容として一定の水準を確保することが困難であるとの指摘もある」と指摘されていることを踏まえ、別途国において大学及び博物館双方の指針となるガイドラインを策定し、その質的な充実を図ることを求めたい。また、博物館実習の実効性をより一層高めるためには、各大学と博物館が連携しインターンシップの充実を図ることも重要である。

なお、博物館実習は、「学内実習」及び「館園実習」を実施することとし、「館園実習」は、上記の「博物館に関する科目」及び基礎となる専門の研究分野を学んだ上で、学芸員養成課程の最終段階で実施することを基本とするべきである。

- ⑧ 総単位数は、現行の12単位以上から19単位以上に7単位増やす。

各科目の単位数・内容等をまとめたのが別紙1及び2である。

各大学においては、これに基づき、学芸員養成のための適切なカリキュラムを編成するとともに、学芸員の専門性を高めるための所要の科目の開設と、その内容を充実することにより、専門分野についての必要な知識・技術を備えた学芸員を養成することを期待したい。

また、安易な科目の読み替えが生じないようにするため、博物館施行規則第1条の備考を削除することが必要である。あわせて、大学自らが開講科目の質の向上を図る努力が求められることは言うまでもないが、国においても3年ごとを目途に大学での科目開講状況を調査・把握することなどを通じ、指導の徹底を図ることを求めたい。

学芸員資格有資格者の就職先と資格取得の効果の分析については、別途国の委託により実施している「大学における学芸員養成課程及び資格取得者の意識調査」の結果を踏まえ、来年度以降本協力者会議においても検討を進めることとしたい。

5. 経過措置について

新しい学芸員養成科目の施行については、新たな科目の設定を含む7単位の増加となることから、

教育現場において支障のない実施を期するため、大学における教育体制の準備や学生や関係者に対して十分な周知期間を設ける必要があること等を考慮し、施行規則改正後、3年程度の周知・準備期間を設けることが必要である。

また、施行前に旧科目を履修した学生が不利益を被ることのないよう、適切な経過措置を設けることが必要である。

施行前と施行後の学芸員の専門的資質・能力は当然異なることとなるが、有資格者の雇用や処遇は、一義的には各設置者の判断によるものの、我が国の学芸員の地位の向上につながるよう、引き続き関係者が一丸となって環境の醸成を図ることが必要である。

なお、これまでの学芸員有資格者も、今回新たに設置されることになる科目の内容について、科目等履修生や各種研修等を活用し、学習することを期待したい。

6. 各大学における取組の充実

各大学においては、学芸員の専門的な知識・技術の向上の観点から、専門の研究分野に関する科目の充実はもちろん、法定科目・単位にとどまらない多様な内容の科目の開講や創造的なカリキュラムを構築することが求められる。その際、複数の大学の連携により共同で学芸員養成課程を設けることも考えられる。

また、学芸員養成課程を有する各大学においては、「博物館に関する科目」に係る専任教員の確保・配置に努めることが必要不可欠である。大学設置基準等においては、各大学は教育内容等の改善のための組織的な研修等を行うものとされており、大学における博物館に関する科目についても実施されることが望ましい。

一方、複数の学部で学芸員養成課程を併存している大学においては、大学全体の教育理念・目標に基づき、相互に連携・協力して学芸員養成の体系化を図ることが望ましい。また、大学が有する学術標本や研究資料等の資源を、博物館実習等において積極的に活用することが求められる。

さらに、各大学と博物館あるいは教育委員会や関係団体等が連携・協力し、大学における学芸員養成教育の品質保持を図ることが必要であり、「国立科学博物館大学パートナーシップ」や「東京国立博物館キャンパスメンバーズ」のように、大学の学芸員養成課程で学ぶ学生が無料もしくは割引で入館できるようなシステムを全国的に展開することが望まれる。

Ⅲ. 学芸員資格認定の見直し

1. これまでの経緯

学芸員の資格取得については、大学における博物館に関する科目の履修によるもののほか、博物館法第5条第1項第3号の規定により、文部科学大臣がこれらと「同等以上の学力及び経験を有する者と認めた者」も取得できることとされており、博物館法施行規則第3条において「学芸員となる資格を有する者と同等以上の学力及び経験を有する者と認められる者」は、試験認定又は無試験認定の合格者とするものと定めている。

昭和26年の博物館法制定当時は、学芸員の資格取得方法は大学における博物館に関する科目の履修または学芸員講習の受講によるものとされていた。当時、大学で博物館に関する科目を開講している大学は少数であったことから、主に現職者の資格取得のために講習制度を設けたのである（法附則により、現職者を学芸員暫定資格者とし、法制定後3年の間に講習を受講することにより資格を付与す

ることとしていた。)。しかしながら、一時的長期にわたる講習の受講は現職者の負担が多く、3年間の間に地理的な事情により受講できなかった者が残されている状況にあり、その間に参考書その他の教材による学習の機会も増加したことなどから、昭和30年の博物館法改正に際して講習制度を認定制度に改め、博物館法施行規則を全面改正した。

改正後の博物館法施行規則では、大学において修得すべき博物館に関する科目と同様、「博物館学」、「教育原理」、「社会教育概論」及び「視聴覚教育」の4科目を必須科目とし、選択科目として「文化史」、「美術史」、「考古学」、「民俗学」、「自然科学史」、「物理」、「化学」、「生物学」及び「地学」の9科目の中から2科目を選択することとした。

その後、平成8年の博物館法施行規則の改正により、大学において修得すべき博物館に関する科目が改正され、それに伴い必須科目も「生涯学習概論」、「博物館学」、「視聴覚教育メディア論」、「教育学概論」の4科目に改められたが、選択科目についてはそのままとされた。

これらの資格認定は、毎年1回行われており、平成19年度の実績では学芸員資格取得者全体の98.1%に当たる10,427人が大学における履修によって取得している一方で、試験認定合格者は124人(1.2%)、無試験認定合格者は72人(0.7%)にとどまっており、その割合は、ここ数年概ね同じ傾向を示している。

なお、出願者は試験認定223人(うち全科目免除合格者109人)、無試験認定109人であり、合格率はそれぞれ55.6%(全科目免除者を除けば13.2%)、66.1%となっている。

2. 学芸員資格認定制度の基本的考え方

大学における学芸員養成課程を見直すことに伴い、学芸員の試験認定及び無試験認定の在り方についても検討を行うため、本協力者会議においては、「学芸員資格認定の見直しに関するワーキンググループ」を設け、集中的に専門的な検討を行った。

1. で述べたとおり、資格認定制度は、講習制度に代わって設けられたものであり、現職者を主たる対象とした側面が強い。一方で、生涯学習の理念に照らして、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して学芸員を目指すことのできる試験であるという側面も否定できない。したがって、数が少ないとはいえ、試験認定及び無試験認定による資格取得の方法は、引き続き継続すべきである。

ただし、資格取得に必要な専門的な知識・技術や能力がその取得方法によって大きく異なることのないよう、難易度のバランスに考慮した改善を行う必要がある。また、博物館法施行規則に基づき告示や内規等が定められているが、これらの規定について必要な整備を図るとともに、ホームページ上に掲載するなど適切な情報公開が図られるよう措置するべきである。

3. 試験認定の改善方策

(1) 試験認定の受験資格・資格発生要件の見直しについて

現行の博物館法施行規則では、4年制大学卒業者は試験合格後、学芸員補としての実務経験を1年間積んでから初めて資格が発生するが、外国の4年制大学、専門学校での4年制課程、省庁大学校の卒業者は試験合格後、実務経験が必要とされておらず、合格後直ちに資格が発生することになっている。

しかしながら、外国の4年制大学や専門学校での4年制課程、省庁大学校の卒業者等は、学校教育法施行規則第155条第1項において「4年制大学卒業者と同等以上の学力があると認められる者」と規定されていることから、資格発生時期に差をつける必然性はないと考えられる。むしろ、これら

の者に対して実務経験を課さないことは、大学における博物館に関する科目の履修と試験認定による資格の取得について、必要な専門的な知識・技術や能力が大きく異なることのないようバランスを考慮する必要性からかんがみれば適切ではない。

短期大学卒業者や専門学校2年制課程の卒業者については、受験資格として学芸員補としての勤務経験が3年以上必要とされているが、むしろ受験資格として必要な勤務経験を短縮し、合格後に言えば実践的な研修期間を課すことにより、学芸員としての自覚や心構えを涵養することが効果的である。

また、試験認定は3年以上教育職員を経験した者にも受験資格を認めている。多くの教育職員経験者は、大学を卒業して教育職員免許を取得しているが、教員資格認定試験は、大学を卒業してなくても、大学に2年以上在学した者または20歳以上であれば受験資格が認められており、これに合格すれば教育職員免許を取得することができる。教育職員3年以上での受験資格は、この教員資格認定試験に合格して教育職員になった者を主たる対象として設けているものであるが、同様に受験資格として必要な勤務経験を短縮し、合格後に学芸員補としての実務経験を課すほうが効果的である。

さらに、高等学校卒業の学芸員補又は同等の職務を行う者が受験するためには、登録博物館又は博物館相当施設にあっては5年間以上、博物館類似施設にあっては9年間以上の実務経験が必要とされているが、登録博物館、博物館相当施設、博物館類似施設のいずれであっても、学芸員補と同等以上の業務に従事しているのであれば、受験資格として必要な勤務経験を一律4年に短縮し、合格後に実務経験を課すほうが効果的である。

以上のことから、試験認定については、4年制大学卒業者同様、全ての学歴に対して1年間の実務経験を課すべきである。

ただし、実務経験については、本来であれば登録博物館又は博物館法第29条の規定による博物館に相当する施設における学芸員補の経験に限定するべきであり、将来的に登録制度の見直しが行われた際には、これらの規定も見直すことが必要である。

なお、学校教育法施行規則第155条において、大学を卒業した者や短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者について規定しているが、博物館法施行規則においても資格要件に係る規定に関して、同様の規定を明記することが適当である。

(2) 試験認定の方法及び試験科目の見直しについて

現行の博物館法施行規則では、試験認定の必須科目は、「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」及び「博物館情報論」を統合して「博物館学」とし、それに加え「生涯学習概論」、「視聴覚教育メディア論」、「教育学概論」の4科目としているが、今回の大学において修得すべき科目の単位の見直しに伴い、これらについても見直す必要がある。

今回の改正では、博物館学関連の科目が増加していることから、現行のように試験科目を「博物館学」として統合するのではなく、そのまま「生涯学習概論」、「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」、「博物館資料保存論」、「博物館展示論」、「博物館情報・メディア論」及び「博物館教育論」の8科目とするべきである。

また、現行の博物館法施行規則では、「文化史」、「美術史」、「考古学」、「民俗学」、「自然科学史」、「物理」、「化学」、「生物学」及び「地学」の9科目の中から2科目を選択して受験することとしている。今回の見直しにより全体の科目数が増加するものの、実態として選択科目については、平成

19年度の実績では各科目の受験者数は平均3.5人であり、大学における科目履修等によって科目免除の扱いとしている受験生がほとんどで、大きな負担であるとは考えられないことから、引き続き2科目を選択して受験することが望ましい。

これらの選択科目は、大学において学芸員資格を取得する上で、大学独自で定める法定科目以外の必修選択科目や、修得単位数を設定する際の参考とされている面もある。しかしながら、選択科目は昭和30年の創設以降一度も改正しておらず、近年、博物館の館種や内容が多様化・専門化していることや、いわゆるエデュケーターやコンサーベーター（保存・修復専門家）等の専門職を育成する必要性等を踏まえ、受験者のニーズ等も考慮しつつ、引き続き検討することが必要である。

なお、試験問題については、大学における履修と比してバランスの取れた難易度とすることが必要であり、選択科目については科目間のバランスも考慮する必要がある。また、必須科目数が増えることから、試験時間についても考慮することが必要である。さらに、過去の問題については、ホームページ上に掲載するなど公表することが適切である。

(3) 口述試験の見直しについて

現行の博物館法施行規則では、統合した試験科目である「博物館学」に筆記に加えて口述試験が課せられている。口述試験は、実態として、学芸員としての適性、意欲及び態度等をみる内容となっているが、今回の試験科目の見直しに伴い「博物館学」がなくなることから、口述試験を廃止すべきである。

一方で、現行では試験認定の合格者は、学芸員補の職の職務に1年間従事した後において資格が発生することになっており、合格証書の裏面にもその旨記載されているが、資格発生時点が必ずしも明確でないという問題点がある。このため、1年間の実務経験を終了後に所属館長等が学芸員としての適性、意欲及び態度等も勘案した勤務証明書を提出することとし、改めて文部科学省が正式な資格証明書を発行することが適切である。

(4) 試験科目免除の扱いの見直しについて

現行の博物館法施行規則第7条第1項に基づく試験科目の免除については、平成8年の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告における提言を踏まえ、生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点から、「学芸員の試験認定の試験科目についての試験を免除する講習等を指定する件」（平成8年文部科学省告示第150号）が定められ、試験科目を免除する講習等として、社会教育主事講習、司書講習、免許法認定講習、国立特別支援教育総合研究所、国立女性教育会館等での学修や地方公共団体が実施する研修、大学が行う公開講座等が規定された。

しかしながら、実態として試験科目の免除を実施している場合の大部分は大学における科目の履修によるものであり、講習に関しては、社会教育主事講習及び司書講習における「生涯学習概論」以外は試験科目免除の実績はほとんどない。逆に、現行では免除の対象として高等専門学校や省庁大学校での学修は認められていないが、選択科目であれば免除の対象にすることは可能である。したがって、社会教育主事講習、司書講習、高等専門学校、省庁大学校及び専門学校での学修以外の講習・研修等については、告示で詳細に規定する必然性は低いと思われる。また、同告示では、講習と試験科目との関係が明確ではないことから、これを明示する必要がある。

なお、現在国立教育政策研究所社会教育実践研究センターにおいて実施している博物館職員講習については、平成20年度からの受講者はわずか6人であり、既にその役割は終えたものとするこ

とが妥当である。一方で、今回の博物館法改正により、新たに学芸員及び学芸員補の研修の努力義務規定が設けられたことにかんがみ、資格付与講習としての博物館職員講習は今年度限りで廃止し、来年度より新たに現職の学芸員向けの資質向上のための研修を実施することが望ましい。

(5) 手数料の見直しについて

試験認定を願い出る者については、博物館法施行規則第16条の規定に基づき、1科目につき1,300円、無試験認定を願い出る者については、3,800円を納付しなければならないこととされているが、全科目を免除された者については、運用上、手数料を納付していない。しかしながら、実態として試験認定にかかる事務作業は発生しており、平成19年度において試験認定合格者の88%が全科目免除の扱いを受けていることを考えれば、全科目免除者であっても手数料を納付することが適当である。

(6) 経過措置について

現行の試験科目である「博物館学」に合格した者については、改正後の必須科目のうち、「博物館概論」、「博物館経営論」、「博物館資料論」及び「博物館情報・メディア論」の4科目を免除し、残りの4科目は受験することとすることが適当である。

なお、試験認定及び無試験認定の見直しについても、大学における学芸員養成科目同様、施行規則改正後、3年程度の周知・準備期間を設けることが必要である。

4. 無試験認定の改善方策

(1) 受験資格の見直しについて

① 修士、博士又は専門職学位を有する者等について

現行では、博物館法施行規則第9条第1号及び第2号に基づき、修士、博士又は専門職学位を有する者や、大学において博物館に関する科目を2年以上担当した教授、准教授、講師等に無試験認定の受験資格を与えている。加えて、内規により、外国において取得した学位を有する者や、外国を含む大学において選択科目を担当する教授、准教授又は講師の職にあった者等も「同等以上の資格を有すると認められた者」として受験資格を認めている。

しかしながら、学芸員は資料及びその専門分野に必要な知識及び研究能力のみならず、資料に関する収集・保管・展示等の実践技術も求められていることから、博物館等における実務経験が必要不可欠であると考えられる。このため、これらの者については、受験資格として学芸員補の職に2年以上従事していることを課すべきである。また、国内の学歴との整合性の観点から、外国の大学についても、受験資格は修士、博士又は専門職学位を有する者とするべきである。

② 「学芸員補の職」と実務経験について

「学芸員補の職」については、博物館法第5条第2項において「官公署、学校又は社会教育施設（博物館の事業に類する事業を行う施設を含む。）における職で、社会教育主事、司書その他の学芸員補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するものを含むものとする。」と規定しており、「学芸員補の職と同等以上の職の指定（平成8年文部科学省告示第151号）」により、博物館相当施設や社会教育施設等において博物館資料に相当する資料の収集、保管、展示及び調査研究に関する職務に従事した経験を有する者等も含まれている。この職の指定は、施行規則第9条で

規定する「学芸員補の職」にも適用され、広範にわたる無試験認定の受験資格を与えている。

ただし、平成8年の生涯学習審議会社会教育分科審議会報告において「博物館等において専門的事項を担当する非常勤職員又はボランティア（展示解説員など）」の実務経験についても、その評価に関して適切な取扱いが図られるように提言している。しかしながら、本協力者会議としては、学芸員を生涯学習社会にふさわしい開かれた資格制度とする観点は否定しないものの、非常勤職員やボランティアについては経験や資質が多様であることから、その実務経験の評価について十分な審査が必要である。

③ 教授，准教授，講師等の担当科目について

生涯学習概論及び選択科目を担当する教授，准教授，講師等については、博物館学の専門性を担保できず、無試験認定の受験資格を認める根拠に乏しいことから、この際、受験資格の対象から除くべきである。

④ 博物館に関する著書，論文，報告等について

無試験認定の審査に際しては、博物館法施行規則第10条において「博物館に関する学識及び業績を審査して行うものとする」と規定されており、実態として受験者の著書，論文，報告等を審査していることから、第9条の受験資格として、博物館に関する著書，論文，報告等があることを明記することが適当である。

⑤ 10年以上学芸員補の職にあった者について

現行では、博物館法施行規則第9条第3号に基づき、10年以上学芸員補の職にあった者で都道府県の教育委員会の推薦する者に受験資格を認めているが、学芸員補の中には様々な学歴を有する者が混在しており、第1号及び第2号とのバランスを考慮しても、一律10年の実務経験とすることは適切ではない。このため、博物館資料又は博物館資料に相当する資料の調査研究及びこれらの資料を収集し、保管し展示する職務について、高等学校卒業の職員は8年以上、短期大学卒業の職員は6年以上、大学卒業の職員は4年以上の経験を有する者に対し、受験資格を認めることとすることが適当である。

なお、以上の実務経験については、本来であれば登録博物館又は博物館法第29条の規定による博物館に相当する施設における学芸員補の経験に限定するべきであり、将来的に登録制度の見直しが行われた際には、これらの規定も見直す必要がある。

(2) 審査内容の見直しについて

現行博物館法施行規則では、学識及び業績のみによる審査を行っているが、学芸員には資料等を介して、あるいは来館者との直接的な対話等において高いコミュニケーション能力が必要とされる。このため、無試験認定に、学芸員としての意欲，態度及び向上心等を確認するための口述試験を課すことが必要である。なお、その際、試験官の選考についても、十分配慮することが求められる。

(3) 名称の見直しについて

現行博物館法施行規則では、昭和30年の全面改正以来「無試験認定」という名称を使用しているが、実際には学識及び業績の審査を行っており、今回の改正により口述試験が必須となることから、

名称を「審査認定」に改めるべきである。

IV. 今後の課題

- グローバル化がますます進展する中で、引き続き国際的に遜色のない質の高い学芸員の養成に向けて不断の努力が必要である。本協力者会議としては、今回の見直しで終わりではなく、大学における科目・単位のあり方について定期的に見直すとともに、必要に応じ、さらなる拡充を図っていく必要があると考えている。

今回、「博物館に関する科目」の見直しに際して新たな必修科目を設けることを提言したが、今後、それらの科目がさらに学問的に発展するよう、大学関係者のみならず学芸員をはじめとする博物館職員や学協会等の関係者が積極的に研究を行い、その成果を発表することを期待したい。言うまでもなく博物館活動の基礎は研究であり、学芸員の研究者としての地位の向上やその意欲の向上を図る観点から、学芸員がより一層研究しやすい環境を整備することが望まれる。

- あわせて、昨年6月の博物館法改正により新たに学芸員等の研修の努力義務規定が新設されたことを踏まえ、国及び都道府県教育委員会が、新任館長研修や経験年数等に応じた現職研修等を実施することが望ましく、これらの研修の体系化や自己研鑽の在り方、多様なキャリアパスの形成等も視野に入れた総合的な観点からの検討が必要である。また、私立博物館は言うまでもなく、地方公共団体の長が所管している博物館に対しても、これらの研修等に関する情報が適切に提供されるよう、情報の共有化が図られることが望まれる。
- 博物館実習に関しては、速やかに国がガイドラインを作成するとともに、博物館と大学が連携して博物館実習の先駆的な実践研究を行うことについて検討することが必要である。
- 将来的には大学院における教育の充実を図ることや、上級資格をはじめとする高度な人材の認定も視野に入れた検討も必要である。

第1次報告書においては、博物館に関する総合的な専門機関を設立し、将来的に博物館登録審査や学芸員資格審査等を第三者専門機関による自立的な運営に委ねていくことなどを提言したが、特に受験者数が必ずしも多くない資格認定については、国が直接実施するよりも第三者専門機関が行ったほうが効果的であるとも考えられ、引き続き中長期的な課題として検討することが必要である。

- 我が国の学芸員のより一層の資質の向上が図られることは、博物館そのものの質の向上と発展につながることを期待され、引き続き各博物館の設置者、博物館及び職員、学芸員を養成する大学、学協会、さらには博物館利用者をはじめ博物館関係者が一丸となって取り組んでいくことが重要である。

(別紙1)

「博物館に関する科目」新旧比較表

<現行科目>

No.	科目名	単位数
1	生涯学習概論	1単位
2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	1単位
4	博物館資料論	2単位
5	博物館情報論	1単位
6	視聴覚教育メディア論	1単位
7	教育学概論	1単位
8	博物館実習	3単位

(8科目12単位)

<改正科目>

No.	科目名	単位数
1	生涯学習概論	2単位
2	博物館概論	2単位
3	博物館経営論	2単位
4	博物館資料論	2単位
5	博物館資料保存論	2単位
6	博物館展示論	2単位
7	博物館情報・メディア論	2単位
8	博物館教育論	2単位
9	博物館実習	3単位

(9科目19単位)



大学における学芸員養成科目の改善

No.	科目名	単位数	ねらい	内 容
1	生涯学習概論	2	生涯学習及び社会教育の本質と意義を理解し、生涯学習に関する制度・行政・施策、家庭教育・学校教育・社会教育等との関連、専門的職員の役割、学習活動への支援等についての理解に関する基礎的能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習社会の意義と生涯学習社会の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯教育論・生涯学習論の生成と展開 ・学習機会の多様化・拡大化 ・生涯学習社会における家庭教育・学校教育・社会教育の役割と連携 ・生涯学習振興施策の展開とその推進 ○ 生涯学習の意義と特性 <ul style="list-style-type: none"> ・教育の原理と生涯学習の意義・特質 ・我が国及び諸外国における生涯学習の発展と特質 ○ 生涯学習・社会教育行政の展開 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習・社会教育行政の意義と役割 ・社会教育行政・生涯学習振興行政・一般行政の関連（関係法令と行政組織） ・生涯学習・社会教育施設等の管理と運営 ○ 生涯学習の内容・方法と指導者 <ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習の内容・方法・形態（成人の学習，生涯発達と教育の関連，学習情報の提供と学習相談を含む） ・学習への支援と学習成果の評価と活用 ・生涯学習・社会教育指導者の役割
2	博物館概論	2	博物館に関する基礎的知識を理解し、専門性の基礎となる能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 博物館学の目的・方法・構成 <ul style="list-style-type: none"> ・博物館学の目的・方法・構成 ・博物館学史 ○ 博物館の定義 <ul style="list-style-type: none"> ・定義（類縁機関との違いを含む） ・種類（館種，設置者別，法的区分等） ・目的 ・機能 ○ 博物館の歴史と現状 <ul style="list-style-type: none"> ・我が国及び諸外国の博物館の歴史 ・我が国及び諸外国の博物館の現状 ・学芸員の役割（定義，役割，実態） ・博物館関係法令

No.	科目名	単位数	ね ら い	内 容
3	博物館経営論	2	博物館の形態面と活動面における適切な管理・運営について理解し、博物館経営（ミュージアムマネジメント）に関する基礎的能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 博物館の経営基盤 <ul style="list-style-type: none"> ・ミュージアムマネジメントとは ・行財政制度 ・財務 ・施設・設備（ユニバーサル化を含む） ・組織と職員 ○ 博物館の経営 <ul style="list-style-type: none"> ・使命と計画と評価 ・博物館倫理（行動規範） ・博物館の危機管理 ・利用者との関係（広報・マーケティング、ミュージアムショップ等） ○ 博物館における連携 <ul style="list-style-type: none"> ・市民参画（友の会、ボランティア、支援組織等） ・博物館ネットワーク・他館との連携 ・他機関（行政・大学・類縁機関等）との連携 ・地域社会と博物館（地域の活性化、地域社会との連携）
4	博物館資料論	2	博物館資料の収集、整理保管等に関する理論や方法に関する知識・技術を習得し、また博物館の調査研究活動について理解することを通じて、博物館資料に関する基礎的能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 博物館における調査研究活動 <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究活動の意義と内容（博物館資料に関する研究、資料保存に関する研究、博物館に関する研究等） ・調査研究成果の還元 ○ 博物館資料の概念 <ul style="list-style-type: none"> ・資料の意義 ・資料の種類 ・資料化の過程 ○ 博物館資料の収集・整理・活用 <ul style="list-style-type: none"> ・収集理念と方法（情報の記録、収集の倫理・法規、受入手続き・登録等） ・資料の分類・整理（目録作成を含む） ・資料公開の理念と方法（アクセス権、特別利用等を含む）

No.	科目名	単位数	ねらい	内 容
5	博物館 資料保存論	2	博物館における資料保存及びその保存・展示環境及び収蔵環境を科学的に捉え、資料を良好な状態で保存していくための知識を習得することを通じて、資料の保存に関する基礎的能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 博物館における資料保存の意義 ○ 資料の保全（育成を含む） <ul style="list-style-type: none"> ・資料の状態調査・現状把握 ・資料の修復・修理 ・資料の梱包と輸送 ○ 博物館資料の保存環境 <ul style="list-style-type: none"> ・資料保存の諸条件とその影響（温湿度，光，振動，大気等） ・生物被害と I P M（総合的有害生物管理） ・災害の防止と対策（火災，地震，水害，盗難等） ・伝統的保存方法 ・収蔵，展示等の保存環境 ○ 環境保護と博物館の役割 <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源の保存と活用（エコミュージアム等） ・文化財の保存と活用（景観，歴史的環境を含む） ・自然環境の保護（生物多様性・種の保存を含む）
6	博物館展示論	2	展示の歴史，展示メディア，展示による教育活動，展示の諸形態等に関する理論及び方法に関する知識・技術を習得し，博物館の展示機能に関する基礎的能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 博物館展示の意義 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションとしての展示 ・調査研究の成果の提示 ・展示と展示論の歴史 ・展示の政治性と社会性 ○ 博物館展示の実際 <ul style="list-style-type: none"> ・展示の諸形態 ・展示の制作（企画，デザイン，技術，施工等） ・関係者との協力（他館，所蔵者，専門業者等） ・展示の評価と改善・更新 ○ 展示の解説活動 <ul style="list-style-type: none"> ・解説文・解説パネル ・人による解説 ・機器による解説 ・展示解説書（展示図録，パンフレット等）

No.	科目名	単位数	ねらい	内 容
7	博物館教育論	2	博物館における教育活動の基盤となる理論や実践に関する知識と方法を習得し、博物館の教育機能に関する基礎的能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学びの意義 ○ 博物館教育の意義と理念 <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションとしての博物館教育（博物館教育の双方向性、博物館諸機能の教育的意義） ・博物館教育の意義 （生涯学習の場としての博物館、人材養成の場としての博物館、地域における博物館の教育機能、博物館リテラシーの涵養等） ・博物館教育の方針と評価 ○ 博物館の利用と学び <ul style="list-style-type: none"> ・博物館の利用実態と利用者の博物館体験 ・博物館における学びの特性 ○ 博物館教育の実際 <ul style="list-style-type: none"> ・博物館教育活動の手法（館内、館外） ・博物館教育活動の企画と実施 ・博物館と学校教育（博物館と学習指導要領を含む）
8	博物館情報・メディア論	2	博物館における情報の意義と活用方法及び情報発信の課題等について理解し、博物館の情報の提供と活用等に関する基礎的能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 博物館における情報・メディアの意義 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の意義（視聴覚メディアの理論と歴史を含む） ・メディアとしての博物館（視聴覚メディアの発展と博物館） ・ICT社会の中の博物館（情報資源の双方向活用と役割、情報倫理、学校・図書館・研究機関の情報化等） ・情報教育の意義と重要性 ○ 博物館情報・メディアの理論 <ul style="list-style-type: none"> ・博物館活動の情報化（沿革、調査研究活動、展示・教育活動等） ・資料のドキュメンテーションとデータベース化 ・デジタルアーカイブの現状と課題 ・映像理論、博物館メディアの役割と学習活用 ○ 博物館における情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・情報管理と情報公開 ・情報機器の活用（情報端末、新たなメディア経験等） ・インターネットの活用 ○ 博物館と知的財産 <ul style="list-style-type: none"> ・知的財産権（著作権等） ・個人情報（肖像権等） ・権利処理の方法
9	博物館実習	3	見学を含む学内実習や館園実習での現場体験を通し、多様な館種の実態や学芸員の業務を理解し、実践的能力を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学内実習 <ul style="list-style-type: none"> ・見学実習（多様な館種の実態理解） ・実務実習（資料の取り扱い、展示、博物館運営等の実務習得） ・事前・事後指導（実習全体の指導、館園実習に関する指導） ○ 館園実習（博物館における実務体験）

31 博物館の設置及び運営上の望ましい基準の見直しについて (報告)

〔平成22年3月
これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議〕

はじめに

「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」(以下「協力者会議」という。)は、平成19年4月の発足以来、博物館法が定める博物館の定義、博物館登録制度、学芸員制度の在り方などの基本的要件や制度について検討してきた。これまでに、報告書「新しい時代の博物館制度の在り方について」(平成19年6月)、同じく「学芸員養成の充実方策について」(平成21年2月)を取りまとめてきたところであり、これらを踏まえ、文部科学省において必要な制度改正等が行われてきた。

今般、本協力者会議では、平成20年6月に博物館法が改正され、新たに博物館における評価の実施とそれに基づく運用の改善についての努力義務規定が盛り込まれる等の規定等が追加されたことや、平成15年6月の現行の「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」告示以降の社会の変化を踏まえ、望ましい基準の改正に向けた検討を開始した。

今回の検討に当たっては、博物館が本来果たすべき役割や、生涯学習社会において博物館が住民の生涯学習の拠点として「望ましい」姿になるにはどうすべきかを立脚点に考えてきた。同時に、利用者、地域住民に照準を合わせ、博物館がその付託にいかに応えるかという点を常に意識しながら議論を行ってきた。

生涯学習社会とは、「いつでもどこでも誰でもが自らの自由意志で学ぶことができ、その成果が正しく評価される社会」であり、そのような社会にあっては、各種学習に対する地域住民の今日的な需要は、多様化・高度化・個別化していることが特徴である。博物館には、美術館、歴史博物館、科学博物館、動物園、水族館、植物園等と幅広い館種があり、また、多様な博物館資料を有する。その種類、規模、内容、設置者ともに極めて多様性に富み、この多様性こそが博物館の最も大きな特徴である。このような博物館の特徴をいかに活かし、地域住民の学習ニーズに対応し得る施設として発展させるかが、博物館の設置及び運営上の「望ましい基準」の要諦であり、今回の改正によってその多様性を損なうことがあってはならないことは言うまでもない。

本報告書においては、博物館の設置及び運営上の「望ましい基準」に、博物館法の改正に伴う事項の追加だけでなく、博物館に対して当該博物館の基本的な運営の方針の策定を求める項目や、近年の大きな課題である「危機管理」の項目を新設するなど、新しい時代に対応するためのこれからの博物館に求められる事項についても盛り込むことを提言している。

本報告書をもとに文部科学省において「望ましい基準」の改正が速やかに行われ、博物館の健全な発達を図るため、今後の博物館の設置及び運営において、新たな望ましい基準が大いに活用されることを期待したい。

I 基本的な考え方

1. 経緯

(1) 「望ましい基準」の制定等の経緯

博物館法（昭和26年法律第285号）第8条において、文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るために、「博物館の設置及び運営上望ましい基準」を定めることとされている。本基準については、同法の成立以来、長期にわたり規定されていない状態が続いたが、昭和48年11月30日に「公立博物館の設置及び運営に関する基準」が告示された。

その後、平成10年には、「地方分権推進計画」（平成10年5月29日閣議決定）に基づき、学芸員数の数値基準を削除する一部改正が行われた。

さらに、平成15年には、地方分権改革推進会議の提言等を踏まえ、定量的な規定を撤廃する等の大綱化・弾力化を図るための全部改正が行われ、「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成15年文部科学省告示113号、以下「現行の望ましい基準」という。）が告示された。

(2) 今回の見直しの経緯

平成20年6月に、博物館法が改正された。主な改正事項は、以下のとおりである。

- ・博物館が行う事業として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う教育活動等の活動の機会を提供・奨励することを追加。
- ・博物館の運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供を努力義務として規定。
- ・文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、学芸員及び学芸員補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めることを規定。

あわせて、現行の望ましい基準の施行から約7年が経過し、その間の社会の変化の中で博物館を取り巻く環境も大きく変化している。

本協力者会議では、以上のことを踏まえ、現行の望ましい基準に新たに盛り込むべき視点やその具体的な内容について、関係者からの意見も聞きつつ議論を行い、本報告書を取りまとめた。

2. 博物館（この項では登録博物館のほか、博物館に相当する施設、博物館類似施設を含む）の現状

我が国の博物館の現状は次のとおりとなっている。¹

○博物館数

平成20年度の博物館数は5,775館となっており、平成17年度に比べると161館（2.9%）の増である。そのうち博物館法に基づく登録博物館は907館、博物館に相当する施設として指定を受けているものは341館、合計で1,248館（平成17年度に比べると52館（4.3%）の増）である。登録博物館及び博物館に相当する施設の合計数が博物館全体に占める割合は、約21.6%であり、依然として低い状況にとどまっている。

○職員数

職員数（事務系職員等を含む。）は、平成20年度には約4万6千人であり、1館当たり平均約8.0人の職員が配置されているところであるが、専門的職員である学芸員（学芸員補は除く。）は、1

¹ 統計データについては、資料名を明記していないものについては「社会教育調査」を、財団法人日本博物館協会の調査については「日本の博物館総合調査研究報告書」（平成21年3月）を引用している。なお、社会教育調査については、本協力者会議では、平成20年度調査の速報値を基に議論したが、本報告書においては、確定値のデータを記載した。

館当たり平均約1.2人の配置にとどまっている。(平成17年度は約1.1人。)

○入館者数

平成19年度間²の入館者総数は、約2.8億人となっている。国民一人当たり年間平均2回以上は博物館を訪れている状況であるが、博物館数が増加しているため、1館当たりの入館者数は減少傾向にある。館種別にみると、入館者数の合計が多いのは、順に歴史博物館(約7,739万人)、美術博物館(約5,726万人)、科学博物館(約3,509万人)、動物園(約3,464万人)、水族館(約2,968万人)、総合博物館(1,707万人)、植物園(1,540万人)となっており、1館当たりの入館者数の多い順では、動物園(約39万人)、水族館(約38万人)、植物園(約12万人)、科学博物館(約7万人)、美術博物館(約5万人)、総合博物館(約4万人)、歴史博物館(約2万人)となっている。

○講座・集会数

博物館における講座・集会数は、平成19年度間には、約8万となっている。(平成16年度間は約7万。)

○指定管理者制度の導入数

指定管理者制度については、平成20年度には公立³の登録博物館・博物館相当施設704館のうち134館が導入しており、全体の19.0%(平成17年度は13.9%)となっている。また、公立の博物館類似施設3,467館のうち965館が導入しており、全体の27.8%(平成17年度は16.7%)となっている。地方自治体が出資する財団法人などへの管理委託制度(移行猶予期間は平成18年9月まで)を適用していた博物館が、指定管理者制度に移行したことが増加要因の一つと考えられる。

○資料購入費

資料購入費については、財団法人日本博物館協会の調査によると、平成19年度においては、調査した博物館全体の56.6%は予算がなく、20.6%が100万円未満となっており、依然として厳しい状況が続いている。

○自己評価の実施状況

財団法人日本博物館協会の調査によると、平成20年調査において調査した博物館全体の25.1%が自己評価を実施している。また、博物館全体の15.2%が外部評価を実施している。

3. 新しい「望ましい基準」の検討に当たっての視点

以上の現状も踏まえ、今回、「博物館の設置及び運営上の望ましい基準」(以下「新たな望ましい基準」と言う。)の検討に当たって特に留意した視点は、以下の通りである。

(1) 博物館の社会での役割と今後の方向

我が国では、1960～1970年代にかけて博物館の建設ブームが訪れ、多くの博物館が建設された。その後、公立博物館においては、管理運営を地方自治体が出資する財団法人などに委託する運営形態が現れ、さらに平成15年からは指定管理者制度が導入され、民間企業や特定非営利活動法人(NPO法人)など地方自治体から指定を受けた組織が公立博物館を管理運営できるようになった。この間、1990年代前半にバブル経済が崩壊し、我が国の経済状況は悪化し、文化・芸術関係の予算や人員が縮小、削減される傾向が強まり、この流れが現在も続いている。

このような中で、博物館の社会における役割を改めて見直し、博物館が果たすべき役割を明確に

² 「社会教育調査」は、当該年度の10月1日現在で作成されているが、例えば平成19年度間とある場合は、平成19年4月1日から平成20年3月31日までの一年間をいう。

³ 都道府県、市(区)町村、組合立を指す。

することが求められており、展示や教育普及などの事業を通して、社会における博物館の役割を広く伝える方策についてそれぞれの館が検討する必要がある。

また、博物館の運営財源の大部分は、従来、設置者の負担であったが、今後は、そのみならず、資料の寄贈なども含めて幅広い財源の確保に努めることが望ましい。そのためにも直接の博物館利用者のみならず、広く地域住民に現在の博物館の姿を伝えることなどを通じて博物館への関心を高め、理解を得ることが重要である。

今後、博物館にはその経営・事業の評価、学校や家庭および地域社会との連携、利用者に応じたサービスといった観点からの活動のより一層の充実が望まれる。

(2) 博物館登録制度との関係

博物館登録制度については博物館法の第2章（第10条～第17条）に規定されているが、登録にあたって審査すべき要件については第12条に定められている。この要件は都道府県が登録博物館の審査を行う際の最低限の基準であるのに対し、現行の望ましい基準は、博物館法第8条の規定に基づき、望ましい博物館の姿として博物館が目指すことが適当であると考えられる、より水準の高い内容を定めたものである。今回の見直しにおいても、この考え方は踏襲すべきであり、新たな望ましい基準については、更に充実した内容のものとすることが求められる。

(3) 博物館倫理規程との関係

近年、公立博物館においては、指定管理者制度の導入や行政改革の進展に伴い非常勤職員の増加やボランティアの導入等が進んでおり、また、私立博物館においても新公益法人制度が導入され、改めて学芸員をはじめとする博物館関係職員の公共性を担保するための拠り所を確立することが急務となっている。

欧米諸国では、博物館の倫理規程（Code of Ethics）が定められ、博物館活動の公共性を保証するための指針及び博物館専門職員の行動規範が明確に示されている場合が多い⁴のに対し、我が国ではこうした指針が示されておらず、国際博物館会議（I C O M）倫理規程を活用している博物館も数%にとどまっている。今後、我が国の博物館が国際交流や国際的な連携を進め、海外からの信頼性を高めるためにも、I C O M倫理規程について共通理解を図るとともに、日本独自の倫理規程を策定することが重要と考えられ、関係団体等における早期の取組が期待される。

新たな望ましい基準は、博物館という機関を対象とし、管理面なども含めた組織としての対応の在り方などを定める「組織基準」となるべきものであるのに対し、博物館の倫理規程は、主に設置者や博物館の構成員・関係者を対象とし、館長や学芸員、その他職員についての「行動規範」となるべきものである。「組織基準」と「行動規範」が一对になったときに、真の現代的な「博物館の望ましい姿」を示すこととなるものと考えられる。

したがって、倫理規程の策定に当たっては、改定される新たな望ましい基準との関係に留意することが必要となる。新たな望ましい基準と倫理規程の両者が相互補完的に運用されることにより、相乗効果が発揮され博物館の質的向上につながることが期待される。

(4) 館種別、規模別の考え方

博物館には、美術館、歴史博物館、科学博物館、動物園、水族館、植物園等の多様な館種が存在し、その扱う資料の対象も多岐にわたり、また、大規模で総合的な博物館から小規模で特定のテーマ

⁴ 例えば、イギリスやアメリカでは「博物館の倫理規程」、カナダでは「カナダ博物館協会の倫理指針」、フランスでは「文化遺産を扱う学芸員及び国内博物館の学術的責任者の職業倫理に関する憲章」、韓国では「博物館・美術館振興法」がある。

マを扱う博物館まで多様な形態が存在している。したがって全ての博物館が新たな望ましい基準の全ての項目を適用しようとするのは必ずしも現実的ではなく、館種や規模の違いを踏まえ、必要な部分を適用することが適当である。なお、館種別の基準の策定については、今後の検討課題であるが、各館種の組織・団体が、必要に応じて館種別の基準を策定又は改正する場合には、新たな望ましい基準を参考とすることが期待される。

(5) 現行の望ましい基準が対象としていない施設についての考え方

現行の望ましい基準の対象は、公立の登録博物館に限られている。そのため、平成20年度社会教育調査によると、登録博物館及び博物館に相当する施設、博物館類似施設全体の約9.6%を対象としているに過ぎない。

本協力者会議では、博物館登録制度の改善のため、すでに設置者の別を問わない登録制度の導入を提言した（平成19年6月報告書「新しい時代の博物館制度の在り方について」）。その中で新しい登録制度の意義について、「博物館設置主体（地方自治体等）、博物館、博物館利用者（住民等）など、社会の中で博物館に関係する者が、博物館の公益性の認識と望ましい博物館像を共有し、継続的に博物館の改善、向上を目指していくために役立ち、もって当該博物館が利用者に支えられる土台を作ること」であるとしている。そして、「博物館法の目的である、国民の教育、学術及び文化の発展への寄与は、設置主体に関わらず、すべての博物館に求められる役割である」として、登録対象を限定しないことを提言している。

この提言は、平成20年の博物館法改正には直接反映されず、登録制度の抜本的な見直しは将来の課題とされた。

本協力者会議としては、新たな望ましい基準の在り方についても、目指すべき方向は、登録制度の改善の方向性と同様であり、設置者を問わず博物館を充実することが国民の利益につながると考える。このため、新たな望ましい基準の対象には、博物館法上の私立博物館を含むものが適当である。なお、私立博物館については、その性格に照らし、設置者の自主性や独自性を十分に活かした運営が行われるべきことは言うまでもない。

さらに、博物館に相当する施設及び博物館類似施設、特に首長部局所管の施設や、大学博物館についても、博物館と同等の機能を有していることが多いことから、この新たな望ましい基準を参考として運営されることが望まれる。

(6) 新たな望ましい基準の活用

現行の望ましい基準をどのように活用するか、どのように普及させるかについては、これまで必ずしも十分に検討されていなかった。今後は、国による都道府県等への周知・普及を積極的に行うとともに各館における新たな望ましい基準の効果的な活用の在り方についても検討すべきである。

新たな望ましい基準の活用方法として想定されるのは、博物館の評価基準（例えば自己評価、外部評価を実施する際の基準）として応用することである。また、指定管理者の選定基準や業務基準に反映させることも考えられる。新たな望ましい基準のこのような活用方法を説明するマニュアル・手引きの作成や説明会の開催などが期待される。

(7) 国、設置者の役割

新たな望ましい基準で示す内容は、国として博物館が目指すことが適当であると考えられる内容を規定するものであるが、設置者及び博物館は一体となって、新たな望ましい基準のほか、博物館法等の関係法令等を遵守しつつ、利用者や地域住民のニーズに応えるよう努めることが求められる。また、博物館を新規に設置する場合には、設立当初は、登録要件を満たした上で、将来的には新た

な望ましい基準も満たすことができるよう努めることが望ましい。

国は、基準内容の周知や好事例の紹介等、この新たな望ましい基準の普及及び博物館の質の向上に向けて支援を行うことが求められる。

(8) 参考数値の考え方

すでにⅠ. 1でも述べた通り、平成15年に、地方分権改革推進会議の提言等を踏まえ、「公立博物館の設置及び運営に関する基準(昭和48年文部省告示)」上の定量的な規定を撤廃したところである。

具体的にどのような博物館を設置するかは設置者である地方公共団体等が決定すべきであり、今回の基準の改定に当たっても、新しい時代における博物館にとって何が必要かという大局的な観点で見直しを行うべきであり、再び数値基準を設けることは必ずしも適当ではない。

一方で、各博物館が設置及び運営に当たって参考にできるような客観的な目安を求める意見もあることから、本報告書において参考的な数値を示すこととする。

なお、この参考数値については、昭和48年に制定された「公立博物館の設置及び運営に関する基準」に盛り込まれていた項目をベースに、平成20年度社会教育調査を基にそれぞれの項目の上位30%の登録博物館、博物館相当施設及び類似施設の数値を平均して算出した。本数値は、個別の博物館に対する目標数値ではなく、あくまで参考数値としての意味合いであることから、博物館は、その館種、館の規模、運営の方針、利用者の要請、地域の実情等を勘案し、より適切な目標を立てるべきである。(別添「登録・相当施設及び類似施設における各項目の上位30%平均数値」参照)

(9) その他

このほか、現在、博物館法と文化財保護法等関係法令が直接相互に関連する規定になっていないことについての指摘があったが、本件は新たな望ましい基準の検討とは切り離し、今後の博物館法の見直しの中で検討していくべき課題と考える。

Ⅱ 新たな望ましい基準に求める具体的内容

1. 博物館法改正を踏まえて新たに盛り込むべき内容及び留意点等

① 博物館資料に、電磁的記録も含まれることを新たに規定(博物館法第2条関係)

・これまでの博物館は、標本、模型、文献等の資料が中心であったが、情報技術の進展により、デジタル写真・映像や、ハイビジョン映像等資料の記録媒体が多様化していることを反映する必要がある。

② 博物館が実施すべき事項として、社会教育における学習の機会を利用して行った学習の成果を活用して行う活動の機会の提供について、規定を充実(博物館法第3条関係)

・社会教育による学習の成果が社会において実際に活用され、人々が社会教育を通じた学習の意義を実感できるような環境の整備が重要である。

・博物館における学習の成果を発揮する活動として、展示資料の解説、講演会等の企画や補助、標本資料の調査又は整理等を行うボランティア活動等の機会の提供が重要である。

③ 博物館における評価の実施やその結果に基づく運営の改善に関する包括的な努力義務規定の新設(博物館法第9条関係)

・博物館における評価システムの充実と、その評価結果に基づく運営改善のための取組を一層促すため、各博物館が、博物館の各事業について事業計画をたて、その達成に向けて計画的に必要な措置を講ずるよう努めることが重要である。

- ・公立博物館においては、評価を行う際には、利用者及び地域住民の意向が適切に反映されるよう、博物館協議会等を十分に活用することが望ましい。なお、法21条の規定にあるとおり、学校教育及び社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者を博物館協議会の委員とすることが望ましい。また、私立博物館においても、同様の者による評価を行うことが望ましい。

④ 博物館の運営状況に関する地域住民への情報提供に関する規定の新設（博物館法第9条の2関係）

- ・地域住民への説明責任及び、個人の要望や社会の要請に適切に応える運営を行うため、利用者及び地域住民との共通理解を図り、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力を図ることが重要であり、このための情報提供を充実することが求められる。

なお、平成20年の法改正で、都道府県の教育委員会に学芸員等の資質向上のため必要な研修を行うよう努力義務化されたが、現行の望ましい基準にすでに盛り込まれているため、この点については今回大きな改正を要しない。しかし、資質向上のための研修実施の必要性は依然として高く研修への参加促進については、関係者のなお一層の取組を期待するものである。

2. これまでの「博物館の在り方に関する検討協力者会議」等での議論を踏まえて盛り込むべき内容及び留意点

① 趣旨

- ・博物館法第8条に基づき、文部科学大臣は、博物館の健全な発達を図るため、博物館の設置及び運営上の望ましい基準を定めることとされており、その趣旨は引き続き、新たな望ましい基準上でも規定することが望ましい。
- ・博物館法第8条は、公立博物館だけでなく、私立博物館も対象としているが、現行の望ましい基準は「公立博物館の設置及び運営上の望ましい基準」として告示されており、私立博物館は対象としていない。

私立博物館については、これまでその自主性、独自性に配慮して特段の基準を定めてこなかったが、博物館が、その運営状況を見直し、これに基づき必要な改善措置を講ずることにより、その質を高めることの必要性・重要性には、公立と私立の別はない。さらに、私立博物館は、登録博物館全体に占める割合が約39%（平成20年度社会教育調査）と高く、また、税制上の優遇措置を受けており、その公共性を担保するためには、今回の見直しにあたって、新たな望ましい基準の対象を博物館法上の私立博物館にも拡大することが適当である。

② 設置等

- ・公立博物館については、生涯学習の振興のための重要な場として、引き続き、その設置の促進を規定することが必要である。
- ・私立博物館の設置については、設置者の自主性に委ねる観点から、新たな望ましい基準上は記載しないことが適当である。
- ・近年、財政状況の悪化などにより、博物館が廃止・閉鎖になるケースが生じている。博物館は、多くの貴重な資料を収蔵しており、博物館の廃止・閉鎖にあってもそのような資料の散逸を防ぐことが重要であることから、当該資料が引き続き適切に保管・活用されるための措置をとるよう努めることを新たに規定することが必要である。この場合、実際には博物館の設置者が大きな責務を担うべきものと考えられる。

<参考>

公益法人制度における財産の贈与について

公益法人は「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）」第5条第17条において、公益認定の取り消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは学校法人，社会福祉法人，更生保護法人，独立行政法人，国立大学法人，大学共同利用機関法人，又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであることが必要であり，また，同条第18項では，清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは上記の法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであることとされている。

③ 経営等

- ・博物館経営の視点から見ると，博物館の存在意義や地域において果たすことが期待されている役割等の内容を含む基本的な運営の方針（以下「基本的運営方針」という。）が明文化され，また，それが利用者に公開されていることが重要である。未だ基本的運営方針が明文化されていない博物館にあっては，設置者が博物館等とも協議のうえ，主導的に検討を進めるなど，速やかに基本的運営方針を決定することが望ましい。
- ・博物館は，博物館の基本的運営方針の達成に向けた活動を実施し，博物館利用者や地域住民に同方針を広く周知していく責務がある。そのためには，博物館の基本的運営方針の達成に向けた具体的な事業計画を策定する必要がある。基本的運営方針は，資料収集，調査研究，展示，教育普及のほか，広報，地域連携，財務などに関する事項の基本的な方向性と到達点を明示したものであり，事業計画は個別の事業の実施等を通じていかにしてその基本的運営方針を実現するのかを示すものである。

博物館は，事業計画の策定にあたっては，利用者や地域住民の要望や社会の要請に留意するとともに，計画・実行・チェック・改善の循環（PDCAサイクル）が生まれるよう努めることが重要である。

- ・上記の内容については，新たに項目を設け，新たな望ましい基準に追加することが適当である。
- ・平成15年の指定管理者制度の導入に伴い，多くの公立博物館で活用され，民間組織が公立博物館の経営に携わっている。

しかし，導入に際しては，十分に検討しなければならないことも多い。例えば，①公立博物館における設置の目的の実現において，この制度が有効か否か。②資料収集や調査研究のように数十年，特別展企画のように3～4年を想定して，計画，実行される事業が多い博物館において，この制度がなじむか否か。③この制度は，博物館のほか「公の施設」に分類される施設にも適用されるが，博物館の専門性や特徴を考慮せず，同様の管理基準で公募して良いのか否かなどである。

一方で，博物館利用者に対する接遇，地域住民の潜在的ニーズに対応するサービスの開発と提供，意思決定システムの簡素化など，民間組織の経営に学ぶべき点も少なくない。指定管理者制度の導入にあたっては，公立博物館の設置者はこれらに十分に留意する必要がある。

④ 事業の自己評価等

- ・博物館の評価に当たっては，博物館が定める事業計画の達成状況が適切に判断できる方法で評価

を実施することが望ましい。評価作業に徒らに労力を費やし、職員のモチベーション向上を妨げることのないような仕組みが必要である。

⑤ 資料

- ・博物館が所蔵する資料は、社会における公共的な財産の性格を持つものであり、広く人々に対して公開され、利用に供される必要がある。また、博物館がその保護・継承を支援する歴史的環境や自然環境も公共的な遺産である。それらの資料や環境は、活用されると同時に、時代を越えてできるだけ長く維持され、後世の人々もその恩恵を享受できるように保存、伝承されるべき重要なものである。資料の収集・保管（育成を含む）の際には、以下の項目に留意の上、環境の保護にも配慮し、長く保存、伝承するために必要な施設、設備の整備等を行う必要がある。

ア) 博物館は、基本的運営方針に基づき、必要な資料を収集・保管し、展示活動や調査研究に資するものとする。

イ) 博物館は、資料の収集にあたり、法律や国際条約・協定、I COM倫理規程等を遵守するとともに、また、資料によっては周辺の自然環境や文化、習慣に配慮をする必要がある。

ウ) 博物館が計画的・体系的に収集した資料は、登録原簿を作成し整理しておく必要がある。さらに、研究者をはじめ利用者の利便性を考慮した目録を作り整理しておく必要がある。

エ) 収集・保管が困難な希少な実物、標本等の資料の場合は、模型や模造の作成等によって複製した資料を収集することが重要である。また、これらの資料に関連する図書等の資料の収集も重要である。

オ) 博物館の資料には、実物、標本等の資料、これらを複製、模造等した資料、それらの関連資料がある。館種、館の目的により、価値基準は様ではなく、どの資料を実物の資料とし、何を関連資料と位置づけるのかは、館の考え方によって異なり、資料の形態や媒体によって一律に定まるものではない。そのため、博物館毎に、自館における資料の価値を位置づけ、展示その他の活動を通じて、それを示すことが重要である。

カ) 博物館の資料を、博物館界全体の財産として効果的に活用することが重要であり、それぞれの博物館は、資料についての状態を把握し、他の博物館との貸借によって、より有益な展示その他の活動に供することが重要である。

キ) 博物館の資料に関わる情報は、国内的・国際的に広く活用されることを念頭に置いた整理をする必要がある。

ク) 博物館の休止又は廃止等に伴って資料の移動がある場合には、当該博物館から資料の移動についての情報を博物館登録を担う都道府県教育委員会に届出をすることや、都道府県教育委員会がその移動について他館への紹介をすること等により、移動情報が広く共有されることが望ましい。

- ・一次資料と二次資料については、その資料の範囲に関して、博物館ごとの相違や大学における博物館資料論における見解の違いなどが見られることから、新たな望ましい基準においては、その区別を廃止し、新たに「資料」について、次のとおり再整理することが適当である。

① 実物、標本、文献、図表、フィルム、レコード等の資料

② ①を複製、模造若しくは模写した資料、又は①に係る模型

③ ①②に関する図書、文献、調査資料その他必要な資料

なお、①②を「博物館資料」と称し、③については「博物館資料」に関する図書等と整理することとする。

⑥ 調査研究

- ・博物館は、博物館資料の価値を高め、人類の知的活動に寄与するため、調査研究を行うことが必要である。博物館での調査研究は、長期間の実施が必要であり、表面上目立つものではないが、博物館の活動が正確な情報に基づいて行われるための基礎的な活動として不可欠である。調査研究に裏付けられた収集、展示、教育普及活動等が行われることによって、博物館は社会から信頼を得るにふさわしい存在となる。
- ・調査研究の内容は、資料に関する専門的、技術的な調査研究、資料の保管及び展示等の方法に関する技術的な調査研究が中心となると考えられる。なお、当該資料に関する学問分野における調査研究や、教育普及活動、博物館管理運営等の博物館そのものの活動に関するものも重要である。
- ・調査研究は、博物館の諸活動の基礎となる活動であり、館の基本的運営方針にしたがって、計画的に行う必要がある。
- ・調査研究の成果は、国内外の研究者やさまざまな活動（学習・調査・研究・文化財保護等）に関わる者、地域の人々など、広い範囲の人々の研究等に資するものとなることが重要である。そのため、調査研究の成果は、展示や教育普及活動で活用するとともに、紀要や年報、報告書、学会誌等に掲載し、公表することにより広くその活用を図ることが必要である。
- ・調査研究をより有効に実施し、その成果を深めるために、自館のみではなく、広く他の博物館や研究機関等との共同調査や研究を実施することも重要である。
- ・上記の内容については、新たに「調査研究」という項目を設け、新たな望ましい基準に追加することが適当である。

⑦ 展示

- ・展示は、人々と博物館を直接結びつける活動としてとりわけ重要であり、研究に基づく正確な資料や情報を用い、博物館に対する信頼性を確保しなければならない。また利用者の関心や知識を深めるために、博物館は、展示方法のさまざまな工夫を行うとともに、資料に関する理解の増進やその効果的な鑑賞に資するための活動を行い、より学習効果の高い展示に取り組む必要がある。
- ・現行の望ましい基準に例示されている展示方法は必ずしも一般的に認知されていないため、第4条第2号の展示方法の例示を削除し、第4条第4号の内容と統合することが適当である。
- ・効果的な照明や音声、画像を含めた情報機器の活用等を含めた展示方法の工夫により、その効果を上げることを明記する。また、必要に応じて常設展示の計画的な更新を実施することを新たに留意事項として規定することが適当である。
- ・第4条第5号は、学習機会の提供の一環で行われるものであるため、学習機会の提供等を規定する第8条に移動する。また、「研究会」を追加することが望ましい。なお、参加体験型の双方向性のある活動も重要であり、講演会、研究会等の実施に当たっては留意すべきである。
- ・第4条第6号の、利用者への展示資料の解説や調査研究についての助言を行うことについても、「学習機会の提供等」で扱うものとする。

⑧ 学習機会の提供等

- ・学校支援にあたっては、学習指導要領との関連を意識した学習プログラムの制作、学芸員の学校派遣、更には、博物館と学校の間で学習活動の調整、支援、介在を行うコーディネーターの役割を担う職員の博物館への設置などが望まれる。

⑨ 情報の提供等

- ・博物館においては、自己点検評価の結果とともに運営上の課題に関する改善案を博物館利用者や

地域住民に公開する必要があることから、情報の提供等について、新たな望ましい基準においても規定することが適当である。

- ・運営に関する情報をインターネット等で公開することで、博物館の運営状況や改善の取組、さらには博物館がその地域に存在する意義を広く周知させることができる。あわせて、博物館利用者や地域住民からの意見を改善計画に反映させることも重要である。

⑩ 事業の連携等

- ・単独でなし得ない効果的な事業を展開するためには、同じ館種の博物館同士の連携はもとより、館種を超えた連携や、図書館・公民館等の社会教育施設、文書館等の文化資源を扱う機関、社会教育関係団体等とのより緊密な連携が重要であることから、新たな望ましい基準において、新たにその旨を規定することが適当である。
- ・博物館が学術及び文化の発展や地域の活性化に貢献することが重要であり、新たな望ましい基準においては、そのことに留意すべき旨も新たに規定することが適当である。
- ・博物館が、児童生徒を含めた住民が博物館活動を理解する機会を設ける（＝「ミュージアム・リテラシーの涵養」）よう努めることが重要である。

⑪ 開館日等

- ・社会教育調査によると、年間の開館日は増加しており、また、日曜日の開館については約9割の博物館が開館しているが、引き続き、開館日、開館時間の設定に当たって、利用者の便宜を図るよう規定することが重要である。
- ・利用者のニーズに応えるため、開館時間の延長に努めることが重要であり、各博物館の取組を期待するものである。

⑫ 職員

- ・学芸員などの専門職員は、博物館が行う事業内容（博物館法第3条）を効果的に実施し、博物館がその基本的運営方針を実現する上で、欠くことのできない職員であり、博物館活動の質を担う重要な役割を有する。そのために必要な数の学芸員の配置を行うことが重要である。
- ・博物館の資源を最大限に活かすためには、館長、事務系職員、学芸員などの専門職員等の相互の連携を強化するとともに、組織のあり方を工夫することが必要である。とりわけ教育普及活動や保存等は、これからの博物館に特に求められる機能とも言え、必要に応じ、教育普及活動や保存等を専門に担当する職員を配置するなど、それぞれの博物館で業務分担の在り方、専任の職員の配置の在り方等について適宜・適切な見直しを行い体制を整備するよう努めることを新たに規定することが適当である。

⑬ 職員の研修

- ・博物館活動の質を向上させるため、館長及び職員の研修の機会を拡充することが必要である。
- ・このため、都道府県教育委員会は、管内の公私立博物館の職員への研修機会の拡大に努めるべきである。また、博物館側は、都道府県教育委員会の研修その他必要な研修に学芸員をはじめ職員を積極的に参加させ、職員の能力及び資質の向上を図るよう努めるべきである。

⑭ 利用者に応じた博物館サービス

- ・青少年、高齢者、障害者、外国人等を対象とするサービスの向上のため、介助者の配置等障害者等への観覧支援、託児サービスの実施、外国語の表記、通訳ボランティアの配置等について新たに規定することが適当である。
- ・館の規模や対応能力を踏まえ、入館者が快適に観覧できる環境の整備・維持に努めることを規定

することが必要である。入館者数が多くても、観覧環境が悪く、来館者の満足度が下がることは望ましくないことに留意が必要である。

- ・上記の内容については、現行の望ましい基準では旧第十一条の「施設」にのみ利用者に応じた対応が記載されてきたところであるが、新たな望ましい基準においては、新たに「利用者に対応したサービスの提供」という項目を設けることが適当である。

⑮ 施設及び設備等

- ・入館者の快適性（アメニティ）や楽しさの向上が重要である。具体的には休憩施設、飲食施設、ショップの充実等が考えられるところであり、その旨を追加することが適当である。

⑯ 危機管理

- ・地震等の災害が起これば、当該地域の博物館においても大きな被害が生じる。貴重な資料が災害から適切に保護されるためには、地震や水害等の災害時の適切な対処は必要不可欠であり、防災対策や災害時の対処方針をあらかじめ明確に定めておくことが必要である。また、貴重な資料を次世代に伝えていくという意識を共有し、当該地域の博物館関係者や文化財保存関係者等専門家との協力体制を予め構築しておくことが重要である。最近においても、新潟県中越沖地震（平成19年7月16日）、岩手・宮城内陸地震（平成20年6月14日）等の大規模な災害が頻繁に発生しており、災害への対策を早急に行う必要性が高まっている。
- ・さらに、自然災害だけでなく、盗難・破壊等人的災害や口蹄疫、鳥インフルエンザ等感染症の発生等も含めた博物館の危機管理への対応について、新たに規定することが必要である。
- ・上記の内容については、新たに「危機管理」という項目を設け、新たな望ましい基準に追加することが適当である。

附記

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、博物館にも甚大な被害をもたらした。およそ200以上の博物館で、施設や設備、所蔵資料などが損傷を受け、中には津波のために施設が全壊・流失したり、職員が命を落とした博物館もあった。震災後には、東北地方はもちろん首都圏でも多数の博物館が休館を余儀なくされ、一部の博物館は避難所の役割も果たした。その後徐々に復旧・再開の動きも見られるものの、被災地では未だ復興の目途すらたない博物館もある。

他方、こうした困難な状況の中で、国による取組以外にも、全国各地の博物館・文化財関係者の間で支援の動きが直ちに広がり、これら関係者の協力によって、被災した所蔵資料の移送・洗浄・修復などの献身的な取組が今なお続けられている。

博物館は、それぞれの地域に関連する貴重な資料を有し、学術上の価値のみならず地域のアイデンティティ保持の観点からも重要な拠点であり、人々に心のやすらぎやゆとりをもたらすものである。こうした博物館の意義にかんがみ、貴重な資料を後世へ伝えていくため、今回の震災の経験を踏まえて、災害等による博物館の被害を防止するためのさらなる取組が求められる。

本報告書においては、防災対策や災害時の対処方針をあらかじめ明確に定めておくこと、当該地域の博物館関係者や文化財保存関係者等専門家との協力体制を予め構築しておくことなどを指摘し、「望ましい基準」に危機管理に関する規定を新たに設けることを提言している。今後、被災した全ての博物館が早期に復興することを心から願うとともに、本報告書を受けて改正される「望ましい基準」を踏まえ、各博物館において災害等に対する備えがさらに一層強化されることを期待したい。

平成23年8月

(別添) 登録・相当施設及び類似施設における各項目の上位30%の平均数値

		学芸員、学芸員補の数(人)				建物面積 (㎡)	資料数 (点)	開館日数 (日)	入館者数 (千人)
		専任	兼任	非常勤	専任+兼任+非常勤				
登録施設	総合博物館	10.8	1.1	2.6	12.8	11,797.1	251,238.8	337.3	150.7
	科学博物館	9.6	0.1	1.7	10.3	12,260.0	307,024.0	338.7	338.7
	歴史博物館	6.2	0.9	1.6	7.0	6,884.0	137,355.7	333.6	105.1
	美術博物館	5.9	0.6	1.2	6.5	8,938.7	36,768.6	329.2	166.2
	野外博物館	5.0	0.3	0.0	5.0	15,863.3	231,196.3	365.0	207.0
	動物園	4.0	0.0	0.0	0.0	7,130.0	25,928.0	343.0	773.0
	植物園	0.0	0.0	0.5	0.5	56.5	900.0	357.5	25.5
	動植物園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	水族館	5.5	1.0	0.0	5.5	6,651.5	54,365.0	365.0	302.0
相当施設	総合博物館	3.8	3.0	1.3	5.3	9,323.0	1,098,233.7	349.5	135.8
	科学博物館	12.1	0.8	1.9	13.4	13,583.5	478,378.4	354.0	359.5
	歴史博物館	4.1	2.0	1.3	5.3	9,013.8	152,811.8	348.7	177.5
	美術博物館	9.6	1.7	3.5	12.6	16,260.6	113,300.6	345.4	444.8
	野外博物館	6.0	0.5	3.0	7.0	16,251.0	117,658.0	365.0	732.0
	動物園	10.4	0.6	1.1	11.1	140,276.4	10,039.1	360.9	1,396.0
	植物園	3.0	0.5	0.0	3.0	6,110.0	164,471.0	352.5	435.5
	動植物園	0.0	0.0	0.0	2.7	23,283.0	72,977.7	365.0	1,215.3
	水族館	20.6	0.3	4.0	22.6	19,752.8	74,187.2	365.3	1,301.8
類似施設	総合博物館	1.8	0.5	1.0	3.1	5,186.3	203,312.0	338.8	86.9
	科学博物館	0.8	0.4	0.4	1.6	6,171.0	33,687.4	339.8	151.3
	歴史博物館	0.9	0.7	0.4	1.9	2,923.1	74,629.2	339.2	59.7
	美術博物館	2.2	0.5	1.0	3.2	3,892.5	15,675.1	349.7	110.3
	野外博物館	0.7	0.3	0.2	1.2	2,337.9	9,689.2	359.5	122.3
	動物園	2.8	0.2	0.8	3.6	11,542.6	11,137.0	363.5	603.3
	植物園	1.7	0.6	0.7	2.9	7,325.0	187,762.5	363.8	295.9
	動植物園	2.2	0.0	0.6	2.3	6,212.4	29,131.6	363.4	332.0
	水族館	2.9	1.5	1.4	5.4	7,694.7	29,957.2	364.8	692.7

※開館日数及び入館者数については、平成19年度間

平成20年度文部科学省社会教育調査より

VI 博物館についての国際的規程, 条約等

1 博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告 (仮訳)

〔昭和 35 年 12 月 4 日
第 11 回ユネスコ総会採択〕

国際連合教育科学文化機関は、1960 年 11 月 14 日から 12 月 15 日までパリにおいて開催された第 11 回総会において、その憲章に規程されている同機関の機能の 1 つが大衆教育と文化の普及に清新なる刺激を与え、人種・性又は経済的・社会的差別なしに、教育の機会均等の理想を推進せしめるため人々の間に協力を醸成することにより、人々の間に相互理解を増進するための仕事に協力し、且つ知識を保存し、増大させ、さらに普及することであることを考慮し、

博物館はこの課題の達成に効果的に貢献しうることを考慮し、あらゆる種類の博物館は娯楽と知識の根源であることを考慮し、さらに、博物館は美術品、学術資料を保存し、且つそれらを公衆に展示することにより、各種文化についての知識を普及し、かくして諸国民間に相互理解を増進することを考慮し、

その結果、国民のあらゆる階層、特に勤労階級に博物館を利用せしめるよう奨励するため、あらゆる努力が払われるべきことを考慮し、

世界の産業構造の進展とともに、人々が従来以上の余暇を持つこと、またかかる余暇が総ての人の利益と文化的向上に利用されるべきであることを考慮し、

博物館がその恒久的な教育上の使命を遂行し且つ、勤労者の文化的欲求を満足せしめるために斟酌すべき新たな社会的環境とその要請とを認め、

総会議題 17・4・1 にすべての人に博物館を利用せしめるための最も有効な方法に関する提案が上程されており、

本提案を加盟各国に対する勧告の方式をもって国際規制の対象とすべきことを第 10 回総会において決議したので、

1960 年 12 月 4 日に、この勧告を採択する。

総会は、加盟各国が、それぞれの国内で、本勧告に明示されている原則ならびに基準に効果を与えるために必要なあらゆる法的又は他の措置を講じて、下記規定を適用することを勧告する。

総会は加盟各国が本勧告を博物館を主管する当局又は団体ならびに博物館自体に周知せしめるよう勧告する。

総会は加盟各国が、総会によって決定される時期及び書式によって、加盟各国が本勧告に基づき行なった措置につき総会に報告するよう勧告する。

I. 定 義

1. 本勧告の趣旨にかんがみ、「博物館」とは、各種方法により、文化評価を有する一群の物品ならびに標本を維持・研究かつ充実することを特にこれらを大衆の娯楽と教育のために展示することを目的とし、全般的利益のために管理される恒久施設、即ち、美術的・歴史的・科学的及び工芸的収集、植物園、動物園ならびに水族館を意味するものとする。

II. 一般原則

2. 加盟各国は、各自国内の博物館が経済的又は社会的地位に関係なく、すべての人に利用されるようあらゆる適切な措置をとる。

3. このため、適用されるべき措置の選定については、加盟各国内にある種々の形態の博物館管理方法を考慮する。例えば、この措置は、博物館が国有且つ国によって管理されているか、国有ではないが、国から定期的又は随時財政援助を受けているか、あるいは、国が学術的、技術的又は行政的能力内で博物館管理に参加しているかによって異なるものであろう。

III. 博物館における資料の配置と観覧

4. 収集品は、明瞭な展示方法、簡潔な情報を与える説明書や貼札の系統的配置、利用者が必要とする説明が与えられる案内書や折り本の出版、各種階層の参観者に適応した註釈づきの案内人による規則的な観覧の編成によってすべての階層の人々が容易に鑑賞できるようにすべきである。即ち、案内人は適当な資格をもつものであり、本勧告題 16 節に掲げられている団体の機関を通じて任命されたものが望ましい。録音した解説の再生装置の慎重な利用もありうる。

5. 博物館は、各種階層のすべての観覧者の都合、特に勤労者の余暇時間を斟酌して、毎日都合のよい時間に開館させるべきである。

博物館は、地方環境や習慣に応じて連日休むことなくかつ毎夜勤労時間後も開館されているよう、交替制をとれるだけの十分な数の管理職員を持つべきである。

博物館は照明、暖房等必要な設備を持つべきである。

6. 博物館は容易に利用され、慰安手段を持つてできるだけ魅力的でなければならない。施設の特徴は尊重され、且つ展示物の見学者が、それによって鑑賞を妨げられないことを条件として、休憩所、食堂、喫茶室その他の類似施設が、一般大衆のために、なるべく博物館構内（庭、露台、適当地階等）又は博物館にごく接近した場所に設けられるべきである。

7. 観覧料はできる限り無料とするべきである。観覧料が常時無料でなく、または、それが名目的なものに過ぎなくとも、小額観覧料を徴収することが必要であると認められる場合には、各博物館の観覧料は、少なくとも1週間に1日あるいはこれに相当する期間無料とするべきである。

8. 観覧料が課せられる場合、これを証明する公の方法がある国においては、低所得者ならびに大家族構成員に対しては、これを免除すべきである。

9. 特定の博物館又は一群の博物館に何回でも入場できるようにする一定期間の予約割引観覧料のような、特別な便宜が常時利用を奨励するために提供される。

10. 可能な場合はいつでも、教育的・文化的計画に参加する学童や成人の団体、博物館職員、及び本勧告第 17 節に述べられている団体構成員に対しては観覧料は無料とすべきである。

IV. 博物館の広報

11. 加盟各国は、地方当局又は自らの文化活動事業部あるいは旅行事業部のいずれかを仲介として、かつ国の教育ならびに国際関係とも関連し、その権限の範囲内で博物館ならびに国際関係とも関連し、その権限の範囲内で博物館ならびにその展示会の観覧者数の増大を奨励するためあらゆる手段を講ずるべきである。

12. イ 加盟各国は、全国的又は地域的旅行社に、博物館の観覧者数の増大を図ることを主な目的の1つとするよう勧奨し、この目的に対しその事業活動及び財源の一部を供与するように勧奨するべきで

ある。

ロ 博物館は、上記旅行社の奉仕を正式に活用し、かつ博物館の社会的、文化的影響を伸展せしめるため自ら行なう努力にこれを協力させるよう勧誘さるべきである。

V. 地域社会における博物館の地位と役割

13. 博物館は、各地域で知的、文化的中枢として奉仕すべきである。よって、博物館は地域社会の知的、文化的生活に貢献すべく、地域社会はこれに対し博物館の活動と発展に参画する機会が与えられるべきである。このことは特に、その規模と不釣り合いなほど重要性を持つ小都会及び村落による博物館に適用さるべきである。

14. 博物館と、職業団体、労働組合、商工業企業の社会事業部のような地域団体との間に緊密な関係を樹立すべきである。

15. 博物館と、ラジオ、テレビジョン放送の機関、企業との間の協力が、最大の安全な注意を払いつつ、博物館展示物を成人及び学校教育のために利用できるよう確立され又は改善さるべきである。

16. 博物館が学校及び成人教育に対してなし得る寄与を認め、かつ促進すべきである。

さらに、博物館の寄与は、地方の教育指導者とその収集物の性質により、学校が特に関心をもつ博物館との間に公的かつ規則的連繫を樹立する任務をもつ適正な機関の配置により組織化される。

この協力は下記形態をとることもできる。

イ 各博物館が、博物館の教育目的への利用を組織化するために館長監督下に職員として教育専門家をおくこと。

ロ 博物館が、教育の尽力を求める教育担当の部をおくこと。

ハ 館長、教員で構成する合同委員会を、博物館を最も有効に教育目的に利用することを保証するため、地方又は地域水準で設立すること。

ニ 教育上の要請と博物館の資源を調整するためのその他の措置をとること。

17. 加盟各国は、特に法制上の便宜を供与することにより、博物館に精神的、物質的支持を与え得る博物館の友好団体又は類似団体の設立及び発展を促進すべきである。これらの団体はその目的を達成するのに必要な権限と特権とを付与されるべきである。

18. 加盟各国は、博物館の各種活動に青少年が参加することを奨励するため博物館クラブの発達を勧奨すべきである。

上記は、パリにおいて開催され、1960年12月15日閉会が宣された国際連合教育科学文化機関第11回総会により正当に採択された勧告の正文である。

2 国際博物館会議（イコム）規約

[2007年8月改訂]

2007年8月ウィーン（オーストリア）において承認された。

目次

序言

- 第1条 名称，法的地位，所在地，存続期間および会計年度
- 第2条 使命及び目的
- 第3条 用語の定義
- 第4条 会員
- 第5条 年会費
- 第6条 会員の特典
- 第7条 投票権
- 第8条 イコムの組織
- 第9条 管理機構
- 第10条 総会
- 第11条 執行委員会
- 第12条 執行委員会幹部
- 第13条 会計監査
- 第14条 諮問委員会
- 第15条 国内委員会
- 第16条 国内連絡員
- 第17条 国際委員会
- 第18条 地域連盟
- 第19条 加盟機関
- 第20条 大会
- 第21条 運営事務局
- 第22条 ユネスコーイコム博物館情報センター
- 第23条 収入及び支出
- 第24条 言語
- 第25条 方針と手続きの規則
- 第26条 他の機関との関係
- 第27条 発効と改正
- 第28条 解散

序言

国際博物館会議（International Council of Museums 以下イコムという）の規約は、この組織の最も基本的な文書である。この規約は、イコムの内部規定および職業倫理規程によって定義され、また補完される。

イコムの活動は、誠実、公正性と相互の尊敬に基づき、国際的な博物館のコミュニティーに奉仕するものでなくてはならない。

イコムの目的は、(i) 博物館の専門的な運営の確立と発展を促進し、そして (ii) 博物館の性格、機能および役割に対する知識と理解を推進することにある。

イコムは、博物館および博物館の専門職員に適用され尊重されるべき倫理基準を設定する。同組織は、博物館同士、またその専門職員間の協力と相互扶助を企画・調整する。また、博物館学およびその他の博物館学、博物館の経営や活動に関する研究分野、知識を代表し、推進し、普及する。

第1条 名称、法的地位、所在地、存続期間および会計年度

第1項 名称

この組織の名称は国際博物館会議(イコム)という。この名称と略称の使用は、同組織およびその会員が許可し、またはそれらを益するものに限定される。

第2項 法的地位

イコムは1946年に設立された、フランスの法律の適用を受ける(1901年、協会に関する法律)組織であり、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)と公式の関係を維持し、国際連合経済社会理事会の諮問的地位を有する非政府団体である。

第3項 所在地

登録されたイコム事務局の所在地は、フランス国、75732 パリ Cedex 15、ミオリ通1、メゾン・ド・ユネスコである。所在地は執行委員会の決定により変更できる。

第4項 存続期間

イコムの存続期間は無期限である。

第5項 会計年度

会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終了する。

第2条 使命及び目的

第1項 使命

イコムは、世界の現在及び未来の、そして有形および無形の自然および文化遺産の保存、維持、社会への伝達に従事する博物館および博物館専門職員の国際的組織である。

第2項 目的

イコムは、博物館活動のための専門的・倫理的基準を設定し、そのような問題に関して勧告し、訓練を促進し、知識を増進し、世界規模のネットワークと共同事業により公衆の文化に対する意識を高める。

第3条 用語の定義

この規約において以下の用語が最初の文字を大文字にして使用される時は常に、単数、複数の区別なくこの条項に定義された意味を持つ。

第1項 博物館

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、研究、教育、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示をおこなう公衆に開かれた非営利の常設機関である。

第2項 イコムに認知された機関

執行委員会は、諮問委員会の助言を求めた上で、他の機関を博物館の性格の一部またはすべてを備えているものと認めることができる。

第3項 博物館専門職員

博物館専門職員は、すべての博物館と、第3条・第1項の定義により博物館相当施設と認められた機関および博物館活動に益となる訓練・研究機関の職員のうち、博物館の運営と活動に関連した分野において専門的な研修を受けた、もしくは同等の実務経験を持つ者、またはイコムの職業倫理規程を尊重し、博物館のためにもしくは博物館とともに仕事をしているが、博物館とそのサービスに必要な商品や設備の販売または販売促進には係わっていない個人のすべてを含む。

第4項 正当な会員

イコムの正当な会員とは、入会の申し込みがこの規約の第4条・第2項にある条件のもとで認められ、執行委員会が定めた額の会員資格の年間費用（年会費）を同様に定めた期日に支払った個人（または団体）である。

第5項 国

国内委員会を設立するために、国は国際連合もしくはその専門機関のひとつに加入しているか、国際司法裁判所に加盟している自治国と定義される。

第4条 会員

第1項 会員

会員の資格は、博物館、イコムに認められた機関、博物館の専門職員および博物館のコミュニティーの進歩に利益があると思われる個人または機関に開かれている。会員に選ばれる資格のある人は、イコム入会の希望とイコムの職業倫理規程を受け入れ守ることを表明し、申込用書の全項目を記入すること。

イコムの会員資格は、各国の法規および国際条約を勘案して、美術品、天然および科学標本を含む文化

財を取引する(利益のために売買する)個人または機関(その職員も含めて)は保持することができない。

第2項 入会の承認

国内委員会は、新会員の入会の申込書および年間の会費をイコム事務局に至急送付する。

本条の第3項に定めるように、名誉会員のみがこの審査過程を免除される。名誉会員候補は執行委員会によって総会に提案され、総会は多数決によりその可否を決定する。

第3項 会員の範疇

- i. 個人会員—第3条に定める現役または退職した博物館の専門職員、もしくはその他の、その経験、またはイコムのためにおこなった専門的な仕事のゆえに個人会員になる資格を有する者。
- ii. 団体会員—博物館もしくは博物館の定義に合うその他の機関。
- iii. 学生会員—博物館関連の学術的な課程に在籍している者は、国内委員会によりこの範疇の会員としての入会を提案されることができる。
- iv. 名誉会員—国際的な博物館のコミュニティーまたはイコムのために格別の働きをした者。
- v. 賛助会員—博物館および博物館間の国際的な協力に対する関心のゆえに、まとまった経済的もしくはその他の援助をイコムに対して行う個人または団体。

第4項 会員資格の終止

イコムの会員資格は、以下の理由のいずれかによる自発的な退会もしくは執行委員会の決定によって打ち切ることができる。

- i. 職業上の身分の変化
- ii. 職業倫理違反
- iii. イコムの目的と実質的に相容れないとみなされる行為
- iv. 正式な支払い請求を受けた後の会費の不払い。

第5条 年会費

第1項 会費の額および支払い

イコムの個人、団体、学生および賛助会員は、それぞれ会員資格の年間費用(年会費)を、執行委員会が勧告し総会によって承認された額によって支払わなければならない。

毎年、執行委員会は翌年の年間会費の額を発表する。国内委員会は6月30日までに会費を事務局に送り、事務局は受領の翌月それを処理する。

第2項 会費の期間

年会費は当該の暦年に対するものである。

第6条 会員の特典

第1項 会員証カード

正当な個人会員には、イコムによって決められた特典が付与された会員証カードが発行される。

第2項 選挙に立候補する権利

正当な個人会員および正当な団体会員の代表者は、執行委員会（第14条・第5項参照）、諮問委員会の委員長または副委員長（第14条・第3項参照）、国内委員会、国際委員会もしくは地域連盟の選出される役職の選挙に立候補することができる。

第3項 指名された代表

団体会員は、国内委員会および国際委員会、また大会および総会における彼らの代表者を3名指名できる。

第4項 学生の参加

学生会員は国内および国際委員会の活動に参加することができ、また大会と総会にも出席・参加できるが、投票あるいはイコムの役職に立候補することはできない。

第5項 特別な身分

名誉および賛助会員には会員の権利と特典が与えられるが、イコムの選挙による役職に就くことはできない。

第7条 投票権

第1項 投票権

個人および団体会員の総会における、また執行委員会の選挙における投票権は本条の以下の項、第10条・第2, 3, 6項および諮問委員会の会議の場合は第14条・第7項に定める；投票の間に出席している会員は、1名を超える委任を行使することはできない。

第2項 委員会の投票

各国内および国際委員会は、総会までに提示された事柄に関して、それぞれの代表として投票する5名の会員（個人会員もしくは団体会員のなかで代表に指名されたもの）を指名する権利を有する。

第3項 加盟機関の投票

各加盟機関は、総会までに提示された事柄に関して、それぞれの代表として投票する3名の会員（個人会員もしくは団体会員のなかで代表に指名されたもの）を指名する権利を有する。

第4項 投票権のない会員

学生、賛助および名誉会員には、イコムの総会における投票権を有しない。

第8条 イコムの組織

イコムは次のように構成されている。

- i. 総会
- ii. 執行委員会
- 会長

- 副会長 2 名
- 収入役
- 一般(通常)委員
- iii. 諮問委員会
- iv. 国内委員会
- v. 国内連絡員
- vi. 国際委員会
- vii. 大会
- viii. 地域連盟
- ix. 加盟機関
- x. 事務局
- xi. ユネスコ・イコム博物館情報センター

第9条 管理機構

イコム本来の権限は会員にある。

執行委員会は、総会において選出された役員と一般(通常)委員によって構成され、イコムの運営面を担当する。

諮問委員会は、国内および国際委員会、地域連盟ならびに加盟機関の委員長によって構成され、イコムの諸活動において会員を代表して助言者的役割を務める。

第10条 総会

第1項 権限

総会はイコムの立法機関である。

第2項 会員

総会は、すべての個人、学生、賛助および名誉会員ならびに指名された団体会員の代表から成り立つ。国内委員会、国際委員会および加盟機関により第7条・第1, 2, 3項に従って代表投票者に指名された個人会員と団体会員の代表のみがイコムの総会における投票権を持つ。

第3項 会議

通常総会—総会は通常の会議を最低年1回、諮問委員会の年次会議のときに開催する。定足数は、出席者もしくは委任によって代理される投票権を持つ会員数（1会員に対する委任の数は手続きの規則に示されている）の単純多数である。もしもこの定足数に達しない場合、総会は同じ場所に遅くとも24時間以内に再び召集される。そのときの出席者が何人であっても、総会は討議をおこなう権限を持つ。通常総会の決議は単純に出席者の多数によりおこなわれる。

通常総会は、i) 入会申し込みの条件の変更に関する執行委員会の勧告について決定をおこなう。

通常総会は執行委員会のメンバーを選出する（第 11 条第 1 項および第 14 条第 5 項）通常総会は最低年 1 回、会計年度の終了後 6 ヶ月以内に、会計について決定するために開催される。

通常総会は、この規約の第 20 条に定められたように、3 年毎の会議を 3 年毎の大会とおなじ期日、場所で開催する。

臨時総会—会長の勧告により執行委員会は、規約の改正、ならびに執行委員会および/または諮問委員会、国内および国際委員会および/または地域連盟および加盟機関によって提案された重要事案の採決のために特別総会を開くことができる。特別総会における決定は、出席者および代理人の 3 分の 2 以上の多数によりなされる。

臨時総会は、規約のすべての面に関して改正する権限を持つ。

参加者リスト—各総会中に出席している構成員または委任状を持つ代理人は、出席名簿に署名をする。議長は出席名簿を閲覧しその正確性を保証する。

議事録—各総会の討議および決議に関する報告は、事務総長によって作成され、会長により承認される。複写および抄録は電子版または印刷版により会員に供される。

議事録には、開催期日、場所、議題項、開催の方式、出席会員および代理人の姓名、討議用に配られた文書および報告書、討議の要約、決議文と投票の結果を提示しなければならない。

第 4 項 総会への公式招待

執行委員会は、総会の議題を決め、会議の開催日より少なくとも 30 日前に総会の招集をおこなう。総会の会議は、フランス国、75732 パリ Cedex15、ミオリ通 1、メゾン・ド・ユネスコ、もしくは公式の招待状に示されたほかの場所で開催される。

I) 公式の招待状は、会議の期日より少なくとも 30 日前に事務総長から総会を構成するすべてのイコム会員に送付される。

II) 発表は、イコム・ニュースに掲載されるか、イコムのウェブサイトに掲示される。

公式招待状には、総会の期日、時間、会場、および議題が記される。

第 5 項 会長の権限

イコムの会長は総会の議長を務める。会長がこの役割を果たすことを望まない場合は、2 名の副会長のうちの 1 名が総会の議長を務める。

第 6 項 投票

総会の会議中、特に執行委員会の選挙の期間に、各国内・国際委員会は、総会で決定すべき問題について、それらの名において投票をおこなう5名の会員（個人会員もしくは団体会員の代表者）を指名する権利を有する。同様に、各加盟機関は、同一の条件で3名の投票会員（個人会員もしくは団体会員の代表者）を指名する権利を有する。

第11条 執行委員会

第1項 構成

執行委員会はイコムの意思決定機関である。同委員会は、9名以上、15名以下の選出された委員ならびに職務上の資格をもつ諮問委員会の議長により構成される。

執行委員会の委員は、通常総会によって選出され、3年間の任期を務める。執行委員会の役員および一般(通常)委員は、当選すれば2期連続して務めることができる。一般(通常)委員は後に委員会の役員に選出されてもよい。誰も執行委員会の委員を4期以上連続して務めることはできない。

会長は執行委員会の委員長を務める。会長が任期を全うできない場合は、執行委員会は、単純多数決により2名の副会長のうちの1名を選び、次期選挙までの会長代行とする。副会長が任期を全うできないときは、執行委員会は単純多数決により一般(通常)委員のうちの1名を選び、次期選挙までの副会長代行とする。一般(通常)委員が副会長を勤めた期間は、その委員が選出された役員を務めた期間とはみなされない。一般(通常)委員が任期を全うできない場合は、その役職は次期選挙まで空席のままとする。

執行委員会の委員に選出された者は、執行委員会の了承がないかぎり、イコム内で他の役職に就くことはできない。

第2項 会議

委員会は、通常会議を少なくとも年2回開催する。これらの会議のひとつは年次通常総会の際に、同じ時期と場所でおこなわれる。

第3項 委員会の義務

執行委員会はイコムの優良な運営を保証する。

委員会は、イコムのさまざまな資源（財政的、人的、知的および技術的）とその発展を監督する。

委員会はイコムの名声、国際的評価、一般からの尊敬を護る。

執行委員会は、会費の額を総会に勧告し、その承認をうる。

第4項 定足数および多数

委員会の会議の定足数は委員の単純多数である。

執行委員会は単純多数により決定をおこなう。

第5項 委員会

会長は、執行委員会の承認を得たうえで、常任委員会、特別調査委員会、および作業部会を任命し、その職務を規定することができる。

会長により再任命され執行委員会により承認されない限り、委員会、特別調査委員会、および作業部会の委員の任期は、3年毎におこなわれる執行委員会の選挙の次の年に終了する。

第12条 執行委員会幹部

幹部は以下のように構成される。

- (i) 会長1名
- (ii) 副会長2名
- (iii) 収入役1名

会長の任期は2年で、3年毎の総会において選出され、同期間で2期まで再選できる。会長は、博物館および博物館専門職員を代表する国際組織という権能をもつイコムの活動のために戦略指針を定める。会長はすべての民事上の行為においてイコムを代表する。会長の署名によりイコムは第三者との協約を締結する。会長は総会および執行委員会を招集し、議長を務める。

2名の副会長の任期は3年で、3年毎の総会において選出され、同期間で2期まで再選できる。副会長は会長によって命じられた業務を遂行し、会長が必要とする補佐をおこない、会長が不在の時には会議を招集して議長を務める。

収入役の任期は3年で、3年毎の総会において選出され、同期間で次の1期まで再選できる。収入役は、事務総長と協力してイコムの財政方針に必要なガイドラインを作成して執行委員会の了承を求め、イコムの収支の結果を検討して執行委員会および諮問委員会に定期的に報告をおこなう。

執行委員会幹部(役員により構成される)は緊急の問題に対応し、暫定的な解決をおこなうことができる。幹部によってなされた行動はすべて、緊急事態およびその応急措置に関する説明とともに、最も早い機会に執行委員会全体に対して報告される。

第13条 会計監査

執行委員会は年次会議において、有資格の個人または団体をイコムの監査役に指名し、報酬を定める。

監査役に任命された個人または団体は、イコムの収支について年次報告書を作成する。

第14条 諮問委員会

第1項 構成

諮問委員会はイコムの助言機関である。諮問委員会は国内および国際委員会、地域連盟および加盟機関の委員長(もしくは指名された代表)により構成される。

第2項 諮問委員会の機能

諮問委員会は執行委員会および総会に対して、イコムの方針、事業、手続き、財政について助言をおこない、また規約の改正を提案することができる。同委員会は、執行委員会が勧告するイコムの全体的な利益のためになることがらや活動について助言をおこなう。諮問委員会の活動は次回の会議で承認を得るために総会に報告される。

第3項 役員

諮問委員会の委員長および副委員長は、委員により3年の任期で選出される。諮問委員会の役員は2期連続して務めることができる。

諮問委員会の委員長は委員会の会議を招集し議長を務め、執行委員会の職務上の資格による委員、イコムの選挙担当役、および地域連盟全体の委員会の職務上の資格による委員を務める。

第4項 年次会議

諮問委員会は通常会議を、執行委員会がおこなう会議のうちいずれかと同じ期日と場所において、少なくとも年1回開催する。

第5項 執行委員会の候補者

イコム執行委員会の役員および通常委員の候補者は、国内または国際委員会によってのみ指名できる。指名には、それぞれ国内または国際委員会の委員長により署名され、指名委員会に代わって候補者の適格を確認するもう一人の委員によって裏書がされた書面が伴わなければならない。

第6項 代理人による投票

諮問委員会の委員（委員長を除く）は委員会の会議に別のイコム会員を代理として出席させることができるが、だれも1名を超える委任を受けることはできない。

第7項 定足数と多数

諮問委員会の会議の定足数は、出席している委員および代理の半数（50%）である。もしこの定足数に達しない場合は諮問委員会は同じ場所に24時間以内に再び召集される。そのとき出席者が何名であろうと諮問委員会は討議をおこなう権限を持つ。諮問委員会の決定は出席者および代理の人数の単純多数によりおこなわれる。

第15条 国内委員会

国内委員会は、ひとつの国のイコム会員全員によって組織され、執行委員会の認可を得て、その国において博物館および博物館専門職員の利益を代表し、またイコムの活動を企画・実施することができる。国内委員会の活動は「国内委員会の規則」に沿うものでなければならない。

第16条 国内連絡員

ある国に国内委員会が存在しない場合、1名のイコム会員が執行委員会によってその国のイコム国内連

絡委員に任命され得る。

第17条 国際委員会

国際委員会は、執行委員会の認可を得て、事業や活動の実施および同じ学術的・専門的な関心を持つイコムの会員間の通信経路としての役割を果たすことができる。国際委員会の活動は「国際委員会の規則」に沿うものでなければならない。

第18条 地域連盟

地域連盟は執行委員会の認可を得て、その地域の国内委員会、博物館ならびに博物館専門職員の情報交換および協力の場の役割を果たすことができる。地域連盟の活動は「イコム国内委員会地域連盟の規則」に沿うものでなければならない。

第19条 加盟機関

執行委員会は、少なくとも3分の2がこの規約に定義された博物館専門職員または博物館からなる国際組織に、その会員の半数が1年以内にイコムの会員になることを条件として加盟機関の地位を与えることができる。

第20条 大会

第1項 3年毎の集議

イコムは3年おきに大会を開催する。

第2項 決議

大会は討論中に提案された決議を総会での討議に提出することができる。

第21条 運営事務局

第1項 役割

運営事務局は、事務総長および他のイコム事務職員から構成されるイコムの運営の中心である。事務局は諸事業を評価・創始し、会員のファイルを扱い、財務を記録・運営し、イコムのアイデンティティーを保護・促進する。

第2項 運営

事務総長は、イコムに雇用された最高経営責任者であり、執行委員会に対してイコムの効率的で効果的な運営、イコムの組織としての機能に必要とされる資源および事務局の日常的業務、ならびにイコムの利益の促進、イコム会員、委員会、特別調査委員会、作業部会との連絡に関する責任がある。日常的事務がらについては、事務総長はイコムの会長に直接報告する。

第22条 ユネスコイコム博物館情報センター

第1項 管理

ユネスコイコム博物館情報センターはイコムにより管理される。同センターはイコム会員およびユネスコ職員に記録と文書のレファレンス・サービスを提供する。

第2項 職員および資源

事務総長は、ユネスコイコム博物館情報センターに対して責任があり、執行委員会が同センターの機能に必要なとみなす職員と資源とを提供しなければならない。

第23条 収入及び支出

第1項 収入

イコムの財源は以下のとおりである。

- (i) 会員が納める会費
- (ii) イコムの資産および活動からの収入
- (iii) 直接に受取る補助金および私的な贈与金ならびにイコム財団からの支援金
- (iv) イコムがおこなったサービスに対して契約の範囲内で受け取った支払い金

第2項 支出

イコムの財源の使用は、収入役が定めたガイドラインの基に作成され、執行委員会によって承認された年間予算にしたがってなされなければならない。

第24条 言語

第1項 公用語

英語、フランス語およびスペイン語をイコムの公用語とし、それぞれがイコムの会合において使用できる。

第2項 他の言語

総会は、会員がその費用を負担するならば他の言語を採用できる。

第25条 方針と手続きの規則

第1項 方針の採択

執行委員会は、この規約の条項に効力を与えるために必要とされる方針と規則を採択する。またその改正をすることができる。

第2項 手続きの規則

総会および諮問委員会は、その手続きの規則を採択し、またその改正をすることができる。大会はその手続きの規則を採択する。

第26条 他の機関との関係

第1項 ユネスコ

イコムは、ユネスコと諮問的關係を維持する。

第2項 イコム財団

イコムは、イコムの業務を支援するイコム財団と特別なパートナーシップ關係を維持する。

第3項 他のパートナー

イコムは適切だと思われる国際組織と仕事上の関係を結ぶことができる。

第4項 他の組織の参加

イコムは、公式の関係を結んだ国際組織の代表を大会または他の会合に参加するように招待することができる。

第27条 発効と改正

第1項 履行

この規約は総会による採択の後、直ちに発効する。

第2項 公文書

イコムはフランスにおいて1901年の法律によって管理される団体として登録されているので、この規約のフランス語版が、将来の翻訳のすべてが基づくべき公式の文書となる。

誤解または訴訟が起きた場合、確認の目的でフランス語の規約が参照される。

第3項 改正

執行委員会、諮問委員会、国内および国際委員会、地域連盟、ならびに加盟機関はこの規約の改正を提案することができる。

第28条 解散

第1項 解散に関する権限

イコムの会員は、臨時総会に出席している構成員またはその代理の4分の3（75%）の多数決によりイコムの解散を決定することができる。

すべての構成員が第10条第4項に従って、順当に召集されなければならない。

第2項 イコムの財産

解散時にイコムが所有していた財産はすべて、ユネスコと相談したうえ、団体に関するフランスの1901年の法律に準拠して、イコムと同様の目的を持つ機関に譲渡される。

3 国際博物館会議（イコム）日本委員会規程

（名称・事務所）

第1条 この会は、イコム（国際博物館会議）日本委員会という。

第2条 この会は、事務所を財団法人日本博物館協会内におく。

（目的・事業）

第3条 この会はイコム規程に従いその目的達成を図ると共に、国内における会員の活動の向上に資することを目的とする。

第4条 この会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. イコムとの連絡および情報の交換
2. イコム本部事業への参画
3. 関連する他の国内、国際機構への協力
4. 会員の国際的活動に対する援助
5. 出版に関する事業
6. 機関誌の発行、情報・資料の調査・収集および伝達
7. その他必要な事業

（組 織）

第5条 この会はイコムの個人会員、団体会員、賛助会員として認められた国内イコム会員よりなる。会員のうちから15名以内の委員を委員会が選出する。

会員はイコム規約第2条、第6条に該当する博物館関係者で、入会を申し出、委員会が承認したものとする。

賛助会員は、この会の趣旨に賛同し、事業を援助するもので、委員会が推薦したものとする。

（権利・義務）

第6条 会員はイコムの総会および所属する国際委員会において投票権を有する。

会員・賛助会員は、イコムの国内、および国際会議に出席することができる。

会員・賛助会員はイコム本部または日本委員会が発行する刊行物その他の資料の配布をうける。

第7条 会員・賛助会員は日本委員会の承認を経てイコム本部に登録される。

会員および賛助会員の代表は、その選択する国際委員会に所属し、イコムの事業に参加する。

第8条 会員は別に定める会費を負担するものとする。賛助会員は別に定める賛助会費を負担するものとする。

（役 員）

第9条 この会に委員長1名、副委員長5名、監事2名をおく。委員長および副委員長は委員の互選により定める。監事は会員の中から委員会が選出する。

第10条 役員および委員の任期は2ヶ年とする。

（役員の仕事・権限）

第11条 委員長は会務を総理し、会を代表し、会議を召集し、議長となる。

副委員長は委員長を補佐し、委員長に支障あるときはその職務を代理する。監事は会務・会計を監査し、総会に報告する。

（会 議）

第12条 委員は委員会を組織し、毎年1回以上委員会を開催する。

委員会は予算、事業計画を定め、役員を選出し、会員の資格を審査し、承認し、会費の額を定め、その他本運営の責に任ずる。

第13条 会員および賛助会員は委員会にオブザーバーとして出席することができる。

第14条 会員総会は毎年1回開催する。

総会は会務の報告をうけ、決算を承認する。

第15条 委員会は委員の3分の1（委任を含む）以上の出席をもって成立する。

総会は会員の10%（委任を含む）以上の出席をもって成立する。ただし、この場合は5人以上の会員の出席を必要とする。

第16条 議事は出席者過半数の賛成をもって決する。

但し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第17条 委員長は委員の3分の1以上が、会議の目的を示して請求したとき、臨時にそれぞれ委員会または会員総会を召集しなければならない。

（財政・会計）

第18条 この会の経費は、会費、寄付金、補助金その他の収入をもってあてる。

第19条 この会の資金は現金及び銀行預金とする。

第20条 この会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（顧問・名誉会員）

第21条 この会に顧問および名誉会員をおくことができる。

顧問は役員または委員としてとくに功労のあった者を委員会に諮って委員長が委嘱する。名誉会員は会員として永く貢献した者を委員会において推薦決定する。

顧問は委員会の要請により本会の議会に出席して意見を述べることができる。

（資格の喪失）

第22条 会員および賛助会員で会費を滞納し、または会員および賛助会員として適当と認めがたいことがあったときは、委員会はこれを除名することができる。

第23条 第4条の事業を行うため必要に応じ、専門部会を設けることができる。

第24条 この会に書記若干名をおく。

書記は委員長の指揮を受け、この会の事務を処理する。

附 則

第25条 この規程の改正および規程施行のため必要な事項は総会で定める。

改正案は28日前までに会員に配布される。規約の採用及び改正は会員の3分の1（委任を含む）以上の出席、出席した会員の4分の3以上の承認を必要とする。再改正案は些細である場合のみ、その総会で改正できる。これが些細か否かは議長が決定する。

第26条 この規程は昭和46年4月1日より施行する。

（昭和50年5月8日一部改正）

（昭和55年4月1日一部改正）

（昭和58年4月13日一部改正）

（昭和59年6月12日一部改正）

（平成4年10月25日一部改正）

（平成5年5月25日一部改正）

4 国際博物館会議（イコム）職業倫理規程

[2004年10月改訂]

はじめに

イコム職業倫理規程の今回の版は6年に及ぶ改訂作業の到達点である。イコムの「規程」を当時の博物館の實踐に照らして全面的に見直したのち、旧版に基づいた改訂版が2001年に発行された。そのときに想定されていたように、これは完全に形式を改め、博物館専門職の姿と感触を与え、専門職業實踐の基本理念に基づいて一般的な倫理の指針を提供するように作られた。この「規程」は3期にわたりイコム会員に諮られ、2004年のソウルにおける第21回総会において喝采とともに承認された。

この文書の全体の精神は、社会、地域社会、公衆とそれらのさまざまな構成員への奉仕および博物館の實踐者の専門職意識である。新しい構成、主要な点の強調と短くなった文の各段落の結果、規定全体に強調の変化が起きたが、まったく新しいものはきわめて少い。あたらしい特徴は2.11項と3, 5, および6セクションに略述した基本理念である。

イコム職業倫理規程は、国レベルの法律では多様で一貫性に乏しい公的な規定の主要な部分における専門職の自己規制の手段を提供する。それは、世界中の博物館の専門職員が無理なく待ち望んでいる行動および實踐の最低基準を設定したものであり、博物館の職業に求められる理にかなった公衆の期待を表明したものである。

イコムは、1970年に「資料取得の倫理」を出し、「倫理規程」の完全版を1986年に発行した。現在の版およびその2001年の暫定版はそれら以前の仕事に負うところが大きい。しかし、改定と再構成の大半の作業は現在の倫理委員会のメンバーが受け持ったのであり、實際の会合や電子手段を通じてのそれにおける彼らの貢献と、目標と日程に合わせようとする彼らの決意に対し感謝の意を表す。

旧版同様、今回の「規程」は世界中どこでも利用できる最低基準を提供するもので、各国および専門家の団体は、これを基にそれぞれの特有な要求を満たすものを作成することが可能である。イコムは、固有な要求を満たす各国および専門家の倫理規程の展開を奨励し、その文書の提供を受けたいと思う。これらは Maison de l'Unesco, 1 rue Miollis, 75732 Paris Cedex 15, France のイコム事務局あてに送付願いたい。Eメールは secretariat@icom.museum

イコム倫理委員会会長（2001年から2004年）

ジェフレイ・ルイス

会長：Geoffrey Lewis（英国）

会員：Gary Edson（米国）、Per Kaks（スウェーデン）、Byung-mo Kim（韓国）、Pascal Makambila（コンゴ）、—2002年から；Jean-Yves Marin（フランス）、Bernice Murphy（オーストラリア）、2002年まで；Tereza Scheiner（ブラジル）、Shaje'a Tshiluila（コンゴ民主主義共和国）、Michel Van Praet（フランス）

前 説

イコム職業倫理規程の地位

イコム職業倫理規程は国際博物館会議が制作したものである。これはイコムの規約の中に言及される博物館のための倫理の声明である。この「倫理規程」は、国際的な博物館共同体で一般に受け入れられている基本理念を反映している。イコムの会員であることおよびイコムへの年会費の納入はこの「倫理規程」の肯定を意味する。

博物館のための最低基準

この「規程」は博物館のための最低基準を提示したものである。望ましい職業的実践のガイドラインに裏付けられた一連の基本理念として表されている。国によっては、最低基準が法律、または国の規則で規定されている場合がある。また、最低基準に関する指導または評価が「認可」、「登録」もしくは類似の評価的措置の形で行われる国もある。こうした基準が国内で規定されていない場合には、イコム事務局、イコム国内委員会、または適切なイコム国際委員会を通じて指導を受けることができる。また、個々の国と博物館と関連する専門的な事柄に関する組織もこの「規程」を追加の規程を作るうえで基本とすることも意図されている。

イコム職業倫理規程の翻訳

イコム職業倫理規程は英語、フランス語、スペイン語の3ヶ国語で出版されている。イコムはそのほかの言語に「規程」を翻訳することを歓迎する。ただし、翻訳は少なくともその言語が通常第一言語として話されている国の、ひとつの国内委員会によって裏書された場合のみ「公式」とみなされる。一カ国以上で話される言語はそれらの国の国内委員会にも相談することが望ましい。公式の翻訳を提供するに当たっては、語学および職業的な専門性を要することに注意が払われなければならない。翻訳に使用した言語版と関与した国内委員会の名前を示すこと。これらの条件は、この「規程」もしくはその一部の、教育的仕事もしくは研究目的の翻訳を制限するものではない。

用語集

鑑定 : 資料または標本の真正の認定および評価。国によってはこの用語は、申出のあった贈答品の税制上の優遇措置適用に当たっての独立した評価のために用いられる。

利害の衝突 : 個人もしくは私的利益が存在するために、業務執行上原則の衝突が生じ、意思決定の客観性が制限され、もしくは制限されるように見えること。

取引 : 個人もしくは施設の利益のための物品の売買。

正当な注意義務 : 一定の決定をおこなう前に問題の事実関係を明らかにするためにあらゆる努力を払うという必要条件。とくに、資料の取得もしくは使用の申し出がおこなわれた際、承諾前に当該資料の出所および経歴を明らかにすること。

保存・修復者 : 文化財の技術的調査、保護、保存、修復をおこなう資格がある博物館または独立した職員。詳しくはイコムニュース 39 (1) 5-6 ページ (1986 年) 参照

文化遺産 : 美的、歴史的、科学的もしくは精神的に重要であるとみなされるあらゆる概念または事物。

管理機関 : 博物館の権能を付与する規則によって、博物館の存続、戦略的発展、財源に責任あると規定された人々あるいは組織。

収益活動 : 施設のための財政上の利得もしくは利益を目的とする活動。

法的権利 : 当該国における財産を所有する法的権利。国によっては、これは付与される権利であり正当に努力した探索の要求を満たさないかもしれない。

最低基準 : すべての博物館とその職員がそこに達したいと思うことを期待することがもっともである基準。

自然遺産 : 学術的意義を持つまたは精神的な表明を示す、すべての自然物、現象、もしくは概念

博物館^{注1} : 博物館とは社会とその発展に奉仕する一般に公開された非営利の恒久的な施設で、人々とその環境の有形および無形の証拠を研究、教育および娯楽のために収集、研究、伝達および展示をおこなうものである。

博物館専門職員^{注1} : 博物館専門職員は、博物館の運営と活動に関連する分野で専門的な訓練を受けるかもしくは同等の実験的な経験を持つ、博物館およびイコム規約の第二条第1、2項に規定された施設の職員（有給、無給を問わず）と、施設に属さない、イコム職業倫理規程を尊重し博物館および上に引用した規約に規定された施設のために働く人々で構成するが、博物館や博物館のサービスに必要な商業生産品および設備を促進もしくは販売する人々を含まない。

非営利団体 : (剰余金もしくは利益を含む) 収入がその団体および団体の運営の利益のためにのみ利用される、適法に設立された法人組織もしくは非法人組織の団体。「非営利目的」という用語は、これと同一の意味を有する。

資料の由来 : 資料の発見もしくは作成時から現在までの全経緯および所有権の経緯。これに基づきその資料の真正および所有権が決定される。

有効な所有権 : 資料の発見もしくは作成からの完全な由来によって裏づけされた、議論の余地のない物品を所有する権利。

注1 「博物館」と「博物館専門職員」の用語は、この「倫理規程」を解釈するための暫定的な定義であることに注意する必要がある。「イコム規定」に用いられている「博物館」及び「専門的博物館従業者」は、同規程の改定が完全になされるまでなお有効である。

1. 博物館は人類の自然・文化遺産のさまざまな側面を保存し、解釈し、促進する

基本原則：博物館は有形、無形の自然および文化遺産に対する責任がある。管理機関および博物館の戦略的な指示と監督に係る者はこの遺産を保護し、助長する主たる責務を負う。それと同時に、人的、物的、金銭的資源を活用できるようにする責務を負う。

施設の地位

1.1 権能を付与する文書

管理機関は、博物館がその法的地位、使命、永続性、非営利的性格を明確に述べた、国の法に従った、文書化され公表された規則、規約あるいはその他の公文書を持つことを保証しなければならない。

1.2 使命、目標、方針の声明

管理機関は、博物館の使命、目標および方針ならびに当該管理機関の役割および構成を明確に記した声明を作成し、公表し、従うべきである。

物的資源

1.3 土地建物

管理機関は、博物館がその使命に規定された基本的な機能を果たすためにふさわしい環境を備えた十分な土地建物を保証すべきである。

1.4 アクセス

管理機関は、博物館とその収蔵品が適切な時間帯に一定の期間すべての人に公開されることを保証すべきである。特殊なニーズを持った人々には特別の配慮がされなければならない。

1.5 健康と安全

管理機関は、施設の健康、安全および利用可能性に関する基準が職員と来館者に適用されるよう保証すべきである。

1.6 災害に対する保護

管理機関は、公衆および職員、収蔵品とその他の資源を自然および人為的な災害から保護するための方針を立て、それを維持すべきである。

1.7 警備の条件

管理機関は、収蔵品を展示、展覧会、作業または収蔵区域および輸送時における盗難または破損から守るために適切な警備を保証すべきである。

1.8 保険および補償

商業的な保険が収蔵品に利用される場合、管理機関は、その適用範囲が十分で、輸送中または貸与の物および現在博物館が責任を負うべき他のものを含むことを保証すべきである。補償制度が使用される場合、博物館の所有でない資料が十分に包含されている必要がある。

財 源

1.9 資金の確保

管理機関は、博物館の活動を実施し、発展させるために十分な資金を確保すべきである。すべての財源は専門的に説明できるようにすべきである。

1.10 収益の方針

管理機関は、その活動により生じる、もしくは外部の財源から受け取る収入の出所に関して書かれた方針を持つべきである。資金の出所別にかかわらず、博物館は行事、展覧会および諸活動の内容と廉直性を維持すべきである。収益活動は施設およびその公衆の水準を危うくするものであってはならない。(6.6を参照)

職 員

1.11 雇用の方針

管理機関は、人事に関するすべての措置が博物館の方針および適性かつ適法な手続きにしたがっ

てとられるように保証すべきである。

1.12 館長もしくは首長の任命

博物館の館長もしくは首長は重要な職であり、任命に際して管理機関は、その職責を効果的に果たすために必要な知識および技能に配慮すべきである。これらの資格には、倫理行動の高い基準に加えて十分な知的能力と専門的な知識が含まれるべきである。

1.13 管理機関へのアクセス

博物館の館長もしくは首長は、関連管理機関に直接の責任を負い、直接アクセスができなくてはならない。

1.14 博物館職員の有資格性

すべての責任を果たすのに必要な専門知識を有する、資格を持った職員を雇用することが必要である。(2.18, 2.24, 8.12 も参照のこと)

1.15 職員の訓練

有効な労働力を維持するためにすべての博物館職員の継続的教育と専門的発達の十分な機会が用意されるべきである。

1.16 倫理的矛盾

管理機関は、本「職業倫理規定」または国の法律もしくは専門職に関する倫理規定の諸条項と矛盾すると考えられる行為を一切、博物館職員に要求してはならない。

1.17 博物館職員とボランティア

管理機関は、博物館の専門職員とボランティアの間に前向きな関係を促進するような、ボランティアの活動に関する書かれた方針を持つべきである。

1.18 ボランティアと倫理

管理機関は、ボランティアが博物館および個人的な活動を行うとき、イコムの職業倫理規程および他の適用される規定や法に精通していることを保証すべきである。

2. コレクションを負託を受けて有する博物館は、社会の利益と発展のためにそれらを保管するものである。

基本原則：博物館は、自然、文化、学術遺産の保護への貢献として、その収蔵品の収集、保存、向上をおこなう義務がある。彼らの収蔵品は有意義な公的遺産であり、法において特別な地位を占め、国際的な規約によって保護されている。この公的負託には、正当な所有権、永続性、文書化、アクセシビリティおよび信頼できる処分を含む管理の観念が内包されている。

収蔵品の収集

2.1 収蔵品に関する方針

各博物館の管理機関は、収蔵品の取得、保持、利用に関する文書化された収蔵品の方針を採択し、公表すべきである。方針は、カタログ化、保存、展示されない資料の位置を明確にすべきである。(2.7と2.8を参照のこと)

2.2 有効な所有権

取得しようとする博物館が有効な権利を保有できることを納得しない限り、品物あるいは資料を購入、寄贈、貸与、遺贈または交換によって取得すべきでない。ある国における法にかなった所有権が、必ずしも有効な権利とはかぎらない。

2.3 資料の由来と正当な注意義務

購入、寄贈、貸与、遺贈、もしくは交換の申し入れがあった資料もしくは標本は、すべて取得の前に、その原産国もしくは適法に所有されていた中継国（博物館の自国も含む）から違法に取得もしくは輸入されたものでないことを確認するためにあらゆる努力を払うべきである。これに関して、正当な注意義務を払ってその物件の発見もしくは制作以来の由来を明らかにするべきである。

2.4 無認可のもしくは非学術的なフィールドワークに由来する資料と標本

博物館は、それが取得された際に記念物、考古学的あるいは地学的要地もしくは種および自然生息地に対する無認可の、または非学術的な、もしくは意図的な破壊または損傷が伴っていたと確信するに足る合理的な要因がある場合は、かかる資料を取得してはならない。同様に、発見されたものが土地の所有者もしくは占有者、または、適当な法的もしくは行政上の責任機関に通知されていない場合、その取得は行われてはならない。

2.5 文化的に慎重さを要する資料

遺骸および神聖な意義を持つ資料は、安全に所蔵されかつ敬意のこもった保管が可能な場合のみ取得されるべきである。これは専門職業上の基準に則り、かつ知られている場合にはそれらのもの由来する地域社会あるいは、民族的もしくは宗教的団体の構成員の利益と信仰に矛盾しない方法で達成されなければならない(3.7および4.3も参照のこと)。

2.6 保護された生物学的もしくは地学的資料

博物館は、地方、国、地域の、もしくは国際的な野生生物保護または自然史保存に関する法あるいは条約に違反して、収集、販売、もしくはそのほかの方法で移転された生物学的もしくは地学的資料を取得すべきではない。

2.7 生きている収蔵品

収蔵品が生きている植物または動物標本を含むときはそれらが由来する自然のおよび社会的環境、および地方、国、地域の、もしくは国際的な野生生物保護または自然史保存に関する法あるいは条約に特別の配慮をするべきである。

2.8 作業用収蔵品

収蔵品に関する方針は、品物自体よりも文化的、学術的もしくは技術的な過程の保存のほうに力

点が置かれているような、あるいは品物や標本が通常の取り扱いおよび教育の目的で集められるような、あるタイプの作業用収蔵品について特別な配慮を含むことができる。

2.9 収蔵品に関する方針の枠外の取得

博物館の収蔵品に関する公にされた方針の枠外で、資料もしくは標本を取得することは、例外的な状況においてのみなされるべきである。管理機関は、知ることができる専門的な意見および関心をもつすべての関係者の見解を考慮すべきである。考慮には、その文化もしくは自然遺産に関する状況およびそのような資料を収集している他の博物館の特別の関心が含まれる。そのような場合にも、正当な権利を伴わない資料もしくは標本を取得すべきではない。

2.10 管理機関の構成員もしくは博物館職員による取得

販売であれ、寄贈であれ、または税金免除を伴う寄贈としてであれ、管理機関の構成員もしくは博物館職員あるいはその家族およびこれらの人々と親しい人々からの資料の取得の際には、特別の注意が要求される。

2.11 最後の手段の保管所

この倫理規程のどの部分も、博物館が適法な責任を有する領域からの、由来不明の、不法に収集もしくは取得された標本もしくは資料のための承認された保管場所となることを妨げるべきではない。

収蔵品の除去

2.12 処分に関する法的もしくはその他の権限

博物館に処分を許可する法的権限がある場合、もしくは博物館が処分を条件に資料を取得した場合にも、法的もしくはその他の要件および手順は完全に遵守しなければならない。最初の取得が義務的もしくはその他の制限を伴ったものである場合、そのような制限の遵守が不可能または博物館にとって大きな損害であること、そして、もし適切と認められる場合には、法的救済措置がとられていることを明確に示すことができない限り、これらの条件は遵守しなければならない。

2.13 博物館の収蔵品からの除去

博物館の収蔵品から資料もしくは標本を除去することは、その資料の意義、性格（更新できる場合もできない場合も）、法的な位置、およびそのような行為から生じ得る公衆の信頼の損失を十分理解した上でのみ行われるべきである。

2.14 放出に対する責任

放出の決定は、博物館の館長および当該収蔵品の担当学芸員と共同で行動する管理機関の責任である。作業用収蔵品には特別の措置が適用される（2.7および2.8参照）。

2.15 収蔵品から除去された資料の処分

各博物館は、寄贈、移管、交換、売却、返還、もしくは破壊による資料の収蔵品からの永久的な除去をおこなうための公認された方法を規定し、また受け取る施設への制限されない権利の譲渡を容認する方針を持たねばならない。すべての除去の決定、当該資料およびその処分について完全な記録を保

存しなければならない。放出品は優先的に他の博物館に提供するべきであるとの強い仮定がある。

2.16 収蔵品の処分からの収入

博物館の収蔵品は公衆からの預託物であり、換金できる財産として扱うべきではない。博物館の収蔵品からの資料および標本の放出と処分から受けた金銭もしくは報酬は、収蔵品のためのみ、および通常はその収蔵品への収集のためだけに用いなければならない。

2.17 放出された収蔵品の購入

博物館職員、管理機関、または、その家族もしくは親しい人々に対しては、彼らに責任がある収蔵品から放出された資料の購入を許可するべきでない。

収蔵品の保護

2.18 収蔵品の永続性

博物館は、その収蔵品（永久的なものも一時的なものも）および適切に記録された関連の情報が、現在において使用でき、また現在の知識および資源に配慮しながら、できる限り良好かつ安全な状態で将来の世代に伝えることを保証する方針を決め、適用しなくてはならない。

2.19 収蔵品の責任の委任

収蔵品の保護に関する専門的な責任は、適切な知識と技術を持った人々もしくは十分な監督下にある人々に任されるべきである（8.11も参照のこと）。

2.20 収蔵品の文書化

博物館の収蔵品は、容認された専門的な基準にしたがって文書化されなければならない。この文書化は、一点ごとの完全な同一性確認と特徴の説明、関係、由来、状態、処理と現在ある場所を含まなければならない。そのようなデータは、安全な環境で保管され、博物館の職員やその他の正当な利用者が情報を得るためのデータの取り出しシステムが備わっていないとてはならない。

2.21 災害からの保護

武力抗争およびその他の人為的また自然災害時における収蔵品の保護の方針の作成について、細やかな注意が払わなければならない。

2.22 収蔵品と関連のデータの安全

収蔵品のデータが一般に公開されるとき、博物館は、慎重さを必要とする個人的なまたは関連の情報および秘密事項を開示することを避けるための制御を行わねばならない。

2.23 環境保存計画

環境保存計画は、博物館の方針と収蔵品の保護の重要な要素である。収蔵庫にあるとき、展示中、もしくは輸送中であるときも、収蔵品の保護的環境を作り出し、これを維持することは博物館の専門職員の重要な責任である。

2.24 収蔵品の保存と修復

博物館は、資料もしくは標本が保存・修復の処置と資格のある保存技術者・修復者の仕事を必要とする時を決定するために、収蔵品の状態を注意深く監視しなければならない。主な目的は、資料または標本の状態の安定化であるべきである。保存の手順は、すべて文書化され、またできるだけ可逆的であるべきであり、すべての変更箇所は、資料および標本の原品の部分と明確に識別可能にするべきである。

2.25 生きた動物の厚生

生きた動物を飼育している博物館は、それらの健康と福祉に関するすべての責任を負うべきである。博物館は、獣医学の専門家によって承認された、職員、来館者、および動物の保護のための安全規程を作り履行しなければならない。遺伝子的改変は明確に識別できるようにすべきである。

2.26 博物館の収蔵品の個人的使用

博物館の職員、管理機関、彼らの家族、近しい人々等に、博物館の収蔵品を一時的であっても個人的な目的での収用を許可してはならない。

3. 博物館は知識を確立し深めるための主要な証拠を持つ

基本原則：博物館は、収集し所蔵している主要な証拠の保管、利用可能性、解釈に関して、すべての人に対して特別な責任がある。

主要な証拠

3.1 主要な証拠としての収蔵品

博物館の収蔵品の方針は、主要な証拠としての収蔵品の意義を明確に示さねばならない。方針は、これが現在の知的な流行もしくは博物館の使用に支配されていないことを証明すべきである。

3.2 収蔵品の利用可能性

博物館は、秘密と安全の理由から生じる制限に配慮しつつ、収蔵品および関連するすべての情報ができる限り自由に利用できるようにする特別な責任がある。

博物館の収集と研究

3.3 現地の収集

現地の収集をおこなっている博物館は、学問的な規程、適用のある国法および国際法ならびに条約上の義務に一致する方針を作るべきである。フィールドワークは、地域社会の意見、彼らの環境資源および文化実践ならびに文化・自然遺産を高める努力に対する敬意と配慮をもってのみおこなわなければならない。

3.4 主要な証拠の例外的な収集

非常に例外的なケースでは、由来の不明の資料が、本質的に知識の増進に著しく貢献するものであり、その資料を保存することが公的利益に叶うことがある。そのような資料の博物館の収蔵品への受け入れは、関連の学問分野の専門家の決定に従うべきであり、その国に対するもしくは国際的な偏見が

あってはならない。

3.5 研究

博物館職員による研究は、博物館の使命と目標に関連し、確立した法的、倫理的、学問的な慣行に合致するものでなければならない。

3.6 破壊的分析

破壊的分析の手法が行われるときは、分析された資料、分析の結果、出版物を含むそこから生じた研究の完全な記録がその資料の永久的な記録の一部となるべきである。

3.7 遺骸および神聖な意味のある資料

遺骸および神聖な意味のある資料についての研究は、専門的な基準に従った方法で、知られている場合はそれらの資料が由来する地域社会、民族もしくは宗教団体の利益と信仰を考慮に入れつつ行われなければならない（2.5、4.3も参照のこと）。

3.8 研究資料に対する権利の保有

博物館職員が発表のための資料、現地調査の記録のための資料を作成するとき、その資料に対するあらゆる権利に関して、それを支援する博物館の間で明確な取り決めがなくてはならない。

3.9 共有される専門知識

博物館専門職員には、その知識および経験を同僚のほか、関連分野の学者、学生と共有する義務がある。博物館専門職員は、自分が教えを受けた人々を尊敬し認めるべきであり、他の人々に役立つ可能性のある技術および経験における進歩を提供するべきである。

3.10 博物館および他の施設間での協力

博物館職員は、類似の関心を持ち、収集活動を行う施設間の協力および協議の必要性を認め、これを支持すべきである。このことは、研究を通じて重要な収蔵品が生み出されてもそれらの長期の安全が確保できない、高等教育機関およびある種の公共施設について特に言えることである。

4. 博物館は自然および文化遺産を鑑賞し、理解し、それを促進する機会を提供する。

基本原則：博物館には、その教育的役割を開発し、博物館が対象とする地域社会、地方もしくは団体から幅広い来館者をひきつけるという重要な義務がある。

陳列と展覧会

4.1 陳列、展覧会および特別な活動

陳列や展覧会は、それが物質的なものであれ電子的なものであれ、博物館の明確な使命、方針および目的にしたがって行われるべきである。博物館は、収蔵品の質や適切な保管と保存について妥協するべきでない。

4.2 展示物の解釈

博物館は、陳列や展覧会において提示する情報には十分な根拠があり、正確であり、それが象徴する団体や信仰に対して適切な配慮がなされていることを保証すべきである。

4.3 慎重さを要する資料の展示

遺骸および神聖な意味のある資料は、専門的な基準に従った方法で、知られている場合はそれらの資料が由来する地域社会、民族もしくは宗教団体の利益と信仰を考慮に入れつつ陳列されなければならない。それらは、すべての人々が持つ人間の尊厳の気持ちに対する深い察知と尊敬をこめて展示されなければならない。

4.4 公開陳列からの撤去

遺骸および神聖な意味のある資料を公開陳列から撤去するよう、それらの資料が由来する地域社会から要求されたときは、尊敬と感性を持って迅速に応じなければならない。そのような資料の返還の要求にもまた同様に応じなければならない。博物館の方針は、そのような要求に応えるための手続きを明確に示さなければならない。

4.5 由来不明の資料の陳列

博物館は、出所の疑わしい、もしくは由来の不明な資料を陳列もしくは他の方法で使用することを避けるべきである。博物館はそのような陳列や使用が文化財の違法取引の容認および助長的行為とみなされる可能性があることを承知しておくべきである。

他の資源

4.6 公表

博物館によって公表された情報は、それがいかなる方法をとったものでも、十分な根拠があり、正確で、学問上の規律、社会もしくは表された信仰に対して責任のある配慮がなされているべきである。博物館の情報の公表は、博物館の水準を損なうものであってはならない。

4.7 複製

博物館は、収蔵品の模造、複製、複写を作成するとき原品の完全な形を尊重するべきである。それらの複製品は永久的に模造品であることを明示するべきである。

5. 博物館の資源は、他の公的サービスや利益のための機会を提供する。

基本原則：博物館は、博物館内よりはるかに広い場での適用力を持つ多様な専門性、技能および物質的資源を使用する。このことは、博物館活動の延長として、共有される資源もしくはサービスの供給につながりうる。それらは、博物館の明確な使命を損なうことのない方法で計画されるべきである。

鑑定サービス

5.1 違法もしくは不法に取得された資料の鑑定

博物館が鑑定のサービスをおこなうとき、そのような活動から直接的であれ間接的であれ利益を得ているとみなされるような行動をとるべきではない。違法もしくは不法に取得、譲渡、輸入もしくは輸出されたと信じられる、または疑われる資料の鑑定や真正の認定は、適切な機関に通知される以前に

公表するべきではない。

5.2 真正の認定と評価（価値の判定）

博物館の収蔵品に保険をかける目的で評価する場合がある。それ以外の資料の金銭的な価値に関する意見は、他の博物館もしくは権限を持つ法的、行政的もしくは責任のある公的機関からの正式な要請によってのみ述べられるべきである。しかし、博物館が受益者である場合、資料もしくは標本の評価は第三者的姿勢で行わなければならない。

6. 所蔵品が由来する、もしくは博物館が奉仕する地域社会との密接な協力のもとに行う博物館の業務

基本原則：博物館の収蔵品は、それらが由来する地域社会の文化的および自然の遺産を反映する。そういうものであるから、それらは、国の、地域の、地方の、民族的、宗教的もしくは政治的独自性と強い類縁性を含みうる、通常の属性を超えた性格を有する。したがって、博物館の方針はこの可能性に配慮されなければならない。

収蔵品の原産地

6.1 協 力

博物館は、原産地である国もしくは地域社会の博物館および文化機関と知識、文書および収蔵品の共有を促進するべきである。遺産の重要な部分を失った国もしくは地域の博物館とのパートナーシップを築く可能性が探られるべきである。

6.2 文化財の返還

博物館は、文化財をその原産国またはその国民に返還するための話し合いを開始する態勢を整えているべきである。このことは、科学的、専門的また人道的な原則と、適用される地方・国の法、および国際法に基づき、政府もしくは政治レベルの行動に優先して、公平に行われるべきである。

6.3 文化財の復帰

原産国もしくはその国民が、国際および国の協定の原則に違反して輸出あるいは譲渡され、かつ、それが当該国または国民の文化または自然遺産の一部であることを示すことができるような資料または標本の復帰を求めるときは、関係博物館は、法的にそうすることが自由如果可以ならば、その返還に協力するため速やかかつ責任ある手段を講じるべきである。

6.4 占領された国からの文化財

博物館は、占領された地域からの文化財を購入もしくは取得することを差し控えるべきであり、文化および自然資料の輸入、輸出および譲渡を規定するあらゆる法律と協定を完全に守るべきである。

奉仕される地域社会への敬意

6.5 現代の地域社会

博物館の活動が現代の地域社会もしくはその遺産とかかわっている場合、資料の取得は、所有者や通知者につけこむことなしに、情報を与えた上での相互の了承に基づいてのみ行われるべきである。関与する地域社会の希望の尊重が最重要視されるべきである。

6.6 地域社会の施設の財源

現代の地域にかかわる活動のための資金を求めるとき、彼らの利益をないがしろにしてはならない (1.10 を参照のこと)。

6.7 現代の地域社会からの収蔵品の使用

博物館が現代の地域社会からの収蔵品を使用する場合、それらを使用する人々の尊厳、伝統および文化を尊重する必要がある。そのような収蔵品は、多様な社会、多文化および多言語の表現を擁護することによって人々の福祉、社会の発展、寛容および尊敬を促進するために使用されるべきである (4.3 を参照のこと)。

6.8 地域社会の中の支援団体

博物館は、地域社会の支援のための好ましい環境 (博物館友の会などの支援団体) を作り、その貢献を認め、地域社会と博物館職員との友好的な関係を促進するべきである。

7. 博物館は法律に従って事業を行う

基本原則：博物館は、国際的、地域的、国の、もしくは地方の法律と条約の義務に完全にしたがうべきである。さらに、管理機関は、博物館のあらゆる側面、その収蔵品および事業に関連する法的な拘束力のある負託や条件をみたすべきである。

法的枠組み

7.1 国及び地方の法規

博物館の事業に影響をあたえるので、博物館はすべての国と地方の法律にしたがい、他の国の法規を尊重すべきである。

7.2 国際法

博物館の方針は、イコム職業倫理規程の解釈において基準とされる、以下の国際法を認めるべきである。

- 武力衝突時の文化財保護のためのユネスコ条約 (ハーグ条約, 1954 年第一議定書および 1999 年第二議定書)

- 文化財の不法な輸入、輸出および所有権の譲渡を禁止し防止する手段に関するユネスコ条約 (1970 年)

- 危機に瀕している野生動植物の種の国際取引に関する条約 (1973 年)

- 生物学的多様性に関する国連条約 (1992 年)

- 窃盗および不法輸出された文化的資源に関するユニドロワ条約 (1995 年)

- 水中文化遺産の保護に関するユネスコ条約 (2001 年)

- 無形文化遺産の保護に関するユネスコ条約 (2003 年)

8. 博物館は専門的に事業を行う

基本原則：博物館の専門職員は、受け入れられた基準と法を守り、彼らの職業の尊厳と名誉を維持

すべきである。彼らは違法もしくは反倫理的な専門的行為から公衆を守るべきである。博物館の社会への貢献についての公衆のよりよい理解を促し、この職業の目標、目的および抱負について、公衆に知らせ、教育するため、あらゆる機会を利用すべきである。

専門職的行動

8.1 関連法規の熟知

博物館の専門職員はすべて、関連する国際、国内および地方の法ならびに彼らの雇用条件に通暁しているべきである。彼らは不適切な行為とみなされるような状況を回避するべきである。

8.2 職業上の責任

博物館の専門職員は、勤務している博物館の方針と手続きに従う義務を負う。しかし、博物館もしくはその専門職および職業倫理に損害を与えらると思われる慣行にたいして正当な反対を唱えることができる。

8.3 専門職的行動

同僚および勤務先博物館への忠誠は、重要な職業上の責任であり、専門職業全体に適用される基本的な倫理原則への忠誠に基づくものでなければならない。彼らはイコムの職業倫理規程の条件を守るべきであり、その他の博物館業務に関連する規定もしくは方針を認識しているべきである。

8.4 学問的および学術的責任

博物館専門職員は、収蔵品に固有の情報の調査、保存、使用を促進するべきである。したがって、彼らはそのような学問的および科学的データの損失につながるような行動や状況を避けるべきである。

8.5 不法な市場

博物館専門職員は、自然および文化財の不法な移動もしくは市場に直接であれ間接であれ力を貸すべきでない。

8.6 秘密保持

博物館専門職員は、勤務中に入手した秘密情報を保護しなければならない。加えて、鑑定のために博物館に持ち込まれた品目に関する情報は、機密情報であり、所有者から特に許可がない限り公表したり、他のどのような機関もしくは個人にも流してはならない。

8.7 博物館と収蔵品の警備

博物館の警備、もしくは勤務中に訪問した個人コレクションの警備と所在地に関する情報は、博物館職員によって厳重な秘密とされなければならない。

8.8 秘密保持の義務の例外

秘密の保持は、盗まれた、不法に取得された、もしくは違法に譲渡された可能性がある物品にかんする警察または他の正当な機関による捜査に協力する法的な義務に従属する。

8.9 個人の独自性

専門職にあるものは、ある程度個人の独自性を保持する権利を有するが、彼らは、いかなる私的な仕事または専門的利益も彼らが勤務する機関と完全に切り離すことはできないことを心得ておかなければならない。

8.10 専門職業上の関係

博物館の専門職員は、彼らが勤務する博物館の内外で多数の人々と業務上の関係を持つ。彼らは、他の人々に対して効率の良い高い水準の専門的サービスを提供することを期待されている。

8.11 専門的相談

入手できる専門知識が、博物館内での良い決定を保証するには不十分であるときは、博物館内外の専門家に相談するのは職業上の責務である。

利害の衝突

8.12 贈答、援助、貸与もしくはその他の個人的な便宜

博物館職員は、所属博物館の職務に関連して提供された可能性のある贈り物、援助、貸与もしくはその他の個人的便宜を受けてはならない。場合によっては、職業上の慣例に贈り物の授受が含まれていることがあるが、それは必ず関係機関の名において行うべきである。

8.13 外部の雇用もしくは仕事の利益

専門職にあるものは、ある程度個人の独自性を保持する権利を有するが、彼らは、いかなる私的な仕事または専門的利益も彼らが勤務する施設と完全に切り離すことはできないことを心得ておかなければならない。彼らは博物館の利益と衝突する、もしくは衝突するとみなされる他の有給の雇用もしくは外部の委嘱を受けるべきではない。

8.14 自然・文化遺産の取引

博物館の専門職員は、直接、間接を問わず、自然もしくは文化遺産の取引（利益のための売買）に加わるべきではない。

8.15 取引人との相互作用

博物館専門職員は、博物館の資料の購入もしくは処分、あるいは公的行為の実施または回避の誘引として、取引業者、競売人もしくはその他の人物から贈り物、歓待もしくはいかなる形の報酬も受けなければならない。さらに、博物館専門職員は、特定の取引業者、競売人もしくは鑑定人を一般人に推薦すべきではない。

8.16 個人的収集活動

博物館専門職員は、資料の取得もしくは個人的収集活動のいずれにおいても所属機関と競合すべきではない。博物館専門職員と管理機関との間で個人的な収集に関する協約書を作成し、良心的にこれに従わなければならない。

8.17 ICOMの名称とロゴの使用

イコム会員は、いかなる営利目的の活動もしくは製品の促進や信用性の付与のために“International Council of Museums” および“ICOM”という言葉、もしくはそのロゴを使用してはならない。

8.18 その他の利害衝突

個人と博物館の間にその他の利害の衝突が生じた場合は、博物館の利益が優先する。

5 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

昭和 55 年 8 月 23 日
条約第 25 号
最近改正平成 17 年 2 月 17 日
外務省告示 73 号

締約国は、

美しくかつ多様な形体を有する野生動植物が現在及び将来の世代のために保護されなければならない地球の自然の系のかげがえのない一部をなすものであることを認識し、

野生動植物についてはその価値が芸術上、科学上、文化上、レクリエーション上及び経済上の見地から絶えず増大するものであることを意識し、

国民及び国家がそれぞれの国における野生動植物の最良の保護者であり、また、最良の保護者でなければならないことを認識し、

更に、野生動植物の一定の種が過度に国際取引に利用されることのないようこれらの種を保護するために国際協力が重要であることを認識し、

このため、適当な措置を緊急にとる必要があることを確信して、

次のとおり協定した。

第 1 条 定義

この条約の適用上、文脈によって別に解釈される場合を除くほか、

(a) 「種」とは、種若しくは亜種又は種若しくは亜種に係る地理的に隔離された個体群をいう。

(b) 「標本」とは、次のものをいう。

(i) 生死の別を問わず動物又は植物の個体

(ii) 動物にあつては、附属書Ⅰ若しくは附属書Ⅱに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもの、又は附属書Ⅲに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもののうちそれぞれの種について附属書Ⅲにより特定されるもの

(iii) 植物にあつては、附属書Ⅰに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもの、又は附属書Ⅱ若しくは附属書Ⅲに掲げる種の個体の部分若しくは派生物であつて容易に識別することができるもののうちそれぞれの種について附属書Ⅱ若しくは附属書Ⅲにより特定されるもの

(c) 「取引」とは、輸出、再輸出、輸入又は海からの持込みをいう。

(d) 「再輸出」とは、既に輸入されている標本を輸出することをいう。

(e) 「海からの持込み」とは、いずれの国の管轄の下にもない海洋環境において捕獲され又は採取された種の標本をいずれかの国へ輸送することをいう。

(f) 「科学当局」とは、第 9 条の規定により指定される国の科学機関をいう。

(g) 「管理当局」とは、第 9 条の規定により指定される国の管理機関をいう。

(h) 「締約国」とは、その国についてこの条約が効力を生じている国をいう。

第 2 条 基本原則

1 附属書Ⅰには、絶滅のおそれのある種であつて取引による影響を受けており又は受けることのあるものを掲げる。これらの種の標本の取引は、これらの種の存続を更に脅かすことのないよう特に嚴重

に規制するものとし、取引が認められるのは、例外的な場合に限る。

2 附属書Ⅱには、次のものを掲げる。

(a) 現在必ずしも絶滅のおそれのある種ではないが、その存続を脅かすこととなる利用がされないようにするためにその標本の取引を厳重に規制しなければ絶滅のおそれのある種となるおそれのある種

(b) (a)の種以外の種であって、(a)の種の標本の取引を効果的に取り締まるために規制しなければならない種

3 附属書Ⅲには、いずれかの締約国が、捕獲又は採取を防止し又は制限するための規制を自国の管轄内において行う必要があると認め、かつ、取引の取締りのために他の締約国の協力が必要であると認める種を掲げる。

4 締約国は、この条約に定めるところによる場合を除くほか、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引を認めない。

第3条 附属書Ⅰに掲げる種の標本の取引に対する規制

1 附属書Ⅰに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行う。

2 附属書Ⅰに掲げる種の標本の輸出については、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言したこと。

(b) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護に関する自国の法令に違反して入手されたものでないと認めること。

(c) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されると認めること。

(d) 輸出国の管理当局が、標本につき輸入許可書の発給を受けていると認めること。

3 附属書Ⅰに掲げる種の標本の輸入については、事前に発給を受けた輸入許可書及び輸出許可書又は輸入許可書及び再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。輸入許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 輸入国の科学当局が、標本の輸入が当該標本に係る種の存続を脅かす目的のために行われるものでないと助言したこと。

(b) 生きている標本の場合には、輸入国の科学当局が、受領しようとする者がこれを収容し及びその世話をするための適当な設備を有していると認めること。

(c) 輸入国の管理当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるものでないと認めること。

4 附属書Ⅰに掲げる種の標本の再輸出については、事前に発給を受けた再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。再輸出証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 再輸出国の管理当局が、標本がこの条約に定めるところにより自国に輸入されたと認めること。

(b) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするよう準備され、かつ、輸送されると認めること。

(c) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、輸入許可書の発給を受けていると認めること。

5 附属書Ⅰに掲げる種の標本の海からの持込みについては、当該持込みがされる国の管理当局から

事前に証明書の発給を受けて入ることを必要とする。証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 当該持込みがされる国の科学当局が、標本の持込みが当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言していること。

(b) 生きている標本の場合には、当該持込みがされる国の管理当局が、受領しようとする者がこれを収容し及びその世話をするための適当な設備を有していると認めること。

(c) 当該持込みがされる国の管理当局が、標本が主として商業的目的のために使用されるものでないと認めること。

第4条 附属書Ⅱに掲げる種の標本の取引に対する規制

1 附属書Ⅱに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行う。

2 附属書Ⅱに掲げる種の標本の輸出については、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 輸出国の科学当局が、標本の輸出が当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言したこと。

(b) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護に関する自国の法令に違反して入手されたものでないと認めること。

(c) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されると認めること。

3 締約国の科学当局は、附属書Ⅱに掲げる種の標本に係る輸出許可書の自国による発給及びこれらの標本の実際の輸出について監視する。科学当局は、附属書Ⅱに掲げるいずれかの種につき、その属する生態系における役割を果たすことのできる個体数の水準を及び附属書Ⅰに掲げることとなるような当該いずれかの種の個体数の水準よりも十分に高い個体数の水準を当該いずれかの種の分布地域全体にわたって維持するためにその標本の輸出を制限する必要があると決定する場合には、適当な管理当局に対し、その標本に係る輸出許可書の発給を制限するためにとるべき適当な措置を助言する。

4 附属書Ⅱに掲げる種の標本の輸入については、輸出許可書又は再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。

5 附属書Ⅱに掲げる種の標本の再輸出については、事前に発給を受けた再輸出証明書を事前に提出することを必要とする。再輸出証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 再輸出国の管理当局が、標本がこの条約に定めるところにより自国に輸入されたと認めること。

(b) 生きている標本の場合には、再輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されると認めること。

6 附属書Ⅱに掲げる種の標本の海からの持込みについては、当該持込みがされる国の管理当局から事前に証明書の発給を受けていることを必要とする。証明書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 当該持込みがされる国の科学当局が、標本の持込みが当該標本に係る種の存続を脅かすこととならないと助言していること。

(b) 生きている標本の場合には、当該持込みがされる国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように取り扱われると認めること。

7 6の証明書は、科学当局が自国の他の科学機関および適当な場合には国際科学機関と協議の上行

う助言に基づき、1年を超えない期間につきその期間内に持込みが認められる標本の総数に限り発給することができる。

第5条 附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引に対する規制

1 附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引は、この条に定めるところにより行う。

2 附属書Ⅲに掲げる種の標本の輸出で附属書Ⅲに当該種を掲げた国から行われるものについては、事前に発給を受けた輸出許可書を事前に提出することを必要とする。輸出許可書は、次の条件が満たされた場合にのみ発給される。

(a) 輸出国の管理当局が、標本が動植物の保護に関する自国の法令に違反して入手されたものでないと認めること。

(b) 生きている標本の場合には、輸出国の管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように準備され、かつ、輸送されると認めること。

3 附属書Ⅲに掲げる種の標本の輸入については、4の規定が適用される場合を除くほか、原産地証明書及びその輸入が附属書Ⅲに当該種を掲げた国から行われるものである場合には輸出許可書を事前に提出することを必要とする。

4 輸入国は、再輸出に係る標本につき、再輸出国内で加工された標本であること又は再輸出される標本であることを証する再輸出国の管理当局が発給した証明書をこの条約が遵守されている証拠として認容する。

第6条 許可書及び証明書

1 前3条の許可書及び証明書の発給及び取扱いは、この条に定めるところにより行う。

2 輸出許可書には、附属書Ⅳのひな形に明示する事項を記載するものとし、輸出許可書は、その発給の日から6箇月の期間内に行われる輸出についてのみ使用することができる。

3 許可書及び証明書には、この条約の表題、許可書及び証明書を発給する管理当局の名称及び印章並びに管理当局の付する管理番号を表示する。

4 管理当局が発給する許可書及び証明書の写しには、写しであることを明示するものとし、写しが原本の代わりに使用されるのは、写しに特記されている場合に限る。

5 許可書又は証明書は、標本の各送り荷について必要とする。

6 輸入国の管理当局は、標本の輸入について提出された輸出許可書又は再輸出証明書及びこれらに対応する輸入許可書を失効させた上保管する。

7 管理当局は、適当かつ可能な場合には、標本の識別に資するため標本にマークを付することができる。この7の規定の適用上「マーク」とは、権限のない者による模倣ができないようにするように工夫された標本の識別のための消すことのできない印章、封鉛その他の適当な方法をいう。

第7条 取引に係る免除等に関する特別規定

1 第3条から第5条までの規定は、標本が締約国の領域を通過し又は締約国の領域において積み替えられる場合には、適用しない。ただし、これらの標本が税関の管理の下にあることを条件とする。

2 第3条から第5条までの規定は、標本につき、この条約が当該標本に適用される前に取得されたものであると輸出国又は再輸出国の管理当局が認める場合において、当該管理当局がその旨の証明を発給するときは、適用しない。

3 第3条から第5条までの規定は、手回品または家財である標本については、適用しない。ただし、次の標本（標本の取得がこの条約の当該標本についての適用前になされた管理当局が認める標本を除く。）については、適用する。

(a) 附属書 I に掲げる種の標本にあっては、その所有者が通常居住する国の外において取得して当該通常居住する国へ輸入するもの

(b) 附属書 II に掲げる種の標本にあっては、(i) その所有者が通常居住する国以外の国(その標本が野生の状態で捕獲され又は採取された国に限る。)において取得し、(ii) 当該所有者が通常居住する国へ輸入し、かつ、(iii) その標本が野生の状態で捕獲され又は採取された国においてその輸出につき輸出許可書の事前の発給が必要とされているもの

4 附属書 I に掲げる動物の種の標本であって商業的目的のため飼育により繁殖させたもの又は附属書 I に掲げる植物の種の標本であって商業的目的のため人工的に繁殖させたものは、附属書 II に掲げる種の標本とみなす。

5 動物の種の標本が飼育により繁殖させたものであり若しくは植物の種の標本が人工的に繁殖させたものであり又は動物若しくは植物の種の標本がこれらの繁殖させた標本の部分若しくは派生物であると輸出国の管理当局が認める場合には、当該管理当局によるその旨の証明書は、第3条から第5条までの規定により必要とされる許可書又は証明書に代わるものとして認容される。

6 第3条から第5条までの規定は、管理当局が発給し又は承認したラベルの付された腊葉標本その他の保存され、乾燥され又は包埋された博物館用の標本及び当該ラベルの付された生きている植物が、管理当局に登録されている科学者又は科学施設の間で商業的目的以外の目的の下に貸与され、贈与され又は交換される場合には、適用しない。

7 管理当局は、移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会を構成する標本の移動について第3条から第5条までの要件を免除し、許可書又は証明書なしにこれらの標本の移動を認めることができる。ただし、次のことを条件とする。

(a) 輸出者又は輸入者が、標本の詳細について管理当局に登録すること。

(b) 標本が2又は5のいずれかに規定する標本に該当するものであること。

(c) 生きている標本の場合には、管理当局が、傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように輸送され及び世話をされると認めること。

第8条 締約国の取る措置

1 締約国は、この条約を実施するため及びこの条約に違反して行われる標本の取引を防止するため、適当な措置をとる。この措置には、次のことを含む。

(a) 違反に係る標本の取引若しくは所持又はこれらの双方について処罰すること。

(b) 違反に係る標本の没収又はその輸出国への返送に関する規定を設けること。

2 締約国は、1の措置に加え、必要と認めるときは、この条約を適用するためにとられた措置に違反して行われた取引に係る標本の没収の結果負うこととなった費用の国内における求償方法について定めることができる。

3 締約国は、標本の取引上必要な手続きが速やかに完了することをできる限り確保する。締約国は、その手続きの完了を容易にするため、通関のために標本が提示される輸出港及び輸入港を指定することができる。締約国は、また、生きている標本につき、通過、保管又は輸送の間に傷を受け、健康を損ね若しくは生育を害し又は虐待される危険性をできる限り小さくするように適切に世話をすることを確保する。

4 1の措置がとられることにより生きている標本が没収される場合には、

(a) 当該標本は、没収した国の管理当局に引き渡される。

(b) (a)の管理当局は、当該標本の輸出国との協議の後、当該標本を、当該輸出国の負担する費用で

当該輸出国に返送し又は保護センター若しくは管理当局の適当かつこの条約の目的に沿うと認める他の場所へ送る。

(c) (a)の管理当局は、(b)の規定に基づく決定（保護センター又は他の場所の選定に係る決定を含む。）を容易にするため科学当局の助言を求めることができるものとし、望ましいと認める場合には、事務局と協議することができる。

5 4にいう保護センターとは、生きている標本、特に没収された生きている標本の健康を維持し又は助けるために管理当局の指定する施設をいう。

6 締約国は、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引について次の事項に関する記録を保持する。

(a) 輸出者及び輸入者の氏名又は名称及び住所

(b) 発給された許可書及び証明書の数及び種類、取引の相手国、標本の数又は量及び標本の種類、附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の名称並びに可能な場合には標本の大きさ及び性別

7 締約国は、この条約の実施に関する次の定期的な報告書を作成し、事務局に送付する。

(a) 6 (b)に掲げる事項に関する情報の概要を含む年次報告書

(b) この条約を実施するためにとられた立法措置、規制措置及び行政措置に関する2年ごとの報告書

8 7の報告書に係る情報は、関係締約国の法令に反しない限り公開される。

第9条 管理当局及び科学当局

1 この条約の適用上、各締約国は、次の当局を指定する。

(a) 自国のために許可書又は証明書を発給する権限を有する1又は2以上の管理当局

(b) 1又は2以上の科学当局

2 批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する国は、これらの寄託の際に、他の締約国及び事務局と連絡する権限を有する一の管理当局の名称及び住所を寄託政府に通報する。

3 締約国は、1の規定による指定及び2の規定による通報に係る変更が他のすべての締約国に伝達されるようにこれらの変更を事務局に通報する。

4 2の管理当局は、事務局又は他の締約国の管理当局から要請があったときは、許可書又は証明書を認証するために使用する印章その他のものの図案を通報する。

第10条 この条約の締約国でない国との取引

締約国は、この条約の締約国でない国との間で輸出、輸入又は再輸出を行う場合においては、当該この条約の締約国でない国の権限ある当局が発給する文書であって、その発給の要件がこの条約の許可書又は証明書の発給の要件と実質的に一致しているものを、この条約にいう許可書又は証明書に代わるものとして認容することができる。

第11条 締約国会議

1 事務局は、この条約の効力発生の後2年以内に、締約国会議を招集する。

2 その後、事務局は、締約国会議が別段の決定を行わない限り少なくとも2年に1回通常会合を招集するものとし、締約国の少なくとも3分の1が書面により要請する場合にはいつでも特別会合を招集する。

3 締約国は、通常会合又は特別会合のいずれにおいてであるかを問わず、この条約の実施状況を検討するものとし、次のことを行うことができる。

(a) 事務局の任務の遂行を可能にするために必要な規則を作成すること及び財政規則を採択すること

と。

(b) 第 15 条の規定に従って附属書 I 及び附属書 II の改正を検討し及び採択すること。

(c) 附属書 I, 附属書 II 及び附属書 III に掲げる種の回復及び保存に係る進展について検討すること。

(d) 事務局又は締約国の提出する報告書を受領し及び検討すること。

(e) 適当な場合には、この条約の実効性を改善するための勧告を行うこと。

4 締約国は、通常会合において、2 の規定により開催される次の通常会合の時期及び場所を決定することができる。

5 締約国は、いずれの会合においても、当該会合のための手続規則を制定することができる。

6 国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることができる。オブザーバーは、出席する権利を有するが、投票する権利は有しない。

7 野生動植物の保護、保存又は管理について専門的な能力を有する次の機関又は団体であって、締約国会議の会合にオブザーバーを出席させることを希望する旨事務局に通報したものは、当該会合に出席する締約国の少なくとも 3 分の 1 が反対しない限り、オブザーバーを出席させることを認められる。

(a) 政府間又は非政府のものいずれであるかを問わず国際機関又は国際団体及び国内の政府機関又は政府団体

(b) 国内の非政府機関又は非政府団体であって、その所在する国によりこの条約の目的に沿うものであると認められたもの

これらのオブザーバーは、出席することを認められた場合には、出席する権利を有するが、投票する権利は有しない。

第 12 条 事務局

1 事務局の役務は、この条約の効力発生に伴い、国際連合環境計画事務局長が提供する。同事務局長は、適当と認める程度及び方法で、野生動植物の保護、保存及び管理について専門的な能力を有する政府間の若しくは非政府の適当な国際機関若しくは国際団体又は政府の若しくは非政府の適当な国内の機関もしくは団体の援助を受けることができる。

2 事務局は次の任務を遂行する。

(a) 締約国の会合を準備し及びその会合のための役務を提供すること。

(b) 第 15 条及び第 16 条の規定により与えられる任務を遂行すること。

(c) 締約国会議の承認する計画に従い、この条約の実施に寄与する科学的及び技術的研究（生きている標本につき適切に準備し、輸送するための基準に関する研究及び標本の識別方法に関する研究を含む。）を行うこと。

(d) 締約国の報告書を研究すること及び締約国の報告書に関する追加の情報であってこの条約の実施を確保するために必要と認めるものを当該締約国に要請すること。

(e) この条約の目的に関連する事項について締約国の注意を喚起すること。

(f) 最新の内容の附属書 I, 附属書 II 及び附属書 III をこれらの附属書に掲げる種の標本の識別を容易にする情報とともに定期的に刊行し、締約国に配付すること。

(g) 締約国の利用に供するため事務局の業務及びこの条約の実施に関する年次報告書を作成し並びに締約国がその会合において要請する他の報告書を作成すること。

(h) この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための勧告を行うこと（科学的及び技術的性

格の情報を交換するよう勧告を行うことを含む)。

(i) 締約国の与える他の任務を遂行すること。

第13条 国際的な措置

1 事務局は、受領した情報を参考にして、附属書Ⅰ又は附属書Ⅱに掲げる種がその標本の取引によって望ましくない影響を受けていると認める場合又はこの条約が効果的に実施されていないと認める場合には、当該情報を関係締約国の権限のある管理当局に通告する。

2 締約国は、1の通告を受けたときは、関連する事実を自国の法令の認める限度においてできる限り速やかに事務局に通報するものとし、適当な場合には、是正措置を提案する。当該締約国が調査を行うことが望ましいと認めるときは、当該締約国によって明示的に権限を与えられた者は、調査を行うことができる。

3 締約国会議は、締約国の提供した情報又は2の調査の結果得られた情報につき、次の会合において検討するものとし、適当と認める勧告を行うことができる。

第14条 国内法令及び国際条約に対する影響

1 この条約は、締約国が次の国内措置をとる権利にいかなる影響も及ぼすものではない。

(a) 附属書Ⅰ、附属書Ⅱ及び附属書Ⅲに掲げる種の標本の取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送の条件に関する一層嚴重な国内措置又はこれらの取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送を完全に禁止する国内措置

(b) 附属書Ⅰ、附属書Ⅱおよび附属書Ⅲに掲げる種以外の種の標本の取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送を制限し又は禁止する国内措置

2 この条約は、標本の取引、捕獲若しくは採取、所持若しくは輸送についてこの条約に定めているもの以外のものを定めている条約又は国際協定であって締約国について現在効力を生じており又は将来効力を生ずることのあるものに基づく国内措置又は締約国の義務にいかなる影響も及ぼすものではない。これらの国内措置又は義務には、関税、公衆衛生、動植物の検疫の分野に関するものを含む。

3 この条約は、共通の対外関税規則を設定し若しくは維持し、かつその構成国間の関税規制を撤廃する同盟若しくは地域的な貿易機構を創設する条約若しくは将来締結されることのある条約若しくは国際協定の規定のうち又はこれらの条約若しくは国際協定に基づく義務のうち、これらの同盟又は地域的な貿易機構の構成国間の貿易に関するものにいかなる影響も及ぼすものではない。

4 この条約の締約国は、自国がその締約国である他の条約文は国際協定がこの条約の効力発生のときに有効であり、かつ、当該他の条約又は国際協定に基づき附属書Ⅱに掲げる海産の種に対し保護を与えている場合には、自国において登録された船舶が当該他の条約又は国際協定に基づいて捕獲し又は採取した附属書Ⅱに掲げる種の標本の取引についてこの条約に基づく義務を免除される。

5 4の規定により捕獲され又は採取された標本の輸出については第3条から第5条までの規定にかかわらず、当該標本が4に規定する他の条約又は国際協定に基づいて捕獲され又は採取された旨の持込みがされた国の管理当局の発給する証明書のみを必要とする。

6 この条約のいかなる規定も、国際連合総会決議第2750号C（第25回会期）に基づいて招集される国際連合海洋法会議による海洋法の法典化及び発展を妨げるものではなく、また、海洋法に関し並びに沿岸国及び旗国の管轄権の性質及び範囲に関する現在又は将来におけるいずれの国の主張及び法の見解も害するものではない。

第15条 附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正

1 締約国会議の会合において附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの改正をする場合には、次の規定を適用する。

(a) 締約国は、会合における検討のため、附属書 I 又は附属書 II の改正を提案することができる。改正案は、会合の少なくとも 150 日前に事務局に通告する。事務局は、改正案の他の締約国への通告及び改正案についての関係団体との協議については、2 (b) 又は 2 (c) の規定を準用するものとし、会合の遅くとも 30 日前に改正案に係る回答をすべての締約国に通告する。

(b) 改正は、出席しかつ投票する締約国の 3 分の 2 以上の多数による議決で採択する。この 1 (b) の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。投票を棄権する締約国は、改正の採択に必要な 3 分の 2 に算入しない。

(c) 会合において採択された改正は、会合の後 90 日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、3 の規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。

2 締約国会議の会合と会合との間において附属書 I 及び附属書 II の改正をする場合には次の規定を適用する。

(a) 締約国は、会合と会合との間における検討のため、この 2 に定めるところにより、郵便手続による附属書 I 又は附属書 II の改正を提案することができる。

(b) 事務局は、海産の種に関する改正案を受領した場合には、直ちに改正案を締約国に通告する。事務局は、また、当該海産の種に関連を有する活動を行っている政府間団体の提供することができる科学的な資料の入手及び当該政府間団体の実施している保存措置との調整の確保を特に目的として、当該政府間団体と協議する。事務局は、当該政府間団体の表明した見解及び提供した資料を事務局の認定及び勧告と共にできる限り速やかに締約国に通告する。

(c) 事務局は、海産の種以外の種に関する改正案を受領した場合には、直ちに改正案を締約国に通告するものとし、その後できる限り速やかに自己の勧告を締約国に通告する。

(d) 締約国は、事務局が (b) 又は (c) の規定に従ってその勧告を締約国に通告した日から 60 日以内に、関連する科学的な資料及び情報とともに改正案についての意見を事務局に送付することができる。

(e) 事務局は、(d) の規定に基づいて受領した回答を自己の勧告とともにできる限り速やかに締約国に通告する。

(f) 事務局が (e) の規定により回答及び勧告を通告した日から 30 日以内に改正案に対する異議の通告を受領しない場合には、改正は、その後 90 日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、3 の規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。

(g) 事務局がいずれかの締約国による異議の通告を受領した場合には、改正案は、(h) から (j) までの規定により郵便投票に付される。

(h) 事務局は、異議の通告を受領したことを締約国に通報する。

(i) 事務局が (h) の通報の日から 60 日以内に受領した賛成票、反対票及び棄権票の合計が締約国の総数の 2 分の 1 に満たない場合には、改正案は、更に検討の対象とするため締約国会議の次回の会合に付託する。

(j) 受領した票の合計が締約国の総数の 2 分の 1 に達した場合には、改正案は、賛成票及び反対票を投じた締約国の 3 分の 2 以上の多数による議決で採択される。

(k) 事務局は、投票の結果を締約国に通報する。

(l) 改正案が採択された場合には、改正は、事務局によるその旨の通報の日の後 90 日ですべての締約国について効力を生ずる。ただし、3 の規定に基づいて留保を付した締約国については、この限りでない。

3 いずれの締約国も、1 (c) 又は 2 (1) に規定する 90 日間の期間内に寄託政府に対し書面による通告

を行うことにより、改正について留保を付することができる。締約国は、留保を撤回するまでの間、留保に明示した種に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

第16条 附属書Ⅲ及びその改正

1 締約国は、いつでも、その種について第2条3にいう規制を自国の管轄内において行う必要があると認める種を記載した表を事務局に提出することができる。附属書Ⅲには、附属書Ⅲに掲げるべき種を記載した表を提出した締約国の国名、これらの種の学名及び第1条(b)の規定の適用上これらの種の個体の部分又は派生物であってそれぞれの種について特定されたものを掲げる。

2 事務局は、1の規定により提出された表を受領した後できる限り速やかに当該表を締約国に送付する。当該表は、その送付の日の後90日で附属書Ⅲの一部として効力を生ずる。締約国は、当該表の受領の後いつでも、寄託政府に対して書面による通告を行うことにより、いずれの種又はいずれの種の個体の部分若しくは派生物についても留保を付することができる。締約国は、留保を撤回するまでの間、留保に明示した種又は種の個体の部分若しくは派生物に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

3 附属書Ⅲに掲げるべき種を記載した表を提出した締約国は、事務局に対して通報を行うことによりいつでも特定の種の記載を取り消すことができるものとし、事務局はその取消しをすべての締約国に通告する。取消しは、通告の日の後30日で効力を生ずる。

4 1の規定により表を提出する締約国は、当該表に記載された種の保護について適用されるすべての国内法令の写しを、自国がその提出を適当と認める解釈又は事務局がその提出を要請する解釈とともに事務局に提出する。締約国は、自国の表に記載された種が附属書Ⅲに掲げられている間、当該記載された種に係る国内法令の改正が採択され又は当該国内法令の新しい解釈が採用されるごとにこれらの改正又は解釈を提出する。

第17条 この条約の改正

1 事務局は、締約国の少なくとも3分の1からの書面による要請があるときは、この条約の改正を検討しおよび採択するため、締約国会議の特別会合を招集する。改正は、出席しかつ投票する締約国の3分の2以上の多数による議決で採択する。この1の規定の適用上、「出席しかつ投票する締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投ずる締約国をいう。投票を棄権する締約国は、改正の採択に必要な3分の2に算入しない。

2 事務局は、1の特別会合の少なくとも90日前に改正案を締約国に通告する。

3 改正は、締約国の3分の2が改正の受諾書を寄託政府に寄託した後60日で、改正を受諾した締約国について効力を生ずる。その後、改正は、他の締約国についても、当該他の締約国が改正の受諾書を寄託した後60日で、効力を生ずる。

第18条 紛争の解決

1 締約国は、この条約の解釈又は適用について他の締約国との間に紛争が生じた場合には、当該紛争について当該他の締約国と交渉する。

2 締約国は、1の規定によっても紛争を解決することができなかつた場合には、合意により当該紛争を仲裁、特に、ヘーグ常設仲裁裁判所の仲裁に付することができる。紛争を仲裁に付した締約国は、仲裁裁定に従うものとする。

第19条 署名

この条約は、1973年4月30日までワシントンにおいて、その後は1974年12月31日までベルヌにおいて、署名のために開放しておく。

第 20 条 批准、受諾及び承認

この条約は、批准され、受諾され又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、寄託政府であるスイス連邦政府に寄託する。

第 21 条 加入

この条約は、加入のため無期限に開放しておく。加入書は、寄託政府に寄託する。

第 22 条 効力発生

1 この条約は、10 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託政府に寄託された日の後 90 日で効力を生ずる。

2 この条約は、10 番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託政府に寄託された後に批准し、受諾し、承認し又は加入する各国については、その批准書、受諾書、承認書又は加入書が寄託された日の後 90 日で効力を生ずる。

第 23 条 留保

1 この条約については、一般的な留保は、付することができない。特定の留保は、この条、第 15 条及び第 16 条の規定に基づいて付することができる。

2 いずれの国も、批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託する際に、次のものについて特定の留保を付することができる。

(a) 附属書 I、附属書 II 又は附属書 III に掲げる種

(b) 附属書 III に掲げる種の個体の部分又は派生物であって附属書 III により特定されるもの

3 締約国は、この条の規定にもとづいて付した留保を撤回するまでの間、留保に明示した特定の種又は特定の種の個体の部分若しくは派生物に係る取引につきこの条約の締約国でない国として取り扱われる。

第 24 条 廃棄

いずれの締約国も、寄託政府に対して書面による通告を行うことにより、この条約をいつでも廃棄することができる。廃棄は、寄託政府が通告を受領した後 12 箇月で効力を生ずる。

第 25 条 寄託政府

1 中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、寄託政府に寄託するものとし、寄託政府は、その認証謄本をこの条約に署名し又はこの条約の加入書を寄託したすべての国に送付する。

2 寄託政府は、すべての署名国及び加入国並びに事務局に対し、署名、批准書、受諾書、承認書、又は加入書の寄託、この条約の効力発生、この条約の改正、留保及びその撤回並びに廃棄通告を通報する。

3 この条約が効力を生じたときは、寄託政府は、国際連合憲章第 102 条の規定による登録及び公表のためできる限り速やかにその認証謄本を国際連合事務局に送付する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

1973 年 3 月 3 日にワシントンで作成した。

附属書 I ～IV (略)

6 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

平成4年6月5日
法律第75号
最終改正平成25年6月12日
法律第37号

(最終改正までの未施行法令)

平成二十五年六月十二日法律第三十七号 (一部未施行)

第一章 総則 (第一条—第六条)

第二章 個体等の取扱いに関する規制

第一節 個体等の所有者の義務等 (第七条・第八条)

第二節 個体の捕獲及び個体等の譲渡し等の禁止 (第九条—第十九条)

第三節 国際希少野生動植物種の個体等の登録等 (第二十条—第二十九条)

第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業の規制

第一款 特定国内種事業の規制 (第三十条—第三十三条)

第二款 特定国際種事業の規制 (第三十三条の二—第三十三条の五)

第五節 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等 (第三十三条の六—第三十三条の十五)

第三章 生息地等の保護に関する規制

第一節 土地の所有者の義務等 (第三十四条・第三十五条)

第二節 生息地等保護区 (第三十六条—第四十四条)

第四章 保護増殖事業 (第四十五条—第四十八条)

第五章 雑則 (第四十九条—第五十七条)

第六章 罰則 (第五十七条の二—第六十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、野生動植物が、生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として人類の豊かな生活に欠かすことのできないものであることに鑑み、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることにより、生物の多様性を確保するとともに、良好な自然環境を保全し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(責務)

第二条 国は、野生動植物の種（亜種又は変種がある種にあつては、その亜種又は変種とする。以下同じ。）が置かれている状況を常に把握し、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する科学的知見の充実に図るとともに、その種の保存のための総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 地方公共団体は、その区域内の自然的社会的諸条件に応じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

3 国民は、前二項の国及び地方公共団体が行う施策に協力する等絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に寄与するように努めなければならない。

(財産権の尊重等)

第三条 この法律の適用に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重し、住民の生活の安定及び福祉の維持向上に配慮し、並びに国土の保全その他の公益との調整に留意しなければならない。

(定義等)

第四条 この法律において「絶滅のおそれ」とは、野生動植物の種について、種の存続に支障を来す程度にその種の個体の数が著しく少ないこと、その種の個体の数が著しく減少しつつあること、その種の個体の主要な生息地又は生育地が消滅しつつあること、その種の個体の生息又は生育の環境が著しく悪化しつつあることその他のその種の存続に支障を来す事情があることをいう。

2 この法律において「希少野生動植物種」とは、次項の国内希少野生動植物種、第四項の国際希少野生動植物種及び次条第一項の緊急指定種をいう。

3 この法律において「国内希少野生動植物種」とは、その個体が本邦に生息し又は生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種であつて、政令で定めるものをいう。

4 この法律において「国際希少野生動植物種」とは、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種（国内希少野生動植物種を除く。）であって、政令で定めるものをいう。

5 この法律において「特定国内希少野生動植物種」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する国内希少野生動植物種であって、政令で定めるものをいう。

一 商業的に個体の繁殖をさせることができるものであること。

二 国際的に協力して種の保存を図ることとされているものでないこと。

6 環境大臣は、前三項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、中央環境審議会の意見を聴かなければならない。

（緊急指定種）

第五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種及び国際希少野生動植物種以外の野生動植物の種の保存を特に緊急に図る必要があると認めるときは、その種を緊急指定種として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 指定の期間は、三年を超えてはならない。

4 環境大臣は、指定をするときは、その旨及び指定に係る野生動植物の種を官報で公示しなければならない。

5 指定は、前項の規定による公示の日の翌々日からその効力を生ずる。

6 環境大臣は、指定の必要がなくなつたと認めるときは、指定を解除しなければならない。

7 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第五項中「前項の規定による公示の日の翌々日から」とあるのは、「第七項において準用する前項の規定による公示によって」と読み替えるものとする。

（希少野生動植物種保存基本方針）

第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

2 前項の基本方針（以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。）は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する基本構想

二 希少野生動植物種の選定に関する基本的な事項

三 希少野生動植物種の個体（卵及び種子であって政令で定めるものを含む。以下同じ。）及びその器官（譲渡し等に係る規制等のこの法律に基づく種の保存のための措置を講ずる必要があり、かつ、種を容易に識別することができるものであって、政令で定めるものに限る。以下同じ。）並びにこれらの加工品（種を容易に識別することができるものであって政令で定めるものに限る。以下同じ。）の取扱いに関する基本的な事項

四 国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に関する基本的な事項

五 保護増殖事業（国内希少野生動植物種の個体の繁殖の促進、その生息地又は生育地の整備その他の国内希少野生動植物種の保存を図るための事業をいう。第四章において同じ。）に関する基本的な事項

六 前各号に掲げるもののほか、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する重要事項

3 環境大臣は、希少野生動植物種保存基本方針について第一項の閣議の決定があったときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、希少野生動植物種保存基本方針の変更について準用する。

5 この法律の規定に基づく処分その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策及び事業の内容は、希少野生動植物種保存基本方針と調和するものでなければならない。

第二章 個体等の取扱いに関する規制

第一節 個体等の所有者の義務等

（個体等の所有者等の義務）

第七条 希少野生動植物種の個体若しくはその器官又はこれらの加工品（以下「個体等」と総称する。）の所有者又は占有者は、希少野生動植物種を保存することの重要性を自覚し、その個体等を適切に取り扱うように努めなければならない。

（助言又は指導）

第八条 環境大臣は、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、希少野生動植物種の個体等の所有者又は占有者に対し、その個体等の取扱いに関し必要な助言又は指導をすることができる。

第二節 個体の捕獲及び個体等の譲渡し等の禁止

(捕獲等の禁止)

第九条 国内希少野生動植物種及び緊急指定種（以下この節及び第五十四条第二項において「国内希少野生動植物種等」という。）の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷（以下「捕獲等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- 一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る捕獲等をする場合
- 二 生計の維持のため特に必要があり、かつ、種の保存に支障を及ぼすおそれのない場合として環境省令で定める場合
- 三 人の生命又は身体の保護その他の環境省令で定めるやむを得ない事由がある場合

(捕獲等の許可)

第十条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。

3 環境大臣は、前項の申請に係る捕獲等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

- 一 捕獲等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。
- 二 捕獲等によって国内希少野生動植物種等の保存に支障を及ぼすおそれがあること。
- 三 捕獲等をする者が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により捕獲等に係る個体を適切に取り扱うことができないと認められること。

4 環境大臣は、第一項の許可をする場合において、次の各号に掲げる当該許可の区分に応じ、当該各号に定めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

- 一 次号に規定する許可以外の許可 国内希少野生動植物種等の保存のため必要があると認めるとき。

二 第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動物種の生きている個体の捕獲等についての許可 特定国内希少野生動物種の個体の繁殖を促進して希少野生動物種の保存に資するため必要があると認めるとき。

5 環境大臣は、第一項の許可をしたときは、環境省令で定めるところにより、許可証を交付しなければならない。

6 第一項の許可を受けた者のうち法人であるものその他その許可に係る捕獲等に他人に従事させることについてやむを得ない事由があるものとして環境省令で定めるものは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。

7 第一項の許可を受けた者は、その者若しくはその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者が第五項の許可証若しくは前項の従事者証を亡失し、又はその許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、その許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。

8 第一項の許可を受けた者又はその者の監督の下にその許可に係る捕獲等に従事する者は、捕獲等をするときは、第五項の許可証又は第六項の従事者証を携帯しなければならない。

9 第一項の許可を受けて捕獲等をした者は、その捕獲等に係る個体を、適当な飼養栽培施設に収容することその他の環境省令で定める方法により適切に取り扱わなければならない。

10 環境大臣は、第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動物種の生きている個体の捕獲等についての第一項の許可をし、又は第四項の規定によりその許可に条件を付そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

(捕獲等許可者に対する措置命令等)

第十一条 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第九項の規定に違反し、又は同条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

一 次号に規定する者以外の者 国内希少野生動物種等の保存のため必要があると認めるとき。

二 第三十条第一項の事業に係る譲渡し又は引渡しのためにする繁殖の目的で行う特定国内希少野生動物種の生きている個体の捕獲等についての前条第一項の許可を受けた者 特定国内希少野生動物種の個体の繁殖を促進して希少野生動物種の保存に資するため必要があると認めるとき。

2 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律に基づく処分に違反した場合において、次の各号に掲げる当該許可を受けた者の区分に応じ、当該各号に定めるときは、その許可を取り消すことができる。

一 次号に規定する者以外の者 国内希少野生動物種等の保存に支障を及ぼすと認めるとき。

二 前項第二号に掲げる者 特定国内希少野生動物種の個体の繁殖を促進して希少野生動物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるとき。

3 環境大臣は、第一項第二号に掲げる者に対し、同項の規定による命令をし、又は前項の規定により許可を取り消そうとするときは、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

(譲渡し等の禁止)

第十二条 希少野生動物種の個体等は、譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り（以下「譲渡し等」という。）をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 次条第一項の許可を受けてその許可に係る譲渡し等をする場合

二 特定国内希少野生動物種の個体等の譲渡し等をする場合

三 国際希少野生動物種の器官及びその加工品であって本邦内において製品の原材料として使用されているものとして政令で定めるもの（以下「原材料器官等」という。）並びにこれらの加工品のうち、その形態、大きさその他の事項に関し原材料器官等及びその加工品の種別に応じて政令で定める要件に該当するもの（以下「特定器官等」という。）の譲渡し等をする場合

四 第九条第二号に規定する場合に該当して捕獲等をした国内希少野生動物種等の個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品の譲渡し等をする場合

五 第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の譲渡し等をする場合

六 希少野生動物種の個体等の譲渡し等をする当事者の一方又は双方が国の機関又は地方公共団体である場合であって環境省令で定める場合

七 前各号に掲げるもののほか、希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合

2 環境大臣は、前項第六号又は第七号の環境省令を定めようとするときは、農林水産大臣及び経済産業大臣に協議しなければならない。

(譲渡し等の許可)

第十三条 学術研究又は繁殖の目的その他環境省令で定める目的で希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとする者（前条第一項第二号から第七号までに掲げる場合のいずれかに該当して譲渡し等をしようとする者を除く。）は、環境大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。

3 環境大臣は、前項の申請に係る譲渡し等について次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、第一項の許可をしてはならない。

一 譲渡し等の目的が第一項に規定する目的に適合しないこと。

二 譲受人又は引取人が適当な飼養栽培施設を有しないことその他の事由により譲受け又は引取りに係る個体等を種の保存のため適切に取り扱うことができないと認められること。

4 第十条第四項の規定は第一項の許可について、同条第九項の規定は第一項の許可を受けて譲受け又は引取りをした者について、前条第二項の規定は第一項の環境省令の制定又は改廃について準用する。この場合において、第十条第九項中「その捕獲等に係る個体」とあるのは、「その譲受け又は引取りに係る個体等」と読み替えるものとする。

(譲渡し等許可者に対する措置命令)

第十四条 環境大臣は、前条第一項の許可を受けた者が同条第四項において準用する第十条第九項の規定に違反し、又は前条第四項において準用する第十条第四項の規定により付された条件に違反した場合において、希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、飼養栽培施設の改善その他の必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(輸出入の禁止)

第十五条 特定国内希少野生動植物種以外の国内希少野生動植物種の個体等は、輸出し、又は輸入してはならない。ただし、その輸出又は輸入が、国際的に協力して学術研究をする目的とするものその他の特に必要なものであること、国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないものであることその他の政令で定める要件に該当するときは、この限りでない。

2 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸出し、又は輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第四十八条第三項 又は第五十二条 の規定により、輸出又は輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

（違法輸入者に対する措置命令等）

第十六条 経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第五十二条 の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等が輸入された場合において必要があると認めるときは、その個体等を輸入した者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、外国為替及び外国貿易法第五十二条 の規定に基づく政令の規定による承認を受けないで特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者からその個体等がその承認を受けないで輸入されたものであることを知りながら第十二条第一項 の規定に違反してその個体等の譲受けをした者がある場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、輸出国内又は原産国内のその保護のために適当な施設その他の場所を指定してその個体等を返送することを命ずることができる。

3 経済産業大臣が第一項の規定による命令をした場合又は環境大臣及び経済産業大臣が前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る返送をしないときは、経済産業大臣又は環境大臣及び経済産業大臣（第五十二条において「経済産業大臣等」という。）は、自らその個体等を前二項に規定する施設その他の場所に返送するとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

（陳列の禁止）

第十七条 希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で陳列をしてはならない。ただし、特定国内希少野生動植物種の個体等、特定器官等、第九条第二号に該当して捕獲等をした国内希少野生

動植物種等の個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品、第二十条第一項の登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等又は第二十条の三第一項本文の規定により記載をされた同項の事前登録済証に係る原材料器官等の陳列をする場合その他希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがない場合として環境省令で定める場合は、この限りでない。

(陳列をしている者に対する措置命令)

第十八条 環境大臣は、前条の規定に違反して希少野生動植物種の個体等の陳列をしている者に対し、陳列の中止その他の同条の規定が遵守されることを確保するため必要な事項を命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第十九条 次の各号に掲げる大臣は、この法律の施行に必要な限度において、それぞれ当該各号に規定する者に対し、希少野生動植物種の個体等の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、希少野生動植物種の個体の捕獲等若しくは個体等の譲渡し等、輸入若しくは陳列に係る施設に立ち入り、希少野生動植物種の個体等、飼養栽培施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

一 環境大臣 第十条第一項若しくは第十三条第一項の許可を受けている者又は販売若しくは頒布をする目的で希少野生動植物種の個体等の陳列をしている者

二 環境大臣及び経済産業大臣 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等で輸入されたものの譲受けをした者

三 経済産業大臣 特定国内希少野生動植物種以外の希少野生動植物種の個体等を輸入した者

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三節 国際希少野生動植物種の個体等の登録等

(個体等の登録)

第二十条 国際希少野生動植物種の個体等で商業的目的で繁殖させた個体若しくはその個体の器官又はこれらの加工品であることその他の要件で政令で定めるもの（以下この章において「登録要件」とい

う。)に該当するもの(特定器官等を除く。)の正当な権原に基づく占有者は、その個体等について環境大臣の登録を受けることができる。

2 前項の登録(次条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項を除き、以下この節及び第五十八条第三号において「登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に登録の申請をしなければならない。

3 環境大臣は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。

4 登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等の正当な権原に基づく占有者は、前項の登録票(以下この節において「登録票」という。)でその個体等に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。

5 第十二条第二項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

(原材料器官等に係る事前登録)

第二十条の二 一年間につき政令で定める数以上の登録要件に該当する原材料器官等(特定器官等を除く。)の譲渡し又は引渡しをしようとする者は、あらかじめ、その譲渡し又は引渡しをしようとする原材料器官等の種別、数、予定する入手先その他の事項で環境省令で定めるものについて環境大臣の登録を受けることができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、この限りでない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二 次条第六項の規定による返納命令を受けた日から起算して二年を経過しない者

2 前項の登録(以下この節、第五十八条第三号及び第五十九条第二号において「事前登録」という。)を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に事前登録の申請をしなければならない。

3 環境大臣は、事前登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、事前登録に係る原材料器官等の数に応じた枚数の事前登録済証を交付しなければならない。

4 前条第五項の規定は、第二項の環境省令の制定又は改廃について準用する。

(事前登録を受けた者の遵守事項等)

第二十条の三 事前登録を受けた者は、事前登録をした事項に適合する原材料器官等の譲渡し又は引渡しをしようとするときは、環境省令で定めるところにより、その譲渡し又は引渡しをする原材料器官等ごとに前条第三項の事前登録済証（以下この節及び第五十九条第二号において「事前登録済証」という。）に必要な事項の記載をし、これをその原材料器官等に添付しなければならない。ただし、事前登録を受けた日から起算して一年を経過した日以後においては、その記載をしてはならない。

2 事前登録を受けた者は、環境省令で定めるところにより、三月を経過するごとに、その間に譲渡し又は引渡しをした事前登録に係る原材料器官等に関し環境大臣に必要な事項を報告しなければならない。

3 事前登録を受けた者は、事前登録を受けた日から起算して一年を経過したときは、環境省令で定めるところにより、その間に第一項本文の規定により記載をしなかった事前登録済証を環境大臣に返納しなければならない。

4 環境大臣は、事前登録を受けた者が、事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第一項本文に規定する記載をし、若しくは虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をし、又は事前登録に係る原材料器官等若しくは事前登録済証に関し次条第一項から第三項まで若しくは第二十二条第一項の規定に違反した場合において、必要があると認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、第一項本文の規定により記載をすることを禁止することができる。

5 環境大臣は、事前登録を受けた者が前条第一項第一号に該当するに至ったときは、その者に対し、その事前登録に係る事前登録済証の返納を命じなければならない。

6 環境大臣は、事前登録を受けた者が第四項の規定による命令に違反した場合において必要があると認めるときは、その者に対し、その命令に係る事前登録に係る事前登録済証の返納を命ずることができる。

7 環境大臣は、この条の規定の施行に必要な限度において、事前登録を受けた者に対し、必要な報告を求めることができる。

（登録個体等及び登録票等の管理等）

第二十一条 登録又は事前登録（以下この章において「登録等」という。）に係る国際希少野生動植物種の個体等は、販売又は頒布をする目的で陳列をするときは、その個体等に係る登録票又は前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証（以下この章において「登録票等」という。）を備え付けておかなければならない。

2 登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等の譲渡し等は、その個体等に係る登録票等とともにしなければならない。

3 登録票等は、その登録票等に係る国際希少野生動植物種の個体等とともにする場合を除いては、譲渡し等をしてはならない。

4 登録等に係る国際希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをした者（事前登録を受けた者から、その事前登録に係る原材料器官等に係る前条第一項本文の規定により記載をされた事前登録済証とともにその原材料器官等の譲受け又は引取りをした者を除く。）は、環境省令で定めるところにより、その日から起算して三十日（事前登録に係る原材料器官等の譲受け又は引取りをした者にあつては、三月）を経過する日までの間に環境大臣にその旨を届け出なければならない。

（登録票等の返納等）

第二十二条 登録票等（第二号に掲げる場合にあつては、回復した登録票）は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとなったときは、その日から起算して、登録票にあつては三十日、事前登録済証にあつては三月を経過する日までの間に環境大臣に返納しなければならない。

一 登録票等に係る国際希少野生動植物種の個体等を占有しないこととなった場合（登録票等とともにその登録票等に係る国際希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しをした場合を除く。）

二 第二十条第四項の登録票の再交付を受けた後亡失した登録票を回復した場合

2 第二十条第四項の規定は、盗難その他の事由により登録を受けた国際希少野生動植物種の個体等を亡失したことによって前項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により登録票を環境大臣に返納した後その個体等を回復した場合について準用する。

（登録機関）

第二十三条 環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第二十条から前条まで（第二十条の三第四項から第七項までを除く。第七項において同じ。）に規定する環境大臣の事務（以下「登録関係事務」

という。)のうち環境省令で定める個体等に関するものについて、環境大臣の登録を受けた者(以下「登録機関」という。)があるときは、その登録機関に行わせるものとする。

2 前項の登録(以下この節において「機関登録」という。)は、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第二十六条第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

4 環境大臣は、機関登録の申請をした者(以下この項において「機関登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境省令で定める。

一 登録関係事務を実施するために必要な外国語の能力を有している者であって、次のイ及びロに掲げるものが登録関係事務を実施し、その人数が当該イ及びロに掲げるものごとに、それぞれ二名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学その他動植物の分類に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以上動植物の分類に関する実務の経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において農学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以上動植物の繁殖に関する実務の経験を有するもの

二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社である場合にあつては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者(ロにおいて「動植物譲渡業者等」という。)がその親法人(会社法(平成十七年法律第八十六号)第八百七十九条第一項に規定する親法人をいう。以下同じ。)であること。

ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうち、動植物譲渡業者等の役員又は職員である者（過去二年間にその動植物譲渡業者等の役員又は職員であった者を含む。）があること。

5 機関登録は、登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日及び番号

二 機関登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

6 環境大臣は、機関登録をしたときは、機関登録に係る個体等に関する登録関係事務を行わないものとする。

7 登録機関がその登録関係事務を行う場合における第二十条から前条までの規定の適用については、これらの規定中「環境大臣」とあるのは、「登録機関」とする。

（登録機関の遵守事項等）

第二十四条 登録機関は、登録関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録関係事務を実施しなければならない。

2 登録機関は、公正に、かつ、環境省令で定める方法により登録関係事務を実施しなければならない。

3 登録機関は、登録関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け出なければならない。

4 登録機関は、その登録関係事務の開始前に、環境省令で定めるところにより、その登録関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

6 登録を受けようとする者その他の利害関係人は、登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて環境省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

7 登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録関係事務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

8 登録機関は、環境大臣の許可を受けなければ、その登録関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

9 環境大臣は、登録機関が前項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十六条第五項の規定により登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は登録機関が天災その他の事由によりその登録関係事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、その登録関係事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

10 環境大臣が前項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行う場合、登録機関が第八項の許可を受けてその登録関係事務の全部若しくは一部を廃止する場合又は環境大臣が第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消した場合における登録関係事務の引継ぎその他の必要な事項は、環境省令で定める。

(秘密保持義務等)

第二十五条 登録機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その登録関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録関係事務に従事する登録機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（登録機関に対する適合命令等）

第二十六条 環境大臣は、登録機関が第二十三条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、登録機関が第二十四条第一項又は第二項の規定に違反しているとき、その登録機関に対し、登録関係事務を実施すべきこと又は登録関係事務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 環境大臣は、第二十四条第四項の規程が登録関係事務の公正な実施上不適当となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 環境大臣は、登録機関が第二十三条第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならない。

5 環境大臣は、登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。

二 第二十四条第四項の規程によらないで登録関係事務を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第二十四条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により機関登録を受けたとき。

（報告徴収及び立入検査）

第二十七条 環境大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、登録機関に対し、その登録関係事務に関し報告を求め、又はその職員に、登録機関の事務所に立ち入り、登録機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(登録機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十八条 登録機関が行う登録関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

(公示)

第二十八条の二 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

- 一 機関登録をしたとき。
- 二 第二十四条第三項の規定による届出があったとき。
- 三 第二十四条第八項の規定による許可をしたとき。
- 四 第二十四条第九項の規定により環境大臣が登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。
- 五 第二十六条第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(手数料)

第二十九条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（登録機関が登録関係事務を行う場合にあっては、登録機関）に納めなければならない。

- 一 登録等を受けようとする者
- 二 登録票の再交付を受けようとする者
- 2 前項の規定により登録機関に納められた手数料は、登録機関の収入とする。

第四節 特定国内種事業及び特定国際種事業の規制

第一款 特定国内種事業の規制

(特定国内種事業の届出)

第三十条 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この節及び第六十二条第一号において「特定国内種事業」という。）を行おうとする者（次項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、次に掲げる事項を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地

三 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定国内希少野生動植物種

四 前三号に掲げるもののほか、環境省令、農林水産省令で定める事項

2 特定国内種事業のうち加工品に係るものを行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び加工品の種別に応じて政令で定める大臣（以下この節において「特定国内種関係大臣」という。）に届け出なければならない。

一 前項第一号から第三号までに掲げる事項

二 前号に掲げるもののほか、環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令で定める事項

3 第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき、又は特定国内種事業を廃止したときは、その日から起算して三十日を経過する日までの間に、その旨を環境大臣及び農林水産大臣に届け出なければならない。

4 第一項及び前項に定めるもののほか、これらの規定による届出に関し必要な事項は、環境省令、農林水産省令で定める。

5 第三項の規定は第二項の規定による届出をした者について、前項の規定は第二項の規定による届出について準用する。この場合において、第三項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

（特定国内種事業を行う者の遵守事項）

第三十一条 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、その特定国内種事業に関し特定国内希少野生動植物種の個体等の譲受け又は引取りをするときは、その個体等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、次に掲げる事項についてその譲渡人又は引渡人から聴取しなければならない。

一 その個体等が、繁殖させた個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品（次号において「繁殖に係る個体等」という。）であるか又は捕獲され、若しくは採取された個体若しくはその個体の器官若しくはこれらの加工品（第三号において「捕獲又は採取に係る個体等」という。）であるかの別

二 その個体等が繁殖に係る個体等であるときは、繁殖させた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 その個体等が捕獲又は採取に係る個体等であるときは、捕獲され、又は採取された場所並びに捕獲し、又は採取した者の氏名及び住所

2 前条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者は、環境省令、農林水産省令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

3 前二項の規定は、前条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは、「環境大臣及び特定国内種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

(特定国内種事業を行う者に対する指示等)

第三十二条 環境大臣及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者が前条第一項又は第二項の規定に違反した場合においてその特定国内種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、これらの規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2 環境大臣及び農林水産大臣は、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定国内種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国内種事業に係る特定国内希少野生動植物種の個体等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

3 前二項の規定は、第三十条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前二項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国内種関係大臣」と、第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「前条第三項において準用する同条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

(報告徴収及び立入検査)

第三十三条 環境大臣及び農林水産大臣は、この節の規定の施行に必要な限度において、第三十条第一項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者に対し、その特定国内種事業に関し報告を求め、又はその職員に、その特定国内種事業を行うための施設に立ち入り、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定は、第三十条第二項の規定による届出をして特定国内種事業を行う者について準用する。この場合において、前項中「農林水産大臣」とあるのは、「特定国内種関係大臣」と読み替えるものとする。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二款 特定国際種事業の規制

（特定国際種事業の届出）

第三十三条の二 取引の態様等を勘案して政令で定める特定器官等であってその形態、大きさその他の事項に関し特定器官等の種別に応じて政令で定める要件に該当するものの譲渡し又は引渡しの業務を伴う事業（以下この章及び第六十二条第一号において「特定国際種事業」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を、環境大臣及び特定器官等の種別に応じて政令で定める大臣（以下この章において「特定国際種関係大臣」という。）に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務を行うための施設の名称及び所在地
- 三 譲渡し又は引渡しの業務の対象とする特定器官等の種別
- 四 前三号に掲げるもののほか、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項

（特定国際種事業を行う者の遵守事項）

第三十三条の三 前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に関し特定器官等の譲受け又は引取りをするときは、その特定器官等の譲渡人又は引渡人の氏名又は名称及び住所並びにこれらの者が法人である場合にはその代表者の氏名を確認するとともに、その特定器官等

に第三十三条の六第一項の管理票が付されていない場合にあつては、その譲渡人又は引渡人からその特定器官等の入手先を聴取しなければならない。

2 前条の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前項の規定により確認し又は聴取した事項その他特定器官等の譲渡し等に関する事項を書類に記載し、及びこれを保存しなければならない。

(特定国際種事業を行う者に対する指示等)

第三十三条の四 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者が前条の規定に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資するため必要があると認めるときは、その者に対し、同条の規定が遵守されることを確保するため必要な事項について指示をすることができる。

2 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者が前項の指示に違反した場合においてその特定国際種事業を適正化して希少野生動植物種の保存に資することに支障を及ぼすと認めるときは、その者に対し、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その特定国際種事業に係る特定器官等の譲渡し又は引渡しの業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(準用)

第三十三条の五 第三十条第三項の規定は第三十三条の二の規定による届出をした者について、第三十条第四項の規定は第三十三条の二の規定による届出について、第三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は特定国際種事業について準用する。この場合において、第三十条第三項中「特定国内種事業」とあるのは「特定国際種事業」と、「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と、同条第四項中「環境省令、農林水産省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と、第三十三条第一項中「農林水産大臣」とあるのは「特定国際種関係大臣」と読み替えるものとする。

第五節 適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定等

(管理票の作成及び取扱い)

第三十三条の六 第三十三条の二の規定による届出をして特定国際種事業を行う者は、その特定国際種事業に関し次の各号のいずれかに該当する場合には、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令

で定めるところにより、特定器官等（次条第一項の製品の原材料となるものに限る。）の入手の経緯等に関し必要な事項を記載した管理票を作成することができる。

一 その個体等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った原材料器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

二 その特定器官等に係る管理票とともに譲り受け、又は引き取った特定器官等の分割により得られた部分である特定器官等の譲渡し又は引渡しをする場合

三 前二号に掲げるもののほか、譲渡し又は引渡しをする特定器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める場合

2 前項の管理票が作成された特定器官等の譲渡し又は引渡しは、その管理票とともにするものとする。

3 第一項の管理票の譲渡し又は引渡しは、その管理票に係る特定器官等とともにするものとする。

4 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、特定国際種事業を行う者が第一項各号に掲げる場合以外の場合に同項の管理票を作成し、又は虚偽の事項を記載した同項の管理票を作成した場合において必要があると認めるときは、三月を超えない範囲内で期間を定めて、その者が同項の規定により管理票を作成することを禁止することができる。

（適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定）

第三十三条の七 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、原材料器官等を原材料として製造された政令で定める製品（登録等を受けることができるものを除く。）の製造者の申請に基づき、その製品が登録要件に該当する原材料器官等を原材料として製造されたものである旨の認定をすることができる。

2 前項の認定は、次に掲げる場合に限り、することができる。

一 申請者が、その製品の原材料である特定器官等を、その特定器官等に関し前条第一項の規定により作成された管理票とともに譲り受け、又は引き取った者である場合

二 申請者が、その製品の原材料である原材料器官等を、その原材料器官等に係る登録票等とともに譲り受け、又は引き取った者である場合

三 前二号に掲げるもののほか、その製品の原材料である原材料器官等が登録要件に該当するものであることが明らかである場合として環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める場合

3 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第一項の認定をしたときは、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その申請をした者に対し、申請に係る製品ごとに、その製品について同項の認定があった旨を表示する標章を交付しなければならない。

4 前項の標章は、その標章に係る認定を受けた製品以外の物に取り付けてはならない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の認定及び第三項の標章に関し必要な事項は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。

(認定機関)

第三十三条の八 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、前条に規定する環境大臣及び特定国際種関係大臣の事務（以下「認定関係事務」という。）について、環境大臣及び特定国際種関係大臣の登録を受けた者（以下「認定機関」という。）があるときは、その認定機関に行わせるものとする。

2 前項の登録（以下この節において「機関登録」という。）は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

一 この法律に規定する罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者であること。

二 第三十三条の十一第四項又は第五項の規定により機関登録を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない者であること。

三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があること。

4 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、機関登録の申請をした者（以下この項において「機関登録申請者」という。）が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。

この場合において、機関登録に関して必要な手続は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。

一 学校教育法 に基づく大学若しくは高等専門学校において獣医学その他特定器官等の識別に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であって、通算して三年以上特

定器官等の識別に関する実務の経験を有するものが認定関係事務を実施し、その人数が二名以上であること。

二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社である場合にあっては、特定国際種事業（前条第一項の政令で定める製品に係るものに限る。ロにおいて同じ。）を行う者がその親法人であること。

ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうち、特定国際種事業を行う者の役員又は職員である者（過去二年間にその特定国際種事業を行う者の役員又は職員であった者を含む。）があること。

5 機関登録は、認定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日及び番号

二 機関登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 前二号に掲げるもののほか、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項

6 認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条中「環境大臣及び特定国際種関係大臣は」とあるのは、「認定機関は」とする。

（認定機関の遵守事項）

第三十三条の九 認定機関は、認定関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定関係事務を実施しなければならない。

2 認定機関は、公正に、かつ、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める方法により認定関係事務を実施しなければならない。

3 認定機関は、認定関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣及び特定国際種関係大臣に届け出なければならない。

4 認定機関は、その認定関係事務の開始前に、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、環境大臣及び特定国際種関係大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

5 認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表等を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

6 第三十三条の七第一項の認定を受けようとする者その他の利害関係人は、認定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、認定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

7 認定機関は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、認定関係事務に関し環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

8 認定機関は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

(秘密保持義務等)

第三十三条の十 認定機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その認定関係事務に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 認定関係事務に従事する認定機関の役員又は職員は、刑法 その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(認定機関に対する適合命令等)

第三十三条の十一 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三条の八第四項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三条の九第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その認定機関に対し、認定関係事務を実施すべきこと又は認定関係事務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、第三十三条の九第四項の規程が認定関係事務の公正な実施上不適當となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が第三十三条の八第三項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならない。

5 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十三条の九第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。

二 第三十三条の九第四項の規程によらないで認定関係事務を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第三十三条の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により機関登録を受けたとき。

(認定機関がした処分等に係る不服申立て)

第三十三条の十二 認定機関が行う認定関係事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、環境大臣及び特定国際種関係大臣に対し、行政不服審査法 による審査請求をすることができる。

(公示)

第三十三条の十三 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 機関登録をしたとき。

二 第三十三条の九第三項の規定による届出があったとき。

三 第三十三条の九第八項の規定による許可をしたとき。

四 第三十三条の十五において準用する第二十四条第九項の規定により環境大臣及び特定国際種関係大臣が認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた認定関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第三十三条の十一第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(手数料)

第三十三条の十四 第三十三条の七第一項の認定を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国（認定機関が認定関係事務を行う場合にあつては、認定機関）に納めなければならない。

2 前項の規定により認定機関に納められた手数料は、認定機関の収入とする。

（準用）

第三十三条の十五 第二十三条第六項の規定は機関登録について、第二十四条第九項及び第十項並びに第二十七条の規定は認定関係事務について準用する。この場合において、これらの規定中「環境大臣」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣」と、第二十四条第十項中「環境省令」とあるのは「環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令」と読み替えるものとする。

第三章 生息地等の保護に関する規制

第一節 土地の所有者の義務等

（土地の所有者等の義務）

第三十四条 土地の所有者又は占有者は、その土地の利用に当たっては、国内希少野生動植物種の保存に留意しなければならない。

（助言又は指導）

第三十五条 環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、土地の所有者又は占有者に対し、その土地の利用の方法その他の事項に関し必要な助言又は指導をすることができる。

第二節 生息地等保護区

（生息地等保護区）

第三十六条 環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体的にその保護を図る必要がある区域であつて、その個体の分布状況及び生態その他その個体の生息又は生育の状況を勘案してその国内希少野生動植物種の保存のため重要と認めるものを、生息地等保護区として指定することができる。

- 2 前項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）は、指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を定めてするものとする。
- 3 環境大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、中央環境審議会及び関係地方公共団体の意見を聴かなければならない。
- 4 環境大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を公告し、公告した日から起算して十四日を経過する日までの間、指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針の案（次項及び第六項において「指定案」という。）を公衆の縦覧に供しななければならない。
- 5 前項の規定による公告があったときは、指定をしようとする区域の住民及び利害関係人は、同項に規定する期間が経過する日までの間に、環境大臣に指定案についての意見書を提出することができる。
- 6 環境大臣は、指定案について異議がある旨の前項の意見書の提出があったときその他指定に関し広く意見を聴く必要があると認めるときは、公聴会を開催するものとする。
- 7 環境大臣は、指定をするときは、その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針を官報で公示しななければならない。
- 8 指定は、前項の規定による公示によってその効力を生ずる。
- 9 環境大臣は、生息地等保護区に係る国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により指定の必要がなくなつたと認めるとき又は指定を継続することが適当でないとき認めるときは、指定を解除しななければならない。
- 10 第三項、第七項及び第八項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは「その旨及び解除に係る指定の区域」と、第八項中「前項の規定による公示」とあるのは「第十項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。
- 11 生息地等保護区の区域内（次条第四項第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内）において同項各号に掲げる行為をする者は、第二項の指針に留意しつつ、国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼさない方法でその行為をしななければならない。

（管理地区）

第三十七条 環境大臣は、生息地等保護区の区域内で国内希少野生動植物種の保存のため特に必要があると認める区域を管理地区として指定することができる。

2 環境大臣は、管理地区に係る国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育の状況の変化その他の事情の変化により前項の規定による指定の必要がなくなったと認めるとき又はその指定を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

3 前条第二項から第八項までの規定は第一項の規定による指定について、同条第三項、第七項及び第八項の規定は前項の規定による指定の解除について準用する。この場合において、同条第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは前項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による公示」とあるのは「次条第三項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

4 管理地区の区域内（第八号に掲げる行為については、同号に規定する湖沼又は湿原の周辺一キロメートルの区域内。第四十条第一項及び第四十一条第一項において同じ。）においては、次に掲げる行為（第十号から第十四号までに掲げる行為については、環境大臣が指定する区域内及びその区域ごとに指定する期間内においてするものに限る。）は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならない。

一 建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること。

二 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地（水底を含む。）の形質を変更すること。

三 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること。

四 水面を埋め立て、又は干拓すること。

五 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。

六 木竹を伐採すること。

七 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に必要なものとして環境大臣が指定する野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。

八 管理地区の区域内の湖沼若しくは湿原であつて環境大臣が指定するもの又はこれらに流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排出すること。

九 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域以外の環境大臣が指定する区域内において、車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること。

十 第七号の規定により環境大臣が指定した野生動植物の種の個体その他の物以外の野生動植物の種の個体その他の物の捕獲等を行うこと。

十一 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある動植物の種として環境大臣が指定するものの個体を放ち、又は植栽し、若しくはその種子をまくこと。

十二 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのあるものとして環境大臣が指定する物質を散布すること。

十三 火入れ又はたき火を行うこと。

十四 国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育に支障を及ぼすおそれのある方法として環境大臣が定める方法によりその個体を観察すること。

5 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、環境大臣に許可の申請をしなければならない。

6 環境大臣は、前項の申請に係る行為が第三項において準用する前条第二項の指針に適合しないものであるときは、第四項の許可をしないことができる。

7 環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、その必要の限度において、第四項の許可に条件を付することができる。

8 第四項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に同項各号に掲げる行為に着手している者は、その規制されることとなった日から起算して三月を経過する日までの間に環境大臣に環境省令で定める事項を届け出たときは、同項の規定にかかわらず、引き続きその行為を行うことができる。

9 次に掲げる行為については、第四項の規定は、適用しない。

一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為

二 通常管理行為又は軽易な行為で環境省令で定めるもの

三 木竹の伐採で、環境大臣が農林水産大臣と協議して管理地区ごとに指定する方法及び限度内においてするもの

10 前項第一号に掲げる行為であって第四項各号に掲げる行為に該当するものをした者は、その日から起算して十四日を経過する日までの間に環境大臣にその旨を届け出なければならない。

(立入制限地区)

第三十八条 環境大臣は、管理地区の区域内で国内希少野生動植物種の個体の生息又は生育のため特にその保護を図る必要があると認める場所を、立入制限地区として指定することができる。

2 環境大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、その場所の土地の所有者又は占有者（正当な権原を有する者に限る。次項及び第四十二条第二項において同じ。）の同意を得るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 環境大臣は、土地の所有者又は占有者が正当な理由により第一項の規定による指定を解除するよう求めたとき、又はその指定の必要がなくなつたと認めるときは、その指定を解除しなければならない。

4 何人も、環境大臣が定める期間内は、立入制限地区の区域内に立ち入ってはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為をするために立ち入る場合

二 通常の管理行為又は軽易な行為で環境省令で定めるものをするために立ち入る場合

三 前二号に掲げるもののほか、環境大臣がやむを得ない事由があると認めて許可をした場合

5 第三十六条第七項及び第八項の規定は第一項の規定による指定及び第三項の規定による指定の解除について、前条第五項及び第七項の規定は前項第三号の許可について準用する。この場合において、第三十六条第七項中「その旨並びに指定の区域、指定に係る国内希少野生動植物種及び指定の区域の保護に関する指針」とあるのは、第一項の規定による指定については「その旨及び指定の区域」と、第三項の規定による指定の解除については「その旨及び解除に係る指定の区域」と、同条第八項中「前項の規定による公示」とあるのは、「第三十八条第五項において準用する前項の規定による公示」と読み替えるものとする。

(監視地区)

第三十九条 生息地等保護区の区域で管理地区の区域に属さない部分（次条第一項及び第四十一条第一項において「監視地区」という。）の区域内において第三十七条第四項第一号から第五号までに掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に環境省令で定める事項を届け出なければならない。

2 環境大臣は、前項の規定による届出（以下この条において「届出」という。）があった場合において届出に係る行為が第三十六条第二項の指針に適合しないものであるときは、届出をした者に対し、届出に係る行為をすることを禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 前項の規定による命令は、届出があった日から起算して三十日（三十日を経過する日までの間に同項の規定による命令をすることができない合理的な理由があるときは、届出があった日から起算して六十日を超えない範囲内で環境大臣が定める期間）を経過した後又は第五項ただし書の規定による通知をした後は、することができない。

4 環境大臣は、前項の規定により期間を定めたときは、これに係る届出をした者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知しなければならない。

5 届出をした者は、届出をした日から起算して三十日（第三項の規定により環境大臣が期間を定めたときは、その期間）を経過した後でなければ、届出に係る行為に着手してはならない。ただし、環境大臣が国内希少野生動植物種の保存に支障を及ぼすおそれがないと認めてその者に通知したときは、この限りでない。

6 次に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

- 一 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- 二 通常の管理行為又は軽易な行為で環境省令で定めるもの
- 三 第三十六条第一項の規定による指定がされた時において既に着手している行為
(措置命令等)

第四十条 環境大臣は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、管理地区の区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をしている者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をしている者に対し、その行為の実施方法について指示をすることができる。

2 環境大臣は、第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項の規定に違反した者、第三十七条第七項（第三十八条第五項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反した者、前条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第二項の規定による命令に違

反した者がその違反行為によって国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護に支障を及ぼした場合において、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、これらの者に対し、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、その他国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 環境大臣は、前項の規定による命令をした場合において、その命令をされた者がその命令に係る期限までにその命令に係る措置をとらないときは、自ら原状回復をし、その他国内希少野生動植物種の個体の生息地又は生育地の保護のため必要な措置をとるとともに、その費用の全部又は一部をその者に負担させることができる。

(報告徴収及び立入検査等)

第四十一条 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、管理地区の区域内において第三十七条第四項各号に掲げる行為をした者又は監視地区の区域内において同項第一号から第五号までに掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、生息地等保護区の区域内において前項に規定する者が所有し、又は占有する土地に立ち入り、その者がした行為の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその行為が国内希少野生動植物種の保存に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査又は立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(実地調査)

第四十二条 環境大臣は、第三十六条第一項、第三十七条第一項又は第三十八条第一項の規定による指定をするための実地調査に必要な限度において、その職員に、他人の土地に立ち入らせることができる。

2 環境大臣は、その職員に前項の規定による立ち入りをさせようとするときは、あらかじめ、土地の所有者又は占有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第一項の規定による立入りをする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(公害等調整委員会の裁定)

第四十三条 第三十七条第四項、第三十九条第二項又は第四十条第二項の規定による処分に不服がある者は、その不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定を申請することができる。この場合には、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

2 行政不服審査法第十八条の規定は、前項の処分について、処分庁が誤って審査請求又は異議申立てをすることができる旨を教示した場合に準用する。

(損失の補償)

第四十四条 国は、第三十七条第四項の許可を受けることができないため、同条第七項の規定により条件を付されたため又は第三十九条第二項の規定による命令をされたため損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失の補償をする。

2 前項の補償を受けようとする者は、環境大臣にその請求をしなければならない。

3 環境大臣は、前項の請求を受けたときは、補償をすべき金額を決定し、その請求をした者に通知しなければならない。

4 前項の規定による金額の決定に不服がある者は、同項の規定による通知を受けた日から六月を経過する日までの間に、訴えをもってその増額の請求をすることができる。

5 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

第四章 保護増殖事業

(保護増殖事業計画)

第四十五条 環境大臣及び保護増殖事業を行おうとする国の行政機関の長（第三項において「環境大臣等」という。）は、保護増殖事業の適正かつ効果的な実施に資するため、中央環境審議会の意見を聴いて保護増殖事業計画を定めるものとする。

2 前項の保護増殖事業計画は、保護増殖事業の対象とすべき国内希少野生動植物種ごとに、保護増殖事業の目標、保護増殖事業が行われるべき区域及び保護増殖事業の内容その他保護増殖事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項について定めるものとする。

3 環境大臣等は、第一項の保護増殖事業計画を定めたときは、その概要を官報で公示し、かつ、その保護増殖事業計画を一般の閲覧に供しなければならない。

4 第一項及び前項の規定は、第一項の保護増殖事業計画の変更について準用する。

(認定保護増殖事業等)

第四十六条 国は、国内希少野生動植物種の保存のため必要があると認めるときは、保護増殖事業を行うものとする。

2 地方公共団体は、その行う保護増殖事業であってその事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合するものについて、環境大臣のその旨の確認を受けることができる。

3 国及び地方公共団体以外の者は、その行う保護増殖事業について、その者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができ、及びその保護増殖事業の事業計画が前条第一項の保護増殖事業計画に適合している旨の環境大臣の認定を受けることができる。

4 環境大臣は、前項の認定をしたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。第四十八条第二項又は第三項の規定によりこれを取り消したときも、同様とする。

第四十七条 認定保護増殖事業等（国の保護増殖事業、前条第二項の確認を受けた保護増殖事業及び同条第三項の認定を受けた保護増殖事業をいう。以下この条において同じ。）は、第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われなければならない。

2 認定保護増殖事業等として実施する行為については、第九条、第十二条第一項、第三十七条第四項及び第十項、第三十八条第四項、第三十九条第一項並びに第五十四条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

3 生息地等保護区の区域内の土地の所有者又は占有者は、認定保護増殖事業等として実施される給餌設備その他の保護増殖事業のために必要な施設の設置に協力するように努めなければならない。

4 環境大臣は、前条第三項の認定を受けて保護増殖事業を行う者に対し、その保護増殖事業の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

第四十八条 第四十六条第二項の確認又は同条第三項の認定を受けて保護増殖事業を行う者は、その保護増殖事業を廃止したとき、又はその保護増殖事業を第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行うことができなくなったときは、その旨を環境大臣に通知しなければならない。

2 環境大臣は、前項の規定による通知があったときは、その通知に係る第四十六条第二項の確認又は同条第三項の認定を取り消すものとする。

3 環境大臣は、第四十六条第三項の認定を受けた保護増殖事業が第四十五条第一項の保護増殖事業計画に即して行われていないと認めるとき、又はその保護増殖事業を行う者がその保護増殖事業を適正かつ確実に実施することができなくなったと認めるとき若しくは前条第四項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、その認定を取り消すことができる。

第五章 雑則

(調査)

第四十九条 環境大臣は、野生動植物の種の個体の生息又は生育の状況、その生息地又は生育地の状況その他必要な事項について定期的に調査をし、その結果を、この法律に基づく命令の改廃、この法律に基づく指定又はその解除その他この法律の適正な運用に活用するものとする。

(取締りに従事する職員)

第五十条 環境大臣は、その職員のうち政令で定める要件を備えるものに、第八条、第十一条第一項、第十四条、第十八条、第十九条第一項、第三十五条、第四十条第一項若しくは第二項又は第四十一条第一項に規定する権限の一部を行わせることができる。

2 前項の規定により環境大臣の権限の一部を行う職員（次項において「希少野生動植物種保存取締官」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、希少野生動植物種保存取締官に関し必要な事項は、政令で定める。

(希少野生動植物種保存推進員)

第五十一条 環境大臣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に熱意と識見を有する者のうちから、希少野生動植物種保存推進員を委嘱することができる。

2 希少野生動植物種保存推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 絶滅のおそれのある野生動植物の種が置かれている状況及びその保存の重要性について啓発をすること。
- 二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の個体の生息若しくは生育の状況又はその生息地若しくは生育地の状況について調査をすること。
- 三 希少野生動植物種の個体等の所有者若しくは占有者又はその生息地若しくは生育地の土地の所有者若しくは占有者に対し、その求めに応じ希少野生動植物種の保存のため必要な助言をすること。
- 四 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をする事。
- 3 希少野生動植物種保存推進員は、名誉職とし、その任期は三年とする。
- 4 希少野生動植物種保存推進員が希少野生動植物種の個体に関する調査で環境省令で定めるもののためにする捕獲等については、第九条の規定は、適用しない。
- 5 環境大臣は、希少野生動植物種保存推進員が、その職務の遂行に支障があるとき、その職務を怠ったとき、又はこの法律の規定に違反し、その他希少野生動植物種保存推進員たるにふさわしくない非行があったときは、これを解嘱することができる。

(負担金の徴収方法)

第五十二条 環境大臣が第四十条第三項の規定により、又は経済産業大臣等が第十六条第三項の規定により費用を負担させようとするときは、環境省令、経済産業省令で定めるところにより、その負担させようとする費用（以下この条において「負担金」という。）の額及びその納付期限を定めて、文書でその納付を命じなければならない。

2 環境大臣又は経済産業大臣等は、前項の納付期限までに負担金を納付しない者があるときは、環境省令、経済産業省令で定めるところにより、督促状で期限を指定して督促しなければならない。

3 環境大臣又は経済産業大臣等は、前項の規定による督促をしたときは、環境省令、経済産業省令で定めるところにより、負担金の額に、年十四・五パーセントを超えない割合を乗じて、第一項の納付期限の翌日からその負担金の完納の日又はその負担金に係る財産差押えの日の前日までの日数により計算した額の延滞金を徴収することができる。

4 環境大臣又は経済産業大臣等は、第二項の規定による督促を受けた者が、同項の督促状で指定した期限までにその納付すべき負担金及びその負担金に係る前項の延滞金（以下この条において「延滞金」という。）を納付しないときは、国税の滞納処分の例により、その負担金及び延滞金を徴収することができる。この場合における負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

5 延滞金は、負担金に先立つものとする。

（地方公共団体に対する助言その他の措置）

第五十三条 国は、地方公共団体が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を円滑に実施することができるよう、地方公共団体に対し、助言その他の措置を講ずるように努めなければならない。

2 国は、最新の科学的知見を踏まえつつ、教育活動、広報活動等を通じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

（国等に関する特例）

第五十四条 国の機関又は地方公共団体が行う事務又は事業については、第八条、第九条、第十二条第一項、第三十五条、第三十七条第四項及び第十項、第三十八条第四項、第三十九条第一項、第四十条第一項並びに第四十一条第一項及び第二項の規定は、適用しない。

2 国の機関又は地方公共団体は、第九条第二号及び第三号に掲げる場合以外の場合に国内希少野生動植物種等の生きている個体の捕獲等をしようとするとき、第十二条第一項第二号から第七号までに掲げる場合以外の場合に希少野生動植物種の個体等の譲渡し等をしようとするとき、又は第三十七条第四項若しくは第三十八条第四項第三号の許可を受けるべき行為に該当する行為をしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、あらかじめ、環境大臣に協議しなければならない。

3 国の機関又は地方公共団体は、第三十七条第八項の規定により届出をして引き続き同条第四項各号に掲げる行為をすることができる場合に該当する場合にその行為をするとき、又は同条第十項若しくは第三十九条第一項の規定により届出をすべき行為に該当する行為をし、若しくはしようとするときは、環境省令で定める場合を除き、これらの規定による届出の例により、環境大臣にその旨を通知しなければならない。

（権限の委任）

第五十五条 この法律に規定する環境大臣の権限は、環境省令で定めるところにより、地方環境事務所長に委任することができる。

(経過措置)

第五十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合には、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

(環境省令への委任)

第五十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、環境省令で定める。

第六章 罰則

第五十七条の二 第九条、第十二条第一項又は第十五条第一項の規定に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十一条第一項、第十四条、第十六条第一項若しくは第二項、第十八条又は第四十条第二項の規定による命令に違反した者
- 二 第十七条又は第三十七条第四項の規定に違反した者
- 三 偽りその他不正の手段により登録、事前登録又は第二十条第四項（第二十二條第二項において準用する場合を含む。）の登録票の再交付を受けた者

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第四項（第十三条第四項において準用する場合を含む。）又は第三十七条第七項の規定により付された条件に違反した者
- 二 事前登録済証に、事前登録をした事項に適合する原材料器官等以外の原材料器官等について第二十条の三第一項本文に規定する記載をし、又は虚偽の事項を含む同項本文に規定する記載をした者
- 三 第二十条の三第四項から第六項まで、第三十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）、第三十三条の四第二項又は第三十三条の六第四項の規定による命令に違反した者
- 四 第三十八条第四項の規定に違反した者

第六十条 第二十五条第一項又は第三十三条の十第一項の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十一条 第二十六条第五項又は第三十三条の十一第五項の規定による登録関係事務又は認定関係事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三十条第一項若しくは第二項又は第三十三条の二の規定による届出をしないで特定国内種事業若しくは特定国際種事業を行い、又は虚偽の届出をした者
- 二 第三十八条第五項において準用する第三十七条第七項の規定により付された条件に違反した者
- 三 第三十九条第一項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をし、又は虚偽の届出をした者
- 四 第三十九条第二項の規定による命令に違反した者
- 五 第三十九条第五項の規定に違反した者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第八項の規定に違反して許可証又は従事者証を携帯しないで捕獲等をした者
- 二 第十九条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 三 第二十条の三第一項ただし書又は第三項の規定に違反した者
- 四 第二十条の三第二項又は第七項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第二十一条、第二十二条第一項又は第三十条第三項（同条第五項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 六 第三十三条第一項（同条第二項及び第三十三条の五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第三十三条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 七 偽りその他不正の手段により第三十三条の七第一項の認定を受けた者

八 第三十三条の七第四項の規定に違反した者

九 第四十一条第一項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第二項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十 第四十二条第四項の規定に違反して、同条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げた者

第六十四条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第二十四条第七項又は第三十三条の九第七項の規定に違反して、第二十四条第七項若しくは第三十三条の九第七項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

二 第二十四条第八項又は第三十三条の九第八項の許可を受けないで登録関係事務又は認定関係事務の全部を廃止したとき。

三 第二十七条第一項（第三十三条の十五において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

第六十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第五十七条の二 一億円以下の罰金刑

二 第五十八条第一号（第十八条に係る部分に限る。）、第二号（第十七条に係る部分に限る。）及び第三号 二千万円以下の罰金刑

三 第五十八条第一号（第十八条に係る部分を除く。）及び第二号（第三十七条第四項に係る部分に限る。）、第五十九条、第六十二条並びに第六十三条 各本条の罰金刑

2 前項の規定により第五十七条の二の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同条の罪についての時効の期間による。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十四条第五項又は第三十三条の九第五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 正当な理由がないのに第二十四条第六項各号又は第三十三条の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、第一章並びに附則第九条及び第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律等の廃止)

第二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（昭和四十七年法律第四十九号）

二 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第五十八号）

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に前条の規定による廃止前の特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律（以下「旧鳥類法」という。）第三条第一項ただし書の規定によりされている許可又は前条の規定による廃止前の絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律（以下「旧野生動植物法」という。）第三条第一項第一号の規定によりされている許可は、第十三条第一項の許可とみなす。

第四条 この法律の施行の際現に旧野生動植物法第六条第一項の登録を受けている旧野生動植物法第二条第一項の希少野生動植物（以下「希少野生動植物」という。）で国際希少野生動植物種の個体であるものは第二十条第一項の登録を受けているものと、当該個体に係る旧野生動植物法第六条第三項又は第五項（旧野生動植物法第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により交付された登録票は第二十条第三項の規定により交付された登録票とみなす。

第五条 前二条に規定するもののほか、旧鳥類法若しくは旧野生動植物法の規定により環境庁長官がした処分その他の行為又は旧野生動植物法の規定により環境庁長官に対してされている許可若しくは登録若しくは登録票の再交付の申請は、この法律の相当規定に基づいて環境庁長官がした処分その他の行為又は環境庁長官に対してされている許可若しくは登録若しくは登録票の再交付の申請とみなす。

第六条 この法律の施行前に、旧野生動植物法第六条第一項の登録を受けた希少野生動植物を譲り受け、又はその引渡しを受けた者に係る環境庁長官への届出及び当該登録を受けた希少野生動植物を所持する者で旧野生動植物法第八条第一項各号のいずれかに該当するに至ったものに係る登録票の返納については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によるものとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成六年六月二九日法律第五二号）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成九年五月二三日法律第五九号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五条、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の

規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第五十七条第四項から第六項まで、第六十条、第六十三条、第六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

（国等の事務）

第五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第六十一条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(手数料に関する経過措置)

第六十二条 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第八十四条の規定の適用に関して必要な事項は、政令で定める。

(検討)

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第二百五十二条 政府は、医療保険制度、年金制度等の改革に伴い、社会保険の事務処理の体制、これに従事する職員の在り方等について、被保険者等の利便性の確保、事務処理の効率化等の視点に立って、検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （平成一一年一二月二二日法律第一六〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一五年六月二〇日法律第九九号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、次条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

（施行前の準備）

第二条 この法律による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「新法」という。）第二十三条第一項又は第三十三条の八第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新法第二十四条第四項又は第三十三条の九第四項の規程の認可の申請についても、同様とする。

（経過措置）

第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「旧法」という。）第二十三条第一項又は第三十三条の八第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、新法第二十三条第一項又は第三十三条の八第一項の登録を受けたものとみなす。

第四条 この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、新法又は新法に基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又は新法に基づく命令の相当の規定によってしたものとみなす。

第五条 旧法第二十三条第一項に規定する登録関係事務に従事する同条第五項に規定する指定登録機関の役員若しくは職員であつた者又は旧法第三十三条の八第一項に規定する認定関係事務に従事する同条第三項に規定する指定認定機関の役員若しくは職員であつた者に係る当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月九日法律第八四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第五十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一七年四月二七日法律第三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二十四条 この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

附 則 （平成一七年七月二六日法律第八七号） 抄

この法律は、会社法の施行の日から施行する。

附 則 （平成二三年八月三〇日法律第一〇五号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第八十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第八十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 （平成二五年六月一二日法律第三七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第一条、第二条第一項、第四十七条第二項及び第五十三条の改正規定並びに附則第五条、第六条及び第九条の規定 公布の日

二 第一条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 公布の日から起算して二十日を経過した日

（登録に関する経過措置）

第二条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第二十条第三項の規定により交付された登録票は、第二条の規定による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「新法」という。）第二十条第三項の規定により交付された登録票とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法第二十条第二項第一号に掲げる事項に変更を生じている者についての同条第九項の規定の適用については、同項中「当該変更が生じた日」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十七号）の施行の日」とする。

第四条 この法律の施行の際現に登録に係る新法第二十条第二項第三号に掲げる事項に変更を生じている場合についての新法第二十二条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項中「その日」とあるのは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十七号）の施行の日」とする。

（罰則に関する経過措置）

第五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況等を勘案し、新法第四条第三項に規定する国内希少野生動植物種の選定及び選定後における生息地等の保護、保護増殖事業等の取組が、科学的知見を活用しつつ、一層積極的かつ計画的に促進されるようにするための制度並びに同条第四項に規定する国際希少野生動植物種の個体等の登録に係る制度の在り方を含め、新法の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

7 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令

平成5年2月10日
政令第17号
最近改正平成25年6月5日
政令第171号

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項及び第四項、第六条第二項第三号、第十五条第一項、第二十条第一項、第二十九条第一項、第五十条第一項並びに第五十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国内希少野生動植物種等）

第一条 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（以下「法」という。）第四条第三項の国内希少野生動植物種は、別表第一に掲げる種（亜種又は変種を含む。以下同じ。）とする。

2 法第四条第四項の国際希少野生動植物種は、別表第二に掲げる種とする。

3 法第四条第五項の特定国内希少野生動植物種は、別表第三に掲げる種とする。

（希少野生動植物種の卵及び種子）

第二条 法第六条第二項第三号の政令で定める卵及び種子は、次に掲げるものとする。

一 緊急指定種のうち環境大臣が指定するものの卵及び種子

二 別表第一の表一、同表の表二（鳥綱、爬虫綱、両生綱及び昆虫綱（キキンデラ・ボニナ（オガサワラハンミョウ）、キュビステル・レウイスィアヌス（マルコガタノゲンゴロウ）、プラテュプレウラ・アルビヴァンナタ（イシガキニイニイ）、ヘミコルドウリア・オガサワレンスィス（オガサワラトンボ）、インドレステス・ボニネンスィス（オガサワラアオイトトンボ）、リノキュファ・オガサワレンスィス（ハナダカトンボ）及びリベルラ・アンゲリナ（ベッコウトンボ）を除く。）に係る部分に限る。）、別表第二の表一及び同表の表二の第一の二に掲げる種の卵

三 クレピディアストルム・グランディコルム（コヘラナレン）、ロドデンドロン・ボニネンセ（ムニンツツジ）、アユガ・ボニンスィマエ（シマカコソウ）、メラストマ・テトラメルム（ムニンノボタン）、ピペル・ポステルスィアヌム（タイヨウフウトウカズラ）、ピトスポルム・パルヴィフォリウム

(コバトベラ)、スュムプロコス・カワカミイ(ウチダシクロキ)及びカルリカルパ・パルヴィフォリア(ウラジロコムラサキ)の種子

(希少野生動植物種の器官)

第二条の二 法第六条第二項第三号の政令で定める器官は、別表第四の上欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める器官とする。

(希少野生動植物種の加工品)

第二条の三 法第六条第二項第三号の政令で定める加工品は、次に掲げるものとする。

一 希少野生動植物種の個体のはく製その他の標本(はく製として製作する過程のものを含み、さく葉標本(植物を圧して乾燥させて製作した標本をいう。)を除く。)

二 別表第四の上欄に掲げる希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める物品(これらの物品として製造する過程のものを含む。)

(原材料器官等)

第二条の四 法第十二条第一項第三号の原材料器官等は、別表第五の上欄に掲げる国際希少野生動植物種の科の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める器官及びその加工品とする。

(特定器官等の要件)

第二条の五 法第十二条第一項第三号の政令で定める要件は、器官の全形が保持されていないこととする。

(個体等の輸出入の要件)

第三条 法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸出については、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 輸出しようとする国内希少野生動植物種の個体等(法第七条の個体等をいう。以下同じ。)が、法第九条の規定に違反して同条の捕獲等をされ、又は法第十二条第一項の規定に違反して同項の譲渡し等をされたものでないこと。

二 次のイ及びロのいずれにも該当する旨の環境大臣の認定書の交付を受けていること。

イ 輸出が、国際的に協力して学術研究又は繁殖をする目的とするものその他の特に必要なものであること。

ロ 輸出によって国内希少野生動植物種の本邦における保存に支障を及ぼさないこと。

2 法第十五条第一項の政令で定める要件は、輸入については、輸入しようとする国内希少野生動植物種の個体等が、別表第一の表一に掲げる種の個体等であり、かつ、学術研究若しくは繁殖の目的でその個体等を輸出することを許可した旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書（輸出国がその個体等の輸出を許可に係らしめていない場合にあつては、輸出国内において適法に捕獲し、採取し、若しくは繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等（その個体の一部であつた器官又はその個体若しくはその個体の一部であつた器官を材料として製造された加工品をいう。以下同じ。）である旨のその輸出国の政府機関の発行する証明書）が添付されていること又は同表の表二に掲げる種の個体等であることとする。

3 第一項第二号の認定書の交付の手續その他同号の認定書に関し必要な事項は、環境省令で定める。
（個体等の登録の要件）

第四条 法第二十条第一項の政令で定める要件は、別表第二の表二に掲げる種の個体等であつて次の各号のいずれかに該当するものであることとする。

一 本邦内において繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。

二 別表第二の表二の中欄に掲げる種の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日前に、本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であること。

三 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の許可を受けて輸入された個体（当該輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該輸入に係る加工品を材料として製造された加工品を含む。）であつて、次のイからハまでのいずれかに該当するものであること。

イ 商業的目的で繁殖させた個体又はその個体から生じた器官等であること。

ロ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約の適用される前に、輸出国内で取得され、又は輸出国に輸入された個体（当該取得又は輸入に係る個体から生じた器官等を含む。）、器官（当該取得又は輸入に係る器官を材料として製造された加工品を含む。）又は加工品（当該取得又は輸入に

係る加工品を材料として製造された加工品を含む。)であることをその輸出国の政府機関が証明したものであること。

ハ 別表第六の上欄に掲げる種ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる個体群の区分に応じ、同表の下欄に定める個体等(当該個体群に属する個体又はその個体から生じた器官等に限る。)であること。

(登録等に関する手数料)

第五条 法第二十九条第一項の政令で定める手数料の額は、次の各号の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 個体等(次号及び第三号に掲げる器官及び加工品を除く。)についての登録

一の個体等につき二千六百元

二 別表第五のぞう科の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものについての登録

一の原材料器官等につき千百元

三 別表第五のおおとかげ科の項に掲げる原材料器官等についての登録

一の原材料器官等につき二十円

四 登録票の再交付

一件につき千百元

(特定国際種事業に係る特定器官等)

第五条の二 法第三十三条の二の政令で定める特定器官等は、次に掲げるものとする。

一 別表第五のぞう科の項に掲げる原材料器官等のうち牙及びその加工品に係る特定器官等

二 別表第五のうみがめ科の項に掲げる原材料器官等のうち甲及びその加工品に係る特定器官等

(特定国際種事業の届出の要件)

第五条の三 法第三十三条の二の政令で定める要件は、前条第二号に掲げる特定器官等であって加工品であるもの以外のものであることとする。

(特定国際種関係大臣)

第五条の四 法第三十三条の二の特定国際種関係大臣は、経済産業大臣とする。

(適正に入手された原材料に係る製品)

第五条の五 法第三十三条の七第一項の政令で定める製品は、別表第五のぞう科の項に掲げる原材料器官等のうち牙に係るものを原材料として製造された装身具、調度品、楽器、印章その他の環境省令、

経済産業省令で定める製品（その原材料器官等を使用した部分が僅少でないこと、その部分から種を容易に識別することができることその他の環境省令、経済産業省令で定める要件に該当するものに限る。）とする。

（認定に関する手数料）

第五条の六 法第三十三条の十四 の政令で定める額は、製品一個につき六十円とする。

（希少野生動植物種保存取締官の資格）

第六条 法第五十条第一項 の政令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 通算して三年以上自然環境の保全又は動植物の繁殖に関する行政事務に従事した者であること。
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校（次号において「大学等」という。）において生物学、地学、農学、林学、水産学、造園学その他自然環境の保全に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、通算して一年以上自然環境の保全に関する行政事務に従事したものであること。
- 三 大学等において農学、林学、水産学、獣医学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者であって、通算して一年以上動植物の繁殖に関する行政事務に従事したものであること。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（平成五年四月一日）から施行する。

（特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律施行令等の廃止）

第二条 次に掲げる政令は、廃止する。

- 一 特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律施行令（昭和四十七年政令第四百五号）
- 二 絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百七十五号）

（経過措置）

第三条 この政令の施行の際現に前条の規定による廃止前の特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律施行令第一項の規定による認定を受けている特殊鳥類又はその卵であつて、法第四条第三項の国内希少野生動植物種の個体に該当するもの（その認定を受けた後六月を経過しないものに限る。）は、第三条第一項第二号の認定書の交付を受けているものとみなす。

附 則 （平成六年一月二八日政令第一三号）

この政令は、平成六年三月一日から施行する。

附 則 （平成六年七月二〇日政令第二四〇号）

この政令は、平成六年七月二十九日から施行する。

附 則 （平成七年二月八日政令第一八号）

（施行期日）

1 この政令は、平成七年二月十六日から施行する。ただし、別表第一の表二の改正規定及び別表第三の改正規定は、平成七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の別表第二の表二の第一の一の（三）のきつねざる科の項に規定するその他の属の個体であつて、昭和五十五年十一月四日から昭和六十年七月三十一日までの間に本邦内で取得され、又は本邦に輸入されたものは、改正後の別表第二の表二の第一の一の（五）の規定の適用については、昭和五十五年十一月四日前に本邦内で取得され、又は本邦に輸入された個体とみなす。

3 この政令の施行前に輸入された南米の個体群以外の個体群に属するキンキルラ属（チンチラ属）全種、ソマリアの個体群に属するクロコデュルス・ニロティクス（ナイルワニ）及びインドネシアの個体群に属するスクレロパゲス・フォルモス（アジアアロワナ）の個体に関する譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り、陳列、登録及び登録票については、なお従前の例による。

4 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によるものとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成七年六月一四日政令第二四〇号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成七年六月二十八日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令の施行の際現に正当な権原に基づき原材料器官等を占有している者がこの政令の施行の日以後三月以内に当該原材料器官等の譲渡し又は引渡しをする場合における当該譲渡し及び引渡し並びに当該譲渡し及び引渡しに係る譲受け及び引取りについては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（次条において「法」という。）第十二条第一項の規定は、適用しない。

第三条 この政令の施行の際現に改正後の第五条の二に規定する特定器官等に係る特定国際種事業を行っている者に対する法第三十三条の二の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「平成七年七月三十一日までに」とする。

附 則 （平成八年一月一八日政令第四号）

この政令は、平成八年二月一日から施行する。

附 則 （平成九年九月五日政令第二七六号）

（施行期日）

1 この政令は、平成九年九月十八日から施行する。ただし、別表第一の表二の改正規定及び別表第三の改正規定並びに次項の規定は、平成九年十一月一日から施行する。

（経過措置）

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現にキュプリペディウム・マクラントゥム変種ホテイアツモリアヌム（ホテイアツモリ）又はキュプリペディウム・マクラントゥム変種スペキオスム（アツモリソウ）に係る特定国内種事業を行っている者に対する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存

に関する法律第三十条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「あらかじめ」とあるのは、「平成九年十一月十日までに」とする。

3 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成九年十一月二七日政令第三三八号）

この政令は、平成九年十二月二十八日から施行する。

附 則 （平成一〇年五月六日政令第一六九号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十一年三月十八日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現に改正後の第五条の三第一号の規定により新たに特定国際種事業となる事業を行っている者に対する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の二の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「平成十一年四月三十日までに」とする。

附 則 （平成一一年一月二五日政令第三八〇号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十二年一月四日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の際現にポリュスティクム・オバイ（アマミデンダ）に係る特定国内種事業を行っている者に対する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「あらかじめ」とあるのは、「平成十二年一月十三日までに」とする。

附 則 （平成一一年一二月三日政令第三八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二七日政令第四二三号）

この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年六月七日政令第三一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

附 則（平成一二年七月一二日政令第三七五号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十二年七月十九日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前に輸入されたオーストラリアの個体群に属するドウゴング・ドウゴン（ジュゴン）及びチリの個体群以外の個体群に属するアラウカリア・アラウカナ（チリーマツ）の個体等に関する譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り、陳列、登録及び登録票については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によるものとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年八月七日政令第二七六号）

この政令は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成一五年二月七日政令第三七号）

（施行期日）

1 この政令は、平成十五年二月十三日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行前に輸入されたボツワナの個体群に属するロクソドンタ・アフリカナ（アフリカゾウ）の生きている個体及び南アフリカの個体群に属するロクソドンタ・アフリカナ（アフリカゾウ）の皮を材料として製造された加工品に関する譲渡し若しくは譲受け又は引渡し若しくは引取り、陳列、登録及び登録票については、なお従前の例による。

3 この政令の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によるものとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成一五年三月三十一日政令第一二五号）

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 （平成一五年七月二日政令第二九八号）

この政令は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成十五年七月二十日）から施行する。

附 則 （平成一六年七月二日政令第二二二号）

(施行期日)

1 この政令は、平成十六年七月十五日から施行する。ただし、第五条の三の改正規定及び次項の規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する改正規定の施行の際現に改正後の第五条の三の規定により新たに特定国際種事業となる事業を行っている者に対する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十三条の二の規定の適用については、同条中「あらかじめ」とあるのは、「平成十六年十一月一日までに」とする。

附 則 （平成一七年一月六日政令第四号）

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十七年一月十二日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年九月七日政令第二八四号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成十九年九月十三日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年七月二五日政令第二三八号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十年八月十五日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年一月二日政令第二七三号)

この政令は、平成二十一年十二月十五日から施行する。

附 則 (平成二二年六月一八日政令第一四九号)

(施行期日)

- 1 この政令は、平成二十二年六月二十三日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 （平成二十三年三月一八日政令第二四号）

この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則 （平成二十四年四月二〇日政令第一三四号）

この政令は、平成二十四年五月一日から施行する。

附 則 （平成二五年六月五日政令第一七一号）

（施行期日）

1 この政令は、平成二十五年六月十二日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

別表第一 国内希少野生動植物種（第一条、第二条、第三条関係）

表 1

科名	種名
動物界	
鳥綱	
(一) がんかも目	
がんかも科	ブランタ・カナデンスィス・レウコパレイア（シジュウカラガン）
(二) ちどり目	
うみすずめ科	ルンダ・キルラタ（エトピリカ） ウリア・アアルゲ・イノルナタ（ウミガラス）
しぎ科	スコロパクス・ミラ（アマミヤマシギ） トリンガ・グティフェル（カラフトアオアシシギ）
(三) こうのとり目	

こうのとり科	キコニア・ボイキアナ (コウノトリ)
とき科	ニポニア・ニポン (トキ)
(四) はと目	
はと科	カルコファプス・インディカ・ヤマスイナイ (キンバト) コルンバ・ヤンティナ・ニテンス (アカガシラカラスバト) コルンバ・ヤンティナ・ステイネグリ (ヨナクニカラスバト)
(五) わしたか目	
わしたか科	アキピテル・ゲンティリス・フジヤマエ (オオタカ) アクイラ・クリュサエトス・ヤポニカ (イヌワシ) ブテオ・ブテオ・トヨスイマイ (オガサワラノスリ) ハリアエエトウス・アルビキルラ・アルビキルラ (オジロワシ) ハリアエエトウス・ペラギクス・ペラギクス (オオワシ) スピロルニス・ケエラ・ペルプレクスス (カンムリワシ) スピザエトウス・ニパレンシス・オリエンタリス (クマタカ)
はやぶさ科	ファルコ・ペレグリヌス・フルイティイ (シマハヤブサ) ファルコ・ペレグリヌス・ヤポネンシス (ハヤブサ)
(六) きじ目	
きじ科	ラゴプス・ムトウス・ヤポニクス (ライチョウ)
(七) つる目	
つる科	グルス・ヤポネンシス (タンチョウ)
くいな科	ガルリラルルス・オキナワエ (ヤンバルクイナ)
(八) すずめ目	
あとり科	カルドゥエリス・スイニカ・キトリトズィ (オガサワラカワラヒワ)
みつすい科	アパロプテロン・ファミリアレ・ハハスイマ (ハハジマメグロ)
ひたき科	エリタクス・コマドリ・コマドリ (アカヒゲ) エリタクス・コマドリ・ナミイエイ (ホントウアカヒゲ) エリタクス・コマドリ・スブルフス (ウスアカヒゲ) ロクステルラ・プリュエリ・プリュエリ (オオセッカ) ゴオテラ・ダウマ・マヨル (オオトラツグミ)
やいろちょう科	ピタ・ブラキユウラ・ニュンファ (ヤイロチョウ)
(九) ペリカン目	

う科	ファラクロコラクス・ウリレ (チシマウガラス)
(一〇)	きつつき目
きつつき科	デンドロコポス・レウコトス・オウストニ (オーストンオオアカゲラ) ピコイデス・トリダクテュルス・イノウイエイ (ミユビゲラ) サフェオピポ・ノグキイ (ノグチゲラ)
(一一)	みずなぎどり目
あほうどり科	ディオメデア・アルバトルス (アホウドリ)
(一二)	ふくろう目
ふくろう科	ケトゥパ・ブラキストニ・ブラキストニ (シマフクロウ)
備考	括弧内に記載する呼称は、和名である。

表 2

科名	種名
第一 動物界	
一 哺乳綱	
(一) 食肉目	
ねこ科	プリオナイルス・ベンガレンシス・エウプティルス (ツシマヤマネコ) プリオナイルス・ベンガレンシス・イリオモテンシス (イリオモテヤマネコ)
(二) 翼手目	
おおこうもり科	プテロプス・ダスマルルス・ダイトエンシス (ダイトウオオコウモリ) プテロプス・プセラフォン (オガサワラオオコウモリ)
(三) うさぎ目	
うさぎ科	ペンタラグス・フルネスイ (アマミノクロウサギ)
二 鳥綱	
ふくろう目	
ふくろう科	ブボ・ブボ・ボリソウイ (ワシミミズク)
三 爬虫綱	
へび亜目	
へび科	オピストトロピス・キクザトイ (キクザトサワヘビ)
四 両生綱	

さんしょううお目	
さんしょううお科	ヒュノビウス・アベイ (アベサンショウウオ)
五 条鰭亜綱 こい目	
どじょう科	レプトボティア・クルタ (アユモドキ)
こい科	アケイログナトウス・ロンギピンニス (イタセンパラ) ロデウス・アトレミウス・スイゲンスイス (スイゲンゼニタナゴ) タナキア・タナゴ (ミヤコタナゴ)
六 昆虫綱 (一) 甲虫目	
はんみょう科	キキンデラ・ボニナ (オガサワラハンミョウ)
げんごろう科	アキリウス・キシイ (ヤシャゲンゴロウ) キュビステル・レウイスィアヌス (マルコガタノゲンゴロウ) キュビステル・リムバトウス (フチトリゲンゴロウ) デュティスクス・サルピ (シャープゲンゴロウモドキ)
くわがたむし科	ネオルカヌス・インスリコラ・ドナン (ヨナグニマルバネクワガタ)
こがねむし科	ケイロトヌス・ヤンバル (ヤンバルテナガコガネ)
こがねむし科	ケイロトヌス・ヤンバル (ヤンバルテナガコガネ)
(二) かめむし目	
せみ科	プラテュプレウラ・アルビヴァンナタ (イシガキニイニイ)
(三) ちょう目	
しじみちょう科	ケラストリナ・オガサワラエンスイス (オガサワラシジミ) シジミア・モオレイ (ゴイシツバメシジミ)
たてはちょう科	メリタエア・スコトスィア (ヒョウモンモドキ)
(四) とんぼ目	
えぞとんぼ科	ヘミコルドウリア・オガサワレンスィス (オガサワラトンボ)
あおいととんぼ科	インドレステス・ボニネンスィス (オガサワラアオイトトンボ)
はなだかとんぼ科	リノキュファ・オガサワレンスィス (ハナダカトンボ)
とんぼ科	リベルルラ・アンゲリナ (ベッコウトンボ)

第二 植物界	
ちゃせんしだ科	ヒュメナスプレニウム・カルディオフルム (ヒメタニワタリ)
きく科	クレピディアストルム・グランディコルム (コヘラナレン)
おしだ科	ポリュスティクム・オバイ (アマミデンダ)
つつじ科	ロドデンドロン・ボニネンセ (ムニンツツジ)
	ロドデンドロン・ケイスケイ変種ヒュポグラウクム (ウラジロヒカゲツツジ)
	ヴァキニウム・アマミアヌム (ヤドリコケモモ)
しそ科	アユガ・ボニンシマエ (シマカコソウ)
のぼたん科	メラストマ・テトラメルム (ムニンノボタン)
すいれん科	ヌファル・スプメルサ (シモツケコウホネ)
らん科	カランテ・ハトリイ (アサヒエビネ)
	カランテ・ホスイイ (ホシツラン)
	キュプリペディウム・グタトゥム (チョウセンキバナアツモリソウ)
	キュプリペディウム・マクラントゥム変種ホテイアツモリアヌム (ホテイアツモリ)
	キュプリペディウム・マクラントゥム変種レブネンセ (レブンアツモリソウ)
	キュプリペディウム・マクラントゥム変種スペキオスム (アツモリソウ)
	デンドロビウム・オキナウエンセ (オキナワセッコク)
	リパリス・エルリプティカ (コゴメキノエラン)
	マラクシス・ボニネンシス (シマホザキラン)
	プラタンテラ・ソノハライ (クニガミトンボソウ)
こしょう科	ピペル・ポステルシアヌム (タイヨウフウトウカズラ)
とべら科	ピトスポルム・パルヴィフォリウム (コバトベラ)
はなしのぶ科	ポレモニウム・キウスィアヌム (ハナシノブ)
さくらそう科	プリムラ・キソアナ変種キソアナ (カッコソウ)
きんぼうげ科	カルリアンテムム・インシグネ変種ホンドエンセ (キタダケソウ)
はいのき科	スュムプロコス・カワカミイ (ウチダシクロキ)
くまつづら科	カルリカルパ・パルヴィフォリア (ウラジロコムラサキ)
備考 括弧内に記載する呼称は、和名である。	

別表第二 国際希少野生動植物種（第一条、第二条、第四条関係）

表一

科名	種名
動物界 鳥綱 (一) がんかも目	
がんかも科	アナス・ディアズィ（メキシコガモ） アナス・ライサネンシス（レイサンガモ） アナス・ウエヴィルリアナ（ハワイガモ） アンセル・インディクス（インドガン） ブランタ・ルフィコルリス（アオガン） ブランタ・サンドヴィケンシス（ハワイガン） メルグス・スクアマトゥス（コウライアイサ） タドルナ・クリスタタ（カンムリツクシガモ）
(二) よたか目	
よたか科	カプリムルグス・ノクティテルス（プエルトリコヨタカ）
(三) ひくいどり目	
エミュー科	ドロマイウス・ミノル（クロエミュー） ドロマイウス・パウディニアヌス（ヒメエミュー）
(四) ちどり目	
かもめ科	ラルス・レリクトゥス（ゴビズキンカモメ） ステルナ・アルビフロンス（コアジサシ）
せいたかしぎ科	ヒマントプス・ヒマントプス・クヌドセニ（ハワイセイタカシギ） イビドリユンカ・ストルテルスイイ（トキハシゲリ）
しぎ科	ヌメニウス・ボレアリス（エスキモーコシャクシギ） ヌメニウス・ミヌトゥス（コシャクシギ） ヌメニウス・テヌイロストリス（シロハラチュウシャクシギ）
(五) はと目	
はと科	コルンバ・イノルナタ・ウエトモレイ（プエルトリコムジバト） コルンバ・ヴィティエンシス・ゴドマナエ（ロードハウノドジロカラスバト） ガルリコルンバ・カニフロンス（パラウムナジロバト） ガルリコルンバ・ノルフォルキエンシス（ノーフォークムナジロバト）

	ヘミファガ・ノヴァエセエランディアエ・スパディケア (ノーフォークマオリバト) ペトロファサ・スミティイ・ブラアウイ (キガオシャコバト)
(六) きじ目	
つかつくり科	メガポディウス・ラペロウセ (マリアナツカツクリ) レイポア・オケルラタ (オーストラリアツカツクリ)
きじ科	コリヌス・ヴィルギニアヌス・リドグワイイ (ソノラコリンウズラ) テトラオガルルス・アルタイクス (アルタイセッケイ) テトラオガルルス・カスピウス・カスピウス (ミナミカスピアンセッケイ) テトラオガルルス・カスピウス・タウリクス (アルメニアセッケイ) テトラオガルルス・ティベタヌス・ティベタヌス (ニシチベットセッケイ) テュンパヌクス・クピド・アトワテリ (テキサスソウゲンライチョウ)
(七) つる目	
つる科	グルス・アメリカナ (アメリカシロヅル) グルス・カナデンスィス・プルラ (ミシシッピーカナダヅル) グルス・レウコゲラヌス (ソデグロヅル) グルス・モナカ (ナベヅル) グルス・ヴィピオ (マナヅル)
のがん科	クラミュドティス・ウンドウラタ・マククエエニイ (ヒガシフサエリショウノガン) オティス・タルダ・デュボウスキイ (ヒガシノガン)
くいな科	フリカ・アメリカナ・アライ (ハワイアメリカオオバン) ガルリヌラ・カロロプス・サンドヴィケンシス (ハワイバン) ノトルニス・アルバ (ロードハウセイケイ) ラルルス・ロンギロストリス・レヴィペス (ウスアシハイイロクイナ) ラルルス・ロンギロストリス・オブソレトウス (カリフォルニアハイイロクイナ) ラルルス・ロンギロストリス・ユマネンスィス (ユマハイイロクイナ) ラルルス・ペクトラリス・クレランディ (ニシオーストラリアアカエリクイナ) ラルルス・フィリペンシス・マクアリエンシス (マッコリークイナ)
(八) わしたか目	
わしたか科	ブテオ・ソリタリウス (ハワイノスリ) ギュパエトウス・バルバトウス・アウレウス (ヨーロッパヒゲワシ) ハリアエエトウス・レウコケファルス・レウコケファルス (アメリカハクトウワシ) ロストラムス・スコイアピリス・プルンベウス (フロリダタニシダカ)
コンドル科	ギュンノギュプス・カリフォルニアヌス (カリフォルニアコンドル)

はやぶさ科	ファルコ・ペレグリヌス・アナトゥム (アメリカハヤブサ) ファルコ・ペレグリヌス・バビュロニクス (アカガシラハヤブサ) ファルコ・ペレグリヌス・トウンドリウス (ホッキョクハヤブサ) ファルコ・ルスティコルス・インテルメディウス (シベリアシロハヤブサ)
(九) すずめ目	
さんしょうくい科	コラキナ・テヌイロストリス・メルヴィルレンスイス (ミルヴィルセミサンショウクイ) ララゲ・レウコピュガ・レウコピュガ (ノーフォークオナガサンショウクイ)
からす科	コルヴス・トロピクス (ハワイガラス)
ハワイみつすい科	ヘミグナトウス・ルキドウス・アフィニス (マウイカマハシハワイミツスイ) ヘミグナトウス・ルキドウス・ハナペペ (カウアイカマハシハワイミツスイ) ヘミグナトウス・プロケルス (ユミハシハワイミツスイ) ヘミグナトウス・ウィルソニ (カワリカマハシハワイミツスイ) ロクソプス・コキネア・コキネア (コバシハワイミツスイ) ロクソプス・コキネア・オクラケア (マウイコバシハワイミツスイ) ロクソプス・マクラタ・フランメア (モロカイキバシリハワイミツスイ) ロクソプス・マクラタ・マクラタ (オアフキバシリハワイミツスイ) パルメリア・ドレイ (シロフサハワイミツスイ) プセウドネストル・クサントルフリュス (オオムハシハワイミツスイ) プスイティロストラ・バイルレウイ (キムネハワイマシコ) プスイティロストラ・カンタンス・カンタンス (レイサンハワイマシコ) プスイティロストラ・カンタンス・ウルティマ (ニホアハワイマシコ) プスイティロストラ・プスイタケア (キガシラハワイマシコ)
ほおじろ科	アンモドラムス・マリティムス・ミラベリス (アオカイガンスズメ) アンモドラムス・マリティムス・ニグレスケンス (クロカイガンスズメ) メロスピザ・メロディア・グラミネア (サンタバーバラウタズメ)
かえでちょう科	エリュトルラ・ゴウルディアエ (コキンチョウ)
みつすい科	リケノストムス・メラノプス・カスイディクス (カブトミツスイ) マノリナ・メラノティス (ミミグロミツスイ) モホ・ブラカトウス (キモモミツスイ) クサントミュザ・フリュギア (キガオミツスイ)
ひたき科	アクロケファルス・キング (ハワイヨシキリ) アクロケファルス・ルスキニア・ルスキニア (グアムヨシキリ)

	<p>ダスュオルニス・ブロードベシティ・リトラリス (ニシオナガムシクイ)</p> <p>ドリュモデス・スペルキリアリス・コルクロウギ (チャバラキタメグロヤブコマ)</p> <p>ファルクンクルス・フロンタトゥス・ウィテイ (キンバレーハシブトモズヒタキ)</p> <p>ゲリュゴネ・インストラリス (ロードハウセンニョムシクイ)</p> <p>モナルカ・タカトスカサエ (チャバラヒタキ)</p> <p>パラドクソルニス・ヘウデイ・ポリヴァノヴィ (ハンカカオジロダルマエナガ)</p> <p>ファエオルニス・オブスクルス・ミュアデスティナ (オオカウアイツグミ)</p> <p>ファエオルニス・オブスクルス・ルタ (モロカイツグミ)</p> <p>ファエオルニス・パルメリ (ヒメハワイツグミ)</p> <p>ポエキロドリュアス・スペルキリオサ・ケルヴィニヴェントリス (ダービーマミジロヒタキ)</p> <p>リピドゥラ・ケルヴィナ (ロードハウオウギヒタキ)</p> <p>リピドゥラ・レピダ (アカオウギヒタキ)</p> <p>スティピトゥルス・マラクルス・インテルメディウス (ロフティエミュームシクイ)</p> <p>トゥルドゥス・ポリオケファルス・ポリオケファルス (ノーフォークツグミ)</p> <p>トゥルドゥス・クサントプス・ヴィニティンクトゥス (ロードハウツグミ)</p>
ほうせきどり科	パルダロトゥス・クアドラギントゥス (ミドリホウセキドリ)
アメリカむしくい科	<p>デンドロイカ・キルトランディイ (カートランドムシクイ)</p> <p>ヴェルミヴォラ・バクマニイ (バックマンムシクイ)</p>
むくどり科	<p>アプロニス・フスカ (ノーフォークカラスモドキ)</p> <p>アプロニス・ペルゼルニ (ヒメカラスモドキ)</p>
めじろ科	<p>ルキア・サンフォルディ (ハシナガメジロ)</p> <p>ズステロプス・アルボグラリス (ノーフォークメジロ)</p> <p>ズステロプス・ストレヌア (ロードハウメジロ)</p>
(一〇) ペリカン目	
ペリカン科	<p>ペレカヌス・オキデンタリス・カリフォルニクス (カリフォルニアカッシュョクペリカン)</p> <p>ペレカヌス・オキデンタリス・カロリネンシス (タイセイヨウカッシュョクペリカン)</p>
かつおどり科	パパスラ・アボティ (モモグロカツオドリ)
(一一) きつつき目	
きつつき科	<p>カンペフィルス・プリンキパリス (ハシジロキツツキ)</p> <p>デンドロコプス・ボレアリス・ボレアリス (アカミミキツツキ)</p> <p>デンドロコプス・ボレアリス・ヒュロノムス (フロリダアカミミキツツキ)</p>

	ピクス・スクアマトゥス・フラヴィロストリス (ハジロヒマラヤアオゲラ)
(一二) みずなぎどり目	
みずなぎどり科	プテロドロマ・レウコプテラ・レウコプテラ (ミナミシロハラミズナギドリ) プテロドロマ・ファエオピュギア・サンドウィケンシス (ハワイシロハラミズナギドリ)
(一三) おうむ目	
おうむ科	カカトゥア・パスティナトル・パスティナトル (オオテンジクバタン) カリュプトリュンクス・バウディニイ・グラプトギユネ (ビクトリアオジロクロオウム)
いんこ科	アマヅナ・ヴィタタ (アカビタイボウシインコ) キュアノランフス・コオキイ (ノーフォークアオハシインコ) キュアノランフス・ノヴァエゼランディアエ・エリュトロティス (マッコリーアオハシインコ) キュアノランフス・ノヴァエゼランディアエ・スブフラヴェスケンス (ロードハウアオハシインコ) キュクロプスイタ・ディオフタルマ・コクセニ (アカガオイチジクインコ) ゲオプスイタクス・オキデンタリス (ヒメフクロウインコ) ネオフェマ・クリュソガステル (アカハラワカバインコ) ネストル・プロドゥクトゥス (キムネカカインコ) ペゾポルス・ワルリクス・フラヴィヴェントリス (キバラキジインコ) プセフォトゥス・クリュソプテリユギウス (キビタイヒスイインコ) プセフォトゥス・プルケルリムス (ゴクラクインコ) リュンコプスイタ・パキュリュンカ (ハシブトインコ)
(一四) さけい目	
さけい科	スルラブテス・ティベタヌス (チベットサケイ)
(一五) ふくろう目	
ふくろう科	ニノクス・ノヴァエセエランディアエ・アルバリア (ロードハウアオバズク) ニノクス・ノヴァエセエランディアエ・ウンドウラタ (ニュージーランドアオバズク) オトゥス・ポダルギナ (カキイロヅク)
備考 括弧内に記載する呼称は、和名である。	

表二

科名	種名	適用日
第一 動物界 一 哺乳綱 (一) 偶蹄目		
プロングホーン科	アンティロカプラ・アメリカナ (プロングホーン)	アンティロカプラ・アメリカナ・ペニンサラリス (カリフォルニアプロングホーン) 及びアンティロカプラ・アメリカナ・ソノリエンスィス (ソノラプロングホーン) の個体等については昭和五五年十一月四日、その他の種の個体等については平成四年六月一日
うし科	アダクス・ナソマクラトウス (アダックス)	昭和五八年七月二九日
	ボス・ガウルス (ガウル)	昭和五五年十一月四日
	ボス・ムトウス (ヤセイヤク)	昭和五五年十一月四日
	ボス・サウヴェリ (コープレイ)	昭和五五年十一月四日
	ブバルス・デプレシィコルニス (アノア)	昭和五五年十一月四日
	ブバルス・ミンドレンスィス (タマラオ)	昭和五五年十一月四日
	ブバルス・クアルレスィ (ヤマアノア)	昭和五五年十一月四日
	カプラ・ファルコネリ (マーコール)	カプラ・ファルコネリ・キアルタネンスィス (パキスタンマーコール)、カプラ・ファルコネリ・イエルドニ (パンジャブマーコール) 及びカプラ・ファルコネリ・メガケロス (アフガニスタンマーコール) の個体等については昭和五五年十一月四日、その他の種の個体等については平成四年六月一日
	カプリコルニス・ミルネエドワルドスィイ	昭和五五年十一月四日

	カプリコルニス・ルビドゥス	昭和五五年一月四日
	カプリコルニス・スマトラエンシス (スマトラカモシカ)	昭和五五年一月四日
	カプリコルニス・タル	昭和五五年一月四日
	ケファロフス・イエンティンキ (カタシロダイカ)	平成二年一月一八日
	ガゼルラ・クヴィエリ (エドミガゼル)	平成一九年九月一三日
	ガゼルラ・レプトケロス (リムガゼル)	平成一九年九月一三日
	ヒポトラグス・ニゲル・ヴァリアニ (ジャイアントセーブルアンテロープ)	昭和五五年一月四日
	ナエモルヘドゥス・バイレイイ (アカゴール)	昭和五五年一月四日
	ナエモルヘドゥス・カウダトゥス (オナガゴール)	昭和五五年一月四日
	ナエモルヘドゥス・ゴラル (ゴール)	昭和五五年一月四日
	ナエモルヘドゥス・グリセウス	昭和五五年一月四日
	ナンゲル・ダマ (ダマガゼル)	昭和五八年七月二九日
	オリュクス・ダンマ (シロオリックス)	昭和五八年七月二九日
	オリュクス・レウコリュクス (アラビアオリックス)	昭和五五年一月四日
	オヴィス・アンモン・ホドグソニイ (チベットアルガリ)	昭和五五年一月四日
	オヴィス・アンモン・ニグリモンタナ (カラタウアルガリ)	平成九年九月一八日
	オヴィス・オリエンタリス・オフィオン (キプロスムフロン)	昭和五五年一月四日
	オヴィス・ヴィグネイ・ヴィグネイ (ラダックウリアル)	昭和五五年一月四日
	パントロプス・ホドグソニイ (チールー)	昭和五五年一月四日
	プセウドリュクス・ンゲティンヘンシス (ベトナムレイヨウ)	平成七年二月一六日
らくだ科	ヴィクグナ・ヴィクグナ (ビクーナ)	昭和五五年一月四日
しか科	アクシス・カラミアネンシス (カラミアホッグジカ)	昭和五五年一月四日

	アクシス・クリイ (パウエアンホッグジカ)	昭和五五年一月四日
	アクシス・ポルクヌス・アンナミティクス (ベトナムホッグジカ)	昭和五五年一月四日
	ブラストケルス・ディコトムス (ヌマジカ)	昭和五五年一月四日
	ケルヴス・エラフス・ハングル (カシミールアカシカ)	昭和五五年一月四日
	ダマ・ダマ・メソポタミカ (ペルシャダマジカ)	昭和五五年一月四日
	ヒポカメルス属 (ゲマルジカ属) 全種	昭和五五年一月四日
	ムンティアクス・クリニフロンス (マエガミホエジカ)	昭和六〇年八月一日
	ムンティアクス・ヴクアンゲンシス (オオホエジカ)	平成七年二月一六日
	オゾトケロス・ベゾアルティクス (パンパスジカ)	昭和五五年一月四日
	プドウ・プダ (プーズー)	昭和五五年一月四日
	ルセルヴス・ドゥヴァウケリイ (バラシンガジカ)	昭和五五年一月四日
	ルセルヴス・エルディイ (エルドシカ)	昭和五五年一月四日
じゃこうじか科	モスクス属 (ジャコウジカ属) 全種	平成元年四月一日
いのしし科	バビュロウサ・バビュルサ (バビルサ)	昭和五五年一月四日
	バビュロウサ・ボラバトウエンシス	昭和五五年一月四日
	バビュロウサ・ケレベンシス	昭和五五年一月四日
	バビュロウサ・トゲアネンシス	昭和五五年一月四日
	スス・サルヴァニウス (コビトイノシシ)	昭和五五年一月四日
ペッカリー科	カタゴヌス・ワグネリ (チャコペッカリー)	昭和六二年一〇月二二日
(二) 食肉目		
レッサーパンダ科	アイルルス・フルゲンス (レッサーパンダ)	平成七年二月一六日
いぬ科	カニス・ルプス (オオカミ) のうちカニス・ルプス・ディンゴ (ディンゴ) 及びカニス・ルプス・ファミリアリス (イヌ) 以外のもの	昭和五五年一月四日
	スペオトス・ヴェナティクス (ヤブイヌ)	昭和五五年一月四日
ねこ科	アキノニュクス・ユバトウス (チーター)	昭和五五年一月四日

カラカル・カラカル (カラカル)	昭和五五年一月四日
カトプマ・テンミンキ (アジアゴールデンキャット)	昭和五五年一月四日
フェリス・ニグリペス (クロアシネコ)	昭和五五年一月四日
レオパルドゥス・ゲオフロイイ (ジョフロワネコ)	平成四年六月一日
レオパルドゥス・ヤコビトゥス (アンデスネコ)	昭和五五年一月四日
レオパルドゥス・パルダリス (オセロット)	レオパルドゥス・パルダリス・メアルンスィ (コスタリカオセロット) 及びレオパルドゥス・パルダリス・ミティス (ミティスオセロット) の個体等については昭和五五年一月四日、その他の種の個体等については平成二年一月一八日
レオパルドゥス・ティグリヌス (ジャガーネコ)	レオパルドゥス・ティグリヌス・オンキルラ (コスタリカジャガーネコ) の個体等については昭和五五年一月四日、その他の種の個体等については平成二年一月一八日
レオパルドゥス・ウィエディイ (マーゲイ)	レオパルドゥス・ウィエディイ・ニカラグアエ (ニカラグアマーゲイ) 及びレオパルドゥス・ウィエディイ・サルヴィニア (グアテマラマーゲイ) の個体等については昭和五五年一月四日、その他の種の個体等については平成二年一月一八日
リュンクス・パルディヌス (スペインオオヤマネコ)	平成二年一月一八日

	ネオフェリス・ネブロサ (ウンピョウ)	昭和五五年一月四日
	パンテラ・レオ・ペルスィカ (インドライオン)	昭和五五年一月四日
	パンテラ・オンカ (ジャガー)	昭和五五年一月四日
	パンテラ・パルドゥス (ヒョウ)	昭和五五年一月四日
	パンテラ・ティグリス (トラ)	パンテラ・ティグリス・アルタイカ (シベリアトラ) の個体等については昭和六二年一〇月二二日、その他の種の個体等については昭和五五年一月四日
	パルドフェリス・マルモラタ (マーブルキャット)	昭和五五年一月四日
	プリオナイルス・ベンガレンスィス・ベンガレンスィス (ベンガルヤマネコ)	昭和五五年一月四日
	プリオナイルス・プラニケプス (マレーヤマネコ)	昭和五五年一月四日
	プリオナイルス・ルビギノスス (サビイロネコ)	昭和五五年一月四日
	プマ・コンコロール・コリュイ (フロリダピューマ)	昭和五五年一月四日
	プマ・コンコロール・コスタリケンスィス (コスタリカピューマ)	昭和五五年一月四日
	プマ・コンコロール・コウグアル (ペンシルバニアピューマ)	昭和五五年一月四日
	プマ・イアグアロンディ (ジャガランディ)	昭和五五年一月四日
	ウンキア・ウンキア (ユキヒョウ)	昭和五五年一月四日
いたち科	アオニクス・カペンスィス・マイクロドン (カメルーンツメナシカワウソ)	昭和五五年一月四日
	エンヒュドラ・ルトリス・ネレイス (カリフォルニアラッコ)	昭和五五年一月四日
	ロントラ・フェリナ (ミナミウミカワウソ)	昭和五五年一月四日
	ロントラ・ロンギカウディス (オナガカワウソ)	昭和五五年一月四日
	ロントラ・プロヴォカクス (チリカワウソ)	昭和五五年一月四日
	ルトラ・ルトラ (カワウソ)	昭和五五年一月四日

	ルトラ・ニポン (ニホンカワウソ)	昭和五五年一月四日
	ムステラ・ニグリペス (クロアシイタチ)	昭和五五年一月四日
	プテロヌラ・ブラシリエンシス (オオカワウソ)	昭和五五年一月四日
あしか科	アルクトケファルス・トウンセンディ (グアダルーペオットセイ)	昭和五五年一月四日
あざらし科	モナクス属 (モンクアザラシ属) 全種	昭和五五年一月四日
くま科	アイルロポダ・メラノレウカ (ジャイアントパンダ)	昭和六〇年八月一日
	ヘラルクトス・マラヤヌス (マレーグマ)	昭和五五年一月四日
	メルルスス・ウルスィヌス (ナマケグマ)	平成二年一月一八日
	トレマルクトス・オルナトゥス (メガネグマ)	昭和五五年一月四日
	ウルスス・アルクトス (ヒグマ)	昭和五五年一月四日
	ウルスス・アルクトス・イサベルリヌス (ヒマラヤヒグマ)	昭和五五年一月四日
	ウルスス・ティベタヌス (アジアクロクマ)	昭和五五年一月四日
じゃこうねこ科	プリオノドン・パルディコロール (ブチリンサン)	昭和五五年一月四日
(三) くじら目		
せみくじら科	バラエナ・ミュスティケトゥス (ホッキョククジラ)	昭和五五年一月四日
	エウバラエナ属 (セミクジラ属) 全種	昭和五五年一月四日
ながすくじら科	バラエノプテラ・ムスクルス (シロナガスクジラ)	昭和五五年一月四日
	メガプテラ・ノヴァエアングリアエ (ザトウクジラ)	昭和五五年一月四日
まいるか科	ソタリア属 (コビトイルカ属) 全種	昭和五五年一月四日
	ソウサ属 (ウスイロイルカ属) 全種	昭和五五年一月四日
こくくじら科	エスクリクティウス・ロブストゥス (コククジラ)	昭和五五年一月四日
イニイダエ科	リポテス・ヴェクシルリフェル (ヨウスコウカワイルカ)	昭和五五年一月四日
こせみくじら科	カペレア・マルギナタ (コセミクジラ)	昭和六一年一月一日
ねずみいるか科	ネオフォカエナ・フォカエノイデス (スナメリ)	昭和五五年一月四日
	フォコエナ・スィヌス (コガシラネズミイルカ)	昭和五五年一月四日
かわいるか科	プラタニスタ属 (カワイルカ属) 全種	昭和五五年一月四日
あかぼうくじら科	ベラルディウス・アルヌクスイイ (ミナミツチクジラ)	昭和五八年七月二九日

	ヒュペロオドン属（トックリクジラ属）全種	昭和五八年七月二九日
(四) 翼手目		
おおこうもり科	アケロドン・ユバトウス（フィリピンオオコウモリ）	平成七年二月一六日
	プテロプス・インスラリス（ムナジロオオコウモリ）	平成二年一月一八日
	プテロプス・ロオコエンスイス（オキナワオオコウモリ）	平成二年一月一八日
	プテロプス・マリアンヌス（マリアナオオコウモリ）	平成二年一月一八日
	プテロプス・モロシヌス（カロリンオオコウモリ）	平成二年一月一八日
	プテロプス・ペレウエンスイス	平成二年一月一八日
	プテロプス・ピロスス（パラオオオコウモリ）	平成二年一月一八日
	プテロプス・サモエンスイス（サモアオオコウモリ）	平成二年一月一八日
	プテロプス・トンガヌス（トンガオオコウモリ）	平成二年一月一八日
	プテロプス・ウアラヌス（ウアランオオコウモリ）	平成二年一月一八日
	プテロプス・ヤペンスイス（ヤップオオコウモリ）	平成二年一月一八日
	(五) 貧歯目	
アルマジロ科	プリオドンテス・マクスィムス（オオアルマジロ）	昭和五五年十一月四日
(六) 有袋目		
ふくろねこ科	スミントプシス・ロンギカウダタ（オナガスミンソプシス）	昭和五五年十一月四日
	スミントプシス・プサンモフィラ（サバクスミンソプシス）	昭和五五年十一月四日
(七) カンガルー目		
カンガルー科	ラゴルケステス・ヒルストウス（コシアカウサギワラビー）	昭和五五年十一月四日
	ラゴストロフス・ファスキアトウス（シマウサギワラビー）	昭和五五年十一月四日
	オニュコガレア・フラエナタ（タヅナツメオワラビー）	昭和五五年十一月四日
ねずみカンガルー科	ベトンギア属（フサオネズミカンガルー属）全種	昭和五五年十一月四日
ウォンバット科	ラスィオリヌス・クレフティイ（クレフトウォンバット）	昭和五五年十一月四日
(八) うさぎ目		

うさぎ科	カプロラクス・ヒスピドゥス (アラゲウサギ)	昭和五五年一月四日
	ロメロラクス・ディアジ (メキシコウサギ)	昭和五五年一月四日
(九) バンディクート目		
バンディクート科	ペラメレス・ボウガインヴィルレ (チビオビバンディクート)	昭和五五年一月四日
ミミナガバンディクート科	マクロティス・ラゴティス (ミミナガバンディクート)	昭和五五年一月四日
(一〇) 奇蹄目		
うま科	エクウス・アフリカヌス (アフリカノロバ)	昭和五八年七月二九日
	エクウス・グレヴェイ (グレビーシマウマ)	昭和五五年一月四日
	エクウス・ヘミオヌス・ヘミオヌス (モウコノロバ)	昭和五五年一月四日
	エクウス・ヘミオヌス・クル (ペルシャノロバ)	昭和五五年一月四日
	エクウス・ブルゼワルスキイ (モウコノウマ)	昭和五五年一月四日
	エクウス・ゼブラ・ゼブラ (ケープヤマシマウマ)	昭和五五年一月四日
さい科	さい科全種	昭和五五年一月四日
ばく科	タピルス・バイルディイ (ベアードバク)	昭和五五年一月四日
	タピルス・インディクス (マレーバク)	昭和五五年一月四日
	タピルス・ピンカケ (ヤマバク)	昭和五五年一月四日
(一一) 霊長目		
アテリダエ科	アロウアタ・コイベンシス (コイバホエザル)	昭和五五年一月四日
	アロウアタ・パルリアタ (マントホエザル)	昭和五五年一月四日
	アロウアタ・ピグラ (メキシコクロホエザル)	昭和五五年一月四日
	アテレス・ゲオフロイイ・フロンタトゥス (クロチャクモザル)	昭和五五年一月四日
	アテレス・ゲオフロイイ・パナメンシス (アカクモザル)	昭和五五年一月四日
	ブラキユテレス・アラクノイデス (ウーリークモザル)	昭和五五年一月四日
	ブラキユテレス・ヒュポクサントゥス	昭和五五年一月四日
	オレオナクス・フラヴィカウダ (ヘンディーウーリーモンキー)	昭和五八年七月二九日

おまきざる科	カルリミコ・ゴエルディイ (ゲルディモンキー)	昭和五五年一月四日
	カルリトリクス・アウリタ (ミミナガコモンマーモセット)	昭和五五年一月四日
	カルリトリクス・フラヴィケプス (キクガシラコモンマーモセット)	昭和五五年一月四日
	レオントピテクス属 (ライオンタマリン属) 全種	昭和五五年一月四日
	サグイヌス・ビコロル (フタイロタマリン)	昭和五五年一月四日
	サグイヌス・ゲオフロイイ (ジョフロワタマリン)	昭和五五年一月四日
	サグイヌス・レウコプス (シロテタマリン)	昭和五五年一月四日
	サグイヌス・マルティンシ	昭和五五年一月四日
	サグイヌス・オエディプス (ワタボウシタマリン)	昭和五五年一月四日
	サイミリ・オエルステディイ (セアカリスザル)	昭和五五年一月四日
	ケルコケプス・ガレリトゥス (ボウシマンガベイ)	昭和五五年一月四日
おながざる科	ケルコピテクス・ディアナ (ダイアナモンキー)	昭和五六年六月六日
	ケルコピテクス・ロロワイ	昭和五六年六月六日
	マカカ・スイレヌス (シシオザル)	昭和五五年一月四日
	マンドリルルス・レウコファエウス (ドリル)	昭和五六年六月六日
	マンドリルルス・スフィンクス (マンドリル)	昭和五六年六月六日
	ナサリス・ラルバトゥス (テングザル)	昭和五五年一月四日
	ピリオコロプス・キルキイ (ザンビアアカコロプス)	昭和五五年一月四日
	ピリオコロプス・ルフオミトラトゥス (アカコロプス)	昭和五五年一月四日
	プレスビュティス・ポテンジアニ (オナガラングール)	昭和五五年一月四日
	ピュガトリクス属 (ドゥクモンキー属) 全種	ピュガトリクス・ネマイウス (アカアシドゥクモンキー) の個体等については昭和五五年一月四日、その他の種の個体等については昭和六〇年八月一日
	リノピテクス属全種	昭和六〇年八月一日

	セムノピテクス・アヤクス	昭和五五年十一月四日
	セムノピテクス・ドゥスミエリ	昭和五五年十一月四日
	セムノピテクス・エンテルルス (ハヌマンラングール)	昭和五五年十一月四日
	セムノピテクス・ヘクトル	昭和五五年十一月四日
	セムノピテクス・ヒュポレウコス (マラバーラングール)	昭和五五年十一月四日
	セムノピテクス・プリアム	昭和五五年十一月四日
	セムノピテクス・スキスタケウス	昭和五五年十一月四日
	シミアス・コンコロール (メンタウエーコバナテングザル)	昭和五五年十一月四日
	トラキュピテクス・ゲエイ (ゴールデンラングール)	昭和五五年十一月四日
	トラキュピテクス・ピレアトゥス (ボウシラングール)	昭和五五年十一月四日
	トラキュピテクス・ソルトリドゲイ	昭和五五年十一月四日
こびときつねざる科	こびときつねざる科全種	昭和五五年十一月四日
アイアイ科	ダウベントニア・マダガスカリエンシス (アイアイ)	昭和五五年十一月四日
ひと科	ゴリルラ・ベリンゲイ (マウンテンゴリラ)	昭和五五年十一月四日
	ゴリルラ・ゴリルラ (ゴリラ)	昭和五五年十一月四日
	パン属 (チンパンジー属) 全種	昭和五五年十一月四日
	ポンゴ・アベリイイ (スマトラオランウータン)	昭和五五年十一月四日
	ポンゴ・ピュグマエウス (オランウータン)	昭和五五年十一月四日
てながざる科	てながざる科全種	昭和五五年十一月四日
いんどり科	いんどり科全種	昭和五五年十一月四日
きつねざる科	きつねざる科全種	昭和五五年十一月四日
いたちきつねざる科	いたちきつねざる科全種	昭和五五年十一月四日
ロリス科	ニクティケプス属 (スローロリス属) 全種	平成一九年九月一三日
ピテシダエ科	カカヤオ属 (ウアカリ属) 全種	昭和五五年十一月四日
	キロボテス・アルビナスス (ハナジロヒゲサキ)	昭和五五年十一月四日
(一二) 長鼻目		
ぞう科	エレファス・マクスィムス (アジアゾウ)	昭和五五年十一月四日

	ロクソドンタ・アフリカナ (アフリカゾウ)	平成二年一月一八日
(一三) 齧歯目		
チンチラ科	キンキルラ属 (チンチラ属) 全種	昭和五五年十一月四日
ねずみ科	レポリルルス・コンディトル (コヤカケネズミ)	昭和五五年十一月四日
	プセウドミュス・フィエルディ・プラエコニス (シャー クベイネズミ)	昭和五五年十一月四日
	クセロミュス・ミュオイデス (クマネズミモドキ)	昭和五五年十一月四日
	ズズミユス・ペドウンクラトゥス (マクドネルイワネ ズミ)	昭和五五年十一月四日
りす科	キュノミュス・メクスィカヌス (メキシコプレーリード ッグ)	昭和五五年十一月四日
(一四) 海牛目		
ジュゴン科	ドウゴング・ドウゴン (ジュゴン)	昭和五五年十一月四日
マナティー科	トリケクス・イヌングイス (アマゾンマナティー)	昭和五五年十一月四日
	トリケクス・マナトゥス (アメリカマナティー)	昭和五五年十一月四日
	トリケクス・セネガレンシス (アフリカマナティー)	平成二五年六月一二日
二 鳥綱		
(一) がんかも目		
がんかも科	アナス・アウ克蘭ディカ (チャイログモ)	平成七年二月一六日
	アナス・クロロティス	平成七年二月一六日
	アナス・ネスィオティス (コバシチャイログモ)	昭和五五年十一月四日
	アサルコルニス・スクトゥラタ (ハジロモリガモ)	昭和五五年十一月四日
	ロドネサ・カリユオフルラケア (バライログモ)	昭和五五年十一月四日
(二) あまつばめ目		
はちどり科	グラウキス・ドルニイ (ヒメオオハシハチドリ)	昭和五五年十一月四日
(三) こうのとり目		
こうのとり科	ヤビル・ミュクテリア (ズグロハゲコウ)	昭和六〇年八月一日
	ミュクテリア・キネレア (シロトキコウ)	昭和六二年一〇月二二日
とき科	ゲロンティクス・エレミタ (ホオアカトキ)	昭和五五年十一月四日

(四) はと目		
はと科	カロエナス・ニコバリカ (キンミノバト)	昭和五五年一月四日
	ドククラ・ミンドレンスイス (ミンドロミカドバト)	昭和五五年一月四日
(五) ぶっぼうそう目		
さいちょう科	アケロス・ニパレンスイス (ナナミゾサイチョウ)	平成四年六月一日
	ブケロス・ビコルニス (オオサイチョウ)	ブケロス・ビコルニス・ホンライ (ビルマオオサイチョウ) の個体等については昭和五五年一月四日、その他の種の個体等については平成四年六月一日
	リノプラクス・ヴィギル (オナガサイチョウ)	昭和五五年一月四日
	リティケロス・スブルフィコルリス (チャガシラサイチョウ)	平成四年六月一日
(六) わしたか目		
わしたか科	アクイラ・アダルベルティ (ヒメカタジロワシ)	昭和五五年一月四日
	アクイラ・ヘリアカ (カタジロワシ)	昭和五五年一月四日
	コンドロヒエラクス・ウンキナトゥス・ウィルソニイ (キューバカギハシトビ)	昭和五五年一月四日
	ハリアエエトゥス・アルビキルラ・グロエンランドイクス (オジロワシ)	昭和五五年一月四日
	ハルピア・ハルピュヤ (オウギワシ)	昭和五五年一月四日
	ピテコファガ・イエフェリュイ (サルクイワシ)	昭和五五年一月四日
コンドル科	ヴルトウル・グリュフス (アンデスコンドル)	昭和五五年一月四日
はやぶさ科	ファルコ・アラエア (セーシェルチョウゲンボウ)	昭和五五年一月四日
	ファルコ・ユゲル (ラガーハヤブサ)	昭和六〇年八月一日
	ファルコ・ネウトニ (マダガスカルチョウゲンボウ)	昭和五五年一月四日
	ファルコ・ペレグリノイデス (アカエリハヤブサ)	昭和五五年一月四日
	ファルコ・ペレグリヌス (ハヤブサ) のうちファルコ・	昭和五五年一月四日

	ペレグリヌス・アナトゥム (アメリカハヤブサ)、ファルコ・ペレグリヌス・バビュロニクス (アカガシラハヤブサ)、ファルコ・ペレグリヌス・フルイティイ (シマハヤブサ)、ファルコ・ペレグリヌス・トウンドリウス (ホッキョクハヤブサ) 及びファルコ・ペレグリヌス・ヤポネンシス (ハヤブサ) 以外のもの	
	ファルコ・プンクタトゥス (モーリシャスチョウゲンボウ)	昭和五五年一月四日
	ファルコ・ルスティコルス (シロハヤブサ) のうちファルコ・ルスティコルス・インテルメディウス (シベリアシロハヤブサ) 以外のもの	昭和五五年一月四日
(七) きじ目		
ほうかんちょう科	クラクス・ブルメンバキイ (アカハシホウカンチョウ)	昭和五五年一月四日
	ミトウ・ミトウ (チャバラホウカンチョウ)	昭和五五年一月四日
	オレオファシス・デルビアヌス (ツノシャクケイ)	昭和五五年一月四日
	ペネロペ・アルビペンニス (ハジロシャクケイ)	昭和五六年六月六日
	ピピレ・ヤクティンガ (カオグロナキシャクケイ)	昭和五五年一月四日
	ピピレ・ピピレ (ナキシャクケイ)	昭和五五年一月四日
つかつくり科	マクロケファロン・マレオ (オオガシラツカツクリ)	昭和五五年一月四日
きじ科	カトレウス・ワルリキイ (エボシキジ)	昭和五五年一月四日
	クロソプティロン・クロソプティロン (シロカケイ)	昭和五五年一月四日
	クロソプティロン・マントクリクム (カッシュクカケイ)	昭和五五年一月四日
	ロフォフォルス・インペヤヌス (ニジキジ)	昭和五五年一月四日
	ロフォフォルス・ルイスイイ (カラニジキジ)	昭和五五年一月四日
	ロフォフォルス・スクラテリ (オジロニジキジ)	昭和五五年一月四日
	ロフラ・エドワルドスイ (コサンケイ)	昭和五五年一月四日
	ロフラ・スウィンホイイ (サンケイ)	昭和五五年一月四日
	ポリュプレクトロン・ナボレオニス (パラワンコクジャク)	昭和五五年一月四日
	レイナルティア・オケルラタ (カンムリセイラン)	昭和六二年一〇月二日

	スウルマティクス・エルリオティ (カラヤマドリ)	昭和五五年一月四日
	スウルマティクス・フミアエ (ビルマカラヤマドリ)	昭和五五年一月四日
	スウルマティクス・ミカド (ミカドキジ)	昭和五五年一月四日
	テトラオガルルス・カスピウス (カスピアンセッケイ) のうちテトラオガルルス・カスピウス・カスピウス (ミ ナミカスピアンセッケイ) 及びテトラオガルルス・カス ピウス・タウリクス (アルメニアセッケイ) 以外のもの	昭和五五年一月四日
	テトラオガルルス・ティベタヌス (チベットセッケイ) のうちテトラオガルルス・ティベタヌス・ティベタヌス (ニシチベットセッケイ) 以外のもの	昭和五五年一月四日
	トラゴパン・ブリュティイ (ハイバラジュケイ)	昭和五五年一月四日
	トラゴパン・カボティ (ジュケイ)	昭和五五年一月四日
	トラゴパン・メラノケファルス (ハイイロジュケイ)	昭和五五年一月四日
(八) つる目		
つる科	グルス・カナデンスィス・ネスイオテス (キューバカナ ダヅル)	昭和五五年一月四日
	グルス・ニグリコルリス (オグロヅル)	昭和五五年一月四日
のがん科	アルデオティス・ニグリケプス (インドオオノガン)	昭和五五年一月四日
	クラミュドティス・ウンドウラタ (フサエリショウノガ ン) のうちクラミュドティス・ウンドウラタ・マククエ エニイ (ヒガシフサエリショウノガン) 以外のもの	昭和五五年一月四日
	ホウバロプスィス・ベンガレンスィス (インドショウノ ガン)	昭和五五年一月四日
くいな科	ガルリラルルス・スウルヴェストリス (ロードハウコバ ネクイナ)	昭和五五年一月四日
カゲー科	リュノケトス・ユバトウス (カゲー)	昭和五五年一月四日
(九) すずめ目		
くさむらどり科	アトリコルニス・クラモスス (ノドジロクサムラドリ)	昭和五五年一月四日
かざりどり科	コティンガ・マクラタ (アオムネカザリドリ)	昭和五五年一月四日
	クスイフォレナ・アトロプルブレア (ハジロカザリドリ)	昭和五五年一月四日

あとり科	カルドゥエリス・ククルラタ (ショウジョウヒワ)	昭和五五年一月四日
つばめ科	プセウドケリドン・スイリントラエ (アジアカワツバメ)	平成二年一月一八日
むくどりもどき科	クサントプサル・フラヴス (キバラムクドリモドキ)	平成七年二月一六日
ひたき科	ダシュオルニス・ロンギロストリス (ハシナガヒゲムシクイ)	昭和六〇年八月一日
	ピカタルテス・ギュンノケファルス (ハゲチメドリ)	昭和五五年一月四日
	ピカタルテス・オレアス (ズアカハゲチメドリ)	昭和五五年一月四日
やいろちょう科	ピタ・グルネイイ (クロハラシマヤイロチョウ)	平成二年一月一八日
	ピタ・コキ (コンコンヤイロチョウ)	昭和五五年一月四日
むくどり科	レウコプサル・ロトスキルディ (カンムリシロムク)	昭和五五年一月四日
(一〇) ペリカン目		
ぐんかんどり科	フレガタ・アンドレウスィ (クリスマスグンカンドリ)	昭和五五年一月四日
ペリカン科	ペレカヌス・クリスプス (ハイイロペリカン)	昭和五八年七月二九日
(一一) きつつき目		
きつつき科	ドリユオコプス・ヤヴェンスィス・リカルドスィ (キタタキ)	昭和五五年一月四日
(一二) かいつぶり目		
かいつぶり科	ポディリュンプス・ギガス (オオオビハシカイツブリ)	昭和五五年一月四日
(一三) おうむ目		
おうむ科	カカトゥア・ゴフィニアナ (シロビタイムジオウム)	平成四年六月一日
	カカトゥア・ハエマトウロピュギア (フィリピンオウム)	平成四年六月一日
	カカトゥア・モルケンスィス (オオバタン)	平成二年一月一八日
	カカトゥア・スルフレア (コバタン)	平成一七年一月一二日
	プロボスキゲル・アテルリムス (ヤシオウム)	昭和六二年一〇月二二日
ロリイダエ科	エオス・ヒストリオ (ヤクシャインコ)	平成七年二月一六日
	ヴィニ・ウルトラマリナ (コンセイインコ)	平成九年九月一八日
いんこ科	アマヅナ・アラウスィアカ (アカノドボウシインコ)	昭和五六年六月六日
	アマヅナ・アウロパルリアタ (キエリボウシインコ)	平成一五年二月一三日
	アマヅナ・バルバデンスィス (キボウシインコ)	昭和五六年六月六日

アマゾナ・ブラシリエンシス (アカオボウシインコ)	昭和五六年六月六日
アマゾナ・フィンスキ (フジイロボウシインコ)	平成一七年一月一日
アマゾナ・グイルディンギイ (オウボウシインコ)	昭和五五年十一月四日
アマゾナ・インペリアリス (ミカドボウシインコ)	昭和五五年十一月四日
アマゾナ・レウコケファラ (サクラボウシインコ)	昭和五五年十一月四日
アマゾナ・オラトリクス (オオキボウシインコ)	平成一五年二月一日
アマゾナ・プレトレイ (アカソデボウシインコ)	昭和五五年十一月四日
アマゾナ・ロドコリュタ (アカボウシインコ)	昭和五五年十一月四日
アマゾナ・トゥクマナ (カラカネボウシインコ)	平成二年一月一日
アマゾナ・ヴェルスイコロール (イロマジリボウシインコ)	昭和五五年十一月四日
アマゾナ・ヴィナケア (ブドウイロボウシインコ)	昭和五五年十一月四日
アマゾナ・ヴィリディゲナリス (メキシコアカボウシインコ)	平成九年九月一日
アノドリュンクス属 (スミレコンゴウインコ属) 全種	アノドリュンクス・グラウクス (ウミコンゴウインコ) 及びアノドリュンクス・レアリ (コスミレコンゴウインコ) の個体等については昭和五五年十一月四日、その他の種の個体等については昭和六二年一〇月二二日
アラ・アンビグウス (ヒワコンゴウインコ)	昭和六〇年八月一日
アラ・グラウコグラリス (アオキコンゴウインコ)	昭和五八年七月二九日
アラ・マカオ (コンゴウインコ)	昭和六〇年八月一日
アラ・ミリタリス (ミドリコンゴウインコ)	昭和六二年一〇月二二日
アラ・ルプログニウス (アカミミコンゴウインコ)	昭和五八年七月二九日
キュアノプシタ・スピクスイイ (アオコンゴウインコ)	昭和五五年十一月四日
キュアノランフス・フォルベスイ (チャタムアオハシインコ)	昭和五五年十一月四日

	キュアノランフス・ノヴァエゼランディアエ (アオハシインコ) のうちキュアノランフス・ノヴァエゼランディアエ・コオキイ (ノーフォークアオハシインコ)、キュアノランフス・ノヴァエゼランディアエ・エリュトロテイス (マッコリーアオハシインコ) 及びキュアノランフス・ノヴァエゼランディアエ・スプフラヴェスケンス (ロードハウアオハシインコ) 以外のもの	昭和五五年十一月四日
	キュアノランフス・サイセティ (ニューカレドニアアオハシインコ)	昭和五五年十一月四日
	エウニュンフィクス・コルヌトウス (エウニュンフィクス・コルヌトウス・コルヌトウス及びエウニュンフィクス・コルヌトウス・ウヴァエエンスィスを含む。ハイワインコ)	平成一二年七月一九日
	グアロウバ・グアロウバ (ニョオウインコ)	昭和五五年十一月四日
	オグノリュンクス・イクテロテイス (キミミインコ)	昭和五八年七月二九日
	ペゾボルス・ワル, リクス (キジインコ) のうちペゾボルス・ワルリクス・フラヴィヴェントリス (キバラキジインコ) 以外のもの	昭和五五年十一月四日
	ピオノプスイタ・ピレアタ (ヒガシラインコ)	昭和五五年十一月四日
	プリモリウス・コウロニ (ヤマヒメコンゴウインコ)	平成一五年二月一三日
	プリモリウス・マラカナ (アカビタイヒメコンゴウインコ)	平成二年一月一八日
	プセフォトウス・ディスィミリス (ヒスイインコ)	昭和五五年十一月四日
	プスイタクラ・エコ (シマホンセイインコ)	昭和五五年十一月四日
	ピュルルラ・クルエンタタ (アオマエカケインコ)	昭和五五年十一月四日
	リュンコプスイタ・テルリスィ (エビチャガシラハシブトインコ)	昭和五六年六月六日
	ストリゴプス・ハプロプティルス (フクロウオウム)	昭和五五年十一月四日
(一四) レア目		
レア科	プテロクネミア・ペンナタ (ダーウィンレア)	昭和五五年十一月四日
(一五) ペンギン目		

ペンギン科	スフェニスクス・フンボルトティ (フンボルトペンギン)	昭和五六年六月六日
(一六) ふくろう目		
ふくろう科	ヘテログラウクス・ブレウイティ (モリコキンメフクロウ)	昭和五五年十一月四日
	ミミズク・グルネイイ (オニコノハズク)	昭和五五年十一月四日
	ニノクス・ナタリス (クリスマスアオバズク)	昭和五五年十一月四日
めんふくろう科	テウト・ソウマグネイ (マダガスカルメンフクロウ)	昭和五五年十一月四日
(一七) だちょう目		
だちょう科	ストルティオ・カメルス (ダチョウ)	昭和五八年七月二九日
(一八) しぎだちょう目		
しぎだちょう科	ティナムス・ソリタリウス (シズカシギダチョウ)	昭和五五年十一月四日
(一九) きぬばねどり目		
きぬばねどり科	ファロマクルス・モキンノ (ケツアール)	昭和五五年十一月四日
三 爬虫綱		
(一) わに目		
アリゲーター科	アルリガトル・スイネンスイス (ヨウスコウワニ)	昭和五五年十一月四日
	カイマン・クロコディルス・アパポリエンスイス (アパポリスカイマン)	昭和五五年十一月四日
	カイマン・ラティロストリス (クチビロカイマン)	昭和五五年十一月四日
	メラノスクス・ニゲル (クロカイマン)	昭和五五年十一月四日
クロコダイル科	クロコデュルス・アクトゥス (アメリカワニ)	アメリカ合衆国の個体群に属する個体等については昭和五五年十一月四日、その他の個体等については昭和五六年六月六日
	クロコデュルス・カタフラクトゥス (アフリカクチナガワニ)	昭和五五年十一月四日
	クロコデュルス・インテルメディウス (オリノコワニ)	昭和五五年十一月四日
	クロコデュルス・ミンドレンスイス (ミンドロワニ)	昭和五五年十一月四日

	クロコデュルス・モレレティイ (グアテマラワニ)	昭和五五年一月四日
	クロコデュルス・ニロティクス (ナイルワニ)	昭和五五年一月四日
	クロコデュルス・パルストリス (ヌマワニ)	昭和五五年一月四日
	クロコデュルス・ポロス (イリエワニ)	平成元年一月三〇日
	クロコデュルス・ロンビフェル (キューバワニ)	昭和五五年一月四日
	クロコデュルス・シアメンシス (シャムワニ)	昭和五五年一月四日
	オステオラエムス・テトラスピス (コビトワニ)	昭和五五年一月四日
	トミストマ・スクレグレイ (ガビアルモドキ)	昭和五五年一月四日
ガビアル科	ガビアリス・ガングティクス (ガビアル)	昭和五五年一月四日
(二) むかしとかげ目		
むかしとかげ科	スフェノドン属 (ムカシトカゲ属) 全種	スフェノドン・プンクタトゥス (ムカシトカゲ) の個体等については昭和五五年一月四日、その他の種の個体等については平成七年二月一六日
(三) とかげ亜目		
カメレオン科	ブロオケシア・ペラルマタ (ロゼッタヒメカメレオン)	平成一五年二月一三日
どくとかげ科	ヘロデルマ・ホルリドゥム・カルレスボゲルティ (リオモタグアドクトカゲ)	平成一九年九月一三日
たてがみとかげ科	ブラキュロフス属 (フィジーイグアナ属) 全種	昭和五六年六月六日
	キュクルラ属 (サイイグアナ属) 全種	昭和五六年六月六日
	サウロマルス・ヴァリウス (エステバンチャクワラ)	昭和五六年六月六日
かなへび科	ガルロティア・スイモニューイ (イエロオオカナヘビ)	昭和六二年一〇月二二日
おおとかげ科	ヴァラヌス・ベンガレンシス (インドオオトカゲ)	平成四年一月三一日
	ヴァラヌス・フラヴェスケンス (アカオオトカゲ)	平成四年一月三一日
	ヴァラヌス・グリセウス (サバクオオトカゲ)	昭和六二年一〇月二二日
	ヴァラヌス・コモドエンシス (コモドオオトカゲ)	昭和五五年一月四日
	ヴァラヌス・ネブロス	平成四年一月三一日
(四) へび亜目		

ボア科	アクラントフィス属 (マダガスカルボア属) 全種	昭和五五年一月四日
	ボア・コンストリクトル・オキデンタリス (ボアコンストリクター)	昭和六二年一〇月二二日
	エピクラテス・イノルナトゥス (バヴァチボア)	昭和五五年一月四日
	エピクラテス・モネンシス (モナボア)	昭和五八年七月二九日
	エピクラテス・スプフラヴス (ジャマイカボア)	昭和五五年一月四日
	サンジニア・マダガスカリエンシス (サンジニアボア)	昭和五五年一月四日
つめなしボア科	ボリュエリア・ムルトカリナタ (ボアモドキ)	昭和五五年一月四日
	カサレア・ドゥスミエリ (モーリシャスボア)	昭和五五年一月四日
にしきへび科	ピュトン・モルルス・モルルス (インドニシキへビ)	昭和五五年一月四日
くさりへび科	ヴィペラ・ウルスイニイ (ノハラクサリへビ)	昭和六二年一〇月二二日
(五) かめ目		
へびくびがめ科	プセウデミュドゥラ・ウンブリナ (オーストラリアヌマガメモドキ)	昭和五五年一月四日
うみがめ科	うみがめ科全種	ケロニア・デプレサ (ヒラタアオウミガメ) の個体等については昭和五六年六月六日、ケロニア・ミュダス (アオウミガメ) の個体等については昭和六二年一〇月二二日、レピドケリュス・オリヴァケア (ヒメウミガメ) の個体等については平成四年一月三十一日、エレトモケリュス・インブリカタ (タイマイ) の個体等については平成六年七月二九日、その他の種の個体等については昭和五五年一月四日

おさがめ科	デルモケリユス・コリアケア (オサガメ)	昭和五五年十一月四日
かめ科	グループテミュス・ムレンベルギ (ミューレンベルグイシガメ)	平成四年六月一日
	テルラペネ・コアフィラ (ヒメアメリカハコガメ)	昭和五五年十一月四日
いしがめ科	バタグル・アフィニス	昭和五五年十一月四日
	バタグル・バスカ (ヨツユビガメ)	昭和五五年十一月四日
	ゲオクレミュス・ハミルトニイ (ハミルトンクサガメ)	昭和五五年十一月四日
	メラノケリユス・トリカリナタ (ミスジヤマガメ)	昭和五五年十一月四日
	モレニア・オケルラタ (モレニア)	昭和五五年十一月四日
	パングシュラ・テクタ (カチューガ)	昭和五五年十一月四日
おおあたまがめ科	おおあたまがめ科全種	平成二五年六月二日
りくがめ科	アストロケリユス・ラディアタ (マダガスカルホシガメ)	昭和五五年十一月四日
	アストロケリユス・イニフォラ (イニホーラリクガメ)	昭和五五年十一月四日
	ケロノイディス・ニグラ (ガラパゴスゾウガメ)	昭和五五年十一月四日
	ゲオケロネ・プラテュノタ (ビルマホシガメ)	平成二五年六月二日
	ゴフェルス・フラヴォマルギナトゥス (メキシコゴフアーガメ)	昭和五五年十一月四日
	プサンモバテス・ゲオメトリクス (チズガメ)	昭和五五年十一月四日
	ピュクスィス・アラクノイデス (クモノスガメ)	平成一七年一月二日
	ピュクスィス・プラニカウダ (ヒラオリクガメ)	平成一五年二月三日
	テストウド・クレインマンニ (エジプトリクガメ)	平成七年二月六日
すっぽん科	アパロネ・スピニフェラ・アトラ (クロスッポン)	昭和五五年十一月四日
	キトラ・キトラ (タイコガシラスッポン)	平成二五年六月二日
	キトラ・ヴァンディユキ (ビルマコガシラスッポン)	平成二五年六月二日
	ニルソニア・ガンゲティクス (インドスッポン)	昭和五五年十一月四日
	ニルソニア・フルム (フルムスッポン)	昭和五五年十一月四日
	ニルソニア・ニグリカンス (ウスグロスッポン)	昭和五五年十一月四日
四 両生綱		
(一) 無尾目		

ひきがえる科	アルティフリユノイデス属（コウチヒキガエル属）全種	昭和五五年十一月四日
	アテロプス・ゼテキ（ツエテクマガイドクガエル）	昭和五八年七月二九日
	アミエトフリユヌス・スペルキリアリス（カメルーンヒキガエル）	昭和五五年十一月四日
	インキリウス・ペリグレネス（オレンジヒキガエル）	平成七年二月一六日
	ネクトフリユノイデス属（コモチガエル属）全種	昭和五五年十一月四日
	ニンバフリユノイデス属（ニシコモチヒキガエル属）全種	昭和五五年十一月四日
ひめがえる科	デュスコフス・アントンギリイ（アントンギルガエル）	昭和六二年一〇月二二日
（二） さんしょううお目		
おおさんしょううお科	アンドリアス属（オオサンショウウオ属）全種	昭和五五年十一月四日
いもり科	ネウレルグス・カイセリ（カイザーツエイモリ）	平成二二年六月二三日
五 板鰓亜綱 のこぎりえい目		
のこぎりえい科	のこぎりえい科全種	プリステイス・マイクロドンの個体等については平成二五年六月一二日、その他の種の個体等については平成一九年九月一三日
六 条鰭亜綱 （一） ちょうざめ目		
ちょうざめ科	アキペンセル・プレヴィロストルム（ウミチョウザメ）	昭和五五年十一月四日
	アキペンセル・ストゥリオ（バルチックチョウザメ）	昭和五八年七月二九日
（二） こい目		
カトストムス科	カスミステス・クユス（クイウイ）	昭和五五年十一月四日
こい科	プロバルプス・ユルリエニ（プロバルプス）	昭和五五年十一月四日
（三） オステオグロッサ目		
オステオグロッサム科	スクレロパゲス・フォルモスス（アジアアロワナ）	昭和五五年十一月四日

(四) すずき目		
にべ科	トトアバ・マクドナルディ (トトアバ)	昭和五五年一月四日
(五) なまず目		
パンガシウス科	パンガシミアノドン・ギガス (メコンオオナマズ)	昭和五五年一月四日
七 肉鱈亜綱 シーラカンス目		
ラティメリア科	ラティメリア属 (シーラカンス属) 全種	ラティメリア・カルンナエ (シーラカンス) の個体等については平成二年一月十八日、その他の種の個体等については平成二年七月十九日
八 昆虫綱 ちょう目		
あげはちょう科	オルニトプテラ・アレクサンドラエ (アレクサンドラトリバネアゲハ)	昭和六二年一〇月二二日
	パピリオ・キカエ (ルソンカラスアゲハ)	昭和六二年一〇月二二日
	パピリオ・ホメルス (ホメルスアゲハ)	昭和六二年一〇月二二日
九 二枚貝綱 いしがい目		
いしがい科	コンラディルラ・カエラタ (トリバネヌマガイ)	昭和五五年一月四日
	ドロムス・ドロマス (異名コンコドロムス・ドロマス。ヒトコブヌマガイ)	昭和五五年一月四日
	エピオブラスマ・クルティスイ (異名デュスノミア・クルティスイ又はプラギオラ・クルティスイ。カーチヌマガイ)	昭和五五年一月四日
	エピオブラスマ・フロレンティナ (異名デュスノミア・フロレンティナ又はプラギオラ・フロレンティナ。キバナヌマガイ)	昭和五五年一月四日
	エピオブラスマ・サンプルソニ (異名デュスノミア・サンプルソニ又はプラギオラ・サンプルソニ。サンプルソンハナヌマガイ)	昭和五五年一月四日

エピオブラスマ・スルカタ・ペロブリクア（異名デュスノミア・スルカタ・ペロブリクア又はプラギオラ・スルカタ・ペロブリクア。アラスジハナヌマガイ）	昭和五五年一月四日
エピオブラスマ・トルロサ・グベルナクルム（異名デュスノミア・トルロサ・グベルナクルム又はプラギオラ・トルロサ・グベルナクルム。ミドリハナヌマガイ）	昭和五五年一月四日
エピオブラスマ・トルロサ・トルロサ（異名デュスノミア・トルロサ・トルロサ又はプラギオラ・トルロサ・トルロサ。ツブハナヌマガイ）	昭和五五年一月四日
エピオブラスマ・トゥルギドゥラ（異名デュスノミア・トゥルギドゥラ又はプラギオラ・トゥルギドゥラ。フクレハナヌマガイ）	昭和五五年一月四日
エピオブラスマ・ワルケリ（異名デュスノミア・ワルケリ又はプラギオラ・ワルケリ。チャバナヌマガイ）	昭和五五年一月四日
フスコナイア・クネオルス（スジカワボタンガイ）	昭和五五年一月四日
フスコナイア・エドガリアナ（テリカワボタンガイ）	昭和五五年一月四日
ランプスイリス・ヒギンスイイ（ヒギンスランプヌマガイ）	昭和五五年一月四日
ランプスイリス・オルビクラタ・オルビクラタ（モモイロランプヌマガイ）	昭和五五年一月四日
ランプスイリス・サトゥル（タイラランプヌマガイ）	昭和五五年一月四日
ランプスイリス・ヴィレスケンス（アラバマランプヌマガイ）	昭和五五年一月四日
プレトバスス・キカトリコス（ヒズミカワボタンガイ）	昭和五五年一月四日
プレトバスス・コオペリアヌス（クーパーカワボタンガイ）	昭和五五年一月四日
プレウロベマ・プレヌム（アラクサビカワボタンガイ）	昭和五五年一月四日
ポタミルス・カパクス（異名プロプテラ・カパクス。ヒラツバサカワボタンガイ）	昭和五五年一月四日
クアドルラ・インテルメディア（サルガオカワボタンガイ）	昭和五五年一月四日

	クアドラ・スパーサ (アパラチアンサルガオカワボタンガイ)	昭和五五年十一月四日
	トクソラスマ・キュリンドレルラ (異名カルンクリナ・キュリンドレルラ)	昭和五五年十一月四日
	ウニオ・ニクリニアナ (異名メガロナイアス・ニクリニアナ)	昭和五五年十一月四日
	ウニオ・タンピコエンシス・テコマテンシス (異名キュルトナイアス・タンピコエンシス・テコマテンシス又はランプスイリス・タンピコエンシス・テコマテンシス。タンピコヌマガイ)	昭和五五年十一月四日
	ヴィルロサ・トラバリス (異名マイクロミア・トラバリス。カンバーランドヌマガイ)	昭和五五年十一月四日
一〇 腹足綱 柄眼目		
ハワイマイマイ科	アカティネルラ属 (ハワイマイマイ属) 全種	昭和六二年一〇月二二日
第二 植物界		
りゅうぜつらん科	アガヴェ・パルヴィフロラ	昭和五八年七月二九日
きょうちくとう科	パキュポディウム・アムボンゲンセ	平成七年二月一六日
	パキュポディウム・バロニイ	平成二年一月一八日
	パキュポディウム・デカリユイ	平成二年一月一八日
なんようすぎ科	アラウカリア・アラウカナ (チリーマツ)	昭和五五年十一月四日
サボテン科	アリオカルプス属全種	アリオカルプス・アガヴェオイデス (アガベ牡丹) 及びアリオカルプス・スカファロストルス (龍角牡丹) の個体等については昭和五六年六月六日、アリオカルプス・トリゴヌス (三角牡丹) の個体等については昭和五八年七月二九日、その他の種の個体等については平成

		四年六月一日
	アストロフトゥム・アステリアス（兜丸）	昭和六二年一〇月二二日
	アズテキウム・リテリ（花籠）	昭和五六年六月六日
	コリュファンタ・ウェルデルマンニイ（精美丸）	昭和五八年七月二九日
	ディスコカクトゥス属全種	平成四年六月一日
	エキノケレウス・フェルレイリアヌス・リンドサイイ	昭和五六年六月六日
	エキノケレウス・スクモルリイ	昭和五八年七月二九日
	エスコバリア・ミニマ	昭和五八年七月二九日
	エスコバリア・スネエディイ（エスコバリア・レエイを含む。）	昭和五八年七月二九日
	マンミルラリア・ペクティニフェラ（白斜子）	昭和五八年七月二九日
	マンミルラリア・ソリスィオイデス	昭和五八年七月二九日
	メロカクトゥス・コノイデウス	平成四年六月一日
	メロカクトゥス・ダイナカントゥス	平成四年六月一日
	メロカクトゥス・グラウケスケンス	平成四年六月一日
	メロカクトゥス・パウキスピヌス	平成四年六月一日
	オブレゴニア・デネグリイ（帝冠）	昭和五六年六月六日
	パキユケレウス・ミリタリス	昭和五八年七月二九日
	ペディオカクトゥス・ブラデュイ（ペディオカクトゥス・ブラデュイ・デスパイニイ及びペディオカクトゥス・ブラデュイ・ウィンクレリを含む。）	昭和五八年七月二九日
	ペディオカクトゥス・クノウルトニイ	昭和五八年七月二九日
	ペディオカクトゥス・パラディネイ	昭和五八年七月二九日
	ペディオカクトゥス・ペエブレスィアヌス	昭和五八年七月二九日
	ペディオカクトゥス・スイレリ	昭和五八年七月二九日
	ペレキュフォラ属全種	ペレキュフォラ・アセルリフォルミス（精巧丸）及びペレキュフォラ・ストロビフォルミスの個体等については昭和五六年

		六月六日、その他の種の 個体等については昭和六 〇年八月一日
	スクレロカクトゥス・ブレヴィハマトゥス・トブスキイ	昭和五八年七月二九日
	スクレロカクトゥス・エレクトケントルス	昭和五八年七月二九日
	スクレロカクトゥス・グラウクス	昭和五八年七月二九日
	スクレロカクトゥス・マリポセンスィス	昭和五八年七月二九日
	スクレロカクトゥス・メサエーヴェルダエ	昭和五八年七月二九日
	スクレロカクトゥス・ニュエンシィス	平成一五年二月一三日
	スクレロカクトゥス・パピュラカントゥス	昭和五八年七月二九日
	スクレロカクトゥス・プビスピヌス	昭和五八年七月二九日
	スクレロカクトゥス・ウリグティアエ	昭和五八年七月二九日
	ストロンボカクトゥス属全種	昭和五八年七月二九日
	トゥルビニカルプス属全種	トゥルビニカルプス・ラ ウイ、トゥルビニカルプ ス・ロフォフロイデス、 トゥルビニカルプス・プ セウドマクロケレ（長 城丸）、トゥルビニカル プス・プセウドペクティ ナトゥス、トゥルビニカ ルプス・スクミエディケ アヌス（昇龍丸）及び トゥルビニカルプス・ ヴァルデジアヌスの個 体等については昭和五 八年七月二九日、その 他の種の個体等につ いては平成四年六月 一日
	ウエベルマンニア属全種	平成四年六月一日
きく科	サウスレア・コストゥス（木香）	昭和六〇年八月一日
ひのき科	フィトズロイア・クプレソイデス（アレルセ）	昭和五五年一一月四日

	ピルゲロデンドロン・ウヴィフェルム (チリーヒノキ)	昭和五五年一月四日
そてつ科	キュカス・ベドメイ	昭和六二年一〇月二二日
とうだいぐさ科	エウフォルビア・アンボヴォンベンスイス	平成二年一月一八日
	エウフォルビア・カプサインテマリエンシス	平成二年一月一八日
	エウフォルビア・クレメルスイイ (エウフォルビア・クレメルスイイ品種ヴィリディフォリア及びエウフォルビア・クレメルスイイ変種ラコトザフェイを含む。)	平成七年二月一六日
	エウフォルビア・キュリンドリフォリア (エウフォルビア・キュリンドリフォリア・トゥベリフェラを含む。)	平成二年一月一八日
	エウフォルビア・デカリュイ (エウフォルビア・デカリュイ変種アンパニヒュエンシス、エウフォルビア・デカリュイ変種ロビンソニイ及びエウフォルビア・デカリュイ変種スピロスティカを含む。)	平成二年一月一八日
	エウフォルビア・フランコイシス	平成二年一月一八日
	エウフォルビア・モラティイ (エウフォルビア・モラティイ変種アントスィンギエンシス、エウフォルビア・モラティイ変種ベマラヘンシス及びエウフォルビア・モラティイ変種ムルティフロラを含む。)	平成二年一月一八日
	エウフォルビア・パルヴィキュアトフォラ	平成二年一月一八日
	エウフォルビア・クアルトズィティコラ	平成二年一月一八日
	エウフォルビア・トゥレアレンシス	平成二年一月一八日
	フォウキエリア科	フォウクイエリア・ファスキクラタ
フォウクイエリア・プルプスイイ		昭和五八年七月二九日
まめ科	ダルベルギア・ニグラ (ブラジリアンローズウッド)	平成四年六月一日
ゆり科	アロエ・アルビダ	昭和五五年一月四日
	アロエ・アルビフロラ (雪女王)	平成七年二月一六日
	アロエ・アルフレディイ	平成七年二月一六日
	アロエ・バケリ	平成七年二月一六日
	アロエ・ベルラトゥラ	平成七年二月一六日
	アロエ・カルカイロフィラ	平成七年二月一六日

	アロエ・コンプレサ（アロエ・コンプレサ変種ルゴスクアモサ、アロエ・コンプレサ変種スキストフィラ及びアロエ・コンプレサ変種パウキトゥベルクラタを含む。）	平成七年二月一六日
	アロエ・デルフィネンシス	平成七年二月一六日
	アロエ・デスコイングスイ	平成七年二月一六日
	アロエ・フラギリス	平成七年二月一六日
	アロエ・ハウオルティオイデス（アロエ・ハウオルティオイデス変種アウランティアカを含む。羽生錦）	平成七年二月一六日
	アロエ・ヘレナエ	平成七年二月一六日
	アロエ・ラエタ（アロエ・ラエタ変種マニアエンシスを含む。）	平成七年二月一六日
	アロエ・パラルレリフォリア	平成七年二月一六日
	アロエ・パルヴラ	平成七年二月一六日
	アロエ・ピルランスイ	昭和五五年十一月四日
	アロエ・ポリュフェルラ	昭和五五年十一月四日
	アロエ・ラウヒイ	平成七年二月一六日
	アロエ・スザンナエ	平成七年二月一六日
	アロエ・ヴェルスイコロル	平成七年二月一六日
	アロエ・ヴォスイ	昭和五五年十一月四日
うつぼかずら科	ネペンテス・カシアナ	昭和六二年一〇月二二日
	ネペンテス・ラヤ	昭和五六年六月六日
らん科	アエランギス・エルリスイ	平成一五年二月一三日
	デンドロビウム・クルエントウム	平成七年二月一六日
	ラエリア・ヨンゲアナ	昭和五五年十一月四日
	ラエリア・ロバタ	昭和五五年十一月四日
	パフィオペディルム属全種	パフィオペディルム・ドルリュイの個体等については昭和六二年一〇月二二日、その他の種の個体等については平成二年一

		月一八日
	ペリステリア・エラタ	昭和五五年一月四日
	フラグミペディウム属全種	平成二年一月一八日
	レナンテラ・インスコオティアナ	昭和五五年一月四日
やし科	クリュサリドカルプス・デキピエンス	平成一七年一月一二日
まつ科	アビエス・グアテマレンシス (グアテマラモミ)	昭和五五年一月四日
まき科	ポドカルプス・パルラトレイ (アンデスイヌマキ)	昭和五五年一月四日
あかね科	バルメア・ストルミアエ	昭和五六年六月六日
サラセニア科	サルラケニア・オレオフィラ	昭和五六年六月六日
	サルラケニア・ルブラ・アラバメンシス	昭和五六年六月六日
	サルラケニア・ルブラ・ヨネスイイ	昭和五六年六月六日
スタンゲリア科	スタンゲリア・エリオプス (オオバシダソテツ)	昭和五八年七月二九日
フロリダそてつ科	ケラトザミア属 (ツノミザミア属) 全種	昭和六〇年八月一日
	キグア属全種	平成二年一月一八日
	エンケファラルトス属 (オニソテツ属) 全種	昭和五五年一月四日
	マイクロキュカス・カロコマ	昭和六〇年八月一日
備考		
括弧内に記載する呼称は、和名又は通称である。		

別表第三 特定国内希少野生動植物種（第一条関係）

科名	種名
植物界	
おしだ科	ポリュスティクム・オバイ（アマミデンダ）
らん科	キュプリペディウム・マクラントゥム変種ホテиаツモリアヌス（ホテиаツモリ） キュプリペディウム・マクラントゥム変種レブネンセ（レブンアツモリソウ） キュプリペディウム・マクラントゥム変種スペキオスム（アツモリソウ） デンドロビウム・オキナウエンセ（オキナワセッコク）
はなしのぶ科	ポレモニウム・キウスィアヌム（ハナシノブ）
きんぼうげ科	カルリアンテムム・インスィグネ変種ホンドエンセ（キタダケソウ）
備考 括弧内に記載する呼称は、和名である。	

別表第四 器官及び加工品（第二条の二、第二条の三関係）

科名	器官	加工品
第一 動物界		
一 哺乳綱		
(一) 偶蹄目		
プロングホーン科	毛、皮、角	毛皮製品（毛を材料として製造された衣類、装身具、調度品その他環境省令で定める物品をいう。以下同じ。）、皮革製品（皮を材料として製造された衣類、装身具、調度品その他環境省令で定める物品であって毛皮製品以外のものをいう。以下同じ。）、角製品（角を材料として製造された装身具、調度品その他環境省令で定める物品をいう。以下同じ。）
うし科	毛、皮、角	毛皮製品、皮革製品、角製品
らくだ科	毛、皮	毛皮製品
しか科	毛、皮、角	毛皮製品、皮革製品、角製品

じゃこうじか科	毛、皮、角	毛皮製品、皮革製品、角製品
いのしし科	牙	牙を材料として製造された装身具、調度品その他環境省令で定める物品
ペッカリー科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
(二) 食肉目		
いぬ科	毛、皮、歯	毛皮製品、皮革製品、歯製品（歯を材料として製造された装身具その他環境省令で定める物品をいう。以下同じ。）
ねこ科	毛、皮、歯、つめ、骨（パンテラ・ティグリス（トラ）に係るものに限る。以下この項において同じ。）、生殖器（パンテラ・ティグリス（トラ）に係るものであって、雄のものに限る。以下この項において同じ。）	毛皮製品、皮革製品、歯製品、つめを材料として製造された装身具その他環境省令で定める物品、骨を材料として製造された物品で人が摂取するものその他環境省令で定めるもの、生殖器を材料として製造された物品で人が摂取するものその他環境省令で定めるもの
いたち科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
あしか科	毛、皮	毛皮製品
あざらし科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
くま科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
じゃこうねこ科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
(三) 貧齒目		
アルマジロ科	皮	皮革製品
(四) カンガルー目		
カンガルー科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
ねずみカンガルー科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
(五) 奇蹄目		
うま科	毛、皮	毛皮製品、皮革製品
さい科	角	角製品
ばく科	皮	皮革製品

(六) 霊長目		
おながざる科	毛、皮	毛皮製品
きつねざる科	毛、皮	毛皮製品
いたちきつねざる科	毛、皮	毛皮製品
(七) 長鼻目		
ぞう科	皮、牙	皮革製品、牙を材料として製造された装身具、調度品、印章その他環境省令で定める物品
(八) 齧歯目		
チンチラ科	毛、皮	毛皮製品
(九) 海牛目		
ジュゴン科	皮	皮革製品
マナティー科	皮	皮革製品
二 鳥綱		
(一) こうのとり目		
こうのとり科	羽毛	羽毛製品（羽毛を材料として製造された衣類、装身具、調度品その他環境省令で定める物品をいう。以下同じ。）
とき科	羽毛	羽毛製品
(二) はと目		
はと科	羽毛	羽毛製品
(三) ぶっぼうそう目		
さいちょう科	くちばし、羽毛	くちばしを材料として製造された装身具、調度品その他環境省令で定める物品、羽毛製品
(四) わしたか目		
わしたか科	羽毛	羽毛製品
コンドル科	羽毛	羽毛製品
(五) きじ目		
きじ科	羽毛	羽毛製品

(六) つる目		
つる科	羽毛	羽毛製品
(七) レア目		
レア科	皮、羽毛	皮革製品、羽毛製品
三 爬虫綱		
(一) わに目		
アリゲーター科 (カイマン・ラティロストリス (クチビロカイマン) 及びメラノスクス・ニゲル (クロカイマン) を除く。)	皮	皮革製品
クロコダイル科 (クロコデュルス・アクトゥス (アメリカワニ)、クロコデュルス・モレレティイ (グアテマラワニ)、クロコデュルス・ニロティクス (ナイルワニ)、クロコデュルス・ポロス (イリエワニ) 及びクロコデュルス・スィアメンシス (シヤムワニ) を除く。)	皮	皮革製品
ガビアル科	皮	皮革製品
(二) とかげ亜目		
たてがみとかげ科	皮	皮革製品
おおとかげ科	皮	皮革製品
(三) へび亜目		
ボア科	皮	皮革製品
つめなしボア科	皮	皮革製品
にしきへび科	皮	皮革製品
(四) かめ目		
うみがめ科	皮、甲	皮革製品、甲製品 (甲を材料として製造された装身具、調度品その他環境省令で定める物品をいう。以下同じ。)

おさがめ科	皮	皮革製品
かめ科	皮、甲	皮革製品、甲製品
いしがめ科	皮、甲	皮革製品、甲製品
りくがめ科	甲	甲製品
四 昆虫綱 ちょう目		
あげはちょう科	翅	翅を材料として製造された装身具、調度品その他環境省令で定める物品
第二 植物界		
なんようすぎ科	幹（皮をはいだものを除く。以下同じ。）、枝条（皮をはいだものを除く。以下同じ。）	
サボテン科	茎	
ひのき科	幹、枝条	
まめ科	幹、枝条	
ゆり科	葉	
らん科	花、茎	
まつ科	幹、枝条	

別表第五 （第二条の四関係）

科名	原材料器官等
ぞう科	皮及びその加工品、牙及びその加工品
おおとかげ科	皮及びその加工品
うみがめ科	皮及びその加工品、甲及びその加工品

別表第六 登録対象固体群（第四条関係）

種名	個体群	個体等
アンティロカプラ・アメリカナ（プロングホーン）	メキシコの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
ヴィクグナ・ヴィクグナ（ビクーナ）	アルゼンチンのカタマルカ県、フファイ県、ラ・リオハ県、サルタ県及びサン・ホアン県、ボリビア、チリのタラパカ地方第一区、エクアドル並びにペルーの個体群（アルゼンチンのラ・リオハ県、サルタ県又はサン・ホアン県の個体群にあつては、半ば人の管理下に置かれた個体群に限る。）	毛、毛を材料として製造された加工品（皮を材料として製造されたものを除く。）
モスクス属（ジャコウジカ属）全種	アフガニスタン、ブータン、インド、ミャンマー、ネパール及びパキスタンの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
カニス・ルプス（オオカミ）のうちカニス・ルプス・ディンゴ（ディンゴ）及びカニス・ルプス・ファミリアリス（イヌ）以外のもの	ブータン、インド、ネパール及びパキスタンの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
カラカル・カラカル（カラカル）	アジアの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
ヘルパイルルス・イアグアロンディ（ジャガランディ）	中米及び北米の個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
プリオナイルルス・ベンガレンシス・ベンガレンシス（ベンガルヤマネコ）	バングラデシュ、インド及びタイの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
プリオナイルルス・ルビギノス（サビイロネコ）	インドの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
アオニュクス・コンギクス（カメルーンツメナシカワウソ）	カメルーン及びナイジェリアの個体群以外の個体群	個体、器官、加工品

ウルスス・アルクトス (ヒグマ)	ブータン、中華人民共和国、メキシコ及びモンゴルの 個体群以外の個体群	個体、器官、加工品
ケラトテリウム・スィムム・スィムム (ミナミシロサイ)	南アフリカ共和国及びスワジランドの個体群	生きている個体
ロクソドンタ・アフリカナ (アフリカゾウ)	ボツワナの個体群	生きている個体、皮、 牙（環境省令で定める ものに限る。）、皮を 材料として製造された 加工品
	ナミビア及び南アフリカ共和国の個体群	皮、牙（環境省令で定 めるものに限る。）、 皮を材料として製造さ れた加工品
	ジンバブエの個体群	生きている個体、皮、 牙（環境省令で定める ものに限る。）、皮を 材料として製造された 加工品
ファルコ・ネウトニ (マダガスカルチョウゲンボウ)	セーシェルの個体群以外の個体群	個体、加工品
レア・ペンナタ (ダーウインレア)	アルゼンチン及びチリの個体群	個体、器官、加工品
ストルティオ・カメルス (ダチョウ)	アルジェリア、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、マリ、モーリタニア、モロッコ、ニジェール、ナイジェリア、セネガル及びスーダンの個体群以外の個体群	個体、加工品
カイマン・ラティロストリス (クチビロカイマン)	アルゼンチンの個体群	個体、加工品
メラノスクス・ニゲル (クロカイマン)	ブラジルの個体群	個体、加工品
クロコデュルス・アクト	キューバの個体群	個体、加工品

ウス（アメリカワニ）		
クロコデュルス・モレレ ティイ（グアテマラワニ）	ベリーズ及びメキシコの個体群	個体、加工品
クロコデュルス・ニロテ イクス（ナイルワニ）	ボツワナ、エジプト、エチオピア、ケニア、マダガスカル、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ共和国、ウガンダ、タンザニア、ザンビア及びジンバブエの個体群	個体、加工品
クロコデュルス・ポロス ス（イリエワニ）	オーストラリア、インドネシア及びパプアニューギニアの個体群	個体、加工品
ヴィペラ・ウルスイニイ （ノハラクサリヘビ）	欧州の個体群以外の個体群（アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、エストニア、グルジア、カザフスタン、キルギス、ラトビア、リトアニア、モルドバ、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウクライナ及びウズベキスタンの個体群を含む。）	個体、加工品
備考 括弧内に記載する呼称は、和名である。		

VII 博物館に関する基本データ

1 平成23年度社会教育調査 [関係部分]

(1) 設置者別指定管理者（管理受託者を含む）別博物館数

区 分	計					国	独立行政法人	都道府県						
	うち指定管理者							うち指定管理者						
	地方公共団体	一般社団法人・一般財団法人（特別民営法人を含む。）	会 社	N P O 人 法	その他			地方公共団体	一般社団法人・一般財団法人（特別民営法人を含む。）	会 社	N P O 人 法	その他		
全 国	1,262	—	118	31	4	5	—	27	155	—	35	14	1	1
北 海 道	61	—	6	1	1	1	—	1	9	—	3	1	—	—
青 森 県	6	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—
岩 手 県	22	—	3	1	—	—	—	1	2	—	2	—	—	—
宮 城 県	17	—	1	1	—	—	—	—	3	—	1	—	—	—
秋 田 県	11	—	1	—	1	—	—	1	5	—	1	—	1	—
山 形 県	16	—	3	—	—	—	—	1	1	—	—	—	—	—
福 島 県	17	—	—	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—
茨 城 県	25	—	1	—	—	—	—	—	7	—	1	—	—	—
栃 木 県	27	—	3	—	—	—	—	—	3	—	1	—	—	—
群 馬 県	24	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—
埼 千 葉 京 東 神 奈 川 新 潟	25	—	—	1	—	—	—	—	6	—	—	1	—	—
山 川 井 梨 野	39	—	1	—	1	—	—	—	5	—	1	—	—	—
富 石 福 山 長 岐 静 愛 三 滋	111	—	6	—	—	—	—	7	4	—	4	—	—	—
山 川 井 梨 野	49	—	4	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	39	—	4	—	—	1	—	—	3	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	35	—	14	—	—	—	—	—	6	—	5	—	—	—
山 川 井 梨 野	30	—	11	2	—	—	—	—	4	—	1	—	—	—
山 川 井 梨 野	18	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	29	—	2	2	—	—	—	—	5	—	1	2	—	—
山 川 井 梨 野	80	—	7	1	—	—	—	1	2	—	1	—	—	—
山 川 井 梨 野	23	—	—	2	—	—	—	—	4	—	—	1	—	—
山 川 井 梨 野	40	—	2	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	44	—	2	1	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	18	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	19	—	1	—	—	—	—	1	3	—	1	—	—	—
山 川 井 梨 野	43	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	35	—	9	—	—	1	—	1	2	—	2	—	—	—
山 川 井 梨 野	42	—	1	2	—	—	—	—	4	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	21	—	—	—	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	13	—	—	—	—	—	—	2	4	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	7	—	3	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	19	—	8	1	—	1	—	—	6	—	4	1	—	1
山 川 井 梨 野	32	—	2	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—
山 川 井 梨 野	31	—	9	2	—	—	—	—	3	—	—	1	—	—
山 川 井 梨 野	19	—	3	2	—	—	—	—	3	—	—	2	—	—
山 川 井 梨 野	10	—	1	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	10	—	—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	20	—	1	4	—	—	—	—	5	—	1	2	—	—
山 川 井 梨 野	13	—	4	1	—	—	—	—	3	—	3	—	—	—
山 川 井 梨 野	29	—	1	1	—	—	—	1	4	—	1	—	—	—
山 川 井 梨 野	11	—	—	—	—	—	—	—	5	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	16	—	3	3	—	—	—	—	2	—	1	1	—	—
山 川 井 梨 野	16	—	—	—	—	—	—	1	2	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	14	—	—	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	9	—	—	1	—	—	—	1	3	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	18	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—
山 川 井 梨 野	9	—	—	1	—	—	—	—	1	—	—	1	—	—

(注)「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に基づき管理者として指定されている者をいう。

	市(区)					町					区 分	
	うち指定管理者					うち指定管理者						
	地方公 共同体	一般社団法人・一 般財団法人(特例 民営法人を含む。)	会 社	N P O 法 人	その他	地方公 共同体	一般社団法人・一 般財団法人(特例 民営法人を含む。)	会 社	N P O 法 人	その他		
495	—	79	17	3	4	67	—	3	—	—	—	全 国
29	—	3	—	1	1	11	—	—	—	—	—	北 海 道
3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	青 森
15	—	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	岩 手
5	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	宮 城
3	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	秋 田
3	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	山 形
4	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	福 島
8	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	茨 城
10	—	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	栃 木
11	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	群 馬
9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	埼 千
22	—	—	—	1	—	1	—	—	—	—	—	東 奈 波
21	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	京 新
18	—	4	—	—	—	4	—	—	—	—	—	神 奈 川
19	—	4	—	—	1	—	—	—	—	—	—	新 潟
23	—	7	—	—	—	3	—	2	—	—	—	富 山
23	—	10	2	—	—	—	—	—	—	—	—	石 川
7	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	福 井
6	—	—	—	—	—	3	—	1	—	—	—	山 梨
38	—	6	1	—	—	14	—	—	—	—	—	長 野
10	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	岐 阜
19	—	2	—	—	1	—	—	—	—	—	—	静 岡
23	—	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	愛 知
6	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	三 重
5	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	滋 賀
7	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	京 都
14	—	7	—	—	1	—	—	—	—	—	—	大 阪
16	—	1	2	—	—	1	—	—	—	—	—	兵 庫
4	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	奈 良
1	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	和 歌 山
4	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鳥 取
4	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	島 根
16	—	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	岡 山
17	—	9	1	—	—	—	—	—	—	—	—	広 島
11	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	山 口
3	—	1	—	—	—	2	—	—	—	—	—	徳 島
2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	香 川
9	—	—	2	—	—	1	—	—	—	—	—	愛 媛
7	—	1	1	—	—	1	—	—	—	—	—	高 知
11	—	—	1	—	—	2	—	—	—	—	—	福 岡
—	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	佐 賀
7	—	2	2	—	—	1	—	—	—	—	—	長 崎
5	—	—	—	—	—	3	—	—	—	—	—	熊 本
5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	大 分
3	—	—	1	—	—	1	—	—	—	—	—	宮 崎
4	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鹿 児 島
5	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	沖 縄

区 分	村					組 合					一般社団法人・ NPO法人(特別 民営法人を含む。)	その他	
	うち指定管理者					うち指定管理者							
	地方公 共団体	一般社団法人・ NPO法人(特別 民営法人を含む。)	会 社	N P O 法 人	その他	地方公 共団体	一般社団法人・ NPO法人(特別 民営法人を含む。)	会 社	N P O 法 人	その他			
全 国	4	—	—	—	—	3	—	1	—	—	—	347	164
北 海 道	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	3
青 森 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—
岩 手 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2
宮 城 県	—	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	6
秋 田 県	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山 形 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	3
福 島 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	2
茨 城 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	4
栃 木 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	4
群 馬 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	1
埼 玉 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	4
千 葉 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	4
東 京 都	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	55	24
神 奈 川 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	11
新 潟 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16	1
富 石 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—
福 山 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	—
山 梨 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2
山 梨 県	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	11	2
山 梨 県	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	18	6
岐 阜 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	6
静 岡 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10	10
愛 知 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	4
愛 知 県	—	—	—	—	—	1	—	1	—	—	—	5	3
滋 賀 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	2
京 都 府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19	12
大 阪 府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	6
兵 庫 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15	6
和 歌 山 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	6
和 歌 山 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	4
鳥 取 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
鳥 取 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	1
岡 山 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	12	1
廣 島 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	4
山 口 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—
徳 島 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
香 川 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	2
愛 媛 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	2
高 知 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
福 岡 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	5
佐 賀 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	—
長 崎 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3
熊 本 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	1
大 宮 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	4
大 宮 市	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿 児 島 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	3
沖 縄 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	—

設置者別登録博物館及び博物館相当施設別博物館数

区 分	登録博物館								博物館相当施設									
	計	都道府県	市(区)	町	村	組合	一般社団法人・ 有限会社 (特別 民営法人を含む。)	その他	計	国	独立行政法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	一般社団法人・ 有限会社 (特別 民営法人を含む。)	その他
全 国	913	121	386	57	2	1	311	35	349	—	27	34	109	10	2	2	36	129
北海道	44	8	20	10	—	—	6	—	17	—	1	1	9	1	—	—	2	3
青森	4	1	2	—	—	—	1	—	2	—	—	1	1	—	—	—	—	—
岩手	18	2	13	1	—	—	1	1	4	—	1	—	2	—	—	—	—	1
宮城	8	2	3	—	—	—	1	2	9	—	—	1	2	1	—	1	—	4
秋田	7	3	2	1	1	—	—	—	4	—	1	2	1	—	—	—	—	—
山形	14	1	2	—	—	—	8	3	2	—	1	—	1	—	—	—	—	—
福島	12	2	4	1	—	—	5	—	5	—	—	—	—	1	—	—	2	2
茨城	20	6	7	1	—	—	4	2	5	—	—	1	1	—	—	—	1	2
栃木	23	2	10	2	—	—	8	1	4	—	—	1	—	—	—	—	—	3
群馬	20	5	8	1	—	—	6	—	4	—	—	—	3	—	—	—	—	1
埼玉県	22	6	9	—	—	—	6	1	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3
千葉県	34	5	22	1	—	—	6	—	5	—	—	—	—	—	—	—	1	4
東京都	73	—	19	—	—	—	50	4	38	—	7	4	2	—	—	—	5	20
神奈川県	32	4	13	4	—	—	11	—	17	—	—	—	5	—	—	—	1	11
新潟	30	2	13	—	—	—	15	—	9	—	—	1	6	—	—	—	1	1
富山	33	5	23	3	—	—	2	—	2	—	—	1	—	—	—	—	1	—
石川	27	3	21	—	—	—	3	—	3	—	—	1	2	—	—	—	—	—
福井	16	4	7	1	—	—	3	1	2	—	—	—	—	1	—	—	—	1
山梨	22	4	4	3	—	1	9	1	7	—	—	1	2	—	1	—	2	1
長野	72	2	35	12	1	—	17	5	8	—	1	—	3	2	—	—	1	1
岐阜	12	3	6	—	—	—	2	1	11	—	—	1	4	—	—	—	1	5
静岡県	26	1	14	—	—	—	10	1	14	—	—	—	5	—	—	—	—	9
愛知県	31	—	18	—	—	—	12	1	13	—	—	4	5	—	—	1	—	3
三重	15	3	6	1	—	—	5	—	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3
滋賀	15	3	5	1	—	—	6	—	4	—	1	—	—	—	—	—	1	2
京都府	19	—	1	—	—	—	17	1	24	—	5	—	6	—	—	—	2	11
大阪府	21	2	7	—	—	—	12	—	14	—	1	—	7	—	—	—	—	6
兵庫県	26	4	8	—	—	—	13	1	16	—	—	—	8	1	—	—	2	5
奈良	13	1	4	—	—	—	6	2	8	—	2	—	—	—	—	—	2	4
和歌山	7	4	1	1	—	—	—	1	6	—	2	—	—	—	—	—	1	3
鳥取	7	1	4	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根	15	3	4	—	—	—	8	—	4	—	—	3	—	—	—	—	—	1
岡山	28	1	13	2	—	—	12	—	4	—	—	—	3	—	—	—	—	1
広島	28	3	15	—	—	—	7	3	3	—	—	—	2	—	—	—	—	1
山口	14	1	8	—	—	—	5	—	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
徳島	6	2	2	1	—	—	1	—	4	—	—	1	1	1	—	—	1	—
香川県	8	1	1	—	—	—	5	1	2	—	—	—	1	—	—	—	—	1
愛媛	13	3	5	1	—	—	3	1	7	—	—	2	4	—	—	—	—	1
高知	5	2	1	1	—	—	1	—	8	—	—	1	6	—	—	—	1	—
福岡	19	2	9	2	—	—	5	1	10	—	1	2	2	—	—	—	1	4
佐賀	9	5	—	1	—	—	3	—	2	—	—	—	—	—	—	—	2	—
長崎	4	—	3	—	—	—	1	—	12	—	—	2	4	1	—	—	2	3
熊本	11	2	4	3	—	—	2	—	5	—	1	—	1	—	—	—	2	1
大宮	5	2	2	—	—	—	1	—	9	—	—	1	3	—	—	—	1	4
鹿嶋	6	3	2	1	—	—	—	—	3	—	1	—	1	—	1	—	—	—
児島	11	1	1	—	—	—	9	—	7	—	1	—	3	—	—	—	—	3
沖縄	8	1	5	1	—	—	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—

(2) 種類別博物館数

1. 計

区分	計	総合 博物館	科学 博物館	歴史 博物館	美術 博物館	野 外 博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館
(設置者別) 計	1,262	143	109	448	452	18	32	10	8	42
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人	27	6	7	5	6	1	—	1	—	1
都道府県	155	21	15	47	57	3	5	1	—	6
市 (区)	495	77	46	204	125	6	19	3	4	11
町	67	10	8	28	20	1	—	—	—	—
村	4	1	1	1	1	—	—	—	—	—
組合	3	—	—	1	1	—	—	—	—	1
一般社団法人・一般財団法人 (特例民法法人を含む。)	347	20	19	98	200	5	1	—	—	4
その他	164	8	13	64	42	2	7	5	4	19
(都道府県別) 全 国	1,262	143	109	448	452	18	32	10	8	42
北海道	61	18	8	12	14	3	3	—	—	3
青森	6	1	—	3	2	—	—	—	—	—
岩手	22	7	3	8	3	—	—	1	—	—
宮城	17	2	2	5	6	—	1	—	—	1
秋田	11	3	3	2	3	—	—	—	—	—
山形	16	3	—	6	7	—	—	—	—	—
福島	17	2	1	7	7	—	—	—	—	—
茨城	25	3	5	8	7	—	1	—	—	1
栃木	27	4	2	7	12	—	1	—	—	1
群馬	24	2	1	9	11	—	1	—	—	—
埼玉県	25	5	3	9	7	1	—	—	—	—
千葉県	39	2	5	24	6	1	—	—	—	1
東京都	111	12	9	41	45	—	3	—	—	1
神奈川県	49	8	5	10	16	4	2	1	—	3
新潟	39	8	—	13	15	—	—	1	—	2
富山	35	6	4	11	12	1	—	—	—	1
石川	30	2	1	10	15	—	1	—	—	1
福井	18	2	2	10	4	—	—	—	—	—
山梨	29	1	2	11	14	—	1	—	—	—
長野	80	12	4	29	34	1	—	—	—	—
岐阜	23	3	5	6	7	1	—	—	—	1
静岡県	40	—	2	16	16	—	1	—	2	3
愛知県	44	1	3	11	21	2	1	—	2	3
三重	18	2	—	8	5	—	—	—	—	3
滋賀	19	3	1	7	8	—	—	—	—	—
京都府	43	2	2	15	22	1	1	—	—	—
大阪府	35	3	4	14	10	1	2	1	—	—
兵庫県	42	1	5	16	12	—	2	3	—	3
奈良	21	—	1	12	7	—	—	1	—	—
和歌山	13	—	2	6	2	—	1	—	—	2
鳥取	7	2	1	2	2	—	—	—	—	—
島根	19	—	1	6	9	1	—	—	—	2
岡山	32	1	3	8	18	—	1	—	—	1
広島	31	1	5	9	14	—	1	—	—	1
山口	19	3	2	5	7	—	1	—	—	1
徳島	10	2	1	4	2	—	1	—	—	—
香川県	10	1	1	3	3	1	—	—	—	1
愛媛	20	3	3	9	4	—	1	—	—	—
高松	13	—	—	6	4	—	1	1	—	1
福岡	29	2	1	13	10	—	1	1	—	1
佐賀	11	1	—	4	6	—	—	—	—	—
長崎	16	2	1	6	3	—	—	—	2	2
熊本	16	1	2	8	4	—	—	—	1	—
大宮	14	—	1	8	3	—	1	—	—	1
宮崎	9	1	1	3	3	—	1	—	—	—
鹿児島	18	1	1	5	9	—	1	—	1	—
沖縄	9	4	—	3	1	—	—	—	—	1

2. 登録博物館

区 分	計	総合博物館	科学博物館	歴史博物館	美術博物館	野外博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館
(設置者別)										
計	913	122	71	326	372	11	1	2	—	8
国	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
独立行政法人	…	…	…	…	…	…	…	…	…	…
都道府県	121	20	10	41	49	1	—	—	—	—
市	386	70	36	166	103	5	—	1	—	5
(区)	57	10	7	22	17	1	—	—	—	—
町	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—
村	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
組合	311	16	16	81	190	4	1	—	—	3
一般社団法人・一般財団法人 (特例民法法人を含む。)	35	5	1	15	13	—	—	1	—	—
その他										
(都道府県別)										
全 国	913	122	71	326	372	11	1	2	—	8
北海道	44	16	6	9	12	1	—	—	—	—
青森	4	1	—	3	—	—	—	—	—	—
岩手	18	6	1	8	3	—	—	—	—	—
宮城	8	2	2	2	2	—	—	—	—	—
秋田	7	3	—	1	3	—	—	—	—	—
山形	14	2	—	6	6	—	—	—	—	—
福島	12	2	—	5	5	—	—	—	—	—
茨城	20	3	3	7	7	—	—	—	—	—
栃木	23	4	2	6	11	—	—	—	—	—
群馬	20	2	1	6	11	—	—	—	—	—
埼玉県	22	4	2	9	6	1	—	—	—	—
千葉県	34	2	4	22	5	1	—	—	—	—
東京都	73	9	4	24	36	—	—	—	—	—
神奈川県	32	7	3	8	10	4	—	—	—	—
新潟	30	8	—	7	12	—	—	1	—	2
富山	33	4	4	11	12	1	—	—	—	1
石川	27	2	1	10	13	—	—	—	—	1
福井	16	2	2	9	3	—	—	—	—	—
山梨	22	1	—	9	12	—	—	—	—	—
長野	72	12	4	24	32	—	—	—	—	—
岐阜	12	3	3	2	4	—	—	—	—	—
静岡県	26	—	1	11	14	—	—	—	—	—
愛知県	31	1	3	9	15	1	1	—	—	1
三重	15	2	—	8	5	—	—	—	—	—
滋賀	15	2	—	6	7	—	—	—	—	—
京都府	19	—	—	6	13	—	—	—	—	—
大阪府	21	2	2	8	8	1	—	—	—	—
兵庫県	26	1	2	11	12	—	—	—	—	—
奈良	13	—	1	6	5	—	—	1	—	—
和歌山	7	—	2	3	2	—	—	—	—	—
鳥取	7	2	1	2	2	—	—	—	—	—
島根	15	—	1	5	9	—	—	—	—	—
岡山	28	1	2	7	17	—	—	—	—	1
広島	28	1	5	9	13	—	—	—	—	—
山口	14	2	2	5	5	—	—	—	—	—
徳島	6	1	—	3	2	—	—	—	—	—
香川県	8	1	1	2	3	1	—	—	—	—
愛媛	13	1	2	7	3	—	—	—	—	—
高松	5	—	—	2	2	—	—	—	—	1
福岡	19	1	—	10	8	—	—	—	—	—
佐賀	9	1	—	4	4	—	—	—	—	—
長崎	4	2	1	1	—	—	—	—	—	—
熊本	11	1	2	5	3	—	—	—	—	—
大宮	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
鹿	6	1	—	2	3	—	—	—	—	—
児	11	—	1	2	8	—	—	—	—	—
沖	8	4	—	2	1	—	—	—	—	1

(3) 種類別博物館数

3. 博物館相当施設

区 分	計	総合 博物館	科学 博物館	歴史 博物館	美術 博物館	野 外 博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館
(設置者別)										
計	349	21	38	122	80	7	31	8	8	34
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人	27	6	7	5	6	1	—	1	—	1
都道府県	34	1	5	6	8	2	5	1	—	6
市 (区)	109	7	10	38	22	1	19	2	4	6
町	10	—	1	6	3	—	—	—	—	—
村	2	—	—	1	1	—	—	—	—	—
組	2	—	—	—	1	—	—	—	—	1
一般社団法人・一般財団法人 (特例民法法人を含む。)	36	4	3	17	10	1	—	—	—	1
その他の	129	3	12	49	29	2	7	4	4	19
(都道府県別)										
全 国	349	21	38	122	80	7	31	8	8	34
北海道	17	2	2	3	2	2	3	—	—	3
青森	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—
岩手	4	1	2	—	—	—	—	1	—	—
宮城	9	—	—	3	4	—	1	—	—	1
秋田	4	—	3	1	—	—	—	—	—	—
山形	2	1	—	—	1	—	—	—	—	—
福島	5	—	1	2	2	—	—	—	—	—
茨城	5	—	2	1	—	—	1	—	—	1
栃木	4	—	—	1	1	—	1	—	—	1
群馬	4	—	—	3	—	—	1	—	—	—
埼玉県	3	1	1	—	1	—	—	—	—	—
千葉県	5	—	1	2	1	—	—	—	—	1
東京都	38	3	5	17	9	—	3	—	—	1
神奈川県	17	1	2	2	6	—	2	1	—	3
新潟	9	—	—	6	3	—	—	—	—	—
富山	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—
石川	3	—	—	—	2	—	1	—	—	—
福井	2	—	—	1	1	—	—	—	—	—
山梨	7	—	2	2	2	—	1	—	—	—
長野	8	—	—	5	2	1	—	—	—	—
岐阜	11	—	2	4	3	1	—	—	—	1
静岡県	14	—	1	5	2	—	1	—	2	3
愛知県	13	—	—	2	6	1	—	—	2	2
三重	3	—	—	—	—	—	—	—	—	3
滋賀	4	1	1	1	1	—	—	—	—	—
京都府	24	2	2	9	9	1	1	—	—	—
大阪府	14	1	2	6	2	—	2	1	—	—
兵庫県	16	—	3	5	—	—	2	3	—	3
奈良	8	—	—	6	2	—	—	—	—	—
和歌山	6	—	—	3	—	—	1	—	—	2
鳥取	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
島根	4	—	—	1	—	1	—	—	—	2
岡山	4	—	1	1	1	—	1	—	—	—
広島	3	—	—	—	1	—	1	—	—	1
山口	5	1	—	—	2	—	1	—	—	1
徳島	4	1	1	1	—	—	1	—	—	—
香川県	2	—	—	1	—	—	—	—	—	1
愛媛	7	2	1	2	1	—	1	—	—	—
高松	8	—	—	4	2	—	1	1	—	—
福岡	10	1	1	3	2	—	1	1	—	1
佐賀	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—
長崎	12	—	—	5	3	—	—	—	2	2
熊本	5	—	—	3	1	—	—	—	1	—
大宮	9	—	1	6	—	—	1	—	—	1
宮崎	3	—	1	1	—	—	1	—	—	—
鹿児島	7	1	—	3	1	—	1	—	1	—
沖縄	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—

4. 計のうち公立

区 分	計	総合 博物館	科学 博物館	歴史 博物館	美術 博物館	野 外 博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館
全 国	724	109	70	281	204	10	24	4	4	18
北海道	49	16	8	10	12	1	2	—	—	—
青森	5	1	—	2	2	—	—	—	—	—
岩手	18	7	2	7	2	—	—	—	—	—
宮城	10	—	2	4	3	—	1	—	—	—
秋田	10	3	2	2	3	—	—	—	—	—
山形	4	2	—	—	2	—	—	—	—	—
福島	8	2	—	2	4	—	—	—	—	—
茨城	16	3	1	5	5	—	1	—	—	1
栃木	15	3	1	3	7	—	—	—	—	1
群馬	17	2	1	7	7	—	—	—	—	—
埼玉県	15	4	1	8	1	1	—	—	—	—
千葉県	28	2	3	20	2	1	—	—	—	—
東京都	25	6	—	12	3	—	3	—	—	1
神奈川県	26	6	3	5	6	4	2	—	—	—
	22	6	—	6	7	—	—	1	—	2
富山県	32	4	4	11	11	1	—	—	—	1
石川県	27	2	1	9	14	—	1	—	—	—
福井県	13	1	2	8	2	—	—	—	—	—
山梨県	16	1	1	6	7	—	1	—	—	—
長野県	55	11	3	23	18	—	—	—	—	—
岐阜県	14	2	4	4	2	1	—	—	—	1
静岡県	20	—	—	12	7	—	1	—	—	—
愛知県	28	1	3	8	12	—	—	—	2	2
三重県	10	2	—	6	2	—	—	—	—	—
滋賀県	9	1	—	6	2	—	—	—	—	—
東京都	7	—	1	3	2	—	1	—	—	—
大阪府	16	—	3	9	2	—	1	1	—	—
兵庫県	21	1	3	7	5	—	2	1	—	2
奈良県	5	—	1	4	—	—	—	—	—	—
和歌山県	6	—	2	3	1	—	—	—	—	—
鳥取県	5	2	1	1	1	—	—	—	—	—
島根県	10	—	—	2	5	1	—	—	—	2
岡山県	19	—	3	5	10	—	—	—	—	1
広島県	20	1	4	7	6	—	1	—	—	1
山口県	14	3	2	3	4	—	1	—	—	1
徳島県	8	1	1	4	1	—	1	—	—	—
香川県	3	—	—	2	1	—	—	—	—	—
愛媛県	15	3	2	8	1	—	1	—	—	—
高知県	11	—	—	5	4	—	1	1	—	—
福岡県	17	1	1	10	4	—	1	—	—	—
佐賀県	6	1	—	2	3	—	—	—	—	—
長崎県	10	2	1	3	1	—	—	—	1	2
熊本県	10	1	1	4	3	—	—	—	1	—
大宮	8	—	1	5	2	—	—	—	—	—
宮崎県	8	1	—	3	3	—	1	—	—	—
鹿児島県	5	—	1	2	1	—	1	—	—	—
沖縄県	8	4	—	3	1	—	—	—	—	—

5. 計のうち私立

区 分	計	総合 博物館	科学 博物館	歴史 博物館	美術 博物館	野 外 博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館
全 国	511	28	32	162	242	7	8	5	4	23
北海道	11	1	—	2	2	2	1	—	—	3
青森	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—
岩手	3	—	1	1	1	—	—	—	—	—
宮城	7	2	—	1	3	—	—	—	—	1
秋田	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
山形	11	—	—	6	5	—	—	—	—	—
福島	9	—	1	5	3	—	—	—	—	—
茨城	9	—	4	3	2	—	—	—	—	—
栃木	12	1	1	4	5	—	1	—	—	—
群馬	7	—	—	2	4	—	1	—	—	—
埼玉県	10	1	2	1	6	—	—	—	—	—
千葉県	11	—	2	4	4	—	—	—	—	1
東京都	79	6	5	29	39	—	—	—	—	—
神奈川県	23	2	2	5	10	—	—	1	—	3
新潟	17	2	—	7	8	—	—	—	—	—
富山	3	2	—	—	1	—	—	—	—	—
石川県	3	—	—	1	1	—	—	—	—	1
福井	5	1	—	2	2	—	—	—	—	—
山梨	13	—	1	5	7	—	—	—	—	—
長野	24	1	1	6	16	—	—	—	—	—
岐阜	9	1	1	2	5	—	—	—	—	—
静岡県	20	—	2	4	9	—	—	—	2	3
愛知県	16	—	—	3	9	2	1	—	—	1
三重	8	—	—	2	3	—	—	—	—	3
滋賀	9	2	1	—	6	—	—	—	—	—
京都	31	—	—	11	19	1	—	—	—	—
大阪	18	3	1	5	7	1	1	—	—	—
兵庫県	21	—	2	9	7	—	—	2	—	1
奈良	14	—	—	7	6	—	—	1	—	—
和歌山	5	—	—	2	1	—	1	—	—	1
鳥取	2	—	—	1	1	—	—	—	—	—
島根	9	—	1	4	4	—	—	—	—	—
岡山	13	1	—	3	8	—	1	—	—	—
広島	11	—	1	2	8	—	—	—	—	—
山口	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
徳島	2	1	—	—	1	—	—	—	—	—
香川県	7	1	1	1	2	1	—	—	—	1
愛媛	5	—	1	1	3	—	—	—	—	—
高知県	2	—	—	1	—	—	—	—	—	1
福岡	11	—	—	3	6	—	—	1	—	1
佐賀	5	—	—	2	3	—	—	—	—	—
長崎	6	—	—	3	2	—	—	—	1	—
熊本	5	—	1	3	1	—	—	—	—	—
大宮	6	—	—	3	1	—	1	—	—	1
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鹿 児 島	12	—	—	3	8	—	—	—	1	—
沖 縄	1	—	—	—	—	—	—	—	—	1

(4) 種類別設置者別博物館数

区分	計	国	独立行政 法人	都道府県	市(区)	町	村	組合	一般社団法人・一 般財団法人(特例 民法法人を含む)	その他
計	1,262	—	27	155	495	67	4	3	347	164
総科学博物館	143	—	6	21	77	10	1	—	20	8
歴史博物館	109	—	7	15	46	8	1	—	19	13
美術博物館	448	—	5	47	204	28	1	1	98	64
野外博物館	452	—	6	57	125	20	1	1	200	42
動物園	18	—	1	3	6	1	—	—	5	2
植物園	32	—	—	5	19	—	—	—	1	7
水族館	10	—	1	1	3	—	—	—	—	5
植物園	8	—	—	—	4	—	—	—	—	4
水族館	42	—	1	6	11	—	—	1	4	19
登録博物館	913	…	…	121	386	57	2	1	311	35
総科学博物館	122	…	…	20	70	10	1	—	16	5
歴史博物館	71	…	…	10	36	7	1	—	16	1
美術博物館	326	…	…	41	166	22	—	1	81	15
野外博物館	372	…	…	49	103	17	—	—	190	13
動物園	11	…	…	1	5	1	—	—	4	—
植物園	1	…	…	—	—	—	—	—	1	—
水族館	2	…	…	—	1	—	—	—	—	1
植物園	—	…	…	—	—	—	—	—	—	—
水族館	8	…	…	—	5	—	—	—	3	—
博物館相当施設	349	—	27	34	109	10	2	2	36	129
総科学博物館	21	—	6	1	7	—	—	—	4	3
歴史博物館	38	—	7	5	10	1	—	—	3	12
美術博物館	122	—	5	6	38	6	1	—	17	49
野外博物館	80	—	6	8	22	3	1	1	10	29
動物園	7	—	1	2	1	—	—	—	1	2
植物園	31	—	—	5	19	—	—	—	—	7
水族館	8	—	1	1	2	—	—	—	—	4
植物園	8	—	—	—	4	—	—	—	—	4
水族館	34	—	1	6	6	—	—	1	1	19

(5) 博物館の職員数 (全国)

1. 登録博物館・博物館相当施設別 ①計

区分	博物館数	計																				
		専任					兼任					非常勤					指定管理者					
		職員数計	館長	学芸員	学芸員補	その他の職員	職員数計	館長	学芸員	学芸員補	その他の職員	職員数計	館長	学芸員	学芸員補	その他の職員	職員数計	館長	学芸員	学芸員補	その他の職員	
(種類別) 計	1,262	9,808	520	3,190	393	5,705	1,297	337	333	28	599	5,622	267	395	148	4,812	3,048	115	478	89	2,366	
計	総合博物館	143	1,121	63	590	26	442	185	43	38	9	95	844	28	54	47	715	164	6	30	6	122
	科学博物館	109	881	50	292	100	439	83	22	11	—	50	575	17	32	14	512	340	17	62	19	242
	歴史博物館	448	2,181	174	984	26	997	486	150	170	10	156	1,528	88	179	14	1,247	474	30	125	5	314
	美術博物館	452	2,928	170	1,114	58	1,586	395	105	87	6	197	1,701	129	114	56	1,402	739	40	123	6	570
	野外博物館	18	135	8	29	9	89	17	6	8	—	3	279	1	—	11	267	160	2	11	19	128
	動物園	32	956	21	41	79	815	6	1	—	3	2	154	1	2	5	146	523	8	39	—	476
	植物園	10	49	3	3	—	43	51	3	1	—	47	24	1	—	23	99	2	1	—	96	
	動植物園	8	390	7	9	—	374	3	1	—	—	2	80	—	1	—	79	14	—	—	—	14
	水族館	42	1,167	24	128	95	920	71	6	18	—	47	437	2	13	1	421	535	10	87	34	404
	登録博物館	913	6,012	393	2,545	130	2,944	803	209	223	10	361	3,918	230	284	91	3,313	1,309	68	252	24	965
博物館相当施設	総合博物館	122	1,022	55	564	24	379	85	33	30	1	21	773	26	44	47	656	153	5	24	6	118
	科学博物館	71	624	35	228	33	328	59	12	6	—	41	314	12	17	8	277	221	12	55	11	143
	歴史博物館	326	1,783	149	836	17	781	310	81	109	3	117	1,230	73	131	9	1,017	333	21	88	1	223
	美術博物館	372	2,384	142	882	50	1,310	296	77	64	6	149	1,368	116	90	27	1,135	498	30	84	6	378
	野外博物館	11	68	5	20	—	43	13	5	5	—	3	24	1	—	—	23	84	—	1	—	83
	動物園	1	34	1	4	—	29	—	—	—	—	—	5	—	—	—	5	—	—	—	—	—
	植物園	2	1	—	—	—	1	2	—	1	—	1	17	1	—	—	16	—	—	—	—	—
	動植物園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水族館	8	96	6	11	6	73	38	1	8	—	29	187	1	2	—	184	20	—	—	—	20
	博物館相当施設	349	3,796	127	645	263	2,761	494	128	110	18	238	1,704	37	111	57	1,499	1,739	47	226	65	1,401
博物館相当施設	総合博物館	21	99	8	26	2	63	100	10	8	8	74	71	2	10	—	59	11	1	6	—	4
	科学博物館	38	257	15	64	67	111	24	10	5	—	9	261	5	15	6	235	119	5	7	8	99
	歴史博物館	122	398	25	148	9	216	176	69	61	7	39	298	15	48	5	230	141	9	37	4	91
	美術博物館	80	544	28	232	8	276	99	28	23	—	48	333	13	24	29	267	241	10	39	—	192
	野外博物館	7	67	3	9	9	46	4	1	3	—	—	255	—	—	11	244	76	2	10	19	45
	動物園	31	922	20	37	79	786	6	1	—	3	2	149	1	2	5	141	523	8	39	—	476
	植物園	8	48	3	3	—	42	49	3	—	—	46	7	—	—	7	99	2	1	—	96	
	動植物園	8	390	7	9	—	374	3	1	—	—	2	80	—	1	—	79	14	—	—	—	14
	水族館	34	1,071	18	117	89	847	33	5	10	—	18	250	1	11	1	237	515	10	87	34	384

2. 設置者別 ①計

区分	博物館数	計																					
		専任					兼任					非常勤					指定管理者						
		職員数計	館長	学芸員	学芸員補	その他の職員	職員数計	館長	学芸員	学芸員補	その他の職員	職員数計	館長	学芸員	学芸員補	その他の職員	職員数計	館長	学芸員	学芸員補	その他の職員		
計	1,262	9,808	520	3,190	393	5,705	1,297	337	333	28	599	5,622	267	395	148	4,812	3,048	115	478	89	2,366		
国立	総合博物館	143	1,121	63	590	26	442	185	43	38	9	95	844	28	54	47	715	164	6	30	6	122	
	科学博物館	109	881	50	292	100	439	83	22	11	—	50	575	17	32	14	512	340	17	62	19	242	
	歴史博物館	448	2,181	174	984	26	997	486	150	170	10	156	1,528	88	179	14	1,247	474	30	125	5	314	
	美術博物館	452	2,928	170	1,114	58	1,586	395	105	87	6	197	1,701	129	114	56	1,402	739	40	123	6	570	
	野外博物館	18	135	8	29	9	89	17	6	8	—	3	279	1	—	11	267	160	2	11	19	128	
	動物園	32	956	21	41	79	815	6	1	—	3	2	154	1	2	5	146	523	8	39	—	476	
	植物園	10	49	3	3	—	43	51	3	1	—	47	24	1	—	23	99	2	1	—	96		
	動植物園	8	390	7	9	—	374	3	1	—	—	2	80	—	1	—	79	14	—	—	—	14	
	水族館	42	1,167	24	128	95	920	71	6	18	—	47	437	2	13	1	421	535	10	87	34	404	
	独立行政法人	27	478	11	160	61	246	110	16	12	8	74	372	—	16	24	332	—	—	—	—	—	—
公立	総合博物館	6	37	2	3	—	32	68	4	1	8	55	42	—	3	—	39	—	—	—	—	—	
	科学博物館	7	139	2	31	61	45	7	5	2	—	—	145	—	7	—	138	—	—	—	—	—	
	歴史博物館	5	46	1	6	—	39	7	4	3	—	—	34	—	2	—	32	—	—	—	—	—	
	美術博物館	6	239	6	116	—	117	20	—	5	—	15	149	—	4	24	121	—	—	—	—	—	
	野外博物館	1	2	—	1	—	1	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	動物園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	植物園	1	—	—	—	—	—	5	1	—	—	—	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	動植物園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水族館	1	15	—	3	—	12	1	1	—	—	—	2	—	—	—	2	—	—	—	—	—	
	私立	724	4,849	265	2,112	123	2,349	562	166	161	7	228	3,436	173	243	92	2,928	3,048	115	478	89	2,366	
私立	総合博物館	109	897	49	511	13	324	73	30	25	—	18	684	23	46	47	568	164	6	30	6	122	
	科学博物館	70	471	28	190	14	239	58	11	5	—	42	332	12	18	8	294	340	17	62	19	242	
	歴史博物館	281	1,498	106	771	7	614	281	80	91	4	106	1,159	63	120	10	966	474	30	125	5	314	
	美術博物館	204	1,152	52	581	9	510	117	40	25	—	52	906	72	52	13	769	739	40	123	6	570	
	野外博物館	10	52	3	19	9	21	11	5	4	—	2	37	—	—	9	28	160	2	11	19	128	
	動物園	24	437	16	30	71	320	5	—	—	3	2	108	—	1	5	102	523	8	39	—	476	
	植物園	4	27	1	—	—	26	2	—	1	—	1	1	1	—	—	99	2	1	—	96		
	動植物園	4	240	4	—	—	236	2	—	—	—	2	47	—	1	—	46	14	—	—	—	14	
	水族館	18	75	6	10	—	59	13	—	10	—	3	162	2	5	—	155	535	10	87	34	404	

(6) 博物館における事業実施状況

1. 計 (平成22年度間)

区分	計	総合博物館	科学博物館	歴史博物館	美術博物館	野外博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館	
平成22年度開館数	1,243	143	108	440	446	17	31	10	8	40	
実施館数	992	133	95	350	341	10	25	4	4	30	
計	講演会	実施館数	754	102	66	274	273	8	15	2	14
		実施件数(件)	5,143	547	384	1,443	1,639	88	467	15	560
		参加者数(人)	418,143	39,624	31,078	145,017	140,057	5,022	20,744	660	35,941
	研究会	実施館数	190	30	25	63	58	1	7	—	6
		実施件数(件)	1,397	330	105	490	433	6	20	—	13
		参加者数(人)	72,394	9,835	4,752	16,500	19,039	90	849	—	21,329
	学級・講座	実施館数	798	118	88	279	253	8	19	3	26
		実施件数(件)	28,087	4,930	5,566	6,384	6,978	960	677	777	1,558
		参加者数(人)	1,949,696	258,991	532,350	401,650	458,525	140,012	50,210	8,729	23,727
	映写会等	実施館数	238	40	31	66	89	3	3	—	6
		実施件数(件)	9,833	469	3,706	1,257	1,719	307	2,147	—	228
		参加者数(人)	1,155,504	86,980	345,479	109,413	440,588	81,279	73,149	—	18,616
うち児童・生徒対象	講演会	実施館数	63	6	15	12	13	1	8	—	8
		実施件数(件)	895	14	71	34	29	10	269	—	468
		参加者数(人)	52,640	1,074	5,645	2,339	3,498	700	12,151	—	27,233
	研究会	実施館数	36	8	7	7	12	—	1	—	1
		実施件数(件)	130	24	15	41	38	—	8	—	4
		参加者数(人)	6,631	1,025	730	1,031	3,531	—	285	—	29
	学級・講座	実施館数	577	88	76	191	171	8	16	—	23
		実施件数(件)	13,452	2,094	3,930	2,543	2,743	488	496	—	960
		参加者数(人)	987,509	114,693	344,992	183,907	165,787	77,318	38,939	—	11,423
	映写会等	実施館数	81	17	12	20	26	1	2	—	3
		実施件数(件)	2,075	151	890	471	381	29	42	—	111
		参加者数(人)	163,473	9,759	80,353	27,357	35,865	1,620	1,047	—	7,472

2. 登録博物館 (平成22年度間)

区分	計	総合博物館	科学博物館	歴史博物館	美術博物館	野外博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館	
平成22年度開館数	902	122	71	320	368	10	1	2	—	8	
実施館数	756	113	63	273	292	6	1	1	—	7	
計	講演会	実施館数	586	88	43	212	237	4	1	—	1
		実施件数(件)	3,324	512	267	1162	1,330	41	1	—	11
		参加者数(人)	286,946	37156	24183	114264	107,365	2,785	60	—	1,133
	研究会	実施館数	146	26	17	51	49	1	1	—	1
		実施件数(件)	1,047	275	77	318	364	6	1	—	6
		参加者数(人)	38,100	7,526	3,123	10,134	17,060	90	90	—	77
	学級・講座	実施館数	622	103	61	231	214	6	1	—	5
		実施件数(件)	19,614	4,681	4,024	5,632	4,498	564	1	14	200
		参加者数(人)	1,266,890	252,067	300,752	354,734	232,612	119,904	81	820	5,920
	映写会等	実施館数	194	36	24	56	74	1	—	—	3
		実施件数(件)	6,322	463	3,318	1,058	1,392	1	—	—	90
		参加者数(人)	512,820	85,679	238,336	85,336	94,891	1	—	—	8,577
うち児童・生徒対象	講演会	実施館数	36	5	9	11	10	—	—	—	1
		実施件数(件)	128	12	52	33	23	—	—	—	8
		参加者数(人)	12,069	1056	4612	2279	3,322	—	—	—	800
	研究会	実施館数	29	7	4	6	11	—	—	—	1
		実施件数(件)	105	23	12	29	37	—	—	—	4
		参加者数(人)	5,917	1,012	582	883	3,411	—	—	—	29
	学級・講座	実施館数	441	79	52	158	142	6	—	—	4
		実施件数(件)	9,118	1,988	2,751	2,310	1,697	238	—	—	134
		参加者数(人)	626,362	112,918	162,521	166,132	112,331	67,755	—	—	4,705
	映写会等	実施館数	63	16	8	17	20	—	—	—	2
		実施件数(件)	1,446	150	560	453	281	—	—	—	2
		参加者数(人)	129,613	9,758	63,516	25,992	29,811	—	—	—	536

3. 博物館相当施設

(平成22年度間)

区 分	計	総合 博物館	科学 博物館	歴史 博物館	美術 博物館	野 外 博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館			
平成22年度開館数	341	21	37	120	78	7	30	8	8	32			
実 施 館 数	236	20	32	77	49	4	24	3	4	23			
計	講演会	実施館数	168	14	23	62	36	4	14	2	—	13	
		実施件数(件)	1,819	35	117	281	309	47	466	15	—	549	
		参加者数(人)	131,197	2,468	6,895	30,753	32,692	2,237	20,684	660	—	34,808	
	研究会	実施館数	44	4	8	12	9	—	6	—	—	5	
		実施件数(件)	350	55	28	172	69	—	19	—	—	7	
		参加者数(人)	34,294	2,309	1,629	6,366	1,979	—	759	—	—	21,252	
	学級・講 座	実施館数	176	15	27	48	39	2	18	2	4	21	
		実施件数(件)	8,473	249	1,542	752	2,480	396	676	243	777	1,358	
		参加者数(人)	682,806	6,924	231,598	46,916	225,913	20,108	50,129	7,909	23,727	69,582	
	映写会等	実施館数	44	4	7	10	15	2	3	—	—	3	
		実施件数(件)	3,511	6	388	199	327	306	2,147	—	—	138	
		参加者数(人)	642,684	1,301	107,143	24,077	345,697	81,278	73,149	—	—	10,039	
	うち児童・ 生徒対象	講演会	実施館数	27	1	6	1	3	1	8	—	—	7
			実施件数(件)	767	2	19	1	6	10	269	—	—	460
			参加者数(人)	40,571	18	1,033	60	176	700	12,151	—	—	26,433
研究会		実施館数	7	1	3	1	1	—	1	—	—	—	
		実施件数(件)	25	1	3	12	1	—	8	—	—	—	
		参加者数(人)	714	13	148	148	120	—	285	—	—	—	
学級・講 座		実施館数	136	9	24	33	29	2	16	—	4	19	
		実施件数(件)	4,334	106	1,179	233	1,046	250	496	—	198	826	
		参加者数(人)	361,147	1,775	182,471	17,775	53,456	9,563	38,939	—	11,423	45,745	
映写会等		実施館数	18	1	4	3	6	1	2	—	—	1	
		実施件数(件)	629	1	330	18	100	29	42	—	—	109	
		参加者数(人)	33,860	1	16,837	1,365	6,054	1,620	1,047	—	—	6,936	

(注)「実施館数」の計には、学級・講座、講演会、研究会、映写会等のいずれか一方でも実施している博物館数を計上しているため、計と内訳の合計は一致しない。

(7) 博物館の入館者数

区 分	計	総合 博物館	科学 博物館	歴史 博物館	美術 博物館	野 外 博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館		
平成22年度開館数	1,243	143	108	440	446	17	31	10	8	40		
計	入館者総数(千人) うち特別展(千人)	入館者総数(千人)	122,831	7,692	14,491	20,754	33,395	3,111	17,083	885	4,456	20,964
		うち特別展(千人)	49,613	2,970	5,178	9,105	16,846	1,127	1,940	228	1,022	11,197
		登録博物館数	902	122	71	320	368	10	1	2	—	8
	入館者総数(千人) うち特別展(千人)	入館者総数(千人)	58,073	7,020	10,499	13,096	21,732	1,171	596	54	—	3,905
		うち特別展(千人)	25,090	2,594	3,601	6,267	10,873	611	199	1	—	944
		博物館相当施設数	341	21	37	120	78	7	30	8	8	32
	入館者総数(千人) うち特別展(千人)	入館者総数(千人)	64,758	672	3,992	7,658	11,663	1,940	16,487	831	4,456	17,059
		うち特別展(千人)	24,523	376	1,577	2,838	5,973	516	1,741	227	1,022	10,253

(8) 博物館における情報提供方法

(平成22年度間) (複数回答)

区 分	平成22年度 開館数	実施館数	情報システム ネットワーク	情報システム		公 共 広報誌	機関誌 (パンフレット)等	マスメディア (放送・新聞等)	説明会・訪問	その他
				うち施設独自の ホームページ有	うちデジタル アーカイブ有					
(設置者別) 計	1,243	1,205	1,135	1,034	223	869	946	964	213	114
国	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
独立行政法人	27	26	25	24	17	13	20	19	2	7
都道府県	155	155	152	149	68	137	143	145	68	13
市(区)	485	477	458	394	74	455	385	407	68	36
町	66	66	59	43	4	62	47	50	4	4
村	4	4	4	3	—	3	2	1	—	1
組合	3	3	3	3	—	2	2	3	—	—
民法第34条の法人	342	325	296	290	34	142	236	233	48	36
その他	161	149	138	128	26	55	111	106	23	17
(都道府県別) 全 国	1,243	1,205	1,135	1,034	223	869	946	964	213	114
北海道	60	59	54	48	7	49	47	51	15	6
青森	6	6	6	6	1	6	6	6	2	1
岩手	20	20	18	14	3	17	17	18	1	3
宮城	15	14	14	13	3	11	12	11	—	—
秋田	11	11	11	9	2	8	8	6	1	1
山形	16	12	11	11	4	10	9	8	2	—
福島	14	14	14	11	—	8	11	9	3	—
茨城	25	24	22	21	6	18	21	20	9	1
栃木	27	26	25	24	2	16	22	23	2	1
群馬	24	21	21	20	2	16	19	15	4	3
埼玉県	25	25	25	22	6	22	21	18	3	6
千葉県	39	38	36	34	11	32	27	30	5	2
東京都	110	108	102	95	23	63	85	76	11	20
神奈川県	49	49	49	40	10	32	35	34	6	4
新潟	39	38	32	25	2	31	32	30	5	2
富山	34	33	31	29	4	31	28	29	3	1
石川	30	30	30	28	8	24	25	27	7	2
福井	18	17	15	12	5	11	16	17	4	3
山梨	28	26	25	22	3	20	20	19	2	1
長野	79	78	73	63	11	59	56	64	17	3
岐阜	22	22	21	19	4	17	20	19	6	—
静岡県	40	38	36	34	10	26	35	34	6	2
愛知県	44	44	43	40	7	37	38	38	9	8
三重	18	18	17	15	5	14	15	17	2	—
滋賀	19	18	17	17	4	13	16	14	6	2
京都府	40	39	35	34	14	18	25	23	4	4
大阪府	35	34	34	32	7	18	22	19	9	4
兵庫県	41	40	39	37	6	29	32	35	10	9
奈良	20	18	17	17	3	11	12	16	3	2
和歌山	13	12	12	11	1	8	9	8	2	1
鳥取	7	7	7	7	1	6	7	7	2	1
島根	19	17	17	16	3	11	11	15	5	3
岡山	32	32	31	28	2	20	25	27	3	2
広島	30	29	28	28	3	21	19	28	5	2
山口	19	18	18	18	4	13	13	14	2	1
徳島	10	10	10	10	3	8	9	8	4	1
香川県	10	9	9	9	3	3	8	8	1	1
愛媛	20	18	13	10	—	15	14	13	3	2
高知	13	12	12	9	1	10	8	12	4	1
福岡	29	28	24	24	6	21	22	24	6	2
佐賀	11	11	8	8	6	5	8	9	1	1
長崎	16	16	15	15	2	13	14	10	4	—
熊本	16	16	14	12	3	10	13	13	1	2
大分	14	14	9	6	2	13	9	13	4	2
宮崎	9	9	9	7	4	8	6	8	2	—
鹿児島	18	18	18	17	5	9	12	13	6	—
沖縄	9	9	8	7	1	8	7	8	1	1

(9) 種類別博物館類似施設数

区分	計	総合博物館	科学博物館	歴史博物館	美術博物館	野外博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館
(設置者別)										
計	4,485	288	363	2,869	635	100	60	113	16	41
国	125	8	15	93	2	5	—	2	—	—
独立行政法人	50	18	15	10	2	1	—	3	—	1
道府県	256	25	65	83	22	14	8	27	3	9
市	2,340	146	153	1,638	244	51	39	45	7	17
(区)	793	42	51	599	73	6	—	11	3	8
町村	133	8	3	103	14	4	—	1	—	—
組	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一般社団法人・一般財団法人	172	16	16	80	48	7	—	3	—	2
(特例民法法人を含む。)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	616	25	45	263	230	12	13	21	3	4
(都道府県別)										
全	4,485	288	363	2,869	635	100	60	113	16	41
北海道	269	27	35	172	20	5	4	3	1	2
青森	84	1	6	60	9	1	2	3	—	2
岩手	87	13	4	55	8	4	1	—	—	2
宮城	112	7	7	73	15	6	—	4	—	—
秋田	82	3	10	60	4	2	2	—	—	1
山形	71	6	6	48	9	1	—	—	—	1
福島	117	4	8	76	16	6	1	4	—	2
茨城	76	4	5	51	11	—	1	3	—	1
栃木	131	7	3	77	32	2	4	5	1	—
群馬	70	2	7	48	8	2	1	1	—	1
埼玉県	101	4	12	66	7	4	4	2	1	1
千葉県	76	1	2	45	14	2	3	7	1	1
東京都	198	21	14	86	51	7	5	12	1	1
神奈川県	122	10	16	52	22	3	6	11	—	2
新潟	184	10	16	123	24	4	1	3	—	3
富山	72	4	10	38	13	2	1	3	1	—
石川	104	6	10	64	19	3	1	1	—	—
福井	64	8	6	34	9	2	—	2	—	3
山梨	68	4	3	37	14	4	1	4	—	1
長野	279	21	21	155	71	1	6	3	1	—
岐阜	179	9	18	123	23	6	—	—	—	—
静岡県	150	9	12	79	30	—	3	12	3	2
愛知	177	9	27	116	15	4	—	3	1	2
三重	70	3	2	62	1	1	—	—	—	1
滋賀	70	6	4	49	7	3	—	1	—	—
京都	94	7	7	45	25	4	1	5	—	—
大阪	75	9	4	47	5	2	2	4	—	2
兵庫県	162	9	20	105	21	1	2	3	1	—
奈良	33	3	1	20	6	1	—	2	—	—
和歌山	28	—	3	20	4	—	1	—	—	—
鳥取	43	1	3	33	5	—	—	—	—	1
島根	69	4	7	49	7	2	—	—	—	—
岡山	94	2	5	72	10	2	—	2	—	1
広島	100	4	7	69	16	1	1	1	1	—
山口	67	3	5	55	2	—	—	1	—	1
徳島	34	1	5	24	3	1	—	—	—	—
香川	41	3	1	24	12	—	1	—	—	—
愛媛	72	7	3	49	12	—	—	—	—	1
高知	26	4	4	13	2	1	1	—	—	1
福岡	107	3	3	83	11	4	3	—	—	—
佐賀	53	—	3	42	8	—	—	—	—	—
長崎	73	3	3	57	8	—	—	1	1	—
熊本	77	6	5	58	8	—	—	—	—	—
大宮	55	2	1	39	9	2	1	—	—	1
鹿兒	44	2	2	34	—	—	—	4	1	1
沖	75	12	3	52	5	—	—	1	—	2
鹿	50	4	4	30	4	4	—	2	1	1

(10) 設置者別指定管理者（管理受託者を含む）別博物館類似施設数

区 分	計						国	独立行政法人	都道府県					
	うち指定管理者								うち指定管理者					
	地方公共団体	一般社団法人・一般財団法人（特別民営法人を含む）	会社	NPO法人	その他				地方公共団体	一般社団法人・一般財団法人（特別民営法人を含む）	会社	NPO法人	その他	
全 国	4,485	24	522	211	73	223	125	50	256	19	78	27	6	19
北海道	269	—	9	19	5	10	19	5	3	—	2	—	—	—
青森	84	1	12	8	6	8	5	1	6	1	—	1	—	2
岩手	87	—	8	7	4	3	1	2	2	—	—	—	—	—
宮城	112	2	12	14	6	13	2	2	6	—	1	1	3	—
秋田	82	2	—	12	—	1	3	—	6	2	—	3	—	—
山形	71	1	13	2	2	5	2	—	4	1	1	—	1	1
福島	117	1	23	11	1	3	1	—	3	—	3	—	—	—
茨城	76	—	8	1	1	1	3	3	6	—	3	—	—	—
栃木	131	2	13	3	5	7	2	1	10	2	6	1	—	—
群馬	70	—	3	1	—	—	2	—	4	—	1	—	—	—
埼玉県	101	—	13	4	—	—	4	—	13	—	8	1	—	—
千葉県	76	1	8	3	2	1	5	2	2	—	1	1	—	—
東京都	198	—	29	8	—	6	12	11	22	—	5	1	—	3
神奈川県	122	—	22	4	—	6	1	—	14	—	3	1	—	1
新潟県	184	—	12	9	5	10	4	1	8	—	1	1	—	3
富山県	72	—	23	4	—	7	1	1	6	—	4	1	—	—
石川県	104	—	21	3	1	10	1	1	16	—	5	1	1	—
福井県	64	—	3	2	1	1	—	1	5	—	—	1	—	—
山梨県	68	—	10	8	3	1	1	—	6	—	1	4	—	—
長野県	279	—	27	9	—	18	—	—	6	—	—	—	—	—
岐阜県	179	2	26	2	1	8	1	1	6	2	—	1	—	1
静岡県	150	—	16	7	—	—	6	1	—	—	—	—	—	—
愛知県	177	—	15	9	—	10	3	1	12	—	3	1	—	2
三重県	70	—	6	1	2	7	1	—	—	—	—	—	—	—
滋賀県	70	—	9	4	2	6	2	—	2	—	1	—	—	—
京都府	94	—	13	1	2	4	2	1	6	—	1	—	—	1
大阪府	75	—	6	4	3	6	2	3	6	—	1	1	—	1
兵庫県	162	3	17	8	2	11	3	1	7	3	3	—	—	—
奈良県	33	—	5	—	—	3	3	2	4	—	1	—	—	—
和歌山県	28	—	2	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鳥取県	43	1	9	1	—	1	1	—	7	1	3	—	—	—
島根県	69	—	8	2	4	3	—	1	1	—	1	—	—	—
岡山県	94	—	8	3	1	11	—	1	6	—	3	1	—	1
広島県	100	—	31	3	2	3	4	2	1	—	—	—	—	—
山口県	67	2	6	2	1	1	2	2	2	2	—	—	—	—
徳島県	34	1	5	3	2	2	—	—	7	1	3	1	—	1
香川県	41	—	4	—	—	1	—	1	5	—	2	—	—	—
愛媛県	72	—	6	3	—	3	—	—	1	—	—	—	—	1
高知県	26	—	4	1	1	—	—	—	4	—	3	—	—	—
福岡県	107	3	11	6	—	5	7	1	4	3	—	1	—	—
佐賀県	53	—	5	1	1	2	—	—	3	—	—	1	—	—
長崎県	73	—	10	2	—	5	3	—	3	—	2	—	—	—
熊本県	77	2	5	5	1	4	3	—	6	1	1	2	1	—
大宮	55	—	2	2	—	7	—	—	2	—	—	—	—	—
分崎	44	—	13	1	1	5	2	—	3	—	1	—	—	—
鹿児島県	75	—	11	6	2	2	4	—	7	—	4	—	—	1
沖縄県	50	—	—	1	2	2	7	1	3	—	—	—	—	—

(注) 「指定管理者」とは、地方自治法第244条の2第3項に基づき管理者として指定されている者をいう。

市(区)						町						区 分	
うち指定管理者						うち指定管理者							
地方公 共団体	一般社団法人・一 般財団法人(特例 民法法人を含む。)	会 社	NPO 法 人	そ の 他		地方公 共団体	一般社団法人・一 般財団法人(特例 民法法人を含む。)	会 社	NPO 法 人	そ の 他			
2,340	4	393	140	55	155	793	1	43	37	9	39	全 国	
86	—	6	12	2	7	134	—	1	7	3	3	北海道	
38	—	8	6	6	2	23	—	4	—	—	2	青森	
53	—	8	6	4	2	16	—	—	1	—	1	岩手	
58	2	9	11	3	5	34	—	2	1	—	8	宮城	
55	—	—	9	—	—	11	—	—	—	—	—	秋田	
32	—	10	1	1	4	21	—	2	1	—	—	山形	
50	—	18	6	—	1	32	1	2	5	1	2	福島	
45	—	5	1	1	—	6	—	—	—	—	1	茨城	
59	—	6	2	5	7	13	—	1	—	—	—	栃木	
34	—	2	—	—	—	13	—	—	1	—	—	群馬	
63	—	4	3	—	—	14	—	1	—	—	—	埼玉県	
44	1	7	2	2	1	7	—	—	—	—	—	千葉県	
82	—	24	5	—	1	10	—	—	2	—	2	東京都	
54	—	16	3	—	4	13	—	3	—	—	—	神奈川県	
124	—	11	6	5	7	9	—	—	2	—	—	新潟	
48	—	17	2	—	7	8	—	2	1	—	—	富山	
45	—	12	1	—	8	15	—	4	1	—	2	石川	
30	—	1	1	—	1	19	—	2	—	1	—	福井	
28	—	1	2	3	—	20	—	8	1	—	1	山梨	
110	—	21	4	—	8	52	—	—	3	—	7	長野	
95	—	26	1	1	5	28	—	—	—	—	1	岐阜	
68	—	13	5	—	—	12	—	3	2	—	—	静岡県	
105	—	12	8	—	6	15	—	—	—	—	—	愛知	
46	—	6	—	2	7	15	—	—	1	—	—	三重	
52	—	8	4	2	6	3	—	—	—	—	—	滋賀	
43	—	12	—	2	3	6	—	—	1	—	—	京都市	
50	—	4	3	3	5	3	—	—	—	—	—	大阪府	
95	—	14	8	—	10	18	—	—	—	2	1	兵庫県	
10	—	3	—	—	3	4	—	—	—	—	—	奈良	
17	—	2	—	1	—	9	—	—	1	—	—	和歌山	
15	—	6	1	—	1	16	—	—	—	—	—	鳥取	
37	—	6	2	4	2	20	—	1	—	—	1	島根	
62	—	5	—	—	9	17	—	—	2	1	1	岡山	
67	—	29	3	2	3	24	—	2	—	—	—	広島	
37	—	6	—	—	—	12	—	—	2	1	1	山口	
13	—	—	1	2	1	12	—	2	1	—	—	徳島	
20	—	1	—	—	1	4	—	1	—	—	—	香川	
46	—	5	3	—	2	19	—	1	—	—	—	愛媛	
5	—	1	1	1	—	13	—	—	—	—	—	高知	
60	—	11	3	—	4	21	—	—	—	—	1	福岡	
32	—	5	—	1	2	8	—	—	—	—	—	佐賀	
58	—	8	2	—	4	5	—	—	—	—	1	長崎	
47	1	3	2	—	4	10	—	1	1	—	—	熊本	
37	—	2	2	—	7	2	—	—	—	—	—	大分	
28	—	12	1	1	3	7	—	—	—	—	2	宮崎	
47	—	7	6	1	1	14	—	—	—	—	—	鹿児島	
10	—	—	1	—	1	6	—	—	—	—	1	沖縄	

区 分	村					組 合					一般社団法人・ 特別社団法人(特別 民団法人を含む。)	その他		
	うち指定管理者					うち指定管理者								
	地方公 共同体	一般社団法人・ 特別社団法人(特別 民団法人を含む。)	会 社	N P O 法 人	その他	地方公 共同体	民 法 第34条 の法人	会 社	N P O 法 人	その他				
全 国	133	—	8	7	3	10	—	—	—	—	—	—	172	616
北 海 道	9	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13
青 森 県	5	—	—	1	—	2	—	—	—	—	—	—	1	5
岩 手 県	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	4
宮 城 県	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2	7
秋 田 県	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	2	4
山 形 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	9
福 島 県	13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	10
茨 城 県	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	11
栃 木 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	43
群 馬 県	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	13
埼 玉 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	4
千 葉 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	13
東 京 都	5	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	16	40
神 奈 川 県	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	6	33
新 潟 県	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6	28
富 山 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
石 川 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8	18
福 井 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	6
山 梨 県	5	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
山 東 県	43	—	6	2	—	3	—	—	—	—	—	—	13	55
岐 阜 県	2	—	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	10	36
静 岡 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	52
愛 知 県	3	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	5	33
三 重 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	6
滋 賀 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	8
京 都 府	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	9	27
大 阪 府	1	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	6
兵 庫 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	19	19
和 歌 山 県	6	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4
山 西 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
鳥 取 県	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3
島 根 県	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	7
岡 山 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8
広 島 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2
山 口 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	10
徳 島 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	1
香 川 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5	6
愛 媛 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	5
高 知 県	2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2	—
福 岡 県	2	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	—	5	7
佐 賀 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	9
長 崎 県	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3
熊 本 県	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	7
大 宮 市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	13
分 崎 市	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
鹿 児 島 県	1	—	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	2
沖 縄 県	14	—	—	—	2	—	—	—	—	—	—	—	2	7

(11) 博物館類似施設の職員数 (全国)

1. 計

区分	似博物館施設数	計																				
		専任					兼任					非常勤					指定管理者					
		職員数計	館長	学芸員	学芸員補	その他の職員	職員数計	館長	学芸員	学芸員補	その他の職員	職員数計	館長	学芸員	学芸員補	その他の職員	職員数計	館長	学芸員	学芸員補	その他の職員	
計	4,485	8,001	889	1,096	66	5,950	4,760	1,815	656	35	2,254	8,203	499	405	143	7,156	7,460	660	740	59	6,001	
計	総合博物館	288	656	59	103	2	492	288	114	35	—	139	631	40	55	3	533	530	43	47	2	438
	科学博物館	363	1,252	99	57	10	1,086	257	90	26	3	138	813	44	12	14	743	1,095	83	60	13	939
	歴史博物館	2,869	3,145	432	600	31	2,082	3,426	1,345	505	28	1,548	4,613	307	260	71	3,975	2,717	329	316	15	2,057
	美術博物館	635	1,398	207	287	21	883	629	200	83	3	343	1,139	91	64	51	933	952	92	209	28	623
	野外博物館	100	158	19	15	—	124	54	21	5	1	27	184	8	4	—	172	193	26	3	—	164
	動物園	60	714	26	24	1	663	26	15	1	—	10	361	2	1	—	358	572	16	47	—	509
	植物園	113	298	30	3	1	264	64	23	1	—	40	337	5	1	—	331	831	43	9	1	778
	動物園	16	231	5	1	—	225	2	2	—	—	—	9	—	—	3	6	201	8	11	—	182
	水族館	41	149	12	6	—	131	14	5	—	—	9	116	2	8	1	105	369	20	38	—	311
計	125	216	24	27	4	161	181	50	3	—	128	248	3	7	—	238	…	…	…	…	…	
国立	総合博物館	8	8	1	—	—	7	16	2	—	—	14	12	—	—	—	12	…	…	…	…	…
	科学博物館	15	13	3	—	—	10	14	3	—	—	11	34	—	—	—	34	…	…	…	…	…
	歴史博物館	93	156	18	18	4	116	144	43	3	—	98	59	2	4	—	53	…	…	…	…	…
	美術博物館	2	24	—	8	—	16	—	—	—	—	—	119	—	3	—	116	…	…	…	…	…
	野外博物館	5	8	2	—	—	6	5	2	—	—	3	8	1	—	—	7	…	…	…	…	…
	動物園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	…	…	…	…	…
	植物園	2	7	—	1	—	6	2	—	—	—	2	16	—	—	—	16	…	…	…	…	…
	動物園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	…	…	…	…	…
	水族館	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	…	…	…	…	…
計	50	589	18	48	—	523	90	29	10	—	51	411	6	8	42	355	…	…	…	…	…	
独立行政法人	総合博物館	18	154	3	7	—	144	36	14	—	—	22	138	—	4	—	134	…	…	…	…	…
	科学博物館	15	227	7	5	—	215	17	6	—	—	11	55	4	—	—	51	…	…	…	…	…
	歴史博物館	10	139	4	22	—	113	26	5	4	—	17	125	—	4	18	103	…	…	…	…	…
	美術博物館	2	27	1	14	—	12	7	1	6	—	—	41	—	—	24	17	…	…	…	…	…
	野外博物館	1	17	2	—	—	15	—	—	—	—	—	16	2	—	—	14	…	…	…	…	…
	動物園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	…	…	…	…	…
	植物園	3	25	1	—	—	24	2	2	—	—	—	35	—	—	—	35	…	…	…	…	…
	動物園	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	…	…	…	…	…
	水族館	1	—	—	—	—	—	2	1	—	—	1	1	—	—	—	1	…	…	…	…	…
計	3,522	3,851	420	745	25	2,661	3,623	1,506	591	26	1,500	6,179	401	333	90	5,355	7,460	660	740	59	6,001	
公立	総合博物館	221	328	37	73	2	216	198	89	32	—	77	419	31	44	3	341	530	43	47	2	438
	科学博物館	272	532	51	30	8	443	188	64	24	3	97	629	35	10	14	570	1,095	83	60	13	939
	歴史博物館	2,423	1,876	246	469	14	1,147	2,837	1,179	481	21	1,156	3,880	259	225	52	3,344	2,717	329	316	15	2,057
	美術博物館	353	455	38	139	1	277	299	126	49	1	123	634	65	43	17	509	952	92	209	28	623
	野外博物館	75	48	6	11	—	31	41	17	4	1	19	120	4	4	—	112	193	26	3	—	164
	動物園	47	269	16	18	—	235	21	13	—	—	8	177	1	—	—	176	572	16	47	—	509
	植物園	84	153	17	1	—	135	32	13	1	—	18	214	4	—	—	210	831	43	9	1	778
	動物園	13	105	2	1	—	102	2	2	—	—	—	8	—	—	3	5	201	8	11	—	182
	水族館	34	85	7	3	—	75	5	3	—	—	2	98	2	7	1	88	369	20	38	—	311
計	788	3,345	427	276	37	2,605	866	230	52	9	575	1,365	89	57	11	1,208	…	…	…	…	…	
私立	総合博物館	41	166	18	23	—	125	38	9	3	—	26	62	9	7	—	46	…	…	…	…	…
	科学博物館	61	480	38	22	2	418	38	17	2	—	19	95	5	2	—	88	…	…	…	…	…
	歴史博物館	343	974	164	91	13	706	419	118	17	7	277	549	46	27	1	475	…	…	…	…	…
	美術博物館	278	892	168	126	20	578	323	73	28	2	220	345	26	18	10	291	…	…	…	…	…
	野外博物館	19	85	9	4	—	72	8	2	1	—	5	40	1	—	—	39	…	…	…	…	…
	動物園	13	445	10	6	1	428	5	2	1	—	2	184	1	1	—	182	…	…	…	…	…
	植物園	24	113	12	1	1	99	28	8	—	—	20	72	1	1	—	70	…	…	…	…	…
	動物園	3	126	3	—	—	123	—	—	—	—	—	1	—	—	—	1	…	…	…	…	…
	水族館	6	64	5	3	—	56	7	1	—	—	6	17	—	1	—	16	…	…	…	…	…

(12) 種類別設置者別博物館類似施設数

区 分	計	国	独立行政 法 人	都道府県	市(区)	町	村	組 合	一般社団法人・一 般財団法人(特例 民法法人を含む。)	その他
計	4,485	125	50	256	2,340	793	133	—	172	616
総合博物館	288	8	18	25	146	42	8	—	16	25
科学博物館	363	15	15	65	153	51	3	—	16	45
歴史博物館	2,869	93	10	83	1,638	599	103	—	80	263
美術博物館	635	2	2	22	244	73	14	—	48	230
野外博物館	100	5	1	14	51	6	4	—	7	12
動物園	60	—	—	8	39	—	—	—	—	13
植物園	113	2	3	27	45	11	1	—	3	21
動物園	16	—	—	3	7	3	—	—	—	3
水族館	41	—	1	9	17	8	—	—	2	4

(13) 種類別所管別博物館類似施設数(公立のみ)

区 分	計	教 育 委員会	地方公共 団体の長
(種類別) 計	3,522	2,384	1,138
総合博物館	221	130	91
科学博物館	272	117	155
歴史博物館	2,423	1,874	549
美術博物館	353	217	136
野外博物館	75	34	41
動物園	47	2	45
植物園	84	4	80
動物園	13	3	10
水族館	34	3	31

(14) 博物館類似施設における事業実施状況

(平成22年度間)

区 分	計	総合 博物館	科学 博物館	歴史 博物館	美術 博物館	野外 博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館			
平成22年度開館数	4,310	281	358	2,744	612	92	58	110	16	39			
実施施設数	1,823	160	233	1,008	258	41	29	64	7	23			
計	講演会	実施施設数	985	104	117	540	167	10	11	25	3	8	
		実施件数(件)	7,421	749	1,727	3,029	1,362	43	125	299	18	69	
		参加者数(人)	601,713	58,403	114,820	266,031	134,476	1,104	7,721	13,587	1,024	4,547	
	研究会	実施施設数	225	30	48	89	38	5	1	7	2	5	
		実施件数(件)	2,603	547	792	693	415	17	1	74	6	58	
		参加者数(人)	63,895	10,215	24,267	17,089	7,403	442	38	2,078	422	1,941	
	学級・講座	実施施設数	1,425	122	198	790	180	33	26	50	6	20	
		実施件数(件)	30,933	3,236	8,959	11,188	2,854	903	883	2,051	398	461	
		参加者数(人)	1,743,442	152,831	589,186	641,014	125,041	26,291	62,654	78,607	23,488	44,330	
	映写会等	実施施設数	313	39	58	155	46	5	3	4	—	3	
		実施件数(件)	11,126	1,534	6,997	1,950	396	38	135	67	—	9	
		参加者数(人)	2,210,125	65,652	592,454	1,057,077	78,361	74,424	194,876	144,416	—	2,865	
	うち児童・生徒対象	講演会	実施施設数	113	19	36	25	15	—	7	4	2	5
			実施件数(件)	1,792	148	990	135	392	—	86	9	5	27
			参加者数(人)	135,712	8,656	52,869	10,944	54,166	—	5,657	670	250	2,500
研究会		実施施設数	61	6	23	16	9	2	—	1	1	3	
		実施件数(件)	395	20	182	74	81	5	—	3	2	28	
		参加者数(人)	13,861	866	7,905	2,297	690	175	—	100	270	1,558	
学級・講座		実施施設数	940	85	156	481	122	22	23	31	5	15	
		実施件数(件)	14,522	1,482	5,921	4,075	1,208	199	609	407	323	298	
		参加者数(人)	1,004,935	71,872	441,196	331,854	62,739	6,814	37,427	20,481	19,798	12,754	
映写会等		実施施設数	114	16	34	47	7	4	1	3	—	2	
		実施件数(件)	1,584	165	970	326	91	8	9	13	—	2	
		参加者数(人)	374,200	8,921	175,581	58,351	3,700	9,750	49,243	67,601	—	1,053	

(注)「実施施設数」の計には、学級・講座、講演会、研究会又は映写会等のいずれか一方でも実施している博物館類似施設数を計上しているため、計と内訳の合計は一致しない。

(15) 博物館類似施設の入館者数

(平成22年度間)

区 分	計	総合 博物館	科学 博物館	歴史 博物館	美術 博物館	野外 博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館	
計	平成22年度開館数	4,310	281	358	2,744	612	92	58	110	16	39
	入場者総数(千人)	153,821	10,629	19,251	58,211	28,316	3,592	14,648	11,469	1,559	6,146
	うち特別展(千人)	37,660	2,311	4,592	11,078	12,081	299	2,197	1,883	269	2,950

2 博物館に関するデータ（平成23年度社会教育調査による）

(1) 博物館

① 博物館数の推移

区分		年度	43	46	50	53	56	59	62	2	5	8	11	14	17	20	23
設置者別	国立		28	30	28	28	28	27	28	28	28	29	26	21	2	1	0
	独立行政法人													10	24	23	27
	都道府県立			43	54	67	79	94	100	104	109	123	132	145	152	156	155
	150																
	市町村，組合立			121	132	155	190	230	254	283	314	395	417	463	515	548	569
	民法34条法人立 （平成23年度は 一般社団法人・一 般財団法人（特例 民法法人を含む。））				120	156	186	221	254	264	296	324	358	356	359	371	347
160			181														
その他				75	87	95	104	101	120	114	114	112	125	144	149	164	
館種別	総合博物館		55	56	62	75	80	90	100	96	109	118	126	141	156	149	143
	科学博物館		43	48	52	59	67	77	83	81	89	100	105	102	108	105	109
	歴史博物館		83	97	113	136	174	211	224	258	274	332	355	383	405	436	448
	美術博物館		77	85	101	135	160	193	223	252	281	325	353	383	423	449	452
	野外博物館		4	4	3	5	4	8	8	11	9	11	13	11	13	18	18
	動物園		22	26	28	29	30	34	35	35	31	33	28	31	32	29	32
	植物園		18	18	19	18	23	21	20	21	22	18	16	17	12	11	10
	動植物園		5	6	6	9	10	6	8	7	9	9	10	10	9	10	8
	水族館		31	35	25	27	30	36	36	38	37	39	39	42	38	41	42
			338	375	409	493	578	676	737	799	861	985	1,045	1,120	1,196	1,248	1262

(注) 1. 博物館法上の「登録博物館」及び「博物館相当施設」の数である。

2. 「登録博物館」とは、地方公共団体，一般社団法人若しくは一般財団法人，宗教法人又は制令で定めるその他法人が設置する博物館で登録をうけたものをいう。

3. 「博物館相当施設」とは、博物館の事業に類する事業を行う施設で、上記2の設置者のほか、国、会社、個人等が設置するもので、相当施設の指定を受けたものをいう。

② 設置者別館数

区分	計	国立	独立行政法人	公立						私立	
				小計	都道府県	市(区)	町	村	組合		
59	計	676	27		324	94	196	33	1		325
	登録博物館	446	—		243	79	137	26	1		203
	博物館相当施設	230	27		81	15	59	7	—		122
62	計	737	28		354	100	214	39	1		355
	登録博物館	513	—		279	88	158	32	1		234
	博物館相当施設	224	28		75	12	56	7	—		121
2	計	799	28		387	104	234	47	2		384
	登録博物館	562	—		305	91	175	38	1		257
	博物館相当施設	237	28		82	13	59	9	1		127
5	計	861	28		423	109	257	54	2	1	410
	登録博物館	619	—		337	95	193	46	2	1	282
	博物館相当施設	242	28		86	14	64	8	—	—	128
8	計	985	29		518	123	311	79	4	1	438
	登録博物館	715	—		421	110	244	63	3	1	294
	博物館相当施設	270	29		97	13	67	16	1	—	144
11	計	1,045	26		549	132	323	91	2	1	470
	登録博物館	769	—		450	117	255	75	2	1	319
	博物館相当施設	276	26		99	15	68	16	—	—	151
14	計	1,120	21	10	608	145	358	101	3	1	481
	登録博物館	819	—	—	493	126	281	82	3	1	326
	博物館相当施設	301	21	10	115	19	77	19	—	—	155
17	計	1,196	2	24	1,170	152	438	72	3	2	503
	登録博物館	856	—	—	865	126	344	60	3	1	331
	博物館相当施設	331	2	24	305	26	94	12	—	1	172
20	計	1,248	1	23	704	156	473	66	5	4	520
	登録博物館	907	—	—	557	124	373	55	3	2	350
	博物館相当施設	341	1	23	147	32	100	11	2	2	170
23	計	1,262	—	27	724	155	495	67	4	3	511
	登録博物館	913	—	—	567	121	386	57	2	1	346
	博物館相当施設	349	—	27	157	34	109	10	2	2	165

③ 館種別館数の推移

区分	計	総合博物館	科学博物館	歴史博物館	美術博物館	野外博物館	動物園	植物園	動物園	植園	水族館
59	計	676	90	77	211	193	8	34	21	6	36
	国立	27	2	8	4	2	2	0	6	0	3
	公立	324	67	37	108	71	2	21	6	4	8
62	計	737	100	83	224	223	8	35	20	8	36
	国立	28	2	9	4	2	2	0	6	0	3
	公立	354	74	40	115	86	2	21	4	4	8
2	計	799	96	81	258	252	11	35	21	7	38
	国立	28	3	8	4	2	1	0	7	0	3
	公立	387	76	42	138	91	3	21	4	3	9
5	計	861	109	89	274	281	9	31	22	9	37
	国立	28	3	8	4	2	1	0	7	0	3
	公立	423	85	45	152	103	3	18	4	4	9
8	計	985	118	100	332	325	11	33	18	9	39
	国立	29	2	9	4	3	2	—	6	—	3
	公立	518	94	57	194	132	3	20	5	4	9
11	計	1,045	126	105	355	353	13	28	16	10	39
	国立	26	4	9	2	3	1	—	5	—	2
	公立	549	98	60	205	145	5	19	4	4	9
14	計	1,120	141	102	383	383	11	31	17	10	42
	国立	21	3	7	2	1	1	—	5	—	2
	公立	608	109	61	226	166	5	21	3	4	13
17	計	1,196	156	108	405	423	13	32	12	9	28
	国立	2	2	—	—	—	—	—	—	—	—
	公立	667	117	67	241	191	5	23	4	4	15
20	計	1,248	149	105	436	449	18	29	11	10	41
	国立	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—
	公立	520	31	29	172	240	7	8	6	4	23
23	計	1,262	143	109	448	452	18	32	10	8	42
	国立	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	公立	724	109	70	281	204	10	24	4	4	18

④ 博物館類似施設

ア 博物館類似施設の設置者別館数の推移

区分	計	国立	都道府県立	独立行政法人	市区町村・組合立	私立
平成2年度	2,169	31	121		1,460	557
平成5年度	2,843	41	158		1,935	709
平成8年度	3,522	43	190		2,400	889
平成11年度	4,064	128	217		2,756	963
平成14年度	4,243	124	257	6	2,927	929
平成17年度	4,418	127	266	44	3,090	891
平成20年度	4,527	129	269	53	3,198	878
平成23年度	4,485	125	256	50	3,266	788

イ 博物館類似施設の館種別館数の推移

区分	計	総合	科学	歴史	美術	野外	動物	植物	動植物	水族
平成2年度	2,169	126	180	1,459	246	17	44	54	13	30
平成5年度	2,843	129	213	1,915	370	29	50	80	21	36
平成8年度	3,522	177	283	2,272	520	48	51	111	19	41
平成11年度	4,064	219	330	2,561	634	71	65	128	17	39
平成14年度	4,243	225	342	2,708	651	85	62	124	13	33
平成17年度	4,418	262	366	2,795	664	93	63	121	16	38
平成20年度	4,527	280	380	2,891	652	88	58	122	19	37
平成23年度	4,485	288	363	2,869	635	100	60	113	16	41

⑤ 博物館の構成（博物館5,747の構成）

	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設	合計
	913	349	4,485	5,747
国立 ※博物館法上国立の登録博物館はない		0	125	小計 125
独立行政法人		27	50	小計 77
公立	567	157	3,522	小計 4,246
一般社団法人若しくは一般財団法人，宗教法人又は政令で定めるその他法人	311	36	172	小計 519
その他の法人 その他の法人には登録博物館では宗教法人等，博物館相当施設 ・博物館類似施設では宗教法人 ・株式会社等がある。	35	129	616	小計 780

登録博物館とは，博物館法に基づき博物館資料，職員，施設，事業内容等に係る審査を経た上で，国民の教育，学術，文化の発展に寄与するものとして登録されたもの。

博物館相当施設とは，博物館法に基づき登録博物館の事業に類する事業を達成するために必要な資料，職員，施設，事業内容等に係る審査を経た上で，博物館に相当する施設として指定されたもの。

博物館類似施設とは，博物館法の適用を受けない施設であるが，登録博物館と同種の事業を行うものとして都道府県教育委員会で把握（社会教育調査の対象として）しているもの（資料，職員，施設，事業内容等に係る審査はない）。

⑥ 博物館の事業実施件数（1博物館当り）

（平成22年度間）

区分	計	総合博物館	科学博物館	歴史博物館	美術博物館	野外博物館	動物園	植物園	動物園	植物園	水族館
計	44.8 (80.9)	47.2	102.7	27.4	31.6	136.1	132.4	68.0	194.3	78.6	
講演会	6.8 (81.3)	5.4	5.8	5.3	6.0	11.0	31.1	7.5	—	40.0	
研究会	7.4 (51.8)	11.0	4.2	7.8	7.5	6.0	2.9	—	—	2.2	
学級・講座	35.2 (69.4)	41.8	63.3	22.9	27.6	120.0	35.6	85.7	194.3	59.9	
映写会等	41.3 (117.5)	11.7	119.5	19.0	19.3	102.3	715.7	—	—	38.0	

（注）（ ）内の数字は1件当たりの参加者数を示す。

「平成23年度社会教育調査」（文部科学省）より作成

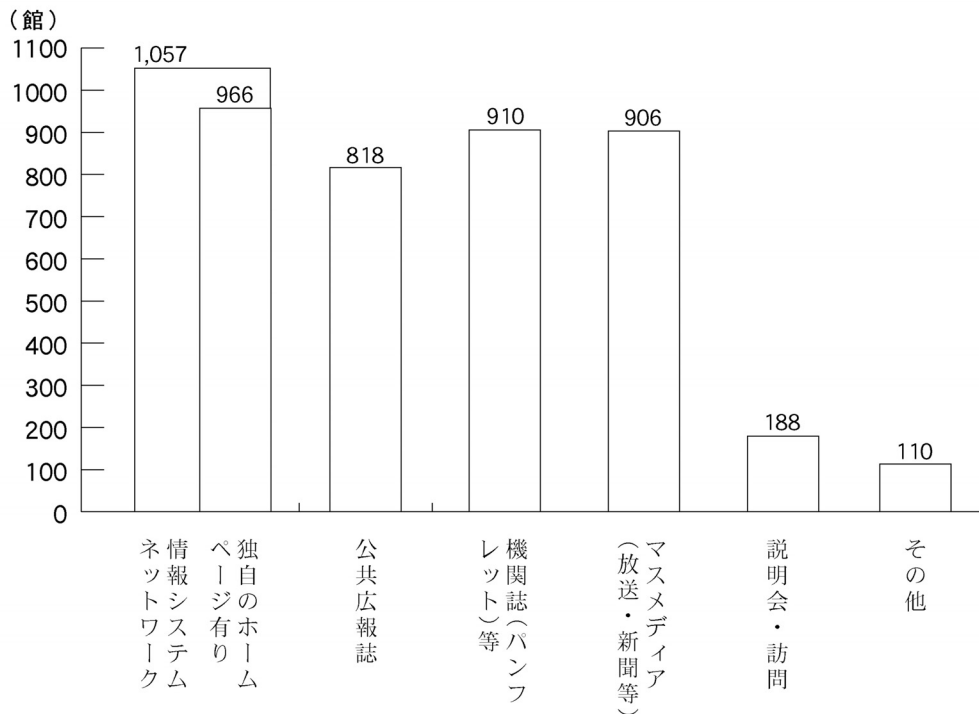
⑦ 平成22年度間の博物館開館状況（平成22年度間未開館や平成23年度新設館を除く。）

年間250日以上299日以下開館する博物館数	407館（32.7%）
年間300日以上349日以下開館する博物館数	456館（36.7%）
年間350日以上開館する博物館数	165館（13.3%）
日曜日及び祝日に開館する博物館数	1,105館（88.9%）
1日の開館時間が7時間以上8時間未満である博物館数	308館（24.8%）
1日の開館時間が8時間以上である博物館数	819館（65.9%）

「平成23年度社会教育調査」（文部科学省）より作成

⑧ 博物館における情報提供方法

（複数回答）（平成22年度間）



「平成22年度社会教育調査」（文部科学省）より作成

⑨ 博物館におけるボランティア活動の状況

博物館におけるボランティア活動状況（設置者別）

1. 計

区 分	登録制度 のある 博物館数	団 体				個 人			
		団体登録制度 のある博物館数	登録団体数	登録者数		個人登録制度 のある博物館	登録者数		
				男	女		男	女	
計	509	251	405	7,423	9,765	286	6,319	10,450	
国	—	—	—	—	—	—	—	—	
独立行政法人	15	3	3	38	13	12	332	593	
都道府県	113	45	73	1,536	2,891	74	2,089	2,634	
市（区）	262	154	241	4,565	5,638	124	2,866	3,935	
町	24	17	25	295	392	8	57	70	
村	1	1	1	14	9	—	—	—	
組 合	2	—	—	—	—	2	78	121	
一般社団法人・一般財団法人 （特例民法法人を含む。）	73	26	57	893	651	49	728	2,544	
そ の 他	19	5	5	82	171	17	169	553	

2. 登録博物館

区 分	登録制度 のある 博物館数	団 体				個 人			
		団体登録制度 のある博物館数	登録団体数	登録者数		個人登録制度 のある博物館	登録者数		
				男	女		男	女	
計	388	193	318	6,025	8,157	216	4,351	7,746	
国	…	…	…	…	…	…	…	…	
独立行政法人	…	…	…	…	…	…	…	…	
都道府県	91	37	65	1,059	2,371	59	1,644	2,122	
市（区）	204	119	198	3,847	4,769	99	1,922	2,693	
町	20	13	21	270	378	8	57	70	
村	1	1	1	14	9	—	—	—	
組 合	1	—	—	—	—	1	1	1	
一般社団法人・一般財団法人 （特例民法法人を含む。）	69	23	33	835	630	47	678	2,508	
そ の 他	2	—	—	—	—	2	49	352	

3. 博物館相当施設

区 分	登録制度 のある 博物館数	団 体				個 人			
		団体登録制度 のある博物館数	登録団体数	登録者数		個人登録制度 のある博物館	登録者数		
				男	女		男	女	
計	121	58	87	1,398	1,608	70	1,968	2,704	
国	—	—	—	—	—	—	—	—	
独立行政法人	15	3	3	38	13	12	332	593	
都道府県	22	8	8	477	520	15	445	512	
市（区）	58	35	43	718	869	25	944	1,242	
町	4	4	4	25	14	—	—	—	
村	—	—	—	—	—	—	—	—	
組 合	1	—	—	—	—	1	77	120	
一般社団法人・一般財団法人 （特例民法法人を含む。）	4	3	24	58	21	2	50	36	
そ の 他	17	5	5	82	171	15	120	201	

⑩ 博物館の入館者数の推移

区 分	計	総合博物館	科学博物館	歴史博物館	美術博物館
昭和55年度間	116,278,261	4,104,651	13,768,809	26,448,538	16,561,597
昭和58年度間	109,167,316	5,826,314	13,207,201	18,879,175	19,472,886
昭和61年度間	120,191,253	7,134,327	12,117,280	19,245,544	21,687,325
平成元年度間	130,321,892	6,577,516	12,562,835	18,582,954	32,127,341
平成4年度間	134,334,844	12,529,128	12,905,951	19,478,324	28,233,413
平成7年度間	124,073,770	10,233,484	15,115,587	19,396,049	25,667,532
平成10年度間	113,273,000	10,073,000	12,806,000	17,849,000	25,034,000
平成13年度間	113,977,000	9,249,000	12,334,000	19,617,000	28,071,000
平成16年度間	117,854,000	10,106,000	12,658,000	17,101,000	33,472,000
平成19年度間	124,165,000	8,500,000	13,816,000	19,965,000	33,029,000
平成22年度間	122,831,000	7,692,000	14,491,000	20,754,000	33,395,000

区 分	野外博物館	動物園	植物園	動植物園	水族館
昭和55年度間	1,173,586	26,264,826	5,864,895	11,798,396	10,292,963
昭和58年度間	2,382,219	26,763,183	4,293,201	6,170,443	12,172,694
昭和61年度間	1,677,831	29,410,143	4,717,659	10,346,033	13,855,111
平成元年度間	3,574,504	28,480,391	4,882,580	8,653,366	14,880,405
平成4年度間	3,594,601	23,617,535	5,560,115	11,363,820	17,051,957
平成7年度間	2,961,250	20,251,536	2,679,475	8,898,032	18,870,825
平成10年度間	3,087,000	16,756,000	3,279,000	6,218,000	18,171,000
平成13年度間	1,362,000	17,603,000	2,625,000	5,953,000	17,163,000
平成16年度間	2,687,000	18,197,000	2,182,000	4,300,000	17,151,000
平成19年度間	2,894,000	18,359,000	1,778,000	5,383,000	20,441,000
平成22年度間	3,111,000	17,083,000	885,000	4,456,000	20,964,000

(注) 1. 諸集会事業への参加者を除く。

2. 平成10, 13, 16, 19, 22年度間は百の位四捨五入

「平成23年度社会教育調査」(文部科学省)

(2) 博物館職員

① 博物館職員数の推移

(単位：人)

		53	56	59	62	2	5	8	11	14	17	20	23
国立	館長	26 (20)	23 (7)	24 (6)	27 (8)	25 (5)	25 (6)	28 (A 5)	25 (6)	21 (4)	2 (1)	1 (0)	0 (0)
	学芸員	68 (42)	55 (52)	77 (59)	63 (50)	75 (56)	47 (35)	50 (B 39)	62 (52)	30 (20)	14 (13)	1 (0)	0 (0)
	その他の職員	523 (369)	394 (345)	444 (368)	346 (286)	354 (253)	355 (279)	449 (C290)	482 (294)	208 (134)	18 (12)	6 (0)	0 (0)
	小計	617 (431)	472 (404)	545 (433)	436 (344)	454 (314)	427 (320)	527 (D334)	569 (352)	259 (158)	34 (26)	8 (0)	0 (0)
独立行政法人	館長									10 (7)	24 (13)	23 (13)	27 (11)
	学芸員									56 (56)	175 (157)	189 (161)	188 (160)
	その他の職員									688 (385)	668 (343)	708 (267)	745 (307)
	小計									754 (448)	867 (513)	920 (441)	960 (478)
	指定管理者												0 0 0
公立	館長	218 (172)	256 (171)	315 (172)	348 (186)	380 (191)	411 (209)	504 (269)	544 (272)	605 (296)	658 (310)	687 (307)	604 (265)
	学芸員	467 (433)	663 (614)	898 (781)	1,091 (971)	1,260 (1,114)	1,489 (1,327)	1,824 (1,588)	2,004 (1,774)	2,266 (2,039)	2,558 (2,250)	2,619 (2,208)	2,516 (2,112)
	その他の職員	2,645 (2,368)	3,015 (2,702)	3,519 (2,805)	3,569 (2,795)	3,811 (2,987)	4,409 (3,305)	5,199 (3,617)	5,511 (3,476)	5,918 (3,553)	6,675 (3,708)	7,034 (3,358)	5,727 (2,472)
	小計	3,330 (2,973)	3,934 (3,487)	4,732 (3,758)	5,008 (3,952)	5,451 (4,202)	6,309 (4,841)	7,527 (5,474)	8,059 (5,522)	8,789 (5,888)	9,888 (6,268)	10,340 (5,873)	8,847 (4,849)
	指定管理者												115 478 (2,455)
私立	館長	238 (175)	261 (182)	304 (165)	340 (169)	368 (173)	369 (200)	419 (199)	463 (232)	476 (243)	498 (251)	515 (254)	493 (244)
	学芸員	453 (336)	477 (396)	558 (433)	650 (497)	731 (558)	802 (620)	937 (742)	1,028 (791)	1,041 (806)	1,080 (831)	1,181 (877)	1,214 (918)
	その他の職員	2,838 (2,630)	3,653 (3,242)	4,228 (3,590)	4,075 (3,352)	4,425 (3,748)	5,032 (3,963)	4,790 (3,925)	5,092 (4,037)	5,203 (3,924)	4,987 (3,636)	4,978 (3,405)	5,213 (3,319)
	小計	3,529 (3,141)	4,391 (3,820)	5,090 (4,188)	5,065 (4,018)	5,524 (4,479)	6,230 (4,783)	6,146 (4,866)	6,583 (5,060)	6,720 (4,973)	6,565 (4,718)	6,674 (4,536)	6,920 (4,481)
	指定管理者												0 0 0
合計	館長	482 (367)	540 (360)	643 (343)	715 (363)	773 (369)	832 (415)	951 (473)	1,032 (510)	1,112 (550)	1,182 (575)	1,226 (574)	1,124 (520)
	学芸員	988 (811)	1,195 (1,062)	1,533 (1,273)	1,804 (1,518)	2,066 (1,728)	2,338 (1,982)	2,811 (2,369)	3,094 (2,617)	3,393 (2,921)	3,827 (3,251)	3,990 (3,246)	3,918 (3,190)
	その他の職員	6,006 (5,367)	7,062 (6,289)	8,191 (6,763)	7,990 (6,433)	8,590 (6,898)	9,796 (7,547)	10,438 (7,832)	11,085 (7,807)	12,017 (7,996)	12,345 (7,699)	12,726 (7,030)	11,685 (6,098)
	小計	7,476 (6,545)	8,797 (7,711)	10,367 (8,379)	10,509 (8,314)	11,429 (8,995)	12,966 (9,944)	14,200 (10,674)	15,211 (10,934)	16,522 (11,467)	17,354 (11,525)	17,942 (10,850)	16,727 (9,808)
	指定管理者												115 478 2455

(注) 1. 博物館法上の「登録博物館」, 「博物館相当施設」の職員数である。
2. 括弧内の数は, 専任職員数である。

② 1館当たりの職員数

(単位：人)

	計	総合博物館	科学博物館	歴史博物館	美術博物館	野外博物館	動物園	植物園	動物園	水族館
計	13.3	19.6	18.6	11.7	14.0	38.5	39.5	9.7	68.8	48.6
専任	7.8 (100.0%)	7.8	8.1	4.9	6.5	7.5	29.9	4.9	48.8	27.8
館長	0.4 (5.1%)	0.4	0.5	0.4	0.4	0.4	0.7	0.3	0.9	0.6
学芸員	2.5 (32.1%)	4.1	2.7	2.2	2.5	1.6	1.3	0.3	1.1	3.0
学芸員補	0.3 (3.8%)	0.2	0.9	0.1	0.1	0.5	2.5	0	0	2.3
その他	4.5 (57.7%)	3.1	4.0	2.2	3.5	4.9	25.5	4.3	46.8	21.9
兼任	1.0	1.3	0.8	1.1	0.9	0.9	0.2	5.1	0.4	1.7
非常勤	4.5	5.9	5.3	3.4	3.8	15.5	4.8	2.4	10.0	10.5

③ 文部科学省の行う学芸員等研修の実施状況（平成23年度間、文化庁関係は除く）

研修講座名	主催	内容	日程	受講者数
博物館学芸員専門講座	文部科学省 国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター	学芸員として必要な高度かつ専門的な知識・技術に関する研修を行い、都道府県・指定都市等での指導的立場になりうる学芸員としての力量を高める。	24.12.5～ 12.7	46人
博物館長研修	文部科学省 国立教育政策研究所 社会教育実践研究センター	新任の博物館長等に対し、博物館の管理・運営、サービスに関する専門知識や、博物館を取り巻く社会の動向などについて研修を行い、博物館運営の責任者としての力量を高める。	24.10.10～ 10.12	54人
学芸員等在外派遣研修	文部科学省	学芸員等の博物館専門職員を諸外国の博物館に派遣し、高度で専門的な知識・技術の修得を図るほか先進的な展示・教育普及活動等に関する調査を行わせる。	3ヵ月程度 (長期) 1ヵ月程度 (短期)	人 (長期) 人 (短期)

平成25年度 社会教育指導者の育成・資質向上のための調査研究事業

博物館に関する基礎資料

平成26年3月

文部科学省
国立教育政策研究所
社会教育実践研究センター

〒 110-0007 東京都台東区上野公園12番43号

TEL (03) 3823-0241

FAX (03) 3823-3008
